山崎正董著

# 横井小楠

## 傳記篇

東京
株式會社明治書院

# 縁起一則

小楠先生遭難以後七十年。初めて其の傳記と遺稿とを、一部の書として、天下に公にするを得たるは、寔に慶賀に堪へざる盛事である。元來先生は、幕府瓦解期より明治の新政に移る、過渡時代に於ける、最も特色あり、最も異彩ある人物だ。其の傳記は、當然先生の死を距る遠からざる時期に出で來るべき筈だ。それが今日迄遷延するに至つたのは、種々の事情と理由とがある。

而してその中の主なる一は、先生が實學を唱へ、文藝を記誦詞章の學として斥けたる結果、先生自身は文藝上の教養も深厚であつたに拘らず、其の門人等は、餘りに所謂る實學に偏して、先生の傳記を編纂するの筆を持つべき程の人物が――皆無とは云はぬが――乏しかつた爲と云は

ねばならぬ。極言すれば、先生自らが、その傳記の編纂を遲延せしめたといふことゝなる。
其の他にも尚ほ一二の理由、及び事情がある。先生の身邊に幾多の難題が未決の儘蟠りゐたることがその一。資料缺乏し、且つ散佚して、蒐集に困難なることがその二。それよりも先生自身が、雲間の游龍、凡有る傳記者の手にて描くべく、餘りに困難の代物であつた爲だ。

× × ×

但だ此間に於て、先生を傳ふるに足るものは、一部の『小楠遺稿』であつた。是書の編纂は、先生の嗣子横井時雄君が、自ら所望したものであつたことは勿論であるが、専らその勞に任じたるは、予が父德富一敬、予が叔父即ち一敬の弟、江口高廉、併せて予であつた。
これは明治二十二年の事であり、その出版は専ら勝海舟先生の斡旋

に依つて出で來つた。而して卷首に掲げたる『小楠先生小傳』は、江口高廉の執筆にして、實は予の父と合作と云ふも可。『小楠遺稿』は更に明治三十一年五月に再版したが、今日は最早や絶版書である。今日から見れば是書は、遺稿と云ふも、その主なるものを擧げたるに止まり、これを增補すべく、且つ順序、排列等、訂正すべき點、甚だ鮮くない。然もこれ迄橫井小楠に就いて知るべき根本資料は、單り是書あるのみであつた。

× × ×

予の父は云ふ迄も無く、十六歲より小楠門下となり、父の弟三人も亦たその門下であり。延いて予等の姻戚關係は、殆んど皆な小楠門下で無ければ、所謂る實學連の系統を引いたる者のみであつた。斯る特別なる關係の上から見ても、先生の遺稿と傳記とを完成するの志は、敢て人後に落ちなかつたが、予不肖にして自らこれに當る能はず。爲めに

その適材を物色すること多年。會まこれを我が山崎博士に見出すことを得たるは、予一人の幸福に止まらない。依つて予は此事を以て屢屢山崎博士に要め、勸め、且つ請うた。然も博士は當初容易にこれを聽さなかつたが、遂に考慮の上に意動くところあり。更に、これを博士の先進、卽ち博士と同鄕の田中青山先生、肥後の先輩淸浦奎堂伯、及び安達漢城翁、其の他の人々に諮つた。何れも熱心に慫慂して止まず。此に於て博士も、遂に慨然意を決して斯事に從ふことになつた。

爾來博士は百事を抛ち、寢食を忘れ、尋常の勞力を以てすれば、十年をも期すべきものを、殆んど全家總動員の熱心を以て約四年を費し、遂に此の傳記と遺稿とを就することを得たるは、實に我等の期待以上の好成績として驚喜せざるを得ない。

× × ×

予が何故に此の事業に向つて、山崎博士を適材と認めたるかに就いては、左の理由がある。

第一、横井小楠は維新の志士である。維新の志士を傳ふるには、志士の周旋したる時代精神、志士の呼吸したる時代雰圍氣、同時に志士の胸間に鬱勃たる所謂る志士氣質なるものを把握み得る人たるを要す。博士は維新時代の雄藩の一たる土佐出身者であり、その環境の上よりしても、その交友の上よりしても、その教養の上よりしても、優に此の資格の持主である。

第二、横井小楠は毀譽褒貶、最も甚しき人物にして、その一生は殆んど誤解の渦中に出入したと云つても不可無しだ。從つて彼の傳記者は、最も嚴正公平の立場にあらねばならぬ。單に傳記者自らが然るのみならず、第三者より見て又た然りと認めらるべき中立不偏の人であら

ねばならぬ。此の意味に於て、山崎博士は正に其人である。

第三、傳記者は其の主人公に對して、嚴正公平であると同時に、理解と同情とを有たねばならぬ。熊本は山崎博士第二の故郷にして、然も横井及び其の一門に關する文書、資料等も、博士の手に存するもの、個人としては最も多く、又た小楠關係者に交友鮮からず。從つて鏡花水月、小楠の眞相を描く傳記者として、誂向きである。

第四、小楠先生の身邊には、既記の如く、單に誤解といふばかりで無く、重大なる問題、卽ち國體論の如き、宗教論の如き點に就いて、大なる疑問、大なる謎題が剩存してゐる。これを解釋するには、單だ熱情と好意とを以てすべきのみでなく、極めて精詳、審密なる科學的考察と解剖とを必要とする。山崎博士は本來刀圭家として、科學者たる素養あり。最もその資格に富んでゐる。

第五、小楠先生は神智靈覺の人にして、その文獻は比較的乏しく、卽ちこれあるも天下に散在して、これを蒐集するに、最も多大の勞力と精根とを要することは、これ亦た既記の通りである。而して此の點に於ても、精力絕倫の山崎博士は、又その人である。

尙ほ博士が良史の材であることは、その前著『肥後醫育史』を見ても、これを知るを得べく。卽ちこれを橫井小楠傳にその力を用ゐる時には、更に一層の光彩を發揮せらるべきを、我等が期待したるは、當然のことと云はねばならぬ。

× × ×

人或は予が自ら難きを避けて、これを博士に讓りたるを咎むるものあらん。然も如何に予が自ら公平を期して小楠先生の傳記を編せんとするも、予の立場は餘りに問題の主人公と接近して、その爲に切角の

苦心も、充分の信を讀者に博する能はざる處れが多い。今や頼に山崎博士に依つて、予及び同志者の希望は達成せられた。されば我等が本書の成功を慶賀する意は、恐らくは本書の著者其人の快心の情に比して、寧ろ多きも決して少くあるまいかと思ふ。

惟ふに今後何人が小楠傳に筆を著けんとするも、本書に脫帽せずしては、一字をも書く能はざることは、斷然疑を容れない。此の如くにして山崎博士の約四年の苦心は、全く酬いられたりと云はねばならぬ。されば予が本書の刋行を以て文壇の盛事と爲すも、決して過當の言ではあるまいと思ふ。

×　　×　　×

予は山崎博士と共に、横井小楠先生の短所缺點を能く知る者である。予の父及び父の友人は、殆んど小楠先生を偶像視して崇拜したが、予自

身としては、彼は一個の歴史上の人物なれば、その長短は自ら史眼に分明である。然も彼が一代の人傑、天挺の英豪であつたことは、疑を容れない。予の壯時曾て左の作がある。

神機靈覺自天眞。　雪嶺之東第一人。

安得『作』君九原下。　與論家國大經綸。

『雪嶺之東第一人』といふ句には、或は過當といふ者もあらうが、然も當時の日本に於ては、小楠先生が唯一人で無い迄も、第一人であることは、苟くも本書を熟讀する人は異議があるまい。予の先生に對する概觀は、曾て草したる先生頌德碑文に、大雜把ではあるが罄くしてゐる。今茲に再說を要しない。

『小楠遺稿』を編纂するに際し、曾て物議の因を爲したる、沼山閑居十首の中『人君何天職』の一首を、故らに削るべしとの意見が、或る人々の中に

あつた。然も予は堅く爭つて曰く、『此詩は縱令誤解を招くにせよ、苟くも横井小楠を知る者には、皆な知られてゐる。然るに今故らにこれを削るは、決して遺稿そのものゝ信を天下に取る所以ではない。誤りを正し、疑を釋くには、自ら他に方法の存するあらん』と。依つてこれを掲ぐることゝした。

今本書を讀めば、それ等の點に於ては、爬羅剔抉、快刀亂麻を斷ち、殆んど毫髮遺憾無きに幾きものがある。即ち怪雲妖霧にその半身を沒したる靈山が、八面玲瓏、靑天白日の下、巍然として霄間に聳立するの狀がある。若し小楠先生をしてこれを知らしめんか、必ず掌を抵つて、我心を得たりと叫ぶであらう。

× 　× 　×

尙ほ本書の刋行に就いては、淸浦奎堂老伯を初めとし、後援の君子鮮

く無かつた。就中小楠門下の士、長野桑蔭翁の子、貴族院議員長野忠次君、嫡孫長野友博君の如き、終始斯事の完成に向つて努力せられた。自餘其力を效したる君子甚だ多かつたのは、小楠先生遺德の然らしむる所以であらう。而して不肖予の如きも、亦た山崎博士の是著に依つて、多年の希望を成就したるばかりで無く、我父年來の宿債を、辨償し得たる感尤も殷んである。

昭和十三年四月二十五日　於民友社樓上

蘇峰七十六叟

# 自序

横井小楠を師とし友とせる元田東野は小楠を道學の俊傑とも帝者の師とも稱し、又小楠の識見の快濶なる志氣の軒昂なる、前に古人なく後に今人なしと推服して居る。靈悟明識なか〳〵人に許さぬ勝海舟も小楠は胸五洲を呑み眼一世を空しうすと評し、又「おれは今までに天下で恐しいものを二人見た。それは横井小楠と西郷南洲とだ」と云つてゐる。幕末の人材多しと云へども、學東西に通じ識古今に絶した眞の一世の宗師は東に佐久間象山あるに對して西には吾が小楠を推さゞるを得ない。實に小楠は鎖國自ら小なりとせし時代に世界的眼光を有した偉人であつた。

小楠の偉器は肥後藩學の時習館時代に既に其の一半を玉成して、天保十年江戸に遊學した際にも藤田東湖に推擧されて水戸齊昭より聘用の內意を受けた程だ。爾後十數年倍〻長養の功を積んだ小楠と嘉永六年に會見した吉田松陰は別後書を寄せて長州に來りて同藩の君臣に指導を與へんことを懇請し、橋本左

內亦松平春嶽が小楠を賓師として聘用するの議を熱心に支持し、一橋慶喜は文久二年「橫井平四郎に對面せしに非常の人傑にて甚だ感服せり云々」と評して之を幕府に重用せんとし、高杉晋作は小楠が既に開國論に豹變して居た萬延元年特に彼を福井に訪ひての後、久坂玄瑞に「橫井中々英物、有一無二之士」と書き送り、翌文久元年には熊澤蕃山にも讓らぬ人物と推賞して長州藩の學頭兼兵制相談役に聘用せんと主張し、坂本龍馬は慶應二年當時天下の人物として擧げた九人の中に亦小楠を加へ、小楠の參與時代に最も彼を信賴したものは新政府の柱石岩倉具視であつた。此等の人々は當時の人傑中の翹楚であるに何故かくも小楠に傾倒したのか。かの維新の大立物と稱せらるゝ西郷・大久保・木戸の傑物さへも當時の封建的因襲に囚はれて動もすれば自藩本位に思惟し行動する傾が無きにしもあらぬに對して、獨り小楠は自藩との關係が彼等の如く緊密で無かつたにも因らう、が常に直ちに日本の國家・萬國中の日本といふ見地に立つたので、其の識見がたしかに他より數等高いものであつた爲で無からうか。現在小楠を熟知せることに於て第一人者たる德富蘇峯翁が小楠頌德碑の文中にも「識見高遠氣宇濶大一代の木鐸百世の師表と爲り東亞の偉人と稱す可き

は實に我が小楠横井先生を推さゞるを得ず」と述べて特に東亞の偉人と云つてゐるのは此の意味であらう。

かくも偉大なる小楠の傳記を筆せんは須らく才・學・識の三長を具して、而も今日では兀々として其の資料を蒐集するの勞をも辭せぬ人であるべきだ。それを今醫者の古手の私が指を染めようとは何たる烏滸の沙汰であらう。私は生來の凝性で物を蒐集する勞だけは一向に億劫がらぬが、如何に贔屓目に見ても此の一點の外には全然無資格である。それにも拘らず事こゝに至つたには左の如き經緯がある。

私は長く熊本の醫學校及び病院に勤務して醫育と醫術に從事した關係から、曩に『肥後醫育史』なる一書を公にした。其の際肥後の西洋醫學の興起と發達には小楠の力の與つて大なるものあるを認めたので、「肥後の西洋醫學附横井小楠の之が弘奬」と題して草した一篇は蘇峯翁の『古稀祝賀記念知友新稿』に收められた。これが原因となつて諸方面から小楠を眺めて見ると、深くして廣き其の學殖・時流を拔きて世界の大勢を看破せる其の識見・至誠國を憂ふるの其の心術と至情・遠大にして、而も緻密なる其の經綸・一身の毀譽褒貶を顧みずし

て所信に邁進する其の勇氣は確に一代の偉傑であることを知りて彼を畏敬するに至つた。其の結果小楠及び彼の緣故者の筆蹟を蒐集しなどしたことが人をして私を小楠宗の熱心なる信者と目せしむるに至つた。

昭和七年私が醫育三十年を期として熊本醫科大學を退くと同時に醫界からも離脫して閑居する事となるや、小楠に私淑せる肥後の諸先輩は待つて居たと云はぬばかりに、私に小楠の傳記を書くべく慫慂せられた。それは私が小楠に對する知識を幾分有し、彼に關する文書を多少持合はせてゐたのも其の理由に算へられるが、私の立場が其の傳記を書くのに都合がよい點あるを知られたからであらう。と云ふのは、偉人には兎角誤解が附物だが、小楠に對してはそれが最も甚だしく、彼は其の爲に迫害され呪咀されて遂には凶刄に斃れたのである。それでも誤解は清算せられ切らずに今日なほ彼を毛嫌ひする一派が存する。然も上に述べた如く一世の俊傑をして傾倒せしむる小楠であるだけに、一方には之を神の如くに崇拜する人も無論多い。乃ち小楠の生國たる熊本では感情も加はつて、今日でも兩極端の議論を聞く事が出來るのである。然るに私は熊本生拔きで無いからその何れにも囚はれることなく、小楠宗に入つたといふも

のゝ今道心だから吾が佛尊しの餘りに白を黑と云ひ曲げることも無く、小楠の生涯を素直に記述し得るかに見えるからであらう。某先輩の如きは「君は婦人の腹を二千人も剖いて病苦から救つたさうだが、其の功德もさる事ながら、小楠一人の寃を雪ぐ傳記編述も決してそれに劣らぬ善根である」とまで云はれた。如何にも私の專門は産科婦人科であつたので開腹術は可なり多く施したが、それでも思ふ樣にゆかなかつたのも若干ある。況や小楠の如き大物に刀を揮ふのはと躊躇したが、翻つて考へて見ると今日まで小楠の傳記又は遺稿として世に公にせられて居るのは明治二十二年に出版された『小楠遺稿』を主とし、其の中の「小楠先生小傳」を材料として書かれた二三のものがあるばかりで、小楠と並び稱せられた象山は勿論、上記の藤田・吉田・橋本・一橋・勝・岩倉・高杉・坂本等には既に立派な傳記や遺稿が公にせられてゐるに對しては餘りに簡短であるのみならず、私の已に蒐集したものでも『小楠遺稿』を補ふに足るものがかなり多いのを見て如何にも小楠に對して相濟まぬ氣もするので、多少でも新しい内容を載せた傳記及び遺稿を公にして後人が完全な傳記を書く資料を提供するには私の蒐集癖も役に立つであらう。これが三長を具する史家の出現を

待つ第一の工作だと云ふ氣になつたのであつた。以上が本書著編に至つた動機と理由の僞らざる告白である。

斯くて資料蒐集に着手して見たが、最早小楠を見知つてゐる人は晨星も啻ならず、又其の人達が必ず正確に興味ある資料を傳へるでも無く、小楠の事蹟や逸話などを聞知つて居る人も亦極めて稀なりと云ふ有様である。然らば文獻はと云ふと、それも遺されてゐるのは豫想外に少い。東野の如きは『還暦之記』とか『古稀之記』とか題して自家の閲歴を丹念に數册も自記して居り、又海舟や松陰なども綿密な日記を書いてゐるのに小楠には左様のものは全然無い。小楠は記憶力の强きに任せて自ら備忘錄を作らないのみか弟子にもそれを禁じたといふので、講義錄とか語錄とか云つた様なものさへも至つて稀である。又小楠の花々しき公生涯と云へば春嶽に聘せられた數年間と一年足らずの參與時代とであるが、當時小楠は帷幄に參畫するといふ格で自ら手を下す側に立たず、而も其の助言獻策は機密に屬するものが多いのでこれ亦後に傳はることも甚だ尠い。沼山津閑居間に其の門を叩いた名士や其等の人達との往復文書も多かつたであらうが、其の多くは覆面して來たでもあらうし、熊本といひ福井と

云ひ何れも兵燹やら失火やらに襲はれた土地柄であるなど資料闕乏の條件は幾重にも嚮至してゐる。

私のいよ〳〵之に着手したのは昭和九年十一月の事で、初の一ヶ年は助手數名を雇ひて倶に小楠に緣故ある諸地を廻りて可なり熱心に材料の蒐集に勉め、其の後の二ヶ年餘は執筆の傍、なほ其の追補に從事したが、勞の徒に大なりし割合には得る所は頗る小だつた。蓋し歲月の隔たり行くことは感情を冷靜ならしめて其處に正しい判斷も下される。此の點からすると小楠の死後最早七十年となつたから、特に誤解の甚だしかつた彼の傳記を書くのには頃合ひの時期だが、一面には此の歲月の間に活きた貴重なる材料を提供する人も又興味ある文書も多く消え去つたことは如何にも遺憾千萬である。

資料は今後もなほ氣長に心掛けて居れば此の上に幾多得られぬ事も無からうが、私の蒐集癖は已に發揮し盡くしたのだから、兎に角今日迄に得たる資料で一先づ纏める事にした。さて此等の資料より得たる叙述は猥りに揣摩臆測を逞うしたり舞筆文飾に流れたりするを避け、小楠の人物及び事蹟をはつきり讀者の腦裏に映像せしめるに力めた。隨つて偉人の傳記に有勝ちの其の短所や

暗黑面を閑却して、其の長所と光明面をのみ誇張する底のものとは反對に、小楠の短所乃至は缺點—暗黑面はない—も遠慮會釋なく收錄した。又公私の文書にして苟くも後の史家及び評論家の參考ともなるべく思はれるものは細大之を網羅揭載した。

繰返して云ふが小楠の如き大人物の傳記を僅かに三年餘にして世に出すは如何にも早產だ。其の胎兒もまだ完全に發育して居らぬ。呱々の聲をこそ擧げたれ天壽を全うするや否やを保し難き如く、本書も覆瓿に供せられるに過ぎぬかも知れぬ。但し遺稿篇には小楠の筆になりたるもので著者の眼に觸れた限りは內容の如何に拘らず細大悉く收錄して其の出所を註したから、後の史家が再び盲目捜しするの勞を幾分減じ得たと思ふ。傳記篇は自運の文が多い爲に開腹術なら今少し手際が好かつたがと忸怩たるものがある。偏に將來卓越せる史家が此の資料を運用して小楠の眞價を發揮し以て明治維新史の一面を闡明せんことを祈る。

昭和十三年五月

山崎正董識

# 凡例

一、本書は傳記篇と遺稿篇とに別れ、傳記篇は主として其の材料を小楠の遺稿や小楠に關係ある諸種の文書及び遺話に採り(其の遺稿及び文書は眞蹟・寫本或は刊本によつた)、其の事蹟を載せ又は之を傳へたものは涉獵の及べる限り悉く之を收錄した。遺稿篇は「論著」「建白類」「書簡」「詩文」「談錄」「講義及び語錄」の六類より成り―最後の二類は他人の筆記したもので小楠の自記ではない―、既刊『小楠遺稿』に於ける「小楠先生小傳」及び「中根雪江日錄」を除ける外の內容に、曩に編者の蒐集したる遺稿及び關係文書を加へたものである。此の內小楠の書簡特に彼の宿許に寄せたものには或は細かい家事に亙つたり、或は內容の重複したりしたのが頗る多く繁瑣の嫌はあるが、一面には當時の出來事や小楠の行動・性情等を知り得るので、編者の目に觸れたものは一つも捨てずに收錄した。

二、傳記・遺稿兩篇に引用せる文書及び小楠の遺稿に於て、

イ、意味不明の點・妥當ならざる用語・誤字・脫字・宛字・衍字などあるも原文に從ひて訂正を加へず、其等の右側に其の由を註記指摘した。

ロ、原文のまゝなるはマヽ、其の讀み難きものには(不明)(蟲喰)(破れ)(磨滅)などの傍註によ

りて其の由を示した。

ハ、姓名略稱・特殊な事情關係・方言等にも必要ある場合は註を加へた。

ニ、文字の常用活字にある限りは原體を存するも、已むを得ない場合は正字を用ひた。

ホ、假名は全部平假名に統一して國定教科書所用の字體を用ひ、又今日ならば假名であるべきところへ歟(か)・茂(も)・而(て)・者(は)などの漢字を用ひてあるのは假名に改めたが、たゞ之(の)を用ひたるは文の體裁上や其の他の理由にて原の儘にしたのも多い。

ヘ、天皇とか將軍とか藩主とか尊屬の文字に尊敬の意を表すべく擡頭の書方も多いが、今は其等は一字を明けるに止めた。

三、參照の爲に挿入した文書は時には本文の記事と重複したり、時には叙述の聯絡を傷ふ恐もあるが、他日精深なる小楠傳を編纂する人に史料の一助ともなり、かつは材料保存のためにもならうかと載錄し、なほ其等には活字の組方に若干の用意を加へた。

四、傳記及び遺稿兩篇に於て文にも詩にも總べて句讀點―二つ以上の名詞及び語句のならびたる時はその間に・點―を付し、假名交り文に於て濁點あるべきには之を付した上に、漢文と漢詩には讀者の理解し易き爲に返り點をつけ、時には假名交りに書下したり、又は意譯したりしたのもある。 其等には誤讀・誤譯が定めて多からんかを懼れる。

五、一日理解し易からんが爲と興趣を添へんが爲とにて、本書には小楠及び其の他諸家の肖

像・筆蹟並に本文に關係ある文書の圖版を多數に挿入した。

六、假名文字にて記せる西洋の人名には其の右側に、地名には其の左側に縱線を施し、又自運の文中の書名には『　』を、詩文などの題目には「　」を加へた。

七、本書中記載の年月は總べて大陰暦で、年齢は滿年法によらず舊慣の數へ年に依つた。

八、日本書翰の通例として公の書翰にても年の記入がない。本書に收めたものは其の內容を考究して之を推定するに努力したが、遂に不明に終つたものもある。遺稿篇に於て「書簡」の年月日の推定されたのは其の順に列擧し、不明なのは其の後に集めて之を掲げた。

九、小楠と某と往復の書簡に於て其の紙に直ちに行間加筆で返信されてあるのには活字の大小を反對に—例へば小楠の行間に書いた返信を往信よりも大きな字に—した場合もあり、又小楠に來た書簡を參照の爲に出したのには「某々より」として之を區別した。

一〇、小楠の遺稿にして其の筆を執つた動機の正確に分つたものには說明を加へ、「論著」及び「建白類」の標題には編者が適當に之を付したものが少くない。

一一、本文でも說明文でも著・編者の記述中に於ける人名には總べて尊稱・敬語を省略した。失禮に涉る嫌もあるが史體として恕せられたい。

一二、讀者の諒解を得たいのは、越前國には福井・大野・勝山・丸岡・鯖江などの諸藩があり、松平春嶽父子の領したのは其の福井藩であるが、普通の稱へ方によりてそれを越前藩若しくは越

藩と記せる處が多い。又同一の人名を時には本名を、時には俗名を、時には通稱を、時には雅號を用ひたりして區々である。なほ名や號を改めた人、又は變名を用ひた人に對しては其の年代によりて適正な用法がある筈だが、それによらぬ場合も多い、終始松平慶永を春嶽、本書の主人公を小楠と書ける如くに。

一三、本書は的確と認めたる資料に基づきて事實の臚列を主とし、なるべく人物及び事蹟の評論は之を避けた、事實を知らば評論は自ら讀者の腦裡に生ずべければ。

一四、本書は或は所藏文書の閲覽を許されたり、或は寄書又は談話によりて有益なる材料を惠まれたる方々に負ふ所甚だ大である。一々其の芳名を列擧せざるもこゝに謹んで感謝の意を表する。なほ本書刊行に關して多大の援助を與へられたる原田積善會及び啓明會並に淸浦奎堂伯・德富蘇峰翁及び長野忠次・同友博・古莊健次郎三君と印刷發行に就きて特に好意を示されたる明治書院に對しても。

# 目次

第九章　福井藩よりの招聘……三六五

## 第十章　福井藩の招聘に應じて……四二一



## 第十一章　再び福井藩の招聘に應じて……四八九

## 第十九章　小楠を見直して

## 附錄……一三三九



## 圖版目次

# 横井小楠 上巻 傳記篇

山崎正董著

## 第一章 三鱗の家に麒麟兒

### 一 生誕

横井大平さん方にやまた男子(ヲトコ)の産れたげなたい。

と虔しやかな家中町にも口々に噂されて、城下内坪井の三横井家の一に勇ましい呱々の聲が聞えた。頃は文化六年八月十三日、熊本ではまだ所謂土用の後ろ前で蟬聲耳を劈き殘んの暑さ厳しい日であつた。時しも同家庭前の老松に巢くはむためか二羽の鶴が舞ひ下つたと傳へられる。鶴は樹上に巢くふことなしと云へば或は鵠の鳥であつたか知れないが、ともかくも珍しい瑞相だと云ふのでこれがまた町中の語種となつた。かうして生れ出た嬰兒こそ本

書の主人公小楠其の人である。

幕府の聲威漸く傾く

人は一面環境の子である。時代は偉人を生み偉人は時代をつくる。小楠出生の其の當時は藩主に細川齊玆があり、德川幕府は十一代將軍家齊の世で封建の夢穩かに最も幕政華やかな頃ではあつたが、而も歐洲列强の對亞細亞政策は南は印度から支那に、北はカムチヤッカよりサガレン・蝦夷今の北海道に及び、我が日本の邊疆漸く多事ならんとする際であつた。卽ち文化の元年には露使レザノフ來りて幕府に互市を乞ひ、同三年・四年と相次いで北邊に冦し、同五年には英船長崎に來りて民家を掠めたに守衞の兵之を禦ぐに術なく、爲に長崎奉行松平圖書頭(康英)は責を負うて自殺するなどの事もありて、同年十一月には達示により肥後藩からも番船二艘を差遣されたことが史實に殘されてゐる。小楠が生れたのは卽ち其の翌年で、長崎に始めて砲臺を築き、下田や浦賀などの要港及び北邊の警備を嚴重にすると云ふ有樣であつた。

時窮すれば節乃ち見はる

かゝる雰圍氣の下に人と成つた小楠が初は攘夷論を唱へ、ほどなく開國論者となり、更に海國論者となり、佐久間象山と倶に鎖國の日本にゐて五大洲の大勢を看破つた兩眼球だと云はれ、彼の高邁なる識見は維新の人傑勝海舟をして「おれは今迄に天下で恐しいものを二人見た、横井小楠と西鄕南洲だ」と歎ぜしめた。支那の范文正公は「天下の憂に先立ちて憂ひ、天下の樂しみに後れて樂しむ」と云ひ、獨逸の經濟學者ウイルヘルム・ロッシヤーの語にも「偉人は譬へば山の巓に立てるが如く天下に先立ちて旭日を迎へ、天下に後れて夕日を送る。天下

の憂に先立ちて天下を憂へ、天下に後れて慶びを須つ」とある。小楠の一生はまさに天下の何人にも先立つて天下を憂へて其の指導的役割を演じたのであつたが、非命に斃れて後れてなりとも樂しむの日は無かつた。

小楠の父は大平(時直)と云つて此の時肥後藩の穿鑿所目附を勤めて年は卅七歳、母かず子は同藩永嶺仁右衛門の長女で二十二歳であつた。祖母の香樹院―其の頃は夫に死別すると法名を附けてそれを呼ぶ風習であつた―は五十一歳で尙健在し、唯一人の兄左平太(時明)は二つちがひの三歳だつた。當時は二男に生るれば下手にすれば一生部屋住みの身に終らねばならなかつたのに、彼は遂に世にも稀なる東亞の偉人となつた。かの瑞兆がかくも彼に幸多き運命を齎さうとは此の麒麟兒の產聲を聞いた町中の何人が夢想し得た事やら。同家では其の後又一男兒を得たが、母の實家を嗣いで永嶺仁十郎と稱した。

小楠生誕の內坪井は熊本市の北、熊本城址の北東に接する、南北に長く東西に狹い町である。最近の埋立と改鑿とで町の東境に沿うて一道の川が流るゝのみとなつたが、以前は此の邊は北・西・南の三方はうねりうねつた坪井川、東方は處々鍵形になつた濠で境されて、川は勿論岸を掩ふ葉も蔓も四時翠を泛べてゐた。藩政時代には城の外廓の一部をなした戶數百二十軒ばかりの槪して中流どころの家中町―明治十年の役で全部燒失して今は殆ど往年の面影を止めないまでに建直つた―であつた。此の內坪井の小天地にはどうしたものか、藩政時代から

明治の初年にかけて多種多様の偉人傑物が生れたり住まつてゐたりしたが、吾が小楠は其の中の最も特色ある一人である。



小楠が此の町で生れた事には正確な記錄もあつて何人も異議を挾む者はないが、どの屋敷であつたかについてははつきりしなかつた。著者は横井家の緣故者や此の町の古老などに質して見ても一向要領を得ず殆ど絶望かと思つたが、幸なる哉舊藩時代に細川家で作られた熊本城下の家中町の精密な地圖が數十枚存して、其の中に內坪井のもの前後數枚を見出した。其の圖には各屋敷の區劃・坪數から其の家主の氏名まで明細に記してあるので小楠の生れた横井家の宅址を的確に突止めることを得たのは、深入した單騎が目ざす敵將の首を打取りしにも比すべき歡喜であつた。

其の宅址は、現在の內坪井町七十七番地にあつて、もと坪井川に架せられた觀音橋のすぐ下手、今日の九州中央高等女學校の運動場の內の稍東寄の處だ。此處は『天明八年迄內坪井繪圖』には小楠の祖父横井左平太の、『文化十一年迄內坪井繪圖』には小楠の父大平の屋敷たる事が明記してあるから文化六年に生れた小楠の生誕地點たることには最早疑ふべき餘地がない。

著者は此の地點を踏査して見たが、此處にはたゞ昔の俤として「清正公井」と稱する特殊の古井が殘つてゐて今も清水が湧き出てゐる。此の邊の人達の中に此の井は小楠の家が水

小楠生誕地點　（横井大平ミ記せる屋敷）

（熊本縣廳藏「文化十一年迄内坪井繪圖」）

道町に轉居したすぐ後に移つて來た神足家のであつた事までは知つてゐる者があるが、同家になつてから新に掘つたものとは思はれないから恐らくは其の以前からあつて、横井家でも之を使用し、小楠の產湯も此の水であつたものと思はれる。

小楠の父は小楠の生後永くは此の屋敷に住まなかつた。古老の談にては小楠の十四・五歲の時に水道町に轉居したとのことだが、其の時期は聢と分らぬ。然るに『文政八年內坪井町繪圖』には其處は神足家の屋敷となつてゐて、『文政六年迄高田原繪圖』の中の水道町に橫井大平の屋敷があるのを見ると、轉居は文化十一年より文政六年迄の間だが、右古老の言に信を措けば文政五・六年でもあらうか。



## 二　父　祖



小楠の跡目は今は其の曾孫時靖によりて繼がれて家は兵庫縣西宮市にある。其の家に、裃をつけた小楠の硝子寫しの寫眞―本篇卷頭の小照は之に據り、聊か手を加へて明瞭ならしめた物―が後にも先にもたつた一枚きりの曾祖父樣のだとて大切に保存されてゐる。これは、小楠が安政五年松平春嶽の招聘に應じて越前に赴いてから間もない其の年の七月、當時江戶に在りし春嶽は幕府より隱居謹愼を命ぜられて他人との面會・文通も禁ぜられたので、切めて

寫眞でなりと其の面影に接したいと思つてか小楠にそれを求めたから、彼は禮裝で撮影して差出したものらしい。春嶽は後年寫照の事由と所感とを左の如く自書した一葉の詩箋を添へて、其の寫眞を横井家に與へたのでかく寶藏せられてゐるのだ。

### 春嶽の寫眞記

小楠堂先生寫照一枚

余靈岸邸閑居の時先生寫照を乞ふを以、寫さしむる物なり。當時寫法未レ開故朗に寫すあたはず、乍レ併先生の容貌は髣髴として存せり。先生今日生存しあらば寫照明了のみならず高德益宇內に輝きて　聖政輔贊の功も多かるべし、これを遺憾とす。先生の小照を乞ふものに付授するものは其門生春嶽逸人永。明治八年四月廿五日。

松平春嶽の寫眞記
（横井時靖藏）

春嶽の記せる如くに「當時寫法未レ開」であつた上に、今や八十年も時を經てゐるせいか僅かに髣髴として其の容貌を知るに足るのみであるが、それでも其の肩衣の兩肩の紋の「丸に三ツ鱗」なる事は分つてゐる。

「丸に三ツ鱗」と云へば北條氏の紋だ。『太平記』に「時政參籠江島事」と題して其の由來が書いてある。それに據ると、昔鎌倉草創の始北條四郎時政が江島に參籠して子孫繁昌を祈願したが、三七日に當る夜不思議の靈驗があつて其の跡に大蛇の鱗が三枚落ちてゐた。時政は所願成就と歡喜してそれ以來「三ツ鱗」を家の紋所としたといふのである。小楠の肩衣に其の紋があり、又横井家代々の名に「時」の字の冠せられてゐるのを見ると同家が北條氏の流を汲んでゐることを直感せしめるが、「横井家々系」(本篇「附錄」二)によれば果して其の遠祖は北條氏第九代高時の第二子で、これも『太平記』の幾葉かを一種變つた色彩で塗込めてゐる相模二郎時行である。彼が正平八年に非業の最後を遂げた後其の子時滿は尾張國に跡を晦ましたが、時滿より三代目の時永が姓を横井と改めてから子孫皆之を用ひた。

遠祖北條時行
横井と稱す

時永から始つた其の横井家は、足利・織田・豐臣・德川に重く用ひられて高祿を食み多くの支家に分かれたが、其の一から又遠く九州の肥後へ分かれて來たのがあつた。即ち上記時滿から五代目なる時延の第四子時久は、豫て入魂であつた豐前の藩主細川越中守忠利の參覲交代の上り下りには尾張の鳴海驛に行きて晋謁するを例としたが、寛永六年五月忠利下國の節同驛にて謁した際何なりと望む事あらば申せとのことに、時久は弟時春の子で甥に當る彌次右衞門時次の浪々の身となり居るを召抱へられん事を請うた。其の願は直ちに容れられたので時次は忠利に目見して、後より其の弟時助と倶に豐前小倉に下り、寛永九年忠利の肥後移封に

肥後への分流

隨從し來つたのであつた。



肥後の横井家は尾張の同家に比べると概して家祿は低いが、亦幾流かに分かれて或は長く或は短く續いた。現今迄存續してゐるのは、時次の二男時國の長男時愼と二男時昭と時次の四男時長との末流で俗に三横井と呼ばれてゐる。小楠の家は其の時昭の流で、時秀・時元・時直・時明を經て小楠に至つた。



以上によれば小楠は正しく北條氏の後裔である。然るに小楠の思想精神を見ると彼の祖先の或者とは甚だしく異なるものであつた。北條氏は時政より高時に至る九代間、民政上には大いに見るべき治績もあり、文永・弘安の國難に際し勇斷以て機宜の處置を爲した時宗の勳功は特筆大書すべきだが、其の遺方を見ると諸方面に向ひて陰險手段を弄し、特に朝廷に對しては陽に恭順を持しても陰に之を抑壓して以て自家政權の維持に力めたので、かの承久や元弘に於ける不臣の振舞に至りては神人も倶に容れざるものがあつた。智謀術策を忌嫌ふこと甚だしく尊皇精神に燃ゆる小楠はたとひ彼の祖先なりとも否寧ろ祖先なるが故に此の北條執權の遣口につきては惡を惡として毫も假借するを得なかつた。かの第三代泰時は第五代時頼と倶に名執權と稱せられて歎稱すべき治績や美談も傳へられ、『神皇正統記』には泰時のよく政治に勵みたる功績を稱へ、『大日本史』にも彼の承久に於ける不臣の行爲を以て其の本心からでなく已むを得ざるに出でたものだと記してゐるに拘らず、小楠は泰時論（遺

忠臣義士を景慕す

稿篇「詩文」甲、六）を艸して『大日本史』の言を非なりとし、「賊臣顯に其の逆を行ふ者は見え易く、隱に其の志を行ふ者は知り難し。かれ泰時は凶逆義時より浮ぎ而して隱賊も亦是より深き者あるなり」と論じ、「嗟乎泰時は奸賊の尤なる者、以て天下の愚夫を欺き亦以て名公巨儒を欺けば則ち夫の操（曹操）と昭（司馬昭）との如きも未だ以て其の凶逆隱賊を比するに足らざるを知るなり」とまで云つて、義時・泰時に對する彼の論評は如何にも辛竦を極めてゐる。又北條第九代高時も後醍醐天皇に對し奉りて義時・泰時にも劣らざる不臣を働いたが、小楠の著「南朝史稿」（遺稿篇「詩文」甲、四九）を見ると小楠の特に心を濺いでゐる點は楠・新田・北畠・菊池氏を始め幾多の忠勇義烈の士の殉國勤王の美談の宣明で、これに對照するには常に高時及び尊氏の陰謀逆焰を以てするなど、こゝにても亦其の祖たる高時の不臣を嚴責してゐる。小楠はかくの如く不臣の輩に對しては自分が其の後裔であつても之を惡むこと甚だしいと同時に皇室に忠節を盡くした人々を尊敬する念は人一倍强かつた。彼は忠臣義士を尊敬する餘り其の人達の肖像を畫かせたり、又それ等に緣由ある物を身邊に置いてまでも追慕した。かの新田義貞の戰死した地の石を取寄せたり、（遺稿篇一三七頁）楠正成の立籠つた千早城址からは竹と石とを携へ歸りて其の竹を軸として筆を造つたり（遺稿篇一六一頁）したのも其の適例である。かくまで楠・新田諸氏を北條氏の後裔たる小楠が敬慕するのは聊か異なやうでもあるが、それは日本國民に復りて恩讐の彼方に憧憬の人を見出したのであつて、これによりても小楠の思

想精神が理を乘りて情に流れず、正を貴びて邪を容さぬ熱烈なるものたるを窺ふ事が出來る。

## 三　名と號

名と號の由來

小楠は幼名を又雄、通稱を平四郎（ヘイシラウ）、實名を時存、（「トキヒロ」とも「トキアリ」とも「トキノリ」とも讀まれてゐる。）字を子操と稱し、畏齋・小楠・沼山は其の號である。

幼名を又雄と稱したのは、弟の仁十郎の幼名が三雄であるのを見ると、小楠が二男であつたからであらう。實名と字は孟子に見ゆる「操るときは則ち存し、舍つる時は則ち亡す、出入時無く、其の鄕を知ること莫きは惟れ心の謂か」に取つたでもあらうかと思はれるが、通稱の由來は想像もつかぬ。號の沼山は、居を沼山津に移してからであるから、其の地名によつたのは云ふまでもなく、畏齋は、彼の祖述した孔子の言に、「君子に三畏あり、天命を畏れ、大人を畏れ、聖人の言を畏る云々」とあり、又彼は其の尊敬して止まぬ舜が天を畏れたに倣ひて自分も天を敬畏したので恐らくは此の邊から附けたのではあるまいか。此の號は四十歲頃までは用ひたやうだが其の後には餘り見受けない。沼山は可なり多く用ひられて相當に世に知られてゐるが、何と云つても本名や通稱を壓倒せんばかりになつてゐるのは小楠である。然らば此の號は何に由來してゐるであらうか。

小楠は弘化四年城下相撲町に家塾を設けたが、此の町は楠町と一ト續きの一小衢で、小楠の居が楠町に臨んでゐたから塾を小楠堂と名づけ、遂に自らも小楠と號したと書いてある本もある。併し楠正行の爲人に傾倒してかく號したと云ふのが本當らしい。其の事は小楠の自ら書いたものゝ中には見當らぬが、小楠と最も親しき間柄であつた元田永孚(東野)はこれに就きて『小楠遺稿』跋文「小楠先生遺文後序」(遺稿篇一〇六頁)中に「嘗て楠正行の爲人を慕ひて自ら小楠と號せり」と書いてゐるし、又塾名につきては『東野詩稿』の弘化四年(丁未)の作中に「小楠樓に題す」なる古詩があり、それを意譯すると左の通りである。

元田の作「小楠樓に題す」

弘化四年三月横井子の書樓が成就した。爰で聖人の學を講習するといふので、其の書樓に命名して小楠樓といふことになつた。あゝ彼の小楠公は、其の一身を勤王の爲に捧げつくし、歌を献じて折角賜はつた宮女を辭退した其の至誠の精神は天地を貫くの概がある。自分は左近衞中將新田義貞の事蹟を聞いてゐるがどうして忠臣でないといはれようか。又曾我兄弟の事蹟をも聞いて居るが其の親に報ずることは專ら純情から出てゐる。之を要するに義貞は忠、曾我兄弟は孝ではあるけれども、未だ缺點なき忠孝の極致を得たものとは云はれない、義貞は內侍の局の愛情に惑溺し、曾我十郎は虎御前の色香に迷うたから。然るに小楠公の如きは醇なる上にも又醇で少しも不純の所がなく、其の行爲は巍然として高く群を出で萬古に亘りて法則とすべきものがある。凡そ天地の間にはいつも變らぬ筋道があつて、古今に通じて同一に貫徹してゐる。それは子としてはたゞ親の爲に一分を盡くし、臣としてはたゞ君の爲に一身を捧げるまでゞある。畢竟忠孝の二者に對

して兩全の行を爲すこと小楠公のやうであれば、これ乃ち道德の中庸を得たものである。此の道は天性より出で、而して心の裡に存在する。總べて道に志すためには女色に遠ざかることが先務であつて、其の反對に之に近づけば其の結果は當然天理に遠ざかることに成る。天理と人欲とは其の距離初は毫末の差であつても、一度間違へば終には千里の隔りをも生ずるものである。横井子は深くこゝに感ずる所あり、小楠樓といふ名もそれに因つてつけたものだ。今後此の樓に登つて聖學を講習する者、希くは能く此の旨を胸中に記憶して貰ひたい。そこで此の詩を作つて其の始を警戒し、以て其の終を全うせんことを期待する。

題小楠樓
維丁未暮春、横子書樓成、爰以講斯學、
命以小楠名、嗚夫小楠公、一身繫王事、
獻歌辭宮女、至誠貫天地、吾聞左中將、
豈謂非忠臣、又聞曾教子、報親一爲涼、
要之雖忠孝、未得致其極、一溺内侍愛、
一戀虎女色、如公醇又醇、巍然尚古則、
天地有常經、貫徹古今同、爲子惟死孝、
爲臣惟死忠、二者要如公、乃是道之衷、
斯道也出天、而存方寸衷、志道先遠色、
近色遠天理、天理與人欲、毫釐則千里、
横子有感此、斯名所因取、今登此樓者、
庶哉銘於胸、作詩警其始、以期其所終

「東野詩稿」中の「題小楠樓」
（元田竹彦藏）

右に對して小楠は左の如く評してゐる。

此の詩「横子此に感あり」云々以下は惜しいことには今一段發揮する事が足らぬ。其の爲に前の所では折角金龍にも譬ふべき名句も、末句になりて掉尾の勢を發揮することの出來ないのは甚だ興味索然たるを感ずる

のである。（原漢文）

文藻の上をかく批評しながら樓名の由來につきて一言もせぬはこれを承認してゐる證である。又小楠を師とし義兄弟として最も深い緣故のある德富淇水の手書せる「小楠翁實歷」の中には、或日時習館以來の親友長岡監物が小楠に其の祖先の壹岐守が細川幽齋より賜はつた歌だとて、「身の爲に君を思ふは口惜しや、君の爲にと身をは思はて」の一首を示すと、小楠は大いに感激して自己の功利の念を脫却して純眞なる道義心を培養し一意君國に盡くさねばならぬと決意し、かの楠正行が「とても世になからふへくもあらぬ身のかりの契をいかて結はん」といふ歌を奉つて宮人を拜辭せし心事こそ一點身の爲にする心なく眞に君のために一身を捧げたもので、幽齋の歌の君の爲に身を思ひし實例としてはこれに過ぐるはなしと自らも小楠を以て其の號として終身變へなかつたと云ふ意味の事がある。

右に據れば小楠なる號と小楠堂(樓)の塾名の由來は明らかで最早疑を挾むの餘地は無い。

幽齋の臣則

小楠の感激したと云ふ右の和歌は德富蘇峰が肥後の武士道の根本精神だと云つてゐるもので、幽齋（歿して泰勝院と號す）は「臣則」と題して此の歌を書き、それに其の意味を敷衍した左の如き文章を添へたのを米田家の祖壹岐守に與へたとて同家に寶藏されてゐる。

身のために君ををもふは欲心なり。奉公をし忠節をなし君の爲をよくすれば或は立身し知行をとらん、褒美を受ん、ほめられ懇にあはんと我が身の爲めに思ふなれば、其願ひ遂げざるときは或は君を恨み、奉公して何の甲斐もなしなどゝ始め

君の爲と思ひぬるは却てあだ逆臣のたねと成ものなり。また君の爲に身を思ふときは吾身は君に奉りし身なれば心を正しく義理にそむかじとをもふも君のためなり、身を全してはづかしめをとらじと愼むも君の爲なり、辛勞苦勞をして弓鐵炮等の武藝を嗜も君の爲とをもいぬれば何程のつとめに骨を折とも君の爲なれば少しも君に恨なし。是を眞實の奉公人忠義の士と云ふなるべし。

右の和歌は元田東野の幽齋を評論せる文中の一節に、

又嘗て「君の爲に身を思ひ身の爲に君を思はさる」の歌に註して己の意を示す。（米田家に傳ふる所臣則の書）本歌は蓋古歌にして、或人以て楠正成の詠ずる所とす。而して前句の下五文字を異にす、（本歌に云、身の爲に君た思ふは口惜や君の爲にと身たは思はて。正成の歌として、皇朝靖獻遺言載する所に云、身の爲に君た思ふは二心君の爲めにと身たは思はて）今正成の詠とすれば、其君と指す所は卽ち醍皐なり。其幽齋の之を誦し之を欽し、自ら其註釋を下して自ら信じ人に敎ふる其志　王室に在る者、其微意誠に已に言詞の表に昭々たり。

とあるのを見ると幽齋の詠じたのではないらしい。米田是容は右「臣則」を一藩人士に示すべく親ら謄寫して巻となし、其の巻後に左の文を記してゐる。それに據ると幽齋の詠じたものと思つてゐるやうでもある。

是容の幽齋和歌巻後に題せる文

恭しく題す

右一巻の和歌並に序は（細川幽齋）泰勝公の詠ずる所にして、人臣の大義此に盡く。臣是容謹みて之を謄寫し一藩の人士に示して曰く、語に云ふ君に事へては能く其の身を致すと。吾が此の一身は既に君の有たり安んぞ吾の有と爲すを得んや。今夫れ犬馬に於ても其の君の愛する所は則ち必ず之を敬す。吾が此の身に至りては豢養已に厚く、恩義兼ね至る、固より犬馬の比す可きに非ず。而るに其の身を敬すること犬馬にもこれ若かざるは抑々以て其の身を致す能はざるの故に非ずや。苟も此の理に於て眞知する所有らば則ち一言一行、一歩一趨、其の君の爲にするに非ざる無くして、而して少より老に至り、頂

より踵に至るまで忠義の二字貫かざる所莫し。豈外欲のために動かされんや。夫人に嚮むべきは外欲より大なるは莫し。而して外欲は聲色より甚だしきは莫し。楠正行の宮人を賜へるを辭せしが如き確然たる義烈心肝を鐵鑄せる者と謂ふ可し。嗚呼人臣と爲りて心を此に用ひざれば則ち安んぞ忠臣義士と爲すを得んや。恭しく惟ふに泰勝公戰國の際に生れ其の君に流離顚沛に從ひ、義氣益〻壯其の心力を盡くして以て宗社を復す、則ち其の忠節何ぞ敢て正行に恥ぢんや。則ち知る此の和歌之を其の身に體して忍びざるの誠に發せしなるを。忍びざるの誠に發す、是を以て千秋の下之を誦する者をして毛髮悚然として懦夫と雖も志を立てしむれば、則ち俗儒の空理を談ずる者と日を同じうして語る可けんや。若し夫此の巻を誦して其の心に感ぜざるは是下愚の移らざる者、不臣の心を貯ふる者、我が一藩人士の心に非ざるなり。謹みて巻後に書すること此くの如し。

長岡是容謹題

（原漢文）

處が小楠にも亦「恭しく泰勝公和歌巻後に題す」なる文がある、それは遺稿篇（「詩文」甲、一八）に載せてあるからこゝに贅しないが、「人臣を儆戒する至れり」とか「彝倫綱常之道は此の巻に盡くる」とか云つてゐる。

如何に正行を仰慕したか

以上掲げたる元田の「小楠楼に題す」なる詩にても米田の右巻後の文にても楠正行の行爲を臣道の極致なるが如くに絶讃してゐる。小楠の同巻後に題せる文中には正行の事はないが—恐らくは米田既に之を記せるが故に割愛したであらう—彼が如何に正行の爲人を仰慕してゐたかを物語る資料は寡聞なる著者の知つて居る所でも一二に止まらない。上記「南朝史稿」は憾むらくは書きさしのまゝで完了されてゐないが、併し中絶はしてもこれだけは

書かねばと思つたのか本稿の終に筆を新にして、「楠正行論」と題せる約六百字よりなる漢文（遺稿篇「詩文」甲、八）のあるのは注目に値する。これを讀んで見ると小楠が如何に正行の心事に對して理會が深かつたか、又如何に彼を敬慕してゐたかゞ分る。なほ熊本縣水俣町の洪水文庫に『小楠先生存稿』と題した寫本があるが、其の中に小楠は『論語』「學而篇」の「子夏曰く賢を賢として色に易へ」を講釋する際何時でも上に記せる正行の宮人拜辭の歌を聲高く誦したとある。

小楠遺愛の軸物（現所有者不詳）

小楠は、嘉永四年上國遊歷に際し特に芳野山にわけ入つて後醍醐天皇の御陵に詣でたる後、正行と由緒の深い如意輪寺を訪うて懷古の涙を濺ぎ、正行が鏃もて彫りし「歸らしとかねて思へは」の和歌の柘本を貰ひ受けて歸り、後同寺に菊池武光の畫像を奉納した。（本篇第七章三、ニ・ホ參照）なほ熊本市の某が曾て小楠遺愛の一軸を藏してゐたが、それは八田知紀が楠正行を詠じた和歌を書いたもので、小楠は常にこれを書齋に掲げてゐたといふ事である。小楠には、

古今國に殉ずるの士林の如きも、心事茫々尋ぬべからず、君は自ら天成の好男子、奚ぞ曾て一點名を愛する心あらん。

と詠じた詩がある。これは彼の自筆になる『小楠堂詩艸』では「題楠公父子訣別圖」としてあるが、(遺稿篇八八三頁)小楠が之を人に書き與へたものには何れも皆「題楠公」となつてゐるからであらう正成を頌したものとなつてゐて、隨つて小楠は正成を仰慕した餘り謙遜の意味で小楠と號したではないかと云ふ人もある。小楠が正成を仰慕してゐた事は前項に記せる千早城址より竹と石とを携へ歸つた一事にても窺ひ知らるゝが、正行に對しては彼の「楠正行論」中に「正成の兵を用ふること奇正變化固より古今一人なれども神卒堅を摧き疾風機に乘ずるが如きは正行特に乃父より優れり。之を他人に求むれば太だ源廷尉に類せり」とて其の戰術につきても賞してゐるけれども、特に彼を嘆美し敬愛したのは一點功利心のなき點に於ては父に讓らざるのみか、若々しいかの齡で孔子が君子三戒の一となしたる色なども心に浮べず只一途に君を思うた其の精神と心懸とにあつたらしい。要するに長岡でも元田でも小楠でも彼等同志の敬慕の的は正行であつて、小楠は正行の精神を嘆美し其の心懸を模範とすべく逸早く小楠と號したものと思はれる。

長岡監物(米田是容)より小楠への書簡

先夜は忝存候。愈御日新と珍重存候。段々御話御座候。猶近夕御來臨希申候。扨　藤孝君尊筆之寫不圖見出申候。定て御拜見も有之たると存候。誠奉感服候。追々御論說御座候大本に志を立候様にとの　御旨趣にて御座候。則別紙致進呈候。且又末に文章を添置申候。又々御面倒ながら御添削希候。別て　君之事を記候文法固り不案內にて甚不都合なる處御座候、御示諭之程仰申候。此段草略。不具。

二月廿四日　　　　監　物

平四郎様

尙御同意に候はゞ別に尊兄之文章をも末に被添度祈申候。

# 第二章　幼少年時代

## 一　如何に鞠養されたか

小楠の祖母しゆん子は肥後藩士寺井惣右衛門の女で、横井家に嫁してから舅姑によく孝養を盡くしたのを賞せられて藩侯より紋服及び白銀三枚を賜はつた程の婦徳の高い人であつたが、小楠は四歳まで其の愛撫を受けた。　父は寛政九年歳十五にして祖父左平太(時元)の跡を襲ぎ、若年より學問武術心懸厚く出精せりとて幾度となく藩侯から賞せられ、小楠誕生の當時は前記の如く穿鑿所目附を勤めてゐたが、次第に昇進して郡代や奉行職などの重職に任ぜられ、其の在職中も恪勤功勞によつて屢〻金幣や章服等を賞賜せられ頗る評判のよい練達堪能の器量人であつた。　―其の閲歴は本篇附錄、「横井家々系」に―母は當時の婦人には珍らしいほど利發聰明で特に算數に優れてゐた。　母の實父永嶺仁右衛門は藩の勘定頭や算用頭を勤め、其の長男で母の弟たる庄次も、一時時習館の算學師役を命ぜられてゐた所から見ても、永嶺家の人々には優れた數學的頭腦の遺傳があつたと見える。

幼時の言行

然るに父と母とは餘程其の性質を異にしてゐた。父は鷹揚にして温厚であつたが、母は俊敏で而も滅多に笑話もした事のないといふほどに嚴格であつた。後年小楠が天下の横井となつてからでも、來客があらうと門弟がゐようと構はずに頭ごなしに小言を浴びせかけたので流石の小楠もこれには閉口してゐたと云ふ話もある。小楠の女なる海老名彈正未亡人みや子は、祖父母につきて著者に左の如く語つた。

祖父の方はどちらかといへばゆつたりとした君子肌の所がありましたが、祖母の方は之に反して氣性の強い方で、父(小楠)は其の點で祖母の方の性質を多分に受けてゐる樣に思はれます。祖母は仕事などをしても大さうテキパキした人で、例へば糸を紡ぐのにも女中などより幾倍も早く、そして士族の娘でありながら珠算が上手で、味噌や醬油を造るにも其の材料の數量を一々珠算で割出して女中に指圖したさうであります。召使はれた女中達も「奥樣はおむづかしい方だが私共としてはお仕へし易い」と云つたさうで、私も壽加(小楠在世時代から一生涯横井家にあつた忠婢)からたび／＼それを聞かされました。

鄕黨の人達は此の親にして此の子ありと云つたほどにかゝる兩親の膝下に鞠養された小楠は幼にして聰頴機敏群を拔き往々人を驚かすの言行があつた。併し一面又なか／＼の腕白で、附近の子供は小楠の爲に生創が絶えなかつたり、他家の飼犬や愛猫を殺しては河に投込んだり、惡戲の限りを盡くしてさしもの母の手にも餘る事がしば／＼だつた。事實の保證は出來ぬが左の如き逸話が遺されてゐる。

小楠がまだよほど幼い頃、母は或日彼の悪戯を懲らすべく彼を押入の内に閉籠めた。彼は如何にかして其の襖を開かんとするも力及ばぬので、忽ち一策を案じて大聲で「母様々々、大便々々」と叫んだ。母や下婢はそれは大變と襖を開けば、得たりとばかり其の瞬間に飛出して戸外に走り去つた。後で其の中を改めて見ると大便は愚か塵一つだに落ちて居らぬに、さては又もや謀られたりとさしも嚴格なる母も苦笑を禁じ得なかつた。又或時母は餘りなる我が子の腕白振に困じて、突然打仆れて氣絶を裝うた。小楠は驚くかと思の外其の手は喰はず、母の頭に挿した秘藏の銀簪を引拔いて捩ぢ折らうとした。母は心中ハツと驚きながらも凝と怺へて動かずに居たら、さては眞實であるかと流石の小楠も狼狽して醫者よ藥よと騷いださうな。

賢婦と評判された母に叶ふ筈はないが、之を見ても彼には既に蛇は寸にして人を呑むの氣魄がほの見えてゐた。

十歳か十一歳の比の或日小楠は何かの爭から朋輩に小便をしかけて家に歸つたが、暫くすると其の朋輩が小便をしかけられて其のまゝ濟ましては武士道が廢るから仇打に來たとて横井家の玄關に怒鳴り込んで勝負を挑んだ。小楠は靜かに立出でゝ、小便をしかけられて默つて居ては武士道が廢るといふ馬鹿なことは無い。第一武士なる者が小便をしかけられるとは何事だ。其の時にもうお前の武士道はすたれてゐるのだと言放つたので、相手は返す言葉もなくすごすごと歸り去つた。

十三歳の時の抱負

機智縱横氣を以て人を壓し機先を制して相手を屈服させる素地は此の頃から其の鋒鋩を露してゐる。十三歳になつた小楠はもはや尋常一樣の學童ではなかつた。それを如實に物

語る一事は、其の歳の秋の一日一つ歳上の學友下津久馬と馬を駢べて城南なる田迎の騎射場からの歸るさ談はいつしか時事に及び慨然として其の抱負を語り合ひ、他日相倶に國事の振興に當らうと固く盟つたと云ふことである。十三歳と云へば今日ではやつと尋常小學の五・六年の腕白盛りに、早くも其の志が經國に存してゐるとは眞に驚嘆すべきではないか。人の師となつた後年の小楠は其の門人子弟に對して嚴しく「立志如何」を强要してゐるが、凡そ爲學の要は慥にそれにある。夫子自らは既に十三歳にして經國の志を立てゝゐた。

小楠筆蹟
（匂坂正義藏）

生來の聰明俊敏に加ふるに志既に定まつた彼の學問が後に述ぶるが如くに長足の進歩をなしたことは決して怪しむに足らない。

因にいふが賴山陽も既に十二歳の時「立志論」を作り、儒者の家に生れて其の身を立てる上からは「古の帝王が天下の民を治めた術を傳へ」なければならぬのに、今日の儒者は概して經書の字義を穿鑿する事だけしか考へてはゐないが自分は字義の講釋に一代を過してはならぬ。聖人も神ではなく同じ人間である以上、吾等の目標は其處に置かなくてはならないと儒者としての覺悟を宣言して居り、十四歳の詩には、

十三年といふ歳月は早くも水の流と俱に過去つたではないか、千歳、歷史の上に名を留めようとする志は、何時成し遂げられるだらう。（十有三春秋。春秋去若レ水。何時吾志成。千古列ニ青史ニ。）

と我と我が身を振返つて自奮自責の勇猛心を表白したのがある。此の詩は後に字句を修正してゐるが、これは最初の稿だ。

山陽と小楠とは東西地を異にし、長幼年を同じくせず、直接には何等の交涉も無かつたが、一は修史報國の大文豪となり、一は經國濟世の大經綸家となつた。此の二大人物が同じ年頃に其の志望を確立し、終には同じ高嶺の花を驗し得た事は奇とするに足ると云はねばならぬ。

## 二 如何なる教育を受けたか

上記の逸話が口碑に殘されてゐる外には幼少年時代の小楠の事蹟の書かれたものとてはなく、又其の頃の小楠を物語る古老は已に逝き、今や朧げながらにてもそれを聞傳へて居る人さへも見當らないのは遺憾である。故に小楠が幼少年時代如何にして文武の道に勤しんだか如何にして士道を磨いたかは其の當時の肥後藩子弟の教育機關の組織規定とか文武の修業狀況とかから想像して見る外はない。

肥後藩子弟の教育

安永の頃江戶で流行した歌に、「桐の葉のしげれる國もあればある。紀州に麒麟、肥後に鳳

凰」と云ふのがある。鳳凰とは肥後藩主細川重賢だ。―麒麟は德川中納言治貞―重賢は第八代の名君で、國を興すのは學を興すにありとて寶暦四年に文武藝の講習所として時習館(講文所)とそれにくつ附けて東西兩榭(講武場)とを熊本城内二の丸に建設し、時習館には教授・助教・訓導・句讀師・習書師等に當代屈指の儒者を擢用し、東西兩榭には諸武藝の師範數十名ありて藩士の子弟は悉く此處で文武の道を學んだ。

時習館

時習館の學科は、漢學・習字・古實・禮式・數學・音樂で、漢學は素讀・會讀・詩文・復講・背講・獨看であつた。諸生修學の次第は、最幼年者は初等科として句讀・習書二齋にて讀書・習字の練習をなし、之を終へて上級に進めば蒙養齋に移り、此にて試驗の結果轉昇を許さるれば講堂に出席して高等の學科を學んだ。此の講堂生中より前途有望の秀才と他日國用に供すべき門閥の子弟を二十五名許選拔して居寮生となし、―前には自己の請願にて入寮し得たが―藩費にて館中に寄宿勉學せしめる處を菁莪齋と謂つた。

菁莪齋

修學年齡は十歳前後より句讀・習書齋に入學を許し、十五・六歳にて蒙養齋に入り、十八歳までに講堂に轉昇するのが普通で、其の後の在學は何時までと時を限らない。居寮生に選拔さるるのは大概二十歳以上で其の在寮期間は三年と定めてあり、不行跡のない限りは何回にても願ひ繼ぐことが出來る。初學科年齡の子弟は右の如く時習館で讀書・習字を練習する傍、各自住居せる地方に藩より命ぜられてある句讀師や習書師の自宅へ毎日通學するを常とした。

東・西兩榭にては各武術を鍛錬するが、一體軀の發達如何にて遲速はあるが概して十五歳から一其の師範は各地方の達人に任命されてゐて諸生は各自の希望する師範に入門する。時習館の授業は一日と十五日の定休日を除いて毎日であつたが、兩榭の稽古日は月幾回となつてゐて而も各武藝の師範は互に日を定めて交替出榭する。そして其の定日に出榭した師範は各自の子弟を集めて練習せしむるのに晝榭・夕榭の別があつて、前者には初心の者を、後者には追々相傳を受くべく上達した者を出場せしめてゐた。稽古日以外の日に於ける生徒は時習館の授業を終へると各自の師範の道場に行きて一時には一日中に二三軒も駈廻りて一各種の武藝を勵んだのである。

肥後藩士の子弟は何れも皆上記時習館及び東・西兩榭に入つて學んだ。而して其の學則及び規定等は小楠の幼少年時代も大體右の通りで有つたさうだから、彼も亦十歳前後から入館し十四・五歳より入榭して文武の藝術に勤しんだに違ない。なほ細川侯爵家の文書によると、兄時明は時習館に通ふ傍に句讀師山口某に就いたとあるから、僅かに二歳下なる小楠も同師に學んだと想像せられる。

小楠より九歳下であつた元田東野の『還暦之記』には「十歳の十月初めて村井先生(句讀師)に就て孟子を讀み、町先生(習書師)に就て習字を學ぶ。十一歳の八月に至りて時習館句讀齋に通學し、十二歳の正月より習書齋に出頭す」とありて彼の時習館入學は他より少しく遲いやう

に思はれるが、彼は十五歳に「時習館に於て左史綱鑑讀史の業を卒へ其六月講堂に轉昇す」と記してゐる。なほ彼は十二歳の時―少しく早いやうだが―より劍法・擊劍・乘馬・射藝・槍法・體術・發砲及び游泳を習つたとて其の師匠の名を一々記載してゐるが、その爲に通つた場所は何等記して居らぬ。恐らくは東・西兩榭や師の自宅道場にてゞあらう。元田の『還曆之記』の內容は、今後本書の處々に於て引用するから、此の記につき一言して置きたい。

元田の『還曆之記』

該記は一枚二十行の半紙型雁皮紙に殆ど楷書と云つてもよい書體にて自書したもので、其の謹厳さには自ら頭の下る氣がする。全篇四卷より成り、第一卷は九十四枚、第二卷は一百枚、第三卷は九十九枚、第四卷は十三枚で、其の後は『古稀之記』となつて居る。元田が丹念に之をものした主旨と其の內容とにつきては、第一卷の冒頭に左の如く記されてゐる。

還曆之記

余今茲六十一還曆の吉辰に遇ふ、何の幸福か之に若かんや。熟〻此幸福の然る所以を思ふに皆是先人諸君子の積善の餘慶と教育の遺澤に在らざるはなし、豈之を追慕欽仰せざるべけんや。因て余が生を受るの始より教養を蒙り以て今日の幸福に遇ふの履歷を思念し、記識の及ぶ所意念の浮ぶに隨ひ文飾を假らず陋劣を憚らず唯實を失はざらんことを欲し隨て考へ隨て記す、是亦恩を忘れざるの微意、他人に示さんとに非ず只子孫に見せしむるのみ。

明治十一年戊寅十月一日　　東野遺老元田永孚識

なほ本記の末尾には

明治二十二年己丑十二月二日熱海離宮寓居に於て筆記し畢る。　　東埜七十二翁元田永孚草案

とある。元田の本記を書き遺したるは「他人に示さんとにあらず子孫に見せしむるのみ」であるから本書に引用したる記事中には可なり自畫自賛の點もある。讀者それ等の點につきては心して讀まれたい。

鄉黨團結「鄉黨連」

上記時習館及び東・西兩榭は云ふ迄もなく藩によりて設けられた教育機關であるが、熊本城下の家中町には各地に十七・八歳以下の少年が士道を勵み文武藝の達成を期すべく互に團結して所謂「鄉黨連」が組織され、例へば坪井連とか水道町連とかと各地方名を取つて命名してゐた。大別すればざつと十一二連あつたが、此等の團體に屬する少年は時習館の休暇日を利用し各自の宅に集つて『論語』の會讀をなした後に文武修業の勤怠や品行の正否やを切瑳講究し、若し約を違へて素行の治まらぬ者があると其の不行跡の程度に隨つて罰を加へ、尖行甚だしくして而も改悛の色なき者は絶交すると云ふ風で、其の制裁はなか〳〵嚴しい。かくして一度絶交せられた者は他の鄉黨連にも容れられないので結局前途の光明を失つてしまふ事となる。

各鄉黨連間では他鄉黨連を「他連」と呼び合つて恰も敵人に對する如くに反目軋轢し、ともすれば譯もないことから口論・叩合を始めるので、時習館内でも通學途中でも喧嘩爭鬪の絶える間がなかつた。若し或連の者が毆打され侮辱さるれば其の連中の者は直ちに之に復讐し、その甚だしきは父兄も其の子弟が爭鬪に勝つて歸れば之を賞め負けて歸れば之を叱つたものだ。爭鬪に於て拔刀しない限りは鞘が割れて刀身で傷つけても、其の裁決は時習館の教

官に任せてあつたが、若し拔刀した場合は最早右教官の計らひでは濟まされぬので、遣る所まで遣つてのけた後自分は割腹すると云ふ掟で、それが如何に幼少の者であつても容赦せられなかつた。

小楠が天保九年まだ時習館の居寮長であつた時に自記した漢文漫錄『寓館雜志』(遺稿篇「詩文」乙、一)中に「五月念一日崎村某竹居某を刄して死せしむ、是より先辛卯(天保二年)の歳に井澤某の事有り、皆丱角の童子、紛爭を以て殺刄に及べり」との書出しで記した一節がある。それには朋黨相比し一國の人を以て相視ること仇讎の如くはては丱角の童子までに斯かる慘事を爲すに至れるを痛歎し、最後に左の如く附記してゐる。

吾が目擊せし所の相殺刄せし者に藪田若次の河井淸十郎に於ける、塚本久之允の鎌田某に於ける、澤山の禿木某に於ける、春木某の簑田平八に於ける及び崎村の事有り。甚だしいかな相刄するの多きや。春木の刄は崎村の事と同日なり。是れ又人事の至變なる者、焉んぞ天の今日の大弊を戒しむる所以に非ざるを知らんや是れ士以上の相刄する者、夫の輕士以下の如きは枚擧して之を詳する遑あらず、惴々焉たり。

なほ多少繁瑣の嫌はあるが元田東野が『還暦之記』に鄕黨團結につきて記してゐるのを左に轉載しよう。

余幼稚より鄕黨の交游を爲さず。鄕黨の交りあるは蓋柏木門に入り通町鄕人と交はるを以て始めとす。是時藩の習俗黨友を尙とび分峙して互に雄を爭ふ。坪井黨あり、通町黨あり、京町黨あり、山崎黨あり。時習館に出入する毎に各黨相喧爭して其勇を逞ふし、一言の侮をも受けずして毆打血を流すに至る者日々絕へざるに至る。風俗の習慣執政諸老先生深く之

を憂て百方之を制止せんと欲すれども未だ敢て治らざるなり。祖父君素より之を憂ひ、余が家山崎に住すと雖ども山崎黨と相結交することを禁じ唯往來同行するは祖父君の許す所となれり。故に余各黨と結交せず孤立して一身の守を失はざるを以て主とし人と毫も長短を爭はず、一二の侮言を聞くも肯て意に介せず遠く終身の勝算を期せり。余十四歳の時學校より將に歸んとす。山崎黨の一人荒木文彦なる者余と同行せんと請ふ、余此日留學の意あり且同行を好まざるを以て姑く歸らざることを告ぐ。文彦乃其黨七人と歸り去る。既にして余兄弟及親屬郡次兵衛なる者と三人相伴て歸る。途にして文彦黨其黨外の井澤彌萬吉なる者を毆打し、彌萬吉の殺害する所となることを聞く。走て其場（熊本花畑藩侯の殿外大街道也）に到れば彌萬吉既に文彦を斬殺し途上に倒死して、其黨七人遁逃して其迹を見ず。余等彌萬吉に向ひ其始末意趣を聞き彌萬吉の擧止常に變ぜざるを稱賛して用あれば助くる所あらんことを告ぐ。偶牧先生（時句讀師にして村井先生に繼て余が先生なり）來て余等をして此處を護視せしめ、荒木の家に往て此事を報知して其父万藏（文彦の父なり）と共に來り到る。此時彌萬吉は已に家に歸り、其兄敬助なる者玆にありて万藏と相對し、文彦の死骸を収斂せんとする頃牧先生余等の護視畢るを以て許して家に歸らしむ。當時哉武士道を重んじ彌萬吉の處置稱譽せざる者無くして、文彦腰刀も拔くこと能はずして殺されたるは罵詈せざる者なく、遁逃の七人は士林に齒せられずして後士屬剝脱せらるゝに至れり。此時余が未だ歸らずして此變を傳聞するや祖父君・祖母君・大叔姑君・母君の憂勞手足も措く所無く待ちに待たれし處余等無レ恙歸來するのみならず、牧先生の指教に因て暫時其場を護視し始末の處置誤る所無きを以て其喜悅限りなく一家の慶を揚げられたり。是に於て祖父君の結黨を惡みて余をして鄕黨の交際を爲さしめざりし證效始て著はれたり。爾後黨弊漸々改良に赴き余亦十六・七歳に至ては友を擇ばざるを以て境を超へて通町の人と交はることを得たり。此時通町の鄕黨柏木勝見の振作する所と爲り專ら文武の講習を主とし風俗を改進せんとす。因て交りを入れ益を得る所あり。柏木先生夙に癩疾ありて家居門を出でず、人と爲り豪宕識略ありて善く人を鼓動す、通町の稍文武の志ある者其門に入らざる者無く、下津休也翁此時久馬と稱し奉行と爲り令名一藩を掩ふ、猶下りて布衣の交を爲す。余時に十八歳其會員數十人中の少年にして末坐に班す云々。

上に掲げたる小楠及び元田の記述によると、郷黨連の少年間に於ける慘劇は當時到る處に頻發したらしい。然るに元田は自分の屬すべき山崎連には加入せずして却つて十六・七歲頃から通町の郷黨と交つてゐる。此の事實は前記郷黨連の狀況に於ては有り得られぬやうに思はれるが、武藤嚴男の「郷黨團結槪略」といふに左の記事がある。

如レ此團結割據の勢を爲して一致せざるは各地方中拔群有力の人なく彼是相似たる人物のみなるに因れるなり。天明・寬政の比齋藤權之助（名高壽號芝山）騎射犬追物を興し、年少子弟を誘導し士風大に革る時に各郷一致せり。當時年頭の左義長（ドンドヤ）及び遠乘等壯快なる事にてありしと云ふ。其後文政・天保の比柏木勝見（名吉俊）病身ながら學問氣節を以て壯少子弟を誘ひ、亦一時大略其人に歸せしと云ふ。齋藤氏は內坪井居住にて坪井連なり。柏木氏は安已橋通居住にて通町連なり。如レ此豪傑出で誘導すれば各地の爭鬪も止み一統するの勢あれども、其人なき時は復地方に團結し往々葛藤を生じ間々大喧嘩に至ることあり。君公心を痛まされ時々告諭せらるゝも子弟輩聽入れず、組頭も父兄も如何すること能はざるの勢あり。是年長者陰に命令を行ひ年少者を教唆するに因れり。寧父兄の命に背くも年長の令に違ふべからずと云ふが如き有樣なり。是泰平の餘習にて其弊たる實に大なりと雖も、社中然諾を重じ廉恥を尙び鄙吝の行を卑み所謂武士道を維持せり。若少しく惰弱の所行婦女金錢等に思を寄する者あれば輿論の容れざる所となり、士人たるの資格を失ふものゝ如し、（失行の甚しき者は、藩籍より除かる。）其世道人心を維持するの功亦大なりと云ふべし。廢藩後區域開放社會の制裁嚴密ならずして年少者の品行壞頹するに比すれば同年の論に非ざるなり。

右に據れば郷黨連が互に割據して反目軋轢したのは畢竟するに之を統一するに足る拔群有力の士が無かつた故で、文政・天保の比は柏木があつたために各郷黨ほゞ一致してゐたとある。此の所見が正しいとすれば元田がよく通町の郷黨と交り得たことも成程と首肯し得ら

れる。なほ武藤の記せる如く此の鄕黨團結には種々弊害のあつた事は云ふ迄もないが一面には操守を謹恪にしたり人物を陶冶したりする上には頗る効果もあつたから、元田の如きは例外で藩士の多くは其の子弟をこれに加入せしめて、文武の修業と品性の陶冶とを希望した傾もあつたらしい。さて小楠はどうであつたか、上記『寓館雜志』中の一節によれば彼も元田の如く鄕黨連には加入してゐなかつたではないかとも想像さるゝが、此の漫錄は彼が三十歲の時に書いたものだから之によつては少年時代の彼がどうであつたかは分らぬ。他に之を知るべき何等の資料のないのは遺憾であるが、若し彼が鄕黨連に加入してゐたとすれば其の黨の錚々たる者であつたであらう。

## 三　何が彼をして奮勵せしめたか

上記の如く公には時習館と東・西兩榭があり、私には各鄕黨團結があつて、肥後藩士の子弟は否應なしに文武の藝を勵み士道を磨いたのであるが、猶之に拍車をかけた一事がある。

肥後藩の秩祿制度

肥後藩士の秩祿には舊故と新知との區別があつて、前者は慶安二年以前からの知行取で親の跡目を其のまゝ襲ぎ得る所謂世襲祿だが、後者は慶安三年以後に取立てられた者で父の勤勞と子の材能によつて相續高を斟酌された。卽ち父が致仕するか死歿するかに當り其の父

横井家秩祿

の功勞と嗣子の行狀及び文武成績とを商量して拔群な場合には祿を減じないが、普通には父の所領高を幾らか減じて與へるのが例となつてゐた。此の制度は寶暦六年に重賢の英斷によつて定められたもので、此の以來藩士子弟間に精神作興の實大いに擧り、舊故・新知を問はず家名を重んじて文武兩道に精進するの氣風が旺盛となつたのであつた。新知の者の家督相續の際は學問の優劣を商量するは勿論だが、一朝事あらば武術でなければならぬ時代だから特に其の調査に重きを置いた。若し相續者にして其の家格に規定された武藝目錄が揃はないと必ず祿高を減ぜられた。元田の『還暦之記』中にも左の如く記してゐる。

當時藩の風俗專ら武を重んじ師門の免狀四つを得ざれば家祿を襲ぐことを許さず。故に武技に長ずる者は一藝之を推尚し、文藝有て武技足らざれば士林之を賤視して曰く汝書物を冠にし來れ我一槍之を斃さんのみと。故に是時に當り讀書を以て身を起すは實に難しとする所、世の毀譽を顧みず特立して道を學ぶに志さゞれば能はざるなり云々。

また知行を與へられるのは一家に一人で通常は嫡男と限られてゐた。二男以下は特殊の才能を認められない限り新知行を以て召出されることなく所謂冷飯で一生兄の厄介者となり、家計の裕でないものは妻帶さへも容易に出來なかつた。それで二男以下の者はよく他家に養子に往つて其の相續人となつたものだが、それにしても武藝目錄を相當揃へねば入婿の資格がなかつたのである。小楠の家は元祿十三年に新知格として取立てられた時昭の流だから、兄時明とても武術に於て所定數の目錄を持ち學問の心懸も厚くなくては父の祿其のま

まにて家督を相續することは出來ぬ。況して二男に生れた小楠に至りては文に武に拔群の上達を見ねば一生兄の厄介者とならねばならぬ運命に置かれてゐた。

なほ小楠の家は新知ながら代々文武に優れた嗣子を得て家名を墜さず祿も減ぜられなかつたが家計は甚だ豐でなかつた。小楠の父時直は郡代や奉行職の重役を勤めたが處世的には餘りに淡泊すぎる程の錢を愛せざる行政官であつた。其の當時郡代と云へば庄屋・大庄屋の上に在つて百姓共から「御郡樣」と尊び敬まはれ其の權力は頗る強く、其の上一度此の役を勤めると身代がよくなると云はれた程、俗にいふ役德卽ち特別收入の有つたものだが、時直は其の名の如く廉直で子孫の爲に美田を買はうと云ふ意志は微塵も無かつた。之に加ふるに肥後藩に於ける知行の實收入は「四ツ物成(ナリ)」と謂つて手取四割だから百石の知行ならば正味四十石に過ぎない。而もそれが定掟としてはありながら藩の財政の都合で實際はそれよりも更に少く二十石か二十三石位で最も少い時は僅かに十七石であつた。併し職務に對しての「役米料」や勤勞共の他に對しての「足高(タシ)」が附けば稍家計が好くなるが、それが無い場合は百石や二百石取の侍の暮向は眞に慘めなものだつた。小楠の父は知行百五十石で、足高として文化十一年よりは百五十石、同十五年よりは二百石を受けて居たが、奉行職の如き重役を勤め數回江戸に行役したりなどして支出多く、特に肥後藩の文政七年（小楠十六歲）の記錄には「當暮より家祿百石に付拾七石手取とす」と云ふのがあるから、小楠の少年時代には

文武藝の進步

知行の實收入は最も少く一家を支ふるには家計が餘程困難であつたらしい。元田の『還曆之記』の天保十四年頃の記事中に、

此時に父君は多く江戸に祗役して留守俸祿豐かならず專ら儉素を守る。夜間唯一燈あるのみ。余燈前に一小机を置て卷を看る、傍に祖母君・母君及妻木綿車に遶て綿糸を挽く、下婢二人亦同く燈光を借て綿糸を挽く(中略)。當時俸祿皆米を給し、米を賣つて金錢に替へ一家の費用を給す。米三斗五升を以て國紙幣四十目内外に換ふ、百目の紙幣は後年（明治十年前後）金五十錢に當る。余が家一月の用三百目を出でず（後の金壹圓五十錢）其儉素實に想見るべし。家屋の陋弊は尤甚し。

とある。元田家は横井家よりは其の祿高が夐かに多いのに上記の家計であつたとすれば、横井家の暮向はほゞ推察が出來るのである。

人一倍明敏な頭腦の持主なる小楠が自己の現在の境遇立場を省察し將來の立身出世につきて考慮せぬ譯はない。彼は時習館や東・西兩榭などに學び、二つ違ひの兄時明と俱に火の如く競ひ血みどろになつて勵んだので彼の文武藝はめき〳〵と進步した。兄時明も文武藝何れも心懸厚く精勤せりとて屢、金子や賞詞や章服等を賞賜されたが―同人の閱歷も本篇附錄「横井家々系」に詳記す―小楠も十五歳の文政六年十一月には句讀・習書を始め詩作も出精進步せりとて金子二百疋の賞賜を受け、翌十二月には藩侯に初見參をした。爾來撓まず勉勵を續け二十一歳の文政十二年三月には犬追物稽古能く心懸け數年の出精によりて藝術格別に上達せりとの賞詞を受け、又同年十一月には學問數年精勤して其の進步著しく居合・游泳何れも心懸宜しとの賞詞ある等教授や師範の信望深まり行くばかりであつた。

# 第三章　菁莪齋時代

父時直の死

天保二年時に小楠年二十三歳。其の七月四日父時直は平常の通り出勤した。當時父の役柄は火廻井盜賊改普請作事頭兼帶であつたが、作事所にて執務中急病を發し駕籠に載せられて歸宅し、百方手當を盡くした効なく其の夕方遠逝した。病症は詳かでないが恐らくは腦溢血であつたであらう。孝心厚き小楠の悲歎は云ふまでもなく一家は憂愁に閉されたが、兄時明の平素の勤勉努力は酬いられて同年十一月父の知行其の儘にて家督を相續したのは切めてもの事であつた。これより時明は出仕の身と成り、小楠は兄の厄介となつて引續き水道町の自宅から時習館に通學したが、天保四年六月二十三日居寮生を命ぜられ日夕菁莪齋に寢食して講學に專念することゝなつた。地は熊本城内高燥閑適の境、同窓は概して一藩の秀才。さなきだに好學の念に燃ゆる小楠こゝ數年間如何に渾身の努

兄時明家督を相續す

居寮生を命ぜらる

父時直の筆蹟

（横井時靖藏）

居寮長となる

力を續けたかは想像に餘りがある。彼の才器は倍〻認められて天保七年(二十八歲)四月には講堂世話役を命ぜられ、なほ其の年十月には學問多年精勵して進歩著しく詩文も出精上達し居合・劍術も數年心懸厚く藝術の進歩格別なりとて九曜紋(細川家の紋)付上下一具を賞賜され、更に翌十一月には居寮世話役に擧げられ、翌八年(二十九歲)二月七日には拔擢されて居寮長(塾長)を拜命し心附として每歲米十俵を下賜さるゝ事となつた。小楠がかくの如くトン〳〵拍子で藩學に於ける秀才中の王座を占めたのは彼が非凡の英才で、而も精勵拔群であつたによるは論を待たぬ。

元田の居寮生時代の記事

小楠の居寮長となつた年の八月元田東野は時習館居寮の命を受けたが、彼は其の入寮の時から退寮までの事を彼の『還曆之記』に記してゐる。これによると時習館居寮生の選拔方法・寮生の人員及び人物・會讀の模樣等當時の菁莪齋の狀況を窺ひ得るばかりで無く、塾長としての小楠の指導振より元田が小楠を師とし友として尊信するに至りし動機をも察知し得るが故に長文ではあるが左に轉載しよう。

未だ幾くならずして時習館居寮學問專務の命を受け八月某日入寮す。是より先き居寮生皆自己の請願に因て入寮し、其人の才學を論ぜず多くは貧士の自給する能はざる者請ふて入ることを得、其員亦十人餘に過ぎず。是に至て官議ありて、(下津休也翁・横井先生の建議に出でたるなり)藩士の志行才學ある者を擇で居寮生に充て、且藩閥の子弟を擇で其艱苦に耐へ因習の弊を除き人材を養成し國用に供せんとの旨にて人員を增て二十五人と爲し、其奉給を豐かにし、專ら學藝を成就せしむ。此時從來の寮生凡そ十三

元田初めて識れる小楠に敬服す

人、新たに命を受けたる者は藪三左衛門・小笠原久米之助・楢岡愼之助・鎌田一之助・澤村八之進は門閥より擧がり、財津直人・藤本常記・右田才助・村上善左衛門及び余は學才志行を以て撰せられ、最楢岡・鎌田の二人は其才器衆に出でたるなり。其舊寮生は片山喜三郎・福田角三郎・芳賀五右衛門・永松某・河田楯之助・永田次郎八・成瀨治部左衛門・坂本廉助・元田市太郎・堀田權藏・井口呈助及輕士にしては高山乾太・加藤平之允・草野永太郎なり。塾長は卽横井平四郎子にて一時改革の始め其面目を新にし皆相競ふて其才學を研磨し成る所あらんと欲するなり。余命を受るの始横井先生に至り拜命の旨を告げ爲學の方を問ひたるに、先生曰く藩校の興る寶曆の盛時にありて其學は素より美なりと雖ども學問正大ならず、秋玉山徂徠を主として專ら文辭の學。藪孤山家學に由て程朱の學を唱へ其實は政事の才なり。高本以下は又小なり。安野の學吏才を貴とんで僅に宋名臣言行錄一部を熟讀するのみ。凡そ學問は古今治亂興廢を洞見して己れの知識を達するにあり。須らく博く和漢の歷史に涉り近小に局すべからず。廿二史の書等一讀すべし、然らざれば經國の用に乏しく共に爲るに足らず。且つ文章を學ぶべし。吾見る所を陳べ志す所を達するは文章に在り、而して藩の學者文章を善くせず、近世江戸游學する者ありて漸く八家の文を學ぶことを知る、先儒は唯藪孤山のみと。余先生に過ふは此日を始めとす、其論鋒氣槪識見の雄大非常人たることを知り大に敬慕する所あり。是より專ら先生に就て講學し、自ら謂らく經書は人道の軌範忠孝仁義は吾心の素定する所、其事實に運用し家國に達するは識眼を歷史に注ぐにあり。詩は性情を言ふ既に好む所、文を學んで以て吾蘊する所を發暢すべし。之を以て居寮三年の學と決し必ず成す所有んと、因て專ら歷史を讀み文章を學ぶ。歷史は先生と會讀し、一文を作れば必ず先生の批閱を受く。先生亦余

が志行文才を稱して居寮中の巨擘と爲す。此時片山專ら文章を主として其高作横井先生に次ぐ。鎌田文才學力余に優れり。相共に文を講じ史を論じ、余其益を受くる亦少からず。財津經濟に見あり、經國を以て志とす。楯岡氣概ありて志爲すこと有らんとす。右田は器量ありて沈着皆共に厚く交る所あらんとす。而して右田は早く辭し楯岡・鎌田亦故あつて辭し去り、財津も亦病ありて勉學する能はず、止むことを得ず辭し去る。繼で入り來る者許多にして就中荻角兵衛子・道家角左衛門子等最も親交する所にして殊に其室を共にして其起臥を同くせり。弟武雄も亦命を受て入り來りて兄弟同學同校世人の稱贊する所となれり、惜むらくは弟此時年壯にして志專ら武に在り文儒の風を好まずして强て辭し去る。是より先き横井先生の塾長として生徒を誘導する大に發揮する所あり。長岡監物子國老を以て文武總教を兼ね居寮の生徒を引て親から會讀し、一時の盛なる生徒皆奮進志を合せ相共に親睦を主とし悖戾する所無し。月に一回親睦會を興し杯酒欣歡更に心肝を披豁して隱忌すること無し、隨て酒興の餘談笑戲謔遂に忌嫉する所となり楯岡・鎌田・坂本・澤村等辭し去り、横井先生も亦江戸游學を命ぜられて塾長を去れり、其後は柏木文右衛門（柏木勝見先生の養子元江島氏の生なり。）荻角兵衛子二人塾長・副長となれり、之を居寮の一變と爲す。其初盛なるに當てや（中略）其會讀するや横井先生會頭にして荻・片山・鎌田・井口等八大家讀本を讀で其文理學見を講論し、又通鑑綱目を讀んで治亂興廢を談論し、槇原五郎助・木下眞太郎亦時々來會す。余此會讀に於て得益殊に多く其樂云ふべからず、三年の學期を以て短しとし十分に吾才を展べんことを思ふ。既にして前に記するが如く、先生塾長を去て江府に赴き、柏木代りて長となりては學は經書章句を主とし理論考索を專にして、其人と爲り廉隅を守り、余交りて心に快しとせざるを以て荻子・道家子の外共に心を

開て交はる者無く、遂に孤立して學ぶ所を達し、三年の期に至り更に留學の命を蒙り留ること殆んど半年許にして家事に因て辭し去ることを得たり。其初藪・楯岡等一同新たに命を受て寮に入る者半年にして辭し去り或は一年にして引去り、三年を全くして歸りしは藪三左衛門にて門閥に生れたる人にしては能忍耐せしと人皆之を賞し、余亦其志を美なりとし、荻子も亦因て交て益する所あらんと云へり。其三年を滿留學半年餘にして歸りしは前後三十餘人中にして余一人あるのみ云々。

**天保年間の居寮生氏名**

試みに細川侯爵家文書につきて天保に入りてからの時習館居寮生を調査して見ると左の如くである。

天保八年の記錄中に「是迄居寮被ニ仰付置一候面々」として左の十二人の名前を見出すのみで其の前はよく分らぬ。

片山喜三郎・元田市太郎・柳ヵ瀬次郎彥・西重藏・堀田權藏・坂本廉助・久保田權十郎・河川楯次・福田角三郎・井口呈助・成瀬治部輔・高山謙太。

なほ天保八年二月より同十一年十二月までに命ぜられた居寮生をその命ぜられた年月の順序に擧ぐれば左の如くである。

(天保八年)楯岡愼之助・藤本常記・右田才助・村上善左衛門・財津直人・井上久之允・鎌田一之助・元田傳之丞・梅田大八・澤村鶴彥・小笠原久米助・薩三左衛門・中村甚太郎・長岡銓太郎。

(天保九年)大槻堅五・匂坂平右衛門・荻又兵衛(後角兵衛)・西村順次郎・高本正・上村彥次郎・加々尾市太・淺山左納・元田武雄・境野左文太・宮脇改助・稻津榮之助・三苦惣左衛門・増田貞之助・友成津內・江島文雄(後柏木文雄)・溝口綾之助。

(天保十年)田中菊十郎・大城多十郎・堀內次郎八・宗像數太・道家角左衛門・和久田三郎彥・高原彥熊・宮川勝左衛門。

（天保十一年）永屋猪兵衞・加藤平之允・草野榮太郎・平川駿太・久保田權十郎・庄村右兵衞・井口呈助・飯田熊之助・
住江鷹之助・高田十之進・中路喜兵衞・渡邊慶之允・友岡勝太郎。

右人名は元田の記事とは多少の相違はあるが、天保八年以降の五十餘名中三年以上在寮したのは元田の記せる通り彼と藪三左衞門との兩人のみで、又右の內入寮二度目なるは荻角兵衞・上村彥二郎・江島文雄・和久田三郎彥で、五度目なるは友成津內・六度目なるは井口呈助である。

なほ右元田の記事によれば彼が入寮して初めて識つた小楠に信賴するの如何に深きかを窺ふべく、又小楠が元田に教示した爲學の方法は其の當時に於ては確に進步的識見である。元田は「小楠先生遺文後序」の冒頭にも左の如く記してゐる。

先生は道學中の俊傑なり。少にして志天下を振起するにあり。余年二十、初めて先生に見ゆ先生曰く、學を爲すには須らく古今に通じ大義を明らかにし、活見を開きてこれを世務に施すべきのみ。かの詩文の若きも亦忠孝の天性より發す。かれ章句に拘々たる者は俗儒にしてともに論ずるに足らざるなりと。先生時に二十九、余は師兄を以て之に事へ而して先生は余を待つに心友を以てせり。（原漢文）

彼を見これを見ても猶時習館裡に其の鰭を振つてゐた一書生は最早池中のものでなく、已に風雲を捲起して天下に呼號せんとする堂々たる鱗爪を備へてゐた事が窺はれる。即ち小楠が學問の方法は徒に章句の末に拘りて記誦詞章を事とした當時の俗弊を一蹴して、直ちに聖賢の堂奧を窮めると同時に廣く史書を繙きて古今の盛衰興亡の跡を尋ね、これを實用に施して公益を廣め世務を開くに在つた。本書遺稿篇「詩文」所載の漢文は殆ど皆菁莪齋時代

の作であるが、之を一瞥せば何れも其の議論卓拔儕輩の意表に出でざるはなく、當時の小楠の抱負識見の片鱗を窺ふことが出來る。

江戸遊學を命ぜらる

右元田の記事中にも見ゆる如く、小楠は時習館塾長たること二年にして天保十年(三十一歳)三月遊學の爲江戸に差立てらるゝこととなつた。元田は彼の『還暦之記』中に「當時藩を出で他所に遊學するは私にすることを許さず、故に遊學の藩命を蒙るは容易の才學にして得べからず最學士の榮譽となす」と記してゐるが、小楠の遊學は眞に異數の拔擢であつた。蓋し享保十三年細川宣紀の代に秋山玉山が江戸遊學を命ぜられて以來、藪孤山・長瀨眞幸・伊形靈雨・澤村西坡・白木柏軒・町野鳳陽・片山豐嶼其の後を繼いだと傳へらるゝが、假令此の上にあつても恐らくはさう多くはあるまい。之を以ても當時に於ける藩當局が如何に重く小楠を視てゐたかゞ分るが、思ふに彼に取りては此の時代が熊本に於ける順境の絕頂であつたであらう。當時の儕輩は小楠の立身振を目を睜つて羨望したが、勝氣な阿母の喜は如何であつたか蓋し想像に餘りがあり、小楠自身には「父いまさば」の感轉た切なるものがあつたであらう。

文武の師

藩學に於ける小楠の學窓生活はいよ〳〵終を告げた。彼の在學中の文學の教官は辛島才藏(鹽井)・近藤英助(淡泉)の二教授、大城準太・池邊謙助・山口仁九郎の三助教で皆當時の名儒であり、武術の師範も亦槍術は水足五郎、劍術は米田元太郎、居合は入江新内、犬追物は竹原九左衞門、游泳は山東彥右衞門で此の頃の達人ばかりであつた。小楠は此等の教官や師範につきて刻苦

勉勵したればこそかの非凡なる學識を蓄へ卓越せる武藝を養ひ得たには相違ないが、飜つて考ふると彼が在學間、當時の文と云へば主として經史に通じ詩文を習ふにありて治國濟民の識見力量を養ふことを忘れ、小廉曲謹を道德とし博覽强記を知識となすの傾があり、文武と云へば唯技術の精妙を得るを本務とし徒に戰うて敵に勝つをのみ本願とし、甚だしきは數家の免狀を得て就職のよすがとするの狀があり、文武兩つながら藝に墮して眞の意義は失はれてゐるを洞見してこれを慨歎すると倶に、自己の學べる藩學に於ても亦其の流弊に陷れるを不滿としたらしいことは前に記せる彼が元田に告げたる爲學の方法などに於ても窺知せらる通りだから、小楠のあの學殖と識見とは決して師授によつてのみでは無くして、寧ろ自ら勉めて已まなかつた自學自修と其の聰明とによることが多かつたであらう。

# 第四章　江戸遊學

## 一　出府道中

刻苦二十年螢雪の功空しからず池中の蛟龍雲雨を得たる思にて東上せんとする小楠には二男坊に生れた仕合はせで頼山陽について傳へらるゝ如き活劇を眞似する必要もなく、又藩費遊學であつて見れば兄の懐をいためるにも及ばず、何たる幸福と身輕さであらう。いよいよ銀杏城下を後にして鹿島立たんとする彼が發した第一聲は「熊府を發す」と題する左の七律であつた。

飛鷹萬里を搏つ

十歳檢繩の身を脱し將つて、一笑飄然たり東海の雲、白水（白川）の灘聲は耳を使して冷やかに、龍山（龍田山）の花氣は衣を撲つて薫ず、觀風聊か呉兒の志を抱く、講學何ぞ商也の文を求めん、目送す飛鷹の萬里を搏ちて、雙翼を拂披して已に群を離るゝを。

最初の二句に於ては彼の欣躍を想察し得べく、觀風以下の二句にては今回の遊學は延陵の季子—呉國の公子—が、各國を周遊して能く風俗を觀且つ民情を察したと云ふそれと同じから

んの抱負を述べ、孔門十哲中でも文學に長じた子夏を眼中にせぬは彼の遊學の眼目が空疎な机上の學問にあらずして格物致知どこ〱までも經世濟民に在るの念願を漏らし、最後の二句に於ては揚々たる彼の意氣・滿々たる彼の得意を窺ふことが出來よう。

別離

小楠の家には母は五十九歳で健在し兄時明は穿鑿役から榮進して豐後鶴崎の郡代を勤めて居り心に懸る何事もないが、母の生家なる叔父永嶺庄次の養子となつてゐる弟の仁十郎がまだ弱年なので、別れに臨みて「弟永仁と別る」と題して切々たる友愛の至情の横溢せる古風一首(遺稿篇八五五頁)を與へて其の將來につき且つ誡め且つ勵ましてゐる。

何等繋累の無い裸一貫の小楠は旅裝も至つて簡易で遊學の命を受けた其の月にはや飄然として東上することになつたが、「これからお江戸は三百里」の肥後からは順にいつても優に一ヶ月の旅寢を重ねなければならぬ上、飛脚以外には通信機關も無い當時のことである。汽車や汽船が有り自動車や飛行機も有る今日から考へては嘘のやうな話ではあるが行く者も留まる人もまるで死別れの樣な感があつて、流石の小楠でも右「弟永仁と別る」の詩に「大方是が三年間の別れなるべし、覺えず涙霰の如し」と云つてゐる位で其の門出は悲しさのみ催されるといふ場面だ。

旅程

さて小楠の取つた江戸までの道筋は彼が今回の東遊の道中と滯府間の詩集―『東遊小稿』(遺稿篇「詩文」丙、一)―に徴するの外は無いが、それに據ると大津・阿蘇より豐後路に入り、鶴崎

より帆船に搭じて海路大阪に至り、それより東海道を經て入府してゐる。當時豐後の鶴崎までは肥後領で、九州に於ける陸路は此の道筋を取れば他領を通過せずに濟んだので、藩主參覲交代の際は勿論藩士東上の場合もこれによる者が多かつたが、小楠の場合は、郡代として鶴崎に居る兄時明に面會しようとするのが右道筋を擇んだ主なる目的であつたらしい。

天保十年三月某日菁莪齋の諸友に見送られながら白川の水聲耳に爽やかに、龍田山の花香旅衣に薫ずる春日の街道を私かに胸に抱く大望に微笑みつゝ、萬里の蒼空に双翼を張り群を離れて飛び行く鷹を我身の姿ぞと足取も輕く、かの賴山陽が「老杉路を夾んで他樹無く、缺くる處時々阿蘇を見る」と詠じた並木の道―現今でも其の杉並木は、老人の齒の如く疎らに殘つてゐる―を通り過ぐればもう大津である。其の夜は此處に一泊して送つて來た諸友によりて祖道の宴が開かれた。

大津に於ける祖道宴

怪しむこと莫れ別離頻りに涙を攬ることを、十年の苦學同衾を想ふ。

史を談じ經を講じて五更を短しとす、當時何ぞ料らん別離の情。

右は色々の思出話に「燈華を挑げ盡くし」ても名殘は盡きぬ小楠が惜別の情を述ぶると倶に思を嚢中の諸友に寄せた七絕二首中の句である。其の在學中の思出・今日ゆくり無き別離の涙など其の友情眞に掬すべきものがある。

明くれば小楠は「手を分かつて前途吾獨行く」―右二首中の他句―と諸友と別れて大津

二重峠

を出發した。此處からは稍北へ逸れて又東に延びた街道を右手に蜿蜒銀蛇の如き白川を見下しつゝ高尾野・新小屋・堀谷などの部落を過ぎて阿蘇明神の神話で名高い二重峠に差掛つた。此處では頼山陽に「二重嶺を過ぐ」なる詩があり、吉田松陰は、嘉永六年十月十九日此の嶺を越えた時雲霧濛々として阿蘇の姿を見る能はざりしより一詩（本篇第八章、五）を賦してゐるが、小楠も亦「二重峰を過ぐ」と題して七絶一首をものした。其の轉句には「頑雲十里霏々の雨」とありて、山陽が「葦北海は開く鏡半函」といつた遠望はきかず、松陰の「雲漫々たり」どころでなく征衣もしとゞに「纔かに一峯に到れば更に二峯」と峠の道をひとり行悩んだのであつた。之を過ぎると車歸から道は再び北東に向ひ約三里で內牧だ。此處からは道を南東に取つて宮地・坂梨を經て豐後の久住に向ふが、肥後藩主の參覲日記を見ると內牧から久住へは一日の道程だ。

石黒家に立寄る

小楠は坂梨と久住との略中程なる笹倉鄉の石黒某の宅に立寄つた。石黒は嘗て小楠の兄に仕へた緣故から小楠の出府を聞き其の行を壯にすべく我家に迎へて宴を張つたのである。心からなる手厚き饗應に覺えず杯を重ねた小楠は同家に傳はる山水の圖二幅に題辭をと乞はるゝ儘に七絶三首を一揮した。（遺稿篇八五六頁）其の前書に「余醉ふこと甚だしきも筆を揮つて三絶句を錄す、興情の觸るゝ所句を練るに遑あらざるなり」とある。醉中卽席に三首まで作り、それを同家珍襲の書幅にものしたのは小楠ならではと驚嘆せざるを得ぬ。彼は手に

把つた酒に足も取られて此の家に泊つたのか一氣に久住まで行つたのかそこまでは分らぬ。
阿蘇の高原波野原の中の笹倉から次第に北に向ふ道は約二里で國境を越えて豐後に入る。それより久住・今市・野津原を經て鶴崎まで二日がゝりの里程をひた急ぎに急いだ小楠は一刻千秋の思で待つ兄の郡代役宅に辿り着いた。人一倍友愛の情の深い兄弟の久しぶりに相逢うた喜は果して如何であつたらう。かの德富蘆花が其の父淇水から、

鶴崎郡堂に兄を訪ふ

自分が十六の年、叔父某と横井家に泊つた事があつた。此の時小楠先生は三十歳で、丁度其の日時習館の居寮長となつて三人扶持賜はる樣になつたとて歸宅して居られたが、其の夜自分達は玄關に、先生兄弟は座敷に寢られ、終夜襖越しに先生兄弟の寢物語を聞いて、子供心に深く感じた事がある。

と語り聽かされたと其の著『靑山白雲』に書いてゐるが、此處でも順風を待つ幾日かの間、江戸着後の志望や計畫など二人の歡談は盡きる時もなかつたであらう。

鶴崎出帆

鶴崎の滯在は幾日であつたかそれを知るべき何物もないが、たゞ同地解纜に際して小楠が「鶴崎に到り家兄の郡代役宅に宿泊して風待しつゝある內に、十七日の夜明方俄に出船の知らせに接し急ぎ別れを告げて乘船した。家兄は下男を遣はして酒と鹽魚を贈られたのに謝意を表す」と題して詠じた古風一首(遺稿篇八五六頁)があるのみだ。此の詩と云ひ上記「弟永仁と別る」の作と云ひ小楠が兄に對する敬慕・弟を思ふ友愛の情の濃やかさは之を讀む者をして覺えず瞼の熱するを禁じがたからしめる。

舊藩時代の豐後鶴崎の圖（鶴崎小學校藏）

イ　御茶屋
ロ　郡代役宅
ハ　御上り場
ニ　鳳麟丸
　　福壽丸
　　千歳丸
ホ　住吉神社
ヘ　住吉丸
ト　御船入
チ　御座船
　　波奈之丸
リ　御番所
ヌ　セキ所
ル　御米倉
ヲ　御舟會所
ワ　陳馬會所
カ　大野川
ヨ　乙津川

著者は小楠出帆の當時を偲ぶべく一昨年親しく鶴崎町を訪うた。豐後第一の長流なる大野川の河口に位してゐて今はさう盛ではないが、舊藩時代は藩船百餘民船六十餘を以て京阪地方との交通が行はれなどして今の大分市も當時は遙かに之に及ばなかつた。此の地に設けられた肥後藩邸（御茶屋）も其の規模頗る宏大で周圍には濠を繞らし宛然一城郭の觀があつたといふことだ。郡代役所は「郡會所」といつて此の邸內に、同役宅は正門を入り左方の一隅に在つた。此の御茶屋跡は鶴崎目貫の西町を南に折れると直ぐの處で今は工業學校と尋常高等小學校との敷地と成つてゐるが、當時の物としては唯一つの井戸と濠の痕跡のみだ。郡代役宅跡は工業學校の作業室と成つて居り其の傍にある孤影寂しき老松は其の前庭の名殘かと思はれる。

現在は全く埋立てられて昔の面影もないが往時は鶴崎橋附近から北に河口まで三十町ばかり大野川本流とほゞ平行した一支流があつた。而して其の西岸には藩船を繫ぐ爲に大小數個の馬蹄形の堀割が設けられ、其の少しく上手に藩船の發着した「御上り場」があつた。其の跡は右御茶屋跡から北方へ數町の日豐線線路附近で出水神社前の「グラウンド」の一端に當るが、其の一帶もやはり堀割の一つで一般民船が出入してゐたのだ。小楠は右御茶屋內郡代役宅に滯在中出船の報知に接して「御上り場」附近より船中の人となり、兄左平太は僕をして其

處に酒肴を運ばしめ其の行を送つたものと思はれる。

鶴崎を出帆して周防灘・播磨灘を過ぎ天保山沖より大阪に上陸するまでに、彼は「舟中雜詩」と題せる七絶十首を賦してゐる。（遺稿篇八五六頁）それには幾夜かの夢を結んだ海上、彼の豐なる詩情をそゝりたる篷窓の所見・舟子の物語等が巧みに描出されて、興味津々たるものがあるから、左に掲げて彼の船路の記に代へよう。

森江の江外舟を泊する時、海面潮來りて月上ること遲し、夜靜かにして頻りに杜鵑の過ぐるを聽き、郷心萬緒亂れて絲の如し。

周防二百里の空洋、風便を得る時帆正に颺る、中央水雲の界に到り得て、東天恰も硫黃を望むが如し。

布帆朝に出づ竈門の關、幾隊の浪魚浪間に跳る、（鮫魚の一種、長さ丈餘、三五隊を成し、浪間に出沒す、舟人呼んで浪魚と爲す。）舟子說きて言ふ前路穩かに、南風容易に横山に到らんと。（舟人浪魚の出づるを以て海穩の兆と爲す。）

生を煙水に寄せて沙鷗に狎る、蜑女可憐にして巧みに羞を含む、婚旆高く颺りて良日定り、（蜑女婚を成す旆を建て信と爲す。）海鼠を贈將して隣舟に嫁す。（婚を約するに海鼠を以て贈と爲す。）

舟を鞆港に繫いで朝晴を待つ、浦々の亂檣水に映じて明らかなり、忙しく報ず西南風便を得たりと、萬帆均しく雲濤を翦りて行く。

播洋風穩かに曉雲晴れ、一帶の淡洲望裡に横はる、海面乍ち孤島の現るゝを看る、舟人指點す

川を吸ふ鯨と。

沙明らかに樹碧なり播州の路、點々たる布帆浪を破りて奔る、一望すれば淡・阿天水に接し、萬雷吼ゆる處是れ鳴門。

臥して看る曲江水上の樓、酒旗垂柳夕陽稠し、人丸の祠下潮千尺、直ちに春風を逐うて攝州に入る。

兵庫伊丹看る〳〵過ぐる時、湊川は何れの處ぞ水の涯、舟行偏に恨む意の如くならざるを、遙かに拜す楠公八字の碑。

坂城指點す渺茫の間、港口近く看る天保山、風靜かに瀾平かに雲叉散じ、萬檣の影は夕陽に映じて閑なり。

楠公景慕

船が播磨灣より大阪灣へと進み應接に暇なき海山の風景を賞する間にも、湊川の邊を過ぎては、遙かに楠公八字の碑を拜してゐる。如何に彼が楠公を景慕せるかを想察することが出來よう。

伏見懷古

大阪に入つてからは「大坂雜題」なる七律二首(遺稿篇八五七頁)を賦して鎭西にては見られぬ其の繁華さに瞠目してゐる。此處から淀川を溯つて伏見に着いたが、かの慶長五年家康奥羽の上杉氏を征せんとするや再會期すべからずとて水盃を交はして訣別してから伏見城を戍り僅かに二千の兵を以て西軍四萬の大敵を引受け六十二歲の老の身で花々しい奮戰の

後、潔く忠死を遂げた鳥居元忠の昔を偲びて、意趣あり精彩ある長篇（遺稿篇八五八頁）を賦した。

義仲寺に詣づ

それから江州に入り大津馬場の義仲寺に詣で、此處には又玄が「木曾殿と背中あはする夜寒哉」、一茶が「義仲寺へ急ぎ候初しぐれ」とよんだ芭蕉の墓にも敬意を表したかは知る由もないが、木曾殿の墓には特に一篇の長歌（遺稿篇八五八頁）を捧げ小楠一流の論法にて旭將軍の爲に寃を雪ぐと倶に其の境遇に衷心の同情を寄せてゐる、識見高明文句雄健史眼紙背に徹して決して凡作ではない。

石部の宿に父の名札を見る

旅程は進みて石部の宿に辿り着いたがふと其の客舎の壁を見ると十二三年前に江戸詰を命ぜられた父時直が此處に宿泊して記念の爲に貼附した名札が有つた。思ひも掛けず亡父の筆跡を仰ぎ見た多感の孝子小楠は直ちに筆を呵して左の二首に追慕の情を叙した。

疾痛誰をか呼ばん久しく愁を抱く、孤兒豈計らんや東に向つて遊ばんとは、偶然旅舎に名札を拜し、涙衣襟に滴りて收む可からず。

唯夢に時に嚴顏に接することあるを、遺物を看る毎に涙潸々、十年の旅舍名札新なり、堂上眞に鶩頑を叱するが如し。

彼は時に三十一の壯齡なほ時々亡父を夢み今は新に其の遺物に對して感傷無限の涙を濺いでゐる。大孝は終身父母を慕ふに庶幾きものか。此處を辭して東した小楠は桑名から舟で尾張の桶狹間に渡り、「累々たる古墳春草の裡」に今川義元戰死の跡を弔ひて、三河・遠江・駿

河・相模の各宿驛を通り、途中「望遠江洋」「遠駿道中」「題望嶽樓」「踰函嶺」なる四首(遺稿篇八五九頁)を賦して江戸に安着した。右の内「遠江洋を望む」の七絶は左の通り。

江戸着

遠海茫々として望快なる哉、鯨濤鯢浪山を捲きて來る、天風萬里南極よりす、我且らく衣を振つて酒杯を把らん。

天空海濶眞にこれ小楠の氣象と評したい。着府は四月十六日であるが、熊本發足の日が詳かでないから途中幾日を要したかは分らぬ。

## 二　滯府間

憧れの大江戸に草鞋の紐を解いた小楠は一月足らずは木挽町の不破萬之助御小屋(肥後藩より建てた同藩士の住宅)に逗留した。其の間筆まめな小楠が郷里へ寄せた手紙は、相當多くの數に上つたであらうが、若し其等が何處かに遺つてゐたならば、彼の出府道中の實況や着府直後の所感などを知り得て興味があらうに、數多い小楠の遺墨中に此の頃のものは殆ど見當らない。たゞ六月十七日付にて小楠に寄せた長岡監物の書簡が横井家に藏せられてゐるが、これは「四月二十二日之御細書相達忝致拜誦候」といふ書出しであるから小楠が着府後六日に、監物に贈つた書翰に對する返書だ。小楠出立後の時習館の情態特に居寮生の退寮を願ひ出づる者の續出す

長岡監物の書簡

るを心配せるなど細々と認めた可なりの長文だが、其の始に、左の一節がある。
最早今程は方々御尋問も有レ之べく、佐藤・松崎抔にも御面會爲レ有レ之哉。其余水戸之藤田如き令名家御傳聞之處とは何程に候哉、何樣珍敷話も可レ有レ之、實に可レ羨事に御座候。酒之方は何程に候哉、愈以嚴禁を祈申候、此儀而已は深く御氣遣申候、御千笑々々。下津は辭職後禁盃之約束に候處、近日は毎夜程に酒宴之物音相聞申候、可レ笑事に御座候。
右に據れば監物は小楠の出府を羨むと倶に彼の飲酒を餘程氣遣つてゐる、其の友情の厚きを感ぜざるを得ぬ。いかに得意の絶頂にゐた小楠でも此の忠告を馬耳東風と聞流すべき筈はなくそれでこそ此の手紙も保存されたのであらうが、持つた病の酒癖は如何ともする能はざりしと見え、監物の心勞をして杞憂に終らしめ得なかつたは返す〴〵も遺憾である。

### (イ) 諸家訪問

小楠の江戸遊學は齡已に自立を踰えた男盛りで、文武兩道に達し一廉の見識を具へた彼としては今更文武藝を專攻する學生生活に入るのではなくして、西海僻陬の地では到底望まれなかつた天下の宿學大儒の門を叩いて親しく其の講學を聞いたり、諸藩の英才に接觸して知己を索め互に意見を鬪はせたり、議論を上下したりして研精二十年の練磨の上に更に磨をかけんが爲で、前記「熊府を發す」の詩にある通り儒者や學究になる勉强よりも寧ろ治國平天

下の道を修めようと云ふのが彼の遊學の目的であり、江戸で一通り修業したら他國にも遊學し、なほ諸國を歴巡して見聞を廣めたいのが彼の希望であつた。

だから小楠の滯府間に於ける行動に就きては特記すべき目醒しきものが幾らもあらうと思はるゝがそれを徴すべき資料は甚だ乏しく、只僅かに前記『東遊小稿』なる詩集と滯府中見聞した事柄を少しばかり書留めた『遊學雜志』(遺稿篇「詩文」乙、二)なる小冊子とによりて極めて大體の樣子を窺ひ得るのみである。後者に據ると彼は五月十一日に木挽町の御小屋より芝愛宕山下の某邸に居を移してからぼつ〳〵諸家の訪問を始めてゐる。

諸家訪問を始む

五月十七日に諸藩の儒者よりなれる海鷗社文會に顏を出したが之に對する彼の感想は記してゐない。次に時は詳かでないが藤田虎之介(東湖)を訪ひ、五月二十八日には林大學頭に謁して其の門下に入り、禮了つて佐藤一齋及び其の子同幸助・門人河田八之助等に對面した。云ふまでもなく林家は幕府の學政を司どり、一齋は又林家の代表たる一代の大儒であるので諸藩の遊學生は先づ林家に謁し一齋に接するのが當時の恒例であつたらしい。

其の後肥後出身の碩儒松崎慊堂の門を叩いて其の教を受けた。松崎を訪うた日は小楠の『遊學雜志』には記してないが、『慊堂日暦』の天保十年七月十二日の條に「横井子來」とあるから此の日であつたらしい。それより八月十九日に、川路三左衛門(聖謨)を訪ひ、なほ時は詳かでないが會津藩儒牧原只次郎をも尋ねたとあるも、其の外には面會した人名は全く記し

てない。併し有名な儒者を師とし友として其の說を聞いたり、幕府の重要人物や旗本及び諸藩の傑出せる人達と交りて幕府の制度文物の利害得失より民情風俗の微に至るまで漏らす所なく研究する傍、諸藩の其等をも精査し以て他日大いに爲すあらんとする準備として活學問に忙しかつたことは後出「菁莪齋諸友に與ふる書」に「江都の旗下列藩有名の士大抵交を納る云々」とあるのを見ても想像に難くない。德富蘇峰も橫井小楠六十年祭記念講演會に於ての講演中に「江戶に行かれてから橫井先生は當時の俊秀の集つた所の昌平學校に學ばれたが、併しながら其の學校で學ぶよりも寧ろ廣き處の江戶のかういふ社會が卽ち橫井先生の大學校であつたのである」と云つてゐる。

後年(嘉永四年)小楠は諸國を遊歷して各地の人物に接し、爾時彼が目して人材なりと許した者で後に名を揚げないのは殆どなかつた。それを傳へ聞いた西鄉南洲は、小楠の識鑑の高きを歎賞してゐる。(本篇第七章三、ネ參照)斯くの如く人を見るの明のあつた小楠は此の滯府間にも會見した諸方面の人達の才學を鑑識したが、右『遊學雜志』に載せてある月旦を見ると成程と首肯されるものがある。其の二三を左に引いて見よう。

佐藤一齋と松崎慊堂

先づ彼は、佐藤一齋を訪うては、「一齋、當年七十に成る由、壯健なる老人、言語しほらしく、物慣れたる容子言外に見るなり」と云ひ、松崎慊堂を訪うては、「羽澤松崎慊堂、學問博大、胸中幾萬卷の貯有る事を不ㇾ知。……爲ㇾ人靄然春風の如く、胸中少の城郭無し。予音韻のことを尋しに例

林家

を引證を爲し、其說二時に及ぶ。當時大儒一齋・慊堂と唱れども、其實は一齋中々慊堂に及ばず。唯一齋人物聰敏世事に錬通す。是二家名を齊する所以なり」と評してゐるが、德富蘇峰が一齋を素人好きのする學者、慊堂を玄人好きのする學者と云つてゐるのと異工同曲である。なほ小楠は林家入門後の觀察につきて次のやうなことを記してゐる。

林祭酒は天下の儒宗なれば邊隅の國州に至りても少しく讀書する人は知らざるなし。吾初林門に入て思ふ旗本の人多く出入する可と考しに存外の事なり。愛日樓(一齋)の講釋に旗本の人或は一人も見ぬ程にて更に平生出入の人なし。又旗本に林家のことを尋るに詳かなる不レ能、是れ讀書せる人にて如レ此なれば武人一偏の人は其名も不レ知程なる可し。是にて旗本の樣子も知れることとなり。

旗本文學は盛に行はれざることゝ思はるなり。古より是と指して天下に名を揚げる程の人一人なきことにて、況して今日に至りて尤も寥々なり。當時御勘定吟味役岡本忠次郎殿・御代官羽倉外記殿外に其名有る人なし。尤所謂夫の濟世の學流にて、御政事の格式古實又は是非黑白の議論抔に心懸は絕無のことにて、予竊に疑ふ所ろ有りて旗本の人に交り彼是と心を附け是迄考來りて近日斷然と疑晴れたり。

此の時林家は中興と云はれし述齋が齒德倶に高く台斗と仰がれたのに講義の實際が是程だつたとは意外の事で、幕府の勢力は既に〳〵暗運默移してゐたのであつた。

小楠が滯府間に交りたる名士の中で特に其の人物を推稱してゐるのは藤田東湖と川路聖謨とだが、初めて面接した頃は東湖は水戸藩の御用調役、聖謨は幕府の御勘定吟味役でそれぞ

藤田東湖

川路聖謨

れ重役在職中だつた。小楠が此の兩人を訪問した時の模様を細記せるを見ると、兩者の風采・言語・擧動を紙上に躍如たらしめてゐる。東湖については、「此人辯舌爽に、議論甚密、學意は熊澤蕃山・湯淺常山抔にて、程朱流の究理を嫌ひ、專ら事實に心懸けたる樣子なり」とか、「當年三十七歳、色黑の大男中々見事なり」とか、「都下花奢の風を嫌ひ、專ら武事に心懸け、公務の暇には藩中の子弟を引立て、尤鎗術に達したる由なり」とか、「當時諸藩中にて虎之助程の男は少かるべし」とかと、これを激賞してゐる。思ふに、小楠平素の抱懷も親しく東湖に接して從、其の信念を確めたものゝ如く「專ら事實に心懸けたる樣子なり」と言へる所に後年彼自ら實學を提唱する何物かゞ伏在してゐるかにも思はれる。

聖謨については、「此人其名を聞くこと久し、果して非常の英物なり」とて其の職務に恪勤なることや、好學好武の狀態などを感歎してゐる。聖謨は幕府の能吏で、東湖が初めて彼を訪ひたる時にも、「一見如故、其人物凡ならざるを知れり」と推稱し、爾後交情尋常ならざりし程の、東湖は水戸齊昭の懷刀で、西鄕南洲が「吾、先輩に於ては藤田東湖に服し、同儕に於ては橋本左内を推す」と稱した位の人物だから、小楠が東湖・聖謨の兩雄に傾倒したのは所謂好漢好漢を知ると云ふべきであらう。小楠は此の兩人よりは年も幾らか若く、而も田舍から出たばかりだから、兩人から啓發されたことも多かつたであらうが、さりとて決して其の下風に立つではなく、又東湖も聖謨も小楠を只者ではないと睨んで居たらしい。小楠は旗本の士では東湖

も意氣相許したと云ふ岡本忠次郎(忠豐)と羽倉外記(簡堂)を推稱し、なほ甲府に勤番する長野清淑の人物を愛してこれと親しくしてゐたやうだが、その他の人は眼中に措かなかつたのか上記の『遊學雜志』や『東游小稿』の中にはとんと見當らぬ。

## (ロ)　藤田東湖と交驩

酒を溫めて寒園夜蔬を摘み、虛心膝を交へて總べて予を忘る、議論熱せず水よりも冷やかに、集義內外の書を讀むに似たり。

とは「藤田虎之助を訪ふ、夜話極めて適す、虎之助の韻を和す」と題した小楠の詩(遺稿篇八六三頁)だ。小楠は東湖の人物に傾倒してゐたから時々彼を訪問したらしく、此の夜も御互に膝を交へてひつそりした庭園に對し蔬菜を肴に酒を酌交はしながら對話して居ると興に乘つた餘り果ては總べて我をも忘れて仕舞つた。御互に能く話が合ふので議論に熱する事無く水よりも冷やかで恰も『集義和書』を讀む樣な心地がすると云ふのである。同書は熊澤蕃山の著で小楠は不斷之を愛讀して居り、又東湖の學意は小楠の評の如く熊澤蕃山・湯淺常山抔であるから自ら右の結句を得たのであらう。小楠が東湖と氣心も合ひ親しき間柄なることは此の詩でも想像し得らるゝばかりでなく、小楠が兄の左平太に寄せた書面(本篇六二頁)に見ても、又東湖の交友簿に橫井平四郎の名が載せられ文通には何處に托すべしと云ふ事までも

記してあるのを見ても分るが、なほ兩人の間に見逃してならぬ左の一挿話がある。
天保十年十二月二十五日の事恰も東湖は年明くればかの天保の大改革に着手せんとする齊昭に隨ひて水戸に歸らんとする直ぐ前だつたが、忘年會を催して小楠始め諸友を招いた。小楠は其の席上で、左の七言古詩一篇(遺稿篇八六四頁)を賦して自家の意見を開陳した。

東湖の招宴と小楠の古詩

家は各東西千里隔たるも、相逢うて一笑肝膈を吐く、滿甕の酒新に醅を發す、道味を併せ嚙んで眞に適と爲す、吾が輩從來文士に非ず、動もすれば輙ち意氣論癖を成す、上は三代より下は明・淸、我が皇朝治亂の迹に及ぶ、是の如くして治り此くの如くして亂る、此は乃ち術を得彼は惜む可し、究竟天下明君少く、是を以て亂日史册に滿つ、然りと雖も臣と爲りては豈君を尤めんや、彼君を尤むる者の心は赤ならず、赤心忠愛自ら道有り、徐ろに君心を格すは是臣職、慷慨悲憤氣は卽ち氣なるも、恐らくは國家に於て裨益なからん、炎漢朱明の亡に徵す可し、何事ぞ君子心甚だ迫れる、嗚呼臣道豈此くの如くならんや、一點の忠愛魂魄に發すれば、其の容靄然として春風の如く、其の神凝然として金石の如し、治亂に只是我が心を盡くし、群小と黑白を爭はず、聖賢の敎此くの如きのみ、萬古臣道易ふ可からず、而も我輩に在りては動もすれば氣に任せ、一言一行渾べて役せらる、忠愛君に仕ふる何くに在りや、甚だ恥づ頑顏典籍に對するを、良會知る多く得易からざるを、何ぞ風月を說いて文墨を弄せん、諸君應に各思ふ所有るべし、試に肝膈を披きて座に向つて擲て。

東湖和韻の詩の返却を乞ふ

藤田東湖より小楠へ

小楠が特に右の詩を此の席上にて示したのは蓋し偶然ではあるまい。豫て水戸藩には改革派と保守派との間に黨爭が激甚であつて藩主齊昭も兩派よりの上書進言などで惱みに惱んでゐるのを熟知して窃かに眉を顰めてゐた小楠は慷慨自ら負み局量相爭ふの非なるを喝破して、其の時弊を匡正せんとの意ありし際茲に好機會を得たので右一篇に托して之を諷し之を誡めたものであらう。かく上段より打込まれた東湖は默する譯には行かぬので其の席上でこれに和韻した。其の詩を懷にして歸つた小楠が三日後に右招待に對する禮狀を認めて使に持たせてやると、それを受取つた東湖は其の使を待たせて置いて左の返書を寄せて來た。

拜誦仕候。窮陰冱寒御旅中愈御健勝奉ㇾ賀候。過日は御枉顧被ㇾ下、近來に無ㇾ之快興、乍ㇾ併甚失敬之事共汗顏仕候處、懇々御書中之趣不ㇾ知ㇾ所ㇾ謝奉ㇾ存候。爾來は外邪に御感被ㇾ成候よし折角御保護專要奉ㇾ存候。扨高韻御示被ㇾ下候に付醉中筆に任せて次韻仕候處、翌朝に相成尋思候へ共、七八句は夢の如く覺居候處前後如何樣の事を認候哉慚愧至

の書簡（弓削和三藏）

極に御座候。尤何程醉中にても黑白邪正を取違へ候積りは無ニ御座一候へ共右の通り忘却仕候仕合ゆへ頑鈍迂僻之病別而甚しく、過激の句を吐候得ば安心不レ仕、文字間未熟は勿論に御座候。何卒長者河海之寛恕被レ下一ト先づ御返し可レ被レ下候。頻りに醜を掩候樣にて如何敷候へ共源判官軟弓を恥候意御洞察被レ下、必御秘し被レ下不レ遠御返し可レ被レ下候。千萬是祈。御人爲レ待乍ニ貴答一匆々。已上。

十二月廿八日

二啓忘年會翌朝小僕室を掃候處金二銖席上に落居候。定て貴兄御嚢中より逸候半奉レ存候。是より御返し可レ申留居候處御人被レ下候付卽二銖附上。呵々。

これを見ると東湖は小楠から和韻の詩を取戻さうとしてゐる。豪邁彼の如くにしてなほ細心かくの如きは敬服の外なきと倶に、九郞判官軟弓の故事を引用した巧妙さは流石に鮮かな手際だ。小楠も東湖から斯く出られては否とも云へず詩を送り返したであらうが、其の事の傳はらぬは如何にも殘念だ。

東湖の書面は右の如く本文も頗る興味があるが「二啓」は一層面白い。彼が態々返した二銖の金は、忘年會席上で彼が小楠に「旅中では時には困る事もあらう、どうかしようか」と同情すると、醉中の小楠は「何の〳〵書生だとてこれ位は持つて居る」と財布の底をはたいて見せたものださうな。これは德富淇水が小楠から親しく聞いた話として傳へられてゐる。兩醉雄の稚氣眞に愛すべきではないか。

## (八)　酒　失

小楠は着府以來都下宿儒の門を叩きて學術の蘊奧を極むると同時に、四方より集り來れる俊傑と臂を交へて時事を論じ天下の經綸を談じなどして諸方面の見聞に忙しかつたが、さう長く江戸に留る要もないと考へもし、又遊學當初の志望通り諸國遊歷もして見たいとの念からでもあらう、着府後僅かに七ヶ月の天保十年十一月二十五日に鶴崎にある兄の左平太に寄せた書面（遺稿篇「書簡」二）の中に左の如く記してゐる。

水戸遊學に關して兄への書面

然ば來春は、御許にて御咄申上置候通り二月餘寒退き候時節より水府に遊學仕筈にて既に澤村御奉行迄は近日内意申置候。水戸は此許より纔に三十里餘にて格別之遠藩にて無二御座一、且當時は一藩不レ怪盛に相成、追々此許より出懸申候者有レ之委敷樣子も承り、幸水藩藤田虎之介知音にて手寄も宜敷彼是出懸申筈に御座候。左候へば御紙面は月に一度斗後藤善左衛門當に御遣し被レ成候樣奉レ存候。發足まへ藤田に賴置申候筈にて、

善左衞門より藤田に遣し水戶に屆候樣に手配仕置可レ申候。尤他藩に賴み遣し候事に御座候へば極々簡易御平安之御樣子迄御申被レ遣可レ被レ下候。二月より出懸け十月比には此許に歸申候積にて片山喜三郞も十に八九は同伴之筈に御座候。此節之序に五・六月より仙臺・會津・米澤を觀國仕筈に奉レ存候。

右によると小楠は來春二月にもなれば江戶を去つて水戶に遊學し、五・六月より東北地方をも遊歷しようと計畫してゐる。文中の片山喜三郞は豐嶼と號し後に時習館敎授を命ぜられ、肥後學風の第五期宋學守成期(本篇一〇〇頁參照)に於ける代表的學者の一人となつたが、當時は官命にて江戶に遊學してゐたのである。小楠も片山も倶に水戶に遊學しようと志したのを見ると當時の同藩の名聲籍甚が想像せられる。

「菁莪齋諸友に與ふる書」

かくする內己亥の歲は遽しく去つて天保十一年の春を迎へた小楠は退府の期も目睫の間に迫つて來たので、二月初であらう彼は熊本の友人にもそれを通知すべく「菁莪齋諸友に與ふる書」と題した文を書きかけたのであつた。それは全部漢文で『遊學雜志』中に記してあるが、完結されて居りもせず隨つて又發送されたものでもなく、ほんの下書と見るべきであるので本書遺稿篇には割愛したが、其の內容は頗る興味あるのみならず諸地方遊歷の「プラン」は恰も旣に其の地に遊びたるが如くに詳記されてあるから、それを紹介する意味で全文を直譯して左に掲げることにした。

菁莪の諸友に與ふる書

存自す。客春袂を分かちてより倏ち復一歳、諸君子の存問月に到りて眞に是千里同窓なり。僕蚤歳觀國に志しゝこと在鄕の日ほゞ諸君とこれを言へり。江都の旗下・列藩有名の士大抵交を納る。大府の諸政・旗下の風俗管見の及ぶ所略之を窺ひたれば則ち江都の遊僕既に以て爲無しと爲す。今春、風を奧羽の列藩に觀んとし既に許可を蒙り、（二月の十五日と思はれる）月望を以て發せんことを期す。敢へて以て諸君子に告ぐ。此の行先づ宇都宮藩を觀、日光を拜じ、山道を經て米澤に出で、左折して會津に到らん。會津は北越と襟を接して高田は名藩の唱有り。且つ其の士人僕交を納るゝ者少からず。客冬歸省し屢々書を寄せて北遊を促す。是以て訪はざる可からざるなり。高田に遊ぶには則ち新潟より舟行十里、七十二灘の勝を探るも亦奚囊の一具に非ずや。新潟は北海の大港萬帆輻湊し豪商碁布して三都を歴せり。其の士人能く文墨を娯み往々風流の士有り則ち是風土を觀民俗を察するの一端なり。既に新潟に遊ばゝ春日山は三宿して到る可し。霜臺公の遺跡古壘豈割愛す可けんや。且つ山頂に形勢を相し詩を賦して英魂を弔ひ以て心氣を壯にす可し。再び新潟に還り、路を海岸に取りて羽に入らん。羽の北道は大抵小藩なり、觀るに足る者無し。秋田は羽の脊腴に據り土壤衍沃、封名

「蒋拔齋諸友に與ふる

小なりと雖も貫封は五倍せり。則ち政令民教必ず觀るに足る者有らん。羽は秋田の東に極り、州奥を津輕の地と爲す。津輕に遊び（缺字）□に到る是れ松前に渡るの港。海路十四里風濤極めて險、三條の灘有りて急流箭の如く截るに風力を借る。風力少弱なれば流れて還らざる者屢〻なり。故に渡る者風を此に待つ。風便を得ざれば或は滯留百日。僕日月に乏し一旬を期す。一旬にて便を得ざれば則ち割愛せん耳。若し風便を得ば則ち邊塞山海の形勢を縱觀し、夷人穴居の風俗を窺察せん。亦一大壯遊に非ずや。且つ魯西細亞屢〻誘ひて既に北蝦夷を服せしむ。是より先文化年間三旦虜を略す。我が卒中村次郎吉と云ふ者膽氣有り亦虜中に係る。降らしめんと欲すれども屈せず。劫かすに刃を以てすれば益〻屈せずして抗顏憤爭す。虜奪ふ可らざるを知り送りて其の都に到り、山野に放ち與ふるに鳥銃を以てし獵して生を爲さしむ。次郎吉意へらく徒死するも益無し。氷海を踰えて渡り且つ支那より朝鮮に到らば終には以て日本に還る可し。只其の間深山曠野人烟を絕つ者幾百千里。食の以て生を謀る可き無けんと。是に於て丸を貯ふること二年。弃りて氷海を踰ゆ。虜人未だ半ばならざるに追及し再び爲に虜へらる。既に居ること幾年虜其の節に服し。之を優待し文

書」終の部分（横井時靖藏）

化十四年從りて崎陽に到る。事太府に聞え其の苦節を賞し褒するに祿米を以てす。次郎吉辭して曰く臣は松前累世之臣なり。太府の祿を食むは志に非ざるなりと遂に本藩に還れり。此の人未だ鬼簿に上らず現に松前に在り。友人古賀元載嘗て松前に遊び屢〻次郎吉を訪ふ。談其の事に及べば腕を攘ひ目を尖らし慷慨淋漓歷々聽く可きなり。元載は麁人にして詳記するに及ばざれども概略は則ち此の如し。其の外漂流して滿洲若しくは魯西亞に至る者某々有り。外國の事其の情を得可き者は松前に加くは莫し。故に僕一たび之に遊ばんと欲す。祈る所は天の順風を降して幸に壯遊を寵するに在らんを。松前既に期す可からざれば。還りて南部に遊ばん。南部の地たる圖に據りて之を按ずるに曠莫千里觀るに足る者無し。唯牧馬は海內第一にして駿足極めて夥し。是以て一觀す可し。南部を出れば則ち仙臺なり。曠莫たる連野七里或は十里に一驛を置く、其の間人烟を見ず。且つ行役するもの甚だ少く。日に只三四人を多しと爲すのみ。五六宿にして仙臺に達せん。仙臺は居然たる一大雄藩。小江戶と稱せられ、都城の大なる、士人の夥しき加・薩に踰え、而して四十八砦連環土着す。他に白石の如きは則ち別に一都城を爲すこと猶我が代南の如し。正宗公は蓋世の英雄にして此の大封を領せり。其の處置後世必ず意量の外に出づるもの有るべければ則ち仙臺の觀風は此の行の一大重典ならん。豈其れ匆々として之を過ぎんや。仙臺より水戶に達するには其の道五十里、大抵小藩なれども獨二本松は觀る可きなり。二本松を出で直ちに水戶に到らん。水戶の今公英明天下を蓋ふ。

此處までゝぶつつり斷れてあるが、右の文を兄に寄せた上掲書面に比すると其の「プラン」を變じて東北諸國の遊歷を先にしてゐる。「水戶の今公云々」の後がないので、遊歷後水戶に落着くことにしたのか、或は水戶遊學は中止して只遊歷にとゞめたのか其の邊の所ははつきり分らぬ。要するに彼の計畫した旅行の豫定報告文が斯く完結しなかつたのは、心ならずも左の辭令を受けて東北諸國の遊歷どころか反對の西南へ歸國せざるを得ない始末となつた

からであらう。

其方儀遊學として御當地へ被二差越置一候處內意之趣に付、此節御國元被二指下一旨候條可レ被レ得二其意一候。以上。

二月九日　　　　御奉行中

横井平四郎殿

右文中に「內意之趣に付」なる文字があるが之は小楠が自分から歸國を願ひ出でたことを意味する。斯かる願は通常何か不始末のあつた場合に或は自發的にか、或は今日の諭旨退學的に藩政府から慫慂されてかして出すのが當時の慣例であつたので、小楠の場合も懇意な人達の勸告に基づきて自發的に出したものらしい。

歸國を命ぜられた經緯

然らば小楠の行狀に如何なる事があつてこゝに至つたのであらうか。それを知るべき材料として細川侯爵家の文書中に左の二通の書面が見出された。其の一は肥後藩の中老・家老から二月十三日付にて江戸詰の溝口藏人に寄せたもので左の通りだ。

以二內狀一申進候。横井平四郎儀及二過酒一、外向（藩外の者）にて申分有レ之たる由付て先便太兵衛（澤村）より極密御奉行中え申越候趣致二承知一候。何とも詰らぬ事にて笑止なる儀に御座候。太兵衛見込にては禁酒之處も無二覺束一、其上內濟に相成候儀には候得共、彼方より反報躰之儀も難レ計、旁何となく罷下候方可レ然との事に御座候。至極尤之見込には御座候得共、此元にて噂合候處は平四郎儀も並の者には無レ之、當時之無人中には先は秀才共可レ

申哉に付、此度罷下候ては一統之議論は固り暫く頭上も難レ成、第一其身も氣力を失萬一後日勤學出來兼それ出し候樣にも有レ之候ては可レ惜事に御座候間、聞方（事件が探聲方より目付、奉行へと報告されて公然の沙汰となること）にも相成候埒に至候はゞ、何卒御許にて相當之御咎被二仰付一、來年迄は直に被二召遣一（引續き遊學の意味）候樣有レ之度候。然し反報抔之氣遣も御座候はゞ、暫其身の志願も有レ之由に付水戸の方か奥羽の方か何方えぞ罷越候ても可レ然哉。夫等の儀は御見込も可レ有レ之、且禁杯之義は精々澤村抔より教示有レ之度、此許よりも監物（米田是容）・九郎右衞門（平野）より屹と謹愼之儀は申遣事に御座候。太兵衞抔より教示位にて相濟候はゞ其分之事に御座候得共、迚も聞方に相成儀に候はゞ前文之通御許にて御咎御座候樣有二御座一度、夫にても國元之議論は無々可レ有二御座一候得共、此節罷下候よりは御許にて御咎相濟過を改罷下候得ば一統の矢さきも少しはにぶれ（鈍りの意）可レ申、於二其身一は深く難レ有がり屹と加二謹愼一可レ申儀と見込申候。右之通咄合申候間、未だ何とも御申越は無二御座一候得共御含に申進置候事に御座候。得斗太兵衞抔御話合宜敷御取計候樣存候。以上。

他の一通は溝口が右書面に對して認めた三月二十五日付の返書で、左の如くである。

被二仰下一候通承知仕、平四郎儀付ては於二此元一も段々咄合候趣も御座候得共、同人儀御本文の外にも追々於二所々一及二過酒一、當春に至候ても猶又申分有レ之、迚も長く禁酒之見込無レ之、既自金詰の內同人心安く相交候面々よりも早く罷下候樣相勸め候位の由に御座候處、此節歸省願出候付、長く此元え罷在候ては宜る間敷、事立候儀仕出不レ申內罷下候方可レ然と申談、御內慮をも奉レ伺候處、思召不レ被レ爲レ在候付願之通及レ達、去る三日此元罷立候。右之通にて此節之御紙面出立跡に相達間に合不レ申候。右付て委細之儀は澤村太兵衞より

御奉行へ申越候由に付可レ被レ成二御承知一と奉レ存候。以上。

右二通の書面を見ても、元田東野が『還暦之記』中に小楠の此の時の事を「其江府にある酒後の過失に因て官の責罰を受け云々」と記してゐるのによりても、小楠の歸國を餘儀なくされたのは過酒の結果藩外の者と事を構へたのに原因してゐる。東洋の偉人傑士に酒は附物で、殊に幕末維新の舞臺に躍つた志士は盛に飲んだものだ。小楠も歳はもう三十を超えて意氣壯に、而も諸藩の俊傑と相交るので無論酒を利用する必要もあつたらうが、惜しいことには小楠は酒に利用せられて過飲すると時には常軌を逸したる言行があつた。彼は遊學前肥後に居る時からそのために家人や友人などに心配をかけたことが度々あつたのは前記長岡監物の小楠への書面に酒のみは深く氣遣うから嚴禁を祈るとあり、小楠自身も夙に氣附いてゐるので上記兄への書狀中の一節にも「尤旅中萬事愼心之內、酒は別て大切にて一切禁制仕り云々」と特記してゐる。だが言ふは易く行ふは難しで江戶に來てからも時々は酒失があつた。それが江戶詰の藩役人の耳に入つた事もあつたらうし、又彼は藩外の者との交際が繁き所から過酒に乘じては國情の秘密が他藩に漏れはせぬかとの不安の念も抱かれてゐた際、今度といふ今度は醉餘他藩の者との間に問題を起したのだから藩重役も默過する譯にも行かず、此の際歸國させたらと云ふ考になつたらしい。當時は何れの藩でも藩外に國の秘密が漏れたり、又はそれとの間に事を生ずるのを大禁物とした時代だからそれも無理はない。

酒失の時日

然るに上記肥後側重役の書狀にては、小楠の將來を慮つて事公然の沙汰となつてゐるならば江戸で相當の所罰をなし、もし藩外の者より反報抔の氣遣あらば彼の志望通り他國に旅行させでもして遊學は繼續させたいとの如何にも寛大な擁護的意見であるが、江戸側重役はこれに反して小楠の禁酒は到底見込がない、若し引繼き在府せしめば此の上如何なる大事を仕出すかも知れぬとの不安の念を抱きさつさと歸國の處分をして仕舞つた。其の爲、折角小楠に有利な肥後側の書類は小楠の江戸出發後に漸く屆いた位だつた。然し若し此の書面が其の以前に屆いたとしても江戸側は恐らくは肥後側の意見に同意しなかつたであらう。

なほ、今回小楠が歸國を餘儀なくされた主因たる過酒によりて藩外の者と問題を起した事は前記江戸側の書面中に「當春に至候ても猶又申分有之」なる文句のあるよりしても前年の出來事に間違ないが、著者の推測によると、上記の藤田東湖宅にて催された忘年會を辭しての歸途であつたらしい。といふのには左の理由がある。

小楠と木下宇太郎との間に天保十一年二月二十四日より同二十六日に至る二日間に三回に亘りて取交はされた書面がある。(遺稿篇一一〇—一一六頁)此の木下は後には眞太郎と改名し韡村又は犀潭と號し幕府から召命のあつた程の東肥の碩儒だが、小楠よりは四歳年長で小楠とは時習館時代よりの友人、當時は藩主に侍して江戸の藩邸に在つたのである。此の書面往復の第二回目の小楠より木下に與へたる書狀(二十五日付)の一節に左の如くある。

藤田虎之助方舊臘參候歸に私過酒に及候唱御座候て御耳に達し、淺井先生へは御咄有、程經候て東遊六ヶ敷に至り御來臨御尋被レ下候段交際無二腹藏一打明被レ成候筋合に御座候哉、疑惑之一條にて御座候。

淺井先生は淺井鼎泉(新九郎)の父にて、當時時習館訓導であつた廉次であらう。細川侯爵家文書によれば、天保十年二月出府し翌年六月歸國してゐるし、又小楠も木下も先生と云つてゐるのを見るとさう思はれる。右に據ると、小楠の過酒を木下が淺井訓導に告げ、それかあらぬか既に許可されてゐた東遊が出來なくなつた後に木下が尋ねて來たのは友達甲斐がない―小楠は出府後木下と墨田川に遊びたる折、以前の通りに腹藏なく何事も咄し合はうと約してゐた―さう極らぬ前に大分日もあつたのにと恨んでゐる。此の書面を受取つた木下は直ちに小楠に返書を寄せて小楠の疑惑は間違つてゐて、淺井訓導の知つたのは自分の告げた爲ではないと辯明してゐる。要するに小楠が其の「プラン」まで書いてゐた東遊の出來なくなつて歸國を餘儀なくされた其の原因は、舊臘二十五日の酒故の出來事であることは想像に難くない。かの忘年會席上では東湖も小楠も已に相當醉つてゐたらしいのに、其の歸途にまた酒杯を重ねては豫て酒癖のある小楠無事に客舍に歸られる譯もない。

小楠と木下との此の書面の遣取は、小楠の方に墨田川にての盟約以來の木下の疎遠につきての不平があつて、彼は前記の一條以外になほ一二の疑惑の箇條を述べた後に「只今通にては交情とても面白無二御座一却て妨に相成可レ申、左候へば御互切磋等は以來仕不レ申方可レ然云々」

と書き送つたのに端を發してゐて、二十六日付の木下の最後の返書の末尾に、

思召に違ひ候上は因レ是疎遠之御疑惑御尤に奉レ存候。早速相改可レ申と御斷可ニ申上一筋にも可レ有ニ御座一候得ども、跡以屑兼又は矯飾に出申候半も難レ斗、是迄不束の至御推量被レ下公面之御交迄被ニ成下一候はゞ難レ有奉レ存候。度々煩ニ來鴻一是又恐懼不レ少右奉答如レ此御座候。

とあり、遂に遺憾にも絕交の狀態となつたのである。是も畢竟するに小楠過酒に基因する悲劇とも云へよう。

小楠、木下と絕交す

小楠と木下との絕交は後には以前の親しき間柄に復舊したのかよく分らぬが、兩人歸熊後に於ては少くとも木下の所謂公面の交は保たれてゐたやうに思はれる事實がある。兩人の絕交が世間に餘り知られてゐないのはその爲であらう。小楠が後年親友たる長岡監物と絕交したのは周知の事實だが此の時も今回の如く小楠が先手を打つてゐる。小楠の出足の早いのには木下も大分苦しい相撲を取つてゐるが、團扇を何方に揚げるべきかの審判はむづかしい。

小楠の酒癖につきては更に他の機會を以て記述する積りだが、あの透徹した頭腦の持主で而も遠大な抱負を有する彼にして酒の爲に今回の如き失態を演ずるのは寧ろ不可思議な感がする。然るに飜つて世に偉人と云はれ英傑と稱せられる人を見渡すと共の一面に惜しむべき缺點を持つて居るのが多く、又種々の方面に於て超凡の天才を惠まれてゐる人には得て

意外の短所弱點を發見するものだ。今回の小楠に最も近似せる類例には彼よりも數年前に同じく肥後藩から遊學を命ぜられた澤村西坡（名は邈、字は子寛、宮門と稱す）がある。彼は遊學中の行跡に目に餘る樣なこと—氣豪にして酒を嗜み俠豪の徒と交り隨意放縱氣に任せて人を見るので暴虎の渾名を得た—があつて歸國を餘儀なくさせられたが、天保三年に更に再び遊學の恩命を受けた。藩內は其の處置に驚かぬ者は無かつたが、當時時習館に通學して居た小楠だけは「澤子寬重ねて江戸に遊學するを送る序」（遺稿篇「詩文」甲、三五）を作つて西坡の境遇に滿腹の同情を寄すると倶に、彼に重ねて遊學を命じた藩の處置を激賞してゐる。—尤も小楠より兄への書狀の一節（遺稿一〇九頁）を見ると再遊學後の西坡の行跡につきては嚴しく非難してゐるが—なか〱の雄篇で、其の冒頭に左の如く云つてゐる。

超凡の士は才を恃みて時に常情では容されない放蕩不羈の行をする。それをとやかく云つて其の長所までも顧みねば其の人は終身浮ぶ瀨も無く死んでしまふ。これは士氣を鬱抑する衰世の風で嘆くべき至りだが、明君賢相が上に在れば卓越した人材は勿論小能の士でも棄てゝはおかず失行は矯正して長ずる所の才を遂げさせるので、有爲の士は世に出でんと奮ひ立ち無能の徒は分を知つて僥倖を夢みなくなり自ら作新淬礪の政を見るものだ。（原漢文）

右は、一見自分を西坡にして、將來の豫防線を張つたかの樣に我田引水的色彩の濃厚な所もあつて面白い。小楠は遊學以前に既に此の如き思想と感情とを抱いてゐたものと見えるが、

今日に於ても尙同様だとするならば、今過酒の咎を受けて歸國を餘儀なくされてゐる彼を假りに西坡たらしめて以前の如くに小楠を批評の位置に立たしめたらば何と云ふであらうかは何人にも想像し得らるゝ所であつて、少くとも肥後藩の中老・家老から江戸詰の溝口藏人に申し送つた旣記書面に對しては、これでこそ心有る政治家の措置と手を拍つたであらう。なほ小楠の「西坡を送るの文」を見ると彼は人の長所を存養發揮せしむるに熱心なる餘り短所に對しては看過しようとする嫌がないでもないが、さて彼は今回の自己の酒失に對しては何う考へたであらう。

酒失に對する反省

德富蘇峰所藏の小楠遺愛の『湯文正公遺稿』に小楠自筆の跋文（遺稿篇「詩文」甲、二一）がある。其の中に「己亥の夏商船此の本を傳ふ、荻吉士之を得て、千里贈る所となす」とある通り、該書は時習館居寮生たる荻吉左衛門が小楠の江戸に於ける發展振を誡しめる爲でゝもあつたか態々彼に贈つたものだ。小楠は其の學の源は孫奇逢より出でゝ、能く新溪・莿溪の平を持し、大旨刻勵實行して日用に講求するを主とすと稱せられる文正の書を讀んでは大いに感激し、其の所感を跋文の末節に左の如く記して居る。

存何人ぞ旣に行を破るを以て、清議の責之を一身に受く。然れども悔ゆるも追ふ可からず。過を改め行を力め一に以て先生學を爲すの敎を法とせば、則ち顏面の復天日に對する有らん。謹みて卷後に書し自ら門下士の末に託すと云ふ爾。橫井存盥手して、宕山下の邸に錄す。（原漢文）

右文中の「存」は小楠の名、「宕山下の邸」は彼が東都の寓居であるのは言ふまでもない。彼が此の書を受取つたのは多分彼が破行の咎を得て歸國を命ぜられた前後と思はれる。これによれば、飜然として深く自己今回の行を悔悟し是より斷然過を改め、行を力めて以て從來の面目を一新すべしと誓つてゐる。而して彼が熊本に歸つて後堅忍力行數年間の修養を續けたのも實は此の跋文を草した時の決心と覺悟とに基づいたのではあるまいか。

なほ小楠の『遊學雜志』中に彼の作なる雜詩が十數首自記されてある。それは何れも文字通りの未定稿の爲であらう小楠の自ら選らんだ詩集『東遊存稿』(遺稿篇八五四頁參照)中にも亦『東遊小稿』中にも收錄してないので本書遺稿篇「詩文」中にも加へなかつたが、此の中の一首だけは其の出來榮は兎に角とし、小楠の當時の心事を窺知し得るから左に掲げることにした、小楠及び其の關係者の意に背くかも知れぬが。

予性酒を愛して而して亂に及ぶ者屢〻なり。嘗て一たび飲を斷ちしも月ならずして弛めり。此の春遂に小坂九郎(肥後藩士、小姓頭にて當時江戸詰)と約し意を決して嚴禁す。此の約に背かざることは江河の若くならん。詩を賦して心に銘す。

阿母は神明に祈り、阿兄は飛鴻に託す、千里何の憂ふる所ぞ、唯酒斯の躬を誤るを、生平忠孝の志、一事何ぞ其れ蒙なる、之を思へば醉の醒めたるが若し、萬箭胸に向つて叢がる、泣血天地に謝す、不孝罪窮り無し、今より嚴に禁制し、誓つて旣に始終を保たん、伏して願はくは母・兄の心、

幸に少しく憂衷を安んぜよ、詩を賦して心肝に銘す、三十二の春風。

右は題に「此の春遂に小坂九郎と約し」と、詩の結句に「三十二の春風」と有るから小楠の三十二歳になつた天保十一年の春江戸にてものしたのには間違ないが、多分酒失歸國を命ぜられてからの作であらう。これを見ると、孝心厚く友情濃やかな小楠としては前年着府直後禁酒を忠告し來つた長岡監物に對してもさることながら、日夜過酒を憂慮せる母や同胞の心を安んぜんが爲に禁杯しようと決心したもので、小楠が自己の失行に對して反省の念に驅られてゐるは明らかだ、禁酒が果して永續したか否かは別問題として。

水戸齊昭、小楠を登用せんとの意あり

世には捨てる神あれば拾ふ神ありで、江戸詰肥後藩重役から見放された小楠が江戸を立退かんとするに當り、かね〴〵彼の才名を聞知して居た水戸齊昭は彼を登用せんとの意ありて、藤田東湖をして其の旨を傳へしめたが小楠は思ふ所ありて之を固辭したと云ふことだ。之につきて小楠は水戸の爲すべからざるを知りてゐたからだといつて、彼の出處進退を苟くもせざる態度を賞めてゐる人もあるが、小楠は藤田東湖夜宴席上東湖に示したる詩にては水戸藩の慷慨自ら負み局量相爭ふの非なるを云つてはゐるものゝ、自ら同藩に遊學しようとし、又「菁莪齋諸友に與ふるの書」には「水府の今公英明天下を蓋ふ」とも云つてゐる位だから水戸を見限りて辭したのではあるまい。否、此の時の小楠は一旦歸國して藩政府からの處分を待たねばならぬ。水戸がどうであらうとそんなことを考へて見るべき身でもない。彼は

これを知ると倶に已に將來の自分につきて胸に疊込んだ成竹があつて固辭したもので、恐らくはどんな好餌が鼻先に下らうとも此の時の小楠には喰付かれなかつたのであらう。

## 三　歸國の途に就く

客舍壁上に題せる別離の詩

住むに慣る邸中の舍、發するに臨み小詩を題す、一年汝が主爲り、豈別離を傷まざらんや、但是人世の事、去留何ぞ必ずしも期せん、譬へば雲の變態の集散定時無きが如し、汝に謝す年來の事、來事俗と違ふ、或時は夜更に坐し、讀書思ふ所有り、心に會すれば之を文に編し、情に觸るれば之を詩に屬す、或は大いに朋友を會し、議論肝膈を披く、慨然たる天下の事、悲歌交〻危を把る、淋漓として意氣揚れば、醉語四隣に馳す、會する者俗客無く、多くは是天下の奇、奇才豈得易からん、心を殫くして新知に接す、究竟是學士、交游遺れざらんと欲す、汝に謝す年來の事、幸に此の生の癡を寛にせよ。

右は小楠が江戸を出發するに當りて住馴れた客舍の壁上に題した詩（遺稿篇八六五頁）である。これに據ると過去一年近い間に於ける彼の動靜は尋常一樣の遊學生ではなく、廣く天下の奇才と交游して英氣を養ひ、自己の識見に磨をかけつゝあつたことが窺はれるが、勿事主義の江戸詰の藩重役等が彼を多少危險視したのも無理はない。

江戸を發足す

斯くて小楠は三月三日住馴れし客舍に名殘を惜しみ數人の友に見送られて「一片の孤雲去つて西に向ふ」と新宿驛から江戸を辭した。出府の時と同じく今回の道中も只『東遊小稿』によつて其の様子を知り得るばかりだが、もと〳〵彼の遊學當初からの念願は諸國の觀風であつたから、往路とは道を替へて先づ甲州街道を西して甲府に至りそれより中仙道に入つた。其の甲府へと志したのは豫ての約を履んで長野淸淑に逢はんが爲であつた。淸淑は

長野淸淑との交情

既記の如く甲府勤番の旗下の士で小楠が彼を初めて知つたのは淸淑が昨秋出府した時であるが、其の會見で意氣投合し、忽ち肝膽相照らす間柄となつたのである。小楠の江戸出發期の迫つた頃、淸淑が態々甲府から詩及び梨菓を贈つたのに對して小楠は古詩一篇（遺稿篇八六四頁）を賦して、其の好意を謝してゐる。此の詩を見ると、淸淑の爲人も小楠の彼を思慕するの如何に深きかも分る。

新宿驛を振出しに甲府まで二十六驛を數へる甲州街道は今の中央線と略同じだ。江戸を

淸淑との再會

後にして西へ〳〵と進んだ小楠は本街道の一要關なる駒木野を踰え、小佛嶺の嶮を突破し、養蠶の盛な郡内を過ぎて甲府に入るや待ちつ待たれつの淸淑と再會の喜に浸つて渇懷を醫した。小楠は淸淑が示した『淸風軒詩稿』の跋尾に三首の詩（此内一首は遺稿篇八六六頁に）を題するなど其の淸興も思ひやられるが、一夜を心行くまで語り明かした後堪へ難き惜別の情を述べた七絕一首（遺稿篇八六六頁）を殘して此の地を辭した。去る者・送る者の感懷果して如

何であつたらうか。

木曾路に入る

甲府から西北へ路を取り韮崎を經て信州の上諏訪から下諏訪に至れば中仙道に合するから、恐らくは小楠も此の道を取つたであらう。それより木曾路に掛り「木曾道中作」五首（遺稿篇八六六頁）を賦してゐる。これを讀むと後年（萬延元年）小楠が『東遊存稿』を福井の蒔田雲處に示して其の雌黄を乞うた時、雲處は此の木曾の作に對しては「景況宛然眞に有聲の畫」と評してゐるが、其の土俗・山水の勝・特殊の小景を巧みに詩中にスケッチして恰も繪卷物を繰擴げるの思あらしめる。

十三峠を踰ゆ

それより濃州に入り有名な十三峠に掛つたが、彼の「十三阪を踰ゆ」なる詩（遺稿篇八六七頁）中の左の數句は此の峠の本街道一の難路たる實況を能く描寫してゐる。

山行苦（ネンゴ）ろに山を厭ふ、山疊みて路彌窄し、窮谷雲霧を起し、峡水巖石を裂く、人家は望めども見えず、盡日行客稀なり、石怪しく虎の臥すかと驚き、林冥く日沒するかと疑ふ、山鬼嘯きて風あり、陰氣冷にして骨に入る。

太田川を渡る

斯く叙した後に昨春桑名の海上から遠く岐蘇の山を望み山水の勝を想察して詩句を拈つて見たが、今日之を踰えて斯かる窮險の厄に遇ふとは思はなかつたと流石の小楠も悲鳴を揚げてゐる。次いで太田に至り木曾川を渡つたが、此處では「太田川を渡る」と題した左の長詩（遺稿篇八六七頁）をものした。

岐蘇の峽水瓶を建てゝ懸る、此に到りて長流汪々然、檉柳毿毿す落日の風、漁舟棹破す灘水の烟、遙かに望む下流犬山城、城樓の丹碧半天に峙つ、茫々たる沃野茱萸秀で、幾簇の村落犬雞連る、吾岐蘇に入りて已に一旬、險路萬山谷又巓、巓には則ち雪を蹈み谷には則ち雨、雨雪加ふるに陰風の寒を以てす、昨日信を出でゝ濃州に入れば、山勢稍平かに水も亦妍なり、而も此の地に到りて初めて曠濶、快心宛も灘を下る船に似たり、嗚呼行役には苦境常に多く樂境少し、此の如きの明秀坐ろに憐む可し。

右を見ると「險路萬山谷又巓」なる木曾路に十日も苦しみ續けた揚句に忽然として春光

**關ケ原に至る**

洽き平野の風光に接した情趣が目の前に浮んで來る。それから加納・美江寺・垂井を過ぎて關ケ原に至り、此處では「至堅なる大坂城を守らないで、烏合の軍を率ゐて進み出で、敵なる精兵と鋒を交ふるや、一敗空しく虜とならんとは」と、當時の石田勢を嘲り「笑つて戰場に向つて舊營を檢す」と結んだ一詩（遺稿篇八六八頁）を手向け、進んで江州摩鍼峠の頂上なる望湖樓に上りて湖上の景を賞し、或は夜來の雨晴れし草津の宿の朝立に、或は遠山なほ雨に近山は晴るゝ夕陽の湖畔に詩嚢を肥やしつゝ京都に辿り着いた。

**入洛**

京都では昨秋江戸で別れた谿田君積と井上子析の二友を二條の客舍に訪うて倶に西山に遊びたる後嵐山に到り「嵐山に到れば花事正に闌なり。掩賞すること盡日還るに忍びざるなり。乃ち落英を採拾して之を紙冊に押し、鄉に還るの日以て騷友に示して今日の勝遊を誇

らんとす、豈一佳事に非ずや。小詩を得たり」とて七絶一首(遺稿篇八六九頁)を賦し、爛漫たる花に浮かれて悠々と終日を行樂に費してゐるあたり、何の苦もなささうなる胸中の閑日月小楠ならではと云ひたくなる。それより北野の天滿宮に詣でゝは「北野菅廟に謁す」なる古詩一篇(遺稿篇八六九頁)を捧げてゐるが、これを讀むと忠厚悱惻莊重にして流動の氣を帶びて居る。京都見物に幾日を費したか分らぬが、洛外まで見送つた岔田・井上と袂を分かちてからは伏見より大阪へと淀川を下つた。

大阪以西は兄もなほ郡代として前任地に居るので、來路と同じく瀨戶內の海路を經て鶴崎に上陸し阿蘇路を熊本城下へと歸り着いたであらうと察せられる。若し別路を取つたとすれば甲州路や木曾路に於けるが如くに新しき風物に接して少くとも詩の數首を作つたであらうのに『東游小稿』は「淀川を下る」の一首で打切られてゐるから、右の想像は中らずと雖も遠からずだと思ふ。假令往路と同じ道を還つたとしても首尾克く遊學を終へての旅ならば錦を着て故鄕に歸る歡喜の情を述べた二三首はなければならぬ所だが、今回の失敗の結果は去春弟の出世を喜んで酒や鹽魚を贈つて舟出を祝した鶴崎郡堂に在る兄の失望、嘗ての羨望の聲に引換へて冷罵の渦中に肩身を狹くしてゐる熊本の母や弟の悲歎に接せねばならぬ其の不愉快なる感想は、次第に家鄕に近づくに從ひて犇々と襲つて來るので、如何に剛毅豁達の小楠でも放吟する心持にはなれなかつたであらう。

右の如く大阪以西の海陸道中につきては徵すべき何物も無いが、熊本への歸着は小楠が安政元年に藩政府に出した「御奉公帳」に據ると、「天保十年三月江戸表遊學被仰付罷上り、同十一年四月罷下申候」とある。出府の際は發足の時が分らずして着府の日が明らかであつたが、歸國に於ては之と反對であつた。然し急がぬ旅であつた上に諸處に立寄つたから水道町の吾が家の高い閾を跨ぎ滿一ヶ年を寂しく留守せる阿母に今回の失行を詫びたのは恐らくは四月の中旬か下旬であつたであらう。

# 第五章　江戸より歸國後の數年

## 一　苦學修養

小楠の過酒の失態が江戸から肥後に報ぜられた時、藩政府では重役啀合の結果中老と家老の名で事公然の沙汰と成つた上は其の儘にも捨置けまいから江戸で相當の咎をなすに止め、遊學だけは繼續させて熊本には歸さぬ樣にとの趣旨で江戸詰の溝口藏人宛に書面を發したことは既記の通りだが、其の書中には「此度罷下り候ては一統の議論は固より暫く頭上も難ㇾ成、第一其身も氣力を失ひ萬一後日勤學出來兼それ出し候樣にも有ㇾ之候ては可ㇾ惜事に御座候間云々」と云ふ文句があり、又近き實例としては前記澤村西坡が歸國した時小楠が「物論沸騰し、士林の棄斥する所となる」と書いてゐる通り藩内騷然たるものがあつたので、今回小楠が不面目の歸國をなしたのについては世評は恐らくは、澤村の時以上に喧々囂々だつたことは想像に難くない。

澤村は、小楠が「寛以て意となさゞるなり。日に南湖に釣り、塵世の外に脫然として欸乃漁

歎以て其の心志を樂しむ」と書いてゐる通りに、世間の批評に對しては全く平氣で悠々自適毎日太公望を氣取つて居る內に再び江戸遊學を命ぜられ、藩を擧げて愕然たらしめたが、小楠に對しての藩政府の處分は西坡よりは遙かに重かつた。彼の酒失は彼の江戸出發前より公の沙汰と成つたが、細川侯爵家の文書によれば聞方(探鑿方)の手になれる小楠行跡の取調書はそれを受取つた監察(目附役)遠山强彦から天保十一年三月十一日に藩主の閲覽に提出され、同年八月十二日には目附役白石次郎作によりて藩主の內意を伺ひたる後家老の內覽に供せられ、それより重役評議の結果同年十二月(日附無し)に至りて左の處分に決着した。

## 處分

横井平四郎

右者江戸へ遊學被仰付置候內間々及過酒候內には、於外向不都合之振捌をもいたし、其外追々不愼の儀も有之たる樣子相聞、爲遊學被差越候身分別て不埒之至に付、七十日逼塞被仰付候事。

右によりても小楠は西坡の如く悠々自適の振舞の出來なかつたのは云ふ迄もないが、この爲に藩の重役等が心配した樣に其の氣力を失ひ勤學も出來兼ねて逸れ出したであらうか。

小楠は前記の如く江戸出發の頃より既に深く心に期する所があつたが、さもなくても彼は本來過去つた後の方を振返つてくよ〱と考へ込むよりも、進むべき前方を眺めて躍進する底の質だ。又勝海舟は、「小楠は何でも失敗した者が來て善後策を尋ねると、其の失敗を活用

して都合の好い方に遷らせるので、實に禍を變じて福となす事に妙を得てゐる」と評したのを見ると、定めて自分の失敗に對しても亦さうであつたに違なく、而も小楠門下の云ふ所によれば、彼は身の艱難・世の變動に遭遇する每に必ず人の窺ひ測るべからざる卓見を發したとの事であるから、今回も亦さうあつた筈である。果して彼は世間の喧しき批評も藩からの嚴しい所罰も甘受して氣力も失はず逸れ出しもせず却つてそれを利用したかのやうに門を閉ぢ客を謝して一心不亂の勤學に取懸つたのである。德富蘆花はこれを「小楠の學問の仕直し、人生觀の建て直しだ」と書いてゐるが流石に言ひ得て妙だ。



然るに只一つ彼の心を傷めたではないかと思はるゝものがある。彼は本來次男で父亡き後は兄の「厄介者」となるべき身だが、兄の家督相續後二年にして藩學時習館の居寮生となり、居寮長に拔擢され、引續き藩費で江戸に遊學したので其の實は「厄介者」ではなかつた。又若し首尾よく遊學を終へたならば彼は恐らくは藩に用ひられて「厄介者」から全然離脫し得たであらうのに、今度の失敗により三十二歲にもなつた身で、名實倶に「厄介者」となつて仕舞つた。よしさうなつても家道が裕ならば亦可なりだが、兄時明は父と同じく郡代までも勤めながら其の美質を享けて廉潔な能吏であつた上に知行百五十石だけなので―嘉永に入つてからは、足高五十石を受けたが―父の代よりも一層貧しかつた。なほ小楠の歸國當時の彼は鶴崎の郡代を勤續してゐたが、其の後二ケ月にして病氣の故を以て依願免役となりて

歸熊してから家計の不如意は益〻其の度を加へたらしい。其の貧しい家に文字通りの「厄介者」となつたのは身から出た銹とは云へ小楠をして身の不甲斐なさを喞たしめたであらう。然し彼はこれに由つて猶屈せず撓まず今回の失敗を取返して母や兄やに酬いんとの覺悟と決心を愈〻倍〻强からしめたのは流石に偉いと思ふ。

德富蘆花の著『竹崎順子』の「横井小楠」と題する章中に左の一節がある。

江戸から不名譽の歸國をした横井平四郎は、兄の家の六疊の一室に謹愼しました。頗るの貧乏で、その六疊の疊は破れ、壁はぼろ〳〵に崩れ、雨戸が無いので藁蓆を軒からつり下げて雨風を防ぎ、緣は靑竹を束ねてありました。下男は一人居ましたが、手不足なので部屋住みの平四郎は、時には飯炊き水汲みなども手傳ひました。而して其間には其の六疊にぢつと座つて學問の仕直し、人生觀の建て直しをしました。十三、經國の志を起し、早くから經史に親しみ、詩文もつくり、世間に押し出してはもう一廉の所謂學者で、加之時習館時代から細川家三家老の其一、君子人の長岡監物などゝ布衣の交もあつて、類を以て集まる諸友も腐儒俗儒と選を異にしてゐたのでしたが、昨の是は今の非、孔子の所謂「古之學者爲ㇾ己今の學者爲ㇾ人」今から思へばまだまだ人の爲の學問であつたので、三十二歲の彼は、今己の爲の學問に打はまつたわけであります。其は孔孟を祖述する宋の程子朱子でした。程明道の「道就ㇾ於ㇾ用不ㇾ是」と云ふ句を、行燈や障子、襖などに書いて、三年考へたのも此際の事であります。「道就ㇾ於ㇾ用不ㇾ是」とは平たく云へば、眞理は第一義、御都合でお茶を濁してはならぬ、と謂ふ意味です。横井平四郎は此時自己統一をはじめたのであります。

右には、小楠が內外の精神的打擊に打勝ちて涙ぐましき堅苦刻勵を以て更生の第一步を踏出し、一步々々と力强く新しい道を拓き且つ進んで行つた狀況を能く描寫してあるが、彼が江戶遊學から酒失歸國後の數年間斯かる生活を續けた後に、弘化二年四月親交ある諸友に寄せた「感懷十首并序」がある。これは淇水文庫所藏の『横井小楠先生語錄見聞錄及手簡』なる綴中に收められてあるが、暢達明快能く學問の神髓を發揮して遺憾無く、所謂更生期に於ける小楠の全貌が織込められてゐるので當時彼の苦學・修養・境遇・思想・感情等を味ひ得られる。『小楠遺稿』には此の十首中の四首だけが一二字句を修正して揭げてあるが、今は當時の小楠を窺ふべく原作の儘に全部を載せることにする。

感懷十首並に序

書に云ふ詩を以て志を言ふと。某諸賢の後に從ひ學を講ずること玆に年あり。是を以て得る所無しと雖も、而も心に感ずることは則ちこれ有り。乃ち見る所を述べて詩十首を得たり。唯其れ末學の言理淺くして辭蕪に人道に關係する無きが如しと雖も、而も平生の志に發すれば、則ち夫の空理を談ずる者の言と少しく異なる者有らん。是れ自ら警めて又以て諸賢に呈する所以なり。伏して願はくは　諸賢其の理を折衷し其の辭を潤正し開導教示する所あらば則ち幸甚なり。

弘化二年四月　　横井時存識

（原漢文）

書を讀みて故人を見、却つて思ふ志の高からざるを、聖賢直ちに自ら期す、磨礪何ぞ勞を厭はん、汗血鞭影に驚き、奔帆雪濤を截る、消除す經營の心、超達すれば卽ち人豪。

讀書尙友、古聖賢を目指して、一路邁進せんとする熱烈なる志氣を表現してゐる。

少壯意氣を貴ぶ、故に俗を驚かすの行を爲す、一旦往事を悔ゆれば、恍惚として天性を見る、書卷道味を知り、善端畏敬を加ふ、語を寄す故舊の人、笑ふ勿れ嚴正を持するを。

少壯時代に於ける豪放不羈なる行を省み、飜然として往事を後悔し、斷然人生觀の建直しをなした優しき心境の物語だ。

大途何ぞ紛々たる、門を閉ぢて吾が拙を養ふ、親朋晨星より少く、轉た相愛の切なるを覺ゆ、榮利浮雲の如く、意思世と別なり、只典籍の樂しみあり、道味誰に向つてか說かん。

一切の功名利慾の念を絕ち讀書を唯一の樂しみとして自己の天分に安んじ靜かに修養に沒頭した狀況が眼前に彷彿する。

嘗て朱子の書を讀み、其の旨を會する有るが如し、致知固より輕からず、重んずる所は實履に在り、靜裡に閒氣を養ひ、動處に天理を察す、須臾も道を離れず、此に至れば是れ達士。

研鑽多年自ら會得した朱子學の要旨を述べて自己の立場を宣明してゐる。

明儒何ぞ俗陋なる、盡く聖學の眞を失ふ、王氏其の弊を矯めて、却つて一偏に於て傾く、俗儒よ

り賢なるが如きも、之を要するに道を失ふは均し、君子に大道あり、豈邪徑に向つて行かんや。
明儒の俗學たるは勿論、陽明學も亦聖學の眞意を失つたと斷いてゐる。

吾は退翁の學を慕ふ、學脉淵源深し、萬殊の理に洞通して、一本此の仁に會す、進退天命に任せ、
從容道心を養ふ、嘆息す百年の久しき、傳習幾人かある。

從來虫ばまれ歪められた聖學を正しき道に引戻した大塚退野の學統を稱揚して、向後は彼自ら此の學の開拓者を以て任ぜんとの氣概がほの見えてゐる。

吾は愛す陶靖節、貧賤も憂ふる所に非ず、窮居して書巻に對すれば、襟懐は自ら悠々たり、朝に
仁義と生くれば、夕に死すとも復た何をか求めん、此の人眞に千古、清氣斗牛を衝く。(第五、第六全く陶句を用ゆ。)

自己の境遇に合はせて、貧賤に安んじて道を樂しんだ陶淵明の人物に對する敬慕の情が溢れてゐる。

流行の妙を靜觀すれば、深く天道の新なるを感ず、窮陰百物を殺すも、渾べて發生の春と爲る、
消長の理を究めずんば、安んぞ化育の仁を知らん、珍重す哲人の言、嚴刑人心を肅す。

天運流行の妙理を靜觀して深く天に對する感を新にした彼の哲理的思想の片鱗が窺はれる。

幽厲朝綱を失ひ、王室東方に遷る、何者か此の際に乘じ、邪徑の端を開成す、旣に一世の功を竊
み、又漢唐の先を爲す、古今功利に歸す、管仲の罪天に通ず。

王道に背き功利主義を以て覇道を助成した管仲の罪を鳴らしてゐる。最後の二句に於ては、

小楠の識見の高きを知るべく、彼の學問が實踐躬行を主として功利に趨らず、公明正大一點の私なき聖賢の道を辿りたるを裏書すると云つてもよい。

吾が輩道に志す、當に鞭つべし百怠惰、食は餓ゑざれば足り、衣は寒こゞえざれば是可なり、名利の心を猛省し、事を處する我無きを欲す、豈學を爲すの地に非ずや、之を同心の者に告ぐ。

「士、道に志して惡衣惡食を耻づるものは、未だ與に議るに足らざるなり」といふ孔子の言に則り、道に志す彼が堅忍不拔の牢乎たる決心と實生活とを如實に物語つてゐる。

小楠は上記の如くにして自己の學問の仕直し・人生觀の建直しに取掛り、專ら程子・朱子を桀として心を經傳に注ぎ、致知格物の功を强調して重きを實踐躬行に置き、修身齊家治國平天下の道に於て工夫を竭くしてゐるが決して此の境域を以て滿足しなかつた。彼は愈〻學び倍〻究めるに從ひ遂には程朱より更に洙泗の眞源卽ち孔孟に溯り、なほ進みては蕩々たる王道を闡明するを以て自己の任務と爲し、百尺竿頭更に一歩を轉じては只天を說くに至つた。彼が「學は飽くまでも源頭に溯るべし」との持說に從ひ、自己の心靈を以て孔孟堯舜を祖述して遂に天に到つた其の道程及び彼の思想につきては更に章を新にして記述するであらう。

## 二　同志の會合

小楠が酒失歸國以來の勤學修養振は既記の通り凡人の到底及ぶべからざる所があるが、彼は又一面には、時習館時代からの友たる米田是容を始め下津休也・荻昌國及び元田東野と道學の切瑳講究に勵んだ。其の講學に關して東野は『還暦之記』中に左の如く記してゐる。

學校は（天保十二年、二十四歳に）既に退くと雖ども講學は益〻盛に、乃荻子及び鎌田（此時左一郎と云、同姓の家を嗣ぐ）藪三苫（惣左衞門と云、曾て同寮生なり）其他二三輩と會讀し徂徠の政談・鈐錄・韓非子・熊澤の集義和書・外書・宋名臣言行錄等の書を通讀し、其卓見の在る所道理の歸する所を求むるに汪洋として歸着するを得ざるが如し。終に孟子の書を取て之を讀み、其何必曰レ利、亦有二仁義一而已矣。人皆有二不レ忍レ人之心一、以二不レ忍レ人之心一行二不レ忍レ人之政一天下可レ運二於掌一、養レ生喪レ死無レ憾王道之始也。と云を見て忽然として覺る所あり、謂へらく天下を治むるは善心の仁に在り外に求むべからず。因て論語・大學を看る、宛も左右源に合ふが如し。時に荻子も亦大に覺る所あり、乃集義和書・言行錄・孟子を摘要して其見る所を余に示す、余又之に倣ひ三書を抄錄し、徂徠の經濟は其源本ずる所無きを看破し、熊澤の經國は王道にして其學の蘊蓄測るべからざるを敬慕し、韓范・司馬の人物を希望し、孟子に至て別出聖人の範圍たるを覺知し、進んで聖人の書を學ぶに志を立てたり。時に横井子江府より歸り、其江府に在る酒後の過失に因て官の責罰を受け七十日禁足の戒に服し門を杜て書を讀み、初め陽明の書を讀み直に其學の偏なるを看破し、次に程朱の書を讀て其純正なる聖人の道果して玆に在りと信じ、下津子に之て其所見を陳し、荻子余に語るに此理を以てす。下津子時に奉行職を辭して閑居無事、汎く人と交はり酒を飲み樂みを縱まゝにし馬に騎り弓を射詩を作り書を習ひ遂に意に適する所無く、一日偶論語の書を讀み快然として覺る所あり、自ら向來の過を悔ひ謂らく道此書に在りと、是より鎌田老人を招き（鎌田答次と稱す、左一郎の養父なり、久しく監察を勤務し篤學謹行人皆之を稱す。此時仕を致し閑居人と故

事を談することを好む。學友之を推尊す。日夜論語を講ず。横井子の論を聞て大に感發し、其見る所の一轍に出づるを喜ぶ。荻子と余と亦已に覺る所ありて未だ正に有道に就かず、下津・横井二先生此說あるを聽て大に發揮し復疑ふ所なし。會々長岡大夫史學に志し横井子・荻子及余を招き通鑑綱目（漢唐宋三紀）を會讀す。大夫嘗て山崎・淺見二先生を信じて經學に得る所あり、道德忠誠之を天資に得て學ぶ所最も義理に在り、但歷史に涉らざるを以て横井子を延て史學を講ずるなり。横井子余等に謂て曰く大夫史學に乏しきを以て吾儕を招て學友と爲す其志優なり。吾儕未だ經學に達せず何ぞ大夫に就て經を講ぜざるべけん乎。是に於て大夫に請ひ先づ近思錄の會讀より始む、是を長岡大夫・下津・横井二先生・荻子・余と會合の始にして實學の權輿とす。

同志會合を始む

同志五人爲學の意は此の如くにして相合致し、相互の會合は又此の如くにして始つた。其の後如何に會合したであらうか、元田の記事は左の如く續く。

是より後月に十回・二十回或は隔日或は日々集會し、集會する每に講學に非ざるは無し。

集會の頻度

其の度は可なり頻繁だが何處で會したかにつきての記載はない。然るに米田家行事の一月中の定日の內に、五の日、朝通鑑綱目、横井列會、但二十五日は馬事に付相止む。十の日、朝横井列會とある所を見ると同家にても會合したことは間違ない。元田の記事は續きて、講學の目途及び工夫に及んでゐる。

講學の目途・工夫

其講學する所は誠意正心の實心術の微より工夫を下し閨門の內人知らざるの地に專ら力を用ゐ治國安民の道・利用厚生の本を敦くして決して知術功名の外に馳せず、眼を第一等に注け聖人以下

には一歩も降らず、日用常行孝弟忠信より力行して直に三代の治道を行ふべし是乃堯舜の道孔子の學、其正大公明眞の實學にして世の人之を知る者鮮し。俗儒は記誦詞章に拘して脩レ己治レ人の工夫を知らず、政に預る者は法制禁令の末を把持して治國安民の大道を知らず。漢儒以後謬傳して其道を失ひ、宋に至り周程・張朱初て千載不傳の學を得て而して後來能く其眞傳を得る者幾希なり。吾邦の學古昔は論ぜず慶長以後儒者輩出すと雖ども脩レ己治レ人道德經綸眞に道を學び得たるは熊澤先生にして、其後は吾藩の先輩大塚退野・平野深淵二先生のみ。其他寥々聞くこと無くして今日吾儕五人斯學を覺得するは獨一身の幸のみならずして一藩の幸亦天下の幸なり。特に長岡大夫の地位を以て學德共に備はれり、之を擴充して一國に及ぼし推て天下に及ぼすは亦難きに非ず。然ども其効を求むるは卽功名心にして最も當さに痛く戒むべし。唯勉めて己れの知識を進め己れの心を正ふし其氣質を變化して各聖賢の地位に到るべしと。是に於て相互に切瑳琢磨して其知見の到らざる所を進め其意思の誤る所を正し其氣質の偏なる所を開き悉く則を古聖賢の言行に取らざることなし。其克己力行講レ學求レ道各其地位に隨ひ其性質に因て切實の工夫を著けざるは莫し、勉勵も亦至れり。

彼等の講ずる所は堯舜孔子の道で、一心の微より天下の經綸に至るまで漏らすことなく、常に功利を遠ざけ第一等を目指して第二等を求めず、唐虞の道を今の時に行はんとの意氣込だ。なほ記誦詞章に拘るは俗儒なりとし、致知格物の輕視すべからざるは勿論なるも最も重きを實踐躬行に置いてゐる。次いで元田の記事はなほ續きて、同志の年齡・性格・才識等を左の如く述べてゐる。

同志の年齡・性格・才識

蓋下津・横井二先生は余より長ずること九歳、長岡大夫は余より長ずること六歳、荻子は四歳なり。四人皆或は師事し或は兄長視すると雖ども、四人の余を待つに皆朋友の交を以てして曾て師弟の看を以てせず各懇誠の交りを受けたり。余素より識見に乏く勇進の氣象無し、横井先生常に開導する所ありて漸く進むことを得たり。余又少しく文理に明かなるを以て其經學の講習に於ては多く余が說を用ゐられたり。家庭の愛親孝友に至ては其推譽する所とはなれり。（家庭の作此時なり）余嘗て曰く士君子時と無く所と無く其在る所當に忠を致すべし。横井先生口を極めて此言を稱せられたり。下津先生汎く才を愛す。其余を遇する素より懇切、嘗て曰く君の資性固に純粹梅枝の素立するが如し、須らく蟠根錯節を經て初て其本質を著はすべし。又事に臨で顧慮不斷を戒て曰く凡そ事に臨む其事の難易大小を見ず其當に爲すべきの義を以て一腹に之を呑まんことを要す。竹内清太郎（曾て藩の奉行と爲て下津子と同役なり。）能く大事を呑む予が及ばざる所なりと。先生容忍の量極て大なり、余が較容忍あるは先生の訓導する所居多なりとす。然ども余が小善あれば頻に之を稱揚して置かず。此時、後感の詩に君子務遠功、悠然待清陰の句を稱して治國の要此一句に盡せり廟堂に在ては目前の功を求むべからずと云へり。長岡大夫の余を待つ特に厚し、常に諄々訓告するに道理を以てして一度の言責を受けず、他人を雜へず一人至る毎に其茶室に延見し必ず告ぐるに主德時事を以てし眼中淚を帶て之を談ずるに至る、余未だ曾て其忠誠に感動せずんばあらず。嘗て余が工夫を用ゐる所を問ふ、大夫曰く他を顧みるに及ばず唯專一に斯學に從事すべし、横井・荻等は君が性質志行に於て望む所あるべしと雖ども予に於ては曾て望む所無し唯斯學を任ぜられよ。其後又余に謂て曰く（此言は後年のことゝ雖も記事の次に由て茲に出す。）甯武子邦有レ道則智、邦無レ道則愚、其智可レ及也、其愚不レ可レ及也、此一章を以て君に

呈す。君が父祖從來君側に勤勞あるに由て君亦必近侍の職を奉ずべし。其邦道ある時は其學ぶ所を行ふ言を待たず。唯邦道無き日に遇ふ豈寧武子の愚を自體せざるべけんやと懇々告示する所あり。(中略)荻子性嚴急事に當て精密果敢、余資質柔順事に處する和緩なり、荻子之を訓責して諸事敏健ならしむ、其得益居多なりとす。(中略)余橫井先生と談ずる每に其卓見快論を聽き其氣象の高きに薫染して身忽ち長進するが如し。退て荻子と談ずれば精密確實其事は如何なる所以にして如此なるや、此理は何を以て斯く云ふべきやと一々詰責するを以て身忽ち退步するを覺ふ。蓋余識見は橫井先生に學んで實行は之を荻子に得、誠意の工夫は長岡大夫に效ふて容忍の量は下津先生より得來る所あり、余が性質家訓に成りて其學問の實得四先生の薫陶する所たる大概此類なり。

元田、退野・深淵に私淑す

元田は右記事中の講學に就きて述べた處に、慶長以後の儒者其の數多きも、脩己治人道德經綸眞に道を學び得たるは熊澤蕃山で、其の後は肥後藩の大塚退野と其の高弟たる平野深淵兩人のみだと推賞してゐるが、彼の『講筵餘吟』中にも、

海南の名儒指を屈すべきも、道德の眞傳は誰か是なる、嗚呼林(林家)に非ず伊(伊藤仁齋・東涯等)にあらず又崎(山崎闇齋)にあらず、吾は服す東肥の兩夫子(退野と深淵)。

元田の進講

なる七絕があり、又其の進講につき左の如く云つた事が元田家に藏せる東野の手錄中にある。

程朱の學は朝鮮の李退溪に傳はり、退野先生其所撰の朱子書節要を讀み超然として得る所あり。吾今退野の學を傳へて之を　今上皇帝に奉ぜり。

然らば則ち實に恐れ多いことだが東野は大塚退野の精神によりて御進講申し上げてゐたので退野たるもの死して餘榮ありと云ふべきでないか。

大塚退野

大塚退野は名を久成と云ひ、延寶五年十二月に生れ、初には蹇齋後には孚齋、致仕しては退野と號した。細川氏に仕へ官歴は番士組脇で世祿二百石を食んでゐた。初は陽明學者であつたが、二十八歳の頃李退溪の著『自省錄』を讀み大いに感奮して朱子學に入り、それよりは專ら力を程朱性理の學に致し、致仕後は肥後國玉名郡に隱れて聖學の普及に力め、其の門下より平野深淵・草野潛溪・森省齋・西依成齋等の俊足を出した。退野は寛延三年三月五日、七十四歳を以て純粹なる朱子學者として身を終へた。

李退溪

李退溪は「海東の朱子」と呼ばれた朝鮮の大儒で、其の著作は日本の朱子學者に多大なる感化を及ぼして居り、かの山崎闇齋の如きも大塚退野の如くに彼に負ふ所頗る大なるものがあつた。小楠も亦李退溪に私淑してゐたことは彼が門人其の他知己に書き與へた遺墨に李氏の語のあるのが頗る多いのでも分るが、大塚退野に深く傾倒してゐたことは決して東野に讓らない。前記「感懷十首」中の一首に「吾は退翁の學を慕ふ」とあり、又彼が久留米藩教授本庄一郎に寄せた書翰(遺稿篇「書簡」九)中には、

小楠も退野に傾倒す

退野天資の高きのみならず修養の力格別に有レ之知識甚明に御座候間治國の道尤以會得致候。代々世祿の人に候得共時之否塞に逢ひ終に用ひられ不レ申、乍レ然老年に至候ても國を憂ひ君を愛するの誠彌深切に有レ之、

眞儒とも可レ申人物に御座候。拙子本意專此人を慕ひ學び候事に御座候。

と記し、嘉永四年十月福井藩の宿儒吉田東篁に與へた書簡（遺稿篇「書簡」一八）中にも「拙藩にして眞儒と稱せらるゝは大塚退野・平野深淵兩人に御座候」と認めてゐるのでも明らかで、而も『小楠遺稿』の「小楠先生小傳」中に、「始め先生江戸より歸り、大塚退野の遺稿に因て得る所多しとす」とあるが如く彼に學ぶ所が頗る多く、彼の學風を景慕しつゝ達士の境地に到らんと修養に勉めたのである。

米田等も退野・深淵に推服す

さて米田是容はと云ふに、元田東野が撰した彼の碑文（本篇第十一章三參照）に「君素より程朱の學を信じこれを先輩に求めて、山崎・淺見諸子の書に得ることあり、又近頃大塚・平野二子の學を得、渙然として大いに喜びて曰く道玆に在りと」とある通りに、彼は深く山崎闇齋と淺見絅齋を信じ、厚く大塚退野と平野深淵に推服してゐた。下津休也・荻昌國とても亦退野・深淵に私淑傾倒せることは敢て是容・小楠・東野に讓らなかつた。

「退野の學風に復れ」の叫

右五人と志を同じうする者は漸次彼等の周圍に集り、此等の同志は常に相會して道學の講究に勤しみ、修身齊家治國平天下の道に工夫を竭くしたのである。其の間彼等は小楠が時習館在寮中よりの持論であつた「文義の研究と字句の穿鑿とに傾ける時習館の學風は學問の本領とは云へない、宜しく詞章記誦の學を棄て、實踐躬行を本領とすべきである」を主張し、其の藩學の流弊に對し「退野の學風に復れ」と叫ぶに至つた。多少煩瑣の嫌はあるが時習館

## 創立以來の同館學風を左に記述して見よう。

時習館の學風

徳川時代に於ける朱子學には、幕府の儒官林家によつて代表せられる官學と、山崎闇齋によつて唱導せられる私學との二大派が有つて、同じく宋學で有りながら頗る其の趣を異にした。林家の祖たる羅山は、家康の顧問であつた立場よりでも有らうが博覧洽聞、制度に儀禮に往くとして可ならざるはなく、純粹の經學者といふよりも語弊はあるが當局者の生字引として謹恪に勤める一種の御用學者となり、林家の累代も此の學風にて一貫せられた觀があつた。然るに未だ神道化せざりし前の山崎闇齋は嚴正な、寧ろ褊狹な程の朱子學者で、學問の要は實行にあり、實行の要は持敬にありとして、詞章をさへも末技として之を厭棄せんとした點は林家とは日を同じうして語るべからざる迄になつた。

肥後學風の五期

處が肥後藩は徳川幕府とは最も親密の關係があつたので、時習館の創立以前より既に林家の流を汲める學者をのみ聘して藩主の侍講となし以て其の學風を移植した。細川第三代忠利が豐前小倉より熊本に轉封後其の學問の相手をした僧の日收も林氏に從うて儒を學んだのであるが、寛文の頃第五代綱利に招かれたる佐藤竹塢・林三陽も、正徳二年第六代宣紀に召出されたる熊谷竹堂も皆林鳳岡の高足であつた。寛文より明治維新に至るまでの肥後の學風を野田寛に從ひて五期に大別して、各期に於ける代表的學者を擧げて見ると、

一、黎明期

其の第一期（黎明期）―寛文より享保の初に至る約五十年間―に於て最初に起つた學問は陽明學で北島雪山を中心としてゐたが、陽明學が熊本で禁止され雪山も祿を捨てゝ去つて後の該期に於ては林家の宋學が藩を風靡し、其の代表的人物とも云ふべきは上記の佐藤・林・熊谷の三人であつた。

二、學術勃興期

然るに第二期（學術勃興期）―享保の初より延享の末に至る約三十年間―に至りて現れた前記の大塚退野及び藪愼庵は各此の期の代表的學者だが、兩者倶に山崎闇齋派に近き朱子學者で、林家の學風を喜ばなかつた。

徂徠學

是より先江戸に於ては徂徠の學大いに起りて終に天下を風靡するに至つたが、肥後藩にても住江滄浪の鼓吹によりて此の學風は又盛となつた。別に水足屛山・博泉父子ありて、父屛山は山崎風の朱子學者であつたが子博泉は徂徠の風を承けて之に私淑した。―但し博泉は後年朱子學と徂徠學との調和折衷を試みたるも成らずして歿した。―滄浪は三十八歳、博

泉は二十六歳で死したが俱に徂徠をして驚嘆せしめたほどの秀才で第二期に於ては重要の位置にある學者であつた。退野は滄浪・博泉と異なりて徂徠學を嫌ひ終始之に好意を持たなかつた。

### 三、古學隆盛期

第三期（古學隆盛期）―延享の末より明和の初に至る約二十三年間―の代表的學者は、かの有名なる秋山玉山・片岡朱陵であるが、玉山は林鳳岡の門に遊びて第七代宗孝の侍講となり、第八代重賢の時代となるや彼は深く其の知遇を受け亦侍講として大に力めると俱に、時習館創立に當りては重要なる役目を演じ、其の教授となるや藩侯の命によつて學則を立てたる中に「古註を主とすれども新註を棄てず」と云ふ條目を掲げてゐる。

### 玉山の學風

玉山は經義に於て古註・新註兩者を毛嫌ひせず稍折衷態度を執つた程で其の治經に於けるも漢・宋を兼綜して其の學に根柢があつたが、詞章の美當時其の比類稀であつたから其の門流には自ら樸學の士よりも詞章の徒が多く、後には春華を貴び秋實を輕んずるの傾向のあつたのは是非もない次第である。

### 退野の學風

大塚退野は上記の如く山崎派の朱子學者だけに經義を主として詩文の如きは玩物喪志の具としたから、玉山に對しては餘り快くなかつた。或人の評する所によると玉山は其の貌を「朱」として其の心を「物」としたものだと云ふ程に徂徠に近い點も有る位だから猶更であつたらう。此の故に退野は時習館の創設さるゝに先だちて致仕して玉名の里に退いてしまつた。

### 四、宋學興隆期

藪愼庵の子に孤山が有つた。彼は第四期（宋學興隆期）―明和の初より文化の末に至る約五十年間―に於ける代表的學者の一人だが、彼は朱子を殆ど聖人の如くに尊崇し、「朱」と云ふ文字に心醉して赤きものは何でも好んだと傳へらるゝ朱子學者で、其の學脈は父愼庵のそれを繼承し、玉山の後を承けて第二代の時習館教授となるや從來の學則を變更して退野・愼庵等の學風を鼓吹すべしとの聲明書を發したほどであつたが、それは遂に空文に歸して何等實功の見るべきものはなく退野の學風は孤山の本願の如く時習館に根を下すまでに至らなかつた。而も又著者の所見が間違はぬならば、藩學の流弊は孤山時代より生じ始めたかの觀がある。

宋學には概して狹隘窮屈偏固とも云ふべき缺點が伴つてゐて、此の點は退野の學風にも免れないが、時習館に於ける宋學には更に退野の學風に無き缺點を生じたやうに思ふ。卽ち時習館の宋學は唯宋儒の傳註を尊重するの餘り其の文句の末の無用の詮索だてに浮身を窶し、宋儒の特長たる存養省察の實學は却つて御留守となつた事で有る。此の風は末學に起り易い現象だが孤山が藩學で始めた朱子の章句若しくは末註の文字に就きての講習討論によつて益〻拍車をかけられた觀があつて、此の時分の狂歌に「けしつぶの中くりほぎて館立て一間〻〻に細註を讀む」と云ふのやら「時習館きうり（窮理）かづらのはびこりて十三經の置所なし」と云ふのがあつた。二番目のは孤山以後は專ら宋儒の經解を用ひたから、『十三經』の如きは高閣に束ねられ『諸子百家』に至つては異端として排斥し去られたからであらう。

又宋學では「記誦詞章」と云つて文學を重んぜぬのに、時習館では玉山時代より詩文の修業が盛であつた點は宋學全盛時代となりても變る所なく、遂には詩文の方が却つて經義より重んぜらるゝが如き傾向を生じ、此の風は時代の下るに從ひて倍〻濃厚となり、而も一二少數の學者を除きては詞章その物さへも玉山時代には遠く劣ると云ふ現象を呈して來た。

第五期（宋學守成期）―文化の末より明治維新に至る―の時習館の教授は辛島鹽井・近藤淡泉・片山豐嶼であるが、此の期の特に天保時代よりは藩の宋學は訓詁的宋學・詞章的宋學となり、修身齊家治國平天下の道を體得するの研究は第二段第三段となりて朱子學の本領たる實踐躬行の影さへ薄くなつたので、藩學に對して慊焉たる者を生ずるに至つた。

### 五、宋學守成期

以上の如く歷叙して見ると大塚退野の學風は、遂に時習館に取入れられなかつたから、上記時習館の流弊を矯正するために、「退野の學風に復れ」との叫が起り來り、而して米田・小楠等同志は實踐躬行を以て學問の本領なりとし、文義の研究・字句の穿鑿を以て學問の神髓を逸せりとし、特に官學によりて仕途を求むる底の修業法に反對するに至つたのである。此に一言すべきは上に述べ來つた所では藪孤山以後の時習館の學問が如何にも價値無きものに墮し

了つたかの如くに觀ゆる結果となつた事である。これは「退野の學風に復れ」の側に立ちて筆を行る關係上、著者の不文の爲に此うなつたので、著者も決して其の間の時習館が肥後敎學の爲に致しゝ功勞を認識するに吝かなる者ではない。又德川時代後半期の朱子學が徒に拘謹の士を成すに止つたは日本全國おしなべての現象で決して時習館にのみ見る事ではない。著者は寧ろ『肥後文獻叢書』に收められた著作、林の如きを見て流石は文敎蔚興の地の名を辱めぬものと歎服し、其處に時習館の存在を感謝するものなることを特に言明したい。

## 三　實學黨の興起

講學日を逐うて隆盛

米田・小楠等の同志は漸次其の勢力を加へ其の講學も倍〻盛となつた。元田は『還曆之記』中にまた左の如く記してゐる。

是より以後修身經國の講學日に月に盛になり、余歲三十に至るの間凡そ五年、會讀の數一月殆ど五十回晨誦夜讀猶足らずとす。其の長岡大夫の宅に會するや經義の解し難きに當り、或は時事の處辨に困難なるに遇ふ。一座思慮して口に發する能はざるに、橫井先生卽座發論人意の表に出で浩々として禦ぐべからざるが如し、下津先生傍らより之を賛し思慮周遍浹洽至らざる所なし、然後長岡大夫道理を以て確定し、大山前に崩るとも屹として動かすべからざるが如きなり。余之を聽く每に竊かに嘆賞して謂らく此三先生は眞に不世の傑出之を天下の上に出すとも多く見ざる所と、

同志倍〻加はる

因て親炙する事益〻切なり。講學の盛なる一時鼓動する所となり、大夫の門に來會する者尾藤助之丞・松野亘・上月兎毛・薮三左衛門・牧多門助・志水新丞等皆門閥にして、其他坪井・京町の郷黨大に奮起して實學を唱へ、就中湯地丈右衛門・津田山三郎・神足十郎助・澤村尉左衛門・原田作助・吉村(嘉カ)多膳太等横井先生の門弟となりて會讀講習、余も亦交る所となれり。是時に當り水戸侯の英名・藤田の人豪たる社中の稱揚する所、隨て佐賀侯の君臣・越前侯の令名皆傳聞して其士風政績を企慕し、幕府又節儉の令を發して天下に傳ふ。藩侯(泰嚴公天保十三年)乃大に節儉を令して己れを責め身親ら之を行ふ。長岡大夫の建議する所文武の道を興隆し禮讓の風を誘導し疎暴浮薄の俗を更むる等皆公の嘉納する所たるを以て、遂に學校教授及び武技の師範に教諭書を示し大に更張する所あらんとす、是實學の一藩に行はれんとするの機會にして、余亦自ら謂らく聖賢亦遠からず進んで不息、果して至るべしと云々。

**學校派と實學黨**

熊本城下には藩士子弟の少年以下の者が郷黨連なる交遊團體を組織し、各連互に反目嫉視してゐたことは既記の通りだが、それには別にこれと云ふ主義がある譯ではなく、互に切瑳して文武藝を勵み成人の後は藩主に奉公すると云ふのが其の目的であつたから、家督を相續して職を奉ずれば曩の郷黨間の敵對感情は雲散霧飛し互に和協して其の職に專念したものだ。だからして彼等は皆郷黨連時代より時習館の學風學意に統一されてゐたのであるが、米田・小楠等の同志が上記の如く之に對して別に新旗幟を立てるに至ると、これに加はらざる者が自らそれに對立するのは當然の勢で、是迄通りに時習館の學風を墨守するもの卽ち「學校派」

に對し、米田・小楠の同志一派を「實學黨(派)」と稱するに至つた。而して此の實學黨には地方の區別はないので、各郷黨連の內から思ひ〳〵に之に加入した。小楠の生誕地だと云ふ譯でもあるまいが內坪井連は、大概實學黨と云はれる程にこれに赴いた。併し他連からの加入は左程でなかつたので、藩士全體を見渡すとまだ〳〵學校派がずつと多數を占め、殊に藩政に參與する者には此の派の人が多かつた。

實學黨の主義方針とする所は、學問の道は詞章記誦でなく躬行實踐であつて、而も日常生活に切實な己の爲・人の爲にするでなければならぬと云ふにあるから、有爲の人物は翕然として此の傘下に集るべきは當然のやうに思はれるが、中央にても又地方にても守成主義・勿事主義の浸潤せる當時ではなか〳〵さうは行かなかつた。特に肥後藩では藩學々風の影響でもあらうか重厚篤實の美質を具へても所謂因循固陋なる人物多く、一身の修養には勉めても治國平天下の事には無關心な人達が少くなかつたので、自ら時務に通曉し時勢に敏感で舊套を脫して進まうと云ふ人は寧ろひどく嫌はれた傾があつた。

兩派の主張

學校派と實學黨とは相對立して互に鎬を削つたが、單に學意上に止らずして、實學黨は天下の大勢に順應し西洋の文物をも採用して改進すべしと唱導し、學校派は節を變ぜず國粹を保持すべしと主張したので、其の新舊思想の衝突は益、兩派の色彩を異ならしむると倶に其の爭を激化せしめたやうに見えた。なほ實學黨に於ては云ふ迄もなく米田・小楠が其の領袖で、そ

れを取卷いて經綸の才に富める活眼家も多く、同志を糾合しつゝ其の主義方針に邁進したが、時勢を慨歎し世を救濟するに急であつた爲、時論から餘りに懸離れてゐた。天保十四年に和蘭國の使節船の長崎に來りたる際、其の來航の理由が不明なので肥後藩にては一時騷いだが、元田東野は其の年九月長崎に行きて一週間滯在し種々見聞する所あり、佐賀・久留米・柳河を遊歷して歸熊後、所感を『還曆之記』に記してゐる中に左の如きがある。

此行外國の形勢事情・隣藩の士風時俗を偵知し大に益する所あり、特に我藩の外交に乏しくして天下の時勢に暗きを覺悟し、主として外交を汎くして見聞を達し藩弊を救はんと欲す。是より先き外國の事を云者無し、獨橫井先生眼を外國に注ぎ鎖國論の文を著はしてより每々論及する所あり。是に至りて人漸く目を醒し海防の策を議し兵制の論起る。橫井先生主として槍劍隊を廢して專ら火器を用ゐ、火器は和銃を廢して悉く洋銃を用ゐ、雜兵を罷めて一人一銃悉く精兵となし、戰法も西洋法を效ふべしと論じたり、其卓見時俗の驚く所なりし。又頻りに牛痘の最良にして種痘の法を用ゐて天然痘の難を豫防すべしと論じ、余素より之を信じて嫡子龜之丞に初て種痘の法を施して全愈せり、(長岡家の侍醫駒井菊文施法)時に未だ多く有らざるなり。

之を見ても、當時肥後藩士の天下の時勢に暗き狀態や小楠等同志の西洋文物に對する知識の一斑が察知せらるゝではないか。

抑、肥後藩には米田家とは兎角反の合はぬ松井家が有りて而も執政の筆頭だ。隨つて上記の如く學校・實學兩派對立する事になると、隱然當主松井山城は前者の牛耳を執る形となつて

是容とも意見の合はぬことが多かつた。山城の嗣子佐渡の代になるに及び、是容の意見が行はれ實學黨の勢も强くなるに連れて、學校派は心竊かに平かならず、遂には「米田氏は學中に異を立てる人である。若し米田・横井の流派が實學ならば藩學は虛學と云はねばならぬ」と皮肉な批評を下しなどするに至り、學校・實學は一轉して松井・米田の對立となりて互に軋轢するやうになつた。當時の狀況を元田は其の『還曆之記』に左の如く記してゐる。

松井・米田の對立

初め長岡大夫、下津先生と心を協へ政を輔けて首宰長岡山城と合はず。下津先生職を辭し藩政山城の手に歸し、長岡大夫沈重正を持し大事に非ざれば言はず、幕府の新令・水府の善政天下に聞へてより大夫の正義稍行はるゝことを得て、山城の黨（此時山城の嗣子佐渡首宰たり。）竊に之を忌む。且つ實學の名、學校と相反するに因て學校の黨又之を憎む所となれり。蓋學校の巨擘たる槇原・木下其他訓導以下皆横井先生の常に輕侮蔑視する所、而して實學一派俄に勢を張り學校派忽ち勢を失ふを以て大に恚む所となり、遂に俗論を惹起して曰く學校は感公（細川重賢）の興す所にして一藩の學文玆に歸す。然るに長岡大夫・横井氏等私に學派を立て黨を結びて學校と相反するは決して宜きに非ずと。井口呈助余に來て亦此事を忠告す。余對て曰く長岡大夫の意素より學校に反するに非ず、唯己れを謙して下り交り博く友を求むるにあり。横井子等以下亦年已に長じ校に登りて槇原・木下に敎を受る者に非ず、皆是勢の止むべからざる所。其講學する所則己を脩め人を治むるの實理時俗を談じ國政を議する等曾て有らざる所と、是に於て余等猶年少きに因て務て登館し槇原氏に就て論語の會を爲す。然れども講ずる所專ら文義章句にあるを以て終に之を厭ひ久しからずして止むに至れり。

松井黨は藩政府に於ては最も勢力强きのみならず、米田の藩に於ける經綸に對して反對の氣勢を煽るの徒も段々と現れて、米田の意見抱負は此等の人達によつて阻害さるゝ所となり、かてゝ加へて弘化四年水戸齊昭及び藤田・戸田等幕府より隱居を命ぜられて實學派の尊敬せる者旣に邦家の罪する所と成りては、是容も遂に同年三月に家老職を辭せざるを得ざるに至つた。此の經緯は左の元田の『還暦之記』に記する所によりて明白である。

米田、家老職を辭す

是時に當り幕府水野閣老職を去り節儉の令央ばにして廢し、繼で水府公結城虎壽の讒に因て幕府の忌諱を蒙り曩に國政勵精の褒賞飜て謀反の寃を受けて蟄居の命に變じ、戸田・藤田等亦其腹心の輔佐なるを以て一同蟄居の命を蒙れり。此一大事天下有志に關係する所にして、吾藩は特に幕府を尊重し百事其旨を遵奉して違はざらんことを恐る、且時方さに藩侯の中將に榮進せらるゝに會す、藩吏專ら藩事を以て幕吏に憑依す。然るに長岡大夫の一派水府藩士と意氣相通じ學風較似たるを以て、若し此一派をして志を得せしめば吾藩も亦幕府の忌む所となり、其禍の及ぶ所遂に君侯の罪に歸するに至らんも測り難しと俗吏一統の議する所となり、務て長岡大夫の一派を指斥して實學黨と名づけ肯て交通することを爲さゞるに至れり。弘化四年丁未の春に至り長岡大夫其身の容れられざるを知り自ら君侯に請て老職を辭す。君侯其請を聽るして軍帥の任は故の如く桐の間詰と爲す。大夫の德義名望素より一藩人の推て以て重しとする所、是の事を聞く者驚き且嘆惜せざるはなし、農夫・市人に至る迄皆之を惜む。然るに政事に預る吏人は其内情を察して敢て言ふ者無く、獨大監察小笠原美濃一人君侯を諫めて大夫の退職を留めんことを請ふ。其言聽れざるを以て大監察を辭して退く。此事外に顯はれずと雖ども其令名を漏れ聞く者其忠直を稱せざる

者無し。余時に三月四日の詩あり（美濃後に老職となり七郎と稱し國事に鞅勉し維新の始め致仕す。）大夫一身の進退は斯道の係る所、大夫の處する所余が見る所素より同一にして差異あること無し。蓋平生の講學脩レ己治レ人の實を務めて自反愼獨其毀譽得喪に於て毫も顧みざる所特に心術の徴より正して最孝弟和順の德・純忠至誠の道に由るを主として決して偏私黨派の心無ければ素より水府の學風を效ふに非ず、其興國の志は同じと雖ども經國の道は見る所亦異なり、是常に四先生と講熟して自信する所。然るに世俗の傍觀固より之を知らずして水戸同黨の看を爲し俗論の忌む所となれり、亦時運の然らしむる所なり。

米田、家老職を辭するや意常に平かならざりし士は得たり賢しと熾に實學黨を誹議したので、爾後本黨を嫌忌する者漸く多きを加ふるに至つたが、其の又一面には「横井平四郎サン實學めさる、學に虛實があるものか」なる俗謠を作つて冷評し、實學黨を傷つけることに力めた。實學黨の領袖につきては德富蘆花が「門地聲望は監物を推しましたが、實學連の魂は横井平四郎でありました」と書いてゐる位だから、該黨を好まぬ輩にして小楠を目の敵として斯かる冷評を浴びせる者の多かつたのには無理はない。なほ此の小楠攻擊には彼が藩費により て時習館に學びもし江戸に遊學もしながら其の恩惠を受けた藩の學風に對して異を立てたのを時習館派の人達がひどく不愉快に思つてゐたことが大いに手傳つたのである。それのみならず小楠の江戸遊學から歸國させられたのが酒失であつたのを捉へ來つて彼の謂ふ所の實踐躬行なるものは隨分如何はしいものだとの誹謗も盛であつた。實學黨の頭目が斯く反對派から攻擊された上に其の頭目間にも意外な迫害が加はつて來た。元田の『還曆之記』

中に左の如き記事がある。

米田家々臣、小楠を恨む

大夫の職を辭する下津・横井二先生其議に預ることあり、當時一藩の忌疑漸く逼る。横井先生余に謂て曰く忌疑の至る所重譴を受くるも測るべからず、若し玆に至て動かざるは子と予とのみと、其信を受くる如此なり。大夫職を辭するに及んで大夫の家士俄然沸騰し、横井先生の誤る所と爲し將に先生に害あらんとす。大夫深く之を患ひ教喩百端若し聽かざる時は一二人も誅することあらんとす。急に內使を馳せて荻子に告ぐ。荻子又余に簡して先生大夫の門に入ることを留めしむ。余因て夜走て先生の宅を訪ひ、曰く大夫の家士俗論沸騰大夫之を患ふ、久しからずして應に鎭定すべし、吾儕今出入せば却て紛紜を生ぜん、先生願くは往くこと勿れ、余此事を談ぜん爲めに來りたりと。先生豪壯變に臨んで懼れず、余が此言を聽き喜ばずと雖ども從へり。蓋荻子余をして言はしむるは先生余が言に於て能く聽從せしを以てなり。

元田は以上の如く小楠の米田家に往來するを中止すべく勸告したが、測らずも亦自分の上に同様の問題が降り湧いて來た。

元田、父より實學派より遠ざかるべく喩さる

弘化四年丁未四月父君江府より歸る。久しく滯在の後特に榮達を以て歸鄕せられ闔家衣錦の思を爲し、家宅は昨年の造營に由て舊弊屋の面目を改めたり。東西歡會日夜團欒の娛樂余等唯天愛の至情を盡すを以て期望する所。然るに父君の痛心の在る處は余が料り知らざる所にして、乃長岡大夫一派實學の一條なり。父君一日余に喩して曰く長岡大夫其忠賢一國の人物たるは素より論を待たず、然ども其言行の當世に遇はずして家老職を辭するに至ては大に君公の心に違却する所あり。予今度金屋驛に於て君公に謁す。君公の言に曰く監物如此、一國の紛紜も果して如何。

汝が子傳之丞、監物派の一人なり汝心を勞するならんと懇々告示せられたり。予是に因て君公の心を體し處置する所あるべし。汝姑く實學を止めて大夫の會讀を辭せよ。然らざれば予君公の側に在て晏然居るべからず如何と。余父君の言を聽き答ふるに詞無く進退玆に谷まる。乃謹で答て曰く今更に改て言ふべきに非ざれども臣子の道は忠と孝とのみ、忠孝の道は道理を明かにするに在り、道理を明かにするは實學に在るのみ、實學の外は皆虛文腐儒の學にして以て忠孝の道を明かにするに足らず。今日父君に事へ奉るは此實學に由てなり、他日國君に奉事せんと欲するも此實學に由て也。今若し實學を廢せば今日父君に事へ奉るの道を棄るなり、他日亦何に由てか國君に事へ奉らんや。父君の命素より背く可からずと雖ども人若し忠孝を棄てば以て天地の間に立つべからず。抑實學の一派別に黨派を立るに非ず唯同志相逢ひ斯道を實行するに期するのみ、通俗之を目して異を立るの一派とす。眞に不レ得レ已の勢なり。長岡大夫の辭職も其本意に非ず亦勢の至る所決して君公に悖るに非ず。今其身得られざるも露も憤悶の念あること無し、是大夫一人の心に非ず苟も實學を學ぶ者は其心皆同じ。願くは父君之を諒察あらんことをと繼ぐに涕泣を以てす。父君外嚴なりと雖ども內實に寬慈なり。余が言を聽き優容して曰く其志は素より言ふ所の如し、但姑く會讀を謝し讀書を專にすることを止めて可ならんと從容懇告せらる。

元田は父の諭告には直ちに從ひ得ず依違して月を過す內に高度の眼病に罹つた爲に六月より交友に謝辭して長岡の門にも至らず、横井・下津とも疎遠となつたが、彼は「是實學の風波一家の風波となり余が一身を處する誠に至難にして未だ以て其宜しきを得ず、獨自反顧して道に造ること能はざるを愧づる所以なり」とて、身の「あちら立てればこちらが立たぬ、双方

立てれば身が立たぬ」なる俗歌の境遇に陷れるを啣ちてゐる。斯くの如くして當時の實學黨は內外倶に多難であつた。

「實學」なる黨名の由來

米田・小楠の同志一派を實學黨(派)と稱したのは抑〻如何なる故か。米田是容は天保三年八月父是睦歿するや僅かに二十歲を以て其の十月家督を相續し長岡監物の稱號を受け家老職を繼いだ。彼は其の奉職當初より明敏なる英主、十二代齊護をなほも堯舜になさんと至誠を以て職責を盡くし藩政の上に種々經綸を行ふ間に、齊護が夙に文教の上に心を寄せてゐるのを幸に子弟教育につきて屢〻意見を上言した。すると是容の人物識見に痛く信賴してゐた齊護は弘化元年七月に、左の直書を彼に與へて文武藝倡方を委託した。

文武誘筋之儀是迄之通手數の末のみに渡り、利を以て誘被いたし候樣之儀は其方考察の通全く我等之本意に無レ之候。兎角文武共に忠孝を本として實學實藝の者一人にても出來候へば大慶に存候事に依て、向後は文武共に師役の面々門人の多少等眼前の盛衰に不レ拘實意を以て本筋に教導いたし候樣有レ之度候。何樣文武の師範一致に差入、學校は勿論其外武藝の儀も宅々內稽古に至迄嚴重に引しめ、禮讓の風に移り候樣信實に教示致し候はゞ十年の末には必ず成功も有レ之風俗一變可レ致と存候。犬追物の儀は別て禮儀第一の稽古に候へば尙更取しめ候樣有レ之度候。追々見及候に藝術の達者は兎角難レ申、此上禮讓之風被レ行候樣有レ之候得ば屹度風俗之助に可二相成一候條、右之趣文武師範々々に得斗申聞候樣存候。猶ほ委細は(平野)九郎右衞門に申聞候間是より可レ申候事。

右直書を受けた是容は其の寫を文武師役中に渡すと倶に、それを敷衍して一藩中に諭示したが、其の示達文中に、「子弟教育筋之儀は愈以文武之師範中え被レ任候尊慮より今日拜見之御直書をも別段拙者え被二下置一たる事に候間、師範中においても此節は屹度御趣旨を奉じ、文武共に漸を以實學

實藝に基候様厚敎導有之度候」と云ふ文句があつた。右藩主の直書にも此の米田の示達文にも「實學實藝」と云ふ文字があつて、實行に重きを置き深く虚飾迂遠の學風を斥けてゐるので、後に至り米田・小楠等の同志が上記の如く自家の學意を以て一派を作りたるに及び、右文中の「實學」の二字を捉へ來りて其の派を指して實學黨と稱した。即ち其の黨名は同志自ら稱したのでは無くして他から聊か嘲弄の意味を以て唱へ出したのである。それは小楠が年少氣鋭の子弟を誡めて、「古へは僞學と呼ばれて責罰を受けた者があるのに、我門他より實學の美稱を負はせられ曾て責罰も蒙らない。決して避くるに及ばぬのみか寧ろ名譽の至ではないか」と云つてゐるのを見てもその消息が分るではないか。

## 四　南朝史の著述

小楠は江戸遊學より歸つてから、自己の苦學修養や同志との會合講學の傍、南朝史の著述に從事した。其の史稿は漢文で叙述されたもので全文を遺稿篇（「詩文」甲、四九）に掲載してあるが、『神皇正統記』『增鏡』『太平記』及び『難太平記』『讀史餘論』『史略』並に『大日本史』中の「本紀」等を底本として參考し、年代を追うて叙述した所謂編年體の歴史である。其の內容は先づ承久の亂に北條義時が、後鳥羽・土御門・順德の三上皇を遠島に遷し奉り、後堀河帝を擁立した所から筆を起し、後深草・龜山兩統迭立の由來を略述した後、文保二年春二月

後醍醐帝の御卽位より本題に入り、延元元年十月新田氏の一族が北陸の義戰まで〻中止してある。南朝史と云へば延元元年十二月後醍醐帝が吉野に潜幸せられてより起るべきであるから、本稿は「南朝史稿」とは題してあるもの〻實はまだ南朝に及んで居らぬ。而も此の間、楠・新田・菊池等諸氏の義軍の精華を發揚し高時・尊氏等の奸賊の膽を寒からしめ、以て忠臣義士の爲に氣を吐く事千丈で、而も其の文章時に或は賴山陽の『日本外史』と其の趣を同じくせるを思はしむるものがある。

稿を艸した期間

然らば此の史篇は何時から始めて何時頃までに書いたのか、如何なる動機で稿を起し而も何故に特に南朝史を撰んだか、又何故に完結するに至らなかつたか、其等に關しては彼自身の記述もなく、又他にこれを知るべき資料もないのは遺憾である。然るに史稿を艸した期間は『小楠遺稿』の「先生小傳」には「南朝史は江戸遊學歸鄉後の起稿なり」とあり、元田東野が小楠の江戸遊學より歸國してからの事を書いたのには「初め尊王の慨志に由て南朝史を著さんと欲して粗、論述する所ありて未だ果さず」とあり、又小楠が嘉永三年六月十九日に藤田東湖に與へるべく認めた書簡（遺稿篇「書簡」一二）中、此の「南朝史稿」のことを云つて居るに違ひないと思はる〻節に「近年南朝之事に候て聊所存有之、認候ものも御座候得共いまだ脫稿に至り不申候。出來之上は大方之君子に叱正を相願申心願に御座候」とあるから、天保十一年江戸遊學より歸りて後の數年間である事には間違ないやうだが、其の起艸と中止と

の年月は踪と分らぬ。次に小楠が史稿に筆を染めたのは彼が江戸から歸國後學問の仕直し人生觀の建直しのために熱心に經書を研究する傍、これと離るべからざる史書をも涉獵に力めた結果元田の『還暦之記』にもある如く同志との會合に於て小楠は毎に史書を講じてゐたとある位に史學には造詣深くもあり、又其の經世の意見は史實を通じて愈、深く發表し得られたからであらうが、どうして特に南朝史を選んだのか。

明治維新に功績ある幕末人傑の多くが南朝を思慕しこれに感激させられて志を立てた如く小楠も亦南北朝時代に特に意を留めて熱烈な南朝正統論者となつて彼の「讀北畠公正統記」の長篇中にも左の如く云つて居る。(遺稿篇八六二頁)

嗚呼南山偏すと雖も神器の存する所、正統の天子萬乘の尊、今世假令黑白を飜すも、天定まらば萬世公論あらん、憤悲述べ作る正統記、字々渾べて見る血涙の痕、嚴然たる大義春秋に匹び、之を讀めば千秋聲空しく呑む。

彼は斯く親房の崇拜者であると同時に楠氏を始めとして南朝の忠臣を尊敬すること頗る深かつた。又南朝を思慕する者は更に承久に溯らざるを得ずして、吉田松陰の如きも建武を追懷する毎に承久に及んでゐるが、小楠も亦「泰時論」を作り自ら北條氏の後裔であるにも拘らず泰時を大奸隱賊となし、『大日本史』が彼を辯護するをさへも非としてゐることは既記の通りだ。(本篇八頁參照)以上の如き尊皇精神に燃えた小楠が南朝史を大いに宣明して天

下の志氣を振興したいと考へるのは當然だから、特にこれを選んだのではあるまいか。此の著述の動機につき上記藤田東湖への書面には「聊所存有之」とのみあるが、元田の記事には特に「尊王の慨志により」とあるのを見ても。

何故に著述を中止したか

然らば小楠は何故に本史篇の著述に志しながら僅かに文保二年より延元元年に至る十八九年間の史實を記したのみで中止したのか其の理由を知るに苦しむが、恐らくは弘化に入りてからは外船の渡來漸次頻繁となり天下の形勢は憂國の士をして晏如たるを許さゞるよりからではあるまいか。なほ臆測を逞くすれば賴山陽の『日本外史』は天保七・八年頃に既に小楠は嘉永四年上國漫遊を企つるに至り、歸來一層落着いて筆を執り得ざる狀態に立至つた木活字にて印刷せられたものゝ、弘化元年川越版が出るに及んで始めて盛に行はれたのだから、小楠は江戸遊學中にもこれ有るを知らず、歸國してからもまだ『外史』を見ぬ中に南朝史の著述を思ひ立つたが、同書を見るに及んで山陽が報國の爲に修史に心血を灑ぎ、而も自分の如く重點を南北朝史に置けるを知り、斯く先鞭を着けられてはとて筆を擱いたのではなからうか。

「南木の夢を論ず」

因に本史稿には小楠の南木の夢を論ぜる論文が本文の行間に記入せられ、「楠正行論」と題せる一篇（遺稿篇「詩文」甲、八）が末尾に附記せられてある。「南木の夢を論ず」の大意は左の如くである。

古の史家が其の人物を美にせんが爲に牽强附會の說をなすのは却つて其の人を傷つくるものだ。後醍醐天皇が笠置の夢兆に感じて正成を御召しになつたと云ふが如き深く正成の爲に遺憾とするものである。笠置の行在所と正成の居所とは目と鼻の間だ、其の近い所に天皇の大難あるを坐視してゐて詔を待ちて卽ち起つと云ふことが正成程の精忠の士にどうして出來ようか。思ふに彼は御召を待たず獨自ら慨然として進んで其の難に赴いたに相違ない。そこが正成の正成たる所だのに史家これを察せず猥りに高宗・文王の夢物語に倣つて文を飾るのは思はざるの甚だしいものである。

「楠正行論」は、史稿本文が上記の如く新田一族の北陸義戰で中絕してゐるにも拘らず別に筆を新にして記述した獨立の一篇で、其の要旨は左の通り。

「楠正行論」

天下の俗輩中には正行の四條畷の忠死を痛惜せずに、却つて彼が宮人を賜ふを拜謝するの和歌を引き、平素多病の彼は病苦を免れんが爲に殊更死を急いだもの丶如く論ずる者がある。自分は此の俗論に對して默過するに忍びない。思ふに賊師直は今天下の兵を擧げ來りて成敗を一擧に決せんとしてゐる、我その鋒を避けて空しく退守せば國家の覆亡は免れない。此の天下分目の戰に對しては只血戰奮鬪進みて敵に死するにあるのみだ。之によれば或は師直の首を獲べく延いては尊氏を戮することも出來ようとは神勇奇算なる正行の心算であつたので、彼は如意輪寺の扉に「返らじとかねて思へは」の歌を刻して眞箇死を決して戰に臨んだのである。されば神卒堅を摧き、疾風機に乘ぜし四條畷の一戰は勝を制して敵將の首を獲るか、奮鬪して敵前に死するかにあつたのである。これが正行の深慮苦節の存する所で決して多病速死の素志があつたのではない。

されば其の死後、乃父に九泉の下に見えても正成は必ず「是吾が汝に囑せし所以なり」と云うたであらう、斯くてこそ正行も亦遺憾がなからう。

上記二論文を見ると、小楠は正成・正行に對しては一點の誤解でも許さぬと云ふ所に、如何に深く楠氏父子に憧憬してゐたかゞ窺ひ知らるゝではないか。

# 第六章　帷を下して教授す

## 一　小楠堂

帷を下した時

『小楠遺稿』の「先生小傳」中には天保十一年四月歸國以來堅苦刻勵心を聖賢の學に專らにすること殆ど四年にして、一日慨然として「吾之を得たり」と云つてから子弟を教へたとあり、德富蘆花も其の著『竹崎順子』に小楠の此の時のことを「苦學三年豁然として通ずる所があつたので彼は所得を頒ち得る位置に立ちました。銀杏城下の寒士の家に一點生命の灯がちよろ〱と燃えはじめたのであります」と書いて居り、なほ門生長野濟平が玉名郡南關に塾を開かんとして小楠堂を辭する時に小楠の與へた「送長野立大序」(遺稿篇「詩文」甲、三七)に、「立大余と學を講ずる茲に五年」とある、此の文は弘化四年三月四日に作られたのだ。此等に據ると小楠が門弟を取り始めたのは天保十四年からであらう。

入門者

入門の第一人は肥後葦北佐敷鄉の惣庄屋の嗣子德富萬熊(後の太多助―一敬で、蘇峰及び蘆花の父)で、第二人は肥後益城中山鄉の惣庄屋の嗣子矢島源助(德富久子・竹崎順子・小楠夫人つせ子・矢島楫子等の兄。)だが、追々と入門

する者があつて小楠の周圍は次第に賑やかになつた。然るに蘆花は開塾當時の模樣を「貧乏士族の部屋住の先生は、最初から塾など開く力はもとよりありません。破れ疊の六疊が唯一の書齋で、住居で、敎場です。薫陶を受くるに熱心な最初の弟子は、三疊の下男部屋に下男と同居さしてもらつて、悅んだものです」と書いてゐる。小楠の敎へる所は新に會得した道德の眞髓で立派なものだが、それに引換へ其の敎場は世にも貧弱であつた。さもあれ此の貧弱な塾の主人の眞價を認識して第一に贄を執つた德富も亦決して凡庸でなかつたと云はねばならぬ。

實學黨なる旗幟を立てゝ藩學時習館の學風に反抗した小楠は上記の如く學校黨からは嫉視せられ、肥後藩政府からは恰も官學に弓を彎く異端者の如くに睨まれて共の覺も目出度からぬので、城下住まひの肥後藩士の子弟にして白晝公然彼の門に入るのには餘程の決心と覺悟を要したのであつた。だから初の間は地方の鄕士や豪家の子弟ばかりであつたが、漸次城下の藩士や他藩からの入門を見るやうになつて、水道町の六疊の間にては講學は行はれ難くなつた。なほ蘆花が「部屋住みの平四郞は門生の謝禮が唯一の收入でした。謝儀は區々でした。竹崎律次郞・新次郞の如く米三四俵を納るゝものもあれば年末に兄弟各金拾兩を納むる德富もありました。塾の建築、先生の旅行など云ふ臨時の出費は、勿論子弟が喜んで負擔したものです」と書いてゐるのを見ると、小楠の物質的收入も段々とあるやうになつたものと

見られる。

しかのみならず見時明は天保十四年の四月には天主方支配頭當分を命ぜられ、同九月には本役に轉じ、弘化三年の七月には是迄の諸役勤務中の功勞を賞せられて座席が組頭列に進んだ。時明は斯く藩より重用せらるゝ身と成り、小楠にも收入の道が開かれたので今までの生計難も緩和されてか同年横井家は相撲町に移り、邸内に十二疊の一室を建築して、それを小楠の居室兼諸生會讀の場とし、其の翌四年には麁末な普請ながらも家塾が新築されて「小楠堂」と名づけられ、二十餘人の諸生が寄宿することになつた。此の小楠堂には左の如き小楠自筆の「掟」が掲げられてあつた。

相撲町に轉居・家塾新築

小楠堂の掟

禮儀を正し高聲雜談致す間敷事。

師範引廻しの中圖違背致す間敷事。

酒禁制の事。

これを見ると如何にも簡單で而も實用的で、無くてもよい樣な條が無いばかりでなく、「何々の一」も、右とか以上とかも、年月も、署名も無く、繁文縟禮を好まぬ小楠の精神が其のまゝ現れて頗る面白く感ぜられる。唯最後の一條は小楠堂にはどうかと思はれるが、當時小楠は江戸での酒失に反省して自分も禁制中であつたゞらうから、此く戒しめたものらしい。「己に無くして而る後に人に非とす」は小楠愛讀の「大學」の語だから。

## 二　其の教學

「吾之を得たり」と云つた小楠は何を門弟に向つて頒つたか。教學の大要なりとて上記「小傳」中に記してある所を見ると、先づ彼は左の如く述べて猛省を促してゐる。

凡そ道德なるものは國を治め民を安らかにする根本であるが、其の道德は知識を本にして進むものだから、孔子の門では『大學』の八條目中に博く知識を獲得する方法として「致知格物」といふ目をまづ先に立てゝある。さて先づ己の身を修め次に進んで人を治めるのに、內外二途の區別は無い。然るに我が國や支那の儒者中、或者は小廉曲謹を以てそれが直ちに道德だと考へ、或者は又博覽强記を以てそれが卽ち知識だと思つてゐる。斯樣な人が一旦ある實際の事に直面すれば何等適切な處置も出來ず、唯漠然として其の場逃れの彌縫策をなすに過ぎない。それだから俗儒と稱せられる所以だ。

小楠の卓越せる此の道德觀は當時に於ける俗學者の迷夢を破る警鐘であつた。卽ち多くの儒者は小廉曲謹を以て道德となせるに對して彼は直ちに經世安民たるべきだとなし、一般には只書籍の上より得たる博覽强記を以て知識となせるに對して彼は廣く格致より得らるべき處世の活敎訓となすのだから、其の深淺同日の論でないのである。

小楠は又忠君愛國の上には特に心を用ひ、義烈節操を高調して其の風化激勵に力め、君上や長者を輕蔑したり、廉潔や操守を誤つたり、又は私慾に驅られて利益や俸祿に目をくれたり、猥りに寵愛を得恥辱に遠ざからうとしてくよ〳〵したりするが如き行を忌みて堅くこれを誡めた。

彼は經書を學ぶ上には、文字の解釋や詩文を作ることなどは左程必要なものとはしなかつたから、徒に訓詁や詞章のことのみを重んじてそれに沒頭するやうな者は近寄せなかつた。そして小楠が子弟を敎育した態度は前記「感懷十首」中の「少壯意氣を貴ぶ」の一首に於て「嚴正を持するを笑ふ勿れ」と云つてゐる通りに頗る嚴格で、平素小楠と交厚き米田是容すら彼の此の態度には稍憚つてゐた程であつた。然し一方では非常に人の才を愛し人の善を容れ、一の嘉言ある者・一の善行ある者を喜んで已まないと云ふ風であつたから、人に勝れた卓拔の士や、溫厚で着實な人などは好んで小楠の門に學んだ。

小楠は「學」の意義につき左の如くに解說し、門生に向つては眞の學問を爲すべく、又眞の學者たるべきを强調した。（遺稿篇「講義及び語錄」一、（イ）參照）

「學」の眞義如何といへば先づ我が心の上に就いて理解すべきである。朱子の註釋にも詳細に說述してあるけれども、それによつて理解すれば則ち朱子の奴隷になつてしまつて「學」の眞意に觸れない嫌がある。後世に於て學者といへばたゞ書を讀み文を作る位

の者を指す様であるが、古のことを考へて見れば決してそんな簡單なものではない。堯舜以後孔子の時代には現今のやうに澤山の書物はなかつた。又古來の聖人や賢人が讀書のみに精勵したといふこともとんと聞かない。

然らば古人の所謂「學」といふのは果して如何と考察すれば、それは書物の上の修業ではなくて全く吾が「心の修行」である。人々銘々が持つ天賦の性能を推し擴げ何事に限らず日用事物の上にて工夫を用ふれば、總べてそれが「學」でないものはない。例へば父子兄弟夫婦の間から君に事へ友に交り賢者に親しみ衆人を愛したり、或は又凡ゆる技術者や農・商業の者とも親しく語り合つたり、夫より延いては、博く山河草木鳥獸の類に至るまで實地に其の物事に就いて其の理を解したりし、然る後なほ己の見聞を確むるために關係ある書を讀みて古人の實歷や成法を考へ、總べての事物に對して義理の窮り無きものだといふことを知り、孜々として勉めて止まず、吾が「心」を日々靈妙に活用させること是が則ち眞の學問でもあり、修業でもあるのだ。堯舜も斯樣にして一生涯修行された。古から聖賢の學といふのは此の外に何が有らうぞ。

然るに後世の學者は日用離るゝことの出來ない事物の上には心を活用することなく、唯書物の上ばかりで物事を會得しようとしてゐる。此の遣方は自分が云ふ所の古人の學んだ所を學ぶのでは無く所謂古人の奴隷といふものである。今朱子を學ばうと思ふなら朱

子が學んだ方法はどうであつたかと云ふことが先決問題である。もし然らずして徒に朱子の書につくときは全く朱子の奴隷である。例へば詩を作る者詩聖杜甫を學ばうと思ふなら、杜甫は如何なる方法で詩を學んだかといふことを考へ、次第に研究を進めて漢・魏・六朝まで遡らなければならない。且つ又普通の人では道理を聞けば一應の理解はするやうでもそれはたゞ其の場限りの說話と消えて實踐躬行の實なきものなら、耳から聞き入れ口から出すだけの所謂「口耳三寸の學」であつて學者の深く警むる所である。故に折角「學」に志すものはこれが至極の道理だと考へたなら其處にしつかりと地步を占め尺進して一寸でも退步してはならぬ。是こそ眞の修行である。ゆめ忘れてはならない。

以上を味讀すると小楠の說く所は眞に千古の至言であり眞理である。學問の第一義は心の上に於て至極の道理を究めそれを生活に實現するに在る。而して眞箇それを能くする者は聖賢であるから、學問とは取りも直さず聖賢となるの修行だ。それには書物の上に於て聖賢の言行を學ぶに止めずに其の源頭に溯り、聖賢の學びたる所を學びて自ら聖賢たるを期せよと云ふ所は流石に小楠ならではと感心させられる。これは當時の學者に對して頂門の一針であつたのみならず、唯知性を鍛錬するを學問とし、讀書思索による博覽強記を學問の全體の如くに思ひ、學問の一つの方途なる讀書を學問其の者と考へてゐる現代の人達の爲にも亦痛切なる敎訓と云へよう。

右の如くに眞の學問・眞の學者につきて強調せる小楠は門生に對して常に學問や學者の本領を其の腦裡に注入し其の方向を誤らざるやうにと力め、時々之に關する策問を與へ、其の答案につきて丁寧に批評を下し懇篤に教訓した。遺稿篇(「講義及び語錄」二、附)に載せてある德富萬熊の學問の本領に對する案文の如きは其の一例である。これを見ると小楠は德富の案文行間に、

本領は仁義禮智の性を指して言ことにては無ㇾ之候。古より聖賢人に指示し玉ふ性命の理を人々心に固有しておるとまで知りて眞實固有しておることは知らぬなり。然るに本心の感發に心付き成程こゝのことゝ心に眞實に合點したるが本領の合點と云ものなり。此の合點なるときは世間究通得失榮辱等の一切の外欲實々度外のことに思ひ、総て此心を累らわさるゝことなし。こゝよりして舜何人か我何人かの志脱然として起り、此學問に打はまり日用事實の上に就て致知力行の修行に成ることなり。

と朱批し、末尾には左の通り記してゐる。

本領合點の工夫は本心の起りたるを察識して、成程こゝの事と云ふ様に平生心懸候が此工夫にて御座候事。

右を味讀すると小楠は主として李退溪を祖述してゐるやうで、其の李氏に傾倒した餘り嘉永二年に小楠を來り訪うた越前の三寺三作が滯在二旬の後歸國せんとする際(本篇一四一頁參照)にも、また同四年に右德富萬熊が小楠塾を辭して歸鄉せんとする時にも同じく左の語を書き與へてゐる。

李退溪曰く第一には須らく先づ世間の窮通得失榮辱を將て一切之を度外に置き以て靈臺を累はさゞるべし。既に此の心を辨得すれば則ち患ふる所已に五七分は休歇せりと。

學者は當に先づ本領を立つべし。本領已に立てば居る可きの處有り。所謂本領なる者此の一言に在り。而して眞心修養し洒然として脫却すれば則ち順境逆地適くとして泰然たらざるなからん、是れ學に本領を立つるを貴ぶ所以なり。（原漢文）

又小楠の前記「感懷十首」中の「幽厲朝を失し」の一首中にも「古今功利に歸す、管仲の罪天に通ず」とて極端に功利主義を憎みてこれを排斥し、「吾輩道に志す」なる他の一首にも、名譽心や利慾心に猛省を加へて、何事を處するにも公平無私自我の一念があつてはいけない。斯くする事が何と爲學の基礎ではあるまいかとの意味の句があつて、彼は李氏の謂へる如く世間の窮通得失榮辱を一切度外に置き功利心から脫却するを最も肝要となしてゐるが、それと同時に「誠」につきても左の如くに說きて克己修養を積みて其の境地に到らねばならぬと門生を勵ました。

人の事に臨んで爲す仕業を見るに、是は君公であるから敬禮をせねばならぬ、是は親であるから親愛を盡くさねばならぬ、又己は侍であるから武藝を修業せねばならぬと云樣であるが、此のならぬ〳〵と云詞の添ふ間は「誠」ではない。「誠」と云ふは則ち眞心にて勉強もいらず思慮も加へず自然に心の底から湧き出でゝ君には君、親には親、其の事に應じ其の物

に隨ひ已むに已まれず爲さずに居られぬ心の生ずるのが「誠」である。此の「誠」さへあらば志の遂げられぬ事は無い。

爲さねばならぬが故に爲すのは道義的行爲として善いのは無論だが、それは「誠」ではないので未だ上乘とは云へぬ。「誠」はかの吉田松陰の「かくすればかくなるものと知りながら已むに止まれぬ大和魂」や西行法師の「なに事のおはしますかは知らねともかたしけなさに涙こほるゝ」の類で、作爲を用ひない行だと云ふのだ。小楠は門生に對してばかりでなく後年米國に遊學したる二甥にも亦左の如く書き送つてゐる。（遺稿篇四九二頁）

申迄も無ㇾ之候へども木石をも動かし候は誠心のみなれば窮する時も誠心を養ひ、うれしき時も誠心を養何もかも誠心の一途に自省被ㇾ致度候。是唯今日遊學中の心得と申にて無ㇾ之、如ㇾ此修勵被ㇾ致候へば修身の學中今日に有ㇾ之、航海の藝術世界第一の名人と成り候よりも芽出度かるべし。

彼は以上の如く何時もかも功利心を離れて誠意誠心修業すべきを門生等に要求したのである。柳河出身にて小楠堂に學びつゝあつた津留敬藏と淺川鶴之助の兩生が師小楠の講學振を同藩家老立花壹岐に報じた書中に「毀譽得喪一切置二之於度外一、致知格物誠意正心之功を以て已が量を推し廣め、我が受得たる天理と合躰の修業學者の當然と常に被二仰諭一候」と記してゐるのは善く小楠教學の精神を述べてゐる。

猶小楠は政治と道德とは別々でなく政治は倫理であると說き、總べての人が只一つの心の

誠を盡くして當然の事をさへ爲して行けば何時でも天下は太平になる、政事の要は堯舜三代の往時に於ける如く君臣互に其の誠を廟堂に於て下民に推せば足りると主張して、誠意誠心を治國平天下の基礎だと確信し、進んではこれを行はんと爲したので、隨つて又功利心なき誠の人や行爲やを歎賞しこれに反するのを排撃した。例へば小楠が楠正成を詠じた詩に於ても「君は自ら天成の好男子、奚んぞ曾て一點名を愛する心あらん」とて、月並的に其の忠義をのみ稱へずして特に愛名心の無き其の純眞さを歎美して居り、又華盛頓を白面碧眼の堯舜なりと推賞し、西郷南洲を「恰も西行法師の如き漢」だと感心してゐるのも主として彼等に功利心無き爲であつて、明治元年歸朝した森金之丞(後の有禮)と鮫島誠藏(後の尙信)から米國のエルハリスの人物を聞き當時比類稀なる大賢人と激賞してゐるが、これも畢竟「彼の教たるや書を讀むを主とせず講論を貴ばず專ら良心を磨き私心を去る實行を主とし日夜修業間斷無レ之」に因るのであつた。(遺稿篇五六〇頁參照)なほ小楠より柳河の家老立花主計に寄せた書(遺稿篇「書簡」二三五)中に、或は上杉治憲につきて「皇朝にては三代の治道は獨此公のみと奉レ存候。彼漢土に於ては秦・漢以來種々明主も被レ出候へども總て功名上に力を被レ用、此民を治むるの實心無レ之候間、其始は稍可レ觀政事も御座候へども中年以後は一向に廢弛に至り、一人として始末全局の被レ結候君は無二御座一候。中々鷹山公に比類仕候人は眞に以て見當り不レ申云々」と記し、同じく柳河藩家老立花壹岐への書簡(遺稿篇「書簡」五七)には「水府の所レ謂誠意を内に

五尺の短身一竹の節、千山萬水去りて蹤なし、平生の心事知る何の處ぞ、寄せて芙蓉の第一
峰に在り。

と云ふ一首がある。（遺稿篇八七七頁）此の轉・結二句を見ても小楠は此の青年に第一等の覺悟を要求してゐる。彼は學生に對してばかりでなく幕府又は諸藩の施政振や人物を評するにも好んで第一等・第二等なる語を用ひて、第一等たらんを求めてゐるが、小楠が前記の立花壹岐に寄せた書面（遺稿篇「書簡」三八）を見ても「天地の間第一等の外二等・三等の道無之」とか「古人眞に道を知り候人は決て第二等に落し不申必ず第一等を成し行事にて有之候」とか「一國第一等の人材用られ候へば必ず第一等の治を爲すべきことに候」とか云つて政治にも第一等を要求してゐる。

小楠は以上述べたる所を以て常に子弟を教導したが、自分も亦生を終ふるまでこれを服膺した。彼が門生池邊熊藏の郷里柳河に歸る際に與へた七絶二首の一に、

池邊熊藏に與へたる詩

功利に流れず禪に流れず、大丈夫の心は聖賢を希はん、終生堅苦の力を盡くし得て、雲霧を
披きて青天を見んと欲す。

と云ふのがある。（遺稿篇八七四頁）これは大いに玩味すべきであつて、啻に此の四句の中に小楠の教養方針が含蓄されてゐるのみならず、彼自身も亦此の起・承兩句の意を以て修養し、轉・結兩句の意を以て鍛錬したのであつた。彼が聖學を溯り盡くして天に達すると俱に古今に超

絶せる識見を養ひ得たのは蓋しこれが爲であつて、彼が如何に困迫の中に在つても毫も憂苦の色なく、其の胸襟は光風霽月の如く、其の去就は行雲流水の如くであつたのも亦これに基づいたのではあるまいか。

## 三　材によりて器を成す

小楠の門弟は身分や年齢は區々であつたが、彼のそれ等に對する待遇振には些の隔てなく所謂一視同仁であつた。然し各門生の個性に對しては個々別々の注意を拂ひ、孔門の教通りに人によつて教を施すの主義で、學生の器を見、材によりて之を啓發した。學生の個性を看破して材によりて器を成すは偉人でなくば出來ぬことだが、小楠は其の鑑識に於ては特に鋭い、或物を有つてゐたのだ。或人が小楠に人には一長一短は免れないが其の長所を長ぜしむることのみに努力して短所は顧みないで置くべきであらうか、或は短所を補ふことのみ工夫して居れば長所は自然に長ずるであらうか、如何心得るべきかと問ひたるに對し、

長所と短所

長所・短所と云つても右と左といふ樣にはつきりと區別されたものならばそんな仕方もあらうが、長所・短所は繋がり合つてゐてしつかり區別が附かぬ。例へば火は燃ゆるが故に種々に利用さるゝが、其の長に任せて制する所がなければ家も寶も燒き盡くし時には人命を

も傷ふことになる。水も物を濡ほす性あるも溢るゝ時は害を成す。これ長に短ある所、物皆然りである。人にありても進取的の人は退き守るに短なるが爲に手前に過を取る事があり、退守的の人は進み取るに短なるが爲に機を失することが多い。勝つて兜の緒を締めよとは長に短ある所を警めた格言である。

『大學』の「新民」

と答へてゐるが、彼は此の主意で門生の器を成した。又小楠は『大學』の「新民」を左の如くに講釋してゐる。

皆の人が舊習の汚濁に染み込める人心を正すことのみに汲々とするので却つて人心に逆らひ背く樣になりて効果が擧らぬ。人に向つて其の人の非を指して責むるのは新民とは言へない。新民の教といふのは民心を作新するといふ事でなければならぬ。如何に汚濁の染み込みたる人心にても何處にか僅かにても善心の萠しの無い者はない。その善き芽を生長さすれば善心が次第々々に增すに隨ひて非の方は自然々々に衰退する。善心が一杯に增大したならば非心の潜在する餘地が無くなる。玆に着眼せねば作新の效果は擧げ得られぬ。これ又皷舞作興に外ならぬのだ。

彼は斯くして講讀の時は勿論燕語閑話の中にも諄々として能く其の心得の啓發と作興とに力めたのである。

講義振

次に小楠の講義振はどうであつたかと云ふに、小楠の門に入つた人達は皆既に相當の年輩

に達し、又相當素養のある輩で全然初學の者は無かつたから、これを現代教育に當嵌むれば小楠門は正に高等學校乃至大學程度の教育塾であつたとも云はれよう。だから入門者は初から經傳の講演を聞いた。德富蘆花は「講演は古い〳〵經史宋學の書類を借りて、問題は生々しい時のものを捉へました。修身から治國平天下まで打通しの講習です」と云つてゐるが眞に其の通りであつた。後年松平春嶽が小楠を福井藩に招聘したいと再三肥後藩に申込みたる時、肥藩の執政は常盤橋の越藩邸に春嶽の重臣中根靱負を訪ひ、其の招聘を謝絕する藩主の書翰を致したる後に、其の意を敷衍して「平四郞儀土臺の學問は山崎家と唱候樣子に候へ共實學抔とも申、純粹の山崎家とは相見不ㇾ申、兎角何事も當今の有樣に引付乍ㇾ恐將軍家はヶ樣、列侯列藩の內何方にてはヶ樣、自國の政事人物ヶ樣左樣と申形にて相倡候云々」と誹謗的に物語つてゐるが、（本篇四〇一頁）小楠の眼目とする所は矢張り此處であつた。彼は一章一句を講說するにも絕えず實地活用と云ふことを念頭から離さなかつた。米田是容が嘗て小楠を評した詞の中にも、「その敎を施す樣臨機應變を主として章句の末に拘泥せず、活用を以て第一とす」とある。本來小楠の學問は虛學では無く實學で、而もそれを殺さずに活かしてゐた。なほ小楠は經傳についてばかりでなく時勢の出來事に關して問題を出し、弟子をして或は口で或は筆で答へしめてそれを批評し、又諸名士との往復の書面をも門弟に見せて修養の資に供したのである。

小楠の門弟竹崎律次郎(後に茶堂)は小楠歿後塾を開いて諸生に教授し、其の用書は『大學』だけであつたさうなが、同人の傳記『竹崎茶堂』に左の如くある。

先生の大學の講義は小楠先生のそれを蹈襲したものであつた。學究的に字義などを穿鑿するのでなく至極自由で實際的なものであつた。年長の塾生などは書物も持たずにその席に出たものであつた。先づ年少者に朗讀させ且つ一通りの字義の講釋をやらせ、然る後に門生一同に自由に意見を吐かせ議論を十分盡させた後で、先生がそれを講評し且つ自分の意見を述べ、それで會を終るのが常であつた。先生は大學を借りて隨時その時事問題に對する意見なども吐露したものであつた。

竹崎は何でも師小楠に倣つた人だから、小楠の講義の模樣も恐らくは此の通りであつたと思はれる。渡邊世祐の著『吉田松陰と其教育』に據ると松陰の講義振は、

文章なども細かく點削して其の理由を說明し學生をして會得せしめなければ止まなかつたのである。例を擧げて云へば書を讀むのにも其の精力の半を筆記抄錄に努めしめた。松陰自身も目に觸れる所、讀み終る所、すべて皆抄錄をしたのであるから、其の抄錄が積んで數十册となり、其の指の筆にあたる處が固くなつて石の如く、所謂タコが出來て居たと云はれて居るのであるから、其の抄錄を人に勸めたことは一通りではなかつたことが明である。かく抄錄を勸めたのは、其の意義の大要を能く明確に了解せしめんが爲であつたのである。

とあるが、小楠のそれはこれと其の趣を異にしてゐて、門生を取る樣になつての彼は書を讀

みての筆記抄錄は自分もだが、門生にも成るたけさせなかつたらしい。なほ備忘錄と讀書とに關して左の如き遺話もある。

小楠はある日一二の門弟と爐を圍みて談話してゐる内、一門生が小楠の談話中の興味ある點を筆記すべく懷中より備忘錄を取出すと、小楠は矢庭にそれを奪つて火中に投じ、備忘錄に頼る事の害を說き聞かした。（其の際其の爐邊にゐた彌富千左衞門の遺話）

小楠には門弟に書物を讀んではいけないと言つた時代と、西洋人の著書の反譯書が手に入るやうになつてからは大いに讀んで海外の新智識を攝取せよと奬めた時代とがあつたので、柳河から來て小楠塾に學んだ門弟中には、其の二つの時代の差違で「讀むな」と「讀め」との二派が分かれることになつた。（池邊藤左衞門の遺話）

（註）小楠は上記「學」を解說せる所に述べたる如く書にのみ頼るを不可なりとせるも、書は讀むべからずとは勿論云はなかつたらう。但し小楠は當時の文武藝の舊弊を罵倒して、文とは心を磨く事で本を讀む事ではなく、武とは魂を錬る事で弓馬刀槍を執る事ではないと云つたのを穿き違へて、讀書もせず武術もやらず遊惰に耽つた諸生輩もあつたとか。

嘉永時代の講學一斑

小楠の講學に際しての用書は何々で、それをどう云ふ風に講義したかにつきては正確な記錄はないが、洪水文庫に在る『小楠先生講義』なる寫本を見ると、僅かに嘉永三・四年時分の講義の様子が分る。但し其の講義も極めて斷片的に記してあつて其の全貌を見ることは出來ないから、只單に其の年代・時日・書目・經過等につき當時の様子を偲んで見たい。

先づ講義錄の卷頭には「嘉永三庚戌九月朔日より日會」として、『論語』の開卷第一から

日々の會讀が始り、「雍也篇」の第一章迄で終つてゐる。併し其の終つた時日は分らないが、何れ次の『大學』の會が始る前の十月の末頃まで續いたものと思はれる。

次には「嘉永三庚戌十一月朔日より毎朝正六ツ半（今の午前七時）開巻」として、『大學』の「章句序」から始り「平天下之傳」に終つてゐるが、これも終講の時日は不明だ。然し右にては『論語』及び『大學』の會讀の終了した時日は分らぬが、嘉永三年十一月十一日付にて既記柳河の津留と淺川が立花壹岐に寄せた書面中に、

横井先生御宅論語御會は先月中にて一冊目は御讀了被レ成候に付、當月朔日より大學御會相始まり同十二・三日には御讀了可レ被レ成由。

とあるのを見ると、『論語』のは十月中に、『大學』のは十一月中旬に畢つたと見える。年改まりては、「自レ是嘉永四辛亥正月十六日より朝正六ツ時日々開會」とある。當時陰暦の正月は今の餘寒の最も烈しき二月に當り、而も正六ツ時（今の午前六時）と云へば日出前であるから、此の時刻までに嚴霜を踏み曉を冒して集り來る門弟の姿も想像され、特に正六ツとした所に遲刻を許さない嚴格さも偲ばれる。斯くて講義は再び前講『論語』の續き「雍也篇」の第二章から始り「述而篇」にて終り、次に「自レ是雜書會記」として『詩經』中の「糾々葛屨」及び「伐木」の二章。次には又『論語』に移りて「陽貨篇」「微子篇」「子張篇」。次には『孟子』の「萬章篇」中六章。最後に『近思錄』中の「治體篇」で終つてゐる。此の終講時日も亦

不明であるが、嘉永四年は、彼が上國遊歴の年で二月に國を立ち八月末に歸國したから、多分此の講義も一旦は出發前にて中止し、其の後は歸國してから再び續けられたのであらう。

此の講義錄によりて察すれば講義の模樣が朱註を本としたことは明らかで、又間々實例を和漢古今の歷史上の人物に取り子弟をして十分に經書の意義を了解させ、勉めてこれを日用事物の上に實踐躬行させようとした樣子は此の斷片的な筆記中にも發見され、特に肝要な所では「繰返し繰返し御高話あり」など記されて如何にも感奮した模樣がありありと見えるのである。以上は小楠が帷を下した天保十四年を距ること七年以後のことで、それ以前に於ける講學の狀況は遺憾ながら知ることが出來ない。併し用書に關しては略見當が附く。

小楠の門生敎導振は以上述ぶる通りで門弟の心に强く響く何物かゞあつたから、其の啓發に逢ふや肉躍り血湧き時々刻々に精神の向上を覺える感があつたさうで、其の師の家に近づくや自づと踏む足も輕くなり、師の門を辭するや一種の法悅に浸つて手の舞ひ足の踏む所を知らざるの歡喜を禁じ得なかつたとは門人の總べての噂する所であつた。

小楠堂に出入した門生は、知行取の侍や、所謂輕輩や、或は地方の鄕士・豪家などの子弟で、概して男子であつたが、中には女子もゐた。海老名未亡人の著者に書き贈つた文中に、左の如き一節がある。

父と其の社中の方々との親しみは決して普通の師弟の間柄ではなかつた樣です。家族同士の親しみも深く、

母君や奥樣達が先生々々といつて慕つて來て下さいました。ですから父(小楠)には多くの女の弟子があつたといつてもよいと思ひます。聞く所によりますとあの當時父は異端者の如く排斥せられてゐた時代で、其の學風を慕つて門下たらんと思ふ方があつてもその父君は御許しにならない。それを其の母君が子息の心をよく理解して父君を說き且つ宥めて遂に子息を父の許に通はせたといふ御話はいくらもある樣であります。嘉悅氏の御母堂(後記、勢代子)がそれであり、安場氏の御母堂(後記、久子)もさうであつたと思ひます。其の他門下の方の母君や奥樣が前に申す通り親戚以上の親しみをもつて出入され、先生々々と父を敬慕された樣子を朧氣ながら記憶して居ります。物について其の理を究むる所謂實學なるものは日常生活の上に及ぶべきものであるとして談話は卑近な事に亙つて參りますから、其の當時の女子に取つては非常に興味深かつたことゝ思はれます。竹崎順子(小楠夫人の姉)など最も熱心な弟子の一人であつたと思ひます。嘉悅孝子(勢代子の女)女史の母君の御存命中折々御目に懸りますと先生が此う仰しやつたとか、此ういふことがあつたとかよく伺ひました。當時の女性の中にもかゝる御婦人方があつて父の身邊に集まつて來られたといふことは實に面白い現象でありました。今日から考へて見ますと女子敎育や女權擴張論などの種子が人知れず其の人々の中に蒔かれてあつた樣に思はれます。しかも其の女子敎育や女權擴張は極めて穩健に精神的に又實際的でありました云々。

傳ふる所によると小楠の女弟子の中には所謂男優りの女丈夫がゐた。嘉悅氏房安場保和・山田武市及び宮川房之は小楠門下の四天王と云はれた逸材だが、其の嘉悅・安場・山田の母達は、「熊本實學連の三婆さん」と呼ばれて六尺の九州男兒をして恐れ戰かしめたものださうな。

嘉悦・安場の入門と其等の母

此の三人には興味ある逸話が澤山遺つてゐるが、此の内嘉悦の母勢代子と安場の母久子が其の子息を小楠門下たらしめた經緯には、啻に其の雄々しき態度を窺ひ得らるゝばかりでなく、右海老名未亡人の文中にある如く當時肥後藩士の子弟にして小楠の門に入るのゝ容易でなかつたことをも想察せしめるから、特に左に記して見よう。

嘉悦氏房は人知れず日頃景慕せる小楠を訪ひ其の謦咳に接するや師父として教を受くるに足る稀世の俊傑なるを知り、斷然其の門下生たらんと思ひこれを母に訴へた。氏房は固より母の叱責を覺悟の上であつたのに勢代子は却つて大に喜び、御身今にして小楠翁を知りたるは是れ實に天の佑と云ふべきである。翁は藩侯の覺え目出たからぬ故に公然其の門に入り難きも、御身にして向後其の教を受けて家名にかゝる事あらば自分が其の責を負ふであらうと語り、遂に氏房をして其の門生たらしめたが、全くこれを氏房の父にも祕し、晝は時習館に、夜は父の寢に就くを待ちて小楠堂に通學せしめ、勢代子も又木綿機を織り又は糸を績ぎてこれを待ち、歸れば乃ち孤燈の下に導き其の齎す所の說話を聞きて夜の更くるを知らなかつた。（嘉悦氏房先生傳）

安場保和十五歳の時、父は小楠の門人津田・神足等と交を結ばしめた。當時熊本に於ては藩學の風と小楠の學意と相容れず互に相爭ひ、藩論多くは橫井派を斥け甚だしきは其の門に在る者と交を絕つに至ると云ふ有樣であつたので、親戚の者共は大にこれを憂へ父に保和の前途に不利なるを說きたれば父も亦漸く之に惑はんとしたが、母久子は當時の形勢を觀察し表裏これを庇護し遂に過ちなきを得しめた。久子は夫の歿後小楠に對し藩中の謗議愈々盛なるに拘はらず毅然として小楠を信ずること益々篤く、保和をして日夜小楠に親炙せしめた。（安場保和先生傳）

小楠の門弟は、經傳につきて教を受けんとするにあるは云ふまでもないが、其の傍、西洋砲術や兵制や西洋醫學を學ばんとする者もあつた。例へば內藤泰吉・中山至謙・野中宗育等は塾內に起居してゐながら、內藤・野中は寺倉秋堤・中山は奥山靜叔の門に通つて醫學を學んだ。又左の書狀は竹崎律次郎が矢島源助に送つたものだが、これによつても西洋醫學を學ばんとして家計不如意の者は往々小楠堂に入れて其の目的を達せしめる樣に便宜を與へつゝあつたことが分るし、又小楠が斯かる境遇の者に對して同情の厚かつたことも察せられる。

西洋の砲術・兵制及び醫學をも學ばしむ

別紙得ニ貴慮ニ申候。高橋從弟池田柏園と申者駒井菊文弟子にて近年私方隣村宮山に入醫仕居候處、其弟失名最早二十一歲に相成、當時迄は高橋緣家漢法家之弟子に相成居申候處、此節高橋取斗にて師家を引取蘭法に變業仕候筈之處、當時迄讀書出來不レ申、いまだ獨讀も出來兼申候樣子にて、せめて兩三年にても打懸り學問仕度との其身之存念に御座候處、貧生にて其儀行れ兼申候。然處寺倉方より當時手足り不レ申候間當分にても雇申度私より取斗呉候樣賴申候へ共、丸(マル)の食客にて遣申候へば存分讀書出來兼申候事に付小楠堂に入塾いたし、早朝暫讀書いたし早朝飯頃より寺倉方へ罷越調合之加勢をいたし、朝・晝貳度の賄を請け、晝後は塾の樣に引取候樣に及ニ相談ニ申筈に御座候。左候へば自勘(辨の意)之賄は晚壹度にて相濟、其分兄より遣候筈に御座候。依レ之入塾且句讀も暫は手入ものと相見申候間何程に可レ有レ之哉、諸君へ被ニ仰談ニ被レ下候樣奉レ賴候。餘程氣力は有レ之候樣に相見申候間相應之者には相成可レ申と見込居申候。種痘は手馴居申候に付都合次第後々は臺北種痘之方にも差加へ申度、此儀も御含被レ置被レ下候樣奉レ賴候。以上。

小楠を慕ひて其の門に入つた者には後年各其の志す所に從ひ名を成した者が頗る多い。

他藩の門生

其等の門生は既記の如く肥後藩からばかりでなく、他藩からのものもあつたが他藩では柳河藩が

取分けて多かつた。それは昔肥後の城主加藤清正と柳河藩祖立花宗茂との間に深い關係が結ばれてから後、細川氏の時代になつても兩藩は依然として親密であつたので、自然に小楠の名聲の高まるに從ひ風を望んで門下に集つたものと見える。『曾我祐準自叙傳』にも、「小楠の學派は肥後では實學と呼ばれ、柳河では肥後學と稱せられ、門閥家を始め藩中有志輩の十中八九は此の說に歸依してゐた」と記してあり、著者も亦曾我から直接に、「當時柳河には因循派・勤王派・肥後學派なる三派があつたが、其の內有力なのは肥後學派で、此の派には能く世界の大勢を見渡し、時務に明るい人が多かつた」と聽かされた。

柳河藩の肥後學

當時小楠堂を訪ふ者には上記の如く他藩の人は少くなかつたけれども、九州以外には及ばなかつたやうだが、嘉永二年には福井藩士三寺三作が來塾した。其の經緯は同人自筆の履歷書（三作次男長野幹所藏）によると三寺は嘗て感ずる所あつて藩主春嶽に政教刷新に關する五ケ條の建白をなしたが、春嶽は其の中の一條に天下の大儒を聘し學校を興し教育を盛にすべきことが述べてあつたのを嘉納し、三寺が豫て遊學の希望ありしを幸に、彼に約二年を限り隨意四方を周遊して然るべき儒者を求むべきを命じた。其の時の沙汰書は左の通り。

越藩士三寺來塾

剛右衛門弟　三寺三作

此度思召を以朱學純粹之儒者御求被遊度折柄、其方儀兼て致遊學度內存も有之趣相聞候に

嘉永二年己酉五月廿一日

付、自分修業旁上方筋と罷越厚相尋、心當之者有レ之候半々其段申達候樣被二仰付一候。依レ之爲二御合力一金拾五兩被二下置一候。

三寺歸國

三寺は同年八月先づ京攝の間に至り、其處に滯在間程朱の學を以て帷を下すものあれば必ず往きてこれを見たが、此の際梅田雲濱と親交を結ぶことゝなつた。梅田は曾て鎭西に遊んだので、彼より中國及び九州の儒家の大略と熊本藩家老長岡監物の學識聲名並び高きことゝを聞かされた。三寺は意を決して西遊することゝなり、梅田は三寺に送別の序と長岡の臣笠隼太への添書を書き與へた。三寺は八月十五日京都を發し伏見より大阪に至り陸路西下したが、山陽道・北九州の諸藩城下で滯留視察し、各藩の儒者を尋訪して意見の交換を試み、十月十二日熊本に着した。梅田からの紹介狀を以て笠隼太に面會すると、笠は其の學程朱を主とし崎門の蘊を得てゐて、三寺との所見符合する所あつたので大いに喜び、吾が友に横井平四郎なる者があるから紹介しようとて十五日三寺を連れて小楠を訪ひ、其の夜は鼎座晤言遂に鷄鳴に達するを知らなかつた。三寺は小楠と道同じく心合し遂に足を駐めて小楠堂に寓し、『大學』『中庸』『論語』等を講習すること二旬に及んだが長岡には面接せずに歸藩した。小楠塾を辭するに當り小楠は記念の爲に前記の如く李退溪の言と學に本領を立つるを貴ぶ所以の文句とを記したる後に「三寺君來訪せられ、學を講ずること二旬、道同じく心合す。間々此の言を以て之に告ぐれば則ち深く以て然りと爲す。君將に其の國に歸らんとす、各國千里再

會何ぞ期せん。乃ち拙筆を顧みず謹みて此の語を錄し以て贈言に代ふ。嘉永二年十一月横井時存拜」と書き與へた（遺稿篇七二三頁に其の寫眞を揭ぐ）。

三寺の小楠堂入塾の顚末は右に記す通りだが、彼は此の西下に於て京都を發してより京都に歸る迄自ら日記をものしてゐる。それも長野幹が藏してゐるが、それには三寺の行動・肥後旅宿の狀況・小楠堂塾生の經費などにつきて興味ある記述があるから、多少重複の嫌はあるが、十月五日長崎に着して同八日迄滯在の後、熊本に向ふべく島原湊に着したる十日より翌十一月十日熊本出發迄の日記を左に轉載しよう。

十月十日　嶋原湊の船宿七五郎に泊る。

十一日　湊船宿樓上障子無ㇾ之、潮風にて寒さ甚し。風邪氣にて氣分不宜、滯留。

十二日　天氣よし。順風に付晝九時出帆、海上七里肥後の大島え着岸、七時也。夫より熊本迄二里有ㇾ之候得共、夜

三寺三作の日記の一部（長野幹藏）

分五時迄に熊本え到着いたす。熊本通り町紺屋源太郎に泊る。夜風拂ひを用。

十三日　天氣よし。紺屋に滯留、午後長岡監物内笠隼太・同章作方へ梅田の添書を持參、章作同道にて御城見物仕、門外より時習館菁莪齋を見る。

十四日　天氣よし。通町紺屋は他國宿にて無レ之に付、今京町伊勢藤左衛門方に宿替する。午後水（スイ）戸（ド）町増田源七え參候處留守に付木下宇太郎方え參る、酒肴を出し馳走に相成、暮六時相歸る。然る處笠隼太最前より旅宿に此方の歸り候を待居候故、直に二階え招じ酒肴菓子膳部等此方より振舞、段々相話し候處、崎門の學篤信の人にて大坂出立後は初て道義の話出來申候。然る處笠氏私兼て水魚の交りいたし候人有レ之、此方え近日御引合せ可申と約し相歸る。其翌日笠氏此方を相誘ひ御角力町横井左平太弟平四郎と申方え誘引いたし候處、荻角兵衛も出座にて段々道義の話に相成る。

（著者註、此の間少しく空白）

十九日　此日より横井平四郎塾中に寄宿、伊勢屋え禮貳朱遣す。旅人方えの達し色々世話に相成り候故。

〆袖付夜具・袴　壹兩。一ぶとん　壹歩貳朱丁錢三百十一匁、　一綿入り　熊本札但し壹匁は七拾文五拾貳文目五分

廿九日　算用、夜具二ツ・綿入レ壹ツ・膳・椀なぞ買ひ候。後に八兩之内金壹歩貳朱殘る。

横井塾中賄ひ

壹日文　丁錢　七拾文。

壹月の增し　丁錢　百四拾文。

壹年に貳度出銀。

壹度分　貳百四拾五文。

會入用也。

年中雜用打込み　三兩壹歩貳朱斗り也。

十一月七日　不破壽喜次郎・元山才七郎同道にて本妙寺清正公え參拜。

同十日　曇天。熊本出立、晝同社中之面々三軒茶屋迄見送りに來る、德富萬熊・不破壽喜次郎・永峯壽太郎・河瀨典次・元山才七郎・德永郡太。晝九時大津に泊る。

因に、三寺は十一日大津を出發してから内牧・久住・野津原に各一泊し、十四日津森村の一伯（松平忠直）の墓に詣でゝ鶴崎に着し、順風を待ちて十七日朝出帆、瀨戸内海を東上して廿日朝播州赤穗領坂越に上陸、正條を經て姫路・加古川・兵庫に各一泊して廿三日夕刻大阪藩邸着、廿四日淀川を舟にて伏見着、夜四ッ半（十一時）過京都藩邸に到着した。

『小楠遺稿』の「先生小傳」中には三寺の來塾につき「嘉永二年越前福井藩士三寺三作藩主の命を得て眞儒を四方に求め諸國を漫遊す。未だ其人を得ず。偶梁川星巖に逢ひ始めて先生の名を聞く。乃ち遂に熊本に來り、先生に見え歎じて曰く斯人なる哉と留て師事す。居ること半年餘粗其要領を得て歸る」とあつて著者の記述とは相違してゐるが、著者のは前記三寺自筆の履歴書及び日記に據つたものであり、なほ又三寺（明治二十八年死去）の生存中に『遺稿』の右記事は事實相違なりと長野幹に物語つたと云ふことでもある。且つ滯在日數の半年餘ならずして二旬なりしことも右三寺の日記及び小楠の三寺に與へし書にて分る。三寺は京都に數日滯在し翌三年正月五日歸藩したが二月十八日付にて長文の禮狀を小楠に寄せた。それには滯熊間の優遇を深謝し、親しく教を受け得た喜や在塾間の所感や小楠に傾倒せる狀況などが記してあるが、小楠も五月十三日付にてそれに對する返書を認めてゐる。兩書簡倶に遺稿篇（三寺のは一三八頁・小楠のは一三四頁）に載せてあるからこゝには出さないが、三寺の書面には小楠から頼まれた新田義貞戰死の地の石の事が、小楠のには其の石を送るべく依頼した理由が記してある。

## 四　師弟間の情誼

此の章を終ふるに當り特記して置きたいのは小楠と門生との關係である。人の師となつた小楠には全く神秘的魅力が備つてゐたかの如く彼は一度其の風に接し其の教を聽く者をしつかりと引付けずには置かなかつた。小楠門下の殆ど總べては師に對して極端とも云ふべき心醉者と化し、神の如くに彼を崇拜したものだ。小楠も亦門生を見ること子の如くであつたので、彼の門生にして中途で師に背いた者は見受けぬといつてもよい。

師としての魅力

小楠は既記の如く門弟に對しては嚴格ではあつたが、一面極めて隔てなく親しみ深い所があつた。例へば彼はよく弟子とも碁を圍んだが待つた〳〵で手を取合はんばかりに爭ふことがあり、又擊劍もやつたが恰も同輩の如くに互に遠慮會釋無しに猛烈に敲合ふと云ふ鹽梅であつた。又著者は海老名未亡人から「社中の人々の會合の際初は父の講話があつて後は雜談、その又後は酒宴で、夜更くるまで賑やかであつた」と聞かされたこともあつて、當時他に見る師弟の關係とは大分共の趣を異にすると思つた。なほ小楠は人並以上の癇癪持であつたので時には弟子に對して口許りでなく手も出たらしいが、それは詰り門弟を思ふ熱情からで後にはさつぱりして何も殘らなかつたからそれを恨むやうな者は一人も無く、寧ろ師の眞

師弟間の親しみ

劍な指導啓發に心服し尊敬の念を深めるのみであつた。

門生家庭との親しみ

小楠と門生との間を海老名未亡人は、「社中の方々と父との親しみは普通の師弟の間柄でなく、皆一家族のやうでした」と云つてゐるが、上にも述べた如く其の門生の家庭とも亦家族的の親しみがあつて、小楠は或は單獨に、或は塾生を引連れて門生の家を訪問したことも屢々あつた。門生の竹崎律次郎が阿蘇郡の布田にゐた時分、小楠は能く山鳩打ちに其の邊に出掛けて竹崎の家に幾日も逗留することがあつたが、時には塾生を多數引率して來ると律次郎の妻順子は嘻々として薯蕷汁を大摺鉢に三四杯も造つて持成すといふ何はなくとも心からなる歡迎振に小楠も大いに喜んで打解けたものだ。又小楠は大勢の塾生と倶に二十里もある葦北郡の津奈木までも出掛け門弟の伊藤莊左衛門の内に數日泊り込んだこともあつたと見え、同人に宛てた書狀（遺稿篇「書簡」二五二）中に左の一節がある。

先以此間は大勢御世話に罷成、種々御心配被レ下忝候。餘り長到留甚以無心次第何とも御禮難二申述一御座候。（中略）歸後さしより精進に入り、いまだ粟飯・香物も珍敷心地いたし申候。四五日も過候はゞ大方痩可レ申御一笑。

「さしより精進に入り」「大方痩せ可レ申」と言外に伊藤家の厚遇を謝してゐるもさすがに面白く、小楠堂の質素な生活と海邊豪家の馳走振が比較されて師弟間の親しみも亦よく感じられる。

斯くの如く嚴格の中に親しみがあり、親しみの中に秩序ある小楠社中の結束は非常に堅かつた。實學黨の旗色鮮かに、學校派の人々を始めとして諸方面の反對を押切つて己の信ずる道を大手を振つて進む彼等は周圍の迫害が强ければ强い程一致協力して恩師小楠の爲に獻身的に盡くしたので、彼等の間には世にも美はしい情義の溢るゝ事實が數多くあつた。後章に記する如く安政五年小楠が松平春嶽の招聘に應じて越前に赴いた時などは社中一同の限りなき喜と誇であつたが、師に隨從して其の身邊を護る門弟もあれば、留りて師家の老幼擁護の任に當る門弟もあり、又不時の出來事が生ずれば越と肥との間を往來して其の連絡をとる門弟もありて、小楠をして心安く故國を離れ思ふ存分手腕を揮ふことを得しめたのであつた。

門生の心盡くし

小楠が文久二年の冬圖らずも刺客に襲はれたのを逃れて身を全うしたので、肥後藩から士道忘却の非難を受けた時の門弟達の苦痛は言語に絶したが、彼等は代る〴〵師の身邊に集り來りて何呉と心を配り、遂に小楠が家祿を沒收され士席を差放さるゝや精神的に物質的に師の爲に力を盡くし、小楠が此の困窮の中に甥の左平太・大平兄弟だけは國家の爲にも又横井家の爲にも有用の材たらしめねばならぬとて兩人を渡米せしめた時も、それに要する多額の旅費は門弟の才覺になつたが、德富太多助（後の一敬）が其の父太善次を說いて貯藏の古金や山を賣つて提供した金が其の大部分であつたらしい。德富といへば右太多助の女、河田精一未亡人充子（ミツ）（蘇峯の姊）の著者への談には左の如きものがある。

小楠先生と其の弟子との間の情義の厚かつたことは親子も及ばぬ程でありました。先生は水俣（徳富の住所）へ便のある毎に必ず何なりと贈られ、假令盃一つでも屆けられましたし、越前からは其の當時熊本で全然手に入らなかつた棒鱈などを何時も送つて下さいましたが、此の先生に對して父が盡くした事も又非常なもので、何にても一番善い物は先生へ捧げるのを例としてゐたので、小さい子供達まで果實など熟して見事なものがあると、これは横井先生へ差上げるのであらうと言合つた程で、果實にせよ鮮魚にせよ珍しい物・善い物は三太郎越の難路を態々下男に擔はせて先生の許に屆けました。又父が出熊の折は自ら土産物入の革袋を負うて出掛けましたが、先生が祿を召上げられてからは非常に心配して樣々の物を御贈りしたと聞いてゐます。

徳富蘇峯の著者への話にも「父は特に小楠先生の寵愛を受けてゐたが、父の先生に事へたことも亦尋常ではなかつた。よく阿久根から生魚を取寄せてそれを熊本の先生の許に屆けたが、僕に勘左衞門と云ふ韋駄天が居て二十里の途を飛ぶが如くに走つたものだ」といふのがあつた。これも後章に記すが明治元年京都に召されてから多くは病床に在つた小楠を在京門生が師の病氣の進退に連れて一喜一憂只管其の看護に力めたことは眞に涙ぐましいものがある。小楠は病狀次第では辭職して歸鄕するの已むなきに至るべきを宿許へ申し送つた時、徳富太多助は妻久子を態々出熊させて小楠夫人の上洛を勸めさせた位だつたが、彼は心配の餘り或夜の夢に師が刺客に襲はるゝを防がんとて頻りに敵を斬り拂ふと見たので一層不安に思つてゐると、遂にそれは正夢となつて小楠は刺客の兇刄に斃れた。當時の門弟の驚

愕と悲痛とは眞に譬ふるに物も無かつた。

小楠門下の師に對する奉仕振はほゞ上記の如くであるが、小楠も亦右河田充子の談話にあるやうに門下の上に細かに心を配つたものだ。小楠が門生に與へた書狀や門生の事を其の家庭に報じた書簡を見ると門生を愛する至情が遺憾なく盡くされて居り、彼等を懇切に訓誡し指導する溫情はそゞろに人を動かさずには置かぬ。例へば門生伊藤莊左衞門の歸省の件に就きて其の父太多次に書き贈つた書面（遺稿篇「書簡」二五〇）の如き、莊左衞門の健康に對する注意は如何にも徹底して親身の父でも及ばぬものがあり、又歸省中の右莊左衞門が歸塾の出來ざる事情を報じ來りたるに對して同人に寄せた返書（遺稿篇「書簡」二九八）の如き、平素講學の本意を說きて懇切に慰諭教訓してゐる。又長野濬平が弘化四年小楠塾を辭して玉名郡南關に私塾を開きたる際、師小楠に生徒教養方に關して教を乞うたに對しての返書（遺稿篇「書簡」一五）を見るも、町家の者や町家寸志者（町人獻金して身分を獲得した者）などの教養方を詳記し、又長野が書物を澤山に買込まんとしたのに對しては未だ其の期にあらざる所以を懇諭してゐる。又矢嶋源助が何かの事件につきて不平を抱けるを誡めた書面（遺稿篇「書簡一四〇」）には、其の心の持方を說き聞かしたる後に左の如く記してゐる。

貴公は生質此處に偏なり申候間實々氣遣ひ申候。何事も何事も自反被レ致、平坦なる御心得尤以大切にて、嘉悅がどふの、清原がどうのと聊人を敵に取り被レ申候樣無レ之、千々萬々祈申候。平生の學問全く箇樣にて、

俗人と氷炭相替り申候、實に御心得可レ有二御座一存候。

小楠の門生に與へた書簡には右の如く春風に侍するが如き情懷に浸らしめるものゝある一面には、また秋霜烈日的なるものもあるが、何れにしても門生を愛する至情の發露に外ならないで師の有難さを痛感せしめずには措かぬ。

# 第七章　上國遊歷

## 一　發　端

百聞は一見に如かず

通信機關の非常な發展を見た今日でもなほ百聞は一見に如かずの感はあるのに、況して封建時代の日本では隣藩の事すら容易に知り難く、遠國の事などは皆目分らなかつた。だからして凡庸の人物でさへ多少知識慾のあるものはよく旅に出掛けたのだから、苟も治國平天下の道に志ある具眼の士が諸藩を周遊して名ある人物に接したり、地理人情を察したり、制度文物を考へたりして眼界を擴めようとしたのは當然の事で、殊に學問は實學でなければならぬ、活學でなければならぬ、事物の實際につきて心の上にて其の理を究めねばならぬと主張してゐる小楠に於ては猶更である。

諸國遊歷の夙志

彼は既に天保十年江戸遊學を命ぜられて熊府を發するに當り「觀風聊か吳兒の志を抱く」と其の抱負を仄めかした位で、滯府八ケ月にして早くも笻を奥羽の列藩に曳かんと略其の「プラン」も成り、翌十一年二月には既に藩政府の許可も得て出發も同月十五日と豫定し、其の壯

學を郷里の友に報ずる書まで綴つた甲斐もなく、突然西歸を餘儀なくせられて多年の宿望だつた計畫の惜しくも水泡に歸したことは既記の通りだ。彼は其の後と雖も諸國漫遊の念願は寸時も腦裏を離るゝことなかつたであらうが、歸國後數年間は上述の如き生活で、とても實行は思ひも寄らなかつたのである。

小楠の境遇

小楠と親しかつた藤田東湖は常に四方に周遊して天下の山川に嘯き天下の人傑に交らんとの志を抱きながらも、藩の重職に在る身の心に任せぬを卿ち暮してゐたが、當時斯かる境遇にある俊豪は少くなかつたであらう。然るに小楠に於ては不惑の年を踰えてゐながら何等束縛の無いばかりか、家も無ければ妻子も無い自由の境遇で機會に惠まるればいつ何時でも旅行し得られたのであつた。處が弘化も過ぎ嘉永に入つてからは門人の數は多くなり、隨つて德富蘆花が書いてゐる通り「塾の建築、先生の旅行などいふ臨時の出費は、勿論子弟が喜んで負擔したものです」といふ有利な條件も備はつて來るし、飜つて又當時天下の形勢は弘化に入ると倶に外船の渡來は頓に頻繁となつて、其の二年には米船浦賀に、英船長崎に、嘉永元年には米提督ビッドルの率ゐる軍艦二隻浦賀に、翌二年には英船更に同地に、米船又長崎に來るなど其の迎接に暇なき上に英・佛船の琉球を覗ふもの、英・米・露三國船の小笠原島に寄港するものも相踵ぎて邊海漸く多事となり、心ある者の晏如たるを許さぬ時となつた。此等の情勢は久しく抑へられてゐた小楠の漫遊熱に拍車をかけたので、彼は細川侯爵家の文書中に、

上國遊歷に決す

嘉永四年　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　左平太弟　横井平四郎

右は用事に付紀州・尾州・越前國え罷越度、往來日數三百日願、二月十八日御國出立仕候事。

なる記録の殘つてゐる如くに遊歷に出掛けることになつた。

出發前書を東湖に寄す

小楠は此の征途に上らんとする三日前の二月十五日附を以て藤田東湖に書簡（遺稿篇「書簡」一三）を送り、當月十八日より國許を發程して上國を遊歷する。出府して面會したきも遺憾ながらそれが出來ぬ。然るに尾・紀・越前・加賀・因州・藝州・長州等の國々には、打廻るから歸郷したら見聞録を差出さうと認めてゐる。

發足

愈〻其の豫定通り發足したことは、同じ二月の廿二日に柳河の立花壹岐が同地滯在中の小楠に寄せた書面の中に、「去十八日に貴藩御發足にて、同十九日弊藩へ御到着之由云々」とあるのを見ても分るし、なほ小楠が二月二十八日付にて久留米より兄左平太夫婦に宛てた書狀（遺稿篇「書簡」一四）を見ると矢張り十九日に柳河に着し、

隨行者

それより久留米・太宰府と遊歷の行程を進めた事が知られる。隨行者は德富熊太郎（一義）と笠左一右衞門（安靜）との兩人であつたが、途中まで見送つた者は幾人かあつたらしく蘆花の書いたものによると矢島源助は長州まで同行したとの事だ。

小楠は豫定日數を百日餘も殘し約半歳の旅寢を重ねて同年八月廿一日に歸國したが、彼は翌五年正月岩國の藩學教授坂本格及び井上司馬太郎に寄せた書面（遺稿篇「書簡」二三）中に

遊歷地

「此回の遊歷大抵二十一藩に亘り云々」と書いてゐる。今其の遊歷地を點検して見ると柳

河を振出しに久留米・秋月・下關・長府・德山・岩國・廣島・福山・岡山・姫路・兵庫・大阪・岸和田・和歌山・大和・河內・奈良・宇治・京都・大阪・大津・津・山田・桑名・神戶・名古屋・大垣・彥根・府中(今の武生)・鯖江・福井・大聖寺・金澤・福井・敦賀・大阪・中ノ關・三田尻・山口・萩・赤間關・大里・赤間・小倉・福岡・博多・太宰府・久留米・柳河といふ順序であつた。

『遊歷聞見書』

右の內、柳河より紀州迄の見聞要項―如何なる途をどう步いたか、何處に泊つたかなどには涉らぬ視察錄―は隨行の德富に口授筆記せしめて米田是容に贈つた『遊歷聞見書』にて知ることが出來る。其の餘の地につきては小楠の書いた物としては名古屋滯在間に於ける『同姓應對一件の扣』と數通の書翰とが殘つてゐる位で如何にも物足らぬ心地がするが、幸な事には德富が丹念に記した道中日記『東遊日錄』が一冊現に德富蘇峯に秘藏されてゐて、それによると岡山を出發して熊本に歸着するまでの旅程や、小楠を中心とした一行の日々の行動などを略知する事が出來る。然るに此の日記帳は其の表紙に第二番と記してあるのを見ると、此の外に熊本より岡山までの日記帳もあつてそれが第一番ではないか

『東遊日錄』

德富熊太郎の『東遊日錄』
（德富蘇峰藏）

と想像される。若し此の想像通りであれば、上記の『遊歴聞見書』によつて漠然と行程を想察するより以外にもつと細かな興味ある事實特に小楠の行動を知り得たであらうものを今なほそれが見出されぬのは頗る遺憾だ。随つて第二番だけにても非常に貴ぶべき資料で、之が無かつたら岡山を立つてから先は全然捉へ所が無いと云つてもよいのだ。蘇峯は其の帳簿を收めた帙に左の如く書いてゐる。

昭和三稔十月十九日　　蘇峯老人識㆑之

是の帳簿は　吾が叔父德富熊太郎一義君が嘉永四年横井小楠先生上國旅行の隨伴日記也。予幼時熊本大江艸舍に於て閲覽せり。爾來杳として其の所在を失ふこと五十有餘年、頃矢埜氏千歳村蘆花の第宅より數多の家翁舊記類を携へ來る。而して偶點検の際發見せり。其の喜知る可きなり。(原漢文)

此の帳簿を發見したのは、決してひとり蘇峯の喜ばかりではない。

## 二　『遊歴聞見書』から

(熊本より紀州まで)

此の『聞見書』は上記の如く小楠が途中の京都から米田是容に贈つたものである。これには兵庫・大阪・岸和田は省いてあるが、松山は未踏の地でありながら加へてある。内容を見る

に述摂

と觀察精細を極めたもので先づ各地の地勢・地理・河川の記すべきは記し、河川につきては特に洪水の有無とそれに對する防備の如何を調査してゐる。そして各藩の士風・風俗、取分けて奢修・節儉には注意して細記してある。なほ各藩の制度・職制・施設・財政の狀態から知行手取の事にまで及び、郡政に就いては細かく其の實狀を調査して凶荒の手當等を記してゐる。又學校の特記すべきものは之を記し、其の藩の學派・學統等をも述べ、藩主の賢愚・學意や傑出せる人物なども決して見逃して居らぬ。該「聞見書」の本文は、遺稿篇(「詩文」乙、三)に載せてあるから、こゝには贅しないが、小楠が特筆した二三の聞見事項を左に摘記して見よう。

### (イ) 諸藩の士風

士風良好なる藩

遊歷各藩中士風につき大いに賞讚してゐるのは柳河・岩國・福山で、先づ柳河は、豫て聞き居たる如く、樸實無文で士人何れも氣概ありて「此藩の樣なる士風は關西にては至て稀少に相見申候」と云ひ、岩國は、「士風溫良和易、曾て輕薄の風無レ之、必竟は江戸に參勤無レ之より都會の風に流不レ申至て樸實に有レ之候、山陽道筋にて稀なる風俗にて御座候」と記し、福山は、「士風至て樸實にて順良成る風義にて有レ之、中國筋にては珍敷御座候」と述べてゐるが、之に反して不滿足の意を表してゐるのは、廣島・岡山・紀州で、

士風傾廢せる藩

廣島は、「士風傾廢無レ限、文武衰微山陽道第一に御座候」と鐵槌を加へ、岡山は、「當今紀綱の陵夷士風の傾廢は、中國筋廣島に引續候ては、當藩にて

有之候。士人、町人に對し一切威光無之、町人よりは餘程輕蔑いたし候樣に御座候。依て町家の風俗尤以不宜、貪利失禮公領に替り不申候」と非難し、紀州は、「士風隱險なる所有之正大ならず。三藩の貴を挾み聊恭遜の態無之、善を他に求めずして萬事自負の意御座候。要之忠信質實の風に向はずして權變知巧を貴び、所謂齊國の風とも可申候」と些の容赦がない。

### (ロ) 傑出せる人物

傑出せる藩主と世子

藩主或は世子で、此の忌憚なき批判家小楠から感心されたのは誰かと云ふと、第一に岩國の藩主で、

當主當年廿三歲、餘程の明主にて、誠に學を好み甚だ治道に心懸被申候。何れ行先は盛に相成可申候。

と云ひ、第二に廣島藩世子を、

當世子（當年十六歲）殊の外聰明に被爲在、今日の弊政既に御見破りに相成專ら學問の修業有之、金子德之助・加藤太郎藏（兩人共に專ら程朱を奉じ此藩にて人物なり。）御侍讀被仰付、兩人共に江戶へ相詰め申候。聊志有之ものは實に世子を奉賴、何れに不遠氣運復可申と咄し合申由。

と評してゐる。當世子とは淺野慶熾のことで、彼は安政五年に二十三歲にて齊肅の後を襲うてゐるから嘉永四年には小楠の記せる如くまだ世子で十六歲であつた譯だ。第三に松山藩

主については、

當侯は眞田樣御二男樂翁樣御孫子に被レ爲レ當、中々聰明勇決非常の英主にて御座候。

とて其の節儉なる事・文武を嗜み家中其の風に習ふ事・領分打廻り民間の艱苦を見聞する事などを擧げて感心し。第四に岡山の藩主については、

芳烈公の御事は熊本にて承り居候よりは格別の御英君にて、是を要して申候得ば聰明勇決表裏無レ隔規模甚廣大にして、眞に三代以上の御方と奉レ存候。

と激賞してゐる。次に傑出せる藩士としては、「柳河」の項に、立花壹岐を「中々英物にて、餘り氣力過ぎ、却て氣遣しく御座候」と評し、池邊藤左衛門を「柳川藩にては池邊一人隱然と柱石に相成申候」と推賞してゐる。

池邊藤左衛門

傑出せる藩士

立花壹岐・池邊藤左衛門

池邊藤左衛門諱は節松、號は城山、文政二年出生。幼にして穎異、長じて柳河に於て讀書・劍法を學び、後肥後に出で横井小楠に就いて敎を受け學識大いに進んだ。弘化三年同志と時事を論じ學派の弊を憤り國老立花但馬を動かして傳習館の改革を主唱し、擧げられて其の寮頭となつたが、久しからずして職を辭し、爾來帷を下して所謂肥後學を標榜して諸生

を教導したが來り學ぶ者頗る多かつた。

嘉永六年米艦の來航した時、彼は江戸にありて藤田東湖・橋本景岳・西鄉南洲等と交り、又梁川星巖を京都に訪うて與に國事を論じたが、歸藩して小楠から鎖國攘夷の非なるを說かれてからは專ら開國革弊を唱へた。立花壹岐國老となるや池邊の說に賛して彼を重用し中老にまで進めたるも、文久三年壹岐病を以て辭するや世論囂々として新法を非議し約二年間禁錮の厄に遭つた。

明治元年三月徵士として會計官權判事に任ぜられ、四月には判事に進み、從五位に任ぜられた。當時朝廷は百事草創・國事多端の際であつたが、彼は會計主任三岡參與を輔けて太政官札發行を斷行し、英國公使等に折衝してこれが諒解を求むるなど其の苦衷一通りでなかつた。而も輿論の反對甚だしく遂に二年二月三岡と俱に官を退き歸國して以來は鄕黨子弟の敎育に沒頭し、二十七年二月享年七十六歲を以て逝いた。遺著に『城山先生遺稿』十卷がある。



## 「德山」の項にては、藩の弊政を除くことに功ありたる藩士井上彌太郎を特記してゐる。

井上彌太郎（後阿兵衞）字は光弼、號は快雪又は菊坡。德山藩士井上祺兵衞の第二子として文化八年五月德山城下西ノ丁に生れた。幼にして本城紫巖に師事し後鳴鳳館に學び更に肥後藩の辛島鹽井の風を慕ひて其の門に入つた。歸國後又遠く大阪に出でゝ大鹽平八郎の門に遊び同門十哲の隨一として重んぜられ、天保八年平八郎擧兵の企あるや其の不可なるを切諫せしも容れられぬので一旦は已むなく血盟に加つた。而も事に先だつて密かに脫走して伯耆に身を潜むること三年、幕府の探査の緩むを待ちて歸國し、德山の近郊久米村の奧地讓羽に小庵を結びて隱棲すること四年餘にして漸く德山に歸つた。嘉永四年大目付に擧げられ、安政六年代官隱密用役を命ぜられたが裁斷流るゝ如く名聲隆々たるものがあつた。元治元年蛤門の變ありてより長の藩論二派に分かれ、甲は幕府への恭順謝罪を、乙は幕府との交戰を主張して相軋轢した。快雪は前者に屬して家老次席富山源次郎等と結んで活躍し、一時は反對派を彈壓して其の派の所謂德山七士を殺しなどしたが、萩藩に於ける同派の頭目を失ふと俱に高杉一派の蹶起するや、德山藩に於ける快雪等の一味も其の勢力を失墜して慶應元

年六月悉く罷免せられ、同十一月萩領見島に流謫せられた。快雪は明治元年大赦に遇ひ歸國したが爾來口を緘して時務を語らず、門を閉ぢて詩書三昧に入り、漢籍を講ずるの傍、隨鷗吟社を起して詩酒の間に餘生を送り明治十八年八月享年七十五歳を以て逝いた。

左記書面は嘉永六年四月井上が小楠に寄せたものである。これは肥後勤王黨の永鳥三平が同年其の友末松孫太郎・國友半右衛門及び佐分利定之助と倶に相携へて遊歴を企て、先づ往いて柳河を過ぎ小倉に出でそれより中國に入つて長・防・藝・備・播・攝の間を周遊した時、小楠は永鳥を紹介の意味で井上に書面を遣はした其の返書である。

井上彌太郎より小楠への書簡（横井時靖藏）

三月五日の貴翰、過る七日永鳥三平君御出にて拜讀仕候。爾後　研北愈御清健之御起居奉ニ拜賀一候。小生依レ舊碌々罷在申候、御放念可レ被レ下候。陳ば去々春は折角御來遊之處御逗留もなくて甚遺憾不レ啻候。三平君より御近況拜承仕候處、愈御教學御盛之由、竊爲レ國奉レ賀候。福間生も當時は學問處引受に相成精勤仕候。教學院主是又無異に御座候。三平君自餘之三子も御稽古之御主意に相見候得共當時弊藩殊外寥々萬々恥入居申候。末に小生事も客冬監察轉縣令且樞密方兼候樣被ニ申付一候。元來之不才太困り居申候。所レ學一事も難レ行只々素飡之嘲も被レ案候。滔々推移世運挽回之機會幾時、不レ堪ニ感激一候。縷々は永鳥君より御承知可レ被レ下候。其內時下萬々爲レ道御自重專要に奉ニ希上一候也。取亂中甚略、御答斗。草々拜手。

四月九日　　井上彌太郎

横井平四郎樣

侍史下

再白乍ニ末毫一幾重も時下御自重奉ニ切禱一候。紙尾感興二章見レ示、難レ有、愈御著力之處奉ニ感服一候。乍ニ率爾一次和韵奉レ謝候、御粲正奉ニ希上一候。乍レ憚去々春御出之笠左一右衛門君・德富熊太郎君え御序に御一聲奉レ賴候。幾重も取亂中布字斜行御推讀是祈。

「廣島」の項には、同藩三家と稱する中の淺野遠江を當年三十二歲で器量才識餘程あり深く國家の大弊を憂ひ居る人物と稱し、其の家臣たる吉村重助とは面會して意氣投合したらしく左の如く激賞して居る。

吉村重助（秋陽）

吉村重助と申人有レ之、佐藤一齋門人にて最早六十近く餘程得力有レ之、知識も又格別に相見申候。遠江も十分信用いたし日夜會讀の相手に相成、何角主從咄合申由に御座候。此重助學意は例の陽明にて御座候得共十分咄も合ひ面白御座候。山陽道中には第一の人物と見受申候。

小楠は吉村の學派が己の信奉する程朱學で無くて陽明學であつたのには聊か意外だつたらしい口吻もほの見えてゐるが、其の人に實用の學識さへあれば學派の異同に拘泥する小楠では無いから面白く咄し合つたらしく、高く自ら標置して滅多に人に許さぬ小楠が彼に「山陽道中には第一の人物」たる折紙を附けてゐるのは、長州藩の高杉晉作が萬延元年の東國漫

遊日記『試撃行日譜』の序に「予此行素と奇人傑士を探るを以て主となす。其人を誰と爲す。笠間の加藤有隣・信州の作間象山・越前の横井平四郎・安藝の吉村秋陽なり云々」と記して居るのに併せて秋陽は餘程傑出した人物であつたと知られる。

吉村重助、名は晉、秋陽と號した。十八歳京都に出で、伊藤東里に從ひて古學を修め、國に歸つて學問所の助教となつた。文政三年備後三原の明善堂に赴任したが、備中の西山復軒を聘したのが意に合はずして菅茶山の許に往いた。文政七年伊豫の今治藩に聘せられ學を講じたが翌年辭して京都に赴き賴山陽を訪うて文を論じた。山陽は歎稱して留りて學ばしめんとしたが聽かずして東都に遊び諸名儒を歷訪して佐藤一齋に服事した。一齋も深く愛遇を加へて永く都下に居らしめんとしたるも、翌年七月辭謝して歸國した。天保七年長府侯の聘に應じ往いて其の學政を督して居たが、—秋陽日誌によれば一年位—程なく歸藩し、主家（淺野遠江）にても俸若干を加賜し近習班に進めて教授となし屢〻機務に參ぜしめた。安政乙卯二年十一月致仕して書室（一枝樓）を後園に構へ老を養ひつゝありしも、文久癸亥主家三原に封ぜらるゝや同地に移つた—それ迄淺野遠江は廣島に在りて宗家の改革に力を盡し秋陽も亦其の機務に與つた。—尋で元治元年多度津藩の聘に應じ往いて教へなどしたが、慶應二年十一月七十歳で病を以て歿した。著書には『格致賸議』『大學賸議』『王學提綱』『姚江諸說』『讀我書樓文草』『詩草』等がある。

因に秋陽は佐藤一齋に服事してゐた間に肥後藩より江戸に遊學を命ぜられた町野鳳陽・澤村西坡と相知り、爾後親交を續けて澤村の墓碣銘は秋陽の撰になつてゐる。

秋陽の日記

右秋陽の略歷に據ると小楠の秋陽に面會した時は其の年五十五歳、淺野遠江の近習班で教授をして居た際である。而して秋陽は右著書の外に三十餘年間に亘る日記—上梓されずに、吉村家に藏されてゐる—を殘してゐるが、其の嘉永四年三月の部に次の如き記事がある。

吉村秋陽の日記（小楠往訪當時の記事）（吉村家藏）

十二日、雨。上邸に召さる。井上老を過る。午後肥後長岡監物之家臣某々二人來り見ゆ云々。

十三日、霽。書院に進講す。午後肥後の二生を舟中に訪ひ、其の師横井平四郎と話す。横井氏は熊本藩士、程朱學脈を確守し、頗る力を用ふる者。昨日は病を以て來らず、此日已に癒ゆ。云々。

十四日、雨。侍講す。午後横井時存字子操及び笠安靜・徳富一義來話す。人定の鐘に到りて別を告ぐ。晩餐及び酒を供す。（原漢文）

これに據ると小楠は二回も秋陽と面會し、二回目には晩餐の馳走になつて夜更くるまでも談話してゐる、程朱も陽明も超越して「十分咄も合ひ面白」

かつたからであらう。秋陽日記中の「程朱學を確守し頗る力を用ふる者」は語は短けれども小楠が例の快辯で所信を披瀝した光景を髣髴せしめるに充分である。

なほ十三日の記事に、「肥後二生を舟中に訪ひ」とあるは注目すべきである。小楠が九州を離れて下關・長府・德山・岩國・廣島・福山・岡山と順次旅行するに海陸何れに途を取つたかは全く見當もつかなかつたが、此の記事によれば舟を雇うて上記諸地を歷訪したものらしい。そして又秋陽東上の際は江波（廣島市三角洲の一尖端）より上船したといふ記錄はあるが、秋陽が小楠を訪うに遠く足を運んだやうでもなく、又小楠等が夜更くるまで談話して秋陽宅を辭してゐるなどから想像すると小楠の舟は廣島市中を貫通してゐる水路を可なり上流まで泝つて碇泊したらしい。殊に當時の秋陽の住家は西本川瓦燒地藏前で河岸に近き處に在つたのを見てもさう思はれる。なほ秋陽日記の十二日の部に「肥後長岡監物家臣某々二人來り見ゆ」とあるは笠安靜が長岡家の臣であるから、德富をもさうと思つたのであらう。

因に秋陽の主家淺野遠江邸には朝陽館なる學舍（三原に移りては明善館と合併）があつて秋陽は其の教授だつた。彼の日記を見ると「侍講」「進講書院」「館講」「入館」などと遣分けてある。蓋し侍講には側室或は格堂公（遠江の子息か）と但書してあるのもある。さうすると「侍講」は斯かる人達への、「進講」は遠江への、「館講」は朝陽館にての講義、「入館」は役間にて機務に參ぜしことであるらしい。

秋陽日記は三十卷（第二卷缺）ありて別に書名とてはなく、第三卷に「讀我書樓長曆」と題してゐるのみで、他は皆表紙に單に「何年日曆」―小楠往訪の記事のある卷には「嘉永四年辛亥日曆」―と記してゐる。そして第一卷の表紙には三

十三歳江戸遊學に起す文政己丑九月、最後の卷のには慶元治二年乙丑二月廿九日とある。各卷は其の大小必ずしも一定せず、又一年一卷ともなつてゐないが小楠訪問の記事のある第二十卷の大きさは曲尺で縱七寸二分、横五寸三分。

津田重次郎

次に「岡山」の項には、津田重次郎が心力を盡くして水利事業に努力した結果同地には洪水絕無なるを述べ「津田人物、不學文盲成る人にて力量才幹は熊澤に引續候由、別て水利に長じ事業樣々有之、今日に至り候ても籍々と唱有之人物に御座候」と嘆賞してゐる。

## (八) 學校と郡政

岩國・岡山・姫路の學校

學校は岩國・岡山及び姫路のを擧げ、岩國の學校につきては、「一昨年始めて學校建立に相成、玉乃小太郎・二宮元輔の兩人主として世話いたし出來仕候。寮生も有之中々盛なる事に御座候」と記して居る。本校の聖像には小楠も自ら頭が下つたと見え共の寫をねだつたらしいことは、彼が此の遊歷から歸國後、坂本・井上兩敎授に寄せた書翰中の一節を見ても分る。(遺稿篇一六五頁)岡山の學校―池田光政の建てたもの―につきては、全體の規模廣大だが作事は至つて麁略で美麗なる事なく、たゞ聖堂・講堂のみ結構だと云ひ、閑谷學校につきては、光政の建てた時分は作事麁略だつたが、其の子伊豫守の代に無類に美麗な作事となり、江戸聖堂の外には天下に此くの如き壯麗の學校はあるまい。然るに講堂の側に在る君侯の休息所は光政の代其のまゝの殊の外麁略なる普請で、「美麗無限學校に、御居間は右の通に有之候は、誠に感入申

候」と評し、姫路の學校につきては、「林門・崎門二派ありて、崎門の學は其の弊甚固陋に陷り、林門派は專ら其の弊を矯め詩文多識を務め、各一偏に相成り、必竟識力有る人無之よりの事と相見申候」と記し、なほ松平孫三郎が文武を委任されて專ら學校を引立て寮生百餘人に及べることなども認めてゐる。



郡政につきては、斷然紀州のそれの卓絶せるを絶讃し、賴宣已來の施政宜しく特に治貞別けて百姓を憐愍せるより養老・救恤等の政行はれ社倉も備はり、勸農に力を盡くし九州・中國・五畿內にては、紀州程に耕作に委しき處は無く、農具の制など至れり盡くせりで、そのため紀州領に限り麥桒格別に見事だと書いて居る。

『遊歷聞見書』に於ける小楠の觀察は徵に入り細を穿ちて漏らす所がない。なほ學事方面に於ては自己の博大な識見を土臺として高所大所から批判し恰も快刀亂痲を斷つの槪がある。其の活眼に映じた列藩の學事狀況を揭ぐれば興味津々たるものがあると倶に此の時代に懷抱せる小楠の學意をも想察し得らるゝが遺稿篇に讓りて今は割愛する。

## 三　『東遊日錄』から
### （岡山より熊本まで）

上記『遊歴聞見書』では小楠の行動の細かなことは何も分らぬが、此の日錄では處々に於てそれを目の當りに見るやうな感がする。小楠は到る處で名所舊蹟、取分けて忠臣義士に由緣ある地を訪ひ其等の人達の神社には詣で墳墓をば憑弔したのみならず、其處から竹木や石塊を携へ歸つて、精神發憤の資と爲した。又訪問した藩では或は名ある儒者や國學者、さては海防家や爲政家などゝ意見の交換を爲すと倶に書物の交換につきて相談し、或は百工・技藝・農商の人達とも咄し合つた。なほ小楠は笠や德富を相手に或は旅宿の燈下で經書を講じたり、或は途上歩きながら講習したりして如何なる場合にも修學について怠らなかつた其の熱心さには驚嘆させられる。

此の『日錄』には上記の如き事實は固より芳野山如意輪寺に菊池武光肖像の奉納や、名古屋横井宗家の訪問や、越前藩及びその他に於ける小楠歡迎振など〳〵事細かに記されてゐるので、多少煩瑣の嫌はあるが左にそれを掲げる事にした。但し其の全文を其のまゝ採錄しては餘り長きに過ぐる上に小楠傳記としては必要ならざる節もあるので、主として小楠に關係ある部分をなるべく其の要領を失はないやうに注意しつゝ抄記した。又『日錄』には「候文」で書いてあるのを出來るだけ筆者の用ひた文句を捨てずに普通文に書直して見た。處が此の『日錄』は固よりあわたゞしき旅日記で筆者の心覺に過ぎないのだから、他人が見て分らぬ所のあるのは無理もないが、最も困るのは筆者が、「先生は何々」とか「先生御供」と

か「先生とは別に」とかはつきり書いてゐる所はよいが、單に「何某を訪うた」とか「何處へいつた」とかと記してあるのは小楠のみの事か、小楠及び筆者の事か、將又筆者のみの事か其の判斷に苦しむ所の少くないことである。斯かる場合は前後の關係からして小楠と全く無關係と思はれたのは削除したが、その他は悉く採錄した。

なほ此の『日錄』中の人名には、例へば會澤を相澤、悌藏を禎藏、準介を順助、了三を良藏と云つた風に當字と思はるゝのが頗る多い。これは此の日錄に限つたことではなく當時の有名な人々の書いたものゝ中にもよく見受ける、蓋し其の時分は現今の如くに手輕く名刺を交換するやうな事がなかつたから耳で聞いたまゝを勝手に認めたのであらう。然し人名と地名とは總べて原文の儘に記し、又地名の假名にて記せるものも其の通りにして置いた。猶又小楠が各地にて面接せる人物の中で餘りにも有名で世間に知れ渡つてゐるのは贅しないが、其の他で座右の文獻により、又は其の土地々々の知人に問合はせて知り得たものは簡單に其の略歷を附記した。

（イ）岡山—大阪

四月朔日、晴。早朝閑谷の學房出立。山越して三石に出づ、此處は備・播の境。名に負ふ切所を越えて有年に、それより片島驛に至る。今宵は姫路までと思ひしも、某國藩主止宿との事なれば差控へ、まだ八ツ（午後二時）時な

備・播國境を越ゆ

れど、半里許の正條の驛なる丸屋理左衛門に投宿。

姫路に至る

四月二日、晴。朝正條を立ち、鵤の驛を過ぎ、一橋領にて姫路領との境なる山田手野を經て姫路城下に至り、泉屋九市に宿泊。八ツ頃(午後二時)より多田準平を訪ひたるに不在なれば、下田重次郎を尋ね七ツ頃(午後四時)まで咄して歸宿。

外池長四郎

四月三日、晴。飯後多田を訪問。歸途革細工見物。外池長四郎來宿して數刻談話す。長四郎は山陽中にては頭角を顯はしたる者にて、嘗ては江戸に遊學し、古賀門人なりと。暮前多田來宿せしが、近頃は學校隆盛殊の外の繁勤にて、今宵も出勤せねばならぬとて暫く咄して引取る。

四月四日、曇。飯後同宿の土佐藩士柴田敬吉と咄す、土佐の國情や產物の事などを聞く。暮過ぎより先生御咄有りたり。明日出發と決し、宿の算用を濟ませば、主人先生に揮毫を乞ふ。卽ち左の如く認め遣はさる。

王公・市井其分雖レ殊、均是人也。所レ貴二乎人一是此心。合二天理一人間大福貴。

嘉永四年四月書以與二逆旅主人一。 東肥橫井存書

明石領大久保に

四月五日、朝曇、晝晴。姫路出立。曾根天神の松・石寶殿・高砂の松・尾の上の鏡・相生の松・都戀しき片枝の松・濱の宮・別府の住吉・手枕の松などを見て明石領なる大久保の船津屋與一左衛門に宿る。今日の道筋は山陽第一の廣濶の地にて田畑も肥え麥菜種子殊の外宜敷見ゆ。

四月六日、晴。早朝出發。明石・大倉谷を過ぎ人丸の祉に詣で、鹽屋村・舞子濱の風景を賞す。此行第一の奇觀なり。磯の眞砂や松の根を踏みて橋見に至り、千壺なる一山壺にて築きし陵を見て一ノ谷の敦盛塚を

訪ひ、須磨寺にも詣でゝ兵庫の旅籠町丸屋に宿をとり置き、更に一瓢を携へ和田の岬に行く。風景よき白砂青松の間に彼處此處と坐して盃をとりかはし元弘の昔語などなし、日暮宿に入る。

楠公廟に詣づ

四月七日、雨。早朝兵庫を出で立ち楠公の廟を拜し生田森に詣づ。風雨烈しければ摩耶山・布引の瀧は割愛し、求塚・小山田戰死の跡を弔ひて西の宮に急ぎ、此所にて薩摩の少將休憩中とて騷敷き中に人足をとり、中食をすませて尼ケ崎・梅田を過ぎて七ツ(午後四時)過ぎ大坂中島松屋に着く。今日の苦しさは是迄の旅中第一なり。

大阪城下見物

四月八日、晴。早朝安原を訪ふ。飯後坂本仁左衛門來訪。晝頃より四人同道にて難波・天神・天滿の三橋を見、大坂城京橋口より入り大手口に暫く休み、當城代土屋釆女の藩中大久保要を先生御尋あり明日面談の約束をされ、玉造口稻荷へ參詣。それより眞田丸へ參り、天王寺に詣で大伽藍に登りて四方を眺め、一心寺に至り夏の陣寄手戰死の塚を弔ひ、茶臼山の陣場を瞥見し、安居の天神・新淸水・生玉・高津の宮・堂とん堀・兩本願寺・五靈社・座麻宮なんど打廻り、薄暮歸宿。

## (ロ)　大久保要と會見

四月九日、晴。飯後安原に行きて暇乞す。暮前より大久保要を訪ふ。水戸老公・藤田・會澤其の他に關して込入りたる咄あり。大久保爲レ人至て和らかにして明敏なり、甚だ重厚に見え篤志人を動かす。九ツ(夜十二時)比中島に歸る。

大久保は土浦藩士、藩主土屋釆女正に重用せられて學館頭となるや文武の學校を開いて大いに人材を養成し盛に士氣

を振興したが、一方また藤田東湖等と往來して尊攘を論じ、高橋多一郎等を助けて水戸齊昭の解愼運動にも努力した。嘉永三年藩主大坂城代となるや彼亦其の公用人として腕を揮ひ、天保山砲臺の築造や攝海の警備にも盡瘁した。彼は勤王の念厚く安政の末條約勅許並に將軍繼嗣の問題紛起するや四方の志士と氣脉を通じ朝權の伸張と幕府の匡救とを圖つたが戊午の大獄起るに及び遂に禁錮され、安政六年十二月六十二歳を以て幽囚中に歿し、明治二十四年從四位を贈られた。

小楠は京都から五月六日付にて米田是容に贈つた書面（遺稿篇「書簡」一五）中に、此の大久保との會見につきて詳報してゐるが、それにも大久保の人物を推賞し、熊本から京都迄の遊歴間に接したる五名の傑出せる人物（本書面中にあり）中の一人に數へてゐる。大久保は小楠に水戸の會澤の書幅を與へたが、其の書後に小楠は「辛亥の夏、余大坂に遊び、大久保要を訪ひ、二夕快談す。別れに臨み、贈るに此の書を以てす」と記してゐる。（遺稿篇「詩文」甲、二二）大久保が小楠に此の書幅を贈つたのは彼の好意によるは勿論だが、會澤の書は千早城に於ける楠公を詠じた七律だから事によつたら小楠が特に所望したものではあるまいか。なほ右小楠自記に「二夕快談す」とあるが、德富の『日錄』には四月九日の會見しかない。然し小楠は五月二日に德富等を伴はずに、京都から再び大阪に抵り、同月五日まで滯在してゐるから此の間に再訪したのであらう。

『小楠遺稿』の「先生小傳」中に「歸途大阪に至り城代土屋釆女正が用人大久保要に因て幕府に上書し時事を云ふ」とある。如何なる事を上書したのか何等徴すべきものは無いが、これを見ても小楠と大久保との會見は一度だけではないらしい。但し『小楠遺稿』の「歸途大阪に至り」はどうであらうか。彼は遊歴の歸途七月廿七日に大阪に立寄つてはゐるが、

其の日の記錄では大久保を訪ひて快談する餘暇はなかつたやうだし、又德富も其の事を書いて居らぬから再度の面會は恐らくは右五月に於ける滯阪中のことゝ思はれる。

## (八)　大阪―和歌山

住吉より貝塚に

四月十日、晴。飯後大坂を立ちて住吉へ參詣す。宮は莊嚴なるも境內は俗惡を極む。高燈籠を見に行き、堺にて籃屋權左衞門へ立寄る。それより妙國寺の蘇鐵を見る、美事なり。大和川を渡り大津・岸和田の城下を過ぎ貝塚に宿る。當所は天領なるが殊の外の猥雜。

和歌山着

四月十一日、雨。貝塚を出立し蟻通の宮に詣づ、古色蒼然として甚だ佳。貫之冠の池を見、新立・山中などの驛を過ぐ、この邊土地肥沃なり。尾の山を越え山口の驛にて休憩す。それより紀の川を渡り西に行くこと一里にて和歌山に着き、本町二丁目藤屋源兵衞に宿る。本日は途中にて治亂の要の講習あり、晩は『大學』「新民之傳」會讀あり。

和歌浦見物

四月十二日、晴。飯後和歌浦見物。出島より片男波・葦邊を過ぎ妹背山に詣で、此處にて岩永大藏に逢ふ。玉津島明神に詣で奠供山に登る、眺望佳。歸途紀三井山に攀づ、展望特に妙。七ツ比(午後四時)より河合猶藏宅に咄す。

四月十三日、晴。飯後山本淺之助を訪ふ差支あり、晝比再訪、談熟して七ツ過に至る、田中長之助も列席す。

四月十四日、晴。晝過より曇る。晝後河合と山本とを訪ふ。晩は「止善之傳」會讀あり。

和歌山には丸二日滯在して藩の士風・學意・官職・制度・仕置筋・郡政・知行手取などにつきて可なり詳しく調査し、郡政につきては前記の如く激賞してゐる。

峠への途中老農に聞く

四月十五日、曇、時々小雨。早朝和歌山出立。城下より三里の岩手にて紀の川を渡り、川に沿うて上る。粉川・名手を過ぎ、峠の河内屋尉衛門に投宿。右途中にては、名手郡西芝村の周三郎なる農夫と同道して、唐芋園方・同植方・水田の水の替へ方・稻の干方・木わたの手入・大根作方・堤を平地に掘る法・蜜柑園方を聞く。

## (二) 吉野

四月十六日、雨。早朝峠の宿出立。橋本の驛より紀伊と大和の境なる「まつち」・五條・「うの」・「ひがゐ」・「本つちだ」・「こしべ」などを過ぎ六田にて渡船。これまでは芳野川に沿ひて來り、これよりは山に登る。一藏王堂あり、村上義光の塚を過ぎ、やがて一目千本に到る、左右の山櫻木多し。唐金の鳥井ある途の右手なるさこ屋平左衛門に宿を定め置き、吉水院に詣づ。太閤花見の時の遺物たる屛風・義經居間の跡・皇居の址などあり。それより如意輪寺に向ひ、寺の上なる御陵を拜す。玉垣などいと新しく陵には松・杉・樫の類多し、實に寂寥を極めそゞろに哀を催す。恐れながら一杯の酒を灑ぎ、退て一杯を呑み奉弔。石など戴きて引返す。路に如意輪寺に立寄れば寺僧いとまめ〳〵しき者にて、種々取出せる寶物の中には勅作の御像をはじめ武重の筆とて天皇の御像ありて拜觀す。正行の鏃もて彫りし和歌の拓本を貰ひ受け、此方よりは正成及び

後醍醐帝の御陵を拜し如意輪寺に詣づ

菊池正觀公の像や先生の詩を奉納する約束をなして薄暮宿に歸る。

御陵は云ふ迄もなく後醍醐帝の延元陵だが小楠の禮拜は恐らく儒教の禮に依つたものと思はれる。小楠が其の門人を左右に從へ、恭しく進んで一杯の酒を陵上に灑ぎ、退きては又一杯を呑んで弔し奉つた敬虔な樣子は眼前に髣髴する。小楠は三寺三作に新田義貞の戰死した地の石を拾つて送り呉れるやう依賴したことを前に記したが、此處からも亦石を懷にして歸つた。

(ホ)　菊池武光畫像奉納

この如意輪寺の僧との約は嘉永六年四月に果されて、小楠は該寺に菊池武光の畫像を奉納したが、それには彼の親友たる荻昌國のものした添書がある。長文なれども啻に內容の極めて有益なるばかりでなく小楠の之を奉納したる趣旨をも知り得るから左にこれを掲げることにした。

荻昌國の畫像添書

菊池武光朝臣肖像添書

此一幅は、菊池武光朝臣の肖像にて、本畫は我菊池の郡隈府古墟の麓なる正觀寺の什物にてぞありける。正觀は武光朝臣の僧諡にて、當寺は卽ち朝臣の菩提所にて侍るなり。此畫何人の筆なるにやさだかならねども、勇敢嚴毅侃々としてよく朝臣の精神を模寫し、勝國の物には疑なきよし好

古の徒ども申して國人の敬仰する處にてありける。菊池氏の事、由緒の寺等の日輪・興福など申して于今數ケ寺存し、文書等も少しは傳へぬれど、代々の墳墓もしれざる程のことなれば志ある人のしるべどなりぬべき品もなく、過しむかし水戸の義公より佐々助三郎・大島雲平など、文の道しれる人々をこして探し玉ひしかどもさして得玉ひし物もなく、阿蘇の大宮司の元よりは少しは選史のたよりとなりぬべき品も得玉ひしよしにて、禮謝の文ども于今傳へて家のかざりとなりぬ。それもまた捧げ殘りし品もありしにや、懷良親王の薩摩御陣のひとくだり抔は世にも聞えずして後人の深き恨にぞありける。惣じて筑紫にて其代のたしかなる文とて傳へぬるは我阿蘇の家と筑後の山内なる五條の家のみにて侍りぬ。されどいかゞしたりけん五條家の文書は常藩へも聞へずして于今西の部に埋れ、親王の御事も菊池の事も世

小楠の如意輪寺に奉納せる菊池武光の畫像
（畫面の大さは曲尺にて縦三尺七寸・横一尺一寸）
（如意輪寺藏）

に傳はらざるの多きは誠に深き恨ならずや。

抑菊池の家と申は天兒屋根の御苗裔大織冠には十二代中關白道隆四代の孫太夫將監則隆　後三條院御宇延久年中始て菊池の郡に下向してより以來武光朝臣に至るまで凡十五代一度も凶徒に與せず、代々　朝家に奉仕する名家なりき。されば元弘三年　後醍醐天皇船上臨幸の度は親父武時朝臣忝も勅詔を奉じて鎭西探題北條英時の陣を討破りて博多の館に攻入り一族以下殘る所なく討死し其義烈一世に冠絶せり。建武二年足利尊氏叛反の度は家兄武重朝臣一族引具し新田義貞朝臣の先手して關東に攻下り、函根山の戰に先登し其勇敢三軍の目を驚せり。同年尊氏兄弟西國下向の度は次兄武敏朝臣在國の一族を催し、先敵の大將少貳貞經を討果して直に多々良濱に押寄せ尊氏兄弟の陣を討破り、其鋭氣敵軍の志を奪へり。武光朝臣數代精忠の家を繼、延元二年懷良親王を迎奉りて隣國の敵を討從へ、卽ち正平十四年　親王を奉じて少貳賴尙と筑後川に戰ひ、八千の兵を以て六萬の大軍を討破り二十餘年鎭西靜謐の大功を致し、數代の中にして武略尤拔群なりき。されば此時勤王の諸將身を忘て國に唱へ其功烈とりどりなりといへども、每度孤軍を以て敵の大軍を討破り菊池ほど健き弓執はまた世に類もなかりけり。これは此家に鳥雲の陣と申す陣法を傳てよく敷れしゆへとぞ承る。此法永く國人へ傳りて代々の功となりぬるぞゆゝしき。かゝる名家の跡形もなく絶はてゝ代々の墳墓さへしれざる程に成行ぬるは恨ても尙殘ある事ならずや。

こゝに嘉永四年の卯月余が友横井平四郎なるもの、其門人德富熊太郎と上義して芳野山に登り後醍醐天皇の陵を拜し、卽ち如意輪寺に入りて法主を訪ひ、物語の序此畫像の事におよび、歸鄕の上

謄寫して納め奉りなん事を約せしかば、法主殊に悦びて、醍皇の神影を拜せしめ、楠公父子三代の像を出し示して、正行朝臣の鏃もて門扉に記されし詠歌の搨本をも贈り與へられしは誠に存じがけなきことにてぞありける。横井よつてまた市中の舊家の山中の事を執はからふ辰巳某なるものに會して、是を學頭坊の帳に記して卽ち芳野一山の什物とし永く執失はざらんやうに談じおきぬとて、余に計りて德富と此一幅を表裝し是を奉納することとしかり。

さても此度横井の武光朝臣の肖像を納め奉りぬるは卽ち彼配享の意にて、楠公父子の事は流石に畿內にて既にしか〳〵なれど、其餘の諸將は何方よりも何の音信も聞へざれば、東西勤王の國々にて新田・脇屋の諸將を初め土居・得能の人々まで其畫像もしくは文書をも藏したらんものは卽ち諸將の忠志を繼て斯に來り湊ひて是を納め奉れよかしとの微志にて、是が唱をなすものにこそ侍るなれ。されば　醍皇の神靈も嘸かし悅び玉ふべく、また武光朝臣の忠魂も九泉の下にて本意にこそ思ひ玉ふらめと存じ奉る事にこそ。名敎に志ある人々、冀くは余が友の志をしりてかし。今玆嘉永六年余又常藩の名士藤田虎之助・會津憇齋と談じて此畫像及阿蘇・五條の文書等を彼藩の所謂彰考館なるものに贈り遣して永く天下の記錄所に納め之を不朽に計りぬ、是國人の志なり。

嘉永六年癸丑春正月吉辰　肥後熊本騎士　荻角兵衛昌國謹記

同藩　墝野左文太意胤謹書

如意輪寺住職の書面

なほ右肖像の奉納に對して如意輪寺住職より小楠に寄せた書面がある。紙面を費やすほどの價値もないが滿更興味の無いでも無いから下に掲げよう。

一翰奉二啓上一候。時分柄暖和彌相增し候得共貴公樣彌々御機嫌能被レ爲レ遊二御勤一候由恐悅至極に奉レ存候。扨て先年は登山

被レ下何よりのすり物頂戴難レ有奉レ存候。其節御願申上置候菊池武光公御ゑいぞう御送り被レ下難レ有奉レ存候。右御ゑいぞう義は愚僧御願申上置候義は寺の什物寶物と致度候故御願申上候處、此度御使ひの人は地下中間之者へ御渡し則地下の寶物と相成候。一昨年仰には明後年と被レ仰候故、當春以來日々御待居候かひもなく地下へ御納殘念に奉レ存候。乍レ去奉ニ一拜一候。誠に〳〵結構に出來申候。定て御心配と奉レ察候。しかしながら何はともあれ已來御上りの節は宿へ御出なく拙寺へ向け幾日なり共御とうりうの積りにて御入來奉レ待候。遠路故度々書狀も得出し不レ申候故隨分々々御安全に御勤專一愚僧本尊前において奉ニ祈念一候。餘は後便迄如レ斯御座候。恐々謹言。

和州吉野山
如意輪寺
慶譽（花押）

丑
四月十六日朝
熊本御城内
横井平四郎様
御内人々中

まちかねて思ひわつらふかいもなく今咲く花はよそのまかきに

御禮御報色々申上度義候得共、ちからをちて手もふるいかけ不レ申候故御入來之節厚く御禮申上候。

慶譽住職の愚痴たら〳〵な右書翰は德富蘇峰の所藏だが、此の書翰の附箋に蘇峰の父一敬が「此肖像如意輪寺にて明治二十二年丑四月十八日一敬夫妻拜觀す、狄氏撰之添書は地下老分巽氏之中間有レ之事と知らる」と書いて居る所よりすると、恐らくは住職は書簡に於けるやうな泣言を並べて地下中間より肖像を取上げたのであらう。武光の肖像は現今でも掛軸と

して如意輪寺の後醍醐天皇御靈殿の西方側面に、兒島高德（肥後の畫家狩野養長の筆）・新田義貞・楠正成・正行・正儀の畫像軸と並べて揭げてある。武光畫像の筆者は無落款で分らぬが、これも狩野養長ではあるまいかと思はる。尙この武光等の肖像に關しては當時皇子傅育官であつた彌富破摩雄の「供奉日記抄」に左の一節がある。

彌富傅育官の「供奉日記抄」

大正四年七月廿一日　淳宮・高松宮兩殿下、伊勢畝火御參拜の御途次、御見學の御目的にて、吉野の山奧深く分け入らせたまふ云々、藏王堂より吉水院に入らせられて云々、御食後同寺の什物、例の扉の鏃の跡より一々御覽ぜらる、堂壁に肖像畫五幀を掛けたり、仰せに從ひ誰人なるかを問へば、其中に菊池武光あり、吁、菊池氏、菊池氏は肥後人、何となく心引かれて、卿が當時の孤忠苦節を、楠木に關せしめて、御說明申し上げたり、猶予は僧を呼びて彼の像の來歷を質せしに、「肥後人横井小楠の奉納にかゝる」と答へたり、白雲のかゝる山寺、特に菊池武光の肖像を奉納したる小楠先生の心事の那邊に存せしかに思ひ到りぬ、他の一帖に兒島高德の肖像あり、其落款に「東肥狩野養長謹寫」と見ゆ、筆者養長は、卽ち國風會員狩野養行氏の父君なりと覺ゆ、是は予に取りては輕々に看過し難きものなりき、扨殿下は十二時十分御出門、此夜御端近う御椅子を出させられて、嫩草山よりおろす風に御衣の袖をふかせたまふに侍し、何くれと今日の御過程につきて御話申し上ぐ、其中に南朝と肥、菊池氏、其より横井小楠、狩野養長などの話をさへ詳しく申し聞えたるは、强ちに予が鄕黨に惹かれての心のみにあらざりき。

### （へ）千早城址

四月十七日、快晴。早朝奧院に登る。金の鳥居より五十丁にして達するが勝手の明神・坊中・子守の明神・奧の院愛染明王の堂を見る。大塔の宮の城跡は子守明神の邊にあるを後に聞く。宿に歸り行先の樣子を尋ぬ

金剛山に登る

るに多武峯には道不便なりとのことに金剛山に向ふ。山を下り一目千本に至り、復六田を渡り大田を過ぎ「あだ」より山に登る。路は甚だ峻しきも絶頂に達すれば河內・和泉など數個國の山々を眺めて展望いとも廣し。

千破劒城址を訪ふ

二十八丁下れば千破劔の城址に至りそこには楠公の塚有り。千早村檜木屋平四郞に投宿。

四月十八日、晴。早朝案內者を雇ひ再び城跡に登り圖を作る。村に下り山を越へ觀心寺に至れば楠公首塚あり。それより一丁斗り隔りたる處の後村上帝の御陵を拜す。又山を越え北東に向ひ上赤坂・下赤坂の邊なる水分村に至る。上赤坂には城跡あり。赤坂より北東平石峠を越えて竹內町臼屋源四郞に宿泊。

右『日錄』中には無いが、小楠は千早城址からも石や竹を携へ歸つた。そして此の上國遊歷を終へて歸國した年の十二月五日に、柳河の立花壹岐に此の竹で軸を造つた筆と石とを寄贈してゐるが、それに添へた書翰(遺稿篇「書簡」二〇)の一節に此の城址から自ら持歸つたものだが一小石・一筆管にても楠公の忠誠を想見して精神修養となるべきを記してゐる。

## (ト)　奈良―宇治

神武御陵を拜す

四月十九日、晴。竹內町出立。高田や「やぎ」を過ぎ、畝火山の絶頂なる福生院に詣で圖を作る。懿德帝御陵を過ぎり神武御陵を拜す、三輪の社・永久寺・布留の社・在原寺・歌塚に詣で、奈良の釜屋喜八へ宿泊。

春日神社に詣づ

四月二十日、晴。飯後興福寺を訪ふ、昔の大講堂跡・樓門跡の礎殘存す。夫より春日神社に詣づ。道の左

右より一山深密の樹林となり、大鳥居より本社迄を春日野と云ふ。左に入り三笠山に登る。絶頂までは拾八丁との事に登り得ず纔かに一笠に上る。それより手向山東大寺に行きて宿に歸り、中飯を仕舞ひて同所を出立し木津町に至る。奈良より壹里半、此處に伊賀より流れ來り大阪へ出づる木津川有り、砂多し。木津は山城の國なり。此間に井手の玉川有り、三里半にして長池八百屋作兵衞へ宿る。近頃茶摘最中にて近隣仰山なる事共なり。宿にも男三四人にて收納し、女は皆摘に出づ。茶に施肥の法・茶の摘み方・手入の仕法より製法等につきて話を聞く。

木津町にて茶談を聞く

孔子も「下學して上達す」と云つた。小楠も亦格致の効を擧ぐるには賢に親しみ能に近づくのは勿論のこと、「百工・技藝・農商のものとも咄し合ひ云々」と既記「學」の解說中にも述べてゐる通りに此の遊歷中にも機會ある毎にそれを實行してゐるのは面白い。和歌山を立ちて峠に向ふ道中では農夫と道連れになりて唐芋の圍ひ法や蜜柑園について八ヶ條の農談を聞いたが、此處でも亦茶につきて咄し合つてゐる。

宇治

四月廿一日。早朝出立。貳里にして宇治に着き、茶問屋片木屋に立寄り花橘といふ煎茶を呑み一森と云ふ茶を求む、小半斤にて百三十七文。同所を立出でゝ平等院賴政の塚に詣づ。橋の本の菊屋と云ふに暫く休息。宇治川は中々の大河にて水勢殊に甚だしく目を驚かす。町家はさのみ結構にもなし。當處は天領にて、茶奉行とて茶の方にかゝれる五百石取の上林六郎と三百石取の上林隼人との兩士有り土地の支配は御代官預である。

## (チ)　京都

伏見より入洛

同日晝頃宇治を出立して伏見に出で、八ツ比(午後二時)京都東洞院四條上ル井筒屋嘉平といふに着く。同人は肥後藩御用聞なり。軈て梅田源次郎來訪す。暫く咄して後四人同道にて川原町三條下ル二丁目山崎町西側の內田藤造と云ふ醫家に至り、同家の一間を借りて當分滯在することゝなる。

梅田雲濱

梅田源次郎は云ふまでもなく雲濱のこと。彼が小楠の入洛するや直ちに來訪し、此の後も下記の如く殆ど毎日のやうに訪問してゐるのはどう云ふ譯だか德富の『日錄』にては詳かでないが、恐らくは彼は既に左一右衞門の父夕山とは親しい間柄であつたので、それから小楠等の遊歷が報ぜられ世話も賴まれてゐたであらうし、又豫て懇意な三寺三作からも小楠の人物や學識につきて聞知つてゐて、逢はぬ中から餘程親しみを感じてゐたからでもあらう。

四月廿二日、飯後昨夜來の雨歇む。梅田來訪。晝頃より福井藩岡田順助(準介、以下同じ)も來り五ツ比(午後八時)迄咄し、左の如き問答もあり。

梅田との問答

梅田問ふ。眞正の學を爲さんと志す者、或は陽明に陷り、或は功利になり、崎門の弊も此の學を天下に廣めたき念願に相見え、慷慨氣節の士となるは何れに落着すべきや。

先生(小楠)答ふ。人は初志こそ大切なれ。人を治むる上のみに懸るが功利に歸する。故に先づは己が明德を人も箇樣なれかしと存じ立つるより新民に移るが直ちに眞正の學なり。人を治むるに眞實立てば先づ己に引返

し功夫を下すも同じ事なり。故に重々志をためつながめつ見ねばならぬ事なり。

岡田準介

岡田は、越前藩儒吉田悌藏の弟で、同藩稻葉家老の家臣。學識もあり氣概にも富める人だ。彼も亦斯く早く小楠を尋ね來り、この後も幾回となく來り訪ふのは梅田及び三寺の話で小楠を景慕して居り、なほ今回小楠が福井に往くことを聞かされた爲ではあるまいか。

絅齋及び成齋の墓に詣づ

四月廿三日、晴。朝飯後古門前御屋敷白杉專九郎を訪ふ。先生御知音故酒飯抔出され晝比まで咄す。根取栗崎敬藏同席なり。それより祇園八坂の塔に行き梅田を訪ひ、暫く咄して同人同道淸水寺に詣づ。次いで大谷より鳥邊野の淺見翁の、それから歌の中山淸閑寺の西依成齋翁の墓に詣づ。同處にある高倉院の御陵にも參拜す。側に小督の塚あり。寺は至つて小さけれども其の名の如く淸閑にて院の愛させ給へる楓あり。歸途三十三間堂・大佛跡など見物して又梅田に立寄り、夕食の馳走になり、四ツ(午後十時)比宿に歸る。

淺見翁とは云ふまでもなく、山崎闇齋の高弟絅齋のこと。絅齋も成齋も共に朱子學の先儒で、特に絅齋につきては、小楠は一二年前、久留米藩敎授本庄一郎に寄せた書中に、「山崎門にて傑出に見え候人は、淺見絅齋と被レ存候。名譽を求めず貧賤に安じ眞儒を以て自任し、其志の高尙なるは他の儒者の及所にては無レ之幾ど其師にも劣り不レ申様相見え候」と書いてゐるし、(遺稿篇一三一頁)又成齋は肥後藩出身で小楠の私淑してゐる大塚退野の高足だから敬意を表すべく掃苔したものと見える。

御所拜觀

四月廿四日、晴、暖和。飯後井筒屋に行き嘉平同道御所を拜觀す。晩、止善本末之段御會あり。越前勝山

の醫奏勤有同席。

春日潜庵を訪ふ

四月廿五日、晴。先生は八ツ（午後二時）過ぎより烏丸通の春日讃岐守（潜庵）を御訪ひ成され暮に歸らる。晩西洋防禦軍艦及び守成の二條御咄有り。

四月廿六日、雨。晝比岡田順助來訪暫く咄す。晩、致知之傳講習有り。

中沼了三を訪ふ

四月廿七日、朝飯後霽、晝過より强雨。晝比岡田來訪し同道にて中沼良藏（了三）を訪ひ夕方迄咄す。明日御所行の義につき井筒屋來訪す。

中沼了三より小楠への書簡

中沼、號は葵園、京都の儒者、初朱子學を奉じ、後陽明學に歸す。慶應三年には彰仁親王の下に參與となり鳥羽・伏見の變にも同親王の參謀として從軍す。明治二年には侍講、三年には昌平學校一等教授となり北白川宮に伴讀す。後には隱栖して家塾を開き明治廿九年六十九歳にて歿し、大正四年正五位を贈らる。

小楠は此の遊歷より歸國して間もなく中沼に書面を遣はしたと見えて左記中沼の返書が横井（時靖）家に藏されてゐる。

愚墨敬呈仕候。逐レ日寒候相催候處、愈御康强被レ成二御座一奉二敬賀一候。陳ば中秋御認發相成候鴻翰當月朔日京着、卽拜讀仕候。遠方之所能も御書問被二成下一、御芳情深忝奉二感佩一候。陳ば御廻歷中至極御無難にて御機嫌克御歸國相成候趣、珍重奉レ存候。御旅中は終始炎暑中嘸々御困被レ成候義奉二遙察一候。且又御歸國之上御來客抔にて日々御應接等御寸隙不レ被レ爲レ在候趣、嘸々之御義と奉二推察一候。併諸國御廻歷諸藩賢哲御交且又山川風土御目擊被レ成候得ば定御德義之一助にも可二相成一羨敷奉レ存候。野拙義も當七月家父於二國許一致二死

（横井時靖藏）

去ハ、右に付早々致二歸國一候處彼是長滯留相成稍先月歸京仕候次第、且又歸京後も兎角繁用取紛、意外致二背及二延引一候段御寛量可レ被レ下候。扨當夏御上京之節は毎々弊盧えも御賁來被二成下一、御高論共拜聽、千萬忝奉レ存候。併何之風情も不二申上一候處却て御挨拶被二仰下一、赧顏之至御座候。兎角何迚も早々之義にて何等承度義も山々御座候處御德量底蘊伺兼候義此耳甚殘念奉レ存候。猶又御再遊も被レ爲レ在候節は必御立寄重ての御議論承度奉レ禱候。此度は御同伴之御兩賢えは致書不二申上一候間、老契より宜敷御致聲被レ下度伏て奉二願上一候。先は右貴報迄草々如レ此御座候。不宣。

十一月廿一日　　　　中　沼　了　三

横　井　平　四　郎　樣

梧　下

御所内侍所の御殿を拜す

四月廿八日、晴。岡田及び梅田來訪。四ツ比（午前十時）より井筒屋に行き、嘉平父子同道にて白川殿御館に出で麻上下着用して御所内侍所の御殿を拜す。また白川殿に歸り着替抔して下加茂に行き、同所水上の茶屋にて中飯す。それより先生（小楠）は直ちに春日讃州を訪問せられしが、自分は安靜と同道にて二條城脇の越前屋敷に行き岡田を誘引して春日宅に行く。讃州は聰敏明達にして甚だ虚懷の人物なり。薄暮歸途四條の夜店見物。

春日を訪ふ

四月廿九日、晴。先生は梅田に御出。晩、梅田來る。

また春日を

四月卅日、晴。先生早飯後春日を訪はれ、暮に及んで歸らる。晩、梅田來訪。

五月朔日、朝曇、晝晴。井筒屋又之進の案内にて、神泉苑・妙心寺・龍安寺・北野・平野金閣寺・紫野大

徳寺より上加茂に行き、歸途今宮の社に詣で、薄暮歸宿。先生は千手謙齋へ御出。晩、梅田來訪。

千手謙齋、號旭山、山崎派の儒者、日向の人、京都に講說す。安政六年八月、七十一歲にて歿。

## (リ) 再び大阪に　橋本左內と會見

五月二日、雨。先生一人にて早朝大阪へ御出。
五月三日、雨。先生大阪御滯在。
五月四日、時々雨。同上。
五月五日、晴。同上。

小楠は笠・德富を京都に殘して再び大阪に赴き右の如く滯在した。其の間彼は既記の如く大久保要にも面會したと思はれるが、當時緒方洪庵に就きて和蘭學及び西洋醫術を學びつゝあつた橋本左內と二回も會見した。それは左內が五月十日付で大阪から福井に在る岡田準介に寄せた書面の中に、「扨於當地横井氏三日滯留被致、其間二度對話仕候。愈其造詣之深き樣に被思候」とあるによりても確だ。之に據ると小楠入洛後度々訪問交驩してゐた岡田は此の時はもう福井に歸つてゐたのである。小楠と左內と會見するに至つた經緯は能く分らぬが恐らくは岡田が媒介したであらう。小楠が、年僅かに十八歲の息子の樣な左內と二度も會見したのを見ると兩者の間に肝膽相照らすものがあつたと見える。左內は岡田への書面

中に小楠から聞いたらしいが、大久保要及び其の主土屋釆女正の人物評を書いてゐる。なほ小楠は左内に熊本の奥山靜叔を師として學びてはどうかと勸めたと見えて、其の書中に左の如き一節のあるのは頗る面白い。

小楠、左内に熊本遊學を勸む

横井被レ申候は熊本にて奥山靜叔と申候人當節切りに蘭學相唱へ、横井などは蘭醫方を隨分尤もに致候故折角世話致し蘭學生など四五輩も吾塾中に被レ置候て彼奥山氏□□（二字不明、教授カ）致し候由。右奥山と申候は緒方氏門人にて長々塾長致居候由。其故小生にも參り候ては如何と申事に候。乍レ然小生一身にて決候事は相成り難く候故又々他年罷出候事も可レ有レ之哉、當年は迚も御藩へ罷出候事六ヶ敷と存居候由申遣候。

奥山靜叔

奥山靜叔は天保八年緒方洪庵の門に入り在學十年に及んだが、其の間洪庵はその大成すべきを識り拔擢して塾長となすこと前後五年であつた。弘化三年熊本に歸りて侍醫となり、一方には諸生を誘掖し蘭學・蘭方を敎授し、明治三年醫學所創設さるゝや其の敎官となり肥後に於ける蘭方の鼻祖と稱せられた。小楠と同じ年に、同じ京都で刺客の難に遭つた大村益次郎が未だ志を得ずして四方に浪遊して熊本に來た際、奥山は緒方塾で相識るの故を以て厚く之を遇し己が家に寄食せしむること數閱月に及んだと云ふ事實もある。右左内の書面に據ると小楠は左内を奥山に入門せしむべく、今回の遊歷からの歸りに肥後へ同行を勸めたではないかとも思はれる。處が「又々他年罷出候事も可レ有レ之哉、當年は迚も云々」と云つて餘り乘氣でなかつたかに見えた左内が在福井の恩師吉田悌藏に左の書狀を寄せてゐる。

左内より東篁への書簡

橋本左内より吉田東篁への書簡（川喜多久太夫藏）

愈御壯健奉賀候。陳ば西遊、親許候にては無レ之候。因て當時は歸省之義も申不レ遣候。且亦西遊之義不レ許は、親義明後年江戸詰に相成候順番に御座候故、左候得ば小生來年熊藩え罷出直に來年暮に罷越不レ申候はでは不レ叶候故、其よりは今暫見合申度心底有レ之も難レ斗、何分小生え來簡之趣にては半信半疑之樣にも被レ察候。此後小生より毎々申越、先生も御處置被レ下候はゞ幸に西遊に相成も知れ不レ申。且又今度不ニ相叶一候はゞ、未熟の小生に候得ば何分來年春迄精々蘭學研究致居、其より罷歸來年來々年と二年受ニ教函丈一、其より亦々西遊之事父え申出候ては如何。何分御高判奉レ希候。右氣付候儘一筆相認候。頓首。

九月朔日　　　橋本左内

蒙齋先生

函丈

蓋し大阪に在つた左内は嘉永四年の冬父病患の報に接して歸郷し、翌五年は父の病に侍する傍、之に代りて診療にも從事してゐたが、父は其の年十月に歿したので、右書狀の

九月朔日は必ず嘉永四年のそれで、左内が小楠と面會してより四ケ月後の事であらねばならぬ。之に據ると左内は熊本に遊學の意志が頓に動き吉田もそれに同意してゐたが、父が許さなかつたらしい。其の內父病歿したので熊本行は自然沙汰止みとなつたのである。若し左内が熊本に遊學してゐたら後記吉田松陰の來熊に於けるが如く熊本は彼に何等かの印象を與へもし、又彼は熊本に興味ある記事を殘したであらうと思はれる。

### (ヌ) 復京都に

五月六日。先生晝頃大阪より歸らる。

此の日小楠は家庭はじめ處々に數十通の書狀を書いた。その中に米田是容に『遊歷聞見書』を贈るにつき添へたものがある。(遺稿篇「書簡」一五)其の內容は該聞見書に收錄されてゐない事柄ばかりだが、特に大阪・京都兩都に於ける飢餓民の救恤につきて細記してある。流石に小楠は實學者で、而も活學者であるだけあつて斯かる事柄に向つての觀察もなか〳〵綿密だ。此の米田への書狀中には是迄の遊歷間に遭遇した人物につきて、

天下人材は誠に大拂底にて是迄敬服仕候程之人一人にも出合不レ仕、學意は勿論中に不レ及正學にても何學に

ても一向に無二御座一候。責めて指を屈候へば柳川に池邊藤左衛門・德山に井上彌太郎・藝州に吉村重助・京都に春日讚岐守・大阪に大久保要此五人にて御座候。就中讚岐守は餘程才力明敏なる人物にて深相交り咄合仕候。

と記し、又其の「尙々書」に「御示敎の酒は大禁制仕、何方にても聊にても醉ひ申樣には給（タベ）不ㇾ申、三杯に相限斷申候。御安心可ㇾ被ㇾ下候」と特記してゐる。曩に江戸遊學の折は米田の忠告を無視して失敗したので、今回は出發に際し米田から手厳しく誡められたものと見える。

五月七日、時々雨。晝頃より梅田に行く、暮過ぎに歸る。

中沼・春日・梁川を訪ふ

五月八日、晴。晝頃より中沼及び春日を訪ふ。暮過ぎに歸る。井筒屋來りたれば荷物造りの事を頼む。

五月九日、雨。晝後より梁川星巖を訪ふ。夕方より井筒屋に行き饗應を受け深更に歸る。

以上約半ケ月の京都滯在間小楠の交驩した知名の人物は多かつたらうが、德富の『日錄』にあるのは梅田・春日・中沼・千手・梁川の數名に過ぎず、又此等との會見回數も梅田とは殆ど毎日のやうに頻繁だが春日とは四回・中沼とは二回・千手・梁川とは各一回だ。然るに前記中沼より小楠への書面には「毎々弊廬え御賁來被ㇾ成下」とありて數回訪問したらしく、春日・千手・梁川とも右回數よりはもつと〳〵多かつたと想像される。此の人達に對する小楠の藻鑑を窺

小楠の眼に映じた潜庵

つて見ると、春日は京都に於ける公家侍で諸大夫及び志士の間に重きをなし、西郷南洲も深く彼を欽慕した位の人物であるから、小楠も亦彼に對しては亦よほど敬意を拂ひ其の數回の訪

間にいつも長時間談を交へてゐる。德富の『日錄』中に春日を「讃州は聰敏明達にして甚だ虛懷の人物なり」と賞めてあるのは恐らくは小楠の口から出たのであらうことは彼が上記の米田是容に寄せた書面の一節を見ても分る。

**小楠の見た星巖**

小楠の中沼・千手觀はどうであつたか知る由もないが、梁川につきては『小楠遺稿』の「先生小傳」中に「星巖時に帷を京都に下し詩を以て鳴る、自ら詩に隱ると云ふ。懇に先生(小楠)を都下に留めんとす、先生笑て之を辭し袂を拂つて國に歸る」とある如く、星巖は小楠を京都に於て新に起れる學習院に推擧する考で「公家にもなか〳〵話せる者がある。先生留つて一肩拔いては如何」と云つたのを小楠は見る所あつて袂を拂つて故山に歸つた。然し小楠は吉田松陰も「詩名鬧世然特に詩人のみに非ず」と評してゐる如く、星巖を以て決して尋常の詩人視しなかつたことは勿論で、越藩士村田氏壽の『關西巡回記』中に小楠は星巖を「道學中の姦雄」だと評したとある。何によつてゞあるかは分らぬが。

**小楠の梅田觀**

梅田雲濱に就きては、德富蘇峰は「小楠とは互に相得なかつたやうである、小楠の眼中に映じたる梅田は餘り我意が強く謂はゞ山崎學者固有の短所のみ增長せしめてゐたかの如く覺えた樣である」と云つてゐるが、小楠が嘉永六年五月三日に岡田準介に與へた書狀の「尙々書」に、「梅田至困に付御助力被成候由御厚情之御事に奉存候。此人不和替偏固に御座候段迷惑成る人物、扨々笑止に奉存候。水府御開運に就ては尙更氣力を張り可申候。此種の人程

致しにくきは無御座候。御一笑々々」とあり、(遺稿篇一九二頁)又同年七月十三日に吉田悌藏に寄せた書面のそれにも梅田のことを「此人陽に正直をかざり陰に利心をさしはさみ、都會儒者之情態一笑に耐不申、聊附記供一笑」と云つてゐるのを見ると(遺稿篇二〇〇頁)稍輕侮の念を抱いてゐたかの樣に見える。蓋し雲濱については、吉田松陰は彼と嘉永六年十二月京都にて、翌年三月江戸にて交り、安政四年正月には萩の幽室に彼の慰問を受けまでしたが、性格的に相容れざる所があつたのか遂に推服するに至らず、又安政四年三月二十五日付にて在江戸の肥後藩士松田重助から在萩の吉田松陰への書面中にも、「梅田源二郎事一年程も同席同臥仕、粗其人を盡し申候處誠に可恐人物にて御座候間僕は敢て遠け居候。兄にも御勘考可有之儀も御座候はんかと存候間爲御含申上候」とあるなどを見ると小楠の梅田觀は當然らしい。

梅田の小楠觀

又梅田が滯京間の小楠をどう見てゐたかは、此の程京都から福井に歸つた岡田準介よりの來書に對して小楠と別れて間もない嘉永四年六月二十五日付にて與へた返書の中に「(小楠一行近く福井に行くから)熊藩之諸子無程御對面に相成可申候。實に英邁之質、精練之學、一世之高材と不堪仰感候。僕久敷離羣索居近來退歩之心持有之候處、諸子切磋之力により一振躍跬歩を進め申候。併邂逅暫時にて訣別元の索居と相成遺恨無量候」とあるのを見ても心から小楠を畏敬してゐることが分る。春日・中沼・千手・梁川等が又小楠をどう觀察したかも知りたい所だが之を徴すべき何物をも見出し得ぬ。

## (ル) 退京　近江―伊勢

五月十日、雨。飯後梅田・秦勤有來る。兩人同道にて大津に向け京都出立。三竹敬介・清水立昌に別る、井筒屋父子白川橋迄送る。大津に九ツ(正午)過に着。直ちに上原(立齋、朱學の老儒で、雲濱の岳父)を訪へば酒杯出づ。夕方三井寺に行く。晩、咄。

大津滯在

五月十一日、曇、風冷。飯後湖上に舟を浮べ膳所の城下を過ぎ、瀬田より石山寺に行く、風景絶佳。晩五ツ(午後八時)過ぎに歸る。

石部

五月十二日、時々小雨。四ツ半(午前十一時)頃大津出立。梅田・秦・西依に別る。三上山・鏡山・比良・比叡等を眺めつゝ瀬田を過ぎ、草津・梅ノ木村を經て石部に着き、八幡屋吉助に宿る。

梅田と分袂

小楠は別れを惜しみて此處まで送つて來た梅田と遂に袂を分かつた。梅田が前記岡田への書面の「尙々書」に「僕も風邪中勉强熊本客人に應接、出發之節泥路踏破し送り候故か邪氣再發、執筆に懶く亂筆忽略御取捨可ㇾ被ㇾ下候」と記してゐる。德富の『日錄』を見ても五月九日以來は雨勝ちだから「泥路踏破」の狀が思ひ遣らるゝ。小楠一行に對する梅田の心盡くしは並大抵ではなかつたらしい。其の後小楠と梅田とには時勢の移るに從ひ思想的に次第に疎隔を生ずる傾があつたが、分袂後七年の安政五年九月梅田は捕へられて遂に刑せられた。小楠は同年七月頃春嶽の聘に應じて越前に赴く途中京都に立寄り當時滯京中の橋本左內には面會したが、此の頃の彼は開國論を主張してゐた程であつたから梅田には面會しなか

つたらしい。果してさうであれば今回の邂逅は逢ひ始めの逢ひ終りであつた。今回小楠の投宿した石部の客舍は天保十年出府の途一泊して其の壁上に糊せられてあつた父の名札を見、感愴極まる七絕二句を賦した(本篇五一頁)時のそれであつたか否や德富の『日錄』では分らぬが、兎に角十二年前を想起して感慨無量であつたであらう。

鈴鹿峠

五月十三日、晴。早朝出立、櫻川・田川を過ぎ、水口・大野・土山を經て山路に懸り暫くして鈴鹿峠に至る。茶屋の女共に無躰に引込まれて心ならず餅など給べ先生も同じく酒を汲まる。一笑して坂を下るに頗る險なり。坂の下の驛を過ぎ「せき」の驛にて東海道伊勢路の追分あり、右に折れて楠原の驛龜屋彌兵衞に宿泊。「道二千乘之國一敬レ事而信」の御咄あり。

津に至る、平松喜藏を訪ふ

五月十四日、晴。早朝楠原出立。椋本・窩田を過ぎ、津の北町、大和屋喜三郎へ投宿。晝四ツ(午前十時)過ぎ齋藤方へ紙面を遣はす。夕方平松喜藏宅へ行き暫く咄す。

平松喜藏、諱は正愨、號は樂齋。津藩醫河野道億の第四子で寛政四年に生れ、歲二十にて平松家を嗣いだ。夙に實學を尙び經世に志し、學は博く古今に通じ和漢を該ね餘力梵典に及んだ。藩主高兌建學中興の時に際し總敎藤堂光寛を輔け學政を振作して功あり。後大横目を以て庚亥の事に參するや亦大いに功績ありしも誹議讒搆の爲に罷められて閑地に就いた。而も文敎作興の念休まず諸書を版刻して四方に頒ち士風を勵まし婦德涵養に資した。尙有道館にて『資治通鑑』を出版したも亦彼の功である。天保九年郡奉行となつたが、この時申・酉兩歲荐饑の後を受けて餓死に瀕する者が多かつたのを彼は本草家に詢ひて草木の食に堪ふるもの數十種を得、其の薄糜の方法を研究して之を救つたので津藩のみ其の悲慘を免れた。嘉永の交擢でられて督學參謀となり大いに武技振興に功があつたが嘉永五年正月二十六日年六十一にて歿し、昭

和三年十一月十日正五位を追贈せられた。

山田に宿泊、足代權太夫を訪ふ

五月十五日、晴。津出立。雲津・六軒・松坂・櫛田・稲木・小畑・宮川を經て山田外宮前の野田屋某に宿泊。夕方足代權大夫へ行く。此の人甚だ洒落にして志有り專ら海防を心懸け居るとて種々文献を見せらる。門人多く書籍山の如く積みあり、寫本交易のことを相談す。紀州領松坂の住人世古喜平・林周防外に五六輩同席す。

足代權太夫、名は弘訓、寛居と號す。世々伊勢の外宮神官を勤め國典學者として著れた。彼は本居大平・同春庭に就き國典を究め、屢ゝ京に上り、江戸に遊びて斯道の研究を怠らなかつた。人と爲り狷介で守る所堅く、學に門戸を立てざるを特色としたので創作には乏しいが其の考證した所は實に千餘卷にも及んだ。かくて彼の名聲は遂に雲上に達し、或は國史を宮中に講じたり或は『六國史人名部類』を撰して之を獻じたりして幾多の光榮に浴した。晩年洋夷の跋扈を憂へて之に處するの道を講じ國家の爲に盡くす所が多かつた。隨つて諸國志士の彼を訪問する者踵を接し―嘉永六年に吉田松陰は二度も來訪してゐる―中には逗留する者も多く、慷慨談にて夜を徹することも珍しくなかつたが七十三歳を一期として安政三年に病歿した。

足代の書簡

徳富の『日錄』に足代と「寫本交易のことを相談す」とあるが、歸國後小楠はそれを實行したことが横井(時靖)家に藏せられてゐる足代の書簡六通によりて分る。其等の内容は多少興味があるから全部を左に掲げよう。

其の一

昨年津・名古や・彦根・福井・金澤(敦賀)まで御出、敦賀吉田總(マヽ)左衞門方に御逗留、夫より長州へ御出のよし、御筆記物も出來候よし何とぞ拜見仕度渴望仕候。今年吉田氏男禮之助江戸へ參候よしにて拙方へも入來、吉田へは其後度々御文通も御座

候やう相咄申候。吉田も是迄尋くれ候人皆たゞ書物よみのみに御座候所、貴兄には格別の御人材と殊外感心致し候趣くれ〳〵申こし候。下拙は神職にてまことに屠龍の伎に御座候へども、衰世の風俗なげかしく一新の時もあれかしと相願申候。夫故御國の御風をかね〳〵相慕候所、昨年はおもはず得ニ貴顏ニ誠に本望相叶申候。何とぞ御約束の書物は逐々御贈被レ下度候。せめて書物なりとも傳へおき候はゞ、また用立候時も御座候はんかと杞人夫を憂ふるやうなる事のみ申居候。御一笑可レ被レ下候。以上。

足代權大夫

其の二

貴藩の事を記し候書物は

銀臺遺事　肥後物語　肥藩落穗集　農人袋

ひたち帶

右四部の外所持不レ致候。外にあまた可レ有ニ御座一候、何とぞ拜見仕度奉レ願候。

御話の後此書の事江戶へ賴遣し候へどもいまだ手に入不レ申候。何とぞ一部御寫させ被レ下度候。

井澤蟠龍子

此人博覽に御座候。白石先生佐久間氏へ被レ贈候手簡の内に學問にて罪を蒙られ候よしみえ申候。何等の子細にて罪を得られ候や、御國の人に候間御示教被レ下度候。

足代權大夫

足代弘訓より小楠への

其の三

學者には一人も人材無レ之必竟書物よみにて笑止のよし被ニ仰聞一、其通に御座候。教賀吉田

は如レ命見識ある人に御座候。子息も皆才子とみえ申候。小子歌の義被ニ仰聞一候間貴命の通短册十葉したゝめ進上仕候。たゞし歌よみにては無ニ御座一候。氣のむき候時無題にて出傍題によみ申候。ある方より御尋にて申上候小册懸ニ御目一候、御一笑可レ被レ下候。

足代權大夫

書簡（橫井時靖藏）

其の四

彥根は先侯多分の金銀御たくばへ被レ成候所、當侯民をくるしめたる貨は貨にあらずとてことごとく御領分へ御分配被レ成候よし、吉田禮之助（敦賀吉田惣左衞門男）申候。此事實說に御座候や。長州はあまり出來過にて一昨年北國米を五十万石も御買入、それ故大坂始諸國とも米高直に相成、酒も一國の酒造を御とゞめ他國酒を御買入ゆゑ諸國酒高直に相成、其御國の爲のみにて他國は甚迷惑いたし、それ故關東のきこえあしく、家老衆も江戶へ下られ候など〻風聞仕候。實說に御座候や。

足代權大夫

其の五

書目

艦熕要則　水戰秘訣　輕兵操練　騎兵操練　礮兵操練　迭魯乙的兒一生記　巽匪犯境錄　倭犯事略

右は一部も小子所藏御座なく候。もと伊勢人只今は江戶に居申候松浦竹四郎と申人今年拙方に久しく居申候。此人海防家に懇意多く御座候。賴遣し取出し申べく候。

足代權大夫

因に「書目」は小楠の「右は一部も」以下は足代の書きたるもの。

其の六

福島氏家來歸國につき御狀四月十七日持參忝拜見仕候。先以御萬安奉ニ恭喜一候。舊冬さし出候書物御入手被ㇾ下候よし、猶又

南亭餘音　五册　青山閑話　一册

右二部御寫させ被ㇾ下御惠贈、千萬忝拜受仕候。

いづれも魚魯の誤多く訓點もいかゞに存候へども、原本のまゝ寫させ申候。

近時海國必讀書　五册

海防彙議　三册

六之卷は夢物語にてもとより闕本に御座候

同　補　五册

右之通此度進上仕候、御入手可ㇾ被ㇾ下候。

御國産

高田燒茶瓶　一

右御惠贈、別して東武へも御献上の品のよし御厚意忝拜受仕候。

猫間扇　二柄

右京都より頂戴仕候間進上仕候。御叱留可ㇾ被ㇾ下候はゞ可ㇾ忝候。猶萬々別紙申上候、御覽可ㇾ被ㇾ下候。恐惶謹言。

足代權大夫

弘訓

四月十九日

横井平四郎樣

笠左一右衞門樣

上記六通は、それを認めた年月が詳かでないから順序不同だが、其の一より四までは札角に小楠の自記せる番號によつ

た。一より五までには足代の署名はあるが宛名はない。一・四・六の行間に於ける細字は足代の朱書したもの。

春星堂遠客名簿（小楠往訪當日の記事）（齋藤家藏）

五月十六日、風、雨強し。大神宮・天岩戸を參拜して晝頃歸宿し、暫く休息の後櫛田に向ひ同地の米屋太郎兵衞に宿る。雲州の人林衞門と同宿。

五月十七日、晴。櫛田出立。晝比再び津の大和屋に戻る。夕方平松方にて齋藤德藏列席にて咄す、酒出づ、晩八ツ（午前二時）比歸宿。齋藤は學派は朱學なれども全く功利に落ち居り、先づ吏才有る人と見ゆ。

齋藤德藏は云ふ迄もなく津藩の儒者拙堂のことだ。餘りに有名だから其の小傳はこゝに贅しないが、此の時分は督學として津藩に於ける文武の學政を總督してゐた。齋藤家は今でも津市にあるが、同家に『春星堂遠客名簿』と題した半紙二折の横帳が傳へられてある。これは拙堂が彼の茶磨山莊を訪問した遠來の客の姓名を自記したもので、弘化三年に起り慶應元年閏五月（拙堂は此の年三月病に罹り七月に歿したから、その二ケ月前。）に終つてゐる。此の帖の嘉永四年五月十五日の部に左の通り記してある。

肥後藩經濟家　横井平四郎

笠左一右衞門
德富熊太郎

小楠等の齋藤訪問は德富の『日錄』の十五日の部には記してないが、津に着した十四日に「齋藤方へ紙面を遣はす」とあるのを見ると、其の日か翌十五日かと思はれ、齋藤家の帳面通り十五日とすれば山田方面に立つ前であらう。平松家にての會合に於ては小楠は八ツ頃歸宿したとあるから、談話は興に入り時の移るのも覺えなかつたものと察せられる。齋藤に對する批評は恐らくは小楠の口から出たものらしいが、齋藤は小楠を經濟家としてゐるのだから彼が督學になる前に長く郡宰の職にあつた頃の治績が當夜の話題の主なるものとなつたらしい。されぱこそ一代の文豪拙堂は吏才の二字で葬られてしまつた。

小楠は津に始めて來た十四日と再來した十七日の兩日とも平松喜藏を訪ひ、第二回の時は上述の如く夜の二時迄も長居してゐる。平松の爲人を書いたものに「資性溫厚銳氣人に絕ぐ、平生好みて人に接し曾て城府を設けず。一才一藝の士は儒・禪・墨・篆・醫とを問はず雜然其門に集り、老少となく賢愚となく藩の內外となく一々應酬して其忠悃を致す。時人呼びて人民癖と曰ふ」とあるから、よほどの款待振に居心地が良かつたと見える。なほ此の津滯在中旅舍大和屋で小楠・笠・德富三人が寢酒を呑んでゐる間に例の故鄕噺が始ると歸國の念荐りに起り、德富は輿地圖を取出しこの後にまだ幾國あるかと調べて見ると此の次の尾州から數へて

十三個國あるので遙々のことかなと何時までも嘆息するので、小楠は七絶一首を賦し「倦客歸るを思へども歸り得ず、尙餘す西北の十三州」と云つたと云ふ事實があつて、小楠はそれを熊本の城野靜軒に報じて居る。（遺稿篇一五五頁參照）一行は二月十八日に熊本を出足してから今までに既に三ヶ月を經過したが、まだ彼等の當初豫定せる旅程の半ばにも達して居ないから此の後の行程を考へて、「遙々の事かな」と嘆息したのは、其の當時ではさもありしならんと同情させられる。

著者は昨年津市を訪うて右旅舍大和屋を尋ねて見たら同市北町で中町東入る北側の某「カフェー」がそれであるとの事だつた。但し大分模樣替になつてゐて昔の儘なるは其の一部分に過ぎぬ。

五月十八日、晴。津出立。上野・神戸・追分・四日市を過ぎ、桑名船乘場なる大坂屋彌次左衛門へ宿をとる。當所は殊の外繁華にて戶數八千位。賤妓多し。

## （ヲ）名古屋

五月十九日、晴、薄暑。五ツ半（午前九時）頃出帆。桑名城に着き葭の間・塘の間の淺海を竿にて四里許行き、宮の川口にて荷舟に乘り宮の驛に着く。暫く休憩の後熱田の宮に詣で、七ツ（午後四時）頃名古屋本町六丁目錢屋所次左衛門に投宿す。

小楠は横井家發祥の地たる此の名古屋には五月十九日から六月五日まで半月間滯在して、

共の間同姓横井家を訪問したり、同家の系圖を調べたり、祖先傳來の寶物を觀たり、其の菩提寺に詣でたりなどしたが、其の行動を精細に書留めた『同姓應對一件の扣』が横井(時靖)家に藏されてゐる。此の遊歷間に小楠自ら記述したものゝ遺つてゐるは恐らくはこれだけであらう。此の全文は遺稿篇(「詩文」乙、四)に載せてあるが其の中から要點を摘記して德富の『日錄』の補遺とする。即ちその十九日の部には左の意味の記事がある。

『同姓應對一件の扣』

右錢屋に投宿直後鬼頭忠次郎を訪ひ同姓懸合を賴む。蓋し鬼頭は春日讃岐守の門人で春日より轉書して同姓懸合の世話する樣申し越したるに因る。

鬼頭忠次郎

鬼頭忠次郎名は忠純、尾張藩士。弱冠の頃京に遊び春日潛庵の門に入り陽明の學を受くること數年にして歸藩す。參政田宮彌太郎(如雲)に認められて大いに用ひらる。安政戊午藩主幽屛され田宮も貶せらるゝや盛に尊王の大義を唱へて挽回の策を講じ、後藩主國政を聽き、田宮參政に復するに及び儒官に登用され機務に與つた。文久三年藩主に從ひて京師に出で公武の間に周旋して國事に盡瘁せしも、不治の病に罹り師潛庵の切なる勸告により涙を吞んで歸國し、間もなく歿した。時に年四十三。

五月二十日、夜來雨、飯後晴る。奧田文次郎を訪ふ、海防の談あり。晝比鬼頭忠次郎來る、酒飯を出す。此の人は先生宗家取組の義周旋す。夜は「鄕原」の高話有る。

奧田文次郎は桐園と號し、嘉永四年より明倫堂儒員たりしが、其の以前も家に教授するや業を請ふ者踵を接した。嘉永五年七月六十二歳を以て病歿。

『同姓應對一件の扣』に據ると、此の日鬼頭は早朝小楠の宗家横井次郎吉方に出向き小楠訪問の事を申し入

れると、後刻家來を差出すとの答であつたので小楠の旅宿に來り其の旨を報じた。小楠は酒肴を饗して鬼頭と談話中に次郎吉の家來來り、鬼頭よりの申入れの次第を謝し小楠來名の事は横井牛右衛門(熊本三横井家の一の當主)よりも報知ありて待受け居りたる旨を述べ、當主次郎吉は當年十五歳にて幼少なるため、實方横井次郎左衛門方に同居し、屋敷には家來のみ留守し居りて何角內輪差支あれば廿二日に來訪ありたく、朝飯後家來を迎に差出すべしとの口上で、小楠もその意を諒とし往訪を約した。

五月廿一日、晴。夕方奥田を訪ふ、不在。晩、工夫等の御話有る。

宗家横井次郎吉を訪ふ

五月廿二日、晴。飯後鬼頭忠次郎を訪ふ。談良知・知覺・格致や未發・已發に及び學話甚だ熱す。晩、當レ理而無二私心一の意味、鬼頭咄し合の末、先生え質問し、ひいて放伐論に及ぶ。先生今日は御同姓次郎吉宅へ御出。

『同姓應對一件の扣』によれば、此の日四ツ比(午前十時)次郎吉家來迎に來り、小楠は同道にて白壁町屋敷を訪ひ土產として脇差を贈つた。次郎吉・次郎左衛門と面談し、晝飯後『次郎吉家系』一冊・『横井一統系圖』一冊を一覽し、それより酒肴の饗應を受け夕方歸宿した。

家系を謄寫す

德富の『日錄』にも小楠の『同姓應對一件の扣』にも書いてないが、小楠は此の日夕方次郎吉宅から歸宿し、借り來れる同家々譜を自ら謄寫した。其の家譜は『横井次郎吉差出之家譜』と題して横井(時靖)家に藏されてゐるが、小楠は其の末尾に左の如く自記してゐる。

嘉永四年五月二十二日時存尾藩に至り、本家横井次郎吉を訪、絕て久しき親族の因を結、次郎吉今年十六歲、其人極てかしこく悅で管待し眞に骨肉之親也。則其家譜を借り本町六丁目錢屋所次右衛門旅宿に歸り、翌二

十三日八ツ過比に寫了。此日雷雨初て催し微風快哉、酒三酌を擧、筆を取りて譜後に識す。見者考へ思ふべし。

横井平四郎認

小楠の謄寫した此の家系は次郎吉の家祖たる作左衞門の家系であるが、彼は『横井一統系圖』をも得たかつたのは云ふまでもない。然るに該系圖は伊折介時泰・孫右衞門時朝・作左衞門時久の三家外なる分家にては所持叶はざることになつてゐるので其の寫を所望した。其の願は總本家伊折介の許可を得、小楠名古屋を辭して後、次郎吉によりて謄寫せられて此の年九月熊本に送り屆けられた。本系圖も横井家に秘藏されてゐるが、其の卷尾にも亦小楠自らそれを得たる經緯を記してゐる。（本篇第十九章一〇參照）彼により是によるも小楠の崇祖の念の厚きには感心させられる。

『横井次郎吉差出之家譜』の末尾に於ける小楠の手記（横井時靖藏）

五月廿三日、朝、雷鳴、雨、飯後晴。紙谷（神谷）傳右衞門を訪ふ、不在。それより秦壽太郎を訪ひたるに愼中の故を以て逢はず。薄暮鬼頭來訪したれば昨日の咄の「當レ理無二私心一者仁也」や郡政嚴刑にて人心を締ることや、讀書の筋などにつきて先生の御咄有る。

秦壽太郎、名は世壽、字は無疆、松州と號し、『春秋左氏傳校本』を書して有名なる滄浪の子、嘉永六年五月明倫堂教授次座より教授に上つた。志士に交り攘夷說を執つてゐたが、嘉永六年十二月東遊途中に彼を訪うた吉田松陰は鄉人への書面中に「尾州にて訪二秦壽太郎一慷慨家なれども疎豪にして深密の談出來不レ申候」と記してゐる。

**神谷元平を訪ふ**

五月廿四日、曇。飯後鬼頭に行く。夕方鉄炮塚神谷元平を訪ふ。國學者にて、足代派の由。奥田より酒肴到來す。

神谷元平は昨日訪うた傳右衛門と同人である。號を梧屋(キリノヤ)と云ひ味噌溜製造を業とする富商にて、尾藩の命により『六國史』校合のことなどに從ひ著書も亦多く、維新の際士籍に列せられた。

五月廿五日、雨。晝頃奥田來訪、談海防のことに及ぶ、晩は『大學』「誠意章」の會讀有り。

五月廿六日、雨。安靜と三河に行く。先生は名古屋に殘らる。

**横井總本家訪問**

『同姓應對一件の扣』によれば、此の日小楠は次郎吉より肩衣と一僕を借用して三ノ丸の總本家横井伊折介の屋敷を訪問した。先づ用人岩田小彌太に會ひて伊折介に對面の事と系圖寫取りの事とを申し入れたるに、委細相伺ひ追つて返答に及び申べくとの答を得た。なほ同家の知行所・墓所・菩提寺・系圖の事などを聞き、土產として鎗を差出して歸つた。

**田宮彌太郎を訪ふ**

五月廿七日、雨。三河に宿泊。先生は此の日横井次郎吉家の菩提寺に墓參し、夕方は田宮彌太郎を訪問さる。

『同姓應對一件の扣』によると、小楠は此の日早朝から次郎吉方に行き、家來一人同道して同家墓所三淵正眼(ゲン)寺に墓參した。寺は名古屋より北に當りて四里半、小牧山の麓よりは一里許の處にある。同寺はもと三横

井家のであつたが、他の二家はそれ〴〵寺を建立したので今は次郎吉の家だけのとなつた。小楠は同寺で時久以下代々の位牌を拜し、時久の畫像や陣刀などを觀て歸宿した。

田宮彌太郎、名は篤輝、後に如雲・桂園と號す。文武兩道に達し、陽明學を修めた。幕末の際藩主を佐けて內藩政を改革し外能く時勢の赴く所を察し維新の鴻業に貢獻した。明治二年徵士參與となり同四年病を以て殁す、年六十四。如雲は始中奧小姓より累進して執政となるまでの五十年間職を轉ずる事二十一回、解かるゝ事六回、幽閉さるゝ事三回に及び、其の生涯は頗る波瀾に富んでゐる。明治十八年從四位を贈られ、同二十三年孫鈴太郎に男爵を授けられた。

田宮彌太郎より小楠

**田宮との對話**

五月廿八日、雨。三河より八ツ頃(午後二時)歸名す。先生奧田方へ御出の由にて夕方御歸りあり、それより段々御咄有る。昨夕訪問せられたる田宮は年齡五十位、當時町奉行、人と爲り沈靜にして明敏、實に國天下を荷ふ忠誠の人にて、左の御對話ありたる由。

田宮問　衰世中一小吏にして君へ奉公する如何。

先生答　舊典を守り新に事を起さぬものなり。舊典衰敗に力を入るれば下民も自ら締る。上君上にも罪を取ること無し。

田宮問　治國の根原如何。

先生答　大臣より事を興して君意に出でざる時はこれ根無きの政故行はれず。何卒君の非心を正し君德を補佐して大臣たるもの事をなしたきものな

り。

田宮問　國家は勿論町家の事と雖も望觀の御說を承りたし。

先生答　此御問些と不承知に存ず。上たるもの深切に下を撫育する實心徹すれば下より難澁は持出すものなり。望觀說を請はるゝ儀面白からず。

田宮は小楠の答に痛く敬服し、最後の望觀說につきてのそれには手を打つて感心したとある。小楠當時四十三歲、而も大藩の權臣たる年長の田宮が、年を忘れ自ら下りて教を乞うた態度も敬服すべく、また小楠の偉さも偲ばれる。横井(時靖)家に田宮より小楠への書簡が一通藏されてあるが右會見の事などを記してゐるから左に掲げよう、本書面の日付の六月二十二日は小楠が越前より金澤への道中であるが、彼は再び福井に來りて數日滯在したから此の書面も恐らくは其の間に受取つたのであらう。

への書簡（横井時靖藏）

先夕は初て御貴臨被二成下一候處暮夜早々之御事ども、扨々遺憾萬々御座候。乍レ去半宵話十年書にもまさり、扨々種々有用之御咄共承り、歡喜に不レ堪奉レ存候。爾後も暫御滯留之由には承り候處日々鞅掌に纏はれ得拜　芝をも不レ遂、扨々本意なき事共に御座候ひき。炎熱時候之處定て所々御涉歷、今程は御卸鞍に相成候半、彌無レ恙被レ成二御座一候哉、千里之相思難レ盡奉レ存候。予レ時御約束申上置候人見桼著述夕烟一册爲レ寫申候付、付呈いたし候。至て愚筆にて御覽苦しく候半と其段山々御斷申上候。就ては乍二御面倒一御約諾之當時西州諸國君臣之賢否風俗之美惡等御筆記も出來候はゞ御內々爲二御見一被レ

下候樣仕たく奉レ願候。其餘何とやらん經濟之書も爲二御見一被レ下候と申御事、是亦奉二伏願一候。猶相應之御用品も候はゞ被二仰越一候樣奉レ存候。頓首。

六月二十二日

尙々時下煩熱、折角御自玉專一に奉レ存候。已上。

『小牧覺書』を寫す

五月廿九日、曇、時々雨。終日在宿。『小牧覺書』を寫す。晩、神谷元平來訪。「焉知賢才擧の章」その他一二につき先生の御咄あり。

六月朔日、雨。『小牧覺書』を寫し終り、家中人數調をなす。

澤田良藏を訪ふ

六月二日、雨。奧田方へ『小牧覺書』を返しに行く、此の覺書は村越茂助の記述に係り、人見彌右衞門二十八度小牧に行き考訂したるものにて、奧田殊の外秘藏す。澤田龍藏（良藏）を訪ふ。

澤田、名は師厚、幼名三次郎、次に傳之丞後良藏と改む、號は眉山。漢學者にて書道を以て著聞し、弘化元年より明倫堂に書法を教授し、同四年より御儒者となり明倫堂典籍次座に進み嘉永六年五月同教授となつた。小楠は別後澤田と書面の遣取をなしたと見え小楠より澤田への書簡が名古屋市圖書館に藏されてゐる。（遺稿篇「書簡」三三）

右『小牧覺書』は『村越茂助長淑覺書』との題簽にて、半紙四十頁に丹念に細書された書冊だ。横井（時靖）家に藏せられてゐるが、其の帖の末尾に小楠自ら左の通りに記してゐる。

尾藩之士人見彌右衞門・津金文左衞門小牧長淑に參り及二吟味一候事凡貳十八度。地理を考、土人に訪、考訂いたしたる珍本なり。尾人殊に此本を珍重し輙く人に示さず、奧田文二郎内々借しを直に寫取り了りぬ。于レ時嘉永四年六月朔日

横井平四郎時存（花押）

なほ本書冊最終の一枚の紙間に小楠が左の如く自記した紙片が挿入されてある。之に據ると本覺書を米田是容―さなくば下津休也か元田東野―に送つたものと見える。

村越茂助長湫覺書は殊之外之珍本にていまだ天下に流布不ㇾ仕幸に手に入、則地理を別圖し、士人之委敷人々研究仕しらべ候本にて御座候。次郎吉墓所正眼寺は則小牧山之麓を通り申候間一ト通は見聞仕候。狹參り申候はゞ御見せ可ㇾ被ㇾ下候。已上。

六月五日　　横井平四郎

六月三日、晴。奥田方へ行く。鬼頭來訪。

六月四日、晴。鄕書を認む。終日在宿。

六月五日、晴、七ツ比より雨。晝比鬼頭・神谷へ暇乞に行く。鬼頭・澤田來訪。先生宗家御用事向濟み次郎吉宅に左の書を送らる。

次郎吉に書を與ふ

祖先以百戰之勞僅起其家、而子孫安然有其業、毋ㇾ思之眞不ㇾ悚然起于內矣。而或怠祭事或荒職分而逸樂以送其生、不ㇾ取罪於神明者幸也。

爲士夫者當ㇾ以學ㇾ文講ㇾ武爲ㇾ樂。玩好技藝一切以酖毒待ㇾ之可以進德矣。

振起三千年神州男兒之士氣、一洗六大洲禽奔獸蹄之醜夷、是謂大丈夫之志。

生皇國不ㇾ知皇國之道焉知聖人之道、眞知聖人之道則知皇國之道、是道不ㇾ二天地之間也。

爲横井君書　　横　子　操

『同姓應對一件の扣』を見ると、五月二十八日以後はその日〳〵の記事は無いが屢々次郎吉及び次郎左衛門方に行き種々祖先の事を聞いたり、次郎吉所藏の時久の遺物を見たり、熊本横井家の起る以前の書簡類を謄寫したり、横井家紋所の事を調べたりしたことを記し、なほ『横井一統系圖』については小楠より其の寫し取りを申し込みたるにつき、「にわかに伊折介方にて手入に相成、其故大に間取り迷惑仕候云々」で長滯在を餘儀なくされたが、結局次郎吉筆寫して熊本へ送る事となつたことをも錄し、最後に次郎吉の知行所や時久の關原役に於ける逸話などを認め、「六月五日迄之筆記なり」と筆を結んでゐる。

因に、小楠は上記の如く時久の流なる次郎吉時紀を宗家とし、主として同家に出入して祖先以來の情誼を溫めたが、小楠の家に藏する『横井姓當家系圖』には時延の第五男時春（時久のすぐの弟）の子の時次が細川家に仕へて肥後横井家の祖となつてゐる。さうすれば、次郎吉の家を宗家とするのは當らぬやうだが、『横井家一統系譜』には時延の子には時春なるものは無く、却つて時久の第六男某が細川越中守家來となると記してある。小楠の『同姓應對一件の扣』の中にも「彌次右衛門時春之事段々承合候處、一向に系圖に相見へ不ㇾ申、尤伊折介方家來にも咄合候へども是も同樣なり」とある。案ずるに、時春には何か故あつて、特に此の名を除いて時次を時久の第六男としたのではなからうか。そして時次の名を記せずに某としたのは離國して他家に仕へたからででもあらうか。要するに時次は時久の推擧で細川忠利の臣になつたし、又『横井家一統系圖』には右の如く時久の第六男のやうになつてもゐるから、小楠は時久の子孫たる次郎吉の家を宗家としたのではあるまいか。

名古屋滯在の主要用件は宗家訪問・系圖調査であつたらしいが、それが一先づ片付いたので小楠は翌六日同地出發に決した。彼は次郎吉の漸く十六歳なるに賢くして優しきを喜び、彼

を見ることとなほ子の如く別れに臨みて上記の書を遺して激勵を加へた。家系を重んじ敬祖の念厚き彼には初めて見たる宗家の當主に對しても同枝連理の至情自ら已む能はずして人間小楠の眞面目はこゝにも遺憾無く發揮されてゐる。なほ此の「振起三千年神州男兒之士氣云々」の語を見ると、當時小楠が熱烈なる攘夷家で水戸學の思想と揆を一にしてゐたことが知られる。

因に尾藩の儒者細野要齋の著『葎の滴』「諸家雜談」の二に左の如き記事がある。

辛亥（嘉永四年）の夏肥後熊本侯の臣横井某の次男横井平四郎といふ者府下に來る。同行の者二人、一人は平四郎の門人なり。一人は炮術を修煉の爲に來る、上田帶刀をも訪ふて疑を質すと云。平四郎は程朱學を尊信す。年五十有餘、篤實にして頗博覽なり。三十才頃までは歷史學をなしたり。其後專程朱の學に歸すと云。歷代の集などにも大略涉りたるやうすなり。府下に來るの緣故は平四郎が家は横井作左衞門より別れたる家にして、其譜系を詳にせんと欲して伊折介殿へ申込しがはか〳〵しく其事成らず、遂に系譜を見すべきよしを許さる。伊折介殿には未だ見ざりしが日數あまり遲々たるを以て遂に府下を發す。横井次郎吉・横井五郎吉が家を訪ひ、その外儒家兩三軒をも訪ひしと云。澤田眉山も三四度面會したりしが甚その篤實なるを感ぜしと云。

小楠は五月二十六日總本家を訪問せし時伊折介に對面の事を用人に申し入れ置いたと記してゐるが其の後對面した樣子もない。今右細野の記事によると遂に面會せずに名古屋を辭したものと見える。

## （ワ）美濃―近江

名古屋を立ち大垣に

六月六日、晴、風立つ。朝名古屋出立。安靜は習ふべき事ありとて殘留。兩人（小楠と德富）道を濃州にとり、淸洲・稻澤・萩原・起を經て木曾川を渡り、近路なりとて又本鄕村長良川を渡りて、大垣に着き、川内屋源次方に宿泊。今宵殊の外疲勞す。

番場の宿

六月七日、朝曇、晝頃より雨、晩强雨。大垣出立。垂井を經て關ケ原に戰跡を見る。町外れにしていと狹き場處なり、西南に松尾山あり、陣場は町の裏北の方三丁許、首塚は宿外れにある。それより今須・柏原・醒井を通り番場米山の麓に北條越後守仲時等の墓を訪ひ同宿虎屋新五郎に止宿。今宵至つていぶせし。

彥根に泊り、田中芹波を訪ふ

六月八日、雨。同所出立。磨針嶺に至る。竹生島山・本山など見えて筆にも盡くし難き佳景なり。鳥居本を過ぎ彥根に着し東新町澁谷周平に至る。當國は受合人なければ旅人宿出來ざるを以て、同人世話にて白壁町本屋多平に宿泊。安靜來る。

六月九日、晴、一昨七日より冷氣を催せしが漸く順候に戾り薄暑。飯後田中芹波を訪ひ少時咄し當公之（井伊直弼）『被＝仰出＝』等を寫す。同人の咄によれば、

當公三百石斗にて久しく部屋住し旣に出家せんとさへ思はれたる由なるが、その頃より『中庸』を信用して讀まれ、當時家督後も亦右に同じく『論語』をも讀まるゝとの事にて、諸大臣の內免役も有り登用も有り、督學中川六郎（祿郎）と申仁も去年召出されたる由、此の人は先侯當時より用ひられ人と爲り磊落にして能く義理を辨ず。是より先三十年來湖南に隱居し學問をなし居り學は勿論程朱の學なり。

との事。夕方辨天へ湖上の月を見に行く。晩、澁谷周平を訪ひ鷄鳴迄咄す。同座外山程輔・北川德之允。

中川祿郎

中川祿郎は漁村と號し、天保十三年から藩の儒員に徴せられた有名な儒者。嘉永六年米艦來航して通交を求めた際藩主は幕府の諮詢を蒙りて之を藩吏に問ひたるが、皆攘夷を申し立てた中に、ひとり漁村はそれを然らずとして四海の内皆兄弟なり、その請ふ所を許して可なりと云つた。嘉永六年と云へば佐久間象山にしても小楠にしてもまだ盛に攘夷論を唱へて居た頃だのに、漢學者としては博覽多識であつても、曾て洋書を繙いたこと無く只一度長崎の土地を踏んだ位で、斯く早くも開國論を主張したのはなか〳〵の卓見家と云へよう。

田中芹波は名は榮で、漁村の門に學んだ詩文家である。澁谷外二名は如何なる人だか著者座右の書では詳かでない。

六月十日、晴、夕曇。明日君侯內着の筈にて、何の咄し合も出來ざれば外村・澁谷・田中等に暇乞して同地出發、長濱を過ぎ木ノ本米屋太平に投宿。

木ノ本

六月十一日、晴、晝過ぎ少雨ありて晴。早飯後木ノ本出立。柳ケ瀨・中ノ川內を過ぎ、今庄の谷屋に宿泊。

今庄

## （カ）福井

福井着、岡田來訪

六月十二日、雨、晝頃より晴。早朝出立。半里ばかりにて湯の尾峠あり、坂を下り山の際を行く。福井迄平地なり。府中（今の武生）に至る、此處は本多內藏助の領所にて繁華なり。鯖江にて中飯、七ツ比（午後四時）福井石場繩屋着。暮過ぎ岡田順助來訪。少時にして外に一人岡田社中來り深更迄咄す。

小楠は愈〻意中の福井に着いた。既に三寺三作等によりて喧傳されてゐた彼は此の地の人士に取りて待望の的でもあつた。岡田は京都滯在間屢〻小楠を訪うて懇意の間柄となり、小楠に先んじて歸國し、其の着福を待つてゐたのだ。

阪部簡助・吉田悌藏來訪藩の賓客として待遇さる

六月十三日、晴。晝前坂部來訪。八ツ半(午後三時)頃吉田禎藏(悌)(東篁)・岡田順助相見え同道して遊仙樓に轉居。滯留中一切上より御賄被ニ仰付一旨にて御手厚御模様、賓に賢を御尊びなさるゝ御主意有難く身に餘る。暮比より三寺三作來訪三人倶に深更に及びて歸る、學話の趣先生高話にかくも符合せるかと思はれたり。

阪部は名を簡助と呼び、岡田準介と同じく越藩家老稲葉家の臣。

吉田悌藏
（村田英彦藏）

吉田悌藏は岡田準介の兄、越前に於ける近世の名儒、名は篤と稱し、東篁と號した。微祿の士であつたが其の學德一藩に著聞するや藩主の知遇に逢ひ學校教授兼侍讀に擢でられ、力を藩士の教育に致すと倶に藩政の顧問にも備つた。彼は常に學の要は實踐躬行にあるを力說し、又越前は親藩たるを以て弊政を改革して範を列藩群侯に示すべきを主張して人材養成に心を傾け子弟薫陶に努め、鈴木主稅・橋本左內等の如き俊足を其の門下に出した。彼は諄々として敎へて倦まざる敎育家であつたと同時に他の一面には又烈々たる志士の風格があり憂國の念頗る厚く嘉永癸丑米艦來航し天下漸く多事ならんとするや慨然として國を出で藤田東湖・藤森弘菴等の志士と時事を討論し、或は江戸に、或は京師に、東奔西走國事に盡瘁して席の暖かなる遑もなかつた。晩年山守東篁と稱し閑居して老を養つたが、明治八年五月六十八歲で病歿。明治四十二年特に從四位の御贈位があつた。

遊仙樓

遊仙樓は稲葉家の別墅で、梅田雲濱の福井に來た時も此の樓に寓居して同家の助を受けた。

六月十四日、晴。吉田翁兄弟・三寺列三人來訪、深更まで學話あり。志の一條より諸生の誘掖・君の非の

匡正・政治の得失・天下の興亡・古今の治亂などに及び實に勇まし。

六月十五日、晴。早朝より來客、吉田翁宅へ先生御供にて行く。薄暮より雨。諸生數十人對坐、深更に歸る。

六月十六日、時々降る、晝比より晴。早朝より來客、八ツ比(午後二時)より先生吉田翁を訪はれ、翁も來訪。晩は諸君子數人對談深更に及ぶ。

六月十七日、時々降る、晩强雨。飯後より諸君子來訪、八ツ比(午後二時)より「千乘之國」の御會あり、薄暮に及ぶ。

六月十八日、强雨。飯後「德禮政刑」の御會。夕方「克己復禮の章」の御會、半章濟。吉田翁來訪。

六月十九日、雨。飯後諸士來訪、吉田翁同斷。夕方「克己の脩目」の御會有る。吉田翁より含翠軒の額字賴みになる。

越藩諸生に講學

六月二十日、時々降る。早朝より御揮毫。八ツ比(午後二時)より吉田翁宅にて『大學』「三綱領」の御會有り、侍者七十餘に及ぶ。薄暮酒飯を設けられ饗應有り。晩野村園藏(淵藏)來訪。

野村淵藏

野村淵藏は、岡田・阪部と同じく稲葉家の臣、後名を恒見と改め、歌を詠み茶を點じた。

此の日の吉田家の會讀の盛況思ふべしだ。東篁は小楠とは一見舊の如く意氣相投合し、連日互に往來して斯學の講習を續けたが、今は身分高き碩儒でありながら今日も其の門弟を率ゐて小楠の講莚に侍した其の虚心坦懐は眞に奥床しい限りだ。『由利公正傳』を讀むと、

十九歳の時(嘉永四年)肥後熊本の藩士横井小楠始めて福井に來遊し大學の三綱領を講演し、堯舜孔子の道を

以て國家を經綸するの學と爲し、道德は經國安民の本として知識に依りて增進す、故に格物致知を先とし己を修め、人を治むる內外二途の別なしと說く。石五郞(公正の初名)之を聽き始めて讀書の趣味を覺え反復大學を讀み自ら之を實行せんことを誓へり。

とあるから、三岡(由利の初姓)も此の席に列して居たと見える。此の日小楠が『大學』の「三綱領」を彼の豐富且つ圓熟せる理想を以て活社會に融化適合せしめて理義明晰に講說し、かの規矩に拘泥し字句に齷齪として乾燥無味なる當時の儒者の講義に倦厭してゐた年壯氣銳の士を如何に刺戟鼓舞せしめたかは想像に餘りがある。

一先づ福井を去る

福井到着後殆ど寧日無き活動を續けた小楠も明日は一先づ此の地を切上げ、金澤を訪うて後再來することにした。

### (ヨ)　金澤

六月廿一日、朝五ツ半(九時)比少々降る、晝より晴。飯後福井出立。諸君子暇乞に見ゆ、岡田・坂部舟橋(福井の北、森田驛)迄見送る。舟橋は昔柴田勝家來(マヽ)の仕置の由にて舟數四十八艘を並べ、しかも急流九頭龍川とて暫くのよどみも無き處なり。北海を遠望する細呂木と云所に湖有り。大聖寺「はた屋」に投宿。

大聖寺

六月廿二日、晴。大聖寺出立。今井の潟とて湖ある所に近き小松より間道に入り、湊を過ぎて青の川を渡り「元よし」を過ぎ水島に着きたばこ屋庄左衞門に止宿。白米や酒の値段・男女の給金の事など聞く。

水島

六月廿三日、晴。同所出立。松任にて氷を求めて喰ふ。今朝より白山晴れて鹿子まだらに雪の残りしを眺めしが、斗らざりき今日給べんとは、誠に一生の奇珍なり。(正午)九ツ比犀川を渡り、金澤の香林坊下ヶ大浦屋幸左衞門に着く。直ちに上田翁へ紙面を御遣はしに成る。

### 上田作之丞

上田とは、小楠が米田是容に贈つた『遊歴聞見書』の「下關」の部に、「加賀藩上田作之丞と申人に出會云々」と書いて居る其の人の事である(遺稿篇八二九頁參照)。然るに小楠は上田を下關で始めて識つたのではない。上田は嘉永三年七月西國視察のために金澤を出發し翌四年二月三日に熊本城下に來り、翌四日より十餘日高麗門外の妙解寺門前の小庵に滯在して時々小楠を訪ひ談論を上下したり詩文の遣取りもした。時に上田は六十四歳で小楠より二十一も年長であり、而も人に屈せず容易に人を推稱せぬ質でありながら小楠には餘程敬服してゐた。上田は小楠の出發より二日早き二月十六日に熊本を立つて同月晦日に下關に至り原五郎左衞門―朱子學を奉じ經濟に詳しく詩文に長ぜる人―に招かれたが、圖らずも其の家にて亦小楠と會した。それから小楠・笠・德富・上田の四人は三月三日には長府の中川淸左衞門の、四日には同藩の學者臼杵俊平の招待を受け、五日には下關を出發し、上田は吉田と云ふ處で小楠一行と別れて萩の城下に向つたが、その別れを惜しみて左の七絶を賦した。

　春山吐綠鳥嚶々。又是三兄爲雁行。衰老携來斑竹杖。涙痕善染路傍情。

上田とは右の様な機縁があるのみならず一行來澤の折は大いに世話をしようとの約もあ

つたので、小楠は金澤に着するや直ちに彼に紙面を遣はし其の後滯在中毎日のやうに互に相往來したのである。

上田は通稱を作之丞、名を貞幹と云ひ、龍郊・龍野又は幻齋と號し、其の居る處を據遊館と稱した。初藩の明倫校に學んで秀才と謳はれたが、其の學風が意に合はざるより退校して獨立獨行時務を論じ時弊を穿ち其の說往々人の意表に出づるものがあつた。名聲漸く著るゝや聘せられて小松習學所の教授となり傍、本多政和（加賀藩老臣）に仕へて其の儒臣となつたが、後には市儒となつて藩士に教授した。彼の學は朱子學であつたが當時の通弊たる訓詁の穿鑿を迂遠なりとし實用を尙び經濟を宗とした。其の「據遊館學則」を見ると「學問の要は理を知るにあるのみ、一たび理を知らば書に待つ所なし。書なるものは畢竟古人の糟粕たるに過ぎず云々」とあり、又「學問の道は極めて簡易なり、之を日常行爲の間に徵し、之を時勢の當否に考へ切瑳琢磨して心眼を開くに勉めば期年にして能く有爲の材たるを得ん」と云つた。彼の學意や識見は斯くの如く卓拔にして小楠のそれと殆ど軌を一にしてゐる所から其の聲望は次第に高くなり從學の士も多く、其の意見に隨ふ藩の老臣も少くなかつたが、彼等の一派は恰も小楠等の實學黨の肥後藩學に於けるが如くに當時の加賀藩學からは異端視せられた。

六月廿四日、晴。飯後上田翁に行く途中にて同翁に逢ひ倶に宿に引返し宿にて夫々手數あり。又同道にて同翁宅に行き終日咄し、七ツ頃（午後四時）歸る。今日も亦氷を喰ふ。城下芝居小屋跡の事・靑樓の事・銀札の事・氷賣の事など聞く。

六月廿五日、晴。飯後上田翁に行き、同翁と城下見物をなす。

六月廿六日、晴。晝比東鄕榮之助來訪、談話數刻。八ツ比（午後二時）より先生御伴にて大島淸太を訪ふ。酒肴出で薄暮に及びて歸る。

大島清太は本藩儒員で、諱は桃年、字は景賓、號は初藍崖後紫垣。碩儒賚川の子で寛政六年生れた。東遊して昌平黌に在り廣く四方の士に交り文政五年の冬郷に歸り明倫堂助教となる。尋で藩侯の侍講となり父の後を承けて教學に從事したが嘉永六年八月病歿した。

關澤房清を訪ふ

六月廿七日、晴、七ツ比（午後四時）夕立、雷鳴。晝飯直後上田翁宅に行き、泉澤彌太郎同道關澤房清を訪ふ、對客八九人、手厚き饗應を受け暮五ツ過ぎ（午後八時）に歸宿。夜半關澤・宇野直作來訪、夜明迄咄して歸る。

關澤房清は加賀藩士、通稱六左衛門、後に安左衛門と改め、老後遯齋と號す。弘化四年割場奉行に補せられ、長大隅守連弘を輔けて舊弊を改革した。元治元年京師に於ける蛤御門の事變・明治元年伏見鳥羽の變・北越の役等にも功あり、後徵士に擧げられたが晩年東京に住し、明治十一年七月七十一歳を以て歿した。爲人眞摯硬直、常に國事を憂へ士氣を振作するを怠らなかつた。佐久間象山とも親善なりしが小楠も亦彼を見て我北陸に於て一知己を得たりと云つたとのことだ。

六月廿八日、晴、夕立少し來る。先生御不快。夕方犀川近邊に御供して納涼。

六月廿九日、晴。飯後田中專次來訪し、談話「朱・陸分境」や「未發・已發」に及ぶ。宇野及び泉澤見舞に來る。八ツ半頃（午後三時）より三人倶に上田翁に行く、對客十四五人、深更に歸る。歸宿後、存養の意味の御咄・御自身謙遜の意味御會得の段の御噂有り。安靜に御切磋。

七月朔日、晴。東郷來訪。飯後上田翁を訪ふ、不在。西坂錫に行く。九ツ半比（午後一時）より先生御供にて大島清太方へ行き、對客學校教師三人、深更に及ぶ。

七月二日、晴。飯後先生關澤家に御出に成る。大島清太來訪、詩三首示さる。晝後安靜同道上田家に行く、

囃子を設け、馳走有り、夜九ツ比(十二時)歸る。先生も關澤家より歸途上田家に御立寄。旅宿へ歸りて後、日用事實に就いて致知讀書の意味・家庭中難レ克處を克つの意味・千羽之說・書を讀て何理を會するやの御咄ある。

七月三日、晴。飯後先生御一所に上田翁に暇乞に行く、酒飯の馳走になり別情殊に切なり。榊原・宇野兄弟同席。七ツ頃(午後四時)より先生小川淨德寺へ御出。鷄鳴頃御歸り。

## (タ)　再び福井に

金澤を立ち小松に

七月四日、晴。早飯にて金澤出立。阿越の驛を過ぎ小松の野田屋加左衛門に止宿。金澤より七里半。

七月五日、晴。拂曉出立、炎熱甚だし。大聖寺にて火打石を求む。立花之上坂あり、暫くして北海を俯瞰す、風景佳なり。細呂木にて暫く休息し、小松より十里ばかりの金津に着き、福丸屋に宿泊。

金津より福井に

七月六日、晴。早朝金津出立。長崎(新田義貞の墓地あり)・舟橋を過ぎ九ツ比(正午)福井に着き、魚町八百屋甚兵衛方に暫く休息、夕方遊仙樓へ移る。薄暮より川原へ納涼、晩、ひとしきり雨降る。

七月七日、曇。諸士來訪。鄉書認めなどす。

七月八日、晴。先生は吉田家に御出になる。

病床の人となる

七月九日、晴。早朝より諸士來話、夕方より「西銘」の御會有り、中比より先生御不快にて中止。晩、市村乙作來る、四ツ過ぎ(十時)迄咄す。

小楠は再び此の日より講習を始めたが、積日の過勞と炎暑とのためにや遂に病床の人とな

つた。

七月十日、晴。先生御不快、笠原來診。吉田翁來訪。今日より諸士の應對を御斷。

笠原白翁

笠原とは白翁の事にて、越前藩にて始めて西洋醫術を以て開業し、福井に除痘館を開き種痘の事に大いに力を盡くした有名な洋方醫である。此の後小楠とは親交ありて互に次韻し合つた詩なども遺つてゐる。

七月十一日、晴。先生甚だ御不快、吉田翁・岡田・三寺共の外諸士の訪問引も切らず。

七月十二日、晴。先生次第に快方に向はる。吉田翁・三寺・末松來訪。笠原來診。晩、川端へ納涼。

病氣平快

頗る憂慮された小楠の病氣は幸に平快に向つた。笠・德富は勿論、越藩の人達の安堵の程が思ひやられる。右末松は越藩教官の末松久兵衞か、同藩の末松覺兵衞かの事であらう。

七月十三日、雨。吉田翁・岡田・三寺・奈良以下諸士來訪。先生御暑邪の氣味故居を轉ずべく、吉田翁配慮にて、含翠亭に移る。該亭は稻葉何某の別莊にて、家は北に面して座敷も廣く、庭抔も面白く作りなし、池水（三間位）も淸らかとて澤邊にくさぐの水草など生ひ茂り、庭の木立もいとふるめかしく暑を避けんには申分なき處なり。かくまで心を盡くして先生をいたはり申さるゝ事、扨々あつしともいふべし。他の人すら此の如し、況や我等の身に兼て心得べき事と自ら警め置くものなり。

含翠亭に移る

七月十四日、晴、暑甚だし。諸士來訪、朝より三更に至る御學談あり。

越藩人士の懇切なる待遇と配慮とには小楠一行の感激一方ならず、德富も右の如くに特記

してゐるが、居心地よき含翠亭に暑を避けて元氣を回復した小楠は此の日は長時間の學談をなし、揮毫も試み、感謝の書簡（遺稿篇「書簡」一七）を吉田に寄せなどした。

七月十五日、晴。朝飯後より來訪多し、晩、右同斷。

伴圭左衛門・村田巳三郎來る

七月十六日、晴。飯後「忠恕」の御會談あり。夜は末松・伴・三寺・村田來り咄す。

伴は通稱圭左衛門、閑山と號し、吉田東篁の門人。年廿四より藩に仕ふる傍、家に在つて教授す。

村田は後年春嶽の小楠招聘の內意を傳ふべく熊本に來れる巳三郎（氏壽）で、其の略歴は遺稿篇（二四一頁）に記してある。

新田塚を訪ふ

七月十七日、晴。飯後、『論語』「首章」の御會有る。七ツ比（午後四時）より新田塚に參る。義貞燈明寺前にて味方の手負實檢の處、藤島の官軍數々利を失ふ模樣見えければ大將義貞自ら五拾騎を隨へ横畷をつたい赴きすくはんとなし給ひし折柄、黑丸の賊徒の同じく藤島に後詰に參るに行逢ひ給ひければ、賊徒矢尻を揃へ散々に射ける。味方騎馬にて楯の一ツだに持たざれば遂に射すくめられ大將を始めこゝにて討死し給ふ。是閏七月二日なり。北朝暦應元年に當る。

愛宕山に登る

薄暮より愛宕山（今の足羽山）に登り、足羽の神・繼體天皇の宮に參拜す。此の山豐太閤柴田征伐の時陣を布かれし場にて今の城までさし渡し八丁位。山頂にて酒を酌む內東山月を吐き、北海涼を送り、實に近頃の佳興なり。四ツ過（午後十時）含翠亭に歸る。同行は岡田・野村・堅崎の三人。

七月十八日、晴、晝後夕立。飯後大谷助六來訪、野村列四五輩見ゆ。

德富は此の日の記事中に「七ツ比（午後四時）より安靜同道吉田翁を訪ひ薄暮より伴・末松・村田も列席

にて、翁の訓話を聞く」とありて其の話を記してゐる。これには小楠は同行して居ない。徳富は此の外にも時々吉田に講義を聞いたらしい記事がある。

七月十九日、晴。朝、笠原の門弟にて敦賀の人來訪。敦賀にて同人宅へ止宿のことを賴む。大谷助六・末松・市村・岡田來話、吉田翁も見ゆ。

七月廿日、曇、後晴。笠原に行く。諸買物などす。歸宿後諸士來り、大谷・吉田翁も見ゆ。薄暮、吉田翁を訪ふ。晩、岡田列六七輩來訪。

福井藩の款待振

名殘は盡きぬがいつ迄居てもと、いよ〳〵明日は惜しき別れを福井に告げることゝなつた。前後二十餘日の滯在間に於ける福井藩の歡迎接待振は眞に至れり盡くせりで、藩政府は小楠一行を藩費を以て賄ひ、稻葉家の別墅に請じて貴賓の待遇をなし、吉田東篁はじめ篤學の士は爭うて小楠の教を乞ひ其の欽慕の情は實に切なるものがあつた。東篁は小楠一行と殆ど毎日の樣に相往來してゐたが、惜別の情に堪へず左の七絕二首を小楠に贈つた。

吉田東篁の小楠に贈れる詩
（德富蘇峯藏）

吉田の送別詩

何事ぞ秋風に鱠羹を問ふ、陽關一曲情に堪へず、歸鞍到る處にて知己に逢はゞ、爲に報ぜよ非才も末盟を辱くしたりと。

千里の歸心雁聲に先だつ、高山流水交情を奈んせん、知らず何れの歳か西窓の燭、重ねて白頭を照らして玉觥に醉はん。

右第一首の結句が寫眞のそれと違つてゐるのは、後に改めたのであらう。なほ福井藩の儒者で後には一等教授に進み藩侯の覺いとめでたかりし矢島立軒(剛)も小楠の出發に臨み名殘を惜んで左の如き一文を艸してゐる、立軒は當時二十六歳で藩黌の助教を勤めてゐた。

矢島の送別文

學に九流有り、其の正統を求むれば孔孟と曰はずや。孔孟たるに又道有り、敬を持し理を窮むと曰はずや。敬を持して以て己を修め、理を窮めて以て知を致し、知行兩進循々已まず、聖賢に至るの方斯の如きに過ぎざるのみ。此れ剛の私言に匪ずして賢人君子古より學を爲すの訓咸已に此の如し。豈亦深切著明ならずや。世の孔孟を唱ふる者皆之を知らざるは莫し、然れども能く其の訓を守りて其の眞腴を得るは天下又幾ばくも無きのみ。間其の人ありと雖も或は虛高に騖せ或は支離に溺れて多くは皆醇ならざるなり。嗟夫正學の明らかならざるや尙し。意ふに吾が道に醇なる者世に其の人有る無きか。橫子操先生は肥後の人なり、來りて友を弊藩に訪ひて福に寓館す、剛嘗て過ぎりて其の誨範に接す。其の儀貌平和に制行嚴肅なるを見るは、是敬を持して以て然るに非ずや。之に問ふに經義を以てすれば則ち本末を開示して之を絲毫に折ち、其の叩く所に應じ愈々出でゝ愈々新なるは是理を窮めて以て然るに非ずや。且つ躬に官守無きもしかも慨然として當世の事に志有り、故に國家の利病や生民の休戚や常に隱憂を其の間に抱く有り、是を以てか議論英發懇惻人を動かす。先生九州より京・攝に適き紀・勢に走せ尾・江を過ぎ以て藩に來り、藩より加に之き加より復藩に留まる。國を觀風を訪うは蓋し聲氣の同じき者を得て斯道を天下に維持せんと欲するなり。剛惟ふに先生の若きは所謂其の人に非ずや。久しく謦欬を承けて箕帚を執らんと欲せしも、然も駕を稅くこと僅かに二旬餘、親を思ひて置かず茲に歸志有り、吾が藩の先生と道義を以て交る者各其の別を惜しみ懷に芥する無き能はざるなり。剛尤も其の誨の卒へざるを恨む、乃ち序して以て其の行を送ると云ふ。

嘉永四歳在辛亥七月下浣　　（原漢文）

右吉田の詩は『東篁遺稿』に、矢島の文は『立軒存稿』に掲げられてある。此の詩と文とを見ても小楠の講學は越藩の儒者に如何なる印象を與へたかゞ分り、殊に青年學徒に取つては一つの驚異であり又一服の清涼劑なり興奮劑なりであつた。其の小楠が久しからずして西歸するに當つては惜別の念に堪へなかつた者は少くなかつたであらうし、其の情を叙するの詩文も二三に止らなかつたと思はれるが、右の外に見出し得ぬのは遺憾だ。

小楠に對する越前藩の款待・同藩士の欽慕は以上の如くであつた。肥後に居ては藩から川ひられぬばかりか常に白眼を以て睨まれてゐる彼が其の心裏に如何なる感想が湧いたか蓋し想像に餘りがある。小楠は啻に越前の厚き待遇に歡喜したばかりでなく、同藩士風の美なるに感歎したことは彼が遊歷の翌春二月岩國藩學の坂本・井上兩教官に寄せた書簡（遺稿篇「書簡」二三）の一節を見てもわかる。小楠は今回の遊歷で頓に親交の度を加へた越前の人士とは歸國後も絶えず書狀の往復をなし、互に相離れて居ても兩者の間は强い綱で結ばれてゐた。數年立つた後の安政三年十二月に吉田東篁に寄せた書面（遺稿篇「書簡」六二）の中にも「尊藩の御事は日として御噂不﹅申は無﹅御座﹅候」と書いてゐる。

小楠の福井滯在間に面接した同藩の名士は德富の『日錄』に載せられてはあるがそれは決して全部でなくて、其の外に多くあつたやうだ。例へば、上記矢島立軒の名も『日錄』には

滯福中面會した人につきて

出で居らず、かの越藩の大立者たる鈴木主税も見出されぬが、小楠が今回の遊歷後に鈴木に數回書面を送つてゐる所を見ても滯福中幾度か面會したものと思はれる。なほ『越前人物志』によると橋本長綱は長子左内を連れて小楠に見えしめたとあるが、左内は既記の通り小楠の入福前大阪で二回も會見したが、此の時は福井には居ないから此の記事は誤である。然し長綱は度々小楠に面接したと思はれる。彼は嘉永五年十月に病死したが、其の病中の作に左の一首がある。

橋本長綱

夢に横井碩學に遇ひ醉話數刻、碩學近作を問ふ、卽一詩を示す、愕然夢覺む兩腋に汗有り。

牛後且つ身を寄するを愧づ、徒に鼠尾に伍して辛を甜む、天公若し我に幸する有らば、願はくは餘齡をして眞を養はしめよ。

七月廿一日、晴。朝五ツ(八時)比諸士離別に見ゆ。福井より一里の新井(荒井)にて諸藩士に、淺津(淺水)にて市村に別れ、奥村此處へ來りそれより同道鯖波に至り留別の酒杯を催す。

奥村坦藏に書を與ふ

奥村とあるのは坦藏のことで小楠福井滯在間共の側に侍して何くれと世話をなした人。此處での別れに臨みて小楠は福井滯在中は熊本の空を眺めて懷鄉の念荐りなりしが、さて辭去することになると福井が却つて故鄉のやうに想はれるとの感想を示すべく、「唐詩を錄して奥村君に別る」として『唐詩選』中賈島の作なる

客舍幷州已に十霜、歸心日夜咸陽を想ふ、端無く既に桑乾の水を渡りて、却つて幷州を望めば是故鄕。

奧村坦藏に與へたる小楠の書（奧村元次藏）

を半紙半枚大の紙片に、なほ美濃紙大の紙本には左の文句を書きて彼に與へ、別れを惜しむと同時に激勵する所があつた。

千差萬變一として極り無き者は人事に非ずや、而して心を一處に置くは是心の神明死せるなり、安んぞ之を學と謂ふ可けんや、此の理を會得し縱横推究し必ず人事の義を盡くして止めば則ち志明らかに意誠に大學八條の工夫以て其の要領を得可きなり。

奧村君送りて鯖波に別る。余深く其の篤志に感ず。乃ち平生記する所を錄して以て別と爲す。

横井存拜

（原漢文）

## （レ）敦賀―大津

敦賀着、吉田宗左衛門に宿泊

七月廿二日、雨、晝頃より晴。奥村と袂を分かちて鯖波を發足。湯ノ尾峠を越し、今庄にて人足を繼ぐ。此邊は南北朝の頃、脇屋義助・新田義顯が鯖波の東八丁斗の杣山より金ケ崎に過ぎりたる道なり。今庄にて東面の追分あり、二ツ屋に福井領の關所あり、それを通りて木ノ目峠を越し、越の中山といふ新保・繁原を過ぐ、此邊に瓜生判官塚あり。谷口にて京都・敦賀の追分あり。やがて敦賀に着き、新田の吉田宗左衛門方に宿泊。今夜甚だ涼しく暮しよし。

吉田の事は上記足代弘訓より小楠への書簡にある。（本篇一九七頁）其の閲歴は詳かにしないが横井時靖の藏せる左記書簡を見ても一廉の人物たることは想像に難くない。

再白御報教被レ下候義も御座候はゞ京六角通数屋丁三木屋半兵衛と申もの弊邑飛脚宿にて、隔日には便宜御座候故、賃錢京より先拂と被レ成御出し被レ下候様奉レ願候。豚児共も私より宜申上度申出候、御聞置せ可レ被レ下候。以上。

冷氣日加候得共増御勝當可レ被レ成二御座一、奉二恭抃一候。誠一昨秋は御枉駕被レ下□□（一・二字蟲喰）、折節無人に罷在□（蟲喰、疎カ）待之至、赧顔罷在候。御芳翰其冬福井より到着、御請申上度候得共便宜無レ之、昨春は上京仕候積、左候へば求レ便呈二一書一度存候内不快に相成、昨年は終歳籠居當三月出勤と申様なる次第に御座候。乍レ然伊勢足代より兩三度之消息に文況御佳勝之狀申來歡抃罷在候。扨今夏は亞艦浦賀え入泊江戸海處々同泛に付、　御藩を始越前・長州等七侯え警衛の命有レ之候趣、　御藩は殊之外巷說よろしく候様承り候。乍レ然某侯は御人數多きの、某侯は格別御徃發のと申様なる浮論斗御座候。　御藩抔は格別、弊邦方角之侯伯はいづれも府庫空虛追々賦斂重く相成可レ申、當今之一大患と不レ堪二杞憂一候。海防斗に目を付人數が多の徃發だのと申が増長仕候て、儉約觸位之事にてまじなゐ候はゞ甕二四賑一之一端にも可二相成一と不レ堪二浩歎一候。御一笑可レ被レ下候。英夷のみ申居候處、豈圖角利夷之輕侮笑止千萬御座候。定て御一覧と存候。合衆國大統領斐謨美辣書中には爲レ指無禮之詞も

無レ之候得共、該欽差彼理之書中には往々虚喝らしき文言御座候。乍レ然來春之處彌情難レ斗御座候。御高察承知仕度候。長崎へ魯齊亞船來候て是又交易願之書簡呈上之由、弊境抔は別て方角違候故一切わかり不レ申風聞斗に御座候。此頃退帆仕候樣にも申候。且浦賀へ來候火輪船一艘長崎へ御返簡請取に來る樣に申候。如何御座候哉、委承知仕度候。相州觀音崎・猿島、総州富津崎等此節埠頭築立に相成候風聞に御座候。定て種々御高論も可レ有二御座一、御聞せ可レ被レ下候。明朝豚兒上京仕候故京師御藩邸迄此書相願候積に御座候。無レ滯御披見被レ下候はゞ奉レ希二御近況一度仰二御答教一罷在候。時下漸寒御自玉御保嗇所レ希に御座候。恐惶頓首。

九月二十日　吉田宗左衛門(花押)

横井平四郎樣

侍史

尙々過日御隨從之御兩生へも宜、乍レ憚御傳意奉レ願候。以上。

金ヶ崎に登る

七月廿三日、晴。宿の主人吉田同道にて金ヶ崎に登る。荒涼にして老松立茂り荻・薄逕を塞ぎ、昔の面影は何一つ殘り居らず。此の山は東北は海、西は今の町家、南東は平田となり、孤立してしかも甚だ嶮し。土人の淺倉某の居城と云ひ傳へたる本丸・一ノ宮と義顯の生害場・宮の月を見給ひし處などあり。敦賀町は戸數三千餘、北海一二の湊と見ゆ。

七月廿四日、晴。飯後敦賀を發す。七里にして海津に至り便船を求め乘り出したるも風波強く今津の一里北に着岸、波を蹈みて今津に至り長濱屋孫右衛門に投宿。終夜波聲枕を動かし眠り難し。夜雨。

藤樹の書院を訪ふ

七月廿五日、朝雨。今津出立。二里ばかりにして上小川村に至り、村老某の案内にて藤樹の書院を訪ふ。家は二百年餘のものにて當時の模樣想像するに餘りあり。其の正面に分部若狹守の「藤樹書院」の額懸り居

り、内に入れば又正面に三條公の「德本堂」なる額あり、床の內より神□□（不明）外に眞跡の「致良知」及び紙面一通・陸王等の懸物など種々遺物を見せらる。それより大溝を過ぎ衣川の藥屋勘次に止宿。

七月廿六日、晴。衣川出立。唐崎の松・明智の城跡・坂本村の上壺笠山・志賀の村志賀山城址など見物。

伏見より下阪

大津にて上原翁を訪ひ酒飯の饗應を受け、少時にして發足。伏見肥後屋淸兵衞に立寄り、夜四ツ（十時）過ぎ乘船して大坂に下る。

此の遊歷より歸國して後、小楠が越前の岡田準介に寄せたる書面中に「拜別以來餘り殘暑に堪へ不申、敦賀より直ちに大坂に至り、同地出船、周防三田尻と申す處に至り云々」と書き送つてゐるが、一行中には殘暑許りでなく歸心矢の如きものもあつたであらう。

## （ツ）大阪―山口

大阪出帆

七月廿七日、晴。拂曉大坂に着き、船より松屋惣八方に上る。それより御屋敷內に行き安原・坂本をも訪ふ。晝過ぎより小倉船へ乘組み湊橋へ懸りゐたる內、隣船に上村頓藏・井芹喜平ありたれば、船宿に上りて暮過ぎまで咄し、夜八ツ比（午前二時）より川口出帆。

七月廿八日、晴。大坂より三四里にて夜明く。西ノ宮より西伊丹・兵庫を過ぎ、和田岬の松風凉しく吹渡し、賈船・漁舟、眞帆・片帆に風を受け風景いと面白し。摩耶・武庫の高山も目前に顯れ、須磨・明石を經て、播洋に至れば日沒す、夜半は東北風强し。

七月廿九日、晴。室の湊の西二里位にて夜明く。牛窓に暫く舟懸りして直ちに出帆。下津井を經、暮前、水島を過ぎて日沒。

七月晦日、晴。白石の西、福山の沖にて夜明く。便風宜しく、七ツ比（午後四時）藝州御手洗へ着。暫く汐懸りして、五ツ比（午後八時）より出帆。此の日讃岐富士を望む。

中ノ關着、山口見物

八月朔日、廣島沖とも覺しき處にて夜明く。鼻ぐりの瀨戸を過ぎ、上ノ關・室津の間を通航する沖中にて漁師共商に來る。魚など求めて暫く走る内に室積の沖にて日落ち、周防洋に出づ。遙か南に豐後姫島を見つゝ風に任せて夜八ツ（午前二時）、「スクモ」に着き、又出帆。

八月二日、東風強く、朝時々雨。早朝中ノ關に着陸。三田尻より宮市を過ぎ山口にて中食。大内義隆の城址を見、大内家の菩提寺龍福寺に立寄り昔の樣子を聞けるに當處は位牌所にて、墓は深川の大寧寺にありと。寺門には輝元の制札あり。町並も昔の形を存し、衰微すれども川尻（熊本市外の町）位もあるべく、町際に古き大屋敷と見え石垣など古めかしく殘り居るを見る。それより一ノ坂峠を越え佐々並の土山藤八方に宿泊。萩より四里。

（ツ）萩

八月三日、東風强し。佐々並出立。昨日より頻りに山坂を越え、明木を過ぎ、九ツ比（正午）萩瓦町三笠屋新平へ止宿。吉田大次郎と蘭醫松村多仲とに紙面を遣はしたるに、吉田は江戸留守、松村は病氣の由にて返書なし。山形へ荻子の添書遣はし置く。

吉田大次郎

吉田大次郎は吉田松陰(矩方)のことで、彼は通稱を初は虎之助、後に大次郎・松次郎更に寅次郎と改めたのである。松陰は嘉永三年に鎭西遊歷をなし、翌四年三月より江戸に遊學してゐて此の時はなほ在府中であつたのである。嘉永四年六月五日付にて松陰が萩の實兄杉梅太郎に寄せた書狀の一ヶ條に、

一　熊本藩横井平四郎なるもの諸國遊學に出候由、御國えも來り候積りにて、宮部鼎藏より矩方え添書仕候由鼎藏申候事。

とあるから、小楠の松陰訪問は宮部の紹介によつたものと見える。右德富の『日錄』には記してないが小楠は松陰不在なりし爲に其の實家たる杉を訪うたので、梅太郎から其の事を松陰に報じたものと見え、同年九月十五日付にて松陰より兄への書狀中に、

横井其外又三人來り候由妙々。何月何日より何月何日迄居候段相分り候はゞ後鴻奉レ待候。東肥人の心懸如レ仰可レ畏候。宮部などの事每度敬服仕候。今日同人方にて横井が遊歷中宮部へ遣し候紙面中程少し見申候。諸國の事大分論じ有レ之候。

なる一節があり、それに對して十月二十三日付にて兄より松陰への書狀中に「横井其外滯留之事別紙之通」―別紙は見當らぬが―なる一條がある。松陰と宮部とは松陰の右鎭西遊歷の時熊本にて初めて相識つてから肝膽相照らす間柄となり、松陰の江戸に在る間宮部も亦嘉永四年五月から翌五年六月頃まで同じく在府、互に親密に往來し、東北遊歷も倶にしてゐる。

それで松陰は宮部から小楠に添書を與へた事を聞きもし、又小楠が此の遊歷間宮部に寄せた書狀も見たのである。此の兩書翰は興味ある內容が滿載されてゐると思ふが見當らぬのは遺憾だ。なほ右德富の『日錄』中の山形は山縣半七の事で大華と號した儒者で著書が多い。

山縣半七

八月四日、晴、東風强し。山形を訪ふ、病氣にて應對出來ず。晝比より明倫館を訪ふ、昨日通路なし宜きたれば平田新右衛門應對す。暮頃歸る。

八月五日、晴、東風强し。飯後先生の御供して八丁筋宍道直記を訪ふ。宍道方にて話す中同人實兄柳井孫太郎來る。此の人は久しく江戶留守居を勤め應對振物馴れたれど、さして學問ありと見えず。宍道も同様なり。七ツ比(午後四時)歸る。暮より明倫館平田へ三人共に參る。同席山田亦助外三人。

山田亦助

山田亦助名は公章、號は愛(一に変)山。村田淸風の甥で、野山十一烈士中の一人。文武に通じ、長沼流兵學の奥義を究む。天保七年藩主齊廣の近侍となり、十年密用方祐筆となり、海防手當方を兼ねた。其の後弘化・嘉永の間海防の事に盡力して功ありしが、嘉永五年古賀侗庵の『海防臆測』を活刷して同志に頒ちしことが忌諱に觸れ屛居し、家督を其の子に讓つた。安政五年再び起用され、長藩の兵制改革に力を盡くし造船鑄砲の事を督す。文久年間京都・江戶に奔走して王事に竭くし、或は學習院に出仕し、或は火輪船壬戌丸を購求して其の奉行となりなどした。元治元年禁門の變後恭順派の爲に幽せられ、詩で投獄され、十二月遂に斬に處せらる。明治二十四年正四位を贈らる。

明倫館參觀

八月六日、晴、東風强し。飯後城下諸處見物(町の地勢所見を略記す)。山田亦助來訪、明倫館參觀。惣郭方貳町余三町に不レ足。講堂百九拾六枚敷、聖廟五間に九間、正面聖像(顏・曾・思・孟た兩脇に祭る。) 六先生の祭も一所に有り、祭は春秋上丁の日。朔望開扉供物。居寮樹(のカ)を間講堂に續き立、演武場(以下略)。

明倫館は云ふ迄もなく長藩の學校で、享保四年開設以來藩士に文武教育をなしてゐたが、毛利敬親封を襲ぐや弘化三年に學事興隆を命じ設備の擴張・內容の充實を圖り、萩の中央に新築館舍の敷地をト定して工事を進め、嘉永二年正月落成した。小楠等の參觀したのは卽ちそれである。

八月七日、風止み雨となる。早朝森重政之允・石州近澤敬藏同道にて來訪。山形半藏參り、半七病氣にて出會出來ざるを謝す。七ツ比（午後四時）より宍道直記方に行き、深更に及びて歸る。

山縣半藏

山縣半藏は半七の養子で後の宍戸璣。安政以來四方の志士と交り國事に奔走し、尋で世子侍講となり、慶應元年幕府の長州問罪使が廣島に來た時は宍戸備後介と改名して差遣せられ、陳情辯疏大いに努めた。其の功により別に祿を給せられ、遂に宍戸氏を稱した。後諸官を經て駐淸特命全權公使ともなり、明治二十年子爵を授けられ同三十四年七十四歲にて歿した。

八月八日、雨止む。山形半藏國史贊（賛カ）論その他の書物を携へて來る。七ツ比（午後四時）より先生御供にて山田亦助へ行き、深更まで咄す。列席道家龍助・軍治某・近澤なり。座間山田家什物大內家の鍔を見る。

八月九日、晴、風立つ。早朝明倫館平田子へ暇乞に行き、飯後發足。道家龍助方へ立寄り和蘭製の鞍を見、且つ造船法を聞く。

### （ネ）　村田淸風と會見

同日八ツ比（午後二時）、三隅鄕澤江村村田織部を訪ふ。談話數刻、暮過ぎ旅店に投宿。村田深更迄咄す。

八月十日、晴、東風强し。飯後村田翁を訪ふ。少時話したる後、槍劔の稽古を見、それより又翁と談話し、漢の古鏡・玉の文鎭・菅相公の筆などを見せらる。

右『日錄』に據ると、小楠は村田と九日に二回・十日に一回都合三回會見してゐるが、昭和四年に熊本にて擧行された「小楠先生贈位奉告六十年祭」に於ける德富蘇峰の演說には小楠が此の遊歷後越藩の吉田東篁に萩表の事を書き贈つた書翰中にある左の一節を引用してゐる。

小楠、村田を評す

村田には、ゆる〳〵と話し申候。前廉中風にて家內の行步も漸く仕る位にて誠に六十九歲の老翁に候得共、中々の人傑にて其精神も氣魄も旺んなる人を壓し候處は驚き入り申候。只惜むべきは學術純正ならず遂には一個の私見に陷り申候。右之次第故之よりは一切親切も不ㇾ仕候。

村田と會談の狀況

小楠は村田と心行くまで話してゐる。德富の『日錄』の九日の記事に「村田深更迄咄す」とあるは村田が小楠の訪問に對する答禮の意味で小楠の宿を訪うたかのやうに見えるが、「家內の行步漸く仕る位」とあれば小楠が再訪したであらうか詳かでない。何れにしても小楠は村田との緩話によりて彼を中々の人傑と見て取つたらしい。然るに「たゞ惜しむべきは」以下の文章によると、小楠は村田と其の學問の筋を異にしてゐる上に病餘の老體に遠慮したのか總べて話を聽く許りで議論は仕懸けなかつたと見える。三回の會談に於ける話題は果して何であつたか、德富の『日錄』は記事餘りに簡略で其の消息を傳へないのは頗る遺憾だ。

右會談につきての西郷南洲の書面

西郷南洲より坂元純熙への書中の最初の一節（坂元寅彥藏）

然るに西郷南洲が明治三年故山に在りし頃諸藩形勢の穩かならざるものあり、彼は早くも此の大勢を洞察し遠からず親政の令が布かるべく、其の曉は自分も要路に立つものと覺悟し、天下の人心を統一するには日本六十餘州の政治振を知悉し而して其の地方々々の民意に合致したる政治を布かねばならぬと絶えず留意してゐたが、それには先づ自分が上京する以前に何人かに各地の政況を巡視せしむるの必要ありとして、藩の子弟中より坂元純熙を物色し、彼に宇內の大勢・海外の趨向などを懇切に說き、諸國を遍歷して具さに復命すべく命じた。その時南洲が坂元に與へた書の中に左の如き一節がある。

熊本藩横井平四郎壯年之砌諸國遊歷いたし、國々人物を尋廻、人材と彼等が目し候人に其後名を擧げざる者は無レ之、加州之長沼某と申者只一人其名顯はれざるよしに御座候。夫故皆人横井の識鑑之高きを稱し候よしに御座候。其經歷之節長州之村田四郎左衛門と申人に致二面會一候節、何等之譯にて天下を經歷いたし候か、其趣意如何と

四郎左衞門問掛候由。然處橫井相答候には、いづれ天下之政一途に出候樣無レ之候ては只一國々の政事にては不ニ相濟一と心付、彼に長し候處も有レ之是に得たる處も可レ有レ之候付、是非得失を考合、一途政體相居（マヽ）候處念願に有レ之遊歷いたし、國政之善惡を視察いたし候旨申述候處、然らば其國に入り其政の善惡是非は何を以識候哉と相尋候處、先づ其國に到り士之容體質朴なるは、必士風盛なる處、又町家之繁榮なる所は其國の富たる處、農政行屆き民心を得候處は必仁政之行れ候處、此三條を目的にいたし、其事の擧候所は其國に人材可レ有レ之候付其人に問て細目を正し本體を明め候處、多くは相違も無レ之趣申聞候處、今一事見處有レ之候が不ニ心付一哉と四郎左衞門申述候處、幾度も考合候得共不ニ考當一候付、如何樣之所か頓と不ニ考當一候付願くは教呉候樣申述候處、市中に玩物多く賣物有レ之候處は決て奢美之國に有レ之候旨申述候處、橫井閉口いたし候由。此遊歷中に頭を下げ候人は村田一人にて有レ之たる由に傳承居候。橫井之一條御書載有レ之候故、由來を委敷相記申候。

同會談に關しての『吉田松陰』の一節

小楠と村田との會見には右の樣な興味ある場面もあつたと見える。又德富蘇峰の著『吉田松陰』中の下記一節を讀むと下の如き光景もあつたらしい。

聞く橫井小楠の歷遊實に嘉永四年にあり。村田當時中風を病み三隅山莊に退居す。小楠之を訪ふ。村田壁間武內宿禰應神天皇を懷くの圖を揭げ且泣き且語りて曰く、君武內の苦衷を見ずや。外は三韓の役あり內は熊襲の變あり、而して禍は蕭牆の裡より起りて忍熊王の反となる。彼れ此時に於て寡婦孤兒を輔け、以て內外の大難を靖す、千載の下誰か彼の精誠を諒するものぞと。彼の抱負亦大ならずや。

村田清風より小楠へ

村田、通稱は四郎左衛門後織部と改め、名は將之後に淸風、字は穆夫、號に東陽・梅堂・松齋・靜翁・炎々翁等があり、世々長州藩に仕へた。年僅かに十七歳にして江戸に上り富士を見て「來て見れは聞くより低し富士の山、釋迦も孔子もかくやあるらん」と詠じ、人を人と思はぬ欝勃たる其氣象を三十一字の間にたゞよはしてゐるが、彼は資性剛毅果斷頗る經綸の才に富み經濟のことに通じ、齊房より敬親に至る五代に亘り專ら財政の確立・士風の作興・文武の奬勵・兵制の改革等に力を致すこと五十餘年の長きに及び、長藩維新回天の事業の基礎淸風にありと稱せられた。然るに一面には彼が改革を喜ばざるものありて或は門楹を斫られたり、或は石砠を碎かれたり、時には刺客に襲はれたりした。淸風は毫もそれを意に介せず、左の一律を賦した。

　國步艱難策未だ成らず、身を忘れて聊か野芹の誠を献せんとす、才疎にして萬事人望に違ひ、德薄くして多年世情に負く、皎月門前誰か石を折る、芳樑籬外渠ぞ楹を斬りたらん、松を撫して只託す千秋の後に、淸風を問ふもの有らば我名なりと答へよ。

淸風は僧月性等と倶に時事を慨嘆し將に大いに爲すところあらんとしたが、弘化二年老を告げ歸藩し近邑の人士を指導して士氣の作興・文武の奬勵を怠らなかつた。嘉永元年再び召されて藩校再興用掛となり、安政二年用談役となり文敎及び政務に參與したが同年五月年七十三を以て歿し、明治廿四年四月正四位を贈られた。

の書簡（横井時靖藏）

清風は右の如く長州の富國强兵・人材養成につきては與つて大いに力があるが、彼は單に力があるのみならず其の思想にも亦偉い所があつて封建時代に於て既に國家的思想・帝國的思想を持つて居たことは彼の和歌に、

西北に風よけをして幔を張れ我か日の本の櫻見る人。

敷島の大和心を人とはゝ蒙古のつかひ斬りし時宗。

があり、又彼の述懐の詩に、

高千穗峰に神戟有り、卽ち是億兆の日本魂、武內も時宗も此の器を持して、築き成す六十六州藩。

のあるを見ても想察される。識見高邁眼中人無きの槪ある流石の小楠も清風には大いに敬意を拂つたが清風も亦小楠を只者ならずと睨んだと見えて、爾來兩人は互に懇親を續け文通もした。嘉永六年四月五日付で清風から小楠に送つた手紙が一通横井(時靖)家に保存されてゐる。これは小楠が前記德山の井上彌太郎への如く(本篇一六〇頁參照)永島三平一行が嘉永六年の漫遊の際之に托して村田に

永島等を紹介した書狀に對しての返書である、大した內容ではないが左に掲げよう。

三月五日之華箋相達謹て奉二拜讀一候。其後も益御淸健被レ成二御座一候由、奉二敬賀一候。陳者御藩中之諸名賢永島三平君を初として御四人城下御來儀被レ爲レ成追々刀槍御較藝、罷出候者ども拜見驚嘆仕候。士道之御修行奉二感銘一候。弟尙々故態依レ舊候處茅屋御尋問被レ下、賢兄御近狀をも奉レ伺候て寬々拜話仕甚奉二感銘一候。次郎三郎事も仲春念八出府仕候故御應接不レ得レ仕殘懷奉レ存候。乍レ去追レ日東部御出之由定て於二彼地一寬々御相對可レ仕と奉レ存候。夫故內藤作兵衛・進藤又藏と申者懇篤之者且親姻之間柄にも御座候間相託、拙家兩度御來賁之刻も相招候て御雄談承知仕奉二欣抃一候。

一　去子年近藤晉一郎と申藩中之者貴藩罷出之砌、荻角兵衛君より淸正公の揚像拜賜不レ堪二感銘一候。乍レ憚御禮可レ然被二仰傳一被レ下候樣に奉二託上一候。晉一郎事も當春出府仕候て諸賢兄え拜眉不レ得レ仕候。且又諸賢え三隅山莊の十二勝之詩歌連作之貴藩諸名賢之御秀吟奉二託上一候間若達二尊聽一候節は兼ての御秀吟俯て奉二願上一候。追々薄暑之候にも差向候間御氣躰御自愛專一之御事奉レ存候。い細は永島氏其外より可レ達二尊聽一奉レ存不レ詳候。恐惶謹言

四月五日　　　　村田織部

淸風（花押）

横井平四郎樣

人々御中

尙々幾重も御加養專禱奉レ存候。永島氏其外より彼是の拜賜可レ然被二仰傳一被レ下候樣奉レ願候。以上。

## (ナ) 長門―筑前

大寧寺に詣づ

八月十日、(續)。晝後村田に別れを告げて其の三隅山莊を發足し、深川の湯に入り、大寧寺に到り大內義隆の古墳を見る。諸公卿を始め墳墓二十位あり。薄暮八幡と云ふ處に到り、宿を乞ひしも許さず、已むを得

ず更に三里を歩みて西市に宿泊。

赤間關

八月十一日、晴。早朝發足。七ツ比（午後四時）赤間關米屋半左衛門へ着。暮より原五郎左衛門（本篇二一七頁）同道にて阿彌陀寺町に納涼に出浮き深更に及び歸る。

八月十二日、晴。飯後、五郎左衛門に暇乞に行く。伊勢屋小四郎問屋より出船。逆潮にて船路遲く八ツ比（午後二時）大里の船宿へ着。食後直ちに小倉京町一丁目今井屋喜兵衛へ止宿。

小倉

八月十三日、晴。小倉發足。黑崎木屋の瀨にて中飯。赤間の驛新屋に投宿。晩、少し雨降る。

博多に櫛田駿平を訪ふ

八月十四日。早朝出立。畦町青柳を過ぎ香椎宮の前を通り、箱崎八幡宮に參詣し、博多中の島二タ口屋へ宿を取り、夕方福岡の教官櫛田俊平（駿平）を訪ふ國禁の由にて直ちに面會出來ず、些と六ケ敷き爲引取る。

櫛田駿平は福岡藩士、北渚と號す、藩命で江戸に遊學し、古賀侗庵に從學、指南加勢見習より累進して指南本役となり、藩主の讀書相手を命ぜられ後、奥頭取班に昇る。明治四年五十八歳を以て歿す。

太宰府

八月十五日、時々夕立。博多出立。大宰府へ行き、觀音寺に立寄る。聖廟へ參拜し歸路大野屋にて中飯。二日市・原田を過ぎ田代の町に止宿。

## （ラ）久留米―柳河

久留米

八月十六日、曇、北風。早朝出立。四ツ比（午前十時）久留米着。文武宿紙屋久左衛門に投宿。池尻茂左衛門・山本左次郎・本庄一郎同道にて木村三郎・眞木和泉守・梯讓平來訪。夕方より山本宅へ行き深更迄咄す。前條三人（マヽ）

の人々並に中村淵藏・梯謙次・佐田脩平・三原顯藏同席。

本庄一郎

右の本庄一郎は久留米藩學教授だ。小楠は曩に江戸遊學から歸國して堅苦刻勵心を經傳に專らにした數年間自家の所見を吐露せんとするにもその人に乏しかつたので、本庄が學識ある老儒なりと聞き嘉永二年八月に朱學に關する蘊奧を傾けた書面(遺稿篇「書簡」九)を發し彼の意見を叩いた所、其の返書は大いに小楠の期待に反したので三寺三作への書面中「聊卓見無之背本意候」と書いて居るが、(遺稿篇一三六頁)今回の遊歷に往きにも還りにも親しく彼に接して見ると世間の評判程にないのには失望したらしい。小楠は已に往掛けに彼に面會した時の感想を、米田に寄せた『遊歷聞見書』の久留米藩士人の學術を書きたる處に「本庄一郎程朱を奉候得共是は通例之一老儒にて何も無之人物に御座候」と記してゐる。

眞木泉州を訪ひ、同家に宿泊す

八月十七日、雨。四ツ過(午前十時)紙屋出立。池尻・中村・山本暇乞に來る。眞木和泉守を訪ふ。本庄來り終日咄し、琵琶・和琴の曲を聞く、深更迄咄し、遂に泉州に宿る。

眞木和泉の如何なる人物であるかは餘りに有名だからこゝに贅しないが、小楠は彼を訪問し談話は盡くることなく遂に其の家に一泊してゐる。泉州は後年尊王攘夷の急先鋒として宮部鼎藏等と倶に長州を助けて活躍し小楠等の思想とは次第に隔たつていつたが、此の時迄は兩者の議論は能く一致してゐたものと見える。此の夜深更まで談じた所果して何事であつたであらうか。

立花主計を訪ふ

八月十八日、晴。飯後和泉の宅を立ち、彼に上野町の邊まで送られ、晝比柳河に着す。直ちに紙面を方々へ遣はす。池邊は病氣の由にて、井本辰之允・池邊龜三郎・淺川鶴之助來訪。晩、先生立花主計方へ御出に成る。旅館へは前記三人の外笠間(太沖)・山田(彥四郎)も來り深更迄咄す。

右井本・池邊・淺川・笠間・山田は何れも藩學傳習館の句讀師にて、池邊・淺川は小楠の直弟子、他は準門生—池邊藤左衛門によつて小楠の學風を慕ひ同志にて社を結び講習せる者—である。

立花壹岐と會見

八月十九日、時々雨、夕方より强雨。朝より藩士來訪、馬關の河野に出會。晝後船にて城下より三里ばかりの野町に行き、其處にある立花壹岐の別墅にて彼に出會す。此の人磊落眞に人傑なり。夜を徹し朝五ツ(八時)前迄咄す。

右に船にて野町にある立花の別墅にいつたとあるが、野町は瀨高より肥後の南關に行く途中なる山麓の宿驛で河邊にても海邊にても無いから、恐らくは柳河より舟にて矢部川の支流沖端川を溯りて瀨高に出で(此の間一里半)、それより一里餘の野町に赴いたのであらう。嘗て安永四年龜井南冥が柳河を訪うた時國老小野駿河は此の川を溯つて舟遊をなし、又天保元年眞木和泉の來た時も西原晁樹は此の川に舟を浮べて淸遊したこともあるから、今回も柳河の門人達が小楠優待の意味で態と舟にて瀨高まで送つたのではあるまいか。此の人磊落眞に人傑なりと云つた立花壹岐は如何なる人物であらうか。

立花壹岐諱は親雄、號は胖亭、致仕後は髑髏。天保二年五月十時三彌助の三男として生れ、同九年立花大藏親理の養子

立花壹岐の眞蹟（明治元年十月）

となり、同十二年其の跡目を相續して大組頭となつた、祿千五百石。弘化三年十五歳にして横地義一郎の門に入り、尋で池邊藤左衛門に學び、嘉永四年八月横井小楠と會してより之に師事して其の教を受けた。

安政元年米艦再來に當り幕命を以て大師債を警衛し、次いで上総富津を守りてより名聲が揚つた。同四年江戸に出で橋本左内・安島帶刀・羽倉用九・藤森簡堂等と交り、或は横井小楠を松平春嶽に勸め、或は藩主を動かして幕府に開國の建議をなさしめ、或は同五年將軍繼嗣問題に關しても慶喜擁立に就いて運動する所があつた。六年九月には藩政を一新し、文久三年病の爲に退隱したが、慶應三年王政維新に際し再び藩主に徵されて病を力めて政務を執り兵制の改革を行うた。明治元年朝廷より徵士として召さるゝや病の爲に漸く九月上洛したが、辭表を提出して翌二年一月歸藩した。—此の滯京間小楠に上圖の書面を寄せ且つ面會した—同年二月岩倉具視の切なる慫慂により再び病を推して東上し、屢〻彼に年來の抱負を披瀝し國是の大基礎を說き、その後更に東京に出で岩倉に國事に就いて建言すること數回に及んだ。六月歸國してからは意を世事に絕ち專ら筆硯を友として悠々自適病を養うた。其の著す所六十餘種二百册に及んだが、明治十四年七月廿四日五十一歲を以て柳河の自邸に逝き、同四十四年從四位を贈られた。

柳河の地は小楠に取つては最も緣故深く且つ親しみある處で彼の門下生が頗る多い。小楠は其等と半年振に面會して互に渴懷を醫した中にも、往路に此の地を訪うた時病氣で面會すること

四日小楠に寄せた書簡（横井時靖藏）

が出來なかつたので、同地滯在中の小楠に情到文到の頗る長い書面を遣はして面會の機を失したるを「殘念慷慨之至り言語に絶し殆ど泣血仕候」と述べ、曾て小楠講學の模様を傳承して大いに感激した事や柳藩に於ける池邊藤左衞門其の他の學問學筋などにつきて記して、「迚も先生の御學筋にあらずんば人となり不ㇾ申」と云ひ、最後に自己の意見を開陳して其の教を懇願した立花壹岐と夜を徹して談じ得たのは、快心の極みであつたことは云はずもがなだが、小楠が「柳河藩にては池邊一人隱然と柱石に相成申候」と推稱した藤左衞門が前回に引換へ病中で逢へなかつたことは嘸遺憾であつたであらう。

## （ム）歸國

八月廿日、晴。晝前立花の別墅を出立。北の關を越境。御名の程木を拜し嬉しさ云はん方なし。倉所（番所の事ならん）にて名前を述べ直ちに木下に止宿。熊本に明日着の飛脚を立てる。竹崎來る。

北の關を越ゆればこれからは肥後領となり、南の關より山鹿を

經て熊本に入るのが順路で小楠一行も其の路筋を取つた。右に「木下に止宿」とあるのは恐らくは南の關の總庄屋木下初太郎の家でゞあらう。今回の漫遊中全旅行日數の略中頃であつた五月十七日に伊勢の津の宿で其の後の行程を考へて「遙かな事かな」となげいた(本篇二〇〇頁參照)德富等が肥後藩によつて建てられた境木を見ての嬉しさは誰にも想察し得られる。

熊本に歸着

八月廿一日、雨。早朝出立。七ツ比(午後四時)府着。竹崎同道なり。出町口にて永岩壽太郎・元山才七郎・高橋鐵之助、出町內にて永嶺仁十郎殿・矢島源助出迎ふ。笠には寺町にて別れ、通丁にて塾中殘らずに逢ふ。夜分は荻師相見え談話夜半にいたる。快意不レ能ニ筆頭一。

此の日以後、二十四日までの記事があるが、德富のみに關するものだから此には省略する。斯くして半歲餘に亙つた長途の遊歷も無事に終を告げた。「快意不レ能ニ筆頭一」の六文字は眞に一行の心裏を告白したものだ。云ふまでも無く當時の旅行は、水路を除けば駕籠か徒歩かだが小楠一行は皆徒歩であつたらしい。宿から宿へ遠い日には十數里近くても七八里で而も其の道路は、決して今日のやうに坦々たるものでは無く、險阪を攀ぢ峻嶺を越ゆることも少くなかつた。特に此の旅行は恰も連日降雨の入梅の時期より炎熱灼くが如き七八月の候に亙り其の勞苦も一通りではなかつた。金澤で白山の氷を嚙んで珍しがつたり晩には步み疲れた足を態々河畔に運んで涼を入れたなど北國でさへ暑熱の甚だしかつたことが察せられる。

小楠は此の遊歷によりて彼の力量と識見とに重さと高さとを加へたことは言ふまでもないが、只到る處で交驩した幾十人の名士中彼の意に滿てる者は寥々として晨星であつたと見え、國に歸るや杖を投じて「嗚呼天下の廣き與に一人の語るべき者なし」と浩歎したと云ふことだ。

德富熊太郎

## (附) 隨行の兩人

德富熊太郎(一義)は太善次(義信)の二男で小楠の愛弟子の一人であつた。彼は相當に學識もあり文筆に勝れ繪畫も善くした。今回の遊歷に於ては六ケ月餘に亙る長い旅路を師に隨行して苦樂を俱にしたが、彼の『日錄』を讀みて先づ感ずるのは彼の人格の流露である。師に對しての其の篤實なる門弟振・秘書振が眼前に髣髴として、非常に親しみを覺えしめる。

彼は、歸着の廿二日は熊本に滯在して、廿三日に歸鄕の途に就き宇土に出で其の日の午後二時乘船したが逆風にて松合に碇泊、廿四日雨を冒して晝頃出船し薄暮日奈久に着き、その「夜半より北風吹月東山に登る頃眞帆引揚げ飛がごとく八里の海程一瞬に過ぐ、されども歸心の切なるにしかず、風濤愈甚しく船頭帆を卸さんことを度々申せしかども一切受付不レ申只はせにはせ行く」と恰も弦を放れた矢のやうな心情を述べ、廿五日拂曉津奈木に着いて上陸の後、「新川にて御姉樣且荊妻に逢、直に歸着。御母樣へ奉レ接鳳眉御父上・御兄上樣(太多助)・郡太(熊太郎の弟)は水俣へ御出之由にて晝比御歸り」と、日錄の大尾は餘りにも簡單に擱筆されてゐるが、千萬無量の喜悅は楮表に躍如たりだ。

熊太郎臨終の狀況

然るに德富は歸鄕後家庭團欒の情懷に浸り得たのは束の間で、彼は翌五年の春、妻及び妹と時を同じくして同じ病の床につき、而も三人倶に前後して逝いた。熊太郎の死去は三月二十日で享年僅かに二十八歲であつた。將來有爲の才を抱きながら斃れた愛弟子の訃報に驚かされた小楠は二十餘里の道を遠しとせずして德富家に驅けつけて深く其の死を悼んだが、彼が熊太郎の歿後五日の三月二十五日付にて越藩の吉田東篁に寄せた書狀(遺稿篇「書簡」二四)中の一節に書いてゐる通り「誠に以悲傷の至り言語に絕し」たる悲慘事である。熊太郎の臨終の光景については其の長兄德富太多助が翌五年三月八日付にて吉田東篁に贈つた書簡に詳細に記されて居り、之を讀むと熊太郎が如何に道に志すこと厚く、如何に師を慕ふことが深かりしかを知るべく、又親子兄弟間の人情美も知らるゝので少しく長きに過ぐるけれども左に揭げる事にした。『東遊日錄』に敎へられた人々にしてこれを見て胸に強く響く何物もない事は許されない。

未レ得ニ拜容一候得共尺素呈上仕候。　御双方　上々樣益御機嫌能被レ遊ニ御座一、恐悅之御儀に奉レ存候。先生彌增御勇健被レ爲レ成ニ御勤務一候段奉ニ拜悅一候。先以去々夏之時分は、橫井平四郎列參上仕御懇篤之御管待に預り、數日相滯御講話拜聽致し、於ニ私共一も忝仕合に奉レ存候。尊藩諸君子彌以御日新之御樣子追々橫井師匠より傳承仕雀躍之至奉ニ遙賀一候。弊藩之儀も社中先輩三四人は屹度進歩之稜目も相立、去年來は大分學術同意之面々も增進仕何れも相勵居申候。乍ニ慮外一御休意可レ被レ下候。然ば野弟德富熊太郎去三月廿日病死仕候段は御聞にも相成居申候かと奉レ存候。右は直に赴告仕候筈に御座候處、私儀も引續眼疾にて去冬迄引懸、其後執筆は出來候得共何分臨終一件、委敷綴立つに忍兼、今日々々と押移不本意之次第に御座候。最早一周年に相成申候間前後不揃を不レ顧、存出候儘左に申上候。全躰私儀去春は荻角兵衛同道遊歷仕、私は程次第尊藩へ當分御難題に相成御敎示を受申心組にて既に宿許出立、熊本え相滯居候內熊太郎夫婦幷妹相煩候段三月

十日に申越候間醫師同道直に罷歸申候處、三人共に熱病にて打臥居、妹は十四日の朝没、熊太郎妻は其夜空敷相成申候。熊太郎其夜より病症相變紫黑之汚物を無レ限下痢いたし、精力極々相衰、翌十五日拂曉私に向い汚の衣裳を抜替夜具もかへ候て正寢に移りたし、又何角之介抱に婦人を一切用いまじと語り申候間萬事其通にいたし、座敷え直し申候處、二人が二人共にかく成行し故、自分は是非共踏留り快復をいたすべしと嚴敷自身に相勵、妻・妹が死を聞候ても涙さへこぼし不レ申養生仕居候處、十七日の晝比より又々一層の病腦相加り、十八日には必死の症數々相顯申候間、人を遠ざけ私並實弟江口純三郎（私・熊太郎弟にて他家に參る。）徳永郡太（上に同じ）枕元にすりより疾いかにと問候へば、最早必死とこそ覺候段申候間、さらば心を平にし、安んじて天命の性に復り、身體を全して歸すべし。又遺憾の事もあらば申べしと申聞候處、莞爾として外に遺憾の事はなけれども、此道におゐて得る處あらずして終るこそ遺憾に存候。よつて私兄弟力を盡勤學し我未到地を得よ。實でなければならぬ／＼とくり返申候て、呼吸逼迫を凌七言絶句一首を口號申候。

　幸從ニ阿兄一入ニ斯道一。斯道滔々不レ窺レ門。自レ是兄弟竭ニ全力一。却余（マヽ）未レ到索ニ淵源一。

これを弟純三郎に記させ、左候て、遊歴之砌携歸候千破劔城跡之竹を筆管にして拵候筆先生（吉田）え二本、岡田順助樣え二本差出候樣、其外人に託せられし事共申置候處、苦痛頻に起り、翌十九日の朝迄烈敷苦み、其日の四ツ比（午前十時）より苦痛も薄、自ら人を呼室中の屏障を取除掃除をなさしめ、庭前牆外を打詠、母に向昨日は絶命とおもひしかど、今日はまた活路を得候故これ／＼の藥を給（タベ）候はんと申て給候へ共、兩親傍え無きとき遺候へば手を振給不レ申、只々兩親え苦痛を見せ不レ申樣にのみ心を用申候。廿日の曉、既にかふよと見え候時より、精神も髣髴と相成候處、横井師匠より門人兩人爲ニ見廻一菓子素麵抔持せ被レ遣候處、殊に嬉敷模樣にておしいたゞき、精神もとのごとくに相成素麵一二條を給候處、少間して又々烈敷苦痛に精神もおぼろにて喃々の語、得斗聞候得ば總て先生（吉田）え懸ニ御目一御話申心にて、去年御別後罷歸候て自省錄を讀、家庭唯諸之間より力を入居申事抔申候て、其日の八ツ比（午後二時）、甚しき攣急に堪兼終に正寢にして空敷相成申候。是れは難レ申事ながら家庭の間には實に力も込み申候間兩親共別て悲哀に沈申候事に御座候。ケ樣の事迄くだ／＼敷申上候は余りの事の樣に御

座候へ共、臨終迄かく思込居候事に付何分不レ得レ止申上候。則筆さし上申候間、岡田君へも御分ち、御一把に預申候へば忝々奉レ存候。岡田君へ別呈不レ仕、前件之趣御致聲奉レ願候。何れ後鴻には彼是御教示も奉レ願可レ申、此度は先此段迄筆を閣申候。末筆乍レ憚爲二天下蒼生一御自重伏祈仕候。恐惶謹言。

三月八日　　德富太多助

吉田悌藏様

侍史

別呈仕候。去正月之尊書去三月熊太郎病床え相達、（マヽ）操返拜誦仕候。私在宅は芦北郡水俣と申所にて熊城より二十三里、薩州境上にて御座候。熊太郎家内は當年三歲に相成候女子一人殘申候間私宅にて養育無レ恙成長仕候。上下職分を失候得ば天地變災を下し一家職分を失候故、かゝる不幸にも逢申候と勉勵仕候事に御座候。道途數百程容易に拜二鳳顏一之儀は出來不レ申候へ共、何卒此後は無二御伏臟一書中之御示諭を受申度幾重にも奉レ希候。乍レ憚未レ得二芳意一候得共村田巳三郎君へよろしく御傳可レ被レ下候。三寺三作君へも宜奉レ希候。心緒難レ盡二紙上一草々付呈仕候。以上。

三月八日

（吉田てる藏）

右書中にある熊太郎の症狀によつて察すると三人倶に腸チブスの重症なものであつたらしい。著者は右德富太多助が熊太郎の死去當日妻の兄なる矢島源助にそれを報じた書簡を藏してゐる。其の中には小楠より見舞として遣はした門弟につき「御見舞として内藤被二指越一、御贈物共拜受不レ怪相歡」とある。内藤は泰吉で蘭法の醫師であるから、特に指向けたのであらう。

## 笠左一右衞門

笠左一右衞門(安靜)は、米田家の儒臣夕山(隼太)の子で學問の傍、砲術に精通してゐた。彼が今回小楠に隨行したのも砲術研究が主であつたらしく、處々で一行と分れて其の地の砲術家を訪ひなど

してゐる。安靜は父夕山と同じく米田家からは重く用ひられ、得意の砲術諸方や幼主並に家臣の學師となり、井上毅等も幼時は其の教を受けてゐる。後年井上が、時習館の居寮生たりし時分、人に語りて「笠の如く經義を明了に講說する人は今の訓導中にも稀なり」と云つたとあれば其の學力も略察せられる。然るに遊歷中小楠に對する彼の態度が小楠の癪に障つたことでもあつたのか、德富の『日錄』中には幾度か「先生安靜に御切瑳」と書いてゐる。なほ笠父子は小楠の好かない山崎派の學者で梅田雲濱とは特に親しき間柄であるが、此の遊歷後に於ける小楠と安靜との關係は小楠と雲濱とのそれの如くに一層疎隔したかの觀がある、それは岡田準介や伴圭左衞門に寄せた小楠の書翰(遺稿篇「書簡」三六・三七)を見ても想像し得られる。

なほ既刊小楠傳記其の他に此の遊歷のことを書くに當りて、大抵「門生二名を連れて」とあるが其の一人は笠であらねばならぬ。然るに彼は米田家の臣下である關係上同家の會讀で小楠の講義を聽かされたことはあらうが、本來は父夕山の家業を受けた山崎派の學徒であつて德富と同一視すべき門生ではなかつた。是容が安靜をして小楠に隨行せしめたのは又と得難き好機會だから、家臣の彼に砲術を研究させるのが主なる目的であつたらしい。

明治三十一年星岡茶寮で催された小楠三十年祭に於ける由利公正の和歌及び關義臣の漢詩

小楠横井先生三十年祭に　由利公正

ともに見し昔の事のしのはれて花さくたひに哀しかりけり。

此春は花に昔のしのはれて涙の雨にぬるゝそてかな。

星岡茶寮横井小楠先師三十年祭席上賦奠　關義臣

講經疇昔侍二門闕一。卅載音容夢寐間。道學夙推朱晦老。經綸早駕澤蕃山。挺身欲レ破昇平弊。報國致辭時局難。掩レ涙星丘來奠レ酒。哀鵑隔レ樹雨潸潸。

# 第八章　上國遊歷後の數年

## 一　門生に講學

半歳の上國遊歷に得た小楠の精神的收穫は何であつたか。彼は最早酒失で江戸遊學の半途心ならずも歸郷して蟄居した當時の小楠ではなかつた。尤も彼は江戸遊學の時でさへ既に諸國藩士の間に頭角を現して水戸藩から招聘の內談があつた位だが、今回の遊歷に於ては到る處で諸方面の知名の士と交驩し、彼の識見と力量とは認められて少くとも肥後に小楠あるを知らしめたと同時に、天下眞に人無きに失望した彼は歸來倍〻奮勵努力自ら國家の重きに任ずるの決心を固めたのであつた。

實學黨に對する藩の態度

小楠が此の遊歷に出發して間もない嘉永四年四月晦日付にて江戸に在る藩主細川齊護は國許の家老宛に左の如き書狀をよこしてゐる。

別紙內密に申入候。扨橫井平四郎事、監物家來同道にて越前の國へ罷越候哉に承候。尤外にも兩三人有ㇾ之由も聞込候。全風評のみの事哉、實に打立に相成候哉、何時頃の事にて可ㇾ有ㇾ之候哉、學問志の爲とは考候

へども委細之儀且實否等分り兼候間委爲ニ申越一候樣に存候。我等出立後も實學連中何ぞ相變義も無レ之候哉、序故に此段も申入候。得斗咄合返事申越候樣待入候也。

これを見ると藩主でさへ實學黨殊に小楠・監物に對しては警戒の眼を以て見張つてゐることが推知せられるが、同年八月遊歷を終つて歸鄕した小楠が其の十月一日に越前の吉田東篁に寄せた書狀（遺稿篇「書簡」一八）中には「此節罷歸り承り候處、例の黨禁も存外相寛みの勢にて一向に波立不レ申大に安心仕候。因て御相談仕置候諸子御遣に相成候儀少も故障無二御座一候」とあり、又翌五年正月十五日付にて同人への書簡（遺稿篇「書簡」二二）中には「先書得二貴意一候通り黨禁は何と無く少しく寛き候樣に相見申候。然し朋黨の士被レ用候事は中々程遠有レ之心痛之事のみに御座候。同社講學は彌以盛に有レ之是は甚大慶仕候」とあるから實學黨に對する藩の壓迫は稍緩和されたかにも見える。併しながら小楠等の人氣回復はまだ〳〵程遠い狀態であつたらしい。

昔孔門の子貢は孔子の道を美玉に譬へて「斯に美玉がある。これは匱に韞めて藏して置くべきものか、それとも善き買手があつたら沽つたがよからうか」と尋ねた。すると孔子は言下に「沽らんかな、沽らんかな、我は賈を待つものなり」と答へた。これは恐らくは孔子衷心からの感懷であつたらう。又孔子は「苟も我を用ふる者あらば朞月にして已に可ならん、三年にして成ることあらん」と云つてゐる程其の政治的抱負を實現せんと念じた。小楠の

一代の希望が治國平天下にある以上其の感懷も抱負も亦孔子の如くであつたらうが、肥後藩ではまだ〳〵其の手腕の伸ばしやうがない。今暫く彼は美玉を藏して雌伏せざるを得なかつた。善賈に逢ひて始めて燦然たる光を放つの時節到來を待たねばならなかつた。

小楠は歸國するや米田其の他の在熊同志とは相往來して、遠方の知己朋友には書面を以て、遊歷間の多大の收穫を頒ちたり、或は旅行中世話になつたり款待を受けたりした人々に感謝の意を表すると倶に別後の消息を報じたりなどして忙しかつたが、遊歷中でも或は旅舍で或は道すがら講義を怠らなかつた彼であるから、一日千秋の思で師の歸塾を待詫びてゐた門生に對しては講義を始めた。既記の如く遊歷の前年九月朔日より出發直前まで日會として諸書に就き大車輪で講義した其の續講が行はれたであらうことは想像に難くないが、『小楠遺稿』の「先生小傳」中には左の如き一節がある。

先生既に歸り浩嘆して曰く、天下人無しと慨然自任するの志有り。是より先生の體段識見共に高きを加ふ。蓋し封建時代の人心たるや着眼其限畫有りて封疆の外に出です天下の事は對岸の火視するのみ、大槩皆然り。先生甚だ其弊習を厭ふ。大學の八條目に由りて子弟を諭して曰く、所レ謂、欲レ明ニ明德於ニ天下一云々とは天下の人をして各其聰明を開發せしむるの規模にして區々一方一隅に止る可らす。其規模大にして任重く國家を治齊し、身心を修正する愈切にして誠意格致の學始めて着實なりと云々。

平素の持論の上に今回の遊歷で一段識見を加へた小楠は到る處で恰も井底の蛙然たる舊

來の弊習を見せ附けられたので、開講に當りて先づ『大學』の八條目―格物・致知・誠意・正心・修身・齊家・治國・平天下―により子弟を諭したのであらう。『大學』の「欲明明徳於天下」以下の本文は云ふまでもなく左の通りだ。

古の明徳を天下に明らかにせんと欲する者は先づ其の國を治む。其の國を治めんと欲する者は先づ其の家を齊ふ。其の家を齊へんと欲する者は先づ其の身を修む。其の身を修めんと欲する者は先づ其の心を正しうす。其の心を正しうせんと欲する者は先づ其の意を誠にす。其の意を誠にせんと欲する者は先づ其の知を致す。知を致すは物に格るに在り。物格つて後知至り、知至りて後意誠に、意誠にして後心正しく、心正しうして後身修まり、身修まりて後家齊ひ、家齊ひて後國治まり、國治まりて後天下平かなり。

右八條目中、格物・致知の二條目については朱晦庵と王陽明と其の所見を異にして兩學派の分かるゝ所であるが、此の時代に於ける小楠は專ら朱子を信じてゐたから、前文はそれによりて解釋したのである。小楠の講義は既に遊歷前から古い經書を用ひても時の生々しき事實を織り込むことを忘れなかつたが、今回の歸國後に於ては定めて遊歷間の所見をも加味したであらうから、如何に門生を欣躍奮起せしめたかは蓋し想像に餘りがある。

## 二　勤王黨との交際及び對外意見

小楠は以上の如く門生に對して學を講ずる間に、實學黨の同志とも遊歴前の如く道學の講究に勤しみ、上記吉田への書面に於ける如く「同社講學は彌以盛に有ㇾ之」であつたが、國家多事の際とて治國平天下を本來の志望とせる彼は常に天下の大勢に注目し、諸國の志士と氣脈を通ずると倶に本藩の同志とも荐りに心を國事に碎いたのである。當時肥後に於ける小楠の同志は啻に實學黨の人達のみでなく勤王黨の連中もさうであつた。『克堂佐々先生遺稿』の「熊本各黨沿革一斑」（明治十五年克堂の口授を筆記せるもの。）の中に左の如き節がある。

幕府の末造弘化・嘉永の際に方て肥後に三黨派起り學校黨と云ひ勤王黨と云ひ實學黨と云ふ。學校黨は佐幕攘夷（一定の主義と云ひ難しと雖今其概を記す）を主とし、勤王黨は尊王攘夷を主とし、實學黨は尊王開國を主とす。皆な其の主とする所を唱道し互に相軋り其の勢力を擴張するを勉めたり。

學校黨は勤王・實學二黨を除くの外凡そ舊藩政府及藩立時習館に關係ある者を總稱する者にして固より一定の主義及確たる一團結を成したる者には非ざるなり。今世人の唱導する所に據り假に其人名を擧れば松井佐渡・故溝口孤雲・小笠原源七郎（舊門地にして家老職たり）・故永屋伊兵衞・故飯田熊太・馬場彦左衞門・故上田休・林新九郎・故松崎傳助・月澤傳次・白木爲直・平川助作・鎌田景弼・池邊吉十郎（十年の役賊軍の巨魁となり刑に死す）・古莊嘉門・木村弦雄・竹添進一郎・井上毅・櫻田惣四郎・大里八郎・松浦新吉郎・山崎定平・（以上四人十年の役賊の參謀若くは大隊長となり刑に死す）田尻彦太郎・財津志滿記等にして維新の際は池邊・鎌田・櫻田・古莊・竹添等專ら佐幕攘夷を唱へしが其志を果さずして止む。王政復古の後時勢一變し佐幕の論題は全く地を掃ひ天下勤王を說かざる者なき勢に至れり。明治二・三年の頃より勤王黨とは元攘夷論の一轍に出で且つ不平相投ずるの勢より互に命脈を通じ古莊・木村等は專ら勤王黨河上玄齋等と連結し池邊・鎌田・非澤等は勤王黨故住江甚三郎（甚兵衞）（維新の後大參事たり九年病死す）等と共に藩政を握り、獨り實學黨を敵視するの勢ありき。此頃より壯年輩にして池邊・鎌田等に繼ぎ奔走する者は松崎廸・

故友成正雄（十年の役賊の參謀となり斬に處せらる）・永田文九郎・內藤儀十郎・田中之雄・上田鄉勇・蘆村英五郎（十年の役陸軍少尉となり戰死す）・中島忠三郎（十年の役賊軍の半隊長となり戰死す）等也。

勤王黨は本と皇學者林藤次の門に出る者多し。故住江松翁・同甚兵衞・同小坂秋月・同宮部鼎藏・同松村大成・同永鳥三平・同轟武兵衞（彈正大忠となり明治六年病死す）・松田重助（波多野右馬之允）・高原淳二郎（佐々）・山田信道・故河上玄齋（高田彥兵衞）（明治五年刑死）・大野鉄兵衞（太田黑伴雄）・加屋霽堅・上野堅吾・（以上三人九年の巨魁たり戰死又は自刃）魚住源次兵衞・今村乙五郎（純一）・丸山運助等を初として鳥居直樹・青木彥兵衞（九年の亂縣官となり神風連の爲に殺さる）・長沼東夫・加屋四郎・堤松左衞門・小阪小二郎・（以上三人維新前天王山に戰死又は南禪寺に自刃す）崎村常雄（民權黨となり十年の役後獄中に歿す）・小橋元雄・富永守國・阿部景器・福岡應彥（以上三人九年の亂に死す）等にして癸丑・甲寅の際に方て專ら尊王攘夷を主張し天下に奔走盡力し一新の頃迄は大に學校黨と相軋り、實學黨とは稍尊王の義相合ふを以て相倶に往來盡力せしが、明治二・三年の頃より時勢全く一變し西洋の風盛に行はれ實學黨專ら洋風を主張するを以て之と大に隙を開き、學校黨池邊・鎌田・古莊・木村・櫻田等と相合するに至れり。此頃より壯年生にて盡力する者は崎村・眞渡見（病死）・古田十郎・小林常太郎・（以上二人十年の變に死す）小阪小三郎・同小四郎・平井臣夫・同吉太・深水榮季・（以上三人九年の變に死す）深野一三・佐々干城・同友房・淺山基雄（十年の亂に死す）・同知定・高島義恭等也。

敬神黨は勤王黨より分派する者にして明治三・四年の頃より大野・加屋等は單に神力に因て攘夷の目的を達せんと欲し殆ど人事を廢し專ら敬神を以て務とせり。世人之を敬神黨又は神風連と名づく。大野・加屋等は住江・轟・山田・高原等の專ら力を當世に用ひんと欲するを非難し漸に分離の姿を顯したり。富永・阿部・福岡・古田・小林・深水等之に與せり。明治九年に至て大野・加屋等は時勢の日に非なるを歎じ長州前原一誠等と通謀部下を率ゐ兵を擧げしも事成らずして皆之に斃る。其今日に存する者は緒方小太郎・木庭嘉介・石原眞龜・住江常雄・右田喜七郎等の一派也。

實學黨は弘化・嘉永の際時習館の學意專ら空理を談ずるの弊あるを歎じ、米田監物（舊藩三家の一にして代々家老職なり）・横井平四郎（維新の後參與となり刺客の爲に死す）・下津休也（門地）等主として實學を主張し、一時藩政を掌握したりしも後黜けられ、學校黨（此比迄は黨名はなしと雖も）松井佐

渡等用ゐられ爲に大に隙を開きたり。後米田・横井の門不和を生ずる事あり。遂に大學講習の席に於て議論相協はず、米田は主として明徳を說き横井は主として親民を說き遂に兩派に分れ、一を米田派又坪井實學或は明徳黨と稱す。故湯地丈右衛門・荻某・津田山三郎（舊藩大參事となり後の參與たり）・澤村尉左衛門・神足勘十郎（警視官となり十年の役戰死）・故原田作助等之に與し、一を横井派又沼山實學或は親民黨と稱し、安場保和・山田武甫・嘉悅氏房・矢島源助・宮川房之・岩尾俊貞等之に黨す。獨り元田永孚は常に米田・横井兩派の間に在て交誼を全くせり。村井範三郎・吉津次一郎・林秀謙・元田永貞等之に屬せり、之を山崎實學と稱すと云。要するに米田・横井兩派互に相容れずと雖も勤王・學校兩黨に對しては內自ら連合するの勢なりしと。維新の頃は兩派共に勤王黨と稍合體の勢を成し力を王事に致し獨り學校黨池邊・鎌田等と相軋れり。明治二・三年の頃安場・嘉悅等原田・澤村等と隙を開き坪井・沼山の兩派又々分離せり。此頃より坪井派にて盡力する者は津田靜一・岡次郎太郎・澤村大八等と云ふ。明治十三年忘吾會起るに至て坪井・沼山の兩派始て合せりと云。

右は佐々友房の口述だけあつて流石に學校・勤王・實學三黨派の沿革につきて其の要領を得てゐるが、弘化・嘉永時分の此の三黨間の關係を見ると、實學黨と學校黨とはこれ迄の學意上の睨合ひの行掛りもあり、又其の唱導する所が尊王と佐幕とで大分開きもあるので緣遠かつたが、勤王黨とは穩和と急激の差はあつても同じく尊王攘夷の說を執つてゐたので相接近したのである。上記佐々の口授に據れば「實學黨は尊王開國を主とす」とあるが、弘化・嘉永時分の該黨は尊王攘夷であつた。現に佐々は其の著『戰袍日記』には左の如く記してゐる。

實學黨は米田監物・横井平四郎・元田永孚・津田山三郎諸氏の主唱に係り朱學の末弊を斥け專ら躬行實踐の學を講ず、而して穩和尊王攘夷の說を執る。後二派に分る。一を明徳派又は米田派、一を親民派又は横井派と云ふ。蓋し米田・横井二氏大學を講じ一は明徳を主とし一は親民を主とし遂に相分れしを以て此名あり。後横井氏開國論を唱ふと云ふ。

宮部・永鳥等との親交

右の如くであつたから小楠も當時は勤王黨の人達とは懇意で、特に宮部鼎藏とは極めて親しく往來したばかりではなく、彼は時々門生を引連れて宮部方に山鹿流軍學の稽古に行き、宮部も亦年長の小楠からは指導誘掖されたらしい。小楠が上國遊歷に出發する三日前の嘉永四年二月十五日には特に藤田東湖に書を寄せて出府せんとする宮部を紹介すると倶に「乍憚萬端御教示被成下候樣奉願候」と依賴してゐるし、又其の遊歷に出掛けてからも其の間見聞したことを在府の宮部に書き送つた(本篇二三二頁)のを見ても兩人の間柄は想察せられる。小楠は又勤王黨の永鳥三平とも入魂であつて、永鳥の嘉永六年三月遊歷に出掛けるに際しては「永鳥の東行を送る」と題して、左の七絕を餞し、德山の井上彌太郎や萩の村田清風への紹介狀をも與へてゐる。(本篇一六〇頁・二四〇頁)

　唯だ疾を之憂ふるは父母の心、晩行異食總て相箴めよ、東天一路三千里、暮雨朝風意に關すること深し。

永鳥も中國・畿內・東海道を遊歷して江戶に入りてからは內外の情勢を察知するに力め、聞くにつけ見るにつけ鄕國の同志に通知するを怠らなかつたが、其の同志の中に小楠の名の無いことは殆ど無く、ペリー來航直後永鳥が養父繁平に寄せた書面の「追啓」の中にも「屆書・風說書・異國人漢譯書差上申候間、橫井家・宮部家に至急御屆可被下奉希上候」とありて、彼は同志中でも取分けて小楠と宮部とを重んじてゐたかに見える。

實學黨は水戸に結托

當時肥後の三黨派に於て學校黨は會津に、勤王黨は長州に、實學黨は水戸に結托してゐた。米田是容が水戸の齊昭始め藤田・戸田・會澤等と最も懇意であつたことは何人も知れる所だが、小楠も亦藤田とは特別の親交があつた。而して肥後と水戸との間の連鎖は確に實學黨の人々によつて結ばれ、又結ばしめたのであるが、此の事は既記元田の『還暦之記』中の記事（本篇一〇六頁）に於ける如く實學黨が藩政府から迫害を受ける原因の一つともなつたのである。

世界の大勢に通じた上に於ては佐久間象山と日本の兩眼球と云はれ、又我が國開國史上に於ては開國論の急先鋒として兩横綱の位置を占めてゐる其の小楠が當時過激な攘夷論者であつた水戸の人達と結托し肥後勤王黨とも交驩したことは殆ど信じ難い樣な話でもあるが、彼が嘉永三年五月越前の三寺三作に與へた書翰（遺稿篇「書簡」一〇）を見ても、其の翌年上國遊歴の際名古屋の宗家横井次郎吉に書き與へた語（本篇二〇九頁）を見ても、嘉永六年ペリー來航後の作なる

婦女還た能く死を見ること輕し、義肝國は稱ふ男兒の名、紛々海を擾がす彼何の虜ぞ、此虜殲さずんば誓つて生きず。

を見ても、嘉永六年八月門生の伊藤莊左衛門に江戸表の事を報じたる書簡（遺稿篇「書簡」四二）中の「彌以夷船御打はらひに決し誠に以て重々目出度御事、飛立斗に悦申候」なる文句を見ても、又同年同月に藤田に寄せた書面（遺稿篇「書簡」四三）の中にある「江戸を必死の戰場

と定め夷賊を虀粉に致し、我が神州の正氣を天地の間に明かに示さずんばあるべからず」と云ふを見ても、開國論を唱ふるまでの彼は眞に生一本で、而も藤田等に劣らぬ程に激しい尊王攘夷家であつたのである。

## 三　學校や文武に關する見解

小楠は嘉永五年三月より翌六年正月に至るまでに二論文を艸した。一は「學校問答書」、一は「文武一途之說」、倶に彼の卓識を傳ふる雄篇である。

### (イ)　學校問答書

福井藩に於て嘉永五年に入りて學校を興さんとするの議興るや、書を小楠に寄せて學校の制を問うた時に之に答ふべく艸したのが此の書である。『小楠遺稿』の「小楠先生小傳」には此の「問答書」につきて「五年松平春嶽公曩きに先生漫遊の日面接せざるを憾み、人をして學校の制を問はしむ。先生乃ち學校問答錄を草して之に應ず。春嶽公見て大に悅ぶ、遂に聘待の意有り」とあるが、村田英彥の藏せる『小楠遺稿』を見ると、其の曾祖父氏壽が右「小傳」を處々朱正して居り、右の一節も「嘉永五年越前藩士有志者學校を興さんとするの議あ

り、書を先生に致して學校の制を問ふ、先生學校問答書を艸して之に答ふ」と記してゐるから之に從ふべきであらう。隨つて春嶽が此の「問答書」を見て悦び遂に小楠聘待の意を起したとあるのもどうであらうか。春嶽が小楠を聘せんとの意を決したのは小楠が安政三年に建學の事につき村田に答へた書狀を見てからのやうである（本篇第九章一參照）。本「問答書」の全文は（遺稿篇「論著」二）に載せてあるが、其の大要は左の通りだ。

「學校問答書」の要旨

第一に「政事の根本は人才を生育し風俗を敦うするにあれば學校を興すは第一の政なりや」に對しては、和漢古今の明君必ず先づ學校を興すも、其の跡につきて見るに學校にて出類の人才の出でし例無く、況んや是より教化行はれ風俗敦くなれるを見たること無し。且つ當今天下列藩何方にも學校の設はあれども章句文字をもてはやす迄のものにて是又一向人才の出づる勢無し。これにつきてはその然る所以を深く考へなくてはならぬと答へ。

第二に「右は學問と政事と二つに離れて、學校は讀書所になり無用の俗學に歸するからである。若し明君出でゝ心を學政一致の道に留めて學校を興せば如何」に對しては、和漢古今を論ぜず學校を興すは概して明君の時で、學政一致に志し人才生育に心を留めざるはなし。但し其の學政一致といふも人才を生育して政事の用に立てんとの心なれば、其の實學政一致にはあらずして人才の利政と云ふべきだ。隨つて諸生は皆有用の人才にならんと競ひ立つ結果却つて人才を害ひ風俗を壞る事となり、果ては學校は自ら章句文字の俗儒のそれに墮し行く事になるのだと答へ。

第三に「さらば學政一致の心は非なることとなるか」に對しては、秦漢以來學問は己を修むるこ

とのみとし、書を讀み其の義を論じ篤實謹行にして心を政事に留めず獨自ら修養するを眞の儒者と稱し、經を講じ史を談じ文詩に達する人を學者と唱へ、才識器量ありて人情に達し世務に通ずる者を經濟有用の人才と云つて、學者は經濟の用に達せず經濟者は修身の本を失つた者と相場が定まり本末躰用相兼ぬることが出來ぬから學政二つに離れる。此の二つに離れたる學政を一致せしめようとするも治を求むる心急なるために人才の利政になる。これが古今明君の通病だと答へ。

第四に「學政一致なる所以の筋は如何」に對しては、政事と云へば直ちに己を脩むるに歸し、己を脩むれば卽ち政事に推し及し、己を脩め人を治むるの一致に行はれるが眞の學問で、三代の昔にては學政一致せしも、後世に至りては明君と稱せらるゝ人にも父子兄弟夫婦の間種々彝倫の亂を生ずるのみならず君臣儆戒の道行はれず、朝廷は唯政事の得失を議する處になる。これ卽ち其の本無くして政事の末を以て國天下を治めんとする覇術功利の政であつて、此の心にて學校を起しても結局無用の長物に化するのだと答へてゐる。無論右の學校無用論は眞の學を敎へる學校を高調せんが爲に外ならぬ。

小楠理想の學校

第五に「然らば學校は起さずとも宜しきや」に對しては、學校は政事の根本なれば固より興さでは叶はず。明君出でゝ學政一致の根本既に立たば必ず學校を興すべきである。其の學校は上は君公を始めとして大夫士の子弟に至る迄貴賤老少を問はず、職務の繁多なる有司にても文字に暗き武人にても皆出でゝ相講習し、或は人々心身の病痛を儆戒し、或は當時の人情・政事の得失を討論し、或は異端邪說・詞章記誦の非を辨明し、或は讀書・會業經史の義を硏究し、德義を養ひ知識を明ら

かにするを本意となすべきだと述べ。

第六に「教官の撰如何なる人にて可ﾚ然や」に對しては、其の選最も大切なり。今頃經學・詩文の藝に長じ篤實謹行なる人を頁教授とし、此等の文藝には達せざるも知識明らかに心術正しき人を側用人・奉行の職に用ふる習なるも、一藩の教授にして知識明らかでなく心術正しからずば如何でか人の神智を開き人の德義を磨き風俗の正しきを得せしめることが出來ようぞ。側用人・奉行・教授の三職は元來一體なれば一人をして總べしむれば、宮中・府中學政一致になり情義能く通じ學校の勢自然に重くなるべしと說き。

第七に「學校の設は如何にして宜しかるべきや」に對しては、學校の場所・教場の別・教官の種別等に涉りたる後に學校の盛衰は專ら人君の一心に關係する。人君が君となり師となる底の意氣込にあらざれば其の興したる學校は制度いかに宜しくとも忽ち俗學に歸すると結んでゐる。

今直ちに學校建設なからんことを勸告す

右「問答書」の終には「嘉永五年三月横井時存書」と記してあるが、小楠が其の月の二十五日付にて越藩の吉田悌藏に寄せた書簡(遺稿篇「書簡」二四)中の一節には、

學校之下問有ﾚ之、問答書相認、さし出申候。御一覽可ﾚ被ﾚ下候。尊藩學校御建方は是非共御止方に相成、後日共時宜參り候上に御興し被ﾚ成度呉々奉ﾚ祈候云々。

とあり、なほ其の年五月二十一日付にて同じく右吉田に贈りたる書狀(遺稿篇「書簡」二六)中にも左の一節がある。

學校之儀は先便愚意さし出候通彌以御取り懸り無ﾆ御座ﾅ、やはれ此儘にて、只々君臣御講學のみ彌以盛に

罷成り、朝廷之間警戒講習朋友之道行れ候處、實に御國家之大根本と奉ㇾ存候。是さへ盛に相成候へば餘の事柄は次第に漸々擧り可ㇾ申候。

右に據ると小楠は「問答書」を越藩に贈りはしたが、學校を建つることは時宜の來る迄止めよと申し送つてゐる。これは此の「問答書」の結辭に、「學校の盛衰は君上の一心に關係有ㇾ之、他は論ずるに不ㇾ及候」とある通りに、越藩主が「君となり師となり給ふの御身」になる迄緩々時を待てとの意らしい。

## (ロ)　文武一途之說

本論は儒者と武人と全く立場を別にして、人心の聰明を畫ぎるの通弊あるを警醒したものである。「記して同學の諸君子に告ぐと云爾」と擱筆してあつて筆を把つた動機は詳かでないが、本文の末尾に「嘉永六年正月橫井時存拜」と記してゐる所を見ると何人かに呈覽したものゝやうに思はれる。處が越藩の吉田悌藏が嘉永六年四月二十九日付で小楠に寄せるべく認めた書狀の「別啓」の下書が吉田家に遺つてゐるが、其の冒頭に、

弊藩當節光景御推察、縷々御配意之御氣付千萬忝奉ㇾ存候。且村田巳三郎方へ文武一途之說御廻被ㇾ下再四拜讀、區々思慮仕候處、貴丈御遠推深御案被ㇾ下候事と奉ㇾ存候間何事も打明申上候。

と記し、尋で越藩の現況はなかなか小楠の卓見通りにならぬことを縷述した後「鈴木主稅・小

生の内一人目の黒き間は決して麁忽の義は不レ仕候間御安意可レ被レ下候」と書いてゐる。又其の翌年三月小楠より越藩の岡田準介への書簡（遺稿篇「書簡」四八）中には左の如くある。

去年來は御許光景專武之一字に參候由、就ては何角御配意被レ成候と奉レ存候。是は乍レ憚當時之勢と奉レ存候。必ず〱御力落無レ御座レ様呉々奉レ存候。此方に就てはい才村田君列に別紙さし上申候。御一覽可レ被レ下奉レ存候。

此等によりて想像すると、本論文は越藩の重立つた人達に見せる積りで村田に貽つたものたることは間違ないやうだ。何れにせよ之を一讀して更に「國是三論」（遺稿篇「論著」六）中の「士道」を味讀すれば、前に述べた「學」に對する小楠の思想は一段の明瞭を加へる。全文は遺稿篇（「論著」二）に收錄してあるから今は其の概要を抄記して置かう。

「文武一途の說」の概要

昔朱子は、豪傑にして聖賢ならざるはあるが、聖賢にして豪傑ならざるは無いと謂つて居り、又文備を有する者は必ず武備を有すとあつて、古の聖賢は大英雄大豪傑であつた。禹の洪水を治むるには手足に「タコ」を生ずる程に自ら働き、成湯・伊尹・文武・周公は雨に浴し風に櫛けづり自ら干戈を執りて天下の亂を鎭めた。孔子でも孟子でも當時に用ひられたら天下の亂臣賊子を誅し四海の叛亂を平げたことであらう。然るに後世となりては文武兩端に分かれ、眞儒君子と云はれる人々までも志は聖賢を學ぶにありながら武事に疎く、撥亂反正の事業は之を英雄豪傑に委ねゝばならぬ事となつた。斯くては儒者の道は治亂常變を通じて天下有用の道とは云へない。其の上治まれる世でも武事弱り士氣衰へては到底長く其の治を續けることは出來ぬ。文に偏して武を疎

んずれば亂に趨くは必至の勢であり、和漢古今亡國の例歷々として明白であるから、武は只亂を鎭める道なるかに考ふるは甚だ愚なことである。されぱとて武の一面を尙び治にも亂にもこれを以て國を治めんとするならばこれ亦忽ち幾多の弊害を生じて言ふべからざる禍を招くであらうとて、眞の道は體用本末文武一途に行はるべきであると說き、而してその眞の道を學び天下國家の大變を抱く者の務むべき事柄の何たるかを縷述したる後に、朱子が平生の義氣天下の人心を感動し尤も兵事に分曉たるは其の書を見て明らかなり云々とて朱子を諸葛武侯と倶に眞の大英雄人と稱すべきであるとなし、朱子を學ぶ者の武事に疎く治亂常變に通ぜざるは腐儒、俗士、迂濶無用の學者にて今の司馬德操―儒生俗士は時務を識らず、時務を識るは俊傑にありと云へり―たらん人の笑を取ること此の學の大なる耻ならずやと結んでゐる。

## 四　外船來航　同志活動

### （イ）　幕府の諮問　肥後藩の答申

弘化に入つてからの外船の來航は開國の避くべからざる形勢を示してゐたが、其の元年に將軍に信書を贈つて宇內の大勢を說き鎖國の不當なるを述べた和蘭國王は嘉永五年に至りて更に書を寄せて、米國よりの使節派遣のことを豫告して來た。それでも幕府の有司はこれを聞き流したものか、手を拱いて何の爲す所も無かつた。果せる哉翌六年六月三日國書を齎

した北米合衆國の使節ペリー提督は軍艦四隻を率ゐて相州浦賀に入航して直ちに通商を強請した。四杯の上喜撰に長夢が破られたのみか上下の周章狼狽言語に絶して江戸市中は上も下も不眠症に罹つて仕舞つた。

何はさて置き沿海の警備が必要とあつて、幕府は六月七日に肥後藩外六藩に本牧其の他江戸附近の沿海警備を命じ、翌八日には肥後藩に對し異船若し内海に迫らば藩主親しく兵を督すべき旨を達した。それで肥後藩は八日に固場所と定められた本牧に兵を出して翌九日に目的地に達したが、米船は再來を約して六月十二日退船したので、藩主の出陣も無くて濟み、聽て本牧の兵備を撤したから、江戸よりの急報にて肥後より東行しつゝあつた砲手も途中より引返した。元田は此の時の騒を『還暦之記』に左の如く記してゐる。

癸丑の夏六月米國彼理軍艦を以て品海に駛入し、江府騒然都下の騒擾名狀すべからず。各藩の急使道路に奔馳し天下戒嚴す。是時君公江府に在り、一時海岸防禦として側用人志水新丞・物頭都築四郎・騎士使番神谷矢柄等をして手兵を率ひ品海に出張せしむ。時に承平久しく各藩兵備に乏しく、銃器皆古制にして海防の實用に供せず、志水新丞は常に外患を憂て最火器を好み、長岡大夫の門に入りてより益〻實戰を務め、其江府にある大炮を購して不虞に備ふ。是に於て大に軍備を裝せりと云。新丞は余が隣家の親みありて殊に實學の社友なり。都築は長岡大夫の軍伍にありて五十名銃長、志氣ありて爲ることあるに進む。横井先生の郷友にして余も亦交る所。神谷は妹婿、氣傲にして才幹あり。皆此事變に當りて一時の措置を誤ることなきは藩の爲め交友の爲めに賀する

所なり。荻子時に先鋒士隊の組脇たり。江府より藩命を以て急に一隊の兵を召集す、荻子命に應じて直に之に赴く。余走て荻子の門に往て送別す。既にして米國彼理幕府に請告する所あり、幕府明年を待て答る所あらんとす、彼理乃明年再來を約して歸る。數日ならず軍艦品海を退くを以て天下嚴を解き、荻子一隊の兵大阪より引返す。

将軍家慶薨去

米艦去つてさしもの騷も一時收まつたが、是より僅かに半月も立たぬ七月二十五日に將軍家慶が薨去した。これこそ下世話に云ふ泣面に蜂で、內憂外患さん〴〵であつた。同月二十八日に在府の永鳥三平が東國の形勢を詳報すべく在藩の横井平四郞外四名に贈つた書面にも「方今天下の事內に大故有て外敵强冦逼る。上下凡人のみにして火上に居る事を知らず誠に危急存亡の機なり」と書いてゐるが、さもありしならんと想はれる。

幕府諸大名等に諮問す

米使は上記の如く再來を約して退航したので、幕府は彼の齎した國書に對し何とか態度を定めて答ふる所があらねばならぬ。然るに今回の如く外國より威力を以て開港を迫りたるは我が國未曾有の事であるので、舊慣を破りて其の對策を諸大名や諸有司等に諮問した。松平安藝守・細川越中守外九侯には、七月朔日松平陸奥守より左の通達があり、尙それには「御嫡子樣えも御通達相成度」と書き添へてあつた。

浦賀表へ渡來の亞墨利加船より差出候書翰の和解寫二冊阿部伊勢守殿被二相渡一今度之儀は國家之御一大事に有ㇾ之實に不二容易一筋に候間、右書翰之趣意得と被ㇾ遂二熟覽一銘々存寄之品も有ㇾ之候はゞ假令忌諱に觸候

ても聊心底を不レ殘十分に可レ被ニ申聞一旨被ニ仰渡一候。此段各樣え致ニ通達一候樣共被ニ仰聞一候間和解書差添致ニ通達一候。

時の肥後藩主細川齊護は已に嘉永六年三月以來參覲して江戸に居り、其の世子慶順はこれと交代して熊本に在つた。齊護は右幕府の通報を國許に廻附し世子には勿論在藩有司の意見を徵した。藩政府では引退してゐる長岡監物へも之を閲覽せしめ、一門衆を始め重役評議の上幕府諮問に對する答申の案文—公儀への御答振と米國への御返翰振—を裁して八月五日急使を以て江戸詰の家老有吉賴母・中老小笠原備前兩人宛に送つたが、齊護はそれを根據として左の答申書を作成し、八月二十六日に阿部閣老に差出した。

細川齊護の答申書

此度、浦賀表え渡來之亞墨利加船より差上候書翰之和解御渡に相成、得斗遂ニ熟覽一存寄之品も御座候はゞ申上候樣御沙汰之趣奉ニ敬守一候。右書翰には懇切之情も申立專ら和好を結び博く人民を愛するの詞に候得ども夷情無ニ覺束一、其上本朝には御大法有レ之、交易は勿論通信之儀を被ニ究置一候外は一切謝絕被ニ仰付一候事にて、旁願望被ニ差免一候はゞ覬覦之念を增候筋に付、如何に無ニ餘儀一事情を以願出候とも御聞屆に相成間敷奉レ存候。然に遼遠之國より態々使節差越候事に付御返翰には御丁寧を被レ盡、彼が願に難レ被レ應段無ニ餘儀一事情以御諭に相成、漂船撫卹之儀等は相應に御返詞に相成、彼理が上書には無禮驕慢之意も相見候へども蠻夷之鄙意と被ニ捨置一、一時之御策略寛なる御權道以急に事破れに不ニ相成一樣御取扱有レ之、其内に一統防禦之備猶更嚴重に相調候樣可レ被ニ仰付一奉レ存候。

一 前條之通にても自然狼藉および候節は皇國之武威を以無ニ二念一打拂被ニ仰出一候はゞ、順逆曲直之

理名實正しきに敵候事は相成間敷候。雖レ然彼は近世戰爭に馴火器之備も調ひ、本朝は數百年昇平に浴候事に候得は尋常之御手當にては難二相成一儀かと奉レ存候。

一　國々之海岸は不レ及レ申、御府內は人戶稠密之地に付放火之恐も有レ之候間近海要害之地えは新地を築臺場をも据置候はゞ、縱令內海え乘入候とも備禦之御手當相調居候上は一統驚動に至申間敷奉レ存候。差寄之急務は士氣之奮發應變の奔命に勞不レ申粮穀之運送不二差支一樣、要する所は富國强兵之儀御專一に奉レ存候。

右等普通之儀は申上候迄も無二御座一御廟算可レ被レ爲レ在奉レ存候。今度御沙汰之趣に付ては深思慮仕候得共聢と定見も無二御座一、是非を不レ辨恐多奉レ存候。乍レ然此節之儀は誠に御國家の、御一大事に奉レ存候間愚陋を不レ顧錄上仕候。偏に御指揮之程を奉レ仰候。以上。

八　月　　細川越中守

右答申書を見ると、米國の要求は許容すべきではないが遙々遠方まで使節を遣はした事でもあれば出來るだけ丁寧に成るべく寬大に取扱ひて急に戰端を開かぬやうにし、其の內に武備を充實するを可とすと云ふので何となく微温的だ。加賀・仙臺二藩もこれに類する意見であつたさうだが、其の他の諸藩はと云ふと、斷然彼の要求を容るべしとなす者、長崎を限りて交易を許すべしとなす者、制限を附けて交易を許すべしとなす者、姑く彼の要求を容るべしとなす者、姑く通商を許し武備充實したる後に之を拒絕するか或は我より進擊すべしとなす者、姑く決答を延引し我が武備の整ふを待ちて拒絕すべしとなす者もあるにはあつたが、多くは和

親反對・交通拒絶で、彼若し來らば開戰も辭する所にあらずとの意見であつた。而して其の和親反對・交通拒絶の理由として殆ど總べてを通じて見られたのは、外船渡來の目的は我が國を覬覦するのである事、外國貿易は有害無益であつて却つて國家凋弊の基となる事、祖法は容易に變改すべきにあらざる事、耶蘇敎の害毒輸入の恐るべき事であつたが、水戸齊昭が阿部閣老に示した夫の有名なる「海防愚存」には和親を拒否すべき理由十箇條と海防の手段五箇條とが列擧してある。

幕府がはじめ舊例を破りて米使要求の對策を諸大名其の他に諮問した其の底意は、彼等は恐らくは當座餘儀無き事だから姑く彼の言を容れ置き、徐ろに武備を充實したる後に打拂ふべしとの答申をなすであらう。そこで幕府は衆議此の如くんば、暫時彼の請を許すことにすると云ふ立前を以て行けば格別物議も起るまいとの腹で、畢竟通交の口實を作らん爲であつたらしいが、諸大名は當時天下の囑望を一身に鍾めてゐる水戸齊昭の强硬なる攘夷論に引摺られた爲でもあらう、其等多數の答案は意外にも上記の如くであつたので幕府の期待は全く裏切られて仕舞つた。當時の水戸齊昭と云へば其の聲望は素晴しく、豫て水戸と關係の深い實學黨にありては、彼が弘化元年より隱蟄十年にして此の年七月起用され海防の大義に參するに至りしを我が意を得たりと欣躍し、啻にこれに止らずして將軍家の後見たらんことをも要望した。小楠の齊昭が起用されしにつきての作に左の七絶がある。

天命人心老公に屬す、士氣を振興す一揮の中、十年頭を染む窮陰の雪、咲つて廟堂に坐して小戎を總ぶ。

之によると小楠も如何に齊昭に傾倒してゐたかゞ察せられる。處が上記細川齊護の答申は齊昭の攘夷論とは硬軟其の趣を異にしてゐるので米田でも小楠でも實學黨の人達はこれに慊らなかつた。啻に實學黨許りでなく肥後勤王黨の連中でも亦さうであつた。

露艦長崎入港

外船の來航は、上に述べた米艦に止らず、その退去してから約一ヶ月を經たる七月十八日露國使節プーチャチン軍艦四隻を率ゐて長崎に入航し、その齎した國境劃定交易開始に關する國書を幕府に提出した。やう〳〵前門の虎を郤けたら後門に叉狼とは眞に此の事であつた。此の露艦の爾後の行動につきては後に記する小楠の長崎行に關係もあるから、多少煩はしいが左に附記して置かう。

露艦の行動

露使節の齎した國書は九月十一日に江戸に達したのに、幕府では漸く十月八日に川路左衞門尉聖謨・筒井肥前守政憲其の外二人を長崎に派してこれに應接せしめる事にした。露使は來航後既に三ケ月を經ても何等要領を得ざるより長崎奉行と江戸よりの使節とに宛てた書面を留め、且つ不日再び來航の際江戸からの使節尙未だ來着せずば直ちに江戸に向ふべきを告げ、十月廿三日長崎を出帆したが十二月五日再び本港に其の姿を現した。十月晦日江戸を發した川路等もそれより三日後れて長崎に到着した。彼我兩國使臣は同月十四日より數次の接衝を重ねた結果國書の二件は何れも後日の問題に殘されたので、プーチャチン等は翌安政元年一月八日に長崎を引上げ、川路等も同月十五日歸府の途に就いた。

同年三月米國との間に神奈川條約が締結されるや、同月廿三日露艦長ポシェットは長崎に來航し、長崎奉行に樺太境界

問題と和親貿易に關しての書簡を川路と筒井に轉送せんことを求め同月廿九日退去した。
同年八月三十日に至つてプーチャチンは「ヂヤナ」號に搭乘して函館に來り、同地奉行を經て、大阪に向ふ事を豫告せる書を幕府に致し、九月七日同地を出帆して同十八日大阪安治川沖に着いたが、右の書を同月廿八日に受理した幕府では長崎又は伊豆下田へ廻航すべく諭したので、彼は十月三日大阪を拔錨して同月十四日（或は十五日とも云ふ）に下田に入港した。幕府よりは川路・筒井外三人を應接役として下田に出向かしめ、十一月三日に談判を開始したが翌四日下田は陸に地震、海に津浪起りこれがため露艦は大破し其の修理のため那賀郡戸田村に向ふ途中又もや風波に遭つて遂に覆沒した。十二月廿一日に下田條約は締結されたが、露使一行は滯留して戸田村にて造船し漸く其の歸途に就いたのは翌二年三月であつた。

### （ロ）長岡監物の封事と小楠

肥後藩第二の家老長岡監物（米田是容）は既記の如く弘化四年より閑地に就き、日夜專ら横井・下津・荻等の同志と道學を講習して時の到るを待つてゐた。此の時此の際浦賀に於ける一發の砲聲に夢を破られ、俄然として突發した國家の一大事變に遭遇した幕府は勿論、肥後藩當局も唯周章狼狽するのみで何等臨機の處置に出づる能はざるを憤慨した彼は、六月二十六日書を江戸詰の本藩物頭都築四郎に寄せ、米船渡來につきての所感を述べて平素修養の必要を說いてゐるが、其の文中に「當時退職いたし居候得ば內輪之儀は不ㇾ承、只々政府不決斷之事而已にて憤悶に堪兼既に激論に及候儀も有ㇾ之御察し可ㇾ被ㇾ下候」とあり、又右都築が米艦入港以來

の事情を通報し來りたるに對して、七月二十三日返書を認めて對外の處置は苟も姑息の手段を執らず、斷然强硬の態度を取るべき旨を幕府に答申あらんことを切望するの意を述べ、其の書中にも左の文句がある。

監物の焦慮

此答は天下萬世に殘り一大事之御事柄に付深く奉二案勞一候。前後の御文面等如何にて候とも不レ苦、交易決て不レ可レ許、死以國に報ずるの御一言さへ御座候得ば重疊奉二恐悅一候事に御座候。……さても山海數百里を隔悶かしく、實に此節の一條に付ては先刻心は御地に飛行申候へども此身西海の果に足をくゝられ萬分之一も愚忠を盡す事不レ能口惜次第心中御察可レ被レ下候。責てと存候て此許にて存寄を述見候得ば一つも事不レ被レ聞、最早腹わた半位は切れ申候。

居ても立つても居られぬやうになつた監物は、八月初浦賀表外船渡來の件につき親しく實地を視察せんと欲し東行の內意を長岡佐渡にまで申し出でたが、藩主の差圖無しにはすぐそれと許される譯はない。

監物遂に上書す

監物は幕府の諮問に對する藩の答申文が徒に其の場逃れの彌縫策に過ぎざるに失望すると倶に此の儘に打過ぐれば堂々たる大藩の面目を失墜するの恐があるのを痛感し、平素無事の際は彼等有司の爲す所に任せてもよいが、事こゝに至つては憂國の至誠坐視するに忍びず決然として八月十四日縷々數萬言より成る封事を藩主齊護に上つた。其の內容は恐らくは監物一人の意見でなく小楠を始め其の他の同志の抱懷してゐたものと思はれから、其の全文

を掲げて見たいが、餘りに長文だから其の要點を左に記述する。

肥後藩政府より在府藩主に差出した返翰の案文を一覽したが、根本たる交易拒否には無論異議無きも自家の見込とは大いに異なる所がある。

我が國は書籍と藥種を除きては自給自足し得べき天然の豐國なれば、獨立絶交も人意の私に出づるにあらずして全く理勢の自然とも云ふべく、而も利害得失も顯然たるのみならず、深く邪教浸潤を懼れた幕府は英斷を以て寛永十三年以來外交を禁じてゐる。併し眞理を見得る者は一偏に固滯せず時に隨つて變易するは聖賢易道の妙理ではあるがそれは他日の考議とし、今日に於ては

米使の願筋は拒否すべし

米使の願筋は決して許さるべきではない。殊に彼方よりの書面には威嚇的の文字があるのみならず、ペリーの浦賀滯船中彼は我が國より示したる事に從はず猥りに内海に乘入れるなど無禮の振舞もあれば差寄り其の無禮を責め、交易の許否は彼其の罪を謝して後の評議となすべきである。義を重んずる神州の君民右の通り無禮を受けては假令交易許すべきの理ありとも決して許され難きは勿論、彼若し軍艦を以て襲ひ來らば我又快く一戰に及ぶべく、若し又罪を謝し禮儀を盡くして再び願ひ出でなば更に考議を凝らして黑白の返答に及ぶべしと諭すべきではないか。そして交易の一條一切叶ひ難しと云ふ文言さへ省き置けば彼は再三願ひ出づるは必定なれば、其の間廟堂に於ては一刻も早く天下の武備を整へ士氣を起す事に心力を盡くされ、我が武既に整ひ士氣興起せば交易を許すとも戰と決すとも義のある所に從ひて少しも懼るゝ所はない。何と云つても事今日に迫りたる所にては交易を許すは所謂城下の盟にて神國の恥辱是に過ぎたることなければ、天下悉く和議に歸しても確乎として正義を守られ幾度にても右の筋合を以て公義え上申され

**當時の對外意見を評す**

是非共和議を打破られたい。なほ此の節天下の議論様々なるも結局は左の三說に歸する。卽ち一は交易免すべからず死を以て國を守るべしとの論であるが、之を唱ふる者大義なるも多くは事理に於て未だ盡くさゞる所がある。一は世界萬國有無を通ずるは自然の理なる故に交易は許すべしとの說だが、これは空論にて採るに足らず。他の一は今日未だ我が武備整はず士氣振はず暫く彼が請に任せて交易を免し利害を試み、彼約を背き非義を爲すを待つて其の時交を絕たば內には武備全く整ひ而も彼邪にして我正なり一戰に長勝を取らん事必然なりとの論にて、是は能く利害の實を究め深慮遠謀あるが如くには聞えるも實は國を誤るの俗論にて、今日纔かに講和の說を唱ふる時は天下の人心忽ち瓦解し士氣再び振はざるに至るから、閣老を始め廟堂の諸賢は深く思慮すべきである。

**天下必死の覺悟を堅むるを第一義とす**

今日に當りては天下必死の覺悟を堅めるのが第一義にて、其の次は返翰の文意强きに過ぎず弱きに流れず一言に彼を畏服せしめるのが肝要である。

**露船に對する挨拶**

先月より長崎にも異船四艘來舶して居るが、ヲロシヤがアメリカの願の趣を聞き何か加勢をせんと申し出たとの風說がある。之につき公義にては返答に難澁さるゝだらうとは思ふが、此の際若し彼に加勢を賴まば國の弱きを見透かさるゝのみならず一度彼が恩義を受けては後日大害を生ずる憂もある。併し彼の厚意に對し無味の返答をなすも又大患を引起す恐があるから厚く其の厚意を謝したる上、此の場に至り是迄不通の外國に加勢を賴みては米國を懼るゝに似て無念の次第なれば、此の節は是非一國の力を以て一戰に勝敗を決したいから加勢は辭するが後道の儀は屹度懇談もしようと返答すべきだ。

**天下の大要領**

右に述べたる返翰の一段は急務とは云ひながら根本を論ずれば枝葉に屬し、今日に當りて天下の大要領とも云ふべきは幕府其の人を得て是に任ぜられると否とにあつて實に治亂の機

水戶の論を正議とす

此に決すと云ふべきである。此度公義より異船防禦筋の儀を水戶中納言(齊昭)に委任せられたるは此の上もない喜ばしき事だが、今日閣老達を始め諸侯の內には中納言へ力を添へる方は多くはあるまじく、別して林家抔は水府とは意見を異にして暫く交易を免さんとの論であらう。これは穩かなる論說なれば俗人の耳には入り易くこれに同意する人多からんと思はれるが全く利害を主とし成敗を顧みたる俗論にて、水府の論が正議であるから萬端中納言の意見に從はれるのが宜しい。尙將軍(家慶)は大變、右大將(將軍世子家定)の模樣風說通りならば天下累卵の危き今日に究つてゐる。細川家は德川家とは切つても切れぬ家筋であるから此の際一筋に忠勤を勵まれたい。

藩論の建直しを說く

米田は右の如く述べたる後なほ進んで藩主の性格や施設の得失を指摘し、今日の非常時に際しては從來の消極的であり退嬰主義であつた藩論の建直しを爲すべきであらうと極說し、殊に江戶に於ける藩の備筋が餘りに薄いからそれを十分になし置き、一旦外國との戰端開かれなば必ず出馬して勇名を轟かし祖先の光を天下に輝かされんことを切望し、最後に、

武藏鐙かけて思へはいとゝ猶心つくしの秋の夕くれ

なる一首を添へてゐる。此の封事抄錄は意を傳ふるに止めたが、原文は藩主に對しての敬意を盡くした丁重な書簡體文であることは云ふ迄もない。抄錄でも想像し得られようが原文は言々句々熱誠籠り大膽に率直に自己の意見を吐露した進言である。尤も當時彼の境遇が現職に在る執政等と違ひ多少自由の立場に在つた關係もあらうが、「文は人なり」で監物其の人の性格が十分に此の封事中に表現されて居り、從來は溫厚篤實の君子人とのみ見

られてゐた監物にも此の如き峻嚴な一面のあるを首肯せしめると俱に、藤田東湖の曾て彼を評して謂つた「溫潤中に雄虎の姿あり」の其の姿をも見ることが出來る。

小楠書を藤田東湖に寄す

小楠は、監物が右の如く藩主に上書した其の翌八月十五日に書面(遺稿篇「書簡」四三)を藤田東湖に贈り時局に對する其の志を述べ、且つ津田山三郎出府して同志の素願を陳ずべきを以て宜しく配慮ありたき旨を乞うてゐるが、其の文中に左の一節がある。

越前藩中平生深く相結び同心隔なく御座候へば兼て我國情は委細に合點致し罷在、尙更此節は二三の有志者出府にて津田より萬端咄し合中事に御座候間、定て越藩よりも御相談仕り申べき事と奉レ存候。

鈴木主稅・吉田悌藏にも

小楠は右書狀を藤田に寄せた二日後の八月十七日付にて越藩の鈴木主稅・吉田悌藏兩人にも書面を遺はしてゐるが(遺稿篇「書簡」四四)それには鈴木・吉田兩人も本多修理も最早着府したであらう。目下は天下の有志者身命を拾てゝ奉公すべき大事の時節であれば、自分等も一刻も早く出府して應分の力を盡くしたいが一步も足出しを許さぬ情無き藩情なれば、同社中の津田山三郎を急ぎ出府させたから自分等念願のある所を聞取つて宜しく配慮を乞ふとの旨を記してゐる。これによると藤田への書面中の「越前藩中云々」の樣子が能く分り、「二三の有志者」も本多・鈴木及び吉田等であることが想像し得られる。上記小楠の二通の書簡を讀むと彼等同志の熾烈なる攘夷思想や潜行的活動の模樣や肥後藩當局に對する不平不滿の甚だしい事などを窺知し得るが、小楠が至誠君國に又鄉藩に報ずる眞骨頭が遺憾なく發揮

再び書を鈴木・吉田に

せられてゐる。

小楠は前記書面中の津田が熊本を發足したる後、九月廿六日に薩藩の鮫島正介が米艦來航以後天下騷然人心恟々たるの際國事に奔走する所あらんとして出府の途中立寄りたるを幸に彼に托して再び書を鈴木・吉田の兩人に寄せてゐる。（遺稿篇「書簡」四五）其の書面の本文中には、

先達て津田山三郎罷出、此許事情御聞取被レ下候事と奉レ存候。誠に以一大事之御配意を奉レ願奉謝之筋可二申上一様無二御座一、何分御仁憐之程千々萬々奉レ願候。扨吉田賢丈には御承知に相成居候薩州鮫島正介と申人出府仕候。此人非常之人材之上、大有爲之志相抱き深内談仕申候間何卒小生に不二相變一樣御咄合被二成下一候樣千萬に奉レ願候。小生心事委細に正介承り罷在申候間是又御聞取可レ被レ下候。

とあり、「尙々書」には「吉田賢丈は最早御出府之御事に奉レ存候。千里外晝夜考申のみにて心中御憐察可レ被レ下候」と記してゐる。西海の果に足留せられて君國を憂ふるの情禁ずる能はず、更に鮫島によりて其の心事を訴へた彼の赤心は書翰の上に炳然たりだ。右八月十七日付の小楠より鈴木・吉田への書簡に關しては十月十四日付にて鈴木より吉田への書簡（松平慶民所藏）の一節に左の如くある。

横井よりの書狀慥に落手、津田一件御細書の趣具に致二承知一候。未だ此表へ着不レ致樣子に付着次第面會の手續村田へ申含め置候間左樣御承知可レ被レ下候。

これは上掲小楠の書狀を吉田が福井にて受取り、先に—七月—出府した鈴木に送ると倶に津田との會見につき色々申し送つたのに對する返書と見えるから、此の時迄は津田はまだ着府してゐないが、『越前人物志』に左の記事がある。

重榮（鈴木主税の本名）嘗て江戸にありし時、永島三平・宮部鼎藏・轟武兵衞・津田山三郎（共に肥後藩士）來て重榮に面す。此時三平等幕府の外國に處する所以を論じて大に其優柔不斷を咎め、其主張する所幕府の令を待たず直に列藩を糾合して以て斷然外船を斥攘せん・とするに在り。重榮固より斥攘の議を持す。然ども政府を外にして擅まゝに戰を開くが如きは取らざる所とす。是を以て議輒く協はず。三平等激論以て重榮に迫る聲戸外に徹するに至る。重榮動かず諭すに其理に非ざるを以てす、三平等遂に屈して去る。此時山三郎深く重榮の態度に服し、後長岡監物に語るに此日の事を以てして云ふ、三平等の激論他人に在ては殆んど當るべからざるなり、然るに之に對する平然恰も大人の小兒を遇するが如くなりと。

之に據ると、津田は江戸にて鈴木に面接したことは確だ。猶吉田も鈴木に後れて出府し藤田東湖と會し竊かに國事につき畫策したと同書の吉田小傳中にあるから、彼是考へ合はすと小楠の書狀にある如く越藩有志が藤田等と相會し議を凝らしたのにも違がないやうだ。

## （八）夷虜應接大意を艸す

「小楠先生小傳」の記事

七年甲寅九月魯國の使節國書を携へて長崎に來る。幕吏川路某應接の爲めに來崎の事を聞き、川路嘗て先生（小楠）と舊知あるを以て、是容（米田）舊主に薦めて內使を命ず。十月下浣長崎に赴く、小河一敏隨行す。然るに魯艦は再來の期を約して出港し、川路西下せず。因て先生港尹水野某に面せんと請ふ、聽かず。乃ち已むを得ず夷虜

應接大意を著し、大要外人に對するに義理禮節を失ふ可らず、鎖國は我國祖宗の意に非ず、今日の事開鎖共に正理公道を以て事に從ふべきを云ふ。其論正大堂々當る可らざる勢有り。長崎港尹に因て川路に送致せんことを請ふ。港尹之れを受く、其送致せしや如何を知らず。是れ蓋し開國の論を唱へんとするの端始なり。

右は『小楠遺稿』所載「小楠先生小傳」中の一節だが、同書の「夷虜應接大意」を載せた處にも小楠は川路に面接して其の所思を陳述せん積りなりしも右記事の通りであつたから已むを得ず、長崎客舍にて其の梗概を記して川路に贈つたものだと說明してある。處が「小傳」中にある魯艦の長崎港入退の時日は既記魯使節プーチャチン乘艦の行動(本篇二七四頁)と對照すると、實際と甚だしく相違してゐる。果して小楠が嘉永七年十月下浣に長崎に出掛けたとすれば露艦の入港・川路の西下の時日が「小傳」の記事通りに誤り傳へられたによつたものと見ねばならぬが、それでは餘りに迂濶な話だ。然るに德富洪水の筆になれる「小楠翁實歷」には左の如くある。

嘉永癸丑の歲魯艦長崎へ來る。幕府川路左衞門等を應接に派遣すと聞き、米田推薦を以て小楠川路に舊交の因によつて藩より內使として長崎へ差越。至るとき魯艦再來を期して出湊、川路西下せず。故に夷虜應接の大意を草して長崎奉行水野某に依て川路に送る。其論概要は外人に對する義理禮節を失ふ可らず、鎖國は吾が國祖宗の意にあらず、今日の事開鎖共に正理公道を以て事に從ふ可きを云ふ。此書川路に達したるや否應答なし。是小楠開國論を發明する端緒なり。

これでは小楠の長崎行は嘉永癸丑となつてゐるから「小傳」中の七年甲寅は六年癸丑の誤であると思ふ。六年であるならば十月下浣にても同年七月十八日に入港した露艦は十月二十三日に再來を約して出港し十二月五日に來航してゐるから、小楠の長崎着が露艦出港後から其の再來迄の間となりて「小傳」中の「魯艦再來の期を約して出港し」に適合し、又川路は幕命により長崎に向ふ途中露艦出港の報に接し一旦引返さうとしたが露使が再來を約した書を殘してゐるとの事で其の行を續け十二月八日にやつと長崎に着したから「川路西下せず」にも齟齬せぬことになる。

猶「夷虜應接大意」中の米・露要求の對策は嘉永六年八月の上記長岡監物の「封事」に於けるそれと全く同じである。儻しこれを七年十月に艸したとすれば、其の年三月に米國との間に既に神奈川條約が締結された後の事だから、小楠が安政元年九月に吉田東篁に寄せたる書面（遺稿篇「書簡」五二）中に其の事がなければならず、又其の論旨も違はねばならぬ筈だ。なほ臆測だが、吉田松陰が嘉永六年十月に來熊した時は其の滯在間に小楠とは三度も面會し、それから長崎に行き、露船搭乘の目的を遂せずして十一月五日に再び熊本に來り七日迄滯在せし間には小楠は不在で面會してゐない。（本篇第八章五參照）其の不在の理由は詳かでないが恐らくは長崎行の留守ではなかつたかとも思はれる。もう一つは立花壹岐の覺書の嘉永六年十一月の部に左の通りの記事がある。

十五日。長岡使者として横井野町に參り候に付明日黑崎（著者註、柳河より三里ばかり南の有明海濱の小丘で、柳河藩第一の景勝地、此處には壹岐の兄十時攝津（長門）の別莊がある。）にて出會の筈。尤今日より晩までは同社中出會の差圖致候事。

十六日。長岡より爲二使者一平四郎參候に付今日於二黑崎一長州(攝津)と兩人出會。

これに據ると小楠の此の柳河訪問は共の時日からしても長崎からの歸りに立寄つたものと想像せられる。なほ右覺書に小楠が長岡使者として柳河を訪うたとあるは今回の小楠の長崎行は『小楠遺稿』や德富の「小楠翁實歷」に據りても、又下に記する平野九郎右衞門より長岡監物への書狀によりても長岡の肝煎であるらしく、殊に平野の書狀には「何ぞと事寄なる文字もあるから、共の名義で旅行したのではあるまいか。

「夷虜應接大意」を艸した年月

上記の理由からして小楠の長崎行は嘉永六年であつて、「夷虜應接大意」を艸したのもその年だと思ふ。尤も『小楠遺稿』所載の本文の末尾に「嘉永七寅年十月下浣横井時存識」とはあるが、横井時靖の藏せる本稿寫本にはかゝる附記のないのを見ても果して小楠の自署したものであらうかを疑ふ。

さて然らば、年は著者の想像の如く嘉永六年として、月と日とは右「小傳」にある如く十月下旬であつたらうか。當時來航せる露艦の要求・幕府の對策などを探査することは肥後藩としても小楠等同志としても頗る緊要であつた所から、小楠が川路とは江戶遊學時代の舊知なのを幸に長岡が藩へ推薦して小楠の長崎行が決行されたものと思はれる。尙それには吉川

松陰の長崎行が刺戟を與へたではあるまいかと臆測されもするから、小楠の長崎行は吉田の熊本を去つた十月二十六日から間もなく企てられたものと想像されるが、横井(時靖)家に左記の書狀が藏せられてゐる。

過刻は御紙狀被ニ成下一候處、折惡出違罷在申候て御卽答も不ニ申上一御無禮仕候。扨横井長崎行之儀、簡(オロソカ)にては同人不安意の段申上候由尤之儀に御座候。右に付何ぞと事寄願書差出候て罷越候樣御差圖被レ成候間、幸に願相濟候樣御委細被ニ仰下一候趣具に承知仕明日咄合可レ申候間、願書は早々差出候樣被ニ仰含一候樣奉レ存候。私はどうぞ參り候へかしと奉レ存候得共、萬一は異說も可レ有ニ御座一候哉も難レ計御座候得共、是非々々思召之通り取扱可レ申相含居申候。何も只今罷歸尊答迄如レ是御座候。已上。

十月廿九日　九郎右衞門

監物樣

尊答

平野九郎右衞門より長岡監物への書簡

右は小楠の組頭たる平野九郎右衞門から長岡監物への返書であるが、これを受取つた長岡は直ちに此の返書に左の書簡を添へて小楠に

（横井時靖藏）

送つてゐる。

今夕は平野出獵にて只今返事相達則別紙（上記書面）之通に御座候。自然は引懸りも可ㇾ致哉。併無願之方は萬一之儀有ㇾ之候ては甚心痛之次第に付書付草々御差出之方可ㇾ然候猶御勘考可ㇾ被ㇾ下候。以上。

十月二十九日　　監　物

平四郎様

上記二通の書簡は今回の小楠の長崎行に關してのものと思はれる。果してさうなれば平野の書面に「明日咄合可ㇾ申」とあるから小楠の熊本出發は十月三十日以後で長崎には松陰とは行違となつて十一月上旬に着したではあるまいか。後記松陰の書簡に「出足砌には不ㇾ圖御行違に相成云々」とある（本篇三〇一頁）を見てもさう想像され、上記立花の覺書にある小楠の柳河行を長崎よりの歸り掛けと考へられもする。要するに「夷虜應接大意」の起艸は嘉永六年で、長崎客舍でとすればその十一月上旬であらう。本文は遺稿篇（「論著」三）に載せてあるから茲に贅しないが、其の要旨は既記長岡監物の「封事」のそれと敢て大差はない。然るに其の「封事」の冒頭には、

長岡監物より小楠への書簡
（横井時靖藏）

つら〳〵勘考仕候に日本は元來大洋中之一孤島にしてしかも食貨兵器のたぐひを初め生民日用一事の不足なく一物之不レ生なき天然の豐國にて御座候へば書籍と藥種の外異國に求候品さらに無レ之、されば獨立絶交も人意之私に出候儀に無レ之全く理勢之自然とも可レ申況や利害得失も顯然たる事にて、別て邪教浸潤之弊深く可レ懼儀に御座候へば、寛永十三年以來斷然と外交を被レ禁確乎たる嚴法を被レ立候は一朝一夕之故に無レ之幕府非常之御英慮より起候儀に候間、德川之御家あらん限りは天地と共に此御舊典をば堅く被レ爲レ守度御事と奉レ存候。然共眞理を見得る者は一偏に固滯せず時に隨つて變易仕候儀聖賢易道之妙理にて御座候間後日天下永久之謀議を被レ定候には廟堂時に中するの御大活議も可レ被レ爲レ在哉、乍レ併夫等は所詮後道之御考議にて、今日におゐては何分彼が願筋決て難レ被ニ差免一譯にては有ニ御座一間敷哉云々。

とありて敢て鎖國主義を永久に固執せよとは云はぬ迄も攘夷的色彩が頗る濃厚であるのに、小楠の「夷虜應接大意」に於ては「我國の外夷に處するの國是たるや有道の國は通信を許し無道の國は拒絶するの二つなり。有道・無道を分かたず一切拒絶するは天地公共の實理に暗して遂に信義を萬國に失ふに至るもの必然の理なり」とか、「我國祖宗此理を明らめ玉ひ唐・蘭の二國既に交易を許さるゝと云へ共、萬國此理に暗してアメリカの書翰にも鎖國を以て我國是の道也と述べたるは全く我國是の大道を知らざる故也」とか、「天地有生の仁心を宗とする國は我も又是をいれ、不信不義の國は天地神明と共に是を威罰するの大義を海外萬國に示し云々」とかの文字があるからでもあらう「小楠先生小傳」の記者は本文を以て小楠

が開國論を唱へんとするの端始だと記してゐる。さう思ふのは一應無理ではないが右小楠の云ふ所は外交に對する動かすべからざる原則とも云ふべきで、米・魯に對する應接上心得べきであるは無論だが、さて其等の國々をどう取扱ふかとの實際問題に於ては既に本文の題を見ても「夷虜」なる文字があり、又其の内容を味讀しても今回の米・魯の要求を容れて通信通商を許せば彼等の威力に屈することにもなり、又所謂押聟入を甘受する形ともなりて我が國の威信を傷つけ延いては天下の士氣にも惡影響を及すから宜しく戰鬪必死を宗としてこれを拒絶すべきであるとの意味を以て論じてゐる所などからすると、此の頃までの小楠は少くとも近時來航して通信通商を乞へる米・魯その他の國々に對しては米田其の他の同志の如くまだ〳〵なか〳〵の攘夷論者で、開國論を唱へ出した一二年後の小楠とは大分其の趣を異にしてゐるやうに思ふ。

## (二) 監物の起用　同志の欣躍

嘉永六年九月十日、在府永鳥三平は在藩の同志横井平四郎・宮部鼎藏・永鳥繁平(養父)・大久保源十郎(養父の弟にて長岡内膳家司役)の四人宛に書を寄せて江戸の狀況を報じ、且つ長岡監物の起用・兵制の改革等につきて意見を述べてゐるが、其の中には在江戸藩重役の不心得を縷述慨歎したる後、來年外船再來して戰でも起ることあらば大變だとて左の如く書いてゐる。

愈以百敗に御座候て、御國二百餘年之御武名一朝に消滅仕候而已乎、乍レ恐御上之存亡も不レ可レ計候間何卒此節御前様方急度內膳様え御願出に相成、內膳様御英斷にて至急に一手之備頭に監物殿を御差立に相成申候様御世話可レ被レ下候。若此事に差障り或は此事に差入り不レ申候人は、誠に國家の大罪人と奉レ存候。若又此英斷御座候て、若國家に災起り申候節は一番に私首を御刎可レ被レ下候。此儀は私內々馳せ歸り腹にかへ可ニ申上一筈に御座候得共、天下國家之事今暫時は私不肖の身ながら此地を去申候事出來不レ申候間、千々萬々皆様御英斷神懸て奉レ祈候。

何時もながらなか〳〵烈しい、悲憤慷慨する永鳥を眼前に見るが如き心地がする。右文中の內膳は細川家一門の長岡忠顯で藩主在府間は城代を勤めた英物だ。家老の筆頭たる松井佐渡と圓滿の間柄で無い監物の起用には是非共此の內膳の英斷を要するのであらう。

監物、警備地總帥に擧用せらる

監物起用につきては獨り永鳥等のみならず之を熱望せる小楠等同志の策動もあり、細川齊護に對する水戶齊昭の勸告もありなどした爲でもあらうか、十一月十四日肥後藩は長藩と俱に相模國備場警衛の幕命を受け浦賀大津を固めることになるや、監物を其の警備地總帥に擧用することに決し、監物は勇躍して十二月十一日熊本を發して出府した。其の行を見送つた元田の『還暦之記』中には左の記事がある。

時に米國艦退くと雖ども又來年再來の約あり、幕府大に海防を嚴にせんと欲し相州浦賀の守衛を重んじ諸藩の兵を分屯せしむ。吾藩・長州侯等之に與かる。吾君公其軍を指揮するに總帥の其人

を得るを求む。志水新丞側用人となりて特に長岡大夫を勧む。君公大に之を然りとし、親書を發して急に大夫を召し惣師の任と爲んとす。親書至る、大夫謹て君命を奉じ不日にして上道す、時に十一月也。余父君の內意を奉じて交友を疎にし講學を廢せしより大夫の門に出入することを愼むと雖ども、天下大義の關する所を以て肯て憚らず直に大夫の門に至て面告する所あらんとす。既然ども事務繁忙なるに依て乃意見書を作て之を上る。又其發途に臨んで之を郭門外に送る。既にして大夫下津先生に託して答へて云意見の次第敬服する所、多年の舊交を忘れざる厚意の在る處深く辱なしと。當時二百餘年來の承平上下復兵戰あることを思はず。江府の往還皆輿に乘り裝を美にして揚々たる得色あり。今日始て大夫の軍行を見るに、兵士皆茅鞋を穿て長槍・帶刀或は弓矢を持し、銃器隊先後を擁して大夫は騎馬、勇氣中に沈みて滿面和氣あり優にして且莊也、一藩の總師として誰か其右に出る者あらん。天下の會に列して肯て恥る所に非ずと感嘆せざる者は之なきなり。大夫質學の忌嫉に罹りて身國政に預からざる七年、一藩俗吏の踈斥する所たりと雖ども一旦天下の事變起るに遇ふや君公の聰明忽に大夫を拔擢せらるゝ如㆑此。至誠の天地を動かし公道の天下に亨る決して疑ふべからずして、一時の通塞は雲霧の開閉するに異ならず、何ぞ之を患ふるに足んや。

小楠、監物起用を吉田悌藏に報ず

右を見ると身長六尺を越え筋骨飽くまで逞ましき偉丈夫監物の威風堂々たる出陣の狀が眼前に髣髴する。小楠も十二月十八日付にて吉田悌藏に寄せた書簡（遺稿篇「書簡」四七）中に監物の起用につき左の如く書いてゐる。

扨又拙藩浦賀固被㆓仰付㆒に付ては寡君よ程之開明之模樣にて監物へ急速之飛脚にて直書到來、一藩之惣師

被二申付一去る十一日に出發仕候。必竟尊藩初奉り諸方御配意故と奉レ存候。誠に以難レ有仕合眞に感涙に沈申候。就ては一藩人心兒童奔卒に至る迄大慶此事にて御察可レ被レ下候。（中略）小生も出府之心得に御座候處さし障り勝にて此節は留守居罷在申候。賢丈如何に候哉于レ今御出府出來不レ申哉案勞仕候。藤田抔之樣子大分動じ候樣承申候。心事萬緒に御座候へ共何も先さし置監物出府之事言上仕候。

小楠、出府を見合はす

元田と云ひ小楠と云ひ監物の出府につきては我が事の樣に喜んでゐるから其の他の同志の欣躍も亦想ひやられる。右小楠の書面によれば彼は監物と俱に出府することになつてゐたらしいが、嘉永六年十二月六日付で小川一敏が荻昌國に與へた返書中に、

先月十四日太守樣御儀、浦賀御受持被レ蒙レ仰候に付、二之御丸樣（長岡監物）に右御場所惣督被レ蒙レ仰近々御出立、尊君且橫井君・下津君にもいまだ表向之仰は被レ蒙不レ申候へ共、御一同御登込可レ被レ爲レ成爲二御知一被レ下、誠に以武門之冥加無二此上一御儀奉レ存候。

とあるのを見ると、小楠ばかりでなく下津も荻も同樣であつたと見える。然るに其の理由は分らぬが三人共出府を見合はしたのである。

途を急いだ監物は米艦再來して伊豆の海上に現れる前日の嘉永七年正月九日江戸に着いた。其の後米艦は數日の間に漸次浦賀に入り、本牧に進み神奈川に近づいたが、これが對策につきて幕府主腦部の意見は既に定まつてゐても諸侯藩士の間には異論百出の有樣だつた。監物は一藩の總帥として既に諸藩の間に重きをなしてゐたから諸說紛々たる中に極めて自

重して大事を誤らざるに力め、彼我の交渉についても術策を弄することを排し信義を專らにし禮を以て俟つべきを主張した。當時幕府の米艦に對する方針は平和主義であつて大事に至らず、其の後も戰端の開かれさうにもないので監物は總帥の任を辭し、五月七日江戶を立ち六月十六日歸熊した。浦賀事件大事に至らなかつたので彼の平昔の用意を十分に發揮するの機を得ざりしも、在府間水戶齊昭の知遇を得、東田東湖・戶田蓬軒・鈴木主稅等を始め諸藩の俊傑と相交り彼の名望大いに天下に顯れた。

## 五　吉田松陰の來熊　小楠との交驩

松陰第一回來熊

吉田松陰の熊本に來たのは前後三回である。

第一回は彼が二十一歲の嘉永三年八月二十五日に萩を出發して同十二月二十九日迄に小倉・佐賀・大村・長崎・平戶・天草・島原・熊本・柳河・久留米等の各地を遊歷した時で、熊本には十二月九日島原より來りて同十三日朝柳河に向つて出發した。此の遊歷の目的は全般的に云へば彼が其の「遊記」の序文に記せる如く精神の擴大暢達の機を他鄉に求める爲であつたが、其の藩府に差出した「願書控」に據ると平戶に於て松陰の家學たる山鹿流軍學に詳しき葉山作內と同流の宗家なる山鹿萬介とにつきて家學を叩くのが主であつたらしく、同地には五十餘日

も留つてゐる。熊本にても右滯在間に藩の數學師範兼砲術師範たる池邊啓太と山鹿流の兵法を修めて藩の軍學師範たる宮部鼎藏とに交を結んだ。

松陰の長崎行

第二回は嘉永六年海外視察の目的を以て長崎に來船中のプーチャチンの率ゐる露艦に搭乘せんが爲に江戸より同地に赴く途中に立寄つたのである。彼は「この行深密の謀・遠大の略あり。象山師首め之が慫慂を爲し、友人義所（鳥山新三郎）・長取（永鳥三平）・圭木（桂小五郎）亦之が贊成を爲す。其他の深交舊友一も識るなし」と述べてゐるが、九月十八日江戸を發して西行し、荒井驛―靜岡縣濱名湖畔の都邑で今の新居―に來ると、熊本藩士の津田山三郎及び河瀨典次兩人に逢つたので左の一詩を與へた。

松陰、津田・河瀨と邂逅

荒井驛にて肥後藩士津田山三郎・河瀨典次に邂逅し詩を作りて贈別。

東下西上の客、邂逅す荒井亭、一見他語無し、先づ惜しむ日西に傾くを。東西の事を說き出して、一嘆し又一驚す。東海東夷の狀、西海西夷の情。悲しい哉倘武の國、宴安神京を忝（ハヅ）かしめんとは。君行くこと六七日にして、東將に武藏に入らんとす、武藏は都會の地、世途經營を觀よ、俗士は固より利に耽り、才子は徒に名を偸む、紛々たる萬億人、孰か皇道の明らかなるを期する。吾亦此より西して、肥・豐にて豪英に接せん、再會何れの日を定めん、指を屈して行程を數ふ。行程亦邈たり矣、離合將何ぞ常ならん、手を分かちて數（シバ）回顧す、心緒の縈るを捨て難ければなり。

津田山三郎は、小楠が嘉永六年八月十五日付にて藤田東湖に、同月十七日付にて鈴木主稅及

び吉田悌藏兩人に寄せた既記書面の役目を荷ひての出府道中であらう。河瀨典次の出府目的は詳かでないが、彼は小楠の門弟で而も同志の事だから津田に同行したのではあるまいか。右松陰の詩を讀むと、三人會して談は時局に及び悲憤慷慨した樣子は眼前に髣髴するが、松陰は其の西行の眞意を打明けなかつたのは無論だから、「離合將何ぞ常ならん」に生死を賭しての決心を藏したとは兩人も感付かなかつたであらう。

松陰は十月一日入洛して梁川星巖を訪ひ、翌二日朝皇居を拜して「山河襟帶自然城」なる一詩を賦し、其の夜船で淀川を下りて大阪に至り、此處に九日迄舟待してから瀨戸內海を西して十六日豐後の鶴崎に上陸し、大野川を溯つて肥後に入り坂梨に一泊して十九日熊本に着し五日間滯在した。左に掲ぐる彼の日錄は此の間に於ける彼の消息を十分に盡くしてゐる。

松陰第二回來熊

十九日。熊本に達し坪井に宿る。是の日二重嶺を越え、阿蘇山を望めば雲霧濛々として咫尺を辨ぜず。詩有り云はく、東道富士を望むに、三峯白粲粲たり。西道阿蘇を望めば、向背雲漫々たり。富士は恰も情ありて天下の冠たるに愧ぢず。阿蘇は何ぞ怯懦なる、吾を見て乃ち逃遁せんとは。奇なる哉名山の靈、英雄漢を識取せよ。

二十日。宮部鼎藏來る。伴ひて橫井平四郎を訪ふ。荻角兵衛も亦これに會す。夜宮部に至り留宿す。

二十一日。矢島源助・莊村助右衛門・國友半右衛門・今村乙五郎・丸山運介・佐々淳二郎・湯地丈右衛門・村上鹿之助來話す。

二十二日。宮部と同じく横井を訪ひ終日對話す。夜村上澤村義右衛門・神足十郎助・村上作之允・原田作介今村を訪ふ。

二十三日。横井久右衛門・吉村嘉膳太・木原彦四郎・廣田久右衛門・岩佐善左衛門・森崎平介・丸山・佐々・今村來る。夜横井來る。

二十四日。丸山・佐々・今村・森崎・野口直之允來り會す。池邊彌一郎・國友半右衛門を訪ふ。半右衛門疾を以て逢はず。

二十五日。松田・神足・吉村・村上・丸山・今村來り會す。午後熊本を發す。松田送りて高橋に至る。尾島(小カ)に至る、舟未だ發せず。　(原漢文)

小楠、三たび松陰と會談

小楠は松陰の第一回來熊に於ても、又一昨年八月萩に松陰を訪ひたる時も面會の機を失したことは既記の通りだから、今回は熊本に松陰を迎へて大いに渇懷を醫した譯だ。右滯在間に三回も面晤して二十二日の如きは「終日對話す」とあるから互に意氣投合したと思はれる。松陰が此の會合によつていたく小楠に心服したことは後記の書面(本篇三〇一―三〇四頁參照)によつて分るが、小楠は松陰をどう見たであらうか。徳富蘇峰の著『吉田松陰』に左の如き一節がある。

嘉永六年彼が廿四歳の時、露艦搭乘の志を懷き、西遊の途次、熊本に徑し、横井小楠の塾を過ぐ。門人彼が年少にして風采揚らざるを見て、彼を輕易す。彼の去るや、小楠門人に語げて曰く、若し彼をして一萬石の

城主たらしめば、天下の大事を惹起せん者は、必ず他人ならずと。

松陰長崎に至れば露艦在らず

松陰は二十五日午前に熊本を發して二十七日長崎に着いて見ると、不幸にも露艦は四日前の十月二十三日に一時退去した後であつた。若し松陰が熊本に滯在せずして長崎に急いだならば露艦は未だ在港してゐたのに千秋の遺恨とは眞に此の事だ。松陰は長崎に五日間滯在して、舊知の中村仲亮・大木藤十郎を始め高見正菴・栗崎道意其の他數人と會談などしたが、十一月一日出立して同五日復熊本に來た。これが卽ち第三回目である。長崎を發してから萩に歸る迄の彼の日記は左の通りだ。

松陰第三回來熊

十一月朔日。云々別を告げて千々波に宿す。
二日。大湊に宿す。
三日・四日。大湊に留る、夜佐々・丸山來る。
五日。坪井に歸る。
六日。松田・矢島・江口純三郎・森崎・廣田・木原・村上・兼坂熊四郎・野口・丸山來る。申時(午後四時)宮部と有吉(頭)老大夫(母ナラン)(千石餘)を訪ふ。田中大阿・荒木權之進これに會す。夜森崎來る。
七日。竹崎律二郎・矢島・江口・丸山・廣田・野口・宮部兄弟追ひ送り、山賀(鹿)に宿す。矢島來り此に一宿す。
八日。朝手を分かち柳川に宿す。
九日。松崎に宿す。

十日。青柳に宿す。

十一日。赤馬關に歸り伊藤氏に宿す。

十三日。萩に入る。　　（原漢文）

右に據ると松陰の熊本滯在間に面晤した人達の中に小楠の名を見ない、これは恐らく前に記した如く、小楠が松陰と行違に長崎に行つてゐた爲であらう。（本篇二八七頁參照）松陰が今回長崎往復の途次に於ける熊本滯在間に會合したるは右「日記」にある如く主として實學黨と勤王黨との人達であるが、其の會合に際しての話題は何であつたであらうか。安政二年正月に野山獄に在つた松陰から萩松本に在る兄杉梅太郎への書狀の中に「肥後に到りし時横井平四郎が黨某頻に寅に經學を進む。又平四郎が學風も大略承り置けり云々」とあるから講學に關する話のあつたことは間違ないが、會合の連中の顏觸れよりすれば對外問題を始めとして天下國家の事につきても話がはずんだことは想像に難くない。特に注目すべきは

松陰の有吉家老訪問

松陰が宮部と倶に家老有吉を訪問したことである。松陰は今回江戶を出發する前、米艦の浦賀に來航するや直ちに同地に赴いて事情を探り、歸りて江戶の藩邸に呈出した意見書「將及私言」の中に藩の君臣は宜しく天下の賢能に接すべきを云つて居り、又八月に此の意見書の趣旨に基づき急務として着手すべき事項を箇條書にした「急務謀議」の第二條には左の通り記してゐる。

肥後藩は古より本藩と厚交あることに承及べり。君上は勿論、群臣も亦相互に交り厚くあり度事。
肥後藩の大臣長岡內膳・長岡監物・長岡刑部・有吉市郎兵衛等皆奇特なる人物の由なれども、當節孰れも國に在り。今藩邸に在有志の人々、大臣には小笠原備前、物頭には都築四郎・魚住源兵衛のよし承れり。

右によると松陰の有吉訪問は此の意見を自ら實行したものであらうが、十一月某日に萩の小田村伊之助が吉田松陰に與へた書中の左の一節を見ると、單に賢能に接するばかりの意味ではなく天下の大事をも議する爲であつたと思はれる。

嚮に兄と伯父の宅に相見しとき僕佗適の約ありて匆々辭し歸り、臂を把りて商推するに暇あらず。昨兄の來るとき僕在らず。之が爲に悵然たりき。前夜學生某兄を訊ひて高論を聞くを得たりとて、轉じて僕に告げて曰く此回兄肥後に如き宮部氏と老臣某とを要して大事を議せりと、太快々々。方今天下の事慨嘆す可き者一にして足らず。而して外憂尤も甚だしとなす。策家の建白する所紛紜万喙、和と曰ひ、戰と曰ふ。和を倡ふる者も其の意は則ち姑らく寬借して以て禍を紓うするに過ぎざるのみ。今幕吏和議を倡ふる者頗る夥し。海內の勢駸々として將に和に歸せんとす、是兄の狂奔して之を沮む所以にして其の志壯なりと謂ふ可し。兄曰く天下人無し。但水戸老侯および尾張侯・肥後侯與に大事を議す可きのみ。既に老臣を介して肥侯に要し、又東のかた尾侯に游說せんと欲す。此の大諸侯と謀り合ひ議協はゞ則ち天下の事必ず成る可きなりと。

（原漢文）

序ながら記して置きたいことは、幕末の志士中松陰ほど短年月間に廣く天下を跋渉した人は少い。彼は僅々五年間に其の足跡は南九州より北青森に及んでゐるが、就中彼に大なる印象を與へたのは水戸と熊本とであらう。德富蘇峰の云つてゐる通り「松陰の交遊の一半は、其の同志者の一半は死に抵るまで肥後人であつた」、隨つて彼は肥後人の氣質は能く味つてゐる。彼の詩稿中に「熊本諸友に示す」と題せる左の一首があるのは松陰が熊本人士に面接して得た印象であらう。

松陰に與へた印象

酒を使ひ劔を好みて動もすれば怒嗔し、豪談雄辯天眞を見る。孔聖陳に在りて歸らん乎を嘆ぜられしも、豈此の種の人を思へるに非ざるを得んや。言を愼み行を謹み名望を養ひて眉壽康寧なれば世爭ひて珍とす。漢の疏廣受・宋の王旦、其の朝に在るや俗或は之を鳳と麟とに比せしが、因循姑息の風を釀し來りて驕虜と强臣とを養成せしのみ。吾れ熊府に來りて多士に接す。熊府の多士素より温淳。吾が鯨呑劍舞して浩歌を發するを聞きて臂を掲げて叱咤して氣始めて振るふ。苟くも此の氣をして天地に塞がらしめば古道何ぞ曾て荊榛を憂へん。浮躁淺露は似て非なれども巧言令色も鮮いかな仁。請ふ見よ山岳巍々天を凌ぎて起り江河蕩々地を捲いて臻る。

此の詩にはよく肥後人士の美質を認識して自分と同調なるに滿足し、其の美質を大用すれば優に天下に爲す有るべきを强調し、名望を養つて勿體ぶる連中を罵倒して熊本人士が重厚なる氣風を大いに發揚して君國の爲に盡くすべきを慫慂してゐる。

松陰が歸藩すると、間もなく熊本滯在間に約し合つたと見えて宮部鼎藏と野口直之允とが

來萩した。そこで松陰は居ること十數日にして十一月二十四日頃宮部・野口を伴うて萩を發程し、二十六日船にて周防富海を立ち、內海を東上して十二月三日大阪に上陸し、大久保要に會ひて四日京都に入り、梁川星巖・梅田源二郎・森田節齋・鵜飼吉左衞門等と面接し、それより伊勢の山田に足代權大夫・松田縫殿、津に土居幾之助を訪うて後尾張に行き、秦壽太郎・奧田謙藏等と出會し、十二月二十七日江戶に着し―宮部は京都迄行を與にしたが、五日先だちて關東に向ひ、十二月十五日に江戶に着した―、出發の時惠まれた金を封の儘象山に返して再起の時機の來るのを待つた。松陰は此の出府途中周防富海から左の書狀を小楠に寄せてゐる。

松陰、書を小楠に寄す

一書致二呈上一候。先般は尊藩罷出、諸君え不二容易一御厄害罷成恭謝此事に御座候。出足砌には不レ圖御行違に相成缺二面別一候段遺憾之至奉レ存候。併宮部君へ委しく御傳語被二成下一夫々承知仕候。與二藤田一詩及學校問答書慥に入手且誦且讀感服仕り、追々藩人へも示し、問答書は世子へも献じ候樣申談置候事に御座候。

一、米大夫君(米田是容―長岡監物)の書山田宇右衞門に因て益田越中(彈正)へ示し候處大に憤勵之樣子に御座候。越中之從事(原註、備頭に付手元筆者と號し從屬す)山縣與一兵衞、手元筆者中村道太郎と申すもの有レ之、此三人孰も於レ藩は有志の士にて三人申合此の先何とか可レ致候。已に尊藩へ少年兩三輩さし出し候事ども竊かに相圖り居候間、其事之落着は未レ知候へ共何れ默して止み申間敷に付、其趣をば米大夫君え可レ然被二仰上一、且一行之書藩中を鼓動する事不レ尠段宜敷御傳謝奉レ希候事。

一、世子之側に出勤候もの長井隼人・飯田猪之助兩人追々話合候處、兩人心中世子之側より國家天下之事を

吉田松陰より小楠に寄せたる書簡

議する事甚懼るゝ所なり。然とも來正月十七日より世子發駕にて參府、兩人御供に付、着府之上は世子にも天下有志之君えも交を納られ度御志は勿論の事に付學事講習之上自ら馭戎之事にも可ㇾ及左候へば兩人必正論を立可ㇾ申と被ㇾ存候。兩人え宮部にも御面會被ㇾ下 其人物は御見取り通りに御座候。扨又江戸君側に人才絶て無ㇾ之、在國有士の面々深く嘆惜いたし居候事に候。長井は年來君側相勤候ものに付是より說を容れ候事尤以て便とする所に御座候事。

一、井上與四郎・玉木文之進・田北太中・北條瀨兵衞・中村道太郎追々宮部君へ御面會、孰も興起之模樣に御座候。就ㇾ中井上は屢々政府に登り又屢〻罷黜せられ、今學校局に偏安居候。此人物俗吏中之人材なり、又甚好ㇾ事。然ども再び此人に罪を取らせ候ては大に國に損ある事故、多く責を懸難く被ㇾ存候。尤冥々の中に力を致し居候。田中(田北太中)・玉木海防局にあり、此二人不ㇾ可ㇾ不ㇾ盡ㇾ力焉。北條・中村はいまだ半ば書生中の人なれ共、兩人尤以奮勵宮部君の御出被ㇾ下

同　　上（つゞき）

候を喜ぶ事限なし、謂らく此より長藩の事必大に興起せんと抃躍仕居候事。

一、先生にも事体に依り御東遊も可レ被レ爲レ在趣宮部君より承レ之、抃躍此事に御座候。北條・中村へも竊かに話し候處兩人喜レ之無レ限。愚考仕候に世子之未レ發前に若御出にども相成、長井・飯田等え篤と天下の事体を致二合點一させ置候得ば弊藩之事甚可レ言もの可レ有レ之候。弊藩之事は君公も決して正議に與せざる人に非ず、又井上・玉木等を始め孰も志あるものなれ共、可レ恨は天下の事体に暗く只一國之見を離れざる人々に付、何卒先生之一言を得候はゞ必奮發可レ仕と相考候。且又御末家岩國の内にて德山は從來甚厚く、近頃は世子御入來之事に付尙以親敷御座候。淸末も今侯は甚有志之御方のよし、吉川當監物甚正人にて以レ禮事レ君以レ禮待レ士甚可レ尙事なり。但長府のみ六ケ敷事体有レ之甚憂と致し居候。要レ之上親くても下未だ和せず、御末家岩國共政治向本藩違れし不レ申別々に相成居候事所ニ由來ニ

同　上（つゞき）

久しく、有志之人々皆眉を顰申候。是は本支ともに皆有レ罪、何卒是等の事体も一通御承知被レ置長・防二國一塊物と相成り候様本藩並支封の志士へ、御教誨被レ下候はゞ何幸若レ之。僕甚前途を急ぎ支封に過る事を不レ得至憾に奉レ存候。此等不レ得レ不レ托二先生一也。

右十一月廿六日周防富港にて相認申候。旅中匆々書辭失体万々御推覽奉レ願候。以上。

十一月廿六日　　吉田寅次郎

矩方（花押）

尙々嚴寒之節彌以御自玉爲レ國爲レ道是祈。

横井平四郎様

米大夫君へ書付可レ呈筈之所、さし付候て奉呈候事甚恐入候て差控申候。何卒幾重も御様子相伺候て藩人孰も興起いたし候段謝言非レ所レ盡段御傳意伏奉レ願候。以上。

此の書状によると松陰は小楠に東遊の節は萩に立寄りて正氣發生の爲に藩の君臣を誘導して吳れ

同　上　（つゞき）（横井時靖藏）

と切望してゐる。熊本での會合に於て餘程小楠に心服したと見える。「先生にも事体に依り御東遊も可㆑被㆑爲㆑在趣」とあるは多分前に記する如く長岡監物と同行して出府することになつてゐた（本篇二九二頁參照）のを宮部から聞いたからであらう。又宮部は今回萩に來りて諸藩吏に面會して彼等を奮起せしめてゐる。此の事も松陰が小楠に來萩を希望せるのと同じく、畢竟藩士は他藩の賢能と交るべしとの進言の周旋實行である。

松陰、書を肥後藩士に贈る

その後松陰は長藩士兒玉吉次郎が撃劍修行の爲に熊本に來るに際し、安政五年正月二日付にて肥後藩士（丸山運介・佐々淳二郎・今村乙五郎ならん）に書狀を贈つてゐるが、其の中に左の一節がある。

爾來諸君彌御精錬奉㆑羨候。小生碌々在囚仕候、御安念可㆑被㆑下候。此度同藩兒玉吉次郎貴地邊擊劍爲㆓修行㆒罷出候。何卒横井・宮部兩先生へ得㆓面謁㆒度申事に候へ共貴地之御近狀不㆑存、兩先生も在方へ御引入被㆑成候よし風聞承り不安心に奉㆑存候故、（丸山・佐々・今村カ）三君迄呈書仕候故可㆑然樣奉㆑賴候。兩先生之事僕頗に案じ居候間相成候はゞ御復書に被㆓仰㆑知㆒度奉㆑存候。去秋（信州上田の士）櫻井純藏弊地參り候節少々貴地之樣子

承り候へ共、傳聞故不ㇾ確候。此節承り候得ば國友半右衛門君も在江戸之由、宮部・永鳥君之樣子等傳承も仕候へ共是以所ㇾ傳非ニ其人一候故不ㇾ分明ニ候。櫻井の話に橫井君兵制論出來至極之確議之由、弊藩政府のもの頻に懇望仕居候間御寫贈被ㇾ成下ㇾ候樣には相成申間敷哉、此一事去年已來甚願ふ所に御座候間萬々御頼仕候。

松陰、又書を小楠外四人に寄す

松陰が風聞で耳にしたと記してゐる通り、小楠が沼山津に居を移した安政二年に宮部も實弟の某事件によりて師職を褫はれて上益城郡七瀧村に引籠り、兩人共松陰來熊の時とは違つて最早城下の人ではなかつた。然るに『吉田松陰全集』の「關係詩文」中に「橫井小楠所ㇾ贈嘉永四年(カ)」として、

進成(マヽ)伸志(伊カ)大經世　退養顏仁渾省志

辱ニ兒玉君見ㇾ訪　書以呈ニ吉田君一　存拜尹(マヽ)私

と載せてある。嘉永四年に疑問符がつけてあるから、此の年月に拘らずに考へるならば右の兒玉吉次郎が此の時沼山津に小楠を訪問したではあるまいか。又松陰の書面中の「橫井君兵制論」とは小楠が安政二年に艸した「陸兵問答書」であらう。

兒玉が來てから二ケ月後に中谷正亮も亦熊本を訪うたが、松陰は更に三月二十四日付にて橫井・宮部・丸山・佐々・今村の五人に宛てゝ左記の書面を寄せた。然るに此の時小楠はすでに越藩の招聘に應じて彼地に赴いた後であつた。

此度同志友中谷正亮御地并柳藩を志し可㆓罷越㆒候故一書奉㆓呈上㆒候。畢使應接上國風聞等誠治亂安危之界今日と被㆑察候。西城決着之由先々恐悦至極に奉㆑存候。尊藩・柳藩御近況一向不變誠に御案仕候。實說に候哉、加賀・仙臺・薩摩等は追々京都へ手が附候樣に相聞候。今日之時務愚考には西城相定候上は水老・越侯等合体之正論起り可㆑申、且　天朝之正論是誠に珍重之事に付、兩處之正論幾重も合躰致候樣有志之諸藩にて周旋可㆑仕事と奉㆑存候。弊藩は不㆓相替㆒因循可㆑恥之至に御座候。併近日に至り國相府之諸員共少々振起申候模樣に相成候。然共御熟知通何分にも氣力薄弱にて暴風迅雨に抵抗すると申樣參不㆑申候。何分滋養强壯今日之急劑に御座候。此度正亮色々御談可㆓申上㆒候間詰る處横井・宮部二先生間弊藩迄御出懸被㆑下候樣に御願申上度奉㆑存候。是同志中倘國相府にも内々御願仕る儀も御座候間何卒御妙計共は無㆓御座㆒候哉。先年も江戸相詰候周布政之助事爾後追々升沈御座候内此度國相府に登庸せられ至極奮起仕居候。同人至極二先生之御來遊を冀居候。米卿(米田是容)は不㆑能㆑申、有吉老(頼母カ)大夫彌御苦心と奉㆑察候。柳川之壹岐氏は如何之定論に御座候哉嘸々進步と相羨申候。愚案に横井先生御出被㆑下候はゞ弊藩大臣少々振興之策を運し度、左候て上國如何にも御無人氣遣敷是又御定策相伺度奉㆑存候事に御座候。胸中萬般而已、何分寸楮に難㆑盡、委細中谷口述仕候事と草略仕候。閣筆。

三月廿四日　　松陰生拜

横井君

宮部君

倘々尊藩之御事体近來一向不㆑承候間若二先生御居合不㆑被㆑成候はゞ三君御披閱、萬々中谷え御談可㆑

被下候、奉頼候也。

丸山君
佐々君
今村君足下

（紫藤章藏）

右に據ると松陰はまだ小楠か宮部かに長藩に來りて同藩士の勤王心を皷舞して貰ひたいと切望し、「愚案に横井先生御出被下候はゞ弊藩大臣少々振興之策を運し度」と云つてゐる。前々回の書面を見ても亦本書簡を見ても松陰の小楠に對する認識と期待の尋常にあらざることが窺ひ知らるゝではないか。然るに右兒玉及び中谷の來熊した安政五年には小楠は既に開國論者に豹變して、宮部・永鳥等勤王黨の人達とは以前の如き親密な關係でないに、右二通の書狀に據ると共等の樣子などは知らないらしい。それは松陰は安政元年四月より獄窓の人となり、同二年十二月野山の獄を免されても杉家の一室に幽せられて外人と接するを禁ぜられ、安政五年十二月よりは再び獄に投ぜられたから、假令幽室間子弟の敎育を行つたり、世間の樣子が直接間接に耳に入つたりしても肥後の狀況迄は詳かにし得なかつた爲であらう。兒玉に托した右書面中に「貴地之御近狀不存」と云ひ、又「兩先生之事僕頻に案じ居候間相成候はゞ御復書に被仰知度」とて小楠及び宮部の近狀を知りたがつてゐるのを見ても。

## 六　漸くにして室をなす　俄に家を嗣ぐ

小川氏を娶る

早婚の風習のあつた當時のこと、孫の一人二人はあつてもよい四十五歳の其の時まで獨身であつた小楠は、嘉永六年二月に同藩士小川吉十郎（後源十郎と改む）の一粒種なる、ひさ子を娶つた。小川家と横井家とはどういふ續柄か詳かでないが、ひさ女の少女時代は横井家に預けられてゞもゐたのか小楠の講義の時など傍より先生々々と云つて妨げたなどいふ話も遺つてゐる。久留米の門弟淺田和三郎の遺話によると此のひさ子は母の眼鏡で選ばれた許婚であつたのを小楠は餘り懌ばなかつたものゝ、後には母の心を酌んで圓滿に結婚したとかいふ事である。

兄時明の病死

然るに折角此の慶事があつた横井家では其の翌年の七月十七日當主時明が病死した。時明は天保十一年に病氣の爲に鶴崎郡代を辭して三年程閑居したことがあり、嘉永五年三月にも亦病氣を以て葦北郡代を免ぜられ、其の後留守居番方を命ぜられてゐたのを見ると元來多病な質であつたらしい。葦北郡代を免ぜられた時の病氣が何であつたかは能く分らぬが其の翌年三月末に中風症に罹つてゐる。それは小楠が嘉永六年四月十四日附にて葦北の伊藤莊左衛門へ寄せた手紙（遺稿篇「書簡」三五）には「先月末より家兄中風相發、散々之容體誠に

心痛いたし候。然し大分快方に相成、只今通りに候へば大方此節は平復可レ致」とあり、又同年七月十三日附にて越藩吉田悌藏宛の書面（遺稿篇「書簡」三九）中にも「拙家先便に拜呈仕候家兄中風相煩一旦は死生不定に御座候處、漸く甘快に相成云々」とあるのを見ても分る。其の時人一倍兄思ひの小楠が其の病床に侍しての至れり盡くせりの看護振は常に門弟等を感激させたものだが、漢方醫の治方に慊らなかつた彼は西洋醫福間某に其の治療を依托したさうだ。百方手を盡くした甲斐あつて兄は前掲書面の如くに漸次回復したが、同病再發したのであるか遂に翌年の夏七月十七日に四十八歳を一期として死去したのである。茲に掲げた時明の書面は「未左手卷紙を握り得不レ申別て亂筆御免可レ被レ下候。此間迄は一切握出來兼候處日に增快相成候方にて大分競を得申候」とあるを見ると嘉永六年五月四日に認めたものであらう。兄一人弟一人である小楠は兄に先立たれた悲歎に切なるものがあつて「秋夜雜感」と題して左の七絕（遺稿篇八九二頁）を賦してゐる。

兄時明の筆蹟（矢島源助への書簡）（著者藏）

長夜漫々として眠成らず、起ちて孤燈を挑ぐれば暗又明なり、阿兄一たび去りて呼べども還らず、往事を追想すれば涙縱橫たり。

時明の妻淸子は同藩士不破敬次郞の娘で、文化八年生れだから夫に別れたのは四十四歲の時であるが、橫井家に嫁した年月は不明である。時明との間に六人の子女を設けたが初の三人は夭折して一女二男が健在し、時明死去の時一番上のいつ子は十四歲、次の左平太は十歲、末の大平は五歲であつた。併し嗣子たる左平太がなほ幼弱なるため、小楠は順養子として家督を嗣ぐことゝなり、夫の死後「至誠院」の法名で呼ばれた嫂淸子を養母として實の母同樣に仕へた。(第二十一章、二、ロ參照)

兄の順養子として家督相續

斯くて小楠は同年九月十四日時明の知行其のまゝ家督を相續し番方を命ぜられた。橫井家は新知だから相續者には相當の資格が必要であるが、(本篇三一頁參照)小楠は文武兩道にかけて不足のない修業を積んでゐるから其の點は先づ心配無しとしても、氣遣はるゝは彼が實學黨の領袖として藩政府の覺の目出度からぬ事であつたのに、それも杞憂に終つたのは橫井家に取りて何よりの幸福であつた。而も小楠の命ぜられた番方は知行取の士分の事で、平常これと云ふ職務はないのであるが、それでも彼は九月二十日付を以て越前の吉田東篁に兄の死去と家督相續を吹聽せる書面(遺稿篇「書簡」五二)中に「是迄浪人に決定いたし居、五十に向たる身分、世事相勤候儀は、眞以迷惑に奉存候云々」と認めてゐる位だから、將來藩の役人となりて俗務に從事せねばならぬやうになりはせぬかと云ふことは帝王の師を以て自ら任ぜる彼にとりては少からぬ心配の種であつた。

家庭的に非常な打擊を受けた小楠は更に社會的にも甚大な苦痛を重ねた。即ち多年管鮑の交とも云ふべき親しさを續けて來た長岡監物(米田是容)と相絕つの已むなきに至つた事である。

## 七　兩雄其の所信に邁進す

### 監物との親交

小楠が監物と初めて相識つたのは藩學時習館に學んでゐた頃であつた。監物は一萬五千石の國老として門地最も高きに對し小楠は其の百分の一の祿を食める橫井家の而も二男で、其の位置と境遇には雲泥の懸隔があつた。然るに小楠は米田より四歲の年長で學殖深く識見秀でゝゐたので米田は分を略し之を畏敬し、小楠も亦米田の德量の大なると學業の深きとを尊信して肝膽相照らす間柄となり、將來は倶に協力して大いに國家に盡くさんことを誓ひ合つたのである。

小楠と監物とは時習館時代講學討論互に相研鑽して其の交の深かつた許りでなく、其の江戶遊學中も頻繁に音信を交換して居り、彼が監物の親切なる忠告を用ひなかつた結果酒失で歸國を命ぜられてからでも猶依然として相往來して倶に切磋攻學し、兩者が中心となつて實學なる一旗幟を立てゝ當時の教學に大なる刺戟を與へた。此の時分の監物より小楠への書

簡が十數通橫井(時靖)家に藏されてゐるが、それには講學や人事やの種々の問題につきて互に意見を交換したもの、監物が詩文の添削を小楠に乞うたものなどあつて兩者の間はかくも親密であつたかと思はるゝ程だ。嘉永四年小楠が監物の家臣笠安靜を連れて上國遊歷の途に上つた其の時も諸藩の士風・民俗及び藩政等を審かに視察して『遊歷聞見書』を認めて特に監物に贈つて居り、此の遊歷前後から外船の來航頓に頻繁となり國家多事となるや、俱に勤王攘夷を唱へて國家の爲に盡瘁する所あつたことも亦既記の通りだ。

以上の如き特別の親しさで二十年間も相携へて進んだ兩人の間に端なくも學意上の衝突より確執を生じ遂に絕交の姿となつて、實學黨は米田・橫井兩派に分立する事となつた。さうなる迄の兩者の議論は火花を散らさんばかりに凄じくも又烈しく甲論乙駁三日三夜とか七日七夜とかを徹したとさへ傳へられてゐるが、元田東野は『還曆之記』中に兩者絕交の經緯を左の如くに記してゐる。

監物と絕交、實學黨二分す

是より後(著者註、監物浦賀警備總帥を辭して歸國して後の事)大夫(監物)の德望益々盛にして內外に傳播し、其門人津田を首として坪井の一黨は尤大夫を尊信して、橫井先生の門に在る矢島源助等と講學の間議論或は合はざる所あり。蓋先生の說く所常に規模を立るを主とし、大學の明德を天下に明かにせんと欲する處に於て特に其志氣を奮發せしむるに在り、而して矢島等尤茲に力を得て殊更に之を主張す。大夫の說く所は常に實着に工夫を下すを主として、大學の明明德も其目的を天下に

立てゝ、其己れに切なる處は致知誠意の實を勸めしむるに在り、而して津田等皆大夫の說を信じて矢島等が主張する所に從はず。是に於て一日先生大夫の宅に會して大に此處を論じ、遂に先生の說大夫の看る所と合はず、復再度之を論究するに終に合一なること能はず。之に因て已むことを得ず各見る所を信じ、後日合ふ所あるを待たんと雙方交際を謝絕せられ、其門人も亦各信ずる所に就て交りを絕ちたるなり。之を實學中の大風波として後來に至り二派の實學となれり。此時中に在りて苦慮せしは下津先生及湯地丈右衞門にて、荻子は深く關せず、余も亦會讀に連ならざるを以て此事に關せず、故に大夫に親炙し先生に講習を受くるも聊挾む所無く心を開て相交はることを得たるなり。抑志氣を高尙にし規模を正大にするは斯道の基本、小楠先生の快活鼓動にあらざれば奮進すること能はず。誠意正心の實を勸め近く思ふて身に力踐するは長岡大夫の誠懇薫陶にあらざれば實得の功無し。皆一を缺くべからざれは兩先生の分離は實に斯道の不幸なり。若し兩先生をして一層の知量あらしめば亦如此の擧動に至らず畢竟學の未だ至らざる所ありて然るなりと、荻子とは竊に之を語りて嘆惜したるなり。

世に傳へられてゐる所では米田・横井の學意上の衝突と云ふは『大學』の首章にある「大學之道は明德を明らかにするにあり、民を新にするにあり」の其の明德と新民とにつきて、小楠は明德を明らかにするは民を新にするの手段であつて、今日の急務は新民でなければならぬと主張し、監物は民を新にするは先づ明德を明らかにするにある。根幹に培はねば枝葉の繁茂は望まれぬ、枝葉のみに目を注げば根幹はお留守であると反駁して其の一致點を見出し

得なかつたからだと云ひ、黨の分立後これが爲に米田派を明德派、横井派を新民派と稱したものだが、要するに爲學の先後緩急に對する見解の相違だ。

斯く實學黨に二派を生ずるに至つた其の論爭は何時頃であらうか未だこれを明確に記した文書を見出し得ないが、米田が浦賀警衛の總帥を辭して歸國した安政元年六月以後のことであるは元田の記事でも明らかである。安政五年三月に監物が水戶の原田八兵衛に寄せた書(本篇第十章七參照)に小楠の事を記せる處に、「學論合兼終に彼より不通に罷成、近年は疎遠に御座候」とある此の「近年」を安政三・四年の兩年位と見れば、兩人の不和となつてのは安政二年頃ではあるまいかと思はれる。

處が安政四年五月越前藩士村田氏壽が春嶽の命を受けて來熊し、小楠を沼山津に訪ひたる時の事を彼の『關西巡回記』中に記してゐる處に左の一節がある。

横井氏近來長岡監物と異論起り此節殆義絶同樣之勢に相成、夫故沼山津に引込候も他の同藩士の風波には無レ之、實は長岡氏と異論よりの事に有レ之候。畢竟長岡氏見識不充分よりの由。夫よりして津田山三郎・矢島源助列之面々學異の論大に競起り殊之外六ケ敷勢に相成申候。夫故當節は小人俗論の風波は先づ穩か成方にて君子同士の異論風波にて未だ融解に及び不レ申候。

これに據れば小楠と監物との確執は安政四年以前で、而も小楠の沼山津轉居―安政二年五月―よりも前である。然るに監物が四月二日付で荻角兵衛に與へた左の書面がある。

昨夜は御漁之品忝存候。扨會一條何分暫別々之方可ㇾ然見込申候。澤村列も實に此節は餘程差入り居申候間又々一ツになり、中分等出來いたし候ては殘念至極に御座候間、どふぞ吉村列（荻昌太ならん）も其處に安着いたし候樣有ㇾ之度、平素の交りは如何躰にも出來可ㇾ申、猶澤村列とも得斗御話合、彼面々よりも吉村え直と話合度と申居候に付、何分宜敷御願申候。今日より彌入湯に打立候間此段申進候。以上。

右書面の内容は必ずしも小楠と監物との論爭に關係あるものと速斷は出來ないが、元田の記事・村田の書面にある小楠及び監物を擁せる兩派の軋轢を物語れるもののやうに想像せられる。若し果してさうであれば監物が安政二年四月に阿蘇湯谷に入湯してゐる事實がある所よりして此の書面の日附四月二日は安政二年のそれであらうから、双方の論議は安政二年の三月頃に於て行はれたものと推斷せられる。

絶交の原因

二十年來提携活動して來た小楠と監物とが上記學意上の論爭だけで交を絶つといふのは何人に於ても餘りに呆氣無い感があるので、これに關して色々の說をなし、或は「單に大學の講義で、明明德と新民との意見の相違に止る」と云ひ、或は「あの兩雄程の者が大學の議論位で別れる筈はない。それは全く國事の上にて意見が合はなかつた爲だ」と云ひ、或は「兩者の性格が元來合はなかつたからだ」と云ひ、或は「元來性格の合はない兩雄が一旦學問上でも衝突し、更に國事に關して其の主張が一致しなかつた爲であつて、右三說いづれも本當であらう」と云つてゐる。性格の相違を主なる原因となす人達の評は監物を德高き忠誠の人と

か温厚篤實の人とか、小楠を智勝れて覇氣ある人とか俊敏粗豪の人とか云つてゐるやうだ。此の性格評は大體に於て當を得てゐると思ふが兩人と最も親しき間柄であつた元田東野は『還暦之記』中に小楠につきては、「横子は識見の快活・志氣の軒昂前に古人無く後に今人なしとも云ふべし。我多くの人に交りたれども斯程の活見者は見ざる所なり。恐らくは天下の人にも多くはこれあるまじき才なり。しかし惜しむべきは克己の學に力を用ひざる故、氣收まらず、何分大任に當り衆人を使ふに遂に敗を免れじ。是れ一つの短なり」と云ひ、又長岡監物については、「米卿は克己の學に力を用ひ能く道を守りて行常あり有徳の君子とも云ふべし。しかし胸中經綸乏しく常理に硬定して機活を失ふ。君明なる時は實に三公の位に置きて道を論じ君徳を輔くるには其の材餘りあるべし。國家經綸の事業を爲すには其の才足らず」と評してゐる。これは兩者の性格評と云ふよりも人物觀であるが、流石に要を得てゐて小楠の短所は監物の長所、監物の短所は小楠の長所であつた。

監物と小楠とは其の性格に見るも又其の人物を眺めても慥に同型の人ではない。併し同種の電氣が反撥し異種の電氣が吸引する如くに、同型たる事必ずしも友好を維持するとは限らず却つて衝突することがあり、又異型である事必ずしも不和を來すとは限らずして却つて親和することのあるのみならず、時には一方の長所にて他方の短所を補つたり、或は兩者の異れる特長が相助けて用を濟ましたりする意義深い場合もあつて、監物と小楠とに於ては取分

けてさうであつたかと思ふ。要するに兩人が其の身分も甚だしく懸隔してゐるに拘らず、二十年の久しき間相和合して極めて親しかつた既往を考へて見ると、兩者の絕交は性格の相違に原因するよりも矢張り學論又は意見の相違に基づくものと見るのが穩當かと思はれる、元田もしか云つてゐるのみならず、現に監物が原田に與へた上記書狀には「學論合兼」とあり、又後年小楠が監物の死を聞いて越前から下津と荻とに贈つた書翰(遺稿篇「書簡」九三)にも「近年間違に相成候義は唯々意見の相違にて」とあつて、當事者が倶に斯く自白してゐるではないか。

嘉永六年十一月二十九日に長岡監物を浦賀警衛の總帥に起用する藩主の直書が熊本に着し、それが其の翌日監物の手に渡された時の事につきて、監物の子虎雄が人に話したる中に、

その時までは橫井と絕交せぬ前でございます。そこで今度實父は久し振りで泰巖院(細川齊護)様の御眼識が開いたと云つて悅び今度は必ず連れて參ると云つて居りましたが、見る所があつたので浦賀の時も橫井を連れて行かなかつた。それも橫井が不平の因だらうと思ふ。

とあつてこれも絕交の原因の一つと云はれてゐるが、其の同行の件は監物が浦賀へ出發した直後に小楠より吉田東篁への書簡にある通り事實だが、併し其の手紙には監物の起用されたのを吾が事のやうに喜び越藩に對して迄感謝してゐて自分の同行せざりし事に不滿さうな樣子は少しも見えてゐないのみならず、(遺稿篇「書簡」四七參照)此の時同行する筈であつた

のは小楠ばかりでなく下津も荻もであつて、而も三人共出府を見合はすことになつてゐるので(本篇二九二頁)兩者絶交の原因とはならなかつたやうだ。

以上記する所によれば絶交の原因は君子と雖も免れ難い感情の相違であつたと思ふ。其の感情の相違が上記の如く單に『大學』首章に關しての學意についてばかりから派生したであらうか。著者をして臆測せしむればそれは無論近因であつたであらうが、其の他に對外意見―小楠は開國論を唱へはじめた―や、講學上の意見―小楠は朱子學より洙泗の眞源に溯りはじめた―などに於て時々衝突があつてそれが一つ二つと重なる內に自ら實學黨中に小楠派と監物派とを生じ、『大學』首章につきての學意上の論爭の起るに及びて兩者とも引くに引かれぬ立場となり遂に不愉快なる絶交を齎したではあるまいか、上記元田の記事や村田の手記によりてもさう思はれる。兩人物別れとなるや監物は左の一首を小楠に贈つたと云ふことだ。

あけつらふ學ひの道はかはれとも心はおなし　君か世のため。

此の歌と云ひ、此の後安政五年に小楠が越前に聘せられて赴くに際して贈つた二首の歌(本篇四二二頁)と云ひ、又小楠が後年監物の物故を越前にて聞き深くこれを悲しみて下津休也・荻角兵衛の兩人に寄せた書面(遺稿篇「書簡」九三)と云ひ、絶交後に於ける兩人の光風霽月の心境が窺はれると倶に各其の主張は相讓らずして其の交を絶つても互に惡聲を放つことの無い

絶交後の兩雄の心境

奥床しさには流石にと敬服させられる。

## 八　居を沼山津に移す

小楠は父に從ひて內坪井町より水道町に、兄に從ひて水道町から相撲町に轉居したが、今度は自ら居を熊本の東南二里許なる沼山津に移した。

肥後藩士の城下での轉宅は替りたい同志の者が申し合はせて轉居したい旨を藩政府に願ひ出で、城下を離れて在郎ち田舍に移るには在宅願を出し其の許可を受けるのが常例だ。在の住居は城下のそれよりも親類緣者の往來なども少く萬事經費がかゝらないので、藩士が城下から在に移つて住まふ多くの場合は立行かぬやうになつた家の經濟を緩和する爲で、人によりては單簡な出府所を城下に設ける者もあつた。小楠の轉居は既記村田の書面によれば監物との絕交が動機となつてゐるやうだが、彼は安政三年十二月に越前の吉田悌藏に寄せた書簡の「尙々書」の中に、

轉居の理由

一昨秋家兄病死、甥共弱年にて不﹅得﹅止家督相續仕候。近年種々之病災等にて家事甚不如意罷成、城東二里之地沼山津と申所に轉居仕候。

と書いてゐるから家計不如意が主なる原因であらう。小楠の家は實母と養母と一姪二甥に

家婢を加へての七人暮しだ。もとより資産はなく祿は僅かに百五十石で、これと云ふ役もない小楠には役料のある筈がないから、家族は多いし暮向の困難だつたことは想像に難くない。

沼山津の地點

さて沼山津とはどういふ地點でどんな處か。德富蘆花は其の著『竹崎順子』に熊本から順子の生誕地たる上益城郡津森村杉堂への道筋を書いてゐるが、其の途中に沼山津があるから其の美文をかりて其處までの道を左に示すことにしよう。

熊本市を東南にはなれて道は名だたる水前寺公園を半周し、水前寺の水晶其まゝの涌き水が川になつたばかりといふ處で砂取橋を渡ります。橋下の水も南に流れて江津湖となり、更に流れて加勢川に入るのです。熊本市は今白川を越えて東南に膨脹しつゝあるので、此砂取町の附近までは新開の雜沓がつゞきますが、それ等を後にして左手に八丁馬場の杉並木を見つゝ道はやうやく晴した田畑の中を走ります。山遠く、天濶く、浮き上つたやうな曠原の朗らかな氣持は何とも云へません。熊本市から約二里にして秋津村沼山津といふ里に來ます。よろづ窮屈な德川時代に早くも世界の平和を眞面目に考へた程ずばぬけた頭の橫井小楠が熊本から引移つて最後の十三年を住んだ村です。

沼山津の自然

なほ蘆花は其の著『青山白雲』の「沼山津村」に此の地につきて左の通り記してゐる。

四方一面廣々とした田畑の眞中に、ぽつちり撮んで置いた樣な、如何にも藪蚊の多い、木がらしの騷々しい、梅雨の頃はめり入る樣にしめつぽい、明るいものは背戶の椿の花ばかりと云ふうど闇い竹藪の小村だ。併し一寸村を出ると、後は十里の平野を隔てゝ遙に阿蘇の煙を東北に眺め、水が淺く

沼山津の地圖

（い）小楠の舊盧　　（ろ）小楠の墓・頌德碑所在地

（は）西彌富家　　（に）中彌富家

て藻の多い沼山津川が前を流れて、飯田山、釋迦院嶽、甲佐嶽、それから鎭西八郎が昔此の山に砦を築いた時、空飛ふ雁も其の强弓を恐れて此の邊を通らなかつたと云ふ木原山、一名雁回山の峯々が屛風を立てた樣に前に列んで、遙西には肥前の溫仙が嶽も薄すり見える。誠に濶々とした景色だ。

今の沼山津もこ

轉居の年月

屋敷の地點

れとたいした違はない。小楠が此處に移つて來たのは安政二年の五月で、彼は方に四十七歲の時だ。屋敷の地點は現存せる舊廬のそれ(前揭地圖の(い)であるが、同年四月一日付で小楠の門生內藤泰吉より同門生の矢島源助への書狀には、

一昨日御咄合之御屋敷等之事も先生に御咄合申上候處、幸い河瀨向へ奇麗之家有レ之先是に御引移りは何程にて可レ有レ之哉、第一屋敷は沼山津にて第一等遠望頗る絕景を極め、別紙圖面之通に御座候間御勘考可レ被レ下候。藏附に

買入れた當時の舊廬の圖(著者藏)

して五貫五百目、藏をはなし四貫目と申事に御座候。

の一節があり、右に掲げた圖面が添へてある。之を見ると屋敷と云ひ、其の南方の山川の配置と云ひ舊廬のそれと違ないから、買入當時は此の圖の通りで、此處に轉居後段々に家は增築や模樣替をなし、地所は擴張したものと思はれる。（本篇第十六章一參照）塾舍は門生が集つて銘々木を運び石を擔ぎなどして新築したと云ふことで、內藤の『北窓閑話』によると「五月に漸く宅の手入が出來て先生だけ移られた」とある。小楠は此處に移つてから居を四時軒と名づけ、雅號を別に沼山と稱した。左の記は小楠の需に應じて肥前の田中虎六郎の書いたものである。

四時軒の額（松平春嶽の筆）（横井時靖藏）

「四時軒記」

四時軒記

今玆乙卯の夏人あり南より來る者肥後横井君の手書を傳ふ。余承けて之を閲す。曰く吾頃者我が鄙の沼山津村に營み既に成りて焉に徙れり。地は府を距ること二十里（支那里程）許山水の勝あり。吾居の東南を飯田の山・船底の山と曰ふ。二山相對峙して軒に當りて並に佳色あり。吾が居の前は水澤に臨む。江津川・美刀利川之に近く、霖雨に遇ふ毎に二川の水漲溢し合し

て一と爲りて澤中に注げば浩々渺々として立どころに大湖と爲る、眞に壯觀なり。其の後を鶯原と曰ふ、廣衍にして馬を馳せ射獵す可く、藩の閲兵の場と爲す。此の數地は其の勝諸を一國に求むるも多くは得ざるなり。而して盡く吾が居の外を環れり。吾日々其の中に起臥し山水の觀獨焉を縱にし吾甚だ樂しむ。加之朝暮陰晴の迭に變じ烟雲雪月の奇を騁せ、鳴禽時に換り草木代る代る榮え、春夏秋冬四時の景具はりて乃ち盡く吾が一軒の內に呈せり。因りて吾が軒に題して四時軒と曰ふ。子文を能くす、請ふ四時軒の記を作れと。余之を讀み嘆じて曰く旨あるかな四時を以て軒に名づけたるや。夫れ山水の奇は造物焉を設く。人適〻此に遇ひて娛しむべく耽るべき者隨處に之有り。矧んや　王朝の制を定むる肥後は鎭右の上國たり。是豈田野の沃と人物の庶とを請ふ而已ならん哉。其の奇勝を以て稱せらるゝ者蓋し多からん。而して君獨沼山津を擇びて焉に居り此を樂しみて將に沒齒せんとするが如くんば則ち沼山津の勝たる知る可き也。然りと雖も君は有志の士、豈世の放誕の徒の如く情を一邱一壑に恣にし世務を遺棄して往きて返るを知らざるものならん哉。其の樂しみと曰ふ者蓋し在る有らん。而して其の所謂四時なる者余固より烟雲雪月と鳴禽草木とに在らざれども顧ふに君之を公言せざるを知るなり。故に山水の勝を樂しむ者は流峙の形を玩びて以て性情を養ひ、四時の化を觀る者は天地の心を見て以て自ら諸を懷に得、此れ唯天下の靜者のみ之を能くす。彼の終日名利の途に奔走し役々として休することを知らざる者は豈與に此を語るに足らんや。古より道を懷きて未だ遇はざれば且らく山林の中に寄託し從容として其の樂しみを樂しむ者、概ね然らざるは無し。伊尹・太公と雖も是のみ。夫れ二子の未だ遇はざるに當り耒耜を莘野に負ひ釣竿を渭水に把る人或は目して遺世逃虛巢許に同じと

爲す者、焉んぞ知らん稷契の才命世の器帝王の師ならんとは。其の聲氣相應じ風雲相從ふに及びてや、竟に能く暴亂を除き天下を定め、君を翼け民を救ひ倶に商周數百載の基を開く、何ぞ其れ盛なるや。且つ牧野の討太公時に歲八九十、詩に曰く師尙父鷹揚と、其の師に莅み壯銳なること此の如きは豈初より養ふ所無くして然らんや。故に二子の隴畝水濱に徬徨居息するの日に於ける豈徒に侗々然たる而已ならんや。仰いで觀俯して察し、倍ゝ諸を中に蓄へて時を相て天下の溺を援はんと欲しゝなり。故に一旦身を麋鹿木石の中より抽んづれば向ふ所の事刄を迎へて解け、其の盛功偉績百世之を仰ぎて已まざるなり。若し夫れ泉石に耽り風月を娛しみて、蕭然として懷に天下の歡戚を忘るゝ者は何ぞ槁木死灰と異ならん。有志者の取らざる所、君の沼山津に於ける其れ豈此の如くならん哉。君氣粹にして少きときより聖賢の學を好み、嘗て躬を以て當世の憂に任ぜんと欲す。今歲四十有餘孳々として力を業とする所に用ひ、聲列藩に施き、後進景慕して謂へらく宜しく大いに進みて其府に用ひらるべしと。而るに今俄に居を鄙に徙し山水の勝に優游す。是豈世を遯れて悶無く是とせられずとも悶無き者に非らざらんや。乃ち沼山津の居君の志を概見す可し。君已に沼山津を樂しむも必ず能く其の地に久しからんや。顧ふに閑居の福、其れ孰か君とこれを爭はん。名利の言得て汨する能はざるなり。是に於て前哲を志すことを希ひ自ら其の樂しむ所を行ふ。君が如き者豈之を今の靜者と謂はざる可けんや。其の能く上は造化を觀下は性情を養ひて、必ず密契して默會する者あらん。吾君の志す所を推すに豈此に由りて以て益ゝ遠き者・大なる者を其の躬に求めんと欲するに非ざるか。昔は文公朱子の祠を武夷に奉ずるや、武夷の山水を愛し櫂歌を作りて之を歌つて之を久しうして出でざりき。同時の陸放翁は詩を善くする慷慨

の士なり。嘗て詩もて朱に贈りて曰く、天下の蒼生未だ蘇息せず、憂ふ公が竟に世と相忘れんことをと。夫れ士の出づると出でざるとは時なり。文公豈竟に世を忘るゝの人ならんや。然して文公の業能く他日の盛大を成しゝ所以の者は未だ嘗て此の間に在らずんばあらざるなり。君の學文公を宗として其の跡も類す。沼山津の勝・四時の居余復將に君が他日の成す所を見んと欲せんとするなり。則ちかの山水の觀・烟雲雪月鳴禽草木の賞豈特に以て君の擧に當るに足らんや。其の遇と不遇とに至りては則ち命の在るあり、余の得て知る所に非ざるなり。書して以て焉を贈りて四時軒の記に充つ。(原漢文)

右の記を草した田中は如何なる人物であるか。彼を知るべき資料に乏しく其の生死の年月すらも詳かでないが略左の如くである。

### 田中虎六郎

田中虎六郎は佐賀藩士で、名は貞則、紫坡と號し、才學は群を抜き藩學弘道館中屈指の人物であつた。天性豪邁常規に拘らず頗る奇行に富んでゐた。一般の學徒と趣を異にし、讀書詩文の如きは視て易々たるものとなして舊來の學風を斥け、時事を慨して專ら餘力を西洋の文物に用ひ、銃砲器械の術に通じ以て時局を救はんとするの志があつた。藩主鍋島直正(閑叟)彼の人物を愛し擢んでゝ神崎の代官に任じた。管内大依村に天滿宮あり、村民中神靈に託して參拜の客を誘致せんとし奸計を企てた。それを聞いた彼は大いに怒り、忽ち部下を率ゐて一夜神殿を燒き拂ひ迷信の根を絶つた。嘉永三年藩主城北の地に大砲鑄造場を設け、其の道に精通せるの士七人を選びて之を主宰させたので世に之を御鑄方の七賢人と唱へた。彼は實に其の主要なる一人であつたが、事業意の如くならず中には切腹して罪を謝せんとした者もあつた。これを聞いた彼は「他の道樂とは違ひ、三十六萬石の大名が國家の爲に費用を抛つは當然だ」と傲語して一笑に附した。斯樣な調子であつたので彼の豪放な言行は藩内に容れられず、遂に空しく東郡に隱退して又出でなかつた。

小楠より田中虎六郎に贈れる古詩の原稿

「四時軒記」の要旨

奇骨稜々たる田中は其の時を詳かにしないが小楠の名聲を聞き遥々來りて親しく膝を交へ時事を討論すること二晝夜、痛く小楠の識見に服し意氣相投合する所があつた。田中が能文の士であることを知つた小楠は居を沼山津に移すや遥かに書を彼に寄せ其の風光景觀を述べて「四時軒記」の文を求め、田中は快くこれを諾して其の後幾ばくならずして寄せたのが右の一大文章である。其の要旨は小楠が山碧く水清き沼山津の地に閑退してもそれは一時的の方便に名利の俗塵を避けたので決して一生を其處に終るのではあるまい。古の所謂靜者と稱し眞の隱士と云はれる人は伊尹が農耜を莘野に負ひ太公望が釣竿を渭水に垂れてゐたやうなもので、

（荻昌國批）（内野市藏藏）

かの巣許等のやうな全くの世捨人とは違ひ、他日乘ずべき機運に際會すればきつと再び世に出でゝ君を翼け民を救ひ、或は世の亂を平げて一代の功業を爲遂げるのである。又小楠が私淑する朱文公も一旦は武夷の山水に憧れて隱遁したが、陸放翁の勸告を待つまでも無く竟には又世に出でて彼が如き赫々たる文勳を建て一世を指導した。小楠が沼山津の隱退も亦他日乘ずべき風雲の到來を待つまでの一時的のことであらねばならぬと云ふ意味で小楠に對して痛切に眞隱たるべきことを激勵したものだ。

長篇を贈つて田中に謝す

「四時軒記」が小楠の手許に達すると彼は非常な喜悅と滿足で早速これを楣間に揭げ、繰返し〱朗誦玩味する內覺えず詩興油然として湧き起り、直ちに筆を呵して胸中萬斛の感懷を吐露して田中に謝したのに七古一篇がある。遺稿篇（八七九頁）に收錄してあるから玆に贅しないが、小楠の詩中にて第一の長篇で、最初に沼山閑居の動機より其の遠山近水の景觀を叙し、「四時軒記」を特に田中に囑した理由、愈、其の文が送致されると文章如何にも正大で吾に

古人眞隱の跡を學べとの事だが、吾愚にして到底先賢を希ふ事は出來ないと謙辭をなした後、經國安民世を濟ふ君子の道が飽くまでも自己の本領であるを仄めかし、次に「方今洋夷海を擾して來る」と彼が得意の時事問題に入り、「嗚呼民貧しく兵弱くば何を以てか戰はん」と徒に先走りの攘夷論に捉はれて富國强兵の根本なく、上下恬然として宴安を事としてゐた當時の一大弊風を指摘した後、「君聞かずや洋夷各國治術明らかなり」とて列國の實例を擧げ來り、遂には「我聞く敵國の强きは我の力たらん」で今の内に警戒したなら必ず國を興すべしとの結論に達してゐる。之が其の當時彼が抱いてゐた國難に對する打解策の梗概である。而も彼は直ちに身を以て之に當らうとは言はず、それには必ず「危を相け傾を起す其の人有らん」と期待し、當時閑人である自分には唯應に閑園を拂うて農事の傍、山水の間に悠々自適し淸風明月自然を友とし濁醪でも飮んで引込んでゐるべきだと結んでゐるが、彼には此處に移居してからの詩に「村居雜詩」と題した左の意味の五首がある。（遺稿篇八七九頁參照）

「村居雜詩」

其の一

利慾に拘り功名心に驅られてゐること已に三十年。かくてあたら人生五十の生涯の半ばをも過した。總べて名利の心を水に流して仕舞へば胸中洒然として全く無心の狀態になり、かの高德の禪師にも似られるものとは知つて居たが、今其の境地に入ると我ながら却つて怪しまれる位である。

其の二

世間の無用な是非などさうした餘計なことを彼是說くのは止めることにしよう。一首の詩を吟じ一杯の酒を傾けて吾が本來の心靈を養ふ間にこそ自然の神秘は窺はれるものである。自分が心から敬愛する彼のお人好しの南陽の老人は何物にも毛嫌ひが無く清濁を同視して無差別の境地に悠々たりだつたが、是こそ眞に天機に通じた人だ。

其の三

自分はすでに立身出世の望をなげすてゝ閑地に滿足してゐる身であるが、さりとて潔く勇退したとて世間に高ぶるほどの事で無い。さて此の後は山水清靈の中に我が氣魄を養うて、心猿意馬と狂ひ易い功名利欲の關門より超越したいものである。

其の四

前の渡場で釣らない時には江津湖まで出掛ける。斯うして釣などをしてゐると機略の心もはや消え失せて鳧や鷗も我に狎れ近づくやうになつた。今日の清世にも隱逸の民がゐてよからう。自分は卽ち其の一人で、後漢の初光武帝から招かれても節を屈せず富春の山中から出でなかつた嚴子陵の一派だと自賛されるのである。

其の五

閑靜な處に秋風を受けつゝ起臥してゐると人の世のうるさい事も少いから高山流水など

の自然美が吾が詩中に取込まれるばかり。さてそれにも厭いて來れば又隣の老爺を引つ張り出し倶に〳〵紅い蓼の生ひ茂つた川の洲に出掛け、夕陽を浴びながら心ゆくまで釣を垂れるのが吾が生涯である。

右詩中にも「既に榮達を擲つて退閑に甘んず」とか「機心既に去りて鷗梟に狎る」とか云つて名利の鬪を疾くに通り越して悠々として世事を閑却してゐるかに見えるが、彼の本心は果して然りや否や。

其然り豈其然らんや

孔子は用ひられなくても世を恨み憤ること無く「人知らざれども慍らずまた君子ならずや」と云つてゐるが、小楠は此の孔子の句を門弟に對して「これ古人已が爲にするの學にして存養の工夫なり。一通りの人にして時に用ゐられざるを慍らずとも未だ君子と稱するに足らず。勞力の積りて信從するもの多く一代の碩儒とも云ふ可き程の人材にして世に用ゐられず逆境に遇ふ時少しも慍らざるこそ眞の君子と云ふ可きなれ」と解釋して居り、又孔子が啻に其の經綸を天下に施し得ざりしのみならず却つて陳蔡の野に飢死せんとまでしても「君子は固より窮す」と言つてゐるが如くに、小楠も亦自己の坎軻不遇なる境涯を悔みもせず上記のやうな閑人振を發揮して平氣であるが、後に記する彼の「沼山閑居雜詩」中の一首なる「周に師尙父有り」にあるが如く直鈎を垂れて渭水の濱に釣るのみが太公望の全面目ではなくて、鷹揚として天地の塵を拂ひ周室八百年の基礎を築く所に彼の彼たる本領があり、

又小楠が三代以下に於て推すべきは諸葛孔明と程明道だと云つてゐる其の孔明の本領は頽瀾の漢室を既倒に起し大義を天下に明らかにした所にあつて、南陽の草廬に膝を抱いて朗吟してゐたそれのみが彼の全面目ではないやうに、小楠のそれも亦沼山津の草廬にて道を講じたり沼山津川に釣を垂れたりするのみでなく、彼の希望は經國安民で、彼の抱負は經綸を天下に施すにあるのだから、此の沼山津の里に閑居してゐてもかの富春の嚴子陵の徒ではなく―小楠は前掲の詩ではこれを自贊してはゐるが―田中の要望する通りに渭濱の翁となつて異日乘ずべき風雲の機會を待たうと云ふのが小楠の本心であらうと思はれる。彼の草廬の玄關には孔明三顧の圖の額を掲げて色氣タツプリを示し、又小楠は常に口癖のやうに「志を得れば」と云つてゐたとも傳へられてゐるのによると猶更だ。

## 九　君子は豹變す

### (イ)　開國論を唱ふ

我が國は安政元年三月三日を以て米國と和親條約―神奈川條約―を締結した。これは本邦と外國人との間に結ばれた條約の最初のものである。本條約は十二箇條より成れる簡短なものではあるが日・米兩國の永久和親を約し、下田・函館の兩港を米國船のために開きて米人

の上陸散歩を許すと倶に薪水・食料・石炭等缺乏の品を求むるを諾し、なほ米國官吏を下田に駐在せしむる事などをも許してゐるので和親貿易條約の根本とも云ひ得られる。我が全權林大學頭等は本條約に調印後江戸に復命して條約を表向に差出すと、幕閣は已に談判の際に全權等より内稟したる條約草案を事情止むを得ずとして承諾した位だから異議のあらう筈はないが、水戸齊昭は之を不可なりとしたので、條約發表の曉には幕府内の議論明らかに和親と拒絶とに分かれて他日の禍根を此の時に下したのみならず、幕府は初ペリーの再來を約して歸航するや舊例を破りて諸大名等の意見を徴しペリーの要求に對しては飽く迄も不得要領の返事をして彼を歸國せしむるの態度を示してゐたのに、僅かに數月後米使の再來するや歩一歩と退讓して彼の要求の全部を容れて仕舞つたので、幕府の不信・軟弱を攻撃する者到る處に簇出し開鎖の論も亦囂々として定まらなかつた。

對外意見に變調を帶ぶ

吾が小楠の對外意見を窺ふに此の頃からして段々と其の調子が變つて來た。否俊敏なる彼としてはそれを變へざるを得なかつた。と云ふのは、既に右の如く米國と和親を約せば露國ともせねばならぬ。既に露國と約せば英・佛其の他ともせねばならず、遂には日本を世界列强に開放する事となるのは必然の趨勢となつたからである。彼が安政元年九月二十日付にて越前の吉田悌藏に寄せた書面（遺稿篇「書簡」五二）の「別啓」を見ると和と云ひ戰と云ふは畢竟偏したる意見である、時に應じ勢に隨ひて其の宜しきを得るのが眞の道理だ、是迄一途

に和・戰の二つを爭つたが旣に米國に和親を約した今日となりて和を絕ち戰に引返すことは最早行はれない勢でもあるから和は和にして置き、宜しく內は講學を以て列藩君臣を一致せしめ、外は應對の人物を選び自然の理を以て外人の心を服せしむべきだと云ふ意味の文字があつて、昨年迄の小楠の對外意見とは稍其の趣を異にしてゐる。

明らかに開國論を唱ふ

處が小楠は翌安政二年に入つてから眞向に開國論を振り翳すに至つた。それにつきては小楠の門生內藤泰吉の『北窓閑話』の中に左の記事がある。

安政二年二十八歲の時先生は海國圖說により愈〻開國を主張さるゝことになつた。俺を相手に每日談が始まる、晝飯を忘れたことが百日も續いた。先生は兵法で話される、俺は醫術を以て之に應じ大いに啓發する處があつた。此の對談以來先生の學意が大いに判つて來た。

『海國圖志』

右の『海國圖說』は『海國圖志』の誤だと思ふが、本書につきて尾佐竹猛は其の著『增補維新前後に於ける立憲思想』中に左の如く記してゐる。

一八三八年（道光十九年 天保八年）米人ブリヂメンが新嘉坡に於て著はしたる萬國地理書を阿片戰爭の大立者たる林則徐が漢譯せしめ、之に魏源が諸書を輯錄し道光二十二年「海國圖志」と題し、道光二十七年增補出版した。此書は漢文の世界地理書として、當時第一の良書であつたから、嘉永・安政の交、佐久間象山・吉田松陰・安井息軒・橫井小楠・橋本左內等を始め、外交を論じ、海外に志あるものは、競ふて之を讀んだ。

其始めて我が國に輸入せられしは嘉永六年で、幕末の有司川路聖謨、部下をして飜譯せしめ、箕作阮甫・鹽谷宕陰共同して其重要部分を訓點校正し、嘉永七年より安政二年に亙りて飜刻出版し、大槻磐溪(?)は露國の部を譯し、小野泰庵は英

國の部を抄譯し、正木鷄窓は英・米二國の部を和譯し、廣瀨竹庵・皇國隱士の如き亦た各抄譯する所あつた。

前揭內藤の『北窓閑話』によると小楠の開國論を唱へ始めたのは安政二年である。其の動機は啻に『海國圖志』によつて許りではあるまいがこれが大いに力があつたらしく見える。なほ元田東野は其の『還曆之記』中に自家の對外意見及び小楠の開國論につきて頗る興味ある記述を左の如くなしてゐる。

癸丑・甲寅（嘉永六・七年）以來攘夷鎖國の論天下に滿ち海岸防禦の策人々之を言ふ。復一人開國交易の理を言ふ者無し。余竊かに謂らく天地の道海の內外隣國交通せざるの理無し。若し果して夷ならば之を攘ひ之を鎖す、素より義理の至當。若し夫れ夷ならずんば我の鎖攘已に禮を失ふて曲我に在り。彼の我を敵とする彼に辭あり、勝敗の理戰はずして已に決す。當時天下囂々然として唱ふる所實に少年の見懼るべきなり。皇國　王朝の盛代を反顧すれば　皇化の及ぶ所日月星の天に在るが如く三韓も服從し猶進んで化外の地に及ばんとす。此時の勢を以てすれば攘夷鎖國の國是に非ずして開國弘道の廟算たる明かに見るべき也。今や宜しく　皇朝の古に遡り大に國是を正し隣國交誼の天理に則とりて天下の大計を定めば何の難きことか之有んや。幕吏怯懦目前の利害を見て因循苟安、內天下の有志に攻擊を受け外各國の脅迫に苦み立つ所を失はんとするは惑ひの甚しき者なりと。余此見を寓すと雖ども衆論の囂々に抗し難きを以て肯て口に發すること能はず。一日橫井先生の說を聞くに開國の大見識にして、天地宇內の道理國を開くに在りて外國夙に玆に見あり、其經綸措置早く玆に一定せば天下の衰を興して富國强兵萬國の上に出んこと掌を反すが

開國論を唱へたる時期

如く、其設施先づ米國と交親するより始むべし。若し我を用ゐる者あらば先づ米國に至り誠信を投じて大に協議し以て財政の運用・殖産交易振興する所ある可し。殊に米國の開祖華盛頓なる者は常に世界の戰爭を止むるを以て志と爲す。今各國戰爭の慘憺實に生民の不幸之を聞くに忍びず。故に米國と協議して以て戰爭の害を除く可きなり。華盛頓は堯舜以來の聖人或は優る所あるも知るべからず。近來の巴爾理士（ハルリス）が說く所も亦理あり。天下有志の論は外國の實に達せず皆生硬見なりと。余一たび先生の高論を聞て其卓識に敬服し、余が竊に見る所に於て更に百步を曆進せし如く手の舞ひ足の踏む所を覺えざるなり。先生此卓見安政乙卯（二年）の年に在りて天下誰か此見を具したるや、後より之を考ふるに佐久間象山・永井雅樂一二の外は曾て聞かざるなり。當時にありては長岡大夫・下津先生も先生の卓見に同意を表すること能はず。唯余村井（範三郎カ）と深く相尊信するに因て先生特に余が道理に敏明なるを稱せられしなり。然ども余が如きは言ふ可くして行ふべからざるの論なる故に、荻子は之を戒めて開國の論は八十二斤の青龍刀、之を振ふ者は横井子の外有るべからざれば余が如きは此論は篋底に埋在して決して出すこと勿れと云ひたるなり。余も亦深く荻子の戒を服膺して曾て人に向て喋々せざりしが、後來攘夷の說益〻盛になり之を憑據として廢幕の策と爲り、開國見の者は總て佐幕家と敵視せられて身の殃を招きたるを見て荻子の戒其先見の余が藥石と爲りしを益〻敬慕せしなり。

開國を天地の公道となし、進んで萬國平和・四海同胞を說く

上文中にも「先生此卓見安政乙卯の年に在りて天下誰か此見を具したるや」とあるから小楠の開國論を唱へ始めたのは矢張り安政二年であることには間違はない。右の元田が記せる小楠の所論に據りてもさうだが、彼は開國は天地の公道であるとの根本原理から、進んで

日本が率先して萬國平和・四海同胞の實を擧ぐべきを唱へた。右元田の記述にも同意味の事があるが、小楠は「苟くも我を用ふる者あらば、使命を奉じて先づ米國を說きて一和協同し、然る後各國を說きて遂に四海戰爭を止めん」と云つた。して見ると、彼は今より八十餘年以前に於て既に國際聯盟とか世界軍縮會議とか或は不戰條約とか云つたやうな戰爭防止・平和工作の意見を持してゐたのである。隨つて彼の論ずる開國は決して幕府流儀の盲從的・詭隨的のものでなく、自主的・積極的のものであつたことは云ふまでも無い。何人も我が國開國論者の兩橫綱として佐久間象山と小楠とを推すが、德富蘇峰は其の著『吉田松陰』に於て此の兩人を種々の點につきて比較し批評してゐる中に左の如く云つてゐる。

橫井は天理人情の大妙理を看取し、開國論を唱へ、佐久間は國防軍備の大經綸よりして、無謀攘夷の非を論ず。……橫井が理想は、大義を四海に布くのみ。佐久間の理想は、五州を卷きて皇國に歸し、皇國を五州の宗たらしむるにあり。橫井の理想的人物は、華盛頓にあり、佐久間の理想的人物は彼得にあり、奈破翁にあり。

これによつても眞成なる開國論者としては、象山は遙かに小楠に及ばないやうに思はれる。なほ蘇峰は其の著『近世日本國民史』の「公武合體篇」に於て、「橫井小楠の對外意見」を論ずる冒頭に「人間思想の行程は、決して時間もて測度す可きものではない。或は百年も其儘に居据ることがある。或は一年若しくは一月の中に、大變化を來たすことがある。嘉永・安

政年間の如きは少くとも對外思想に於ては、其の一年が普通の百年よりも、急激の變化を及ぼしたる時節であつた。其の中の一例として、玆に擧げんとするは、横井小楠の對外意見だ」と記してゐるが眞に其の通りで、熱心に攘夷を主張してゐた小楠は僅かに一二年にして快濶なる開國論者と豹變したのである。小楠の詩に、

道既に形體なし、心何ぞ拘泥あらん、達人は能く明らかにし了へて、渾べて天地の勢に順ふ。

なる五絕があり、又勝海舟は小楠が物に凝滯せずして機に臨み變に應じて物事を處置し、また人に彼の意見を聞かせる場合でも其の答に今日は斯う思ふが明日になつたらどう變るかも知れないと申し添へてあつたとて、痛く其の人物に感心してゐる。（本篇第十九章六參照）此等によりても小楠の攘夷より開國への思想の變遷は彼に於ては寧ろ當然のことで何等不思議は無いが、達人の少い世間には異常の感を與へずには置かなかつた。加之彼の豹變振は同志や交友にも少からず物議を起し、彼から離れ去る者も續出するに至つた。併し彼は周邊の毀譽褒貶などには毫も頓着しなかつた。竹越與三郎の著『增補改訂二千五百年史』の「德川氏末世」な

小楠筆蹟
（德富蘇峯藏）

る章中元治元年頃の人々の抱ける外交意見は勇進的開國黨・開國的攘夷黨及び鎖國的攘夷黨の三つに分かれてゐると述べてから、

勇進的開國黨は之を上にしては、堀田・上田の二侯、幕府の外交官・蘭學者にして、夙に列國の形勢文明の事態に通じたる者多く、民間志士の群に於ては熊本の横井平四郎其の魁首たり。……彼は其見る所の形勢と聞く所の世態を以て一國の富强獨立は唯だ國を開きて列國と交り萬里の波濤を開拓するにありとなし、純然たる自由貿易の議論を主張し、一代の大勢力たる攘夷主義に向つて正面の打擊を加へぬ。勇進的開國黨は開國の一事を危險とせざるのみならず開國せざるを以て國家の患害とし、目前一切の事情に拘泥せずして四境を開かんとし、開・鎖の利害は論ずるに足らずとなす。

開國論の出發點

と記してゐるが、竹越の云へる如く小楠は確に勇進的開國論者であつた。だが彼の開國論は竹越の記せる如く啻に國の富强を計らんが爲のみでは無くして天地の公道であるとの根本原理から出發したものであつた。されば攘夷論が天下の輿論であるかの如く盛に唱へられ、國民の多くが極度の猜疑と侮蔑とを以て外人を待つたのに對し「外人もまた一天の子ではないか。然る以上は之を待つに天地仁義の大道を以てせねばならぬ」と喝破し、又水戸一派の保守的慷慨家に對しては、「格別見識も無く從つて大策もなく、たゞ大和魂とやらを振廻す人々は外人を以て直ちに無道の禽獸となし、最も甚だしきは初より之を仇敵視してゐる。天地の量・日月の明を以て之を見るならば何と云ふことであらう。この頑冥固陋が國家蒼生を

過らんとすることは痛嘆限りなき次第である」と痛棒を與へてゐる。

小楠の後年左平太・大平二甥の渡米に際して與へた送別の語には「何ぞ富國に止らん、何ぞ强兵に止らん。大義を四海に布かんのみ」とあるが、彼の開國主義はこれを指導方針となし、なほ進んでは日本が率先して萬國平和・四海同胞の實を擧ぐるを目的としてゐたことは既記の通りで、彼の開國論は決して侵略的主義ではなくして國際協調主義・世界平和主義であつた。

德富蘆花は、

小楠は維新前の幕府の末の亂れて居る際に世界の平和と云ふことを考へて居た。世界の平和といふことはちつとも新しい事でなく千年前に西洋人でも世界的平和を考へて居たものもあるが、幕府の末の亂れた時に當つて世界的平和を考へて居たといふことは此人がどの位の人間であつたかといふことが分る。

と云つてゐるが、小楠の思想の進んでゐたことは少くとも一世紀だけ當時の思想界とは距離があつた。

## (ロ) 陸兵問答書を艸す

本篇は安政二年に艸し、はじめは「兵法問答」或は「兵學問答」と題してゐたが後に「海軍問答書」の著あるに及びて前揭の通りに改めたもの。蓋し西洋の銃砲輸入されては兵制は

必ず一變されなければならぬのに、當時の軍學者流等は多く舊套を墨守して遽に變じ難きの勢ありし爲に起草したものらしい。全文は遺稿篇(「論著」四)に載せてあるが其の要旨は左の通りだ。

「兵陸問答書」の要旨

第一に銃砲は西洋の、刀槍は本邦の長技であるが彼是長短ありて相兼ることは出來ぬ。然るに本邦の萬國に勝れて武勇逞しきは血戰の利にあれば、必ずしも彼が長を取り用ひずとも我が長を以て彼が短を挫きてはどうかの問に對しては、夷變以來西洋の銃砲を主とする者は本邦の血戰を廢し、本邦の血戰を主とする者は西洋の銃砲を斥けて各一偏に執着するは畢竟太平の心を以て亂世を見るが故にて、亂世に生れては兵器ほど武士の身に切なる物無ければ勝れて宜しき兵器は直ちに一統に行はれるものだとて、源平以來の兵器や陣法の移り變りを述べたる後に、西洋銃砲の勝れたるに說き及し。

第二に西洋銃砲を用ふるとしても我が傳來の陣法を廢して彼が銃隊に變ずるには及ぶまいとの問に對しては、陣法は兵器によりて變ずべきものなれば、西洋銃器を取用ふる以上我が傳來の陣法を廢して彼が銃隊の法に變ずべきは自然の勢であると答へ。

第三に然らば銃隊のみ變じて士隊は是迄の備立にて宜しきやとの問に對しては、陣法は兵器によつてのみならず敵の兵器と備立とによりても變ずべきだから、西洋を敵とする場合には是迄の士隊は矢張り銃隊に變ずべきであると答へ。

第四に銃炮と刀は一人の身に備へられても鎗と銃炮とは備へられぬ。士隊を銃隊に變ずれば鎗は廢たるのかとの問に對しては、銃炮は間の外に利ありて血戰の用を爲さず、刀鎗は之に反して

ゐるが西洋には「敵合に成れば間の外にて打放し直につき懸りて血戰する」ための劍筒がある。然るに其の劍の製造利刄ならざる上に鎗法も拙いから若し我が利刄の鎗を以て銃劍とし精練なる我が槍術の法を以て遣へば便利此の上もなかるべく、而も「是は相懸りの野戰を云ふことにて時にとりては鎗もまた用ふる所ありて一概に廢すると云ふにあらず」と答へ。

第五に西洋銃隊に變ずべきことは分つたが、當時西洋陣法を用ふるには既に刀鎗を廢するの弊習がある。專ら銃隊にして銃砲を主とすれば自然に血戰の本意を失ふの患は無きやなる問に對しては、古來刀劍は第一の武器で血戰は萬國に勝つてゐることは人心に染み込んでゐるから、陣法總べて銃隊に變じ專ら銃炮を用ふるとも、一たび兵亂と成りては決して血戰を廢するの憂は無く況や治にして亂を忘れず一國天下の君相が此の定理を知悉し西洋銃隊の陣法に變じ勝を取るは專ら我が傳來の血戰に有る事を人心に喩し、刀鎗銃炮優劣無く誘ひ進むることにせば何の弊害の生ずべきや。士氣を振作するの道是にましたること無し云々と答へてゐる。

## 一〇　其の心志を苦しむる倍〻劇し

藤田東湖の訃報に接す

小楠は既記の如く二十年來の布衣の友米田是容と生別したが、こゝにまた畏友藤田東湖と死別した。卽ち安政二年十月二日關東の地大いに震ひ、江戸被害特に甚だしく小石川の水戸藩邸に在つた藤田は戸田蓬軒と倶に壓死した。小楠今は開國論を唱へ藤田等とは其の說を

異にするも友情に至りては變りなく其の死を痛惜して已まず、越藩の吉田東篁に與へたる書面（遺稿篇「書簡」六二）の中にも左の一節がある。

水府二田失亡無ㇾ是非ㇾ至にて、角有名之面々不幸も天運共にても御座候らはん、心細き事に御座候。藤田へは段々意見申遣候筈にて、既に草稿相認罷在候中凶變相聞、別て残念に奉ㇾ存候。二田失亡いたし候ては水府に申遣候相手無ㇾ御座ㇾ、意見狀も其儘にて封じ置申候云々。

此の意見狀の內容は何であつたか知りたいが、本狀の遺つてゐないのは頗る遺憾である。

東湖の在世中に於て小楠が彼に寄せた書翰は三通を得てこれを遺稿篇に收めて置いたが、其の一は小楠が江戸遊學より歸國してから間もなく水戸君臣遭厄となりしために爾來藤田とは音信打絕えてゐたが、最近漸く其の寃解け藤田等も外間との交通につき幾分の自由を得たことを久留米の村上守太郎より小楠の親友荻昌國に申來りしを傳へ聞きて直ちに認め而して東湖に届けるべく村上に托して置いた嘉永三年六月十九日付のもの、（遺稿篇「書簡」一二）其の二は嘉永四年二月十五日彼の上國漫遊上途前三日に書いたもの、（遺稿篇「書簡」一三）其の三は嘉永六年八月十五日恰もペリー浦賀灣入航の報に接したる際に認めたもの（遺稿篇「書簡」四三）である。然るに小楠より越藩岡田準介への嘉永六年五月三日付書狀（遺稿篇「書簡」三六）に「聊心付候筋先便藤田へ申遣候。どうぞ好き返書參り候えかしと希候」とあり、又其の八日後の五月十一日付の吉田悌藏への書面（遺稿篇「書簡」三八）に「先便藤田への書狀は

定て返書參り可ㇾ申候。返書の趣に因ては段々愚意建白仕筈に罷在候」とあるのを見ると右の外に藤田へ寄せた書狀はあるらしいが其の所在が分らぬ。又藤田より小楠への書翰は天保十年小楠が江戸遊學間のもの一通だけは前に揭げて置いたが、(本篇六〇頁)薩藩の鮫島正助から荻昌國への書狀―年は分らぬが十二月十四日曉認むとある―の中に、

横井先生え東湖先生より送相成候書狀之儀も實に無㆓申譯㆒次第、書狀之分は所持仕候へ共昨年可㆓差上㆒と存取寄候折柄愚兄凶事到來、其砌一夜之內大苦心いたし候て掛念仕候儀有ㇾ之書附都て燒失仕候譯有ㇾ之、共折右書簡丈は撰取候へ共詩之分は燒失いたし候由殘念之至御座候。就ては書狀之分差上置申度、併右の詩は誰ぞか同志之者之內書寫居可ㇾ申、相尋候て後より一緒に返進可ㇾ仕候。左樣御得心奉ㇾ希候。

とある所を見ると其の外にもあるのみならず、詩もあるらしいがこれも總べて手に入らぬのは遺憾だ。

藤田の訃報に人琴の歎切なりし後間もなく小楠は、其の十月の下旬に愛兒を失ひ、其の後程なく又妻の死に遭つた。彼は嘉永六年四十五歳にして漸く妻を娶り、其の翌年兄の病歿するや横井家を相續して、名は天下に聞えても一介の部屋住みだつた身が始めて一人前の藩士となり、其の翌安政二年五月から沼山津に轉居して風雲を待つ蛟龍の如き境遇にあつたが、轉居後間もなく妻分娩して玉の如き男子を擧げた。同年八月十日付にて伊藤莊左衛門に寄せた書狀(遺稿篇「書簡」五五)の中に「轉宅以來は次第に有附き致㆓大慶㆒申候。將又老後一男を得

大慶此事に御座候。一昨日里方より歸り母子共に安穩に罷在申候」とあるから何れ出産は六月下旬から七月上旬にかけての頃であつたであらう。然るに其の歡喜も束の間で僅かに三ヶ月許にして兒は夭折した。其の葬られた往生院（横井家菩提寺、熊本市池田町にあり。）の過去帳を見ると、

兒の夭折

瓊林孩兒　安政乙卯年十月二十九日　横井平四郎當歳子　嫡男

とある。喪兒の悲痛は堪へ難きものなるに漸くにして得た孫のやうな掌中の珠を失つた小楠の心中は云はずもがなである上に其の不幸後僅かに十餘日にして妻も亦病名は詳かでないが溘然遠逝した。幼兒に隣して葬られた同じ往生院の過去帳には、

妻をも喪ふ

貞鏡院圓融智了大姉　安政乙卯十一月十一日　横井平四郎妻　二十六歲

と書留めてある。引續きての不幸に小楠は越前の吉田東篁に與へた書面（遺稿篇「書簡」六一）中に、

沼山津と申所に轉居仕候。其後一男兒を得、悅び罷在候內去冬夭亡、引續十日餘にして妻死去、誠無類之不幸御憐察可レ被レ下候。

と認めて居るが、「誠に無類之不幸」と云はざるを得ぬ、眞に同情の至りだ。然るに德富蘆花は其の著『竹崎順子』に、小楠が此の夫人の死後山鳩打ちに出かけて布田の竹崎律次郎の家を訪ひ、四方山の話の末に「俺も嬶がなくなつて却て仕合はせだ、好い嬶があつたら世話してくれ」と言つた。すると律次郎の養母壽賀子が「却て仕合せ」とは假にも儒學を說く者の

いふべき言葉か。その樣な師匠の處には律次郎も新次郎（壽賀子の實子で小楠の門人）も上げて置くことは出來ぬ。今日限り此方より破門と敦圍き荒く咎めたので、小楠も閉口して共の失言を謝したと云ふ樣なことを書いてゐる。筆達者の蘆花の興味本位に書いたものを共の儘吞込んでよいかどうか判斷がつかぬ。といふのは、强ひて著者が小楠の爲に辯護するのではないが、右夫人の法要の時小楠は門弟に向つて、「自分は結婚後妻に對しては人道の講義をなし、而して夫婦互に誓書を取り交はしたるが、余の妻に與へたのは妻の遺骸に持たせて九泉に送り、妻の余に與へたのは妻の死後酒に浸して之を吞んだ」と話したさうだ。これは小楠の門弟淺田和一郎の遺話であるが、之を見ても妻に對する小楠の愛情は略想像せらるゝではないか。恐らくは「却て仕合はせ」と口では强がりを云はねばならぬ胸中の切なさであつたのであらう。

## 二　再び佳耦を得

小楠に取つては安政二年は多事多難の年で親友と手を分かつ、城下を離れて「在」に流れ出る、開國論に思想轉換する、更に親友の訃報に泣く、尙妻と子とに共の涙を續けたりした。この葬りに至れる災厄も小楠は「天將に大任を是人に降さんとす」と順受したりや否や。明

後妻の物色

けて安政三年を迎へた小楠には後妻の問題が持上つた。處が其の後妻選擇の白羽の矢は小楠とは昵近の間柄で未婚の娘の多く殘つてゐる矢島家にたつた。同家の當主は源助(直方)で其の父忠左衛門は葦北郡湯浦鄕や下益城郡中山鄕の總庄屋を勤めて令名のあつた人だが、昨二年の六月病死したので矢島家は鄕里の杉堂(上益城郡津森村の大字で沼山津の東方二里許。)に歸り住んだ。忠左衛門と其の妻鶴子との間には、にほ・もと・源助・順・久・つせ・楫(前名かつ)・さだの順序に一男七女があつて揃ひも揃つて水準以上に頭角を露した者ばかりであつた。小楠が弟子を取り始めての第一の入門は德富萬熊で、第二は右源助であつたが、此の源助は小楠でさへ持餘した程の傑物で、小楠と監物との絕交を將來した論爭に於て米田派の津田山三郎に對する横井派の旗頭であつた。にほ子より久子までの四女は已に夫々嫁し、三女順子―蘆花の著『竹崎順子』の主人公―は上記律次郎の妻、四女久子は德富萬熊の妻で、蘇峰と蘆花の母だ。

小楠後妻を矢島家に物色するとせば、其の鬮は順序として未だ婚せずして家に在る三人の筆頭なるつせ子に落ちるは當然だ。小楠は以前より源助との緣故から屢〻矢島家を訪うたが、主婦鶴子は小楠を尊敬し每に心から手厚く歡待した。小楠も亦鶴子の爲人に感心し、其の死去した時は源助の請によつて特に「碑陰の記」(遺稿篇「詩文」甲、四三)を書いた位だつた。斯くの如き親しい間柄であつたので既に小楠が小川氏を娶る前にもつせ子をと云ふ議は無いでは無かつた。然し其の時分つせ子の兩親は人物としては押しも押されもせぬが部屋住

みである小楠に兄弟中でも最も愛してゐた彼女を嫁せしむることは氣乘りがしなかつたのでそれなりになつたが、今回は都合克く其の談は纒まつて安政三年につせ子は横井家の人となつた。それまでの經緯につきてはまた『竹崎順子』の中の蘆花の文章を借りることにする。

……元へ戻つてつせ子を今度は後入りにとの議が起りました。百石以上は上士の格で、一領一疋の女は對等の結婚は出來ません。妾と云ふ名儀です。然し先方に正妻があるではなし、斯樣な緣組は二度と得られないと、兄の源助も、姉達も、其夫達も乘地になつて勸めます。何かにつけて相談し合ふ三人組の二人の姉、順子も久子も熱心です。夫の心機を一轉させた恩師•新生活の恩人として順子は小楠を神の如く崇めて居ます。久子の夫德富太多助(萬熊改)は律義な性質から苟にも師の配の義兄と云ふやうな位置に立つ事を逡巡しましたが、妻の久子は頓着なく妹を勸めました。父母は亡くなる、同胞は勸める、つせ子は到頭辭しかねて安政三年杉堂から沼山津へ横非小楠に之いて事實上の妻になりました。小楠四十八歲、つせ子は二十六歲で親子程違つて居ました。妾と云ふ格で殆んど婚禮の式もありませんでした。「先生先生」と平生言ひ馴れて居たので「殿、殿」と小楠を呼ぶ事が中々出來なかつたと後でつせ子は述懷しました。翌年横井の嗣子時雄を生み、五年の後みや子を生みましたが、母のつせ子は「お乳、お乳」と呼ばれ、つせ子は「時雄さん、みやさん」と「さん」づけに呼んだものです。

猶蘆花が其の著『青山白雲』「南禪寺」に、つせ子の生涯を書いてゐる中に左の如き記事が

ある。多少重複の嫌はあるが轉載しよう。

横井つせ子は、故小楠横井平四郎先生の室、天保三年七月生まる。父矢島忠左衛門直明は、肥後國上益城郡杉堂村の郷士、久しく總庄屋の職にあり、淸廉にして民を愛し、公に奉じて私を忘るゝの士なりき。母諱はつる子、淑德賢明にしてよく家を治め文才ありて手藝に堪能なりき。

矢島の家に一男七女あり。つせ子は其の第五女なり。幼少より溫順にして寡默、二親に孝に、同胞に友なり。幼時身體虛弱、病む日多くして健なること稀なりければ、兩親いたく行末を案じ、つせ子の事常に苦勞の種となりぬ。つせ子深く吾病體のために二親の心を傷むるを悲しみ、是より病あり心地惡しき每に、竊に鏡に向つて殊に化粧を濃やかにし、紅粉に病容を隱して父母の前に出でぬ。是れつせ子十三四歲の事なりと、吾母上は語りたまひき。

兩親より賜はりしもの、自ら製したるもの、衣服にせよ、品物にせよ、其の好きは皆姉妹兄弟に分かち與へて、自らは補綴の當りし着物、破れかゝりし品物に滿足したるも、またつせ子の猶乙女なる頃なりき。

つせ子二十歲の頃母つる子中風に罹りぬ。つせ子介抱到らざる所なかりき。程なく母歿して、父忠左衛門氏また中風に惱みぬ。時に四人の姉は皆それ〴〵嫁して、二人の妹はなほ頑是なく、兄は多く出でゝ外にあり。病親の介抱、家政の料理・二妹の養育皆つせ子一人の肩にかゝれり。つせ子樂しんで其勞に服し、父親を安らかに其のおくつきに送り、難なく二妹を育て上げぬ。是より兄妹四人村里に引退きて、つせ子は妹と糸を紡ぎ機を織り、生計の艱苦を味ふこと三年に及ぶ。居ること三年、つせ子良緣を得て兄の師なる藩士小楠横井平四郎先生に嫁することゝなりぬ。(下略)

『德富蘇峰自傳』に、蘇峯は「母の姉妹の中にて、子供心の予にも其の容貌風采が上品に見えたのは横井津世子であつた」と語つて居り、つせ子のすぐの妹の矢島楫子も彼女の事を「女らしい人で、而も敏捷で人の氣を見ることの早かつたことは驚いた位です」と賞めちぎつてゐるが、斯かる上品な賢婦人を貧窮な上に複雜な家庭に迎へ得た横井家は何よりも幸福であつた。果してつせ子の奉仕振は夫小楠には固より、二人の母を敬ひ、三人の姪甥を愛し、召使の末にまで至れり盡くせりであつたから一家の圓滿は云ふまでなく、而も翌四年十一月には一男兒をさへ惠まれて又雄(後時雄)と名づけた。斯くて沼山津閑居の平和な生活は續いたが、四時の景趣に富む自然美と和氣靄々たる團欒の樂しみとは物質的の貧苦を償うて餘りあるものであつたであらう。

## 一二　沼山閑居雜詩

横井(時靖)家に『小楠堂詩艸』と題した小楠の手筆になれる詩稿が藏せられてゐて、其の全部は本書遺稿篇(第四、丙、二)に收錄してある。これには小楠の四十歲前後(弘化・嘉永の間)から五十五六歲(文久・元治の際)に至る彼の生涯の最も重大なる時期に於ける作が網羅されてゐるが、其の中に「沼山閑居雜誌節七」とて世間に喧傳された有名なのがある。其の有名なる所以

は識見透徹、古今を包括した雄篇であると同時に小楠の思想を述べた重大なる意義あるものなるが故であるは勿論だが、此の詩中の一首にては彼が共和政治を理想として我が皇室の萬世一系なるをとやかく云つたものと誤解され、他の一首にては小楠が耶蘇教を國内に弘めんとしたものと早合點されて奇禍を買つたことも含まれてゐるからである。此の詩の小引（漢文）を直譯すれば左の通りだ。

小楠手記「小楠堂詩草」中の一頁
（「沼山閑居雜詩」の小引と第一首）
（横井時靖藏）

予居を沼山に移してより客は日に以て疎く事は日に以て略なり。書を讀み園を治むるの外には山に遊び水に泛び眞に適況たり。今春適〻微恙を得門を出でざること累日、古今の事に感あり輙ち五言古十首を作る。要は皆平生の意を寫して錬琢を爲すに及ばず疎鹵ある所以なり。題して沼山閑居雜詩といふ。

これでは何時頃の作なるか分らぬが、『小楠堂詩艸』を見ると冒頭の「予居を沼山に移してより」は、もと「沼山閑居既に三歳を經」とあつたのを改删されたものであることが明らかであるから、此處に居を移した安政二年五月より三年を經た時分の作と見て間違はない。さすれば足掛で云へば安政四年、丸年で數へれば同五年となるが、安政四年五月に松平春嶽の内命を受けて越前から小楠を訪うた村田氏壽に「錄して村田君歸鄕を送る」とて此の「雜詩」中の「君臣尊卑殊」の一首を書き與へたのが、今でも村田(英彥)家に藏されてゐるのを見ると安政四年で、而も其の年の五月までの作であらねばならぬ。此の「雜詩」は横井時靖の藏してゐる『小楠堂詩文集』なる寫本にも載せてあるが、それには「沼山閑居雜詩」と題して上記の通りの小引があつて十首が其のまゝ收錄され、元田東野が其の各首の頭と全詩の末尾とに批評を加へてゐるから、もとは小引にある通り十首であつた。然るに『小楠堂詩艸』に小楠自ら採錄してゐるのは其の中の九首で、又其の九首中の二首は「删」として除き、隨つて題も「沼山閑居雜詩節七」となしてゐるので、『小楠遺稿』にも本書遺稿篇にも『小楠堂詩艸』には其の七首だけを採錄してゐる。それを意譯して見ると左の通りだ。

其の一

人君たる者が天から命ぜられた職務は何であるかといへば、天の代りに萬民を治むることである。さすれば天子は廣大無邊にして萬物を化育する自然の德を具へた者でない限り

天意に愜ふことは出來ぬ理で有る。古堯帝が其の子には位を讓らずして舜を民間から選び出した仕打こそ眞の大聖たる所以である。迂愚の學者は此の道理に暗くして禪讓をとやかく沙汰するがそれは聖人の心外とする事だ。あゝ迂儒等の主張する血統論の如きはどうして天理に順應したものであらうぞ。

（元田の評）千百年來の活眼、天理の實、易道の本に達する者にあらざれば言ふ能はず。（原漢文、以下同じ）

或一部の人達は此の詩の最後の二句「嗟呼血統論、是豈天理順」を以て小楠が堯舜禪讓の政治を理想とし我が皇室の萬世一系なるを非難したものだと誣ふるに至り大分世間の問題となつたが、森鷗外は「橫井は政治の歷史の上から共和政の價値を認めてアテエネに先だつこと數百年、堯舜の時に早く共和政が有つたと斷じたが、共和政を日本に行はうと云ふ意ではない」と云ひ、德富蘇峰は其の著『勝海舟と橫井小楠』中に左の如く記してゐる。

然るに此の如き人（小楠）が、何故に、共和政治を主張したとか、或は耶蘇教の信者であるとか、或は甚しきは天道革命論などゝいふ怪文書を僞作してまで、小楠先生を煩はすに至つたかと云へば、これは先生が餘りにその見識が卓越して、その卓越を自ら韜晦せざる爲に來したると、又た或點に於ては、先生の言論が當時に於ては、餘りに放膽ではなかつたかと思ふ節がないでもない。それは沼山閑居十首の中に

嗟乎血統論　是豈天理順

などの詩を作つて、恰も堯舜禪讓の政治を理想的の政治として、これを天下に唱導したる趣があるからであ

る。此の如き文句は先生を誤解せしめ、若くは反對黨をして、强いて先生を誤解せしむる口實を與ふるに、最も都合よき武器であつた。

併し先生に限らず、苟くも儒者として、堯舜を稱せざるものはない。孟子以來宋儒に至る迄、一人として堯舜を稱せざるものはない。特に先生は米國のワシントンを以て、白面碧眼の現代堯舜と認め、頻にワシントンを推稱してゐた。されば先生が此の如き理想を直に我が國體に行はんとするかと云ふに、固より先生は日本の國體の大切なることは、百も承知のことであつて、先生が血統論を大いに排擊したのは、封建時代血統萬能の世の中に於て、これを排擊したるまでにて、畏れながらこれを以て、我が萬世一系の皇室に當嵌める考は、夢さらあることでもなく、又たあり得べきことでもなかつた。

小楠の尊皇精神を理解してゐる人は槪して此の詩を蘇峰の如くに解してゐる。小楠の此の詩を作つた頃は將軍繼嗣問題のやかましかつた時であつたが、井伊大老の如きは「古來德川氏の治世に無比の太平を得たのは全く將軍家の威德の然らしむる所で必ずしも將軍其人の賢愚如何に因るものではない。夫れ故に正しき近親を措いて英明を他に選ぶのは外國の弊俗であつて決して日本の取るべきものではない。我が國に於ては血脈近き人を立つるのが天下の人心を繫ぐ最上の方法である」と云ふ意見を抱いてゐた。之を見ても其の當時が血統萬能の世の中であつたことが推知せられるから、小楠の詩を以て之を排擊したものだと見るのは當然である。小楠ともあらうものが日本の國體が學問や論理の上に超越してゐて

臣子の擬議すべきものでないこと位を知らぬ筈はないから猶更さう思はれる。なほ又元田東野は此の一首に對しては上記の如く、十首全體に就いては下記の如く批評してゐる。（本篇三六二頁）尊皇精神に燃ゆる東野にしてこれあるは小楠が此の詩を以て皇室を云爲したのでないことを裏書してゐると見ても差支あるまい。もし小楠にして萬世一系の皇室に當嵌める積りで此の詩を作つたならば小楠を師とし友とせる元田がそれを知らぬ譯はなく、隨つて又上記の如き讃評を加ふることはあるまいから。

其の二

堯帝は天道を法則とし、四時共の季節に應じて農耕すべく人民に職業を授け、堯の後には舜といふ聖帝が立ち、天地の道に順應する政をして總べての法度を齊へた。故に自然と人事との間には互に相通ずる脈路があつて少しも相離反する所が無く、共の治化は蠻夷の末々までも及んだとはさて〳〵政治の仕掛の廣大なりしに驚かれる。然るに後世は共の道が衰へて賢明の君があつても政治の方術が私心を雜へる。私心を以て萬民に君臨するやうでは一旦は盛なりとも其の夕には忽ち衰へて仕舞ふ。前車の覆るは後車の戒といふが共の遣方を改めない限りは、前車も後車も覆轍に乘込むこと萬に一つも違はない。あゝ天道に則つた堯舜二常の道を無視して度外に置いてはとても人民は治まらない。

（元田の評）嗚呼人の本は天なり、天に則らざれば安んぞ能く人を治めん、天に則るは理を明らかにする

に在り、理を明らかにするは學を講ずるに在り、學已に講ぜずして理明らかならざれば天に則ること能はずして天人乖違す、悲しむ可き哉。

共の三

舜帝の八つの政の中には工業といふが認められてゐる。工業は財産や利益の生み出される本で共の財利は齊しく人情の趨る所だ。能く總べての工業に調和あらしめて需要と供給との間に統一を取れば凡ゆる貨物は國内に融通して萬民共の利を享ける。然るに後世の人君は堯舜の遺方を手本としないため世の中がいつも逼塞し、小人は兎角下を虐げて上を利する政治を起さうとし、富豪の徒は財力に任せて不正な惡事を働かうとし、いつの世にも禍亂の原因はすべて財産や用度の缺乏から起るものである。聞く所に依れば西洋の夷國の治術は工業を興して能く共の國を富ませ、隨つて租税を薄くして農家を苦しめることがないといふがこれは誠に吾々の學ぶべきことではあるまいか。

（元田の評）百工治めずして小人富豪の掠むる所となる、是後世識眼無きの君子政を執る所以なり、嘆ずるに勝ふ可けんや。

共の四

君と臣との身分は違ひ尊卑の區別はあるけれども、共の情誼に於ては則ち朋友の如く相信じて相疑はずに、事がまだ表れない前に互に善を勸め惡を懲して切磋するを理想とする。

盛なるあの堯舜の時代に於ては流石に此の理想の如く君臣の間には政道の會議も親密に行はるゝので吁咈の聲が朝廷の内に一杯に充ち滿ち、其の結果政治敎化は旭日昇天の勢で盛になつた。

（元田の評）耳に逆らひ色に咈り君の過を露して臣の忠を表す、是豈天理の順ならんや。

其の五

周代に太公望がゐた。八十餘の老齡に達するまでも志を得ず渭水の濱で釣を垂れて生活してゐた。其の八十年間天下には幾度も治亂があつたが彼は空吹く風と見向きもやらず頑として知らざるものゝ樣子であつた。そこで鄕里の人々は太公の迂濶なことを笑ひ隣家の老人は其の貧乏を見て不憫に思つた。處が一たび周の文王といふ聖主が興つて彼の人物を知つて之を用ふることになつた後には、君臣の間が水と魚とのやうな親しさで、彼は遂に周王の軍師として武勇を振るつて暴君殷の紂王を伐ち、忽ちにして天下の亂を平定して周の王室八百年の基を開いた目醒しき功業が、迂を笑はれ貧を憫まれた老臣の手に收められたのである。傑物の凡俗に識られぬは古今一轍。

（元田の評）子操の抱負は隱然として言外に在り、世誰か之を知る者有らん。

孟軻氏獨夫の紂を誅すと曰ふは特に愚夫を喩せるのみ。

其の六

西洋には彼等が自稱せる正教がある。其の教の本づく所は天帝であり、其の教では戒（この教を奉ずる者が守るべき種々の戒。）と律（戒を守らざる者をたゞす規律。）とを立てゝ人を導き、これを以て善を勸め惡戻を懲らすことゝし、上下貴賤を問はず此の教を信奉し又此の教を本として法律制度を立てゝゐるから、政治と教育とが一致して離るゝことなく、この爲に人々は能く奮勵してゐるといふことである。然るに我が國には神・儒・佛の三教があるけれども、人心は少しも統一されてゐない。そのために政道と教法との間に聯絡なく治教の上には收拾すべからざる弊が露出してゐる。さて今後洋夷が代る〴〵我が國民に接觸することゝなれば必ず利益を以て誘ふに相違ない。かくなつた曉、人心が異教に惑はされても之を禁じ難きは勢の自然で致方もあるまい。これ畢竟我國には教を以て人心を結んで居らぬからだ。あゝ政教不二の堯舜の道は旭の晴れ渡つたやうに明白であつても、之を捨てゝ用ふることを知らねば國民は甘んじて西洋人の奴隷となつて仕舞はう。昔齊の魯仲連が義を唱へて天下を遊說中、趙が暴秦の猛威を恐れて之に屈服しようとした時、「趙若し秦を盟主とせば我は東海を踏んで斃れんのみ」と豪語して決然立去つたことがあるが、吾人も其の曉には我が國一人の魯連となりたいものだ。

（元田の評）吾が道明白此の如くにして用ふることを知らず、是沼山子之慨歎して魯連を思ふ所以。豈余を欺かんや。

此の詩を以て小楠が耶蘇教を信じ之を國內に弘めんとするのだと早合點する者があつたが、能く之を見ると小楠に耶蘇教を採用しようとの意はない許りでなく該教の弘まるのを大いに恐れてゐるのである。それを以上の如く反對に考へたものは原詩の「甘ㇾ爲二西洋隷一」は上の「人心溺二異教一」を承けたものと了解し得なかつた結果で、小楠の主旨は「嗟乎唐虞道」、「捨ㇾ之不ㇾ知ㇾ用」を痛歎するにあるのである。

其の七

舜帝は天下を巡行してそれで天下萬民の下情に通じた。湯王は四方不逞の徒を征伐してそれで天下の兵亂を息めた。斯樣に古の帝王は其の身常に風雨を犯し、山川を跋涉して天下を巡行した。人君たるものは此等を軌範としてこそ人君たる南面の幸榮をも受くべきであれ。然るに多くの人君は徒に宮中雲深き處に自重して獨よがりに天下太平を氣取つて居らるゝはいかゞ。嗚呼天下太平を氣取らるゝ人君よ、天下の禍亂は何處から起るかを御存じの上ですか。

（元田の評）古より創業の君守成の慮無き者は以て成功し難し。守成の君創業の志無き者は成るを持する能はず。他無し治亂の道は一なるのみ。

上記七首の中「周に師尙父ありて八十まで水濱に釣す」の一首を除けば、他は殆ど皆人君の天職は何であるかを說き、人君たる者の堯舜三代の治道經綸に倣ふべきを述べたもので流

石に其の識見の雄大なるを覺えしめるが、此等の句中に「天に代り」とか「天に則り」とか天命・天理・天人など天の字が頗る多いことに氣付くであらう。學は飽く迄も源頭に溯るべしと唱へた小楠は己自ら其の言の如く聖學の流を溯り盡くして天に達したのであつて、彼は堯舜の心を以て天に對し、堯舜の心を以て天を師とし、堯舜の心を以て天に事へんとしてゐることが分るではないか。猶此の七首は上記の如く小楠の選んだものであるが、彼が刪り又は捨てた三首も旣に元田の觀て批評を下してゐるのみならず人口にも膾炙してもゐるから原詩のまゝ左に掲げて置かう、小楠の意に反するかもしれぬが。

嘗按萬國圖。皇國得中和。四時之所宜。百物蔑以加。富宜冠四海。萬姓困窮嗟。不治百工政。是以征民多。物權屬豪商。百貨集其棄。誰明先王道。解此倒懸苛。

（元田の評）前半六首專ら古を論じ、後半四首專ら今を論ず故に其の言愈切なり。慨歎。

（註）前記小楠の選んだ七首は『小楠堂詩文集』には此の一、三、四、二、六、八、五の順序に記してあつて、此の詩は七になつてゐるから後半四首の一となる。

嘗讀七月詩。深知王業基。非民國何立。愛之饒食衣。所以十征一。尙恐失其時。四時授民事。養老慈幼兒。見饁彼南畝。田畯喜怡々。如何舍此道。剝民供其私。租稅十征五。加之以縛笞。蕩々天下是。如坐累卵危。嗚乎七月詩。讀之雙涙垂。

（元田の評）亦慨歎。

攘夷在養武。養武在治國。國治我武揚。外夷何來逼。所以三代間。勵治安兆億。有或用其師。所向無不克。嗟乎夫洋夷。凶焰何以熄。開我四方門。以通天下塞。明我國論是。以正人心失。弊政云以改。蒼生足衣食。民富士氣振。百夷可一叱。以此治安道。誰解天下惑。

（元田の評）天下治安之道は唯此の四句に在るのみ、何等の警策ぞ、何等の識眼ぞ。

（註）「開我四方門」より「以正人心失」まで圏點が打つてあるから元田の四句とはこれであらう。猶『小楠堂詩艸』中に小楠が「删」と自記した此の詩には第十四句の「正」は「新」、第十七句の「民富」は「食足」となつてゐる。

上記十首の終に元田の加へたる批評（漢文）は左の通りである。

沼山子嘗て感懐の詩十首を著し、（本篇三五三頁を見よ）其の王覇の辨を論じ學術の源を言ふ、警發して餘すこと無し。今又此の篇を觀るに、其の識見の正大・經綸の宏遠啻に前篇の比のみならず實に是古今を陶冶し天地を經緯するの文、天下治安の道蓋し十詩中に出づる能はざるなり。方今天下の賢豪少しと爲さず、而も此の識眼有り此の文字有る者果して幾人か有る。是予の沼山子に於ける既に之を敬し、又此の篇に於て一誦三嘆して手舍つる能はざる所以なり。

茶陽山樵妄批

詩文の批評に御世辭の多いは千古一轍。但し元田の小楠に於ける關係はさる御世辭を容さぬものがあるから、其とは年を同じうして語る可からずだ。なほ『小楠堂詩艸』を見ると

上記「沼山閑居雜詩」の次に、

後沼山閑居雜詩

余前作沼山閑居雜詩十首、或云僅々十首奚能盡古今之事、乃又作十首補不足。題曰後沼山閑居雜詩。

と記しながら、それを塗抹して詩も書いてない。恐らくは詩は出來なかつたのであらうが、若しそれが有つたら小楠の思想が一層よく分ると同時に右「人君何天職……」の一首に於ける小楠の眞意も自ら明らかにされて、或一部の人達から誤解も免れ得たかもしれぬと思ふと、その流產に終つたのは如何にも遺憾である。

沼山津の小楠墓畔に建てられたる頌徳碑除幕式に於ける安場の式辭

故横井小楠先生頌徳碑建設工を竣り本日を以て茲に除幕の式を行ふ。先生の大業を後昆に顯表し其豐功を不朽に宣明して百代の士氣を振作し後人をして私淑する所あらしむ、是豈世道人心に向つて至大の裨益なからんや。先生の崇高なる人格と其雄大なる籌策とに至りては天下夙に公許の存するものあり、固より區々の筆舌を以て髣髴し得べきに非ず。吾人後進の徒先人の流芳餘韻に感じて景慕の情禁ずる能はず、碑を建てゝ以て不言の教訓を開き遺跡を瞻仰するの外其の徳風に垂拱する所以を知らず、襄に先生の門人其の他の有志相諮り本會を組織して頌徳記念碑を建設せんとし朝野人士の後援を請ふに及んで畏くも　聖旨を以て若干の資金を賜り、江湖この擧に賛同して醵資する者亦少からず、事業の圓滿なる進行を告ぐるを得たるは益〻以て萬世の師表たるべき偉人の面目を窺ふに足るものあらん。吾人の微衷幸にして識者の同情に値したるは洵に本懷の至りに堪えず、英靈亦以て地下に安んずるに庶幾かるべき乎。聊か蕪言を陳して式辭と爲す

大正九年十一月十五日　横井小楠先生頌徳碑建設委員長　男爵　安場末喜

# 第九章　福井藩よりの招聘

## 一　發端　村田氏壽の特派

小楠書翰卷軸と村田氏壽の跋文

著者は一兩年前村田氏壽（巳三郎）の曾孫たる同英彥を訪ひ其の所藏に係る小楠關係文書を閱覽したが、其の中に小楠の書簡一通を橫卷に仕立てたのがあつた。それは安政三年七月十五日付にて氏壽が小楠に寄せた書翰に對して同年十二月二十一日に認めた長文の返書（遺稿篇「書簡」六二）であるが、其の內容は西洋の政教一致せる狀態等を詳述して、外船來航以後の我が國の情勢に對しては堯舜孔子の大道を講明するを第一義とする所以を論じたものだ。此の卷尾に氏壽の自記跋文がある、遺稿篇にも載せてあるが更に左に揭げよう。

此書は小楠橫井先生安政三年辰の十二月氏壽に贈られし所なり。茲時春嶽公勵精圖レ治興ニ學校一修ニ海備一切に邊警を憂ひ專ら國事に盡力せられしかば、達識俊豪の人を求め共に謀らんとせらるゝに急なりき。公は前に先生を欣慕し玉ひしが、此書を一讀せらるゝや之れ余が大に望む所なりと遂に翌四年三月氏壽に命じ先生を招聘せらるゝに及ばれたり。されば此書は偶然にも公と先生が尋常ならぬ知遇の媒介者と爲り、先生の名

望も一層盛大に至りたりし

明治二十年一月二十日

村田氏壽記

**春嶽顧問を物色す**

小楠書翰横巻の村田氏壽自記跋文（村田英彦藏）

松平春嶽は近年米國を始め外船頻りに渡來し、隨つて國内の人心恟々として容易ならぬ時勢となれるを深憂し、一方には屢、幕府に建白する所有り、一方には領内の兵備海防と一藩の文武振興とに心を碎いてゐるが、何と云つても大きな目的なので之を達成するには倶に謀るべき人材を必要とし、適者を廣く天下に求めつゝあつたことは此の跋文の通りだ。處が小楠の學識及び爲人は既に嘉永三年に三寺三作によりて福井藩の君臣に多少紹介され、其の翌四年には小楠自ら福井に遊び二十數日の滯在中同地知名の人達と深く交驩したので彼の眞價は同藩士一般に認識せられたので、春嶽は未だ直接に小楠に面會せざるも彼につきては夙に稔聞する所あつた。また一方小楠に於ても福井藩に對しては多大の憧憬と深甚の好感とを持つてゐたので、兩者の間には靈犀一點相通ずる物があつて機會さへあらば相寄り相合はんとする矢先だから村田に寄せたる小楠の此の書翰は其の媒介となつたのである。

村田、中國並に九州に差遣さる

村田の略歷は遺稿篇（三四一頁）に載せてあるが、安政四年には學問所の訓導を勤め藩主文事の相手をしてゐた彼は、右書面往復の緣故もあるので小楠招聘に關する春嶽の內意を直接に小楠に傳へ其の內意を確めるのを主とし、京・阪二府及び諸藩の調査を兼ねて中國並に九州筋に差遣された。それにつきて村田は生前丹念に認めてゐた『氏壽履歷書』の中に左の如く記してゐる。

一　安政四年三月七日　思召を以中國並九州筋え差遣旨被仰附、且又御用之次第は御直に被仰付、左之通。

其方承知之通一昨年明道館創建致し文武一致政教不岐の趣意に有之、然る處家中子弟輩教育專要の處教官其人に乏しく、加之近年外國の一件不容易御時體に押移、殊に御家は公邊に對し別格の家柄にも有之候得ば此方も乍不及黃門様（御先祖秀康公御事）御遺志を繼ぎ公邊の御爲に致盡力候覺悟にて日夜致心配候へども、何れも重大の事件に有之に就ては相談の人物に事を闕候ては趣意覺悟も成就貫徹無覺束儀と深憂慮致居候所、肥後横井平四郞其方兼て心安く致候由、其人となりの事は此方にも毎々聞及致承知居候所、先日同人より其方えの來書家老より差出候に付篤と致披見候。其見識學力は是迄聞及たるよりも感心致すべき事に覺ふ。ケ様の人物を相談人に賴み候てこそ初めて念願も成就致すべく依之平四郞此表へ參與候様致度、此使其方え申付候間早速罷越可致心配候。

一　今般熊本えの御使命を蒙り候に付、道筋京坂を初各藩えも立寄風土人物政事學校等概略取調參り度旨相

願候所、願の趣御聞届相成、同行安陪又三郎被仰付、御貸人荒子一名荒子書藩輕卒路費金六拾兩御渡相成御紋御小柄を賜ふ。

右の使命を帯びた村田は安政四年三月二十八日福井を出足したが、其の際春嶽は島津齊彬及び鍋島閑叟への書簡と小楠に與へるやうにとて、左の國風をものしたる短冊とを手づから村田に渡した。

小楠に贈れる春嶽の和歌

愚かなるこゝろにそゝけひらけたる君の誠を春雨にして。

村田、柳河に池邊を訪ふ

村田は福井を立つて京都・大阪・姫路・岡山・福山・廣島・岩國・小倉・久留米・柳河と順次各地に立寄りて五月十三日熊本に着したが、柳河にては特に小楠の門生池邊藤左衛門を訪うて今回の用命につきて謀る所があつた。これは同藩家老立花壹岐と池邊との間に豫て小楠を福井藩に聘用せしめんとするの計畫があつてそれが既に同藩にも通じてゐたからであらう。稍横道に入るの嫌はあるが其の消息を少しく語らう。窃かに天下を以て自ら任じてゐた立花にはかねがね水戸藩の藤田東湖を動かして天下の大機に參せしめようとの意志があり、又自分も東湖によりて其の抱負を達成せんとの希望があつたが、安政二年十月の江戸地震に藤田壓死して此の希望は水泡に歸した。彼は一時は痛恨遣る方なく萬事休矣の嘆を漏らしたが、更に斯くなつた上は小楠を水戸若しくは越前に薦めて以て同志者の誠意を天下に通ずるの道を開くを當今の急務なりとなし、其の年十一月十六日書を當時在府の池邊藤左衛門に寄せて水戸

立花・池邊、小楠を越藩に推薦の意あり

兩田(藤田・戸田)の震死を悲しむと同時に之を力說した。左は其の書中の一節だ。

是は扨置先づ小生愚計は水府兩人を失ひ候ては如何なり共致し横井を水府に可レ出事に御座候。此處能々御力を被レ盡度、有志之一身天下之爲死ても恨無レ之、今度大變にて十萬余人之苦死中に兩田も同樣、其中に我々は存へて天助に感じ且十萬余人死者の爲に天下を一變するの誠意天下を動かし泉下兩田の眉を開かずんばあるべからず、御力を被レ盡度、尤横井を水府に進るの策容易に參る間敷、先度越前鈴木主税への御狀中横井同藩に御進め重々御同意に御座候。同藩に出候ても忽ち天下之應援と相成可レ申、いづれ兩藩之内に横井を出し置き天下に通ずるの道を開候事當時之大急務何事か是に過可レ申哉、此事出來候はゞ以前よりも能く運び天下之大計成り可レ申候。此事出來不レ申迄は依然たる今日之面目天地百神に對して何分面目無レ之、有志者之恥辱實に此上無二御座一候。返す〲も御勘考可レ被レ成候。

右の次第で池邊は既に書を福井の鈴木主税に寄せて小楠を其の藩に薦めてゐたと見える。

立花は池邊に右の如く申し送り、自分は翌年二月態々沼山津に小楠を訪うて頻りに出廬を慫慂した。然るに當時小楠は立花の所說に對して容易に決しかねてゐたことは同月十三日付にて立花に寄せた書狀(遺稿篇「書簡」六三)中の左の一節にて想像される。

拙藩否塞之甚しきは御案內之通りにて、自然越藩より招に預り候へばいか樣成る禍起り候も難レ計事情之處深く御考へ被二成下一度奉レ存候。幕府より天下之士を被レ召候事に候へば無二異議一事に候へ共、越藩よりと申ては極て六ケ敷相成計られざるの禍を引き起し、其事も又行れ不レ申筋に成り行可レ申、呉々御勘考之程奉レ

希候。

村田・池邊俱に熊本に

立花及び池邊は已に右の如く小楠を越藩に推薦せんとする計畫があつたので、池邊は村田の訪問によりて其の熊本行の用命を聞くや吾が意を得たりと雀躍して喜び、其の實現を助くべく相俱に熊本に乘込んだのである。村田は先づ長岡監物を訪うて今回の使命の達せらる樣助力を乞うて見ると、意外にも小楠とは既に不和の間柄との事に大いに失望したが、招聘の交渉段取となつた曉に取るべき手續など協議する所あり、それより沼山津に小楠を訪うて春嶽の內意を傳へて後、數日滯在して小楠の講義を聽いたり、本藩諸般の事柄を調査したり、種々の人物と會見したりした。村田は柳河及び熊本滯在間のことにつき上記『氏壽履歷書』に左の如く記してゐる。

一　此事件に付平四郎高弟柳河藩士池邊藤左衛門を訪ひ相謀る。池邊氏大に歡び以謂らく吾道の興起する何を以てか是に加へんと、相與に熊本に至り、同藩の元老長岡監物（當世有名の豪傑なり、氏壽安政甲寅歲江戸に於て面會す、爾後知己となる。）に逢、今般平四郎儀藩公より御賴みなされ度旨趣を述且無二支障一相運候樣其周旋あらん事を乞ふ、監物承諾。而して藩主肥後公え吾藩侯より表向御賴に相成べき手續等を詳議し畢り、夫より平四郎沼山津の居を訪、嘉永壬子以來の面會を歡、且時勢の大一變を嘆じ、當世を救ふ經綸の講習に及ぶもの數日、此時門人知己の遠近より相集合するもの數十人にして甚盛會なり。相共に底蘊を叩き益を得る事あつて遂に分袂す。

小楠應聘の意を漏らす

そして春嶽の內意を小楠に傳へたるに對しては同『履歷書』に「横井平四郎面會命を傳

ふ「平四郎無異議御請申上」と書いてゐる。小楠は上國遊歴より歸國して已に五年を經過した。居を沼山津に移し其の玄關に孔明三顧の圖の額を揭げてからでももう二年に及んだ。臥龍も少しばかり痺を切らしてゐたところに右の如く春嶽からの內意が傳へられた。曩に立花からの慫慂に對しては上記の如くに躊躇してゐたが、それは肥後藩に對しての心配からであつて福井藩を好まぬ譯ではなかつた。云ふ迄もなく同藩は別格の家柄、春嶽は當時の列藩主中にても屈指の英物で、假令小楠の所謂第一等では無いにしても大した不足はない筈だ、それに數年來最も因緣の深い上に今回は玄德三顧には及ばぬにしても遙々と重臣村田を遣はし懇ろに和歌など寄せ禮を厚うしての招聘である、それに對し小楠の心の動いたのには無理はない。然るに村田の記せる「平四郎無異議御請申上」には老母の雄々しき決心・池邊等の切なる慫慂もだが、その外になほ見逃してならぬ有力なる原因がある、それは此の招聘に應ぜんことを切望した吉田悌藏から小楠に寄せた三月九日付の書面だ。これには先づ迎春の慶びを述べた後に左の如く記してある。

小楠の出廬を乞へる吉田東篁の書面

偖は久々御無音に付昨年寸楮御安否相伺候處今度縷々御細答被二成下一大安心仕候事に御座候。然る處今度村田巳三郎御地え指出候事に付野拙より一應事狀拜啓仕候。猶委細之儀は當人より御聞取可レ被レ下候。其子細は今般弊藩建學之儀に付寡君を初諸有司學中一統何分にも賢丈え御枉駕相願度一條に御座候。右之運に相成候に付、兼て御承知之事ながら猶又弊藩是迄之事狀逐一不二申上一候ては、迚も御許容も有レ之間敷に付區々

申上候事に御座候。扨御存之通り弊藩從來大困窮之處、寡君至て幼年にて家督有レ之夫より今日迄實に精を勵て治を求られ候へ共、兎角舊弊に相泥み出□(不明)之評難レ立、尤天下に連候事にて兼々御咄申合候通り追々天下之形勢一變昔の歌は歌われぬ時節と相成、諸藩一様之因循弊藩迚も日に月に士氣相弛み、前條之如く事々心力を盡候ても下地之困窮之上天下につれて角相成候上は兎角國是定り兼、夫より近來興學之建議に相成、兩三年追々引立方に付心配有レ之候處、昨年に至り初て形勢一新宿弊も大に變革人心も粗一和相成、當時は寡君は申に不レ及家老番頭を初諸有司一統小吏迄も共組々日々會讀討論言路大に開け、政署も先公論正義に基き大に前途相見候様に被レ存候。尤ケ様に相成候迄には從來往つ戻りつ色々六ケ敷處も有レ之候へ共漸右之運迄に相成申候。尤今迚も外様におゐては中々喧敷申處も有レ之候へ共、根元さへ相立候へば追々條理も可ニ相立一義と奉レ存候。乍レ爾是は區々弊藩切之事、當時天下之形勢におゐては前途茫々、唯信を天下之諸賢に失わず能萬國之事狀形勢を大觀し時を待より外無レ之、然る處今此小藩へ天下之大賢を煩んと欲する事實に事狀を解ざる様にも相當り候へ共是には又々大に子細も有レ之、恥を言ねば理が聞へぬ諺にて右建學に付ても別に天下之賢才を招候事にても無レ之、先有合ものにて當節は教授は七十有餘にて其上多病、其余も或は老人或は病身、兼々何事に付ても一統賢丈を煩す公論に相歸し、先年弊藩へは御來賁も有レ之衆望之期する所、夫も全く始終と申に無レ之、責て三五年なり共御借受申度事にて第一賢丈思召を不レ伺候ては工夫も難レ致と申衆評にて、巳三郎儀は兼々御承知之事故極內指出候事に御座候。何卒無レ據寡君を初諸有志之懇志を御許容にも相成候はゞ弊藩之幸慶無ニ此上一、別て野拙之大慶不レ過レ之候。尤尊藩御事狀は能熟候事近來別て御六ケ敷

樣にも拜承、且先年と違只今は御當勤、其上弊藩へ御出は御六ケ敷內之猶々六ケ敷事迚も長岡君御承知も有レ之間敷、賢丈にも只今天下に押出し一時に事之出來る時節にも無レ之候へば萬々今度之御願は六ケ敷儀とは致ニ承知一候へ共、何ぞ別段之御良計を以誠に無レ據寡君之懇志御見捨も無レ之時は只々弊藩而已ならず又天下に關係致事も不レ少何分にも御許容を相願度事に御座候。乍レ爾如何致候ても　尊藩へ御障りも有レ之時は是又致方無レ之、愈左樣之義も御座候はゞ又只今之形勢に付御推擧被レ下候人才も無レ之哉、且別に御良計も御座候はゞ御密授被レ下候樣萬々奉ニ願上一候、何分今一等押出候には是非大賢之助を求るより外無レ之、寡君之懇志諸有司之誠意是迄詰りながら今圖をはづし候は誠に殘念至極、右小□(蟲喰)に付日々論判致候ても外に工夫も無レ之、當時天下に齒德兼備と申は賢丈より外無レ之何分一應御所存可ニ相伺一と衆評一決巳三郎を指出事に御座候。何卒別段之御工夫を以御見捨無レ之樣萬々所ニ相願一に御座候。猶委細之儀は巳三郎え口授仕置候間此方より逐一御聞取可レ被レ下候。先弊藩荒增之事狀如レ此に御座候。以上。

三月九日　　吉田悌藏

横井平四郎樣

小楠は越前には多くの知己を持つてゐるが吉田とは取分けて親交があつた。小楠が嘉永四年の福井滯在間吉田とは意氣投合し殆ど每日のやうに相往來したことは既記の通りだが、歸熊後も兩人の間には書狀の往復が頻繁であつた。其の外ならぬ吉田から右の如く理をわけての相談である。而も吉田は藩侯に進講し藩の學校をも監督せる儒臣だから小楠若し應

聘すれば彼の位置職掌の上に大なる影響を來すべきである。小楠としては特に此の點には考慮を要すべきであつたが、其の當人から小楠の應徵を熱望し、北行して吳るれば「弊藩の幸慶無此上、別て野生の大慶不過之」と記し、若し小楠がどうしても動けぬならば何人かを推薦し吳れよとまで依賴するなど決して義理一邊の勸告ではない。尙此の書面に添へて左の「別啓」がある。

猶々本書之趣吳々御勘考所祈に御座候。昨年主稅（鈴木）沒後嘸弊藩は無人境之如可思召奉存候へ共追々晚進之者も不少、其內不思議に橋本左內と申者有之、則先年賢丈御廻國之折柄京都（大阪の誤）にて御一面相願候筈、其時分は十七八歲にて未だ東西不相分、其後東行致、其頃より確然之定見相立、當年廿四歲に相成候ものにて主稅も存生之內後事を託するは此人と常々倚賴致候ものにて、今十年も相立候はゞ如何可相成哉誠に末賴母敷奉存候。今若賢丈之御敎育にも預り候はゞ實々他日之所成不可限量、野拙にも始終之見込は此人に御座候。且亦本多修理（越藩・執政）と申は先年四郞右衞門と申候人にて此人も近來大に工夫長進致候間、今賢丈一御配慮被成下候はゞ決て事は出來候勢に相成候間何分どふとか一御工夫を所祈に御座候。以上。

三月九日　吉田

橫井樣

追て昨年より一新之形に相成候事は別事に非ず、近來蘭學之名目相立一つは漢一つは蘭と人心二端に相成候處より兎角事に抵鈍先行不致候處、昨年今日必用之急務を正學中に寓し先蘭之名目を去候より一統

人心向ふ所定り一和致候事にて、何分是より外へも出張勢に相成申候間呉々御勘考奉レ希候。以上。

吉田は門生である關係からでもあらうが、嘉永四年大阪にて小楠に面會した時分の左内を「十七八歳にて未だ東西不二相分一」などゝ隨分小供扱にしてゐる。併し前途有望なる左内や近來大いに工夫長進せる本多修理（略歴は遺稿篇四九九頁にある。）があるから小楠乘込めば其の抱負も實現し得らるべきを云ひ、又藩學も一和の狀態なれば面倒な事態の無きことをも附記してゐる所など小楠招聘につきての吉田の希望は眞劍で、何とかして小楠をクヽラねば置かぬと云ふ熱意が見えてゐる。之を見た小楠は今は遠慮すべき何人も遲疑すべき何物も無いので春嶽の內意に對し應徵の意を表したと思ふ。此の聘に應じて福井入をなした日、府中まで出迎へた吉田に對し「先生我等を能もクヽラレ候、我等も又先生をクヽリ付申時節可レ有レ之」と云つたのは、側でそれを聞いた村田が在府の左內に評し送つた如く如何にも拔からぬ挨拶に相違はないが、此の吉田の書狀に基づいたので決してたゞの挨拶ではないと思ふ。

（註）右吉田の書狀は、其の日付を見ると村田が中國幷に九州筋へ差遣を命ぜられた二日後に認めたものだが、村田は三月二十八日に福井を出發してゐるから其の出發前に熊本に仕出されたものか、或は村田が持參したのかは能く分らぬ。なほ此の書狀は横井家に保存されてゐたのではなく、下書であるか又は控書であるか、小楠より吉田への書狀數通と倶に吉田家にて發見されたのであつた。

村田は熊本までの途中、四月三日と同六日とに京都より、同十一日大阪より、同二十日福山よ

橋本左內より村田への書面の一節

り橋本左內に書狀を出したが、それ等を受取つた左內は五月十一日付にて內密書を村田に寄せた。後に記する如く村田は其の書翰を佐賀で入手したが、其の一節に、

御內意(小楠招聘の)之一條如何相見可レ申哉、此頃頻に懸念罷在候。何分我國當今之勢志有レ餘具不レ足と申姿に御座候間、何分彼人(小楠)之一動靜にて關係不レ些事に御座候。執政邊にも毎々被ニ申出一佳信被ニ相待一樣子に御座候。呉々御都合之程萬々宜しく御周旋可レ被レ下候、賢兄御歸鞍も成丈御引上被レ下候樣致度候云々。

とある。小楠なる文字は見えてゐないが無論その招聘の事を云つたものだ。此の事は未だ越藩重役以外には秘せられてはあり、―上揭吉田の書面中にも村田を極內指出すとある―特に村田の使命は春嶽の內意を傳へて小楠の內意を聞くにあるので態と右のやうに書いたのであらう。橋本は固より小楠招

橋本左內より村田氏壽への書簡

聘には熱心で其の事の都合よく運ぶのを祈念してゐることは此の一節や此の後の記事について見ても明らかである。

村田は熊本に着いてから五月十九日付にて一書を左内に送つた。六月六日それを受取つた左内はそれを同封して自分の意見を認めたる書翰を江戸に在る越藩參政中根靱負に投じた。中根はそれに對して六月二十五日付にて左記の返書を出してゐる。

中根より橋本への返書

(前略)本月六日夜村田巳三郎熊本より指出五月十九日認の書狀到來御開封之處、意外之故障(小楠と長岡との不和ならん)は有レ之候得共第一掛念之老母之一件等無レ之、當人も應徵之意志は充分之樣子何分共處は重疊之儀、長岡(監物)との確執は如何にも兩雄之持論各得失可レ有レ之の事と存候。夫に付ては熊本之周旋は可レ託人無レ之に付表向之手續に可ニ相成一事如レ諭、是は度外に附置候處にて違算の樣に候得共村田生書面にて考察候ても致ニ遮斷一候程之荊棘も無レ之樣子に候へば何分於ニ此表一正面之御賴より外は無レ之候。溝口藏人の儀探索甚六ケ敷、有志の塾生抔より承候得ば可レ然候得共肥後より出居候書生は何方にも無レ之哉に相聞へ申候。尤成丈けは考思致見候得共猶又於ニ其表一村田歸北の上御聞調べに相成候はゞ造作もなく相分り候儀も可レ有レ之、又分らぬ處が今一往返有レ之、愈御賴と相決候得ば正面に熊藩の士人へ相尋候ても宜敷候。其上にて不レ可レ然候得ば御直書計、可レ然は藏人へも御賴遲からざる樣に存候故今便も强て探索には及び不レ申候。(中略)此飛脚着の頃は大方村田も歸着に可ニ相成一候得ば、猶又實況條問之上御申達に相成候得ば於ニ此表一夫々表向御賴みの手續に可ニ相成一儀に存候。上にも甚御悅喜何分御借り課ふせの御積りにて候。(中略)村田氏書狀致ニ返璧一候。何分横生(小楠)を動し北行

の志を決せしめしは天晴成使節と致二感佩一候。何分此上は愈以て一和の合議に不二相成一候半では横生來臨の詮も無レ之候。政府の樣子も近來如何講武所掛りの勢ひも如何と遙察而已に御座候。

右書翰によると村田は左内に小楠に應聘の意あるを報ずると倶に此の招聘につきての肝煎を長岡監物に依賴するの計畫が齟齬した上は福井藩主より肥後藩主に表向の手續を取る外は無く、其の手續につきては長岡と協議したことなどを申し送つたものと見える。猶右書狀と同じ日附で中根の「別啓」があつて、それには小楠がいよ〱招聘に應じて福井に乘込んで來た時に左内がゐないでは工合が惡いが、さりとて江戸表の時勢は一日も早く其の出府を要するから福井表の事は總べて村田に任せて出府するやうとの意味のことを認めたる後に、又筆を新にして左の如きことを書いてゐる。

又一論申試候。別紙之次第此表にては頻りに御出府を相待候得共、又其表之義を致二考察一候得ば政府抔の都合如何可二相成一哉。例の蝸牛角上相始候ては横生(小楠)へ對しても外聞宜敷も無レ之、此邊の調和村田相當の場に候得共、英邁に過ぎ調和の方は如何可レ有レ之哉。又横氏迚もいづれ豪爽俊邁之人可レ有レ之候へば、ウルサキ事は決て不得手に可レ有レ之候へばアノイキコノイキの斟酌等は有レ之間敷、目玉の飛出候樣成大論を發し候節抔政府の形勢如何可レ有レ之哉、甚案じられ申候。永見を賴み刺違へのおどし口上にて鎭撫も難レ致如何樣相運び可レ申哉と致二想像一候得ば、賢兄之不在亦患ふべき最にて候。景勝退治に關東御打入の跡にて上方蜂起と相成候ても如何の物、此邊おろかは無レ之事勿論に候得共猶又櫓下(本多修理)も納得村田(氏壽)・長谷(長谷部甚平)等も跡持の處引受け、

大抵御安堵北顧の念無レ之程に御研究、定議相立候樣所レ祈御座候。

花見んと急く小舟に掉さして吹けかし風の吹かてあれかし。

心迷ひ申候。餘は御推察御構思所レ仰候。贅言早々以上。

何れの時代でも何れの國でも進步派あれば保守派あり、改革派あれば因循派ありて、一方の爲さんとすることは一方之を妨げんとするは有勝ちだ。福井藩に於ても御多分に漏れず斯かる兩派があつた。特に春嶽が遠大なる抱負を行ふべく其の相談役を廣く天下に求めて九州の一角より小楠を招聘せんとするは當時では破天荒の事だ。右中根の「別啓」に據ると小楠の招聘が愈〻實現することになれば藩の何れかの方面に之を憚ばずして動もすると不穩の言動をなすものがありはせぬかとの恐があつて、それを鎭壓するには橋本左內の在藩を必要とするかに見えてゐる。

村田の『關西巡回記』

村田は熊本に幾日滯在したか能く分らぬが、彼はその間見聞したことを其の手記『關西巡回記』中の熊本の部に、熊本の地勢・人口・物產・國老長岡佐渡及び大奉行眞野源之助の人物評と此の兩人と長岡監物及び横井平四郞との間柄・横井氏說話・長岡監物との會見・犬追物・時習館・加藤淸正の治績・面會人姓名（三十六人）・肥後藩の官制・同藩江戶詰一ケ年の費用・横井氏と長岡監物との不和・横井氏說・細川家と柳川家道中往來證文なる順序にて、各項につき細かに書遺してゐる。それを見ると曩昔の情態と方今の光景とは甚だしき違だから其の全部を轉載すれば

興味もあるが、こゝには唯小楠に直接關係ある項だけを採りて他は割愛する。但し其の項中「横井氏と長岡監物との不和」は既に引用した(本篇三一五頁)から今は小楠の「說話」と「說」とを左に掲げる。

## 横井氏說話

一　學者志を立る事三千年以前に非ざれば、彼秦漢已後に至ては、遂に志と云べからず、深切に此心を躰すべき事。

(德富蘇峯評)是れ梁川星巖が、顏・曾・思・孟彼何人。請看尼山面目眞と詠じたると一般否な小楠は寧ろ陶虞三代を理想とした。彼が政治的經典は恐らくは一卷の書經であつたらう。

一　國初以來爲₂天下₁にするの政無ᴸ之悉德川氏の爲又其國々の爲に起り候事。

(蘇峯評)此處に國初とあるは、江戶幕府開基以來のこと、國々とは藩々のこと、流石に小楠は德川氏の政治が德川氏本位であつたことを看破した。

一　日本にて神武帝・日本武尊・天智帝なり。武家に成候て織田信長天下を治むるの心あり。事を成す體の人熊澤了介此人一人なり、此人國を治むる規模甚遠大なり、此人に一言聞き度事あり。其他前輩に逢聽度と思ふ事無しと云。

(蘇峯評)流石に御歷代に於て、神武天皇・天智天皇兩天皇を仰ぎ、武將に信長、學者に熊澤、何れも著眼が面白い。

一　朱子云孔明は粗なりと。

一　道は天地の道なり、我國の、外國のと云事はない。道の有所は外夷といへ共中國なり、無道に成ならば、我國・支那と云へ共卽ち夷なり。初より中國と云、夷と云事ではない。國學者流の見識は大にくるいたり。終に支那と我國とは愚な國に成たり。西洋には大に劣れり。此で畢利堅抔は能々日本の事を熟觀致し決して無理非道な事を爲さず、只日本を諭して漸々に日本を開くの了簡なり。猖獗なるものは皆下人共なり。爰で日本に仁義の大道を起さには（ねばの意）ならず、強國に爲るではならぬ、強あれば必弱あり、此道を明にして世界の世話やきに爲らにはならぬ。一發に壹萬も貳萬も戰死すると云樣成事は必止めさせにはならぬ。そこで我日本は印度になるか、世界第一等の仁義の國になるか、頓と此二筋之內、此外には更に無い。

（蘇峯評）如何にも卓見である。此の如く横井小楠は仁義の大道と富國强兵とを以て大義を世界に布くの經綸を示した。但だ其の見識が餘りに時代と隔絕したから遂ひに其身を禍ひするに到つた。

（註）右德富蘇峯の評言は村田氏壽著『關西巡回記解說』なる册子中に在る「關西巡回記を讀みて」と題せる蘇峯の文章より轉載したものである。

## 横井氏說

一　當巳年二月地中海に於て魯と英二國各軍艦九艘にて戰爭相成候所、英艦より着發彈嚴敷打掛、魯艦悉く燒失兵士も不ㇾ殘死沒候故、遂に魯國より和議を申込候由。

一　日本國今日外國と戰爭に及候時は人類悉く死亡に及候事。

一　外國人は、日本人の方今世界の時勢を辨へざる事を熟察致し候へば容赦致し居候と云事。但一度事を誤候

時は忽地大敗れに相成候事。

一　金銀の位下り諸國不融通に相成候勢ひ有之候事。

一　扨又事の敗れに相成候は事の小なる所より破れに相成、一事敗れに相成候時分は種々に障り出來候事。

小楠、書面を池邊に

村田と熊本まで同行した池邊藤左衞門は村田の『履歴書』中に「柳藩逗留已來熊本沼山津迄も池邊致ニ同伴一日夜及講習一申候」とあるから數日小楠堂に滯在したものと見えるが、小楠は五月二十五日付にて彼に書面（遺稿篇「書簡」六四）を贈つてゐる。それには越藩主の修養に關しても記してあるが、他の一節には左の如くある。

扨彼（越藩招聘）一條種々思量仕候處さして異存も無ニ御座一候。御咄合通りに先安着仕候。村田歸り候へば定て江戸之樣に參り候事に被レ存候。左候へば直樣御懸合にも可ニ相成一哉又は秋にも至り可レ申哉夫はどふとも支へ不レ申、唯御懸合之仕方此方家老に直に被ニ仰聞一候は餘りをつこふかと被レ存、先越之御家老より此方家老に直に懸合相談いたし候義當然と奉レ存候。扨又越前守樣より寡君に御直書にて被ニ仰越一候事可レ宜奉レ存候。左候へば家老より御直書並に越前御家老懸合之趣申遣し熊本にて詮議相成候筋に參り可レ申、其先きは又其先之活法にて先右之通之御懸合當然と奉レ存候。村田歸りに罷出可レ申候間此段得斗御咄合被レ成度奉レ存候。

村田にも

小楠は又六月一日付にて村田に與ふる書（遺稿篇「書簡」六五）を河瀨典次に持たせて肥前に遣はした。其の書面には左の一節がある。

御內談（招聘の件）一條に付て御別後段々勘考仕候處御座候て、此節河瀨典次肥前まで遣し申候。い才は典次より御咄合

可ㇾ仕候間左様御承知可ㇾ被ㇾ下候。將又池邊迄申談置候趣も御座候間折角の事にて柳川迄御立寄御咄合被ㇾ下候へば重々宜敷事に奉ㇾ存候。

處が村田は熊本を辭して鹿兒島・長崎に行きそれから佐賀に至つたが、六月十四日に上掲橋本左内からの五月十一日付の內密書を同地にて入手したので歷遊を打切りて急ぎ歸國の途に就き、七月八日京都に着し、二日間滯在して同月十四日福井に歸着した。だから、佐賀を立つて後柳河に立寄つたか、それはよく分らぬが河瀨には何處かで落合つて小楠の考案を聞いたであらうと想像される。

村田、佐賀より歸途に就く

村田は右の如く京都に着するやその翌九日書を橋本に寄せて十四日夕方福井に歸着の見込だが、歸るとすぐ今般の使命につき面談したければ其の時分を、手透きにして居て貰ひたいと申し送り、それから歸藩するや否や橋本と面會して小楠招聘に關しての交涉案を練つたのである。然るに前に記した如く賴みにした長岡監物の周旋が外れた以上は越藩主より肥藩主に表向の手續をとるの外はないので橋本との協議も此處に歸したのは云ふ迄もない。村田は今回の差遣につき執政・參政を經て江戶に在る春嶽に復命すると倶に橋本と協議した件をも具申したので、江戶にても春嶽から直書を以て細川齊護に依賴することに定まつた。福井藩では初招聘に關し小楠の內意を聞くに當り老母はあるし、今は橫井家の戶主ともなつてはゐるし大いに其の諸否を案じてゐたが、此の方は思ひの外すら〳〵と運んでいよ〳〵肥後

小楠招聘の交涉方法

藩との交渉の段取に進んだのである。固より小楠を自藩に任用する意志の無い肥後藩ではそれに對し直ぐに承諾してもよささうに思はれたが、同藩には又同藩の意見があつてなかなか圓滑に捗らず、其の交渉の纒まるまでには下に記する如く可なり長い間に亙る迂餘曲折があつた。

## 二　福井藩の懇請　肥後藩之に應ぜず

松平春嶽は江戸より八月十二日付にて在熊本の細川齊護に小楠を藩學教授として招聘したき希望を述べたる左の書面を贈つた。

松平春嶽より細川齊護への書面

一簡致二啓上一候。漸秋爽相催候處先以愈々御清安被レ成二御起居一奉二抃賀一候。爾來大に契濶打過背二本意一候條御海容被レ下度候。陳者近年於二弊國一學問所取建家中子弟之者教訓之筋世話爲レ致候處、元來教官乏敷邊に生員も增加仕候に付　老年之教官共勤向之繁劇に堪兼候趣有レ之、且又　壯年之者には相應見込御座候ても今暫之處は取立兼候意味合も有レ之、旁以當惑仕候事に御座候。右に付　其御家來横井平四郎儀は先年諸國遊歷之序に弊國え罷越候節家來共之內え致二面會一相談等仕候族も有レ之候て兼て人柄聞及居候。依レ之近比粗忽恐縮之至御座候得共於二尊藩一格別御指支之儀も無二御座一候得ば右平四郎儀當分御借受申、弊國子弟教訓之世話相賴申度奉レ存候間何卒乍二御難題一來冬迄小子え御貸遣被レ下候樣奉二賴上一候。左候はゞ平四郎儀は於二弊國一知る

人に御座候故、老年教官之者共夫々力を得、其内には壯年之者も取立候樣相運可レ申旁以都合宜御座候間何分
懇願之次第御聞屆被レ下候樣呉々奉ニ仰望一候事に御座候。右御賴可レ得ニ貴意一如レ斯御座候。恐惶謹言。

松越前守

慶永判

八月十二日

細越中守樣

二白隨時御自愛奉ニ專祈一候。本文之趣御許容被レ下候へば、爲ニ御借受一家來共之內尊藩迄可ニ指出一事に候得共、當節諸端省略之折柄に御座候得ば乍ニ自由一別段使者等令ニ差出一不レ申候間此邊も不レ惡御承知被レ下候樣奉レ賴候。且又當人儀も可レ成丈早々罷越呉候樣被ニ仰付一被レ下候はゞ本懷に奉レ存候。此品乍ニ麁末一當季御見舞之印迄進呈御笑存被レ下候はゞ幸甚奉レ存候。已上。

春嶽、肥後藩邸を訪ふ

越・肥兩藩重役の往來

右書面を認めた日に春嶽は自ら龍ノ口の肥後藩邸に赴き家老溝口藏人に面會を求めたが不在だつたので、齊護夫人（春嶽夫人の母）に面會して小楠招聘のことを依賴した。其の翌十三日越藩參政中根靱負は更に溝口を訪問して右春嶽の書面を渡して此の件につき懇囑した。すると其の翌十四日に溝口は常盤橋の越藩邸を訪うて中根に面會し、更に春嶽にも晋謁して小楠の人物につきて陳述する所があつた。そして彼は其の翌十五日に右の次第を細かに國許政廳に具申した。

村田氏壽は九州より歸國後、江戶表に於ける小楠招聘交涉の模樣の知れてからと思つてか

村田、書を小楠に寄す

村田氏壽より小楠への書翰(最初の部分)

約四十日一回も小楠に書面を發しなかつたが、右十二日に於ける春嶽より齊護夫人への依賴、十三日の中根の溝口訪問などを中根より報ぜらるゝや八月二十三日付にて左の如き書面を小楠に寄せた。

(前略)小子儀去月十四日無ㇾ恙歸國仕候。右に付早速御吹聽御謝詞申上度心底に御座候所、今般之第一義事情申上度奉ㇾ存候に付彼是及ニ延引一實に背ニ本意一候。御寛恕可ㇾ被ㇾ成候。扨使命之事御決心御承引被ニ成下一眞に爲ニ國家一奉ニ感謝一候。五月十九日認、國許橋本左内迄紙面申遣候所、其儘紙面江戸表へ相廻入ニ御覽一候に付愈御直書を以　尊藩へ御賴可ㇾ有ㇾ之旨御議定に相成申候。然し小子歸國之上委細建白之上にて愈可ㇾ被ㇾ成筈に相決有ㇾ之候。依ㇾ之小子歸國頻に御待兼に御座候由。扨歸國上早速委細に申上候所愈御決心、既に去十二日側用人中根靱負を以　尊邸へ被ㇾ遣御家老溝口藏人殿へ面會、御賴之趣委細演說に及候處、藏人殿儀も精々御取持　尊君公へ御申上に相成、且御同僚方へも宜樣可ㇾ被ニ申遣一との御返答に御座候由。且大急使にて可ニ申遣一候と藏人殿御申に付、夫にては　越前守樣にも却て御迷惑に可ㇾ被ニ思召一候旨靱負返答仕候所、左樣に候はゞ中早使にて可ニ申越一との事に御座候由。扨又右以前に　越前守樣　尊邸へ被ㇾ爲ㇾ入、(齊護夫人)御前樣え厚御賴談に相成候所、御同方樣は申上に不ㇾ及侍座之御年寄迄

村田、橋本へも

も私よりも委細申上候て　御國許御樣子宜樣御取持可レ仕との御事に御座候。尤（春嶽夫人）勇姫樣よりも御賴に相成候事に御座候。東地此度之次第は右之通にて聊障碍無ニ御座一一體近來御親睦御調和之事故右御直賴之節抔も甚御懇切之事共と御座候。內外共殊之外御都合御宜敷恐悅之至奉レ存候。此上は　御國表之御都合も愈共御運びに參候樣天命之祐助偏に祈居申候。扨愈御賴通に相成候上は御使者等可レ被レ遣筈に御座候得共、當節諸端御省約之事故乍ニ御自由一別段御使者は御指出無レ之筈是又御直書中に御斷被ニ仰進一候御事に御座候。此表重役共も此節より屈指跂望頻に好消息御待居申候。御都合次第九月末又は十月始には當國え御下に可ニ相成一と奉レ存候。何卒公命被ニ仰出一候はゞ一日も早く速に御出立可レ被ニ成下一眞に爲ニ此道一奉ニ祈上一候。呉々も先生函丈御英斷を以右等之御都合に相成萬々感謝之至奉レ存候。（後略）

右によれば村田は未だ八月十四日に於ける溝口の越藩邸訪問の消息には接してゐないが、それまでの模樣が諸事好都合に運びさうに見えるのを痛く喜び肥後に於ても亦かくあらんことを切望してゐる。なほ彼は其の日在府の橋本左內にも書を贈つたがそれにも左の如く記してゐる。

同　上（最後の部分）（橫井時靖藏）

拙子西遊の第一義、於ニ御地ニ御都合上々之御運び委曲今便雪江(中根)君より御垂翰有レ之恐悦至極一先づ安心仕候。此上は熊藩愈、其運びに參候樣天命之祐助眞以奉レ祈居候。

橋本の「年譜」に據ると安政四年八月三たび江戶に出づとあるが、村田が右書狀を橋本に寄せたのを見ても左內は春嶽よりの召命急にて福井表の事は村田等に任せて、もう此の時は已に出府してゐたのである。左內は右村田の書狀を受取つたので尙彼を喜ばすべく九月十二日付にて越藩邸に於ける春嶽と溝口の對話を左の如く書き送つた。

橋本、村田に春嶽・溝口の對話を報ず

前月二十三日御認の御翰拜見。(中略)御西遊之重件如ニ貴諭ニ御都合宜御同慶に奉レ存候。過日小拙着前溝口藏人御屋形へ被レ見、前日中根氏御賴の平義(小楠)は拙子も以前折々面會致候人物にて隨分小氣象も有レ之候へども兎角僻物故、頻に他人と取合絕交等仕甚以困入申候。此節も長監(長岡監物)と異論相始居候由。右樣之者御承知なく御請待に相成後日不都合の事抔出來候ては御大切の御先柄樣故甚以當惑に奉レ存候。固より御借受之御妨申上候存(處脫カ)にては聊かも無レ之と申上候處、御意には平之僻は兼々承及居申候。段々存付之處は懇厚感入候得共何分當時甚敎官乏少手支に候間是非々々御借受申度、後日不都合等の事御手前には少しも御心配無レ之と被レ仰候處、共迄の尊慮に御座候はゞ却て安心の仕合と申歸り候由。右藏人は有毒の語氣にては無レ之眞に御案申上候鹽梅の由、中參(中根參政)抔も被ニ申居ニ候。

溝口は小楠が天保十年江戶遊學の頃は家老代であつたがそれからとん〱拍子に中老・家老と累進した程の肥後藩切つての器量人である。而も此の人にして小楠を此の如く、語つて

ゐる、小楠の郷國に於て容れられざる知るべしであらう。肥後藩政府の人達が皆小楠を目して「僻物」となし之を擧用するを嫌ひ且つ恐れたのに對し、小楠の僻は兼々承及び居る、御心配には及ばぬとの春嶽の挨拶は誠に見上げたもので彼には流石に大きい所がある。

村田より左內への返書

村田は右左內の書狀を入手してから九月二十六日付にて左內に贈つた二通の書面中の一には、

過日肥後藩溝口藏人罷出申上候次第一々承知。既に中參政君よりも先鴻縷々御示諭も有ㇾ之安堵仕候。

とあり、又他の一通には、

石原本家は兼て御內談仕置候通り西海の先生(小楠)相見候節の用意に御座候。當月中熊藩の御返書も可ㇾ有ㇾ之奉ㇾ存候。當時上下共俛焉の大機會此人愈來着有ㇾ之候はゞ關係不ㇾ少事、偏に天命の眷顧御志願御成就の所所ㇾ祈に御座候。

越藩の樂觀・肥藩の難色

と記してゐる。村田と橋本の往復書狀を見ると、此の兩人と云ひ中根と云ひ一筋縄にてはいかぬといふ溝口の挨拶に對しても頗る樂觀的で、小楠の北行は今にも實現するものと期待し既に其の住家まで準備してゐたが、豈計らん一方肥後表にては難色が濃厚であつた。上記の如く小楠を安心して用ひられぬ僻物と見てゐる肥後藩では自藩ですら擧用せぬ彼を他藩に薦めるのは不親切だ。特に松平家は藩主齊護の女が春嶽の室である關係上淺からぬ姻戚の間柄だから、先方からの依賴とは云ひながら後日若し不都合でもあつては申譯がないと云ふ

のが主なる反對意見だ。これは畢竟小楠に好意を持たない肥後藩政府の口實に過ぎぬと評するものもあるが、然しその言ふ所に一通りの筋は通つてゐるばかりでなく實際に不安心であつたのであらうと思はれる。だから肥後藩政府は溝口が既記の如く八月十六日に小楠招聘につき越藩と交渉の狀況を具申し來つたのに對し、既に九月十一日付で「平四郎儀願曰、不レ被ニ差越ー方可レ然と差寄咄合候得ども未取究候埒に至り不レ申候。決着次第可レ得ニ御意ー」と申し送つてゐる。又溝口だとて中根や春嶽との對話には「有毒なる語氣が」無いやうに見えたものゝ、其の心中を割つて見たら國許重臣等と同意見なのは勿論だ。それやこれやで交渉のすらくと運ばないのは是非がない。其の狀態を見て取つた柳河の池邊藤左衛門は十月六日在府の立花壹岐に書を寄せて左のやうなことを記してゐる。

交渉の進捗せざるにつき池邊、書を立花に寄す

天下の是非辨へ難き事は此節越前・肥後之儀に付相知れ申候。中々一通り己れが固陋の見識好む處の私心抔にて此が是、此が非と申時は間違に堪不レ申事に相成候。越前にては、横平天下の人豪と被ニ思召ー上御召請に可ニ相成ー御運び、殊に肥後時勢の六ヶ敷所迄御詳慮被レ爲レ在御懇誠の御事泣て感心罷在候。然處肥後にては僻者差上候ては如何なる無禮等可レ仕哉心遣抔と申事に相聞、一は是、一は非なるべし。肥後是ならば越前非なり、越前是ならば肥後非なり。横井一人の身に、兩國の見る處如レ此不同御座候。天下の事皆盡く是非の鬪爭、斯樣なる儀に御座候間人君たる御方誠に格知の御工夫至善に至り玉ひ眞是眞非に明に寂然不動の大本相立、感じて天下の故に通ずる大道被レ行聖賢の域に到り玉はずしては天下の務に應じ萬民の極を立玉ふ事出

來不レ申候。噫世間紛々俗說毀譽得失亦何屑々に論ずるに足らんや。

一刻も早く小楠を福井藩に送り出したいと焦りに焦つてゐる池邊になつて見ると斯樣なことを云ひたくなるであらう。池邊は此の上は大いに福井藩を刺戟する外はないと考へ、十月十日付にて在江戶の橋本左内に下の如きことを記した一書を贈つた。

池邊なほ書を橋本に

扨先之頃は村田君御西遊に相成弊地にも御經過被ニ成下一緩々得ニ拜晤一社中一統大慶仕候。御內密之御一件(小楠招聘)奉ニ拜承一天下之御美事乍レ恐感賞之餘り流淚之仕合に御座候。其後肥後之方え被ニ仰入一候處至極御圖合宜敷參候由村田君御狀にて拜聞仕候。乍レ恐是全御誠意のしからしむる所にて感泣仕候御事に奉レ存候。然處先月末頃熊本河瀨典二・矢島源助參候て近來之事情等申聞候儀御心持迄申進候。御勘考可レ被ニ成下一候。

一 橫井師事此迄は極閑居之身に御座候處、近來役職等被ニ申付一候趣內沙汰橫井師同宗迄御家老某より被ニ申聞一候由に御座候。橫井師最早五十之老境に被ニ相成一俗務等之小吏に被ニ申付一候ては、甚以迷惑之事に有レ之候故、家貧且老母養ひの爲めに在(ザイ)住相願居候處に職役被ニ申付一候ては、城下居住に無レ之候ては萬事差支候。去廻今又城下轉住も心に不レ任旁々趣被ニ申立一、此度之御用召は御斷被ニ申上一候心遣ひ御座候、彼是と心配中に御座候由。本藩之仕官固辭に相成候上は　尊藩の御招請も固辭に不ニ相成一候ては不ニ相叶一道理に御座候。就ては乍ニ此上一　尊藩之御相談彌以て　御誠意御堅確乍レ恐御同志之中重立ちたる御方御一人急に熊本之方へ御出懸に相成、是非とも熊本公御決心に相成り橫井師へ被ニ罷出一候樣達て被ニ仰付一に相成候樣御運用有レ之度、萬一　尊藩之御相談筋に付熊本にて御評定一先橫井心底罷出候覺悟に候哉御辭退申上候覺悟に候哉橫

池邊、立花にも越使特派の件を申し送る

井心底次第に　越前様へ御請可ㇾ被ㇾ成抔と申事に成行候ては甚だ以て六ケ敷可二相成一、且又詐を逆て見る時は　尊藩へ差上間敷方便にて役職申付候評議に相成候やも難ㇾ斗。乍ㇾ憚此等の時勢深々御勘考之上にて必定御堅確の御誠意を以て横井罷出候事就熟仕度奉ㇾ祈候。實以横井氏御招請之義は此道之興廢たる處にて天下の御爲めに御座候間、速に　御兩藩之御談合首尾能く相濟候様乍ㇾ蔭祈願罷在候處、右申上候通些六ケ敷時勢如ㇾ此艱難天命人事常人之所ㇾ知に無二御座一候。此上は乍ㇾ恐　尊藩之御所置に在候事に奉ㇾ存候。尚又委曲肥後の模様壹岐(立花)へも申遣置候間御哘合可ㇾ被ㇾ下候。

右に據ると肥後藩には小楠に何か役職を申付けようとする議があるやうに見えるが、其の眞否は兎に角として池邊が越前の小楠招聘を實現せしめんとする熱意は充分に酌み知ることが出來る。彼は橋本に右の如く書き送ると同時に更に又在府の立花壹岐に書を寄せて、

横井越公より御請込之儀は先月御便之書中より、肥後國事左内へも申候間、定めて尊前様へ御相談申上候儀と奉二遙察一候。尚乍二此上一程能御工夫可ㇾ被ㇾ下候。いづれに越の人才一人急に肥後へ參り候方に御哘合可ㇾ被ㇾ下候。左様御座候はゞ得と爰元にて哘合臨機の計策も御座候儀と奉ㇾ存候。

と申し送つた。壹岐は右書狀を十月二十四日入手するや否や橋本左内に會見を申し込んだ。此の五日前の同月十九日越藩の中根は肥藩の溝口に書を贈つて、小楠招聘につきては既に御國許と書面の往復もあつたことゝ思はるゝが彼の地の御模様は如何であるかと尋ね遣はしたに對し、溝口は國許政廳の意向を熟知してゐるのをあからさまに云はずに、御尋の一條は藩

主の意見で定まることではあるが家中一統偏屈の習癖にて異論が出はせぬかと心配してゐると同僚から申し越したのみで其の餘の事は未だ分らずと暗にすら〳〵と運びさうにない事を仄めかして答へ來つた。橋本はこれと云ひ、前記池邊からの來狀と云ひ肥後の雲行の尋常ならぬを覺つたので、壹岐の申し込んだ會見も此の問題の事ならんと想像して直ちに壹岐を訪うた。果して談はすぐ小楠招聘に關する肥後藩への交涉方法に及んだが、壹岐は池邊から申し來つてゐるので橋本に向ひて「賢者を待つには夫々禮がある。況んや他藩の士を招くには猶更のこと、器物でも借る樣にさう容易には參らぬ。肥後大守在府でない以上は春嶽公御自身に肥後に御出あつて直々に御相談あらば此の上もないが、さもなくば然るべき御仁を御名代とされて熊本に御遣しの義然るべきかと存ずる」と云つたに對し、左內は「左程までの御挨拶には及ぶまい」と打笑ふや、壹岐は屹となり「某只今の一言を越前侯に獻言いたす。貴殿此場での彼是の仰は御無用にされたい」と嚴しく窘めた。時に壹岐は廿七歲、左內は二十四歲、何れ劣らぬ兩藩の花形ではあつたが、此の時の壹岐の儼たる言葉には流石の左內も返す詞なく聊か不平の面持であつた。村田氏壽は甞て左內に立花を評して「此人稍粗暴の風は可レ有レ之哉に候へども、天資英邁議論猛烈に至つては列藩大夫中に稀成人物と奉レ存候」といつてゐるが誠に適評で、此の對話にも其の氣象・其の風貌が髣髴として眼前に浮ぶやうだ

立花・橋本の會見

(此の對話は岡茂政著『立花壹岐』による)。

春嶽の前にて重役會議を開き特使派遣を評決す

夜に入りて歸邸した左內は立花の獻言を春嶽に話すと時を移さず其の前で重役會議が開かれた。此の會議は橋本が後日(十一月五日)村田に「小拙立花より承歸り卽夜於君前執參及小拙罷出御定議に相成候。尤も一々特旨に出候事にて誠に難有奉存候」と書き送つてゐる通り全く春嶽の發意に出でたのであつた。これを以ても春嶽が小楠招聘についての眞劍さは推して知るべきであるが、此の評議の結果在藩の重役秋田彈正を肥後に特派するに一決し、折柄江戸を出發して福井に歸りつゝある石原甚十郎を途中に追留め右評議の成行を國許重役に通ぜしめることになつた。橋本左內は翌日昧爽壹岐の門を叩き破顏一笑して「昨日貴殿の仰せ直ちに寡君に言上した。寡君も殊の外感服され早速重役會議を開き愈〻弊藩の重臣秋田彈正を使として肥後に遣はさるゝことゝなつた。某君命により仔細御知らせ致し旁御高諭の御禮に迄參上いたしした」と告ぐると、壹岐は「それでこそ外より心配いたして進言した甲斐があつた」と大いに喜ぶと同時に、春嶽の度量に對しいたく感激した。なほ橋本左內は其の日在藩の村田にも右評議の次第を報ずると倶に「事柄機密之義は甚十郎へ內々被仰含候間同人より御聞取、御精評之上是非思召相達候樣御取計被成べく候」と書き送つた。

右評議終るや否や取敢へず早飛脚を出したが、それは馬入川邊にて石原に追付いた。石原は大磯まで行きて後からの來使を待つことにして其の飛脚を返した。二十五日朝春嶽は秋田と細川齊護とへの直書を認め終つたので、晝時中根靱負は早馬にて江戸を打立ち藤澤驛に

て右飛脚に出會して石原よりの傳言を聞取り、翌二十六日大磯に着きて石原に面會し春嶽の直書を手渡しすると倶に諸事打合はせて江戸に引返した。

右直書は二通倶に松平(慶民)家に其の控が保存されてゐるが、秋田への書面の大意は平四郎の義につき直書を以て細川越中守に賴遣はしたるも數月を經たる今日何等の沙汰なきに付、其の方肥後表に罷越し越中守に直書を指出し、明道館の模樣等逐一陳述して懇願し、目的を達するやう肝膽を碎き心配せよと命じたもので、細川越中守への書翰には先づ前回申し出でた時よりも學館の生徒數增加し敎官の繁勤堪へ難きに至りたれば、期待せる平四郎北行に達算を來せば由々敷不都合を生ずるの事情を縷述したる後、細川家と松平家とは吉凶艱難相救ひ合ふべき間柄でもあり、又平四郎を永年借り受けるでも貰ひ切るでもなく僅かに一兩年間借用のことだから勘辨の上目下の難澁に對して救助して貰ひたい。今回秋田を指出すから自分の心中も國許の景況も聞かれて平四郎を秋田と同道して北行するやうに越中守の配慮を切願してあつて、眞に情到文到の長紙面だ。越中守も之を見てはよもや拒絶は出來ないだらうと思はれたが、本書面は後記の如く特使派遣の事が中止された結果發せられずに終つた。

國許には特使派遣に異議あり、別に意見を具申

大磯で中根と會見した石原が福井に歸着して江戸重役の評議の次第を在藩重役に傳へると意外にも彼等には秋田の肥後特派に異議があつた。そして本多修理は長谷部・村田を始め其の他の重役の意見を代表して十一月十一日左の書面を橋本左內に寄せて小楠招聘の目的

を達せんとせば春嶽夫人をして細川越中守を動かさしむるに如くはなしと申し送つた。

横平一條扨て苦々敷事に御座候。依て秋彈（秋田彈正）罷出候様被二仰出一御尤に存候得共、同人罷出御誠意之程申述候とて、動かぬ物を動かす程の見込相立不レ申、且柳藩より右様申來候とて、未熊藩より一應之御報無レ之内重役御指立と申は、ちと御早まり過と存候。且始より被二仰込一に教授にも御立被レ成度、迎人も可レ被レ遣と申程之御趣意に候得ば宜候得共、被二仰込一候節は事輕之方宜と申譯にて、御書取も役輩之内へ或別段人を御遣し不レ被レ成抔、御事輕に被二仰越一候て、今俄然重役御指出と申は首尾御不相當と存候。且今更大御仕掛被レ遊候とて動かす見込無レ之候。彈正御遣しに候得ば御目通りにて御口上申上と申御趣意に候得共、詰る處は重き御使と申處にて響を御取被レ成候迄に歸し可レ申と奉レ存候。

横平（小楠）を動かすは熊藩有司を動かすにあり。有司を動かすは熊侯を動かすにあり。熊侯を動すは、彈正より十（桑山）兵衛（御目見も致候者故）の方勝り可レ申と存候。乍レ併熊侯義理道理に御激動之御人にては無レ之、然は熊侯より其趣にて御重役始へ御評議被レ成候までの義御心より御動被レ成候とは一層分別有レ之儀と存候。御心を御動被レ成候は御前様（春嶽夫人、勇姫）之無レ止事御歎きに加者無レ之と存候。御前様に無レ止事御くどきを引起し候は乍レ恐　君上日常之御仕掛に有レ之儀と存候。横平御遣無レ之儀は厚御憂被レ遊御機嫌も惡く、御前様にも御氣之毒且御こまり被レ遊、何分御遣し不レ被レ成候ては、御前様に於て甚御こまり被レ遊、被レ成方無レ之程之御模様細々と、被二仰越一候様相成候はゞ至誠之談・義理之說より、却て浸潤之譖膚受之愬之方能行れ可レ申存候。信長公之美濃姫に於る手段至當と存候。依て熊本より未御返事無レ之候はゞ御催促として、又右御斷之御返事來り候はゞ折返し

熊侯へ御手簡被ㇾ遣、其節　御前様より御細書にくど〳〵しく被ニ仰越一御便り毎に　御前様より御くどき御遣被ㇾ遊、其御至誠にて頻に御責立被ㇾ遊候はゞ動き付候縁も可ㇾ有ㇾ之存候。右に諮愬重り候上動き付不ㇾ申候へば時宜次第其形に被ニ成置一候と、又は汀之勝負十兵衛を御遣し被ㇾ成候てなり、理屈一杯・思ふ存分御決被ㇾ遊候とも御手後れと申事無ㇾ之必ず至當之御所置と考申候。此表にては甚平(長谷部)・巳三郎(村田)其他一統同説に決し委曲は甚十郎へ申含候間御聞取之上宜御取斗被ㇾ下度候。右は參政も別段不ニ申越一候間此段委敷御噺宜御談合御賴申候。

右書簡に於て秋田特派の不可なるを論ぜる所は慥に一通り理屈があつて成程と首肯されるが、春嶽夫人をして細川越中を口說き落さうとする案は窮餘の策なる感がしないでもない。同日村田氏壽も亦書を橋本左內に贈り秋田特派につき越前に於ける評議の模樣を詳述し、上記書面の主旨を敷衍したる後豫想の如く肥藩より謝絕の返書來らば、其の時こそは後宮の力にのみ賴らず使臣をも遣はし極力辯疏して誠意を貫徹するのが臣子の責務であると論じてゐる。

細川齊護より謝絕の書面來る

本多修理や村田氏壽が橋本左內に寄せた上揭書翰がまだ江戶に着せぬ十一月十七日に小楠招聘の依賴に應ずる能はざる旨を答へた細川齊護の書面が春嶽の手に落ちた。其の日付を見ると十月二十三日とあるから此の書狀は橋本左內が立花壹岐と咄し合つて歸つてから春嶽の前で重役の評議のあつた前日に認められたもので知らぬが佛とは此の事だ。齊護の

書面は其の全文左の通り。

八月十二日之華翰相達致二拜見一候。愈御安寧被レ御入一之旨、恭喜之至奉レ存候。從レ是こそ御無沙汰罷過申候。然ば於二貴國一學問所御取建、御家中子弟教訓之筋世話御申付之處、元來教官乏敷候上生員も增加に付ては、老年之教官勤向之繁劇に堪兼候趣も有レ之、壯年之內には御見込御座候ても今暫之處御取立被レ成兼候御氣味合も有レ之、御當惑之由、右付て家來橫井平四郞儀は先年諸國遊歷之砌貴國えも罷越、御家來之內面會相談等いたし候族も有レ之候て御聞及被レ成候由、依レ之子弟教訓之世話として平四郞儀來冬迄御貸申候樣御相談委曲被二仰越一候御端書之趣共具に承知仕候。任二其旨一早速差出可レ申處、右之者は御家中子弟教訓之世話などいたし候教官之場には至兼可レ申、兼て不安心に付家老共えも得斗評議爲レ致候處、是以同樣之趣申出候。左候へば差出候ても却て御用に相立申間敷、御用に相立不レ申見込之者を差出候ては重疊不本意之次第に付、何分貴命に應兼不レ得レ止御斷申上候。折角之御相談無二御據一趣巨細御書中之通にて、教官之助之端共相成候見込に候へば早々差出可レ申候得共、右之次第に付不レ惡御汲取可レ被レ下候。くれ〴〵も御相談に隨兼候段心外之至奉レ存候。奉復早略如レ斯御座候。恐惶謹言。

松平(慶民)家の文書によると、右書面には左の「副啓」と齊護夫人の「副文」とが添へられてゐる。後者は八月十二日愛婿春嶽の依賴にて其の夫君に書面を出した關係からであらう。

齊護の副啓

〔齊護の副啓〕

御副書拜誦仕候。扨橫井平四郞事に付ては態々留守へ御光駕にて愚妻へ委曲御噂に相成候趣を同人より申越、

無二御余儀一御旨を承知仕、早々さし出不レ申候ては難レ叶儀に候へ共、何分本書に申上候通之次第故不レ得レ止及二御斷一申候。甚以心痛之事に御座候。偏に不レ惡御聞濟可レ被レ下候。不備。

十月廿三日

〔齊護夫人の副文〕

齊護夫人の副文

書添申入まゐらせ候。扨先便に御申越し被レ成候横井平四郎事さつ速に家老どもへも、ひよう儀申付候へども、御用に立候見込御座なく何分不安心のよし申出候。せつ角御相談にて御表よりも御直書にて委細被二仰下一候得共御斷申上候。此度御返事いたし候間あしからずおぼしめし被レ下候様に御ふくみよろしく御頼入申候。右之次第にて何とも心痛いたし候。くれぐれもよろしくくく御頼申入候。用事まで申入候。めでたくかしく。

小楠招聘に關して肥藩老臣の答申

齊護をして上記の如く拒絶を敢てせしめたのは、彼は豫て小楠に關する越藩の申込に對する應否につきて老臣共の意見を徴してゐたが、老臣等は熟議の結果右招聘の件は拒絶するを可とすべき意を述べて共の下問に左の如く答申したのを採用したのである。

横井平四郎儀越前守様より御所望之一條御不安心之筋被レ爲レ在、於二御家老共一も御同様に付、御斷被二仰進一夫にて被レ爲レ濟候得ば御宜被レ爲レ在候得共、此節御直書之趣且於二江戸一藏人え御直對之御様子にては猶又御直に御頼談之筋も可レ被レ爲レ在哉、左様之節御答之御都合にも可レ被レ爲レ成哉と申談候趣乍レ恐申上候。此度福井表學問所御取立付て教官之思召にて御所望との儀に候得ば、往々御國家之御爲に可二相成一程之人體にも候はゞ折角御貸被レ遣候詮も可レ有レ之候處、平四郎儀素より夫程之見識可レ有レ之様も無レ之、第一學流之內に

は弊害を生じ候躰之儀も有レ之、御政事筋に付ても不安意之筋有レ之處より於二御國許一すら選用不レ仕人物强て御所望に被レ應候儀は於二御家老共一御請難二申上一段申上、上にも御同樣之　思召に被レ爲レ在候得ば御枉も不レ被レ爲二出來一、殊に御間柄御事を被レ分候ての御賴談筋には御座候得共、御望に被レ應候ては往々迄も御心痛之筋に付、幾重にも御斷被レ遊候との御趣意にては如何程に可レ被レ爲レ在哉之事

十月二十一日

小楠招聘謝絶の理由

右は小楠招聘謝絶につきての表面の理由だが、其の裏面には肥後藩には用ひられぬ小楠の事だから本藩のことを越前で兎や角惡樣に云ふかもしれぬとの掛念もあるらしいことは右答申書を提出した翌々日(十月二十三日付)中老・家老の名によりて在府の溝口に送りたる書面中に、

先月十六日之御內狀致二拜見一候。越前守樣龍口え御出之節委細被二仰越一御端書之趣共致二承知一啣合候處、此元にて申談候處も同樣之見込に有レ之、御間柄之儀如何樣之振舞可レ申哉も難レ計、當時先は不遇にて有レ之候へば言葉之端にも御國之事を兎哉角申出候儀も難レ量、是非共御斷之方可レ然と申談、御奉行にも啣合候處是又同樣之見込に有レ之云々。

とあるのでもわかる。

肥後家老溝口は十一月十七日の朝春嶽に宛たる上揭齊護の返翰を越前邸に屆けさせて置き、同日晝頃自ら常盤橋越藩邸に中根を訪うて小楠招聘謝絶の意を細々と敷衍した。そして

彼は此の訪問の次第を國許政府に報告したが、それと同時に、もしかすると越藩より肥藩に特使を派遣さるゝやも計り難きにつき東西演舌の趣意符合せずては不都合なればとて、中根に面會して語りたる所を書取にして送つた。それにつき、

御斷り荒方之演舌迄にては相成間敷、其上此節限にて再度御起り無ㇾ之様の都合にも致度存念にて、些委し過候様にも有ㇾ之候へども、別紙書取の通り申演候處、案外御受も宜敷大方此節限りにて御思召止り候儀と相考申候。

と記してゐる。其の演舌は彼の云へる如く可なり委しいが、其の中の小楠人物評を左に特記して見よう。

溝口の小楠人物評

先達ても粗得二御意一候通、士臺の人物は安心難ㇾ致候得ども相應に才氣有ㇾ之、壯年之書生相集様々之論說いたし候内には、何れ致二感激一相信候様之儀も有ㇾ之、夫等之處は先づ長所とも可ㇾ申哉。しかし其長所に付て大に弊害有ㇾ之、根元熊本には寶暦年間時習館と申學問所御取建に相成、御家中之面々日々致二出席一、其砌よりの學意致二變化一不ㇾ申様御代々專御世話有ㇾ之當時迄相貫居候事にて、倭漢之古聖賢且治亂興亡等經史に因り致二講習一之儀は勿論之事に候處、平四郎儀は別に一見を立候哉、門人時習館にも出席いたし不ㇾ申、士臺之學問は山崎家と唱候様子に候得ども實學抔とも申、純粹之山崎家とは相見不ㇾ申、兎角何事も當今之有様に引付、乍ㇾ恐將軍家はケ様、列侯列藩之内何方にてはケ様、自國之政事人物ケ様左様と申形にて相倡候處より門下之諸生自然と黨を結候様成行、其末先は子共喧嘩とも可ㇾ申候得共、右學意之論より昨年大勢及二爭鬪一其内

刄傷にもいたり、且又長岡監物とは無二之莫逆に候處學意之譯よりか近來は致二義絶一候由にて極々遠々敷、當時は在中に引籠門人と申候ても昨年の爭論よりは段々相減候由。先は在中之者迄程にて稀に旅生抔も參り候由。右之通之人物にて是まで熊本にてさへ御選用無レ之候を、御頼談とは乍レ申其儘御貸被レ進、追て重疊御迷惑之筋にも至り候ては御間柄別て難二相濟一、止を不レ得御斷に相成候由。尤最前藏人被二召出一候節御懇之御沙汰にて一癖有レ之儀は兼て御承知有レ之、其儀は御含容被レ遊候て御仕い可レ被レ成旨事を被レ分候ての御意も被レ爲レ在候付、可レ成丈御頼談之通被二成進一度趣申遣、　御名樣も御同樣之思召にて、同列共も專其才を精々致二評議一候得共、何分不安意にて約る處右之通相決、彼是右等之譯にて御答も及二延引一候由申越候間、不レ惡被二仰上一被レ下度云々。

## 三　福井藩の熱意遂に肥後藩を動かす

溝口藏人の小楠につきての上掲演舌は彼の自ら云へる如く八月中旬に中根及び春嶽に對してなしたるそれよりは慥に委しかつた。然し其の演舌中にある時習館の事や、小楠と監物の義絶の件は既に村田氏壽によりて福井藩の君臣の耳に這入つてゐて、而も村田は小楠・監物の不和につきては「畢竟長岡氏見識不充分よりの由」と評してゐる。（本篇三一五頁參照）また小楠の學問につきて述べた所は溝口は之に據つて小楠に對する不安を證する積りらしい

が、小楠の長所は却つて其處にありと云ふべく、其處が卽ち實學でもあり活學でもあつて越藩の小楠に垂涎する所以ではあるまいか。それ故に溝口はあれだけ小楠について述べて置いたら越藩も招聘を斷念して、よもや再びそれを持出すまいと思つたらうが案外にも其の結果は豫期に反した。春嶽や其の重臣の小楠招聘は眞劍であつて之がためには旣記の如く色々の方策を講じて其の目的を達せんとしてゐた際だから、上記細川齊護の書狀にある謝絕の理由や右溝口の批評位で今更手を引いては居らぬ。中根は取敢へず溝口の來訪した翌々日（十一月十九日）に書を溝口に贈つて、春嶽は齊護の拒絕につきて未だなほ決して斷念して居らぬ旨を左の如くに仄めかした。

中根は溝口に春嶽が小楠招聘を斷念せざるを仄めかす

其節被レ遣御返書之趣別段御懇示之次第とも具に御承知之御儀に候へ共、猶又種々御熟考御座候て御返書御挨拶旁今一應被ニ仰進一度儀も可レ被レ成ニ御座一哉と思召候間、自然御國許御同僚之御方々等へ右一件に付御返報も御座候儀に候はゞ、御國許御申上候御趣意越前守樣にも逐一御承知にて篤と御淵底被レ成候と申候儀は御申越に相成宜候へ共、夫にて最早御遺恨無レ之と申御承談之御挨拶は無ニ御座一樣に御心得被レ成候樣遊し度との御儀に付此段爲レ念鳥渡內啓仕置候樣被ニ仰付一候事に御座候。

なほ此の書狀の「尙々書」には前述した福井藩よりの特使派遣は中止せられる事になつたとて左の如く記してゐる。

特使派遣中止

此間御內談仕候時宜に寄御國許より御使者にても可レ被ニ差立一哉との儀は、今日飛脚着御國許より申來候趣御

座候間此儀は先當分御見合に相成申候。

溝口は右中根の書面を國許政府に轉送すると倶に福井表より使者派遣の見合はされたについては痛く安堵したと書き送つてゐる。此の特使派遣は既記の如く柳藩池邊藤左衛門の主張であるが、有力なる越使が肥後に乗込めば倶に〱策動して事を成就せしめようと云ふ積りであつた彼は其の使の來るのを待ちあぐみ、在江戸の立花に書を寄せて時には、

池邊の焦心

秋田今に參不ㇾ申如何之御模樣に御座候哉勞念仕候。秋田參り候はゞ爰元へ緩々話合候て肥後へ參候樣心得にて參りに相成候樣左内へ御咄合置可ㇾ被ㇾ下候。

と云ひ、又時には、

越前より天下之御爲め御緣家より一人のものを御借受に相成候義左樣迄六ケ敷被ㇾ思召ㇾ候は誠に笑止に御座候。速に秋田參り急埒不ㇾ仕候はゞ秋田滯り在る内尙又誰ぞ御差向総に御責付に相成候て事濟可ㇾ申、左内と御咄合被ㇾ成下ㇾ候樣奉ㇾ願候。當時天下之急務賢を招き候より大なるは御座なく候。尊示の通り肥後の聞不聞に拘らず賢を愛するの御誠意破竹の如くに相運び候處越公の御當然に御座候。

と云ひなどして聲援甚だ力めた。處が其の特使派遣は在藩重臣の間に異論があつて右の如く沙汰止みとなつたのである。

立花の憤慨

肥後よりの小楠招聘拒絶の報は間もなく立花壹岐の耳に入つた。彼は大いに憤慨して橋本左内に左の如く書き送つた。

（小楠）
横平御借受之義熊本より闘爭大僻者之由にて御斷申上候由、却て役職之故を以て御斷申上候はゞ宜敷候得共、右樣之名目にて御斷申上候儀をその儘被レ爲二召置一候儀は乍レ恐　君公樣御心底には不レ被レ爲レ在候事と奉二恐察一候。委細は何れ向後拜眉之上承り可レ申以上。

熊本よりの斷りの理由に對し越侯は其の儘にはして置かれまいと突込んだ所流石に鼻息が荒いが、勿論壹岐に云はれる迄もなく春嶽は決して其の儘にはして置かなかつた。彼は再度書面を以て懇請することを決意し、十二月二十五日付にて小楠招聘を飽くまで切望する旨を縷述した左の書面を齊護に贈つた。なほ此の書面を出だす前に齊護と交代に出府してゐた世子細川右京大夫に面會して右書狀の趣意を懇話し、乃父への執成を依賴したのである。春嶽も去るものなか〳〵拔からぬ所がある。

春嶽再び書を齊護に贈りて懇請す

陳啓、扨は其御家來横井平四郎儀弊國學館子弟輩教訓筋世話相賴度に付、來冬迄拜借之儀先鴻以二野牘一及二懇願一候處、逐一御承知被レ下速に御許容被レ下候筈に候得共、同人事は教官之場には至り兼候故、尙又厚御家老共へも評議被二仰付一候處是以同樣之趣申上、折角弊國へ罷越候ても用に相立不レ申御見込之者を被レ遣候ては重疊御不本意に付不レ得レ止御斷之趣被二仰下一、猶又奧へも被レ遣候御書面も拜見、藏人も屋敷へ罷出錦地巨細之事情申達是亦委縷承知、段々不二一通一御評議有レ之御厚志之至千萬奉二感謝一候。右樣事を分け被二仰下一候儀を押て及二再願一候も如何に候得共、當今弊國學館生員先達て呈書之折よりは餘程相增、教官甚繁劇に堪兼、其上是迄教授申付置候高野半右衞門儀古稀餘之高年にて迚も勤續出來兼候段頻に申立候に付、右平四郎儀も

必御許容是非北行可二相成一儀と相心得、半右衞門先達て遂に願に任せ隱居申付候。爾來は兼て乏敷教職に候得ば彌增繁務に候得共、平四郎北行而已を心樂みに待居候折柄、御斷之趣段々無二御據一義とは乍レ申當惑之次第、國許家老共へも申越候處愕然失望之至、且館中子弟迄も、平四郎拜借之儀略傳承相待居候趣に候處、今般之義是切(キリ)に相成候ては教訓之世話行屆兼候は勿論、自ら子弟輩嗜方も薄く相成館中之衰微便國家之基業に關り、至重之儀と憂勞之至に御座候。今度無レ據御斷且御垂示之趣致二承知一候ては最早 此上に强て可二相願一筋にも無レ之哉には候得共、前顯之通弊國にても實に無レ據次第故何分此儘相止候ては不二相濟一譯柄に付、被二仰下一候旨趣は篤と相心得居候條、平四郎儀御借し被レ下候ても學館子弟之引立方而已委任仕候積にて、學政向之儀は總教之家老共始夫々役人共爲二取懸一置候事故決て朋黨相分れ學論致二蜂起一候樣之儀には至り不レ申、此儀は小子始惣教邊にて深く相心得定見も有レ之事に御座候。其上にも萬々一御懸念之筋へも可二相運一兆候も有レ之候得ば其儀は兼て十分心得居候得ば、未發之處にて平四郎の職務如何樣にも一轉仕候て其筋へ關係不レ仕樣之所置も萬々有レ之、其內折能及二返上一候得ば自然教職之見込致二相違一候ても、平四郎令名を墜候樣之儀には決て及せ申間敷、尤國家之妨害可二相成一候樣には可二相運一樣も無レ之候得ば此邊之儀は小子へ爲二御任一御降心可レ被レ下候。何卒素願之趣御聞屆被レ下候樣伏て奉レ希候。且又平四郎在留之爲學館近邊士屋一軒爲レ明待受之支度迄も相調候位故、今と相成無二御據一譯とは乍レ申御斷にて願意不二相達一候ては、卒爾に相願候小子之不明も相著れ殆迷惑之次第、前書之通り關係も不レ輕候間右等之邊野子心中御亮察被レ下、申上兼候得共猶又御再考被レ下平四郎北行之儀御許諾之程一向に相願申候。則先日白金へ參上之節世子君へも委曲御咄申候。定

て被二仰越一御承知と存候。右は再應勝手ケ間敷自由之議相願候哉に御承知も可レ有レ之かに候得共實に不レ得レ止事情に候間、渇望之願意幾重にも御汲察被レ下、枉て御容諸偏奉二伏希一候。右御願如レ斯に御座候。謹言。

十二月廿五日　　越前守

越中守様

御直披

右書面や右京大夫から執成の書翰を受けた齊護は最早拒絶の仕樣がない。若し此の上強て斷れば今は春嶽の面子を潰すことになるので、肥藩は已むなく小楠招聘に關する越藩の懇請を容るゝに至り、藩廳より安政五年二月十九日付を以て在府の溝口藏人に「若殿樣より御書被二進置一候處、越前樣より　上え巨細之御直書被レ進、此節は御除引不レ被レ爲レ成樣の御文面に付最早御貸被レ進方に可レ被レ爲レ在哉之御沙汰にて云々」と申し送つたので、溝口は三月十七日越藩邸に至り横井平四郎招聘の件承諾の旨を告げた。中根參政は其の時の模樣を翌十八日橋本左内―春嶽から內密の命を受けて京都に在る―に左の如く報じた。

肥後藩諾す

中根、橋本に招聘交渉の落着を報ず

昨十七日細川侯の執政溝口藏人罷出、小拙及二應接一候處、申述には横井平四郎儀御所望に付御斷り被二仰上一儀も有レ之處、再應之御直書に段々の御趣意、且平四郎爲レ人篤と御承知にて不都合に相成候節の御取計方迄委細被二仰進一、且白金へ被レ爲レ入候節右京大夫樣へ被二仰入一候御口上と申、何分無二御據一御次第に付、此上

被レ任二御所望一御貸被レ進候段申上候樣被レ仰相越候。御直書にても御返答可レ被二仰上一筈に御座候、且又同役よりも諸事篤と御承知御斟酌之上被二仰進一儀に候へば、此上御斷り被二仰上一候ても却て御不本意の御儀に付被レ任二御所望一候へ共、呉々申上候人物の事に候へば萬端御目表に御見直し被レ下不都合の儀は如何にも御敎誨之上御叱被レ下候樣相願候趣申上候樣申越候段も申述候。右に付早速申上之上押て御願之所被レ任二御所望一御滿悅御本懷之段御挨拶之趣申聞罷歸候。ケ樣にもろくは參るまじくと存候處思ひの外速に御承引、平四郎儀は當月下旬熊本出立福井之方へ罷越候由に御座候。仕宜により於二錦地一御面會にも可二相成一哉とも被レ存候。付釣に大鯰かゝり候心地にて御國表へも早速可二申遣一と奉レ存候。

右中根の書面を見ると、小楠招聘の目的を達し得た越藩君臣の得意はさこそと思ひ遣られる。三月二十二日に村田から同じく左内に寄せた書中にも左の一節がある。

扨此一件昨春以來老兄格別之御骨折に候處、事成就に及び難レ有事に御座候。全く君上御誠意の感通する所及諸有司の力とケ樣之事我國邦に珍敷（米澤公烈公位なり）御國古今之美談と奉レ存候。

村田の歡喜

當初より小楠招聘の事に關係し遠く肥後まで使し、其の後事のすら〳〵と運ばざるに焦慮を極めてゐた村田の歡喜と安堵とは云はずもがなであるが、右中根及び村田の通知を入手した橋本もやれ〳〵と胸を撫で下したことゝ察せられる。

中根は上記書狀に「ケ樣にもろくは參るまじくと存候處」と云つてゐるが、あの春嶽の强請方では肥後の政廳より在府溝口への上掲書面に「此の節は御除引不レ被レ爲レ成樣の御文面に

付」とある通りに、細川齊護も斷りやうがなかつたであらう。然るに村田の云へる如く此の小楠招聘一件のそも〳〵の發端は昨春三月の事だから、それからすると其の成就までには丸一ヶ年を要し、春嶽が始めて表向に齊護に直書を以て依賴してからでも優に七ヶ月かゝつてゐる。交通や通信機關の不便な時代とは云へ相當長い間に亙つた交渉で、而も越・肥兩藩間では迂餘曲折を極めたのだから、越藩としては中根の書面にある通り「付釣に大鯰のかゝり候心地」のしたのは無理もない。松平（慶民）家記錄の中に「三月十七日、本月六日付細川越中守樣よりの御來書左之通」として齊護の年賀狀と其の「副啓」とを記してある。後者は上揭中根の書狀中に「御直書にても御返答可レ被二仰上一筈に御座候」とあるそれで、左の通りだ。

齊護の小楠招聘應諾書狀

橫井平四郎に付て先頃御斷得二貴意一候通御座候處、其後右京大夫え御噂之趣委細申越、猶又屢々貴翰も被レ下具に承知仕候。强て御懇望之譯に付重て及二御斷一候も却て失禮に御座候間任二御望一其沙汰仕、平四郎儀用意濟次第差立直に福井表に罷出申候。御用に相立候はゞ大幸之至に御座候。何も御心可レ被レ付御試に相成御模樣次第にて無二御遠慮一御差返し可レ被レ下候。（下略）

## （附）當時の福井藩

春嶽の襲封

福井藩第十五代の主松平齊善が天保九年七月に逝くや、其の年九月春嶽は將軍家慶の命によつ

て齊善の嗣子となり十月封を襲いだ。彼は文政十一年九月德川齊匡の六男として江戸田安邸に生れたから福井三十二萬石の領主となつたのは漸く十一歳であり、同十二月首服に際しては將軍家慶の偏諱を賜ひて慶永と名乘つた。福井藩は幕府中期以後他の諸藩と同じく財政窮乏し動もすれば庶民暴擧に出で上下頗る疲弊してゐた上に、天保七・八年の交未曾有の飢饉に襲はれて餓莩地に滿ち人口劇減したと稱せられてゐる。此の凶荒の恢復は容易でない上に産業は自ら荒廢し幣制も亦紊亂を極めたが、春嶽が第十六代の主となつたのは恰も其の直後であつた。

松平春嶽（松平慶民藏）
（明治十七年三月一五十五年五ヶ月一撮影）

襲封當時の施政

春嶽は襲封して間もなき天保十一年先代以來藩の政治を壟斷してゐた權臣を退け、家臣の衣服・宴會・贈遺にかゝる制限を定め、奢侈の弊風を矯むべく躬自ら儉素を行ふと倶に一般の節儉を守らしめ、十三年には領内海防の兵員を增して外寇に備へた。十四年始めて入部するや其の八月に連年紛糾せる幣制に根本的改革を試みて大いに奏効し、之と同時に備荒義免法を定めて凶荒に備へた。この時翌弘化元年正月迄滯藩したが、其の

半歳間も意を海岸防備に注ぐと倶に諸種の事業に着手した。

**軍備・兵制の改革整頓**

春嶽の事業として先づ第一に着目すべきは軍備・兵制の改革整頓や兵器・火藥の改良製造であつた。彼は西洋砲術を主張して、嘉永元年八月には洋式大砲を鑄造せしめ次いで西尾教寛及び其の子教敏を江戸に遣はして砲術銃陣調練を傳習せしめ、翌嘉永二年には領内の海岸に臺場を築造して鑄造の大砲を据付けしめ、なほ藝藩の浪士市川齋宮を聘して兵書の譯讀に從事せしめ、その翌三年には彼を家人に列して福井に派して或は砲術及び砲臺建築を議し、或は藩士を集めて洋學特に兵書を講ぜしめ、なほ從來の高島流の外に新に西洋砲術書類を以て御家流砲術の一派を立てしめた。四年九月には又國元に於ける大砲鑄立を届出で、五年閏二月には足輕の弓隊を廢して銃隊となし、軍制を變じて銃陣の編制とし、翌六年三月には堂形調練場を新營した。

**兵器・火藥の改良製造**

既に軍制上に斯かる改革を行ひたる春嶽は嘉永六年六月米艦來航後は兵器の改良に力を用ひ、中にも砲器製造の必要を痛感して佐々木權六を登用して之に着手したが、安政元年五月再び入部するや愈〻規模を新にして火藥製造をも行ふことゝし三岡石五郎等を其の掛とした。三岡は佐々木と謀りて市川に西洋銃砲製造法を譯出せしめて銃砲及び火藥の製造に從事したが、安政四年正月には城下に銃砲製造所と火藥製造所(火藥局)とを設置するに至つた。火藥局は再度の爆發の結果翌五年三月閉鎖の已むなきに至つたが、銃砲の製造は器械の整頓と職工の熟練とで頗る好成績を擧げ、安政五年には職工一千二百人を使役して約七千餘挺を製造した。斯くの如くして其の價格も漸次低廉となるに從ひ藩内は勿論他藩よりも多數の註文を受くることになつた。

春嶽は其の後も領内の海岸防禦の爲に數ケ所に臺場を建設すると倶に新式武器を或は製造し、

**造船**

或は蘭國に註文して洋式兵制の採用に益ゝ力を用ひた。嘉永六年幕府大船製造の禁を解くや否や彼は既に其の起工を企てゝゐたから安政四年に坂井郡宿(シュク)浦に造船場を置き、佐々木・三岡を其の掛となして二本檣「コットル船の建造に取懸り翌年(安政六年四月と記せる書あり)竣工して一番丸と名づけ江戸に廻航せしめた。春嶽が財政なほ豐ならざる間に他藩に率先して以上の如くに兵制改革・砲臺の建築・銃砲火藥の製造及び船舶の建造に着手したのは非凡の英斷と云はざるを得ぬ。

**西洋醫術の興隆・種痘の普及**

次に彼の事業として特記すべきものに安政三年醫學所―濟生館―の設備を完全にして西洋醫術の興隆を圖り、除痘館を設けて種痘を封内に普及勵行せしめたこともあるが、彼の治績中最も著聞せるものは文教の奬勵特に學校の經營であらう。

**學事**

福井藩は藩祖秀康入國以來專ら武を尙び士氣を養ふのを主としたので三代に至るまでは學事には何等記すべきことはない。四代光通に至りて文武兼修に意を用ひ、九代宗昌・十二代重富何れも學者を聘用して學事に心懸けたので藩中の文學稍僅かに起つたがさほどの事はなかつた。十三代治好が文政二年城下に學問所―正義堂―を設けて藩臣前田雲洞を總督とし、別に句讀師數名を置きて藩士並に領内有志の者に入學を許して句讀文義を授け、毎月六回日を定めて高野春華・清田丹藏等の儒臣をして經書を講ぜしめたのこそ藩に於ける學問所の始りではあるがこれとても幼稚なもので、藩内の子弟の多くはなほ最寄りの師家に通學してゐた。藩の學事が其の面目を一新すると倶に其の統一を見たのは十六代春嶽からである。彼は嘉永三年七月十日家老をして文武の師範に、

文武の儀は是迄御世話も有レ之、特に近來別して御苦勞あらせられ候事は承知之通にて、一統厚く心配致し弟子共引立、千

一の助にも相成る樣心掛を願ふ事にて、素より文武は形容に拘らず實用を第一と心得るは勿論、弟子は自他の隔てなく諸
事に心を合はせ引立可レ申、以來御爲にならざる事は心置なく內達致度。

**明道館開設**

と諭達せしめ、なほ文科及び武科の者にそれ〴〵用具を授け、文武出精の者には賞を與へて奬勵した。嘉永四年五月よりは人才育成として文武醫術修業のため他國に留學する者に學資を補助することゝし、嘉永五年には横井小楠に囑して學校の制を徴するなど專ら教育の振興を圖つた。斯くて安政二年三月藩士一般をして文武兩道を攻究せしめ、治世の根源をなさしむる目的を以て城內三ノ丸に學問所を取建てることゝなり、諸準備整ふや同年六月七日明道館と命名した。其の規定によると素讀習讀の二局に分れ、出席の資格を帶刀の身分以上とし——其の以下の者の入館希望者は吟味の上指圖した——科業目は經書科・兵書武技科・國史和書科・歷史諸子科・典令科・詠歌詩文科・習書算術曆學科・蘭學科であつた。同月二十四日開館の式典を擧げ、翌二十五日より開講したが、吉田悌藏(東篁)・德山唯一(常陽)・矢島剛(立軒)が主として其の教授に當つた。翌三年四月同館規未だ充分でないので教授等肺肝を碎きて講究に力むべき旨を諭達し、十一月更に觸書を以て藩士一般の精勤修業の者を激勵した。

**橋本左內擢用**

安政三年六月、二十三歳で春嶽に隨ひて江戶より歸國し七月明道館の蘭學科掛を命ぜられてゐた橋本左內は同九月同館幹事に擢用され、翌四年正月同館御用掛學監同樣心得べき旨を命ぜられたが、それより同館の規模更に擴張さるゝに至つた。卽ち同月城下數ケ所に明道館外塾を定めて素讀をなさんとする者は居宅の方向を以て便宜就學せしめ、同年四月には館內に洋學習學所を新設し、其の授讀者には醫學所教授を以て充用し坪井信良以下之に當つた。

**洋學習學所**

### 左內の信念

此の習學所の設置は云ふ迄もなく左內の献儀によつたので、隨つて又其の布令の原案も彼によつて艸せられた。その中に「洋學の儀筋合正しく相開候時は其利夥有之候得共、萬一杜撰に相成候時は其害亦言ふべからず」と云ひ、今洋學を開く趣意は、「兵法・器械術・物産・水利・耕織等の諸術を彼の長に就て學び取り、我義理純明の學を補助被遊候思召にて、決して明道館の學の外に洋學と申者一派御營建有之候趣意には候はず」とある。此の最後の文句を見ると吉田東篁が安政四年三月に小楠に寄せた書面中に「近來蘭學之名目相立、一つは漢一つは蘭と人心二端に相成候所より」兎角工合あしかりしが「昨年今日必要の急務を正學中に屬し先づ蘭之名目を去候より一統人心向ふ所定まり一和致し候」とあるのを想起する。(本篇三七四頁參照)左內は大阪や江戶にて和蘭學・醫學・兵學を學んだので西洋の科學につきては造詣深く、隨つて物質文明を西洋より取入れることの必要を痛感せるも、兎角當時の人達には洋學を忌み嫌ふもの少くないので自ら右のやうな布令を必要としたであらうが、西洋科學は採入れても日本精神の補助にすると云ふのは左內の本來の主義であつて彼は決して洋學に惑溺しなかつた。左內の此の信念は彼が安政三年四月拔擢の內命を受けた際に藩の重臣中根雪江に對して述べた意見書中に日本の國是を論じて、本來我國には外國に見る如き革命はないので建國以來國體は毫も變せず、隨つて時代によつて政策は同じくなくても國是に至つては變化のあるべき筈はない。而して建國以來の傳統的精神と云へば「人忠義を重んじ、士武道を尙び候二箇條」であつてこれが卽ち我が皇國の國是だ。皇國の皇國たる所以は此の忠義の精神の存し尙武の氣象の失はれざるにあるから、今日に於ても支那を模倣するにも西洋の眞似をするにも及ばない。日本は日本として其の傳統的精神を發揮すべきで、國是の

論は之に盡きると斷言してゐるは實に透徹した意見でないか。

**武藝稽古所**

次いで同月又武藝稽古所を館內に設け、城下の諸流師範砲術家の自宅稽古所を悉皆取拂はしめて一箇所―三ノ丸內の長谷部甚平以下十軒の元屋敷を取拂ひて明道館と合して七千四百餘坪の地―に集め大長屋に建回らした內に講武館を建てた(本篇七七二―七七三頁の圖を見よ)。之は左內の獻議に成り、其の主旨は藩中諸流武藝の師範家を集合し專ら諸藝の得失を硏究せしめ各其の長を取りて以て時勢に適するの工夫を凝らし尙武の風を振作すると倶に益〻士氣を興起せしむるにあつた。九月に至り開館はしたが是には大分反對もあり不平を抱く者も多かつた。同年五月には選拔教育につき「學文の儀は年少の節長進不レ致候ては成熟の妨」になるべきを諭告して成

**算科局**

器の見込ある人物を見立てしめ、九月には館內に算科局を設け數學の人生必用の一科にて實用缺くべからざる所以を諭達し力めて之を修學せしめた。上記施設は主として左內の考案になつたものだが、彼が安政四年八月江戶に出でたる後は村田氏壽が明道館幹事局御用取扱を命ぜられて其の實務に當つた。

**職名・學徒區別・職員・生徒數**

以上の如くして各科成立當時に於ける明道館の職名は之を總括すると總敎・準總敎・參敎・學監・敎授・助敎・都講・訓導師・業養師・幹事その外三十餘があり、書生には通達生・諭學生・博習生・敬業生・辨志生・登學生、外塾生には生長・會業生・同會席・業生等の名稱があり、職員數は總敎五名、參敎二名、學監一名、敎授一名以下各別あり、生徒の概數は最も盛な頃には一千三百名に及び、經費は總べて藩費を以て支辨した。

**出版飜刻・洋書購入**

館にては以上の外に出版飜刻をもなし蘭書の購入には費用を惜しまなかつた。安政二年十二

月に幕府に伺出で西洋學辨用としてウェラント字典を出版し、四年八月に幕府の手によつてウェラント・キュンスト辭書等を購入したことは有名の事實だ。

右は明道館につきて述べたが、藩領内の須要の地には藩の計畫に係る黌舍もあつた。安政二年の設立でかの三寺三作の主として事に當つてゐた粟田部の惠廸齋の如きがそれである。なほ學校の名稱は藩の制度を亂すとて許されなかつたが私塾の著聞したものもあつた。

以上は小楠が福井城下に乘込むまでの春嶽の事蹟の梗概であるが、安政五年歸國すべきであつた春嶽は小楠の入福を喜んで其の日の至るを待つたらうが同年四月に幕府から國家大事の際なればとて滯府を命ぜられたので、家老本多飛驒を召して藩政に關する條目を在藩の士に示した。それは春嶽の抱負を察知し得べきものだから左に附記しよう。

藩政に關する條目

條目

一　政事向之事　兼て趣意通り何分治敎一致不ニ相成一候ては難ニ相濟一は勿論之儀、別て留守中にも相成候得ば人心も必定自ら渙散是又無ㇾ止勢、且萬事姑息之情より寛縱に流れ易きも亦方今時勢のしからしむる處に候得ば、此所を綏持致し候は嚴の一字を主とし賞罰共不ㇾ濫樣可ㇾ致事。

一　明道館文武之事　此儀も前條同樣致ニ擔當一治道に不ㇾ反樣取斗候事專要にて、徒に書物讀み或は武藝遣ひの多分に相成候を喜び候のみにては實に不ニ相濟一候。文學にて申せば、眞誠に識見相開行々國事之相談も出來經濟之學に進候樣篤志之者と相議し諸般可ㇾ及ニ處置一候。武事之儀も同斷、徒に武術遣ひのみ出來候ても其所詮更に無ㇾ之、是又充分實地丈夫之武術に致度、假令他流者にても無ㇾ構立合井蛙之陋見を開達候樣致し度、此等之儀は萬々承知之事ながら申述候。扨只今物事窮屈法からみにても不ㇾ被ㇾ行事故しかと與奪之道相立可ㇾ申候。

一　軍制之事　此儀も一通りは出來有レ之候得共此上とも厚致ニ研究一治亂兩途に不ニ相成一樣之處置可レ有レ之とも存候間精力を盡し取調候樣可レ致候。

一　調練之事　是迄家流と唱候は千八百三十三年式にて、承知之通り方今と相成候ては何分便利簡要之儀に付以後は千八百五十五年式相用ひ、太鼓同斷此儀は飛驒（本多）歸り次第以ニ存言之儀一夫々へ申聞品々變革相成候樣致すべく候。但號令之儀は講武所式相用可レ申候。

一　農工商諸政之事　富國强兵之根本に候へば此學術大に開け百工之政治まり不レ申候半では迚も如何程心力を盡候ても萬々不レ參候。第一之儀と存候へば是又骨折講究之上大に可レ及ニ施訓一、細目に至候ては多々之儀商量可レ致事。

一　物産之事　昨年公邊にも及レ達候通にて、方今此業專要之事に候へば第一自國之産物を初夫々富國之處置有レ之度、其上は山嶽海川之利を興し大に派立候樣取計、是等一二人にて取行候事も出來申間敷候得ば有志之者と折角申談し、負擔盡力可レ申候。

一　航海術之事　方今之急務に候得ば造船等之事追々派立候儀には候得共別て其方共厚相心得、有志之向へ申談此道相開け諸般一と際は派立候樣可レ致候。此外にも樣々可レ有レ之候得共先は大要如レ斯、別て飛驒・主馬（松平）申談し執行相成候樣可レ致事。

右條目は當時他藩にてはとても見られない進取的のものであるが、見渡す所全體に亙りて橋本左内の意見が大分加味されてあるやうに思はれる。左内は當時攘夷鎖國說が一般世の中を靡かしてゐる中に獨り開國通商の意見を抱いてゐた。彼が年僅かに二十二・三であつた安政二・三年の頃に草した「西洋事情書」や「外國貿易說」を見ると其の記述は簡單なれども大見識・大經綸・大抱負が其の中に含蓄せられてゐる。彼は我が國は奮つて世界第一等の國とならねばならぬが、そ

れには先づ自ら國を開き我より進んで世界の諸國に交通を求め廣く貿易を興すにあるとの意見を强調した。少くとも開國論に於ては左内は象山・小楠より一歩若しくは數歩を先んぜるの觀がある。

右左内の知見や所説は其の主春嶽の施政上にも取入れられたは勿論其の抱持せる誤れる對外意見をも飜へさせずには置かなかつたであらう。春嶽は安政二年までは激烈な攘夷論者であつたが、安政三年七月來朝したハリスが其の翌四年十月二箇條の要求を提出した(本篇四三一頁參照)に對し幕府は三家以下諸大名の意見を徵した時には、もう打つて變つて開國進取を唱へて、而も其の進歩的な考は諸侯中にても卓越してゐた。隨つて安政五年春左内が春嶽の内命を受けて京都にて將軍繼嗣問題につき朝廷及び公卿の間に運動した際も、春嶽が不純なる對外意見―開國説―の持主であると猜せられて其の運動に幾許の障碍を來した程である。これは猜せられるが當然で、彼は其の時は已に全く開國論者に豹變してゐたのである。此の僅かに二三年間に於ける彼の對外意見の大變化は安政四年八月に出府した左内によりて攘夷論の誤れるを説かれたためであらう。

春嶽の襲封後二十年の治績には上記の如く既に大いに觀るべきものがあるが、彼は其の後も鋭意政務に勵み遠大なる計畫の下に富强の策を遂行したので、幕末には偉材の輩出・藩政の作新他に比類少き雄藩として天下に重きをなすに至つた。是は固より春嶽の卓識德望に基づくのであるが、彼が特に人材の擧用に心を用ひ、而も能く輔導の臣の言を用ふるの雅量があつたのに因るのも亦大であるは否めない。彼は僅かに二十餘歳の左内を重用し、已を虛しうして其の意見に聽き且

龍興り雲從ふ

鈴木主稅

つ行つて益〻彼をして名實倶に大ならしめたのである。春嶽の人物を兎や角評する輩もあるが何と云つても當代の明君英主であつた。かるが故に彼の下には文武の諸方面に名臣雲の如く集つてゐて彼等は皆競うて春嶽の善政と其の事業の達成とに努力したが、その中で安政以前に於て春嶽をして堯舜たらしめんとの理想を以て赤誠を盡くした功臣に鈴木主稅のあることを看過してはならぬ。彼は小楠とも親交ありて互に書面の往復をしてゐたことは既記の通りだが、安政三年江戸で病死したため、小楠が應招して越前入をなした時に彼の姿を見なかつたことは小楠の最も遺憾とした所であつたと思ふ。彼については遺稿篇(二〇六頁)に少しばかり述べて置いたが、主稅と最も交の深かつたのは藤田東湖と長岡監物であつた。東湖は毎に今や眞に豪傑と稱すべき者、天下唯鈴木主稅・西鄕吉之助あるのみと云ひ、監物は東湖と主稅とを評して、資質豪邁にして學力あり材略あるは東湖に若くはなく、學術正大にして德義・智識兼備はるは主稅に如くはなし余最主稅に服すと云つてゐるのを見ても、主稅の人物の如何に大きかつたかを想像することが出來る。

京都天授庵にての贈位奉告祭に於ける清浦の祭文

恭しく小楠横井先生の靈に諗ぐ。

嗚呼先生天挺の英資夙に正心誠意治國平天下の道を講じ以て實學の木鐸たり。以て王覇を辯じ以て名分を明にし以て開國進取の大策を建つ、高明俗に憎まれ先識世に容られず以て其身を災するに至る。頻に中興の奎運に膺り其志漸く成らんとするに際し不幸其難に遭て斃る。　但同志の徒其人少からず、先生の經論は維新の鴻圖を翊襄し聖明を裨補するに於て遺憾なきに幾しと雖、然も先生其人と其功とは空しく湮沒し、其世に傳るものは乃ち當時の誤聞訛說に過ぎず、是れ吾人の嘆惜痛憤禁ずる能はざる所なりき。

嗚呼先生逝て六十年、茲に昭和の聖代即位大禮の儀を行はせ給ふに際し忝くも先生に追贈するに正三位を以てし給ふ、是に於てか先生尊王愛國の志趣と勳績とは炳乎として天下に瞭らかなり。　晴雲一掃先生の眞面目始めて露る。　吾人同鄉の後進驚喜感激惜く能はず、此の盛事を記念す可く胥ひ議して恭しく先生の墓前に於て祭典を營む。　是唯同鄉先輩の爲に區々の寸忱を輸すのみ。

嗚呼先生在天の靈知るあらば必らずや吾人の心を諒とせん。　尙くは饗けよ。

昭和三年十一月十六日　　總代　伯爵　清浦奎吾

# 第十章　福井藩の招聘に應じて

## 一　福井表の待受

肥後藩よりの辭令

小楠は安政五年二月二十九日組頭平野九郎右衛門から左の辭令を受取つた。

其元儀松平越前守様より依御賴御國許福井表え被差越候條、早々用意相仕廻候様、尤彼表え學館御取建に付諸生教導筋付而御借受當年中も御留被置御模様に候條、此段も申聞置候様從御奉行所申來候間可被奉得其意候。以上。

二月廿九日　　平野九郎右衛門

横井平四郎殿

小楠の越前入はこれで愈、確定した。越前から肥後への招聘交渉には明道館の教官にとあつたので右辭令にも亦さうなつてゐるが、此の招聘問題の發端に溯つて見ると決してそればかりでは無く、藩政始め其の他の機務をも諮問しようと云ふのが春嶽の本意たるは無論である。本藩には容れられずして城外の寒村に貧しく蟄居せる老書生が一躍して特別の家柄た

る雄藩の賓師に迎へられた此の事實は小藩に於てはいざ知らず大藩には其の類例に乏しいやうだ。村田氏壽が橋本左内に寄せた書簡中に今回の小楠招聘交渉の纒つたのを「ケ様の事我國邦に珍敷（米澤公烈公位あり）御國古今の美談と奉レ存候」と記してゐる通り（本篇四〇八頁參照）池田光政に於ける熊澤蕃山と上杉治憲に於ける細井平洲位であらう。破格に小楠を迎へた春嶽の明識は云はずもがな、小楠も亦之を辱しめぬ俊傑だつたは良い「コンビ」であつた。

福井藩に差遣の辭令（横井時靖藏）

小楠の門下知己がこれを彼の登龍門として將來を期待すると倶に肩幅を廣くして心より欣躍し又祝福したのは云ふまでもないが、從來小楠を目の敵のやうにして兎もすれば非難の的としてゐた人達すら驚異の眼を睜らずには居られなかつた。かの林櫻園は嘗ては小楠の師事してゐた肥後の碩儒で、豪放人を眼中に措かざる小楠も彼を師龍と評して尊敬してゐたが、後には學意合はずして互に遠ざかつた。然るに櫻園は小楠の越前行を耳にするや酒肴を贈りて之を祝して小楠を驚喜せしめた。又同じく學意の行違から絶交してゐた長岡監物も

林櫻園・長岡監物の餞

小楠が越前へ召されて熊本を出立するといふ前日に左の二首を詠じて餞した。

名に高き越の志ら山峰も尾も赤き心に染めつくしてよ。

中垣のへたてはあれとへたてなく祈るは同し道の行末。

元田東野の送別詩

林や長岡でさへこの通りであるから小楠を師とし友として私淑せる元田東野に送別の辭なかるべからずだ。果して彼は小楠の爲に限りなき喜の情を表して左の一首を贈つた。

沼山先生越前侯の徴に應じて越に之くを送る。

尹の志顏の仁長へに自ら樂しまんとす、忽ち聞く徴令の衡門に到るを、久しく憂ふ世の庸儒に誤らるゝを、果して識る天此の叟をして言はしむるを、吾が心を洞開して歐亞を一にし、大いに斯の道を明らかにして乾坤を正さん、龍驤豹變功成るの後、歸臥せよ山蒼水碧の村。

越前行に對する非難

併し斯かる祝福許りでなく、中には是迄の行掛りから小楠の越前行を以て二君に仕ふるものだと非難する輩もあつた。それを聞いた小楠は一笑に附して敢て顧みなかつたとか、彼は「今日の事豈此の陋習に拘るべけんや」と笑つたとか記した書物もあるが、若しそれが事實ならば、それは其の非難の當らざるを笑つたので「二君に仕へず」を陋習としたのではない。と云ふのは小楠は『戊戌(寓館)雜志』なる彼の漫錄(遺稿篇「詩文」乙)この中に、靈龜二年留學生として唐に遣はされた阿部仲麻呂が玄宗によりて左補闕を授けられ秘書監兼衛尉卿に至り、後に日本に歸らんとして海上風に遇ひ復入唐してからは肅宗に左散騎常侍安南都護に擢

でられ、卒しては代宗潞州大都督を贈られたに對し、

仲麻呂朝使を以て唐の官を受く。是叛臣にして我が國體を辱しむること多しと爲す。其の望月の和歌情の惻む可きありと雖も、而も以て其の罪を償ふに足らざるなり。王摩詰安祿山の僞官を受け後凝碧池の詩を以て死を免れしと事甚だ相類す。文人の節概無きは嘆ず可きなり。

と記してゐる其の精神や、文久二年幕府に小楠を登庸せんとする議ありし際（本篇第十四章、三參照）固く辭した其の覺悟を見ても二君に仕ふるを意としない筈はないからだ。今回の越前行にしても、彼ほどの經綸を持つてゐながら肥後藩にゐては認められる事も用ひられる事も先づ見込がないと云つてもよく、あたら寳の持腐に終らうとするのを惜しむの餘り柳河の立花・池邊の如き心ある人々の勸誘や斡旋もありはしたが、福井藩君臣の招聘熱望の結果正式に同藩主より肥後藩主への借受懇請があつて肥後藩の命によりて越前に向つた事であり、其の後三回の福井藩よりの招聘に對しても毎回主家の命令の下に行動し自分勝手に應招してゐないことは後章に述べる通りである。小楠の越前行を以て二君に仕へると見るのは大なる誤である。

出發・着阪の日取を報ず

上掲辭令を受取つた小楠は取敢へず越前に出發と着阪との日取を報ずべく、先づ三月三日付にて大阪の越藩留守居牧村清左衛門に書（遺稿篇「書簡」六六）を送りて當月十二・三日頃門弟二名を連れて熊本を出發し、同二十七・八日までに着阪の豫定なるを報ずると倶に、吉田悌藏・

村田氏壽兩人宛の書翰（遺稿篇「書簡」六七）を至急越前に仕迸るやう依賴した。此の兩田への書面には先づ春嶽の誠意を感戴して其の招聘に應じたと述べ、次に熊本出發と大阪着の日取を知らせ、兩田を始め越藩諸士との再會を樂しむ旨を記してゐるが、牧村と兩田への書面に今回の越前行は細川越中守の命なるを特記することを忘れてゐない。兩田は旣記の如く小楠招聘につきて重大なる役割を演じたのであるが小楠の越前入に關しても諸用向の取調を命ぜられた。吉田家には悌藏への辭令なる

此度細川越中守樣に御賴之上橫井平四郞御招被ㇾ成候に付學監へ申談諸用向取調候樣被ㇾ仰付ㇾ。

の寫が保存されてあり、又村田の『履歷書』中には、

安政五年三月橫井平四郞御招被ㇾ成候に付取調掛被ㇾ仰付ㇾ、此表着の節御國境まで出張出迎候樣被ㇾ仰付ㇾ。

とある。小楠の書面を受取つた村田は三月二十二日に京都にある橋本左內に書狀を發してその內容を報ずると倶に、左內が小楠と京都にて會見することになるのは別して好都合にて其の節は小楠の福井表に着してからの手下しの次第や「指請君德御補養、御地磐結之大事件」等よく〳〵話し置きくれと賴み、猶左の「追書」を以て小楠の待遇方につき質してゐる。

村田、橋本に小楠待遇方を質す

以ㇾ別紙ㇾ得ㇾ御意ㇾ候。然ば橫井先生來着之節御國境迄迎人指出、其餘平洲先生米澤へ被ㇾ招候節之例に依り可ㇾ申哉。

但御國境迄迎人指出、且其表支度の模樣有ㇾ之事故、此表到着之日限相知れ候はゞ、其旨前以被ㇾ仰下ㇾ度

奉レ存候。横井氏孰れ京師には暫く逗留も有レ之事故其旨御便も出來可レ申哉の事。

來着之上は五十人扶持又は御合力二百俵可レ被レ給事。孰れ賓客之御待遇に候故右兩樣之內孰れにて可レ然哉。

髮月代・飯糧等取調功者之人一人御貸可レ被レ成哉。錢穀出納・買物等之世話人平瀨（儀作）・南彥（南部彥助）兩人掛り可ニ申付一事。先年相見へ候節此兩人親炙之者故可レ然事。昨年より彼是遷延候處、事成就被レ成候ては甚以迅速、驚喜之至爲ニ國家一可レ奉ニ大賀一萬々御同然に悅申候。石原舊宅未だ少も手入致不レ申候に付早々修理申付候筈に御座候。尙此外御心付之義も御座候はゞ早々被ニ仰下一度奉レ願候。ケ樣之義は隨分町便に御指出可レ然、且又三度之外每日の樣に福井表への便有レ之哉に承居申候。賢次郎へ御申付爲ニ御調一可レ被レ下候。（後略）

福井市松平侯爵家事務所所藏の『明道館御用留拔書』の中にも安政五戊午年の部に三月二十五日付にて左の記事がある

細川越中守樣御家臣橫井平四郞儀　君上厚　思召を以再應越中守樣へ御賴之上御招に相成、近々御國表へ可ニ罷越一に付諸事取調置候樣、且不ニ容易一御儀故　御趣意通相立候樣厚及ニ評議一候樣村田巳三郞申ニ聞之一。

渡邊早太揚屋敷橫井先生旅館に相成旨是亦申ニ聞之一。

小楠到着の際の出迎方

上揭村田の「追書」と云ひ此の記事と云ひ、福藩では「容易ならざる儀」とて小楠の待遇方に就きては誠意を以て考慮してゐるが、一番良い適例でもあるからであらう、米澤藩の細井平洲招聘の時の待遇振を參酌する意向らしい。なほ小楠到着の際の出迎方に關しても右書類中の同年四月六日の部に左の通りある。

句讀師以下役輩外塾師助迄都講申渡左之通。

一　横井先生明七日到着に付水落驛（鯖江の北、今歩兵第三十六聯隊のあるあたり）迄郊迎可レ被ニ罷出一候。

但六半（午前七時）時出宅之心得に候。

一　裁着又は袴着用腰兵糧持參可レ有レ之候。

一　明後八日廳上下着用先生宅式臺迄歡として御出有レ之可レ然存候。

明道館の職員としての出迎としては左もあるべきであらう。なほ東京の松平（慶民）家文書の中には「三月二十六日飛脚發に付御家老に御渡御書付左の通」として春嶽が越前への飛脚便に托して家老共に小楠着直後の取扱振を諭示した左の一書がある。

春嶽、小楠の取扱方を諭達す

横井平四郎出福到着之上早々賓師之位を相定、政事上迄も相談申様に相成候ては却て事輕淺に出、不レ可レ然候。依レ之存候は義理上之研究・人材教育之筋等より追々議論いたし試候はゞ學術之臧否用捨の次第分明可ニ相成一候へば、其上にて彌望の人物に相違無レ之候はゞ追々賓師之位相定め、國政向及ニ相談一候運にも可レ有レ之候。最初卒爾に重大に取扱國政事向迄も及ニ相談一候て自然不合之儀等有レ之、双方失望に相成樣にては、越中守より一應相斷此方より再應懇望いたし申立候主意に相背て不都合に相成候間爲レ念此段申遣候。其上之義は國許之評議に相任せ、尚一體の景況は追々可ニ申越一候也。

右によれば小楠は賓師として迎へたのではあるが、着早々から其の扱にして國政向の事まで相談しかけ萬一双方失望することになりては甚だ面白くない。ことに細川家よりは人物

に就いての種々の注意があつたのを押してやつと承諾を得たのであるから其の處置に當惑することになる。それで政事向の事は愈〻希望通りの人物たるを見定めて後に相談するやうにと云ふので眞に用意周到な注意である。漸く望が叶つて限りなき喜悅の中にも尙警戒を怠らぬ春嶽は流石に人を用ふるの度を具へてゐた。

## 二　發熊より着福まで　京都にて橋本左內と再會

福井表では上記の如く小楠待受の準備が着々行はれてゐる間に小楠も出發の用意に忙しかつたが、彼の唯一の氣懸りは老母はじめ家族の健康であつた。然るに幸に門生で而も醫術を學んでゐた內藤泰吉と野中宗育の兩人が留守居を引受けて吳れたので今は安心だと、輝やかしい抱負と希望とを持つて豫定の如く沼山津の草廬を出足した。越前まで隨行し、尙彼の地にて小楠に侍するのは河瀨典次と池邊藤左衞門の弟龜三郎の兩門生であるが、安場一平も此の機會に福井まで同行して暫く滯在することゝなつた。



小楠の熊本を出發した日は豫て越前の方に申し送つた三月十二・三日の何れかであつたには相違ないが、內藤泰吉の『北窓閑話』には「三月十三日先生は越前老侯の聘に應じ愈〻出發さるゝ事になつた」とある。然るに小楠の榮ある鹿島立を筑後まで見送つた德富一敬の書

柳河に立寄り本郷に至る

いた物の中に「其熊城發程を送り柳川に至る云々」の記事があるのを見ると小楠は柳河に立寄つたと見える。越藩の小楠招聘に就きて最も希望もし畫策もしたのは同地の立花壹岐と池邊藤左衛門とであつたことは既記の如くで、又小楠が近時十時攝津(柳藩家老)及び池邊等と國事につき畫策しつゝあることは左記池邊の書面の通りだ。柳河には、立花は當時江戸詰で不在だが十時や池邊は居るし、越前に連れ行くべき池邊の弟は待つてゐるし、又小楠の此の行を人一倍喜べる多數の門生もあるので小楠が態々迂回して此處に立寄つたことはありさうなことだ。處が後出の安場の日記によると小楠は十三日に既に本郷にまで來てゐる。本郷は寶暦の頃には藩主の別莊も練兵場もあつた處で矢部川のすぐ北で柳河の東二里許の距離にある。十三日に熊本を立ちて柳河に廻り其の日に此處に來るのは一日行程として餘りに遠きに過ぎるから小楠の熊本出發は恐らくは十二日で、其の日柳河に至りて其處に一泊し、其の翌十三日十時や池邊を始め多數の門生・知己に見送られつゝ本郷に來たのではあるまいかと思はれる。若し十三日熊本を發して其の日に本郷に來たとすれば、十五里の行程だからとしては餘りに遲い。又安場の日記に據れば彼は十二日熊本を發し山鹿町に程近き岩原に夜に入りて着したと見ねばならぬが、それを柳河の連中が此處に來て待受け送別宴など開く一泊し、翌十三日の五ツ半(午前九時)同地を出足して本郷に着いたとある。其の時刻は夜には入らぬやうに思はれるのに、すでに小楠一行及び柳河連中は其處に來てゐたらしい。且つ小

楠が熊本より本郷に直行したとしては其の途中にて何處にも一泊したやうな様子はない。だから、熊本を十二日に立ちて前記の如くに柳河に迂回しそこで一泊して本郷に來て安場と出會したものであらう。

小楠近時の行動・計畫

かく小楠が柳河に立寄つたではあるまいかと想像せしめる理由の一つに池邊の書狀もあると記したが、それは安政五年三月四日付にて池邊より立花壹岐に寄せたものだが、小楠の近時の行動及び抱負計畫の一端や池邊の心事及び時勢に對する意見をも知り得られるから長文ではあるが左に掲げよう。なほ之を理會するに必要なる事をも附說した爲に文章が幾段かに切れたが、第四三六頁の名前の處までは一通の手紙である。

（前略）先月十日於二黒崎（前出）御別莊一十時大夫（攝津）・沼山先生・私儀咄合仕候末今日迄（著者註、原文には「今日迄」の右側に「當月二日なり」と細書してある。本書面の日付は三月四日であるから「二日なり」は變だ。恐らくは書面は四日に書き終つたが内容は二日迄の事だと斷り書をしたのであらう）之處追々打變候事情奉二申上一候間御承知可レ被レ下奉レ希候。

先月二日弟龜三郎沼山へ爲二罷越一候。其次第は佐倉公御上京に付ては天下之事情甚以御心遣申上候

京都は戰爭抔と時勢に昧き正議を主と被レ成、江戸は交易を主とし利害之陋見を不レ免、是等之處より日本國相分、京都方抔と申もの出來候て終に內亂の端と奉レ存候。

に付沼山先生へ愚說咄合爲レ致、模樣次第には京都より越前へ遣し、沼山先生越藩に御招請等之御手筈も村田へ得と爲二咄合一候心底に御座候。同八日弟罷歸り沼山にて咄合之趣承候處、弟義急ぎ出府いたし尊公様へ沼山之說申上。

沼山の說は萬國と交易取結、海軍之所相整ひ、諸大名與向勝手交代軍艦より往來、天下之窮民撫育、遊民方附等之事、且又天下之正議家幕府を惡口いたし候事甚以無理なる譯、是は先書に申上候通秀吉將軍在世たりとも此度之使節參り申候と同樣之譯合に御座候。

越藩始御滯府に相成、尾張之正議を引返し、交易之見込より日本を大强國に相成候迄之處大本論定相成、共上にて佐倉へ誠心を以て申入幕府之俗論を破り、夫より諸大名へ申喩し、一時に今日之事務を引返し候事今日之機會之不レ難譯哉に聞え申候。右に付同夜十時大夫へ御賴談申上、旣に弟出府之心組に罷在候處、

尾・越二藩聯盟の畫策

右に佐倉とあるは閣老堀田備中守正睦、「その上京に付ては」とあるは安政元年三月に締結した日米和親條約書に「本條約を調印後十八ケ月を經れば兩國協議の上米國の官吏を下田に駐在せしむることあるべし」とあるので、安政三年七月米國總領事ハリス下田に入港し、翌四年十月二十一日將軍家定に謁見し、其の後六日にして堀田閣老と會見して日本の都下に各國使臣を駐在させる事及び所謂勝手貿易を開始する事の二ケ條の要求をなしたるより、林大學頭・目付津田半三郎を上京させて條約締結の勅許を請はしめたがなか〳〵埒があかぬので堀田自ら上京することになつたことだ—彼は安政五年二月五日入洛した—。又越前と尾張のことが右にもあり此の後の文中の處々にもあるが、之は小楠が近時十時や池邊等と尾・越二藩の聯盟を策してゐたからである。其の事は已に池邊藤左衞門が立花壹岐に寄せたる二通の書面中の安政四年十一月二十一日付のには「橫井近日之說にて尾・越の二藩是非とも御

親みに相成天下之時勢を明に被レ成二御覽一、經綸規模同樣に參り、機を見て天下の危きを返し治道を再度明らかにする見込段々思慮に相成、私へ致二出府一尾・越之二藩に申入候樣江口純三郎を以て被二申聞一候云々」とあり、翌十二月二十八日付には「墨夷　御目見に付て紛々枝葉論蜂起仕候由奉二想像一候。……此時に相成候ては尾・越の二藩公儀を助け天下の心を收養し新敷天下之經綸を施し候手段可レ有レ之、右經綸規模等の義は近日横井態々源助(矢島)を以て咄合に相成、粗賤昧の胸中に相分り候へども筆に任不レ申、近日は一刻も尊公樣へ御目通り仕度心中に罷在候。越公御在府にて被レ爲レ在候內御討論申上度奉レ存候」とあるのでもわかる。藤左衞門が右の如く弟龜三郎を態々小楠の許に遣はしたのも堀田閣老の入京を耳にして憂國の念禁ずる能はず、右計畫進行につきて協議させようと云ふのが其の主なるものであつたらしく、其の咄合の結果龜三郎が出府の事になつたのである。

同九日横師(小楠)不レ斗黑崎御別莊へ出懸に相成、十時大夫私へ急に面談之事有レ之由申來候間十日早朝馬より驅付、十時大夫も御出勤御引取より御馬にて御出に御座候。七時頃より咄合に相成候。然處弟儀江戶へ參り候樣沼山にて話合相決居候へども弟にては不二相成一、是非に私出府いたし候樣十時大夫御斗被レ下候樣奉レ願度、態々差急ぎ罷出候間無理にも御斗可レ被レ下との事に相成候。十時大夫御答に、藤左衞門出府は余程六ケ敷、乍レ併少々宜敷圖合も有レ之候間取斗見可レ申候。十に六七は出來可レ申と被二仰聞一候。沼山先生も大に喜に相成是れにて先は如何とぞ動立可レ申候。然ば一杯と酒に相成申候。乍レ併角(カク)別强立も不レ仕終宵面白咄のみ御座候。

十二日朝大夫御一同罷歸り、其跡にて但州（家老立花但馬）弟輩三四人講學有レ之、十二日先生歸に相成候。十五日頃にも御座候や十時大夫より隼人君（姓は矢島、十時攝津の弟、立花壹岐の兄）へ私出府事被ニ仰述一候。大夫之御說は當年御藩府にも相成候勢に付如何之情合に有レ之候哉、藩中にては分觧候間東西之情儀間違等無レ之爲め藤左衞門遣し、得と委許之事情も壱州へ咄し爲候は至極宜敷かるべく、且又天下之勢も如何とも相成候哉、萬國の情實も心得致度旁藤左可レ然となり。隼人君も御承知に相成、小野大夫（名は勘解由、筆頭家老）へも御同樣に被ニ仰出一候御含に被レ爲レ在候處、不斗兩大夫御一同御不快にて御引入に相成候。廿一日頃に相成小野大夫御出勤に相成、十時大夫尙御引入に付最早時も急ぎ候間、小野大夫御招にて右之御咄被レ成候御心組に御座候處、

小楠は龜三郎の出府では心元なく思つたのか、態々二月九日柳河に出懸けて十時及び池邊と會見し、藤左衞門の出府を要求したので十時も其の事を取斗ひつゝあつたのだ。

廿三日晩御便着候て當年御歸國夫々御手筈相濟尊公樣も御歸、其上左內（橋本）も歸鄕と承り候へば十時大夫之御說も塞り、且又私出府仕候ても越公（春嶽）へ御目通も左內無レ之處にては如何可レ有レ之哉、東西とも無理に相成候勢に御座候間一先私儀出府は見合、尙又弟儀越前・尾張迄遣し候方に相決し、廿八日願書差出し同日願濟に相成、三月五日打立候手筈に仕置候。

藤左衞門出府を見合はせ再び龜三郎が越前・尾張に出向くことになつた。

然處當月朔日肥後源助（矢島）急用にて參り候由申遣候間急ぎ面會仕候。外之義に無レ之天下之大幸甚。沼山（小楠）先生事越前之御賴に依て福井へ被ニ差遣一候樣先月廿九日熊本にて夫々被ニ申付一候との事に御座候。

池邊、小楠越前行の決定を喜ぶ

小楠の越前招聘につき熱心に周旋してゐた藤左衞門は此の吉報に接して「天下之大幸甚」と云つてゐる。其の安堵と歡喜は言はずもがなである。

右沼山先生越前に被レ参候に付ては彌以私出府いたし候様、且又先生も越公御在府中に是非江戸へ被レ出候て見込之通天下之大經綸大根本被二相立一、其後各國之治道も夫々論定に相成候心組に御座候。然處私出府は爰許にては兎ても出來不レ申候。且又先生出府越公・此方様（柳河藩主で飛騨守鑑寛）江戸御引拂後に相成候ては不二相成一、少時にても先生出立も急ぎに相成、今月十日頃は發足と被レ存候。何も先生出府之上にて萬事御咄合に相成、秋迄御滯府にも相成候はゞ私儀も出府いたし候様御地にて御取斗可レ被レ下奉二希遣一候。實は先生出方に相成候ては私抔は無用御座候へども聊なりとも天下之御爲に相成度、且又今日幕府大困窮之時節に當り、此方様・越前様・尾張様幕府に御助力に相成、事情に昧き妄なる正議家を説諭し利害之陋見に流れ候幕府之役人どもを申示し、日本之治體相立十年之内外には世界之强國と相成、西洋諸國へも如レ飛に往來も相成候はゞ其時こそ日本魂とも可レ申候。今日之時勢に相成兎ても日本一ヶ國獨立は不二相成一事墨夷之使者申通りに御座候。今日之世界之勢は英・魯の强國アジヤ洲を爭ひ、爭ひ勝ち候方世界を一統いたし候。日本はアジヤの喉に居候間アジヤを爭ひ候もの其喉を棄つべきの理無レ之候。故に日本大强國たらざれば西洋各國の屬國たるを免れず。此等之時勢は深く討論の上今日之處置可レ在レ之候。妄に戰爭を主といたし候譯には無レ之候。胸中筆に盡し得不レ申候。所詮面上にて不レ奉二申上一候ては不二相叶一候。甚遺憾之仕合御恕推可レ被二成下一奉レ希候。

小楠は越前に着して後直ちに江戸に上り春嶽に晋謁して其の抱負を述ぶる積りであつたと見える。藤左衛門の憂國の心事は感歎に値するが、其の外交意見は小楠そつくりで痛快を極めてゐる。

**須らく小楠を出府せしむべし**

沼山四月初旬に越前に着に可ニ相成一、越公様・此方様四月末に江戸御發駕と奉ニ恐察一候間、萬一越藩之事情越公御歸國之上先生へ御一藩之學事等御相談之御心組にも御座候はゞ甚以今日之時勢に御味く御座候間、願曰(ネガハク)は闕ヶ原迄御人被ニ差出置一候て直に江戸に通りに相成候様、御地にて越公へ被ニ仰上一候ては如何哉に奉ㇾ存候。左内急に歸國は定て先生事相分候に付ての義と奉ㇾ察候。然ば最早先生一件は得と御承知に相成候御事に奉ㇾ存候。左内も自然は直に江戸へ出方に相成候様相談之含にて國許に歸り候哉も難ㇾ斗候。肥後之方不ㇾ斗差上候事に相成實に天下之甚幸に奉ㇾ存候。此節は時勢一動可ㇾ仕奉ㇾ存候。

池邊は春嶽歸藩の上小楠に只越藩の學事のみを相談する考であらば愚なこと故、小楠の越前行の途中を闕ヶ原に擁して江戸に連れ行き春嶽に晋謁させよとの注意は尤至極だ。

**龜三郎の隨行**

弟儀は沼山先生に隨身爲ㇾ致候て越前表へ遊學爲ㇾ致候様奉ㇾ願候。就ては江戸迄之事は願不ニ召置一候へども、先生隨身之義に御座候はゞ先生江戸へ参りに相成候節は江戸へと同伴可ㇾ致、且又先生用事に付て壹人にても江戸表へ罷出候事も不ㇾ可ㇾ辭時宜も可ㇾ有ニ御座一、此段は十時大夫へも申上置候。乍ㇾ憚尊公様へも奉ニ申上置一候間右御含置可ㇾ被ニ成下一奉ㇾ希候。

龜三郎が今回小楠に隨行して北行した消息は此の書面によつて能く分る。

**田宮との咄合**

田宮事毎々被ニ仰聞一奉ニ承知一候。乍ㇾ憚如何之譯有ㇾ之候て出府は不ㇾ仕候哉。君公御出府にては是非御伴可ㇾ仕奉ㇾ存候處無ニ其義一、尾張も定自國固めの見識にて田宮は國に殘し候哉。先生出懸に相成候間尾張へも出府懸け立寄に相成候様咄合置可ㇾ申候。御承知置可ㇾ被ㇾ下候。

田宮は尾藩の田宮彌太郎の事で小楠は上國遊歷の時に交驩してゐる。（本篇二〇五頁參照）小楠が江戸に赴くことになつたら途中名古屋に立寄り彼と協議する樣に咄し合ひ置くとある。然るに小楠は途中からは勿論福井に着して後も遂に江戸には行かなかつた。其の理由は『北越土產』（遺稿篇「談錄」二）の「江戸出府無ㇾ之儀深き思慮有ㇾ之候ての事に御座候由」の項や後記春嶽より小楠への書簡（本篇四五〇頁）によりても略察することが出來る。

彼理（ペリー）が參り候時より今日は尙又日本安危之際に御座候。乍ㇾ併日本人心之動き候方は先年の如くは無ㇾ之、因循の習とは此ぞ可ㇾ申乍（ナガラ）可ㇾ恐事に奉ㇾ存候。世之小眼穴のもの天下之安危眼前に在ㇾ之候事は不ㇾ存、有來之俗事小格抔區々として取守り年格之御恩賞抔に心を寄せ候事可ㇾ憐事に奉ㇾ存候。君たる御方大眼目を御開世界之變動御達見在ㇾ之度奉ㇾ希候。

藤左衞門が國を憂へ我が國民が天下の安危目前に迫りたるを覺らずして晏如たるを憤慨せる所など流石に小楠が彼を柳藩の柱石と推擧した其の人物を偲ばせるものがある。

尙又時勢も日々打變可ㇾ申候。隨時之運用專一に奉ㇾ存候。右爲ㇾ可ㇾ申上ㇾ如ㇾ斯御座候。恐惶謹言。

三月四日　池邊藤左衞門

永從（花押）

立花大夫

執事

此の藤左衛門の書面を見ると小楠が愈、越前行に際し十時・池邊等に更に面會の必要があつたではあるまいかと思はれる。そして立花壹岐は本書を春嶽の閲覽に供したと見えて、其の事を原書狀の一端に自筆で覺書してゐる。記事は又本筋にもどる。

應召の心事を詠ず

上記本郷までは右徳富の外に矢島源助・竹崎律次郎も見送つて來たが、徳富の記したものに據ると小楠は熊本より柳河までの途中轎中より徳富を差招き、詩が出來たとて口吟しつゝ彼に左の一首を書取らした。

命を奉ず孤臣千里の身、青山碧海一望の春、此の行唯心事を盡くさんと欲す、成否は天に在りて人に在らず。

小楠筆蹟
（第一回應招途上の作）
（川喜田久大夫藏）

これは當時の小楠の心事を告白したもので結句は彼の本領でもある。こゝに掲げたる筆蹟は小楠が福井に着してから吉田東篁に墨痕鮮かに書き與へたものだ。なほ此の詩には春嶽が次韻して小楠に與へた二首もある。（本篇四八一頁參照）

別離の一夜

後出安場の日記に據れば小楠一行は本郷では此の地方の富豪で藩の用聞であつた淺山平

五郎方に止宿したが、此處には熊本より見送りの德富等三人、柳河の同志門生數十名のある上に、小楠とは別に熊本を發した安場も來合はしてゐる。此の日の此の家は小楠黨の大集會場となり、彼等が同じ心に齊しく師の將來を祝する其の歡聲は夕方より降り出した大雨の音を壓して春の夜の空を搖がしたであらう。

本鄕出發

明くれば三月十四日の朝まだ降歇まぬ雨中を見送りの門生や同志に惜しき別れを告げて本鄕の宿を出足した一行は小楠・安場・河瀨・池邊の四人であつた。これから大阪までの道程につきては他に何等徵すべき文書を見出し得ぬが、左記安場の日記によりて其の大體を知り得るのは幸である。

安場の大阪までの日記

## 漫遊日記

起安政戊午三月十二日

三月十二日、陰。九時國分發足、頭宅にて往來受取於後藤家爲旅裝、八ツ時（午後二時）出立、井忠・後尉・山田五・宮榮・岩助之送而到出京町、吉嘉同道七ツ時（午後四時）出町發足、夜半岩原え着。

三月十三日、晴。五ツ半時（午前九時）岩原發足、原甚・吉嘉送て湯町に到、一酌別を爲。萱野中敬・道家七を訪、勢高之宿にて尉右衛門殿（湯地）へ出會、本鄕淺山平五郎へ止宿。當家は柳藩十時攝津・被官池邊先生及十時兄弟（兵馬ならん）共餘數十人集會。當家にて横先生え拜顔、社中の諸士德富多・矢嶋源・竹崎律先生を送而皆在席。

三月十四日、雨（昨夜强雨）、萱雨歇。朝四ツ時（午前十時）本鄕發足、府中中飯、松崎止宿。

三月十五日、陰、風。日出松崎發足、飯塚止宿。

三月十六日、晴、風。未明飯塚發足、黑崎中飯、從ニ木屋瀨一福山藩河內俊雄同道。（午後四時）七ツ時到ニ小倉一、尉右衛門殿へ面會。

三月十七日、晴。（午前八時）五ツ時小倉發。下關え滯船、風惡敷一夜滯留。

三月十八日、晴。早天東風不レ止、（午後二時）八ツ時俄に風變西南風、便告ニ宿時（マヽ）ニ赤馬關を發。風又變、沖定船。

三月十九日、東風不レ止。中關向島え到て滯船。

三月廿日、晴。（正午）九時風變東北風、宿る（マヽ）發船。

三月廿一日、晴。（午後四時）七時到ニ上關一。風順直に發船、沖俄風變豫州（興居島）コヾシマ滯。風强。

三月廿二日、陰。（午後四時）七時中島え滯船、夜（十時）四時發船。

三月廿三日、晴。未明同州風早へ着船、飯後直發。夜ハナクリ瀨戸口に滯艇、夜半發船。

三月廿四日、美晴。（午後二時）未刻豫州弓側え到、直發船。鞆より滯船。

三月廿五日、陰、小雨。早旦鞆發、順風到ニ多度津一。直に金比羅參詣 平田平五郎・渡邊卅左門・粲原某同道。暮滯船。

三月廿六日、雨天。多度津發、船押船にて三里シヤミ島に到、風惡滯船。

三月廿七日、雨、晝後止。飯後發船、晝風變順風、夜半沖に碇艇。

三月廿八日、晴。早旦發、晝到ニ家嶋一水を求、直發船到ニ舞子一、今日天晴濤靜。

三月廿九日。陰、晴。昨夜發船、（午前十時）四ツ時大坂着。夜先生淀舟にて御上洛。大坂止宿。

上記安場の「日記」によると小倉を發してからの海路は風波のために、大阪着は三月二十七・八日と豫定してあつたその日取より一二日後れたのである。小楠は大阪から直ちに老母に書面を出したが、それを受取つた老母の返書中に「舟中ひまどりさぞ〳〵退屈いたし申され云々」とある。今日からでは嘘のやうだが海上十三日を費した譯で其の退屈さ・抵牾しさは名狀すべからざるものがあつたであらう。安場は大阪に着くと近畿の名所舊蹟を見物すべく一先づ一行と別れたが、小楠は河瀨・池邊と倶に二十九日夜淀川を溯つて翌三十日に入洛した。

着阪當夜上洛

小楠は京都で二日ばかり滯在したが、此の間、村田からの通知によつて小楠の入洛を待詫びてゐた橋本左內に面會し着福後のことなど種々咄し合つた。云ふ迄もなく左內は春嶽の命を受けて此の年正月二十七日江戶を發して二月七日着京二條の越前邸に寓し、幕府の嫌疑を避けて桃井亮太郞（後伊織と改む）と稱し、密かに公武の釁隙を彌縫し建儲の志願を達せんとしてゐたのであつた。此の時三岡石五郞も京都に來てゐたので小楠は彼にも面會した。四月三日に小楠が信州上田の櫻井純藏に與へた書翰（遺稿篇「書簡」六八）中の一節に

橋本左內に面會

於二京師一福井御家中橋本左內に出會諸事咄合申候。橋本は直に江都に發足、今日東北に相分申候。

とあり、又福井に着して後四月十一日付にて在府の左內に寄せた書面にも左の如くある。

於二京師一は數日御難題に罷成厚忝々拜謝難レ申盡一御座候。乍レ然寬々得二拜話一大慶此事に奉レ存候。扨三日奉

別以來道中無レ恙七日に御城下に參着。同行何も中分無ニ御座一候。御安心可レ被レ下候。於ニ賢兄一定て同日御發程と奉レ存候。御急之事にて別て御氣側被レ成候と奉レ存候。

小楠・左内東北に分かれて出發

右によると小楠は四月三日京都を立ちて福井に向ひ、左内も亦其の日に同地を發足して江戸に歸つたと見える。なほ左内への書面中「於ニ京師一は數日御難題に罷成」とあるのを見ると小楠は京都滯在間は左内の寓したる越藩邸に同宿したではあるまいか。それは兎も角、兩人の會見は嘉永四年大阪にてのそれから七年目だ。僅かに十八歲であつた大阪時代の左内と今日のそれとは其の識見と云ひ其の地位と云ひ一大躍進をなして居り、而も今は兩人倶に對外意見に於ても相一致してゐる事とて互に胸襟を開きて談じ、其の話題は啻に越前の事に止らず天下國家の問題にも觸れた事は想像に難くないが、左內の退京につきては小楠も大いに之に同情もし慨嘆もしたであらう。と云ふのは、左內は上京後上記の目的を以て青蓮院宮を始め鷹司・三條等搢紳諸家に出入して其の家士及び有志の徒と謀り、條約を定め貿易を開く事は朝命を待ちて之を行ふべき事、建儲は賢明・年長・人望の三件を以て降旨ある事を協定し、百般の計畫成るに垂んとして俄然奸臣の爲に妨げられて九仭の功を一簣に缺き、恨を呑んで退京の已むを得ざるに至つたからであつた。而も左內は江戸に歸ると間もなく謹愼の身となり、翌六年十月には刑場の露と消えて小楠との會合は今回が最後のものとなつたのであつた。

なほ小楠が嘉永四年上國遊歷の際京都にては春日潛庵・中沼良三・梁川星巖・梅田雲濱等と交驩

したことは既記の通りだが、今回の入洛に彼等と面會したか否やは何等徵すべきものがない。

四月三日福井に向つて京都を發した小楠は如何なる道筋をとつたか。今庄に着した時の記事はあるが、此處までは後記安場の日記に見る如くに西近江路を通つたか或は東近江路によつたのかよく分らぬ。今庄に着したのは四月六日の八ツ時(午後二時)過ぎであつたが、村田氏壽はもう此處に待受けてゐた。其の夜は此の地に一泊することになり、導かれた旅館で村田と京都の話や時務の論やで花を咲かした。翌七日此處を出發して湯ノ尾・鯖波・今宿を經て府中(今の武生)に至ると吉田悌藏の出迎を受けた。互に久濶の情を述べ種々語り合つた末、小楠は吉田に「先生我等をよくもク、ラレたれば、我等も亦先生をク、りつける時節あらん」と云つて大いに彼を悅ばせた。それから鯖江・水落(ミツオチ)を通りて城下より南一里餘りの麻生津(アサフヅ)に至ると明道館諸役輩に、荒井驛(城下より南二十町)に至ると諸番頭に、赤坂清光院(城下の南端)に至ると御側用人秋田彈正に出迎へられ、大勢の藩士に擁せられつゝ小楠は花々敷福井城下に乘込んだ。

村田今庄に出迎ふ

吉田は府中に

福井に着す

やがて三ノ丸に新に設けられた客館(本篇第十四章一〇、へ參照)に着くと、すでに明道館に揃つて待受けてゐた本多修理・山形三郎兵衛・松平主馬の三家老が麻上下着用で挨拶に來りて引續き饗應が始つた。それが終つて小楠は明道館に導かれ藩主の間に着座すると先づ館の役輩が銘々名刺を差出して謁見し、都講はじめ幹事までには盃事があつた。其の夜は助幹事以

上の役輩は麻上下着用にて小楠の旅館に歡旁伺候して献酬があるといふ物々しい有様。沼山津の老貧生が一躍して大名格の取扱を受けて七年振の福井の客館に如何なる夢を結んだであらう。

## 三　福井にての勤務振と評判

小楠は着福すると五十人扶持を以て遇せられることゝなり、居館には河瀬典次・池邊龜三郎も同居し、雜役に從事する者數人附けられてゐたが、錢穀出納・買物等の世話役としては村田より左内への前記書面にあつた通り平瀨儀作・南部彥助兩人が絕えず來館して面倒を見た。着任後の小楠の勤務振や其の他の行動につきては之を徵すべき何等纒まつた文書もなければ之を語り得る人も見出し得ないので、片々たる記錄によりて之を窺つて見るの外は無い。

着福直後の行動

着福した翌八日はもう明道館總教中と會して種々熟議する所があつた。九日の行動は不明だが、十日には『明道館御用留拔書』中に左の式書が收錄してあるから其の通りの行事があつたと見える。

四月十日。八時(午後二時)横井先生登館式書左之通。

一　館中一統麻上下着用相揃候上先生旅館へ及二案內一候事。

但生徒之内無二余儀一面々は織肩衣不レ苦候事。

一　玄關式臺迄至急役々者出迎、居館中諸役輩は致二郊迎一候面々斗玄關より習讀所二ノ間迄出迎、内都講壹人前日□(不明)案内にて部屋迄引レ之。

一　着座之上茶煙草盆出レ之、都講三人共及二挨拶一候事。

但茶・煙草盆大島六藏役レ之。

一　神位物且神酒頂戴被レ致候事。

但其節入側にて盥嗽被レ致候節大島六藏役レ之、都講徳山唯一御座之間着座之事。

一　案内之上先生習讀所床ノ間に出席、郊迎罷出候輩を始諸役輩謁見、尤郊迎不レ致面々は名札持參之事。

但右繰出し役、幹事役レ之。

一　右終て休息。

一　生徒等東舍に扣居、役輩之謁見相濟候上習讀所へ席着爲レ致、再案内之上先生床ノ間に出席、生徒一人づつ名札持參謁見之事。

但生徒多勢にも相成候節は貳人三人づゝにても繰出役見斗及二指圖一候事。

當日不レ能レ出面々は追て名札持參拜謁之事。

一　退館之節、送如レ迎。

三月二十九日夜大阪で小楠と別れた安場は近畿地方の名所舊蹟を巡歴してから四月八日

京都を發し堅田・小松（一泊）・今津・海津・疋田（一泊）を經て十日今庄に到り、それからは小楠と同じ道を通り府中で一泊して、四月十一日福井に着し小楠の居館に同居した。安場の四月八日から同二十日―此の後は中絶―までの日記があるが、これによると彼が京都より福井に着する迄の道中のことや彼の福井に着してから四月二十日までの間に於ける小楠の消息が略分るから左に轉載して見よう。

四月八日、陰漸晴。早天發レ京到二三井寺一、經二唐崎・堅田一從二湖水一行數里、小松宿。（此里數十一里半）

四月九日、陰、風。早天發二小松一。經二市河原一、不レ見レ湖四里斗、到二今津一。又從レ湖行三里、到二海津一。湖盡。山行五里到二疋田一止宿。（十三里）

四月十日、陰、風、晝後快晴。早天發二疋田一、經二頭曲坂一、越二木芽嶺一、達二今庄一、湯尾峠、府中止宿。（今行程十三里）

四月十一日、美晴。發二府中一。午時（正午）福井着、直謁二先生一。夕村田巳三郎・阿部（陪）又三郎面會、夜阿部來謁、丑時（午前二時）退。

四月十二日、晴。朝飯後矢島恕助・榊原幸吉謁二先生一、在席。次で長谷部甚平來謁、午時三士退。晝後愛宕登山。夕外塾補助兩人來謁。學校諸生二人河（河瀨）・池（池邊）應接。夜阿部來謁、丑時退。

四月十三日、美晴、風。九日・十日・十一日氣候甚冷、十二日漸暖。早天本多源四郎列謁二先生一。次で吉田悌藏・末松久兵衛・壯生皆川某來謁、末・皆二士不レ謁二先生一。九時至二學校一拜二孔聖之神位一。山口金次郎・川合

常之進來訪。

四月十四日、陰、晝後晴。朝飯後長谷部・村田來謁。晝先生市村家御出。夕學館ゑ出席、諸生咄。夜山口列來。

四月十五日、朝陰、飯後晴、夜半過より微雨。朝武館役輩謁見。吉田・村田來謁。四ツ比(午前十時)より舟橋見物、城下北一里許、加賀街道。橋者中古柴田勝家爲ニ北鎭時一以ニ民間所レ畜兵器ヲ作ニ鐵鎖一所レ造浮橋至レ今存、舟數四十八艘。七時(午後四時)從ニ川下一至ニ於中角渡一視ニ引網一。薄暮至ニ新田氏戰死之所一、六ツ半時(午後七時)歸。村田・市村來謁。

四月十六日、陰、微雨。朝飯後平瀬・南部來謁。晝後學館都講より學諭・幹事迄御會讀初る、中庸。

四月十七日、晴。朝飯後村田來謁。吉田・平瀬・南部・阿部・岡田(準介)來る。夕執政宅御會、大學。夜長谷部來謁。

四月十八日、晴。朝飯後學館役輩來謁。晝後諸御役人御會始め。吉田悌藏を訪、夜。

四月十九日、陰、晝快晴。朝飯後長谷部來謁。夕平瀬・南部來、夜學校にて山本某・下山某咄。

四月二十日、陰、晝後雨。早天より大橋河出漁、獲物大鯉三・中三・小一・ます一・鯰三・鮒五。八ツ比(午後二時)歸。夕長谷部・南部・平瀬・阿部獲物配分。

右によると小楠は着福直後から續々押掛ける來訪者の面接・明道館への出席・會讀などで殆ど寸暇のない忙しさだ。四月二十日の漁獵は恐らくは慰勞のために催されたであらう。同月二十五日からは明道館登館や會讀日は左の通りに定められた。

登館

先生(小楠)毎朝五ツ時(午前八時)より九時(正午)迄。

會讀日

七ノ日夕　御家老中。

一ノ日夕　御用人・諸番頭。

八ノ日夕・十八日夕　御役人。

右、先生　宅

三ノ日朝　高知。

五ノ日朝・六ノ日朝　役輩・學諭迄。

四ノ日朝　句讀師・外塾師。

二ノ日朝　助句讀師・典籍・外塾手傳迄。

右日割では殆ど休日は無く可なりの繁忙だ。小楠招聘につきては藩士の間には之を悍ばざる輩も少からざるべく、其等の内に小楠來福の際に不穩の行動をなすものなどありてはと

村田、橋本に小楠着後の狀況を報ず

村田・橋本・中根等は種々心を勞してゐたが、小楠が來着して見ると其の颯爽たる態度・高邁の識見に打たれて諸方面の氣受が案外良いので、左内出府後不平家鎭壓の重荷を負はされてゐた村田はほつと一息ついた形で、小楠着して五日後の四月十二日、左内に小楠の來着時の狀況・小

楠に對する重役共の評判・吉田東篁に對する小楠の態度につきて左の如く報じてゐる。

扨横先生來着に付諸向へ品々心得やら觸出やら申通じ、翌六日曉天今庄迄及二出張一候處八ツ時（午後二時）過今庄宿端二十町斗之地にて先生及二面接一、毎々迅速驚喜之至。夫より旅館へ同道、先生浴後緩々京師の光景・天下之時務論に及び候處、兼て有二承知一悉く歸二同論一大慶奉レ存候。

扨又先生來着。政府且學校中諸役配追々及二面接一候處一統心醉悅服に及び、就中七日着、翌日總教中御面會（着日於二旅館一御面會被レ努申候）及二御熟談一候處、御情意大に流通し、甚以御都合宜、川端（越藩執政松平主馬）・東葵（同本多修理）兩君も分外贊嘆喜悅被レ致爲二國家一奉レ賀候。其他の面々疑惑融解當分之處聊も差障無レ之上々の都合に御座候。追々政府・學校兩樣共、會讀日割出來、先生へ相賴申候。

扨又東篁近頃之模樣逐一先生へ及二物語一此後狼狽之事無レ之、年來之令名は何卒爲レ終申度深及二熟談一候處、先生一々同意にて先生も精々配意理解被レ致筈に相約し稍安心仕候。……先生着日には東篁も府中迄出迎爾來及二熟談一候所、流石先生ぬからざる人、先生篁に云ふ先生我等を能もク、ラレ候。我等も又先生をク、リ付申時節可レ有レ之と申され候得ば篁大に悅居候由。此にて優劣狀情萬端御推察可レ被レ成候。近頃は總教中大に勢宜相見へ申候。

右に據ると小楠に面接した政府及び學校の役人は一統心醉悅服に及び、總教中とは情意能く通じ、松平・本多の兩執政は贊歎し、其の他の面々も疑惑融解し、「當分の處聊も差障無レ之、上々の都合に御座候」で、また大いに氣懸りであつた吉田東篁につきても小楠の同情ある態度を

長谷部、小楠に敬服す

見て安心したとある。これでは小楠に對する總べての暗雲は一掃されたかに見える。又長谷部甚平が村田と同日に橋本左内に寄せた書狀中に左の如き一節がある。

却說小楠堂先生北行相叶、實に　聖思を被レ爲レ盡候故と國家之大幸無レ限奉二恐悅一候。於二京地一匆々御對話も有レ之由、扨郊迎を始御取扱振調熟委細は(村田)巽堂より御承知可レ被レ成候。(中略)横先生始て對面聞しに勝る大物、共議論たるや光明正大頻りに天地經綸之道理を主張有レ之、不レ和則不レ能レ存レ國、或は貿易之利害分明釋然、或は大に戰艦を造るには彼船軍總督及船工を來し闔國合力不レ待二五年一て船數可二勝計一、訓兵練熟可二始用一、不レ如レ此則士氣不レ可二振立一云々、其餘事實に就て理を窮るの議論一々明快實に吾黨の先鞭を得候事無二此上一大慶。都て貴兄共新得之御見識是迄拜聽仕候事共一々同論に歸し、彌增陋見沛然心も丈夫に相成候心地、再三親炙殊之外沈醉御一笑可レ被レ下候。

長谷部の略歷は遺稿篇(三〇四頁)に記してあるが、小楠は彼を―後の事であるが―「君が盤根錯節に當つて裁斷流るゝが如く嘗つて壅滯せざるに至りては實に天資奇才の致す所にして敢て絕倫超群、人の及ぶべきに非ず」と賞し、(「越前人物志」)又越前藩では第一の人材にて才力敏銳論談人を壓し中々六ケ敷男だとも評した。(遺稿篇「談錄」二『北越土產』)其の長谷部にして右の評のある所を見ると、少くとも小楠に接した具眼の士は其の識見には敬服した事が推察し得られると倶に小楠が人を惹附ける一種の魅力の持主である事も首肯される。

小楠は四月十一日夕に一書(遺稿篇「書簡」六九)を橋本左内に認め、其の中に「小生今般は

非常の御取扱にて難レ有內深痛心仕候」と記して深く感謝の意を表してゐるが、なほ小楠をして痛く感激せしめたのは春嶽の心を籠めた懇篤なる書翰であらう。これは松平(慶民)家の記錄の中に「四月二十五日御國表へ飛脚に付橫井平四郎へ被レ下候御直書如レ左」とあるそれである。左に轉載して見よう。

春嶽より小楠への書簡

短箋陳啓、先以賢師動定戩穀忻慰不レ斜、然ば過日於二京師屋敷一左內面唔之由、其節御持論之趣逐一左內歸東之上承レ之彌增加二景仰一、福城御卸鞍後定て書生輩頻に訪問冗勞之義と奉レ致二想像一候。元來封中學流固陋狹隘之習氣有レ之人材生育之路壅錮いたし居、何分にも今後賢者之力に賴右宿弊所二掃蕩一深企望之事に候。抑風化之根元は小子一身に止り居、殊更方二此澆世一光明正大之至道を推明致度懇願に候へば第一於レ我詳明可二講究一は實に緊要之義、殊に不肖之學無二師傅一未レ知二適從一候へば賢達の啓沃誘導を偏俟候情願魚水に侔しく、不レ遠歸封接二聲欬一可レ預二明教一中心喜悅之處、今般滯府被レ命心算齟齬遺憾不レ啻候。依レ之速に賢者之東行を乞旦暮親二炙卓論一承度存候得共、此儀は無レ據嫌疑も有レ之候に付斷決致兼申候。尙再三熟慮之上他日再所懷陳告可二申上一候。時々鴻鯉不レ疎新得遙授御賴申候。遙二望北雲一不レ堪二欽慕之至一候。時下迎梅自珍懇禱、書不レ盡レ意早々閣筆。不具。

御定名

小楠樓橫井先生

右は全く賓師に對しての禮を以て認めたものだが、其の當時の大藩の主たる身分を以ての

直書としては恐らく類が少いであらうと思はれ其の懇篤さに感心させられる。之によると春嶽は京都藩邸にて小楠に面晤したる橋本左内より小楠の持論の趣を逐一聞きて景仰の念を増したとある。其の持論とは何をさしてゐるか分らぬが左内は數年前大阪にて面會した時も小楠の造詣深きを推賞してゐるから、京都にての再會に於ては一段と進める其の識見に傾倒して春嶽に物語つたものと見える。昨春春嶽より「愚なる心にそゝけ」なる歌を受けて感奮した小楠は今又此の鄭重なる書翰に接し、人一倍感激性の強い彼として必ずや粉骨碎身此の侯の爲にと心竊かに誓ふ所があつたであらう。

安場歸國す

小楠は來福後至つて壯健で日々登館精勵し、明道館役輩も爲に大いに舊習を脫し、藩臣の彼に信服する者も漸く其の數を加へ、諸事好調子に見受けられた。月餘小楠の側に在つて之を目擊した安場も此の向ならばと安心して五月十七日に歸熊の途に就いた。着福以來の小楠の消息が詳しく鄉里に齎された時の老母はじめ家族・門生・親友等の安堵と歡喜とは如何許であつたであらう。安場出發後約一ヶ月を經たる六月十五日に小楠は熊本の親戚横井牛右衛門に長文の書面（遺稿篇「書簡」七二）を寄せたが、其の一節にも越藩に於ける好況を左の如くに記してゐる。

横井牛右衛門に越藩の好況を報ず

此許事情先便得二貴意一申候通り、且安場歸鄉定てい才御承知と奉レ存候。一體之仕懸け水府抔より參り、何事も一ト息に取り懸り急迫に相成、人心不處合に御座候處全く病症にて、必竟は學術之正路を得不レ申故に

有レ之、御家老初諸執事能々申談じ、萬事人情を得候筋に引き返し、彌以根本を大切にいたし本末體用次第寛急之筋合不ニ相戻一樣大體何方も得心に相成り、夫より大に都合宜敷、只今之處は學校中有志者は申に不レ及武人少年輩に至る迄一統道に向ひ候勢にて、會業抔我も〳〵と罷出候事に相成、餘り大勢にて屆兼候間近日制止を加へ、容易に出方相成不レ申樣に都合を付け申候。此上兩三人之重役近日歸國之筈にて、此面々講習落着いたし候へば先上下一致いたし候事勢に御座候。殘念成る所は君公(春嶽)御滯府、必竟は江戶之大事にて御國は被ニ差置一候處、彼表前條之次第にて一も二も御取り失ひと申ものにて御座候。江戶表御見切之上は、定て當秋御歸國も可レ有ニ御座一候。夫のみ相祈申候。君公御下國に相成候へば此一藩は丈夫にすわり可レ申責て之事と奉レ存候。

着福後二ヶ月餘を經ての此の書狀にても小楠に對する越藩の狀況は日を追ひ順境であるには間違ない。それにつけても小楠は一日も早く春嶽に晋謁したき情の切なるものがある上に越藩の爲にも其の歸藩の速ならんことを跂望してゐる。處が「一も二も御取り失ひ」どころか意外な大不祥事が突發して小楠の「それのみ相祈申候」なる春嶽歸國に對する希望は全く水泡に歸して仕舞つた。

## 四　春嶽の失脚

春嶽隱居謹愼を命ぜらる

春嶽は豫て米國との條約に於ける違勅調印や將軍繼嗣問題につき幕府當路と意見を異にしてゐたので、六月二十四日直接に閣老を責むべく水戸の齊昭・慶篤父子や尾張の慶恕と倶に推參登城に及んだ。猶此の時齊昭は春嶽を大老に推擧した。幕府は大いに此の擧動を責めて嚴罰を加ふべきものとなし七月七日台旨を以て齊昭・慶恕及び春嶽に隱居謹愼を命じ各其の邸內に蟄居し親族と雖も書狀の往復を嚴禁した。そして福井藩は支族日向守松平直廉―後に茂昭―に其の封を襲はしめた。春嶽は台旨を奉ずると倶に自ら書を裁して家臣を訓誡したが、其の大要は左の通りだ。

春嶽の訓書

今般被二仰付一の件不服の向も可レ有レ之候へども、我等從來丹誠を盡せしは只管公邊の御爲筋存詰候儀にて一身の吉凶禍福を顧候所存無レ之、益御國內治平公邊永久の御榮を神明に誓ひ可レ致二專祈一存候儀に付、家來共に於ても心得違不レ致各職分を守り日向守へ忠勤相勵候事肝要に候。萬一感憤に堪兼、不平の所爲有レ之候はゞ我等の存意に適はず。右趣意柄篤と相心得公邊の御儀麁略に不レ可レ存云々。

小楠の去留

右失脚の報知や春嶽の訓書は急使にて六日に發遣されたが、處々に河支ありて飛脚は漸く七月十五日薄暮に國許に着し越前の天地を震撼せしめた。執政をはじめ諸有司は直ちに藩廳に於て評議を凝らし漸く雞鳴の頃に至つて諸士を呼出して事變の次第・訓書の趣を告げ、急ぎ封內の所置手配に取掛り物情紛起疑惑混雜なき樣努めたが、斯かる混雜の中にも案ぜられるは小楠の去留問題であつたので、村田(氏壽)・長谷部(甚平)兩人は其の夜の七ツ時―午前四時―

小楠を共の居館に訪ひ變事を告げると俱に此の後の意向を探つて見ると、かくなる上は歸國はいたしたけれども去留の儀は藩政府評議の都合に從ふべしとの事に兩人は引返して執政及び其の他の有司に之を計つた。すると彼等は皆此の事につきては未だ春嶽よりも日向守よりも何等の沙汰は無いが、小楠には是非共在留して貰ひたいとの意志であつたので小楠にそれを通ずると、彼は肥後藩への交涉は後の事として此の際其の意に從ふと俱に失望落膽せる越藩士の慰諭激勵に努力することになつた。然し唯一つ氣懸りなのは肥後に此の變事が聞えて種々の忌むべき風評が起りなば老母や留守の者をはじめ知己・門生共が徒に心を痛めるの恐があることであつた。それを豫防するには一刻も早く此の地の眞相を報ずべきであるとなし河瀨を態々熊本に還すことにした。

越藩現況を報ずべく河瀨を歸國せしむ

小楠は十六日晩、熊本の親戚横井兩家に春嶽の隱居謹愼と共の起因・越前藩の現況・藩重役の懇請にて在留に決したる事情・河瀨を歸國せしむる理由等を詳記した書面を認めた。此の書面は福井藩の江戶表及び國許に於ける當時の情態を知るべき好個の資料ではあるが遺稿篇(「書簡」七三)に譲りて今は割愛する。河瀨は此の書狀を携へて七月十七日福井を出發したが、折も折池邊龜三郎も柳河藩主飛驒守が泉州警衛を命ぜられた爲に歸藩せねばならぬことになり同時に出發したので、小楠に隨行して來た門生は一時に皆居なくなつた。此の日村田氏壽は橋本左内に長文の書面を認めて長谷部と俱に小楠を訪ひたる際の彼の態度と意見・河

村田、橋本に小楠の情態を報ず

瀬・池邊二生の歸國した事由・同情すべき小楠の心事などを左の如くに申し送つた。

（前略）横先生（小楠）無レ恙、今般之事卽夜曉七ツ時（午前四時）の頃長谷（甚平）と兩人參り御用書御書下げ寫持參見せる。先生旣に承知。宵より愁然として寢られず、曉に達し猶殘燈を守りて居らる。然る所先生云、天下之大閉塞を解くには又必ず大艱難に逢候は素より有レ之事。越藩之御德は是より益天下に照輝可レ致被レ存候由。又云、大丈夫死生富貴措ニ此度外一、小丈夫齷齪之見を脫し是より先へ進むの工夫尤肝要なりと、遂に大議論を發せられ所要義理を明かに、志氣を振ひ、其意志大に有レ所レ指頗懇切に有レ之候。先生今般之御儀には歸鄕被レ致度趣被ニ申出一。然し去住之儀は御評議之御都合次第に可レ奉レ任旨被ニ申出一。依て執政へ及ニ御相談一候處是非共此表に滯留御賴有レ之度旨內々被ニ申出一、且同役邊何れも同樣之趣きに付何れも御滯在懇願之趣先生へ相達候所、先生愈決心共了簡に可レ仕旨被レ答申候。就ては期限之命限りあり。此儀は宜越中守樣（肥後藩主）より御國表に罷在御用勤る樣にと云御沙汰御座候樣、無レ左候ては如何の旨なり。是は先生之存意尤に奉レ存候。卽今般藍田（越藩側用人秋田彈正）・桑山（越藩執法桑山十兵衞）相心得被レ行候故於ニ其表一御評議に可ニ相成一候間、宜御配慮被レ下候樣奉レ祈候。

今十七日朝、河瀬典次・池邊龜三郎兩生此表出立。池邊は、飛驒守樣（柳河藩主）泉州御堅め一條に付柳川へ行。河瀬は此表大變一條大意心得候て參り、且先生儀於ニ此表一政府御家老中より被ニ指留一候に付滯在罷在等之旨此兩條老母始め兄弟衆へ內々爲レ知に遣候也。是は熊藩にては先生等之不細工有レ之斯樣成御迷惑に相成たる抔の風說虛談可ニ差起一旨、左なくとも先生の進退難儀に可ニ相成一抔の說も可レ有レ之、何れにもせよ賴み切て千里の道を步み來る所知己之明君に一度も御目見も不ニ出來一のみならず、今般の御大變に及候は先生の道も塞り、

武運も盡候也、老母の心中も萬々可ㇾ憐之至り也。熊本にて其沙汰始り候はゞ老母始めの心痛如何計ぞや。是等の事考られ候と見へ事急に河瀬を使に越され、紙面よりは其用向能辨などの話に御座候。右兩生跡安陪又(又三郎)住居同樣に爲ㇾ致、外に平瀬(儀作)輩は折角廻りて用辨を爲す、是は是迄も其通りなり。又榊原幸(越藩士榊原幸八)朝夕參り居りて學用之外親炙致筈に御座候。先生自分の僕二人・荒子一人あり。是にて先不自由は無ㇾ之旨也。然し夫は口腹の養之事。內心は實に慨嘆且失望被㆓致居㆒候に相違無ㇾ之候、眞に氣之毒に奉ㇾ存候。然し此表に滯在之事被ㇾ厭候事情は無ㇾ之、失望と申も第一之御方(春嶽)樣に御逢難ㇾ被ㇾ成次第に相成候を指す也。昨日も明道館へ被ㇾ出候處重き役輩之面々計出席館中生徒御大變に付取締等談合之席へ被ㇾ出、大に衆志を被ㇾ勵引立られ候。其體甚奇特之意思に奉ㇾ存候。今般之事に付能々物情鎭靜取締候事は被ㇾ致㆓感心㆒候。

当時の福井の光景

村田は此の書狀の冒頭に事變の通知を十五日夜入手したりとて、「時運とは乍ㇾ申臣子の切情何と可㆓申上㆒哉、時々如ㇾ棒物腹中に差起り天地之間は晦蒙否塞仕候樣奉ㇾ存候」と云ひ、次に又「十五日は如何なる惡日ぞや、七ツ半(午後八時)時頃急便相達候由承付候に付早々勘定府に罷出候處、執政・執法追々罷上り續て長谷(長谷部甚平)も罷上り、直に於㆓御用席㆒一同御用狀・御用書等拜見一同催㆓愁涙㆒候計にて一言も發不ㇾ申、夫より遂に御書下げ奉㆓拜見㆒候處無㆓比類㆒難ㇾ有思召に奉㆓感服㆒候」と記してゐるが、村田に一日後れて七月十八日に左內に寄せた長谷部甚平の書簡中にも、「實に今般の御一件晦冥否塞暴惡慘毒の極、天朝を凌蔑するの罪惡豈天地に可ㇾ容乎」とあり、なほ春嶽の訓書により一統鎭靜せるを述べて後「小楠も畫一肅然の光景大に感心極めて君德を益欽仰有ㇾ之、

朱子の人事在易理とかの語を擧げ吉凶禍福一點の理を解き竊かに賀し被居候」と書いてゐる。又小楠が此の時の狀況を前記横井兩家への書面中に「市中在方同斷なり。士人は中に不及下々に至候迄一統悲涙に差迫り誠にあわれ至極之至に御座候。將又君德の人心に深潰いたし候事尤以可見事に御座候」と記してゐる。右によると當時の福井城下の暗澹たる光景は眼前に髣髴するが、斯かる間に處して小楠が泰然として毫も動ずることなく途方に暮れた越藩の人心を鼓舞したる態度を德富蘇峯は「先生の無礙無窒の特色更に一段の發揮を加ふ」と評してゐるが、偶然にも福井の禍は大いに小楠の特色を發揮するの機會を與へて彼の存在が同藩に取りて重大の意義あることの認識を深めた。

小楠の態度と心事

然るに顧みて小楠の心中を推察すると彼は前記の如く今秋にもなれば春嶽に晋謁の機會もあらうと心竊かに樂しんでゐた甲斐もなく、相會する日の何時來るべきか見當のつかぬことになつた。其の遺憾さは村田が「內心は實に慨歎且失望せるに相違無之候、眞に氣之毒に奉存候」と云つてゐる通り想像するに餘りがある。けれども是は啻に小楠に於てのみならず春嶽に於ても亦さうであつたに違ない。十月十四日「春嶽」の號を通稱として靈岸島の邸に移りて閉居した彼が、此の事變に際して一層其の所存を叩きたき小楠に何時對面し得るや期すべからざる事となつたので、態々小楠の寫照を需めて來た其の心情を察すると又憐れで、本書卷頭に揭げた小楠の小照は此の時小楠の贈つたそれである。蓋し寫眞の御目見に至

春嶽、小楠の寫照を需む

つては當時に於ては尖端を行くものであつたらう。

## 五　信望日を逐うて加はる

変後の小楠の動靜

河瀨典次と池邊龜三郎の歸國後は、上掲村田氏壽の書面にある通り昨春彼に隨行して中國及び九州にいつた阿陪又三郎が附切りで世話をするし、榊原幸八も時々見廻りて用辨介抱するので小楠の身邊には何等の不自由はない。又福井城下も、藩臣擧つて上記訓書に於ける春嶽の敬上謹愼の意志を尊重すると同時に藩政府の措置も宜しきを得たのでさしもの大變事に拘らず家中も町・在も人心すべて折合ひ、七月二十四日からは一統平常の通りになり、明道館文武の稽古も始り小楠は相變らず日々登館することになつた。七月二十七日林矢五郎より在江戶の橫山猶藏に寄せた書面中にも左の一節がある。

明道館模樣相變儀も無二御座一候。橫井先生每朝登館會讀も有レ之無二此上一面白き事に御座候。眞に非常の先生と奉レ存候。此人到來は御國の大幸無二此上一事と奉レ存候。是迄の勢全く水府に擬模致し候樣にて可レ恐弊事出來可レ申旨也。此義は日々講究の事に候。

之に對し德富蘇峰は「先生が誠意誠心より治國平天下を以て一丸となし、活潑々地に人心の動機を捉へて之を粘板の道學型中より救ひたる狀以て知る可きなり」と記してゐるのは

いかにも尤だ。此の頃又村田氏壽より橋本左内への書面中にも左の如くある。

文武兩館・外塾等生徒稽古向相變義無二御座一候。近來は世上大に靜定に相成申候。横先生平安日々登館學徒被二引立一候。折々御留川へ被レ參體力壯健是可レ喜。先達より熊澤の集義和抄會業相始、長谷(甚平)同僚始、齋藤(主鈴カ)・榊原(幸八)・矢島(忽介)・毛受(鹿之助)・東(吉田)篁(岡田)・準介輩に至る迄大勢之會議殊之外面白事に御座候。

小楠が御留川に漁獵にいつたことにつきては宿許へ、

此許大變に付ては與次罷歸り二三日内には着仕り可レ申い才御承知可レ被レ成、誠に非常之大變に御座候へ共御家中町・在共に人情總て居り合候間少も氣遣ひ無二御座一候、さすがに明君之御德義と感心仕候。就ては私事晝夜彼是と心配仕、近日漸く閑日を得、既に一昨日は南川と申御留川にあい漁に參り近日之鬱散仕候。是も重役之面々より頻にすゝめにて罷越候事に御座候。

と申し遣はし、熊澤の『集義和書』會業につきては鄕里諸處へ報じてゐるが、其の一つには左の如く記してゐる。

拙者宅にて熊澤集義和書の會相始め、執政諸有司其外も參り種々討論何時も雞鳴迄は咄合申候。憂愁中の樂事と何も悅申候。

弟仁十郎への信書

小楠は河瀬出發後八月八日に實弟仁十郎に長文の書面(遺稿篇「書簡」七五)を出し江戶表の情況殊に春嶽の聲名事變後倍々隆盛となり行く事・其の日々の動靜・越前藩に於ける春嶽の是迄の德政が此の頃に至つて顯れ藩の人心靜穩にて昨今一統平常の通りとなれる事・執政の沙

汰にて慰勞の爲に御留川に出漁した事・近事執政はじめ諸有司の講學頓に勃興せし事を詳記し、なほ江戸表の外國應對・越藩と倶に隱居謹愼を命ぜられた尾・水兩藩の事をも附記してゐる。そして此の記事を仁十郎から聞いて呉れよとて八月二十八日付で、嘉悅（市之進）・山田（五次郎）・安場（一平）・內藤（泰吉）四門生に連名にて出した書面（遺稿篇「書簡」七六）中には左の通り記してゐる。

熊本社中に諸事順境なるを報ず

此許は彌以都合宜しく、此節にて一段と講學相進み執政初諸有司日々集會心術第一之處尤以銘心仕候。夫故有志は勿論一統大に競立存外之好都合に相成、易に所レ謂貞なるは吉と申地に參り申候。……安場君御承知之長谷部（甚平）・村田（氏壽）尤以長進にて、流俗輩抔にくみ候心底は聊以無レ之中々正大なる心中に相成誠に悅申候。此節は一旦は俗論も起り候へ共、右之次第にて有志者之面々聊も心を動し不レ申、其上人情に合ひ不レ申事柄は一切取り除候心組にて水府流之文武節儉之弊政夫々相改候筈に申談、何方も無二異議一事に御座候。是にて一體御承知可レ被レ下候。……小生事も此大變に付ては他に不レ被レ申事ながら彌以一藩之信を取り、俗人有志之差別無レ之依賴之勢にて日夜應接にのみ苦み申候。只今通りにては來春早々歸鄉之模樣相見へ不レ申、こまり入申候。

藩士の信望彌〻加はる

之に據ると小楠は事變以來藩士の信望愈〻加はり、俗人・有志の區別なく賴り來りて日夜繁忙を極めてゐるらしい。此の事は右仁十郎への書翰中に「拙者も十五日以來は晝夜心配し、執政を初め諸有司萬事之相談之上明道館中役輩晝夜來訪にて誠に困り入云々」とあるのでも想察せられる。上記鄉里への情報は敢て小楠の一人免許でないことは長谷部甚平の七月二

十七日付にて左內に寄せた書狀中に「小楠此節開導慫慂極有力大慶致候」なる文字があり、又村田氏壽の同じく左內への八月十六日付書面中の一節に左の如くあるのでも分る。

横先生無レ恙、毎々時務或講學論確識卓見又洒落高致皆尋常所レ不二企及一感服之至に御座候。分局役配之中政府上にも近來發明の族も有レ之候。今一期も滯在有レ之候へば其有益許多無レ論事。何れにも滯在之義爲二此天下一奉レ祈候。因て細川侯へ再御賴込之御運に相成候由御同悅。何卒今度愈御熟談之上延期にも相成候はゞ先生の老母へ御前樣の御召物一つ賜り候はゞ先生何寄も難レ有大悅と奉レ存候。此儀は先生兼て內願之趣、委曲は先頃長谷部（甚平）出府之節愛軒（石原甚十郎）へ含置候。

或方面よりは嫉視せらる

確識卓見洒落高致とは眞に小楠傳神の賛である。村田は痛く小楠に心服して其の長く留らんことを切望してゐるが、越藩政府にても小楠を引續き聘用したき旨を肥後藩に依賴することになつたらしい。此の件に關して肥後藩への交涉につきては他の機會に詳述する。なほ村田の書面によれば小楠は老母に春嶽夫人の紋服を希望してゐる。富貴名譽を念頭に置かぬ小楠が之に拳々たるは唯慈母の心を慰めんとする至情に出でたものたるは勿論だ。

小楠の越藩に於ける信望は日を逐うて加はりつゝあるのは事實で、次第に範圍も廣くなつたが、但し或一部分には小楠を憚ばぬ輩も亦多く、其の度も可なり濃厚であつた。而して其の人達の中には單に小楠の人物とか學風とかによつて嫌つたものもあるが、寧ろ黨派的根性からの者が多分であつたかに思はれる。

保守・進歩兩派の胚胎

當時何れの藩を見ても其の度は同じくないが朋黨の爭の絶無な處はなかつた。水野越前守の天保の改革は餘り其の功を急いだのと苛酷に失したのとで却つて怨嗟の的となり結局失敗に終つた程だが、それでも時弊匡正の機運は漸く諸藩に現れて其の最も著しいのは水戸藩であつた。齊昭は文政十二年封を襲ぐや戸田（蓬軒）・藤田（東湖）・會澤（恒藏）・青山（延光）等の人材を擢用して斷然藩政の改革に手を着け、文武を勵まし質素儉約を奬め、諸事自ら實踐して士風の作興を激勵した。それは大いに善かつたが其迄に既にあつた立原（翠軒）・藤田（幽谷）兩儒間の學爭は忽ち政爭と化して進歩・保守の二派となり、其の爭は天下に比を見ざるほどの激甚を極めて幕末に至つた。然るに水戸が此の改革に着手してからは諸藩競うて之に倣ひて諸般の改革に從事したが、其の結果は殆ど例外なく何處に於ても保守進歩の兩派を胚胎した。中にも越藩にありては、春嶽は天保九年襲封し同十四年初めて入部するに際し江戸出發前に態々水戸齊昭を訪うて一藩に主たる者の心得べき要領につきて教を乞うたほど早くから彼に傾倒してゐたので、諸藩に率先して水戸を模範として既記の如く節儉令を發し奢侈の弊風を矯め、人材を登用して藩政の諸方面に目醒しい改革を行つた。此等は鈴木主税の献策によるもの多く、之によつて既に保守・進歩兩派の發生を醞醸したが、主税歿後橋本左内の隨分思切つた而も頗る進歩的の計畫に基づく施設が明道館に實現するに及んで保守派の嫉視を益、著しからしめ、中にも福井城下の諸流武術道場の全部を明道館内に集めてしまつたことや、其の後他藩から小楠を賓師として迎へ

たことは兩派の反目を一層深刻ならしめた。

概して保守派には門閥高祿の者が多く、進歩派には微祿小身の者が屬する傾向がある。門閥高祿の者が概して現狀維持を好むのには他に理由もあらうが、彼等が口癖のやうに云ふ「御家の大事」なる言葉の裏面には「我家の大事」なる觀念が多分に潛んでゐて、自家の門地を其のまゝに維持して泰平の夢に耽り虛榮の誇を保たんが爲には世間に事なかれかしと專念するのは自然の勢であり、諸藩に於て行はれてゐる改革は必ずや門地格式に拘らずして人材を拔擢するから、昨日まで眼下に見下してゐた卑賤微祿の士が忽ち平等の地位に進み、剩へ彼等によりて置物同樣に取扱はれて機務に參與するも名義のみとなることは堪へられぬ苦痛であるのが其の主なる原因であらう。

保守派の人達

門閥高祿の士の保守派に屬する傾向のあるは越藩でも免れない所であつて、該派には一の家老狛山城・二の家老酒井外記をはじめ其の他高祿の人が多かつた。然るに鈴木主稅や橋本左內など進歩派のなす所に不平のある學者や武人は勿論、一般藩士の中からも之に雷同附和する者があつた。彼等の多くはさなくとも他藩より賓師を招聘するを最も好まぬのに、小楠の招聘につきては專ら進歩派の人達により熱望されもし、計畫されもしたので、其の人物とか識見とかは第二として一圖に小楠を嫉視したが、中には彼の人物や學風などに不平な者もないではなかつた。

小楠を嫉視した理由

小楠は元來其の教を施すに臨機應變を主とし、章句の末に拘泥せず活用を第一とし、當時の文武藝の舊弊を罵倒して今後は西洋の文物をも併せ取るべきを主張し、武器の改良を唱へなどしたことが一部の學者及び武人からして反感を受けない筈はなく、又前記小楠書狀中にある水府流の文武節儉の打破などに至りては意見を異にせるものがあつたに違ない。かの有名なる硬骨漢廣部鳥道の如きも小楠と時務を論じて互に讓らず雄辯滔々夜を徹し、乃ち「機務或問三策」を艸して小楠の意見を論詰したといふ樣なこともあり、明道館にて村田氏壽等の反對に立つた土屋十郎右衞門は春嶽の氣入で、而も寶藏院流の槍術に精通し常に春嶽の相手をなし目附役も勤めてゐたが、武人連は之を巨魁として手ひどく小楠に反抗したといふ話もある。



然し進步派の中には岡部豐後・本多修理・酒井十之允・中根靭負・長谷部甚平・村田氏壽・橋本左內・毛受洪・三岡八郎・佐々木長淳などの錚々たる人物が多かつたのに反し、保守派の連中にはこれといふ傑物も居らなかつたので彼等の同志は進步派に壓せられ氣味だつたが、小楠につきては彼が春嶽の切望によりて招聘せられ、而も君側に在つて勢力ある進步派が信賴し擁護しつゝある賓師であるから、陽に排斥する譯にも行かぬので陰にまはりて中傷したり誹謗したものだつた。

口さがなきは京童許りではなく、殊に福井には昔から落首めきたるものを作つて時事を評

したり人を冷罵したりする風が盛であつたといふ事だが、さしづめ小楠などは保守派に取つては誂へ向の好材料であつた。其の一例を擧ぐべくば松平(慶民)家所藏の文書中から次のやうなものを拾ひ出される。『評判合言葉集』の中に、

西より來て諸人をまどはす物は　成佛しそこなつた亡者と横井。

があり、又『木葉集』には、「當世三物揃」の中に、左の如きものがある。

「三殘念」として一、講武所出來して御覽無し。二、横井之御目見無し。三、松原の蟄足。

「三不拍子」として一、横井の出北。二、天狗の出府。三、阿三の江戸詰。

合言葉の方は說明を要せぬが、「三殘念」の第一は安政四年四月橋本左内の献議で明道館內に武藝稽古所が出來したのに、春嶽幕府より謹愼を命ぜられて歸藩なかりしを、第二は小楠應招して來福せしも右の理由にて晋謁出來ざりしを云ひ、第三の松原は信太郎と稱し耕水と號したる藩士にて祿三百石を食み氣概ある人物なりしも保守派にて、進步派の諸改革を頻りに罵詈したる爲蟄足に處せられしを云ふのである。かく自他俱に並べて表面同情せるやうに見ゆるも其の實進步派や小楠の殘念がるのを痛快がつてゐるのは云ふまでもない。次の「三不拍子」の第一はいふ迄もなく小楠に對する惡感情の暴露で、越前に人が無いやうに九州の果より態々小楠を拉し來り賓師の禮を以て厚遇するを冷笑せるもの。第二の天狗は高い鼻の持主であつた家老本多修理の事で、同人が進步派として頻りに用ひられ屢〻江戸に召さ

れたるを云ひ。第三の阿三は三岡八郎の事で是も江戸詰にてはなきも度々江戸に出でたるを云つたものらしい。いづれも保守派の進歩派に對する反感を表現したものと見るべきだ。小楠も成佛しそこなつた亡者と同じに取扱はれては氣の毒であるが、或一派の人々が極端に小楠を嫌つた事は事實で、其等は小楠を横平々々と呼んでゐたさうである。

小楠を好いた僧と嫌つた僧

越藩士の中には以上の如く小楠派と非小楠派とがあつたが、同藩の僧侶の中にも亦小楠を最も好いたものと最も嫌つたものがあつたことを附記して置くのも全然無價値ではあるまい。その前者は福井城下の孝顯寺の鴻雪爪で、後者は三國港瀧谷寺の道雅である。兩人は同年輩でもあるが倶に又勤王僧として有名で、方外の身でありながら常に時世を憂へて天下の志士と交り種々畫策する所があり、餘技の詩文・書道も亦時流を拔いてゐたのも面白い。

雪爪

雪爪は備後因島の人、初石見國大定院に入り無底和尚に就いて修業し、尋で長崎皓臺寺の黄泉和尚の座下に在りて俊才の聞えがあつた。其の後大垣の全昌寺の住職となり、それより時は詳かにせぬが福井に來り藩主の菩提寺なる孝顯寺に在董した。大垣に在りてはかの執政小原鐵心と親交があつたが、越前に於ては春嶽を始め重立つた藩士と親しく、特に小楠とは兩人の間に應酬された書簡や詩の殘つてゐるのを見ても其の交情の厚かつたことが想察される。雪爪は何時頃まで越前にゐたかそれも詳かにしないが、明治維新の風雲急なりし頃は既に彦根の清凉寺にあつて屢、京師に遊んで公侯の間に周旋し、其の交友は當時知名の英傑を網

羅し盡くすといつてもよかつた。

道雅は京都の人、姓は池田（一本に田邑）氏、年壯にして江戸淺草大護院道本和尚に從學した。後京都智積院に在住したが安政三年越前三國港の瀧谷寺の貫主となつた。在京時代から梁川星巖・梅田雲濱・頼三樹等と深交ありて倶に尊王攘夷を唱へ、勤王の士の其の門を叩くものが絶えなかつたと云はれる。彼は自家の主義に反する者は假令友人でも斷々乎として排除した程の潔癖家であつたので、開國論者であつた佐久間象山と横井小楠が最も嫌であつた。山田秋甫著『瀧谷寺道雅』に「横井小楠と瀧谷寺道雅」と題して左の如き挿話が載せてある。

横井小楠も亦道雅の京都在住時代に於ける知友の一人であつた。後小楠は松平春嶽公に其の才幹を認められ、特に福井藩の賓客として招聘せられたので小楠も其の知遇に感激し大に力を藩政の改革に盡して名聲嘖々たるものがあつた。一日道雅が瀧谷寺の貫主として國内に居ると聞き、舊知の間柄でもあり久濶の情を温め且は時事を談じて高談雄辯四筵を驚かす底の快味を貪つて來やうと思ひ福井城下から東北五里の三國まで槍を立てゝ堂々と乘り込み門前に輿を横づけたことがあつた。（杉田定一）鶉山の談に

取次の者は何も事情を知らないから「お大名が玄關へお尋ねになられました」と案内した。上人（道雅）は心得ぬ面持で「大名とは何者だ。名前を聞いて來い」と偉い權幕であつた。取次が持つて來た名刺を見ると『横井平四郎』とあつた。上人は何を思つたか「槍を立てゝ威權を誇つて來るやうな者に用はない」といつて劍もほろゝの挨拶、とう／＼小楠に逢はなかつたといふ話を聞いてゐる。

との事であつたが、是は啻に福井藩賓客の格式を以て立槍乘輿の權威を振つたが癪にさわつたのみではない、即ち小楠は今は象山と同じく開國論者になつたので、　想の相違から門前拂を喰はしたものである。

要路者の和協を圖る

小楠は自家の學意や意見の越藩内に廣く受入れられるやうにと日夜心を碎いたが、當時同藩に於ては啻に保守・進歩兩派の反目嫉視の甚だしきのみならず其の各派の中に於ても有力なる藩士間に和協を缺ぎ、陰鬱なる空氣が漲つてゐて、其の結果は國政を萎靡せしむるばかりで藩の爲に憂ふべきの限りであるから其の融和の役目をも買つて出た。小楠の努力によつて彼自身の味方の增したばかりでなく、越藩要路者間の意志も漸次疏通し行いた。それは有力なる重役間に蟠れる或問題が小楠によつて圓滿の解決を見た時、長谷部甚平は十一月十二日付で橋本左内に寄せた書面中に「小楠も大に斡旋致呉、政府執法諸有司邊會盟血をすゝる迄に善後の策を運らし申候、先々御安意可ㇾ被ㇾ下候」とあるのを見ても想像し得られる。要するに其の入福後特に春嶽の失脚以來藩の方針を誤らざると倶に藩政の圓滑に運ぶやうにと努力した小楠は、越藩のためには暗夜を照らせる燈臺・急流中に立てる石柱でもあつた。

## 六　弟の死　歸省請願

福井藩の事故につきて七月十七日熊本に歸つた河瀨典次は國許の人達に同藩の事情を傳へた上すぐ引返して來福する筈であつたので、今か〱と待詫びてゐた小楠は九月二十三日に八月十九日付の河瀨の書面を受取つた。それは思ひ掛もなく彼が病氣にて熊本出發が遲

れる事と今は同胞としてそれのみ殘つてゐて、而もそれあるが爲に老母を殘して遠く來越し

弟仁十郎の訃報

得た弟の永嶺仁十郎が急性流行病にて八月十七日に斃れた事とを報じ來つたのであつた。唯一人遠國の客として殘された小楠は遙かに弟の死を悲しみ老母の悲歎を思ひ遣り餘所の見る眼も笑止な狀態に、越藩の人達も同情の涙を濺ぎつゝ其の慰藉に心を盡くしてゐる内、同

竹崎律次郎來福

月二十五日夕方小楠の門弟でもあり相婿でもある竹崎律次郎が河瀨の代りとして來福した。同人から宿許の樣子を聞いて稍心を安んじた小楠は九月晦日に宿許に書面（遺稿篇「書簡」七七）を認め仁十郎の死を「前後忘却、唯々夢の樣に御座候」と哀惜し、母の諦のよくて丈夫なるに對し「誠に以て難有思召にて當惑の心も相制し罷在候」と安心し、猶「竹崎參り候て大に宜敷事に御座候」と喜悅し、「不幸の告來り候も、諸士晝夜入替／＼旅館に相詰誠に厚き介抱に預り夫等にて心を慰め申候」と越藩諸士の厚志を感謝してゐる。

九月二十七日付にて長谷部甚平より橋本左內への書狀中に「横井先生、留守一人の弟あり永嶺仁十郎と云、老母を托し出られ候處去月流行病にて相果一時歸心甚盛にして不忍爲體之處、此頃右跡始末付老母も天晴辨へ能傳語等を請、門生一人（竹崎律二郎）來着大に落着被申候」とはあ

歸省を願ひ出づ

るが、さなくとも懷鄕の念荐りなりし所に斯かる凶報を受けては多感多情なる小楠は歸心已み難きものがあり、十月末には一先づ歸國を許されたき旨越藩重役に迄申し出た。越藩當局では今暫く居て貰はねば都合は惡いが無理にそれを拒絕する譯にも行かぬので、小楠には在

江戸の春嶽及び藩主の意見を聞き、なほ肥後藩の方にも相談した上でと申し含めて、早速飛脚を江戸に出したのは九月二十六日であつた。

越藩國許重役の意向

右飛脚で在藩重役から江戸詰重役に申し遣はした要領は、當藩よりは既に小楠借受期間延長の件が肥後藩に交渉してあるから其の承諾を得て後に、同藩に今回の小楠歸國の內願につきて掛合へば約定を取結びて後の事となるからよいが其の前では不得策のやうだ。のみならず近時肥後藩では小楠の歸國を待つて何か役付しようとの噂もある所へ歸國の事を懸合へば其の實現を誘發する恐もある。小楠は豫てから役付せられて俗吏中に係縛されるのを甚だしく嫌つてゐるのにそれが實現すれば氣の毒でもあるし、又越前の方でも其の爲に折角釣上げた大鯰を取逃すことになりては此の上もない遺憾であるから、小楠歸國は少々遅れても肥後藩より右許諾の來る迄は延期させ置き、急ぎ同藩に手堅く談判するやうに、また此の際小楠の實母及び養母に春嶽夫人紋服下賜のことも取運ぶやうにと云ふのであつた。斯くとも知らぬ小楠は十月半ば頃には歸期も定まらうと宿許に書き送つた其の月を過ぎても何の沙汰も無いのに抵悟しく思つてゐる內、十一月五日に河瀨典次が再び來福した。彼より國許

河瀨再び來る

の消息を聞いていたく安心した小楠は同月九日付で宿許へ書面（遺稿篇「書簡」七八）を發して「典次も五日に到着御許之事共^(ドモ)い才承り大に安心仕候。竹崎兩人に相成、萬端大に便利宜しく、日夜咄しいたし暮申候」と書き、猶今回歸國の事も來年また越前に來る事も在江戸藩主・

越藩より肥藩に小藩招聘期間延長交渉

には格別異存なき樣子だから出發は多分十二月中旬となり、越藩士兩三人を同道して歸ることにならうと報じてゐる。

小楠招聘期間延長につきて越藩より肥藩への交渉は已に數ヶ月前から始つてゐた。小楠は春嶽失脚があつて間もなく越藩重役に秋にもならば引取りたきが若し差留めらるゝやうならば肥後藩より一應の達示を受けたき旨を申し出たので、尤の事だと重役は在府藩主の意向を伺つて見ると、茂昭は當時專ら用に立ち居る小楠を自分が家督を嗣いで間もない今日返しては何方に對しても心痛に堪へぬ所があるから猶暫くは是迄通り聘用したしとの事であつた。そこで側用人秋田彈正は江戶の肥後藩邸に溝口藏人を訪うと同人は病氣であつたので三淵志津摩（肥後藩中老）に面會して其の旨を懇談した。細川家重役は取敢へず當時在府中の藩主の意向を伺つて見ると、小楠には既に當年中は越前に留置くやう通じてある事でもあり、松平家の內談も亦尤の事なれば程よく取計へとのことであつた。然るに肥後藩では越前としては小楠をたつて聘用したしと申込んだので今更事變ありたりとて返されもせぬところから以上の樣に申し來つたではないかとも推量して暫く考慮してゐる內、更に彈正より樣を尋ねて來たので不用ならば返されても仔細なしとの意味の返事をした。

以上は八月廿六日付で江戶詰肥後藩重役より國許政廳に報じた文書に據つたのであるが、其の後一ヶ月程經てから越藩の中根靱負は肥藩邸を訪うて曩に同役秋田が小楠招聘を暫く

の間とは申たるも本年は勿論明けても猶借受けたき旨申込んだので、三淵は九月二十七日付にて國許重役へ當方藩公には別段意見はあらせられぬが、そちらにても存寄なくば平四郎への達は此許にてしては如何と申し送り、其の書面の「尙々書」に左の如く書き添へた。

尙々平四郎儀一應御達を受不レ申ては不安意之由申出、若達之紙面御國元より廻來候ては甚及ニ遲々ニ可レ申候間、中根迄差越候はゞ早速平四郎手元に相屆可レ申との儀も内意御座候。

それに對して國許政廳よりは格別存寄なしとて左の通りに申し越した。

委細被ニ仰越一候御端書之趣致ニ承知一、平四郎儀に付ては中根靭負御應對等御配意被レ成たると存候。併是迄は首尾能御用にも相立候由にて先は安心之事に御座候。來年迄御引留之儀熟談之通に候へば、被レ任ニ其旨一儀存寄も無レ之、思召も不レ被レ爲レ在旨に付靭負えは程能被レ及ニ御挨拶一、御端書之通平四郎えの御達は於ニ御地一直に御奉行より及レ達、御向方之都合宜樣可レ被レ有ニ御申談一候。

十　月

十月とあつて日は分らぬが、多分同月下旬と推せられるから、此の返書の江戸に着いたのは十一月末であつたであらう。而して前記越前からの飛脚が江戸に着いたのは此の書狀の屆かぬ前であつたが、在府越藩重役等は肥後藩主が異存なき事だけは洩れ聞いたので直樣肥藩邸へ小楠歸國の事と來年再び招聘したき旨を依賴した。それに對して在府肥後重役は、左記の書狀を國許に送つて置いて越藩の依賴を承諾したと見える。「別紙草案」は見るを得ない

肥藩重役、小楠の歸國と再招聘の件を承

諸

が。

歸省許可

以二別紙一申達候。横井平四郎儀福井表え暫御引留被レ成度被二仰進一候趣は先便申達候通に候處、平四郎弟病死付て老母事甚心遣之儀有レ之候付引揚歸郷願出、無レ據譯筋に付乍二御殘念一當冬一先づ被レ成二御返一候得共、福井表に於て格別御用に相立候に付來春猶又御借請被レ成度旨にて、御差支無二御座一候はゞ此元に於て平四郎え及二沙汰一呉候様、彼方様御家老松平主馬と申仁御殿え罷出、別紙書取を以委細及二懇談一候付、御內慮奉レ伺候處不レ被レ爲レ在二思召一能き様に取計候様被二仰出一候。是迄無難にて相勤候に付至極之引鹽にも可レ有レ之候得ども、御賴談之趣無味に御斷も難二取計一、別紙草案之通返書仕出置申候間、御存寄無二御座一候はゞ來春一應出福の儀は被レ及二御達一度存候。此段爲レ可二申達一如レ是御座候。已上。

右には「是迄無難にて相勤候に付至極之引鹽にも可レ有レ之候へども」とある。之を見ると肥後藩の重役達は小楠を爆裂彈でゞもあるかの如く氣遣つてゐる。小楠の歸省及び再度の越藩招聘につきての在府肥後藩當局の意向は右の如くに定まつたので、越藩家老松平主馬は大いに安堵して十二月二日歸福し、更に評議の上小楠の歸省はやつと許可せられ、小楠は同十五日福井城下を出發し、越藩士三岡石五郎・榊原幸八・平瀨儀作の三人が同行することに決定した。此の三藩士の同行につきては『由利公正傳』第五章中の記事を見ると分る、それは後章の「福井藩の殖産貿易」の項にも關係があるから左に轉載しよう。

安政五年石五郎の江戸に在るや、幕府財政の一般を調査し、倘大阪の與力大久保要に詢ふ所あり貨幣鑄造の來歷を詳かに

し、其の結果徳川氏は我が國古來の風習に泥み、文武節儉を以て累代の訓と爲し、豐臣氏が開國の方針を執りて積極的に進みたるに反し、百般の施設悉く消極的にして鎖國の主義によりて僅に三百年の泰平を保ちしかども、是唯內に叛徒無く外に强敵無りしに因り、其の財政に至りては歲を閱するに隨ひ一年每に窮迫し幕末に及び疲弊最も甚しく、每年歲出の超過は金銀の吹替・惡貨の鑄造に因りて益〻甚しく已に濟ふべからざるの狀態に在ることを知り得たり。

越前藩も亦文武節儉を以て金科玉條と爲し、士農工商皆均く節儉を爲すに於ては、勞せずして國富み民裕なるものとし、民裕かならず國富まざるは只その節儉の足らざるが故なりと信じ、藩主躬ら綿服を着して率先範を示せしと雖年々の支出は常に收入を超過し貧困愈〻加はれば愈〻節儉を嚴にす、是を以て生產振はず商業萎靡し一國將に破產せんとするの悲境に陷れり。

是に於て、石五郎は深く感ずる所あり、勞力を基本として物產を興し、廣く通商貿易して收入を增進するの外他に富國の良策なきを悟れり。

幸なる哉此年七月和親貿易の儀內決せしを以て、乃ち中根(靱負)・橋本(左內)に說くに開國通商の利を以てし、慶永侯の謹愼中にも關らず貿易の資本を請求し且貿易の狀況を視察せん事を建議して採用せられたり。

然るに未だ幾くならずして、橋本左內は幕府の爲に藩邸に禁錮せられ、石五郎も亦偵吏の窺ふ所と爲り久しく江戶に留まること能はず此の年十月二十四日竊に福井に歸れり。

福井に歸るや、直ちに貿易資金調達の事を勘定奉行長谷部甚平に謀れり。是は越前一藩の人口三十萬の中其二十萬を働勞者と看做し一人に付一分宛の金員を貸與する者とし、總計五萬兩を以て物產製造の資金に充てんとするにあり。然るに當時朱子學派の流行は深く士人の腦裏に浸潤し、理財貨殖の道を以て異端の說と見做し極力之を擯斥する風あり、一方には又藩札の發行に制限を附したるを以て新に五萬兩の資金を調達せんとするには異議無き能はず。是に於て石五郎は藩廳に出で利害得失を說き、遂に此年十一月藩の大評定となり制造方の切手五萬兩を發行する事に決したり。

右の如き經緯があるので三岡は小楠の今回の歸態を見送り旁外國貿易の現況と關西地方の物貨集散の狀並に運輸方法を調査せしむべく兩三人に長崎其の他への出張を命ぜられては如何と建議すると、如何にもと云ふことで採用され、こゝに右三人の同行を見ることになつたのである。

## 七　歸省『北越土產』

福井出發と同行者

安政五年十二月十五日小楠は竹崎・河瀨の兩生を隨へ越藩の三岡・榊原・平瀨の三士と俱に福井城下を出發して歸國の途に就いたが、明道館の役輩等は廝生津驛まで一行を見送つた。途中府中にては、『松井耕雪年譜』に「安政五年十二月十五日小楠府中に來り耕雪に面晤す」とあるのを見ると同人にも面會したと見える。此の旅行につきては別に何人の日記も見當らないが、『由利公正傳』に「三岡の實話」として、左のやうな記事が載せてある。

三岡の實話

橫井の隨從は河瀨典次・竹崎律次郎であつたが、何も同道で十二月初旬が福井出立、折節雪中道中は難儀であつたが、予は試みと思ふて荷廻りをした。先生(小楠)は籠であるから人足の手配・旅宿のこと迄不自由なき樣注意したが田舍の山中不都合なものであつた。偖道中で先生の吾に殊更に注意せられた忘れられぬことがある。宿へ着くと一統を呼れて云はるゝには何も雪中で疲れたらう早く食事を仕舞て直に寢るから手配りせよ。己は酒は呑まぬと云付られた故皆々早々風呂に入り食事したが、早々寢るべしと云ふことで床に入ると暫らくして三岡と呼ばる、吾れ前に出れば曰く酒を溫むべし手配せよと

云はれて夫から講習せられて夜半を越へた。大阪に至る迄毎夜同樣のことで隨分疲れもしたが其親切は實に厚いことであつた。

先生兼て酒好なれども道中の田舍酒には困られて大阪に着くと、今日は丹釀が呑めるぞ最上等を命ずべしと樂んで居らるゝ。先旅宿は越前藏屋舖と考へたれども却て不都合ならんと肥前屋に定め夫れ〳〵手配した。酒を始むると云ふと天下第一の丹釀である。三岡も一盃味へとて盃を廻さるゝから呑んで見た處非常に甘いことで初めて酒の味を知つた。是迄國では酒を呑まず自ら嫌いと信じて居たがこれは旨いと云出したら、先生はそれは眞の好ぢやと云はれて一統大笑であつた。夫れから酒を呑習うて大酒呑になつた。

右に十二月初旬とあるは中旬の誤である。十二月十九日に大阪から京都の嘉悅市之允に宛てゝ出した小楠の書面（遺稿篇「書簡」七九）中には、去る十五日福城を出立し今日大阪に着いたが、途中より外邪に罹り歩行困難なので入洛が出來ぬ。明日乘船の筈云々と記してもあるから。「三岡の實話」は續く、

### 大阪出帆

大阪を出帆した日は、風の模樣で夕方明石の港に泊つた。吾楠公の舊跡湊川を見物と思ひ立ち曉前より出掛たが、明石の浦迄は連中もあつたが湊川迄の同意者はなく、吾一人で碑前を拜し古戰場でもあらうかと思ふ處を歩行したが、何分拂曉のことで農夫に尋ることにも行かず漠然ながら出帆の時間を恐れ急ぎ船へ歸つた。

先生曰く楠公はどうであつたかと、予曰く楠公此の如き忠臣にして討死とは如何にも殘念で堪りません、何んとか仕樣のないものかと思ふたら動かれぬ樣な心持で何か相談がして見たくてならぬと云ふたら、先生風と心付言を改め、主はそう思ふたか、予もそう思ふた、規模小也殘念々々。他言は無用と戒められたり。吾當世に比較し時勢はかゝるものかと感念して談種々の講習となつた。

### 歸宅

十二月二十日大阪を出帆した一行六人は其の月も押詰つて下關に着したが、越藩三士は此處に暫く留ることになり、小楠は竹崎・河瀬と倶に途を急いで安政六年正月三日の晝前熊城下に入り京町なる前夫人の實家小川家に立寄り少憩して沼山津に歸着した。南關より前觸があつたので城下出町口には知己・門生等の出迎も多かつたが、小楠は其の中に嘉永五年上國遊歴から歸つた時に嬉々として此處に待受けてゐた弟仁十郎の顏を見出し得なかつたのには定めて哀愁の感に打たれたであらう。それに引換へ沼山津にては老母はじめ一同との久し振の對面には歡喜を極め、特に三歲の春を迎へた又雄の成長を見ては如何に嬉しかつたことであらう。

### 元田と歡會

小楠は、同五日越藩主の添書を藩廳に納めるため熊本に出で、其の夕は至誠院の里方不破家にて一泊した。是より先小楠の歸國を待焦れてゐた元田東野は豫ての約束に從ひ取るものも取り敢へず同家を尋ねたが、何しろ一年振の歡會と云ふので更は深けても談は盡きず其の夜は遂に枕席を並べて同宿し、翌六日東野は小楠を案內して一旦吾が家に伴ひ、次いで彼は小楠の歸廬を見送つて沼山津に行き當夜は又此處に一泊し、翌七日漸く熊本に歸つた。

右小楠・東野の歡會の狀況は東野の記した『北越土產』によつたものだが、同じく東野の書いた『還暦之記』には左の如くある。

六年己未の春橫井先生越前より歸省す。一日同鄉不破が家に來り荻子及余と會せんことを報ず、

余大番所の宿番に依て往くことを得ず。翌日詰旦不破の家に至る。先生漸く起き、余を見て談天下の事に及ぶ。忽ち曰く今より直に兄の家に遊ばん。卽人を走らして先生の來る、酒肴の設あらんことを告げ、先生に伴て家に歸る。妻琴子出で迎へ、語未だ畢らずして酒肴滿盤之を饗すること甚恭し、先生喜び涯り無し。藝妓を招て酌を取らしむ。不破・村井も亦來りて興を助く。是時先生酒を嗜み、其酒興に乘ずるや其平素快活の氣象一層加倍して當るべからず、其意に適する者非常の敏穎にあらざれば能はざるなり。余夙に先生の氣質を知る。特に越侯の師となり天下を掌上に運らすの氣分を以て歸り來り、常例を以て待つべからざることを悟り、乃妻及び婢に敎へて非常の待遇を以て先生を饗せり。先生喜躍して覺へず其夜留宿、翌日晝夜を經て其翌日日沒に至り始て別れを告げ、沼山津に歸られたり。之を三晝夜の會宴と先生後に至る迄賞翫して止まず。特に妻琴子誠實懇待するを感賞して曰く兄の細君は人材なり、兄と同く吾朋友なりと。

元田夫妻の歡待は至れり盡くせりで、小楠の喜は思ひ遣られる。右に據ると東野の不破家に小楠を訪うたのは六日の詰旦で、小楠は六・七兩日元田家に宿泊し、八日沼山津に歸つた事になつてゐて、『北越土產』の記事とは相違してゐる。『北越土產』は其の當時記したものだから其の方が確だと思ふが、何れにせよ斯の如く形影相伴へる彼等兩人が前後三日間に亙る交驩を續けたのには違はない。單にこれだけの事實から觀察しても後進の東野が先輩の小楠に對して如何に傾倒してゐたか、又此の兩人の交誼が如何に濃やかであつたかも想像される。而して東野は此の三日二晩に亙り、親しく小楠と寢食を俱にし膝を交へて問答した大小一切

の事を丹念に書き記して『北越土産』と題し、之を當時郡代として豐後久住に居た親友荻角兵衛に寄せた。これには小楠の福井滯在間に於ける體驗・努力・交際振から越前藩の情態に及び、なほ春嶽夫人及び春嶽よりの紋服及び其の他の下賜品や小楠の向後につきて詳記してある。第一回の招聘によりての福井滯留間の小楠を知るべき絶好の資料で全文は遺稿篇（「談錄」二）に載せてある。

**『北越土産』を讀みて**

それを讀んで見ると先づ第一に小楠が在越中措置した事件は特別に新機軸を出したのではなく、皆平生熊本に於て同志の間に講習してゐたことを其の儘實地に體驗したまでゞあると云つてゐる所には彼一派の學意は決して机上の空論でなく、用ふる人あれば直ちに之を實行する、其處に實學の實學たる特色があることを首肯せしめてゐる。次に相手の如何を問はず、人と應對する際にはさらりと我が功名の一念を取去り虛心平氣で人々の言はんと欲する所を盡くさせ、然る後其の中に開發の機ある所から懇談すれば必ず相談は纏まるものだと云つてゐるのは能く人情の機微を穿ちたる貴重なる彼の體驗談である。また在越中一度も聲を荒らゝげて論談した事なく、毎度たゞ靜かに熟談したゞけで何事も相濟んだとて論談の非なるを說き、越前第一の才子と云はるゝ長谷部甚平を巧みに操縱したことを云ひ、君子と俗流とに區別を立てず各其の情を盡くさせ公平無私一視同仁の態度で之に接したため遂には人心の一致を見たといつてゐる所など熊本に於ける彼が往年の態度に比して一段の進境を呈

してゐる。

春嶽の事變以前は福井一藩の順境時代で、小楠自身に取つてはそれが却つて逆境時代であり、事變以後はそれが全く反對になつたと云ふのは一見面白い現象であるが、これは畢竟一朝事變が勃發して始めて眞の力量を發揮すべき小楠の得意時代が到來したに過ぎぬ。又小楠は最初一藩の民衆が君德には齊しく感向してゐても其の政令には歸服してゐないと云ふ一種の奇現象に着目して逸早く之を改革し、遂には德政一致民心愈〻歸向したといふのは彼の非凡なる爲政家の手腕を見るべきである。なほ在越中江戸の春嶽から度々の招命を受け且つ岩瀨肥後等の策動もあつたに拘らず、種々の口實を構へて頑として之に應じなかつた所は思慮周密にして機を見ること神の如きの結果で、後年彼が江戸の遭難に當り巧みに賊徒の凶刄をそらしたのも矢張り此の用意を咄嗟の間に實行したのではあるまいか。

春嶽の事變前後に於ける江戸と國許との間の交渉の面倒なりしことを述べて、人才甚だ得難く一度の變に應ずるまでの人は世にあるも再度の變に應ずる人才は極めて少いと云つてゐるのは今も昔に變らざる永久の嘆である。又事變以後に於て人心を一定せしめた彼の意見には大いに味ふべき所がある。

春嶽夫人より黑縮緬紅裏九曜の紋服を老母に、又春嶽より奉書紬葵崩しの紋服を養母に、倶に先方の好意より下賜された經緯に就きては當時熊本に於ける小楠反對派の間には一時面

自からざる風說も傳へられたやうだが、東野の筆による釋明は其の眞相を示すに大なる効果的のものであつた。尙小楠の儒學に對する見解として道德の神髓ともいふべき「仁」を解釋して「和順底の道理」と要約した所には餘程の得力が見えて居り、彼の人物が修練の結果大いに地步を占め來り、其の一言一行が善惡俱に直ちに一藩の興廢に影響する事の大なるに鑑み戰々兢々として言行を愼しんだことは、指導者としての小楠に此の上も無き修養の好機會となり、心德の修行上更に一段の上達を加へてゐる。

なほ東野は福井滯在間に於ける小楠の節酒を痛く喜び、且つ健康にして元氣益々旺盛なるに心の底から慶祝の情を披瀝し、最後に小楠今後の日程を述べて再び出府の日には老友を吾が家に迎へ重ねて寢食を俱にし是まで聞き漏らし談り盡くさなかつた幾多の事を知るべく又の逢瀨を樂しみに待詫びてゐる心中を述べて餘情はいつまでも盡きない趣が見える。

『北越土産』中の詩

『北越土産』中に收められてゐる五首の詩は之を味讀するとなかなか興味がある。春嶽の詩は二首共に小楠が聘に應じて越前行途上轎中より見送の德富一敬を顧みて詩が一首出來たとて示した「奉命孤臣千里身」(本篇四三七頁)に次韻したものだが、「恥辱金枝玉葉身……」の一首は、

身分は辱けなくも幕府の親藩たる貴き身分でありながら夢のやうにぼんやりして三十年の歲月を空過したのは恥づかしき次第である。併し今より後は君が輔導の力を煩はして

我が行を磨き修養に努め決して徒に醉生夢死の人とはなるまい。

と譯すべきで峻嶒なる春嶽の勇猛心を想見し得らるゝ。次の一首「經綸條理繫㆓君身㆒……」は、條理に則りて一藩を經綸することは君が努力に賴りて春風和煦の仁政を擧げたい。遠い熊本にある母堂のことは氣にもかゝらうが時々手紙を出して之を慰めることにして、どうぞ此方の指導に當られたい。

小楠筆蹟（老母に紋服を下賜されたるを謝する詩）
（柳瀬存藏）

であるから、其の起・承兩句にては春嶽が小楠を勞して其の志を成さんとする意氣を窺ふべく、轉・結二句にては小楠の母に孝なるに同情を表したものと思はるゝ。蓋し小楠の親孝行は隨處に述べて居るが、北行に際して老母を托した弟仁十郎が亡くなつた時など必ずや小楠は老母倚門の情を想像しては堪へ兼ねたものがあらう。此の詩は其の頃の作でゞもあるならば後半は殊に適切に感ぜられる。小楠の拜恩之詩は左の通りで、菅公恩賜の御衣に關する作と異曲同工と云ふべく彼の孝思藹然たるものがある。

今度拜領した御紋服は表は黑縮緬、裏は紅で九曜の御紋（細川家の紋）が鮮かに染め出された

見事なものだ。此の御恩は海よりも深いから御蔭樣で高齢の慈母も感喜の餘り壽命は更に仙人の如く生き延びるであらう。處が此處から鄕里までは千里も離れた亂山の雪で隔てられてゐるから、いつになつたら此の賜物を捧げ持ちて家鄕に歸り老母の膝下で舞ひながら喜を倶にすることが出來ようか。一刻も早く老母を喜ばせたいものである。

元田東野の二首は小楠の今回の歸鄕につきての作で「閑臥沼山不識年……」は、

君が沼山津に閑居した後空しく幾年を經過したが、時節到來して始めて運が開け、春嶽侯といふ明主に際會し漸く多年の蘊蓄を傾けて天理を談ぜられるのは洵に欣快の極みである。然るに此の節は一年振に歸省してまた懷しき沼山の月に對し、會心の笑を含んで烟波渺々たる處、もとの漁船に釣を垂れられる其の高風や想ふべしである。

で、東野は小楠の越前赴任途上の七絶に於ける小楠の本領を見るべき「成否は天に在りて人に在らず」の意を敷衍したものと見られる。次の一首「曾逐東風出故關……」は、

去年の春、君は東風を逐うて鄕關を出で越前に向つたが、今また春風に隨つて故鄕に歸られた。さて此の間越前に於て多大の功績を擧げ、くさ〴〵の御土產(御紋服など)を持つて歸り、一日千秋の思で待ちに待つてゐた老母を喜ばせ、其の笑顏を見られたのは何よりの孝行であつた。

で、春嶽の「天涯寄せて白頭の人を慰めよ」と小楠の「恩深くして慈母壽仙の如し」の句を

長岡監物より原田八兵衞

承けて小楠の孝思を稱したものだ。

『北越土產』を讀むと、別後僅々一年にも足らない小楠に對し宛ら幾十年も別れてゐた肉親以上の懷しさで三日二夜も追隨し、尙それでも飽足らず今後を契る熱烈さに東野が敬慕の至情も顯れると同時に小楠の偉らさも偲ばれる。斯くまで心を籠めた此の長文の報道を親しく受取つた當の角兵衞は果して如何なる心地で披見したことであらう。

小楠の時習館時代からの最も親しき同志と云へば長岡・下津・荻・元田の四人であつたが、今回の歸省に於ては元田以外には歡會することが出來なかつた。但し下津と荻とは當時城下にゐなかつたので已むを得ぬが、唯長岡だけは絶交してゐる關係で同じ熊本にゐながら相會するを得ぬのであつた。以前の間柄であれば小楠の歸國を最も熱心に待つたのも彼であり、小楠も亦第一に訪問して『北越土產』の內容を話すのも彼であつたであらうと思ふと、兩人の心中に一種云ふべからざる寂寞感のあつたことは想像に難くない。監物

其の將來が氣懸りであつたので、其の出發後一二日の三月十四日に書を水戸藩士原田八兵衞に贈り其の中に左の如く記してゐる。

兼て御聞及も被レ下候敝藩横井平四郎此度越前より御招き相成一兩日跡に發足仕候。勿論同志之者に候へは學論合兼(マヽ)終に彼より不通に罷成近年は疏遠に御座候。於二小子一は深き存意も有レ之事にて其儘に推移申候。此男は敝藩にては先傑出之人材にて識見氣力は拔群に御座候。然共長あれば必短ある習にて甚行末を案勞仕候。此節之御招き敝藩之爲は申迄も無レ之爲二天下一にも過憂仕候處より旣に西鄕(南洲)抔えは內話仕置候筋も御座候へ共、夫等は凡て跡事に相成、加樣に相成候ては只々寸分にても越藩へ御有益を祈申候事に御座候。英才之癖にて人を愚人と見甚以驕慢なる男にて御座候間一旦は必定越藩も大に興起可レ仕候得共、末は深く氣遣申候。何分橋本(左內)列も能々心を附吳られ候樣御序も御座候はゞ御密話可レ被レ下候。當時は專ら和(開國)之說を主張いたし居候由に御座候。尤加樣得二貴意一候儀當人承知仕候ては却て不レ宜候間其處は御含可レ被レ下候。小子も疏遠に相成候ては却て都合宜筋も有レ之嫌疑無レ之候故、何卒敝藩にて雲霧散し同人被レ用候樣有レ之度種々心配もいたし居候處、此度之御招に應候ては彌上下之人心に被レ疎候筋に相成、最早同人敝藩にての開運は實に覺束なく遺憾此事に御座候。併し此上は是等之事は無用之儀にて、只々にしきを着て

長岡より原田への書狀(德富蘇峯藏)

歸鄕仕候日を祈居申候事に御座候。定て御地にも出府可レ仕、何卒御面會被レ下論說も御聞取被レ下、彼是御教示をも相願申候。

右は小楠の人物につきては手厳しく品隲してはゐるが、其の將來のよかれがしと思ふ心より出たものにて、其の舊友に對する眞情には感心せざるを得ぬ。彼は小楠が越前に着いてからの評判や越藩の欵待振を耳にしてからでも猶其の後を案じて、同年七月三日に西鄕南洲に左の如く申し送つてゐる。

長岡より西鄕への書狀

横井事は御噂にて先は安心いたし候。追々同人より同志の者え申越候趣を承候へば誠に越藩にて非常之御取扱御懇篤之至、於二小子一も深く難レ有奉レ存候段も呉々橋本(左内)へ御傳聲御賴申候。諸生教導を被レ任候義は一旦は興起可レ致候へ共、後年弊害は生じ可レ申候。夫よりも君侯其說を御聞被レ成候て御取捨被レ爲レ在候はゞ必大に御有益も御座候はんと相考申候。非常之活見有レ之男にて是其人第一之長所にて御座候。右等の事も御序には橋本え御話可レ被レ下候。

右によると西鄕から監物に小楠の越前にての評判を云つて來たものと見えるが、其の後上記原田が長岡監物に內勅降下以來の水藩の變狀を報じ來れる書狀の「尙々書」にも、上記の監物の手紙に對して左の如く記してゐる。

原田より長岡への返書

先日横井氏の儀內々被二仰示一委細拜承仕候。越藩大抵はことごとく信用其中橋左(橋本左内)は少しく取捨斟酌いたし候様子に候得共要レ之殊之外深醉いたし候様子にて、是迄聞候と違ひ稀なる人物之由屢賞譽も有レ之候に付、貴

書之意味も先づ相控へ候事御座候。此段御承知可レ被レ下候。

之によると越藩に於ける小楠の持て方は『北越土産』にある以上である。但し此の書面の日付は安政六年四月七日だから、監物は小楠の今回の歸國時分は未だ之に接しなかつたが、『北越土産』の內容は元田からは聽かされたであらうから彼の案勞は杞憂であつたと安堵し、自分の贈つた歌の通りに小楠が名に高きこしの白山峰も尾も赤き心に染め盡くして歸つたのを心窃かに喜んだであらう。

右の如く得意で歸熊した小楠は今は五十人扶持を以て遇せらるゝ福井藩の賓師で、是迄の樣な老貧書生ではない。一家はいつになき長閑な豐な松の內を祝した。老母をはじめ一同健全で、可愛盛りの又雄を中心に久し振に味はふ家庭團欒の樂しみは限りないものであつた。彼は、衷心より師の今の境遇と元氣旺盛での歸省とを喜び迎へた門生等と愉快に會讀などしてゐる內に、下關で小楠一行と別れてから暫く同地に留りて藩の船宿を設置し種々調査に從

三岡・榊原來訪

事しつゝあつた三岡石五郎は其の用務も一先づ片付いたので、平瀨を留置きて榊原と倶に來熊し、小楠の家に宿泊したので一層賑やかとなつた。榊原の滯在日數は分らぬが、三岡は六十餘日もゐて會讀にも列し、又奉行や大庄屋等につきて肥後の貨物の販賣・集散の狀況をも視察した。それにつきて小楠の周旋が大いに與つて力あつた事は云ふ迄もない。

松井耕雪も

多分三岡の滯在中であつたであらうと思はるゝが、松井耕雪も亦沼山津に小楠を訪うた。

それは『耕雪年譜』の中に「安政六年正月二十三日出發、横井小楠を熊本に訪ひ、長崎を視察して、五月四日歸國す」と云ふ記事があるので分る。三岡は後に記する如くに熊本を辭してから長崎にいつたから、松井も幾日か熊本に滯在し三岡と倶に長崎に向つたではあるまいか。松井は歸國して二ヶ月後に福井藩制産係世話を命ぜられてゐる所からすると彼の長崎での視察事項は三岡のそれと關係があるらしいから猶更さう想像される。なほ松井の『年譜』には「安政五年十二月七日福井にて横井小楠に初對面す」と云ふのがあり、其の後約一週間にして小楠は上記の如く歸國の途府中で松井と面會してゐるのを見ると松井の沼山津訪問や長崎行などはそれ等の會見の際に打合はされてゐたのであらう。

松井耕雪、名は篤、字は士行、通稱六右衛門。文政二年武生町の商家に生る。性文藝を嗜み博く群書に涉り詩畫を善くし又好んで四方の士と交遊した。夙に文教振興の志があつて、文久二年には自ら巨貲を藩に獻じて學校を建て立教館と名づけ、松山の碩儒森余山を教官に聘して其の俸給の一部をも負擔した。同校よりは數多の俊才が輩出したので領主は其の功を錄して其の子泰次郎を士班に列せしめた。彼は又福井藩の村田(氏壽)・毛受(鹿之助)・三岡(八郎)・中根(靱負)・松平(源太郎)等の諸士と交を結び、春嶽の眷遇も厚かつたが、安政五年春嶽小楠を聘するや耕雪に藩の財政及び産物調査を命ずると倶に小楠の諮問に應ぜしめた。萬延元年十二月には府中産物賣買會所元締役を命ぜられて大いに盡くす所あり、又制産役所を興し專ら邑中産業の隆盛を謀りて遠く他國への輸出に努めた。明治元年福井縣中屬に任じ、次いで敦賀縣權大屬を命ぜられたが、同二年岩倉右府に謁して國家經濟の策を獻じ養蠶奬勵の必要を痛論した。明治十年京都に遊び同年十月より同府の囑託により府史の編輯に從事し、十一年病を以て辭し爾來文墨自ら娛しんだが、同十八年五月十二日同地に於て卒した、享年六十七。

# 第十一章　再び福井藩の招聘に應じて

## 一　山川皆舊知

熊本出發と其の道中

小楠は上記の如くに故園に愉快な日を送つてゐる內に、いつしか百餘日を經過した。江戶詰肥後藩重役からは福井藩よりの交渉に基づきての既記の如き書狀が已に國許政府に屆き、組頭から再度の越前行を申し渡されてもゐるので、彼もさう何時までも優游してゐる譯にもゆかず、安政六年四月下旬熊本を出發した。今回の道筋は横井(時靖)家に藏せる『從肥後熊本越州福井迄安政六年未四月よりの諸造用明細帳』に據ると、南關・原・瀨高・羽犬塚・松崎・山口・內野・飯塚・木屋瀨・黑崎を經て小倉に至り、それより船にて瀨戶內海を航して播磨の室津より上陸し、明石・兵庫・大阪・伏見・小松・今津・海津・駄口・谷口・敦賀・神保・二ツ屋・府中を通つて福井に着してゐる。但し琵琶湖の西岩小松より海津までは船であつた。小楠が五月十四日付にて大阪から宿許に寄せた書面(遺稿篇「書簡」八〇)中には左の如くある。

去る四日晩方下關出船仕、相應の風筋にて十二日に大坂に着仕候。上下夫々何之申分も無二御座一、壯健に罷在

申候間御安心被レ成可レ被レ下候。大坂には段々用事有レ之、中二日程到留仕、明十五日に此許出立仕筈にて、福井には二十日に着之積に御座候。既に福井屋敷より早便にて申遣候間彼方にては十六日にも知れ申、定てにぎ〳〵敷相待候事と奉レ存候。

敦賀を過ぎてからの消息には「踰二木嶺一」と題して、

身世茫々渾べて驚くに耐へたり、三たび木嶺を踰えて越前に行く、極めて知る人事の必を須ひざるを、流水行雲此の生を寄す。

なる七絶がある。木嶺は木芽峠のことで詩中の「三たび」は

小楠筆蹟
（由利邦昭藏）

嘉永四年越前入の時のを加へたのだ。此の外には松井耕雪の『年譜』に「安政六年五月十九日小楠福井に赴く、途次府中にて耕雪に面晤す」とあるから、十九日に今の武生に到りて耕雪に面會した。それから其の翌二十日に福井城下に着したことは小楠が五月二十二日に福井から嘉悅市太郎に出した書面（遺稿篇「書簡」八二）の中に「一昨二十日此許到着仕候」とあるので間違ない。然るに今回の隨行は、上記『諸造用明細帳』を見ると殿（小楠）の髪結代・黈齋の草鞋代・仁一郎足病に付馬雇申候分とかの費用が記してあるから黈齋・仁一郎と此の帳面

福井着

隨行者

を附けた人—甑齋か仁一郎であるかも分らぬ—とは從者らしい、また小楠が越前から宿許への手紙の中には「彌十郎（瘧のこと）オコレ漸く近日快く相成候へば尉作引續き同病相煩い云々」とあつたり、此の兩人のことが別々に出てゐたりしてゐるが、此の彌十郎と尉作が右帳面の中の人達と同人であるか否やもよく分らぬ。要するに熊本からの從者は少くとも二三人はあつたが、門生は加はつてゐない。

さて小楠は着福して見ると、其の不在間に彼の意見を徵すべき大小の事柄が山積してゐるし、又我も我もと小楠を訪う者が多かつたと見えて暫くの間は餘程多忙であつたらしく、六月十九日付で宿許によせた書面（遺稿篇「書簡」八三）中に左の一節がある。

唯々晝夜寸暇無ㇾ御座ㇾ誠に多用多客にて困入申候。明日にて着以來三十日に相成、夜九ツ（十二時）前に寢候事纔に一夕有ㇾ之、其餘はいつも八ツ（午前二時）比に相成申候。夫故例の酒もとんと元氣付迄にて腹內宜しく何の申分も無ㇾ御座ㇾ候。近日に驚うち抔に出浮申候筈にて其用意仕申候。三岡（石五郎）熊本御用被ㇾ仰付ㇾ八月初に此許出立仕筈にて御座候。下關に少は引懸り可ㇾ申候。何に九月中には沼山津に參着可ㇾ仕候。

右によると三岡は再び中國・九州出張を命ぜられることになり、もう此の時分から定まつてゐたものと見える。其の後宿許に出した數通の書狀の何れを見ても、三岡着熊の日取や彼に托して留守の人達に種々の品物を贈つた事や熊本城下に相當の家を買ひて引移りたき事を記してないのは殆どない。

## 二　福井藩の殖産貿易

既記の如く橋本左内は既に安政二・三年より外國貿易説を主張してゐるし、それかあらぬか春嶽の安政五年に藩士に示した藩政に關する「條目」中にも「物産の事」なる項に「自國の産物をはじめ夫々富國の處置有之度云々」と云ふ文句はあるし、三岡石五郎は福井藩の是迄文武節儉を以て唯一の富國策となしたのを難じて殖産貿易による積極的富國論を强調するし、彼の師で而も藩の賓師たる小楠の抱負も亦それであるし、種々の原因があつたので、福井藩が封建鎖國の時代に天下に率先して殖産通商の道を開き官貿易の模範を示したのは敢て怪しむに足らぬことではあるが、當時に於ける本藩の殖産貿易の隆々たる發展振は眞に目醒しく、之によつて藩の富力が頓に增進したことには他藩をして驚異の眼を瞬らしめたものがある。而して此の舞臺の主なる役者として表に立働いたのは三岡であつたが、彼の背後には其の師小楠があつて直接間接に之を指導し援助したことを看逃してはならぬ。三岡の小楠に於けるは、なほ吉田松陰の佐久間象山に於けるが如くであつて、小楠は數多き門弟中特に三岡を愛し、三岡も亦師として篤く小楠を尊信した。三岡は後年「生先生の教を受くること年あり、若し夫教誨庇保なかりせば或今日あるを期すべからす」と云うてゐるが、實に彼は小楠

によりて薫陶され教誨されて、小楠の經綸の一にして自家獨特の識見を以て發揮した利用厚生の法を實行すべく其の任に當つたのである。而も三岡が實に又と得難き最適任者であつた事は例の小楠一流の人物鑑識眼に裏書をなすもので、福井藩の殖産貿易の大發展の原動力は全く小楠・三岡の意氣の合致に外ならぬともいへよう。兎に角第二回の福井入から小楠の最も心身を打込んだ仕事は此の方面であつた。

小楠の歸國に隨ひて西行し下關で分かれた平瀨と、三岡と倶に沼山津を訪うた榊原との其の後の消息は分らぬが、小楠塾に二ケ月滯在した三岡は安政六年三月熊本を去つて長崎に至り、此處に暫く滯在して後に再び下關を過ぎて四・五月比歸國した。旅行は眞に活ける學問で、三岡は此の四ケ月餘の旅行に、長崎に於て藩の殖産貿易に關する準備をなせる傍、外國貿易の現況・關西地方の物貨集散の狀態・運輸方法などの調査研究を遂げ、從來の經濟眼に加ふるに幾多の新知識を以てした。其の旅行中に於ける彼の仕事や調査事項中の興味あるもの並に歸福後に於て着手したる事柄の二・三を『由利公正傳』から左に摘記して見よう。

三岡旅行間の仕事と調査並に歸福後の着手事項

長崎に越前藏屋敷を設く

三岡は長崎に於て唐物商小曾根六郎（號乾堂）の手を借りて同所浪の平の地一町步を購ひて越前藏屋敷を建築した。又和蘭商館と越前の生糸・醬油其の他の物産販賣方を特約し、製造者の詐欺・贋罔を防ぐ手段として一々各商品に製造人の名札を附せしめ、萬一粗惡品の混入するを發見した時は直接本藩に照會すべく、藩の當局官　其の責に任ずる事とし、爰に越前に於ける官貿易の端緒を開

いた。

彼は長崎滯在中一日和蘭商館に至り、壁上に掲げてある汽船の賣價を見ると小判三千兩米にして一萬石、一分銀にして拾何萬兩とある。彼は其の理由を解し得ないので、之を手簿に記して歸り終夜熟考して、それは金銀の差より生ぜる評價なるを知つた。又在長崎の商人等は娼妓をして小判を持來らしめ、之を一分銀に兩替して莫大の利を收めて豪遊の資とする事實をも發見した。

當時の金銀標準

抑も我が國に於て從來和蘭貿易の爲に定めたる金銀の標準は墨西哥銀一弗を以て、日本の金一兩と爲した。然るに安政四年五月下田條約に於ける金銀種目交換の明文により開港後一ケ年間外國貨幣を日本金銀に交換すべきの義務を有したが、當時我が國の小判は英貨拾八志五片に相當し一分銀は一志四片の割合なるにも拘らず、我が國に於て小判一枚の價僅かに一分銀四個に過ぎない。卽ち金の名目價値は銀に比して斯く低廉で實價は殆ど四倍の價値を有すべき割合であるので、外人は其の銀を以て小判を購求し又一分銀を小判に交換すれば小判一個につき殆ど拾三志一片餘の利益を博し、他方にては我が國の輸出商品たる生絲・茶・漆器に對し其の割合だけ高價に買入るゝも毫も損失無き計數である。故に金貨流出・物價騰貴の兩現象を胚胎せしめたのである。

是に於て石五郎は大いに之を憂慮し時の長崎奉行岡部駿河守に面會して說くと、岡部の云ふには是啻に足下のみならず外人シーボルトと云ふ者も先に精細なる建言書を提出したので、直ちに飛脚を以て江府に具狀したら、不日金銀比價の差を改正すべき旨の通告があつたとの事であつた。石五郎之を確めたので歸藩するや直ちに奉行長谷部等に說き一般に諭達する所あらしめた。當時果して小判買占商なる者諸國に潜入し越藩にも江戶商人が來たけれども國人既に此の事を知りたる後であつたから些の損害をも受けなかつた。

製鐵所所見

又一日製鋉所を覽ると、館内の一部に鋼鋉充滿し、方なるもの・圓なるもの・扁平なるものがあつて

各類別の上羅列してあつた。彼は其の製作方法を聽いて深く西洋諸器械の進歩發達に服し且つ物は百倍の力を以て之に當れば堅牢なる鋼鐵と雖も鋏を以て紙を截るが如く、人の一念强固なれば百事爲し得ざることはないと考へた。

畫工陸舟の談

彼は一日小曾根の宅に於て畫工陸舟に遇つた。陸舟語つて曰ふには、予は先日迄幕府軍艦乘組傳習生の一人であつた。昨年より航海術の傳習開始せられ西洋より蒸汽船二艘購入され、其の一艘には勝麟太郎・矢田堀敬三が、他の一艘には船長某及び予等が乘組んだ。然るに當時朝廷より屢〻攘夷を促されるので、船長は劈頭第一に攘夷に使役せらるゝは軍艦乘組員であらうと信じ故意に其の艦を坐礁せしめたれば、予はこゝに決する所ありて去つて畫工となつたが陸舟と號するも其の緣由だと、石五郎之を聽き幕吏の腐敗已に極度に達し之を援くるも益なかるべきを知つた。

醫師の長崎留學を建議す

三岡は長崎に於て貿易の事情を調査するは勿論其の他諸般に涉り研究する所あつたが、就中蘭醫ポンペの治療の極めて巧妙なのを認め、歸藩の後壯年の醫師を長崎に差遣して就學せしめんことを建議した。又彼は滯留中肥前にては貧民を救助するため諸處に施粥所を設くるを見た。これは前年不作のため米價非常の高直で下方が困難するので其の救助の爲にした事で、其の頃肥前の藩主は天下に明君の聞えがあつた鍋島閑叟であつたから早く之を施行したのである。然るに

民の救助は民と倶に働くに在り

三岡は既に困難は勞力に訴へねば迚も凌ぐ事が出來ぬと考へてゐたので、越前でも此の愚策を實施してはゐぬかと思ひつゝ歸國して見ると果して義倉―十二三年前から僅か宛米を積み置き不作の場合安價で拂下げる―を開いて拂下をしてゐる。是では迚も一藩の人民の飢を救ふに足るものでないとて三岡は斯かる姑息手段を取らず我々は物產を興して人民と倶に勞力に訴へ樣と

穀物輸出の禁を解かしむ

思ふ旨を申し立てた。又一つは當時港は勿論其の他でも穀物の輸出を禁ぜられて居たが、三岡は表の口々を止めると國内の米は隣國より安くなるので裏から密に出る事が多くなる。物價は平均であれば内に不足する所は他より輸入して宜しい。金を拵へる手段をすれば高い米を食うても聊か心配は入らぬとの意見で其の解禁を請ふたので、藩の評議は一決して口止は解かれ輸出入勝手次第となつたので、品不足は輸入で補ひ米の値は上つても十分に勞力を働かせて稼ぎ出すべきことを申し立てた。

下關に於ける爲替取組法實施狀況

三岡は長崎を去つて歸國するに際し再び下關を過ぎた。流石に山陽・九州の咽喉とて船舶常に輻湊し商業極めて殷賑で、而も風俗の淳良なるは長藩從來の慣習として商業取引其の他風俗取締に一切干渉政策を用ひず全く自治に任じたるの結果なるを知つた。住民は旅人船客を此の地の金庫として最も懇切に待遇し、之が爲には多少自家の不便をも忍びて辭せず、且つ町内の事は其の規約に基づき町内より嚴重に社會的制裁を加ふるの習慣である。隨つて信用貸借上の一たる爲替取組法は早くより此の地に發達した。三岡は物産の販賣集散區域を擴張せんと欲せば必ず此の爲替法を利用しなければならぬ、然れども一方には正貨の準備が無ければならぬ、若し正貨の餘裕が無ければ物産を抵當にして紙幣を發行し以て信用を固くしなければならぬと考へた。後年三岡が藩の爲に爲替法を採らしめたは此の時の決意に基づくのである。

三岡、はじめ中國・九州に出發せんとするに當り、其の旅行中に殖産資金五萬兩の調達を勘定奉行長谷部甚平に約して置いた。それで彼は長崎に於ては上記の如く和蘭商館と契約を整へ種々の計畫を齎して歸つて見ると、右資金は未だ準備されてゐなかつたので大いに憤慨し、

殖産資金の調達

約束の履行を嚴しく督促したがなか〳〵埒が明かない。遂には長谷部は三岡を剛情なりと云ひ、三岡は長谷部を不親切なりと云つて事面倒になりかけたので、再び大評定となつたが、小楠また双方に仲裁の勞を取り漸く切手五萬兩增發を一決するに至つた。

切手發行の準備に着手せんとするに際して、三岡は今發行する切手は物産となり次いで正貨に化するに至るべきも、從來の藩札は抵當無き純粹の不換紙幣だから人情として藩札を嫌ふに至るは理の當然たれば、切手を發行せば其の爲に藩の札所を倒産せしむるやも計られぬと思ひ付いたので、之を長谷部に謀りて遂に五萬兩の藩札を增發することゝなつた。然るに此の藩札の增發につきても亦すら〳〵とは運ばなんだとて三岡は左の如く物語つてゐる。

我が國藩札の濫觴

德川幕府の親藩たる越前も始祖秀康・忠直兩侯幕府の忌む所と爲り、所謂御家騷動の結果封土の削減に逢ひ、財政當初より困難なりき。寛文の初、忠昌侯の封に就くや國用の不足に苦しみ、幕府が越前家へ增封を履行せざるを口實とし幕府より給與せられたる二萬兩の正貨を基礎として四萬兩の藩札發行の許可を受け、必要の場合には何時にても正貨と交換すべき兌換制度を設けたり。故に越前に於る藩札の發行は我國藩札の濫觴にして、爾後他藩も亦幕付の許可を得て藩札を發行せしなり、然るに其後尙財政の困難なるに伴ひ漸々增加して二拾萬兩となり爲に金貨役所の支拂停止を告ぐるに至り、藩札は終に不換紙幣となり了れり。嘉永年間其の弊害の顯著なるを認むるや藩札を二拾五萬兩の額に止め、是以上發行せざる旨一般に布告したりき。これ五萬兩の藩札を發行せんとするにも異論多かりし所以なり。

殖産貿易に着手

右資金調達の問題は解決したので愈〻殖産貿易實行の段取となつた。そこで三岡は先づ商人・年寄の重なる者を招集し殖産の計畫を說明して贊同を求めて見ると、意外にも反對がある

のみならず嘲弄の聲さへ聞くので心中甚だ平かでなかつたが、彼は其の間に立ち毅然として所信に邁進した。彼は行脚僧の如く草鞋掛にて各村を巡回して大庄屋・年寄・老農に物産繁殖の計畫を諄々として說明し、遂に物產總會所設置まで漕付けたのであつた。

三岡再び西行

四・五月頃歸國した三岡は既記小楠の書面にある如く更に再び殖產貿易の用件にて中國・九州へ出張を命ぜられたので、八月九日奈良茂登作と倶に福井を出發して武生まで來ると、其の後で三岡の母が當時福井で盛に流行してゐたコロリ病に罹つたとの報に接し直ちに引返して專ら看護に從事する內一時少康を得たが、同月二十七日遂に死去した。喪に服してゐた三岡は九月十五日除服を命ぜられて同十八日西行の途に上り、下關にて暫く滯留して後長崎に向ひ、それから熊本に到り萬延元年三月歸國した。

三岡を荻に紹介

はじめ三岡が西行の途に就くに當りて小楠は八月四日付にて在熊本の親友荻角兵衞へ書面(遺稿篇「書簡」八七)を認めて三岡を紹介すると倶に今回三岡は貿易の用事にて主として長崎に出張するが熊本にも行くことになつてゐる、併し熊本にては其の出張の用向につきては何人にも語らぬ筈だが獨り君のみには打明けて意見を聞く事になつてゐるから遠慮なく咄し合つて吳れと申し送つた。熊本に於ける小楠友人中にて、荻は、元田の「六友歌」中に「經濟の才誰か右に出でん」と、又「懷昔行」の句中に「經濟の才は自ら胸裏に蘊す」と評してゐる程最も意を經濟に用ひてゐたので、特に三岡をして其の意見を聞かしめたと見える。之を見ても小楠は福井藩の殖產貿易事業に

つきては萬事遺漏のないやうにと細心の注意を拂つてゐることが分る。

物產總會所の組織

右、物產總會所の開かれたのは安政六年十月下旬ださうだが、其の組織は資產あり名望ある商人を其の元締として專ら斡旋の勞を執らしめ、藩よりは只一人の吟味役を附し其の會計を監督整理せしむるのみにて全く彼等の自治體に放任した。そして物產の製造法は豫め其の種類を一定せず各自の欲する所に任せ、一方には汎く老若男女の內職的勞働を奬勵した。物產の重なるものは絲・布・苧・木綿・蚊帳地・生絲・茶等であつたが、最も廉價なるべき繩・草鞋・蓆の如き一に內職的製造に係る藁製品にても幾萬人による幾百日間の勞働は塵積んで山を爲すの俚諺に洩れず、初年北海道に販賣したる總額は貳拾萬何千兩の多きに達した。

物產製造法

資金貸付方法

物產製造資金の貸付方法は藩の資金と民間のそれと相待つて運轉するでなければ大なる融通をなすことが出來ぬので、其の釣合上の利害得失を研究熟慮して月八分と決定した。

物產總會所の設立後五ケ月を經るや諸種製造品日を逐うて各町村より運搬せられ忽ち倉庫の不足を訴へ、市中の倉庫を賃借して一時之に充當しても尙充分ならざるに至つた。貨物販賣集散の取引漸次頻繁となるや荷爲替の方法を始めた。即ち元締より諸國の荷物問屋に交涉して相互の信用貸借が成立ち金融圓滑となり、正貨の輸入益〻增加して札所に於ける金庫の床其の重量に堪へず俄然墜落したるが如き奇談的出來事をさへ惹起した。

正金輸入激增

三岡が始より專ら奬勵に力を盡くしたのは養蠶であつた。これ當時生絲は最も高價に且

殖産貿易の好況

つ容易に販賣することが出來たからだ。此の結果初年度に於ける生絲の成績意外に良好で和蘭商館に販賣したる金高二拾五萬弗に及んだ。當時弗は兩の四倍に近く一分金に兩換して之を越前に送らんとするや其の大金たるの故を以て先づ長崎奉行に屆出で「御金荷物」の先觸を請ひ驛馬にて運搬したが、一駄に付二千兩即ち四百駄內外の荷物は逶迤として驛路に連續し、爲に九州諸藩の耳目を聳動し自然蠶業を奬勵するの媒助となつたと云ふことだ。福井藩の製產奬勵は養蠶のみでなく茶や麻其の他にも及んだが、次年度には、生絲醬油の貿易高頓に增加して一時に六十萬弗餘を受取つたと云ふ驚くべき好況を呈した。斯くして內外に向けて輸出したる物產の總額は漸次增加して文久元年の末には一ケ年金三百萬兩に達し、藩札は漸次正貨に變じ、金庫には常に五十萬兩內外の正貨を貯蓄し、取引は頻繁となり、商賈の產を起すもの比年增加すると云ふ狀態であつた。藩の殖產貿易は以上の如く隆盛となる一方、

樺太地方の產業調査

文久元年二月には青山貞を制產方御用として箱館表に派遣したが、其の實は樺太地方に於ける產業の取調であつて、大野藩の「スクーネル船に便乘して敦賀港を發し、四月ウショロに着し深く島內を跋涉して詳細視察を遂げ、轉じて蝦夷地を經由して七月歸藩した。蓋し當時にあつては破天荒な企圖と云はねばならぬ。

なほ此に特記すべきは、三岡が第二回の九州出張の途に上るに際して建白して置いた醫學生遊學の事を出張中再願すると派遣の資金がないとのことであつたので、彼は物產貿易の益

金を以て之に充てればよいと主張してそれが實行されることになつた。彼は長崎で貿易の用務に從事しつゝ右留學生の來崎を待つてゐたら萬延元年正月に魚住順方・佐々木全の兩人が派遣されて來たので種々便宜を圖つた。これが福井藩最初の留學生であり、それから歸國すると、又々醫生を長崎に遊學せしめられんことを上申し、益田宗三・田代萬隆・淺野恭齋・吉田貞庵の四名が派遣されたが此の資金も恐らくは前同斷であつたであらう。この如く殖産貿易の益金が育英事業にまでも用ひられたのは大いに注目すべき美擧であらねばならぬ。

三岡は殖産貿易の事業が上記の如く順調に進展し藩財政に大なる効益を與へたのを見て、小楠に「斯かる勢を以て各藩共歩調を一にし相俱に進み行かんか、我が國は數年ならずして世界に雄飛するを得べく、今や其の氣運に嚮へるを覺ゆ」と云つたに對し、小楠は「天理に順ふ者は必ず興る、策智を用ふべからず、時機の一變蓋し遠からざらん」と答へたとある。福井藩の物産貿易の盛況を述ぶべく筆は覺えずこゝまで走つたが、我が國貿易上趣味もあり又光輝ある本藩の此の事業に對する殊勳の榮冠は直接其の任に當りたる三岡の受くべきは勿論だが、之を指導した小楠及び之を援助した長谷部の功勞をも多とせねばならぬ。然るに『由利公正傳』によると、右三岡の成功は却つて保守派の嫉妬的感情を暗々裏に愈〻増長せしめて三岡が上述二十五萬弗の大金を長崎より運搬し意氣揚々として歸國したのを歡迎したのは意外にも僅かに其の同志の數人のみであつて、彼の親戚知己の中にさへ之が爲に疎遠になつ

た者を生じたとある。此に至りては朋黨の禍も亦慘なるかなである。

## 三　長岡監物・橋本左内の訃報累りに至る

長岡の病死

今は交を絶つてゐるが、四年前までは二十年間相提携し相扶掖して極めて親密な間柄であつた長岡監物(米田是容)が、八月十日熊本にて病を以て逝いた。福井にて其の訃を聞いた小楠は深く之を哀しみ感慨に堪へぬものがあつて、十月十五日に荻・下津兩人に宛てゝ斷腸の思を書き送つたが、(遺稿篇「書簡」九三)その中に左の如き文字がある。

小楠の弔文

千里の客居にて此凶事承り、不レ覺舊情滿懷いたし、是迄間違の事共總て消亡、唯々昔なつかしく、思はれざる心地に相成落涙感嘆仕候。誰の歌にて候哉

あるときはありのすさひににくかりきなくてそ人は戀しかりける。

心情御推察可レ被レ下候。本より絶交のことに候へば二ノ丸(長岡邸)に弔詞申進じ候子細無レ之、御兩君迄心緒拜呈仕候。

之を讀みて彼の心中を察すると自ら瞼の熱するを覺える。兩人の絶交は、長岡が水藩原田に與へたる上記書簡中に「學論合兼、終に彼より不通に罷成」とある如くに小楠の方から申し込んだのだ。然るに元田は彼の『還暦之記』中に兩人の不和となりし經緯を記した終に

絶交に對する悔恨

「後先生（小楠）果して之を悔て余に語られたれども其時大夫（長岡）は既に已に世を辭して奈何ともすること無し」と記してゐるのを見ると小楠は此の絶交につきては悔いてゐたらしい。又小楠の弔文を見ても「時としては何やらん不平の心も起り候へ共」とあつて監物に對する不滿はあるにはあるがさまで根強いものではないらしく、又「平生の心は依然たる舊交、したはしき思を起し候事は彼方に於ても同然たるべきか」と記してゐる。以上のやうな事情であるならば早く小楠から折れて出さへすれば必ずや大人の雅量を持つてゐた長岡は喜んで之を容れたであらう。さうなれば兩人の交情は舊に復し倶に〳〵協力して天下のため又藩のために赤誠を盡くして特筆すべき大功績をも殘したであらうに、思ひも掛けぬ長岡の死によりて永久に其の機會を逸したのは惜しみても餘りある事である。小楠が後に長岡の後嗣虎之助と最も親しく提携して事に當つたのも一つには故人との交情復活の意味をも含めた切めてもの心遣であつたではあるまいか。

長岡の墓道表

監物は其の全生涯の凡ゆる方面を通して「誠」を以て一貫した人格者で西郷南洲等は長岡先生として師事したほどの大人物であつたのに僅かに四十七歳を以て逝いたのは痛惜の至りだ。彼の墓は熊本市東坪井町の見性寺境内にあるが、該寺は米田家の菩提所で楼門を潜つて境内に入ると右側に嚴として聳ゆる豐碑がある。それは監物の墓道表だが其の碑文は元田東野の筆に成れる滔々二千餘言の雄篇で監物一代の面目精神躍如たるものがあるから、

左に之を掲載して彼の小傳に換へよう。

## 故肥後藩大夫溫良長岡君墓道志

嗚呼文政・天保の際、天下承平極れり、上下恬熙相習うて風を成す。而るに此の間挺然として自ら振ひ正義純忠以て世道を匡濟せる者、故肥後藩の大夫溫良長岡君の如きは蓋し幾人有りや。君諱は是容、監物と稱す。十四世の祖宗堅君諱は求政、我が泰勝公を輔けて從五位下に叙し、壹岐守に任ぜらる。後嗣藩の世卿となり、其の美を濟せるは載せて譜籍に在り。考は勝德君諱は是睦、妣は春臺孺人到津氏なり。勝德君中年故ありて職を辭し天保壬辰の年を以て卒す。君家を襲ぎて卿となり軍帥を兼ぬること先例の如し。年二十深く累代勳舊の義に感じ、先考の時と耦はずして其の職を終へざりしを悲しみ、慨然として先憂の志あり。會〻泰嚴公新に封を襲ぎ勵精政を爲すや君首宰長岡山城と心を協せて之を輔け、

長岡監物（米田是容）の畫像
（米田家藏）

賢能を進用し紀綱を振整し、諸〻更張する所略緒に就けり。乙未の歳江戸に祗役し始めて諦了老公に見ゆ。公一見して大臣の度ありと謂ふ。君深く二公の知遇に感じ益〻自ら奮勵し將に大いに爲す所あらんとす、同列に阻まれて行ふを果さず。嗣いで文武の總裁を掌り、教學を明らかにし禮讓を興し人材を育し風俗を正さんとし凡そ條具する所公皆之を嘉納す。此の時に當り東に水戸侯あり西に佐賀侯あり南に土佐侯あり北に越前侯ありて各藩政を張り、幕府も亦節儉の令を發し天下殆ど盛運の會に際して君の志も將に再び行はれんとす。既にして幕議旋ち變じて水藩の正議行はれず而して君も亦終に志

を得ず請うて政職を解かる、實に弘化丁未の春なり。君常に國勢萎靡し外患測られざるを以て憂とし、士氣を振ひ風俗を興し虛文浮華の習を一變せんことを思ひ、奮然身を以て之に先んず。而して又躬行の未だ至らざるを病み專ら實學に從事し、晝は則ち武を硏き兵を練り夜は則ち心を潛めて道を求め、暇あれば則ち輕裝し糧を裹みて山川を跋涉し嚴冬烈暑と雖も未だ曾て一日の間斷あらざるなり。君もと程朱の學を信じ諸を先覺に求めて山崎・淺見諸子の書に得るあり、又近く大塚・平野二子の學を得、渙然として大いに喜んで曰く道は玆にありと。其の平生の爲すところ一に誠正の實に本づきて義理の精微を窮め、痛く功利智術の言を斥け、最も忠孝に篤し。常に曰く忠義の心は人皆之あり、但し人欲之を阻みて誠一なる能はず。人情彼に厚ければ此に薄し。既に忠義を欲して又好色を欲す安んぞ誠一たるにあらんや。人能く情慾の念を窒ぎ得ば則ち滿腔子唯忠義の心活潑禦ぐ可からざるなりと。故に首として嗜欲を絕ち聲色を遠ざけ室に媵妾無く閨門肅然たり。其の力行自ら勵むこと往々人の耐へ難きところをも君は之を爲して厭はず將に身を終へんとする者の如し。嘉永癸丑米國の艦駛せて相海に入る。幕府我が公をして相州浦賀を兼管し兵を置いて守衞せしむ。此の時に當り海外虞るべく、而して承平の餘に俄に警報を得。浦賀は江戸の咽喉なれば守備其の帥に難んず、公特に君を召して授くるに總帥の任を以てす。君政廳に登らざること七年、命を聞きて直ちに道に上る。時嚴寒に方り行路氷雪なるに兼程して行きて數日ならずして江戸の邸に達す。一時に名望都下に傳はれり。既にして米艦復至り、群議囂然として畏怯和を議するに非ざれば則ち強暴戰を主とす。君獨曰く外人を待つも亦信義にあるのみ。我能く信義を明にして以て彼に接せば彼安んぞ得て我を侮らんや。彼若し頑冥にして我が言を聽かずば則ち義に據つて之を伐つとも亦未だ晩からざるなりと。幕議遽に品海の堡壘を守禦せしむ。地勢孤危にして衆皆之を避く。君獨奮ひ請うて手兵三百を以て之に當る。時に水戸の老侯入りて軍國の事を閱き侍臣を遣はして來り訪はしめ贈るに詠歌を以てす。君因つて時事を條陳す。越前侯亦其の臣をして歌章を齎して意を寄せしむ。其の餘の憂國の士君の館に臻り見んことを願ふ者多し。事罷みて西歸す、公賞するに鞍・鐙を以てす。君は容貌俊偉にして眉目淸秀、之を望めば巍々然、之に就けば溫如、久しうして益々敬慕すべし。人と語言するに理順に氷釋し心髓

に涵漸す。然も大義のあるところは則ち屹として動かすべからざるなり。其の上を敬ひ祖先を崇ぶこと至誠より發し、賢を好み才を愛すること及ばざるが如し。部伍を待つには公にして善く導き、家丁を養ふには寛にして禮あり。中年閑退して道深く德熟す。一門之に化して婦人孺子と雖も皆之を敬愛し農夫販卒に至るまで其の賢大夫たるを知らざる者なし。戊午の歲公其の德行を嘉し、慶するに佩刀を以てす、蓋し特典なり。明年七月疫疾に罹り、病革るや命じて正寢に移さしむ。醫動かすべからずといふ。君曰く是汝の知るところに非ざるなりと。既に遷りて衣を整へて正坐し、嗣子及び家宰を召し諄々として訓告するところあるも皆主を愛し國に忠なるの言なり。言畢つて逝く、實に安政六年己未八月十日享年四十七なりき。公深く之を惜しみ行人を遣はして弔賻せしむる殊に厚し。蓋し公夙に君の賢を知りて大いに用ふるの意ありて而も果されざればなり。城北見性寺の先塋の次に葬り、私に謚して溫良と云ふ。初勝德君散樂を好み、君幼より其の技を習へり。君始めて江戶に往くや老公之を聞きて爲に樂を張り君をして鞍馬天狗を舞はしめ、恭樹世子を遮那王と爲す、蓋し託孤の意を寓すと云ふ。其の後家に樂を張るや間々此の曲を以て自ら課せしも老公の心を忘れざりしなり。君は國に惓々として一飯にも懷に遺れず、早く政職を解かるゝと雖も每月の大事には所見を陳述して盡くさゞる所無く、常に語主德に及べば則ち泣を揮つて之に告げ人爲に感動せり。病亟るや言の譫囈に發するものも猶臣主相對の狀の如くなりき。進むるところの書稿は皆焚いて留めず。著書數卷詠歌數百種皆その志を見るに足るなり。君交るところは一時の俊傑にして、藩士に於ては下津休也・横井小楠・荻昌國に皆布衣の交をなし、その江戶に在るや、鈴木純淵・佐久間象山・吉田松陰と相知り。戶田蓬軒・藤田東湖・會澤憩齋と情好最も篤く、西鄕・大久保二子も亦夙に相親しめり。君嘗て語りて曰く西鄕は眞に創業の器、然れども根軸の任に至りては則ち大久保その人ならんと。佐久間・吉田罪を獲るや、君川路執事を見て面陳して曰く二人は天下の英才なり。公天下に志有らば之を殺すなきを願ひて可なりと。君夙に尊王の志あり、晩年益々心を王室に致して幕府の失政を歎ず。紀州侯入りて嗣ぐの議定まれるを聞いて曰く幕府の事去れりと。薩侯の訃至るや歌を作りて之を悼み、其の憂世の誠は言辭の表に顯れたり。配は公の族長岡氏二男六女を生む。長は即ち是豪君、次は是保君

虎雄と稱す。女の一は沼田延裕に適き、次は殤し、次は淸水勝慈に適き、次は平野長國に適き、次は溝口貞幹に適き、次は田中氏庸に適く。君捐舘の後十年明治維新となり天下始めて正に歸る、嗚呼君以て地下に瞑すべし。然りと雖君にして猶存せば則ち袞職の任必ずその一に居らん。豈に深く惜しまざるべけんや。是豪君石を建て之に銘せんと欲して荻昌國に囑す。未だ成るに及ばずして昌國病歿す。再び永孚に命じて其の文を撰せしむ。永孚淺識不文且つ當時の事或は世の諱に觸るゝを以て詳述するを得ず遷延筆を下さゞること年あり、以て今日に至りて始めて以て銘すべし。但君の抱負の大蘊奥の徵と其の深謀遠慮の國の大計に係る者とは淺陋の得て預り聞く所にあらざるなり。然れども嘗て之を聞く、藤田東湖君を評して曰く溫潤の中に雄虎の姿あり、大將の器余輩及ばざること遠しと。西郷南洲曰く吾平生人と交はること多きも未だ純誠君の如き者を見ずと。下津休也は君と相知ること最も深し。其の肖像に題して曰く、以て六尺の孤を託すべく、以て百里の命を寄すべく、大節に臨んで奪ふべからず。吾其の語を聞き、吾其の人を見ると。此の三言は皆當時の人傑の衷よりせるの語なれば、信を後世に取るに足らん。此に以て君の人と爲りを賛すべし。故に掲げて以て銘辭に代ふ。

明治四年辛未二月　　熊本藩教授　元田永孚

(原漢文)

右は明治四年二月の撰なるが、同二十四年十二月十七日　明治天皇は畏くも監物生前の勳功を思召されて特旨を以て正四位を贈られ、次いで翌二十五年十月十五日嗣子虎雄に父祖の功勞によつて男爵を授けられた。監物死後三十有餘年にして聖恩枯骨に及び彼亦以て瞑すべきである。

### 橋本左內の刑死

長岡の訃報と前後して橋本左內が十月七日に刑場の露と消えた悲報に接した。昨年京都にて小楠に分かれて入府した左內は春嶽に重用せられて國事に斡旋してゐる內、春嶽は既記

の如く七月に台命にて隱居謹愼を命ぜられた。爾來左內は春嶽の寃辱を雪がんとて專ら心を勞してゐたが、十月二十二日夕方町奉行の屬吏數名突然左內の寓せる曹舍に闖入して搜索を爲し文書及び簡牘を收めて去つた。翌二十三日左內は親類代理瀧勘藏と倶に町奉行石谷因幡守の宅に召出されたが廳上に於て瀧に左內を預けらるゝ旨を命ぜられた。之より左內は曹舍に禁錮せられ全く他人と面會せず只管讀書・揮毫・吟咏自ら慰めつゝ春嶽の寃枉未だ雪がれざるを痛嘆し頗る心情を苦しめたのであつた。その後數回奉行所に呼び出されたが、十月二日評定所に於ける糺問の後遂に傳馬町の獄舍に下され、十月七日五手の判決は遠島の刑なりしに大老・老中の評定により一等を重くして死罪を申し渡され、同日君侯賜ふ所の新衣を着し從容として刑に就いた。時僅かに二十六歲。

春嶽の帷幄の謀臣として入つては機密に參與し、出でゝは四方に應對した人物と云へば、鈴木主税・中根靭負・橋本左內の三人を擧ぐべきであらうが、豪邁にして識見に長じ、藩中最も重んぜられた鈴木の歿後、福井藩の重大なる任務は主として左內の双肩に荷はせられ、彼は主君の知遇に酬ゆべく身命を賭して事に當つたのである。藤田東湖や西鄕南洲や川路聖謨や武田伊豆などが左內を如何に評したかは餘り周知だからこゝに贅せぬが左內と最も親しかつた三岡石五郎は「彼は材幹卓絕辯論風を生じ能く事物を裁理す余の企て及ばざるものあり。是を以て予は心を傾けて何事も彼に相談せり。彼の死後越前藩長谷部甚平を除く外亦一人

の相談相手なきに至れり」と歎じてゐる。

左内の死は福井藩の大損失

左内の死は福井藩に取りては非常なる損失であつて特に春嶽に至りては眞に片腕を落された感があつたであらう。小楠に於ても亦其の主義主張を同じくする左内が春嶽の側に在るのは自己の抱負や計畫の實行上多大な便宜もあるから、彼を失つたことは少からざる打擊であつた。然るに左内を失つた福井藩に生じた大なる空虚を充たすには小楠でなければならぬので彼の存在は倍〻重大性を帶びて來た。小楠としても左內在世間幾度か江戸に出府の召命があつたに拘らず固辭してゐた其の理由の一は『北越土產』に記してある通り多少左內に氣兼したのであつたが、今は何の顧慮するところもなくして春嶽及び藩主よりの諮詢に對し自己の意見を吐露し得る否吐露せねばならぬ樣になつた。彼の黑幕宰相たる擅場は徐々に現れ來るであらう。

## 四　母の死　歸國

母重病の報を齎して門生矢島來福

舊友長岡監物の病歿と同志橋本左内の刑死の報に、さらぬだに淚をさそふ暮秋の異鄉で、ひとり腸を斷つた小楠は、十二月に入るや更に思も掛けぬ鄉里からの報知に接した、卽ち門弟矢島源助が小楠老母の病重しとて迎に來たのである。存命中に對面したき旨を越藩政府に願

ひ出で、其の諒解を得た小楠は急遽旅装を整へて其の五日福井を發足した。生憎途中大雪に妨げられてやつと九日夜大阪に着したが、惡い時には惡い事の重なるもので十日・十一日は風筋惡しくて空しく其處に滯留の外はなかつた。然し十二日朝漸く舟を出してからは幸に大順風に惠まれて百三十里の海上を僅かに三日にて乘切り十五日朝下關に着、それより晝夜を分かたず急ぎに急いで十八日沼山津に歸り着いて見ると母は已に小楠の福井出發の一週日前なる去月廿九日に死去してゐて、―何時頃發病したか、又其の病症は何であつたかはよく分らぬが―存命中の對面は出來なかつた。今は只一人生き殘つて居た息子の小楠に逢はずして逝いた老母の心殘りも想像に餘りがあるが、海山遠き旅の空に在つたとはいへ、いまはの母に一匙の藥も進め得なかつた小楠の悲歎は眞に同情に堪へぬ。前記往生院に今もある橫井家墓地の土饅頭の土未だ乾かず嶺松院榮譽嘉祥大姉の墨色新しい墓標の前に額突いて、萬斛の涙を注いだ小楠の姿は目に浮ぶ樣である。

歸着すれば母已に亡し

江戸詰福井藩重役秋田彈正は小楠出發後間もなく肥後藩に對して口上書を以て小楠の歸國を報ずると倶に事の落着次第、又小楠の福井行を申し付けられたいと賴談に及んだ。卽ち先づ小楠の門弟老母重病の報を齎したるに付小楠は母の存命中對面したしと申し出でたので、外ならぬ事故其の意にまかせ當月五日福井表を差急ぎ出立させし旨國許より飛脚を以て申し越し、越前守も承知せられた次第である。就いては小楠は豫て貴命にて福井在留中のこ

小楠歸國につき越藩より肥藩への口上書

とであるから、追つて老母の病體落着次第必ず早々相越す様に小楠へ福井表重役から示談した處彼も承知して、肥後表で差圖があれば罷出ようと申す事であつた故宜敷御沙汰ある様願ふ。且つ又この程別段に御願ひ申して置いた來御在國中―翌安政七年三月藩主茂昭が始めて福井入をなす筈で其の滯在間を指す―其の儘小楠を聘用したき件については、未だ御返答のない中に右の如く據なき事情突發のため一先づ歸國はさせたが、之も併せて御承諾の上熊本表にて小楠へ改めて仰付けられたいといふ意味のもので、小楠が如何に福井藩から重要視されてゐたかを如實に物語つてゐる。肥後藩でもこれ程までは意外に思つたであらう。

之に對して肥後藩の返答はどうであつたか其の文書は見當らぬが老母の事情落着後早々引返すことには異存のありやうはなく、借受期間延期の事も承諾したであらうと思はれる。なほ小楠母の死去の報に接した春嶽（靈洲）は安政七年正月十三日付にて藩主茂昭（巽岳）に對して左の書狀を遺はしてゐる。

小楠弔問に關して春嶽より藩主への返書

陳啓御安全珍重。然ば小楠堂老母終に及二物故一候由驚入候。別て客中と申、生前之對面も不二相叶一遺憾如何斗と致二遙察一候得ば只々氣の毒至極にて候。就レ夫以二彈正一心付之儀御申越一々御同意に存候。依レ之兼て馴染の者千本彌三郎彼表へ爲二見舞一早々被二指越一、喪中厚尋問被レ在度候。且此節柄に候得ば居喪相滿次第再遊之儀は勿論御同意渴望に候。左樣相成候はゞ初入部之折柄と申我等も安心之事に候。此儀に付ては直々內書も遣度候得共、當節之儀に付不レ任二心底一候間、夫是彌三郎へ厚被二申含一候樣致度、委細彈正に申聞置候へ

共添て寸楮申進候。不悉。

正月十三日　　　　　　　　　　　靈　洲

巽岳子座下

春嶽父子の小楠に對する同情の厚きには感歎させられる。右によると千本彌三郎を見舞のために態々熊本に派したものと見える。賓師に對してはさもあるべきでもあらうが、如何にも丁寧で奥床しい。なほ茂昭の今春始めての入部につき特に小楠の入福を切望してゐるのを見ると春嶽の信頼の度の深いことも亦窺はれる。

# 第十二章　三たび福井藩の招聘に應じて

## 一　途に堆き殘雪

喪中新年を迎ふ

小楠は哀愁の裏に安政七年を迎へたが老母のゐない此の年の松の內は昨年のそれに比して打つて變つた寂しさであつたらう。彼の今回の歸國は病母の存命中に對面したいばかりだから、事落着の上は早速來福する約束で色々重要なる事件の多い中に、突然出發したらしいことは小楠が歸着後五日の十二月二十三日に越前の長谷部甚平外五人に連名にて寄せた書面（遺稿篇「書簡」九四）中の一節に左の通りあるのにても略想像せられる。

奉別後は定て御出會種々御咄合御座候事に奉レ存候。誠に無二存懸一御別申候て、途中には御許之事のみ何角存出申候。歸着の上は不幸にて引入徒然に相暮し、何之事柄も無二御座一候。弔客抔に應接仕、日を送り申候。三岡氏先月此許被レ參、只今は長崎にて、何に正月は又々被レ參候筈に御座候。其上得斗事情も承り、何角咄合申度相待申候。

福井藩には種々氣にかゝる當面の問題のある上に幕府の條約調印後の天下は引續き不安

であるし、昨年末からは密勅の返上問題で水戸藩は大いに騒いでゐる。かゝる際さなくとも重臣の結束固からざるに、大黒柱同様の橋本左内を失うた福井藩は中々安心が出來ず、特に今春は藩主の初入部でもあるしさう〳〵長居も出來ぬ所に左の辭令に接した。

其元儀猶又福井表に被ニ指越一候條、早々用意相仕舞候樣御奉行所より可レ及レ達旨に御座候間可レ被レ奉ニ其意一候。以上。

二月二十日　須佐美權之允

横井平四郎殿

愈〻北行

最早猶豫ならずと、小楠は應招三回目の福井入をなすべく二月―ある書には三月とある―熊本を發足した。右小楠書面の一節によると三岡は小楠が越前から宿許に度々申し遣はしてゐた通りに小楠の留守宅を訪うたと見える、「何に正月は又々被レ參候筈」とあるは、恐らくは矢嶋が越前に小楠を迎にいつたことを知り小楠に面會すべく來熊することになつたではあるまいか。三岡が愈〻來熊したらその上でとの咄し合は何であつたかはそれを知るべき記錄を見出し得ない。

今回は出發から到着までの日程も道中の出來事も之を徵すべき記錄はないが、「欟峯を踰え昨年木峯の詩韻を用ふ」と題した左の一首がある。

途に堆き殘雪看て驚くに堪へたり、又欟峯を越えて四たび越に行く、山色依然笑つて客を迎ふるも、慚づ吾

が兩鬢に滿霜の生ずるを。

昨年は木芽峠につきて同じく七絕を賦したので、此度は此の山につきてものしたであらう。楓峯は滋賀・福井兩縣の界をなせる橡ノ木峠の事で、此の山は冬季積雪量大なるを以て有名だ。小楠は兩鬢に白髮の生ぜるを悔んでゐるが彼はもう五十二歲である。小楠の着福と前後して越前藩第十七代の主茂昭は始めて入部した。春嶽には未だ晋謁の機會に接せぬ小楠は却つて先づ茂昭に謁するを得た。

初めて茂昭に謁す

## 二 國是三論

小楠着福後四月十九日附で宿許に寄せた書面（遺稿篇「書簡」九五）中に「唯々日夜多用の上來客およびたゞしく中々困入申候」とありて、藩主に進講したり學館にて講義したり藩の大小の機務に參したり來客に接したり相變らず繁忙を極めてゐる。福井藩に於ける重臣間の反軋轢は小楠の盡力によつて幾分緩和されつゝある事は既記の通りだが、保守・進步兩黨間の反目嫉視のまだ中々劇しいことは小楠を背後の人として三岡が畫策した殖產貿易事業の成功の如き藩の爲に賀すべき事をすら保守派の中には嫉妬的感情から之を歡ばない者があるのを見ても分る。然し此の如く藩士間に和協の缺げてゐるのは、現下の福井藩のため眞に憂慮

すべきであつて何とかして局面を變革し所謂至誠相應じ肝膽相照らす底に藩士の心機を一轉せしめねばならぬとは小楠の大なる苦心であつた。彼は此の際先づ保守派と云はず進歩派と云はず擧藩一致して邁進すべき藩の主義方針を決定することの根本義なるを痛感し、今回の福井入に及びて本藩の國是となすべき大綱三事を提出し、中根が其の旨趣のある所を記した。それは富國・强兵・士道の三篇より成つて小楠の博識卓見を以てするにあらざれば出來難い堂々たる論著である。之は同年十月に起つた所謂東北行違事件(後出)の後に至つて始めて擧藩一致國是として遵奉さるゝことゝなつた。該三論は遺稿篇(「論著」六)に載せてあるからこゝには其の要旨だけを摘抄しよう。

藩の主義方針を定むべきを痛感す

## 富國論

「富國論」要旨

先づ嘉永六年米使渡來後交易利害の議論紛々となり一は鎖國の舊見を主張し他は萬國交通の利益を唱ふ。其の是非如何との問に對して、兩者の害のある所を說きたる後に、方今の經濟は、「天地の氣運に乘じ萬國の事情に隨ひ公共の道を以て天下を經綸せば、萬方無碍にして今日の憂ふる所はすべて憂ふるに足らざるに至るべし」と答へ、次に鎖國の困難なる所以を列叙し、「方今交易の道開けたれば外國を目的として信を守り義を固ふして通商の利を興し財用を通ぜば君仁政を施すを得て臣民賊たるを免るべし」とて其の條理を述べ、官府宜しく財用を給して士と民とを問はず遊手徒食の類なからしめると倶に、生産を奬勵して此等を富ますの急務なると其の具體的方法とを示し、其の富足の政をなすに要する財用は民間に於ける製産を海外に輸送するによりて得

可しとて其の融通につきて詳說し、之によつて官府富むことあらば、「その富を、群黎に散じ、窮を救ひ孤を恤しみ刑罰を省き稅斂を薄うし、敎ゆるに孝悌の義を以てすべきを述べ、終に天下國家の經綸は只管交易通商を本とすと云ふとも敢て西洋風を倘ぶの謂ではなく、通商交易の道は天地間固有の定理にて堯舜三代の治世も云はゞ交易の政事なりと說き、それより、自國の便宜安全をのみ念とし生民を艸芥の如く視たる封建時代の我が國には絕えて天下を安んじ庶民を子とするの政敎なきも、歐米諸國を見れば政敎悉く倫理によりて生民の爲にするに急ならざるはなく殆ど三代の治敎に符合してゐる。此の如き諸國來つて日本の鎖鑰を開くに公共の道を以てする時、我國なほ鎖國の舊見を執り交易の理を知り得ずんば愚であらうと說き、「今や天德に則り聖敎に據り萬國の情狀を察し、利用厚生大に經綸の道を開いて政敎を一新し、富國强兵偏に外國の侮を禦がんと欲す。敢て洋風を倘ぶにあらず。聞く人、其原頭を愆り認むる事なかれ」と結んでゐる。

## 强兵論

航海開けて戰爭が國内のみに限られずして世界相手になつた今日では最早海軍の外には强兵の術はないと冐頭し、支那及び歐羅巴諸國の現況を述べて世界の形勢は航海盛大となりて海軍の專要となれることに論及し、我が國は天險自然の國勢にて未だ曾て外國の侮を受けたることなきも、外國の形勢大いに變じて航海の術盛に開け千萬里も亦比隣の如く天險も恃み難き時勢となれるになほ舊見を固執して短兵陸戰を本邦の長技と賴み、或は俄に銃陣を學んで侮を禦がんとするは實に憐むべきの陋習で、海軍なくては防禦の術はないと說き、日本と英國とは國勢相似たれば强兵を務むるも之に則るべきだが、本邦は地球の中央に位し環海の便四通八達にて英に勝ること万

藩の主義方針を定むべきを痛感す

すべきであつて何とかして局面を變革し所謂至誠相應じ肝膽相照らす底に藩士の心機を一轉せしめねばならぬとは小楠の大なる苦心であつた。彼は此の際先づ保守派と云はず進歩派と云はず擧藩一致して邁進すべき藩の主義方針を決定することの根本義なるを痛感し、今回の福井入に及びて本藩の國是となすべき大綱三事を提出し、中根が其の旨趣のある所を記した。それは富國・强兵・士道の三篇より成つて小楠の博識卓見を以てするにあらざれば出來難い堂々たる論著である。之は同年十月に起つた所謂東北行違事件(後出)の後に至つて始めて擧藩一致國是として遵奉さるゝことゝなつた。該三論は遺稿篇(「論著」六)に載せてあるからこゝには其の要旨だけを摘抄しよう。

## 富國論

「富國論」要旨

先づ嘉永六年米使渡來後交易利害の議論紛々となり一は鎖國の舊見を主張し他は萬國交通の利益を唱ふ。其の是非如何との問に對して、兩者の害のある所を說きたる後に、方今の經濟は、「天地の氣運に乘じ萬國の事情に隨ひ公共の道を以て天下を經綸せば、萬方無碍にして今日の憂ふる所はすべて憂ふるに足らざるに至るべし」と答へ、次に鎖國の困難なる所以を列叙し、「方今交易の道開けたれば外國を目的として信を守り義を固ふして通商の利を興し財用を通ぜば君仁政を施すを得て臣民賊たるを免るべし」とて其の條理を述べ、官府宜しく財用を給して士と民とを問はず遊手徒食の類なからしめると倶に、生産を奬勵して此等を富ますの急務なると其の具體的方法とを示し、其の富足の政をなすに要する財用は民間に於ける製産を海外に輸送するによりて得

可しとて其の融通につきて詳說し、之によつて官府富むことあらば、「その富を、群黎に散じ、窮を救ひ孤を恤しみ刑罰を省き稅斂を薄うし、敎ゆるに孝悌の義を以てすべきを述べ、終に天下國家の經綸は只管交易通商を本とすと云ふとも敢て西洋風を倘ぶの謂ではなく、通商交易の道は天地間固有の定理にて堯舜三代の治世も云はゞ交易の政事なりと說き、それより、自國の便宜安全をのみ念とし生民を艸芥の如く視たる封建時代の我が國には絕えて天下を安んじ庶民を子とするの政敎なきも、歐米諸國を見れば政敎悉く倫理によりて生民の爲にするに急ならざるはなく殆ど三代の治敎に符合してゐる。此の如き諸國來つて日本の鎖鑰を開くに公共の道を以てする時、我國なほ鎖國の舊見を執り交易の理を知り得ずんば愚であらうと說き、「今や天德に則り聖敎に據り萬國の情狀を察し、利用厚生大に經綸の道を開いて政敎を一新し、富國强兵偏に外國の侮を禦がんと欲す。敢て洋風を倘ぶにあらず。聞く人、其原頭を愆り認むる事なかれ」と結んでゐる。

## 强兵論

航海開けて戰爭が國內のみに限られずして世界相手になつた今日では最早海軍の外には强兵の術はないと冐頭し、支那及び歐羅巴諸國の現況を述べて世界の形勢は航海盛大となりて海軍の專要は忽れることに論及し、我が國は天險自然の國勢にて未だ嘗て外國の侮を受けたることなきも、外國の形勢大いに變じて航海の術盛に開け千萬里も亦比隣の如く天險も恃み難き時勢となれるになほ舊見を固執して短兵陸戰を本邦の長技と賴み、或は俄に銃陣を學んで侮を禦がんとするは實に憐むべきの陋習で、海軍なくては防禦の術はないと說き、日本と英國とは國勢相似たれば强兵を務むるも之に則るべきだが、本邦は地球の中央に位し環海の便四通八達にて英に勝ること万

々なれば、幕府もし維新の令を下し固有の鋭勇を鼓舞し全國の人心を固結し、其の軍制を定め其の威令を明らかにせば外國は恐るゝに及ばないと論じ、尙以上の如く海軍必要なりとも當今では幕府の命令によらでは興すべきやうがない。而もそれを一國に施すには種々の方法を以て士人をして常に船にて他邦に往來して見聞を廣めしめたり、或は颶風怒濤の中に一船心力を合はせて相救ふの艱難を嘗めさせたりして、勇義自ら奮發して海を視ること平地の如くならしめつゝあれば、海軍と稱する程の事はなくとも他日幕府新令を發するの日に役立つであらうと云ひ、終に武士道の見地から心膽を練り死地に臨みても泰然自若たる不動の勇猛心を養ふは海軍より善きはなく、又驕兵をして强兵と變ぜしむるも亦海軍に如くべからざるの所以を述べたる後、今や幕府航海を開かるべきの聞えがあるから弛禁の曉には列藩に先立ち速に交易通商に托して人を海外の諸國に派し其の情狀形勢を觀察せしめば、精神自ら湧發して、始めて太平偸安の習氣を脫すべく傳聞の者も、志氣を奮勵し、鋭勇を興起することあらん、是皆强兵の事にして、海軍を專らにすべき所以である。其の軍艦の製造・戰鬪の方法の如きは、幕府の命令を待つて他日の講究にあるべきだと結んでゐる。

## 士道

「士道」要旨

文と武とは士たる者の職分で治道の要領である。然るに當時の所謂文と武とは徒に藝術の末に流れて其の名も文藝と云ひ武術と稱して、眞正なる道の原頭が明らかで無かつた所から學者は武人を鄙しみて迂濶麁暴にして用ふるに足らずとなし、武人は學者を嘲りて高慢柔弱にして事に堪へずとなし、互に自己陶醉の偏見に拘はれ文武本來の精神を忘れ、爲に治具却つて爭端を啓き矛

楯を事としてゐる。此の弊習を建直して眞文眞武の本體に引戻さうと試みたのが此の一篇の眼目である。

元來文武は一途で兩立すべき筋合のものではないのに後世之を別ちて兩途となし、遂に今日見るが如き弊習に墮したのは古意に反するのも亦甚だしい。固より允文佾武の道は修養せねばならない。乃ち武を練り膽を鍛へた精神を以て之を吾が身に反省し、己を修め人を治むる工夫を自得する所に眞の武士道が生ずる。我が國に於て武人の典型と呼ばれた人材俊傑が克く開國創業の功をなし或は輔翼贊成の勳を建てたのはこれ佾武の本意心術に在りて伎藝にあらざる所以にて、古人は武を學んで文なりしに爾後昇平打續くに隨ひて、文學を業とする者出で來り、武人と稱する者多くは文盲にして偏武の伎藝に局するに至れるは痛歎の極みである。封建時代の今日、「花は櫻木、人は武士」で、武といへば文自ら其の內に寓する卽ち武の文たる所以で武を離れては士道は成立たない。現今各藩の學校を視るに一途たるべき文武の原頭を解せず之を二途に區分し、依然たる藝術の末技を事としてゐて、文に文の用なく武に武の實あるなきは治敎に益なき遺方と云はねばならぬ。つまり唐虞三代の學校に於て人々自然の德性に本づき人の人たる職分を盡くさせた敎育法とは、學校は學校でも其の實質に於ては天淵の相違がある。文武の修業に今も昔も變りはないが古のは心に興つて術に試みやうと云ふのであり、今のは術に縋りて心を治めんとするので其の原頭に本末の差違あり。既に本源に於て誤れる以上治敎に益なき事勿論である。終に君父に忠孝を竭す事も武士の武士たる道を知るも敎によるもの。其の敎は學校に待つの外なからうの間に對しては、治敎は三代を目當とすべく、卽ち人君は上に在て、慈愛恭儉公明正大の心を操

つて、性情に本づき彝倫により至誠惻怛を以て臣僚を率ゐ黎庶を治め、執政大夫は、此の人君の心を躰して心志を苦しめ躰膚を勞し力を盡くし身を致し、身を以て衆に先だち、人君の盛意を奉行し、諸有司も亦、君相の意を禀けて、忠誠無二、廉介正直に士道を執て公に奉じ、下を治む。此の如くなれば文武の敎已に廟堂の上に立つを以て臣僚自ら道に嚮ひ、君相の心を心とするに至れば經史を閲し刀槍を試みるにも皆淵源あつて空文偏武の伎能に流れず、是ぞ眞文眞武の治敎にして人材も亦是より出づべく仕と學と並び長ずるものだから學校の設を待たぬと云つてゐる。

## 三　即座にも罷歸る覺悟

上記「國是三論」の提出された時期は確には分らぬが小楠入福後さう時を經てからではあるまいと思はれる。それが執政有司等の間に講究されてゐる內、小楠は七月より重い瘧に罹りて頗る衰弱したが、漸く回復した十月に至つて東、江戶と北、福井との間に一つの重大事件が起つた。それに就きては松平(慶民)家所藏『慶永公唐桑秘筐文書二』の中に收錄されてゐる中根靱負より春嶽へ呈したる書狀に其の一部始終が認められてゐる。本文は冒頭に「積年之疑惑氷釋して爲國家可賀之事到來仕候に付乍恐謹て奉言上候」とありて、三段に分かれた頗る長いものだが、其の要を抄記すれば先づ左の如くである。

江戶・福井間の行違事件

事の起りは萬延元年十月十二日に江戶から飛脚が着いて春嶽からの指圖書が屆いたにあ

家老の憤慨

家老等小楠を難詰す

說服されて意志疏通

る。それは其の前に福井表で評議された役替の次第を當時在藩の茂昭も承認の上で春嶽の手許に差出したのに對し春嶽は彼是取捨して申遣はしたものだ。之を受取つた在福井の家老共は面白からぬ事に思ひ、「ヶ様に評議詰に相成、於此表は思召も不被爲在御伺に相成候儀を、靱負抔より內訴仕候て御指圖相成候ては、以後共政府之權も失果國家之體態も不相立」と憤慨して中根に嫌疑をかけ、且つ豫て小楠は中根に推服して內訴などなす人物に非ずと言明してゐたので小楠をも中根と同腹と推量し、同十五日の夜家老なる山縣三郎兵衞・本多飛驒・松平主馬・酒井十之丞・千本藤左衞門の面々は小楠居館を訪うて難詰する所あつた。前夜家老等より酒井を以て此の來意を通ぜられてゐた小楠は彼等の蒙を啓くは此の時とばかり待設けてゐたので、彼等の春嶽に對する從來の態度の臣道に悖る所以を明快に說いたところ、彼等は豁然大悟して自分等の非を知ると俱に中根や小楠に對する疑惑も解消し、彼等の中より出府して春嶽に年來の非禮を謝さうといふ事になつたので、小楠も大いに喜びて互に隔意なく「國家萬安の基本も可相立にて近來追々講究相成候國是三論之儀も申上尊慮伺取可申候。其處にて眞の國是も可相立」と語り合ひ、初の難陳に引換へ愉々快々の熟談となり酒盃を重ねて別れたといふのが第一段だ。

次には右家老等は翌十六日中根を山縣方に招いて前後の次第を逐一物語り、從來中根に對して抱きたる疑惑も全く氷解せるを告げ、中根も自己の立場を釋明して互に打解け國事を談

小楠の論判

じて退出したが、其の際酒井の話によれば十五日夜小楠は深く心に期する所ありて、「たとい國家之御爲と心得候にもいたせ、畢竟　君主之御情懷に致背㆑候樣成逆臣には難㆑與」と激切に論判し、家老等も亦此度は何分是非を分折すべしとの意氣込で頗る不穩な形勢であつた。然し幸に双方融解事なく濟んだものゝ、はじめ小楠は「此度之一議は國家興廢之境候へ共時宜次第によつては槍一本引提卽座にも罷歸り候覺悟」であり、家老共は「今度は小楠でも先生でもどこ迄も合點行く處まで押詰、自然押詰らぬ事候へばたとひ決別相成候ても引留は致さぬ決心」であつたといふ事で互に一六勝負で掛り、一つ間違へばどんな結果に終つたかも知れなかつたが轉㆑禍爲㆑福となつた事を互に歡び合つたと第二段を結んでゐる。

中根と小楠との對話

次に又靱負は右山縣方に招かれての歸途小楠の寓居に立寄り右の話をなし、是によつて家老共も舊見看破之次第に運び國家の爲此上の幸福はなく、全く小楠の力である旨を挨拶すると、小楠は痛く喜んで「誠に昨夜の一會最初は双方覺悟之上に御座候故余程厲敷事に御座候處、執政衆大に感發有㆑之初て國家和樂の春風を生じ、御國へ罷越候已來之勞心も昨夜に至つて漸く貫通いたし本懷無㆓此上㆒事に候」と云ひ、猶惣べて人心に固結せる事は中々省悟し難いのに實に感心至極だと家老共を歎賞し、且つ彼等も自分勝手があつたとはいへ相當の功績のあつた事は認めてやらねばならぬと力說して家老等へ花を持たせ、更に彼等が從來の非を悟つて眞に臣道を盡くす上は君も又君としての道を盡くすべきであると述べたとの事を以て第

三段を終り、最後に中根自身の意見を陳じ、又小楠の勸めによりて此の出來事を言上する旨を述べて結んでをる。

右だけでは越藩君臣間に蟠つてゐたものが何であつたかはよく分らぬが、かなりの重大な事柄と思はるゝ。其の痼疾的の藩の病患を一擧に快癒せしめた小楠の手腕には驚かざるを得ない。然るに小楠は右事件の成行につきては一通りならぬ苦心だつたが、其の結果は雨降つて地固まるの境地に到つたので大いに安堵すると倶に心中喜に堪へぬものがあつた。彼は家老等と議論後三日の十月十八日附にて在熊本の嘉悅市太郎―何時福井に來てゐたか分らぬが、九月十九日に出發、歸熊の途についた―に出した書狀(遺稿篇「書簡」一〇六)中に左の一節がある。

行違事件の成行を嘉悅・荻に報ず

定て只今迄には御歸着被レ成たると何角想像のみいたし候。御歸り後江口參り例の通り毎夜咄し一酌を傾申候。兎角故郷の咄しに相成申候。此許相替り不レ申と申内執政之面々大に開悟に相成り、東北行違も此節は氷解いたし可レ申、近々執政・參政・執法出府に相極申候、誠に珍重に存候。其外は此勢にて何も彌以都合よろしく順路に參申候。

之によると嘉悅去つて江口が來たと見える。江口は純三郎と云ひ、嘉悅と同樣小楠の門生で嘉永四年小楠上國漫遊の折に隨行した德富熊太郎の實弟である。同じく十月二十五日に荻角兵衛に贈つた書狀(遺稿篇「書簡」一〇七)には左の如くある。

今般御家老共より奉レ伺候條々におかせられ候ては天理を御目當に被レ遊、聊御私之御癖之御根性を以御斟酌を不レ被レ爲レ加公正之思召通りを以御存分に國是之御相談被二成下置一候はゞ御家老共におゐても彌以非を知覺仕益忠貞を竭に至り可レ申儀と奉レ存候」と言ひ、次いで先鴻に申し出でたる小楠説の通り代替以來士民洶々たる人氣を鎭定し、今日國是を論ずるに至りたるは全く家老共の大功勞なるも、今回出府する主馬・藤左衞門等は自身共事に當りたる者なれば自賛がましく申立つる筈もなく、且つ今回出府する事となりたる成行につきても當人等の身上に關しては盡くさゞる所あるべく、別に傍觀せる者を差添ふれば彌以此の地の實況明白となるべくと考へしも、主馬等は臣道を目當に誠心を盡くす事なれば萬一從來の行掛りにて君公に誠意の通ぜざる場合は再三出府してなり共「御情懷を奉二感却一候迄誠意を竭候心得」との意氣込なる故如何にも尤至極と強いて他人を差添へる主張はせざりしとて、最後に「右等の次第に御座候故言外之勤勞は別に申上候迄も無二御座一候へ共猶以深意御體察不レ被二成遣一候半では臣子之情暢達不レ仕、臣子之情暢達不レ仕候は則　君德之御不明に因候事と乍レ恐奉二考察一候へば唯々御恩德御情儀御精到臣子を御感動被レ遊候儀此度　君臣合一國是相立可レ申大眼目大要領と奉二存上一候。右等不敬之言語斧鉞之誅難レ遁奉二恐懼一候得共此度之御機會錯亂に及候ては國家興隆の命脈斷絶可レ及儀と御大切至極と奉レ存候故狂夫之婆情不レ堪二默止一虎威を侵し奉二言上一候」と記してゐる。

右意見書中にある中根が先便に春嶽に差出したと云ふ書面を見出し得ぬのは遺憾だが、右によつて其の內容や從來の君臣否塞の狀況は略想察せられる。　右中根の書面は文字通り虎

威を侵した思ひ切つた書振だが、如何にも輔弼の赤誠を披瀝してゐる所に敬服する。

重役及び中根の誠意は通つて何もかも好都合に運び、松平・千本の兩人は重荷を卸した思を以て十二月二十五日嬉々として歸藩した。それを目撃した小楠は譬へ難き喜を國許の二親友たる荻・元田に頒つべく翌文久元年正月四日付にて贈つた書狀(遺稿篇「書簡」一一二)中に左の一節がある。

事件落着を荻・元田に報ず

此許　君公初執政諸有司總て一致いたし、初て國是と云ふもの相立申候。小生罷越てより年は四年に至り、去初冬迄は人心各々に分派いたし陰嶮智術に落入候を主として心配致し候處、當夏以來漸々開明各心術之上に心を盡し候勢にて遂に十月十五日大議論と相成り十分之地位に押つめ候處(此次第は筆には盡されず候)晝夜の如く打替り、執政初盡く落涙にむせび十分之開明と相成申候。直樣執政一人・目付一人江戸へ出府、中將公に積年以來君臣否塞之次第言上に及び、臣は君に御斷を申上、君は臣に過を謝せられ、自然に良心之禮讓感發致し、靄然たる春風窮陰積雪之中に發動致し、去月廿五日兩人歸國致し候。此事情自然と國中に風動致し、彼の俗論抔も何となく消融致し候。扨又國是三論出來、一は富國・一は强兵・一は士道、此三論を以て一國を經綸する土臺に立、其根本は堯舜精一之心術を磨き聊の私心も無レ之所之修養第一にて、決して秦漢以後之私心に落さず日夜講明此事に御座候。

これで小楠も越前へ來た甲斐があつたと心窃かに滿足し、越藩でも亦小楠招聘につきて、あれ程までに手を易へ品を易へて細川家に懇請した事の無意義でなかつたのを、之に反對した

人達までも思ひ知つたであらう。

## 四　出府

今回の行違事件の解決を痛く喜び、それに對する小楠の骨折を心から感謝した春嶽は小楠に面會したいと云ふ念が彌々加はつた。彼は此の事件について出府した家老の歸藩を幸に其の意志を小楠に傳へしめたが、是より先福井藩よりは肥後藩重役に小楠を江戸表に呼寄せたき旨を賴み入れるべく、同年十二月四日在府重役秋田彈正は福藩使者として大名小路に肥藩家老小笠原備前を訪ひ次の口上書の通りに申し入れた。

福井藩、小楠出府の件を肥後藩に依賴す

越中守様　御惣容様愈御安泰被レ成ニ御座一、珍重思召候。然は兼て御賴之上横井平四郎殿出福、追々學問所御都合に相成御大慶思召候。然る處一昨年御不慮之御代替に付、越前守様御初入之御折柄幸之儀に付折角御會讀等御座候て御運方宜候處、無レ程來春は御參府に相成、御同人様も其頃一段歸省之儀被ニ申出一候趣にて、甚御殘念之御次第に付、可ニ相成一御儀にも御座候半ば來春越前守様御參府之頃平四郎殿儀も江戸表へ御召呼今暫くの處專御修業被レ成候はゞ彌御都合に可ニ相成一と思召候に付、甚御自由ケ間敷御儀には御座候へ共右之趣猶又　越中守様へ御賴被ニ仰進一度、私罷出委細申上候様被ニ仰付越一候。且平四郎殿御立用之儀春岳様御勤中御賴に御座候處、未御逢も無レ之候得ども右様御都合と相成候趣御承知に付、何卒御同様御賴被ニ仰進一度候。

此段も相含宜可ニ申上ー旨被ニ仰付ー候。御承知被ニ成進ー候はゞ御遠國之儀に付平四郎殿御支配頭に熊本表にて御沙汰に相成福井平四郎殿え御達に相成候樣被レ成度、前文之趣夫々宜御取繕被ニ仰上ー被レ下候樣仕度奉レ存候。以上。

十二月　　　　秋田彈正

肥藩重役、福藩の依頼を國許政府に申達す

前掲福井藩重役の來意につき備前は左の如く國許政廳に申達した。

以ニ別紙ー申達候。横井平四郎儀來春は一先歸鄕之儀申出候由之處、福井表學問所之御都合に相成、殊に越前守樣當春御入部にて御會談被ニ仰付ー候處御運方御宜有レ之候付、來春御參府之比江戸え御呼寄今暫御修行被レ成度、且春嶽樣えは未御逢も無レ之候得共右之趣御承知被レ成御同樣御賴被レ成度旁に付、彼方御側御用人秋田彈正別紙口上書取持參備前御小屋え罷出賴談有レ之候。平四郎事例之癖も有レ之長滯留は不レ好事に候得共、別段之御賴談に付此節迄は御相談に可レ被レ應哉。御存寄無レ之候はゞ御內慮被レ奉レ伺、思召不レ被レ爲レ在候はゞ平四郎組頭え被レ及ニ御達ー候樣存候。以上。

十二月十三日　　　　木村次郎左衞門
　　　　　　　　　　小笠原備前

御家老
御中老
　　宛

肥藩政廳の回答

これを受けた肥後藩政廳よりの回答は正月十五日付にて左の通りである。

被ニ仰越ー通致ニ承知ー。平四郎儀長滯留は餘り不レ好事に候得共別段之御賴談此節迄は御斷も相成申間敷、御內

慮をも奉レ伺候處思召不レ被レ爲レ在候付平四郎組頭え及レ達候趣は他筆を以申達候通に御座候。以上。

右往復文によると肥後藩重役の小楠に對する懸念はまだ中々薄らがぬやうだ。肥後よりの回答は直接に福井表に通達せられたと見えて、小楠が二月二十五日付にて、荻角兵衞に寄せた書狀(遺稿篇「書簡」一一五)中に左の一節がある。

荻に出府の事を報ず

此許之事情は彌以都合宜敷先は七八分之土臺は築立聊安心仕候。私も東行の命を蒙り來月二十日前後に此許發程之筈に御座候。此度は中將様(春嶽)厚き思召にて出府仕候に付此公御心術一變之場合、尤以肝要之儀に有レ之候。此上は此公御心術之正不正に拘り此國之治不治に關係、扨々大事之至に御座候。然し此節は十分都合宜敷事と被レ存申候。

江口歸鄕

此の書簡は江口歸鄕につき認めたとあるから彼は此の時分出發歸熊の途に就いたと見える、「江口純の國に歸るを送る」なる左の七絶は小楠が此の時に書き與へたものだ。

明朝遊子春を踏んで行く、此の夜陽關一曲の情、歸りて家人に向ひ好く傳語せよ、端無く身は燕都城に在らんと。

三月九日付の宿許への書面(遺稿篇「書簡」一一六)には、「二十四日彌出立仕筈にて晝夜多用夜もねられざる事にも相成中々困入候。乍レ去萬事之都合彌以よろしく、……來月十二三日頃は江戸に着可レ仕彼表より早速書狀さし出可レ申候」とあるが、春嶽の手記した『靈岸掌記』には小楠は愈、三月二十四日萩原金兵衞を隨へて福井城下を出足し道を東海道筋に取り、途次名

福井發足出府

古屋の横井家を訪ひて四月半ば頃江戸に着いたとある。小楠が安政五年四月七日第一回の福井入をなした數日後に歸國順年になつてゐた春嶽は幕命によつて滯府を申し付けられ、其の年七月には隱居謹愼を命ぜられて何時歸藩し得るや見當がつかぬ事になつたので、切めて寫眞でなりと面會せんとて小楠に撮影せしめてそれを送らせたことは既記の通りだが、其の後機會のある毎に小楠に出府を勸め、時には「紀の海の鯛引あみの一目たにはやくも見まくほしき君かな」なる歌まで贈つて小楠との對面を熱望してゐたので、今回の小楠の出府に對する春嶽の喜悅は如何許であつたか想像に餘りあるが、小楠に於ても全幅の信賴を受けてゐる春嶽に謁したき心は敢て彼に讓らぬものがあつたので大いに渴懷を醫したであらう。小楠が着府して間もなき四月十九日に彼の親戚で肥後藩より浦賀預地に勤番してゐる横井牛右衛門に寄せた書狀（遺稿篇「書簡」一一七）に左の一節がある。

初めて春嶽に謁す

横井牛右衛門に着府後の消息と春嶽父子の厚遇を報ず

小弟も到着以來誠に寸暇無二御座一何角之用事に取り紛れ外出も六ケ敷、龍ノ口（肥後藩邸）に一度、淺草邊迄其後閑歩致し候迄にて何方へも參り不レ申、當方之次第は福井表も至極好都合、上下一統一致國是も相立何の異議も無二御座一候。中將樣へは日夜罷出樣々御咄合の中尤も學術之要領至極に御了會被レ成、御父子樣幷に執政御一座之御咄合も既に及二四度一、毎に九ツ（正午）頃より暮に入り父子君臣誠に家人之寄合之如くに有レ之面白き成行に御座候。小拙へは餘り御手厚き御あひしらい、御父子樣共に次之間迄御送迎、且痛足之事も御承知にて茵を敷き候樣被二仰付一、一重に御斷に及候へども御聞入に相成不レ申御自身樣御立被レ成候間致方無二御座一其通りに致し

候。誠に心痛之事共に御座候。右之通りにて餘事は何も御承知可レ被レ成候。

右によりて春嶽父子の小楠に對しての下へも置かぬ優待振が想察せられる。『靈巖掌記』の文久元年の部に春嶽が小楠に贈つた「道しある國となりにしうれしさは君かまさしき功なりけり」の歌が一首手記してある。月も日も書いてはないが、或は今回の出府に際してのものではあるまいか。勿論今回の事に對してばかりではあるまいが小楠が福井藩に盡くした功勞を感謝する意が溢れてゐる。

春嶽父子に講學

小楠は春嶽及び當藩主の盛意に對し啻に學問上のことばかりでなく、國家の問題から同藩の政事までも諮詢に應じて其の啓發に力め、春嶽父子も亦小楠を二つなきものとして尊敬したのであつた。それは後に記する春嶽や江戸詰肥後藩重役の書面でも分るが、中根靱負の著『奉答紀事』にも左の一節がある。

文久元年辛酉四月御國許へ罷出居候横井平四郎御招待にて、經義及び心法經濟之學を御講習被レ爲、八月に至て御暇被レ下たり。平四郎名は存（中略）卓絶之學識有りて古人之糟粕を甞す、警悍議論毎に人之意表に出づ。公にも兼て御景慕を爲レ在し御事故總て師賓之禮を以御待接あり、御學事御講究の御會日には當公も被レ爲レ入御役人共も御用閑の者は陪聽を被レ命しなり。

又中根が井上彌一郎・香西敬左衞門兩人に寄せた書狀の中にも小楠が六月朔日の夜に食傷霍亂にて「一段は餘程難澁之次第」であつたが、笠原良策が用いた吐劑が奏効して追々輕快

に向ひつゝあるを報じて後に、小楠は先日來偶日毎に春嶽及び茂昭の前にて誠心誠意「大學」の講義をなしてゐるが(此處二字不明)様まで聽講されるので非常に感激してゐると云ふことが記してある。小楠は滯府間右の如く春嶽父子に講學したり諮詢に應じたりする其の餘には如何なる行動を取つたであらうか、何等それを知るべき資料を見出し得ぬが、恐らく時勢の狀況につきても觀察と研究とを怠らなかつたことゝ思ふ。

**遊學時代と當時の世相**

小楠の今回の出府は彼の遊學時代から始めてなのだ。二昔の天保十年を回顧すると、其の當時は文政より天保に掛けて連年凶作や疫癘が打續き、天保七年には全國的大飢饉ありて、其の翌年に大鹽の亂を惹起した後で、諸國の疲弊・下層民の窮狀は彌〻加はり、幕府始め諸藩の財庫は窮乏を告ぐる一方である上に泰平の惰性で奢侈遊蕩淫靡の風は上下に漲り、物價騰貴・諸費膨脹を極めた時で、かの水野越前守が改革の大鉈を振るはんとする二年前であり、對外問題としては清國には鴉片の戰爭あり、幕府は文政の黑船打拂令を緩めて薪水令を布き、蘭學者の議論は漸く世人の注意を惹きかけてゐたものゝ、水戸の攘夷論がなほ對外意見を代表し、會澤の『新論』が天下志士の間に持噺されてゐた。然るに二十年を經た今日の狀勢は水野の改革は失敗に終つたとしても、其の以降時弊匡正の機運は諸方に現れ、江戸を始め諸藩に庶政改革が行はれて、內政の上にも面目を變へてゐるが、─かくなるは當然の歸結とは云ふものゝ─殊に様子の異なつてゐるのは對外問題である。安政五年米を皮切りに露・英・蘭・佛との間に順次

條約調印が行はれ、六年には横濱・長崎・函館三港を開いて貿易を始めなどして其の關係は益、頻繁となると倶に產業界には革新的機運を齎し、經濟組織に根本的變動を來し、隨つて諸方面に社會的動搖を見るに至つた。なほ其の一面には上記條約調印は公卿の激怒諸藩志士の憤慨を買ひ、其の違勅問題は安政大獄の彈壓や九條關白等の斡旋で朝廷から「不得止事情」との御諒解は得ても機を見て鎖國攘夷を決行すべしとの聖旨を承つてゐる以上矢張り暗礁の上に乘上げてゐる形であるのに、條約調印後の幕府を見ると外人との關係は次第に親密になり行きて愈、世間の攘夷熱を煽つてゐるばかりだ。現に小楠の入府した月からは對州に於ける露國の土地租借問題があり、露がさうならば己もと云はぬばかりに英・佛も中國・四國に然るべき港を借受けたいとて內海に入り來つて沿海の測量をなし、その又一方には水戶藩黨禍の混亂稍鎭靜するかと思へば同藩浪士の江戶高輪東禪寺の英國公使館襲擊事件ありて內外頗る多事である。

以上時勢變遷の跡や目前の趨勢を仔細に觀察し深く心を潛めて考へた小楠は必ずや大いに得る所があつたに違ない。彼は上記横井牛右衞門への書狀には水藩の鎭靜及び對外關係の概況を記し、水藩黨禍の混亂に際して人心動搖せる際、外國の事情に暗い肥後藩士中に動もすれば疎暴の擧に出づるものありてはと憂慮してそれを警戒してゐる。又六月十六日には肥後の門生達に東禪寺事件及び對州に於ける露國土地租借問題につき書き贈つてゐるが、（遺

對州に於ける魯國土地租借問題

稿篇「書簡」一一九）對州問題につきての所見は左の如くである。

對州一條此節は治り可レ申、然處是は獨り日本之大患と申迄にて無レ之、世界之大患とも相成可レ申哉。魯・英之勢不ニ兩立一、遂には亂と相成可レ申候。就ては魯既に黑龍口を取り頻に軍艦等之設盛にいたし候へ共、黑龍口は九月に至り候へば海水氷り航海相成不レ申、三月より九月迄之海路に候へば殊之外迷惑に候。夫故對州手に入り不レ申ては一向之無益にて有レ之、對州は朝鮮と五島との中間にて唐土・印度等アジヤ州に出候門關にて、此島を英・佛等より取られ候ては、魯は全く封印を被レ付候て聊之働きも出來不レ申甚大關係之地にて有レ之候。英・佛よりは魯よりも先きに借用懸り合いたし御斷に相成候。右之次第故魯よりは必死に懸り候事情にて候。尤此節急迫に懸り申にては無レ之積り果は甚以六ケ敷可ニ相成一、魯・英之戰爭此處より始り可レ申哉何とも難レ被レ申、深く可レ恐は對州一條にて有レ之候。

右の外にも小楠が滯府間の所感を諸方に書き送つたのがいくらもあらうと思ふが見出されぬ。また彼が二十年前遊學した時に教を乞うた佐藤一齋・松崎慊堂の老儒・交遊した藤田東湖・岡本忠次郎などは既に故人となつてゐるが、川路聖謨・羽倉外記・鹽谷宕陰などはなほ生存してゐるので、それ等とは舊を談じ交を溫めたであらうし、又春嶽の賓師として普く知られた今日、新しき知人も澤山に出來て互に意見を交換したであらうことは、文久元年八月十四日及び同十七日付の小楠より勝海舟への書面（遺稿篇「書簡」一二四・一二五）中にすでに勝・大久保忠寬と相往來してゐるのが記してある所からしても想像に難くない。然るにかゝる交際上の事

に關して何等書き殘されたものなく、又遊學時代のやうな詩も無いのは實に遺憾である。たゞ此に一つ記し添へて置きたいのは城野靜軒の出府である。

城野靜軒の出府

靜軒の事は遺稿篇（第一五五頁）に少しばかり記してあるが、小楠とは可なり親しい間柄であつた。文學に秀で書道家として有名であつたが、劍術・居合に於ても亦肥後藩より鄕中子弟誘導を命ぜられた位だから優れた腕前を持つてゐて其の方面でも小楠とは交渉があつたであらう。小楠が嘉永四年上國遊歷の途中から伊勢の津の旅舍に於ける出來事を報じて七絕一首を示した書狀を贈つたことは既記の通りで、（本篇二〇一頁）なほ兩者の間に應酬された詩や書狀はいくらも殘つてゐる。然るに小楠が今回の出府中靜軒も江戸に上り來り全紙一枚に『論語』全卷を細書したのを小楠に示したので、小楠はそれを春嶽の一覽に供すると春嶽は大いに嘆賞して暫く手許に留置いた後、特に之を懸軸に表裝せしめ、其の外側に「文久辛酉七月七日春嶽觀」と自書して靜軒に返し與へた。（遺稿篇「書簡」一一八・一二二參照）著者は其の軸を城野家に請うて一見したが、曲尺竪四尺三寸・橫二尺六寸五分の紙本に二分角の細字を以て『論語』全卷を寫し一字一畫も苟くもせざるの伎倆は誠に「精絕」と評したい。軸の外側には前記春嶽の書及び印章があり、箱陰には小楠が其の原委を左の如く記してゐる。

春嶽老公此の軸を以て靜軒精絕の書と爲し裝して之を返し且つ親しく文久辛酉七月七日春嶽觀ると云ふ。小楠識す。（原漢文）

## 五 福井に立寄りて熊本に　福井の諸生を伴ひて

小楠は後章「家庭人として」に述べる通り、旅中郷里を思慕する情の厚いことは驚くばかりである。今回も亦昨年の夏頃から本年二月末には歸國したいとて荐りに知己や宿許に申し送つてゐた所に江戸に召されたので、出府後は一層懷鄉の念禁じ難きものがあつて、春嶽や茂昭に願ひ出でゝ歸國の許可を得、八月十五日一先づ福井へ向け江戸を出發する事となつた。

春嶽等より物品の贈與

小楠は春嶽より傳來之名刀・鞍鐙及び紋附時服を、藩主越前守より時服・上下を、春嶽夫人より袴其の他數々の品物を贈與され感激の裡に豫定通り江戸を發し、道を北陸道に取り、信濃・越後・越中・加賀を經、其の途中親不知子不知の難所を見て九月初福井に着した。春嶽より贈られたる名刀は横井(時靖)家に珍襲されてあるが、其の鞘に小楠自ら左の如く記してゐる。

中納言秀康公越前御入部之年、御家老永見右衛門尉に壹萬石之御加增、御禮として代々相傳之刀を奉献す。宰相忠昌卿之御差料と成り御代々御相傳、文久元年八月十五日春嶽老公由來を述べ給て御手から給りしもの也。

越藩、小楠を更に招聘したき旨肥藩に申込む

小楠江戸出發後間もなき九月四日に春嶽及び越前守(茂昭)は用人酒井十之丞を以て小楠を更に招聘したき旨を江戸詰肥後藩重役小笠原備前に申込んだので、備前は直ちに同日附を以

て國許藩廳に左の如く申達した。

以二別紙一申達候。今四日越前様御用人酒井十之丞備前御小屋え參越前様・春岳様御意之由にて申聞候は、横井平四郎儀江戸表え御招被レ遣候處此元御用も相濟候間先達て猶又福井表え被レ遣當冬中には御國え歸可レ申由。右に付て尙又當春御招被レ成度因て右之趣御賴被レ成旨。福井表も段々御政法筋御改正之稜々相立、此上は居合之一段程に至居候趣に相聞申候。右に付夫々畏、最早不レ遠上にも可レ被レ遊二御着府一候間夫々申上、御手元迄有無可二申上一程能申述置申候。最早能引汐にも可レ有レ之候得共右之通にて猶被レ任二御賴談一被二差越一にて可レ有二御座一哉と御着府之上は御直にも可レ被二仰談一旨をも申述候事にて御座候。被二仰談一共內御様子被二仰越一度存候。(後略)

此の書狀の「尙々書」には越前守・春嶽・春嶽夫人より種々貴重品を小楠に賜ひたることを記した後に、「越前にては實に安危之境に候を平四郎力によつて一和に至り新政之基本も相立候趣十之丞より申聞、是迄失も無二御座一安心之事共に御座候」とある。此の小笠原備前の申達狀によつても察せらるゝが、春嶽が九月二十三日に自ら筆を執つて小楠に寄せた左の書翰を見ると如何に春嶽父子が小楠を敬慕してゐるかゞ窺はるる。

別後春嶽より小楠への書面

副楮

謹陳秋冷次第に增加、此表は十日降霖一日晴と申如くにて日々寂寞、北地は如何之氣候に候哉。先生起居安泰珍重不レ啻、次に小生碌々瓦全致二消日一候間乍レ憚御擲念所レ希候。

一　先生御着後早速此表之景況且用向之儀共家老共え御噺被レ下候由先便中越致ニ安心一候。段々貴勞之儀と深く忝奉レ存候。

一　此表御逗留中日々接眉不ニ一方一御懇篤之御教諭に預り銘肝不レ啻御禮之儀實に不レ知レ所レ謝候。御上途後任ニ垂示一論語誦讀仕候。且元作（奈良カ）・三十郎（武田）も折々召呼候て集義和書講習いたし候間乍レ憚御安意可レ被レ下候。

一　日々靱負（中根）罷出候故萬事相談、就レ中學天之講習いたし候間是又御放念所レ希候。

一　本月十四日發之飛脚廿一日午前到着之處先生より外記（酒井）并靱負・十之丞（酒井）迄北地之様子等詳悉御示諭、早速尊翰拜讀いたし候。誠に以上都合段々不ニ容易一御配勞之事共にて深く致ニ感謝一候。福井表御發足も來月五日之由承レ之、尚又家老共初にも此後之心得方等能々御高論被ニ成置一候様致度候。且又何分にも來年も是非北行偏に希望候事に候。此儀者近々越中守殿御參府之上於ニ營中一越前守より只管懇願之積に御座候間左様御承知可レ被レ下候。

一　當今は御下問一條而已にて少しも異說承り申さず、彼花旗國（亞米利加）南北分判之形勢次第盛大相成候て南之勝利二度迄に及び候由、且當今「ゲウェール」は不用に相成一般に「ライフル」而已相用、此筒一分時三十發出來候由、是迄之「ゲウェール」よりも誠に便利と申風說に御座候。

一　先生御發路後一時寂々寥々に御座候。別て雨中抔には無聊、日々寫眞鏡を開き接顏之心地にて萬事北地之事而已遙想罷在候。

今鴻無ニ他事一、書は不レ盡レ言都て期ニ重信一候。頓首。

季秋念三　春嶽

小楠堂先生

函丈

二白時下不揃別て御保重千祈萬禱。扨又此品如何敷不興に候へ共時候御見舞申述候印まで供二笑具一候。御幸納も被レ下候はゞ本懷不レ過レ之候。早々　不具。

松平春嶽より小楠へ

福井出發

春嶽より小楠への書面は何時も懇篤を極めてゐるが、ことに右を讀むと小楠を思慕する情が溢れて居り、小楠と別れて後は寂寞を感じ雨中などは一層で、寫眞を見て僅かに心を慰めてゐると云ふ所に至つては誰か其の眞情に打たれずに居られよう。ましてや小楠の感激は如何であつたらうか想像に餘りがある。

福井に歸着した小楠は、江戸にて春嶽及び藩主と咄し合つた事柄の在藩重臣に話すべきは話し、此の後の事も何くれと相談し、一先づ用務を片付けて十月五日福井を出發し歸熊の途に就いた。昨夏からの宿許への書狀中にも度々見えてゐるが、本年七月二日の書面（遺稿篇「書簡」一二二）にも、

の書簡（横井時靖藏）

諸生四五人は必ず參り可レ申候。先便に申上候通り夜具は借し不レ申候ては難レ叶、極々下品之物にてよろしく御用意被レ成置レ度奉レ存候。以前も申上候通り、三岡・平瀨抔と違ひ誠の書生にて候へばめし（飯）は寮にてたき（炊）候間此方よりは、日々汁かこ（香）ふの物抔一度づゝ遣し候へばよろしく御座候。其御心得にて何角御用意可レ被レ下候。

とあるが、愈〻之が實現して、松平源太郎・青山小三郎・堤市五郎・奧村坦藏・山縣岩之助・大谷治左衞門・横山强が隨行した。右小楠の書面には此等を「誠の書生にて候へば」と認めてゐるが、此の當年の書生中松平（正直）・青山（貞）・堤（正誼）は後年國家に盡くした勳功により各男爵を授けられた。

なほ右書面の「追啓」（二）には、「自然は又大坂より鶴崎に船便都合御座候へばめづらしく豐後路を可レ仕哉、左候へば大津より直に沼山津に着可レ仕候。是は十に一にて御座候」とあるが、『越前人物志』に載せられてゐる青山小三郎の傳記中には左の如くある。

文久元年九月廿日横井小楠肥後表へ歸國に付修行旁同道すべき樣の仰を

豐後路をとり松平忠直廟參拜

蒙り、十月五日共に出發す、途次豐後津守村に殘れる松平忠直公の靈廟を參拜し、且つ到る處に當時の所謂志士なるものと會し、互に意見を交換し、廿八日沼山津横井小楠と經書の研究をなす。

之によると、大阪よりは十に一と云つた鶴崎に上陸して豐後路を取り、途中津守村にある松平忠直の靈廟に參拜して歸熊したらしい。そして此の道筋を選んだのは福井より同行の諸生等に此の廟に參拜の希望があつたのと、丁度よい船便もあつたからであらう。忠直は德川家康の二男越前中納言秀康の嫡男で所謂一伯、秀康の歿後其の家督六十七萬石を繼いだ福井藩第二代の主であつた。其の靈廟が此處にあるのは、次のやうな由來である。

忠直は慶長十九年大阪冬陣に祖父家康に從ひて玉造口に戰ひ、翌元和元年夏陣には天王寺茶臼山方面に於て大阪隨一の勇將眞田幸村と戰ひ遂に之を斬つたが歸陣後家康の賞が甚だ薄かつたのに不平で、叔父秀忠に對し秀康の長子を以て自負し、家康の歿後も秀忠に對し不遜の行があるのみならず表向の政治にも疎くなり、酒色に惑溺して亂行も募るので、同九年遂に豐後萩原に流され、落飾して一伯と稱した。後萩原から程遠からぬ津守に移り慶安三年九月年五十六歲を以て此處で歿し、遺骸は生石の淨土寺にて茶毘に附したが、遺骨は三分して其の一は津守の居館跡に埋葬されたと云ふ記錄がある。津守は現在大分縣大分郡瀧尾村内の大字となつてゐるが、豐肥線瀧尾驛に近き畠地中今も御屋敷なる地名を殘してゐる邊に居館があつたと察せられてゐる。忠直歿後は邸宅館地すべて處分され、賄料たりし十三ケ村五千石も公料となつたが、彼の居間のあつた地點を卜して廟を營み墓石を建立し明治初年迄は墓守が居て管理してゐたさうだ。又忠直に緣故ある津山藩より靈廟修繕に來たこともあると傳へられてゐるから無論越藩諸生參拜の頃は廟があつたことゝ思はれる。明治九年津山藩より家臣が來て此の廟中の遺骨を收め歸つたといふ事で、其の後墓石は附近の碇山に遷され、廟の建物は賣られて

某所のポンプ小屋になり、廟の遺跡には礎石すら殘つてゐないさうである。

右青山の傳記によると道中到る處で當時の所謂志士と會談したとあるが、如何なる人物に接したかは能く分らぬ。又道中の消息は別に記してなく、他に徴すべき文書もないが小楠は十月十九日に沼山津に歸着した。それは文久元年十二月五日に小楠より在江戸の越藩重役たる酒井外記・中根靱負・酒井十之允に寄せた左記書狀によりて確だ、青山の傳記にある「二十八日」は着の日ではあるまい。

沼山津に歸着

一書奉呈仕候。先々　上々樣益御機嫌能奉二恐悅一候。隨て各樣彌御安康に被レ成二御勤一、珍重之御事に奉レ存候。然者小拙事先々月十九日に歸鄉仕、御安意可レ被レ下候。早速書狀拜呈可レ仕之處何角取紛、是迄御無音仕候。御許　兩君上樣益御精勵被レ遊候と想像仕候。此許一體相替り不レ申　君上も御出府にて大に安心仕候。國論は誠に不レ得二事情一筋のみにて、一切愚存抔は申出候儀出來不レ申總て隱默仕候。御許にては小笠原(備前)抔定て御講習申上候ものと被レ考、何卒御開明之程萬々祈申候。

御許　幕庭相替り申儀有二御座一間敷、定て御役人進退も以前通りかと奉レ存候。外國事情何程に御座候哉。長崎表之風說等一向に審り不レ申、亞國(南北)戰爭如何に成り行候哉、甚懸念之至りに御座候。

九州筋先は相替り不レ申、然し何方も鎖國之舊見のみにて笑止千萬に御座候。筑前は御家中朋黨二ツに相分り治平に至り兼申候。一方正論脈は水府流にて御參府を相拒申候。扨々不レ得二事情一事共にて絕二言語一申候。薩州は來春御參府に決申候。獨り柳川は大に都合宜敷悅申候。池邊藤左衛門登用、當月中には出府可レ仕、定

て罷出可レ申い才御承知可レ被レ成候。此人は格別相進み、何分九州にて一人に御座候。大久保（忠寛）・勝兩（海舟）氏如何之成り行に御座候哉想像仕候。定て村田氏（氏壽）追々御出會と奉レ存候。中將樣（春嶽）御下問奉答仕候間御序に御さし出可レ被レ下候。此節は格別言上之筋も無二御座一、歸鄕仕候迄拜呈仕候。何も後脚に萬縷得二貴意一可レ申候。頓首拜。

十二月五日　　　　　　　　　　　　　　　　横井平四郎

酒井外記樣

中根靱負樣

酒井十之允樣

尙々時分柄御厭可レ被レ成候。村田・萩原（金兵衛）諸君え書狀呈上不レ仕、何方へも可レ然御傳可レ被レ下候。以上。

右小楠の書簡は遺稿篇に載せるべきだが、同篇「書簡」の印刷後に入手したから—本書の印刷は便宜上遺稿篇を先にし傳記篇を後にしたので—こゝに揭げた、其の內容も興味があるから。

# 第十三章　鄕夢果して閒なりしか

## 一　榜示犯禁

小楠は約一年半振の歸國だ。日々念頭を去らなかつた家族や沼山津の風物に接した彼の喜と慰とは云はずもがなであるが、唯今回の歸國には元田東野は小楠と行違に藩主に隨行して出府してゐるし、又東野が十月十三日付で、九日に着府したとて道中の事を細々と報じてから、「横井は未だ歸着仕不」申候哉、定て珍ら敷御談話有」之と想像仕候」と申し送つた狄も當時城下に居なかつたので、在府中觀察した天下の大勢を倶に語るべき二友のゐないのは物足らぬ心地がしたであらう。母や兄などを葬れる往生院の墓參や親族知己との往來が一段落濟むと、待焦がれてゐた門生や同伴した福井藩諸生への講學で相變らず忙しい。福井諸生は小楠堂を根據地として或は小楠の講義を聞いたり或は諸地を見學してゐたが、文久二年正月十五日付にて小楠が中根雪江に寄せた長文の書狀(遺稿篇—「書簡」一二八)によると、十一月より彼等は總出で長崎に行き、山形・大谷・松平列は十二月初に歸塾し、靑山・奧村列は長崎より平戶・五

島に捕鯨見物をなし、唐津・下關・長州・豐前・筑前・肥前・筑後を巡遊して翌年正月下旬に歸つた。其の皆の不在であつた十一月二十六日朝小楠は熊野宮に例の好める銃獵にと出掛けた。處が其の歸途圖らずも「榜示犯禁」なる失策を演じた。沼山津一圓の田圃は雁・鴨の來集する沼地で藩主の放鷹地として禁獵場となつてゐた。これ迄も何氣なく度々なし來つた如く此の日も込め置いた鐵砲を村迦れの往還にて矢放した處が禁獵の場所であつたので榜示横目に見咎められたのである。獲物に向つての發砲でなくとも犯禁であるので、彼は翌二十七日に內藤平左衛門・桑木又助の兩目付に「依レ之身分如何樣に相心得可レ申哉奉レ伺候」と進退伺を提出した。その爲に彼は豫て取掛つてゐた普請を中止して謹愼せねばならぬことになつたので、其の普請の世話を賴んであつた江口純三郎に十一月二十八日付にて其の旨を申し送つた。（遺稿篇「書簡」一二六參照）

小楠招聘繼續につき江戸詰肥藩重役よりの通報

小楠が進退伺を出した二十七日と同じ日附で、偶然にも在江戸詰肥後藩重役より江戸では福井藩よりの小楠招聘繼續の件―既記九月四日酒井十之丞が小笠原備前を訪ひての賴談―を承諾した旨を同藩に回答したる由を左の如く藩政府に通報して來た。

以二別紙一申達候。横井平四郞儀來春猶福井表より御招被レ成度旨御座候處、被レ應二御賴談一候儀、御存寄無二御座一由候間、奉レ伺二尊慮一不レ被レ爲レ在二思召一候間、酒井十之丞えは右之趣程能及二返答一候間、其御地おゐて平四郞組頭え追々之趣を以可レ被レ及二御達一と存候。此段爲レ可二申達一如レ是御座候。以上。

尙々平四郞儀當冬御國元え罷歸候付ては福井表より門人等都合四人か平四郞ー同御國許え罷越候由。右之趣は彼表御家老より添翰持參之由には候へ共十之丞より宜相賴候段申出候間乍ㇾ序申進候事に御座候。

右通達文を受理した肥後藩政廳は折返して十二月二十八日付書面を以て江戶詰重役に左の如く報告する所あつた。

肥藩政府、小楠の犯禁を江戶詰重役に報ず

以二別紙一申達候。横井平四郞儀來春猶福井表より被ㇾ成二御招一度御賴談之趣　尊聽御伺に相成候處、思召不ㇾ被ㇾ爲ㇾ在候付右之趣酒井十之丞えは、程能及二御返答一被ㇾ遣候間、此元にて平四郞組頭え、追々之趣を以及ㇾ達候樣被二仰越一通致二承知一候。然處平四郞儀、此間筒獵に罷越、於二御場內一込置候筒を矢放いたし候付心得方伺出候付、御咎筋之儀御奉行手元にて僉議仕居候に付、相決候上　尊聽奉ㇾ伺相當之御咎可ㇾ被二仰付一依て右之達は見合置申候條左樣御聞置、十之丞えは程能被二仰向置一候樣存候。追ては彼方より猶懸合之趣も可ㇾ有ㇾ之、又　尊慮之趣も可ㇾ被ㇾ爲ㇾ在哉其御模樣に應、猶被二仰越一候樣存候。以上。

之に接した江戶詰重役は小笠原備前の名によりて文久二年正月十七日付にて越前藩側用人酒井十之丞に左の書狀を送つた。

小笠原より酒井への書面

於二御慶一者無二盡期一申納候。愈御淸安珍重之御事御座候。横井平四郞儀當春猶又福井表へ罷出候樣との儀越中守樣え申上候處夫々被ㇾ成二御承知一、御國元え申遣候樣仰聞候付委曲申遣置候處、同人身分之儀に付少し樣子有ㇾ之、取調之上は越中守樣え伺之筋も有ㇾ之、前條御賴談之通難二相達一候間右之趣宜敷得二御意一候樣此節御國元より申越候間、左樣御承知被ㇾ下不ㇾ惡樣被二仰上置一可ㇾ被ㇾ下候。此段得二貴意一申度、如ㇾ是御座候。

以上。

酒井と肥藩重役

右書狀を受取つた酒井は更に肥後藩重役に福井藩主は小楠の身分取扱濟の上は今一應招聘の希望ありて直接に肥後藩主に賴談ある模樣を申し來つたので、肥藩重役は酒井に對し小楠の身分の件につきては能く取調べた上ならでは藩主に伺ふ譯に參らぬので未だ何等藩主の耳に入れてないから福井藩主よりの直談は斷りたい。既に小楠招聘の件は賴談された末のことなれば身分取扱濟みたらば福井表に差遣さるゝことになるだらうとの意味を以て答へた後、此の酒井との交涉顚末を二月二十四日付にて國許政廳に報ずると倶に、小楠咎濟みたる上差支なき場合に至らば今一應福井表に差遣はさるゝ旨小楠組頭に達せられたき旨申し入れた。處が小楠は三月二十八日付にて組頭松野龜右衛門を經て前記內藤・桑木兩目附に對して「口上覺」として左の書付を差出した。

藩主に謁見

私儀局兼候儀御座候て身分心得方奉二伺置一候處、先平常通相心得候樣御差圖相成候付ては、御目通は相憚居候筈に御座候處御直に奉二言上一度儀御座候間、奉レ願候儀恐多奉レ存候得共被レ遊二御着座一候上至急に被二召出一被レ下候樣奉レ願候。此段可レ然樣奉レ願候。以上。

此の時藩主慶順は歸藩途中であつたが四月一日に歸着した。右小楠の上申に對しては先づ一應封書を呈せしむることになり四月五日上書すると、其の夕小楠は召出された。彼は藩主に謁して如何なる事を述べたかは分らぬが、諸方面よりの情報のある彼のことだから何か

重大事件であつたであらう。

榜示犯禁は今日の違警罪位のものである上に小楠の場合は込め置いた銃を發砲したゞけであるから若し彼でなかつたら或は横目も大目に見て事なく濟ましたかもしれぬが、表向にされた上に下津等が小楠のために斡旋したに拘らず事は存外面倒で處分の決定するのに數月を要した。然るに右記小楠の目附に出した「口上覺」によると、大した咎もなく「先平常通相心得候樣」で濟んだのは幸であつた。處が此の藩よりの差圖に「先」の字なくば全く無罪放免だが、此の一字ある爲に監視付と云ふ鹽梅式で多少謹愼すべきことになつてゐたと見えて、小楠の右書付の中にも「御目通は相憚居候筈に御座候處」と云つて居り、又後日小楠が江戸滯在中酒宴席上にて刺客に襲はれたのを逃延びた廉により士道に反するとて責罰を蒙つた折にも「榜示犯禁に付ては及ㇾ達候趣も有ㇾ之候付諸事謹愼を加、私之宴會相憚可ㇾ申處」と云ふ句もあつて「先」の字は大いに祟つてゐる。

## 二　荻角兵衞の死

小楠は安政六年十月福井にて舊友長岡監物の訃報に接し痛恨禁じ難く、親友の下津休也と荻角兵衞とに斷腸の思を述べた書面を寄せたことは既記の通りであるが、其の角兵衞も文久

二年正月十八日に彼の任地に於て急死した。なほ其の死狀は眞に悲慘で荻家文書中に左の如くある。

一　正月十三日久住御出立黑川御泊、翌十四日宮原御用宅え御入込に相成何も相替候儀無二御座一候事。

一　正月十七日夜四ツ半時(十一時)比猶御酒被二召上一候との事にて(中略)左候て九ツ(十二時)過共と覺、御酒御止め被レ成候付持下げ候樣との旨に付酒肴御次迄下げ候處、今一盃被二召上一候との事に付猶又差出候處、一二三盃被二召上一最早持下げ候樣被二仰付一候間、夫々片付御湯共差上候處、此上何ぞ用事も無レ之候間寢候樣被二仰聞一、直に德次郞・兵九郎一同毎之處に伏候儘、翌十八日朝北里殿御出迄一向覺不レ申候事。

一　御書殘被レ遣候荻蘇源太殿へ御狀一封十八日四ツ時(午前十時)分添紙面いたし、押立使を以相屆け申候事。

荻の死狀

一　御臨終の體は、右の方に鎗を伏、左に刀を被レ遣、短刀の鞘と並び居、御身は御衣服を改御着替被レ成候と相見へ、羽織・袴御着用、座蒲團を敷、短刀を咽喉に突込、後首え突出有レ之、兩手にて柄を御握之儘被二伏居一申候。(下略)

これに據ると彼の死因は病氣ではなくて自殺だつた。其の自殺の原因には定めて已むにやまれぬ理由があつたであらうが詳かでない。

三友の切磋

荻とは時習館時代よりの親友で兄弟も啻ならぬ間柄であつた小楠の右訃報に接しての驚きと哀しみとの如何にあつたかは想像に餘りがある。小楠・荻・元田の三人は倶に詩文をよくし、一文を艸し一詩を得る毎に互に之を交換して添削を加へ批評を試み、甚だしきは秘密に附

余之再入黌也、會學政更張之日、國子弟俊秀
者皆在焉、余因悉得與之交、而元田士敏與我
横井子操爲之最、蓋子操余之昔日同齋、而士
敏吉門之旧識也、故余與士敏及子操交最親、
子操能文、士敏長詩、又共以史學聞、余亦嘗喜
作文及讀史、且則共披史某論古今成敗人高
下得失、少則述作文詩、吐胸中奇興志所存、互
相討論、不知其日冬夜之長也、一日慨然與士
敏及子操論文曰、古來歷史是今日事變々々
々々是治亂歷史、而文章詩賦吾滿腹忠與孝
之發也、故雖偏言隻辭、當以至誠出、而文有生
氣、可以言是眞文且詩也、共以是期、欲有大造
焉、既而子操之江都、余亦歸鹿門、獨士敏在黌
矣、士敏自黌子操自東歸、則余又卧病、不能從
其游、或合或離、其交親疎雖不一、至文史之砕
勵、則未嘗有將而絶也、今茲辛丑、士敏深其詩
筐得古今體六十九首、録爲一冊、請批正於子
操、又求言於余、士敏資性愼謹、其詩一以至誠
發、雅正俊逸、有王維岑参之風、誦還山吟、則清
風高蹇、似乎陶淵明昂然、讀山水運吟、濡門行、
則淋漓悲壯、如見双氷相撃、髯鬼怒目睚眦、篇
々逼眞、究然其生平之言論也、余嘗與子操極
士敏之作、以爲清平和厚、是我肥之正音、而意
深思長、有詩人忠厚之遺、今讀此卷、益覺信然、
且感其能執黌中之言而有造也、於是乎序、
于時天保十二年五月上浣友人鹿門荻叔識

荻角兵衛の筆蹟 （元田東野詩稿序） （元田竹彦藏）

すべき書翰類さへ三友の間には些の隔意も無かつたことは今なほ傳はる三家の文書中歴々之を證明してゐる。三人の詩文稿を見ると、行間や欄外に評語や改作案が遠慮なく加へられてゐるが、著者の見た東野の詩稿には、小楠又は荻の批評及び改作案に對して「敬服」「服」「不服」「固然」「果然」などの東野の書込があるものもあつて頗る興味を覺えた。此の元田は江戸に於て右訃報に接するや二月十六日付にて悔狀を角兵衛の弟蘇源太に寄せて、其の死を痛惜すると倶に小楠等の失望落膽に想到してゐる。本文は情到文到の弔詞でかねての生前の交誼が偲ばれるがこゝには割愛する。左に荻の小傳を掲げて置かう。

荻角兵衛、名は昌國、麗門と號した。細川侯に仕へて世祿二百五十石を食んで居た李之允の嫡子として文化十年熊本市高麗門に

生れた。彼は幼より學を好み、夙に藩學時習館に入り文武兩道出精の廉を以て屢〻特別の賞賜を受け、天保十年居寮生となり同學の誘導方を命ぜられた。同十一年二十八にて家督を相續してから其の死に至るまで約二十餘年の間は、役人生活で終始し—兩度病氣のため一時閑退したことはあるが—最後は小國・久住の郡代であつた。

彼の閱歷は一見平々凡々で何の精彩も無く唯孜々として其の職責を守つた一介の循吏に過ぎなかつたやうだが、其の人物と云ひ其の學識と云ひ實に偉大なるものがあり、文學の才にも頗る秀でゝゐた。彼は時習館在學中から時事を慨して經國の志を抱き、藩老長岡監物を始め下津休也・横井小楠・元田東野等の同志と深く交を結び盛に實學を唱へ同志中に重きをなした。後監物及び小楠の間に意見合はずして兩派互に分立した後も、彼は超然として兩者の間に介在して兩者と親交を續けたのみならず、兩者から深く信頼された。

彼は其の在官中、一時川尻・葦北及び小國・久住の任地に居つた外は殆ど熊本に居り、かの嘉永六年ペリー來航の時在江戸藩主の召命により一隊の兵を率ゐて出府の途中大阪より引返した事はあつたが、其の外には一歩も國外に出でなかつたやうだ。然るに憂國の念已み難く遠く書を寄せて天下の士に交り意見を交換したことも少くなかつた。水戸の會澤正志・久留米の村上守太郎・柳河の立花壹岐・池邊藤左衞門・岡の小川一敏等がそれである。水戸の碩學栗田寬曾て會澤正志の家に遺れる麗門の書翰を閱し、感想を記して「獨り其の文章の雄壯快濶なるのみならず、其の氣宇の博大なる議論の充實せる心を天下に注ぎ意を經濟に用ひたる極めて常人に非るを知れり云々」と云つてゐる。又元田東野の「六友歌」中には「忠實精悍には狄子有り。綱を揭げ目を張りて遺漏無し。經濟の才誰か右に出でん」、「懷昔行」の中にも「就中黃狄二子最も俊逸。吾之を友として交ること膠漆の如し。黃子は恢廓にして志氣高く。蒼海に跨り鯨鼇に乘ぜんと欲す。狄子は是れ脚地を履むの士。經濟の才自ら胸裡に蘊す」と謂つてゐる。黃は横井、狄は荻であるは云ふ迄もない。上記の彼是を綜合すれば、麗門の人物を髣髴することが出來よう。

かくまで有爲の才たる角兵衞も在世中には思ふまゝに驥足を伸ばし得ず、纔かに藩の一小吏として五十歲を以て世を去

つたのは遺憾であつた。然るに彼の長子昌吉が後年元田東野・米田虎雄の推薦によりて明治天皇の侍從として永く奉仕したのは地下の彼にとつて切めてもの本懷であつたであらう。

## 三　肥後の勤王運動　諸生歸福

小楠の今回の歸省間には上記の榜示犯禁や親友荻の急逝の如き心を曇らせたり胸を傷めたりする出來事のあつた外に彼が熊本に歸着して間もない頃から九州に討幕の聲が高くなり、肥後勤王同志間にも其の運動が萠してゐた。即ち嘉永癸丑以來やかましい尊王攘夷論は安政五年の條約調印この方益、囂しく、一部志士の胸底に點ぜられた倒幕回天の火は次第に燃上り燃擴がつて東北より漸次、西南へ延びると倶に其の火勢を强めた。

肥後勤王運動の擡頭

肥後の勤王運動は文久元年十二月二日淸川八郎・伊牟田尙平・安積五郎が勤王遊說のため先づ肥後に來り、それから筑後・豐後・薩摩に至りて各地の同志と倒幕の擧につき語り合つたことに刺戟されて宮部鼎藏・松村深藏の京情視察となり、翌二年二月上旬兩人歸熊してから頓に其の勢が盛となつた。肥後の勤王同志は一面には藩論を急ぎ決定せしむることに力め、一面には隣國薩摩の情勢を視察してゐたが、薩藩の大義分明なる態度の如何にも立派なのに反し肥後藩論は矢張り煮え切らないので、年少氣銳の士は續々亡命するに至つた。同志の重立てる

者は此等急進の徒を宥める傍、藩の國老等に面接して一日も早く藩論を決し他藩に後れをとらぬやうに義兵を擧ぐるの急務なるを力說してゐる內、三月二十三日に島津久光は精兵五百を率ゐて入京すべく熊本を通過した。肥後同志は之を見て焦りに焦つてゐる折柄、歸藩した藩主慶順等によつて京情はさまで差迫つてゐないことが告げられ、次いで伏見寺田屋の變が聞えて來て見ると、久光の意志は公武合體である事が分り、是迄薩藩を過信して上書したり上言したりした連中は其の輕擧を藩に謝せねばならぬ破目に陷り、同志間の企圖は熟しながら藩議を動かすべき機會を全く失つて仕舞つた。

内勅下りて護美上京

其の後七月下旬に至り朝廷が一條左大臣をして公武周旋に關する內勅を細川慶順に傳へしめらるゝや福音天の一方より來れりと勤王同志は其の運動を再燃した。其の內に藩重役への交涉の事からして肥後勤王黨は二派に分かれなどしたが、十月慶順が更に下されたる內勅を奉じ、長岡護美をして勤王同志を率ゐて先發上京せしむることになりて、勤王同志の是迄の苦心は酬いられ、且つ入洛した護美の機敏なる活動によりて各藩の勤王黨から疎外されてゐた肥後藩は俄に勤王黨として重きを各藩の間になすに至つた。

この勤王運動は以前は小楠と親しく相往來して互に尊王攘夷を唱へてゐた人達によつて行はれてゐるが、今は小楠は彼等と關係なく超然として沼山津の草廬に滯在してゐた。但し勤王運動は獨り肥後のみでなく九州諸藩に亙つて行はれてゐて、動もすれば天下に一變動を

將來するやも測りがたい情勢があるので其の經過につきては小楠も細心の注意を怠らなかつた。勤王同志の運動の益〻劇烈になり行くを見た小楠は昨年十二月から本年一月に掛けて長崎方面などから沼山津に歸塾してゐた福井藩の諸生を歸藩せしめ、九州の情勢を同藩政廳に陳述せしめる事にしたので彼等は皆四月上旬熊本を立つて歸國の途についた。小楠は此の便に托して九州勤王運動の狀況や自己の所懷等を認めたる書面を越前に送つた。遺稿篇(「建白」乙、二)に載せた越侯身上の處置・立脚の地を述べたる越藩主への呈書も恐らくは此の時送られたことゝ思ふ。此の書特に其の最後の數行は讀む者をして自ら襟を正さしむるものがある。

諸生に托して書を越藩に送る

越藩諸生の持歸つた小楠の書面は江戶に轉送されたが、春嶽は藩主と倶に之を讀みて大いに喜び、五月二十七日付にて左の書簡を小楠に寄せた。

春嶽より小楠への書翰

寸楮陳啓梅天鬱濛之處、先以　柳營清安、隨て先生起居萬安抃賀々々、次小生無異消光、就中先般は御宥許、其後參謀之降命、實に不二存寄一儀にて難レ有は勿論一喜一懼無二他事一候。右御吹聽申述度、心緒讓二別白一候。草々不宜。

五月廿七日　　春嶽

小楠堂先生

函丈

二白　隨時自玉萬祈、小生日々登營、退散も黄昏に至申候。彼是紛見、尙期二重信一候也。

春嶽は萬延元年九月四日の愼免にては「在所へ罷越候儀は難二相成一且又親族共外面會又は文書往復之儀は遠慮致し候樣」と條件が附いてゐたが、文久二年四月二十五日に至り「先年御不興之筋は悉皆御宥許被レ遊候間、以後都て平常之通可二相心得一候」とて自由の身となり、更に五月七日には召によりて登營して將軍に謁し「以來御用筋有レ之候間折々登城可レ致旨」命ぜられたので右書簡は卽ち其の吹聽だが、之には左記「別啓」が添うてゐる。

別白　彌、御淸勝珍重存候。陳ば九州筋彼是騷動に付ては實に天下之安危に致二關係一不二容易一譯に付貴地に罷在候松平源太郎初被二差返一、先生高慮之御書付幷事狀國許家老に相達、幸出府之序も有レ之千本彌三郎當地へ罷出、段々之譯柄並高慮之一封卽本月朔越前守同座にて承レ之候。不二相替一御懇屬之儀は申迄も無レ之感荷之至存候。然る所今般叅謀之降命に就ては猶更之儀にて、何分乍レ不レ及心配仕　公武御一致相成候樣にとの至願に御座候。其上兼て昨年來高論も有レ之候天理公共之道を以御相談申上、　天聽に被レ爲レ從候て宜敷事共は可レ成丈け於二幕府一御隨ひ被レ遊御尊奉　筋相立候樣此節專ら配慮周旋仕居候。別て先般被二仰上一候趣も有レ之猶更心得に相成忝次第存候。此上とも御心付之儀御教示千祈萬禱、退散日々黄昏に相成爾後披見書付等有レ之甚多事に御座候。委細は靱負より可二申入一候故草々申縮候。書は不レ盡レ言、不備。

五月廿七日　　春嶽

小楠先生

右によると、小楠は昨年出府の時分から春嶽に對して公武一和につき、ことに幕府は宜しく朝廷を尊崇すべきを進言してゐたものと見える。 春嶽も尊皇につきて特に心を用ひてゐたことは始めて將軍に謁見し政務參與を命ぜられた翌五月八日に例刻平服登城すべしとの命によつて登城し、將軍に謁見して種々進言した際に公武一和・將軍上洛の件につきては「公武之御一和は御眞實に御崇奉被レ遊候御誠心より御感通にて御一和相成可レ申、叡慮之御安著と不レ然とは日本の治否に拘り候義と奉レ存候」を始めとして、誠意を以て天朝を尊崇すべく只徒に形迹のみを以てしては決して公武合體の實を擧ぐること能はざる所以を縷述してゐるのを見ても分る。

なほ横井(時靖家)に春嶽自筆の「懷を小楠堂先生に寄す」なる左の詩が藏せられてゐる。

小楠に與へたる松平春嶽の詩

(横井時靖藏)

千里分襟の後、起居勝常なりや不や、雁を射て火鎗を放ち、魚を打ちて扁舟を弄す、朝昏高誨を領して、萬事樂悠々、鏡を開きて夫子に對し、遐に四時樓を慕ふ、暮雲春樹と、一日三歲の愁、今年君駕を勞して、偏に願ふ我が州に到らんを、遊軀恩令を蒙り、兒と北遊せんと欲す、函丈清話を

聽きて、或は明月の秋に酌まん。

右は春嶽が文久元年江戸で小楠に別れて後小楠が歸國して沼山津にて或は獵し或は漁してゐる間に寄せたるものたることには間違ないが、「今年君勞レ駕、偏願レ到ニ我州一」の二句を見ると文久二年になつてからで、しかも「游軀蒙ニ恩令一、欲ニ與ニ兒北遊一」の兩句によると同年四月二十五日に春嶽の愼全く免されて歸藩も自由に出來るやうになつてからの作らしいから、事によつたら上記五月二十七日付の書面と同時に小楠に贈つたものかとも思はれる。春嶽が文久元年八月小楠に別れ其の翌月小楠に與へたる書狀中に小楠と分袂後寂しく「日々寫眞鏡を開き接顏の心地云々」とあるが（本篇五三九頁）右詩中にも「開レ鏡對ニ夫子一、遐ニ慕四時樓一」とありていつもながら小楠思慕の情切なるものがある。

# 第十四章　四たび福井藩の招聘に應じて

## 一　急遽上途　轉じて江戸に向ふ

小楠の榜示犯禁に對する處分が前記の如くに決つて見ると、それは最早福井藩よりの小楠招聘を斷る程の理由にはならぬので、肥後藩政廳より此の事が江戸詰重役に報ぜられ、隨つて又福井藩の方にも傳へられた。福井藩では小楠の來福を一日も早くと熱望して小楠出迎の命を受けた三岡石五郎は既に長崎への出張を兼ねて四月二十日に福井を發して五月には來熊した。肥後藩政廳でも今は捨て置く譯に行かず、五月二十三日附にて奉行所より小楠の組頭たる松野龜右衛門に左の通り達せられた。

三岡迎へに來る

其方組横井平四郎儀松平越前守様より御賴談之筋有レ之、用意濟次第福井表へ被二差越一候條、此段可レ被レ達候。以上。

右の通達を受けた小楠は翌六月の十日前後に熊城を出發した。頃は恰も九州勤王派の面々が島津久光にかけた今までの希望が裏切られて其の討幕計畫に一頓挫を來してゐた時で

發熊・隨行者

あつた。今回の隨行は右三岡の外に甥大平・門生内藤泰吉・若黨廣田彥熊・僕淺吉、其の外沼山津の百姓只助及び淸九郞で、此の一行が六月二十七日に淀川を溯つたことだけは分つてゐて、小楠は「澱川舟中」と題して、

生涯を占め得て沼山にあり、漁樵日々一身閑なりき、閑身老去りて更に多事、澱水の舟中九たび往還す。

なる七絕を口占してゐるが、其の他の狀況につきては何等記錄を見出し得ぬ。然るに一行が敦賀の七里ばかり手前の疋田驛まで到ると、思掛けもなく春嶽よりの急使が早馬にて驅付け直ちに江戸に來るやうとの直書を小楠に渡したので、小楠は此處から轉じて江戸に急行し、三岡・大平・内藤等は之と別れて福井に向つた。春嶽が斯くも火急に小楠を江戸に招いたのは何の爲であつたか。

春嶽よりの急使

此の時江戸の形勢は勅使大原重德・差副島津久光―五月二十二日京都を發し六月七日着府した―を迎へて正に暗澹たるものがあつた。此の勅使差遣の經緯については多分に薩藩に關係がある。と云ふのは、前の薩藩主齊彬は夙に公武合體の意見を抱持し、當時の老中阿部伊勢守と懇親を結び水戸齊昭を以て幕政を總攬せしめ一橋慶喜を將軍家定の繼嗣となすべきを主張して春嶽と力を協はせて周旋盡力しつゝあつたが、阿部死して堀田・井伊が相續いて閣務に當るに及びて繼嗣・内政の諸問題の處置意に滿たず心中平かならざるものある内、安政五

江戸の形勢

年六月上國より歸藩せる西鄉隆盛から委細の事情を聽取するや形勢の轉變を慨歎して決心する所あり、自ら兵を率ゐて上洛して禁闕を守護し狐疑の諸侯をして向背を決せしめ勅諚を以て幕政の改革を促進し公武一致の實を擧げんものと先づ西鄉をして京都・江戶の間に周旋させてゐたが、其の翌七月病を以て不幸中道に斃れた。

齊彬の弟久光―初一門島津忠公の養嗣となり大隅國重富を領してゐたが、齊彬病危篤に及び特に久光に後事を遺囑し其の子又次郎に家督を相續せしむべきを以てしたので、又次郎は齊彬の後を襲いで茂久(後、忠義)と稱し、久光は文久元年養家を去つて宗家に復し藩政輔翼に當つた―は兄の遺志を繼ぎ國家の爲に力を盡くし公武一致に周旋せんとの意があつたが四圍の事情が之を許さないので窃かに其の機を窺つてゐる內、文久元年長藩士長井雅樂等京都・江戶の間に周旋し、尊王の志士等亦謀議する所あるを聞き、時勢默視し難しとて同二年春兵を率ゐて東上するに至つたのは既記の通りである。其の途中に於て志士等が大膽なる暴擧を企てゝゐるを聞知した久光は四月十六日入京するや意見書を上つた。其の大意は公武相融和し幕府に命じて弊政を改革させ、尊融法親王・近衞・鷹司諸卿の幽閉を解き、更に又慶喜・慶勝・慶永等の禁錮をも解いた上にて、近衞忠熙を關白、慶永を大老、慶喜を將軍の後見職とし、老中安藤信睦の職を免じ、久世閣老を早々上洛せしむべきだなどであつた。



天皇は久光の上書を嘉納されて彼に浪士等の取締を命ぜられた。久光は此の命を奉じた

爲にかの伏見寺田屋騷動をも惹起したが、彼が輦下の鎭撫に當る間に朝廷に於ては久世閣老の上京を促した。堀田や間部の失敗した前例を見てゐる久世は言を左右にして容易に上京

勅使東下

しようとしないので、朝廷では勅使を以て幕府に嚴命を下さるゝことになつた、其の事は五月二十二日久光が在藩の當主茂久に與へた書中の左の一節にても分る。

然者拙者儀勅使大原左衛門督殿同道關東下向之勅命を蒙り今日京師致二發足一候。乍レ憚御安慮可レ被レ下候。尤(閣老)久世上京遲々に相及候に付　勅使被二差下一一橋・越前任職之儀被二仰下一度旨、先日書取を以議奏衆え差出候處御取用相成、右之次第に相運び申候。

なほ右によれば勅使下向は久光の發案建議であつたと見るべく、又彼が勅使の差副となつて東下した譯も首肯せられる。

是より先幕府では京都の意見のある所を察しもするし、又戊午以來處分の人達を大赦せよ

春嶽等の赦免

との命もありもしたので、勅使の着府前の四月二十五日附を以て慶勝・慶喜・春嶽等に對し赦免の申渡をした。特に春嶽に對しては同月七日を以て「御用筋あれば折々登城すべし」とて政務に參與すべきを命じたことは既記の通りである。

「三事策」

さて勅使の下向によつて幕府に命ぜられたのは世に所謂「三事策」として知られてゐて、即ち第一は將軍は大小名を率ゐて上洛し國家を治め夷戎を攘ふを議すべし、第二は豐太閤の故典により沿海の大藩五國(東に伊達、西に島津、南に山内、北に前田、中國に毛利)をして五大老を稱

せしめ國政を諮決し、夷戎防禦の處置をなさしむべし、第三は一橋刑部卿をして將軍を援け、越前前中將を大老職に任じ幕府內外の政を輔佐せしむべしである。此の第一策は長藩、第二策は朝紳、第三策は薩藩の主張であつたが、當時の輿論は第三策を主とし慶喜及び春嶽の登庸は安政戊午に於ける所謂正義派の運動標的を漸く實現するものとし、又朝廷にては幕府をして此の三者の一を選びて行はしめんとの意であつた。一說には大原勅使は右薩藩の主張である第三策のみを幕府に命じたとも傳へられてゐる位に彼は第三策を眞甲に振翳してそれを談判の主要問題としたらしい。

春嶽・慶喜の登庸に難色あり

然るに慶喜及び春嶽の登用もすら〳〵と運ばないで、其の實現する迄には迂餘曲折があつた。蓋し慶喜の後見職任命は幕府の好まぬ所であつて、既に彼等が謹愼を解かるゝや春嶽には政務參與を命じたに拘らず、慶喜には何の沙汰も無かつたのを見ても之を首肯される。又是より先五月九日に幕府では將軍が十七歲に達した故を以て田安大納言の後見職を免じたのも慶喜の後見職任命に對する勅旨を拒む爲の防禦策であつたとも云はれてゐる。かく閣老及び諸有司中に慶喜を忌憚する人の多いのには種々の事情があらうが、彼等は齊昭以來水戶を忌憚してゐる上に、繼嗣問題に於ては現將軍と慶喜とは競爭者の立場に置かれた關係もあり、若し慶喜が後見にて權威がつけば啻に將軍の威勢がそれだけ輕くなるのみならず外藩(薩藩を指すか)より奏聞して將軍に据ゑるやうなことが起るやもしれぬとの疑懼の念なども

手傳つてゐた。

次に春嶽についても幕府は既に政務參與を命じてあるから其の上大老と稱するには及ばないとの言分があり—その實大老職の實權迄を彼に與へる腹はなかつたとも云はれてゐる—、又一面福井藩でも大老は譜代の勤場で、家門たる當家が之に奉職するのは決して名譽で無いとの名目論からの反對も多かつた。そこで勅使側では必ずしも名目に捉はれず、慶喜を將軍の輔弼とし春嶽を政事總裁職とするも、後見職又は大老職の實權を與へるならば不可ならずと詰寄つたので、六月十八日に至つて遂に老中等も春嶽の政事總裁職を認めたが、慶喜の後見職に對しては尙應ずるの色がなかつた。

かゝる有樣では幕府が勅命を奉ずるのは何時の事か分らぬので勅使も薩藩も極度に憤激し、六月二十六日板倉・脇坂兩閣老が傳奏屋敷に大原勅使を訪うた時、大久保市藏等の薩藩士は此處に在りて萬一兩閣老勅旨を奉ぜざるに於ては所謂直接行動に及ばんと覺悟し、其の旨を勅使より閣老にも通じて威嚇し、同月二十九日には大原は決死の覺悟にて登城した。それ等の示威運動が効を奏したと見え漸く慶喜を後見職に任命するに決して七月一日將軍は慶喜及び春嶽登庸の旨を正式に勅使に奉答した。

登庸に決す

然るに春嶽は是より先政治刷新・幕威回復の論を立て、且つ勅命を奉じて慶喜を登庸すべきを老中に勸告したるも用ひられないのが不平で、老中等が彼の政事總裁職を認めた日には皮

春嶽總裁職就任の內命に應ぜず

肉にも前に命ぜられた政務參與を辭退しようとの意を決して登營しない。老中等は大いに狼狽して大目付大久保越中守忠寛等を遣はして彼に說かしめ、又連署して其の登城を促せども頑として應ぜず、六月二十三日には遂に辭任の內願を提出するに至つた。然るに此の政務參與の辭意だけは島津久光等の勸告や懇請によつてやつと意を飜したが尙病と稱して登營せざるのみか、政事總裁職就任の內命に對しても之を承諾しなかつた。それでは困るので慶喜は親書を以て其の不可を論じて切に就職を勸告し、大原勅使も亦直書を以て、「就職のこと決せざるに於ては勅使の任を空しうするものなれば病床に推參して討論に及ぶべし」とまで切言した。

小楠が上記の如く福井への途中春嶽よりの急使に接し轉じて江戶に向つたのは正にかゝる情勢の中であつた。曩に春嶽が四たび小楠を招聘しようとしたのは政務參與となるについては彼に諮問する事件も多々あるべく、確乎たる助言者を要したからであつたらうが、今や事情が更に變つたので、小楠の意見に依つて右の如く切迫せる自身の進退を決せんが爲にいそぎ彼を呼び寄せたのであつた。中根雪江は其の著『再夢記事』に小楠を江戶に急行せしめたことにつき、

此頃邸議未決の條も小楠先生を待て御進退共に御決着之事に相成有之なり。

と書いてゐる。

## 二　春嶽愈〻總裁職に

小楠着府、春嶽に就任を勸告

疋田驛より早打で夜に日を繼ぎて東行した小楠は七月六日黄昏靈岸島の越藩邸に着いた。此の日春嶽はなほ病床に引籠つてゐたが手を取らんばかりに喜び迎へて長途の勞を犒つた。翌七日春嶽は小楠を召し家老等も指加へ是迄の委曲を語つて其の意見を求めた。本來春嶽の持論は叡旨遵奉にありて幕府尊王の誠意・弊政改革の盛跡赫然として事業に顯れずては天朝の疑惑は申すに及ばず天下人心の不平は釋けぬから、何よりも先づ將軍上洛し朝廷に是迄の不都合を謝すると倶に將來の幕政を陳述し眞の公武一和を計るのが急務であると云ふにあつたが、因循姑息な老中では事が運ばぬので總裁職就任を肯んぜなかつたのである。小楠は春嶽の進退につきて「是程迄切迫の御場合に相運び候へば、兼て御評議之通り御出勤にて幕府の私を被捨是迄之御非政を被改候樣御十分に被仰立其御論之通塞により御進退を御決に相成可然」と申し進めたので、春嶽も成程と之に從うた。

小楠、中根と倶に大久保越中守を訪ふ

春嶽はいよ〳〵總裁職の任命を奉ずべく決心したので、翌八日の朝小楠は側用人中根靱負と倶に大久保越中守を訪うた。これは明九日愈〻春嶽が登營し其の意見を述べるに就きて豫め諒解させて置く必要があつたからだが、談は時事問題に移つた。そして小楠は大久保に諸

侯の參覲を改めて之を述職に代へ、其の室家を國元に歸らしめ、且つ諸侯の困塲を免ずべしとの三策を建言して見た。

德川中世以來武家の困窮・諸國の疲弊は益々深刻となりて識者の憂ふる所であつたが、其の主なる原因は諸侯の參覲と在府との爲に財帑の大半を費すにあつたので、これを改革して大名の窮乏を救ひ國力を養ふ事は內外多事の時局に處する第一の急務であつた。

併し參覲交代制度は諸侯統御の大綱であつて、それを改めるのは幕府の基礎を搖がす重大問題となされてゐた。八代將軍吉宗は享保七年既に之に着目して五年又は三年に一回の出府としようとしたが、反對說の爲に結局從來の一年在府・一年在國を半年在府・一年半在國とし、諸侯の石高百分の一を稅米として徵する事にした。吉宗は之を永制とする考であつたが矢張り反對が多くて實施後十年にして早くも舊に復せざるを得なかつた。德川中興の英主と云はるゝ彼にして尙且つこの如くであつたから、其の後此の問題に手を着ける者は殆ど無く、唯春嶽が嘉永六年と安政元年との兩度、薩藩主島津齊彬・宇和島藩主伊達宗城が其の後之に關して幕府に進言しはしたが何れも納れられなかつた。

参覲交代制度につき大久保を說服

果せる哉大久保越中守も小楠の建言に對して頑として之に應ずる色が無かつた。それを見て取つた小楠は「若し諸侯が勝手に妻子を國に歸さば幕府に之を止める力が有るかどうか」と言ひ放つた。蓋し當時幕威の失墜は益々甚だしく、萬一諸侯が反抗してもそれを制裁す

るだけの實力を最早有してゐない。殊に今や海外よりの脅威に對して全國一致して起つべき時、諸藩は既に疲弊して到底其の任に堪へない。さればこそ癸丑・甲寅以來の動搖をも見るので、本來幕府の基礎を堅固にする爲の制度は今は却つて仇を爲しつゝあるのに、幕府の當路は一向時運に處するの途を講じない。此の小楠の一言は痛く幕府の急所を衝いた。流石に越中守は頑冥者流の多い幕吏中では最も進歩した人物であつたゞけに、翻然として其の非を悟つた。加之小楠は全然參覲制度を廢止すれば自ら餘弊を生ずる恐もあるが、之を述職に代へるならば幕府の威力も諸侯に貫徹する事となり始めて天下大治の實も擧るであらうとの意見であつたので、大久保も其の穩健な議論には殊の外感服した。

春嶽登城、政事總裁職を命ぜらる

かくて春嶽登城の、云はゞ豫備運動ともいふべき會見は好都合であつたので春嶽は九日五ツ半時(午前九時)に登城したが、御座の間で「叡慮を以て仰遣はされたるにより政事總裁職を申付くる」との台命を蒙つた。それから御用部屋(幕府の內閣)に入りたる春嶽は老中と談合する所あつた。それにつきて中根雪江の『再夢紀事』には左の如くある。

春嶽、老中と會見

閣老衆御揃の上にて、御奉職に付ては御見込通り被二仰立一之御次第も御聽聞被レ成度との儀に付、御申述の御大意は、

御不才にて御大任に御堪へ難レ被レ成儀は先達てより逐〻被二仰立一候通の御次第候得共、段々不レ被レ爲レ得レ止事御運びにて今日と相成、已に被レ及二御請一候上は是迄御老中方にて御取扱に相成候上を彼是と

**春嶽の經綸**

御相談相成候とは事替り、御老中方の御上までも御引受不レ被レ成候半では不二相成一候。夫に付ては天下安危之境とも可レ申御時節殊に　勅命之趣も有レ之、揔て天下萬民致二安堵一樣に無レ之ては不二相適一事に候。然るを從前は國初以來天下の威權を擧げて德川家の幕府に歸せられたる御私を被レ棄、御非政を改められ、天下と共に天下を治められ候より外は有レ之間敷と申御議論に相成處。

中書殿（脇坂安宅）幕府の私幷非政として改むべきは何等之廉に可レ有レ之、被レ承度との儀に付御答ありしは、

**幕府の不武衰態暴露**

御當家幕府之儀は　神祖（家康）の御盛業を被レ爲レ繼、御代々天下御威風に靡き異論無レ之太平を極められしに、外國の交際開らけし已來追々幕中の御手薄なる所見へ透き候故、數百年天下を幕府へ爲二御任一安心致居りし天下の人氣に不安心を生ぜしより天下に議論紛興して當世に押移り候事にて、其不武の衰態の外見に顯はれしはアメリカの渡來發端にて、此件は關東に覇府を開かれ候以後類例もなき程の天下一大事なりしを、應接を初秘事に屬し御所置通り皆悉幕府限りの御私にて御取捌き天下の安心致し候樣に御打明けの儀に一つも無レ之、和戰の義は諸侯へ御垂問にて各閣藩の衆議を凝し夫々天下の御爲と存込候處を及二建議一候得共、是も表向諸侯への御義理合一ト通り位の事にて夫に付ての御下問或は御採用と申廉も不二相立一、其末の御所置は幕府御一己の御評議に成り、御表發の處は無二御據一時勢とは乍レ申揔て御屈辱勝に相見へ、其後迚も外國關係の義は殊

**秘密主義の弊**

に機密に被二成置一候故如何相成候事かと夷狄猖獗の外見を認て人心更に安着せず、輿論蜂起次第に立昇り遂に叡慮迄も不レ被レ爲レ安、種々御沙汰も被レ爲レ在候を爾々御遵奉も無レ之、外國へは愈御親睦のみ相顯はれ候に付　朝旨御輕蔑の筋に相當り、愛國義勇の士心に拂戾を抱き、名義名分の說起りて人心愈不レ穩は畢竟日本全國へ關係の大事を幕府一己之御裁決に相成、　朝廷を初天下の億

私を悔ひ過を謝するの政治

天下の人心に隨ひて治むるの外なし

舊染の私政を排す

兆を愚蒙とし幕府閣老諸有司而已大賢にして大智ある如き形勢なる故にて、是則幕府の私には無レ之哉。此等の鬱憤を言行の上に發する者あれば忽幕府の勢力を恣にして上三公を黜辱し下草莽を斬戮せらる。たとひ天下の爲に忠なりとも幕府の爲に不便宜なれば罪殛踵を廻らさずして至るが如きは幕府の非政には無レ之哉。是等の緣故によつて今日の危急に迫り候事候得ば私を悔ひ過ちを謝せらるゝの政治なくしては天下の人心服從致し難き譯候と、亘細を盡して御申釋きに相成處。

中書殿も左様に御明辨有レ之候へば何と可二申陳一樣も無レ之、如何樣私非を改亘の外は無レ之と首肯せられしとぞ。又周防殿(板倉勝靜)は天下と共に天下を治ると申道理は聞へ候得ど、之を事業に施す時は何れの地より手を下し可レ申との不審あり。公(春嶽)御答に、

別に方法も無レ之唯天下の人心に隨ひて治むる事にて、天下の見て私とする所を去り非とする所を改むるの外に出ず。譬ば外交の如きも　朝廷へ御伺ひ難易共に公然たる御所置に相成、天下の爲とあれば幕府の御爲によろしからぬ事も或は改め或は御取り棄に可二相成一候。近く申せば目今は天下と幕府との押合ひにて則公私の爭ひにて候。今日相對の爭論にても一方自反して過ちを改候得ば忽ち平和に歸候も同樣にて、輿論の宜しき所に御從ひと申事に相成候へば人心忽ち安著可レ致候。今在廷の諸臣乍レ憚各方を初一己の私心可レ有レ之樣も無レ之、只管御威權の衰へ御舊法の頽敗を歎き何卒して挽回せんとの忠實なる至情は毫も間然無レ之候得共、其至情之事業に發候所は舊染の私政に外ならず候故天下の人心には背馳いたし候。幕府へ奉ずる忠信の爲に天下に答ふる誠意を失ひ、摠て幕府の力を以て天下を治めんとする熱心のみにて天下の力を併

せて幕府を維持する念慮は無之候。幕府へのみ厚くして天下に薄ければ天下は治り不申、幕府の私なきものにして天下の公なるに從ひ、其人心を安んずる時は天下幕府と一體の如く相成天下を相手どりて治んとする私の苦勞は有之間布

と條理を推て御辯解に及ばれしかば、周防殿も遂に稍く承服せられしとぞ、公(春嶽)猶又仰ありしは、御見込は如此候得共、素より御菲才の御事故御一己の御力にて行はるべき儀には無之候得ば御同意に於ては御一同に天下の爲に御力を盡され、不肖を御輔賛有之様被成度との御談に相成處、いづれも今後は天下の治否に基き人心の向背を圖り御相談申上度との御協議に相成しとぞ。

春嶽は右の如く御用部屋にて談合して後に更に將軍に謁見してそれを反覆進言すると倶に和宮・將軍和樂の要をも申し述べて退出し、更に一橋慶喜とも對話したるに彼は春嶽の持論に一々同意を表した。右春嶽の陳述せる幕政改革意見につきて德富蘇峰は其の著『近世日本國民史』に「恰も道學中の英傑横井小楠の口吻丸寫しである。如何に松平春嶽が小楠の意見に隨喜してそれを信奉したるかは以て知るべしだ」と評してゐるが、いかにもさうであつて小楠の意見が春嶽の口をかりて演述されたと見ても差支あるまい。然るに此の如き大議論が果して因循姑息な幕吏に徹底して彼等が心から之を受入れるであらうかは疑問だが、要するに上述の如き經過を取つたことにつきては小楠も嬉しかつたと見え、當日の模樣を當時肥後藩の使番として在府中の元田に話したので、元田が幕政一新に關する小楠の談話を聽

取筆記して肥後藩政廳に報じた書中に左の一節がある。

九日御登城被レ成候處御政事惣裁職被ニ仰出一候。然處春嶽樣には御一新之御時節非常之御大任を被レ蒙レ仰候付向後御處置之筋深く御思惟被レ成候由にて、右惣裁職被レ蒙レ仰候卽日御存慮の趣委細被ニ仰上一候由。右御趣意大樣、御政道之要は公私の二つにて有レ之候處、是迄通御威光を以て壓付之御政事に有レ之候へば則公義流之私にて人心歸服仕不レ申、天下萬民治安之爲と被ニ思召一、天下公共之御政道に御運び被レ成候へば天下一新可レ仕、此公私之二つ今度御變革之御目途に可レ有レ之段被ニ仰上一候由之處、將軍家には至極尤に被ニ聞召上一候由にて、一橋公を初閣老中も皆々同意に相成候由。第一將軍家御天資殊之外御聰明にて眞實に京師を御尊崇被レ遊候由。此節一橋公も至極御尊敬被レ成、別て春嶽樣を深く御信任被レ遊候て萬事御依賴被レ爲レ在候由。右之通にて今度御一新之御趣意は尊ニ京都一爲ニ天下一と申す處に御目度を被レ爲レ据、萬事私を被レ捨天下之公論を御取用被レ成候て御運び可レ被レ成との御廟議に御一定被レ成候由。

驚嘆に値すべき手腕

六月七日勅使下向以來行き惱んで居つた慶喜及び春嶽の登庸問題は漸く一段落を告げ、天下の輿望は自ら今後の新政如何に繫る事となつた。斯くなるには斯くなるべき下地が出來てゐたではあらうが、小楠が江戸に到着してから僅々三四日を出でずして當面の紛糾を快刀亂麻を斷つが如くに解決したことは眞に驚嘆に値する。元田永孚が七月十一日付で國元の荻蘇源太に送つた書中にも左の一節がある。

（小楠）沼山にも道中にて越前よりの御使者行逢ひ早打にて直に此表え出府當月六日に常盤橋越前御屋敷へ着仕候。

翌七日一ト時斗の間小生御小屋へ參り候て久々拜面相語申候。元氣も大に宜敷今暫は寸暇も無レ之との由に御座候。今に初らざる天下之人材にては有レ之候得共、此節御一新之盛運に逢申候ては益以天下之人傑只々感服仕候のみに御座候。小生儀も去秋よりの出府當役差當りの勤と申候迄にて左迄都會見物之樂みも無レ之御國のみ戀慕ひ居申程に御座候處、案外當春より天下御一新之御盛典を眼前に見聞仕候のみならず、沼山にも出會此後は段々機密之御模樣も伺取可レ申實に好き時節に罷上り居候と是も難レ得之奇會と自分感奮罷在申候事に御座候。

元田は右の如く小楠の識見手腕を歎賞してゐるが、小楠は方に五十四歲の最も圓熟した時代に最も華やかな舞臺に登場して其の横溢せる才氣を揮ふことになつたので、着府以來の彼の活動振には目醒ましきものがある。肥後藩士吉田平之助は、七月十七日付にて慶喜・春嶽起用後の幕府廟堂の狀況を密かに小楠から聽いたとて國許政廳に報ぜる書中に、小楠につきて左の如く記してゐる。

同人儀も此節道中にて、春嶽樣御直書彼の方御目附早馬にて持參致し、福井にも立寄不レ申早打出府之御沙汰に付其儘夜を日に繼參着致候處、日々被二召出一御相談被レ爲レ在、且要路之御役人方へ御使者勤等も間々有レ之、殊之外繁劇にて專御用立候由。既に昨夕も大久保樣御宅にて勝樣も御同席有レ之、御用談に被二差遣一毎御論評及二終夜一候に付、何れ此節も東明ならでは引取申間敷との噂も仕候。其身時節を得寔加面目之程は無二申計一御座候處、春嶽樣御始右樣他藩之陪臣御取用に相成候御公平心之處誠に感に不レ堪御事共に奉レ存候。

## 三　蛟龍遂に雲に御せんとす

慶喜・春嶽はいよ〳〵柳營の上首に立つた。天下の人々は手を額にして新政を仰望してゐる。今や兩人の責任は重且つ大なりと云ふべきだ。春嶽が幕府として當今の時局を處するの道は從來の如き權柄を以てせる公儀流の私を捨て宜しく天下萬民の爲に公共の政をなすにあるを開陳して、將軍を始め慶喜・老中等の同意を得たことは既記の通りだが、其の政を爲すに當り膏肓に入れる病根を剞るべく手にしたメスこそ我が小楠の建言した「國是七條」であつた。これは漢文で書かれたもので遺稿篇（「建白類」丙、八）に載せてあるが、直譯すると左の通りだ。

「國是七條」

一　大將軍上洛して列世の無禮を謝せよ。
一　諸侯の參覲を止めて述職と爲せ。
一　諸侯の室家を歸せ。
一　外藩譜代に限らず賢を選びて政官と爲せ。
一　大いに言路を開き天下と公正の政を爲せ。
一　海軍を興し兵威を強くす。

一　相對交易を止めて官交易と爲す。

是には時日の明記こそ無いが、春嶽が政事總裁職を拜命した日か或はそれから間もなく提出せられたものと信ぜられる。横井(時靖)家に現存する小楠自筆の草稿には右の七條の外に「金銀銅坐を廢し貨幣を公にす」と「天下金鑛を開く」の二條が有つて、それには各傍線を附してある。(遺稿篇九八頁參照)當時春嶽の登庸問題の成行を案じて福井より出府してゐた村田氏壽の語りたる所に依れば、此の二條も大いに必要なるは勿論だが之には幕吏が急に實行し得ない事情がある。此の二條を存して置けば或は他の七條迄妨遏さるゝ恐があるので暫く之を除いて置き、他日を待つて改めて建白するとの小楠の意見であつたと云ふことだ。然るに右七條中の「最後の相對交易を止めて官交易と爲す」なる一條は進取的な彼の政策としては稍不似合な感があるが、これは恐らくは奸商があつて個人的に暴利を貪るのを避ける爲で、言換ふれば天下の富を一般的に共有すると云ふ意味であらう。

春嶽又も引籠る

春嶽は此の七條を提げて幕政の一新を圖らんとしたが、それは當時の幕府に取つては其の興廢にかゝる大問題で之を採用するには非常の英斷、寧ろ捨身の勇氣を要した。將軍上洛して列世の無禮を謝することや諸侯參覲交代制の改變などは謂はゞ死中に活を求めんとするので有るが、幕威を墜さずして幕威を復せんとする老中の意見とは大分距離があるので、隨つて幕廷一般の空氣には躊躇逡巡頗る煮え切らぬものがあつた。之に憤慨した春嶽はまたも

や此の月廿四日より引籠つて仕舞つた。

處が其の後三日を經て八月廿七日小楠は招かれて幕府の大目付岡部駿河守長常と會見し「國是七條」に於ける抱負と經綸とにつき其の抱懷する所を遺憾無く吐露した。幸にも中根靱負が當日の談話の大綱を其の著『再夢紀事』の中に書留めてゐる。即ち「過日來招待にて横井平四郎儀今日岡部駿河殿へ參邸談論之大略如レ左」とあるのがそれである。以下原文の儘掲げて見よう。

小楠、岡部駿河守と對談

駿河殿　天下の形勢は如何。

小楠　實に危殆に相迫り候と相心得候。

(駿)　其子細は。

天下騷亂の兆

(小)　近年來幕府にて樣々の御不都合有レ之に付人心更に服し不レ申、當春來九州地抔已に騷亂之體にも相成候處、薩・長等之一件も有レ之幕府も御心被レ爲レ附、橋(慶喜)・越(春嶽)兩公御出世等にて聊鎭定之姿候得共決して眞治には無レ之暫く動靜を伺居候迄之儀にて、追々御悔改之御政跡無レ之候はゞ又々動亂に及ぶべきは眼前之事に付、此節一度亂世に相成候へば最早御挽回は不二相叶一乍レ恐御滅亡(德川家のこと)と相心得候。和漢古今の先蹤、亂世の內に創業之君には是非夫々之人材も有レ之、又非常の擧用も有レ之故次第に强盛と相成候。又衰頽の世は治平之弊習門閥を重んじ候事故人材も無レ之擧用も格式有レ之委靡不レ振は素よりにて、種々の罪責を負ふ如くに成行候へば自

然滅亡之道理にて候。一度亂れたるを中興の儀は中々出來候事には無ㇾ之、後漢の光武も劉氏の血統迄にて民間より起候て創業も同然の義、唐の玄宗も一段失ひし天下自身にては難ㇾ取返、肅宗によつて恢復は致候得共祖宗之唐代には復し難く相濟、其他は治世より亂に入候を治世の君にて取返し候先例は無ㇾ之候得ば、當時迚も一度亂世に相成候へばもはや御取戻しは難ㇾ被ㇾ成候得ば、唯今治世之内に御心付られ天下の人心に應じ候御政道有ㇾ之候はゞ又々太平をも御保ち可ㇾ被ㇾ成か。夫迚も矢張創業の思召にて非常果斷之御所置に無ㇾ之ては中々無ㇾ覺束ㇾ儀と答へらる。

（駿）さらば如何して當時之處にて挽回すべきや。

時勢の挽回は天下の力によるの外なし

（小）幕府の御心得、當然之處靜謐致候得ば夫にて太平と思召候樣之事にては回復之期は無ㇾ之、眞に危亂に相迫候事を御會得有ㇾ之舊見を去つて至誠の眞治を御求被ㇾ成候思召興候へば夫則興復之基にて候。唯今危亂の說を御聞被ㇾ成挽回之計を御求被ㇾ成候處則安んじがたきの誠意にて、其誠を推て廣く治術を御探訪有ㇾ之義挽回之道に有ㇾ之候。當時幕府の力を以御恢復は難ㇾ相適ㇾ天下の力を以御挽回之外は無ㇾ之候。

將軍上洛を先務とす

（駿）天下の人心を治め一致に歸するの事務に手を下す處如何。

（小）御上洛先務なるべく候。

（駿）御上洛は迚も御出來難ㇾ被ㇾ成儀と相心得らる由にて種々難儀故障を被ㇾ申出ㇾ。

其の方法

（小）　夫は出來ぬ方の御見込にて可ㇾ有ㇾ之、寛永之度（三代將軍家光上洛）抔は異朝の封禪巡狩の類は太平の餘光に候へば當時に用ゆべき儀には無ㇾ之、唯今の御上洛は神祖（家康）の一ケ年に兩度も御往來被ㇾ爲ㇾ在候程の易簡質素の次第ならでは難㆓相適㆒、諸大名の風呂桶迄も爲ㇾ持旅行致候如き榮耀の流弊候へば御身を以て御改正之端にも可㆓相成㆒儀十分御御便に可ㇾ被ㇾ爲ㇾ在は勿論候得共、又此節柄御警衛の爲に御旗本の若殿原二三千も被㆓召連㆒候も可ㇾ然哉。往來筋も老中の往來位の道普請にて可ㇾ然候。右等之御趣向にて御取調御出來に相成候へば御打立之儀はいつ何時にても御出來可ㇾ被ㇾ遊と被ㇾ決候得ば、天下の人心も初て信服して被㆓仰出㆒も御食言ならざる事を信じ可ㇾ申候。扨御期限之義は京都へ御伺も可ㇾ然候。御指圖次第と相成候へば一年延候ても少しも御食著無ㇾ之候。近年御不都合之被㆓仰譯㆒御降嫁之御禮・御親睦の爲何分御上洛と申事唯今にても御出來被ㇾ成候樣にさへ相成候へば夫にて天下は落付申候。必しも唯今ならでは不㆓相適㆒と申には無ㇾ之候。然るを一番に指支候御勘定の筋より抔御調らべに相成候樣にては出來ぬ方の被ㇾ成方にて、不ㇾ被ㇾ遊して難ㇾ適と申御趣意は次と相成、被㆓仰出㆒候廉も難㆓相立㆒候は天下の服せざる所以に候。

（駿）　此條は如何にも敬服に候。其次は何事なるべき。

（小）　諸侯の困弊を釋き、妻子を國へ歸し、海軍を被ㇾ興候はゞ兵力を強くすべき事に候。

（駿）　諸侯の參覲を弛め候義は是迄も評議有ㇾ之候得ども未だ事情を得ず候。如何之振合に

相成べき物か。

(小) 參覲を被止候ては重ねての參覲六ヶ敷可相成候へば述職に被代百日計も在府日々登城國政向等申談候樣相成候はゞ公邊御趣意も貫通可致、右に付ては妻室も國住居御免に相成可申、且又無益之戍兵は解免可然候。

参覲を述職に代ゆ

(駿) 海軍は中々失費難繼候。

(小) 是は幕府御一手にて相適ひ可申樣にも無之諸侯と合躰にて可被興義。當時海軍にあらずしては絕海孤島の日本國步兵を以擁護出來可申譯は無之、士人も船に乘候へば心細く覺悟を不極しては不相成事故自ら士心を振ひ、外國に往來して見分を廣め候はゞ强兵是より先きなるは無之候。

海軍の必要

(駿) 交易之道は如何。

(小) 是も諸侯と組合外國へ渡海致候はゞ公平に其道開らけ可申、幕府に私有之候ては難被行次第なり。摠て金・銀・銅・鐵等も官禁を被廢坐株を被停勝手次第に堀出候事に相成候はゞ諸侯も各力を盡し堀出候て海軍の備等は不足有間敷候。

交易は諸侯と俱にす

(駿) 諸說何も感服之旨にて、それより公の當時御引入之次第如何之譯に可有之と被相尋に付。

(小) 越前一藩之定議も右之次第にて、總裁被仰蒙候上は是非御議論も被暢達度之處、今日之

春嶽の引入りにつきて辯す

多端と申且閣老初各幕府從來之權柄を確持被二致居一左袒之向無レ之、多分は馬耳風に屬候故在職以來今日に至り一つとして事業相立不レ申、右樣相成候も畢竟衆人を辨明諭解して事を貫き候材力乏敷心許にて更に先き行き不レ致、此儘にては不本意は不レ及レ申天下之罪人とも可二相成一勢にて如何にとも致方無レ之故之事と被レ申。

（駿）如何にも御趣意能々相分候間何分力を盡し今よりも相辨じ可レ申、彌思召通り行はれ候事と相成候はゞ御出勤にも可二相成一哉。

（小）其上にて出勤無レ之ては無體と申物候へば是非出勤可二相成一。

と申候得ば、何分今よりは十分盡力相辨じ可レ申、御趣意能々相分候間致二安心一候樣呉々被二申聞一、談濟に相成由。

小楠・大久保談話

この對談の結果は直ちに岡部によつて營中に齎されたが、後見職を始め閣老以下諸有司一同小楠の卓識に驚嘆した。翌廿八日に小楠は大久保越中守に面會したが、大久保は小楠に其の所說幕府の納るゝ所となるから春嶽も速に出仕して事を視んことを慫慂せしめた。『續再夢記事』によると其の時の談話の大要は左の通りだ。

大久保云、昨日岡部駿州に申聞られし御說は同人卽日內閣へ申出橋公を始め閣老以下諸有司一同深く感服せり。其內諸侯の參覲を廢する件は防州宗祖の遺法なればこれを廢するは然るべからずと申されたれど、是も拙者及駿州の兩人嚴しく說破し終に了解せられたれ

ば春嶽殿の御持論は悉く貫徹すべし。さて御持論の如く決せし上は速に御出勤ありて事を視らるゝ樣在らせられたし。

横井云、春嶽殿引入らるゝに就ての意見は岡部駿州に申入れられし事故出勤ある樣にとの事も矢張り駿州より御相談ある方然るべし。

大久保又云、御說之中御上洛の件は急務なれど、指し當り御勘定向に係る屬吏を更迭せざれば調理方にも着手し兼る程の事にて容易く擧行し得べからず、故に何程急ぎても他の各項よりは後るゝなるべし。

横井云、屬吏更迭などのため後るゝは是非もなき事なるべし云々。

岡部、春嶽を訪ふ

翌二十九日岡部駿河守は春嶽を訪ひたるが、其の時の談話につきて『續再夢紀事』には大要左の如く記されてゐる。

八月廿九日此日も登上せられず。爾後岡部駿河守藩邸に來り、公(春嶽)對面せらる。應答の大意は、岡部此程横井平四郞に面會して目下の急務とせらるゝ國事の御意見を承はりしに一々感服せし故、卽日內閣に於て一橋殿を始め閣老方へ詳細に陳述しけるが御一同にも深く感心せられいよ〳〵實施せらるゝ事に內決し、其內にも諸侯の參覲を廢する事は速に施行せらるゝ筈なり。さて公の御持論しか貫徹する事となれる上は速に御出勤諸事御相談あらん事を希望すと申しゝ故、公謂見を採用せらるゝ事になりしは本懷なれど、元來其器にあらざる故持論ありても辨明行とゞかず、爲めに行はるべき事も行はれずして空しく日月を經過し、如何にも慚愧に堪へざれば最早出勤は御斷

多端と申且閣老初各幕府從來之權柄を確持被致居左袒之向無之、多分は馬耳風に屬候故在職以來今日に至り一つとして事業相立不申、右樣相成候も畢竟衆人を辨明諭解して事を貫き候材力乏敷心許にて更に先き行き不致、此儘にては不本意は不及申天下之罪人とも可相成勢にて如何にとも致方無之故之事と被申。

(駿)　如何にも御趣意能々相分候間何分力を盡し今よりも相辨じ可申、彌思召通り行はれ候事と相成候はゞ御出勤にも可相成哉。

(小)　其上にて出勤無之ては無體と申物候へば是非出勤可相成。と申候得ば、何分今よりは十分盡力相辨じ可申、御趣意能々相分候間致安心候樣呉々被申聞、談濟に相成由。

小楠・大久保談話

この對談の結果は直ちに岡部によつて營中に齎されたが、後見職を始め閣老以下諸有司一同小楠の卓識に驚嘆した。翌廿八日に小楠は大久保越中守に面會したが、大久保は小楠に其の所說幕府の納るゝ所となるから春嶽も速に出仕して事を視んことを慫慂せしめた。『續再夢記事』によると其の時の談話の大要は左の通りだ。

大久保云、昨日岡部駿州に申聞られし御說は同人卽日內閣へ申出橋公を始め閣老以下諸有司一同深く感服せり。其內諸侯の參覲を廢する件は防州宗祖の遺法なればこれを廢するは然るべからずと申されたれど、是も拙者及駿州の兩人嚴しく說破し終に了解せられたれ

ば春嶽殿の御持論は悉く貫徹すべし。さて御持論の如く決せし上は速に御出勤ありて事を視らるゝ樣在らせられたし。
横井云、春嶽殿引入らるゝに就ての意見は岡部駿州に申入れられし事故出勤ある樣にとの事も矢張り駿州より御相談ある方然るべし。
大久保又云、御說之中御上洛の件は急務なれど、指し當り御勘定向に係る屬吏を更迭せざれば調理方にも着手し兼る程の事にて容易く擧行し得べからず、故に何程急ぎても他の各項よりは後るゝなるべし。
横井云、屬吏更迭などのため後るゝは是非もなき事なるべし云々。

岡部、春嶽を訪ふ

翌二十九日岡部駿河守は春嶽を訪ひたるが、其の時の談話につきて『續再夢紀事』には大要左の如く記されてゐる。

八月廿九日此日も登上せられず。爾後岡部駿河守藩邸に來り、公(春嶽)對面せらる。應答の大意は、岡部此程横井平四郎に面會して目下の急務とせらるゝ國事の御意見を承はりしに一々感服せし故、即日内閣に於て一橋殿を始め閣老方へ詳細に陳述しけるが御一同にも深く感心せられいよ〳〵實施せらるゝ事に内決し、其内にも諸侯の參覲を廢する事は速に施行せらるゝ筈なり。さて公の御持論しか貫徹する事となれる上は速に御出勤諸事御相談あらん事を希望すと申しゝ故、公邸見を採用せらるゝ事になりしは本懷なれど、元來其器にあらざる故持論ありても辨明行とゞかず、爲めに行はるべき事も行はれずして空しく日月を經過し、如何にも慚愧に堪へざれば最早出勤は御斷

小楠をして幕議に與らしむべき内議

幕府私政を去るべきを論ぜる春嶽の書面

はり申上たき覺悟なりと答へられしに、岡部さる御覺悟なるよしは平四郎より承はりたれど、御出勤にさへなりなば御持論の貫徹する樣には一同力を盡して贊成すべき心得なりと申しゝ故、公此節實施せらるゝに決せしよしの五事はすべて事業に涉る廉のみなるが、其外には平四郎申入れし廉なかりしやと尋ねられしに、岡部首を傾けてしばし考へ何事も委はしく承はりぬと申しゝが、公定めて幕府の私を去り云々の意見ある事をも申入れしなるべし。此意見は拙者の持論中最肝要とする處なるが、彼五事を實施せらるゝにも天下の爲めとあれバやがて公となり幕府の爲とあらばやがて私となるの差別あり。故に此差別分明ならずしては假令形跡に異なる所あらざるも矢張持論の貫徹せるものとはいひがたしと申されしに、岡部其御趣意も固より心得し上の事なりと申しゝが、公さらば已に承知の事なれど愚衷を認め置ける書面あれば閣老初の一見に入れ、此上の詮議振りを承はりたし。尤辭職の主意に認めてはあれど今は幕私云々の意見を一見に入るゝまでなれば其心して見らるべしとありて一通の書面を交附せられたり。斯て岡部又横井をして幕議に與らしむへき内議あり。是は如何あるべきと尋ねし故、公容易く御請には及ばざるべし。しかし尙尋ぬべしとありて中根靱負を其席に召し相談に及ばれしが、中根其事あるよしは昨日大久保も平四郎に申聞けゝれど平四郎屑しとせず、已に今朝靱負に勝氏の許に行き未發に防ぎくれよと申せり。到底二君に事ふる事は彼れの爲さゞる所なるべしと申しゝかば、岡部しかる上はいたしかたなかるべしと答へたりき。岡部に交附せられし書面左の如し。

愚　衷

拙生先達て總裁之命を蒙り候に付乍レ不レ及其節及二建言一候通り向後　幕府從來之御私政を御改有レ之、天下と共に治平を

御圖り可レ被レ成御趣向に相成儀に候はゞ職位に居候儀も出來可レ申か、若又是迄之御舊套を以御押し通しに可二相成一との御儀に候はゞ、危亂相迫り居候御時節更に前途之見詰無レ之段再應申立候處、御私政御改革にも可二相成一との御事故其心得を以去る廿三日迄登營も仕來候得共、御政務御改革之筋に於て何一つとして捗取候儀無レ之、非才之程殆不レ堪二憂慚一此成行にては追々天下之人心安堵仕候樣之儀は甚以無二覺束一御座候に付猶又當然見込之次第を及二陳述一候。國初之儀不レ及レ申幕府之御武德御旺盛に御座候節は　天朝を奉レ初諸侯以下草莽黎庶に至る迄幕府に依賴信隨仕、天下權柄を擧て幕府に委任し奉り露計りも疑事なく危踏事無二御座一候。然る處近年來幕府之御威權外國之爲に挫候より天下之人心暗に嫌疑を抱き奉藏せざるの勢と相成り、甚敷に至り候ては幕府の權柄を分ち奪ふて各自之上に逞ふせんと欲するの兆御座候。凡威權は公なるに歸して私するに離れ候事自然の理勢にて、癸丑之度亞米利迦之使節浦賀港へ致二渡來一候は開闢以來未曾有之珍事にて日本國之大事に御座候故和戰之策を列侯に御垂問は御座候得共、其御用捨之際に於ては曖昧模糊として曾て公然たる御開示無レ之、彼國への應接は悉く廟堂之密議に出秘して我國人之聞事を御厭ひ被レ成、其待遇之形跡に至ては怯懦屈辱を極められ候故天下擧つて奮激を發し嫌疑を抱き、幕府之御威力凋衰して威信之立難きを推量し、人心各其好む處に向ふて恣奔横走に及び、議論下に紛興して敢て幕府之制令を甘んじ受不レ申樣相成候儀慨歎之至に候得共、是皆幕府之權柄を私するに失はれ下に授け與へられたるも同然之事に御座候。從レ是以後も外國之應接待遇之筋は皆前轍に依り秘して天下に公にするの御處置無レ之幕府一己之私議に任せられ候故、遂に誣妄を　天朝に及ぼされ候程之大事と相成候。畢竟二百年來之鎖鑰を開ひて外國を待れ候は制度之變通天下之一大公事に候處、幕府之私を以是を擅にせられ候故天下嗷々として公論を唱へて服し不レ申者其謂れ有レ之事と被レ存候。國初以來幕府之御政令私なしとも難レ申哉に候得共、天下に嫌疑之念無レ之時は安堵遵奉して誰あつて犯し侮る者も無レ之候ひしが、外國之事件は惣て制外に出候に付公私之分舊套定格を以覆ひかくし難き次第と相成候故、天下悉く幕府之私を咎め議論を究め人心大に乖戾を生じ候得共、幕府は是に反して更に其私なる事を察せられず、舊時之威力猶今日に可レ施かとの御見込にて非義暴政殆其極に至り候故人心之離叛も大に窮り、櫻田・

坂下之變を初として勤　王義擧之説競ひ興り將に干戈を動かされんとする勢に相成候故、幕府に於ても不ㇾ被ㇾ得ㇾ止事聊人心に應ずるの姑息之小計を用ひられ纔に其暴發を御鎭定有ㇾ之候得共、譬へば阿片を以暫時痙攣を鎭めし如く、是に繼ぐに全治之定算無ニ御座一候ては險症再發して救ふべからざるに至り本復太平を望む由無ㇾ之候。斯時に當り候ては唯非を悔ひ過を改め私見を去つて公道に隨ひ天下と大同之政を御執行ひより外は有ㇾ之間敷と被ㇾ存候。然る處方今幕府在廷之臣僚誰あつて一己之私心可ㇾ有ㇾ之樣も無ㇾ之一向幕府御威權之衰弱御舊套之頽敗を慨歎し、專ら是を維持挽回し正直を以て天下に臨まんと欲する忠愛之至情に於ては實に間然無ニ御座一候得共、其至情事業に發候得ば多くは幕府舊染之私政に落入候故天下之人心に契合致兼候。此儀は忠信幕府に奉ずるに餘りあつて天下に答ふるに足らざる故にも可ㇾ有ㇾ之か。幕府之人力を盡して天下を安んぜん事を務めて天下と心力を戮せて幕府と共に天下を安んずるに意なきかとも被ㇾ存候。當時に於ては幕府從來の私心を舍天下輿論之公に從ひ、非とし私と斥す處は悉く去り盡し、天下に謀つて天下を治め人心に從ふて人心を安んじ候はゞ天下惣て幕府と一軀と相成可ㇾ申か、天下一軀之如くに相成候得ば幕府は自ら首領之威權あるべきは必然の勢にて、胸腹手足制を首領に仰がざる事を得ざるも亦自然之道理に有ㇾ之候。若自然を失ふて施爲に亘り幕府之力を以天下を治めんとするは一身を以て衆敵に當るも同樣にて、力盡き身殪るゝに至つて始めて一己之力を恃んで衆人之懐を取りし事を後悔するに止り可ㇾ申候。公私去就之理・利害之辨明らかなる事白日灼火之如くにて、幕府公に從へば威權復すべく弊政興るべく候。私に從へば滅亡之外は有ㇾ之間敷候。當今　公武を合せ外國に應ずる總て天下之公論正議に從ふて幕府之私意を用る事無ㇾ之、天下之望を慰し天下之心を安んじ候儀先務肝要たるべくと被ㇾ存候。然るに幕府猶姑息に因循し舊習を去るに忍びず、從前之制令を以御押通し有ㇾ之候ては上は　天朝之　聖慮に戻り下は生民之希望に背き、次第に潰亂之世態に落入可ㇾ申儀と洞見仕候事に御座候。拙生に於ては此外に當時人心を安んじ天下を維持すべき覺悟無ニ御座一候に付先達て以來斯心を推て建言衆議仕候得共、幕府之時勢に適當不ㇾ仕候哉又は否德之儀故信用難ニ相成一故にも候哉、何事を申出候ても一向に進歩不ㇾ仕、勿論閣老諸有司に於ても敢て不服と申樣にも無ㇾ之候得共又軀任擔當之人も無ㇾ之候

は御親見之通之事に御座候。其上蒙レ命以後兎角日々湧出候事務之多端なるに逐はれ候て國是之事業は講究も行屆兼候而已ならず、假令逐々論辨評決之場へ相運び候にもいたせ只今之躰にては諸般之大事務初始より終末に至る迄一身之力を以驅逐不レ致候半では前進不レ仕勢にて中々勤續き出來可レ申とも不レ被レ存候。畢竟總裁之職任にては乍レ不レ及御大政に關り候諸局之可否を及二裁決一候儀にも可レ有レ之處、當時之躰能拙生不見識故我より職分を墜し失ひ候姿に相成り歎しき事に御座候。されば迚默して日月を費し候御時節とも不レ奉レ存候故不レ得レ止事彼是及二立言一候處、昨日之論定せし處は今日の事務の爲に空茫に屬し、左件を辨じ候間に右件は無用之如く相成り、事理徹底貫通不レ仕實に當惑至極之仕合にて全く非德不才之致す處勿論に候得共、今更其儀を申候迚何之所詮も無レ之候故忍んで默止罷在候得共、如レ此危急之時に迫り緩漫遲鈍天下へ對して一事の見るべき無レ之候ては人心再び疑惑を抱き憤勵を生候は眼前之儀にて奉レ對二 叡慮・台命一重々無二申譯一次第に御座候。幕府在廷丈け之心力を戮せ候事さへ難二相成一微力を以天下之大同を期候儀万々不レ可レ及は勿論之事と覺悟仕候得ば實に恐懼窘迫之極と相成り、更に天下之御爲可二相成一見詰無レ之在職も仕兼候勢に御座候に付愚衷吐露奉レ汚二高聽一候事に御座候間、出格之御憐察を以當職御罷免之御評議被二成下一候樣奉二內願一候。以上。

八月　　　　　　　　　　　　松平春嶽

右春嶽の「愚衷」は彼の云へる如く「辭職の主意に認めて」あるが、幕府舊染の私政を去り天下と倶に治平を圖るべきを說き、幕府有司が姑息に因循し舊習を去るの意なく徒に舊套定格を株守して政務改革毫も進まざるの狀を痛責したる大議論である。上記春嶽と岡部の對話を見るとこれが小楠との合作であることは想像に難くない。

上記小楠と大久保の會見に據ると閣老等の參覲制度改變につきての反對意見は大久保や岡部に說破せられたとあるが、板倉閣老はなほ閏八月一日自ら小楠と會して親しく其の意見

を聞いた。其の時の對話の概略は左の如くである。

板倉殿方今天下の大勢已に危殆に迫りたれば創業の心得ならでは到底挽回しがたしとの高論は過日駿河より委しく承はり感服せり。されば今日は其危殆に迫れる實況を承はりたしとありし故、横井京攝以西の事情は云々なるに此地に出で見聞すれば云々の事情あり、東西の事情大に懸隔しいづれも容易ならざる形狀なりと申しゝかば、板倉殿一々了解せられし體なりし故、横井、(春嶽)公の御持論なる五事の要旨を說きしに是も一々了解せられし體なりしとぞ。(中略)板倉殿さて過日來春嶽公には長々引籠り居らるゝ事なるが如何せば元の如く登營せらるべしやと尋ねられし故、横井此公は今日に處するの意見を種々に懷き居らるれども材力乏しくて何事も意見の如く貫徹せず。故に據なく引籠り居らるゝなり。されば閣老方に於て其情實を察し意見を贊成せられなば無論登營せらるべしと申しゝに、其儀なれば明瞭に了解せり。此上はいよ〳〵創業の心得を以て刑法を除くの外はいかなる舊章をも改革するに躊躇せざるべければ速に元の如く登營ある樣申上給はりたしと申されし故、横井出勤の事は此程駿州へ(上記「愚衷」)書面を交附せられたる事なれば矢張駿州より申入れらるゝ方然るべしと申しゝに、板倉殿承諾せられ、尙今日承はりたる高論の趣は一橋公をはじめ同列一同へも申出られたしと申されし故、横井御聞あるべしとならば何方へなりとも出て申上べしと答へて退出せり。(續再夢紀事)

又右對話中板倉閣老は生麥事件に關し小楠の意見を徵したが、それに對する小楠の答は後に特記する。此の日の會見は午後の七ツ半(五時)頃から五ツ半(九時)頃まで四時間の長きに亙り閣老の用人山田安五郎も同席であつたが、閣老は小楠の談によつて始めて大いに悟る所があつたら

しい。なほ閣老は餘程胸襟を開いて小楠に對したと見え『續再夢紀事』には「板倉殿今日は互に書生中の心得を以て談話すべしとありて、煙具を出され殊の外打融けたる待遇なりしとぞ」と其の狀を述べてゐる。此の會見は俄に幕閣をも活氣づけたと見え、其の二日後の閏八月三日岡部駿河守は春嶽に謁し、幕府は大改革斷行の儀に決したる由を告げて出勤せんことを勸めた。其の面談につきて同じく『續再夢紀事』に左の如くある。

岡部、春嶽に出勤を勸む

三日夜に入りて岡部駿河守來る。(春嶽)公對面せられしに、政府近日の實況を陳述せり。其大意は、板倉閣老小楠の議を聞かれし以來大に開悟、是非大改革を行はざるべからずと申され、其他の方々も大憤發にて一昨日より御座の間に於て大政を議せられ、已に昨日は暮六ツ半(午後七時)頃まで御前にて大議ありしが、大樹公にも殊の外御滿足なりしよし。又此程御交附ありし(「愚衷」)書面は閣老一同感服して已に台覽に入られ、目下一橋殿の手許にある筈なるが不日返進せらるべし。さて廟堂近日の憤發前に陳述せる如くなれば、該書面を返進せられし折を以て速に御出勤あらせられたし云々なりき。

小楠の意見幕閣を動かす

沼山津の片田舍から江戶の眞中に出で來り、僅かに二ケ月位の內に陪臣の小身者で幕議を此處まで引摺つた小楠の力は如何にも偉大だ、彼の得意も亦思ふべしである。八月二十七日に小楠が岡部と會談の時、春嶽の引入に就きては岡部が、「彌思召通り行はれ候事と相成候はゞ御出勤にも可ㇾ相成哉」と尋ねたるに對して、小楠は「其上にて出勤無ㇾ之ては無體と申物候へば是非出勤可ㇾ相成」と答へてゐるが、(本篇五八〇頁)同月二十四日より引入り總裁職辭任の

意を固めてゐた春嶽も閣老等が頓に開悟し大いに幕政改革を行ふべしとのことになつて見ると、最早さう引入つてゐる譯にも行かぬので重臣及び小楠に進退につきての意見を徴した。

閏八月四日要職の輩及び横井平四郎を招集して昨夜岡部駿州の申しゝ趣を物語られ、さて進止の當否を議せしめられしに、衆議閣老方が左程迄に開悟せられても矢張出勤せずとありては固執に過ぐべければ彼の駿州まで差出置かれたる書面（「愚衷」）を返戻せられし上は御出勤ありて今一應御盡力ある方然るべきかと申協はせ、やがて其旨を申上ければ公（春嶽）其議を納れられ、今後の都合次第出勤せらるゝ事に内決せられたり。斯て本日板倉閣老より直書を添へて該書面を返戻せられたりき。

（續再夢記事）

春嶽登營

春嶽は重臣及び小楠の意見によりて出勤を内決せし所に岡部より返戻されるべき書面が板倉閣老から届けられたので、翌五日岡部に書翰を以て「かくても此程申聞られし如く出勤すべしとの意なりや」と尋ねたるに對し岡部は「御出勤を願ふ覺悟なり」との返書を遣はしたる上に、其の夕方春嶽を訪問して政府改革の議着々進捗しつゝあるから明日より是非登營あるやうにと申し立てたので、春嶽も斷然辭意を飜し六日から復登營するに至つた。參覲の廢止とそれに代る述職の新規制度が粗幕議で決したのも此の日であつた。

其の後なほ數次の評議を經て閏八月十五日には營中に於て參覲交替の制を定め武備充實を心懸くべき旨を登營せる諸侯以下に達し、同月二十二日には大いに參覲・進獻・衣服等に係る

諸制度を變更し翌二十三日を以て大目付より諸侯以下に廻達した。今は其の詳細を記すまでもないが、參覲改革令に於ては諸侯を春中在府・夏中在府・秋中在府及び冬中在府の四種に分かち、これ迄一年置の出府を三年に一回となし、又在府期間も從來の一ヶ年を僅々百日間に短縮し、(但し三家・溜詰・同格は特に一ヶ年在府とし、筑前・對馬・肥前三藩は一ヶ月とす。)總べて妻子は歸國を許し、嫡子は參府・在國・在邑とも隨意とし、江戸詰の家臣の如きもなるべく減ずることゝし、諸侯在府中は時々登城して政務に就き意見を申立てる事等が其の骨子である。

參覲を述職に改めるに就いての小楠の考は既記の如く彼が岡部駿河守との對談の中に見られるが、一般諸侯の在府期間を百ヶ日に定めたに就ては安政二年江戸に大地震ありて民情洶々たるの時、柳河藩家老立花壹岐より幕政向の事につきて質問ありしに對し小楠が同年十一月三日附にて答へた書(遺稿篇「書簡」五七)中に人材のある處は卽ち人望の歸する處、天下の人材を江戸に集めて天下の政事を公共にするを第一の急務となし、なほ「右之條々御改正に相成候へば江戸内の人數十の六七は省可ㇾ申、將又天下列藩無用之費一時に相改り、今日之大貧國を變じ大富國と相成候は三年を不ㇾ待して掌を返すよりも易き事に有ㇾ之候」とて、當面の改正案八條を擧げてゐるその中に「諸大名以來は一年に百日之在府にて、往來は出陣の格にて參覲之事」なる條があるのを見ると、既に十年前から小楠の腦裡に練られてゐたと見える。

かくて此の英斷によりて諸侯の被る恩惠は甚大であつたが、一方にはこれを以て幕府の妄

計なりとする者も尠く無く、中でも喧しく論じ立てたのは安井息軒・芳野金陵等江戸の儒者連であり、又尊攘派の志士・浪士は幕府も遂に諸大名の人質を返さゞるを得なくなつたと嘲笑した。右安井・芳野等の矢釜しく云つたのは「江戸に大儒も少く無いのに肥後から横井の如き田舍學者を登庸して幕政に容喙せしめる」ことを不快とした感情も伏在したらしい。蓋し參觀制度改革の趣旨とする所は前述の如く之に依て諸侯の窮乏を救ひ國防の充實を圖つて非常の時局に當るにあつたが、此の大處高處より發した精神を解せずして、却つて此の爲に幕府の衰滅を早めることに成つたと非難する者も往々ある。併し此の事が無くても幕府の頽勢は既に廻らす可からずであつて其の衰滅の原因は寧ろ他に多くある。單に此の改革のみを以て其の功罪を決するのは早計ではあるまいか。



次に將軍の上洛は寛永三年三代將軍家光の上洛後二百餘年絶えて之を行はなかつた所、小楠が「國是七條」の筆頭に「大將軍上洛して列世の無禮を謝せよ」と掲げたのは幕府がこれ迄朝廷に對する不臣僭越の罪を悔悟し尊王の誠を致さない限り、表面如何に公武の一和を望んでも無駄であるのみならず遂には天下の大亂を招くべきの勢にあるので、諸政の改革の如きは寧ろ第二・第三の事であるとの考からであつた。然るに幕府内には之に反對する者が少くなかつた。其の内には或は上洛に要するが如き莫大の費用を支辨すべき餘力があるならば寧ろそれを軍備に向けるべしと爲すものあり、或は將軍上洛せば如何なる綸言が出づる

やも測られずとてそれを恐れるものあり、又過激の徒が跳梁する今日其の道中すら懸念であると云ふものもありて、後見職と總裁職とが代つて上洛してはとの意見が多かつた。

幕政に與るや先づ將軍の上洛を建言した春嶽は其の因循姑息を責め本末顚倒を論じても一向利目が無いので頗る不滿であつたが、八月廿七日小楠が岡部駿河守を說いて漸く悟る所あらしめ、次いで閏八月一日板倉閣老が自ら小楠に會ひ其の說に感服して以來幕閣の空氣は大いに變つて、同月十一日板倉閣老は更に小楠を招き、岡部駿河や淺野・伊賀の兩大監察も同席の上で議を練るに至つた。小楠は其の席に於ても亦將軍の上洛がなくては公武の合體も望まれず開鎖の國是も定まらぬから之が先づ幕政の根本義である所以を力說し、猶上洛の際は家康が創業の始一年に兩三度も上洛した振合に倣つて太平の文飾を省けば宜しい。さうすれば一には國帑の經費を減じ、二には質素簡易を天下に示し、三には太平の迷夢を貪る幕臣達を警醒する効があらうと論じたので、何れも之に同意するに至り、遂に明年二月朔日を以て將軍出發の期日とする議さへ粗纏まつた。

慶喜、小楠の識見に敬服

翌十二日に小楠は一橋邸に伺候した。彼が慶喜に謁したのは之が最初であつたらうと思はれるが、此の日も岡部・淺野兩人同座で小楠は時務の意見や將軍上洛の必要を述べた。既に岡部や大久保を通じて小楠の識見に敬意を表してゐた慶喜は目の當り其の議論を聞くに及んで愈〻感服し、退去しようとする小楠に今後は時々來邸する樣にと言つた程であつたが、『續

再夢紀事』の翌十三日の項にも慶喜は春嶽に向つて「昨夜横井平四郎に對面せしに非常の人傑にて甚感服せり。談話中隨分至難を覺ゆる事柄に尾鬣を附て問ひ試むるに聊澁滯する處なく返答せしが、いづれも拙者共の思へる所よりは數層立登りたる意見なりし云々」と記してある。本來容易に人を賞めぬ慶喜も小楠には餘程敬服したと見える。

小楠の持論着々行はる

かくて遂に幕議は一決し、九月七日を以て明年二月を期して將軍上洛の事を正式に發表して朝廷にも奏聞した。是に於て參覲制度の改廢と將軍上洛の二大問題は落着したが、此の間爾餘の諸改革も着々實施された。繁文縟禮を廢して總べて實に就くの趣旨から服制の改革・諸行事の改廢或は進獻物の廢止等も行はれ、又職制を改めて冗員を省くと同時に人材登庸の道を開く等何れも小楠の持論に發する所である。なほ軍制や學制の上にも大いに面目一新の計畫が立てられたが、直接間接小楠が其の樞機に與つた事は記す迄もない。

生麥事件

以上專ら春嶽の提出した幕政改新問題の成行を叙述したが、茲に附記すべきは春嶽が其の問題に對する幕府老中等の因循なる態度に憤慨して引籠る二三日前に發生して少からず幕府の有司を惱ました生麥事件である。該事件は上記勅使大原重德が其の任務を果して歸京することゝなつたので、其の差副たりし島津久光は之に先だちて八月二十一日江戸を出發し、其の日七ツ時比(午後四時)武州生麥村に差懸つた際、英國人男女四名が其の行列に對し無禮があつたとて、久光の從士が其の中の一人を殺し二人に負傷せしめたのが發端だ。その報に接

した神奈川奉行たる阿部豐後守は取敢へず其の組頭を遣はして下手人の穿鑿を命じ、且つ事の落着するまで滯留すべき旨を諭したが、久光はそれを聞かずして通り過ぎ、幕府も亦薩藩に氣兼ねして咎める樣子もなかつた。それを見た英國人は甚だしく憤怒し同國代理公使は屢、幕府に交渉したが幕府は一時逃れの言譯をなすのみで要領を得ないので彼は本國政府の訓令を乞ひ、翌三年二月軍艦數隻を率ゐて横濱に入り來り最後の照會狀を發して幕府に對しては償金十萬磅を要求し、薩藩に對しては速に兇行者を索めて之を刑し、尙死傷者に對する弔慰料二萬五千磅を出さしめるべく嚴談に及んだ。幕府は後遂に償金を交付したが、薩藩は其の要求に應ずるの色なきを以て、同年六月英艦七隻鹿兒島灣に入りて戰鬪を開いた。其の戰後同年九月に至り幕府は金を薩藩に貸して英の要求する弔慰料を拂はしめて漸く該事件の落着を告げたが、薩藩は遂に下手人を出さずに頑張り通したのである。

此の事件勃發の日春嶽は政事總裁職の立場から小楠及び執政其の他要路の人達を自邸に召集して評議したが、事外國に關する上は大公至正の條理を以て處置せずては春嶽の職掌上瑕瑾となるべければ、まづ指當り久光を引留めて早々下手人を指出すやう命じ、若年寄・老中を横濱に派して英夷の情實を公平に聞糺し、閣老一人勅使に指添ひ上京して薩藩士暴行の次第を言上すべきことを決した。『再夢紀事』に據ると左の通り。

廿四日、今朝は御不快之趣にて御斷り御登城不レ被レ爲レ在候得共、卽今之形勢御放擲可レ被レ爲レ在樣も無レ之

に付、早朝岡部駿州被仰遣御申聞候趣は、此度之薩件三郎(久光)敬上之念慮あらば神奈川又は程ケ谷邊に逗留家來解死人探索兎角之御指圖可相待筈之處、濫行を其儘に後難を幕府に委し事も無氣に歸國致候義國憲におゐて忽せにすべき儀に無之、ケ樣之儀を此儘に被成置候ては今後之御威令も難被行候間早々旅行御指留其驛に控へ居解死人指出候樣不被命候ては天下へ對し外國人へ被對御威信立申間敷との御見込、專ら攘夷之御沙汰有之折柄此件今後如何可相運哉難計、時宜により指縺れ候へば以之外成内亂とも可相成儀候へば閣老一人勅使一處に上京にて今般之事情委曲及言上、所司代も無之事候得ば直樣滯在此表より注進之次第も追々申上、且攘海襲擊の氣遣ひも有之候へば京師御警衛之儀も惣て朝廷へ相伺ひ指揮有之樣に無之ては　御尊奉之御趣意も御行屆無之、珍事到來之折柄　御手薄にて相濟不申候間不取敢上京可然との御見込之兩條を被仰聞、早々御評議有之樣との御儀なりし由。

當時幕閣は薩藩を惡みつゝ、而も之を畏れて腫物を扱ふ如き態度であつたので、强硬なる春嶽の意見は採用されずに慶喜の勿事主義が行はるゝ一方、久光は無遠慮にも其の旅行を續けて歸國して仕舞つた。此の事件の解決に最も必要なのは下手人を出すことで英國公使も荐りにそれを要求したが、薩藩は中々それに應じようとせぬ。英國の方からは頻々と迫つてくる、中に立つて困つたのは幕府であつた。板倉閣老は既記の如く閏八月一日に幕政革新につき小楠と對談した其の席上に於て此の事件をも話題に上せ、薩藩が遂に下手人を出さぬ時は如何にすべきであらうかとて如何にも困抜いた顏色で小楠の意見をもとめた。

生麥事件に關する小楠の意見

それに對して小楠は、世の中の事はそんなに案勞ばかりしてははじまらない。つまる所何事も條理に基づいて處理すれば仔細はない。事ある毎に先づ利害に着目して程よい處で始末を着けようとするので容易に解決する事でも却つて困難に成るのだ。此の事件でも幕府では薩藩に下手人を出させるのが條理で薩藩では出すのが條理だから、幕府では何處までも薩藩に出さずに居れないやうに仕向けるのが宜しい。それでも猶出さぬ時にはその出さぬに就いての條理があるであらう。最初から若し出さぬ時は如何すべきか抔と心を勞するのは愚である。又それが爲に薩藩が上洛して姦計を行ふのではないかとの懸念もあられるらしいが、此も果して彼がそれを行ふとすれば又その行ふに就いての條理があらうから、今より彼是懸念するも無益であると云つてゐる。

閣老は更に薩藩が若し下手人を出さずに時を移す場合、外國より難題を持込むのであるまいかとの問に對して、小楠は若し適宜の處置を取らずにゐて暇取る時は抗議もあらうが、それに手を盡くしてゐて時が懸つたとて何の仔細があらう。若し先方がそれを悟らずに難題を申し出る樣な事があらば當方の事情を有のまゝに知らせるがよい。さすれば彼も必ず納得するであらう。かゝる事を徒に案勞するのは今も言つた如く無益の至りで諺に取越苦勞と言ふものだと答へた。

板倉閣老も之を聞いて胸襟初めて豁然としたとて大いに悟る所があつた。然るに薩藩で

は幕府の命に應ぜず其の後も尙下手人を出さない。幕府內部にも種々異論があつて再三閣議を開いて對策を講じても容易に決しない內に英國への回答期限は次第に切迫した。同月廿九日春嶽は自邸に岡部駿河守・淺野伊賀守・小栗豐後守等を招き小楠も其の中に加へて評議した。小楠は此の席に於ても、若し下手人を出さなければ全國に禍害の及ぶ可き事は薩侯として知らぬ筈は無い。又堂々たる薩藩主が一藩の故を以て天下の禍を好む譯も無い。さすれば幕府は此の理を說いて幾回でも督促すべきだ。薩藩にして數十回數百回催促しても尙應じないならば其の時は又別に處する道があるであらう。それを僅かに一二度催促したのみで薩藩が最早下手人を出さないだらうか抔と案勞するのは取越苦勞に過ぎないではないかと事もなげに述べたので、何れも之に服した。春嶽は其の後の幕議に於ては小楠の說を主張した。

然るに由來薩藩は一筋繩ではいかぬ代物である上に、今回は當初から下手人を出す心はなかつたので遂に上記の如き成行で事件の落着を見たのである。それは兎に角、上記小楠の條理論は萬事に於て術數を排して公明なるべしとの彼の持論の發露であるが、これは彼が所謂神知靈覺混々として盡きざる泉の如く卓越せる意見となり明快なる決斷となりて機に臨み變に應じて些の澁滯もなく處理するの手腕の持主なればこそで、彼にして初めて成るものは成り成らぬものは成らぬに從つて困る事なく無理をせずに濟ます主義も通るのである。而

小楠を幕府の奥詰に登庸せんとの議あり

も彼は又其の意見を他人に注入することに於ても卓越してゐて、如何なる相手に向つてもそれを理會せしめ同意せしめ感服せしむるの伎倆を持つてゐた。生麥事件に於てもさうだが彼の幕政改革意見は幕府の要人を風靡し、幕議を動かす許りでなく幕議を一決せしむるに至らしめたことは既記の通りだ。

慶喜及び春嶽が起用され萬民は天下の一新此の時と拭目してゐるに、幕閣にては春嶽の提出した幕政改新意見を採用するに遲疑の色があり、春嶽はそれを快しとせず引入つた其の數日後の八月二十七日小楠が岡部駿河守と會見し春嶽の意見につきて述べたる議論が其の日直ちに岡部によりて營中に齎されると、慶喜はじめ閣老等一同いたく小楠の卓見に感服したことは既記の通りだが、其の時からして彼等の間に小楠を幕府の奥詰に登庸しようとの議が持上かつた。幕府には必ずしも人物に乏しくはあるまいのに此の議が起り、而もそれが日頃因循勝ちな板倉周防守・水野和泉守兩閣老によりて熱心に主張せられたさうだ。之を見ると如何に小楠の達識が彼等を動かし且つ敬服せしめたかゞ分る。左に記する慶喜より春嶽に寄せた書面は其の模様を如實に物語つてゐる。

御不快如何に候哉委敷奉レ伺度候。偖今朝駿河事平四郎に面會段々噺承候處一々尤之事にて深く感心致候由にて、於二御用部屋一一同承り何れも同意に御座候。平四郎申聞候第一ケ條參覲等之義、大小御目付等にて評議之處何れも感服同意之由。尤參覲之事は先頃御目付より申出候事も有レ之候由故別て一同悦申候。於二越中・

破格の拔擢

駿河一御用部屋にていろ／＼評議も致候得共、詰る處右等之條如何にも尤にてよき事とは乍レ申、只其一二ケ條のみ共通り被二仰出一候ても外々之御處置振不レ宜候ては何之詮も無レ之に付、和泉・周防(周防は別て)申聞候には、右平四郎事右邊へ被二召出一、御改革之御相談被レ遊候はゞ實に天下之御爲め無二此上一と兩人も強て申聞候故、越中・駿河へ申聞候處兩人共大悦之樣子有レ之候。於二越中一申聞候は被二召出一候御役名如何可レ致哉、又高抔は如何程にて可レ然哉抔及二評議一候處、素より非常出格之事故如何程にても可レ然、名目は奧詰と被二仰付一、御前へも罷出、御用部屋は勿論時々罷出候樣相成樣に致候。素より先規に不レ拘樣可レ致趣意に大意相決候得共尊慮如何可レ被レ爲レ在哉奉レ伺候。明日御登營に候はゞ重疊、若左も無レ之候はゞ委細明朝登城前迄に被二仰下一候樣奉レ願候。前文之次第實に宜候はゞ一兩日之內に被二仰付一候積に有レ之候。兩三日は先少々手すき故何分にも此處にて御變革被二仰出一候樣致度御座候。平四郎論には御用部屋一同屈服之事に御座候。何も此段申上度如レ斯御座候。以上。

八月廿七日　　刑部卿

春嶽樣

尊下

再白不二相替一文言認不レ申候。以上。

右は小楠が八月二十七日岡部駿河守に面談した其の日の書簡だが、之に據ると「平四郎論には御用部屋一同屈服の事に御座候」とあつて小楠の識見には閣老諸有司全く參つたと見

え、又登庸しての支給方につきても「非常出格の事故如何程にても可ㇾ然」とあつて非常な意氣込だ。將軍後見職からかゝる懇望を受けては春嶽も心竊かに誇を覺えたであらうが、一介の陪臣たる小楠に取つては實に破格の拔擢で無上の光榮を感じたことであらう。

右書面を受けた春嶽は「横井御請に及ぶべきや否や覺束なく思はれし故、豫じめ本人の意見を尋ねられ然るべき旨を返答せられたり」と『續再夢紀事』にあるが、其の返答書は見當らぬ。然るに此の登庸に就きては右慶喜書面の日付の翌々日(二十九日)岡部駿河守が春嶽を訪ひての談話中に小楠は此の件に關して大久保越中守の勸誘(二十八日)に應ぜざりしのみならず、勝海舟に之を未發に防いで貰う様頼み呉れよと中根に依賴したとある如く(本篇五八二頁)深く慮る所ありて―中根は小楠の心事を看破して「到底二君に事ふる事は彼の爲さゞる所」と云つてゐる―固く之を辭退したので、幕府は小楠の決意の堅きを知ると倶に寧ろ其の心事に感服して登庸の事を思ひ止つた。なほ此の間の消息の一班は小楠が閏八月八日付にて宿許に寄せた書狀(遺稿篇「書簡」一三〇)中の左の一節にても窺はれる。

此許日夜多用は相替り不ㇾ申、中々非常之折柄にて、格別心配仕事に御座候。御側衆・大御目附初御役方追々咄合等誠に寸暇無㆓御座㆒候。其外御老中へも罷出申事に御座候。此頃は　幕庭へ被㆓召出㆒候筈に御議定に相成、春嶽公丁度御引入にて有ㇾ之候間、(右カ)大議定御窺に大御目附被㆓罷出㆒候處、其前に様子ほのかに相聞へ居候間必死に御斷申上候覺悟之次第春嶽公に申上置候間、大御目付へ十分御斷に相成、此上にも是非共召出候事

に候へば横井は嚴斗覺悟罷在候段迄御咄合に相成候間、廟堂上にても重々尤之筋と却て感心に相成候趣にて、此一件は存念通りに治り候て先安心仕候。

一時借受の議起る

然るに非常の時局には非常の人材が必要なので、小楠の固辭により其の登庸を思ひ止つてゐた幕府では再び一時細川家から借受の形式にて彼を起用するの議が起り、將軍及び後見職以下幕府當局の彼を遇するに如何にも手厚いものがあつた。遂に彼は之をも辭退するは情に於て忍び難かつたと見えて、閏八月廿五日付宿許宛の書（遺稿篇「書簡」一三一）中に其の事情を左の如く語つてゐる。

私事被召出候儀御斷申上候事は先便に申上候通りに御座候處、（八月十五日より罹つたコロリ病のこと）病氣之前又々模樣打替り、根より御こぎ上けは御無理にて、御用中當分御當家より御借り受被成候筈にて、丁度只今越前より御借受同樣之御取あつかひと申御内意御座候。是なれば御斷も出來不申と先罷出不申ては難叶次第と相心得申、則委細龍ノ口御家老手許に申入置候間此節之御便には御手許にも申越候事と被存候。然し病氣後は何事も春嶽樣より御遠慮にて御申聞無御座候間此節如何成り行候哉承知不仕候。い才は次之御便には相分り可申候。

右も辭退

小楠は右の如く報じてはゐるが、結局一時登庸の事も辭退する事となり、それが聞き入れられたとて、九月十日付で宿許への書面（遺稿篇「書簡」一三二）中に「私御やとひの事病後早々も被仰付候御模樣に御座候處、此頃尚又達つて御斷申上候へば御聞入れに相成り當分安心仕候」と書いてゐる。

小楠登庸の件につき肥後藩重役の書簡

尚小楠の登庸問題に關して當時江戸詰の肥後藩家老沼田勘解由・同松野

亘から國許政廳へ報じたものに次の様な一書がある。之を見ると小楠登庸につきての經緯や彼がそれを斷りたる心事がよく分る。

以二別紙一申達候。今度横井平四郎儀出府候付ては春嶽樣より幕政向之儀をも御內輪御相談有レ之逸稜御爲合に相成、兼て大久保越中守樣など春嶽樣御懇意に被レ成候御方にて平四郎樣子も御承知に相成追々被二召呼一御同方より大御目付岡部駿河守樣えも平四郎事御咄に相成右同樣被二召呼一、方今之御事體に付て段々御咄申上候趣、不レ怪御感心之餘閣老方え平四郎拔群人材之事御賞譽有レ之候由之處、當時於二廟堂一御人を被レ缺候砌右樣之人物は何卒公義え被二召出一度との御咄合に相成、其末大久保樣より平四郎へ段々御咄之內右之趣少々御口氣も出申候由之處平四郎儀甚以當惑に及、得斗勘考をも可レ仕旨申上其座引取、自然は春嶽樣よりの御吹擧にても可レ有レ之かと內々相伺候處、春嶽樣えは一向御承知も不レ被レ爲レ在との御事に付、平四郎より申上候次第は大久保樣御咄之趣御慰勞之譯にて候得ば子細も無二御座一候へども、平四郎事は細川家之御家臣にて從來御恩義をも蒙居、萬一從二公義一御扶持等被二下置一候樣之儀も御座候ては實に本意を失候次第、其上抜藝を以被二召出一候御例は可レ有レ之候得共平四郎身分においては左樣之筋に無レ之、專節操を尙び不レ申て難レ叶儀に御座候處、自然右樣之御沙汰も有レ之、御請不二申上一候得ば公邊に對し不都合に相成御請申上候へば御國に向ひ難二相濟一、進退差迫直樣覺悟仕候外無二御座一段屹と申上置候由之處、岡部樣外御用筋も有レ之春嶽樣え御出に相成平四郎被二召出一之一件既に廟議相決、柴野彥助などの先例を以夫々御取しらべ相濟、御辭令迄も出來致居候哉にて春嶽樣へ御相談に相成候處、平四郎存意之趣はケ樣々々之次第に付迚も御請可二申上一

御見込に無レ之段委く御咄に相成候由にて、岡部様にも至極尤に思召、右之次第於ニ廟堂一猶御咄合有レ之候處閣老方を初皆々御感心にて右之廟議は相止申候由。尤向後も閣老方其外所々より御咄に被ニ召呼一儀は可レ有レ之趣に御座候。前文之儀付は、春嶽様より酒井十之丞を亘御小屋へ被ニ指越一內分御懸合之趣も有レ之候付、平四郎を御小屋へ招き承合候處、右段々之次第にて無ニ異儀一相濟候段委致ニ演述一候。右之趣は御序を以御內聽にも御達可レ被レ遣と存候。以上。

閏八月十九日　　沼田
　　　　　　　　松野

惣連名殿

尚々本文十之丞を以御懸合之趣は平四郎儀從ニ公義一御借用に相成候か、又は可レ被ニ召出一哉之御內議有レ之候由にて、亘存寄をも內々御尋之御模様に付、平四郎身分右様之御取扱に相成儀冥加之事には御座候へども、陪臣として廟堂之御議に携候躰之儀何程に可レ有ニ御座一哉且は二姓に事へ候氣味も有レ之彼是於ニ平四郎一は如何計心痛可レ仕、何様其身安不安之境得斗御聞糺、存意相立候様之御配慮奉レ願度との趣申述遣候處、平四郎御返答振も專ら心操に出先は致ニ暗合一都合能落着に至申候事に御座候。此段も卒度得ニ御意一置申候。以上。

細川家に對する心操と敬意

右によると小楠の細川家に對しての心操と敬意とは十分に分る。同家重役も從來兎角小楠を危險人物として扱つてゐたが、今度といふ今度は彼に好意を表したことゝ思はれる。小

楠が細川家の臣として幕府に對し斯く迄有用の人となつたことは同家の誇であると倶に又多大の便宜をも得たのである。元田は上掲の書（本篇五七三頁）にも天下御一新の盛典を見得るのみならず、此の後は小楠から機密の模樣も伺取る事の出來るのを思ふと、實に好き時節に出府したものだと歡んでゐるが、彼以外の同藩士中にも小楠から幕庭の內狀を聽知して國許に報知する人達が少くなかつた。元田の『還曆之記』に左の如き一節がある。

七月幕府勅を奉じ、一橋慶喜公を後見職と爲し、春嶽公を總裁職と爲し、政事大に改正する所あらんとす。乃勝麟太郎・大久保（一翁當時の名不詳大久保越中守と云）永井玄蕃頭等皆擧る。横井先生は春嶽公の師を以て總裁の內議に預る。時に幕府に召用の內撰あり、先生之を聞て忽に藩に遁歸せんと決す。幕議此意を知りて止めり。此時諸侯隔年來覲の期を弛めて國內の安撫に力を專らにせしめ、其妻子の江府に質たるを解て國に就て安堵せしめ、幕吏登城の裝具を簡易にして華美を除き、來春を期して將軍上洛三百年以來の廢典を起して君臣の禮を正す等、皆事の大なる者先生の建議する所居多なりとす。幕府積年の大弊を一時に改正する實に非常の大難事にして、斯く迄速に實務の擧りたるは先生の苦心、其力も亦大なりと云ふべし。然ども天下將に崩れんとするの勢になりては幕府措置する所天下議論の赴く所に先んずること能はず、所謂善者ありと雖ども如何共すること無きなり。若し此改正をして井伊大老執權の前に在らしめ、余等持論の如く將軍の世子は一橋慶喜公に定め、水府老公を以て輔翼と爲して天下有志の心を收め、然る後皇國の大道に復し、大祖の訓に則とり日月星の天に在るが如く皇化を布及するの國是を以て開國交易の條例を立て、內政を修め外交を制し、尊

王の誠心其究竟する所は覇權を收て之を　王政に復し、將軍謙退の實　朝廷寛仁の德振古無比ならしめば、薩・長・土の武力を假るに及ばず將軍朝敵の名を被らず、外國の條約は改正の勞を費さゞるのみならず、其權初めより我に在りて、皇國の大勢遂に今日（明治十八・九年を云）の上に出でんこと萬々疑ふべからず。是當時溫厚大夫・小楠先生と講學して余が看得して自信する所の經綸、嘗て粗燈下問答の書に記して而して其終に行はるべからざるは是天也。此時吉田平之助江府留守居たり。余が横井先生と親交なるを以て余を介して先生に會し幕府の內議を聞知することを得たり。長谷川・都築亦先生に相會せんことを求む、余又中に居て相周旋す。相逢へば則天下の形勢を談じて共に胸襟を披き、或は杯酒淋漓歡を盡して歸る、是皆一時の盛會なり。

## 四　尊攘派の跳梁　破約攘夷說

幕府が大原勅使等の東下を迎へて其の御請に躊躇してゐる間に京都の情勢は著しく變じつゝあつた。卽ち其の一行が江戸に着するの前日―六月六日―それまで在府してゐた長州藩主毛利慶親は恰も此の一行を避けるかの如くに江戸を發して道を中仙道に取つて上洛したが、長藩は此の時を轉機として前年來航海遠略策を以て公武周旋運動に乘出してゐたのを一變して忽ち攘夷の急先鋒となつた。

長井雅樂の活躍

抑〻公武合體・開國遠略策は長藩直目附長井雅樂の提唱に係り、其の要領は今日我が國に開國

鎖攘の論が囂しいが、それは要するに枝葉の問題で、根本は日本國體の美點を發揚するにある。それには朝・幕對立することなく公武一和して國力を伸展せねばならぬ。されば此の際朝廷は先づ鎖攘の說を捨て幕府は尊皇の實を示し相賴り相助けて行くべきだ。元來攘夷は日本建國の精神に一致しないから天照皇大神の遺訓に基づき天一日の照臨する所は悉く知食すと云ふ開國遠略の皇謨を定め國威を海外に宣揚しなければならぬ。朝廷にして此の意を以て幕府を督勵せられなば幕府は喜んで之を奉じ公武一和立所に成り富國强兵五大洲を壓倒せんことと期して待つべきだと云ふにあつたが、何方かと云へば幕府の肩を持つたもので佐幕的公武合體說と云はれてゐる。雅樂は文久元年五月以來藩主の命を奉じ京都と江戸の間を奔走し此の說を持して大いに運動する所があつた。彼の雄辯宏辭には朝廷も幕府も動かされ、特に久世閣老の如きは最も彼を信賴し、依りて以て朝・幕の間を彌縫せんとした。其の結果幕府も遂に雅樂の周旋運動に倚賴することになつたので、彼は翌二年三月愈〻上京して朝廷に建白する所あつた。然るに此の時は最早京攝の間には尊攘派の志士・浪士が雲集し堂上と氣脈を通じて畫策しつゝあつたので機運は既に已に先走つてゐた。されば廷議に上された雅樂の建言には反對の聲囂々たるのみならず幕府の意を迎ふる奸策なりとて非難の的となつた。剩へ朝廷より毛利世子定廣へ、文久元年以來雅樂が朝廷に建言した書面の中には「謗詞似寄之儀」があつて御上にも安からず思召すとか、又開國航海は叡慮に及び難しとかの御沙

長井の信望地に墮つ

汰があつて、動もすれば長藩は朝廷に對して不首尾を來す虞もある上に、藩内で長井の運動に頗る不平であつた吉田松陰社中の久坂玄瑞等の急進派は長井の說は幕府に媚びて攘夷を妨げる俗流の論で、之を吹聽しては長州の勤王が妨げられ藩に取つては此の上もない恥辱だと主張するのみならず、薩藩―島津久光は大兵を率ゐて上京し勤王的公武合體論を主唱し、場合によりては直接行動にも及ばんとする氣勢があつた―に先んぜられさうな形勢となつたのに痛く憤慨して極力長井に反對し、其の處分をも迫るので、慶親は已むを得ず長井を江戸に召還するに至りて開國遠航を基本とする公武合體の周旋運動は全く頓挫して仕舞つた。

長藩の政策變更

かくて尊攘派の氣勢は愈〻揚り、六月には公武合體派で曩に和宮降嫁に力を盡くした内大臣久我建通・少將千種有文・中將岩倉具視・中務大輔富小路敬直の四卿や少將前の御局今城氏・藤式部富小路氏の二内侍等に對する排斥運動が志士の間に起つて四姦二嬪の聲が喧しい。毛利慶親は七月二日着京して見ると、途中にて聞かされて想像したよりも京洛の天地に漲る尊王攘夷の空氣の濃厚さに驚いた。此の實際を目擊した彼は京地に於ける其の勢力を挽回して薩藩に後れぬ爲には從來の看板を塗替へて朝廷現今の主旨である攘夷一點張りに順應するの外なきを悟り、是迄の政策を變更して斷然長藩の立場を一新することに決した。乃ち彼は朝廷に向つて長井雅樂建白の却下を請ひもするし、破約攘夷の方針を以て周旋せんことをも言上したので、同月二十七日には東下周旋の朝旨を拜するに至つた。そこで折柄在京中の

世子定廣を江戸に下し、慶親自らは京都に踏止まり、東西相呼應して朝・幕の間に周旋することになつた。



以上の如く方向轉換をなした長藩は世子定廣の東下に際し豫め朝廷の意見のある所を確め置く必要を感じて八月二日伺書を提出した。それは假條約破棄・安政條約調印者の處分・赦令問題・防備整理・伊勢京都警備・將軍上洛につきての六ヶ條よりなるが、朝廷は其の質疑に對し一々附箋して之に答へられた。其の中假條約―ハリスの安政條約―の破棄に關する質疑と附箋とは左の如くである。

(伺)戊午三月二十日の勅諚に往年下田開港の條約不容易とは被仰出候得共、同月二十六日閣老へ御渡相成候御別紙に下田條約の外、御許容不被遊節は自然及異變候も難計と有之候に付、下田條約通りは、御不本意ながら御許容被遊候御事と奉窺候。就ては假條約の儀も御破却に可被仰付叡斷にて可有御座哉と奉存候。

(附箋)下田條約尤不被爲好候得共既以前於關東爲濟候上言上有之歎思食候處、重て假條約數ヶ條上言に被驚思食、二十六日御別紙之旨無餘儀被仰出候儀にて勅許にては無之、其後自關東言上御約定等追々轉々に相成、一昨冬(萬延元年)七八ヶ年乃至十ヶ年中には必定可有拒絶堅固御約定に候。且又蠻夷追々驕傲猖獗、下田條約頃と同日の論に無之以の外の儀、到當時條約に被宥可然とも難被仰出、假條約は御破却御拒絶被遊度思召候。併是等國是重大の議猶衆議の後叡慮可被仰下候。

毛利は右によつて安政條約破却の言質を朝廷より得た。これが長藩の此の後の運動に重

大の關係あるは此の後の記事がそれを證明する。右六ケ條の伺書を提出した日に久坂玄瑞は其の意見書「廻瀾條議」を長藩主父子に上呈した。これは今贅しないが尊皇攘夷の一大宣言書で頗る强硬なるものであつた。長藩には佐幕派もあり、現狀順應派もあつたが、同藩の文久より元治に至る數年間の大勢は吉田松陰社中、中にも久坂一派の意見によりて指導せられたのである。德富蘇峰は長藩が上述の如く長井の開國遠航を基本とする公武合體から條約破却・攘夷鎖港を基本とするものに轉向した原因を其の著『近世日本國民史』に左の如く記してゐる。

長藩轉向の原因

抑も長藩が斯く迄極端に趨りたるは、何故であらう。それは長井雅樂の開國遠航を背景とする公武合體の周旋が、天下の志士に不評判であり、從つてやがて朝廷側の受けも面白からざる委となりたる爲め、それを一掃す可く、平生長井反對の吉田松陰社中等は勿論、藩の要人等も、前にも記したる如く、方向轉換の已む可からざるを認め、その爲めに、云はゞ曲れるを矯めて直きに過ぐるの狀態に立ち到りたるものにして、此中には對薩の競爭心も、幾分か加はりゐたることを忘れてはならない。即ち元來公武周旋は、長藩が魁をしたるに拘らず、長井の爲めに挫折し、却て後の烏が先となり、薩の爲めに致されんとするの位地に立ち至りたるを自覺し、それを從前の通りに引き戻さんが爲めに、故らに一歩數歩、薩に先んじたる强硬論を主唱するに至つたものと、推定す可き理由がある。

かくて毛利定廣は八月三日東下の途につき同十九日江戸に着したが、其の間朝廷では前述の兩内侍等は既に退けられ、四卿も亦廣幡・姉小路・三條等の急進派十三朝紳の彈劾を受けて蟄

公武合體派の勢力失墜・土佐勤王派の擡頭

居を命ぜられ尋で洛外に居を移されるなどの事があつて公武合體派は一時に其の勢力を失墜したに反して、尊攘派は朝野に其の威力を發揮するに至つた。加之土佐藩にては文久二年四月武市半平太(瑞山)を首領とする勤王派が是まで專ら政柄を握つてゐた佐幕派の巨頭吉田元吉(東洋)を斃して藩論を一變せしむると倶に中央にて大いに馳驅せんとし、同七月には朝廷より國事周旋の御沙汰を賜はつたが、彼等勤王派は長藩と同じく攘夷を標榜する所から、自ら長・土兩藩連合の姿となつたので尊攘派の氣勢に更に拍車をかけた。

島津久光歸藩

されば折角使命を果して閏八月七日江戸より歸洛した島津久光は朝廷及び近衞家からは十二分に其の功勞を認められたものゝ一般からは左程歡迎されなかつた。彼は幕府が既に慶喜及び春嶽を登庸し一意聖旨を奉體せんとしてゐる狀を上奏し、公武合體派の勢力を回復せんと計つたが到底意の通り運びさうにもなく、京都の形勢は寧ろ彼に取つては非なるものありて心平かならざる上に、生麥事件の後始末も捨て置けぬので、京都の穩和派が彼の在京を必要としたにも拘らず同月二十三日急ぎ歸國の途についた。

長藩の意氣込

島津去つて後の京都の舞臺は長州が主、土佐が副の姿で其の大勢を支配し、急激の議論は盛に行はれたが、毛利慶親父子は攘夷につきて閏八月十四日に左の旨の献白をなした。

大膳大夫父子においては追々被仰出候勅諚並御沙汰書之御旨全以破約攘夷之宸斷と奉ㇾ窺、皇國御持堅めの御良籌出ㇾ于此間歟と考定……最早列藩中決て勅文に泥み候儀も有ㇾ之間敷に付今更不ㇾ及

會議、斷然獨立にて盡力、乍レ不レ及皇國正氣御維持之寸補をも仕度父子決心罷在候。

之に對して、同月二十七日議奏中山忠能より毛利父子に左の通りの有難き御沙汰書を下附せられた。

先年以來被ニ仰出一候攘夷之儀　叡慮御決定之趣御良策出レ于ニ此他一間敷に付、斷然獨立可レ有ニ盡力一決心之旨言上先以　叡慮御符合深以御感悅御事に候。何卒抽ニ丹誠一周旋有レ之、公武を始萬人一致一和にて爲ニ神州一盡ニ精力一、早蠻夷拒絶に決定候樣幕吏え掛合之都合に相成候樣被レ遊度　叡願に被レ爲レ在候。此由可ニ申達一旨　御沙汰被レ爲レ在候事。

長藩要人の奔走

右によつて長藩の運動には更に活氣を添へ其の意氣込は凄じきものがあつた。啻に京都に於てのみならず上記伺書によりて廷議のある所を確めて東上した毛利定廣を始め其の輔佐役なる周布政之助・中村九郎・桂小五郎・小幡彥七等長藩要人の江戶に於ける活躍も亦目醒しきものがあつた。彼等は朝旨に從ひ破約攘夷—一に「卽今攘夷」—を以て縱橫に奔走して幕府を刺戟するので慶喜・春嶽を首として幕府當局は頗る當惑の體であつた。

幕府窮地に陷る

さうかうする內に京都の情勢は愈〻急迫して攘夷督促のため勅使再下の議が起り、多少議論はあつたが遂に三條實美・姉小路公知が正・副勅使として東下することになつたので、幕府は愈〻進退維谷まるの窮地に陷つた。と云ふのは、幕府は是迄朝廷に向つて開港は一時の方便・條約は暫定の假設で結局は鎖國攘夷であると上申し、特に和宮降嫁に際しては十年以內七八年以

後には必ず之を實行する旨を其の條件としてゐる。つまり攘夷の手形は幕府の名によつて振出してあるから幕府の存する限り之を不渡とする譯には行かぬ。そこに持つてきて長藩は上記の如き猛運動をなす上に至急攘夷を迫るべき勅使を迎ふることになつたので、最早從來の慣用手段たる一時遁れを弄するの餘地なく、開國か攘夷か腹を定むべき時となつたからである。然るに幕府としては攘夷の勅命を奉ずれば條約諸外國に對し、若し之を奉ぜずんば朝廷に對して正面衝突を覺悟せねばならぬので云はゞ死活問題であるが、その何れかに幕議を決することは勅使を迎ふる先決問題であつた。

幕議統一せず

處が此の焦眉の急なる問題を前にしながら幕議の統一は中々至難であつた。第一將軍後見職たる慶喜と政事總裁職たる春嶽とは同じく開國論者でありながら互に意見を異にした。卽ち慶喜は矢張り開國論を提げて攘夷論を說破せんと腹を定め、近く將軍上洛に先だちて上京するを機會に之を以て恐れながら朝廷の蒙を啓かんとの意氣込であり、春嶽は此の際は兎も角も勅命を奉じて條約破却の後、更に開國の蒔直しをなすべしとの意見であつた。『續再夢紀事』には文久二年九月十六日の項に左の如くある。

春嶽の開國論

營中に於て一橋殿近々上京せらるゝ事に決す。さて着京の上は開國の止を得ざる所以を　朝廷に言上せらるべしとの事なりしが、開國は公(春嶽)固より多年の持論なれど、從前の條約は一時姑息を以て取結びたるものにて國家永遠の計を立るため取結びたるにあらず。加ふるに　勅許を經ずし

て調印せし如き不正の所爲もある事なれば此際斷然此條約を破却し、天下を擧て必戰の覺悟を定めしむべし。さて此事實際に行はれたる上は天下の大小諸侯を集めて今後の國是を議せしめ、全國一致の決議を以て更に我より進んで交を海外各國に求むべし。果して斯の如くならば始めて眞の開國に進む事を得べしとの意見を立られたる場合なりし故、重臣等本日の閣議を開て議しけるは、方今開鎖の得失は、縉紳家にも了解せられし方々尠からざるよし、既に此頃長藩士某の言に、青蓮院宮に伺候せしに、地球圖を披らき、萬國の形勢を論ぜられたり云々ありしにても推し量るべきなり。然るに今更古めかしき開國說などを言上せられ、萬一其得失は固より詳知せりされど今日の如き姑息偸安の開國は望む所にあらずなどゝ仰せ出されなば一橋殿は何と答へらるべきや。假りに其言上を容れられたりとするも物議紛々たる今日なれば、此事よりして一層人心を激し或は外國人を暴殺し、或は其家屋に放火するに至るべきや測られず。若さる事となりなば容易ならざる國難なるべし。故に公は斯る輕々しき議には同意せられず、矢張此頃中決定せられたる意見の如く條約を破却し必戰の覺悟を定めしむべし云々の議を執らるべきなりとて、やがて其旨を公に申出たるに、公そは固より予の素志なり、されど內閣に於て發議する事は尙熟考の上にこそと申されたりき。

右春嶽の意見は無論當時に於ける小楠のそれで、本來の開國論を朝廷の攘夷論と一時妥協するも窮極の處は矢張り開國に一致するのである。春嶽は右の意見を「內閣に於て發議する事は尙熟考の上にこそ」と云つてゐるが、彼は其の翌十八日の夜之に關して小楠及び重役を集めて會議を開いた。

十八日今日も登營せられず。夜に入り執政・參政以下要職の輩を公(春嶽)の座前に集めて議事を聞かせらる。橫井小楠も同席せり。去る十六日重臣より申立たる必戰の覺悟を定めて云々の議をいよ〳〵內閣に於て發議すべしや否を討論せしめられしなり。かくて一同發議せらるゝを可としたれば、明十九日登營せらるゝ事に決せられたり。(續再夢記事)

春嶽登城・意見發表

右會議の結果として春嶽は翌十九日營中に於て其の意見を發表したるも異議ありて決せられざりしを以て、二十日にも又會議が續行された。

十九日、例刻登營暮時歸館せらる。此日營中に於て必戰の覺悟を定めて云々の意見を發せられしに一橋殿條約を破却する事は是迄心附かずて在りしが是は然るべき御考案なれば尙熟考すべしと申されたれど、閣老衆は條約を破却する事を始三事とも異議ありて決議に至らざりき。(續再夢記事)

連日の幕議未だ決せず

廿日、例刻登營暮時歸館せらる。此日西湖間に於て條約を廢し決戰の覺悟を定む云々の可否を諸有司に議せしめられしに、小栗豐後守異議を唱へ、政權を幕府に委任せらるゝは鎌倉以來の定制なり。然るに近時は京都より種々の御差綺ひあるのみならず諸大名よりも樣々の事を申立る事となり、夫が爲め已定の政務に變更を要する事あるに至れるは以の外なる政府の失躰なり。此上赫然權威を振はれざれば終には諸大名に使役せらるゝにも至るべしと申しゝかば、肥後守(松平容保)殿大に憤激せられ、京都の御差綺ひを拒みては尊　王の大義に悖り、外夷の屈辱を受けては國威を墜すべし。しかも大義に悖り國威を墜さば、幕府の權威何れの所にか振ふを得べきと申され、公(春嶽)も公共の天理に依らずして只管幕府の權威をのみ振はんとするは一己の私なり。故に己を忘れて議せざる

べからずと申されけれど諸有司(芙蓉の間)何れも服せず終に決議に至らざりき。(續再夢紀事)

以上によると幕府の議は容易に春嶽の條約破却論に決すべくもなかつた。一方長藩の要人は只管攘夷論を皷吹して目醒しき活動を續けてゐるが、同藩士小幡彥七は右閣議のあつた二十日の夜越藩邸を訪うて中根靱負に面會した。

長藩士小幡、中根に面會

夜に入り長藩小幡彥七來る。中根靱負面會して、近日營中に於て發議せられし意見の次第を物語り、さて開戰も一旦は必用なるべけれど後來どこ迄も鎖國にては富國の實を擧ぐるに難かるべし、此議は如何と尋ねしに、小幡一旦　勅旨を奉ぜられし上は勿論我より開國に及ぶべきなりと答へたりき。(續再夢紀事)

しかも彼等長藩士は中根ばかりでは足れりとせず、その翌廿一日小楠を訪うて談判を試みた。

長藩士小楠と談判

廿一日午後、長藩周布政之助・中村九郞・桂小五郞、常盤橋邸中橫井小楠の寓所に來る。周布等最初は何事か包藏する處ありて大に議論に及ばんとするものゝ如くなりしが、橫井胸襟を披らきて其見る所を吐露せしかば、周布等も同じく打解けたる談話に移り、さて貴所の事は從前聞き得たる處あり、又京師にても此節種々の惡評ありし故實は疑團なきにあらざりしが、今日謦咳に接し始めて疑團を氷解せりと申しゝ故、橫井亞墨利加贔負の評を受け世話に預り大に迷惑せりと答へたりとぞ。(續再夢紀事)

小楠は安政二年開國論に豹變してより肥後勤王黨からはひどく反目嫉視されてゐる。其

の黨と密接の連繫ある長藩士の小楠訪問には腹に一物あつて頗る殺氣を帶びたものであつたらしいが、機を見るに敏なる小楠に機先を制せられた氣味がある。此の時の會見につきて其の場に居合はせた内藤泰吉は左の如く物語つてゐる。

(九月カ)十月のある日、長州人周布政之助・中村九郎・桂小五郎の三人が先生に面會に來た。先生は直ぐに莨盆を提げて玄關に出迎へられ應接間で談が始まると、遂に激しい議論となり先生に斬り掛けん計りの語氣となつた。先生の傍には脇差があるだけである。俺は刀を執つて障子の外に潛み萬一彼等が手を出せば障子を蹴つて躍り込み先生の危難を救ふ積であつた。然るに何時となく笑話に變り、一同愉快な顏附で歸つて行つた。後で俺の行動を先生に密告したものがあつたと見え、立聽したとて先生からひどく叱られた。(北窓閑話)

長藩士更に春嶽と會見

長藩士の運動は賓師小楠からなほも進んで春嶽にまで及んだ。

廿三日夕八ツ半(午後三時)時長藩小幡彥七・周布政之助・佐久間佐兵衞・中村九郎・桂小五郎來邸す。(春嶽)公對面せられしに、小幡等過般藩主の伺ひ取りし叡慮は申すまでもなく京師にては搢紳家其他とも兎角攘夷ならずては適はざるよしなり。されば幕府に於ても速に其議に決せられたし。尤一旦攘夷に決せられし上更に我より交りを海外に結ぶべきは勿論なり云々申立し故、公、拙者は素より　叡慮を遵奉する決心なりとありしかば一同殊の外歡び、夜六ツ半(午後七時)時退散せり。(續再夢紀事)

會談は四時間に亙つてゐるが、「拙者は素より叡慮を遵奉する決心なり」との春嶽の答辯は、彼等長藩要人を大いに滿足せしめたであらう。然るに右五人の談中には「一旦攘夷に決

せられし上更に我より交を海外に結ぶ可きは勿論なり」とあり、又前記中根を訪問したる小幡彦七が、中根の問に對し「一旦勅旨を奉ぜられし上は勿論我より開國に及ぶ可きなり」と答へてゐるを見ると、長藩の運動は違勅の責ある安政條約を一旦破棄した上では更に我より進んで條約を結ばうと云ふにあつて、開國其の物を根本から拒否したのでは無く、又其の攘夷と云ふのも破約を申し込むからには如何なる難題を持込まれるかも知れない、其の時には一戰を辭せざるの覺悟が必要であるので其の萬一の場合を豫想した上での事で、外船と見次第擊攘しようとした天保以前の打拂令とは趣を異にしてゐるのであつて、其の破約攘夷說は所謂勇進的自主的開國論者なる小楠が國と國との修交は天地公共の理に基づき當然對等であらねばならぬ。外威に恐れて取結んだ安政條約の如きは之に背馳してゐると云へる其の論と必ずしも撞着しないのである。されぱこそ上記周布・中村・桂が小楠を訪問した際、小楠の襟懷洒然として開陳せる所見に對して渙然氷釋して引取つたのも首肯し得らるゝのである。

長藩士の破約攘夷說は春嶽・小楠の持論と撞着せず

上記春嶽の目前の對策として主張する破約攘夷說は、窮極の所では彼の年來の持論たる開國に到達するし、又長藩の皷吹しつゝある所も一旦　勅旨を奉じての後は我より開國に及ぶと云ふのであるから、春嶽はそこの道理を能く幕吏等に呑込まして　勅旨を奉承せしめようと力めた。彼は二十四日には岡部駿州を說くべく中根を彼の許に遣はした。

春嶽、中根をして岡部を說かしむ

廿四日、中根靱負を岡部駿州の許に遣はさる。當時長藩の主張する攘夷說を幕府の諸有司は一概

に暴論とのみ聞取り、過日周布政之助が岡部に面會して攘夷の議に及びし時の如きも、議遂に協はず双方とも不平にて引分れたりとの事なりしが、畢竟當時に行はれし攘夷の言たる國體の汚辱ともなるべき時に方りては聊顧慮せず干戈を用うるの覺悟を定め置くべしとの意なるを、諸有司は天保巳前に黒船と見受たらば二念なく打拂ふべしと布告せし意味とのみ解釋して、今日の時勢には行はれざるの説と思考せる故しか双方不平にて引分るゝに至れるなるべしとて、公(春嶽)深く懸念せられ、中根をして辯論に及ばせられしなり。（續再夢紀事）

中根は能く岡部駿州を說服したか否や其の邊のことは分らぬが、此の日春嶽は最も親しき間柄である山内容堂を訪うた。

春嶽、容堂を訪ふ

廿四日、例刻登營、退出より松平容堂殿の許にいたらせらる。歸館は夜五ツ時(午後八時)過なり。此節京師より内密申來れる事情あれば委はしく御物語に及ぶべしと申遣はされし故なり。此時容堂殿種々京師の内情を談話せられ、さて京師今日の形勢にては兎も角も幕府に於て攘夷の　朝旨は異議なく奉ぜられざるを得ざるべし。しかしこれを實地に斷行せらるゝは倚篤と　朝旨を伺はれし上萬全の策を立らるゝが肝要なるべし云々申されたりとぞ。（續再夢紀事）

上述の如く京都の舞臺に活躍せる尊攘派は長・土二藩である關係から、京都の內狀を熟知せる容堂は今日正面から攘夷の　勅旨を御斷することは幕府としては出來難き事情を篤と諒として右の如く春嶽に助言したらしい。之に力を得た春嶽は益、其の決意を固め二十五日慶喜を訪うた。

春嶽・小楠、慶喜を

廿五日例刻登營、七ツ時(午後四時)過退營より一橋殿の許にいたらせらる。歸館は夜六ツ半時(午後七時)なり。此日岡部駿河守・山口勘兵衛の兩人も一橋殿の許に會し横井小楠をも召し寄せられ、此程來公(春嶽)の主張せられたる攘々決戰の覺悟を定めらるべし云々の議を討論せられしが、一座粗同意を表せられたれど、條約を廢するは難事なりとの意見ありて決議に至らず、尙明朝登閣の上再議せらるべき約束にて各退散せられたりとぞ。(續再夢紀事)

更に閣議を開く

**評議は右の如くに終つたから、翌廿六日更に營中に於て閣議を開きてそれを續けた。**

廿六日、例刻登營、夕七ツ半時(午後五時)歸館せらる。昨日一橋殿の許に會して討論せられし件を、本日更に營中に於て議せられしが、今朝登營前松平長門守殿(毛利定廣)來邸せられ、去月廿七日京師に於て重臣を中山殿の邸に召出され夷狄拒絶の件を早々周旋すべし云々の書面(本篇六一〇頁參照)を下附せられたりとありて、卽ち其書面外に、毛利殿御父子より以前關白殿下へ呈せられたるよしの書面(本篇六〇九頁參照)を併はせて差出されし故、公(春嶽)携帶して閣議の際一橋殿を始め一座の方々に見せられたり。斯て本日の閣議に一橋殿は別に異議を立られず、昨夜の主意は隨分御尤の次第なればいづれ篤と詮議に及ぶべしと申され、板倉閣老は、到底行はれ難かるべしとの口氣、岡部駿河守は昨夜横井の申せる主意は恰も長藩の說に雷同するものゝ如くにて、過日來承りたる同人の持論とは大に相違せり、特に條約を廢せんとする說の如きは到底外國人をして承諾せしむるを得べからず、若强て承諾せしめんとすれば忽ち大亂なるべしと論じ、山口勘兵衛は登營せざりしが昨夜討論の際一橋殿粗其主意に同意を表せられし故、さては過日來上京の上は開國說を主張すべしとありしに適はず。しか摸稜の御意見にては、隨行して上京するも其詮なきのみならず如何なる迷惑を惹き起すべきや測りがたしとて引籠れるなりとぞ。

松平肥後守(容保)殿少しく原議を維持せんとせられたれど耳を傾けて聞く人なく、又今朝長門守殿より差出されたる書面の趣は一同殊の外不平にて、長州は功名を貪るため斯る書面を申くだし政府の妨碍をなすものなるべしと評せられたりとぞ。(續再夢紀事)

## 五　幕議開國に決す

幕議は上記の如く紛々として容易に決しない。春嶽は廿六日の閣議の趣旨は其の持論にも此の節の朝旨にも反するので、かくては慶喜上京しても目的を逹せざるは勿論異論朝野に紛起し終には天下の安危にも德川家の興廢にも關すべければ、最早登營せざるべしとて廿七日より引籠つたが、小楠も亦幕府の到底度し難いのを知つたので斷然春嶽に挂冠を勸めると倶に自己の感慨をも述ぶる所あつた。

小楠、春嶽に辭職を勸む

廿八日本日も登營せられず。今朝執政・參政・横井小楠等公(春嶽)の座前に出で、幕府近日の躰にては到底輔佐せらるべき目的なし。されば此際斷然御挂冠の御決心然るべきかと申上しに、公此方は已に其決心なりと申されし故、小楠賤臣が天下の爲め言はんと欲する所を過日來殘る隈なく申盡す事を得たるは專ら公の賜ものなり。其鴻恩いつの世にかは忘るべき、言の行はれざるは天なり云々申述て退出せり。(續再夢紀事)

春嶽辭職を決心

春嶽は愈〻辭職を決意したので翌廿九日小楠は越藩執政・參政等の重臣と相會して春嶽の辭

職内願書を草したが、偶〻慶喜の上洛が數日後に迫つてゐる今日卒然辭表を差出しなば廟堂に混雜を惹起し、或は慶喜の出發に支障を生ずるの恐もあれば其の出發後の方然るべしとの意見出でゝ、暫く辭表提出を見合はせる事にした。處が春嶽の引入を憂慮した大久保越中守は此の日小楠を自邸に招きて春嶽の意見につき質問する所あつた。

小楠、大久保に意見開陳

廿九日、横井小楠大久保越中守の許に赴く。大久保より面談したき事あれば來邸ある樣にと申遣はせし故なり。此時大久保去る廿五日一橋公の許にて、公(春嶽)の發議せられし必戰の覺悟及び條約を廢する等の主意に不絲を立種々質問したるが、横井決戰の覺悟を定むべしと申されしは元來現今の條約は外夷の虛喝に怖れて勅許を俟たず取結ばれたるものなれば實は不正の條約なり。故に斯る條約は廢せらるべし。さてこれを廢するには內地に據なき事情ある事を委はしく彼れに申入れらるべきは勿論なれど、彼或は承諾せざるべきが故に豫じめ決戰の覺悟云々申され、又諸侯を會同して國是を定むべしと申されしは前述の如く現今の條約を廢せらるゝにも、五大洲の形勢を察するに到底鎖國の舊套を守るべきにあらず。故に大小諸侯を會同して更に時宜に適する國是を議せしめ全國一致の意見を以て　朝旨を伺ひ、我より使節を各國に出して開國の政略を行はるべしとの主意なりし云々辨明せしかば、大久保大に了解して、さらば今日にても御持論の如く閣議を一變せられなば越公は舊の如く登營せらるべしやと申しゝ故、横井持論の如く一變しても矢張登營せずとありては越公の無理なり。越の君臣さる無理をいふべしとは思はれずと申しゝに、大久保しからば閣議の變更は拙者擔當すべし。越公の登營は貴下擔當せらるべしと申しゝ故、横井

承諾していよ／＼閣議一變せられし上は橋公より御書翰を以て條約を改むる事、諸侯を會同せしむる等すべて御同意云々仰遣はさるべく、又早々登營ある樣にとの趣意をも書添へらるべしと申しゝかば大久保承諾の旨を答へたりき。（續再夢紀事）

小楠の期待に反す

小楠は翌晦日登館して春嶽に謁し右大久保との對談の次第を報告し、慶喜から書翰が來たならば登營あるやうにと希望する所あつたが、慶喜からは來月三日出發上京の豫定は都合ありて兩三日延引したとの通知があつたばかりで、小楠が期待せる條約破毀・諸侯會同・春嶽登營希望等につきての書狀は遂に來なかつた。

晦日横井小楠登館して昨日大久保の許にて對談せし次第を逐一公（春嶽）に申上、さて廟堂一致御同意ありて橋公より書翰を遣はさるゝも矢張登營せざる道理はあるべからずと見込し故取敢へず越州（大久保）へ必ず登營せらるべしと答へ置たれば、此上橋（慶喜）公より書翰を遣はされたらば斷然御登營を希ふ云々申立しが、公此程來決心の旨ありし事故容易くは聽納れられず、橋公より書翰を遣はされし上熟考すべしと答へられたり。斯くて横井は橋公より書翰の來るを待請けるが此日は終に來らざりき。（續再夢紀事）

慶喜の堂々たる反對意見

それには大いに理由のあることで、慶喜は此迄明言こそしなかつたが春嶽等の意見には不同意であつたのだ。二十九日の會見に於て小楠から春嶽の意見を聽取し、幕議は自分で纒めて見ようと引受けた大久保越中は三十日の幕議に臨みて小楠の辯明した通りの意味を陳述して見ると、閣老等は別に異議を挾まなかつたが、意外にも慶喜からは左の如き強硬なる反對

意見が出た。

萬國一般天地間の道理に基き互に好しみを通ずる今日なれば獨日本のみ鎖國の舊套を守るべきに非ず。故に我より進んでも交を海外各國に結ばざるを得ずとの趣意を　叡聞に達する積りなるが、畢竟今日の條約たる最初阿部伊勢が鎖國の舊見を脱せずして姑息の處置に及びしより、續ゐて堀田備中・井伊掃部の輩其姑息を襲ひ遂に醜夷の虚喝に怖れて　勅許をも俟たず調印するに至りしものなれば不正といはゞ不正にもあるべけれど、已に取交はしたる上はこれを何とかすべきや。只萬國並に交通する外に致し方あらざるなり。然るに此節從前の條約は不正なれば破却すべしとの議あれど、是は內國人に在てこそしかいひもせめ外國人に在ては政府と政府との間にて取交はせたる條約なれば決して不正とはいはざるべし。故に假令我より談判に及ぶも共承諾せざるは鏡を懸て見るよりも明らかなり。又必戰の覺悟を定めしむべしとの議も彼れ我談判を承諾せずして兵端を開かばやがて彼れは曲にして我は直なりといふにあるべけれど、彼已に不正の條約とせざる上は却て之を破らんとするかたを曲としこれを守らんとするかたを直とすべし。若さもあらば諺にいふ水かけ論にて、其曲直は一定する期あるべからず。故に斯る事よりして戰を開らかば天下後世之を何とかいはん。假令我其戰に勝ちても名譽とすべからず況んや敗衂を取るに於てをや。又諸侯を會同すべしとの議も諸侯若時勢に適せざる愚論を申出なば如何はすべき、政府は却て說論の勞を執らざるべからず。是拙者が同意する事能はざる所以なり。且今度斯る意見を立しは已に幕府をなきものと見て專ら日本全國の爲めを謀らんとするなり。故に不正の條約なれば破却すべし諸侯を會同すべしなどいへる如く時論に苟合せんとするものとは

同日の論にあらず。拙者(慶喜)の決心已に斯の如し。此上春嶽殿にもあれ其他の人にもあれ意見あらば速に說破せらるべし。素より拙者の望む所なり。

右は大處高處より立言したる正々堂々たる意見だ。之を德富蘇峰は「正に是れ橫井小楠の口より發すべきほどのもの、それが却て水戶齊昭の子である一橋慶喜の口より出で來らんとは」と評してゐるが、如何にもさうだ。其の條約破却說に對し、條約は兩國政府間に取交はしたものだ。其の成立した事情の如何につきては國內にてのみ云爲すべきで相手國に對して云ふべきでないと論破してゐる所條理よく通りて一點の申分がない。開戰曲直の論も痛快であるし、諸侯會同を難ずる點も亦一說で「今度斯る意見を立しは已に幕府をなきものと見て、專ら日本全國の爲を謀らんとするなり云々」の最後の決意を語れる所は中々大きい。此の意見を慶喜から聽かされた大久保忠寬は橫井の說を以てすれば幕閣は勿論慶喜をも說破し得べき自信を持つてゐたゞけに、餘程案外で、而も斯かる壓力ある逆說法を受けようとは全く豫期しなかつたことであらう。

小楠、慶喜の卓見に驚喜す

既記の如く小楠は幕閣方面は大久保が心易く引受けたので、慶喜より春嶽宛に來書あるべきやう相談したのであるからそれを待つてゐたが遂に來ないので、晦日更に大久保を訪問して其の消息を質して見ると大久保から閣議の模樣と前記慶喜の反對意見とを聞かされた。無論大久保同樣案外であつたが今更の如く慶喜の卓見に驚嘆した小楠は自己の心境を述べ

て大久保邸を辭し、其の足で中根靱負を訪うて大久保より聞得たる次第を物語り、慶喜に對する眼識の及ばざりしを懺悔すると俱に春嶽への進言を依賴する所あつた。

横井、橋公の卓見と英斷とに驚き一時は物をも云ひ得ずてありしが、實は己れの平生見る所に契合せし故心竊に歡び、卒かに席を下りて橋公にさる卓絕の高慮あらせらるべしとも知らず是迄姑息未練の議論を進め、特に書面（此書面今見あたらず）をも奉呈せしは今更恐懼慚愧に堪へず。今より後外國に關する御處置には一切言を發せざるべければ從來の失躰は幾重にも御寬恕を蒙りたしと恭しく申述べ、さて越公（春嶽）は如何申さるべきか測られざれど此公も橋公にさる高慮在らせらるゝ事は知られざるべければ、逐一陳述すべしと申答へて立出。中根靱負の許に立寄大久保より聞得たる次第を物語り、五十餘歲の今日迄斯る失敗を取りし事なし。實は橋公未だ御若年（文久二年、二十六歲）なれば第一等の議を進めても御負擔に耐へさせらるまじとて、第二等の議を進めしが今日の失敗を取りし根元にて、眼識の及ばざりしは慚愧の至りなり。尤今日の次第は、拙生（小楠）より公（春嶽）に申上べきなれど、何とやら面目なき心地せらるれば貴下（中根）より申上られ、然る上公にも橋公の御趣意に御同意ならば明朝は御登營在らせられ然るべきかと申聞けし故……。（續再夢紀事）

春嶽も慶喜の意見に贊し、登營を決意す

中根は直ちに執政及び同僚に小楠の心境と述懷を告げ、彼等と俱に春嶽の座前に出で小楠の進言を陳述し、且つ「明朝は御登營あらせらるゝかたなるべきか」と申したるに、春嶽も亦「過日來橋公は上京の上開國說を上奏すべしと申されしのみにてさる深意ある事までは明されざりし故、此方は　勅旨を奉ずるを以て專要となし條約破却云々の意見を立しなり。さ

れど天地の公道に基き國家百年の計を立つる事は固より此方の素願なれば、改めて同意を表し明日は登營すべし」と答へた。春嶽も斯く直ちに慶喜の意見に賛成したのは矢張り彼も小楠と同じく本來の開國論者であつたからだ。翌十月一日春嶽は登營前小楠を引見し猶中根等より陳述したる慶喜の意見を尋ねたる上、今日は登營すべき心得なりと語りたるに對し、小楠は大いに喜びて「開國にあらざれば天地間の道理に適はざる事は豫て申上げたる如くなれど、これは其人にあらざれば行はれ難かるべしと考へし故過日來條約破却云々の議を進めしなり。然るに平四郎人を視るの眼識に暗く今回の失敗を取るに至り今更慚愧に堪へず。今日橋公に御面晤あらせられなば平四郎深く恐入り居るよしを仰立てられ下さるべし」と申述べて退座した。

春嶽はそれより登營して慶喜に對し「近々御上京の際朝廷へ奏上せらるべき御主意を昨夜大久保越中の許にて横井平四郎承り、卽今朝拙者に申聞たれば其大要は承知しけれど、尚委曲を仰せ聞けられたし」と述べたるに、慶喜は更に上記の意見を繰返したる上、「何分一歩たりとも進む方なれば奉承すべく、退く方なれば何處までも分疏する決心なり」と語りたれば春嶽は之に同意したので、慶喜も大いに喜び、「尚又當節開國論を主張すなど〻世上に流傳しては忽ち大害を惹起すべし。故に此主意は是迄周防（板倉勝靜）・越中（大久保忠寬）の外には相談せし人なし。過日來會津（松平容保）より攘夷に決せられたる廟議を伺はざれば上京しがたしと申立居けれど、有の儘を語れ

幕議漸く決す

大久保忠寛より小楠への書簡（横井時靖藏）

ば他に漏泄すべき恐れある故矢張り語り聞けずとてありしが、屢〻の催促には殊の外困却せり」と物語つた。かくして幕議は不日慶喜上京して開國說を上奏することに決した。大久保は春嶽が右の如く登營することになつたのを喜んで、小楠に左の如き書狀を寄せた。

先夜は御來訪被レ下候處毎々御構不レ申失敬之段御海恕希候。其後愈々御綏福欣喜之至に存候。陳者御入之節御內話申上候一橋公え御出之御書取は小生御請取申上、則返上仕候間是は不レ出ものと御心得可レ被レ下候。
一　春嶽様には早速御出勤何より以難レ有奉レ存候。此上も永御勤續之義爲レ國祈居候間先生にも此段厚御含可レ被レ下候いつ（も脫か）不乙頓首。

十月三日　　忠寛

横井先生

二白兎角下々下々には種々申觸候とも不レ恥二天地一之心にて、期二後世一之外有レ之間敷哉。樂翁侯在職中も一時は堪兼候程之世評之由父抔之話も承居候間、强て世評にて勤は無レ之様祈候。頓首。

右書中の「一橋公え御出之御書取」は、九月晦日小楠が大久

保に面會の節、「橋公にさる卓絶の高慮あらせらるべしとも知らず是迄姑息未練の議論を進め特に書面を奉呈せしは今更恐懼慚愧に堪へず」と云つたそれであらう。「二白」によると世間では春嶽や小楠に對して種々取沙汰するものがあるかに見える。

慶喜の上京行惱む

一橋慶喜は幕議にて評決した如く開國論を提げて略十月九日發途上京のことに定めたが、それと殆ど行違に幕府に攘夷を督促すべき三條・姉小路の正・副勅使が土州藩主山内豐範に護衞されて東下することゝなつたので、傳奏衆より慶喜の上京を十一月後に延期するやうにとの達があつたとて所司代よりの通報が十月一日に幕府に屆いた。然るに其の二日後に又九月二十八日附にて京便が幕閣に達して、慶喜の入洛を延期するやう申し入れたが出發準備は既に整ひたるべければ、勅使は來る十三日京師を發せらるゝけれども、それに拘らず豫定通り上京せらるべき旨申し來つたので慶喜は上記の如く十月九日發途の事に取極めた。處が同じく三日の夜に達した京便は、「九月二十八日酒井雅樂頭參內仰付けられた際天盃は下し賜はりたれども　至尊は出御せられず、此出御せられざりしは御不豫の爲と聞へ、又近々一橋上京ありても拜謁仰付らるまじとの御內評にて態と出御あらせざりしとも聞えたり」との取沙汰を報じて來たので慶喜は礑と當惑して、萬一拜謁を仰付けられずては意見を奏上することも出來ず、それでは上京しても詮なければ右の通り發途すべく決したる今日なれども再考せねばならぬと申し出でたので、幕閣にては評議の末京師の御主意の存する所を伺ふことゝ

なり、四日所司代に急使を發して「一橋の上京を急がせらるかたならば勅使の發途を延期せらるべし。勅使の東下を急がせられるかたならば一橋の發途を延ばすべし、兩様の中何れのかたにても御詮議の上御指圖ある様に」と伺を立てしめた。かゝる次第で慶喜の出發は暫く延期となつた。

朝・幕意見の相違に關して越藩邸の評議

勅使及び慶喜の發途はどうならうとも、只今の處では關東からは慶喜が開國論を提げて西上し、京都からは正・副勅使が鎖國攘夷の勅命を奉じて東下することになつてゐて、兩者の意見は正反對である。それでは當時幕府として唯一の重要事件である公武合體の實を擧ぐることは到底不可能だ。又慶喜の主張する開國論は卓見には違ないが現下の形勢を仔細に觀察すればそれを、其のまゝ立通すことを許さぬ實情にある。これにつきては幕閣にても彼是評議を凝らしてゐるのは云ふ迄もないが、越藩邸に於ても十月四日春嶽登營前小楠を始め執政・參政の重役は相集つて評議した。其の模樣は『續再夢紀事』に左の如くある。

今朝登營前、執政・參政の輩及び横井小楠等館中に會して議しけるは、今度　勅使を降さるゝは、多分鎖攘の議を仰出さるゝためなるべきに、關東よりは一橋殿上京して開國說を奏上せんとせらる。抑是東西の御主意に相反するものにして其氷炭相容れざる事は識者を待たずして明らかなり。鎖攘論の世に囂すしきは當初彼れに對すべき兵備なく、夫が爲め止を得ず條約を取交はせられたるものにて畢竟姑息の處置に外ならず。故に專ら其姑息を咎むるものなれば、此際幕府は深く自

反せられ從來の因循氣風を脱却して、大に我日本國を振起するの實を擧げられずては、假令天地間の道理に基きなど、其説は高尚なるも到底空論に歸し、橋公の奏上は勿論眼前　勅使に對する御請にも甚困難なるべしとの事なりし。斯て此儀を公(春嶽)に申立しに深く嘉納せられ、やがて營中に於て橋公に其趣を相談せられしかば速に御同意ありて、更に兩公より閣老衆へも相談に及ばれき。

春嶽、慶喜及び閣老に重大意見陳述

春嶽は小楠及び重役等の進言を納れ、慶喜以下閣老衆に幕府深く自反して大いに我が日本國を振起するの實を擧ぐべきを相談したるに、彼等は贊意を表したが詮議に及ばさりし故、翌五日登營して更に板倉閣老に「第一に幕府旗下の士をして舊習の因循を脱却し大に敵愾の氣象を振起せしむるの急務なる」を述べた。板倉・小笠原兩閣老は大いに開悟の體にて慶喜と倶に其の筋の詮議に及びはしたが、春嶽はもと〳〵積年の流弊なれば尋常の改革にては到底其の目的を達し難かるべしと考へ、八日營中に於て慶喜に左の如く述べた。

過般小拙が無謀拙策の嫌あるに拘はらず攘夷破約の議を申立しは、懦夫をして志を立てしむるには必ず効驗あるべしと見込し故なれど、天地間の公道に基き云々貴卿の高論は固より至當の事故速に御同意に及びたり。然るに開國主義を奏上せらるゝ上はさらぬだに因循を事とする人情なればいよ〳〵其區域を脱せざるは勢の止むを得ざる所なるべし。されば此際更に貴卿が奏上せらるゝ開國主義若　朝廷に於て容られざらば、幕府は斷然政權を返上せらるゝ事に覺悟を定め、さて此覺悟を以て人心を皷舞する事にしては如何。

慶喜は之に贊成し、事頗る重大なれば閣老等に申し聞くるのは猶考案の上明朝改めて相談

に及ぶべしとの事であつたが、彼は熟考の結果翌九日春嶽に對して政權返上の件は「明らかに閣老に申聞けなば定めて同意とは申すべけれど、後來果して事實を決行するに至るべきや否や測られず。故に須臾明言せず、時態の難艱に究して彼(閣老)より申出るを俟つ事にすべし」とて急に評議には及ばなかつた。かくの如くして開國論を貫徹するの覺悟は幕府に於ては遂に決するに至らなかつた。もし慶喜にして開國論容れられずは政權を返上すべしとの大勇猛心を發揮し其の所信に邁進したらんには天下は果してどうなつたかは逆睹されぬが、少くとも德川家の名は永く芳ばしく彼も亦男を上げ得たであらうに、一旦は小楠に頭を下げしめた彼も智餘りありて勇が足らなかつたとでもいはうか、春嶽の意見を實行し得なかつたのは惜しみても餘りある次第だ。

## 六　勅使の東下　幕議の紛糾



勅使の東下は追々と迫り來るが幕府に於ては其の所謂對策なるものは未だ十分に決定に至らない內に、其の重大問題を餘所に勅使待遇問題に就き一波瀾を生じた。これより先京都守護職を命ぜられた會津藩主松平容保は先發として家臣某を入京せしめたが、十月五日三條實美は之を召して曩に大原勅使東下の際に於ける幕府の待遇には遺憾の點が少くなかつた

から今回は幕府に於ても相當の禮遇を盡くすやうにとて、關白とも相談濟の改正案を授けると倶にこれは公然の達書ならねども書中の事目を幕府に於て履行せらるべきや否やは勅使東下の途中まで報ずべし。若し履行せられずとならば着府の上勅使よりぢき／＼に閣老衆に相談すべしとて申し含める所があつた。依て同家臣は江戸に歸り之を容保に傳へたので、容保は十一日登城してそれを閣議に提出すると同時に之を履行して勅使を厚遇せんことを希望した。

板倉閣老の意見

處が板倉閣老は頗る不興の體にて勅使の待遇方には家康以來の定例有り猥りに變更すべきにあらず、近來朝廷は浮浪輩の申し出づる事を輕々しく聞上げられて樣々の事を仰出さるゝが斯くては際限なし。又朝廷の御沙汰は何事によらず傳奏より所司代に達せらるゝが例規なるに、藩士などに直接書面を下附せらるゝは朝廷の御扱振も筋違なるが藩士の身分でこれを受取つたのも不都合、又肥後守(容保)がさる不都合を不都合とせずして其のまゝ内閣に指出したるは如何なる心得なりや了解に苦しむと散々に論難したので、容保はそれに對し、「其筋を經ずして此書面を下附せられしは、幕府の御注意にて禮遇を盡くさるゝ事となりなば朝・幕御双方とも圭角なくして宜しかるべしとの意にて斯くは内々の御扱になれるなるべし。されば朝廷は幕府に對して實は御懇篤の筋なるべし」と善意の解釋を以て說いたが、板倉は耳にもかけず頻りに前議を繰返すのみで、慶喜も亦勅使優待には異議無きも京都よりの申込

によつて從來の例規を改めるのは幕府の體面上穩かならずとの意見であつたらしい。

右閣議に列した春嶽は固より容保と同意見で板倉が徒に舊慣故例を墨守するのには不滿足であつたが、慶喜が板倉の意見に贊同するかの如き樣子を見て取つたので、愁ひに理非を辨ぜば却つて意外の珍事を惹起するに至らんを恐れ一言も發せず不平を忍び退營したが、翌十二日より病氣と稱して登營を斷り、執政・參政及び小楠等を召し昨日閣議の模樣を語りたる後「幕府在職の輩　朝廷を尊奉するに意なき事斯の如し。故に此上尙飽まで論破すべきかとも思へど多數の諸有司をして悉く反正せしむるは容易ならず。されぱとて此の儘見過す事は素より本意にあらず。依ては此際斷然當職を辭せんと思ふは如何」との事に一同は、「さる次第にては兼て君臣の分を明らかにし尊奉の實を擧げんとせらるゝ公(春嶽)の御素志を遂げらるべきにあらざれば、仰の如く御辭職の外あるべからず」と答申したればそれに決せしも、再び翌十三日重臣及び小楠に諸問の上遂に「神思憂鬱」の病名を以て辭職することゝし、長文の覺書を提出して退職を請うた。其の書面は頗る長文であるが、要旨は幕府が兎角因循苟且にて舊來の陋習より脫却せず、一橋慶喜には幕政を刷新更革するの意氣無く徒に閣老等に附和雷同し、而して幕府が前過を悔謝して　天朝を尊奉するの誠意を缺き、當面の勅使待遇問題さへも從來の舊慣を株守せんとするを憤慨したものだ。

同日小楠は大久保越中守より來宅を乞はれたので訪問した。小楠は大久保も亦板倉の同

春嶽、辭表と覺書を提出

小楠、大久保の卓見を知る

臭と考へたので、一昨十一日の廟議卽ち勅使待遇に關し幕議の私論に涉れるのを指摘して大いに論駁しようとしたら、大久保はさる閣議のありたるを一切知らず、却つて「攘夷にもあれ其の他の事にもあれ叡慮を以て仰出されし事を遵奉せられずては開國も眞の開國に至らざるべし。防州(板倉)元來俗腸を脫せざるは勿論なれど、橋公(慶喜)迄を俗論に引入れ、勅使待遇の如き瑣細の事をさへ彼是申さるゝとは扨々驚き入りたる次第なり。廟堂の幕議さる次第にては到底公武の御一和は望む可からず天下の衰運既に極まれりと言ふ可し」とて目を瞋らして憤り「併し明日は尙力を盡して廟堂の私論を打破すべし」と語つたので、小楠は其の案外なる正論に驚くと倶に互に嘆息して別れた。處がその翌十四日長藩の要人周布政之助越藩邸に中根を訪ひ、幕府に於ける俗論の魁は大久保忠寛なれば彼を說服すべく面會を求めたるも當人肯んじないから、此の上は越藩の力を籍りて面會するの外なしと申し込んだ。それに對し中根は昨日小楠は大久保と會見して其の卓見に甚だ感心せりとて兩人應答の次第を語ると、周布は大いに驚きて「いよ〱さる意見ならば最早面會するに及ばず、さて〱臆察の人言は輕々しく信ずべきにあらず」とて立歸つた。

長藩の要人周布も

勅使東下

幕情右の通りである間に三條・姉小路の正・副勅使は慶喜の上京などには頓着なく、十二日京都を發駕したが、土佐藩主山內豐範は兵五百餘人を率ゐてこれに隨ひ、其の行裝頗る嚴肅であつた。豐範の父で當時在府中であつた容堂は、去る八月十五日召出されて登營し、隱居の身な

がら將軍に謁し「當時勢に付存慮無用捨充分に被申上候樣、此後爲時登城被命候事も可有之、存付候事柄は上書或は春嶽・閣老迄申出候樣」との沙汰を蒙つたので大いに感激して毎に德川氏の安危につき心を勞してゐたが、右の如く勅使の來着も迫つたので深く事態を憂慮し、彼は本來は攘夷論者ではないが、只京都の形勢の容易ならざるを見て兎も角も幕府にては一應勅使の齎せる勅命を其のまゝ奉承するの外なしとの意見を持し、それを以て彼是周旋した。

山内容堂の周旋

先づ十四日慶喜を其の邸に訪うて勅使待遇問題につきて議論し、なほ十五日は登營して閣老にも其の件を嚴談した。岡部駿河守は十八日容堂を訪ふと、容堂は岡部に向ひ、「今度の　勅使は攘夷の　叡旨を傳へらるべしとの事なるが來着も最早程近かるべし。廟堂は異議なく攘夷を奉承せらるべしや」と尋ねた。岡部は「いまだ一決せず」と答へると、容堂は「今度は過般大原卿の下られし時に同じからず。萬一開國の趣意などを申出られなば　勅使は議論に及ばず其儘歸京せられ、さて其儘歸京せらるれば關西は忽ち大亂に至るべき形勢の由なり。されば廟議奉承せられざるかたなれば豫じめ其覺悟なかるべからず」と注意した。岡部は更に「攘夷にも攘夷あり。如何なる攘夷の叡旨なるべしや」と反問すると、容堂は「天保度以前に黑船と見受けなば二念なく打拂ふべしとありし如き無謀の攘夷にはあらざるべけれど、元來此攘夷なるものは征夷府當然の職掌故、若奉承せられずば攘夷よりも攘將軍の議に及ばるべきやも測られず、容易ならざる時勢なれば深く考察して尙閣老衆初へも相談する

慶喜及び閣老叡旨奉承に傾く

様」と答へたので、岡部はそれより登城して閣老衆に容堂より申し聞けられたる次第を陳述すると一同は頗る當惑し、兎も角も　叡旨は奉承せられざるべからずとて其の趣を慶喜に話して見ると、彼も亦同じく當惑はしたが矢張り然するの外はなからうとの事であつた。然るに春嶽引入中であるので決定の運には至らなかつたが、容堂の「攘夷よりも攘將軍」の警句は痛く幕府を刺戟し、慶喜もとう〳〵周邊の大勢に引摺られて仕舞つた。

幕府、春嶽の登營を促す

幕府では春嶽引籠つてゐては何事も極りがつかぬので、岡部は十八日彼を訪うて面會し、右容堂との應答の次第。それに對しての閣老及び慶喜の意見をも具陳して「來る廿一日は大樹公浦賀迄汽船の御乘試しあるべく、廿二日後にては　勅使の下着いよ〳〵切迫すべし。故に明十九日・明後廿日の兩日中には是非とも此件の廟議を決せられざるを得ざる場合なり。されば明日は暫時なりとも御登營あるやうに」と春嶽の登營を促す所あつた。然るに春嶽は「切迫の場合なれば引籠り居るも本意ならねど、兎角日々指引ありて未だ全く快癒に至らざれば、明朝に至らざれば必ず登營すべしとは約しがたし」と答へて直ぐには承諾しなかつた。

容堂もまた

山内容堂は十月十八日付にて春嶽に書面を寄せ前記岡部との談論の際のことを「三寸の舌殆ど切れ申候。乍去至結局なる程それでは左樣の所までは氣が付きませんだつたと申候位にて別れ申候。明日は登城閣老を責め可申と存候」と記したる後に、「何分足下早々御出

勤此德川氏の危急御救可レ被レ成、御家柄と云御職掌と云此時に當り鬱々然臥レ病候譯無レ之御勉强可レ被レ成候。僕は不才非力にても盡す丈けは御座候間、書外期二面盡一候」と認めて其の登營を勸告したが、其の翌十九日更に自ら春嶽を訪問した。其の時の會見につきては『續再夢紀事』に左の如くある。

十九日薄暮、松平容堂殿來邸せらる。公(春嶽)に登營を勸告すべしとて來られたるなり。さて最初の程は頻りに其意を陳べられしかど、公從來の持論を殘る隈なく物語り、且橋公を始滿廷の有志等聊も朝旨を遵奉するの意なし。故に登營しても其詮なきのみならず。却て大葛藤を釀成すべき勢なり云々告げられければ、容堂殿殊の外驚かれ、大に公の登營せられざる方に同意を表せられき。此時開鎖の得失をも議せられしが結局大開國ならざれば富强の實は擧げがたし。然るに此節攘夷の叡旨遵奉云々申せるは、實は一時人心を鎭靜せしむる爲の策に外ならずと申されき。

右會談に據ると容堂も其の眞意は矢張り開國論で、朝旨の攘夷を奉承するは畢竟一時的に人心を鎭靜する方便だと云つてゐる。春嶽は容堂に慶喜始め滿廷の有司等聊かも朝旨遵奉の意なしと物語つてゐるが、慶喜は十九日夜左の如き書面を春嶽に寄せて其の意見を聞いてゐる。

慶喜素論を放棄せんとす

追日寒冷相成候處御安靜被レ成二御起居一、恐賀之至に奉レ存候。然ば別　勅使攘夷之議、愚論は兼て御承知之通御座候得共、過日容堂より申聞之趣等、篤と相考候得ば何樣御請相成候方御都合可レ然とも奉レ存候得ども

貴慮如何に候哉。今日御登營候はゞ御相談可レ申存候處、御不參故烏渡以二愚筆一奉レ伺候。無二御腹臟一被二仰越一候樣仕度御座候。右次第にて一決も可レ仕、明日容堂登城之由に候得ば又候よき程之答も難二出來一に付、御高論致二承知一度此段申上候。不備。

十月十九日夜認　　刑部卿

春嶽樣

玉机下

幕府、叡旨奉承に內決

尙翌二十日更に左の書狀を春嶽に與へて其の登營を希望してゐる。

其後御不快如何に候哉、甚心配仕候。御樣子委敷承知致度奉レ存候。然ば別　勅使攘夷之儀御請に相成候方可レ然旨土州より遮て申上、君にも御同說之由承知仕候得ば、小子儀兼て申上置候儀も御座候得共先づ御請に相成候方當今之御都合可レ然奉レ存候に付容堂之存意に從ひ御請に相成、猶御取扱振も御改正に相成候方に內々御評決に相成候間、此段奉二申上一候。就ては御相談申上度儀も有レ之候得ば御快氣次第御登營奉レ待候。此段奉二申上一度存候。不備。

十月廿日　　刑部卿

春嶽樣

玉案下

尙々閣老共よりも宜敷可二申上一旨申聞候事に御座候。以上。

右によると慶喜もとう〳〵容堂に說破されて勅使待遇の改正と攘夷勅旨の奉承を內々評決したとあるが、二十一日容堂は春嶽を訪ひてそれまでの經緯を詳報した。

廿一日暮時松平容堂殿來邸せらる。(春嶽)公對面せられしに容堂殿昨夜岡部駿州を呼寄せ叡慮奉承及び　勅使敬待之件に付ては過日來逐々申立置たる次第ありしに、廟議今以て一決に至らざるよし其優柔不斷實に驚くの外なし。此上は容堂の周旋にては行屆かざる旨を京師へ御理はり申上、尙長藩・薩藩の諸士へも拙者はもはや關係を絕ちたりと申聞け早々國許へ引取るべしと、例の大聲を發して嚴責せしに、駿州大に避易してしか御見捨ありては今後天下は如何成り行くべきか、兎も角も今一度登城せられ閣老衆へ御直談を希ふと申しゝ故今朝登城しけるが、一橋殿始閣老等止を得ざる事情ありて今日迄は心底を盡さずてありけれど、いつ〳〵までも包み藏してあるべきにあらざれば殘らず談話に及ぶべしと申聞け、さて　叡旨は素より奉承の覺悟なり。又　勅使の待遇も舊規に拘はらず敬禮を加ふる積りなりと申しゝ故、さる御內議ある事ならば近々　勅使來着の節大樹公自ら出て品川に迎へられ然るべしと申立置たり。廟議も今度は多分一決すべし。拙者が大聲を發せし爲駿州の避易せしは隨分面白かりしが、廟堂の俄かに形勢を變ずるに至りたるは拙といふべし。一橋も案外の無氣力にていふに足らず云々物語られき。(續再夢紀事)

容堂は自らさうさせて置きながら慶喜が持論を放棄すると、彼を案外無氣力にて云ふに足らずと評してゐるが、慶喜は十九日及び二十日に前記の如き書面を春嶽に寄せて置きながら、

慶喜辭表提出

其の翌二十一日に閣老に對して後見職辭任の內意を漏らし、更に二十二日松平豐前守・水野和

泉守・板倉周防守・井上河內守・小笠原圖書頭の五人宛にて左の辭表を提出した。

私儀不肖之身に候處以二　叡慮一重任を可レ被レ命候段、蒙二御內諭一候砌再三再四御辭退申上候處、蒙二　大命一御大政參謀仕候に付乍レ不レ及日夜焦心苦慮罷在候處、此度別　勅使御請之儀に付ては先般愚存を申上候處、當今諸藩皆攘夷に歸候折柄一己之愚見を以開國論主張致申上候ても素より不才淺智之儀往々　皇國之御不都合を生候ては奉二恐入一候。殊に重大事件故衆志に御從ひ被レ遊方可レ然奉レ存候所より攘夷御請之儀再異存不二申上一候。就ては粗御治定に相成候得共小子に於ては定見無二御座一候。定見無二御座一候ては重任に當候詮も無二御座一甚以奉二恐入一候に付、速當職御免被二成下一候樣奉レ願候。此段宜敷御披露願入存候。以上。

要するに慶喜は容堂の勸說によつて幕議を以上の如くに導きはしたものゝ平素の持說を放棄するは如何にも殘念であるし、又一面には閣老諸有司の內には明年將軍上洛せば如何樣にかならうとの姑息な空賴みを有せる者多きを見て心中安んずるを得なかつたので、此の擧に出でたであらうが、勅使東下を眼前に控へて將軍後見職の辭表提出は幕府に取りては眞に容易ならぬ事であつた。一方春嶽は辭表提出後岡部駿河守來りて登營を促し、慶喜亦書狀にてそれを强要したことは既記の通りであるが、將軍も二十日大久保越中守を以て病を問はしむると俱に一日も早く登營するやうにと云はしめたに拘らず、猶辭意を飜すに至らなかつた。然るに小楠は慶喜が右の如く退職を申し出で幕府の困惑一方でないのを見るや二十三日春嶽に謁して左の如く陳述した。

過般公(春嶽)の引籠らるゝ事に決せられしは當時の廟議如何にも舊來の幕習を脱せざりし故斯くては天下の事爲すべからずと認められたればなり。然るに其の後容堂公周旋せられ近日は廟議全く一變して更に　朝旨を奉承せらるゝ事になれるよし。されば此上にも登營せずとありては容堂公に對し友義に背かるゝ嫌ひあるべく、特に近々　勅使下着の上萬一幕府に失體あらば關以西は忽ち大亂にも至るべきか。さては徳川家の興廢のみに止まらず天下の安危に關すべきなり。故に不徳菲材など常套の謙遜によらず此際一層御憤發ありて衰運挽回の偉業を立られん事を希望す。(續再夢紀事)

小楠、春嶽に登營を進言す

遉に此の進言は當時に於て最も事體を得たものであつたが、春嶽は之に對し「廟議いよいよ　朝旨を奉承せらるゝに相違なくば國步艱難の今日いかで徒に引籠り居るべき。されば尙よく其事實を聞合はせ、然る上何分の決心に及ぶべし」と答へながら未だ登營を決心するには至らなかつた。同日小楠は國許の門生嘉悦市之進に書面を寄せて當時の狀況等を報じてゐるが、(遺稿篇「書簡」一三四)其の中には、

嘉悦に當時の狀況を報ず

此許種々樣々變動不レ一日夜苦心御察可レ被レ下候。必竟は　廟堂俗論否塞、第一　京師御尊奉一條誠に六ケ敷、近日に　勅使も參向相迫り大混亂に御座候。然し是は大抵是迄之格式も改り候方に落着之御內情に候得共二百年來　京師を押付けの大弊病此節一時に御改正に相成候勢十分六ケ敷、是は必竟氣習病根にて所レ謂不レ知不レ覺之私に候へば、尤以改正之大難事に候。然し此大難事改り不レ申候ては　京師御尊奉之實地相立不レ申候へば決して公武御一致は出來不レ申候。(中略)夫故今日に至り候ては何も拋置き君臣の大禮を被レ正、

十分是迄の非禮を御斷り、京師御尊奉之實地相立候事是第一之事にて、此事因循不ㇾ改候ては何事も行れ不ㇾ申云々。

とありて、彼は幕府に朝廷尊奉の實意未だ動かぬを遺憾とし、其の結果については高邁なる見透しを有しつゝ猶現下を善處する爲に如何に心肝を碎きつゝあるかゞ分る。

小楠が春嶽に登營を勸めた其の日の七ツ半時(午後五時)過ぎ山内容堂復も春嶽を訪ひ、「廟堂の議、最早　叡旨を奉承することに一決し、且閣老等攘夷の眞意をも了解せり」と申したるに對し、春嶽は「時態の切迫せるに窮究してさる次第に運べるものならん。決して誠意より出でたるにはあらざるべし」とて尙幕閣の誠意を疑つてゐた。處が一方に於ては慶喜の辭表提出に接した閣老達は大いに當惑し其の飜意を請ひても一切承引せぬので、今は春嶽に其の配慮周旋を賴むの外なく、松平肥後守(容保)、閣老始め一同を代表して右容堂と會談中の春嶽を訪うた。春嶽は容堂退散後之に面會すると、肥後守は「過日來公には長々登營せられず人心危懼を懷けるに、今又橋公にも引籠られ內閣は殆ど暗夜の如し。故に閣老始大に當惑し終に從前の非を悟り、叡旨を遵奉し且　勅使をも舊例に拘はらず敬待するに一決せり。されば明日より御登營あらん事を希望す。尤御病氣中なれば御都合により何時にも御退營の御心得にて然るべし云々」と反覆登營懇請に及んだので、春嶽も今こそ幕府の爲に蹶起すべきだと愈、

春嶽、登營を決意すると倶

登營を決意した。それからの彼は今まで自分の登營を勸告された其の慶喜に却つて辭職を

飜すやうにと勸告せねばならぬ破目に陷り、或は單獨に、或は山內容堂と倶に極力之を說いて見たが、慶喜はまた頑として思ひ止らないので、春嶽は二十六日第三回目の訪問に際して遂に「危急の場合なればこそ拙生・容堂を始め閣老にも吳々御勸告に及びしなれ。然るに猶聞き納れられずとならば最早御登營は御勸め申すまじ。過日も申上し如く尊卿の御職掌は　叡慮を以て仰出されたる上台命を下されし事なるを、御一身の御都合のみを以て强て御登城せられざれば、詰る所　勅旨を蔑視し台命を忽諸せらるゝ筋にあたり其儘には指置れがたき故、定めて台慮の次第あるべし」といひ放つの止むなきに至りて、慶喜は漸く登城を承諾するに至つた。卽ち明日は勅使下着にて分秒を爭ふこととなれば兩人はそれより直ちに同道して登營した。春嶽もこれが十月十二日以來始めての登城だ。これで後見職も總裁職もやつと顏が揃うたので勅使待遇に係る議事を開き、主として君臣の分を明らかにし舊套に拘らざる事に決したが、未だ對　勅使の根本政策には及ばなかつた。

慶喜が山內容堂の意見によりて攘夷の叡旨を奉承せんとの意を起し春嶽の考を聞くべく彼に書面を遣はした頃の事だが、(本篇六三六頁)大久保越中守がそれにつきて漏らしたと云ふ意見が『續再夢紀事』に載せてある。それは既記の如く大久保が十月二十日に將軍の命を奉じて春嶽邸に臨みたる時使の役目濟みたる後、春嶽が彼を別室に延き小楠も同座にて閑談に及んだ折に述べたもので左の通りである。

（傍注）に慶喜に留任を勸說す
（傍注）慶喜・春嶽登營、幕閣議俄に光輝あり
（傍注）大久保忠寬の叡旨奉承に關しての意見

此節攘夷の叡旨を奉承せらるべしといへる議あれど是は甚不可なり。如何となれば元來京都より重大の件を御沙汰ある時はいつも後々は如何樣ともなるべければ一應は御請あるべしと內諭せらるゝ事なるが、表面の御沙汰には御書面あり故に後日まで消滅せざれど、內諭には書面なく口頭のみなれば後日に至り何の證據ともならず。已に先年酒井若州（忠義）所司代勤中條約の件を仰出されさて例の內諭ありし故若州吳々內諭の無効なる事例を申述べしかど、京都には關白・傳奏ありて心得をり、關東には大老・閣老ありて心得居ること故決して心配に及ばずとありて聽き屆けられず。遂に仰出されし儘を奉承せらるゝ事となりしが、今度別　勅使を降さるゝ事となれるが、即ち當時の內諭は消滅して表面の御書面のみ存在する故なれば、容易く奉承せられなば更に酒井・井伊の覆轍を履まるゝ事となるべければなり。斯る實例に照して考案すれば今度は何處までも攘夷は國家の爲め得策にあらざる旨を仰立られ、然る上萬一京都に於て御聞納れなく矢張攘夷を斷行すべき旨仰出されなば、其節は斷然政權を　朝廷に奉還せられ、德川家は神祖（家康）の舊領駿・遠・參の三州を請ひ受けて一諸侯の列に降らるべし。尤しか政權を奉還せられたらば天下は如何なり行くべきや。豫じめ測り知られねど德川家の美名は千歲に傳はり、彼の無識の覆轍を履み千歲の笑を招かるゝには萬々勝りぬべし。

容堂・小楠、大久保の說に感服す

なほ『續再夢紀事』に據ると小楠は右大久保の所說を卓見なりとして痛く感服したとあり、又山內容堂が二十三日に春嶽を訪うて廟堂の議　叡旨を奉承することに一決し且つ閣老等攘夷の眞意をも了解せるを話したる後に、「今日營中に於て、大久保越中に面會せしに、越中

大開國論を說きしが一々感服の外なかりし。越中は當世第一等の人物なり。此程岡部駿州に對しては大聲を放ちけれど（著者註、勅使敬待の件につきて廟議の決定延遲せし際容堂、岡部を嚴責せし時のこと）今日越中に對しては、聲は次第に細くなれり。此節柄かゝる人物を四五人得たらば天下の事は憂ふるに足らず」と物語つたとあるが、「越中大開國論」とは矢張り右の議論であらうと思はれる。

越中も容堂も小楠も皆　叡旨遵奉を主張してゐるのに、越中が上記の意見を吐き小楠や容堂がそれに感心したのは一見矛盾の觀のないこともないが、政權を委ねられたる幕府にして國家の爲に是なりと信ずる事は何處までも朝廷に上申すべく、それが容れられずば政權を奉還して一諸侯の列に下れと云ふのは決して朝廷尊奉の意に悖つてゐないのみか寧ろ正論である。小楠にしても容堂にしても同じく開國論者だから、幕府が越中の云ふが如き大覺悟をなし得るならばそれに越した事はなく、矢張大久保の如くに攘夷は國家の爲に得策ならずと申し立てるのを主張したであらうが理論許りでは通らぬが世の中である。幕府は政權を今迄通りに保つてゐて、而も公武一致で行かうと云ふ意見である以上、現下の京地の趨勢を熟視し幕府の運命など考慮して見ては勅使を敬待すると倶に攘夷の叡旨も尊奉するやうにと主張する外はなかつた。其の眞意は既記の如く山内容堂が十九日春嶽を訪うた際、「此節攘夷の叡旨遵奉云々申せるは實は一時人心を鎭靜せしむる爲の策に外ならず」と云つてゐるのでも分る。（本篇六三六頁）大久保の議論は慥に卓見に違ないが其の所信に向つて何處迄も邁

進すると云ふ大勇猛心のない當時の幕府にては到底行はれぬので、容堂や小楠等は姑息とは十分に知りつゝも當時の實情に卽した意見を立てた迄であらう。

以上大久保越中の政權奉還論を紹介した機會に、稍横道に入るの嫌はあるが、彼の卓識と退職とにつきて左に記述して置きたい。それは大久保と小楠とは意氣相投じ肝膽相照らす間柄であるのみならず、其の記せんとする所には小楠と關係する事が少くもないから。

## 大久保越中守忠寛の卓識と退職

大久保は上記大政奉還論を春嶽及び容堂に說いたばかりでなく或機會に幕府有司列席の前でも吐露したと見え、春嶽の談話と記錄とに左の如きものがある。

大久保忠寛は幕府が政權を握りて內外の事務を處理せんとするは成功を期すべきにあらずして徒らに困憊を加ふるに過ぎず。今に及び朝命に先ちて上洛し斷然自ら封土を削りて政權を解き退きて諸侯の列に就くに如かずと發言せしに、列席の人々相顧みて錯愕し、皆忠寛を以て狂せりとなし一言の之に應ずるもの無かりしと云ふ。此事松平春嶽の總裁職に任ぜられし時にあり。是幕吏の中に政權返上の說出でたる初めなり。而して此說一時に狂視せられしも其思想存するが如く亡するが如く每に幕府の中に絕えず。維新の際に幕臣が中よりして諸藩名士の說に應じ世運一變の運を助けたるは卽ち此議を持せし一黨なりと松平慶永に聞ける所なりと渡邊洪基の說話。(開國始末)

幕議紛紜の時大久保越中守(一翁)大目付勤役中なり。進て云く德川家の傾覆近年にあり、上洛あつて可ㇾ然。其時幕府にて掌握する天下の政治を朝廷に返還して德川家は諸侯の列に加り、駿・遠・參の舊地を領し居城を駿府に定め候儀當時の上策なりと諫言す。衆役人滿座大笑しとても出來ない相談なりといへり。大久保越中の先見は可ㇾ驚可ㇾ感ことにして果

して明治元年には此擧に及べり。大久保氏の卓識を後世に傳へん爲め記載す。（松平春嶽の「逸事史補」）

容堂や小楠の如き達識家ですら大久保の卓説には敬服しながらも當時にありては直ちに之に從ふことが出來なかつた位だから、他の幕府の役人達がとても出來ぬ相談だとて大久保を狂人扱にしたのは無理もない話だ。併し大久保は文久三年三月坂本龍馬等に面會したる時も此の論を持出し龍馬をして幕臣中にも斯かる達識者あるかと推服せしめ、翌々五月福井に至り其の說を以て春嶽及び小楠に說く所あつた。其の時大久保が龍馬に托して春嶽に寄せた書面にも大政奉還の事に言及してゐる。（本篇七六三頁參照）

處が慶應三年の德川氏の大政奉還は後藤象二郎が發案者で、はじめ藩主容堂に謁して之を說くと容堂は大いに喜びて「象二郞よくも心づきたり」と言つたと云ふことだが、よくも心付いたのは其の實は後藤でなくて龍馬であつた。彼は慶應三年六月頃其の案を立てゝ之を後藤に示すと後藤は大いに賛同して其の實行に着手したのであるが、千頭淸臣の著『坂本龍馬』によると「龍馬が意を大政奉還に用ふるは今に始まるにあらず、文久三年四月幕臣大久保越中守に會ひ其の啓發する所となり既に思を此に致せり」とあり、尙同書には「其の後龍馬は長崎にありて越藩士下山尙に會ひ大政奉還の事を語り、且つ告げて曰く春嶽をして事に當らしめんと、下山熊本に至り之を橫井に告ぐるや橫井手を拍つて同意したるが、春嶽終に決する能はざりき」とあるから、上記渡邊の說話にある如く其の思想は存するが如く亡するが如く當時に流れてゐた。即ち大久保によつて點火された大政奉還の導火線は既に消さうにも消されぬやうに燃えつゝあつて遂に此に至つたのであると思ふ。

大久保の卓見は啻に上記大政奉還論ばかりでなく、之を唱へた文久二年に國會と地方府縣會の制をも主張して時の政事總裁職たる春嶽に建言した。尾佐竹猛の著『維新前後に於ける立憲思想』によると其の大要は左の如くである。

大小の公議會を設け、大公議會は全國に關する事件を議し、小公議會は一地方に止まる事件を議する所とし其の議場は前者は京都或は大阪に置き、後者は江戸其他各都會の地に置くべし。又大公議會の議員は諸大名を以て之に充て、内五名を選びて常議員とし、其他の議員は諸大名自ら議場に出づるも管内の臣民を選びて出場せしむるも妨なきことゝすべし。五年に一回之を開き臨時議すべき事件あらば臨時にも開くべし。小公議の議員及會期は之に準じて適宜の制を定めん。

此の頃春嶽にも上下兩院の設立を主張した「虎豹變革備考」があるさうだが、それは恐らくは小楠の翼贊によつたものと思はれる。小楠にも慶應三年十一月に上下兩院を設くべきを主張した建白がある（遺稿篇第二、乙、六）。なほ元治元年に吉井友實が大久保利通に寄せた手紙の一節に「大久保越州・横井・勝などの議論長を征し幕吏の罪をならし、天下の人材を擧げて公議會を設け、諸生と雖其會に可レ出願之者はさつさと出し、公論を以て國是を定むべしとの議に候由云々」とあり、又右『維新前後に於ける立憲思想』には左の如くある。

後年五箇條の御誓文の起案は、坂本の系統を引ける福岡孝弟と、横井の系統を受けたる由利公正との合作に出でたるは世の知る處である。しかも此二大系統間に介在し、夙に大政奉還論と議會論とを主唱せし大久保の卓識は此二者に讓らざるのみならず、或は反つて此二者は大久保の說に啓發する處ありしといふも可なりである。幕臣側の議會論の第一人者としてまた我國憲政史上忘るべからざる一人として爰に之を記するのである。

文久の時代に幕府の要路にゐながら此の如き議論を口にするやうな卓見家が無事安穩に其の

職に留つてゐらるゝ譯はない。果せる哉水野和泉守は引籠中の春嶽に書面を寄せたが、其の大意は左の如くである。

大久保、辭職を願ひ出づ

大久保越中守辭職を願ひ出たれば講武所奉行に轉職してはいかゞ。且しか願ひ出たるは、在京永井主水正より過日書翰を以て、大久保越中・岡部駿河・小栗豐後、關東に於て專ら開國論を唱へ居るよし故、勅使東着の上は暗殺すべしとの風聞ありと內報しけるが、三人は風聞に恐怖して進退する如きは我輩の本意とする所にあらずとて引續き勤仕しけれど、勅使の下着最早近々に迫りし故、更に再考して一身の被害は兎もあれ角もあれ萬一風聞の如き事あらば政府の大汚點なれば辭職せざるを得ずとの趣意に決し、則駿州は昨廿二日より引籠り、越州は今日其事を申出たり云々。（續再夢紀事）

慶喜・春嶽の意見一致せず

當時岡部は大目付・大久保は御側御用取次・小栗は勘定奉行であつた。右書面を受取つた春嶽は追て出勤する迄それを見合はせる樣に申し送つた。處が十一月三日春嶽は營中にて慶喜から「過日來大久保越中が俗論家の爲に忌嫌せらるゝよし聞居りしが此節は一層甚しく、已に登城の途中を要して擊ち斃すべしなど密々議するものあるよしなれば其の勢焔の少しく磷くまで一時他職に轉任を命ぜられては如何」との相談を受けた。春嶽は「俗論家に忌嫌せらるゝが越中の越中たる所にて得がたき人物なれば、今日君側を遠ざけらるゝ事は然るべからず。風說の如きは素より取るに足らず」と反對したが、其の翌日又も同件につき慶喜より話があつた。

四日例刻登營、暮時歸館せらる。今日も一橋殿、大久保越中守の事を申出られ、此節春嶽殿の越中を贔負せらるゝに不平を懷き彼是議する所あるよし。彼れ一人の爲め多數諸有司が、しか不平にては何事も行はれざれば、惜しき人物にもあるべけれど一時轉職せしむべしとありし故、公（春嶽）大いに憤ふられ、拙者は越中を贔負するに相違なし。天下の重寄に當る身分、正人端士を贔負せずて將た如何なる人を贔負すべきや。百事私を去て公に從はんとする今日なれば、廣く天下の正人端士

を擧用すべきなり。しかるに一人の越中をさへ俗士の言の爲めに轉職せんとせらるゝは拙者の取らざる所なりと申され、更に板倉周防守殿を顧みて周防殿はいかゞと尋ねられしに、板倉殿御兩說とも御尤なれば、いづれをいづれとも申出べき様なしと答へられしが、公は倘も其不可なる旨を陳べられけれど、一橋殿と閣老とは豫じめ縮々示談せられたるものにや此時講武所奉行に轉職すべき案記已に成りて台慮を伺ふのみの一段に運び居れりとの事なりし故、公しかる上は御相談にも及ばざる事なりと申放たれしが遂に轉職せられたり。（續再夢紀事）

**遂に左遷**

幕廷中最も硬直の士で、而も將軍の側近に在つた大久保忠寬はそれが禍したではあるまいか、右の如くして十一月五日遂に講武所奉行に左遷せられた。

同月廿日幕府は朝旨を奉じて彥根藩主井伊掃部頭直憲以下の削封を、又同月二十三日には前高松藩主玄蕃頭賴胤以下の改易を行つた。これは戊午以來の失政に對する所罰で幕府はこれを以て京都遵奉の誠意を表する一手段となしたものだが、大久保も亦其の當時京都町奉行だつた關係から左の如き處分を受けた。

**更に免職差控**

其方儀京都町奉行勤役中事實不分明之儀取計御制度紛亂を生じ候段不束に付御役御免差控被二仰付一之

右免職差控の處分については大久保も不満だつたと見えて、同年十二月廿八日附で中根靱負に贈つた書簡の中に「別紙述懷小子計りの儀にも無レ之候間貴兄御一瞥希候。尤再出望候爲に申出には無レ之只々實事述度迄に候」とあつて、別紙には自分が京都町奉行在職中の事其の他二三人の事を述べて、今回の處罰ことに事實不分明の取計のあつたとある事の不當なるを訴へてゐる。尤も「乍レ去當節之勢無二餘儀一御場合にて、寃とは御承知之上之御事に候はゞ無二是非一候得ども、萬一此度

之御處置皆御正路と被㆑思召㆑候ては乍㆑恐御不明に相當可㆑申哉云々」と逈に幕府の苦衷も察してはゐるものゝ其の悶々の情察すべきものがある。

勅使着府、破格の款待

記事は本道に返る。十月二十八日兩勅使は愈ゝ着府した。春嶽始め閣老以下の諸有司、三家以下在府の諸大名等何れも旅館に伺候した。翌二十九日待遇の式については曩に會津藩主松平容保より差出した書附がありはしたが更に勅使の內意を伺うた所、勅使は用意して來た十二箇條の條目を示したので直ちに之に定まつた。之を從來の禮式に比ぶればとても同日に語るべきものではない。一方攘夷に就いては十一月二日更に營中にて評議の結果其の勅諚あらば奉承するに決した。其の經緯につき『續再夢記事』には、

攘夷の勅旨奉承に決す

十一月二日例刻登營(春嶽)、暮時歸館せらる。本日營中に於ていよ〳〵攘夷の　勅旨を奉承せらるゝ事に決せられしが、其要旨は攘夷と開國とはその目的相反するものゝ如くなれど、戰を開くには彼を知り己を知るが肝要なれば、到底開國ならざれば攘夷の實行し得べからざるは勿論なり。故に目下强て開國說を主張せずともおのづから其說の行はるゝ時機あるべしとの事なりしとぞ。

とあるが、京都所司代牧野備前守(忠恭)・同町奉行永井主水正等在京の幕吏は左の如き意見を老中に進めたとも云はれてゐる。

此の度勅使下向に就き關東で之を遵奉さる可きは勿論の事ながら、攘夷の一事は今日の形勢よりして到底斷行出來ざる故其を枉げて　勅諚を奉ずるのは不忠である抔の議論も出づるであらう。是固より至當の論では有るが、綸言は汗の如く之に背くは　朝廷を尊崇する所以で無い。されば

兎角の議論を止めて一旦遵奉し、然る後將軍上洛して内外の形勢攘夷の決して行ふ可らざる事由を明に奏聞すれば、或は　天意を回すを得べきであらうか。今や京師の形勢は危機に迫り萬一御請を躊躇せば徳川家滅亡の端を開くであらう。

慶喜また辭表提出

營中の評議右の如くに決すると、十日に至り慶喜は心にも無い攘夷論に雷同して勅を奉ずるは天聽を欺罔するに等しく、一時の偸安に百年の悔を遺すよりも寧ろ引退するに若かずとて復しても引入り、次いで十五日左の如き後見職辭退の願書を松平豐前守・水野和泉守・板倉周防守・井上河内守・小笠原圖書頭宛に提出した。

御後見之儀は追々御年頃に被㆑爲㆑成候に付先達て田安殿御免被㆓仰出㆒候處、尚又　叡慮を以被㆓仰進㆒候に付御後見相勤候様蒙㆓御内命㆒候砌數度御辭退奉㆓申上㆒候處、再應御沙汰も被㆑爲㆑在候に付乍㆓不肖㆒御請相勤罷在候得共、最早御自身御政事被㆑爲㆓聞召㆒候御儀、且は當今不㆓容易㆒御時節柄、御大政參謀罷在候ても素より不肖之身往々　皇國之御不都合に相成候ては奉㆓恐入㆒候に付旁御後見御免被㆓成下㆒候様奉㆑願候。此段宜御披露賴入存候。以上。

勅使入城

將軍以下大いに狼狽し、其の意を飜さしむべく將軍の直使・春嶽の再三の勸告・閣老諸有司の懇願など百方手を盡くした結果勅使入城の前日たる廿六日に至り漸く登城はしたが攘夷奉勅に對してはなほ難色があつた。翌廿七日、將軍病氣の爲に遷延されてゐた勅使の入城があつて勅書を將軍に授けた。霸政始つて以來此の時の様に君臣の名分を正し嚴然たる式を用

ひたことは未だ曾てなかつた。そして勅命は早く攘夷の策略を定め將軍自ら上洛して攘夷の期限を奏聞するやうにといふのであつた。十二月四日勅使は再び入城して勅諚の趣早々評決の上諸大名に布告すべし。攘夷の策略並に拒絶期限は早々列藩と衆議を盡くして叡慮を伺ふべきも、多少の時日を要すべき故追つて言上すべし、但し精々急に衆議を集め年内若しくは明早春にも言上すべしとの意味の御沙汰を傳へ、翌五日三たび入城するに及び、將軍は攘夷奉勅の旨を奏上するに至つた。其の奉答書には「臣家茂」と署名したが將軍が朝廷に對し臣の字を用ひたのはこれが初めてゞあつた。三條・姉小路兩勅使は其の使命を遂げ七日出發歸京の途についたが、大原勅使の東下を距る僅かに百日餘にして朝・幕の形勢は以上の如く變化した。春嶽・小楠は京師尊奉の誠意の達せられたのを心竊かに喜んだであらう。

将軍勅諚奉承

將軍が右の如く攘夷奉勅の旨を奏上した三日前なる十二月二日付にて小楠が差出したる攘夷鎖港に關する建白書「攘夷三策」がある。之に據ると幕府中心人物たる春嶽等の意見が果して那邊に存したかゞ窺ひ知られると同時に彼等の攘夷奉勅は單に口先ばかりでなく、それを實行せんとの意志もあつたらしいので左に其の全文を掲げて見よう。

「攘夷三策」

今般　勅使御東下之御儀は攘夷之大令被レ爲二　仰出一、天下侯伯之異見策略被二　聞食一度候哉にも奉二拜承一、誠に　神州之御大事御安危之大機會と奉レ存候。固より草莽微賤之管見奉レ言二　尊聽一候も恐入候得共、兼々言路御開達被レ遊候に付蕪穢不肖之身を不レ憚一二之迂論奉二拜陳一候。

攘夷實行の方策

一　攘夷之事實御執行被レ遊候には、第一於ニ幕府一刑賞之典明に不レ被レ爲レ在候ては不ニ相成一儀と奉レ存候に付、先以墨夷浦賀入港以來彼之威焰に恐怖し容易に條約を取結び、勅許にも無レ之諸港を開き　神州未曾有之汚辱を引出し、上は奉レ惱ニ　天子之宸襟一下は萬民之憤怨を釀し候癸丑・甲寅（嘉永六年・安政元年）以來之幕府要路之諸有司、內外之處置に於て己が利榮を謀り姑息因循し國家を此極に至らしめ候大小諸有司之事跡を按じ、黜罰之典を明に被レ遊候上、將軍家速に御上洛被レ遊候て實著御誠意に　天朝御尊崇被レ遊、億兆之庶民に至る迄　天朝之尊崇し奉るべき、醜夷之賤むべき事を知らしめ、而後斷然攘夷之御處置御取懸被レ遊候事是攘夷之第一策かと奉レ存候。

外使に對する措置

一　前條之如く、尊　王之儀・黜罰之典御執行被レ遊候上當時在留之夷官共へ嚴重御申諭し被レ成度奉レ存候。然し在留之官吏も其國主之命を領し、且幕府之指揮に應じ是迄逗留仕る者共に候得ば、手荒き御處置有レ之候ては却て　皇國之信義を損し候にも至り候へば、各夷の夷吏共　大城へ御呼立被レ成天使幷に大樹公以下列侯御連坐之上、幕府之有志を以て被ニ仰諭一候には是迄條約開港致し候儀は全く　朝廷之　勅許にも無レ之、將軍家御幼少之時に乘じ幕府奸吏共奉レ欺ニ　朝廷一正議之公卿侯伯を退候後取結候條約にて、元より日本萬民之憤怨する處に候故、終に幕府執政を狙擊し無辜之夷人を斬殺するに至候儀にて、全く人心不和之致す處に候得は天子震怒し給ひ、正議之公卿侯伯論判し將軍を輔佐し、先年條約之大小幕吏を黜罰し　皇國政令一新之規模相立候により　勅許無レ之諸港は引拂可レ申、猶此儀は別段夫々之本國へ使節を以御達し可レ有レ之旨被ニ仰渡一、急速に有合之蒸氣軍艦を以て其器に堪へ候人御任選被レ遊彼之國々へ被ニ指立一、前文在留官吏へ被ニ

仰諭ニ候譯を以て相斷り、追て開港之儀は後日使節を以相達し候儀も可レ有レ之候間一端引拂可レ申段御諭し被レ成候得ば、彼も道理を唱へ諸州横行仕るものに候得ば聽入可レ申と奉レ存候。若し此儀承引不レ仕兵端相開候時は卽ち直在ニ于我一曲は彼に在り、名義も相立候得ば皇國之全力を震ひ神武の勇を耀し、決戰可レ仕。然る上は縱令日本人種を盡し候ても御國躰を不レ辱遺憾有レ之間敷奉レ存候。只在留官吏等迄御應接被レ成耳にては義理貫徹不レ仕處も御座候半と奉レ存候間何分彼之國々へ使節御指立之事は攘夷之第二策と奉レ存候。

使節指立の要

一　江戸內海を初豆・相之海岸は可なりの御備も御座候事に候へ共、浪華港に於ては　皇國之咽喉天下之重地にて京師と唇齒を相爲し候所に御座候得共、未だ戰守之御備も不レ被レ爲レ在候樣奉レ存候。彼若し一二軍艦を以て來犯仕候得ば所謂唇破齒寒之勢にて京城之危額旦夕に可レ有レ之候間、先以彼國々へ使節被ニ指立一回說之日間を以て浪華港より泉・紀・播・淡之間之海岸應援之地勢に因り、礮臺御築造被レ成、就ては淀川筋伏水に至る之間沿道に連珠砦築造仕候得ば一時戰守之備相立可レ申候間、是等一日も速に御處置有レ之度儀に御座候。使節諸州へ御指立之儀は外國へ信義を示し內戰守之備を相整候便りにも可ニ相成一候。是亦攘夷之第三策かと奉レ存候。

近畿の海防整備

第一策は先づ攘夷實行に取懸る前に墨夷浦賀入港以來彼の威焰に恐怖して姑息の條約を結び、違勅の開港をなして未曾有の國辱を招き、上は聖天子の宸襟を惱ませ奉り下は萬民の憤怨を醸さしめた癸丑・甲寅以來の幕府諸有司の事跡を按じ黜罰の典を明らかにしたる上、將軍速に上洛して誠意を披瀝し、尊王の實を示し以て天朝の尊崇し奉る可きと外夷の賤しむ可き

とを天下に知らせなければならぬと云ふのだが、德富蘇峯は其の著『近世國民史』に左の如く述べてゐる。

第一策に對する蘇峰の考察

元來開國論の巨頭として天下に知られたる橫井小楠が、斯る議論を提出することは、洵に意外千萬であるが、それに就て考察すべきは、彼は本來の勤王家であつた事だ。彼は當世は勿論、後世まで反勤王論者として知られ、甚だしきは、天道革明論などの怪文書をば、彼の手に出でたりと誣譏せられ、その一身は全く世間誤解の犧牲となりたる程であつたが、然も當人の意見は、實は上記の通りであつた。而して此れが單に當人一個の意見であるばかりでなく、松平春嶽などにも此の意見を吹き込み、直ちに此の如く幕政を實行せしめんと期してゐた。

彼が世の所謂攘夷論者と趣を異にしたるは明白の事實だ。彼は開國を以て天地の公道と信じてゐた。但だ當時日本の開國は、自主的開國でなく、强迫的開國であり、威嚇的開國であり、隨て對等の開國でなく、事每に外人に致され、外人に乘ぜられ、我が國權を失墜すること多大なるを認め、根本的に之を改正せざる可からざるを認め、攘夷の氣運朝野に熾なるを利用し、此の氣勢に乘じて癸丑・甲寅以來の失態を一轉せんと期待した。此れが卽ち本論を發するに至りたる所以であらう。

但だ彼は飽迄公武合體論者にして、此の機會に於て幕府を倒し、朝廷の親政を見んとの過激論には與せなかつた。彼は事實上、幕府も日本に於ける政治の一大要素と認めたれば、それを除外しては擧國一致は到底行はれ得可きものとは信じなかつた。

かく尊王の儀・黜罰の典を執行したる後、在留各國使臣を江戶城に招いて勅使・將軍以下列侯

連座の上幕有司を以て彼等に現行の條約の破棄せざるべからざる所以を說き、勅許なき諸港を引拂ふべきを諭し、特にそれ〴〵の本國へ使節を派して右の旨を傳ふべき事をも申し聞かせて後、速に適當の人を特使として彼の國々に指立て、其の使節が列國を訪問する間に、近畿の海岸や沿道に戰守の備を整へると云ふのが第二及び第三兩策の要旨である。

開鎖論に對する意見

此の項を終ふるに臨み、『勝海舟日記』の文久二年十一月十九日の記事は、當時の開鎖論に對し又人才選擇に關しての小楠の意見の一端を知り得る興味あるものだが、前者だけを左に掲げよう。

此日横井小楠先生を訪ふ。我問ふ、此頃世間開鎖の論諍々皆不服ざる處也。それ開鎖は往年和戰を論ぜしと同斷にて唯文字の換りし而已、何の益かあらん哉と。先生曰く實に然り、當今しばらく此異同を言はずして可ならん。それ攘夷は興國の基を云ふに似たり、しかるを世人徒に夷人を殺戮し内地に住ましめざるを以て攘夷なりとおもふは甚だ不可なり。今や急務とすべき興國の業を以て先とするにあり。區々として開鎖の文字に泥むべからず。興國の業、侯伯一致海軍盛大に及ばざれば能はず、今や一人も爰に着眼する者なし又歎ずべしと。

## 七　公武合體派の連合

既記の如く幕府は攘夷の勅旨を奉じ其の期限・方略等に就いては將軍が上洛奏聞すべく朝廷に言上した。將軍の發駕は既に明年二月と定まつてゐたが、之に先んじて慶喜第一に、春獄・容堂之に繼いで上京することになつた。かくして幕府の首腦部が輦轂の下に於て國是を定め大いに國事に當らんとするのであるが、さて此の頃の京地の形勢は如何であるか。

幕府諸有司が猶積年の迷夢から覺めない裡に、諸藩では既に皇室尊崇・京師中心の傾向が年を逐うて加はり、此の頃ではそれが愈〻濃厚であつた。其の顯著なのは諸大名が續々上洛して朝廷に伺候せる事であらう。元來大名の入洛は幕府の禁ずる所であるが、曩に薩・長・土三藩によつてそれが破られてから全く空文に歸したのである。幕府政令の行はれざる事既に是の如くである。

次に見るべきは朝廷の政治的活動が段々高調して來た事であらう。既に幕府の威信が失墜すると倶に其の政權は一歩々々京師に收められて關東委任は名のみと成りつゝあつたが、文久二年十二月九日朝廷では國事掛を設置し攝家・親王・議奏・傳奏其の他の堂上總べて卅九人を之に任じ、小御所に於て國政を議せしめられる事と成つて一層それがはつきりして來た。これ迄公卿堂上と云へば時々の公事の外には殆ど爲す事無く、關白を除きては唯議・傳兩奏が僅かに關東との交渉に當るのみで政治からは全く隔離してゐた。然るにそれが今や相率ゐて國事を議するに至つた。正に王政復古の一段階とも云ふべきであらう。

尊攘派と公武合體派

京地の形勢は以上の如くで政治の本舞臺は此處に移らうとしてゐる。而して此の活動の中心をなすものが尊攘派であることは言ふ迄も無い。曩に岩倉・千種・富小路及び久我の四卿が洛外蟄居を命ぜられた事は既記の如くであるが、其の他九條前關白(尙忠)も亦同様の憂目を見るなど公武合體派の公卿・堂上は多く逼塞の止む無きに陥り、又國事掛にては攝家・清華・大臣家の門閥と羽林家・新家との間、或は老輩と少壯輩との間に思想及び感情の一致せざるものありて、前者は多く穩和にして公武合體派と成り、後者は多く過激派にして尊攘派と成つたが、就中後者に屬する三條實美と姉小路公知とは背後に長・土二藩士あるを頼として年少氣鋭に任せて專ら急進過激の說を唱へて其の評定を左右したので、自ら近衞關白(忠熙)の威權も行はれず、靑蓮院宮・一條(忠香)・二條(齊敬)及び德大寺(公純)等の前者に屬する人達は頗る不平であつた。

志士・浪士の跳梁

一方長・土其の他諸藩に於ける尊攘派の志士・浪士は京地を巣窟として愈、跳梁を擅にし、彼等の唱ふる急進過激の說は三條・姉小路をはじめ同派堂上を動かして其の勢力はをさ〳〵大名をも凌ぐと云ふ有様、無躾な申分だが同派堂上の人達は其の傀儡となつて踊らされてゐる觀さへあつた。かくの如くして急進過激の說を唱ふるを正議とし、關東を排擊するを勤王とし、之に反して漸進穩和又は舊法を守るを一概に因循或は幕習と稱し、「因循」と「幕習」の二語は宛ら天下最惡の罪名の如くに聞えた。京地の情勢以上の如き中に乘込まんとする幕府首脳者には無論何等かの方策なくてはならぬ。

以上記述したる所に據るも文久二年の下半期では京都でも江戸でも長藩の勢力最も强盛で、土藩之に次ぎ薩藩はこれ迄とは打つて變つて頗る振はざるの觀があつた。但し京都では近衛關白は勿論、靑蓮院宮はじめ所謂穩派の人達は薩の勢力を賴み、朝廷にありても十一月十二日には、島津齊彬に中納言從三位を追贈されると同時に同久光の京都守護職をも仰出された位に薩藩優待の思召もあり、又江戸では春嶽は前代島津齊彬との交情敦かつた關係もあつて薩とは依然として舊交を續けてゐたので、薩の勢力は猶諸方面に潜在してゐた。それで薩藩でも窃かに其の勢力の維持乃至進展につきては其の機を窺つてゐた。乃ち同藩の藤井良節などは三條・姉小路兩勅使や長・土二藩の尊攘派志士等が東下せる虛に乘じて入京して、或は近衛關白を說き、或は在京中の鳥取及び宇和島兩藩主・德島藩世子・熊本藩公子等とも氣脈を通じて密かに長藩排斥運動を圖つた。なほ又其の一方では同じく薩藩の高崎猪太郎出府し、春嶽に意見書を差出して「幕府側に一二の名侯がゐても諸有司因循姑息ならば何事も成りはせぬから、英傑の名望ある者は一人も洩らさず廟堂に召集して倶に政事を討論する事が肝要である。それには島津三郎をも其の一人に加へらるべく、同人は朝廷の御覺も惡くないので、外夷拒絕の期限、扨は策略の緩急等を朝廷に論建する場合にも都合宜しいで有らう」と久光の起用を勸めたり、又長藩士高杉晋作・久坂玄瑞等が横濱在留の外人を襲擊せんとせる時や、府下の壯士が板倉閣老を刺殺せんと企てた折、逸早く之を幕府に密告しなどして其の好意を示

薩藩、勢力の維持乃至進展に腐心

す所が多かつた。

小楠の公武合體筋書

さて小楠の根本思想は道義の原理を政治の上に及ぼすにあつて、誠意正心より治國平天下に至るまで一貫すべきであるとの見地であつた。されば天下の巨公名卿を會同して衆議を盡くし、眞正に公武合體・擧國一致の政治を施さんとは彼の豫てからの理想だ。今や薩藩勢力なほ大いに侮るべからざるものあるのに、同藩士が其の勢力の維持乃至進展の爲なりとは云へ此の議論をなせるを見て取つた彼は、先づ薩藩を誘ひて倶に計らば事成るべしと考へ、其の實行方法としては島津父子を入京せしめ、關東よりは春嶽・容堂等馳上り、靑蓮院宮をはじめ近衞關白等の諸公卿と謀を合はせて京地の尊攘派を一掃し公武一致の國是を定むべしとなして春嶽に建策する所あつた。春嶽は早速之を容れ、小楠をして高崎猪太郎・岩下左次衞門・吉井中介等の薩藩士と之につき謀る所あらしめたので、彼等も同藩勢力の發展は此の時とばかり欣躍した。

春嶽、右實行に着手

『續再夢紀事』の十一月十四日の項には、「今朝薩藩岩下佐次右衞門・吉井中介來る。公(春嶽)對面せられしに、兩人一昨日前藩主薩摩守(齊彬)え官位御追贈仰出されたれば國元へ急報する爲め、且は此程横井小楠の議を承はりしに一々敬服の至り故、修理大夫(島津忠義)父子に上京を促す爲め、近日吉井中介國許に出發する筈なるが、三郎(久光)は當夏出府後專ら謙遜を主とし最早國外には出ざるべしと申居るよしなれば、尊公より是非速に上京する樣にとの御一言を請ひたしと申立しが、公素より兩侯の上京を希望せられし故是非御會同ある樣拙者希望する旨を申上べし

と答へられたりき」とあり、猶同書の十一月二十六日の記事には、其の夜、遠からず上京の筈であつた容堂が着京の上時勢に處すべき方針を協議するため春嶽を訪ひたるに、「當時横井小楠、島津殿御父子に上京を促し、關東よりも公(春嶽)及び容堂殿會同せられ、京師に於て大に天下の大計を議し然る上　公武一致の國是を定めらるゝが今日の要務なりとの意見にて、已に薩藩岩下佐次右衛門・吉井中介・高崎猪太郎等と共に專ら相談に及び居る場合なりし故其意見を容堂殿に開陳せしむべし」とて、其の席へ小楠を召出し意見のある所を開陳せしめたとあるが、容堂も小楠の公武合體派連合策には同意を表した。春嶽は之により大いに力を得愈〻實行に歩を進めんとする矢先に、思ひも掛けず十一月二十八日一橋慶喜の來邸に接した。

容堂も同意

廿八日登營せられず。本日暮六時(午後六時)一橋中納言殿來邸せらる。三卿の來邸せらるゝ事は當時其例なかりし故、供帳・供膳の設けに邸中は一時殊の外混雜せり。此時一橋殿申されしは近來京師の形勢いよいよ容易ならざるよし。其上佛朗西新聞を閲するに大阪へ軍艦を寄せ、京師の應援をなす云々掲載せり。されば幕府に於て其まゝに指置かれなば今後畿内は如何なり行くべきや痛心に堪へず。故に拙者此節二萬許の兵を率て大阪に登り、一時彼地に駐在して内は京師を守護し、外は海岸を防禦せんと欲す。然る上大樹公にもなるべく速かに御上洛ありて京師を守護せらるゝは勿論なり。此議今日内閣に於て閣老以下の意見を尋ねしに大概同意なるが、貴兄の御意見は如何とありしが、公(春嶽)此時島津三郎殿とともに京都に於て國家の大計を立らるべき決心なりし故然るべしとは思はれざりけれど、此決心は近日容堂殿へ内談せられしのみにていまだ他人には開口せられざる場合にもあり、且は廟堂從前の因循に似ずさる事に同意を表

慶喜兵を率ゐて上阪せんとす

せるは人心振起の端にもあるべきかとて、態と御尋の件は輕からぬ事なれば尙熟考の上にこそと答へられたりき。（續再夢紀事）

慶喜は二萬の大兵を率ゐて上方に赴き自ら防備の責に任ぜんと云つてゐるが、其の眞意は外事に托して京阪を威壓して幕府の勢力を示さんとするのであつたらしい。然るに春嶽は慶喜の單獨運動を是としなかつたのか、右の如き保留的返答をなしたのみで自家の計畫につきてはまだ打明けなかつた。然るに翌二十九日營中に於て慶喜始め閣老等にそれを持出して相談する所あつた。

廿九日營中に於て公（春嶽）板倉閣老とともに島津殿父子に上京を促し云々公武一致の國是を定めらるゝが今日の急務なりとの說を一橋殿及水野・小笠原兩閣老に相談せられしが、いづれも至極の良策なるべしとありて大に同意せられたりとぞ。板倉閣老へは昨夜相談せらるゝ筈にて來邸ある樣にと申入れ置かれけれど、俄に一橋殿來邸せらるゝ事となりし爲め來られざりし故今朝中根靱負をして其說を陳述せしめられ、板倉殿には已に同意ありしなり。（續再夢紀事）

慶喜及び閣老、春嶽の計畫に贊同

慶喜も板倉・水野・小笠原の三閣老も島津父子の上京を促し薩を加へての公武合體を謀る計畫には贊同したが、春嶽はなほ翌晦日に容堂及び閣老等を自邸に召集して、更に此の件を協議した。

晦日、例刻登營晝時前歸館せらる。本日退營後松平容堂殿・水野和泉守殿・板倉周防守殿・小笠原圖書頭殿來邸せらる。昨日營中に於て相談に及ばれし島津殿御父子に上京を促し云々の件を尙又協

議せられしが、一座の方々いよ〳〵異議なく遂に決議に及ばれたり。當時此事決議の上は高崎猪太郎急に鹿兒島に赴き三郎殿御父子に上京を促し、御父子承諾の上は來亥年正月廿日頃迄に着京あるべく、(春嶽)公及び容堂殿は正月十日頃に上京せらるべき胸算なりし。(續再夢紀事)

小楠の筋書に基づける公武合體計畫は慶喜も幕府閣老も愈、異存なきことゝなつたので、春嶽はそれを實行すべく翌十二月朔日薩藩士高崎猪太郎を藩邸に招き—上記の如く此の件幕府に於て內決の上は高崎直ちに江戶を發しそれより京都に立寄り鹿兒島に赴くべき筈であつたので—久光に速に上京ありて國家の爲に盡力せん事を切望する旨の傳言を委囑し、近衞關白・青蓮院宮に捧呈すべき書翰各一通と久光への書面とを托し、自ら着用してゐた羽織を脫ぎて彼に贈與した。近衞關白と青蓮院宮への書簡には其の所懷を開陳し、島津久光上京の儀を申達してゐるが、關白も宮も本來深く薩藩を賴れる事とて異論のあるべき筈はない。久光への書簡は左の通りだ。

春嶽より島津久光への書面

爾後殊之外御疎遠罷過不本意千萬御座候。扨御歸國之後も天下形勢・廟堂之光景も種々轉換有㆑之何分危急切迫之秋と相成、天使も御下向降 勅之御次第も不㆓容易㆒事共有㆑之候。乍㆑併天下之人心如㆓當今㆒義方に向ひ致㆓奮發㆒候儀は二百年來希有之盛事にて、乍㆑恐 聖明之感動被㆑爲㆑成候處に候得ば、此時に當り 皇國の衰運挽回無㆑之ては萬歲を經候ても其期有㆑之間敷と不㆑堪㆓激勵㆒候得共、兎角不才菲力不行屆而已にて恐懼不㆑少候處、近來容堂も登城被㆓仰付㆒廟議參豫に相成候故、大に力を得精々粉骨罷在候。御上洛も愈來二

皇國衰運挽回の好時機

月御決定之事にて其節は御宿望之通り　朝廷・幕府之御親睦御熟調に不㆓相成㆒候半では是亦相濟不㆑申譯に候得共、京師之御都合は甚不案内之儀にて目途も相立兼痛心此事に御座候得ば、此際之御周旋におゐては偏に賢兄之御鼎力に無㆑之候ては決て行屆間敷と申談候事に候處、曾て御上京被㆑成候樣　御內旨も有㆑之哉にも致㆓承知㆒候得ば、旁賢勞には候得共御支度次第一日も早く御上京相成候樣致㆓希望㆒候。左候得ば容堂申合せ從㆑是も上京いたし於㆓　輦下㆒及㆓御熟談㆒、官武御合躰之基本も　皇國萬全之大計も粗商議も極め候て、御上洛を御待受申上候樣仕度儀と奉㆑存候。尤容堂申談之次第、此地之形勢等は總て猪太郎之口上に讓り不㆑及㆓委細㆒候間、御聽取に相成候樣所㆓仰希㆒御座候。何分にも此機會は千歲之一遇と被㆑存候へば唯々早々御上京、再度之御盡力御座候樣　皇國之御爲に翹望依賴罷在候。且又高崎・岩下・吉井之三士先般以來精忠盡力不㆓容易㆒周旋共にて　暗に幕政之裨益とも相成候儀も不㆑少重疊感荷之至候得ば、可㆑然御褒詞も被㆑下候樣於㆓劣生㆒所㆑希に御座候。楮餘之心緒は來春之面晤を期し候。出仕前匆々布字如㆑此に候。

掛引なき本音

春嶽・小楠の意氣込

右に據ると春嶽は當時を以て皇國衰運を挽回するのに千載の一遇なりと心得、特に將軍の上洛は文久三年二月と定まり、公武合體の理想實現にも逸すべからざる好時機となし、容堂と倶に入洛して島津久光の上京を待受け三人相會同して大いになす所あらんとする意氣込があり〳〵と現れてゐるが、小楠とても此の絕好の機を活用して天下の公議に基づき天下の大政を行ひ、以て更革一新の實を擧げんと期してゐるのは勿論だ。彼は尾張藩の田宮彌太郎にも此の畫策につきて說く所あつた。

十二月十日尾藩田宮彌太郎來る。尾張殿の使命を述べ畢て中根靱負同道横井小楠の寓所にいたり國事の談論に及ぶ。此の時小楠來春京師に於て國是を定めんとするの議を申開けしに田宮大に感服し、親藩に在ては殊に同心戮力衰運を挽回せざるべからざる旨を述べ、夜三更に及で退散せり。(續再夢紀事)

併し小楠が企圖する所は尊皇的公武合體で、能く迄も朝廷を尊奉し、諸侯と俱に國勢を振起するにあつて單に德川家の私の爲を計るにあらざるは云ふ迄も無い。彼は尙尾藩邸に赴き大いに尊王の大義及び幕政の改新につきて說いた。

小楠尾藩邸にて持論演述

十二月十四日横井平四郎・中根靱負尾張殿の許に赴く。前大納言(慶勝)殿の招きに應ぜしなり。田宮彌太郎・長谷川惣藏・澤田庫之進接伴して兩人を饗應せらる。此の時横井尊　王の大義及び改新の氣運到來せる今日なれば幕府專ら從前の私を棄て公議に從はれざるべからずとの持論を演述しけるが、いづれも感服同意の旨を答へたり。前大納言殿にも襖越しに此演述を聽かれたりとぞ。畢て更に兩人を前大納言殿の座前に召され、横井に硯箱壹個、中根に硯箱壹個外に手づから印籠壹個を與へられき。(續再夢紀事)

是より先十二月四日慶喜は下阪の台命を受けてゐたが、同十五日陸路江戸を發する事となつた。其の大阪に向ふのは例の外艦入津の風評あるにつき先づ同地の海防を巡視せんが爲であつて、それよりは上京して後より來る春嶽等と會しようと云ふのである。然るに去る七日に三條・姉小路兩勅使は急遽歸京の途に上り、山内豐範・毛利定廣兩人も相前後して之に隨つ

た。これは島津久光が近衛關白等と謀りて京師の形勢を一變せんとするの情報が勅使等の耳に入つたので歸洛を急いだとの事であつた。それかあらぬか慶喜も十四日に至り右旅程を變じて先づ入京し、其の後に下阪する事として豫定の如く翌十五日に江戸を立つた。愈、局面は緊張して來た。春嶽と容堂とは正月十日頃發足に略決定せる事は前述の通りだが、愈、十二月十五日春嶽に、翌十六日容堂に將軍上洛に先だち西上するやうにとの台命が下り、春嶽は其の節は海路上洛したき旨を願ひ出たので幕船順動丸を貸與される事となつた。なほ此の場合公武合體派連合策なる筋書の作者たる小楠も春嶽と同道上京することになつたことは後に記する通りである。

慶喜入洛

春嶽・容堂に西上の台命

## 八　小楠の私的生活　コロリ病に罹る

以上今回の出府中に於ける小楠の公的生活について述べ來つたが、彼は福井行の途中春嶽の特使を受けて七月六日江戸に駈付けた其の日から、待兼ねてゐた春嶽を輔佐して幕府非常時の樞機に參與し、日夜寸暇なき繁忙さであり、而も幕府からは其の實力を認められて重用されんとした程の華々しき存在であつた。然るに其の私的生活はどうであつたか何等記錄がないので分らぬが、彼の書簡等より拾ひ出した一二を記さう。

大平・泰吉出府

小楠は着府以來春嶽の居る靈岸島の越藩別邸に起臥し、彼の許には甥大平と內藤泰吉の兩人もゐた。此の兩人は曩に疋田驛で小楠に別れてから一旦福井に赴き二十日許滯在してゐたが、丁度青山小三郎の出府するのと同行して來たのである。大平は毎日小楠の許から幕府の洋書調所に通つて英學の修業に餘念がなかつた。

小楠は前述の如く着府の日より繁忙を極め、たまに打寬ぐと云へば內藤を相手に寢酒の幾杯かを傾けながら國許の噂をする位であつたので、私的方面で特記すべき事柄のあらう筈もないが、併し彼が閏八月十五日からコロリ病に罹つて一時死線に彷徨したことは洩らすべからざる事實だ。

コロリ病流行

該病は當時江戶をはじめ各地に流行して猛威を逞しうしてゐた。その月の十一日に內藤泰吉が國許の矢島源助に與へた書面中に、「コロリ病尙又流行、江戶表も大分之死亡に御座候。既に大岩秀一と申中將(春嶽)様之侍醫、私着之前夜同病にて相果て」と書きたる後に「右コロリ病熊本方角も流行之由、一昨日松野大夫(肥後藩家老)相見噂に付、崎陽(長崎)にての模様、當地着後之經驗御心得之爲書記し入御覽候。沼山津にも早々御出浮被下、至誠院様・おつせ様にも得斗御咄合被置被下候様奉願候。社中にも御廻し被下知己中一人之障り無之様相禱申候」とて「コロリ病療治養生法」と題した一文を記して送つてから間もなく、醫者の不養生でもあるまいが夫子自ら本病に罹つた。小楠は內藤の病氣について閏八月八日付にて宿許宛の書(遺稿篇「書簡」一三〇)

内藤・小楠罹病

中に「泰吉先日來コロリ相煩、一旦よ程氣遣いたし候得共都合よろしく快く相成申候」と記してゐるが、其の小楠も亦十五日朝から之に侵され暴瀉を催し晝頃には益〻惡化し夕刻には遂に意識を失ふに至りしも、公義の洋方醫家が皆打寄りて治療に從事したので翌日には此の危險狀態を脱して次第に恢復に向つたのは何よりもの幸福であつた。當時は小楠の登庸問題のあつた頃で其の身軀の大切なるは千金にも萬金にも換へ難いので、此の病中には春嶽は云ふ迄もなく慶喜を始め幕府要路者が小楠の病狀を氣遣ふ事一方でなく、官醫を派して治療に手を盡くし、又將軍も春嶽を通じて彼の容態を尋ねなどして懇切を極めたので小楠は閏八月二十五日付にて其の病狀を宿許に報じた書面（遺稿篇「書簡」一三一）中に、「此節之病氣早速相聞へ候や否、所々より御醫者等さし越され御見舞等御座候。就中於御城は　上様より春嶽樣迄追々容躰御尋被遊、誠に以非常出格類例等も無御座候事にて難有内深く恐入奉存候。必竟右之通りのみよふがもの故如此死病もいき上り候事と被存候」と記してゐる。なほ小楠が專ら彼の治療に當つた半井（元沖）・坪井（信良）兩醫師に與へて感謝の意を表した左の一詩がある。（遺稿篇八九六頁參照）これは其の

コロリ病回復して半井・坪井兩醫師に贈りたる

題に廿二日の日付があるから、右宿許への手紙と照らし合はせて其の病床中の作たることが分る。

後の八月望暴瀉を發す。一時に萎衰し命殆ど危し。幸に半井・坪井兩賢に頼りて生を得たり。快哉の餘古風一章を賦して謝と爲す。時に廿二日なり。

虎か狼か鬼か神か、人の五臟及び全身を吸ふ、我此の病に臥すこと僅かに半日、面波たち手足も老皺を極む、半點の血水渾べて去り盡くし、口唯水を呼ぶこと幾ど頻々、我が命鷄の如く今晨に在り、後事を托せんと欲すれども其の人無し、屋角を仰望して嘆一聲、一聲々中悲辛を極む、幸に兩賢天下の手を得て、兩開死骨更に新を覺ゆ、復水を呼ばず復飯を呼ぶ、杯酒を呼んで口唇を濡さんと欲す、嗚呼虎か狼か鬼か神か、去れ去れ去れ去れ逡巡する勿れ、若し半刻を過ぐるも我は許さじ、汝が肉を屠りて佳珍と爲さんと欲す。

小楠拜

小楠の詩（松平侯爵家藏）

病氣が快癒してから小楠は靈岸島の別邸から常盤橋の本邸へ移つた。之は閏八月廿三日春嶽が本邸へ轉じた爲であらう。九月十五日には元田永孚が江戸詰を辭して歸國の途に就いた。彼の妻の死後宿元の餘儀ない事情等其の一身上の理由からであつたが、元田の『還暦

之記』に其の時の事を「横井先生會、流行病に係りて臥床に在り、余往て之を告ぐ。先生余の歸るを惜み、又五圓金を贈て急を救ひ、更に三十金を借與せらる」と記してゐる。なほ小楠は元田に左の一詩（遺稿篇八八九頁）を賦して贐けた。

五十三程秋好き時、名山名水吟詩に入らん、臥別平安の信を傳將して、笑つて飲め沼山の酒一巵。

みや子生る

この元田の江戸を立つた日に沼山津では、つせ子が一女を擧げ、みや子と名づけた。其の後幕府は再度の勅使の東下を迎ふることゝなり、其の待遇方法・勅旨の奉承問題等につき閣議を決定する上に迂餘曲折を極めたが、其の間に於ける春嶽の賓師としての小楠の繁忙は名狀すべからざるものがあり、幕府愈、勅旨を奉承したので、十二月七日勅使は歸京し、慶喜と春嶽は將軍上洛に先だちて入京を命ぜられたのは既記の通りだが、小楠も亦春嶽と倶に入洛することになつた。彼は十二月九日付で一書（遺稿篇「書簡」一三五）を宿許に寄せて「春嶽様も正月七日比には此許御發駕御上京可被成、いまだ御達には相成不申候。私も何に上京と被存候。然しいまだ被仰付は無御座候」と記してゐるが、同十六日付で同じく宿許への手紙（遺稿篇「書簡」一三六）には「春嶽様も正月十日前後は彌以御出立の御内定にて此節は蒸氣船より御出懸の御積。私も御同船大平を召連候筈にて、泰吉以下は海道を御供同勢と一同に遣し候筈に

蒸氣船にての上京を樂しむ

御座候。蒸氣船にて候へば、都合よろしければ二日三日路にて、大抵五日路と存候へば無相違

大坂に着仕候。殊にめづらしき事に御座候。當暮も誠無餘日相成り、殊之外いそがしく困り入申候。今一應は此許より書狀仕出し可申候。共餘は大坂・京師より可申上候」とある。然るに意外な災難が彼の身邊に降掛つて來てその樂しんでゐた上京はやんで仕舞つた。

## 九　遭難　福井行

平安城裏に殺伐の氣漲る

上記の如く大原勅使の東下の間に急に攘夷派に轉向した長藩は朝旨を奉じて頻りに活躍し、公武合體派の島津久光歸藩後の京都は長藩の獨舞臺の觀を呈してゐたが、同じく尊皇攘夷を標榜して朝廷より國事周旋の御沙汰を賜はるに至つた土藩の勢力も之に加はつて、今や尊攘派は全盛を極め同派の志士・浪士の氣勢は當るべからざるものがあると倶に平安の都には殺伐の氣漲り、刺客の横行暗殺の續發に世上を騷がすに至つた。先づ文久二年七月廿日に九條家の臣島田左近が殺害されたのを始めとして閏八月廿日には越後浪士本間精一郎、共の翌々日には九條家の諸大夫宇鄕玄蕃、同廿九日には目明し文吉、更に九月廿二日には京都町奉行組の與力渡邊金三郎・同心森孫六・同大河原重藏等がつぎ〳〵に襲はれ、四條磧・三條大橋等隨所に梟首された。右の內本間精一郎が變節の嫌疑で同志に殺された外は何れも幕府の走狗として志士から睨まれたものである。而も幕吏には之を取締る力が無かつたので所謂「天誅」

は此の後も尙續發し、江戶を始め諸藩に迄も波及した。

小楠も亦既に此の頃から其の身邊に警戒を要する立場にあつた。文久二年七月頃の事、土州藩の坂本龍馬及び岡本健三郎は勝海舟の開國論に憤激してこれを斬らんと思ひ春嶽の紹介によつて彼と面會すると、海舟は坂本の胸中を洞察して先手を打ち堂々と其の大抱負を吐露して坂本・岡本を心服せしめ、坂本は卽座に勝の門下となつたが、彼等は海舟訪問後同じく春嶽に添書を乞うて小楠とも會見した。そして世上に取沙汰される彼の□□論について詰問して見ると、□□どころか尊皇の心厚く國家を思ふ忠誠並々ならぬに感じ己等の誤解を悟つたといふことが春嶽の手記の中にある。なほ其の後海舟の評判惡しく暗殺の風聞があつた時坂本は夜々其の邸を警戒したといふ事だが、小楠も亦海舟と同じく尊攘派から奸物視され附狙らはれてゐた。

刺客に附狙はる

『續再夢紀事』によると、文久二年九月四日長藩の桂小五郎が越藩邸を訪ひ中根靱負に應接した時の話に、近頃世上では小楠の如き勤王心に乏しい人物が春嶽の參謀であつては天下の爲に宜しくあるまい。血氣の連中は今後彼に出會ひ次第に刺殺すと云つて居り、肥後藩士中にも小楠は本藩人であるから彼を屠るに他藩士の手を煩はす迄も無い、必ず自分達が決行するとの意見の者がある由だから、此の際同人は外出しないが好からうと忠告したとあり。

又同月十四日に同藩士周布政之助が、三日前京都より着府したばかりの佐久間佐兵衛と倶に

來邸して、同じく中根に面會した時にも、江戸では安井息軒・芳野金陵等の儒者連は邊陬の肥後より小楠の如き田舍學者を呼登せて大政改革に容喙させるのを不平の餘り小楠の惡聲を放ちつゝあるが、京都での惡評は更に甚だしく、若し春嶽が彼を伴うて上洛するやうな事があつたら、或は島田左近に同じく暴行を受くるや測り難いから今の内に品よく福井表へ遣はされては如何と注意したとある。當時は長藩が攘夷論を鼓吹して盛に運動しつゝあつた際であるので、小楠が春嶽の顧問として其の側に在つては攘夷の意見は到底行はるべくもないと認め、長藩士は其の邪魔者を取除くために右の如き苦肉の策を用ひたのだと批評してゐる人もあるが、小楠が開國論の首魁で、而も佐幕の奸物として攘夷派から嫌はれてゐた事には間違いから、單に春嶽・小楠の離間策ばかりではあるまい。實は彼等長藩士にしても決して小楠を理解してはゐなかつた。それから僅か一週間を經た同月廿一日桂・周布及び中村九郎の三名が小楠を訪うた時の狀況は既記の通りだが、幕政の實狀には多少通じてゐる彼等でも小楠が胸襟を開いて其の所見を吐露する迄は多分に疑念を抱き、場合によつては所謂直接行動にも及ばん勢で其の場面は餘程殺氣を帶びてゐたらしい。（本篇六一四頁參照）

坂本等にせよ桂等にせよ小楠に面接して親しく其の所論を聞きたる者は卽座に誤解を解いたが、小楠に對する世評は一般に改まらず、特に攘夷問題が急迫するに連れて益〻ひどくなるばかりであつた。其の結果は遂に十二月十九日の夜刺客に襲はれて同席の友人二名は傷つ

遂に襲はる

けられ、自分は手疵こそ負はなかつたがそれにもまさる士道忘却といふ汚名をきせられ、武士の面目に癒え難き深手を受けた。

此の日小楠は肥後藩の江戸留守居役吉田平之助が近く京都に赴くので之に面談の用事があつたため、同人に、近日は別して多用だが今夕幸に閑を得たから七ツ過(午後四時)より會合したき旨申送り置き、(遺稿篇「書簡」一三七)其の夕方お玉ケ池檜物丁なる吉田の妾宅『續再夢紀事』には待合茶屋渡世某の家とある。を訪ひ、矢張り同藩士の都築四郎・谷內藏允も同席にて用談の後は留別の酒宴となり、二階座敷にて婦人もまじりて賑やかに興じてゐたのであつた。其の中、谷は一人辭し去り、夜は既に初更を過ぎた頃突如として覆面抜刀の怪漢二人懸聲諸共躍込んだ。何れも大小は床の間に置いて打寛いでゐた中にも、小楠は梯子段に近い所に座つてゐたので素早く立上つて賊を遣過したもの丶無手では立向うべくもない。身を飜して階段を駈降りようとすると、其の中程で又一人覆面抜刀で上つて來た。それも巧みに摺り抜けて戸外に走り出た。

小楠の脱出したのに氣付かぬ曲者二人は都築と吉田に斬懸けた。都築は階段を駈上る荒々しい氣配を誰か懇意な者が酒興に乘じて無遠慮に入り來る位に考へた。不意でもあれば油斷もあつた。三人の內床に一番近く居た都築でさへ其處にある刀に手を伸ばす暇もなく切附けられた。吉田は斬込んで來る刄を僅かに右に躲したが、間髪を入れず更に迫り來る切先を右手で受止めて組付いた。さうして揉み合つてゐる所に後から闖入した一人の曲者が

吉田の頭に一刀を浴びせ更に股をグサと刺した。吉田は組み合つたまゝ次の間の中二階へころげ落ちたが、敵は共處の三尺四方位の小窓から逃げようとするのを、さはさせじと追縋る機に諸共に窓から又どつと庭へ落ちた。頭と股の深手に弱つてゐた吉田は共處で曲者を逃がして仕舞つた。

都築も再び白刄を振上る敵の手許に飛込んで組伏せ暫く格鬪の末漸く刀を奪つたが、吉田を斬つた一人が今度は都築に斬懸けて來て切尖鋭く眉の上から右眼にかけて切られ忽ち流血に眼を潰され、怯む間に敵は何れも姿を消した。

小楠は巧みに危地を脫して十町計隔つた常盤橋の越前邸へ駈附け、窓の外から大聲で呼んで門人の內藤から差替の大小を取るより早く現場へと引返した。內藤始め越藩の千本彌三郞や近藤篤太郞其の他十人程それに續いて檜物丁へ來て見ると既に刺客の影は見えず吉田と都築とが疵―吉田は頭と股とに各一ヶ所、都築は顏と頭に各一ヶ所―を負うて倒れてゐたので取敢ず兩人を肥後藩邸に送り屆け、一通り事情を具申した後越藩邸に引上げた。なほ小楠は翌二十日屆書を肥後藩邸に差出し、二十一日は書を宿許に寄せて今回の遭難につき詳報した。其の屆書と書簡は遺稿篇(「書簡」一三八)に載せてあるからこゝには贅せぬ。

因に小楠の遭難現場脫出の狀況につきて、或書には小楠が其の場を遁れて戶外に出ると十數人の覆面の武士が物々しく立つてゐたので、彼は小腰を屈めて恰も町人か下僕のやうな態度で素早

く走り去つたとあり、或は其の時小楠は手拭（褌とも云ふ）にて顔を隱して巧みに逃去つたといふ遺話もあるが、これは小楠に好意を有たぬ人々の間に倍〻誇張して傳へられたものであらう。一轟木武兵衛引取書」なるものにも此の刺客等には長州や土州の者が二十人程付添來り門前に見張つてゐたが、三人が小楠を打漏らしたのを聞いて「左候へば先刻無刀之者一人、不殘居候前を腰を屈め下座致し被成御免と申通候間、僕と存見逃候處、扨は横井にて爲有之を無氣付取逃たる事の口惜さよと孰も殘念がり、一同其場引拂候由」とある。然るに小楠が同月廿一日宿元へ寄せたる書狀（遺稿篇「書簡」一三八）には「私家來忍提灯にて迎に参り候節怪敷者ども十二三人も其近邊に居候て一人は其跡に付來り候由申出候、私驅歸り候道にては見受不申」とあり、小楠より肥後藩邸へ差出した屆狀（遺稿篇四〇〇頁）にも「尙又家來共え承糺候處最初私迎に罷越候節檜物町河岸に致覆面候者十三四人罷居、跡を慕ひ罷越候樣子に御座候」とあるのを見ると、小楠は其の怪しき覆面の武士とは出會つて居らぬやうだ。果して殺氣立つた二十人の目を晦ましたのが事實とすれば其の機智と大膽さは驚くべきではないか。

士道忘却問題

小楠は右の如くして身に一毫の傷も負はなかつたが、彼が少しも敵に立向はず且つ朋友を死地に殘して獨り脫出したのは武士に有るまじき振舞で士道忘却だとの非難が囂々と肥後藩側に起り、同藩邸では直ちに小楠の身柄を越藩より引取つて國許に送還する事に一決した。一方越藩側では小楠が其の夜肥藩邸より歸るや否や彼の寓居で中根靱負等が種々善後策を講じた結果、中根が小楠の屆書を携へて肥藩邸に出向く事になつた。處が翌二十日の朝中根

が未だ出掛けぬ内に肥藩重役沼田勘解由が小楠の寓居に來たとの報に、中根も小楠と倶に沼田と對談して見ると、肥藩邸では昨夜の刺客は吉田を狙うたものだとの評判があると語つた後、三人の擧動に差別はあるが何分一連の事なれば左様の不調法を其のまゝ差置きては恐入る次第なれば、小楠を肥藩邸に引取り謹愼させたいとの口上であつた。沼田と別れて中根は右の趣を春嶽に申達した。

肥後藩より小楠引取方を申し出づ

春嶽は肥後藩の小楠に對する處置が案ぜらるゝので、後刻中根を同藩邸に遣はして自分直接に面會したき旨を沼田に申し込ませた。沼田は中根に直様參邸すべき旨を答へると同時に、昨夜足輕兩人（黑瀨一郎助・安田喜助）亡命したるが、其の者共出邸の際今夜は遲くなりて自然門限切れなば最早歸るまじく、左様なりたる節は是非吉田を切り捨て行くべしなど申し置きたる由なれば、刺客は吉田目當にて小楠に關係なきこと明白となれりと告げた。

春嶽、沼田を引見

春嶽は程なく參邸した沼田を引見して、小楠は沼山津に閑居して居らば無事であらうのに自分が强て招聘し且つ深く信賴してゐたばかりに斯かる災難が勃發したのだと思ふと甚だ氣の毒にて心痛に堪へない。肥後藩の掟を彼是言ふ可きで無いが、どうか自分の心中を察して寛大なる處分に及ぶやうと賴んだ。委細畏まりたりとて退座した沼田は控所に於て中根に、不慮の事とは云ひながら場所柄も宜しくなく、其の上婦人抔も交つてゐた様子で罪を重き方にしようとすれば如何様にも重科になる情勢であるが、折角懇篤なる御意である故精々然

小楠、歸國を願ひ出づると倶に當時の心事を述ぶ

るべく取計ひたい。併し何れにせよ小楠の身柄は肥藩邸に引取りたいが、同邸には勤王家も多くゐるので甚だ心配だと物語つた。

小楠はかゝる事情を見て此の上春嶽等を煩はすのは本意で無いので、同夜病氣を理由として歸國願を中根に指出すと倶に「前夜の事情猶又熟考候處、其節は急速の際不及思慮腰刀無之ては駈歸り再び罷越候次第、今と成思へば彼時二階より下り摺鉢でも摺木でも追取、打てかゝり候へば宜かりしを、其場にて腰刀之事を思ひ候丈け後れと相成り、武士道立不申候事と相成候へば士道へ掛けての御懸合は一切無之、武士は棄り候と被成置候樣」にと具申した。これは小楠の本音であつた事は宿許への廿一日付書面（遺稿篇「書簡」一三八）に「私其場之處置階子を懸下り候へ共有合之物棒にても何にてもおつとり懸上り、兩人を助け身命限り働候儀當然にて御座候處、無刀故駈歸り候て其機に後れ候處、士道之處置を失ひ候て深恐入奉存候。依之病氣下之願書春嶽樣迄差出、龍（肥後藩邸）ノ口へも內意申入置候」とあるのでも分る。然るに德富蘇峯は「維新の大業と横井小楠」と題する講演中に此の時の事を評して「あれほど氣轉の利いた人であつたので摺古木でも摺鉢でも或は出刄庖丁でも薄刄庖丁でもあつたに相違ないから、やらうと思へばやられたのであらうが、どうもその時には死に度くはなかつたのではないかと私は推察してゐる。然しそれはよく判らない。併し乍ら横井先生が臆病家でないと云ふ事丈けは御承知を願ひ度い」とて其の證據に明治二年京都で遭難の時病體なが

ら奪闘した事を擧げてゐる。襲撃を受けた咄嗟の場合の小楠としては春嶽の眷顧に對してもやみ〳〵と刺客に斬られて犬死は出來ぬ體だから死に度なかつたのが或は本當かもしれぬ。又此の當時京都に居た元田東野は、其の『還曆之記』中に「余天授庵に在て江戸の變報至る。未だ其報を讀畢らざるに余謂ふ先生は免れたるならんと果して然り」と記してゐる。士道忘却の點については何とも書いてないから其の意味が能く分らぬが、小楠とは水魚も啻ならぬ間柄であるから彼の平素の持論から推してかゝる場合にはかくあるべしと察したか、小楠の武技と敏捷を熟知してゐるからその無事を信じたか孰れかであらう。

元田の直覺感

肥藩の申し出につき越藩對策を議す

此の夜又肥藩邸から淸田新兵衛が越藩邸内の大道寺七右衛門の許に來て、小楠は貴藩へ御貸してあるが此の度の不束なる始末もあり、斯様な者を御手許に差出して置くのは何共恐入り且つ不安心至極であるから龍ノ口に引取り、藩主の意を伺つて處分したいと申し入れたので、大道寺は春嶽只今不在だから歸邸の上何分取計らはうとて之を歸した後、越藩重臣等は此の對策に就いて種々評議を凝らした。中根が沼田から聞いた所では刺客の狙つたのは小楠ではなくして吉田らしいとの事ではあるが、これ迄小楠を暗殺すべしとの風說が行はれ、殊にそれが肥後藩内に濃厚であるから、小楠を引渡さば同藩邸で如何程警衛したとて安心は出來ず、其の上國許へ送還するとせば道中は尙更の事、肥後に歸り着いても彼の地は小楠にとり敵中同然で何れにしても危險は免れ難い。さて又越藩邸に預かるとしても春嶽の在府中は兎

に角近々上洛せば忽ち手薄と成つて迚も護衞は覺束無い。さりとて京都へ同伴さるゝ事の不可能なるは言ふ迄も無い。どうも此の際萬全の策とては無いが、是迄非常に寵遇せられた小楠を今回の過の爲に手放して危地に暴す事となりては春嶽として啻に愛士の誠意が立たぬのみならず延いては天下有志の信望を失うことにもなるから、兎にも角にも彼を肥後藩に引渡してはならぬ。もと／＼小楠は春嶽が肥後藩主と直接交渉の結果借受けたのであるから春嶽明春上京の上で同藩主とこれ又直接に交渉すべく、それ迄は彼の身柄を當方に預るのが上策だと評決した。春嶽歸邸するや執政より此の評決の次第を上申すると春嶽も至極尤もだと同意したので、明朝岡部豐後と中根とが龍ノ口なる肥藩邸に赴き此の旨を申し入れる事となつた。一體小楠の今回の行爲を肥藩では士道忘却なりとして彼を排斥するが、越藩では之に反して寧ろそれを當然の事とし、右評議の席上に於ける一同の意見も「小楠の白刄を凌がざるは文天祥が卒を（一字缺）□り候意味にて、命さへ有レ之候へば爲すべき事あるの見識にて、瑣々たる小節を以て論ずべきには無レ之」と云ふにあつた。小楠も右評議の消息を前記廿一日の宿許への書面に詳記してゐる。

廿一日の朝越藩邸では先づ留守居役草尾精一郎を肥藩邸の清田新兵衞の許に遣つて前日の同人を以ての申入を春嶽に取次いだが、委細に就ては後刻岡部・中根の兩人が參邸して申述べる旨を通じさせて置き、四ツ時（午前十時）兩人同道肥藩邸に沼田勘解由を訪うた。その對話の次第は

越藩、小楠身柄を預りたき旨申込む

概略次の如くである。

先づ岡部等は肥後には肥後の藩法も有る事なれば小楠を引渡すべき筈であるのは云ふ迄も無く、又當人からも既に暇を取つて歸國したき旨を願ひ出てもゐるが、引渡して後の彼の身邊の危險を思ふと頗る懸念に堪へない。肥後藩では如何に取計はるゝかそれを承知して安心したいとの春嶽の意向である旨を述べると、これに對して沼田は小楠の身柄引取方は自分の役柄上取計はねばならぬが同人の安危に就いての保證は致しかねる。小楠は越前では非常の待遇を受けてゐるが、肥後では一介の平侍であるから國許へ遣るにも當人從僕の外には護衞を付ける譯に行かず、又國許に歸つたとて中々安心の見込が付かぬと答へた。岡部等は到底それでは春嶽は安心せられないと思ふ。越藩邸では此の際同人を福井に遣るのが最も安全だらうとの議に纏つてゐるが左樣任せて貰へまいか。それも無體に願ふ譯ではない。明春早々春嶽が上京せば越中守細川慶順と對面の上直々話し合ひたいから、其迄は今のまゝ小楠を借置きたいとの意向であると述べた。

さう出られては沼田も之に反對する譯に行かぬので、もと〳〵小楠の身柄につきては兩藩侯の間で取極められた事であれば、越侯の右意向に對しては違背は出來ない。併し肥後藩では小楠が友人の危害をも顧みず逃歸つたとて議論が沸騰してゐるので自分は役柄上ほとほと困り拔いてゐる。それで自分よりは飽くまでも引渡を申し入れるから、越藩では越侯の意

向を何處までも押して申し入れられたい。さうすれば當方は枉げて承諾すると云ふ運にならう。尤も是は他人には口外し難き打割つての密談であると語つたので岡部・中根も其の好意を謝し、猶一應春嶽に相談の上にて懸合ふ旨を告げて引上げた。此の沼田の應對振には兩人も大いに感心したと見えて、中根より國許重役への書狀中に同人の事を「三十未滿とも可レ申若者にて候へども中々能心得居、條理を立申候。此件は天下の批判にも可ニ相成ニ儀に候へば聊にても春嶽樣の御私に相成候ては御職掌に被レ對れ相濟不レ被レ成、私共も御私に與し候ては無ニ申譯ニ候へば御公私の際乍レ恐再應御講究被レ下候樣抔申出、天晴成る事に御座候」と賞揚してゐる。小楠は兎角肥後藩の役人には毛嫌されてゐた所に今回の事件があつたので、其の行動につきて沼田の云へる如くに議論沸騰したことは想像に餘りがある。此の時肥後藩邸に遭難三人の姓を織り込んで「にげだして横井い譯を都築だしいき恥よりも死ぬが吉田よ」と云ふ狂歌があつた程だ。此の渦中にあつて沼田の沈着にして條理ある態度と應接振は如何にも敬服に値する。越藩重役が感歎したのもその筈だ。

岡部・中根、沼田の應待振に感服す

　岡部・中根は右の次第を復命に及ぶと春嶽も其の好都合に運んだのを喜び、小楠の身柄は明春越中守に直談に及ぶ迄は只今通り指置きたき旨返答すべきやう命じたので中根は之を書取にし、翌二十二日肥後藩邸に持參し沼田に差出した。それは左の通り。

中根の肥後藩邸に持參せる覺書

　此度横井平四郎殿不慮之過失出來候處、其儘彼ニ指置レ候義御不安心之御次第故、其御方へ御引取御預乍ヘ被レ

遣越中守樣御指圖を御伺被レ成度段御申上之趣、春嶽樣御承知被レ成、御藩法左も可レ有二御座一儀にて御中立之通りに被レ任度思召に候得共、御同人儀は先年來篤く御信用御座候事にて、夫が爲に御同人身上に種々之物議も紛興致居候折柄、御國許へ御遣しに相成に付ては、はる〲の路程此上不測之變故有レ之候ては春嶽樣御信義にも可二相拘一儀にて甚以御懸念思召候事に候。右に付御中立に被レ對候ては御氣之毒には思召候得共、素々御直約にて御借用に相成居候事に候得ば今暫此儘に被二成置一、來春は早々御上京にも相成候得ば於二彼表一越中守樣へも御對談其節兎も角も御直談被レ成度と思召候。尤右之次第不二取敢一御直書を以一應可レ被二仰進置一候間此段御承知にて、夫迄之處は此方に御指置候樣被レ成度被二思召一候。勿論不束之儀も有レ之上之儀に候へば、御同人も急度相愼被二罷在一候事に御座候事。

沼田は右書取を一見の上、「段々厚き思召を以被二仰付一候儀に候得ば此上强て可レ奉レ願樣も無レ之候得共、猶又役々申談候上にて從レ是御請可レ仕」と答へたので、中根は其の承諾さへ得ば今夜にも小楠を福井に立たせたいとの意向を語り、但し此の事が萬一外に洩れなば途中の危難も計難いから極密を要するが、されば迚同人を當方に留めて是迄通り春嶽の手許にも出るとあつては又疑惑も生ずる故、表向の處は遠からず同人を國許へ遣はすと云ふ位にして置かれたいと頼んで退出した。さうすると其の夕左記書面が沼田から屆いた。

沼田より中根への書面

過刻は御枉駕辱奉レ存候。陳ば橫井平四郎儀不束之儀有レ之候に付ては、其儘難レ被二指置一、早々此方へ引取申度段申上置候通りに御座候處、春嶽樣厚思召之旨被レ爲レ在委細以二御書取一御賴談之趣拜承仕、誠に無二御餘

義ニ御事情にも被レ爲レ在候得ば此上强て引取之儀は難ニ相願一、先御賴談之旨に應、越中守樣思召をも相伺候上猶從レ是及ニ御懸合一候筋も可レ有ニ御座一候間左樣御承知、此旨可レ然樣御申上可レ被レ下奉レ希候。平四郎不束之處より不ニ一方一御配慮を奉レ掛候段於レ私も重疊奉ニ恐入一候次第に御座候。右御挨拶旁早速參殿可レ仕之處彼是御用多、且は貴諭之趣も御座候に付不ニ取敢一寸楮を以得ニ御意一申事に御座候。以上。

臘月廿二日　沼田勘解由

中根靱負樣

小楠處置の問題落着す

右によつて小楠の處置に關する越藩と在府肥藩重役との交渉は一先づ落着した。然るに右交渉記事は總べて『續再夢紀事』に載せられたる在府越藩重役中根靱負・島田近江より國許の重役なる秋田彈正・酒井十之丞に本事件を詳報したる書狀に據つたのであるが、肥藩の沼田勘解由から十二月廿三日附にて國許長岡監物に該事件の顚末を報じたる書面を見ると、稍共の趣を異にし、特に春嶽より沼田に小楠の士道につき賴談した件なども記してあるから、左に此の書簡をも揭げよう。

沼田より長岡監物への書面

廿日早朝常盤橋ゑ罷出、平四郎前文之次第に付早々此方ゑ引取御國元ゑ差下申度段、中根靱負を以春嶽樣ゑ申置候處、後刻猶被ニ召呼一御直に厚御沙汰等被レ爲レ在、此上は御國法も可レ有レ之事に付御藩之御取扱に被レ任にて可レ有レ之、尤平四郎武士道は相立候樣之取計を被レ成ニ御賴一旨御沙汰に付、奉レ畏得斗勘考も可レ仕段御請申上、退て考申候得ば一旦取失候士道相立候樣との儀は甚六ケ敷御注文に付平四郎儀責て前非を悔自己と

切腹いたし候外は有レ之間敷候へども從ニ官府一借候筋合に無レ之、誰ぞ朋友之場を以覺悟致せ候方にも可レ有レ之か彼是心配いたし居候內、岡部豐後・中根靱負罷越、春嶽樣御沙汰之不篤と御勘考之趣有レ之、武士道相立候樣との儀は御取返被レ爲度旨御相談之爲參候由申出候付、從レ是も深致ニ勘考一居候趣等打明及ニ應接一、平四郎一人之爲外議被レ爲レ受候樣に共有レ之候ては難ニ相成一、一刻も早御手を被レ放此方え御返被レ下度との儀申述候處、至極尤には候得共、春嶽樣少御懸念之筋も被レ爲レ在哉に付受取渡候儀は暫之間致ニ猶豫一吳樣との事に候處、昨日中根靱負御殿え罷出春嶽樣深き思召之旨別紙書取を以縷々御賴談之趣有レ之、御直約にて御借受之末無ニ餘儀一御事情も被レ爲レ在此元限强ては難ニ願取一、先共旨に應、太守樣思召奉レ伺候上猶從レ是及ニ御懸合一可レ申との趣及ニ御答一置申候。右一件言語道斷之事共にて、乍レ恐上にも嘸々可レ被レ遊ニ御苦惱一、此砌御外聞にも係重疊奉ニ恐入一候次第御座候。平四郎儀に付ては春嶽樣より御直書を以御相談之筋も可レ被レ爲レ在候趣に御座候處、同人儀此儘越前に被ニ差出一置候ては天下之御爲にも宜る間敷哉に付右等之處猶御熟考被レ下、尊慮之趣早々御伺取被ニ仰出一之趣は急便を以被ニ仰下一候樣奉レ存候。且又四郎(都築)・平之助(吉田)よりは身分伺をも差出候付追て御模樣有レ之候迄は相愼居候樣及ニ差圖一、共場之始末等は聞方之儀も直に及レ達置候事に御座候。以上。

十二月廿三日　　　　　　　沼田勘解由

長岡監物殿

右書簡に據ると春嶽は、小楠の處置は肥後の國法に任せるが、小楠の武士道の立つ樣に取計つてくれよと沼田に依賴したるに對し、沼田は一旦失つた士道を立つるには切腹させるより

外はないとまで考へたとある。さうすると沼田自身も小楠の難を逃れたのを士道忘却となしてゐるらしい。そして春嶽は小楠の士道に關しての沼田への依賴を取消してゐるが、これは前記の如く小楠が「士道へかけての御懸合は一切無レ之武士は棄り候と被レ成置度」と願ひ出でた爲ではあるまいか。なほ上記の中根が沼田に差出した書取書にも、亦此の沼田の書面にも春嶽が小楠身柄の處置につき直書を以て細川越中守に相談すると云ふことがあるが、その艸案と思しきもの―宛名も日附もない―を松平(慶民)家所藏「中根雪江手記」中に見出したから、左に掲げよう。

春嶽より細川越中への書面

御家從都築四郎・吉田平之助・横井平四郎不慮之危難に遇候始末は夫々より可レ達候得ば不レ贅二于玆一候。何も笑止千萬と申內、別て平四郎儀は小生拜借中之儀にて何共申譯なき次第にて恐縮不レ少奉レ存候。右に付早々御家臣沼田勘解由呼出、御藩法も可レ有レ之事故共通り取斗相成樣申談候處、同人より申出候樣は不行屆之儀を仕出候平四郎儀に候へば小生手許へ指出置候儀不安心之次第に付早速貴邸へ引戾し御國許へ差越爲レ愼置、所分之儀は御賢慮を伺決度趣再應申立、平四郎儀も病氣にて用向難二相勤一候間御國許へ引取度段願出申候。兩樣共至當之筋にて間然可レ致樣も無レ之候。然る處平四郎儀は先年借用相願候以來國政筋におゐて多々功勞も有レ之而已ならず、當夏出府後は猶以尊攘大義の講究を初天下之儀ども端々申談裨益不レ少專ら信用致居候事故、平四郎身上におゐては却て世間の娟嫉嫌疑を生じ種々の物議も洶々に相成候儀全小生否德の致す處にて、平四郎に對しても不レ堪二憂慚一罷在候折柄此度之奇禍出來候故心痛至極仕候事に候。沼田も公正平四

郎之數願猶々相任せ度儀には候得共右樣不測之變事も難レ量時節御國許迄之遠路中如何之儀出來仕候半も相知れ不レ申、自然萬一御國許迄□□□(三字不明)相成難く儀に有レ之ては年來信用致來候者を一段之過失によつて忽危難之地に投じ、不測を生じ候樣にては報德之大義も難二相立一天下有志に對し面目も無レ之在職も致兼候譯に御座候。仍て平四郎之身分之儀は小生來春はまた上京も仕候事故、於二錦地一拜語之上御相談申上度譯も御聞□(一字不明)故夫迄之處は此儘小生方に指置度と被レ存候。沼田初め一藩の正義に對して甚心配し候へ共小生に於ても前文之義理合も有レ之强て小生之存意に任せ吳候樣沼田へ相賴候間此段御聞置相願候。いづれ沼田よりも小生强賴之次第申上猶又賢兄之御指揮も仰ぎ可レ申と存候へば其節は何分にも、小生出京御相談に及候迄之處は是迄通拜借に被二成置一被レ下候樣に□(一字不明)聞へ相成候樣自由ながら奉二懇願一候。吳々も小生之不德より平四郎身上に嫌疑を生じ夫よりして禍災も相兆候事にて畢竟は責小生に歸候事候得共此處御深察被レ下、何分にも拜接御示談申上候迄之處先づ唯今申候通り御□□□□(四字不明)被レ下樣偏以奉二希望一候。尤御藩法に移候上之事候へば小生國許へ歸遣爲二相愼一置候事に御座候。唯不慮之災難にて樞要之時節に一臂を失□□(二字不明)嘆息之至り深く御憐察可レ被レ下候。右御願□(不明)態と呈二一書一申候。

既記沼田より中根への書面が屆いた二十二日の夜小楠は福井に向ひて出發する事となつた。朝來既に春嶽の內意を受けて居た千本彌三郎・近藤鴬太郎の兩人が早駈の支度をなした。愈々出發の刻限迫ると春嶽は密かに小楠を呼んで別れの盃を取交した。上記中根及び島田の書狀中の左の一節が何よりも能く其の時の景況を物語つてゐる。

小楠は暮時過御前へ被レ召御相談之儀等有レ之、兩執政被ニ罷出一、御吸物・御酒・御肴少々有レ之、御離杯取替し有レ之愁然たる有様、御双方御落涙・無言の御離別、御胸中も察入、傍觀も殆潸然たる事に御座候。御側向等へも秘密にて被レ下物等之御支度も御出來不レ被レ成に付御身付の御提物・御煙管・御煙草入等被レ下候。風雲變態も常態位の事に候得共此の一變こそ實に不測餘りなる事にて茫然と相成申候。

劉玄德の徐庶と別れた光景もかくの如くであつたであらうと思はるゝが、春嶽と小楠の心中は推し量られて眞に哀れである。かくて小楠は平服の儘龍ノ口へ所用ある風に見せかけて西門より、千本と近藤とは同時に東門より常盤橋を出立し、三名は程近き吳服橋で落合つた。時はもう十時に近い頃であつたが小楠は駢て駕籠に乘り兩名に護られつゝ闇に紛れて江戸を去つた。此の後肥後藩の沼田勘解由は十二月二十七日付にて左の如き書面を國許政府に發した。

極秘裡に江戸を落つ

一、横井平四郎儀此節之一件に付ては早々御屋敷引取御國許へ指下筈之處、從ニ春嶽様一御厚御賴談之趣有レ之、先其旨に應尊慮奉ニ伺置一候事に御座候處、平四郎儀一トト先福井表之様に御遣被レ成候段、越前御留守居淸田新兵衞御小屋へ參演舌之趣書取を以新兵衞より相達申候間則右寫入ニ御披見一申候。尤春嶽様より大守様へ被レ進候御直書は今度御先へ被ニ差登一候御用人毛受鹿之介と申人へ御持せ京都へ御遣に相成候由。平四郎儀一先越前へ御遣之儀等委細御直書を以御相談被ニ仰進一御模様に御座候。此段も爲ニ御承知一申達置候。已上。

清田の持參した書取は見出されぬが、彼は肥後藩邸に至り小楠の福井に向け江戸を出發したる旨を告げて諒解を求めたらしい。そして前記春嶽の細川慶順—文久三年正月十七日入京—への直書は毛受によりて屆けられたと見える。

越藩君臣の失望落膽

春嶽は大望を抱いての上京を間近に控へて片時も無くてはならぬ小楠と同行することの出來ぬやうになつたのは宛ら片腕を失ふ心地がしたであらう。又越藩上下が小楠の失脚につきて失望落膽した事も一方で無く、上記中根・島田の書狀中に「某日長州の政之助周布を失ひたるを憐みしが、今日は爰に小楠を失ひ、一鄙光輝無之樣之心地、萬嘆千息、何之詮も無之候」と記せるのも左も有るべしと思はれる。長州の周布を失ひたるとは、文久二年十一月十三日長藩志士高杉晉作・久坂玄瑞等十二三人が外國公使を刺さんとした事件のあつた日に周布が土藩士に對して山內容堂を罵倒した事から退職の上、國に追下しになつたことを云ふのであらうが、當時長藩では周布の如き人物がゐなくては萬事が捌けぬので表面は國に追下したと云ふことにして、その實は依然江戸にゐて麻田公輔と變名し內々周旋しつゝあつたのだが、小楠は名實俱に江戸を去つて越前に屛居することになつた。かくして明春京都に於て其の頽勢を挽回せんとする公武合體派の連合運動に取つて主謀者兼立役者たる小楠を奪ひ去られたのは何物を以ても償ひがたき大損失であつた。

公武合體派の大損失

啻に公武合體派の損失であつたばかりでなく、彼は文久の幕政改革には主役にも近き位置にあつたのだから、此の失脚なくして春嶽の傍

にあつて存分の活躍をなさしめたならば、日本の歴史も今日に存するものよりも異なつた方向に綴られたかも知れない。小楠にしても此の際の下場は痛恨で有つたらうが幕政改革も彼の去ると同時にまた殆ど龍頭蛇尾の姿となつたのは遺憾の極みである。

福井に安着

小楠は案ぜられた道中も無事に數日後には福井表に着いた。此の時小楠がどう云ふ行程を取つたか今それを確むべき資料が無いが、兎に角不測の變に對する用心から其の道中抔は可なり苦心が拂はれたのであらうと思はれる。現在福井の古老の間には小楠が笈を負ひ山伏姿で福井に來たとの遺話がある。それは小楠の何度目に來福せる時の事か、或は何の爲に變裝したかに就いて明答する者は無いから眞僞のほども斷定し難いが、或は此の時に小楠が敵の眼を晦ます爲の彼の姿では無かつたかとも想像される。

春嶽、大平と内藤を慰む

小楠が出發して四日後なる十二月二十六日に大平及び内藤泰吉も彦熊・淺吉・只助・淸九郎等を連れ江戸を立つて翌年正月十一日に越前に安着したが、彼等の出發前夜春嶽は大平と内藤とを引見して懇に慰籍の言葉を掛け品物を惠んだ。大平・內藤の着福の翌日宿許宛小楠の手紙(遺稿篇「書簡」一四〇)の中にも「大平・泰吉出立前日に兩人共に春嶽様御前に被ㇾ爲ㇾ召段々御慰勞被ㇾ遊、御手づから拜領物も有ㇾ之誠に難ㇾ有御事に御座候。大平へは別て御懇にて、いくつに相成哉立つて見よと被ㇾ仰候間、則立申候へば殊の外大男と御ほめ被ㇾ成候。兩人共に怪しからず難ㇾ有申候」なる一節がある。此の事たる春嶽が小楠に對する景慕の情の厚ければこそ

であらうが、この優しき勞りや手厚き贈物に二人は勿論、小楠の深く感激したのも當然で不測の災難に打拉かれた彼等の爲に大なる慰安であつたであらう。

小楠は右の如く福井に安着したが、既記十二月二十三日付と同二十七日付の沼田勘解由の書翰が國許に屆いて小楠等の遭難事件や其の後に於ける小楠の處置などが分ると、肥後では小楠の行爲は士道忘却なりとの非難や小楠の越前行につきての當否の議論などが政廳はじめ藩士間に隨分やかましかつた。文久三年正月井口呈助の如きは直接に左の如き意見書を春嶽に寄せてゐる。

### 井口呈助の意見書

此節橫井平四郞不慮之變事に立合處分屆兼候付ては、不二容易一御招待を受居候身分恐入、早速奉レ願、弊藩え引取候存念に御座候處、是迄　御國政は勿論總裁職被レ爲レ蒙レ仰候付ても、段々御爲合に爲二相成一儀も有レ之由にて、此儘被二差返一候儀も　御心外に被レ爲レ在候哉。平四郞儀福井表え被二差下一候段承及申候。自然無二相違一儀にも御座候はゞ、是迄格別　御寵遇を受候身分此節に至り一旦に不レ被レ爲レ棄候御儀、厚き　思召にて、重疊尤之御情態とは奉レ窺候得共、退て勘考仕候得ば當時天下之形勢如レ斯衰頽に至候儀、畢竟三百年に近き太平上下貴賤武士道に疎く罷成候よりの儀にて、外夷猖獗海內志士之義忿を激成し、大樹之御威光も立兼天下之御抑揚被レ爲レ屆兼誠以嘆敷次第に御座候處、一橋公・御當家樣今度海內之御人望を以御後見・總裁職被レ爲レ蒙レ仰、御政事向御大變革被二仰出一候御儀實に千緒萬端に可レ有二御座一候處、其大要は元龜・天正以來武士道御興復被レ爲レ在候外有二御座一間敷候處、右平四郞儀才力衆に秀非常之御目鏡を以御依賴被レ遊候之御

儀には可レ有二御座一候得共、此節に至り全く士道忘却仕候義世上其隠れ無二御座一候處、矢張御眷顧を蒙り、福井表え被二差越一候ては越中守様御家法にも差碍り、　御當家に於も此後如何に仁義道徳を說き嘉謀懿猷を獻じ御政事向には間然無レ之候共、武道之本意相廢れ候ては天下之大勢御挽回之期は有二御座一間敷候。將又御當家様には大度之　思召にて曾子師父兄之道を以御宥儀被レ爲レ在候　思召にも有レ之哉に御座候得共、皇國之士風自から漢土に異り、曾子といへども差許がたき譯合に可レ有二御座一候得ば、最前平四郎願之通り熊本へ被二　差返一、越中守様御家法之通り被二仰付一可レ然御儀かと奉レ存候。平四郎儀於二弊藩一は實に一介之士にて御座候得共、御當家様非常之　御寵眷を蒙り候ては其名天下に隱無く、此節御取扱振次第にて人心之向背士氣之張弛にも關係仕天下國家之御爲實に大切之御儀と奉レ存候。右は私一書生身分兎や角申出候義重疊恐多奉レ存候得共天下之公議誠以難二默止一聊表二愚衷一候迄に御座候。疎漏之罪御宥恕奉レ願候。恐惶頓首。

文久三年正月　細川越中守様儒臣

井口呈助

正德（花押）

春嶽様

御側御用人中様

井口は藩學助教より奉行兼用人となり明治になつてから小參事に轉じた肥後先哲の一人である。流石に其の所論には見るべきものがあるが、福井では小楠を越前に迭りたるには上

記の如き事情あるのみならず、小楠の行爲につきても肥後藩とは見る所を異にしてゐるので井口の意見書は之を默殺してしまつたらしい。肥後藩廳では沼田よりの書狀に基づき評議を凝らした結果先づ春嶽の依賴通りにして置くことになつたと見えて、其の後江戶詰重役との間に六つかしい文書の往復もあつてゐない。兎に角小楠は肥・越兩藩主の直談ある迄は福井に滯在することになつたのである。

## (附) 刺客と其の最後

上記小楠等の變事あるや直ちに刺客三人の何者なるかゞ詮議された。同夜龍ノ口肥後藩邸詰の足輕黑瀨市郎助と安田喜助とが失踪したが、其の二人が夕刻長州人と連立つて藩邸を出づるに當り前記の如く今夜は遲くなるが、門限を過ぐればもう歸らぬ。其の時は吉田を斬つて行くと云つたので、嫌疑は此の二人に懸つた。然し今一人については何者とも手掛がなかつた。

翌文久三年三月廿二日京都南禪寺山內瀧ノ山の大日堂で自殺してゐた一浪士があつた。發見された時は何者とも分らなかつたが、間もなく長州人が來て手厚く遺骸を收め東山山內の靈山に埋葬し「南季二郞」なる一基の墓碑を建てた。何ぞ圖らんこれこそ肥後藩脫走浪士堤松左衛門義次の假の名で小楠襲擊の主謀者であつた。彼は外樣足輕堤貞次の二男で、父の同役轟武兵衛に文を習ひ宮部鼎藏に就いて武を練つたが、いつしか兩人から勤王の感化を受け、河上彥齋・大野鐵兵衛など同藩勤王志士とは勿論他藩の同志とも交際するやうになり、文久二年十月遂に脫藩して長

州に走つた。當時長州には諸國から尊攘派の志士・浪士が集つてゐたが、偶〻長・土二藩の浪士の間に小楠を暗殺すべしとの論が盛で、彼等は幕府の和議・開國の罪を小楠に歸し、破約攘夷を促進するには先づ彼を除くべしと爲した。堤は同藩の奸物を除くには他藩同志の手を藉るを屑しとせず自ら之に當るべく決心し、直ちに長州を發して一路江戸を指して急いだが數名の同志も彼を擁して同行した。堤は京都に着くと丁度其の時上洛することになつてゐた舊師宮部・轟を待合はせて面會し、小楠暗殺の計畫を打明けて訣別の辭を述べた。宮部等は一應其の非を諭して再會を約したが、堤は一足先に江戸に下つた同志に先んぜられてはと懸念しつゝ其のまゝ早打にて其の後を追うた。

堤、小楠暗殺を企つ

堤、黒瀬・安田を語らふ

堤は江戸に着して幾度か小楠に面會を求めたが目的を達せず、容易に乘ずべき機會がないので遂に前記黒瀬・安田兩人に決意を告げて贊同を得るに及び、小楠の動靜を知るの便宜を得、漸く小楠・吉田等の會見の日時と場所を探知した。かくて彼等三人は同志等の援助を辭して既記の如く斬込んだが折角目指した小楠を逸し、吉田・都築を傷つけたのみであつた。

小楠を逸す

堤・黒瀬・安田の三人はその場から江戸を落延びて西に走つたが、氣節を以て生命とする熱血漢の堤は京都に來り、一面には小楠を討洩らした責を負ひ、一面には國法を犯した主謀者としての罪を藩主に謝するため長・土同志の宥めるのを聽かず遂に前記の日に死を決して南禪寺の後山に登り、肥後の藩邸を遙拜して自ら刄に伏し、曲折に富んだ彼が二十五年の短生涯を終つた。彼は死に際して着して居つた白衣に、

堤自殺す

臣嚮に江戸にあるや賣國の士横井平四郎を斬らんとす、不幸にして事成らず。生を偸み今日に

至る其罪大なり、故に自刄して以て國家に謝す。 堤松左衛門義次臨死書之。

と血書し、その下に「久方の天照神やしろしめす國の爲めにといたすまことは」の辭世を書き遺した。 この堤の自殺の原因につきては「改訂肥後藩國事史料」に引用せる「轟武兵衛引取所書」に據つたのであるが、他書には文久三年三月二十二日長州・肥後の血氣の士將軍家茂攘夷の勅命の下るを畏れて東歸せんとする報を聞き之を阻止せんとの計畫あり、堤は將軍の退朝を途上に要し切諫する役に選ばれしも將軍は勅命を奉じ當分滯京することゝなりしによるとせるものあり、又右同志の中に加はるを得ざるを憤りたる爲なりとも記せるものがある。

江戸脫走後の安田と黑瀨

安田は堤と倶に京師に入つて後は各所に奔走し、文久三年の夏長藩の兵が外船と馬關に戰ふことを聞いて黑瀨と倶に馬關に馳せたが、其の戰後は長州軍に加つて元治元年の蛤門の戰に參加して奮鬪した。敗戰後再び長州に引返して恢復を圖つてゐたが、遂に反對黨の爲に暗殺された。黑瀨は江戸脫走後安田と行動を同じくして蛤門の戰敗後倶に長州に至つたが、慶應元年長藩內亂に際しては鴻城軍に投じて銃隊長となり各地に轉戰して功があつた。それから故あつて長州を辭して後の行方は杳として知れなかつた。堤・安田・黑瀨三人の爲に襲はれた都築四郎は負傷輕く直ちに治癒したが、吉田平之助は餘程の重手にて遂に非業の死を遂げたので、其の長子已久馬―時に

吉田主從仇打に出づ

年十九歲―父の怨を晴さん爲に若黨一人を連れて仇打の旅に上り、草の根を分けてもと諸國を遍歷したが中々巡り逢はず、其の內歸國して倘搜索に手を盡くしてゐる中、慶應三年の暮仇の一人らしき者が松山藩にゐるとの手掛がついたので、已久馬主從は都築四郎父子と倶に一先づ大阪に向ひ、翌四年正月九日到着して同地の松山藩邸について調査すると、松山城下川ノ江町の鄕士永野某

黑瀨復讐さる

の食客竹永確助が黑瀨らしい事と、堤と安田は既に死した事とを確めた。そこで一行は同月廿五日松山に着いて見ると、折も折此の日は松山城の明渡しで、伊豫守父子は蟄居、家中は總閉門を申付けられ、國內は鼎の沸くやうな騷である。從つて松山藩では國內で事のあるのを好まず、其の斡旋で竹永は肥後領鶴崎へ護送さるゝことゝなつた。一行は船を異にし二月三日鶴崎に着し、同地寺院龍興寺の境內で郡代瀨戶熊助等の立會の下に對決すると、竹永は黑瀨市郎助なる事、江戶に於て堤・安田と倶に吉田等を斬つた事、他の二人は既に死せる事等自白したので、改めて已久馬等と立會つたが遂に其の怨の刄に討たれて首は熊本に持歸られ、平之助の墓前に捧げられた。

鶴崎詰御郡代・同御作事御目附都合四人連署にて達來書付左の通。

口上之覺

吉田已久馬・都築（四郎の後の名）默兵衞・同三右衞門儀今三日鶴崎着船、瀨戶熊助詰小屋へ罷越申聞候は先年於江戶表及狼籍迯出候て不届有之黑瀨市郎助事當時竹永確助と相改居候處、此節御貰受申連越候に付於當所寺院之內遂詰問相違無御座候はゞ末を付申度段賴談仕候間、鶴崎國宗村龍興寺を借受於同寺內及詰問候處黑瀨市郎助に紛れ無之、且於江戶及狼籍候段相違無之有筋申出候間、右三人一同取懸末を付申候段は私共始末立會見屆申候。委細之儀は同人列より御達可仕候得共此段御達仕候。以上。

二月三日

高橋次郎右衞門
中路新左衞門
堀田源之允
瀨戶熊助

堤といひ、安田といひ、黑瀨といひ肥後勤王の流を汲んで其の志は愛すべき人であり、其の所業は

輕率とはいへ一點の私なき純情の愛國者だつた事は認めてやらねばならぬ。但し彼等にして若し坂本龍馬・桂小五郎等の如く小楠に直接面會し其の所論を聞いたならば決して斯かる誤解に自らを過たなかつたらうにと之を惜しまざるを得ぬ。

# 一〇　福井に於ける最後の活動

## (イ)　公武合體派連合運動の蹉跌

小楠は前記の如く江戸にて奇禍に遭ひ、暫し世を福井に避くるの已むなきに至つたが、福井にての彼は決して拱手しては之を過さなかつたばかりか、福井藩の爲に種々畫策する所ありて掉尾の活躍を試みた。但し其の活躍は惜しくも失敗に終つて、彼は失望の中に福井を去らざるを得なかつた。今其の活動振を記さんには彼が折角其の筋書を書下した公武合體連合策が蹉跌し、從つて春嶽も政事總裁職を辭して歸藩するに至つた其の顚末を述べるの要がある。

慶喜は將軍家茂の入京に先だち、文久二年十二月十五日江戸を發して翌三年正月五日京都に入り東本願寺に館した。春嶽及び容堂も之に次ぎて、同月十日前後には上京の途に就く豫

島津三郎、將軍上洛見合はせを申し出づ

定であつたが、在薩の島津三郎(久光)から將軍上洛見合はせを申し出たので兩人も一時出立を延期することにした。其の經緯を記すると『續再夢紀事』の文久三年正月四日の項に、

正月四日夜に入りて松平容堂殿來邸せらる。過日大久保市藏・吉井中介の兩士京師にて近衞殿へ參候せし時のありし次第を、公とともに聞取らる□(欠字)しとてなり。豫じめ通知し置かれたれば容堂殿に先だちて兩士も來邸しけり。此時大久保舊臘廿二日京師に著し近衞殿・青蓮院宮に參候して三郎(久光)の建白書を捧呈し、尙又三郎か申含めたる次第を口頭にても申上しに、同廿四日青蓮院宮へ殿下及び中山殿・正親町殿御集會御詮議ありて建白の旨趣を可とせられ、卽日　叡慮御伺の上更に殿下より建白のごとく大樹公上洛はいよ〳〵見合はすかた然るべき旨仰含められ云々陳述し、卽ち三郎殿の建白書及び建白書に添へられし別紙の寫を指出せり。左のごとし。

とあり、そして三郎の建白書は左の通り。

三郎の建白書

今般不㆓容易㆒以㆓　叡慮㆒不肖之小臣御用之儀有㆑之早々上京仕候樣　御內勅之趣奉㆓拜承㆒、實以武門之冥加無㆓此上㆒難㆑有仕合奉㆑存候。就ては不日上京仕候儀當然に御座候得共、每々申上候通國本相固度之趣意を以御暇奉㆑願歸國仕候以來、夙夜心志を苦め海防之手當は勿論萬般之政事向精々所置を加へ候折柄　勅使關東へ御下向攘夷之　命を被㆑下候段承知仕候。然ば愈以內脩外攘之道不㆓相立㆒候ては　叡慮貫徹難㆑仕候に付、守禦之術十分を盡度指急候次第に御座候。只今半途にも不㆑至發足仕候ては都て瓦解之姿に相成候は案中にて別て心痛仕候。殊に於㆓敝邑㆒は三分之二は環海之場所柄、且先般江戶出立之節於㆓神奈川㆒夷人混雜一條より幕府御處置被㆓成兼㆒候はゞ敝邑へ廻船致し候樣御達相成度、左候はゞ　皇國之御瑕瑾に不㆓相成㆒樣穩便に應接可㆑仕旨及㆓御屆㆒置候處未御決着も不㆓相付㆒候得ば、自然其通御達相成候はゞ實に　皇國之御大事に係り候儀故前後當惑罷在候に付、何卒以㆓　御憐察㆒暫時之　御猶豫御前より御執成被㆓成下㆒度伏て奉㆓懇願㆒候。大

旣今三四旬も經候へば治定之方に相向ひ可ㇾ申候間來月中には發足可ㇾ仕候。尤不㆓容易㆒大事之御時節に當り奉ㇾ蒙㆓重命㆒候上は其實相叶被ㇾ爲ㇾ安㆓　宸襟㆒候樣無㆓御座㆒候ては乾度不㆓相濟㆒義と只今より始終之定策相立候處晝夜忘㆓寢食㆒苦慮仕候。抑　皇國危急之節に臨み忝も　聖明之御英斷を以非常之大業を被ㇾ爲ㇾ創、殆成就之時機に至り上被ㇾ爲ㇾ對㆓　皇祖㆒下萬民之爲千載不朽之　御偉德誠以難ㇾ有奉ㇾ存候得共、兎角自ㇾ古有ㇾ始無ㇾ終成功を遂げ不ㇾ申儀和漢其例不ㇾ少候得ば乍ㇾ恐以往之處益深謀熟慮屹度衆口に無㆓御動搖㆒樣　御卓識被ㇾ爲ㇾ立候儀肝要奉ㇾ存候。旣に攘夷之　命令被ㇾ爲ㇾ下候上は　綸言不ㇾ可ㇾ返之道理にて自ら於㆓幕府㆒奉行有ㇾ之筈候得ば、來二月　大樹公御上洛相成候ては決て不ㇾ可ㇾ然儀と奉ㇾ存候。右事件左に奉㆓申上㆒候。第一攘夷之儀假令三五年之期限を定候ても實地に　勅意奉行有ㇾ之其術を施候場に至候得ば尋常之手當にては中々六ケ敷、尤彼を制禦する實備無ㇾ之候ては我を固守致候義決て出來兼候得ば甚至難之譯に御座候。寬急之次第は有ㇾ之候ても攘夷決定之上は卽日より各國寸陰を惜み必死に磨勵海陸軍十分不㆓行屆㆒候ては時機に後れ候儀必然に御座候得ば上洛相成不ㇾ可ㇾ然奉ㇾ存候。第二には當分　幕府革變之初人心紊亂物議騷然之砌暫時たりとも猖獗之夷賊を膝下に召養江府を空城に致し候儀不ㇾ可ㇾ然奉ㇾ存（候脫カ）。第三には攘夷決定之上は列藩之侯伯在城致し海防守禦之策專要にて畢竟參勤猶豫之新令も不ㇾ外候處、上洛に付ては先規も有ㇾ之大藩上京仕候義不ㇾ可ㇾ然奉ㇾ存候。第四には近年諸邑沸騰四民困窮之折如何樣易簡之令を布候ても　大樹公御上洛と申候得ば驛々奔命に疲勞不ㇾ少候。第五には右に付各藩上京銘々及㆓建議㆒衆言囂々一和之道相立兼、御取捨之上には或は恨み或は憤り其害不ㇾ少候。第六には變革之時に當り正邪進退等に付小人俗吏之徒に至り候ては私怨を含む者に候得ば如何樣邪心を包藏し密に夷賊に應じ上洛之虛に乘じ不軌を圖り候者有ㇾ之も難ㇾ測御座候。攘夷被㆓仰出㆒候上　大樹公御上洛之害右之通に候得ば於㆓　幕府㆒は二百年之廢典を起し君臣之大禮を正し天下人心をして尊　王之道を知しめ候儀至當之譯にて、今に至り　幕府より願立相成候ては人心之居合にも相係り大禮を欠候場にも當り可ㇾ申候間前條之譯天下に示諭し暫上　洛猶豫有ㇾ之候樣、左候て一橋・越前之間名代上京之義は不ㇾ苦旨　勅命を以御達有㆓御座㆒度乍ㇾ恐奉ㇾ存候。幕府內情に於ては別て大幸に可ㇾ奉ㇾ存、凡尊　王之道は外に時世相當可ㇾ奉㆓施行㆒件々

餘多可レ有レ之候得ば、只今に至ては先以攘夷實行之處尊　王之一大急務と奉レ存候間何分早々御評議之上速に被ニ　仰出一候樣御座候得ば實に　皇國之御爲無ニ此上一幸と奉レ存候。

右は實以重大之事件にて小臣恐懼之至奉レ存候得共、篤と勘考仕候處不ニ容易一時節默止罷在候ては却て不忠と奉レ存候間不レ顧ニ多罪一愚慮之趣家臣を以奉ニ建言一候。誠惶誠恐頓首敬白。

十二月　島津三郎

右建白書によると久光は早々上京すべしとの內勅に對しては今暫くの御猶豫を請ひ、將軍の上洛につきては其の不可なるを極言してゐるが、彼の眞意のある所を察するに久光は曩にかの攘夷斷行のための勅使東下に反對はしなかつたが、其の攘夷の手段は過激を避けて穩便たるべきを主張した一人である。彼は敢て將軍の上洛を不可とするではないが、今急に上洛しては攘夷即時實行を叫ぶ過激派の利用する所となるの虞があるので、一時延期して彼等一派の氣勢を挫かんの策ではあるまいかと思はれる。言換へれば久光の申し出でたる將軍の上洛見合はせは取も直さず攘夷實行の延期を希望するにあるらしい。彼は既に大久保一藏をして京都に於て運動せしめて見ると右『續再夢紀事』の記する通りであつたので、江戶の方へも手を伸ばして來たのである。

翌五日春嶽は久光より申し出たる將軍上洛見合はせの件を營中に於て水野・板倉兩閣老に

果、大久保と春嶽の懐刀たる中根靱負とを上京せしめて春嶽・容堂の上洛前に朝廷より將軍上洛を見合はすべきの命を下さるゝ樣周旋さすことにした。然るに其の翌七日に至り容堂だけは豫定通り十日出發上京することになり、八日春嶽を訪うた。處が幕府では右の如く一應將軍の上洛を見合はせることに內決はしたが、既に來る二月廿一日に將軍發程の事は勅使にも告げ又諸侯へも布告せし今日、一時の延期ならば兎も角もなれど無期限に見合はせるのは宜しきに適はざるべしとの議が兩人の間に起つたので、更に大久保を呼び之につきて協議すると、大久保は「大樹公の御發程を三月中旬と御內決あるべし。扨しか御內決の上は京師にても大樹公は三月中旬迄延期あるべく諸侯は豫參に及ばざる旨の命を降さるゝ樣周旋し、若諸侯の中此命を降されざる以前入京せらるゝ方あれば別に早々歸國して專ら富强を圖るべき旨の命を降さるゝ事も出來がたきにあらざるべし。彼是時日を經る間には三郎着京して國是一定の朝議を促すべきなり」との意見を提出したので、春嶽も容堂も之に異議なく大久保・中根をして其の運動に當らしむることになり、大久保は翌九日、中根は十日に江戶を發し倶に十五日入京した。中根は其の翌十六日一橋慶喜を訪うて春嶽及び板倉閣老よりの書翰を呈し自分の上京につきての主旨を申し述べた。此の會見の模樣を「續再夢紀事」には左の如く記してある。

大久保・中根上京

中根、慶喜に謁す

正月十六日京都に於て中根靱負一橋中納言殿に謁し、江戶より携へ上りし公(春嶽)の書翰及び板倉閣老

の書翰を差出せしに、中納言殿披見せられし上江戸の近況如何と尋ねられし故、中根過般島津殿より　朝廷え建白せられし旨あり引續き大久保市藏江戸に下り該建白書の旨趣に基き御上洛延引あらせらるゝ樣云々の議を申立たり。依て種々協議の上今度大久保及び小臣上京せり云々陳述しけるに、一橋殿此程島津家の建白書を江戸より廻されたれば其大意は心得居れど、此地の形狀は以の外險難なる事にて御上洛を延引せらるゝ如き事ありてはいよ〳〵人心は折合ひがたかるべしと申されし故、中根其事は江戸にても深く御懸念ありて再三詮議に及ばれし上、島津殿より建白せしごとく全く御上洛を延引せらるゝは然るべからず、されど諸藩我も〳〵と上京せる爲め京師は殊の外混雜なりとの事故、しか混雜せる場合御上洛ありても到底完全なる國是を定めらるゝ事はむつかしかるべし。故に三月中旬頃迄御上洛を延期せらるべし夫も關東限り延期せられては不都合故　朝廷より公然關東へ三月中旬上洛ある樣且豫參すべき諸侯へも未だ出京せざる輩えは發程を見合はすべし、已に出京せる輩へは速に歸國して何れも專ら內脩外攘の事に從ふべき旨仰出さるゝ事になりては如何との事にて、卽ち大久保へ其意を示されしに同人指心得、さる御都合ならば本月廿日頃迄には　朝命を發せらるゝ樣周旋すべしと申出たるなりと申しゝかば、一橋殿果して其都合に至らは至極宜しかるべけれど、萬一幕府の希望によりて發せられたりとありては假令　朝命にても事は行はれざるべしと申されし故、中根其事も江戸にて詮議に及ばれ大久保は篤と心得居れど伺降命の際貴卿より　朝旨の在る所を御伺あらば幕府よりの希望より發せられしにあらざる事は判然すべしと申しゝに、一橋殿さらば其心得にて御請に及ぶべしと申されき。

此時中根又岡部駿河守に面會せしが、岡部此地の情況は上京已前關東にて聞及びし所に相違なし。

過激の攘夷論のみにて何とも申べき樣なし。橋公にも殊の外心痛せられ事理を盡して論辯せらるれども一切貫徹せず無二無三に鎖港すべしとの議なり云々物語りき。

右記事中に慶喜が「此の地の形狀は以の外險難なる事にて」と、岡部が「過激の攘夷論のみにて何とも申すべき樣なし」と話せる如く、京師の形勢は舊臘大久保上京中とは一變してゐて大久保・中根の運動は豫期の通りに運ばぬ。其の事情は左の記事にても想察せられる。

大久保・中根の運動豫期の如く運ばぬ

正月十七日京都に於て中根靱負、大久保市藏の旅宿（四條通東洞院東へ入大文字屋）に赴く、大久保より急に面談すべき事あるよし申遣はせる故なり。此時本多彌右衛門も其席に來會せり。さて大久保申聞しは昨夜陽明家に參殿し關東に於て御相談に及びし件を陳述せしに、殿下同意至極なれど此頃來所勞にて參內を御斷り申上居、且昨日鷹司右府え關白宣下の御內意ありし場合なれば何事も鷹府え申上る方然るべしと仰ける故、直ちに右府公の御許に赴き尙又詳細陳述せしが、右府公も殿下に同じく同意と仰聞られ、夫より靑門樣へ參上しけるに、此御方は御所勞の上此節國事掛り御辭退中なればとて拜謁を許されざれし故、御取次を以て申上しが一切御聞上げにならず甚殘念なりし。扨宮のしか御聞上げにならざる次第を承はり合はせしに、轉法輪三條殿歸京以來殊の外暴激にて頻りに無謀の攘夷を主張せられ殆んど當るべからざる勢故、近衛殿にも宮にも此節は參　內せられずとの事なるが、其の他正親町三條殿にも參　內御斷りのよし。目下の景況しか一變せる上は今後如何なる場合に運ぶべきか、到底春嶽公御上京ありても御困難のみにて如何にもなされかた有べからず。大樹公の御入洛は尙更の事なり。されば別段の幕議を以て春嶽公の御上京も樹公の御上洛も一時御

延期ある事には至るまじきやとの事なりし故、中根當惑して種々に考案しける中藤井良節來り會し、共々に相談の上難儀の場合にはあれど此上近衞・鷹司兩公限り御内談ありて云々奏聞せられ、叡慮可とせられし上其儀を議奏に下され、尙又此儀は素々島津三郎の建議に起因せる事なるが大久保市藏在京中なれば委細は市藏に承はり篤く詮議すべき旨仰出され、扨議奏衆よりの御尋に答へて市藏十分に明解する事となりなば事或は行はるべきかとの議に決し、やがて大久保・本多の兩人陽明家へ赴く事となれりき。(續再夢紀事)

公武合體派の情勢

當時京師に於ける公武合體派の情勢と云へば右記事にても想像せらるゝが、兎角尊攘派の壓迫を被り、國事掛の評定の如きも專ら三條・姉小路の意見に引摺られて青蓮院宮さへ其の機密に與る能はざる有樣であつた。此の現狀を憤れる一條忠香・二條齊敬・鷹司輔熙・德大寺公純・近衞忠房・一條實良等は何れも相繼いで國事掛を辭せんとするに至つた。尤も之に對して勅許はなかつたが宮等の不滿は霽らすべくも無い。のみならず薩藩と緣故の深い近衞忠熙は關白を辭しようとし—正月二十三日職を辭し鷹司輔熙之に代つた—議奏中最も有力であつた中山忠能及び正親町實愛も世論の爲に退身せざるべからざる情態で、青蓮院宮・近衞・中山・正親町・三條によつて僅かに維持されてゐた在朝合體派の勢力は日々に不振に陷るばかりで、朝廷の大勢は今や民間志士の意見によりて往々左右せられ、長・土の有志は熾に攘夷即行の急激論を鼓吹してゐる最中で、今更將軍の上洛延期などは持出すべくも無く、宮等にも今は施すに

將軍上洛延期の發令は聽納されず

術なく結局大久保・中根の周旋は不成功に終りて大久保は手を空しくして歸國するの已むなきに至つた。此の消息を『續再夢紀事』には左の如く記してある。

廿一日中根靱負書翰を阿部駿河守に遣はす。今朝高崎猪太郎、村田巳三郎の旅宿に來て過日來大久保市藏より御内談に及び居りし大樹公御上洛延期御發令の件は、昨廿日近衞殿下の御許へ鷹司右府殿御來會近衞左大將殿にも御同席にて御相談の旨ありしが、上洛豫定の期限追々指迫りたる今日、俄かに延期の令を發せられなば　朝廷にも異議を立る輩多かるべく、列藩にも疑惑を生ずる輩少からざるべし。此所は如何あるべきかとの事にて輙く御決定に至らず。終に右府殿には青蓮院宮へ赴かれ御相談に及ばれしに、宮も異なる御考案あらせられざりし故、此上はとて其發令を見合はせらるゝ方に一決せられたりとの事なり。扨右の如く延期に至らざる上は、三郎上京しても其詮なき事故是も見合度旨御斷り申上しに、延期の令は發せられざれど、三郎には別に御用の品もあれば矢張速に上京する樣にとの御内意にて、則近衞殿下より三郎へ御直書を下げられたり。故に止を得ず大久保市藏此御直書を携へ今夕出發、鹿兒嶋に下る事に決せりと申聞し故なり。

春嶽の上洛

前記島津三郎の申し出による將軍上洛の延期運動失敗して最早在府の必要のなくなつた春嶽は正月二十二日江戸を出發し海陸左の如く休泊して二月四日京都に着し二條堀川の自邸に入つた。

廿二日築地操練所にて乘船、品川沖に至り順動丸に乘移り、廿三日朝品川沖開航、同日浦賀に滯泊す、風雨烈しかりし爲なり。廿四日浦賀を發し川子浦に滯泊。廿五日川子浦を發し廿六日紀州大島沖に投錨す、逆風のためなり。廿七日朝大島

沖を發し由良に投錨す、風雨烈しかりし爲なり。廿八日由良を發し、同日夕八ツ時兵庫港に入り、廿九日兵庫を發し、大坂天保山沖に着す。同日より二月二日迄中之島白邸に滯留、三日大坂を發し淀川乘船伏見にて一泊、今四日竹田街道入京。

豫て春嶽と略時を同じうして上洛を申し合はせた山内容堂は前記の如く正月十日に江戸を發し大鵬丸にて二十一日大阪に着し二十五日に入京してゐた。春嶽は容堂と謀りて島津久光を上京せしめて與に倶に公武合體の目的を達せんと期してゐたが、京都に來て見ると意外の混亂狀態で、卽ち薩と長との反目や、三條・姉小路等の過激派と青蓮院宮・近衞等の合體派との離反など著しく、松平容保（京都守護職）の武力では浪人共の鎭壓は手に餘るのに、幕府側は依然として舊習故例に囚はれ、一向に更新の實なくして此の新趨勢に伴はぬこと夥しいから、春嶽等の苦衷は一通りでなかつた。かゝる場合に小楠を其の帷幄に見出し得ぬ春嶽の寂寞は如何だつたらう。

京都の混亂

一方尊攘派では幕府の重職相踵いで入京し軈て將軍も上洛せば京都の形勢或は一變して合體派の世の中となるに至るやも測られぬと見て取つたので、寧ろ今の內に攘夷の期限を定めさせるに若かずとし、二月十一日長州の久坂玄瑞と寺島忠三郎・肥後の轟武兵衛の三士は鷹司關白邸に赴き、速に攘夷の期限を確定し、且つ言路を開き人材を擧げ時勢の急に應ぜられたしとの建白書を上り、若し容れられずば死すとも退かじとの決意を示し、續いて正親町實德・三條西季知・橋本實麗等の十二廷臣も議奏・傳奏の人達と倶に同邸に至り、久坂等の議を實行され

志士・朝臣・關白に迫る

んことを促したので、關白も意を決して參內上奏した。天皇は諸廷臣を召して意見を徵し給ひ、卽夜三條實美・橋本實麗等の八人を慶喜の寓所に遣はし、幕府側代表者を詰問すると倶に攘夷期限の卽答を促されたので、慶喜は春嶽・容堂・容保等を卽刻召集して朝・幕間の談判が開かれ、翌十二日曉に及んだ。其の間春嶽は今日攘夷期限を定むるは輕卒で、而も至難なりと極力主張したが容れられず、遂に將軍の滯京日數を十日間とし、其の歸府後二十日の猶豫を乞ひ、其の後に於て相違無く外夷を拒絕すべしとの案が成り、同十四日慶喜・春嶽・容堂・容保四人の連署にて攘夷期限に關する書を朝廷に奉り、同時に之を天下に公布した。彼等をして此の擧に出でしめたのは云ふ迄もなく尊攘派の壓迫である。同十八日朝廷では在京諸侯を召して攘夷に就きての勅諭を賜はり、且つ言路を開き草莽の徒にも其の意見を具申せしむべしとの勅旨を下された。かくて尊攘派の氣勢は愈〻揚り其の言論は倍〻過激となつた。

攘夷期限決定

かゝる趨勢を目前に見せつけられた慶喜・春嶽等は最早幕府が政權を奉還するか、又は此の際朝廷より之を專任せられんことを請ひ奉るか、孰れかに決して政令の歸一を圖らねば到底天下の治定は望むべからざるを認めるに至つた。抑〻彼等の主張する公武合體論は畢竟朝・幕兩本位論だから此の新意見とは氷炭相容れぬものだが、叙上の情勢ではかく直感する外はなかつた。然も當時の情勢は朝廷より改めて政權御專任になるは望み難く、さりとて又幕府から政權返上といふ捨身一番の更生方も一層むつかしかつた。それにも拘らず春嶽は大いに

春嶽等政令一途の要を强調す

決心する所あり、慶喜・容堂・容保と倶に近衞前關白邸を訪ひ、そこには鷹司關白も中川宮も參會せられ、政令の歸一につきて協議したが、遂に要領を得ないので、春嶽は御前會議を開いてほしいとまで提議したが、本問題は將軍上洛後にと云ふことになつて終つた。

足利將軍木像の梟首

さうかうする內、二月廿二日浪士の一團が嵯峨等持院に安置せる足利尊氏以下三代の木像の首を奪つて之を三條河原に梟した事件が勃發した。當時は一般に德川氏に擬するに足利氏を以てしてゐたので、これは直ちに德川將軍に對する意思表示に外ならぬから幕府は大いに神經を惱ました。而も將軍家茂は此の前日江戶を立ち東海道より上洛の途に上つた。かくの如く浪士の暴行はとても手がつけられず、朝廷には急激派が勢力を占めて眼中幕府なく、寧ろ攘夷を好機として幕府に無理を强ひんと企圖する者すらあるので、春嶽が慶喜・容堂・三郞等と提携し、同時に又靑蓮院宮・近衞・中山・正親町・三條等と結合して尊攘派の勢力を一掃して京師の形勢を挽回し公武一致の國是を立てんとした當初の見込は全く外れて仕舞つた。春嶽は斯くては將軍上洛ありても何の效果もあるまじと悲觀失望すると倶に自分の進退をも決しようと考ふるに至つた。

二月晦日重臣を座前に集めて大に公(春嶽)の進退に關する時宜を議せしめらる。重臣等とり〳〵に議し、到底事爲すべからざる今日なれば速に職を辭し退て藩屛の任を盡さるゝ外あるべからずと申立し故、公其議を採り大樹公入洛の上辭表を出さるゝ事に決せられき。(續再夢紀事)

春嶽、將軍を大津に迎へて辭職を勸告すると倶に自己の辭意を陳述す

藩の重臣會議の結果政事總裁職を辭することに内決した春嶽は三月三日將軍上洛を途中大津驛に迎へて、將軍職を辭せられんことを勸むると同時に自らも辭職を決意せる旨を陳述した。

三月三日朝四ツ時(午前十時)出門、大津驛に赴かる。大樹公本日同驛に著せらるゝ筈なりし故なり。此時公(春嶽)大樹公に謁して昨年來幕府の舊制に拘はらず追々　朝廷尊崇の實を擧られ、且一橋中納言始慶永等公に先だち上京して専ら公武御一和の方に盡力しけれど今日に至りいまだ寸分の實効を見ず、畢竟慶永等菲才薄德なるを以て斯る次第に至れるは勿論なれど、更に方今の狀態を顧るに道理に依りて事を成すべきにあらざるものあり、故に此上は將軍職を辭せらるゝ外なされかたあらざるべし、慶永も道理の行はれざる世に立ちて重職を穢すべきにあらざれば速に職を辭する覺悟なり云々申上られたりき。(續再夢紀事)

將軍入京、春嶽また右を繰返す

翌四日將軍は着京して二條城に入つたが、春嶽は五日更に意見書を呈して再び其の辭職を勸め、且つ自らも總裁職を辭せんことを願ひ出た。

五日公(春嶽)將軍職を辭せられ然るべき旨の意見書を大樹公に奉らる。此日公登營して大樹公に謁し、再び上京以來の實況を詳述し、巳に一昨日大津驛に於ても上陳せし如く慶永はいよ〳〵職務を辭する決心なるが、大樹公にも此上は斷然御辭職在らせらるゝ事を希望す云々申上、直ちに意見書を捧呈せられたり。左の如し。

昨年深く　御尊崇之筋合被レ爲二思召立一萬事　叡慮御遵奉被レ爲レ在候儀に付、何も御先へ上京仕レ

不ㇾ及精々盡力仕候得共、今日に至り諸端混雜仕兎角人心居合兼、乍ㇾ恐今に被ㇾ惱二　叡慮一候御次第奉二恐入一候。若亦此上外に　思召通被ㇾ爲ㇾ在、上は被ㇾ安二　宸襟一下は萬民を被ㇾ爲ㇾ護候御見込被ㇾ爲ㇾ在候はゞ格別、左も無二御座一候はゞ、乍ㇾ恐　將軍之御職掌相立兼候御儀に御座候得ば其段　主上え被二仰上一、速に御辭職被ㇾ遊候之外有二御座一間敷と奉ㇾ存候間、厚　御思慮被ㇾ爲ㇾ在候樣奉二希望一候。（續再夢紀事）

慶喜參內、政務御委任につき奏上

幕府有司等は之を見て將軍の出發前ならば兎も角、今となつて春嶽が斯かる言を爲すは不當なりとなしたらしく、無論之を採用せらるゝ段には至らぬ。同五日慶喜は參內して「大樹には昨年來專ら積年の非政を去り更に時勢に適すべき新政を布くの決心にて已に其の事に著手し、殊に攘夷の　聖勅をも降されたる今日なるが、いよ〳〵此等の事業を成し遂ぐるには上下の人心專ら一致一和を要するは申上ぐる迄もなき故、願はくは此際更に從前の如く庶政を擧げて關東へ御委任あらせられ、天下をして向ふ所を一に歸せしめらるゝ樣」にと奏上したるに對し、「征夷將軍之儀惣て此迄通御委任被ㇾ遊候。攘夷之儀精々可ㇾ盡二忠節一事」との勅書を下賜せられた。乃ち七日將軍は參內して、

將軍相續いて參內上奏

都て是迄之通御委任之儀蒙二　御沙汰一奉ㇾ畏候。然上は御國政向都て前々之通差圖仕候事に御座候得共　叡慮之趣も無二　御腹藏一相伺度候。此段奉二申上一候事。

關東政事向不行屆之儀も御座候はゞ無二御遠慮一御教諭被ㇾ爲ㇾ在候樣奉ㇾ願候事。

と上奏すると、何ぞ計らんや左の勅書を降された。

案外なる勅書

征夷將軍儀是迄通御委任被レ遊候上は彌以　叡慮遵奉君臣之名分相正闔國一致奏ニ攘夷之成功ー人心歸服之處置可レ有レ之候。國事之儀に付ては事柄に寄り直に諸藩へ御沙汰被レ爲レ在候間兼て御沙汰被ニ成置ー候事。

かくては攘夷實行の責任をのみ全部幕府に負擔せしめ、而も事柄によつては直接諸藩へ御諸問になるとの仰であつて、從前の如く政務を幕府に專任さるゝのとは隨分の距離が有り、政令一途幕府へ御委任を奏請したる慶喜の事前工作の効能は全く見るべからざる形となつた。

春嶽辭表提出

春嶽は將軍への進言は用ひられぬ上に剰へ右の如き結果を見て、愈〻心外に堪へず九日病と稱して屏居し、左の總裁職辭退の內願書を閣老に提出した。

昨秋御役被ニ仰付ー候以來乍レ不レ及　公武御合躰之御主意相貫候樣仕度深く心痛仕、別て當春上京仕候に付ては一橋中納言殿申談只管　勅旨遵奉之外他事無レ之今日迄相勤來候得共、素々不肖之儀故兎角御一和之筋徹底不レ仕、所詮此儘にては下生民之塗炭を救ひ上可レ奉レ安ニ　宸襟ー見込難ニ相立ー恐懼至極仕、更に奉仕之目途を失ひ危急之御時節迚も相勤まり不レ申候間、速に御役御免被ニ成下ー候樣伏て奉ニ願上ー候。且又拜命之節叡慮を奉レ忝候儀に御座候得ば、前文之次第　朝廷へも可レ然樣御取成被レ下候樣奉ニ願上ー候。是迄碌々重任を汚罷在候儀實に奉ニ恐入ー候。

三月九日　　松平春嶽

蓋し春嶽が此の擧に出でたのは三月十二日に村田巳三郎が薩藩士高崎猪太郎に會見の際「此節春嶽の辭表を出せるは別意あるにあらず、全く術策盡果てたる故である」と話してゐ

る通りで、彼の公武合體連合に對する希望は達せられず、他面では慶喜とも性格の相違其の他の事情よりして理想的諧協は困難であり、又容堂・三郎等とも各の立場より十分に協同一致の實を擧げ得ざるの場合も有り、加ふるに外は生麥事件にて英國の來り迫るあり、內は攘夷卽行の朝旨にて出來ない相談を持掛けられなどして、進退此に谷まりたるに、此の危局を取捌くべき大識見者・大手腕家が其の身邊にゐなかつた爲であらう。

然るに春嶽の辭職につきては山内容堂・伊達宗城など彼と懇意の間柄にある人達でも贊成せず、慶喜始め閣老等は極力其の留任を勸告し、どうあつても辭任するならば切めて生麥事件だけは片付けてからにしてほしいとまで云つた。と云ふのは此の程英國公使は本事件に關し本國政府の訓令を乞ひ軍艦數隻を率ゐて橫濱に入港し、三ケ條の請求(本篇五九三頁)を以て最後の照會狀を發し嚴談に及んだことが二月十六日に江戶から急報せられて以來、在京幕臣も其の處置にほと〳〵當惑してゐる所であるので總裁職としての役柄からしても春嶽にそれを處理して貰ひたく、春嶽が三月十四日入洛の筈なる島津久光とは入魂の間柄であるを幸に裏面より久光に說いて此の事件を落着せしめたかつたのである。春嶽は諸方面より留任の勸告があるので進退に就き更に重臣の意見を徵して見ると、やはり此の際辭職するのを可なりとするので辭意を飜へさぬことに決意し、生麥事件に關しては幕府は英國の望める如くに償金を交付し、島津には相當の譴責を命ずるを公正の處分とし、裏面よりの工作は好まない

ので其の周旋方をも斷つた。それより彼は重臣を以て板倉閣老に辭職聽許の取計ひを催促しても依然として出勤を乞うて已まぬので三月十五日辭職再願書を指出し、その後は毎日のやうに慶喜及び閣老に聽許取計方を迫つても埒が明かぬから、二十日には本多・岡部の二重臣を板倉閣老の許に遣はして嚴談に及ばしめたが、相變らず要領を得ぬので、遂に翌二十一日退京を決意した。

春嶽退京を決意す

三月廿日本多飛驒・岡部豐後を板倉周防守殿の許に遣はさる。去る十八日本多・岡部の兩人二條城に於て解職の命をまたず近日歸國するの決心なり云々杉浦正一郎を以て一橋殿に申上しに、來る廿一日までには何とか御沙汰あるべし云々答へられし故僅少の日數なればとて一時出發を見合はせ何分の後命を待たれけれど今日に至りても矢張其命なかりし故、此上は明廿一日いよ〳〵出發せらるゝに決し其意を板倉殿に申立させられしなり。此時も板倉殿幾重にも何分の御沙汰あるまでは出發を見合はせらるべしと申されし故兩人歸邸して其趣を(春嶽)公に申上、更に種々詮議に及びしが幕議は例の優柔不斷にて解職の御沙汰に至らざるなるべし。されば此上いつまで待合はせられなば御沙汰あるべきか測られざれば、少しく過激に渉るの嫌なきにあらねど矢張近日御決心ありし如く御沙汰の有無に拘はらず速に歸國せらるゝかたなるべしとて其議を公に申上しかば、公も過激に渉るは好ましからずとありけれど、さては際限なく引留められては迷惑なりとの事にて遂に明廿一日拂曉出發せらるゝ事に決せられき。(續再夢紀事)

春嶽歸國の途につく

右の如く決意した春嶽は出發に先だちて本多飛驒・岡部豐後を板倉閣老の許に遣はして其

の旨を届けさせ、二十一日朝六時京都を發足し道を西近江路に取り堅田浦・今津・敦賀・今庄に各一泊して二十五日歸藩したが、今津に休泊中二十三日曉、番頭荒川十右衞門京都より早追にて來驛し、春嶽出發後の京都に於ける出來事を報じた。それは左の通りだ。

一昨廿一日夕二條城へ重臣を召喚せられ「辭職願未だ御許容無之內勝手に發足、出立後相屆、對朝廷不束之次第に付早々引戻候樣傳奏より御達有之云々」の書付を渡されし故、已に出發せる今日なれば幾重にも此まゝ歸國の御許容を願ひたし、尤傳奏衆へは藩士よりも直に願ひ出べしと答へて退散し、さて十右衞門及び村田巳三郎・出淵傳之丞・津田彌三郎及び壯士四十餘人(麻上下着)坊城殿へ推參して謁見を乞ひ、春嶽在京中願ひし如く職務解免且歸國御暇の御沙汰を願ひ奉りたし云々嚴しく申立しかば、坊城殿聞届けられ、夫より野々宮殿へも推參せしが關白殿の許に赴かれ不在なりし故更に鷹司殿邸に參上して、野々宮殿に謁し同樣申立しが、是の御方も粗御聞届けられたり。尤御兩方とも尙一橋へ願ひ出然るべしとありし故昨廿二日は早朝本多飛彈・村田巳三郎二條城に赴き一橋殿へ謁見を乞ひしが、小笠原壹岐守殿面會せられ、兩人より云々願意の次第を陳述せしに、小笠原殿其事は關白殿へ御相談の上既に內決せり、されば春嶽殿御安心の爲め早速御內報に及び然るべしとありて一書を內見せしめられしが、其書面に「云々急度も可被仰付處是迄精勤に付出格之御宥恕を以總裁御免逼塞被仰付」とありたり云々申上たりき。(續再夢紀事)

春嶽の今回の無斷歸國は前述の事情に出でたとしても、其の非理なるは云ふまでもないから定めて輕からざる譴責あるべしと覺悟してゐたりしに、荒川より朝幕に於ける內決の次第

を聞き大いに安心し、同驛より直ちに中根靱負を上京せしめ關白・慶喜・板倉に謝辭を述べしめた。春嶽歸福の翌二十六日京都にて閣老水野和泉守より左の如く達せられ、其の達書は出淵傳之丞携帶して當日京師を發し廿八日福井に着した。

總裁職解免及び逼塞

松平春嶽儀御政事總裁職御免相願、未御許容も無之處勝手に當地發足致、出立後其段相屆、且引戻之儀相達候處殘り居候家來相支、其儘歸國之段如何之事に候。叡慮を以總裁職被仰付、既に御免願達叡聞御開屆無之內前書之始末、對朝廷別て不束に付急度も可被仰付候處、是迄出精相勤候に付、出格之御宥免を以總裁職御免、逼塞被仰付候。

三郎の來去

さて島津三郎は生麥事件のために薩藩防禦準備の必要やその他の理由にて上京を差控へてゐたが、たび／＼の召命默止し難きと京都の形勢甚だ憂ふべきものあればそれに對する意見具申のためとで、文久三年三月四日鹿兒島を發し同十四日入京した。然るに彼の上呈した意見書の內容は採用さるゝ所とならず、京都の形勢は彼の手にてはどうすることも出來ず、藩地には英艦渡來の掛合もあるので、長居は無用と滯京僅かに四日にして同十八日に已に引返して仕舞つた。次いで山內容堂は同二十六日に、伊達宗城は二十七日に各歸國の途につき、其の一方では青蓮院宮は國事扶助を、近衛前關白は內覽を辭するなど、公武合體派の勢力は全く地を拂ふの觀を呈するに至つた。斯かる公武合體派連合運動の蹉跌に對し春嶽や容堂等の失望はさる事ながら、本運動を立案した小楠の遺憾も思ひ遣られる。彼は福井にあつて京都

の形勢を如何に眺めてゐたであらうか。其の齒痒さ、抵牾しさは眞に察するに餘りがある。

春嶽は今度上洛するに當り出來得べくんば小楠を京都へ招致して其の帷幄に侍らしめたいとの考があると同時に、合體派側諸藩の有志の間にも其の希望が多かつたらしい。正月廿八日附宿許宛の小楠の手紙(遺稿篇「書簡」一四一)の「別啓」中に春嶽始め越藩一統では自分を京都へ呼寄せたい意向で、其の他諸藩の有志よりも同樣の申立が有る由だから或は出京する樣になるかも知れぬ、尤もそれでは心痛の次第もあるから今暫くは當地に滯留したいと記し、又二月七日附で同じく宿許に寄せた書(遺稿篇「書簡」一四二)中にも、其の後諸藩よりの申立もあり此のまゝ在福する譯にも行かぬ樣子で自然上洛する事に成るであらうが、自分は矢張り暫く越前に止りたいとの希望を洩らしてゐるのを見てもさう想像せられる。此の二通の書狀の他節を見ると、小楠は猶此の時までは可なり樂觀的觀察をなしてゐる。そして二月七日付のによると、左平太と至誠院の甥なる不破源次郎の兩人が其の月三日に福井に着して居り、それにつき小楠は「よくこそ參り候事に御座候」と書いてゐる。右兩人は小楠が特に呼寄せたのか、彼等が自發的に來たのか此の文面では能く分らぬが、何れにもせよ小楠としては前年來江戸滯在中も、又來福後も膝下に置いて修業させてゐる大平と倶に其の兄の左平太をも自分の手許で十分に教育しようとの考から今度左平太の來たのを歡迎したもので、彼が江戸遭難後特に左平太の境遇を心痛し、又兄弟の修業の爲に如何に深く考慮してゐたかは

彼が五月廿四日附にて肥後の社中に寄せた手紙（遺稿篇「書簡」一四六）によつても明らかである。

然るに其の後の京地の形勢は小楠の豫期を裏切り、既記の如く二月中旬には過激派の朝臣及び志士は朝廷に攘夷期限決定を迫りたるより朝・幕間の談判となりて其の期限決定の已むなきに至るし、其の月下旬に至りては將軍上洛の途中であるのに足利將軍木像の梟首を始め浪士の暴行は手もつけられずなるし、又英國公使は生麥事件につきて最後の照會狀を突附けて嚴談に及ぶし、眞に文字通りの內外多難で、朝・幕倶に措置共の宜しきを得ざれば國家の大事とならんとする狀態に立至つたので、小楠は國家のため憂慮に堪へず在京の幕府代表者に建白書（遺稿篇「建白類」一〇）を提出した。其の要旨は方今天下之勢航海開け四海萬國比隣となつたので、四面海を以て環らせる我が國が往日の如き孤立鎖國は到底出來るものでない。宜しく舊來の鎖鑰を開き彼が長を取り富國强兵の實政を行ふべきである。又英國の三ヶ條の請求を一切取上げざれば彼は我が曲名を天下に唱へ列國申し合はせ來り侵すは顯然であるが、今日人心の不和・器械の不備を以て戰爭に及べば百敗必然の勢なれば、假令勅命であつても誠心誠意諫諍し若し聞かれざれは速に大權を奉還し外國には其の情實を明らかにすべしと云ふにある。小楠はかくの如く此の時の形勢を非常に重大視して三月九日と翌十日に宿許に書面を出して、英國よりの申し出を拒絕せば直樣大阪へ乘り込むか、薩州へ押懸けるのは

必定だ。自然戰爭になれば沼山津の住居は不安心だから親戚の不破敬之助方に同居するやうにと注意してゐるが、彼は此の際でも外國との交渉は朝・幕一致さへすれば如何樣にかなるとの意見を持ち、しかならんことを切望してゐる。(遺稿篇「書簡」一四三參照)

京地の情勢は益〻惡化して春嶽も職を辭して京都を出發するとの報が福井に達した。三月廿日に宿許に寄せた書面(遺稿篇「書簡」一四四)には左の一節がある。

京師御所置彌以外國御拒絶に相決し、誠に恐入奉レ存候。春嶽樣へは御役御斷にて、明廿一日に京師御發駕と只今申來り候に付、只今より源治郎・泰吉を京師に大早にて遣し、私存念を小野殿(彥次郎、養母方叔父)・敬之助(源次郎の兄)迄申達し候。源治郎は直に御國へ歸し候筈にて、泰吉は引返し候事に御座候。源治郎不レ遠歸鄕可レ仕、委細は御承知可レ被レ成候。左平太・大平は今暫此許に留置申候。

此の時小楠が申し出た存念は何人も知りたい所だが、惜しい哉それを知るに資料が存せぬ。なほ右の手紙によると此の時迄は左平太・大平は越前にゐるが、間もなく二人を國許に歸した。それは外國船の薩州砲撃の如き事件が突發すれば九州地方の平和も保證し難いので、女ばかりの留守宅を氣遣つて兄弟達を歸國せしめたのかとも推察せらるゝが、この理由もよく分らぬ。小楠は右兄弟を再び呼寄せたい意志はあつたが、其の機會は遂に惠まれなかつた。

なほ五月二十四日付の熊本社中への書面(遺稿篇「書簡」一四六)中に「山田・宮川・江口諸君御打立如何に決したる哉、何分相待申候」とあり、續いて六月十五日に社中へ、同十七日に宿許

への音信（遺稿篇「書簡」一五〇・一五一）中には江口列が九日に京都に着し、江口一人十五日に來福せる旨を記し、又七月四日付にて嘉悅・安場宛の書狀（遺稿篇「書簡」一五三）には「山田・宮川・江口一昨夕參り、何も元氣宜敷御安心可ㇾ被ㇾ下候。朝夕何角之咄し合樂申候。今暫は此許に滯留云々」とあるから江口は上洛早々單身福井を訪うて一旦は引返し、七月又三人同伴にて出懸けたものらしい。兩甥を歸國せしめて孤獨な恩師の寂寞を慰めるために北行した三人の門弟と、それを迎へて喜ぶ小楠との間には語り盡くせぬ話題が積つてゐて、小楠社中獨特の美はしい情味が溢れたらうことを小楠の最後の滯福中の一事實として附記して置く。

## (ロ) 春嶽歸藩後の福井

公武合體の運動に成功しなかつた春嶽は遂に辭表を提出して其の聽許をも俟たず倉皇京都を退出した。抑〻右運動に於ける春嶽の苦心と盡力とは大いに多とせねばならぬが、さりとてそれは無斷歸藩の責を輕めるものではない。將軍の上洛を主張し、再度の勅使下向に際しては其の待遇法改正につき閣老中の異論を排して一意朝旨の遵奉に力め、攘夷の勅書に對して慶喜は開國說が其の持論であるから安んじて之を奉じ難しとして後見職の辭任までも申し出たのを宥め賺して枉げて上京せしめたのは春嶽であつた。今京地の形勢が自己の豫想と反して窮地に陷つたとはいへ、幕府有司が因循姑息にて彼の議が容れられず倶に爲す有る

「處時變議」を艸す

能はじとの煎じがらし理由の下に其の職を去つたは到底無責任たるの譏を免れ得ない。世間一般から云へば内外倶に危機相迫りて最も爲す有るべきの秋に際して、春嶽は無爲無策なるために大任ある地位より退去したものとなるので、天下從來の信望に背くこと甚だしく、延いては福井藩今後の立場を失はざるを得ないことゝなつた。故に信を天下に回復し一藩の立場を維持する爲には斷然たる對策なくてはならぬが、當時福井藩の狀態たるや春嶽の無斷歸國を迎へて人心の動搖すると倶に、近年漸く振起せる士氣は弛緩し一致和協の精神も崩れんとする兆さへある。かくては如何なる對策も立てられぬから先づ之を醫するのが急務である。それで小楠は其の療法として藩の向ふべき方針を示すべく「處時變議」と題せる一篇(遺稿篇「論著」七)を艸して越藩君臣の爲に忌憚なき忠言を試みた。起草の月日は記されてないが春嶽の歸國直後か遲くとも四月中旬のものであらう。それを見ると近來朝野の形勢一時小康を呈し激烈の暴論稍鎭まり外夷の動靜も平穩となつたので、一旦緊張した士氣も次第に弛み復因循偷安の舊弊に逆戻りの狀態は本藩に於ても免れざる所で如何にも遺憾の至りである。此の際さらりと太平の氣習を捨て折角振起した年來の士氣に拍車をかけ、眞の治道により亂世に備へて一朝有事の際には天下に先鞭を着けねばならない。眞の治道は如何にして興すかといふに、能く士民の疾苦を察して救恤に力を盡くし、緊切缺くべからざる事業には財を竭くしても慳むべからず、已に着手せる農兵取立・蒸氣船購入・安島開港の如きは如

何に莫大の經費を要し且つ世間兎角の議論はあるとも斷行すべきである。而して藩主たる者何事も身自ら其の難に當るにあらざれば事は成らぬ、出でては自ら農兵を檢閲して士卒と苦樂を俱にし、自ら蒸氣船に乘りて風濤の險を冒し、自ら開港の地に臨みて經濟の事業を督勵し、其の他自ら糧を携へて風火の難に赴くは勿論、常に領內を巡視して庶民の疾苦を訪ひ、櫛風沐雨宛然戰場に在るの思を以て煩を省き易を示し、入つて廟堂に立つ時は勵精治を圖り、一身の富貴を忘れて親しく士民の武技を閲し砲術を訓練して敵を挫くの基業を盛にし、以て身心を國事に竭くせば士氣愈〻勃興して勇壯質實となり、遊惰の風を一掃し、民衆も亦其の恩德に感激して自ら私慾を忘れ奉行の誠を致すであらうと述べ、終に問答文體として福井藩當時事を興すこと多きが故に或は財用の足らざるを憂へ、或は紙幣の增加を恐るゝの論あるも憂ふるに足らずとて、極めて積極的で而も樂觀的な經濟論を添へて論釋してゐる。蓋し文中に朝野の形勢が一時小康を呈したとあるのは、將軍家茂は三月七日參內して攘夷の勅諚を受け、同十九日には其の旨を列藩に達し、同月廿二日には水戶慶篤に將軍目代として關東守衞・英人應接のため東下を命じて兎も角も攘夷の第一歩を踏出し、一方では同月十一日攘夷祈願の爲賀茂行幸の事ありて將軍以下供奉して表面のみにせよ公武一和の風が見え、當分は案外平穩な狀態が續くのでないかと思はれたのを云つたものであらうか。

小楠は上記の如く「處時變議」を艸して福井藩の向ふべき所を示すと俱に藩財政に對し

「朋黨の病」を建言す

ての同藩士の杞憂を除き以て其の結束の亂れるを警めたが、併し一旦動搖した人心には自然間隙を生じ易いので、此の際朋黨の爭を增激するやうなことになつては現下福井藩の一大事であると考へて四月二十五日付で同藩主に「朋黨の病」につきて建言した。（遺稿篇「建白類」乙、三）これは藩主が率先躬行して政治に當り朋黨の生ずる餘地無きやうなす可きであると言ふのが其の要旨で、議論としては何の卓見も無いが、當時藩內の情勢に照らし合はせば小楠の此の建言には特に慮る所があつたらしいことは此の後間もなく記述するが如き由々しき黨爭が勃發したのでも分る。

福井藩では上記の如く春嶽の無斷歸國によつて其の立場を失ふことになつたのに對して、何等かの手段によりて之が回復を圖らねばならぬ。偶、藩主茂昭も此の年二月十六日以來京都に在つたのが三月一日同地を退きて六日に歸藩してゐるから、君臣の間に種々評議が凝らされる事となつたが、其の際小楠も之に與るのみならず其の中心人物であつたのは云ふまでも無い。此の評議の結果として、當時の形勢たる、無謀なる攘夷論は愈、激烈となつて朝廷を動かす一方、幕府では自ら其の成算なきを知りつゝも横濱鎖港談判を開かうとしてゐる。外國が之を承諾する筈の無いのみか、其の朝旨に出でたるを知つてゐる彼等は直ちに廷臣と談判に及ぶべしとて何時其の軍艦を攝海に乘入れるかも知れぬ。さる場合ともなりなば皇國の安危に關して容易ならぬ次第であるから、其の曉には闔藩一致上京して京畿の守備に當るべ

きは勿論だが、袖手斯くなるを待つよりも速に二三の大藩と議を協はせて朝廷・幕府に建議して進んで皇國萬安の國是を確立すべく努力するが福井藩に取りて恰好の手だらうと云ふ事に藩論の一定を見た。それには肥後・薩摩・加賀・若狹及び親藩で而も從來公武合體派である尾張・會津等の諸藩に呼懸けるべきだが、加賀・若狹は隣境なれば先づ第一に協議に及ぶべしとの事にて、四月十五日に本多飛驒・牧野主殿介・三岡八郎等を金澤に、松平主馬・酒井十之丞・長谷部甚平等を小濱に派遣した。

加賀・若狹に勸說

此の日に幕府は水戸慶篤への勅諚と幕命とを洽く各藩に示達した。其の勅諚には「關東守衞の爲め下向仰付けらるゝに付ては、將軍目代の心得を以て指揮し闔藩一致盡力防戰して夷狄掃攘の成功を奏せよ」とあり、幕命には右の通り朝廷より仰出されたに付水藩に外夷處置振を委任するから國威の立つ樣取計へよとあつた。同月二十日になると將軍は攘夷の期限を五月十日と定め、それを奏上すると倶に弘く天下に布告し、慶喜も蠻夷掃攘のため鎖港談判の委任を受けて二十二日に京都を發し關東に下つたことが聞えて來たので、春嶽は指當り廟謨のある所を聞くと同時に自家の意見を演說せしむべく中根靱負に京都出張を命じた。

中根等を京都に派す

中根は五月七日福井を出足して十日着京したが、千本彌三郎・堤市五郎も京情視察のためであらう九日福井を發して十二日入洛した。かくする內同月十七日を以て幕府より春嶽の逼塞を解き茂昭の目通差控を免ずるとの達があつて越藩君臣は活動の自由を得たのを喜んだが、

幕府より春嶽の逼塞解免

後日に至り此の解免は幕府からだけのものであつたことが分つた。

**慶喜辭表提出**

右の如く攘夷期限は布告され、水戸慶篤や一橋慶喜は蠻夷掃攘の委任を受けて關東に下つても、其の實行は到底不可能であるので、五月八日江戸に着いた慶喜は同月十四日を以て左の辭表を提出した。

此度攘夷之　聖旨を奉じ東歸候は全勝算有レ之譯にては無ニ御座一、綸言如レ汗幕意亦不レ可レ背故にて只々關東有志討死可レ仕心底に御座候處、閣老并大小之有司同心仕候者壹人も無レ之、臣之胸中禍心を包藏仕候由横議を生じ衆心不服にて嫌疑に艱み、　勅旨貫徹仕候事中々以不ニ相成一候。抑關東有司之情實并宇內之形勢を不ニ相察一、短才無智之身を以重大之攘夷奉命仕候段不レ堪ニ恐懼之至一、奉レ對ニ　天朝一誠に以奉ニ恐入一候。且幕意に背候段も重々不ニ相濟一義に御座候。依て謹で罪を闕下に奉レ待候。出格之御垂憐を以當職御免に相成候樣天邊へ御內奏伏て奉レ願候。誠恐々々頓首々々

五月十四日　　慶喜

殿下

慶喜は攘夷の勅旨貫徹の望なしとて右の如く後見職辭退の內奏をするし、生麥事件に關する償金交附に對する朝廷の御咎に對して幕府の奏上は再三齟齬して失態を極めるし、又將軍東歸の暇乞にも奸吏の誅戮・攘夷實行の如き容易に行はれ難き事を辭柄とするなどして朝廷からの非難攻擊は益々甚だしくなり行き、五月下旬に至りては對外關係は姑く措き國內にて朝・

幕分裂を來さんとする狀態となつた。かうなつては最早猶豫すべきにあらざれば、此の際一藩大擧急ぎ上京して藩議のある所を朝廷及び幕府に建言して天下の大義を定むべきだと人心大いに奮起し、君臣の大評定となり、五月廿六日に至り遂に之を決行する事になつた。其の藩議を具體的に擧ぐれば左の二條である。

舉藩上洛の計畫と藩議二條

第一は攘夷は到底行はるべきでないが、旣に天下に之を布告した以上は鎖港の談判に當りて飽く迄も條理を履み我が國の汚辱とならぬやうにしたい。それには各國公使を京都に召集し、將軍・關白以下朝・幕要路の人達列席の上にて談判を開き、彼我の所見につき充分攻究して後開・鎖か和・戰か孰れとも決すべき事。

第二は近來幕府の施政には失體が多い。之は將軍を輔佐する幕府有司に其の人を得ざるに因るのであるから、今後は朝廷にて萬機を主宰せられ、賢明の諸侯を機務に與らしめ、又諸有司も幕士のみに限らず列藩より適材を選拔するやう定むべき事。

此の筋書の作者が小楠であることは想像に難くないが、此の藩議の實行を期する爲には啻に越藩が大擧上洛するばかりでなく、上記諸藩にも特使を差立て右藩議に同意を求め、なるべくは三四藩一同に上京して朝・幕に建言せば目的を達し得ようとの計畫であつた。此の藩議の實行はさし迫れる皇國の危急を濟はんとする方策であるが、一面福井藩にとりては死中活を求むるの大手段だから藩士等の覺悟も並々ではなかつた。小楠が五月廿四日及び廿六日

に認めて在熊本の横井久右衛門外十名に與へた書翰（遺稿篇「書簡」一四六）は右の藩論決定に至つた經緯・越藩士奮起の狀況及び自己の決意に就いて委曲を盡くしたものであるから必讀すべきものだ。

以上の如く藩論一決したので、春嶽及び茂昭は猶其の精神を鼓舞せしむる爲に、六月一日藩士一同を城中に召集して特に酒肴をさへも振舞つた。かくの如くして士氣大いに奮つてゐた所に曩に命を奉じて上京してゐた中根が五月晦日に歸福した。それは上京中朝・幕の主要人物を始め尾・紀・長・肥（後）・薩等諸藩の重臣と會見し、將軍東歸・攘夷拒絕・生麥事件償金交附など當面の諸問題につき探査すると倶に京情を具さに視察した結果を春嶽に報ずべき爲であつた。

中根歸藩、擧藩上洛を危ぶむ

因に中根は在京中五月十三日板倉閣老に謁した時攘夷拒絕に關する春嶽の意見を演說したが、それは「越侯より板倉殿への上申の寫」として遺稿篇（四二三頁）に掲げてある。而して中根は其の不在中に決定した藩議及び其の實行につき聞かされるや、擧藩上洛の計畫を大いに危ぶみ、春嶽及び藩主の上京は未だ其の機にあらず、且つ藩士の中にも尙異議を懷く輩なきにあらざれば篤と熟議ありて然るべき旨を執政及び小楠に陳述した。よりて六月四日執政以下要職の輩集會して、春嶽及び藩主上京の事に關し猶も詮議に及び、是には春嶽・茂昭も加はり小楠も列席したが、小楠は其の席上にて右中根の陳述に基づき「兩公御上京の事は既に御決定の事なれども、御發途の期日は今一應人を京都に出し、投ずべきの機を認められし上決せら

更に京情規察のため牧野・青山・村田上洛

れ然るべきか」と申したるに春嶽及び茂昭も嘉納し執政一同も同意したので、同日直ちに番頭牧野主殿介及び青山小三郎、同六日には目付村田巳三郎が藩論決定の旨を薩摩・肥後・加賀・若狹・會津・尾張諸藩の在京重臣に報じて其の意見を徵すると倶に京師の事情を十分に探査すべく上京の途に就いた。

将軍東歸の報に接す

福井藩では右三士の復命次第全藩出動の期を定むべく決した矢先に、將軍が六月六日に京都を發して東歸する―實際は六月九日だつたが―との報に接した。かく將軍が東歸しては春嶽等が上洛して朝廷と幕府とに藩議を建白せんとする計畫には大なる手違を生ずる事となつた。小楠が六月六日に熊本の社中に寄せた書面(遺稿篇「書簡」一四八)は此の節の狀況を能く描出してゐるが、其の中には「大樹公今日京師御發途之御模樣と申參り甚以殘念之次第に御座候。左候へば此方之擧動も聊變じ可申哉、何分朝夕之變態にて見すへがたき事に御座候」と記し、尙「此節は老生一生に再び無之事にて實に盡心肝申候」とも書いてゐる。

村田、薩・肥の在京重役と會見

牧野・青山・村田は京都にて有力なる廷臣や諸藩の在京重役を訪問して其の使命を果すべく努力してゐる。村田は六月十二日に薩藩の高崎猪太郎を訪ひ藩議實行につきて語ると、高崎は藩議は尤至極の趣意にて聊か間然する所なきも、それを「愈言上せらるゝ事は尙機會を待たるゝ方なるべきか」とて、薩藩の立場や朝廷の情勢などを物語り、猶高崎の希望により同藩の吉井仲介にも面會して見ると其の意見も亦高崎の通りであつた。翌十三日には肥後藩の沼田

勘解由・元田八右衛門と會見して藩議の次第を語りたる後、長岡良之助の上京を懇請した。此の會見については『續再夢紀事』に左の如く記してある。

六月十三日村田巳三郎、肥後藩沼田勘解由を訪問す。同藩元田八右衛門(東野)も來會せり。此時村田方今の形勢愈危急に迫り國家千歳の大計を誤らるゝ事正に眼前にあり、故に我藩にては云々の國論二ヶ條を定め此際十分の盡力に及ぶべき積りなるが、御意見は如何あるべきやと尋ねしに、沼田如何にも御同意の至りと申しゝ故、村田さらば御互に力を盡すべきなり。されど三條殿始國事掛りの搢紳家に於て此要領を開悟せられずては到底事は行はれざるべし。然るに良之介殿は此搢紳家に信を得居らるゝ事故此御方々を開悟せしむる事は貴藩に於て御負擔ありたしと申しゝに、沼田是又御同意と申しゝ故、村田、良之介殿御上京の事は春岳より直書指上る事になりては如何と申しゝが、沼田熊本の內狀如何あるべきかとて元田に向ひ相談之上、良之介上京の事は御尤なれども此節熊本の方に聊內情あり、其上過日議奏より上京の事を達せられし時領內海岸の警備を申立猶豫を請ひ置たれば、此節急々上京には至り難かるべし。就ては御國論の趣のみ此際御直書を以仰遣はされ、然る上尙又其機に臨み上京を御促し遣はさるゝ事とならば必ず上京すべし。しかし此事は尙篤と勘考の上近日御確答に及ぶべしとの事なりき。

右は六月十三日に於ける村田・沼田・元田の會談を記したのであるが、元田が六月初旬より同二十三日までに於ける牧野・村田と度々の話し合の始末を手記せる「越藩士牧野主殿介・村田巳三郎話合の大意」なるものがある、之には越藩々議につきての內話の模樣や越使特派に關

「牧野・村田話合の大意」

牧野・村田來談の趣意と福井藩々議の大要

する內交渉の顚末等が頗る詳細に記述してあるから長文ながら左に轉錄しよう。

春嶽様御事當春歸藩被爲在候後も天下之事須臾も御忘無之、不斷士人を京地え被差出置候て動靜を御伺に相成候處、姉小路變死・大樹公御歸府・小笠原閣老償金談判・長州兵端相開候抔天下之事又々小變革之折柄に付、思召も被爲在候由にて、五月末御一定に相成候御國議之趣を以番頭牧野主殿介・執法村田巳三郎兩人より沼田勘解由・元田八右衞門へ及內談候趣には、今度春嶽様思召之旨被爲在、今日之時躰御傍觀難被成御場合に付、京地之形勢次第にはいつ何時も御兩公共御出京可被成、就ては御國議之趣 太守様・良之助様へ御相談も被成度思召にて、御直書を被進筈に候處、一ト先京地詰之重役見込も可有之候に付及熟談候て、無伏臟申聞吳候樣との事に御座候。さて御國議之大要は今日之時躰 朝廷・幕府之御分界被爲在何卒 皇國之中名賢を御登用被爲在候て 皇國御政道を御扶植被爲在度、尤是迄通り萬端將軍家御委任可被遊との御趣意に被爲在候處、未だ御若年之御事にて實に御力に不被爲及、多分閣老諸有司之處置に出申候得ば將軍家御一人を御責被遊候ても御政道被爲行屆候樣も無之、去迚是迄二百餘年太平を被爲開候功澤之德川家を無味に御見離も被遊間敷、天下列藩も此儘に將軍家を見捨□□（候等カ）には至る間敷候得ば、所詮將軍家は將軍家に被立置、左候て 皇國中之諸名賢を御撰被爲在、 朝廷・幕府・內藩・外藩大小名之御差別なく名賢を御登用被爲在、皇國一般之御政道被爲在度、年月相立候內には將軍家にも御年齡に從ひ御德望も被爲進、萬事御委任之御器量に被爲在候はゞ其節に御委任被遊候て可然との御趣意にて、右名賢御揃之上は外國拒絕之御評議等猶御集議も可有之、然處攘夷開港共强て論を立候得ば一偏に陷り何れも 皇國眞正之義理を損じ候樣相成候に付、深く集議を凝し至理至當之論を以外國と御應接に相成、幾度も御談

沼田・元田の意見

判に相成候て、皇國世界天理之至當に被レ爲レ決、其上にて忽攘夷之場合とも相成可レ申、又は相當之開港御許にも至り可レ申との御國議有レ之候。　右兩條之御國議今度御直書にて被二仰遣一度、猶模樣に寄り候ては御使者にても被二差出一度、左候て　太守樣・直之助樣御同意に被レ爲レ在候はゞ直之助樣には御上京御周旋被レ爲レ在度被二思召一候得ば、何程之御模樣に可レ有二御座一候哉、此儀は强て被二仰遣一候譯にては無二御座一候得共、深御懇願之旨に被レ爲レ在候に付、勘解由・八右衛門抔見込候處一應承り候て福井表へ早々申遣度との趣に御座候。　右に付勘解由・八右衛門返答には、其御國議之御趣意は乍レ恐至當之御論にて春嶽樣思召之旨は御藩に取候て誠に難レ有奉レ存候。　如何にも　太守樣・直之助樣御同意之思召と奉二恐察一候處、直之助樣御上京之儀は何分難レ被レ爲レ成御場合と被レ考候。　先日一旦御上京御沙汰被レ爲レ在候節も屹度御建白も被レ爲レ在候處、右御取捨によりて御決着にも可二相成一との御內存にも被レ爲レ在候處、御猶豫被二仰出一候趣御國許へ相達候程之砌に御座候へば、只今御上京之儀は　朝廷之御沙汰も御受無レ之に相當、春嶽樣より御內存之趣に付ては　朝廷之御都合も御宜布有レ之間敷、尤京地之模樣御周旋可レ被レ爲二出來一機會と被二思召一候はゞ何も無二御頓着一只今にも可レ被レ爲レ成候得共、今日之時躰聊其機會相見不レ申候得ばたとへ御上京被レ爲レ成候ても御心痛のみ相增、乍レ恐御挽回之御成功も不レ被レ爲レ遂、又御歸國可レ被レ爲レ在哉と恐入申候得ば、八右衛門共よりも今日御上京之儀は御留申度存念に罷在候間、春嶽樣より被二仰遣一候ても何程に可レ被レ爲レ在候哉、依て御直書にて御□(國カ)議被二仰遣一候儀は國許之御爲合にも重疊難レ有思召に奉レ存候。　御使者被レ進候儀は先御見合に相成度段委細話合候處、牧野・村田兩人共至極尤之由承知致し、此趣急便に福井表へ申越候半と返答いたし候。　然處福井表には最早御直書持參之御使者被二差越一候に一決に相成居候て、御家老岡部豐後・御側御用人酒井十之丞・御奉行三岡八郎三人

春嶽とても進出の時機にあらず

に被仰付、蒸氣船より七月朔日比出船之筈に御極候段申來候由にて、其趣猶又牧野・村田兩人より及懸合、牧野には京地之模樣等言上も可致迚一ト先福井表へ罷歸候段申聞候に付、勘解由・八右衛門兩人話合、一應御使者之儀は相斷申度、八右衛門儀牧野旅館へ罷越、幸村田も同席にて及熟談候趣には、今度御使者被差越候儀春嶽樣深思召も被爲在候ての御事と奉恐察候。 御國に取候ては難有奉存候處、良之助樣御上京之一條は最前も申通折角御猶豫被仰出候砌にて朝廷に被爲對候ても何分思召替は被爲出來間敷、殊に京地之模樣未だ御挽回之機會も相見不申候得ば御進出之時に無之、迚も御上京之思召は被爲在間敷と相考候へば、折角遙々御使者被進(遣カ)、右御使者之御趣意も相違無之樣に相成候ては御使者に被對重疊に御心痛之稜も有之、將又當時之時世四方側目之折柄諸藩に相響候て、 朝廷之御聽込も何程に可有御座哉も難計、尤此度之御使者御應接より諸藩の耳目も改め 朝廷にも陽復之御氣運を開可申との見込も御座候はゞ聊形迹を避候樣之儀可有之譯も無之候得共、何分當時形勢徒に物議を起し、益 朝廷之塞を重候樣に相成可申哉と相考候へば、越藩之御爲合且は天下之時機次第に御上京有御座度との御趣意に被爲在候はゞ誠に以難有奉存上候段申向候。畢て猶又申向候趣には此儀は近比恐多奉存候得共御別懇之御間柄に付無伏臟申上候。 越之御藩とは御國躰も大同小異に御座候へば良之助樣御儀當時御上京可被爲在時會に無之と相考申候處、春嶽樣も御上京之儀何程に可有御座哉、乍恐當春御辭職御願、強ての御歸藩、御愼後未だ御日合も無御座候處、猶又御上京之儀御進退御都合何程に被爲在候半哉。 時躰を申候へば當春今日徒に事變之切迫に相成候と申而已にて、未だ聊回復之兆相見不申候へば容易に御動き可被爲在時に無之儀と奉存候。 今度之機會大切の御機會にて、萬一此機會を御仕損じ被爲在候ては此次再來之機會は

何之時に來候哉も難計候へば乍恐重疊地歩を被爲占、主上之御夢に被爲入候迄は御出無之北門之御藩屛を隱然と御圖被爲在候義　皇國えの御忠かと奉存候。今日天下に御依賴申上候て、他日御挽回之功を奉希居候は實に越之御藩と奉存候へば、不憚申上候段申向候處、重々尤之由に申聞、春嶽樣にも今日御上京と申思召には且以無之、時宜次第に可被遊思召にて、其爲士人を替る〳〵被差出置、京地之模樣直に御聞取被成候て、時宜により直樣御上京可被遊との御決議に相成居候由申聞、且又御使者之儀も彌被差出候に相成候とも何分稜立不申樣可被仰付、蒸氣船廻甫之儀は以前より起り居り候事にて、此節も長州・薩州邊にも打廻候仕組に有之、肥之御藩へ罷出候ても强て御上京御勸め等申上候譯に無之、御別懇之御間柄にて實に御慕被成候譯に被爲在、且は　勇姬樣御用等も可有之、何樣御懇談を希候との事に御座候段返答致し云々(マヽ)は右話合之趣は逐一福井表(ココラ落字カ、元ノマヽ)挨拶致し申候。

特使派遣決定

然處牧野へは廿一日より發足いたし未だ歸着無之內、執法出淵傳之允上京致し、福井表にては彌以御使者被差越候に相決し、御家老岡部豐後列廿五日敦賀より乘船用意等仕舞、本月末にも出船致し、七月七日比熊本到着之日積りの由、右に付ては京地之模樣等案內之者一人御國許へ差下候はゞ、右使者より懸合之都合に相成候に付山田五次郎にても被差遣被下度段江口隼(純カ)三郎を以內願致し候由、右之通度々及熟談牧野・村田兩人は逐一趣意も聞届同意に候得共、福井表懸隔致し居候處より右之事情意味合等未だ貫通不致內彼許には早御決着に相成候事にて、此上には京地にては話合も間に合不申、右御使者熊本參着之上御國議も可有之、京地にての話合之始末一應御聽に相達し居不申候ては御應接之御都合も喰違にも相成可申、右之始末紙筆之上にては難盡、彼之許よりは山田五次郎之御人指も有之由に候得共、諸生にては事機密にも係り候事柄に付幸八右衛門始末之話合致し

元田歸藩することゝなる

候事に付、今度八右衛門儀御用に付御許へ差越候事。(改訂肥後藩國事史料)

右元田の手錄によれば元田の意見は良之助の出京には困難なる事情のあるのみならず、今日の京師の形勢は挽回の氣運に向ひ居らざれば進出の時機でもない。啻に良之助許りでなく春嶽にしても目下は動かるべき時ではあるまい。されば福井藩の藩議を肥後に申遣はさるゝのはよいが、使節派遣などは見合はさるゝやうにと云ふにあつたが、彼は又その『還曆之記』中にも此の件につきて「越藩の國議已に決し、先生(小楠)の意見茲にありと雖も、余が國の爲に慮り時世の勢を察するは大に同じからず」と記してゐる。小楠と最も親しき元田が小楠を中心として計畫せられたるべき福藩の大擧上洛に對して其の意見を異にしたは心外だつたらうが、時局に對する見透しの相違だから已むを得なかつた事だらうし、元田の見解も一隻眼を具へてゐたは牧野・村田も成程と感じたので分る。

村田、近衛前關白に謁す

村田は七月四日に公武合體派の一人なる近衛前關白に謁したるに前關白から攘夷親征の叡慮にあらざることや越藩君臣の大擧上洛につきては急ぐと事を仕損ずるから朝廷より其の指圖あるまで待つやうにとの旨を聞かされた。此の會見につき『續再夢紀事』には左の如く記してゐる。

七月四日村田巳三郎櫻木殿に參謁す。此時村田申上しは、春嶽事當春は職務行屆かず、故に其職を辭し歸國仕りけれど、爾來も春嶽父子は勿論家臣共に至る迄幕府の弊習を去り　皇朝の御爲め盡

力せんとの素志は少しも變る所なし。故に御用あらば何時にても上京仕るべき決心なり云々。藩議の要領を申上しに、櫻木殿仰、尤至極の意見にて賴もしく存ずるなり。拙者は公武御合體に致し度存意にて夫是配慮に及び居れども、此節の狀勢は到底存意の如く行はれず。過般大樹殿歸東せんとせられし時の如き、拙者共はこれをとゞめんとし、國事掛りの輩は歸東せしむべしと申しゝ事なるが、拙者共のとゞめんとせしは公武の御合體を望む爲めにして、國事掛りの歸東せしむべしと申しゝは幕府を遠ざけん爲めなるを、幕臣は其意を悟らず、とゞめんとするは大樹公を困しましむるものと考へて頻に歸東を申立、遂に發程せられ愈むつかしき世態に押移りたり。村田云、公武御合體の尊慮は誠に有がたき次第なれども、此節大樹公は年若にて閣老は其人を得ず、故に攘夷の事の如き此上切迫に仰出されても思召の如くには果敢取らざるべし。扨折角仰出されし事果敢取らざれば幕府は益罪を重ね、終に　公武御合體は望むべからざるに至るべし。故に此節は兼て御依賴思召さるゝ列侯を召し登され第一に内地の一致を圖らせられ、扨外國の事をも談判に及ばせられなば何樣にも其功を奏すべき也。殿下仰、已にも申せし通り此節拙者どもの存意は少しも行はれず。此程御親征仰出さるべしとの事なりしが、拙者御同意申上げざりけれど矢張行幸遊ばさるべしとの事故殊の外御案事申上、爾來二條・德大寺・宮等每々集會相談に及びしに、宮は御親征も可なるべし、いよ〳〵御親征あらば先鋒の任に當るべしと申され、聊意見を異にせらるれば、致し方なく二條・德大寺の輩と共に今日か明日かの内書面を以て關白へ意見を申立る積りなり。尤關白の意見は拙者とも同樣なれども、國事掛りの輩は頻りに關白に迫り、殿下始大臣方にて御決心在らせられざる故　主上にも兎角御動き遊ばさるゝなりなど厳敷申立、其返答に困却せらるゝなり。

扨關白へ指出すべき書面はこれなるが、極密ながら一見せよとて渡させられければ、村田拜見するに、其大意は此間尋ねられし　主上御親征の事は何とも了簡に及びがたし。元來攘夷の事は　皇國の御大事にて容易ならざる事なれば、外諸侯をも召させられ意見御聞取の上決定ありて然るべし。若輕卒に事を擧られなば忽ち外夷は侵入するに至るべし。扨其場合に至れば數少の公家堂上にて之を支ふべきにあらず。再び挽回すべからざるの大患を惹起さるべし云々。仍て連署言上に及ぶなりとありて忠熙(近衞)・齊敬(二條)・公純(德大寺)・忠房(近衞)と記名せられたり。村田拜讀し畢りければ殿下又仰、主上にも　叡慮は全く此の通りなれども、暴激の輩は　叡慮を遮り奉るなり。村田云、叡慮已に如斯なる上殿下御始叡慮を御輔弼あらせらるゝは　皇國の大幸なるを、强て私見を主張し御遮り申上るは誠に勿躰なき事なり。愈御遮り申上るに於ては　皇國は最早如何ともなしがたきに至るべし。已にも申上たる如く春岳父子に於ては此節こそ　皇國の御爲め御奉行仕るべき時なれとの覺悟ゆへ何時にても上京仕るべけれど、萬一事輕卒に渉り不都合ともなりなば却て恐入る次第なれば、此上尙御指揮を待奉るなり。殿下仰、春岳殿始の心底感じ入りたり。しかし事を急ぎては却て仕損ずべし。故に今日は須臾其成行を傍觀せらるべし。拙者一了簡を以て指圖すべきにはあらざれども同志の輩共厚く申談じ置、事機到來の節は必盡力周旋を賴むべし。尤國事掛りの輩が御親征を主張するは愈其事を布告せらるれば攘夷の　聖慮なる事が忽ち四方に響き、諸藩勤王の志ある輩心を決して相應すべしとの見込なりと仰せられき。

村田は薩藩の高崎・吉井からも機會を待つべきを勸められたが、肥後藩の元田の意見には少からず共鳴する所があつた上に、前關白よりも右の如く注意されたので、春嶽父子の急の上洛

は然るべからずと見込むに至つた。この上は一刻も早く春嶽に其の意見を申し立てねばならぬと、近衛前關白に謁した日、取るものも取敢へず京都を發して翌々六日歸福した。彼の齎した情報は大いに越藩君臣の心を動かし、上洛を暫く見合はせることになつたことは後に記する通りである。

## (八)　肥後及び薩摩に使節派遣

越藩にて今回の藩議實行につき其の同意を求むべく四月十五日本多・牧野・三岡を加賀に遣はしたことは既記の通りだが、五月二十四日付の小楠より在熊社中への書簡に依ると、此の使節特派の事を記したる處に「加州よりも重々御同意にて有レ之、其後村田巳三郎・青山小三郎被二差越一未だ歸り不レ申候」と書いてゐる。さすれば五月再び加賀に使を發したものと見える。さて肥後藩への使節派遣につきては元田より前記の如き反對意見もあつたが、村田が歸着する前なる七月五日に岡部豐後を正使、酒井十之丞・三岡八郎を副使として福井を出發せしめた。岡部一行は藩船黒龍丸で三國を出港して八日敦賀出帆、同十九日に長崎に到着し、肥後藩より派遣された德富太多助の出迎を受けて、同人から薩藩では此の月の朔日と二日に英船と戰つた事を始めて聞いた。乃ち彼等は先づ肥後に向ふ事とし、途中二手に分れて倶に二十一日長崎を發し、島原を經た酒井・三岡は二十五日に、茂木を經た岡部は之に一日後れて熊本に着くと、

元田歸藩して意見を具申す

元田は既に京都から歸つてゐた。六月二十四日に國許に差遣の命を受けた元田は越使の着熊前に必ず熊本に歸着するを期し、同二十六日京都を發し、二十七日大阪より乘船して鶴崎に上陸し豐後路を經て七月七日に歸着したのであつた。上記「牧野・村田話合の大要」は右船中にて後日記憶のためにとて手記したものである。彼は歸藩するや否や藩侯本殿に出頭して其の意見を具申したが、それに關して彼は『還暦之記』中に左の如く記してゐる。

熊本に着し、夫妻子女相會し其喜悦限り無し。乃直に華畑殿(君公の本殿)に出で、家老小笠原七郎・奉行右田才助等列坐の席に於て在京中見聞の次第并に愚慮のある所を陳して曰、京地の形狀外面より窺ひ得難く、要するに勤王の徒陰に顚幕の策を廻らし殊更に　朝威を張らんことを謀り、大和　行幸の企てあると雖ども未だ其頭角を顯はさず、尹宮(中川宮)・三條公の主義一致ならずして、勤王の徒は專ら三條公を推戴し、薩・長の間も亦各謀る所あるに似たり。此際の形勢を察するに變如何なる處に發するか其幾未だ知るべからす。幕府の威力は已に退縮して手を拱し、叡慮の在る所果して未だ知るべからず。從來幕府を匡輔し　天朝を翊戴せられて公正獨立の國議此時に於て之を盡されんと欲するも、何の名義あり何の機會の見る所ありて出京せらるゝ乎。今若し兩公子(澄之助・良之助)の上京あらんに、余が恐るゝ所は淀・伏見に達せん頃に一封の　朝命を以て當時京地何の事變もこれなきに　召命をも待たず上京の儀は無用なり、退歸して初願の通り攘夷海防を怠ることなかるべしとある時は、何の言辭を以て之に對へらるべき乎。兩公子若し京地に於て我より變を發し、其變を制するに由て天下を一新するの算略あらば上京も亦可なり。此大算英略なくんば今暫く機會を待ち其變を

見て動く時は勞せずして功あり。故に余が愚慮する所は此時に當り兩公子隱然として妄動なく、一旦變ある迅速に上京忠節を　天朝に表せらるべきなり、是余國の爲め兩公子の爲めに深く慮り審かに見る所なり。然るに京地の變上京の機會今日之れ無きも明日に發するも亦知るべからず、其覺悟決して忽かせにすべからず。余此論を以て越藩牧野・村田に語り、兩人は同意を表せしも、越の國議已に一決して擧藩上京のよしなり。願くは國議雷同無く機會を察て動き妄動して悔無らんことを庶幾するなりと反復盡言したるに、滿坐の執政有司皆最然りとせし面色なり。然るに是より先き越の國論橫井先生の所見を以て在藩の門人に通知あり、速に藩議を奮起して東西同議兩公子上京の内議已に決するに垂なんたるに、余俄かに歸り來りて卽今上京時宜に非ずとの論を立てたるに由て、已に立たんとするの廟議忽ちに委靡して振はざるを以て、同社中よりの抗激を受けたり。津田山三郎戲言に元田が土砂論一たび出て政府綿の如くなりたりと。未だ幾くならずして越使岡部・三岡等來りて君公に謁見して國論及東西調略の趣意を上言せしに、當藩に於ても上京盡力は素定の國議なりと雖とも猶京地の形勢に應じて擧動せらるべしとの返答ありたると聞く。然れども至急上京の事は自然猶豫になりて、越前も終に上京成り難くなりしなり。

右記事に據ると元田の歸熊前肥後藩政府には越藩々議實行の事が小楠社中より聞え、澄・良兩公子上京の議も餘程進んでゐたと見える。因に後日のことではあるが、元田が公子上京の不可なるを具申し、その事の止みたるにつきては小楠頗る不滿であつたらしく、『還暦之記』中に左の如き事が記してある。

元田に對する小楠の不滿

越藩上京の議行はれざるや、横井先生途に福井を去て熊本に歸る。一日不破家に至るを聞き往て之を訪ふ。酒已に闌なり、先生氣壯んに契濶の情話未だ畢らず、突然余を責むるに上京を駐むるの議國を誤り越藩を誤るの大失見なるを以てす。余敢て服せず、時勢を察し國力を圖り兩公子（護久・護美）の爲め春嶽公の爲めに深く慮る所あるを以て決して國議を誤るに非ざるを抗論す。先生忽ち語を轉じて曰く此論之を置く。只我自レ今君に諫言する所あり、請ふ之を聽けと。余曰先生の教喩とある謹で之を聽かん。先生乃余が識見の誤り終に天下を誤るを切喩せり。余心に服せずと雖ども、曾て先生の性質を知る故に唯々して之を受く。更に先生の村居を問ふて質話を期して別れ、他日前期を違へず先生沼山の村莊を訪ふ。先生酒肴を勸め相互に歡を盡して歸る。當時先生の門人嘉悅・矢島等余を目して因循論と爲し駁撃して止まず。故に先生余を說督して其過ちを謝せしめ社中の氷炭を解かんとす。余其意を悟らず。然ども先生の說に抗せざるを以て先生余の唯々する所を社中に喩し、氷炭徵しく融釋することを得たり。（先生時に安場に贈りし書翰あり、後之を見て先生の苦慮を知りたるなり。）

越使肥後藩主に春嶽父子の書面を呈す

岡部等は同月卅日に藩主細川慶順に謁し、春嶽父子よりの左の親書を呈した。慶順は之を披見の後先づ左右に侍する護久・護美に、次いで列席の長岡帶刀・同監物・有吉將監・小笠原備前・松野亘等の諸家老にも示した。

一簡致二拜啓一候。殘暑難レ堪御座候處愈、御安寧珍重存候。陳ば兼々御承知之通り、京師之事情實に切迫に及び、其上將軍家にも俄に御東下と相成、加之馬關之騷亂等も追々風說承レ之、今後之形勢如何相成候哉實に難レ計、殊に京師近來に至り候ては、搢紳之殺害彼是混擾、別て中川宮　朝議御關係等も御辭退にて御隱遁

之御覺悟に相成候由、彌増之困厄　皇國治亂之境と日夜不レ堪ニ憂惱ー、唯々奉ニ恐入ー候外無レ之候。右樣之御時態に候得ば最傍觀可レ致時にては無レ之存詰候。就ては尙此上京師愈急迫之模樣次第致ニ登京ー、不レ顧ニ駑鈍ー盡力致度と存候。依て區々之微衷今度家老初へ委細相含貴邦へ指出候間御聞取被レ下、御同意にも候はゞ御兩君にも御出京相成、萬事御相談被レ下報國悃沈相盡度奉レ存候。御賢慮御座候はゞ渾て無ニ御伏臟ー御垂諭之程希望之至に御座候。

七月五日　　松平越前守

松平春嶽

細川越中守樣

長岡良之助樣

小楠處分の輕減をも請ふ

それより岡部が越藩々議の要旨を敷衍したる後、三使は別室に退きて小笠原・松野兩家老等に士道忘却に關する小楠の處分を輕減されたいとの春嶽よりの懇願を傳ふる所あつた。一行は猶數日滯在したが肥後藩の同意を得たので、岡部と三岡とは八月六日に、酒井は其の翌日藩主及び公子より春嶽父子への返書を入手して薩摩に向つた。此の使節滯熊中至誠院及び小楠夫人は彼等を訪問して福井表の狀況を聽いた。これは小楠が六月二十四日付で宿許に書面(遺稿篇「書簡」一五二)を發し、使節派遣の事を報ずると倶に彼等を訪問すべきを差圖したからだ。肥後藩主及び良之助の返書は左の通りである。

肥藩主・長之助へ返書

華翰拜誦仕候。愈御清祥被レ成ニ御座一、珍重奉レ存候。然ば京師之事情益切迫に及候上將軍家俄に御東下、加之長州之騷亂搢紳之殺害等、實に　皇國治亂之境にて最御傍觀可レ被レ成時に無レ之、猶此上京師之模樣次第御登京御盡力被レ成度、御同意仕候はゞ兩人共出京萬事御相談仕候樣遠境態々御使者を被ニ差立一御申含之趣共具に致ニ承知一、從來御心魂を被レ碎候義此上なく感佩仕且御厚意之至深忝奉レ存候。當方にても危急之形勢晝夜憂念に堪不レ申候て先般滯京中　公武へ言上仕置候趣を繼、乍ニ不束一　皇國御爲筋と心得候儀は何所々々迄も周旋仕度存立候へ共、御在職中重疊御丹誠有レ之候ても難ニ相整一程之御事柄中々微力之及處に無ニ御座一候。依レ之薩・筑を初近隣之諸大名存意之趣等御懇篤之預ニ貴教一不レ計も御覺悟筋に致ニ暗合一、大慶仕候而已ならず甚以心强奉ニ依賴一候條、出京之上は猶更無ニ御腹藏一御差圖被レ下度幾重にも奉レ願候。委細は御家老初へ家老共より面談に及候間、歸着之上御聞取可レ被レ下候。恐惶謹言。

八月七日

長岡良之助

細川越中守

松平春嶽様

松平越前守様

小楠處分に關する肥藩への返答

なほ岡部等の小楠の處分を寬恕せられん事を乞ひたるに對し熊本藩の返答は左の如くであつた。

横井平四郎舊臘於ニ江戸表一不慮之變に出逢候儀、此元御國論にては士道を失候趣にて重き御咎をも可レ被ニ仰

付一哉に御聞込被レ成候處、春嶽様御在職中諸事被レ遊二御相談一天下之御爲勤勞不レ少於二福井表一も前後稜々之功勞有レ之候由、右等天下國家に關係之筋自然相聞不レ申儀も可レ有二御座一哉と　御二方様御痛心之次第等委曲御書取之趣奉レ畏逐一越中守様へ申上候處、不束之者ケ様之蒙二御沙汰一候段厚忝思召候。御咎筋之儀舊來の御國典も有レ之候得共、追々　御二方様御沙汰之趣被レ爲レ在候に付ては重疊評議致し取調べ候様被二仰付一候間、右之趣御歸國之上宜申上候様との御事に御座候。

越使鹿兒島に

岡部等越藩使節は熊本を辭して薩摩に向はんとする時、尊攘派の轟武兵衞等二十餘名が彼等を邀撃せんとする計畫ありとの噂があつたので、一旦島原に赴きそれより海路鹿兒島に至つたとの遺話がある。薩藩にては主として家老小松帶刀と側用人大久保一藏とが一行に應接した。先づ岡部は二通の親書を呈して使命を述べたが、其の一通は春嶽父子の連名で島津三郎父子の出京協力を要望せるもので左の通りだ。

春嶽父子より久光父子への書面

一翰致二啓上一候。殘暑甚敷候處愈々御清安珍重存候。陳ば京師之事情近來に至り候ては追々切迫相成、其上將軍家にも俄然御東下加之赤關之擾亂と申、別て今後之形勢結局如何相運び可レ申哉關情之至存候。實に皇國危急存亡之境と日夜難レ安二寢食一憂惱罷在候。就レ夫ては區々之微衷家老共初へ委細申含及二御相談一候間篤と御聽取充分御賢慮之趣無二御伏臟一被二仰聞一被レ下候様伏希之事に御座候。恐々謹言。

七月五日　　松平越前守

松平春嶽

松平修理大夫様
島津三郎様

春嶽より久光への書面

他の一通は特に春嶽より久光に與へたもので左の通りだ。

別啓愈〻御清安抃賀之至に御座候。然ば方今天下之形勢不㆓容易㆒次第に相運、別て近來に至り候ては姉小路殿殘害、中川宮　朝議御關係御辭退にて、御隱遁之御覺悟被㆑為㆑成候由、彌增京師之事情危急切迫之困難と御同意恐入候外無㆑之候。扨又當春貴君には御上京寛々得㆓接眉㆒御談話申度と存居候處、折惡敷小生不快共內御發京今に至り殘懷不㆑少存候。此度國議之趣も有㆑之殊に別て御懇意之事故、內外不㆑包見込之趣は申含遣候間、家老共始貴國へ罷出候はゞ區々之意衷御聽取、無㆓御遠慮㆒御呵責御垂諭之程希上候。左様相成候はゞ別て本懷存候。兼て御懇意に甘んじ副呈に及候。亂筆御海恕可㆑被㆑下候。

七月五日　慶永

島津三郎殿

右使節を受けた薩藩ではさなくとも京都に於ける勢力挽回のため三郎の上京を畫策してゐた折柄であつたので、越藩使節は上首尾にて其の使命を果し、八月十四日左の二通の返書を得て歸途に就いた。

久光父子の返書

芳翰忝拜讀仕候。秋冷之砌御座候處愈御安泰被㆑成㆓御座㆒、奉㆓恐賀㆒候。然ば方今皇國之形勢致㆓轉換㆒、殊に赤關之擾亂旁危急存亡之時節と日夜御憂慮之餘り、御家老以㆓御使㆒遠國迄預㆓御相談㆒委細致㆓承知㆒候。小子

等にも實に不ㇾ堪ニ傍觀一挽回之策略勘考之央にて、御趣意一々異議無ㇾ之別て大幸奉ㇾ存候。最早達ニ賢聽一候半、於ニ弊邑一ても英夷來船及ニ掃攘一候故此末防禦尙亦嚴重無ㇾ之ては不ニ相成一、內外之苦心御賢察奉ㇾ願候。細事御家臣へ托置候間御聞取被ㇾ下度奉ㇾ存候。且又御國產之御品々御惠投被ㇾ下御厚情之程不ㇾ淺辱拜受仕候。隨て此品薄惡之至御座候得ども御答禮之驗迄呈進仕候。先は貴答旁如ㇾ此御座候。恐惶謹言。

八月十四日　島津三郎

松平修理大夫

松平越前守樣

松平春嶽樣

久光の返書

御別啓辱拜誦仕候。方今不ニ容易一形勢と相成、皇京之御難題差見得居、御苦心之餘り御家老を以態々遠國迄被ニ仰越一候趣逐一致ニ承知一候。至當之御儀更に異論無ニ御座一候。扨當春大樹公御上洛之節愚拙にも上京仕候得共實以暫時之事、且尊公にも御不快中御面談も不ニ申上一至ㇾ今遺憾無ㇾ限御座候處、今般御使被ニ差下一預ニ御相談一候儀抃躍之至に御座候。目前之國難も有ㇾ之候得共　皇國之御爲東西一時に上京拋ニ身命一周旋仕度含に御座候。尙細事御家臣へ申述置候間御聞取被ㇾ下度奉ㇾ存候。書餘は奉ㇾ期ニ拜眉之時一候。恐惶敬白。

八月十四日　島津三郎

松平春嶽樣

尊報

越使長崎にて小楠と出會

さて岡部等越使が鹿兒島から長崎に到着すると、意外にも福井より榊原幸八・平瀬儀作・末松覺兵衞・海福雪の四人を同伴して此處に着した小楠に出會ひ、使節出發後福井の藩論が一變した事や其の後の經過を詳しく聞かされて彼等は驚きに驚いた。小楠は岡部等にかうなつた以上卿等は將に何を爲さんとするかと質したのに對して、岡部等は一旦君命を奉じて諸藩に使した以上は復命せねばならぬ。其の後の事は唯君命に從ふのみであると答へ、海福を鹿兒島に急行せしめて藩論一變の次第を小松には書面で、大久保には口頭で報ぜしめ、待たせてあつた黒龍丸で急ぎ歸途につき、一方海福は鹿兒島に着して見ると小松は既に上京してゐたので、大久保に面會して此の旨を傳へた。

### (二) 藩論俄に一變　小楠福井を見限る

藩主參府すべきの議起る

上記將軍の東歸は福井藩の大擧上洛の計畫に多大の齟齬を來す事となつたが、更に藩主の參府に關する紛議を惹起し延いて藩論は急角度に一變するに至つた。抑、文久三年七月は藩主茂昭の參府期月に當つてゐたが、二月以來將軍が滯洛中なのと藩に於ても此の度の上洛計畫が決したのとで、其の參府を見合はせることにしてゐた。然るに將軍が東歸すれば當然藩主も參府すべきことゝなる。さうなれば既に其の期日が切迫してゐるから六月中旬には出發しなければなるまいとの議が藩内に持上り、五月末日京都より歸來して、藩の上洛計畫を不

穩當と見てゐる中根靭負は藩主の參府すべきを主張し、且つ再度出京するやうにとの藩の意向にも應ずるの色がなかつた。之に對して小楠をはじめ松平主馬・本多飛驒・岡部豐後・長谷部甚平・三岡八郎・千本藤左衞門・村田巳三郎等は、藩主は參府を延期し、飽くまでも春嶽と倶に上京して既定の計畫に從事すべしとの說を固持し、六月七日に至りて遂に中根との間に大論戰が行はれたが、中根は其の翌八日より引籠りて出仕せず、藩では彼に蟄居を命ずるに至つた。『續再夢紀事』には左の通り記してある。

參府に及ばずとの論

六月十四日中根靭負に譴責を命ぜらる。本年七月は少將（茂昭）公參府せらるべき期月なりけれど、大樹公當春以來引續き滯京せられ、且此節兩（春嶽と茂昭）公同時に上京して藩議のある所を　朝廷・幕府へ言上せらるべきに決定してありければ、參府は暫らく見合はせらるゝ筈なりしが、其後大樹公東歸せらるべきよし聞えければ、扨は少將公にも東下せらるゝが當然なるべし、將た東下せらるゝ方なれば已に期月に迫れる今日なれば此月中旬には發途せらるべきなりとの議更に藩中に紛起しけれど、松平主馬・本多飛驒・長谷部甚平・三岡八郎等は幕府目下の體態を思考するに到底行はれざるを知りつゝ鎖港の談判を開かれ、又英人へ償金を交付せられし事も朝野に紛議の起りしを見て俄に未だ交付せしにあらずと造言せられ、又公武の御不和を重ぬべきにも拘はらず曖昧の間東歸せられしなど何事も當難を避けらるゝのみにて、ひとつとして　皇國の爲め永久の安全を圖らるゝ事なく、已に天下は累卵の危に迫れり。是幕府自ら大權を拋棄せらるゝなり。されば過日來決定せる藩議の如く今後いよ／＼　朝廷に於て政權を掌握せらるゝ外あるべからず。是卽ち　皇國の爲め永久

の安全を圖る所以にして、宗家の爲にも社稷を安んずるの途なり。參府の如き平常の時にありては輕からざる事なれど、今日に於ては必しも拘はるべきにあらず。此節少將公御病氣（此時脚氣症にて御療養中なり。）にも在らせらるゝ事なれば宜敷延期を請はるべきなりとて、尙銳意兩公御上京の意見を執り、橫井小楠も專ら其意見を贊成しけるが、中根靱負は同意せず、宗家を推して　朝廷を奉ずるこそ本藩の本意とすべき所なれ。假令幕府に失躰の事あるにもせよ、俄に宗家を度外に措き參府の義務を缺かん事は當然の處置にあらず。已に外間に於ても參府延期の事には異議を唱ふる輩少なからざるなりとて固く反對の意見を執り、已に中根の京師より歸り來りし以來、尙又上京すべしとの議ありしも承諾せず。去る七日には殊に激論に及び、翌八日已來は家に籠り居たりしなり。其譴責は左の如くなりき。

中根蟄居を命ぜらる

中根靱負

重き御役柄相勤、度々內外を阻隔し人心を害ひ候段不屆に付蟄居被仰付。

小楠は右につき在京の靑山・村田兩人に書を與へ、

君側大破に相成り笑止の至りに御座候。然し此亂は遂には大破に及ぶ事にて今更驚く事には無之、雨降りて地堅まりの方にて御座候。

參府延期に決す

と記してゐるが、中根黜けられて後の藩の方針は參府延期に決し、藩主「持病之脚氣差發、長途之旅行致難儀候。依之致養生全快次第致出仕候心得に御座候」との延期屆を幕府に提出した。此の屆書が六月二十八日に福井より發せられたと行違に「參府時節にも有之、無程公方

様御歸府被遊候に付ては御相談之筋も被為在候間、早々出府被致候樣云々」なる六月十六日付の閣老連署の奉書や、「先達て出府之儀相達候處、此程還御被為在候に付可成丈支度指急早々出府候樣可被致候」なる同二十四日付の閣老よりの達書が追々に江戸より福井に送達せられた。藩士中には中根と意見を同じくし、而も彼に對する嚴譴を不當となせる者も少くない處に、かくの如く兩度迄も幕府から參府督促の書が達したので、此の上尚參府しなければ親藩の義務を缺くであらうとの異議が頻りに起つた。それにも拘らず既定の藩議は依然として動かす事なく、其の度每に――同月廿六日及び七月四日付で――茂昭の病氣未だ快方に赴かぬので參府を延期したしとの屆書を差出し置き、更に毛受鹿之助を出府せしめる事となり、既に同人は七月十八日に福井を出發した。毛受に出府を命じたのは『續再夢紀事』に、

過般來少將公（茂昭）の參府せらるべき期月なるにも拘はらず發程に至らせられざりしは病氣療養の爲めなるは疑ひもなき事實なりけれど、當時京師の事情いよ〳〵切迫し到底平和を維持すべきにあらざれば、此際少將公の病氣輕快に至らせらるゝも徒らに太平の常套を墨守して參勤などせらるべきにあらずとの事にて、更に其事由を幕府へ開申せらるゝ爲なり。

とあるを見ると、春嶽及び茂昭は近來幕府の威令地に落ち、天下は土崩瓦解に至るべきの狀あるの時に當り外人等若し其の隙に乘じて覬覦する所あらんには開闢以來金甌無缺の國體も如何に成果つべきやと痛く憂慮した結果右の如く幕府に開申せんとしたのではあるが、見樣

によりては侮幕排幕乃至抗幕の態度でもある。事が此處まで來ると「宗家を推して朝廷を奉ずるこそ本藩の本意とすべき所なれ」との中根說に同意せる所謂持重派は勿論、然らざる輩の中にても越藩の立場につき眞劍に考へる者が多くなつた。かてゝ加へて既に七月六日京都より歸つた村田の報告は中根の意見に同じく春嶽父子の上洛は未だ其の機にあらずとの事であり、且つ村田が同月十日再び福井を發して十二日上京し、其の翌十三日近衞前關白に謁した時の模樣を『續再夢紀事』に記する所に就きて見ると、

村田再び近衞前關白に謁す

七月十三日朝村田巳三郎櫻木殿に伺候す。前殿下に拜謁して此程も申上し如く御指揮なき巳前越前より人數を上京せしむる事は決してなき筈なれども、尙又其節今日は須臾云々御沙汰の御旨もありし故、其後一旦歸國の節爾後何とか御沙汰ある迄は鎭靜致し居る方却て　朝廷の御爲め御都合宜しき旨を申聞、春嶽始越前守に於ても愈其心得に決心仕り居る事なれば此義は少しも御懸念在らせられざる樣にと申上しに、殿下越前より人數を上京せしむべしとの事は過般來容易ならざる風說に心配せし事なるが、只今申出にて大に安心せり。扨先日申聞たる越前國論の趣は其後逐一　主上え申上しに、至極尤に思食賴母しき事なりと御沙汰在らせられたり。就ては此旨を極密國許へ申遣はすべしと仰せける故、村田存寄らざる御沙汰を蒙り肝に銘じ難有存じ奉ると申上しに、殿下又仰、過日內見に入れし御親征云々の意見書は去る七夕に關白の許へ指出しゝに、關白も至極同意　主上にも大に御嘉納にて速に政事に關する輩を召出され、殊の外御逆鱗在らせられたり。夫が爲め此頃は暴論の輩も大に閉塞し頓に日頃の勢焰を挫折せり。（下略）

とあるから、これも村田から直ちに越前に報ぜられたであらう。さすれば京師の情勢は何時乗出してよいか見當も付かぬのに際限もなく藩主の參府を延期するは穩當ならずとの意見が俄に勢力を得て來たので、取敢へず出發したばかりの毛受を途中に引止め幕府への開申を見合はせると同時に、執政以下諸有司をして再び審議せしめる事となり、毛受は十八日夜今庄驛に一泊し翌十九日福井に引返した。

毛受途中より引返す

審議は幾度か開かれ、本多・松平・長谷部・千本等は相變らず藩主參府の延期を固執し言論頗る過激に涉つたが、二十三日に至り藩論急に一變し、茂昭は近く參府するに決し、即日本多飛驒・長谷部甚平・千本藤左衛門の、又二十五日には松平主馬の職を解き、次いで八月一日には去月二十五日京都を發し二十六日歸福した村田巳三郎の監察を罷めて御側物頭を命じ、同三日には長谷部に更に「勤役中近來別て我意に募り自己之取計等も有ㇾ之、品々御政道に相觸候儀共追々達二御聽一不屆に付、蟄居被二仰付一」なる嚴譴に處した。かく數人を解職・轉職及び譴責に處したのは『續再夢紀事』によると「去る六月十四日中根靱負に譴責命ぜられし時の議に原由せるなり」とあるが、村田は此の變動につき彼の手記せる『氏壽履歷書』中に御側物頭に轉職せるを記したる後に、執政を始め樞要の有司の貶免せらるゝ如き「一大變動の起因は去る六月參政中根靱負頗佐幕主義に附、今日と爲りては御爲に宜しからずとの建議を以て兩公（春嶽・茂昭）え迫り奉り、靱負を無二の御依賴ありしも蟄居隱居被二仰付一たり。是より遂に相否塞し一大反動を釀

藩議一變、本多・松平等責罰さる

成せしなり。氏壽其連座と見えたりしも京都表盡力の爲に輕かりし」と書いてゐる。

過般來擧藩上洛の藩議を翼賛して最も力を其の事に盡くし中根をも排斥した者には、右の如く責罰せられた本多・松平・長谷部・千本・村田の外にまだ岡部豐後・牧野主殿介・三岡八郎があるが、此の三人は命を帶びて他藩に使してゐるので歸國すれば追々に處分せらるゝことになつてゐる。上記の如く藩論一變して藩主幕命に應じて參府する事となれば、越藩の態度は侮幕・排幕から敬幕・親幕になつたのだから、中根を佐幕主義者で國の爲にならぬと建議して嚴譴に處せしめた輩を其のまゝにして置くのは幕府に對しても中根及び其の擁護派に對しても出來ぬ譯だから右の處分を見たも當然であらう。然るに小楠としては自分の筋書した一藩大擧上洛の計畫を賛し其の實行に關して最も力を盡くしたる本多・松平等要路の輩が以上の如く罰せられ、又追々罰せられんとする狀態を見せつけられては心中大いに安んぜざるものがあるので、最早滯留すべきにあらずと考へて俄に暇を賜はらんことを請うた。春嶽及び茂昭は容易にそれを許さなかつたが再三懇願して止まぬので、已むを得ず其の請を許すに至つた。

小楠賜暇を請ふ

小楠等が四月以來心血を濺いで畫策してゐた擧藩上洛は、「スタート」の合圖を待つてゐる瞬間に藩論急角度の轉換によつて挫折して仕舞ひ、熱心に此の計畫を主張した同志は退けられ、小楠も怏々として越前を去ることになつた其の狀態は、恰も其の時を同じうしてかの尊攘急激黨たる長州派の公卿及び有志が大和行幸・攘夷親征の議を起し、それが勅許せられて八

月二十日を以て御發輦とまで運んでゐたのが、一夜の中に形勢全く一變して八月十八日の政變となり、長藩は退けられ、之と行動を俱にした七卿は西走し、攘夷派は急に顚落したのと酷似する所である。然るに復越藩々議の成行を顧みて見るとそれが急變したにしても擧藩上洛を全然放棄したのではない。藩主は參府するにしても京師より差圖あらば上洛すると云ふ立前にはなつてゐる。それかあらぬか春嶽及び茂昭は小楠の賜暇願に對しては容易に許さなかつた。さすれば如何に複雜な又不愉快な事情が纒綿してゐたにしても、此の際倉皇として旗を卷いて退却するのは小楠の遣口としては尙早の感無きにしもあらずだが是果して何の爲だらう。

なぜ福井を見限つたか

試みに小楠の心裡を忖度して見ると、蓋し天下の事物には必ず一貫した條理が存する。此の條理に循つて進めば如何なる盤根錯節も双を迎へて解ける。後日二甥洋行に際しての小楠の送別語中に見る「心に逆ふことあるも人を尤むる勿れ、爲さんと欲する所あるも心に正にする勿れ」なるが故に、誠を修めて理に循ふが卽ち人として天功を亮くる所以であるとは小楠の信條で有つた。此の故に小楠には如何なる難局に對しても趑趄逡巡することなく之を打破するの迫力が充ち滿ちてゐた。然るに今回の福井の事たる春嶽歸藩後の天下は土崩瓦解に至るべき狀あるより越藩君臣には憂國の情禁ずる能はざるものがあつたによるは勿論だが、春嶽が曩に政事總裁職を辭退したまゝ歸藩したのは苦しい立場で有つたとは云へ如

何にも無責任千萬で、天下に對して春嶽は勿論、越藩の信望は地を拂つた觀を呈して、擧藩之にはハタと困つたのにも端を發する。此の際皇國の危急を濟ふのにも春嶽及び越藩の不信用を取返すにも目先の變つた何等かの方策を講ぜねばならぬ。かく苦慮した結果擧藩上洛を案出したのは主として小楠を始め上記本多・松平等の所謂進歩派の人達であつた。此の計畫は其の時勢より云へば十歩も二十歩も進んだ思ひ切つたものであるが、春嶽父子は勿論、所謂保守派の人達まで國家及び越藩の非常時打開に夢中になつた矢先とて一も二もなく贊成させられて國論は忽ち上記の如くに一決した。然るに徐ろに此の計畫を考へて見ると元田東野が道破した如く、春嶽は當春辭職を强ひて願つて歸藩謹愼後未だ日も立たぬのに復上京するは進退果して其の當を得てゐるであらうか。時態と云へば當春よりもまだ聊かも回復の兆が見えないのであるから春嶽たる者猶容易に動くべきではあるまい。最も重大なる時期に最も重大なる責任ある身でありながら無斷に歸國しておいて、今更何の御召もないのに何の顏有りてか上洛すべきとの疑懼の念は自ら越藩君臣の思慮ある者の心底には動いたであらう。抑〻此の計畫を見ると幕府には見切をつけて朝廷一點張りに進まうと云ふので、これ迄春嶽等が畫策した公武合體とは頗る趣を異にしてゐるから、福井が親藩である關係よりしても一層躊躇せらるべきものと信ずるに至つたであらう。偶〻計畫實行上入洛の時期を定むべく京都の情勢を窺つてゐる中に、將軍歸府のことが起りて其の計畫に多少齟齬を來した許り

でなく、將軍歸府の上はとて藩內に於て藩主參府の議論も起つた。今日此の論の起るのは既に藩論が動搖してゐる徵候だが、春嶽に最も信用のある中根靱負が京都から歸來して擧藩上洛の計畫を危ぶむと倶に今は決して其の時機でもないと主張し、同時に又藩主の參府を强調した事は、一途因循保守を旨とする一派には倍〻此の新計畫を忌避する氣運を作つたであらう。卽ち此の時には藩論は確に二分して往時の猪突的白熱さは失つてゐたものゝ多いを明らかにする。此の前に中根が執政や小楠に對し藩士中には今度の計畫について異論のある者があると云つてゐるのも彼の炯眼で機微の中に或物を看取したのであつた。

進步派は往く手の障碍を除くべく中根を排斥したが之には慥に無理があつた。「作爲を用ひず自然に付す」を標榜する小楠が之に對して如何なる態度を取つたかは今知るに由も無い。そこへもつてきて、藩議實行に最も熱心であつた村田が京情視察の結果今はまだ上洛の時機でないとの報告を齎し歸つたので、保守派特に中根處罰を不當とせる輩は大いに勢を得て遂に春嶽父子をも自重論に引摺つて藩主參府に決せしめ、今度は飽く迄もそれに反對した本多・松平等數名を罰して仕舞つた。かくて藩主は參府することになり、進步派の連中の目ぼしい連中が皆追はれては小楠も隻手には聲あるを得ずして全く絕望したのであらう。孔子は陳蔡の厄に遇つた時には「君子固より窮す」と云つて平然たるものであつた。然るに西狩して麟を獲るや遂に春秋の筆を絕つた。これ人事と天事との別あるからだ。小楠は必

すや越藩政府が保守派の天下となり、昨日まで進歩派に倚頼してゐた春嶽父子が意識してか無意識か遂に保守派の掌中に拉せられ去つたのを見て天意既に去れりと觀念し、斯うなれば天地晦冥八方迫塞條理の循ふべきものが見付からぬのだから作爲を加へるも無益だと決心したのであらう。此の間小楠も悲憤の涙にくれたのは既述の元田東野に對する苦言にても知られる。（本篇七三九頁參照）

当時の福井藩の空氣

いかに此の時福井藩の空氣が陰鬱であり物騒であつたかは、內では或は小楠等が茂昭を押籠めて春嶽を再び藩主に立てんとする陰謀を企てゝゐるとか、或は本多・松平等が貶黜されたのは彼等が藩政を壟斷し、幕府閣老よりの機密の文書等を途中で押へて春嶽や茂昭に見せなかつたのが暴露した結果であるとか種々の風說が行はれたと傳へられ、外では福井藩が加賀・會津などの諸藩と語らひ倶に尊攘派を一掃せんが爲に上洛するとか、春嶽が開國論を以て國事を周旋せんとするとかゞ京師に傳へられた結果、七月二十七日には藩議による春嶽父子上洛に際しての旅館に充てるために借入れてあつた京都高臺寺が尊攘派激徒の爲に燒かれ、四條御旅所に其の放火の趣意書として、

高臺寺奸僧共朝敵之寄宿差許、不屆至極に付放ㇾ火燒棄畢。向後右樣之者於ㇾ有ㇾ之は同罪天誅候者也。

なる張紙が揭げられ、次に八月初三條大橋には、

北越春嶽古今の國賊に候へば一步も洛中へ踏込事を不許　勅勘をも不憚押て上京致候へば旅館一々令放火者也。

同十一日大津驛には、

朝敵松平春嶽上京可致趣相聞へ不屆至極に候。右に付越前道中に於て春嶽同類の者止宿は勿論、人馬繼立等致候に於ては勿論可加天誅旨急度相心得可申樣申聞候事。

なる張紙あり、又同十三日には西本願寺用人松井中務を暴殺し、その首を三條大橋に梟し板に「姦賊松平春嶽の姦計に與し人民の膏血を啜り驕佚を事とするにより天誅を加ふるもの也」と書して掲示してあつた。此等を見ると越藩の大擧上洛の擧は身を捨て家を捨て國を捨てる覺悟であつたゞけに藩内は勿論、天下に對する反響も頗る廣大で、流石に春嶽や小楠の存在を忍ばせるものもあるが、擧藩大擧の上洛には疑懼せなければならぬ暗雲が行く手に低迷してゐたのであつだ。

さて小楠は上記の如くにして、數年來心魂を打込んでゐた越前に別れを告げることになつたのは心外千萬であつたらうが、春嶽父子にありてもまた、昨年小楠が江戶にて刺客に襲はれて、其の席を避けたのを肥後藩にては武士道を缺きたる擧動なりとて重く譴責すべき模樣なるも、彼が國事に關して盡力せるを以て反對の意見を懷ける輩より暴行を加へられんとせしものなれば單に武士道を缺きたるものと同一視すべきにあらず。況んや福井へ聘用以來前

後少からざる功勞ありたることなればとて、去月岡部等を使節として熊本に遣はしたる時も特に其の處分を寛恕せられんことを請はしめたのに、(本篇七四〇頁)未だ其の復命に接せざる今日卒然小楠を熊本に歸すこととなつたのは此の上もない遺憾であつたであらう。今は致方もないので特に榊原幸八・平瀬儀作・末松覺兵衛・海福雪を小楠に添へて熊本に遣はして、多年小楠を借用せし謝辭を述べしめると倶に再び其の處分の寛恕を請はしめることにした。

因に藩醫魚住格も之に同行することになつたと見え、『越前人物志』所載同人小傳中に「文久三年八月十一日朝肥後熊本へ發船す。當時横井小楠旅館へ過(マヽ)る小船にて三國港に至る。八月十二日快晴により三國出島水口四十五六石船にて出帆し二十五日熊本着、九月七日同地出立して二十六日歸福す。榊原幸八肥後へ御使に同道したるなり」なる記事がある。

小楠は今や福井を去らんとするに當りて、九州に使せる岡部には最早相會し難いのを慮つて、彼に一書(遺稿篇「書簡」一五四)を書き殘したが、其の一節に「天下之變動不遠事にて、其節に臨み候へば人材御用ひ無之ては難叶は申に不及候。老公(春嶽)様にも初發より其思召は被爲在候事にて私も御直に奉仕(マヽ)候。即今の勢御國政向は如何にうち替り候とも天下に對し候へは誠に少々の事柄に候へは、何もかも御かんにん被成從容と御勤、聊たり共不平等の御事無御座樣萬々奉希候。左候へば其變に臨み急斗御手段御盡力之被成樣可有御座は相違無御座、此外拜呈申儀は無之候。呉々も從容の二字御心得被成候樣奉存候」とあり、逆境に處して怨みず

憤らず、常に天理の自然を信じて疑はざる心事の高潔さは楮表に流露してある。さもあらばあれ今や天下の風雲は倍〻急にして人材御用ひ之なくては叶ひ難い時運に會しながら事志と違ひて空しく歸國して罪を待たうとする小楠の心事は悲痛そのものであつたであらう。

## (ホ)　高杉晉作・坂本龍馬の來訪

福井に於ける小楠につきての記述は以上を以て終つた。福井在住間に於ける彼の事跡には猶幾多の事が有つたであらうが、今迄記述した外にはそれを知るべき資料を見出し得ぬのは遺憾である。又小楠は天保十年の江戶遊學や嘉永四年の上國遊歷によつて既に江戶・京阪を始め諸藩に多くの知己を得たが、春嶽の賓師として福井藩に聘せられてからは頓に其の名が天下に知れ渡つたので、福井に彼を訪うて天下を論じ時事を談じた憂國慷慨の士は定めて多かつたであらうが、それにつきての記錄も殆ど全く見當らぬのは物足らぬ。但し高杉晉作と坂本龍馬の訪問につきては簡單ながら之を徵すべき文書があり、それには又興味ある事實も伴うてゐるから左に記述して見よう。



高杉晉作に多年追隨し深く其の薰陶を受けた伊藤博文は常に高杉の爲人を賞し其の遺風を欽慕して措かなかつたが、明治四十二年廣く諸友と謀り東行庵に近き高杉の墓畔に「贈正四位高杉君碑」と題せる一大石を建て、自ら碑文を撰してゐる中に左の一節がある。

年十九吉田松陰に師事す。松陰深く之を偉として久坂實甫と竝び稱す。尋で東游して昌平黌に入り、又佐久間象山を信濃に、横井小楠を越前に訪ひて學識倍〻進む。（原漢文）

之を見ると高杉の小楠訪問は彼の修養上特筆すべきものであつたことが分る。此の訪問は高杉が萬延元年十一月豫ての宿望だつた東國遊歴をなした時であるが、彼は其の遊歴日記たる『試撃行日譜』の序文中に左の如く記してゐる。

予此行、素と奇人偉士を探るを以て主となす。其人を誰と爲す。笠間の加藤有隣・信州の作間象山・越前の横井平四郎・安藝の吉村秋陽なり云々。（原漢文）

高杉、小楠に敬服す

右によれば、小楠訪問は高杉の東國遊歴の主要行事の一であつたのだ。伊藤がそれを右の如く特記したのも成程と首肯せられる。高杉は福井に至り幾回小楠と面會したか、又其の話題が何であつたかは薩張り分らぬが、其の會見によりて餘程小楠の人物識見に敬服したと見え、其の遊歴より歸郷して後、在江戸の久坂玄瑞に寄せた書中に「加賀より越前の方へ出申候。横井中々英物、有㆑一無㆑二之士と奉㆑存候」と記してゐる。晉作は久坂に對して小楠を右の如く推賞した許りでなく、其の翌文久元年九月には學頭兼兵制相談役として小楠を長州に聘用したいとの意見で左の如く記してゐる。

文久元年酉九月二十八日

國の本、學校、學政一致は學校の學校たる所以故學校の學長須㆑擇㆓其人㆒、肥後隱士横井平四郎實

横井平四郎に熊澤了海にも讓らぬ人物故、先用此人可與國之基本、然則諸政事隨之擧る矣。學頭兼御兵制の御相談有之候事。

これは小楠が進取的開國論を主張し、勤王家からも佐幕家からも憎惡の標的となりたる後のことであるに拘らず、高杉は小楠を以て、小楠の私淑傾倒した熊澤蕃山にも讓らぬ人物として推服してゐる。

坂本の訪問

次に坂本龍馬が福井に小楠を訪問したのを記するに先だちて、龍馬が小楠を初めて識つた經緯を述べて置かう。時は小楠が春嶽に招かれて福井から出府してゐた文久二年であるが、松平（慶民）家所藏の『春嶽手記』に左の如くある。

龍馬初めて小楠と會見

坂本龍馬氏は土州藩臣にして國事の爲に日夜奔走して頗る盡力せしは衆庶のしる所なり。老生初て面會せしは文久二年七月（八カ）と存ずる。老生政事總裁職の命を受くるは六月也。或日朝登城の前突然二人の士常盤橋邸に參入して春嶽侯に面會を乞ふ。諾して面話す。登城前には中根雪江に命じて兩士の説話を聞かしむ。此二人は坂本龍馬・岡本健三郎なり。其後此兩士を招き兩士の説話を聞くに　勤王攘夷を熱望する厚志を吐露す。其他懇篤の忠告を受く感佩に堪へず。右兩士の東下するは勝安房・横井平四郎の兩人暴論をなし政治に妨害ありとの輿論を信じたるゆへなりときく。坂本・岡本兩士余に云ふ勝・横井に面晤仕度、侯の紹介を請求す。余諾して勝・横井への添書を兩士に與へたり。兩士此添書を持參して勝の宅に行く。（中略）横井へも添書を以て面會す。當時横井□□論家の評判を受く、兩士横井に談話する。尊王の志厚く□□抔の事は毫もこれなく

横井の忠實に頗る感佩せりと云ふ。慶應三年（月日忘る）坂本氏暗殺の翌朝後藤象次郎君に面會いたしたく書狀を送り候所、答書に坂本氏の暗殺にて用多く來邸を辭すとのこと也。初て氏の死亡を聞て驚愕痛悼に堪へず、老生見聞する所を記載して追思往事の證を表す。

故山内容堂公親友なる
松平慶永

明治十九年十二月十一日

土方卿閣下



右は明治十九年十二月十一日春嶽が土方久元より坂本龍馬・中岡愼太郎兩士二十年祭を東京市九段坂上富士見軒にて執行するに付案内を受けたるも、脚氣症で橋本綱常及び岩佐純兩醫師から堅く出席を差止められてゐたゝめ、缺席の旨を返答する時玉串料に添へて送つた文である。

その後龍馬は小楠の在府中幾度か彼を訪問したであらうが、福井に訪問したのは小楠の最後の滯在間たる文久三年五月で、勝海舟が神戸に創設した海軍所の失費が多端で幕府から支給される用途金では足るべくもないので、龍馬を福井に遣はして春嶽に扶助を請はしめた爲であつたことは左の記事で明らかだ。

文久三年五月十六日龍馬子を越前え遣す。村田巳三郎え一書を付す。これは神戸え土着被命海軍教授の事に付費用不供、助力を乞はむ爲也。（海舟日記）

五月十八日中根靱負、勝麟太郎を訪ふ。勝云、過日上樣攝海御巡覽ありしは國家の爲大に有益なりし。兼て希望せし神戸村へ海軍所創建の事は上樣御直に御指圖にて決定し、姉小路殿へも其理由を說き了解せられ、其後　朝・幕とも表向の命を降されたれば速に建營に着手すべし。拙者は此節別に盡力すべき途なき故、神戸に於て大に海軍を興し國家百年の基業を創むるの決心なり。然るに用途金乏しく困難せる故、一昨日坂本龍馬を貴國に遣はし御相談に及ばせたり。長崎製鐵所も兼帶の事故同所にある器械の內不用の分は神戸に移し、此地にも更に製鐵所を設くる積なり。(續再夢紀事)

龍馬は福井に着するや否や先づ昨年江戸で面會して其の卓見に服してゐた小楠に刺を通じて其の來意を告げ、且つ春嶽への斡旋を依賴し、親ら春嶽に謁するや滔々として海防論を述べ、首尾よく其の使命を果して大阪に歸つた。春嶽から借用した金額については或書に五千圓とあるが、此の時と思はるゝ小楠が長谷部・三岡に寄せた書簡の斷片(遺稿篇「書簡」一四七)には、勝の拜借高を龍馬に聞きたるに千兩程願ひたしと申し出でたとある。史家の參考の爲に記して置く。

龍馬が福井に來たのは右が主なる用件であつたであらうが他に興味ある事實が伴つてゐると思ふ。と云ふのは、橫井(時靖)家所藏の文書中に文久三年四月に認めた大久保忠寬の書面で春嶽宛のもの二通と小楠宛のもの一通とがあつて、其の內容には今回龍馬の來福に關係あ

ると倶に幕末史上注目すべき事實を見出すからである。長文ではあるが左に掲げよう。



## 春嶽への書面（其の一）

御所御安全、二條御城にも益々御機嫌能被レ爲レ在、恭悦奉レ存候。隨て明侯にも愈々御勇健奉二敬賀一候。陣者兎角御志御通被レ成兼候御意味合より御引込之趣承、驚入嘆息之外無レ之候得共、倘相考候得ば何樣御苦情有レ之候とも爲二　皇國一公明正大之御建白御遂不レ被レ成候ては當今　一橋樣　尊侯之御任乍レ憚御濟被レ成間敷奉レ存候間、決て御引等無レ之樣奉レ存候。只々幾重にも至誠を以御貫可レ被レ成大勇御憤發爲レ國奉二伏希一候。委曲には尊地之御樣子不レ存候得共いづれにも御引籠被レ成候御時節には有レ之間敷奉レ存候。

一　世上今に論者和戰之二字に拘居候樣子、廟堂も亦夫々御泥被レ成、動れは戰度が御武備十分に無レ之に付和との御論出候より、志士憤激仕候も無理にも無レ之候。實に可レ戰方天理に候はゞ武備之調不調不レ及レ論直に御一戰有レ之、勝負は天に御任にて可レ然御事と奉レ存候。乍レ去是迄夷人共へ引合方小事而已相爭、俗に申一寸引之論にて必竟兒戲に似類候より彼等も自然驕色相顯候得共、彼には元々御國と和親相望候辭柄有レ之、此よりは可レ打詞未レ有レ之、顧ば此方應接方大小輕重取違候より侮を請候事に候。是も過去候事に付今更論居候も無レ益候間御捨置にて、此上再御失策無レ之樣今一際上段へ御着眼有レ之細事に御拘合無レ之、往古盛時幷慶・元頃之御心に被レ爲レ成　御國威五大洲へ御耀可レ被レ遊御處置實以御急務中之御急務と奉レ存候。いつ迄も和の戰のと百歩五十歩論に日月を空敷相過候は御良策とは不レ奉レ存徒に衰弱爲二相增一候のみにて、乍レ恐　伊勢　兩宮御始は素より　日光へ被レ爲二對候ても御濟被レ遊間敷奉レ存最歎息仕候間、尚幾重にも公明正大之御建白有レ之是迄之儀は深御詫被二仰上一、

卽今より後卿も當座濟姑息之御處置或秘密之策などゝ申事一切無レ之儀御專務と奉レ存候。右之義至誠を以　御奏聞有レ之候はゞ素より　御英明被レ爲レ在候御事故御聞入無レ之御事は有レ之間敷哉。萬々一夫にても御採用不二相成一候はゞ猶御誠實之不レ足御事と御顧被レ遊彌以御臣節被レ爲レ盡、神祇御心中をも御察被レ遊、德川家は　御職御辭之御事御實意より被レ仰上一、駿・遠・三御舊國丈にても御願、一方之御武備御勤可レ被レ遊外有レ之間敷奉レ存候。

一　近時有志浪人と唱候者共之樣子承候處可レ惜は多分着眼卑・規模小より意必固我之癖は不レ免哉にも被レ察候得共、死を決候潔よさは幕府者共大に可レ恥事にて、意必等張候力も無レ之江戶人よりは遙に勝候に付、右等之內心根正敷者共速に御採用有レ之候はゞ前文　御國威御耀之一廉御用可二相成一頼敷被レ存候に付、因循習氣にて英氣不レ損樣仕度候。實に志士は難レ得事に候。呉々も和戰之舊習論は御脫被レ成、御目當高大に被レ遊候外有レ之間敷、高言之樣にて不レ堪二恐怖一候得共何樣俊傑出候とも前文正大之事に無レ之候て　皇國之御武備耀候策有レ之間敷と奉レ存候間祈居候。尙幾重にも御勉勤奉レ希候。此度坂下龍馬に內々逢候處同人は眞之大丈夫と存、素懷も相話此壹封も託候事に候御一讀可レ被レ下、草々頓首謹言。

四月二日記　　越中守忠寬

明　侯　几下

二白時令御自愛呉々も御勉勵希候。將志士中戰相望候人々之心中察候處今可レ戰が天理とはまさか存間敷候得共萬事因循不斷役々には不正不レ少士氣地に落候より、憤怒之餘り戰にても相始候はゞ世中一洗可レ致との見込も可レ有レ之哉に被レ察候。右樣存候も無理と斗は不レ被レ存候得

共、自分之家事不治とて他人と喧嘩相始候はゞ家事可直と申に類候間、天眼より見候はゞ如何又後世よりは笑草と可相成候。乍去下よりは外に直方も無之候に付右樣巾も無理と斗は難申候得共、上に立所より眞に亂世と覺悟相極候はゞ一時に相震ひ、三年には大に可見世と可相成は必定候。今强て詞も無之に戰相始籠城之樣な拙に無之、其時は時宜次第彼本國へも可押行樣に不成事は無之筈候。呼々々九拜。

三白横濱嘆艦渡來に付度々□□（不明）幕下家內共知行所へ遣し不苦と出候より、彌人心不固徒に搖動無益物入知行所へ難澁相增サン〳〵哉に被存候。夫よりは江戶近所一二所集候場御設被遣、籠置候はゞ人々安心にて千人も萬人に可分事と是は先年より勝麟などゝ談候事に候。此度之樣にては賊難斗に逢申候。既賊に逢候も有之哉之風聞に候。歎息々々、又拜。

## 同　上（其の三）

去る二日坂龍馬を以壹封呈候。御落掌被成下候哉如何。倘其後風聞承候ても極難と被察候。元來異論家中才子は言と心と違居、剛氣一偏之者は極意を不知被使居候樣子は十五六年前よりの事に付容易には不可解彌難息極可申、右は御覺悟と奉存候。扨申上候迄も無之候得共彌之節も御向所御卿も不違樣爲萬世希候は言心違居候者に被誘他え無名之手始は甚拙に候。又我子之心得違制兼候て他人に爲制候も耻辱之上後害も最甚敷候。さ候とて其子之不良顯然に無之內制候は親にても不慈之名を取候。此段爲念認候、御熟考可被下候。實に難致處置時に候得共此方怒氣相去大慈眼開見候と一段上も可有之哉。夫は萩にても薄にても葉山藩山にても元々同國人之事に候間、異論申張候者へ古店は潔く相讓萬事任候事仁且智にて永保之策、人をも不苦候得共婆アタチ不決

大久保忠寛より小楠

着にて被レ行間敷哉。其策にも三段有レ之、上は艮方廣地（北海道のこと）へ別に新店十分相開候事にて、右は其地の他より被レ覬候防にも相成萬世之美事御曹子武藏之智勇に相效、於二事業一ては時勢大に勝候事可二出來一中二には故鄕之三ツか八ツ丈望請一方之事を十分に張候か、下三には讓人他に無レ之は離方故巢へ閑居、大瀧之音に心を洗二念無レ之も謙之至亦美事に候。いづれも此儘にては家內も亂、外より垂涎して覬居候。夫を不レ知爲レ纏候者は愚か賊かに候。愚を諭し賊打事も不二出來一していつ迄も此儘置候は對二神々一候ても濟間敷、終には他之物と可二相成一是拙中之拙に候、呼々々。右之三策共生神は尙敬禮相盡少々も恨氣不二相含一事肝要に候。右等店先働之身分にて論候其恐不レ少候得共歎聲之餘り相記呈候、尊意如何々々。頓首。

四月　日　　　　靈堂忠寬

如笑嶽君

玉几下

二白獨步（不明）□盡力方も無レ之殘念之至御憐察希候。前文三策共移轉之節は五分月代之儘ながらも先導は素よりにて候。此位に極候てもドウカ〳〵と斗不決着之手際にては店前なま醉制事不二出來一筈候。强者は狂か、山か弱者は老衰か躄かにてよその店之物と可二

大久保より小楠への書面

へ寄せたる書簡

相成、扱之もいやながら落涙斗に候。再拝。

## 小楠への書簡

三月十日之御内示當月六日落掌、愈御健壯之趣欣喜之至候。先以御別紙之方斗差急御請申述候。京地云々之儀勝に從居候土州有志過日五人拙宅に參候に付略承、只々嘆息極候得共、其來人中坂本龍馬・澤村惣之丞兩人は大道可解人哉と見受、話中に被刺候覺悟にて懷相開公明正大之道は此外有之間敷と素意之趣話出候所、兩人丈は手を打斗に解得に付、さらば早々上京之上何とか可盡力と託候處、及丈は盡死力見可申候間春嶽樣へも御一封と申聞候に付、兼て御存之事には候得共尙愚論相認、當月三日龍馬出立に託上候。尙決て御見捨無之樣爲國幾重にも希候。龍馬は御國許迄も罷出是非正大之所を以御出勤相進め可申上と申居候。惣て暴論者の怒候中にも尤之義有之、夫は　御國內之事に候間御採用に相成、夷之方は此方弱故先可(損カ)□抔と申廟堂癖之姑息論に無之、强弱相はなれ天理を以解候得は私欲に無之暴論は解申候。爲私慾之暴論者は不解は打外無之候。夫も私欲者は元々弱見有之ものゝ故勢次第にて可散と存候。只々說中彼等之活路を附候事第一に候。是も策斗には無之、暴論とは乍申實に爲國死を決候事は江戸人之万々不及事にて可愛人々に候。尙何とか御工夫專一に候。

同上（つゞき）（横井時靖藏）

一　戰後云々は百年後之事に候。其内には上にて蝦地丈か中にて九國位は夷之物と可₂相成₁は必定に候。内亂をよだれをたらし待居候歟・魯之策に落入事眼前扨々殘念、死にも不ㇾ死と申時候間是非今一度御舌戰之方希候。兎角兵備が不ㇾ調故和と申事之樣に暴論家聞入居、夫故彌恐候事哉被ㇾ察候。此度は如何哉不ㇾ存候得共いつも廟堂之御論は右樣にて、强者之英氣に彌ょ激し申候。元々强弱にて論候は拙と存候、如何々御使爲ㇾ持置候に付文略御仁恕可ㇾ被ㇾ下候。不乙。

四月六日　靈堂忠寛

小南先生

二白中根氏等御一統え宜敷希候。御揮筆之御禮等は跡と可₂申上₁候。再拜。

上記春嶽への書簡二通の前者は其の文中にある如く坂本龍馬に托して寄せたのであるが、それによると大久保は龍馬と會見して其の人物が餘程氣に入つたと見えて「同人は眞の大丈夫と存、素懷も相話此一封も託候事に候」と書いてゐる。然るに龍馬は大久保から此の書面を托せられた翌三日に江戸を發し西上したが、其の入洛した時には春嶽は既に京都を辭して歸國してゐたので、恐らくは龍

馬の今回の福井訪問に當りて春嶽に呈せられたであらうと想像される。さうすると書中大久保の衷心よりの苦言も後の祭となつたのであるが、本書の內容や小楠への書面中に龍馬等との談中刺される覺悟にて所懷を述べると龍馬等が手を打つばかりに共鳴したとある所など見ると、龍馬は春嶽に對してはたゞに海防論を說いて借金したばかりでなく大久保の外交論・大政奉還論・議會論などを傳ふると倶に自家の意見を吐露し、國家の爲に春嶽の奮起を促したと思はれる。此の後龍馬は入洛して五月二十七日在京中の中根靱負に面會して過般一橋慶喜及び水戸慶篤鎖攘の命を奉じて東下せしも事行はれずして此の節已に引籠中の由、春嶽の意見は最早行はるべきの機なれば此の際速に上京盡力ある樣にと希望してゐる。又小楠への書面は既に龍馬の來福前に屆いてゐた筈だから、龍馬の來訪を一日千秋の思で待つた小楠は愈〻彼を迎へ大いに渴懷を醫すると倶に大久保が希望してゐる通り時事につき盛に「舌戰」したことであらう。

坂本初て三岡と會す

此の時の事であつたらしいが、龍馬は三岡八郞とも相識るやうになつた。三岡の實話として『由利公正傳』に左の記事―會見年月は記してない―がある。

小楠の邸宅は私の家と足羽川を隔てゝ對ひ合つて居た。或日親戚の招宴で遲く歸つた處、夜半に大聲で戶を叩く者がある。出て見ると小楠が坂本と一緒に小舟に棹さして來た。そこで三人が爐を抱へて飮み始めたが、坂本が愉快極まつて、「君か爲捨つる命は惜しまねと心にかゝる國の行末」といふ歌を謠つたが其の聲調が頗

る妙であつた。

尙これと同じ記事につきて『坂本龍馬關係文書』の第一卷に於ける「由利公正手記」には文久二年の秋(月日詳かならず)とあり、同書第二卷には「文久三年癸亥七月下旬(日不詳)龍馬大坂町奉行松平大隅守と謀り其旨を受けて越前に下り春嶽を起して上京せしめんとす。一夕橫井平四郎の寓を訪ひ相携へて三岡八郎(卽ち由利公正)を訪ひし後去て江戶に向ふ」とあるが、文久二年秋には小楠が、文久三年七月下旬には三岡が福井に居らぬから會見の時につきては信を措けぬ。然るに龍馬が三岡と相識の間柄となつたのは上記來福の時でないにしても文久三年の小楠在福中であつたことには間違はない。其の會見によつて龍馬の炯眼は三岡の只者ではなくて特に財政上に一隻眼を有することを見拔いたであらう。龍馬は其の後又福井に三岡を訪うて財政上の意見を聞いた。それは小楠には直接關係はないが『坂本龍馬關係文書』に載せてある「由利公正手記」によると頗る興味があるから左に轉載しよう。

坂本再び三岡と

慶應三丁卯年十一月朔日君(龍馬)福井に來り、藩主に請ふて余に面話を望む。藩主之を聽るす。玆に於て余謂らく時勢如レ斯、他日或は疑議するものあらん亦慮らずんばあるべからず、依て立合の同行を乞ひ而して明日辰刻(午前八時)相會するを期す。則翌二日立會人用人松平源太郞・目付出淵傳之丞なる者と同伴して君之旅寓山町烟草屋某の亭に到る。君歡迎把レ手云今や國家多難之時有志輩宜しく座視すべき時にあらす、緊急共に談ぜんと欲して來る。先座に著くべしと。余答云く身譴責にあり、而して君に接對する聊か嫌ひ無き事能はず。故に二人の立合人を同行せり、願くは座を同ふせん。君云く善し、予亦同藩

岡本謙三郎を同行せり、與に語らんと則爐上團欒し時勢目下之概略（德川政權返上王政復古）を語らる。余云く事變に及ぶ、幸ひ甚し。今より大いに爲すあるべし。然るに目前只恐る戰鬪の起らん事を。豫め之に備ふるものなくんば有べからず、如何ん。君云く不レ戰なり。余云く戰ひ我より爲ざるは既に解せり。若彼戰を起さば之に應ずるの策何れに在るや。君云く之最至難事なり。

朝廷金穀の蓄へなく又信任の兵なし。有志之士之を賛るも所謂烏合の衆、天下に敵するに足らず。兄必ず豫め此に慮る所あらん、請ふ之を語れと。余云く金穀兵力は即天下の金穀兵力なり。集散道によりて變ず、賴むべく又賴むべからず。今や　天皇位に在して自ら天下に命じ亂を治め治を圖り暴に換るに仁を以てす、宜しく信義天下に明なるべし。天皇の位は天下の至寶也、信義は皇國の精神なり。精神明にして至寶を持し天下の財を以て天下の民に臨む焉ぞ金穀の闕乏を憂んや。庶政多事なるも民を安ずるより先なるはなし。民を安ずるの要は財制其宜を得るにあり。我國未だ財制其宜きを得ず、今や革命を利用して融通の道を開き開國の機に投じて國を富さば　王政復古の實擧らん。余竊に謂へらく目下天下の財用を補ふは只金札を發行するに在る而已。余思ふに經濟の道は猶糸を治るが如し、其條理を得れは知者を俟たずして辨ず、若條理を誤れば紛亂して停止する處を知らず。　天皇民を愛するの誠を以てして有司智術を用ひずんは條理自ら備具り、財擧て用ゆべからざるに至んか。君乞之を思へ。君大いに之を善とし自ら擔任譲らず其細目手段應用事實に至る迄詳論遺さず。語る事數刻辰より子に至りて辭す。（夜十二時）翌三日君京に歸る。

龍馬は三岡の財政上の意見を聞き大いに喜び、寫眞を贈つて別れたと云ふことであるが、此の會見に於て龍馬は三岡と肝膽相照らし私かに約する所があつたことは『由利公正傳』に「此會見は實に八郎が他日徵士參與に任ぜられ太政官札の發行を見るに至りし端緒なりき」とありて、坂本が將軍大政返上を奏上し王政復古となるや否や新官制の組織に苦心し、朝廷に

建言すべき意見書を作ると倶に諸官の人選につき參與の一人に三岡を擬してゐたのを見ても想像に難くない。龍馬は其の半月後の同月十五日に刺客の毒刃に斃れて再び三岡と相見ることはなかつたが、十二月十五日に至り果して三岡は徴召の朝命を拜し參與となりて其の手腕を揮ふに至つたのである。

## (へ)　福井に於ける小楠の居館

最初の居館

小楠の在福間の寓居は小楠が始めて招聘された安政五年頃のは城内三の丸の明道館構内にあつた。『由利公正傳』に左の如くある。

明道館は福井城内三の丸南門内に在り。(中略)その玄關前太鼓門通りの方面に館塀を左にして行くこと約二十歩、吉田悌藏の邸あり。之に隣りて毛利元藏・石原期幸(甚十郎)の宅あり。之を廻れば長谷部甚平の居なり。其の奧に客館と稱する一棟あり、横井小楠此に寓せり。

福井市松平侯爵家事務所に保管せる「明道館圖面」には其處に「横井平四郎客館」なる[illegible]ならずして木倉町に移された。八軒町時代の學館跡は今は想像し得られぬ程[illegible]川の北岸今の幸橋の稍下流で佐佳枝上町百十四番地(町名改正)に僅かに其の跡形を殘してゐる

小楠居館

福井城三の丸小楠居館
（福井市松平侯爵家事務所保管「明道館圖」）

る。小楠居館も明道館が八軒町にあつた頃は何處であつたかよく分らぬが、木倉町に移つてからは同館の構内なる河畔に設けられてあつて、文久三年此處に住まつてゐたことは久留米藩の人でもあらうか半田政吉・姉川英藏の文久三年七月十四日付の「越前探索書」（日本史籍協會發行『採襍錄』所載）に「横井平四郎儀は福井城下木藏（マヽ）と申處に居住、當時祿百石、毎日登場從信用せられ候由」とあり、又『由利公正傳』中にも小楠の邸宅が由利の家と足羽川を隔てゝ對ひ合つてゐたともあるから間違はないと思ふ。此の居館が當時どう云ふ間取であつたかそれを知る何物も見出し得ないが、只小楠の起臥したと云ひ傳へ

足羽川岸の小楠居館
（同上「福井城を中心とせる圖面」）

られてゐる―確實の證左とてはないが―二室だけが舊態のまゝに殘つてゐる。それは六疊の居間と三疊の次の間でなか／＼雅味のある凝つた建築で、居間の緣は南面して足羽川に臨み其の緣より河岸迄僅かに二間半程だ、小楠は多く此の室にゐたので、今でも故老の中には其の少年時代足羽川に游泳中此の家の石垣に這上りて明け放たれた夏座敷にゐる小楠を覗いて、僕の金藏に追拂はれた事があるなどと追懷する者もある。

小楠居室（障子の開きある座敷）

著者は昭和十年夏右小楠寓居の跡を訪うた。寓居は明道館の構内にあつたが、同館は足羽川に架せられた幸橋の北の袂を河に沿ひ西行すれば突當りの角屋敷で、角について曲ると北向に入口があつて、明治初年外人教師ワイコフの居館だつた風琴亭―その後程なく燒失―と斜に向ひ合つてゐた。此の入口は門構で左右に舊書房の建物が續いてゐるが、これは外形先づ舊時のまゝだ。但し門内に入ると左側には講義所があつたのが

今は無く、正面奥が小楠の寓居で川に沿うた建物であつたのを座敷だけ殘して他は改築されて居り、もとは其の棟續きに上級生の室があり左端鍵形となつた室に下級生がゐたが、それ等は總べて跡形もない。藩黌としては頗る小規模だが、當時は外塾で素讀を終へた者のみ入學を許可されたと云ふから生徒の數も少かつたのであらう。

足羽川の此の邊の河幅は昔はずつと狹く約廿八間位―現在は幸橋附近にて約七十間―であつて、文久二年今の幸橋の位置に新橋が架けられる迄は川を越すには渡船によつたものであつた。そして明道館のすぐ東に船の乘降に便利なやうに石段が造つてあつてそれを船場といつたが、それから下流の川岸は今より北へ切れ込んでゐて丁度小楠寓居の下に當る邊で水流が常に渦卷いてゐたといふことだ。川の南岸卽ち寓居と相對した河畔には三岡邸があつて一本の柳が目印となつて居り、その西方一帶は桃林であつたといふのも今は昔語りで紅花綠葉すべて迹なく徒に雜草生ひ茂る河原となつてゐる。

## (附) 小楠辭去後の福井藩

かく題しても長期間に亙るのでもなく、又諸方面に及ぶでもなく、只小楠辭去後七八月間に於ける春嶽父子の動靜及び前記の擧藩上洛なる藩議に關係ある事柄を記述するに止める。

茂昭の參府

藩主茂昭は小楠の福井を去つた六日後の八月十七日城下を發して出府の途に就いた。二十日濃州大垣に達すると、一昨十八日京師戒嚴の事ありて越藩は在京の兵士を九門內に繰入れ御臺所御門を守衞せりとの報に接したれば、急に使を發して天機を伺ひ且つ隨從せし兵士の內二十名を

上京せしめて宮中守衞の兵に加へ置き、此の地に逗留して京狀の再報を待つたが、追々鎭靜に及べりとの事に二十三日更に程を起して參府した。

**朝廷より春嶽の逼塞未レ免の指令**

處が此の京變の翌十九日に在京越藩重役より野宮傳奏に昨日來九門内穩かならざる樣子なれば越前守父子速に上京すべきやと伺出でたるに、其の翌二十日同傳奏より「越前守上京の儀は尤に候得共父逼塞未レ免内上京候ては條理等不ニ相立一候に付可ニ見合一事」との指令があつた。春嶽の逼塞は前記の如く五月十七日を以て幕府より既に解免せられたので、越藩では朝廷よりも同樣であらうと速斷して喜んで居たのに此の指令に接したので大いに驚いた。

はじめ越藩に於て擧藩上洛の藩議を一決した時分は未だ幕府からも解免の達しのない頃であつたが、其の時の越藩君臣は春嶽父子が謹愼中であることを念頭に浮べる遑もなかつた程に熱してゐたが、既記の如く藩議に急角度の轉換を來し藩主は既に參府して仕舞つた今日では右傳奏よりの指定に對しては愼重に考へさせらるゝ餘裕を取戻した。そこで春嶽は九月二日付にて過般

**春嶽、肥・薩に書面を發す**

特使を派した肥後の細川越中守と薩摩の松平大膳大夫及び島津三郎とに書簡を發して、逼塞につきての右事情を述べ、「外舶數隻攝海へ渡來不ニ容易一變動之兆相見え候か、又は浮浪之輩致ニ蜂起一此上奉レ迫ニ　輦下一御危急御艱難の御場合に萬一相運候節は臨機速に登京奉ニ守護ニ鳳闕一候心底」なるも、特使を以て申し入れたる此の節の登京は今暫く差扣へる旨を申し送つた。

**肥・薩への使節歸る**

春嶽が右の書狀を發する三日前の八月二十八日肥後及び薩摩に使してゐた岡部・酒井・三岡等は敦賀に着し、酒井と三岡は其の夜、岡部は翌日歸福したが、三岡には、彼が敦賀に着くと目付の松原孫七郎が彼を待受けて福井に連れ歸り、彼の使命につきては一言の報告も聞かず「近來我意に募り

三岡・牧野處罰

專ら自己之取計より既に人心を害ひ、其上品々御政道に相觸候儀共達二御聽一不屆に付蟄居被二仰付一」なる辭令を突付けた。又京情視察の爲に京都に使してゐた牧野主殿介も九月七日歸福すると同月十一日に其の職を免ぜられた。

肥後藩より長岡兩公子上京の報あり

春嶽の出した右書簡とは行違に九月十四日・八月二十九日付にて細川越中守より春嶽父子への書面が屆いた。それには過日特使派遣の節越藩々議に同論の旨は答へたるも、なほ使節を差出し答禮すべきのところ京都の事情其の後六ケ敷なり、同所を踏通りて越藩に往來しては意外の混雜を釀成する虞あるより差扣へたが、近く弟長岡澄之助を名代として出京させ之に周旋等すべてを委任したから萬事心添を賴むと認めてあつた。なほ同日肥後藩長岡監物以下七名よりも越藩本多丹波以下六名の許に同じ意味の書狀が來た。其の後間もなく肥後藩の小笠原備前・長岡監物より岡部豐後に九月三日付にて良之助も京都より御内沙汰の趣もあつて澄之助と一緒に上京することになり來る十一日發途の筈なればそれを春嶽及び藩主に上申して呉れよとの依賴狀も來た。此の兩公子の出京は元田東野が曩に越使來熊のこともあるに際し公子上京を不可なりとし「余が愚慮する所は此時に當り兩公子隱然として妄動なく一旦變ある迅速に上京忠節を　天朝に表せらるべきなり。然るに京地の變上京の機今日之れ無きも明日に發するも亦知るべからず」と云つた(本篇七三八頁)其の京地の變が八月十八日を以て突發し、こゝに上京の機會を見出したからであらう。なほ此の頃薩藩の大久保一藏からも同じく岡部に左の書狀が屆いた。

大久保より岡部への書面

御都合能御歸國尙御安康被レ遊二御精勤一、奉二賀壽一候。扨御中途より海福雪殿被二差越一御口上之趣、以二貴翰一帶刀へ被二仰下一候御旨趣、逐一承知仕則遂二言上一候處、別て御念被レ爲レ入候御儀、如レ此世態に付ては右邊之内情は通例之事に思召更

に御疑念無レ之、私共一同にも曾て別意無二御座一候。吳々御安堵可レ被二成下一候。京師も先月十七日御發動にて暴論家厭倒無事相調候由、誠に以大機會相成、三郎樣御發駕も來る十二日に御決定相成、折角差急配慮仕候事に御座候。御藩にも御同樣早々御上京相成候筈、何も不レ遠拜接可レ奉二申盡一文略仕候。帶刀にも先月廿九日發足仕候に付、右御返詞旁私より奉レ捧二愚札一候。恐惶謹言。

九月朔日　大久保一藏

岡部豐後樣

參人御中

右に據ると八月十八日の政變の結果、三郎も九月十二日に上京することゝなり、小松は八月二十九日に先發したと見える。

春嶽の逼塞勅免と早々上京すべき旨の御沙汰

春嶽は今更上洛を遠慮すべき愼みの身と知つた所に肥後や薩摩からは右の如き報知があるので心中悶々の情に堪へなかつたが、九月二十一日京都の藩邸より急使があつて春嶽の逼塞は松平容保の特別周旋の結果朝廷に詫書を差出せば必ず解免あるべきの情報に接した。春嶽は大いに喜び二十三日に其の詫書起草につき容保と協議せしむべく島田近江と出淵傳之丞とを、次いで二十五日に其の詫書を朝廷に奉呈せしむべく酒井外記を京都に派遣した。詫書成りて酒井は十月三日それを野宮傳奏に指出すと、同六日に「春來不束の儀有レ之に付今般御詫狀差出達二叡聞一候處被二聞食一赦免被二仰付一候」の達書が酒井に渡され、尙翌七日には「御用之義被レ爲レ在候間早々上京可レ有レ之御沙汰候事」の恩命に接した。島田近江は右の達書と御沙汰書とを携へて八日京都を出發し翌九日歸福して春嶽に復命すると、春嶽は痛く朝旨に感激し早々旅裝を整へて十三日福井を發し十八日入洛したが、長岡澄之助及び同良之助は既に九月二十八日に、島津三郎は十月三日に着京して

ゐて只管春嶽の入京を待佗びてゐた。

春嶽の活動

春嶽は入京して見ると京都の情勢は今春上京した時とは雲泥の差で、尊攘派は聲熖を收め、公武合體派が勢力を回復して朝・幕の親睦も整ひさうなので、朝・幕重要人物と會見したり、一橋慶喜・山内容堂・伊達宗城に書面を發して入京を促したり、將軍の上洛を請求したりして、公武一和や國是確定につき目醒しき活躍を始めた。そして十一月三日には始めて參内し、其の月七日には御所勤番を仰付られたが、此の月上旬間には將軍上洛が決定發表されるし、伊達宗城は入洛するし、慶喜は大阪まで到着するなど春嶽の計畫は着々實現することになつた。なほ特記すべきは十一月七日に越藩に於ては中根靱負に對して「別段御用筋之譯柄も有レ之候に付蟄居御免被レ成御側用人隱居の御取扱被二成下一、早々上京候樣被二仰付一候」なる辭令を發したことである。『續再夢紀事』の文久三年十月二十一日(春嶽着京の二日後)の項に、

中根、蟄居解免、上京を命ぜらる

同日夕勝麟太郎來る。此時勝云には當夏以來の御議論を變ぜられしにはあらざるや、將た本多飛驒・松平主馬を始中根靱負等を召登さるゝ事にはなされがたきやと申しゝが、(春嶽)公議論は聊變ずる事なし。本多飛驒始を退けしは別に據なき事情ありし故なりとて其事情を委はしく物語られければ勝了解して退散せり。

とあるのに、僅かに其の二週間後ひとり中根だけは蟄居解免の上、上洛まで命ぜられたのである。中根は再生の思で九日福井を發して十二日着京し、其の後は春嶽の手足となりて朝・幕及び列藩の主要人物と會見するなど大いに活動し以前の中根に立返つた觀があつた。

春嶽等の周旋しつゝある公武一和に無くてならぬのは將軍の上洛だが、十一月十五日江戸城火

を失し本丸・二の丸燒失し將軍は清水邸に移るの變事があり、そのため上洛が延期されはせぬかとの恐があつたので春嶽は同月二十一日に島田近江・內田閑平を出府せしめて總裁職松平大和守・老中水野和泉守・板倉周防守に左の書面を遣はし飽く迄將軍の上洛を促した。

春嶽書を幕府重臣に遣はし將軍の上京を促す

一翰致ニ啓上一候。向寒之砌御座候處先以　公方樣益御機嫌能被レ爲レ入奉ニ恐悅一候。隨て各樣愈御安全被レ成ニ御盛務一珍重奉レ存候。然ば今般御本丸炎上之趣致ニ傳聞一誠に以驚愕至極、御上洛も被ニ仰出一御多事之御折柄別て奉ニ恐入一候。就ては右御上洛之義萬一御猶豫等之御儀は被レ爲レ在間敷哉、此他　朝廷之御模樣且列藩之形勢唯今御上洛御延引相成候ては實に御家之御存亡にも相拘り、不ニ容易一次第に相運可レ申哉と恐懼不レ少奉レ存候に付今度召に依て上京公武御合躰之義周旋可レ仕旨御內諭を蒙り候面々申合せ、此表之事情具に申上御上洛御遲滯不レ被レ爲レ在候樣仕度と自ニ各藩一其筋心得候家來之者指上候に付、弊藩よりも島田近江・內田閑平指出奉ニ言上一候間拜謁被レ命申含候愚衷之趣御聞取被レ下候樣至願に御座候。委細は同人之口上に讓り要領而已早々及ニ陳啓一候。先は右之段得ニ貴意一度如レ斯に御座候。恐々謹言。

慶喜着京・春嶽との會見漸く頻繁

其の後數日にして十一月二十六日慶喜は著京した。彼と春嶽との會見は其の翌日より漸次頻繁となつたが、春嶽は十二月二十二日慶喜を訪問して集會所を設くることにつき相談した。それにつきて『續再夢紀事』の記する所は左の如くである。

十二月廿二日朝四ツ半時(十一時)出門、一橋殿を訪問せらる。公(春嶽)過日來思惟せられしは方今　叡慮已に公武の御合躰を望ませられ尹宮を初顯要の地に當らせらるゝ御方々總て御同樣の御意見なる上在京の諸侯一同に於けるも專ら御合躰の方に周旋奔走する事なれば、此際大樹公上洛あらば目下公武の間に橫たはれる雲霧は忽ち消散すべけれど、更に時勢に適する政躰を確立せられずては國家永遠の治安は未だ期すべからず。抑時勢に適する政躰を確立せらるゝには第一に從來の幕習を脫却せざるべからず。然るに此幕習を脫却する事は閣老以下幕吏の最嫌忌する所なれば、實際に此事の行屆くべきや否やは專ら一橋殿の方針如何に依るべき事なれば指當り此事を議すべしとて訪問せられしなり。此日御對話の大意は公方今の時勢に

處せらるべき御方針は創業の御著眼なりや中興の御著眼なりやと尋ねられしに、一橋殿成否は測りがたけれど創業の方なりと答へられければ、公其創業は誰れと共に基を立らるゝ御胸算なりや、鄙見は目下出京の諸侯と共に議し衆議一定の上確定せられ然るべしと存ずるなりと申されしかば、一橋殿拙者もしか思ふなりと答へられし故、公さらば速に集會所を定め專ら其事を議せられたしと申されしが一橋殿是も御同意なりとありければ、倘又二條城を以て集會所に定め明後廿四日より開會すべしなど御相談の上退散せられき。

二條城を集會所と定む

右の如くにして設けられた集會所に會するは一橋慶喜・松平春嶽・松平容保・伊達宗城・黑田慶贊・島津三郎・長岡兩公子などの顔觸であつた。

茂昭・容堂着京

既記の如く八月下旬參府した松平茂昭は近く將軍上洛の事となりしより此の月九日江戸を發し二十五日着京したので越藩は藩主父子在京することゝなつた。又病氣のため入京の遲延してゐた山内容堂も二十一日土佐を發し途中大阪に二泊し二十六日着京した。これで春嶽が公武一和・國政方針決定のため入京を促してゐた連中の顔も揃つた。それからあらぬか十二月晦日慶喜・春嶽・容堂・容保・宗城に容易ならざる時節につき朝議に參與すべき旨仰出された。

慶喜・春嶽等朝政參與拜命

最も多事だつた文久三年を送つて元治元年を迎へた。一月五日春嶽は朝政參與で參朝が頻繁となつたので皇居勤番を免ぜられた。其の月十三日には島津三郎にも朝政參與を命ぜられ、同十五日には舊臘二十七日海路江戸を出發して正月八日大阪に上陸し數日滯留してゐた將軍家茂も入京して二條城に入つたが、翌十六日春嶽は登營すると「御用向御相談可レ有レ之候間時々登城候樣可レ被レ致候」と達せられた。春嶽は朝廷よりの信任も厚き上に幕府の覺も頗る目出度い。

將軍入洛・春嶽に時々登城を命ず

將軍は上洛後一月二十日に右大臣の宣下あり、翌二十一日參內すると非常の御優遇にて宸筆の

朝・幕の親和愈ゝ加はる

勅書を下され、二十七日再び參內すると位階昇進ありて又宸筆の勅書を賜はり、二月十四日三たび參內して勅書に對する奉答書を捧げたが、將軍の參內にはいつも隨從した春嶽は朝・幕の間の倍ゝ親密なるの狀を目前に見て、昨春上京の時とは霄壤の差であるのを心竊かに喜んだのである。

茂昭歸國、本多・松平等追罰

越藩主茂昭は前述の如く上京すると三ケ月京詰を命ぜられたが、春嶽は正月十二日慶喜に對して父子俱に滯京しては國力がつゞかぬから、茂昭の役は自分が代勤するとして、茂昭は將軍上洛を待受け其の參內の節御供を勤めたら速に歸國の暇を下されたしと願ひ出てあつた。それが聞屆けられた爲であらう茂昭は二月八日京都を發して歸國したが、在京間春嶽及び重役と協議してあつたと見え、その月十四日執政本多飛驒・松平主馬以下を更に左の如く追罰した。

本多飛驒

在職中臣子之名分を致₂忘却₁不₂容易₁儀共及₂妄議₁候段重々不屆至極に付急度も可ₗ被₂仰付₁之處、皇國之御爲と存込候次第も有ₗ之に付格別之御宥恕を以御加增知二百石御取揚、蟄居被₂仰付₁。

松平主馬

同文

岡部豐後

思召有ₗ之御役御免。

牧野主殿介

大御番頭勤中臣子之名分を致₂忘却₁候義共有ₗ之心得違至極不調法之事に候。依ₗ之急度も可ₗ被₂仰付₁處、格別之御憐愍を以隱居之上逼塞被₂仰付₁。

御目付役勤中本多飛驒・松平主馬不容易事件及妄議候を等閑に罷過候段役義不相立不調法之事に候。依之御足高百石御取揚末之番外に被指置、遠慮被仰付。

千本藤左衞門

右の内本多・松平・牧野・千本の四名は昨年既に職を免ぜられてゐたのだが、それでは尙足らぬと見えて此の嚴譴に處せられ、岡部も遂に免職せられた。これで昨年中根を排斥すると倶に飽くまでも擧藩上洛の藩議實行を主張した輩は悉く罰せられたことになる。只中根だけは春嶽父子より倍舊の信任を受けてゐて中根反對派の人達には更に右の如き處罰の加增とは聊か驚かざるを得ぬが、其の理由の那邊に存するかは蓋し想像に難くない。昨秋藩議一變して茂昭參府と決定した時本多・松平等の處罰せられたにつきては、越藩が幕命を奉じて藩主の參府に決した以上、之を阻止して居た者の罰せらるゝは當然の歸結であらうと述べて置いたが、今回春嶽が朝・幕の間に周旋してゐるのは寧ろ文久二年に小楠の畫策した公武合體運動である。參府阻止はそれよりも一歩前進したもので同じく小楠等の案であつたとしても自ら性質を異にする。今や春嶽の朝・幕の間に立ちて其の親和を周旋する以上天朝を尊ぶと同時に幕府をも敬すべきであるから、中根を親幕として排斥し藩主の參府を不可なりとした輩を更に嚴譴に處する必要を生じたのは當然とも云はれる。なほ春嶽は朝・幕の重要人物との談次擧藩上洛の藩議に關して種々の噂のあつたことを聞かされた。其の一例は文久三年十一月七日に中川宮に參候しての對話中に左の如きものがある。

中川宮と春嶽との對話の一節

宮又仰、春嶽殿今般の上京は大慶至極なるが、(春嶽)當夏上京せらるべしとて此地にては種々に申觸らしゝ事あり。事實左樣の事ありしにや。公云、眞になき事なれば浮浪の輩も左程迄には激すま

じきなり。全體弊國は　帝都に程近き地なれば祖先以來萬一畿内に騷擾ある時は速に馳せ登り　鳳輦を守護し奉り藩屛の任を盡すべき心得なりしが、攘夷鎖港の期限をも仰出され何時攘海へ夷船の迫り來る事あらんも測りがたく、又　輦下とても此節がら如何なる變事の起るまじきにあらざれば改めて家臣共へ其覺悟を申渡しゝが、其事のみなれば左のみ人心を激するにも至らざるべきを、實は是を名として家老共の内登京の上激徒を芟除すべしなど申出、其上陣列の書附をも揭示せし事ありし故、此事を聞きて諺に尾に花を咲かするとか申す如く種々に申觸らし、遂に　朝敵などゝさへ申出たるならんと存ぜらるゝなり。宮仰なる程左樣の事ありしなるべし。其節若上京せられなば如何なる危難の程も測られざりし故、肥後殿(松平容保)へ越前愈上京せば途中にて遮り歸國せしむべしとの内命ありて、肥後殿にも充分歸國を勸告し萬一聞入れられずば懇親の間柄ながら死を以て支へむとの覺悟にてありしなり。(續再夢紀事)

右の如きことを耳にした春嶽は藩議に對する中根等の意見が穩當なりしことを今更痛感すると同時に、今日春嶽父子が朝にも幕にも覺目出度く公武一和を始め皇國の國是確立のため盡瘁して越藩の面目立てるも中根及び其の派の意見に從つた爲で、若し反對派の主張する如く參府を拒み一圖に擧藩上洛の時機をのみ待つてゐたら恐らくは今日の如き事は無かつたであらうとの考も春嶽等の腦裏に往來したであらう。さう考へて見ると本多・松平等の中根反對派に對しては勿論、かの擧藩上洛の筋書を書いた小楠に對しても好感を持たれなく成る。『續再夢紀事』に「本多・松平・牧野・千本の四名は去年其職を罷められしが今又嚴譴に處せられたり。さて斯く嚴譴に處せられし要旨は此月四日公(春嶽)より少將(茂昭)公へ進ぜられたる書面に記載せられたれば今此を左に揭ぐ」

茂昭に與へた春嶽の直書

とて茂昭が京都より歸國の途につく四日前に「今度越前守歸封に付過日來竭愚考左に練陳いたし候」との標題なる春嶽の直書が載せてある。著者の上記想像を裏書してゐると倶に小楠に關係したことが頗る多いから全文を左に轉載する。

一　昨秋七月廿一日宰臣二人役儀差免候後は國是更に不定、夫故衆人懷疑懼紛々之論說も起り候哉にて至于今其方向を不知は全く慶永不德の致す所にして悔慚之至に不堪候。越前守は廿一日變動以後暫時間にして東行に相成、留守之任を自ら受けて十月迄に暗昧模糊其時宜に隨ひ候は慶永が不明にして、一定不拔の國是を不立段第一越前守に對し候ても申譯無之次第にて千悔万恨不過之候。依之考候へば既往を論じ候ても駟馬も難追に付ては今度急度國是相立、越前守幷家老共第一吐握して日夜勉勵し國政を修め、文武節儉を專にして上は　朝恩　幕寵無限之鴻恩に對答し祖宗數百年之惠澤に報ひ、下は萬民之渴望を慰して我越國を以　皇國第一等の大信義大强國とせん事を望む也。

二　國是之義は先年小楠堂建言し中根師質之執筆を以論定相成候三論至于今不可廢なり。是を國是としてつとめずんばあるべからず。

三　小楠堂論議無間然允當之事は多々有之候。乍去又其說を誤り候て國政を紊亂する義も多々有之候。之を子細に論ぜんに第一君君たらずとも臣臣たるの道を盡すと云へり。然るを不才庸劣なればとて是を閉蟄せしめて他より養子して其主を新たにし國家を治むるが君職也。治むること不能れば君といへども君ならず。臣在ての君なり、左すれば社稷國家には難換候故君を閉蟄して成とも國家を保つ事肝要也といふ儀は每に入耳聽候義、便君臣の紀綱紊亂之端緒

を開けり。夫よりして其説に乘じ不レ可レ言説紛々蜂起し、終には此説よりして　朝廷　幕府之上にも致二關係一輕二蔑　朝廷一侮二慢　幕府一之説頻に起り、　幕命參府之事有レ之候をも越前守之東行を拒絶する類は不レ他皆此名分説を誤り候より起原いたし候事顯然。自レ今は其名分を判然不レ可レ有レ不レ正。雖レ然君は日夜勉勵せず臣は晨昏怠惰すれば名分を誤り候者之背を入得候事照然せり。故に君は勉勵吐握し臣は奉二行シ君之意一て夙夜啓沃する義懇願にて候。別て方今我等庸才之質を以天幕之間に周旋して幕府奉二　朝廷一之誠意を竭さしめんとし、第一君臣之名義を日月の如く明かにせんと思へる時なれば、我越國の臣下も亦其名分を正し君は臣を撫愛する事肝要也。

四　文武之義は素より徒法に陷り候ては第一不二相濟一候。是又小楠堂大に藝術之其徒法を矯めんとして却て大に其弊害を生ぜり。いかんとなれば文武は心にあればよろしく業には不レ及との議盛に主張せり。銘々にても心さへあれば宜しく業は次と取違候より士道の萎弱甚敷事に相成、遂には强情なるものは口學問口武藝而已に相成、柔惰なる者はよき事として是を廢し心も業も失墜せり、悲嘆の至に非ずや。勿論術而已に流れ候ては不二相濟一候へども、何分今後は壯年なる者には頻りに武術を專らに爲レ勵候て怠惰之念を生ぜしむる事勿れ。文も同斷にて讀書を專らにし義理を講究し和漢古今之史に通達して其時勢之明暗に隨ひ天理之所レ存を相考しめ、輪講會讀專務に世話して寸隙なからしむべし。以レ文考二治亂之得失一分二明天道公共之理一し、以レ武國家干城之用に備へ鐵膓不レ可レ動之心志を定め度候。小楠之説尤也といへども受用を誤り候弊改革せずんばあるべからず。

五　節儉之儀は吝嗇に近く人情に適せざるを惡むよりして終に金銀を瓦礫之如くにし、今日我

心を淸洗して鄙劣之道を生ぜしめざる小楠說尤也といへども其弊又生ぜり。いかんとなれば節儉は心之撿束なり。撿束あれば奢侈不二增長一、鄙吝妄に不レ生義勿論也。於レ是國家不虞之備を充實にし銘々におゐても必戰之場合に臨み戰具を大に蓄ふる時は今日之費財妄になすことと不レ能也。吝嗇は徒に金銀を集めて人之難義を不レ厭事也。用ゆるに臨んで不レ用これを吝嗇と云。用ふるに臨んで大に用ひ、不用にあたつてはこれを妄に費さゞる是を節儉といふ。此心の撿束ありて其事業專ら節儉に至れる也。銘々只窮屈に酒も不レ吞今日之樂をなす事不レ宜と申趣意には無レ之、銘々分限を守り樂みもするがよし、奢侈增長すれば今日は宜敷なれども終に困究奉行をも不二出來一樣可二相成一無智之甚しきにあらずや。此等無智之人は憐むべき事也。依レ之爰に告示せり。

六　天下之事は第一とは乍レ申、國不レ立れば諸事周旋も何も不二出來一也。國つぶれ候へば盡力も不二出來一也。故に我國力を謀りて萬事可レ爲也。是又小楠堂其說を誤る。乍レ去爲二皇國一盡力さへすれば爲レ夫に國力盡き候ても宜きとの事は時所位によつて論說允當之事もあり。我藩臣に於ては妄に小楠の說に從ひ候へば國力盡果終には大方の笑を來たす、知らずんば不レ可レ有、辨ぜすんば不レ可レ有。

二月四日夜

先年我等勤中文武節儉其外只今に至候ては時勢に不レ應義も可レ有レ之候間銘々熟慮之上加削有レ之度候。以上。

春嶽の直書に對する批判

右春嶽の直書を見ると小楠は諸種の點に於て誤解せしむるに足るやうな意見を以て一藩を率

ゐた如きも、實は彼の意見を穿違へた者の罪であつて、獨り小楠を咎めることは出來ぬやうだ。第三の「小楠堂論議無間然云々」の項は、今回本多・松平等の嚴譴に處せられた理由を物語つてゐるが、之によると小楠の持論より君臣の紀綱紊亂の端緒を開き、遂には朝廷を輕蔑し幕府を侮慢する説も頻りに起り藩主の幕命參府を拒む者を生ずるに至つたとある。小楠の右君臣論を春嶽は毎に耳にしたと云つてゐるが、擧藩上洛の藩議を强調する際に特に幕府に對して此の言が放たれたではあるまいか。著者の見た小楠自身には朝廷を輕蔑したり幕府を侮慢するの意思は無かつたやうだ。彼は尊王的公武合體論者で幕府が列世の無禮を朝廷に謝し君臣の大義を明らかにせずんば眞の公武合體は望まれぬと主張もし幕府に建白もしたことは既記の通りだ。萬一今回の越藩々議實行を主張する時のみは侮幕的言説に渉つたかも知れぬが、それも京都表に於ける福井藩の面目回復に直往するの餘り幕府の權力を過小視したに止まるべきは尊王派が常に小楠を佐幕派として附狙つたのを見ても分る。越藩々議の一條に將軍を輔佐する有司に其の人乏しく失政續出する故朝廷にて萬機を主宰せらるゝやうに云つてはゐるが、上記元田の手錄たる「牧野・村田と話合大意」を見ると、之とても將軍幼年なる間の一時の策たるに過ぎなかつた。いづれにしても春嶽は是迄小楠の意見と云へば之を鵜呑にし、擧藩上洛の藩議も或時期までは之を賛し、外には遠く使を肥・薩に遣はして其の賛同を求め、内には群臣一同に之を徹底せしめんとしたばかりか一時は幕命に反して茂昭の參府をも中止せんとしたのであるが、本項を見ると其等の事は全く遺忘したかのやうにも見える。

第四の「文武の義云々」の項は、小楠の文武に關する卓見―遺稿篇所載の「文武一途之説」を

見よ」を誤解し曲解した者で、啻に福井のみならず肥後にも其の徒は澤山あつた。かゝる受用を誤つた爲に生ぜる弊を改革すべきは春嶽の云ふ通りだ。

第五「節儉の義云々」の項は、後年小楠が明治政府の樞機に與るべく召命にて上京した時、彼を顧問に拔擢すべきや否やにつき考慮してゐた岩倉具視が春嶽の小楠觀を徴したに對し、春嶽は小楠の長所及び短所を擧げてゐる内にも小楠を聘した爲に越藩に驕奢の風を生じたと云ふことを述べてゐる(本篇九二四頁)のに照應してゐる。小楠が節儉を奬勵した論著は遺つてゐるが之を全然無視したものは見ない。若し小楠が越藩に聘せられて後彼の意見によりて驕奢の風が起つたとすれば主として左の如き理由ではあるまいか。

小楠のはじめて聘せられた頃の福井藩は水戸に學んで文武節儉を以て金科玉條と爲し、士・農・工・商皆均しく節儉を爲すに於ては勞せずして國富み民裕になるものと信じ、藩主躬ら綿服を着して率先範を示しても年々の支出は常に收入を超過し貧困愈ゝ加れば愈ゝ節儉を嚴にすると云ふ有樣で、生産振はず商業萎靡し一國將に破産せんとするの悲境に陷つてゐた。彼は水戸流の文武節儉の弊を攻撃して之を改むることに力むると同時に三岡を指導して盛に物産を興し廣く通商貿易を營みて收入を增進するの途を講じたことは既記の通りだが、彼は徒に節約々々と叫びて消費を制減すれば産業は却つて興らぬとの考から、越前に聘せられて間もない頃既に藩に於ける奉書紬の制禁を緩め町家の者にも其の着用を許すべきを主張したものだ。越前名物に例をとつて云つても、藩主が綿服ばかり着てゐれば下々では絹物は用ひられぬから奉書紬の質は惡くなり産額は減ずる。紙も儉約して半紙ばかり使ふことになれば奉書紙も亦同樣となる。だから小楠は決して

節儉を無視するのではないが消極的たる經費節減よりも積極的たる産業開發策を主張して居たので、それが皮相的には越藩に驕奢の風を誘發したと映じたのであらう。又小楠が前記「處時變議」なる論文に當時に於ける一時的の驕奢の習俗は敢て憂とするに足らずと積極的意見を述べてゐるが、さう云ふことも亦驕奢を助長させたのではあるまいか。

第六「天下之事は云々」の項はやはり擧藩上洛の藩議を決行せんとするに當り小楠が身を捨て家を捨て國を捨つるの覺悟あるべきを强調した時に吐いた議論ではあるまいか。小楠が何時もかも天下の爲には越藩を棒にふれと主張したとすれば過ぎたるは及ばざる如しであらう。

春嶽、京都守護職拜命・大藏大輔兼任

春嶽は右處罰が越前に於て行はれた翌日(二月十五日)豫てから春嶽に擬せられてゐた京都守護職を命ぜられ、在職中役知五萬石を賜はる旨達せられ、其の翌十六日には大藏大輔に兼任し、同日將軍より腰刀を付與され、なほ其の月二十四日には宮中にて以來殿上にて襪を用ふることを許されて朝・幕よりの信任頗る厚きものがあつた。然るに三月十三日に至り參與を、四月七日には又京都守護職を免ぜられた。尤も兩方倶に春嶽の願に依つたのであるが在任期間が極めて短くして斯くなつたにつきては其處に伏在せる何等かの理由がなくてはならぬ。

參與・京都守護職免と其の理由

春嶽は既記の如く去年十月上京已來島津三郎・伊達宗城と倶に專ら公武一和につきて朝・幕の間に周旋した。彼は當時幕府より其の周旋を依賴せられて居り、自分も宗家に對する義務と感じたれば其の意氣込も强く、將軍上洛して其の事將に成らんとする今日に至つた以上、此の際幕府は進んで其の舊習を拋棄して斷然一新の政策を立つるにあらずんば到底衰運挽回の望あるべからずとの意見を以て屢〻一橋慶喜に勸告した。二月十五日京都守護職の命を奉ぜる日も登營して御用

部屋に入り、守護職の命を一應請けたれども幕廷從前の如き因循にては到底奉職しがたし。されば兼て申し立て置きたる如く速に參預の諸侯を御用部屋に入れ斷然政體を一新せらるべしと嚴談に及んだ。其の頃島津・伊達を幕議に參預せしむる事にはなりしものゝ文字通り表面のみのことにて斷然一新の政策を立つるには至らざるのみならず、後記中根より大久保一翁に寄せたる書面にある如く鎖港論の幕廷に起りし以來は慶喜を始め幕府の諸有司漸く春嶽・島津及び伊達を烟たがり其の盡力を忌避するものゝ如くさへあつた。之を見てとつた春嶽は斯くてはいよ〳〵幕府の失體を重ぬべしとて痛く憂慮し、三月十一日には公武一和漸く整はんとするに至りたれども天下の人心なほ未だ一に歸せざるが故に幕府にありては深く時勢の由て來る所以を考察し、舊例古格に拘泥せず斷然一新の政策を立つるのが肝要である。それには其の事業を卿專ら擔當する樣にと慶喜に勸告に及びたるも、矢張り採用の模樣もなかつたから、此の上は速に守護職を辭し引續き賜暇歸國をも願ふべしとの考を起し、翌々十三日に在京越藩要職の人達を召集して其の進退に關する時宜につき討議せしめるに至つた。此の日重臣等はそれにつき反覆論談の末春嶽には斷然守護職を辭し引續き歸國賜暇を願ふを可なりとしたれども、就職後未だ時日を經ざる今日俄に之を辭するには何とか恰好の辭柄なかるべからずとの議起りて、更にそれを見出すことに力めた。

恰もよし其の翌日江戸より飛脚の齎した二月二日（西暦一八六四年三月九日）神奈川刊行の新聞紙「日本貿易新聞」第四十四號に春嶽の建白書と稱する一文（久留米藩士二名文久三年七月福井に來りし時越藩の士堤五一郎以下數名面接して時事の議論に及びたる大意を久留米藩士筆記せし全文にて建白書にはあらず）が載せられてゐた。本文の趣旨は專ら開港を是としてあるので、目下横濱鎖港につき締約各國に使を

派して談判中なるに、開港を主張せる大藏大輔が要職にありては正しく使命の障碍となるのみならず朝廷の御覺も如何あらせらるべきか測られざればと云ふのを辭柄とする事に決し、春嶽もそれがよからんと辭職願の膳立は出來た。その翌十五日には右內決の事を知らぬ川越藩の山田太郎左衛門が越藩家老狛山城に面會して、春嶽は就職以來朝・幕をはじめ諸藩に於て評判よろしからず、依然として職にあらば如何なる不都合を生ずべきや測りがたければ此の際辭表を出しては如何と物語つた。かく幕臣からの忠告に接した春嶽は最早猶豫もならずと十八日一應慶喜及び川越藩主松平康直に辭職の書面を、二十一日正式に用番酒井雅樂頭に守護職解免の願書を指出した。

上記で春嶽の京都守護職を辭するに至れる經緯は略分るが、四月三日中根靱負が在江戸の大久保忠寛に寄せた書翰中には慶喜と薩・土・豫・越四侯との間に惡感情を釀成し、且つ春嶽の守護職を辭することになつた當時の事情を左の如く陳述してゐる。

春嶽辭任に關して中根より大久保への書面

（前略）却說御上洛後正月中は橋公も大に御奮勵に御座候處、彼廿七日之（元治元年正月二十七日將軍家茂參內の際降されたる宸筆の勅書）勅諭に付ては猶以駸々前進可ニ相成一處、廟堂に不レ圖鎖港之論起り□□（不明）請之表へ斷然鎖港之儀不レ被ニ仰上一候ては不ニ相濟一と申事に候得ども、薩・土・豫・越之參謀諸侯之說は當時外國へ使節も被ニ指立置一候事に候得ば歸　朝迄之處は難レ及ニ治定一、且　朝廷より御催促も無レ之事に候得ば於ニ今日一ては無用之論にて平地に波を起候如くにて、今日は不言に屬候方却て長策ならんとの建議にて橋公も素々御同論に有レ之候處、此時に至り大御主張にて、左候ては關東にての御評決も致ニ相違一人心も更に居合不レ申今日にも禍亂を生じ可レ申との御說に候得共、四侯におゐては關東之御評議はいざしらず過激の暴論は扨置、不レ可レ爲勢顯然にて强て爲んとする時は世界之理勢に戾り　皇國之御爲に不ニ相成一事炳焉煥焉に候得ば眼前苟且之拙策に從ひ難く、於ニ閣中一大議論相發し不ニ相決一、橋公之御變心四侯甚不服之勢に相成候處、圓四郎（平岡）・嘉兵衛（黑川）輩（兩士、慶喜の股肱）頻に周旋、橋公之御素志は曾て御變動無レ之候得共如レ此主張無レ之ては指當り閣中□（不明）席も鎭定難ニ相成一候間實事は御使節歸　朝之上にて御含も有レ之候間、當然枉て隨從に相成度と

百方盡力（岱に案するに水・因・備等の鎖攘藩より迫られ候事と相見へ候）薩侯も是迄御仕寄に相成候儀を未然之討論にて破却に及び候は殘念之至と申說も發せられ、夫より强て御同意と申事に相成御請書も被ニ指上ー候處、右御書面中鎖港之件瞭然無レ之と於ニ　朝廷ー御垂問之儀有レ之、此節も橋公四侯へ御內議も無レ之四侯も同意之由にて御一分に御請被ニ仰上ー候處、再び　御簾前にて四侯御心腹御詰問有レ之に付鎖港は今日之急に非ざる而已ならず決して爲すべからざるの條理を極論に及ばれ候處、初橋公之同意と御請には反對之事に相成、朝廷も大に驚愕以之外御不都合と相成候得共、是は橋公より御請以前に打合せ無レ之故御心腹之御詰問を四侯眞受にて持論御主張之事に相成候へ共、已に今日當然之請書策に御同論と申事に相成有レ之候故遂に其筋に相成、鎖港之儀御異存無レ之趣之御請書も被ニ差出ー夫は夫にて相濟候得共、惜哉哀哉此頃迄は橋公、四侯膠漆之御交り毫も間隙無レ之處、此件よりして何となく離間之說行はれ落書・張文等有レ之頻に薩之嫌疑を張大にし、朝議・幕政一寸も前行不レ致因循遂ニ時日ー而已ならず、同論之譯を以大藏大輔へも波及し、橋公强て御推薦に候處奉職以來三十日未滿にして　朝・幕共に嫌疑甚敷、在職罷在候ては　朝・幕之爲にも自已の上にも不レ宜、辭職にと幕路より內通も有レ之、圓四郞・嘉兵衞列へ及ニ內談ー候へば如何樣夫も可レ然との勢に相變候故、於ニ大藏大輔ーも　朝・幕之御爲に相成候てこそ一身之盡力は不レ及レ申國力を擧て上京周旋も致候へ、宗家之幕議如レ此にては所謂賴む木の本雨漏候仕合何之爲にか賢路を妨げ可レ申と速に辭表指上此節引籠罷在候。いづれ一兩日には罷免可ニ相成ーと相待居申候。廟堂已に離間之策に落候故水・因・備之攘夷鎖港之說紛興、或は（■）を正議と荷擔し、先般之諭書を僞　勅と稱し薩之所爲に付し、又尾大老公の如き一異論を持して上京にて　朝野に惑を生すといひ、橋公强て守衞總督攝海指揮使を請はれ候故を以又大權掌握之素志逞ふし給ふの說を起し、近況に至つては世態紛紜擾々不レ堪ニ恐懼ー、大藏大輔抔吻を容るべき地絕無之事に相成候故御役御免之上は一日も早く歸國致し、精々富强を勉め今後の機會を相待候より外は有レ之間敷と主從決心仕候事に御座候。是迄も每々御懇諭千本（藤左衞門）・堤（五一郎）兩生等迄へも度々御投書にて御議論も相伺ひ、此度こそはと存詰一統盡力仕候處一簣之虧功何共斷腸之遺憾此上はすてをて（マヽ）（き脫カ）御親政之時に當つていづれに大機會も可レ有ニ御座ー候儀と老生輩に至つては未來記を殘し候迄之事に相成申候。所謂如レ燃レ毛瓦解に相成候も畢竟

朝幕に確乎不拔大見識無レ之故之事にて、時所位を不レ得候ては決して行はるべからざる條理も徹底著明は仕候得共、最早柄燭之光と相成是而已殘念奉レ存候。有レ詩

芳章漸潤花漸香。世情將レ逐二好風光一。三回驚覺半眠夢。宛作二鏡中双鬢霜一。

戊午・癸亥・甲子之三回向レ成一敗塗レ地、老生風雲の際會に當り寸功も無レ之碌々經過憂慚之餘り吐露仕候。今日と相成候ては最早可レ議事も可レ論事も無レ之、唯願橋公十分御擔當にて攘夷なれ鎖港なれ夫は御見識次第唯々是迄御一和相整候公武之御間柄御幾久敷被レ爲レ在候樣安危共奉二默禱一候事に御座候。（下略）

右に記述した所は春嶽が京都守護職を辭するの理由であるが、曩に彼の參與を辭したのも矢張り幕府が諸侯の在京して國事に關するのを喜ばず、中にも慶喜は之を嫌ふの事實があつたからである。

春嶽に歸國御暇仰出さる

春嶽の京都守護職の辭表提出につきては春嶽と同境遇にある島津（薩摩）・伊達（伊豫）・長岡（肥後）は無論贊成で、自分等も之に倣はんとしてゐるが、朝廷側では尹宮・山階宮・現關白・近衞前關白など其の重なる人達は春嶽等の周旋せる幕府より朝廷を尊奉すべき條件や今後の國是の未だ確定せぬ今日春嶽の辭職は不本意なりとて其の留任を希望し、幕府側では内心はいざ知らず表面では或は留任を、或は海軍總裁とか攝海築堡總督とか製鐵所總督とかに就任を勸めて見たが、春嶽及び其の重臣は飽く迄も辭職歸國を主張し諸關係方面に運動した結果、遂に四月七日解免の辭令に接し、茂昭には京都非常の節應援すべき旨を達せられ、翌八日には又左の通り賜暇仰出された。

松平大藏大輔

長々滯京御用精勤苦勞思召候間今度賜二御暇一候。猶人數殘置非常之節　禁闕警衞有レ之候樣御沙汰之事。

將軍、春嶽に賞與

四月十日春嶽は登營して將軍に對顏したるに「今度守護職解免に至りしは據なき事情ありし故にて實は氣の毒に存ずるなり。扨昨年來は公武御一和の筋に關し容易ならざる盡力にて現に今日の景況に運びし段滿足せり」とて手づから指料の刀に金千兩を添へて與へた。翌十一日參內すると同日付にて左の御書付を拜受した。

松平大藏大輔

春嶽參議正四位上に昇進

去冬依レ召上京長々滯在公武御一和之筋盡力拔群周旋且參預幷守護職勤仕苦勞被ニ思召一之間、被レ賞レ之參議正四位上推任敍被ニ宣下一事。

それより春嶽は尹宮・山階宮を始め朝・幕の重要人物を訪うて暇乞をなし、出發の前日には登營して再び將軍にも對面し、四月十九日京都を發し東近江路をとりて二十三日福井に歸着した。

此の後福井藩及び春嶽父子の行動につきても記すべきことはいくらもあるが、本書の性質上今までにても既に書き過ぎた位だから此處で筆を止めよう。春嶽は身を捨て家を捨て國を捨てる覺悟を要する擧藩上洛の大擧に出づるに及ばずして、京都の舞臺に出で朝・幕の間に周旋し得たことは彼は勿論、越藩にとりて幸福であつたが、事志と違ひ上記の如く其の周旋の目的を達成するに至らずして歸國するの已むを得ざるに至つたのは遺憾であつて、春嶽の側に小楠の如き見識家をあらしめたならば或は斯かる始末に至らざるのみならず、京都の舞臺に興味ある活劇も演ぜられたであらうことを思ふと一層の遺憾である。然るに今回の春嶽の歸國は朝よりも幕よりも許可を得ての上である許りでなく、其の在京間の努力は認められて上記の如く賞與を受け、尙將來の捲土重來を期せるものあるが如きで、昨春の無謀無策逃ぐるが如き無斷のそれとは大分趣を異にし

てゐるにつきては越藩に於ても聊か心を安んじたであらう。小楠も事志と違ひて福井を見限りて歸熊したけれども、春嶽の今回の復活につきては、かねての希望であつたから心竊かに喜んだと思ふ。かの擧藩上洛の藩議も當時の春嶽の更生策だつたから、かく更生した春嶽を想像しては小楠も亦會心の笑を漏らしたであらう。

# 第十五章　歸國　罪を待つ

福井辭去

小楠は八月十一日に福井城下を出發した。反對派の越藩士が彼を途中に要撃せんと謀るとの風說が聞えたためか、夜陰竊かに寓居を出で、足羽川を下つて三國に至り翌十二日に同港を出帆した。海上は北風勝ちにて船足早く十九日に長崎に着くや、思ひ掛けなくも既記の如くに鹿兒島より此處に歸り來れる越藩使節の岡部・酒井・三岡と相會した。小楠は再會期し難しと思つた彼等にゆくりなくも遇つて驚喜し、福井の情況など物語つた後、袂を分かちて熊本へと向つた。福井より同行した海福雪は前述の通り此處から鹿兒島に向ひ、榊原・平瀨・末松の三人は途中も同行したや否やはよく分らぬが小楠と同じ日に熊本に着いた。

門生の出迎と其の苦計

小楠の熊本城下に歸着した日、嘉悅・山田・安場等を始め小楠社中の者は郊外なる山伏塚に其の師を出迎へた。是より先肥後では彼が歸らば士道忘却の廉を以て嚴罰に處せらるべく、輕くとも士席を褫奪して庶民に下さるゝであらうとの噂が專らであつた。それを耳にせる門生達は親とも思ふ我が師が萬一さういふ事にならば其の家名の傷づくは勿論、自分達も世間に對して顏向けがならぬと豫め協議を凝らした末、小楠が熊本に入らんとしたらば其のまゝ西山方面に導きて適當の場所で切腹を勸めようと一決してゐた。さて門弟等はいづれも口

にこそ出さね、道の先生も今度と云ふ今度こそは悄然として歸らるゝであらうと思ひ込んでゐた處、意外も意外小楠は頗る元氣で出迎の門生等に挨拶もそこ〳〵小躍して一同の先頭に立つ始末に機先を制され、山田言へ、嘉悅言へ、いや安場言へと互に讓り合つてゐる間に小楠は何の頓着もなくサッサと城下に入つたので遂に其の豫定を實現するの機會を逸して了つた。

これは或人が山伏塚に小楠を出迎へた一人なる嘉悅より聞いた話だとて著者に物語つたものだが、それが果して眞であらば流石に小楠の慧眼は門生達の素振にそれと覺つて素早く其の計畫の裏を搔いたのではあるまいか。或は又此の事を竊かに小楠に耳打した者があつたかも知れぬが、兎に角門弟等が束になつて掛つても到底小楠と大刀打の出來なかつたは明らかだ。小楠は歸宅するや直ちに左の屆書を差出した。

歸國屆書

私儀去る十一日越前福井表出立仕此元え着仕申候。此段可レ然樣被レ成ニ御達ニ可レ被レ下候。以上。

八月二十五日　　　　横井平四郎

内藤平左衞門殿

大野傳兵衞殿

一面御客屋支配役よりは御客屋方へ左記書狀が發せられた。

越使着熊につきての文書

松平越前守樣よりの御使者昨夜參着相成候段松原屋內藏次より相達候付、樣子承合候處、御直書幷御家老衆え彼方御家老よりの書翰持參之由にて別紙三通之通御座候。尤外に御音物・率馬等も無ニ御座ニ候。右之通に

付追々之通於御客屋應對御料理も可被下置と奉存候。左候はゞ御出役等之儀は例之通被及御達可被下候。以上。

八月二十六日

御客屋支配役中

御客屋方

根取衆中

右の外に左の一通がある。

御直書持

榊原幸八

平瀬儀作

右に付御重役樣方之內早速御應對仕度奉存候。

上掲小楠の屆書と御客屋支配役の書狀によると、越藩使者と小楠とは八月二十五日に熊本に着いたのである。榊原等の齎したのは松平越前守・同春嶽連名にて細川越中守宛の直書と、春嶽より長岡良之助(護美)宛の直書と、越藩老臣より肥藩老臣への書簡とである、此の三通の中最後の老臣宛のは見當らぬが、他の二通の直書は倶に小楠宥恕に關して情理を盡くして歎願したもので、其の內容略同じであるから左の一通だけを掲げて置かう。

春嶽父子より細川越中への書面

一翰致拜陳候。秋冷之砌御座候處、先以御滿堂愈御淸適珍重不啻奉存候。陳ば當春於京師良之助殿へ春嶽儀御面話申置候橫井平四郎一條尙又歸北之上厚相談、家老共初へも盡衆議候處、尊藩之人心にも關係致

候樣相成候ては誠御氣之毒之次第故、如何相成可レ然哉と是又種々論議いたし候に付ても時日遷延罷成候段惶恐之至に奉レ存候。扨京師之景況に付日頃以ニ家來一申上候儀も御座候處、近來之形勢は定て追々御承知も可レ有ニ御座一故別段不ニ申上一、近景之樣子にては當今上京周旋致候とも榛棘塞レ路形勢にて挽回之時機未レ來、却て御爲筋相成間敷と見取暫時見合せ候方と存詰候折柄　幕府より每々召命も有レ之、參勤順年にも御座候故不快ながら押て近々國許發途東行之積に御座候。右等之運にも有レ之平四郎儀何分一旦歸鞍致度旨頻に申出候に付、兼て良之助殿御面話之次第も有レ之、旁一旦同人儀御返却仕候間宜御承諾被レ下度候。尙重て拜借之義申上候はゞ其節御許容之程奉レ希候。就レ夫相願候は同人儀去冬於ニ江戶表一不測之變故に相會候一條も有レ之候故、此度御返却申上候末以ニ御國議一重き御咎等被ニ　仰付一候樣相成候ては師弟之情實深斷腸之心地に御座候。全拜借致候故之物議にて、左樣無レ之候はゞ如レ此災厄にも及間敷と存詰候へば如何にも心底におゐて不レ忍議、爲レ夫に重き御所置に相成候ては不レ安次第に付何卒此邊は高明之諒察奉レ仰候。自然御國許にて御咎無レ之ては不ニ相成一候御次第に相運候とも、只管之御憐恕を以兩人之意衷深御推察被レ下御延評に相成候樣御含被ニ成下一度偏に奉レ願候。御承知之通是迄平四郎在福罷在兩人學事之義は勿論國家之爲盡力其功績實に不レ少、全以ニ庇陰一萬端都合宜相成候段は感謝之至奉レ存候。委細は使者相含指出候間宜御汲取被レ下候樣奉レ希候。右御禮前顯之次第御賴旁如レ斯御座候。取いそぎ相認誠に亂筆失敬多罪御推覽之程奉レ願候。恐惶謹言。

八月七日　　松平越前守

松平春嶽

細川越中守様

玉机下

二白時下御愛護奉二拜禱一候。方々様へも宜御鶴聲奉レ願候。呉々本文之趣何分宜御含被レ下候様相願候儀に御座候。餘期二重鴻一候也。

春嶽は既記の如く文久三年二月四日入洛したが、長岡良之助はその前年から、細川慶順は同年正月より上洛して滯在中であつた。右書面によると春嶽は小楠の身上について良之助に話したらしいが、如何に話込んだかはよく分らぬ。然し程よき時機に熊本に返すからそれまでは福井に留め置くことの諒解を得ると倶に、小楠の處分寛恕についても陳述したであらうことは想像に難くない。なほ小楠の處分につきては痛く案勞し只管その輕からんことを祈念してゐるが、場合によりて又も小楠を招聘するの意志があるらしく見受けられる。

越使平瀬・末松より國許への書簡

越藩使者が右直書及び家老への書狀を奉行荒木甚四郎に差出してからの消息は、末松家に藏せる文久三年九月十五日付で平瀬・末松兩人より市村勘右衛門・榊原幸八に宛てた書狀に委曲を盡くしてゐる。もう此の時は榊原は熊本を辭し去り（熊本を去つたは魚住格の事を記した處（本篇七五七頁）によれば九月七日らしい）平瀬と末松とが殘り、海福も鹿兒島から來熊してゐた。其の書面を見ると小楠の責罰につきての肥後藩臣等の論評は寬嚴まち／＼だが概して重き方に見えてゐる。然し罪案の決定は此の上評議を凝らしてからの事で今すぐと云ふではないが、小楠が歸國した上はさう／＼緩慢に附する

譯にも行くまじく、而も若し議が定まれば前以て越藩などにも漏らさずに直樣發表さるゝ樣子だから、なるべく早く小楠を越藩に招聘する方法を講ぜられたい。それが延引すると其の內には春嶽及び藩主の此度の來書により小楠を庇護せんとしてゐる向も、横議の談に屈して重罰に處することゝなるの恐がある。直書のみにては春嶽父子の師弟の信義は遂げられ難き狀勢にあるから小楠を招聘する外には活路がないやうだといふのが其の要旨である。頗る長文ではあるが左に載せることにする。

然ば小楠先生御身上一件に付持參仕候御直書幷御家老中御書翰迄前月廿七日於二御客屋一御奉行荒木甚四郎方へ相達候儀は疾(トク)幸八樣より御達可レ有レ之、其後當月十日朝旅宿え荒木氏來使越中守樣幷御家老中之御返書持參、其節儀作・覺兵衞兩人にて承候御口上振之儀は、御名樣より先達て被レ遣候御直書之趣委細越中守樣御書中に御返答被二申遣一候段申述にて、尙又口上には横井平四郎儀に付御家老中より折角御賴之御書中御懇之次第御尤に被レ存、成丈御輕典に被レ屬候樣被二申談一に可二相成一、乍レ併衆議難二默止一譯柄も有レ之兎角指寄難レ被レ決に付追て此方より被二仰遣一との儀にて御家老中えの書翰指出に相成候に付、尙又御口上之趣推て承り候處畢竟當今御延評之筋に相歸し候に付御口上之趣委細相心得、夫々可二申達一段及二挨拶一、双方時宜申述畢て退席に相成候。同日晝頃より沼山へ罷越今日之次第委細申述、先生始先以當座之御安堵相願候仕合に御座候。尙內情も承度奉レ存候處、十一日は兩公子樣(護久・護美)御發駕にて外に面接も難レ仕、十二日朝儀作小笠原君(備前)出勤前へ相仕掛何角之挨拶旁前段之內實及二問合一候處、御同人には御國表より都て御賴越之御趣意振は深く御斟酌有レ之

候得ども、指寄類座兩家之儀も有レ之、且其他同樣之律例に指響候族も當今之御處置に指向有レ之、又學派橫議之徒區々論說も相聞有レ之趣、則先生此節之御處分次第には一藩之興廢にも相拘段申募、旣に建白にも可レ至事情ども指湊有レ之甚以心痛被二罷在一候趣、併　御直書中之儀は申迄も無レ之實に御懇到之御賴書之旨に候へば先達てより多冗中も每も申談候得ども、元來此許樣御刑典之儀は甚以御嚴重に有レ之、當今治亂之事跡相混候御時體に至り實に御迷惑之儀も有レ之候得ども、兎角今般之儀は武將感狀記樣之中にても的例等相探候て可レ然抔同列申合たる事、然るに前段橫議之徒居り合之處次第には人心之動靜に相拘り候次第も有レ之、且いまだ刑法局より定議申出も無レ之候へどもどれも〳〵不レ輕趣、先自分を以相考候處精々輕典に被レ處候處平四郞儀はどうも御手放れに可二相成一哉、其節は筋目之者え些少之御扶助等被二成遣一、此者之成行次第に御取扱も可レ有レ之抔之處にて可レ有レ之、其他之論說は承に忍兼候條々も有レ之、又は隱居被二仰付一家督無二相違一と申儀も可レ有レ之哉、此等之儀は千萬中之一事と被二相考一候。右は御內話之次第に付自分愚考を以及二御物語一候譯、必以規定ケ間敷事と御聞取無レ之樣との說には候得共、事柄被二相語一候も承居候も共に斷腸之外無二御座一、反覆御縮想可レ被レ下候。隨て儀作御應對申候は、扨々御國典と申無二御據一儀は儀作輩兎角可二申上一樣も無二御座一仕合、併昨年來是等之御事も候へば社（コソ）　御名御兩方樣（春嶽・茂昭）よりも厚御賴被レ遣候儀にも可レ有レ之哉、退て私を以奉二懇願一候は御承知被二成下一候通先生儀は先年來御國務萬端御示授被二成下一候儀は申迄も無二御座一、既に御名樣（春嶽）重き御職務被レ爲レ任候砌も晝夜吐握之御碎心御果に相成候儀は分明に天下之知る處、且又乍レ恐御師尹御名譽も是以天下に奉二欽望一候末、不慮之暴卒に被二出逢一候始末柄を以此許樣御手放抔重き御刑典に被レ屬

候後は折角御賴越之御趣意も不レ被レ爲レ立、御師弟之御眞情何程に可レ被レ爲レ在哉、此一擧次第には天下望霓之情到も被二相失一候御儀と千恐萬惶仕、指寄儀作輩進退相逼候儀如何にしても御回護可レ奉レ緦之外無二御座一候。扨又此許樣御定議に相成候上は今一應　御名樣へも被二仰遣一候上の事にても可レ有之儀哉相伺候處、此儀は曾以御洩には相成間敷事と被二申聞一候。併刑典相定候得ば時月相隔能も衆議相加御發評可二相成一御舊格も有レ之旨に候へば、兎角御延評可二相成一儀は相違も有レ之間敷奉レ存候得共、今度先生御還家に相成候上は時議指逼候勢に伺取候。尙痴情難レ安に付竊に兩拙とも申合候は即今兩公子樣も既に御上京被レ爲レ在、定て御名御一方樣は是非とも御上京可レ被レ爲レ在は必定と申、且天下之大事沈靜萬望之人心中には必以御處置振相決候儀は有レ之間敷候得ども、千萬之末御上京も御見斗被レ爲レ在候御模樣にて、先生御招之期も暫時御猶豫體之事情に相移り候はゞ、此許樣にて折角御來旨之筋相含回護被レ致居候面々も最早無二詮方一區々横議之徒え被二相屈一、前段之典刑に被レ屬候御運にも可二相成一哉甚以戰兢之至、左も御座候はゞ　御名樣儀を千歲之末如何に可レ奉二傳稱一哉乍レ恐碎身之情奉レ絕二言語一候。右等之場合に御座候得ば願は至急に御召寄之御都合必死に奉二萬禱一候。附ては此許樣御內情は最早被二御用立一候儀は余程御六ケ敷事に相成有レ之段伺居候間深く御思慮被レ爲レ在候御手數奉二庶希一候。返〳〵も此許樣御模樣に候得ば乍レ恐　御直書而已にて御師弟之御信義難レ被レ爲レ遂候儀は萬々奉二愚察一候次第に御座候て、疾々御招被レ遊候之外活路有間敷奉レ存候。右等之情實何分當今時機此許樣難二立退一儀に付夫々御含之儀も有レ之段相達、十二日晝より御客屋相辭日向屋又右衞門と申者方え轉宿仕候間此等之件々申上候、宜御明解可レ被二成下一候。勿論海福儀追々相達、御承知之儀とは奉レ存候得共尙相

伺候事情御達申上度如レ此に御座候。猶期二後喜之時一候。恐々謹言。

九月十五日　　有吉君發途之砌指出す。

末松覺兵衛

平瀬儀作

市村勘右衛門様

榊原幸八様

右によると荒木奉行は九月十日に細川藩主と家老とからの返書を持つて平瀬等の宿泊せる御客屋を訪うた際小楠の責罰は一時延評の筋に歸したと物語つたので、平瀬等は一先づ安堵し小楠にも其の旨を告げたが、尙平瀬は其の後肥後藩政府の此の問題に關しての意向を探りもし小楠宥恕のことを歎願もして見ようとて、九月十二日に國老小笠原備前を訪うた。『小笠原備前日錄』に「九月十二日、晴、五十九度。越前使來り、横井之罪宥恕之道を述ぶ、懇々之を演す」（原漢文）とあるのは此の事だ。なほ荒木の持參した細川越中守の返書には小楠の處分は春嶽父子の直書の意のある所を諒とするも、從來の藩の法典を無視することは出來ぬから、此の上は評議に評議を重ねて適當に定めると陳べてゐるが、これも全文を左に揭げよう。

細川越中より春嶽父子への返書

玉章拜見仕候。秋冷相募候得共、愈御安寧被レ成二御起居一、珍重奉レ存候。然ば京地近來之形勢付ては先日御家來を以被二仰越一候通候處、幕府より毎々御召命有レ之殊に御參府御順年にも御座候故乍二御不快一押て御東行之

御積に御座候由、彼是御配意之程察入奉レ存候。右之御運びに付ては横井平四郎歸郷いたし度旨頻に申出此節御差返被レ成候へ共猶重て御借用有ニ御座一度、且同人事に付ては當春良之助え被ニ仰置一候趣も有レ之、於ニ江戸一災厄に罹り候次第より屹と御國家之御爲筋にも相成候儀等縷々被ニ示下一趣致ニ拜諾一、平四郎は中に不レ及ニ於拙弟一も深忝奉レ存候。然處咎筋之義は猶更舊來之國典有レ之、容易に宥議之及ニ沙汰一候ては向後家中一統之抑揚にも關係いたし、されば辿御懇念之貴敎に背候も不本意實に心痛至極に御座候。成丈寛典之筋に落候義家老以下共筋役人共え精々評議を凝せ候上至當之取扱に相決候外有レ之間敷、先左樣御聞置被レ下候樣奉ニ庶幾一候。右尊報爲レ可レ得ニ貴意一如レ是御座候。恐惶謹言。

九月五日　　細川越中守

松平春嶽樣

松平越前守樣

元田、小楠處罰の寛典を請願す

平瀨が小笠原國老と會談した日に安場一平も小楠宥恕のことに關して同國老を訪問したが、他に來客があつてゐて面會が出來なかつた。其の後十月二十一日及び十一月六日に元田東野も矢張り小笠原國老に見えて都築・横井處罰の寛典ならんことを乞うたが、彼の『還曆之記』中には左の記事がある。

先生の藩に歸るや嘗て江戸に於て暴殺の變に遇ひ身を脫して遁逃し都築・吉田の害に罹るも顧みて救はざるの藩規に觸るゝを以て家に閉居して命を待つ。此時に當り武士道の論猶熾にして責罰甚嚴なり。余因て先生

の爲めに豫め家老小笠原七郎に對し武士道論を破りて反復陳説して曰、方今天下變亂の秋賢姦忠邪相爭ふの日に於て一己私鬪の舊律を株守するは當を失するの甚しき者、宜しく吳元濟の刺客の唐の裴度を刄傷せしに憲宗兵を以て裴度を守衞するの例に據り、横井・都築の二人（吉田平之助は重傷後餘病を發して斃る）罰を加ふること無かるべしと、

更に一書を作りて上呈す。

十一月十七日には薩人村上下總なる者中川宮に謁して「横井平四郎は目下熊本にてお咎を被り幽閉中なるが、彼は時節柄御役に立つべき人材なれば宮より細川侯に御下命ありて幽閉を解かれたし」と願ひ出たと云ふことが或記錄にある。斯樣な小楠に有利なる擁護的進言や減刑運動はまだ外にいくらもあつたであらうが、それに關する資料は見出し得ぬ。

平瀨等歸國

九月十二日に平瀨が小笠原國老を訪うた日の午後から、越使平瀨・末松は御客屋を辭退して日向屋なる旅館に轉居し、腰を据ゑて肥後藩評議の樣子を窺ふことにしたことは旣記兩人の書簡中に記してあるが、それからの彼等の消息は之を徵すべき記錄がないので詳かでない。然るに『小笠原備前日錄』の十二月五日の部に左の如くある。

朝前、平瀨儀作來りて横井罪案の延評を乞ふ。同列と之を計るを待たずして之に答ふ。其の國に歸る。井上（加左衞門）奉行を招きて之と計り、乃ち使をして將に延評の難きを告げんとす。宿亭曰く、予が宅に來るの前に宿を辭せり云々。（原漢文）

とある。之を見ると平瀨が小楠罪案決定の延期を乞ひしに對し小笠原が如何に答へたかは

よく分らぬが、別後井上奉行と相談の上其の延期の困難なる旨を告げるべく旅館に使を出したら、平瀬等は小笠原を訪ふ前既に旅館を引拂つてゐた。彼等は小楠の罪案は越藩の希望通りに輕からぬのみか、それが遠からず發表されさうな話が耳に入つたので、兎にも角にも其の決定發表の延期を乞ひ置き、歸藩の上一工夫凝らさねばならぬと考へ、小笠原を訪うた其の足で急ぎ熊本を辭去したものらしい。此の想像は中らずとも遠からずだ。

罪案申し渡さる

平瀬等が熊本を辭して後約十日彼等が未だ福井に歸着せぬ十二月十六日に小楠及び都築の罪案は決定して、同日八ツ後奉行所に於てそれ〴〵申し渡された。當日の『小笠原備前日錄』には左の如くある。

十二月十六日、晴。當直の米田氏(長岡監物)予に當直を代らんことを乞ふ。諾す。是れ蓋し未牌後罰を都築・横井に傳ふるを以て憚る有る也。(著者註、未牌は午後二時、昔の八ツ時、八ツ御用は凶事の場合だ。) ◎未後城中の政廳に出で罰令を傳ふ。都築・横井病有りて出でず。則ち書帖を以て其の長有吉淸助・都築の同官元田八右衛門に傳ふ。◎平野氏(九郎右衛門)横井と同姓なるを以て病に托して朝せず。(原漢文)

そして小楠及び都築の罪案は左の通り。

横井平四郎

其方儀榜示犯禁に付ては及レ達候趣も有レ之候付諸事謹愼を加、私之宴會等相憚可レ申處去年十二月十九日之夜都築四郎・吉田平之助申談、江戸町家に於て酒宴相催候席に狼藉者共拔刀にて罷越、見受候はゞ倶に力を

合相當之處分も可レ有レ之處、四郎・平之助成行をも不レ顧其場を立去未練之次第、士道致ニ忘却一御國恥にも係り、重疊不埒之至に付屹度被ニ仰付一候筋も有レ之候得共、御宥儀を以被ニ下置一候御知行被ニ召上一、士席被ニ差放一旨被ニ仰ー出レ之。

都築四郎

共方儀江戸詰中去年十二月十九日之夜吉田平之助・橫井平四郎申談於ニ町家一酒宴之席え狼藉者共拔刀にて罷越、手疵負候とは乍レ申平之助儀も深手を負候はゞ倶に力を合せ相當之所分も可レ有レ之處、其場を立去候樣子に相聞未練之次第、士道致ニ忘却一御外聞にも係り不埒之至に付當御役被ニ差除一、被ニ下置一候御知行家屋敷被ニ召上一、士席被ニ差放一旨、被ニ仰ー出レ之。

上記小笠原の日錄によれば右罪案は有吉及び元田によつて傳へられたが、小楠及び都築のために寬典を請願しつゝあつた元田に於ては遺憾を通り越して悲痛そのものであつたであらう。同月二十九日細川越中守は當時京都に在つた松平春嶽に左の書面(荷々書は畧す)を寄せて小楠處分の次第を報じた。

細川越中、春嶽に小楠の處分を報ず

一箇拜呈仕候。寒威嚴御座候得共被レ成ニ御揃一愈御勇健被レ成ニ御座一、珍重奉レ存候。御登　京已後萬端御配慮奉レ察候。幕府御上洛(將軍上洛)御頃合等何程之御模樣御座候哉。御火災(十一月十五日江戸城火に失す)彼是御都合も如何と奉ニ恐察一候事に御座候。然ば橫井平四郎儀に付ては思召之旨御直書も被レ下、且御家來を以委曲御傳言之趣具に承知仕、家老初成丈寬典之取扱いたし候樣申付候段は先達て得ニ尊意一置候通にて、其筋役人共重疊及ニ評議一成丈宥議を加へ候處に

て知行取上士席差放と申所に及ニ決議一、其通申渡させ候事に御座候。今少寛典に就候樣反覆爲レ致ニ評議一候得共、士道之取扱舊典に戾候ては一藩之人氣にも差障候事に付於ニ小子一任ニ心底一不レ申、前文之次第に御座候間何分不レ惡御汲察被ニ成下一候樣奉レ願候。此段爲レ可レ得ニ貴意一如レ斯御座候。越前守樣へも別段呈書仕候筈之處境節取紛何分届兼候間乍レ憚御傳達之程奉ニ伏願一候。來春御滯府被ニ御蒙一候由承知仕珍重奉レ存候。乍レ例御心配筋奉レ察候。恐惶謹言。

十二月廿九日　　越中守

春嶽樣

小楠の處分に關して春嶽に贈りたる細川越中守の自筆

いよ〳〵決定された上記小楠の罪案を見ると文久元年の榜示犯禁も祟つてはゐるが、家祿を沒收され士席を差放たれた主因は小楠が都築・吉田兩人の成行を顧みず其の場を立去つたのを士道に悖り國恥にもかゝると認めたにあるのは都築の罪案に徵しても分る。處があの時の現場の樣子では小楠は座

同

小楠の行動に就きての批判

書簡

席の關係上身近くになかつた腰刀を取つて刺客と斬り結ばうとすれば恐らくは眞先に斬られたであらう。それでも二友人の成行を見るべく其處に踏み留まるべきであらうか。これ頗る議論のある所で、現に當時福井藩の重役達は小楠の其の場を逃れたのを「命さへ有之候へば爲すべき事あるの見識にて瑣々たる小節を以て論ずべきには無之候」と云ひ、又春嶽父子も「尋常の武士道を缺たるものとは同視すべきにあらず」となしてゐることは既記の通りだ。かゝる問題につきては明治時代に生れた著者などはとやかく云爲する資格がないので、現に生存してゐて、而も舊藩時代の情態を目睹し斯かる問題に識見を有せる先覺者の意見を質すべく、試みに九十歳以上の高齡に達せる田中光顯・曾我祐準・石黑忠悳三老に面接し、小楠が刺客に襲はれた時の現狀を物語り其の行動につきての所見を聞いて見た。

田中は幕末時代勤王志士として活躍し幾度となく死生の間に出入した功臣であるが、彼は苟くも天下に爲すあらんとする經綸を抱ける

上（つゞき）（松平慶民藏）

者ならんには小楠の遭遇したる如き場合はよろしく逃げるべきだ。小楠が無刀のまゝで難を免れた敏捷と大膽は寧ろ賞すべきであるとの意見であり、曾我は小楠を熟知し且つ崇拜してゐる人だが、「小楠先生がかの際刺客の難を遁れたのを士道忘却だと非難するのは眞に譯の分らぬことで、何も斬りに來たから斬られねばならぬ道理はないではないか」と語り、石黑も田中と殆ど同じ論法で、國家の大計にたづさはつてゐる者が無名の暴徒の爲に一命をおとすのは惜しいことだと云つて、三老倶に小楠の行動を咎めなかつた。

坂本龍馬が兵馬倥偬の間機に臨み變に應じて人に語つたのを何人かゞ後世に書き傳へた『軍中龍馬奔走錄』に「英將秘訣」と題して格言・諷刺・警句・反語九十項を收錄した中に「なる丈け命は惜しむべし。二度と取かへしのならぬもの也。拙きと云ふ事を露斗も思ふ勿れ」なる一項がある。其の龍馬は薩長聯合の成りたる慶應二年一月二十三日の夜伏見寺田屋に歸ると伏見奉行林肥後守の捕吏に襲はれ、三好愼藏と倶に暫く防戰せしも逃れて材木置場に隱れ難を免れたのであつた。木戸孝允も蛤門の變に會津の邏兵に捕へられたのを便通に事寄せ油斷をさせて逃げて後、慶應元年四月に長州に還りて幕府の再征に對して戰鬪準備に取懸る迄の間は、或は俠妓幾松の臺所の漬物桶の間に隱れたり、或は箱丁や乞食に身を窶したり、或は船頭に化けたり、或は荒物屋を開いたりして幕吏の目を晦ましたものだ。斯くの如く大望を抱ける志士がその命を惜しんだ例は枚擧に遑あらずである。

さて然らば小楠自身は己の行動を如何に考へたかと云ふに、彼は既記の如く受難の翌日福井藩重役に對して「其場にて腰刀之事を思ひ候丈け後れと相成、士道立不申候事と相成候へば、士道へかけての御懸合は一切無之、武士は棄り候と被成置候樣」と願ひ出てゐる。（本篇六七八頁參照）小楠の眞意が果して此の通りであるとすれば、あの時の彼の行爲を士道に背かぬなどゝ辯護するのは彼に取りては寧ろ有難迷惑であるかも知れぬ。彼は間には合はなかつたにしても二友人の事が氣に懸り歸宿して刀を携へて再び現場に駈付けた所を見ると、劍道に於ては腕に覺のある彼の事だから、あの場合手近に腰刀があつたならば必ずや刺客と戰つたであらうと想像される。宮部鼎藏は京都池田屋の變に松田重助が「此處は自分が殘つて防ぐ。先生は其の隙に一刻も早く落ちられよ」と歎願したのを聞容れずして「噫吾事畢る」と從容割腹して死に就いたが、それを武士の典型と激賞して小楠の行爲を罵倒する人が隨分多い。しかし小楠はあの場合刀を手にとる餘裕がないとすれば、斬り殺されるばかりで自ら割腹することも出來ぬではないか。小楠自らは殊勝にも武士は棄つたと云つてはゐるが、かの場合の小楠を以て一圖に士道を忘却した卑劣漢として葬り去らんとするのは稍酷であらう。

處罰に對する批評

然るに又一面小楠の肩を持つ人達の中には刺客の襲ひ來つたあの場合の小楠の行爲を罰するに家祿を沒收し士席を差放つのは餘りに苛酷であると云ふ者が少くなく、又動もすると

小楠は豫て肥後藩政府の覺がよくないから特に重罰を科したのだと早合點する輩もないではない。然し肥後藩には由來斯かる問題を重く視る慣例があることは前記肥後藩士井口呈助の春嶽に呈せし書面（本篇六九一頁參照）を見てもわかるが、越藩士平瀨・末松の書簡中にも「元來此許樣御刑典之儀は甚以御嚴重に有レ之云々」と記して居り、又細川越中守が春嶽に小楠の處分を報じた書面にも「今少寛典に就候樣反覆爲レ致二評議一候得共、士道之取扱舊典に戻候ては一藩之人氣にも差障候事に付小子任二心底一不レ申云々」とあつて細川家には藩主でも意のまゝにならざる程に家法が儼存してゐる。それによつて商量された刑罰であれば輕からうが重からうが細川家の臣下としてはそれを甘受するの外はあるまい。特に當初藩では切腹位申渡しはせぬかとの噂もあつて小楠の一命の上に懸念せられてゐた場合とて、家祿沒收・士席剝脫で事が濟めば寧ろ輕かつたとも云はれる。なほ小楠が細川家の覺めでたからぬので特に重罰に處せられたと云ふはそれこそ僻目だ。小楠と倶に罰せられた都築は小楠の如き榜示犯禁の事もなく、又刺客襲撃の場合それと戰ひ少々であつても手疵を負うてゐるのに、役目は差除かれ、知行家屋敷は召上げられ、其の上に士席をさし放たれてゐるではないか、之を見ると小楠の責罰は寧ろ輕いとも云へば云へぬことはない。

責罰に對する小楠の態度

次に小楠自らは其の受けた責罰に對して如何に考へたであらうか。元治元年二月五日付にて牛島五一郎が安場一平に寄せた書狀中に「扨舊臘十六日沼山先生御事八ツ後御用有レ之

責罰に對する門生の所懷

被㆓仰渡㆒之御辭令等御遣し被ㇾ下誠に御互に奉㆓恐入㆒候御事に御座候。然處右之通り嚴重之御沙汰相濟於㆓先生㆒大に御安心に相成、伏罪御敬謹之外無㆓他事㆒、左平太兄弟成立次第國家之報恩も出來申候との御講習に相成云々」なる一節がある。小楠が越前から文久三年六月十五日付にて嘉悦・安場・横井（久右衛門）宛にて寄せた書面（遺稿篇「書簡」一五〇）中には「私身分之儀奪倖之國論之段御別書且江口よりもい才承り申候。誠に痛心之儀は申迄も無ㇾ之候得共、夫等を兎や角申候事にては無㆓御座㆒候。是より御知行さし上候儀可ㇾ然筋に候へば共御取計被㆓成下㆒度奉ㇾ希候」なる一節があるから、斯かる處罰を受くるのは覺悟の前でもあつたらうが、其の態度は立派なもので流石は小楠だと感心させられる。次に又右牛島の書狀に左の一節がある。

且又沼山老人（至誠院）女性には珍敷人物にて被㆓仰渡㆒之次第聊驚愕之模樣無ㇾ之、却て左平太兄弟を引立られ候旨、先生之御德化とは乍ㇾ申感心之至に御座候。誠に師家之不仕合無㆓此上㆒御互に何とも紙上に難ㇾ盡儀に御座候得共、先生之御命さへ有ㇾ之候得ば今日之時勢追々には如何樣とも運可ㇾ申此處は安心仕居候。

小楠家族の態度も亦申分ないが、「先生之御命さへ有ㇾ之候得ば云々」は啻に牛島許りでなく門生一同の所懷であつたであらう。在京の内藤泰吉が「小楠堂先生長崎御着之模樣只今承知仕候」とて文久三年九月七日付にて嘉悦・安場兩人に寄せた書狀中に「返す〲小楠夫子之安否のみ案じ居申候。只希白は自體強健百年之壽を祈り居申候」とあるを見ても門下生には小楠の處罰の上に、ある大なる懸念があつたことが想像されるから、今小楠の生命に異

狀なく濟んだにつき、牛島の右書面中の「此處は安心仕居候」は、さもありしならんと察せられる。

# 第十六章　沼山津の閑居

## 一　草　廬

小楠の沼山津閑居と云へば安政二年四月に同處に居を移してから同五年三月第一回越前行までの三年間、越藩賓師となつてから三回歸省しての滯在物日數の一年一ヶ月、今回歸藩して明治元年四月上京する迄の四年七ヶ月、此等を合はせた八年八ヶ月である。此の間は彼が横井家の當主となり妻を迎へ子女を儲けた思出の深い生活であつたが、彼の家族には可なりの變動があつた。卽ち安政二年四月此處に轉居した時は老母養母至誠院室ひさ子・姪いつ子・甥左平太・同大平・婢壽加であつたが、其の年の十月室ひさ子が産後、ほどなく生兒と前後して逝き、翌三年つせ子を娶りて、四年には又雄が生れた。六年には母を失ひ、萬延元年にはいつ子不破家に嫁し、文久二年みや子生れ、元治元年よりは左平太・大平は遊學に出懸けたので、慶應以後の家族は至誠院・つせ子・又雄・みや子・壽加といふ顏觸となつた。横井家には家族に此の如き異動があつたが、其の草廬も亦移居當時よりは敷地は廣くなり建物は追々に增築・改築・模樣替で

小楠が今度歸國した時は玆に掲ぐる圖の如くであつた。此の圖は幼時此の家に在つた小楠

草廬の圖面

海老名未亡人の自ら畫きたる舊廬の圖面

の女の海老名未亡人が著者の需に應じて畫いたものである。未亡人は此の圖につきて「幼

時の記憶としては割合に確實の樣に思ふ」と云つてゐるが、七十年前なる七八歲の時の記憶を辿りてこれだけに書けるのは、それが深く印象された證據で、此の事が既に其の正確さを物語つてゐる。

此の圖を安政二年に此の屋敷を買入れる時に內藤泰吉の畫いた圖（本篇三二三頁參照）と比較すると北寄の部は內藤の圖と略建坪も同じだから、此の部分は多少改造されたとしても先づ舊のまゝであるが、川に近き南寄の部は此處に轉居してから造られたものだ。此の圖と小楠が越前や江戶から宿許に寄せた書面中の屋敷に關する記事とによりて敷地の擴大・住宅の增・改築の跡を辿つて見よう、無論それは著者の想像に外ならぬが。

小楠が安政五年越前に招聘される迄は家計豐ならぬので增築なども思に任せなかつたが、それでも門生が銘々木を運び石を擔ぎなどして建てたといふ塾舍の外に粗末な二タ間程の建物が母屋と離れて新築されて、それを新宅と稱してゐたらしい。小楠が二度目の招聘に應じて越前に赴いた頃には一時此の屋敷を賣拂つて城下に移轉する積りもあつたが、三たび應招北行した萬延元年の秋頃は彌、此處に落着くことになり本格的に家屋敷の改造が計畫され、越前より宿許に送りたる書狀（遺稿篇「書簡」一〇四）に「只今通りの離れ家にては何に付け不便利のみに有之、隣の竹やぶ彌富よりもらい受け新宅を引き候て一所にいたし候方重々可然、則さし圖も仕候て嘉悅に遣し置申候」とあり、猶馬屋・男部屋・小屋なども建てる事を申し送つ

て居り、同書の「追啓」には「嘉悦に遣候二タ間作り續きは、新宅を引き候ては餘りそまつにて見苦しくとの見込に候へば、新宅は長屋にいたし、新に造作いたし候てもよろしかるべし。然し可ㇾ成丈は新宅を引き候方物入少く、長屋抔は古家かひ候ても可ㇾ然事に御座候。新宅之通ひの廊下は一間に二間半か三間位にて可ㇾ宜、南の方に窓を明け北の方はとだな米びつの類を置き、たなをも付け候て客道具抔をも置く樣に致度候」などあり、其の他爐は廊下にとか、炬燵は八疊にとか種々詳記されてゐる。これによると小楠は屋敷を隣の竹藪の中にまで擴張して新宅を適當の位置に引直し、改造或は增築して、廊下で母屋と連絡させようといふ積りに見える。處が翌文久元年三月同じく越前よりの手紙(遺稿篇「書簡」一一六)にては、右竹藪が都合よく手に入らなかつた模樣で、永住するには屋敷が狹過ぎるとてこれ迄の設計を破棄し、單に當座しのぎの造作をなす事とし「廊下は御見合可ㇾ被ㇾ下候。新宅雪いんも只今通りにてよろしく御座候。其外何も是迄之御取繕にて可ㇾ然奉ㇾ存候」と云ひ、又「新宅八疊の東に四疊敷程作り繼ぎ十二疊にいたし候へば來客の節大に都合宜敷、床押入は是迄之通りにてよろしく御座候」と申し送り、馬屋・男部屋・小屋等は越前から歸國する江口純三郎に申付けて置いたと認めてゐる。そして其の後間もなく福井から江戸に赴いた小楠は七月二日付宿許への手紙(遺稿篇「書簡」一二二)に「座敷を十二疊に御建續之事御世話被ㇾ成度吳々奉ㇾ希候」とあり、又「平瀨去月に罷出候段定て暫は逗留仕候と奉ㇾ存候。ギヤマンしよふじは大方持參いたし候と被ㇾ

「ギヤマン障子」

存候。何分しよふじは「ギヤマン」にて仕度呉々御世話可被下候」とある。

右十二疊の座敷は上圖に十一疊(床の間とも十二疊)と記せる座敷と思はれるが、同年十月に小楠が歸國した際には恐らく此の座敷は出來上り、「ギヤマン障子も用ひられてゐたであらう。なほ當時の小楠は生計も豐であつたので、右の外に幾間かの增築や廊下等の工事にも着手されてゐたのであらうと推察されるのには、同十一月にかの榜示犯禁の事あるや江口純三郎にそれを報ずると俱に普請見合はせのことを申し送つた書簡(遺稿篇「書簡」一二六)がある。然し幸に格別の咎もなかつたので再び工事を進めて出來上つたのが上揭圖面の四疊半と八疊の二タ間續きの小楠居間や十一疊の客間の上なる二階物置ではあるまいか。

此の屋敷を買込む時には內藤の圖に「屋敷六畝斗にも見受申候」と記入しありて約二百坪程の地所であつた。然るに其の後志內家から三畝ほどの地を讓り受けたといふ話があるから(本篇八三五頁參照)都合三百坪位の屋敷となつた譯であるが、現在舊廬の敷地坪數も三百三坪と計上されてゐるのを見ると能く合致する。なほ圖を見ても屋敷の奥行の深い所から察すると東西への擴張が出來なかつたので北方へ延長したものと見える。村の故老の話によれば東北隅にあつた塾は二間に八間の細長い建物であつたといふが、恐らく移轉當時に門生等の建てたものではなくて敷地擴張後出來たものであらう。

文久二年四たび越藩の招聘に應じた江戸滯府中の手紙には「新宅かべぬり等定て出來い

たし二階物置も恰好よろしく色々之物も治り候事と奉「存候」といつて梅の木や茶の木を出来るだけ多く植込むやうになど認めてゐるが、此度の歸國は上記の始末で爾後彌〻困窮に陥つて家の手入などは思ひも寄らなかつたので後記上京迄は上圖の通りであつた。海老名未亡人が此の圖を著者に贈るに當り左の追憶文が添へてあつた。

海老名未亡人の追憶

扨沼山津の家の圖面おぼろの記憶をたどり別紙に認めて見ましたら割にはつきりしました。多分大差ないことゝ存じます。尤これは明治二年頃迄の家で其の後改築された樣に記憶します。それは横井は熊本に移轉いたし、沼山津の家は一時河瀨家のものとなつてゐましたので改築は其の頃のことゝ思はれますが、其の後一部分を殘して燒失いたしました。其の殘つた部分は現存の庭に面した部屋と存じます。私には部屋の一つ一つに思出があります。二タ間つゞきの父の居間の南に面した障子の一部には「ガラス」がはまつてをりましたので息をかけては指で書き、又外部を眺めて喜びました。其の居間の八疊の方の床の間の上に四時軒と記した額(本篇三二四頁を見よ)がかけてありました。そしてその北隣の八疊の間には炬燵が切つてあつて五六歳の頃それに溫まりながら父に詩を敎へて貰ひました。十一疊の客間や父の居間の一構と家族達の居間や臺所のそれとの間には廣くて長い廊下がありましてよくまりをついて遊びましたが、その廊下の中窓は五六歳の小兒がのび上つて外部が見られる位の高さで、中庭にある枇杷の樹の枝が窓のきわ迄のびて居りましたので其の實をとつて喰べたことも記憶してをります。廊下を東へ鍵の手に折れた緣側のある東の端の八疊の間は祖母(至誠院)の部屋でしたが、私はこゝで祖母に抱かれて寢ました。こんな風に部屋の一つ〳〵に思出があ

りますから、この圖面は幼時の記憶としては割合に確實の様に思はれます。今は記憶以外確めるものは何もありません。

沼山津舊廬（當時の儘なる客間）

この文は上揭圖面と相俟つて其の當時の實景を眼前に髣髴せしめる。横井家は小楠歿後此處に住んだが、明治三年熊本城下堀端町に轉居し、その後には宇土郡豊崎にゐた河瀬典次が移り住み多少改築を行うたらしい。明治二十年前後火災の爲に十一疊の客間一室のみを小楠のゐた時の儘に殘して灰燼に歸し、現在ではそれに二三の居室を建て繼いで松永某の所有となつてゐる。小楠逝いて七十年家は荒れて見る影もなく住む人も亦變つたが、それでも小楠が下記坂本龍馬や曾我祐準等來訪の諸名士を延いて會談した一室は舊の如く、小楠が庭園の東側に植ゑたる數株の梅樹は姿こそ老いたれ春毎に清香を放つて草廬を訪ふ者をしてそゞろに懷舊の情に堪へざらしむるものがある。

## 二　日々の生活

福井での驚天動地の計畫も裏切られて歸藩した小楠は、謹愼しつゝ藩政府からの處分を待たねばならなかつた。門生等は遠近より代る〱來塾して、絶えず數名づゝ詰めて居て、それ等を相手に講習もしたので、普通考へられる樣な無聊は醫せられたであらうが、四時軒は何となく陰鬱な空氣に包まれてゐたことは疑ふべくもない。然るに愈〻上記の如く處罰が定まつて見れば、假令一浪人となり下つても過ぎ去つた事にくよ〱考へ込まぬ小楠としては寧ろ晴々した心地で再び四五年前迄の氣樂な閑居生活に這入つたのである。

小楠の江戸遊學・上國遊歴・四回の越藩應招間の消息は彼が知己・友人及び宿許に寄せた書簡等にて略知るを得たが、沼山津に於ける生活振は其の全期間を通じてこれを徴すべき資料極めて少く、僅かにその詩や閑話によつて之を窺ふの外はないので、先づ左記の詩―越藩招聘前の閑居間の作「村居雜詩」は前(本篇三三〇頁)に掲げたが―によつて彼の村居間の一半を想察して見よう。但し詩は皆遺稿篇(「詩文」丙、二)に載せてあるからこゝには其の意譯を掲げる。

### 偶　興　十二首

「偶興」

其の一

客も滅多には來ないため吾が柴の戸は閉ぢたまゝ開きもせず、閑靜な園中を杖を曳き詩など口號びながら幾度とも無く回り歩く。時に日は溫仙岳の一角に沈んで夕暮の霞は紫色に燃えて何とも云へない景色に一杯ほしくなり、折から西窓の下に坐してゐたが、早速酒杯をと請求した。

其の二

氣の利いた家人は早速にこ〳〵しながら燗酒を運んで「さあ是が今晩の分ですよ」と指出した。彼の銘酒初霜や白雪など固よりではあるが、宅でこさへた此の濁酒も新釀のほや〳〵だから中々結構なことだ。

其の三

自分はこれまで永い間東海の波濤や北越の雪景など飽くまで其等の光景を看ながら杯酒を傾けつゝ、久しく限り無き俗世界の風塵に塗れて苦勞の旅を重ねて來たが、今こゝに懷しき沼山の故鄕に歸臥したことであるから、是より靜かな雨の音でも聽いて今までの風塵を洗ひ去ることにしたい。

其の四

客が歸つたから例の通り西窓の下で酒を始めてもよいのだが思はず門外に飛出した。さ

て何處に向つて吾が詩情を寄せたものかと考へながらふと見渡すと、ひろ〳〵とした一帶の平野、そこに散點せるさびしき村々の夕景色が先づ目につき、次には一片の閑雲が遠い峰々に棚引いた樣子が眺められ、あれもこれも吟心を滿たすに十分であつた。

其の五

寢そべつて書を讀んだり起上りて碁をうつたり、朝は綠茶を品評したり夕は酒杯を取りたりと云ふ風で一日を了つてゐる。するとあの閑人一事の爲すべき無くて無聊に苦しまうなど丶道ふ人が有るかも知れぬが、斯樣に住い興味の催しは悉く詩作に取入れるので精神的には一分の閑暇も無いのだ。

其の六

家族をせき立て丶竹門を出て見ると折柄の秋景色はひろ〳〵とした平原一杯に滿ち〳〵て果しが無い。此の時小供等は好きな餅を携へ大人は辨當を開いて到る所で一家團欒の樂しみを樂しみ、中にはいつの間にやら一樽の酒をも呑盡した向もある。

其の七

客を西窓の下に案內して夕日のあたる所で、さあ君この一局に胸中に蓄へてゐる兵法の機略を發揮し給へとて相對することゝなつた。さて昔項（楚の項羽）と劉（漢の高祖）とが天下を爭つた時、一勝一敗があつたのは兵家の常で意に介するには足らないが、今此の局面は御覽の通り一大

事の所、項羽が最後に田父に紿かれて大澤に直面して進退谷まつた場であるからゆつくり構へて勝負あれ、歸期迫つたなどゝ浮腰になつてはなりませんぞ。

其の八

少し霜氣があつてうすら寒い霽れ空の朝紅々とした太陽はすでに東山を離るゝこと三竿、日差しは紅く前川を染めてゐる。此の時吾が朝寢の夢を驚かしたものがあるのは家鳧が柵を出で水烟を立てゝ游ぎ廻る音で、流石に閑人の閑夢も心無き家鳧の爲に破られたのであつた。

其の九

毎日々々靜かな園中に作つた蔬菜に水を灌ぐのが一ト仕事で、そのあがりに壺中の濁酒を飲む時の佳興は何とも云はれぬ程だ。さて不思議にも今日は美味を得る前兆にやしきりに食指が動くが、多分これは隣の漁師が鯉を釣り上げたものであらう。

其の十

書を讀むのには何で一字一句精しく解釋する必要があらうか。晋の陶淵明が「讀書甚解を求めず」と云つた讀書法が吾々の目標である。其の要領で吾が心吾が精神が書中の意義を分明に融會した際には書中の古人は髣髴として眼前に現はれ杯を倶にして差しつ押へつの氣分に浸られる。

其の十一

黄菊白菊が咲き亂れて室內一杯に秋色を漂はせてゐる。其の菊の枝を我流で勝手に花瓶に挿せば枝と枝とが入交りてこれ又自然に優雅な趣がある、さて此の生花は千家流でも無く宏道流でも無く天然自然を宗とする一種の野人流とでも云ふべきものか。

其の十二

冬空を吹く寒い〳〵北風は長・防二州の天を吹き盡くし、―幕府の兵が長・防の地に攻寄せて―戰死者の屍は積んで岡をなし血は流れて泉をなす腥い戰亂が展開されてゐる。その渦中に投じて封侯を夢みる人々も愉快だらうが越前の旅行先から沼山津の故鄕に歸臥して梅花薰る窓の下で思ふ存分朝寢してゐる己の愉快には及ぶまい。

「小園卽事」

小園卽事

久しく一室に閉籠つてゐた自分はふと思ひ立ち試みに袷衣（袷）を着け細い杖に倚縋り外庭に出て見ると、待ち設けてゐた吾が小園の春景色は既に過去つて跡方も止めてゐない。此の時たま〳〵白雲の外に何處からともなく鐘聲が聞えて來たのはあの飯田山の最頂上に在る寺のだつた。

此等は小楠の閑居振の一半の消息を傳へてゐる。其の名の如く四時の眺盡きぬ家に住

んで、時には遠く雲仙に懸る紫雲を見守りたり、時には心閑かに空行く白雲を見送りたり、時には夜雨に沈吟したり、時には鐘聲に耳を澄ましたり、或は酒を呼び、或は茶を啜り、或は書を讀み、或は碁を圍みなど優游生活の中にも小楠の心を最も慰めたのは家庭團欒の晩餐や野遊で、春や秋の好天氣に乘じて一家打連れ辨當持參の野遊は餘程愉快であつたらしい。

**園藝**

なほ小楠の閑事業中の重なものは、園藝と獵とであつた。園藝は熱心でもあり又得意でもあつて、野菜物も作れば花物も栽培して、「日々閑園菜蔬に灌ぎ」たものだ。菜園は城下に住まつてゐた間は出來もしなかつたが、沼山津に移居してからは廣くもない屋敷ながら之を作つて樂しんだことは、遺稿篇（八五二頁）所載『小園樂事』を見ても其の一斑が窺はれる。其の中に七月二十一日貞作畑大根江戸・尾張・浦賀三種とあるを見ても彼は幸便ある毎に各地の良種を取寄せて栽培したもので、後年旅先から宿許に寄せた書狀にもよく種物や苗物のことが書いてあり、渡米した二甥にも日本になき彼の地の植物の種を贈るべく幾度となく賴んで遺つてゐる。

**菊を愛す**

小楠は花物の中では特に菊を愛したらしい。文久二年九月十日付の江戸から宿許への書面（遺稿篇「書簡」一三二）にも「菊は定てさき申たるにて可有御座候。如何やと思ひやり申候」と書き送つてゐるが、彼は時には東籬の下より採り來りて「黃雲白雪滿堂の秋」たらしめたり、時には知己に贈つて其の出來榮を誇示したので、元田東野の『病中詩草』中に「横先生菊花を惠まる、忽ち三絕句を得たり」と題した左の三首がある。

君が園の黃菊霜に傲つて披く、微意曾て人の測り知る無し、吾思ふ所あり君解するや否や、五旬瞑目獨り詩に耽る。

懷ふ君が微醉して花を看る時、吾も亦閑吟して句を錬ること遲し、自ら是此の中に眞樂あり、君は黃菊に耽れ我は詩に耽らん。

吹き送る幽香晩節の枝、感ず君が厚意吾に贈るの時、霜に傲るの芳色依然としてあり、遮莫秋風白露の滋きも。

**陶淵明に私淑す**

菊と云へば我々は直ちに晉の田園詩人陶淵明を聯想するが、小楠は常に特に彼を愛し彼に憧れてゐたから菊を愛したのもそれが爲ではないかとも思はれる位だ。小楠の詩には陶淵明のことは幾度となく出てゐる。既記の弘化二年に親交ある諸友に示した「感懷十首」中にも「吾は愛す陶靖節」なる一首があり、前記「偶興十二首」中にも「書卷何ぞ須ひん句解を爲すことを、陶家の遺法是吾が師」なる一首があつて陶淵明に私淑してゐるが、尙「村居偶作」として左の律詩がある。（遺稿篇八七八頁）

古賢を尙友して書牀に滿つ、何人か適意行藏を問はん、詩家大抵輕薄に歸し、隱士從來硬腸無し、性氣有るは唯陶靖節、家國を憂ふるは獨り杜襄陽、二公の外吾誰にか與せん、吟詠文章閑日長し。

これによつても詩の上では陶淵明と杜甫との二人を追慕して此の外には誰もゐないとまで歎賞してゐる。尙彼は平素陶淵明の詩を愛好するの餘り、これを當時の書家に書かせて自

らも愛玩し、人にも贈つたものだ。（遺稿篇「書簡」一〇三・二四九參照）かくまで彼が陶淵明に傾倒したのは畢竟其の境遇や性情が互に相似通うた爲であつたであらうか。

次に小楠の獵は有名なもので銃獵も漁獵も好きであつた。熊本城下に住まつてゐた頃も越前に客となつてゐた時も盛にやつた。福井では春嶽の好意で禁獵場にも入ることを許されてゐたので、多くの獲物があると、其の情況を家庭や友人へ知らせてゐる。銃獵には多くは栗飯に味噌漬の辨當で、鐵砲を肩に隨分遠い山野をてく〳〵歩き、漁獵は大抵川で釣も網も得意であつた。此の沼山津に居を移してからは適には遠方まで出掛けたが、多くは既記「村居雜詩」の四（本篇三三一頁・遺稿篇八八〇頁）にある通り「前津に釣らざれば即ち畫湖」であつた。卽ち草廬のすぐ前を沼山津川が流れ、それが畫津湖に注いでゐて處として時として釣にも網にも恰好であつたので、折に觸れ機に乘じて、常には屋敷前の川端柳に繫いである一艘の小舟に棹し、或は隣翁或は小童を伴ひて釣り下り釣り上り、打ち下り打ち上つたのである。小楠の釣針は渭濱の翁のとは異なつてゐたからそれにかゝる獲物は中々多かつた。

小楠は以上のやうに悠々閑々たる生活をなす間に殆ど每日の樣に裏門から川傳ひに行かるゝ彌富家―同じ沼山津に東・中・西と三家ある中の西彌富家―を訪うた。當家は天正の昔から十七八代此の地に定住して素封を有せるもの、當時の主人は千左衞門と呼び小楠とは餘程

氣心が合つて居り、小楠は實生活的方面で何か困ることがあると直ぐに當家に持込んだものらしい。當家には小楠から主人に寄せた數通の書簡や春嶽・勝海舟・大久保忠寬・鴻雪爪等の筆蹟や春嶽の小楠に惠んだ「天和元曆大阪陣毛受角助以此刀高名」なる金銘打つたる冬廣の名刀・小楠の常用した煙草盆・陶器・玻璃器など種々樣々の物を横井（時靖）家に劣らぬ程に多く藏してゐる。此等の品の中には無論記念として贈つたのもあらうが、小楠が主人と懇意の餘り强請られたのも、酒の元氣で口をすべらした爲にまき上げられたのも、或は借金の抵當に入れた儘になつたのもありはせぬかと猜せられる。

小楠の屢ゝ訪問せし沼山津彌富家の客間

小楠は彌富家を訪ふと今も昔のまゝなる庭園に臨んだ客座敷にて千左衛門夫婦を相手として四方山の話の末はいつも必ず酒席になつて同家の人々を困らしたことも少くなかつたらしい。現在の主人（熊太）の弟なる弘前高等學校教授彌富破摩雄が昭和十年十一月一日發行の『中央公論』に小楠のことを書いた中に「所謂呑んだく

「所謂呑んだくれの朝寢坊」

れの朝寢坊」なる左の一節がある。實況を寫し得て妙であるから左に轉載しよう。

「呑ンダクレ」とは、醉客をいふ鄕里の方言である。先生は欝勃たる大志を方寸に收めて沼山の草廬に起臥してゐたので、天下の大勢を見聞する毎に、不平不滿の抑へ難いものがあつたのであらう。此の如き時はいつも、先生は門前より纜を解いて、一竿に自然の哲理を味ひ、さなくば「中庄司のお袋」や筆者が祖父母を相手に酒池に陶醉した。或時などは武士の魂さへ、放つて置きぼりにして蹣跚として歸り去つたこともあつたらしい。かういふ手紙も殘つてゐる。

請取

大小一こし御紙面一通、慥に御うけ取申候。先時上りまし長々御やかましく御座候事と存上候。右迄早々以上。

廿五日　　横井内

夫人からの狀である。「先夜は誠に亂醉」云々の狀や、又「まことにかさね〴〵御なんだい樣恐入存上候。どなた樣へも、くれ〴〵よろしく仰上被下度」など記された婦人の手紙が幾通ならずある。此の「醉客」主人の家政を預かつてゐた夫人の苦衷が、具さに察せられる。

飮めば夜ふかし、夜更かせば朝寢とは、これ當然の因果律。偶には聾の早耳と云ふが如く、酒飮みの早起きもあるが、其れは特例。先生は夜ふかしの翌朝は、梃でも動かない。此れには家人等も一通りならず當惑した。夏になると朝日が射し込み、額には油汗が出る。溜ると拭いて又其の儘スヤ〳〵と夢を續けるといふ。

語を挿むが、當時朝顏の花を觀賞するには、一尺に三尺許の板の上に筆の軸大の竹筒を、墓前の花

立て式に、四方約三寸の間隔に立て、其れに小量の水を注ぎ、此の小筒に花軸から取つた紅・白・紫・紺の一花づつを挿入し、自らも床上などに置いて觀、又かうして人にも贈つた。籬にからませて、自然に咲かせた頃の風流である。筆者が祖母は、先生の例の翌朝右の一板を使に持たせ、「夢にでも御覧下さい」の口上を添へて屆けさせた。漢詩には手だれの先生も、婦人相手に眞面目の應酬も興がないと思つたか、蹶然とは大袈裟であらうが、いつになく直ぐに起上り、裸體の儘で一紙に筆を執り使に返したといふものがある。それは

　朝顏の花が見たくて起きにけり。

といふ名句である。先生の即興の俳句、恐らく無類のものであらう。即ち先生には俳句もあつたのである。今は幀裝して藏してゐる。

小楠自筆の俳句
（彌富破摩雄藏）

右文中の「中庄司御袋」は沼山津の中

## 中小路お袋

小路（庄司は宛字ならん）にある「中彌富」の主人で、三十二歳の時夫に死別して最勝院と稱してからも酒造業を營み男女四人の子供を育上げた男勝りの女性だが、多技多能で和歌も詠めば三味線・淨瑠璃の遊藝にも堪能で、裁縫はもとより機織も態々京都西陣から人を雇つて習ふと云ふ徹底振であつた。時には馬上男裝して大小を腰に深編笠で熊本行をしたと傳へられてゐるが、酒も男に劣らず醉が發して陶然となると其の辯舌は「舌劍」と渾名された小楠で

も一歩を讓つた位で、小楠に取りては酒興の上での好敵手だつたらしく、彼が京都から千左衛門に寄せた書面の中には「中庄司不相變彼の方行れ可申候」とか「中庄司不相變痛飲想像罷在」など云ふのがある。(遺稿篇「書簡」二〇〇・二一六參照)此のお袋は千左衛門在世中は毎日の樣に西彌富家を訪れて來たから自ら小楠と一座したのである。

志內半兵衛へ士席復活・徵士拜命を通知せる小楠の書簡
(志內孫太郎藏)

小楠は彌富家ほどではないが、草廬より遠からざる志內半兵衛とも懇意であつたらしく、當家には小楠の贈つた小原鐵心の書幅や備前長船祐定の刀や、小楠が朝廷よりの大赦にて士席を復されたことゝ、徵士となつて出京することとの通知狀を藏してゐる。現主人の物語によると右書幅と刀とは小楠が志內家より三畝許の地所を割讓して貰つたとき、半兵衛は其の代金を取らうとしなかつたので、其の好意に對して贈つたものだとのことだ。

上述小楠の生活振を見ると彼は名利の關は疾うに通り越えて悠々として世事を閑却してゐるかに見えるが、それは彼の一半であつて決して其の全

貌ではない。彼の已も學び人をも教へんとするの熱意は毫も衰へることなく、門弟の薫陶を怠らないのは云ふまでもなく、百姓でも漁夫でも商人でも媼でも彼の門を叩く者あらば喜んで之を迎へて教へもすれば教はりもする其の講學修行の熱心は驚嘆に値するものがあつた。本篇第八章に記せる其の上に時には又古を稽へ今を思ひて深く思索に耽ることもあつた。

講學修業を怠らず思索に耽る

「沼山閑居雜詩」や後記『沼山對話』などの聖學を溯り盡くして天を說くの探究は皆此の産物に外ならぬ。勝海舟編『亡友帖』中にも左の如くある。

先生（小楠）は豪邁の質にあらず天姿溫厚、英敏超群。肥後に在る常に不ㇾ得ㇾ志。或は田野に逍遙し川潭に釣る。學士論客の其廬を訪ふ終日談笑毫も倦色なし、客歡を罄して去る。樵者田夫に話す、皆先生の言を聞くを樂み先生また倦色なく欣々然也。其胸襟以て思ふべし。

小楠の實學とする所は我が精神の發露を利用厚生に生かすと云ふのであるから彼は此の點には特に深く心を用ひた。例へば産業に於ても啻に上記の如く園藝を樂しんだばかりでなく、茶園を自らも作り人にも作らしめて茶業の、櫨の良種を取寄せては村中に植ゑさせて製蠟業の、又桑の樹を澤山に川堤などに植ゑさせて養蠶業の奬勵に資した。現在木山川の堤に點々桑の老樹を見るのは其の名殘である。後年京都に召されてからの事だが、明治元年十一月二十九日付で宿許に寄せた書面（遺稿篇「書簡」二二八）中に左の一節がある。

産業奬勵

先頃申上候極く下りの田地一段半か二段にても當冬はどうとぞ御求被ㇾ成置ㇾ度、此許にて出來仕候栁ごふり

の柳は但馬國より出申候處、右柳手に入り不ㇾ遠下し申筈に御座候。是は大き成る便利の由。代金は千左衛門に御借被ㇾ成置ㇾ度候。

十二月十日付の書面（遺稿篇「書簡」二三〇）にも「追々申上候極下りの田地は何分當暮手に入候へかしと奉ㇾ存候」と記してゐる。然るに小楠は此の後一ケ月も立たぬ内に横死したので柳の移植は實現しなかつたであらうが、産業の開發には斯くまでに熱心であつた。之を見ても後章記すが如く肥後の殖産興業が殆ど皆小楠門下によつて開發されたのは所謂「一粒の麥は死して多くの實を結ぶ」であつたのだと云ひ得るであらう。

小楠は以上の如く苟くも世の實利實益となるものは何事によらず其の實現に勉めたが、それと同時に門弟及び其の他の人々の志す所にして世益となるべきものに對してはそれを達成するやうに周旋した。西洋醫術の鼓吹に熱心であつた小楠は沼山津に開業してゐた醫者桂大玄（後に矢野と改姓）に蘭法の眼科器械を購入せしめんが爲に其の資金として上記彌富と相謀つて講を設けた如き其の一例である。其の講社記は彌富と連名になつてゐるが小楠の筆になつたものであるから左に掲げよう。

講社記

内外の科を合せたるは蘭醫の道にして、其術專ら器械に在り。眼科の如きは其器無ければ其術施す事を得ず。是桂氏の爲重く嘆ずる所以なり。僕等一策を生じ敢て乞ふ同氏の知己病家の諸君一口三金を出し講社を結び、

桂氏をして器械を求め崎陽傳習の術を盡さしめんと欲す。是唯桂氏の爲のみならず救民の一術にあらざらん哉。同氏淸貧諸君の熟知する所なり。二番は來年歳除より之を始めん。三番以後治術盛行するに至ては盆前歳除二會を行はんと欲す。諺云老少不定と。桂氏萬一の變あらば、元金何れの處より之を出さん。肯請諸君之を捨て以て冥福を祈り講社は舊に依りて行はん。

全文頗る振るつてゐるが「諺云老少不定」以下が特に面白い。一事は萬事小楠の實學は文字通りに虛學ではなく、又彼の心を用ひたのは決して上記の如きに止らない。海老名未亡人が著者への談中に、

父は釣をしてゐながら何か天下國家のことにつきて思ひ付くことがあるとオ、コ、だと竿を投出し腕組をして考へ込むことがしば〳〵だつたさうです、「お父樣はどんな時でも天下國家のことをお忘れになることはなかつたよ」と母などから度々聽かされました。

とあり、又德富蘆花は『家庭雜誌』第六十五號に左の如く書いて居る。

憂國の念心頭を去らず

「人間は白骨にならぬと事は出來ぬ」とは先生(小楠)の常に云はれし言で、名利の關は早に越えてしまわれたれど、併し中々仙人の樣ではなく、身は沼山津の小村に隱れても、日本と云ふ考は不ㇾ斷先生の胸に蟠つて、憂國の念片時も心頭を去らなかつた。

塵俗萬緣水流に付す、蔬を種ゑ草を拂つて憂を知らず、閑來總て老農の事に隨ふ、一種忘れ難し七道州。魚を釣つても、文王あらば太公望の事をやつて見やうと云ふ抱負は、五尺の短身に溢れてゐた。

右の如く小楠は憂世の念常に心頭を去らず、愛國の情絶えず胸裏に燃えつゝ天下の形勢に心を配つてゐた。彼は既記の詩に既に立身出世の途を擲げすてゝとか、機略の心もはや消え失せてとかは云つてはゐるが、自ら干めぬ心地を歌つた迄で、用ふるものあらば出でて天下を濟はんの念は何時も烈々であつた。越前の學者矢島剛(立軒)の「沼山横先生詩の後に書す」と題した文章中に左の如き文句がある。



右は横先生沼山偶成の詩なり。先生城市を謝し沼山に退去す。境は僻に事は脩に車馬の塵侵さず。別に又書堂を構ふ、尤も遠眺に於て宜しと爲す。案に靠りて坐すれば飯田峯戸を排して入り平疇萬頃中に一川を帶ぶ、其の清逈閑曠なること殆ど世と相隔つるが如し。而して先生此の勝地を占め以て志を養ひ名を忘れ超然として塵俗の累無し。晴日毎に花に傍ひ柳に隨ひ、或は孤舟獨櫂して中流に放歌し、或は綸を荻浦蓼灣の間に垂れ、又田夫野老を伴として農桑を談じ以て樂しみと爲す。風雨には則ち泉を汲み茗を煮意に任せて書を讀むも甚解を求めず。客過ぎりて訪ふ者有れば先生懽笑すること特に甚だしく白を浮べて閑話し竟に日夜倦まず。起居時無く徜徉自適す。又吟詩を喜び雪月風花欣然として心に會すれば輙ち毫を振るひて之に題す、然れども又强ひて爲さゞるなり。夫其の優遊自得する都て世を遺るゝ者の如し。然れども其の心たるや天地經綸の道深く熟して識毫芒に入る故に其の天下の務を論ずること明快洞達諸を掌に指すが如し。(原漢文)

右では小楠の何れの詩が書かれて有つたかは分らぬが沼山津閑居振は能く描出されてゐる。小楠と最も親しく其の心事を熟知せる元田東野の「寄題四時軒」なる詩に左の三首が

元田の「寄題四時軒」

ある。

今日我が國には洋夷が押寄せ、そのけがれで何處も彼處もわざはひされてゐる。そのため天下の有志は雷電の如く東西に奔走し海上では波もわきかへるやうな騒を引起してゐる。その騒を尻目にかけて君は獨り四時軒の閑居で見ゆる限りの雲山の樂しみを思ふ儘に滿喫しながら、全身に溢るゝ熱血の如き憂國の腸をおさへ、いとも冷靜に世の成行を眺めて待機の姿勢を取つてゐることであらう。（胡羯腥膻被萬方。雷奔電走海將飈。獨縦滿目雲山樂。冷殺一腔熱血腸。）

朝の間には銃砲を製造したり、晩には軍艦や砲車をこしらへたり、昨日は和議を唱へたり、今日は主戰を說いたり、天下の事は紛々として非常な混亂狀態を現出してゐる。此の際沼山の水雲濛々と立昇るひつそりした環境で君は靜かに天下經綸の書物に讀入つてゐることであらう。（朝製銃砲昏艦車。昨和今戰那紛如。沼山寂寞水雲裡。靜讀經天緯地書。）

山は蒼く水は綠に如何にも山水明媚なる此の沼山津の鄕村に於て、親子相携へ打連れて山野の間に逍遙する一家團欒の樂しみは何とも云へない程愉快なものであらう。かくして一日の清遊によりうるさい世俗の利慾や名譽心の雲霧を打拂ひ、さつぱりした氣持で歸つて來てからの風月は全く別天地の感があるのであらう。（山蒼水碧此鄕村。親伴兒携樂叵言。掃却名雲利霧境。一軒風月別乾坤。）

右に據ると元田は小楠の閑靜な生活振、取分けて家內打集ひての野遊に對しては健美に堪へぬものがあるやうだが、他方には「冷殺す一腔熱血の腸」とか「靜かに讀む經天緯地の書」とかの句のあるを見ると、決して小楠を世を顧みぬ閑人とは見てゐないのである。なほ小楠が沼山津村居間の作で「和元田茶陽韻」と題して右元田に寄せた五首中に左の三首がある。

「和二茶陽韻一」

（遺稿篇八八二頁）

世の浮雲は何處にでもかゝつてゐて心配の種でないものは無いが、その中で何が一番心配であるかと云へば今日の世態である。日月は光を失つて天地は暗闇になり神洲と夷虜との別を辨ずる人は無く『春秋』筆削の眞意は地を掃つた。但し今日にても群虜を制御する良道がないことはないが未だ其の意味の一令を下して列國に通告したといふことも聞かない。天下の樣子がいつまでも現狀のまゝでは實に心細い限りであるが天運循環する迄は致方が無い。屈したり曲つたり水の勝手に流るゝさまにも喩ふべきだがまゝよ彼は彼の事とするまでさ。

年月は水の如くに遠く流れ去つて行くが洋夷に對するの新令は相變らず未だ曾て一ケ條も發布されぬ。たゞ醜虜の鼻息を窺うて國是を定めようとするのだから本末顚倒だ。一方では民の膏血を絞る苛斂を行ひながら諸侯達は參朝する始末である。今の世の中は天高く地卑くはあれど世事は渾べて否塞し內憂も外患も畢竟自ら招き寄せてゐる。是も何

故かと云へば夷狄を攘ふだけの武力が缺けてゐる結果だ、さて〳〵我が國の兵馬が强勢であつたのは昔の事で、今日の軍隊はたゞ虚威張りしてゐるに過ぎない。

庭園には水を洒ぎ室内を掃除して官途にも就かず優遊自適する吾が境遇を樂しみつゝ漫然と簡狂な行を學んで爲すべき總べての行爲を打ち棄てゝゐる。かく閑臥して日を送れば明けるも暮れるも云ふに足らぬ。默思してはゐるが何を思慮するといふ題目も無い。釣竿を携へて出掛ける時には太公望が隱逸の風格にもなぞらふべく、詩作の性情はいさゝか老杜甫の詩趣にも同じからう。とは云ふもののゝ一片耿々たる心は有るが人の前で容易に言ふことは出來ぬ。相對せる燈火のみ之を知つてゐてくれよう。

右數首を讀むと、彼の憂世愛國の熱情は盛に燃えてゐるではないか。「家國を憂ふるは獨り杜襄陽」と賦して杜甫を追慕した彼は、杜甫の作なる「國破山河在、城春草木深」の詩を眞に絕調なりとて常に涙を濺ぎ聲を呑みて閑吟したさうな。

以上記述した所によれば、沼山津閑居間の小楠は世俗から離脫した仙人でもなく普通の意味に於ける閑人でもない事は容易に想像し得らるゝが、なほ以下順次記述する諸事實により て彼が世を憂へ世を救はんとする念に充ち滿ちてゐたことが首肯し得らるゝであらう。小楠の名は、はじめ沼山津に居を移した頃も既に相當廣く諸國に聞えてゐたが、越前に招聘されて以後特に江戸の檜舞臺で活躍してから後の彼は眞に天下の横井であつた。彼は開國論者

足、門を出でずして聲名四海を壓す

としては佐久間象山と東西の大關と目せられ、新知識の持主としても日本の兩眼球と稱せられてゐた。又熊本でも長岡是容亡き後は押しも押されもせぬ實學黨の首領で隱然大いに重きをなしてゐる。されば此の僻遠なる一小村に隱れてゐても時勢は彼の閑居を許さず、世人は彼に安息を與へない。京師・江戸を始め諸藩の情報は引切無しに齎せられる。春嶽・伊達(宗城)・勝・大久保(忠寬)などからの密書飛札は彼の意見を需めて來る。肥後の同志は勿論諸藩の有志は屢・彼の閑居を叩くのである。斯くして天下の事も肥後藩の事も此の里に手に取る樣に聞えて來て、一歩々々に行き惱む朝・幕や肥後藩・福井藩の足取は彼をして默止するを得ざらしめ、或は口に或は筆に諸種の問題に對して意見を發表し—後記「論著」も「談錄」も其の片鱗である—又は建言などしてゐる。著者の知れるだけにても慶應元年二月松平宗秀・阿部正外の兩閣老が上京して幕府の威權を恢復すべく策動せる報に接しては怪しからぬ事と憤慨して、幕府は朝廷に恭順の道を失はざるやうにと春嶽に建言し、(遺稿篇「建白類」四)又慶應三年十月將軍大政を奉還し朝廷之を容るゝと倶に施政の方針を示し且つ諸侯を京師に召された報を得ては、新政に就きての意見書を春嶽に呈し、(遺稿篇「建白類」六)同じく慶應三年のことだが、天下の形勢急迫し各藩諸侯方向を失ふ者多きにつきては「國是十二條」を艸して越藩の松平源太郎に贈り、松平は之を藩主に呈した。(遺稿篇「建白類」五)此の事に就いては明治四十一年東京芝公園紅葉館に於て催された「小楠翁四十年祭」席上で、當の源太郎卽ち時の松

平正直が種々追懷談をなしたる中に、小楠の眼中國家より外何物もなかりしを述べ、小楠が熊本に歸臥―福井を去つて―せし後在福井の年若き自分に贈りたる書信中に「國是十二條」なるものありしとてそれを讀上げ、右はまだ世に公にせられざるものにして、今こそ過去帳に過ぎぬが小楠が封建時代に旣に活眼を開きて此の大方針を立てしは驚くべきであると嘆稱せる事が當時の新聞紙に掲げられてゐる。

以上の如く小楠は天下國家の事につきて外部との交渉は可なり頻繁であつたが、足門を出づることは殆ど無かつた。然るに『續再夢紀事』の慶應二年八月七日の項を見ると、

藩命にて出府

七日肥後藩宮川小源太來る、本多修理面會せり。宮川は七月廿三日熊本を發して本月三日大坂に着し昨六日入京せしなりとぞ。此時宮川が談話せし要旨は近日長岡澄之助殿長岡の稱を細川に改められたり。是は越中守殿の世子に立らるべき內議にて斯くは改められしなり。又長岡良之助殿國政に與らるゝ事になれり。又横井平四郎沼山に世を遁れ居りしを召出され國事に關する意見を尋ねらるべしとの事なりしが、平四郎は白骨同様になれる身の爭でか御用に立べきとて固く辭退しけれど許容なかりしかば止を得ず熊本に出、七日許の間逗留して所存を申立直に沼山に歸樵せり。其後も又々召出されけれど辭して出でず。此節は重臣始當路の向、時々沼山に赴きて諮問し平四郎の意見を採用する事とはなれり。

とあり、又元田東野の『還暦之記』中明治元年正月淀・鳥羽の戰報の熊本に達した時の事を記したる中には左の如くある。

横井先生此報を聞くや沼山を出で潜んで休也翁の宅に來り議する所あり、余直に往て會す。同志皆集り議す。此時只淀・鳥羽の間開戰戰勝未だ決せざるの報知あり、後來の成敗未だ測るべからざるなり。先生、休也翁及余に語て曰く、幕軍猶多勢にして薩・長の兵足らざるを惜む。幕軍若し勝利を得ば天下の事實に至難なり。然るに理勢を以て之を計るに王師必ず勝を占むるべし。再報至れば則王師勝を奏して將軍江戸に敗走すと。先生の曰く、得たり得たり天下復患ひ無しと。

前者の場合は永年恩顧を蒙つた肥後藩主からのたつての命で、而も藩論を決定する爲の諮詢であつたので出廬したのであるが、後者の場合は既に京都より小楠の召命が肥後藩に來てゐた時でもあるし、草廬にゐたゝまらなくなつて竊かに出府して來たものと見える。

## 三 論著と談錄

### (イ) 海軍問答書

文久三年八月福井を辭して歸藩した小楠は其の翌元治元年の三月(『小楠遺稿』による)本篇を艸した。彼は文久二年江戸で活躍した頃から勝海舟と倶に國を興し國を護るには海軍を興起するの急務なるを唱導したが幕閣や列藩に於て之に理解を有する者が殆ど無い。此の事は片田舍に引籠りての今も夢寐にも忘れられぬので其の實現を促進する爲に筆を把つたものと思はれる。云ふ迄もなく頗る剴切な内容に滿てる雄篇で、方今天下興隆の機運に當り更張の方途は多種多樣ではあるが、何は差措いても急務なるは强兵に過ぐるは無く、而も萬事はこれより擧る可し。强兵の途につきては、或は固有の短兵を、或は西洋の銃陣を主張するも、往昔の如く本邦國内の戰爭なれば二者何れも可ならう。然るに航海大いに開け萬國比隣となり隨つて戰爭も世界相手になつた今日、四面環海の我が國では範を英國に取つて此の際速に海軍を起すべく、これ以上には强兵の術は無いと强調してゐる。其の立論の綱領とした所は、前に記したる「國事三論」中の「强兵論」と殆ど同一である。全文は遺稿篇(「論著」五)に載せてあつて問答體になつてゐるが、その主要點のみを摘記すれば左の通りである。

「海軍問答書」の要點

「方今の憂は天下列藩各〻便利を占め人心一致せざるより大なるはなし。四海萬國を引き受けずして叶はざる時勢と成り、國一致せずして何を以て天下を興さんや。況んや新なる海軍を起すに尤も以一致の所置に出ずんば有る可からず。今幸に天朝幕府兵庫に於て海軍を起すの命令を出されたり。兵庫は大坂の咽喉にて本邦第一の要港なれば海軍場には至極の形勢を得たりと云ふべし」とて之が實行法の具體案に及び、先づ軍律五ケ條を列擧した後「海軍術の傳習には費用

を厭ふことなく十分の修業を盡さしめ」ば本邦人の聰敏なる三年を待たずして海軍術を修得することと疑無く、傳習既に熟するに隨ひ其の諸生に軍艦の職役を命じ、其の才能長技に隨て任用し「軍艦十艘にも及べば代る〳〵海外に乘出し各國を巡視するときは聰明を開き膽氣を壯にし、彼が長を取りて我が短を補ひ我が長を以て彼が短を制し」十年內には全國の人心奮興し外夷恐るゝに足らざるのみか其の意氣却つて萬國を呑むの氣魄をも生ずべく、斯くなる上は國運は益〻隆盛となり我が王道を世に明らかにし遂には大義を四海に布くに至るべしと述べ、なほ「夫れ京師は天下の根本至尊の在す所・禮樂征伐の出る所なれば兵庫の海軍卽ち是一大强兵親軍なり。此の海軍强盛なれば天下海軍一に歸し、我が令する所に從つて外は以て洋夷の侵寇を防ぎ內は以て不逞の人心を制すべし云々」とて、此の際飽くまで萬難を排して天下一致の海軍を興すべきを力說し、次に天下列藩の疲弊極まれる今日海軍を起さば更に疲弊を重ねて却つて海內の紛擾を生じはせぬかとの懸念を抱くものあるも、背は腹に替へられず、世界各國費用を厭はず國力を盡くして軍艦炮器の精微を極めてゐるのに獨り我が國のみ危急存亡の大勢に暗く、何時迄も現狀を維持し坐して國家の覆亡を待つのは譬へば全身痲痺せる者が痛痒を覺えざると一般至愚の甚だしきものだと一笑に附し去つた後、二百年來武備を忘れた弊政の結果が終に今日の如き衰弱を釀成した基であるから、此の上は非常な決心で專ら儉素を旨とし冗費を省きて國力を强兵の一途に注ぐべしと云ひ、尙其の上に要する莫大の費用は非常時の覺悟を以て列藩に課金することにし、試みに高一萬石につき年々百兩を徵收せば總額凡そ二十四五萬兩を得べければ、それを資本として銅礦を開く事・鐵山を開く事・船材を貯ふる事の三大事業を興し、これより生ずる所の利益を以て其の財源としたな

ら行く〳〵は海軍の充實を見ることが出來やうとて銅・鐵・船材につきてそれ等に對する該博な蘊蓄を傾けて具體的に詳述し、尙之に附帶して一面にはこれよりして副産的に生ずる有利な例證を列叙したる後、これ等の官營事業は決して民間の産業を奪ふことにならぬのみか、却つて列藩の疲弊を救ひ海軍の用に供する一擧兩得の策であることを辨明し、最後に軍艦は旣製物を外國より買入るゝの不利なることより叙上の方法で銅・鐵・船材の經綸行はれた上は長崎に造船所を設け西洋の工匠を招き我が國にて自ら製作するのが百害を除きて百利を來す莫大な國益たるを述べてゐる。

本文起艸の動機に就きては遺稿篇（「論著」五）に載せた本問答書の末尾に著者の想像を記して置いたが、小楠は本文を艸するや當時長崎滯在中の勝海舟にこれを寄贈し、なほ其の後海舟に書面（遺稿篇「書簡」一五六）を寄せて本問答書中の海軍に要する費用支辨法に關して補說する所あつた。

## (ロ)　沼山對話

元治元年秋晴の一日、井上毅（梧陰）は友人某と倶に沼山津の草廬に小楠を訪うて其の卓見を叩いた。井上は當時年僅かに二十二歲の時習館居寮生であつたが俊敏英發固より尋常の青年學徒ではなく、主人はこれ百戰鍊磨の勇士にも比すべき世の荒波を踏破した識見高邁の眞隱士である。主客對坐これ一問かれ一答滾々として盡くる所ないと云ふ狀況だつたであら

う。

問答は古今學問の相違より始り學問の眼目と業務や『論語』『大學』『中庸』の格物に及び、次に耶蘇教に關する問題に移り、耶佛兩教の比較・耶蘇教の浸潤防遏・耶蘇教と聖人の道との一致點・西洋が今日の富國强兵を致したる所以・而も洋人の經綸には末ありて本なき事・交通貿易は自然の天理に恊ひ獨立鎖國は之に悖る事・國々の割據見・世界の形勢と日本の現狀・開國の利と鎖國の害・開國に就いて執るべき方法と決意・西洋前代の形勢と現代の實狀等々、それからそれへと展開して最後に諸藩に見る朋黨の憂と其の解消法に及びて幕を閉ぢた。

井上は豫め腹案ありて順序を立てゝ質問を發したのか、それとも思ひ出し引出しの質問なりしかは知ることを得ないが、兎に角あの時代にあれだけ充實した質問を發したのは流石にと云はねばならぬ。これに對する主人はあの當時に如何にしてあれだけ精密に西洋の事情に通じてゐたか眞に驚嘆すべき程に該博な蘊蓄を傾けて應答したから如何ばかり青年學徒の胸を打つたことであらう。思ふに打てば響き、叩けば鳴る其の博大なる知見は畢竟終生息まざるかれ小楠が格物の結果であらねばならぬ。

此の對話は一體其の日の何時から始り何時に終つたのか其等の消息の全く不明なるは遺憾であるが、此の問答の分量より考察すればとても四時間や五時間では無く、秋の短日晝食も取らずに、終日を費したのではなからうか。さりとは問ひも問ひたり、答へも答へたり、其の熱

心其の努力又感嘆に値する。井上は當日の問答を自ら筆記して『沼山對話』と題してゐる。興味津々たるものだが、其の諸方面に亙れる各問答の要旨を要領よく抄記するは頗る困難で、而も稍繁瑣に亙る嫌もあるから、遺稿篇（「談錄」二）について全文を味讀して貰ひたい。

## （八）沼山閑話

元田東野が慶應元年晩秋に小楠を沼山津に訪ひ終日閑話した其の大要を自ら筆記したもので全文は遺稿篇（「談錄」三）に收錄してある。東野のものした題言は左の通りだ。

沼山に道の修練を積んだ眞人がありて其の胸中は氷雪の如く清らかだ。其の故に經綸の才は天地四方の六合にも亙りて居るが、今は深く胸裡に卷き收めてゐる。自分は此の眞人に隨つて倶に遊びたくて夜中など思慕の情切々として禁ずる能はぬ。而も今は直ちに訪ふ事も出來ぬから坐ろに盃中の酒を酌みては沼山の月に捧げて以て此の眞情を寄せる。

これ自分の「春日閑居」の作である。此の詩いつしか風の便りで沼山に傳はると翁（小楠）も亦自分の訪問を待つてゐる樣子だから、一日秋晴に乘じて杖を曳き曉を侵して其の閑居を訪問した。容貌は昔と變つたが蘊蓄は益、深く、兩鬢には霜を戴いたが精神は愈、旺盛である。折節別に來客も無いから終日の閑話に積年の情懷を盡くすことが出來た。但し自分は不敏の性で物忘が多いから閑話の一二を筆記して置いた。言葉には限りがあつても情意は窮りが無く、文字には極まりがあつても理義は盡きることが無い。只其の梗概のみを誌して後日

の思出に供するだけである。

慶應元年晩秋廿七日　　　　　　　　茶陽山人題

右題言の冒頭の詩は著者の意譯、文も著者が原文の意味を損ぜぬやう平易に記したもの。之によつて元田が小楠を訪うた動機・小楠の風貌・閑話筆記の因由も盡くされてゐる。其の閑話を精粗區々であるが抄記すると大要左の如くである。

宋儒の說の缺陷

一　宋代の大學者は「天と人とは離るべからざる一體である」といふ理論を發明した。其の說如何にも高遠で非難の餘地は無い。けれどもそれは專ら人性や天命や道理に關する表面だけの說で、天と人との內面的實質上には考慮を缺いでゐるやうだ。彼等の所謂天とは主として天理の事であり、天を敬すると云ふのは專ら天理を重んずる心を持つ事である。又格物の作用は、萬物の道理を推究することだとは知つても總べて理論上のことのみを主としてゐるから、堯舜三代の際に於ける如き眞劔なる心の持方とは自然開きがあるやうだ。堯舜時代の心の用方を見るに、かの天を畏るゝことは恰も現在天帝が上に照臨するが如く、目に視、耳に聞く一擧一動も總べて親しく天帝の命を受くるが如くたゞ自然に尊敬し、自然に畏れた。決して宋儒の云ふが如き、特に「敬」といふ事を立てゝ此の心を持つたのでは無い。故に何事を爲すにも現在天帝の命を受け天帝に代り天の仕事を廣むるといふ心得で、山川・草木・禽獸・貨物に至るまで格物の作用を盡くして土地を開き山野を經理する等總べての物を巧みに應用して人民の生活を厚くし、其の遣方に手落が無く水・火・木・金・土・穀各その功用を盡くして天地間一物も漏るゝことが無い。これこそ眞に天帝を敬し

天に代つて天の仕事を亮ける遺方で經綸の大なること此の通りであつた。然るに宋儒治國の論には三代のやうに徹底した經綸が無い。今日西洋では航海開け百貨輻輳し交通自在で天下經綸の道大いに見るべきものがある。若し宋儒の說が堯舜三代の道を得てゐたら宋代にも早く今日西洋にて見るが如き治績があつた筈であるのに、それが無いのは道を得なかつた證據である。然るに三代の治績は『書經』中にもある通り西洋の遺方とそつくり符合してゐる。若し堯舜をして今日に在らしめば其の經綸の及ぶ所到底今日西洋の及ぶ所ではあるまい。又宋儒には封建を行ひ井田を興す等の論もあるが、それ等後世に廢れた法を無理に復興しても空しく徒勞に歸するであらう。たゞ返す〳〵も三代の如く天工を亮くる心掛があつたなら夙に水・火・木・金・土・穀の六府につき西洋の如き利用厚生の道早く開けて文化の見るべきものがあつた筈だ。時世に古今の別あるから今日程には無いとしても其の講究した迹形はあるべき筈だ。それすら殘つてゐない所を考ふれば三代治道の格物と宋儒の所謂格物とは其の意義全く違つたやうだ。「一草一木皆理あり、須らく之を格すべし」と云ふ宋儒の言は一理あれど、これも草木各生殖を遂げ民生の用を爲さしむる所の格物とは違ひ、たゞ通一遍の理論としか思はれない。わざと大儒を批難するにあらず、後學の者徒に理論のみに奔りて天人一體の眞髓に徹してゐなければ根本を誤り結果の上に其の道を得ないものだ。能く〳〵注意すべきである。

支那歷代の治績

一　支那歷代の治績を見るに漢代に越すものは無い。其の政治には三代に近きものがある。然るに其の後の晉や唐や宋等には三代の治道も興らず其の講究も廢れた。

人には三段階あり

一　人には三段階がある。總べて「天」は古から今まで萬世不易の「天」である。人は天中の

一小天で、我より以前の先人と、我と、我より以後の後人と此の三段の人を合はせて初めて「天」の全體を成すのだ。故に我より以前の先人は前世の天工を亮けて我に讓つた。我之を受けて後人に讓れば、後人亦之を繼いで其の後人に讓る。此の如く人には前世・今世・後生の三段あるも皆これ一天中の子であつて、此の三人ありて始めて天帝より受けた仕事を成し遂げることが出來る。「仲尼は堯舜を祖述し前聖を繼ぎ來學を開く」と謂つてあるが是獨り孔子のみに限つたことで無く人と生れては誰しもの天に事ふる職分である。身體は吾が一生の假の宿、吾が身體は死にかはり生きかはりても天に事ふる此の道には古往今來變ることが無い。故に人は天職に精進する外にはいかで一身の利害や禍福や將又榮辱死生等の欲望に迷ふことがあつてよからうか。

吾復夢にすら周公を見ず

一　孔子の「吾復夢にすら周公を見ず」は孔子既に老年に達し其の素志最早天下に望無きを自覺した時の言葉であらう。孔子は天下經綸の志を抱き常に三代の治道を實現した周公を追慕して特に彼を夢に見てゐたであらうから。

伯夷の人物

一　韓退之が伯夷頌を作りてより後人伯夷を唯一種潔白の人物とのみ思ふが、やはり孔子の評せる「舊惡を思はず怨こゝを以て稀なり、仁を求めて仁を得たり、何ぞ怨みん」底の人物である。

張　良

一　張子房は眞に不屈の人豪。

平重盛

一　小松內大臣は大賢以上の人物で其の資質は孔門第一の高弟顏子に比すべきであらう。中臣鎌足は大材なるも成德の人物では無い。菅原道眞も學と材とは餘りあるが其の資質は重盛に劣つてゐる。あれほどの學と德とを具へた程明道でも重盛の立場に居らせたら果して彼が如き適宜の處置が取れたかどうか疑はしい。

**東西學意の異**

一　西洋通信以來既に相當の歳月を經たれども此の邦の人情を知らざるが故に兵庫の開港談判も長引き双方の事情通融しない、これは畢竟學意の相違に原因する。西洋の學は唯事實を主とする形而下で形而上ではない。彼等の學意によれば事業は益〻開けても心德の學無き故人情を解せず、交易上の談判も强ひて事實や約束を詰るまでにて其の結果は遂に戰爭をも引起すことゝなる。一旦戰端を開いても、亦事實上より詰問して償金を取り和好を結ぶ。これが彼等の常套手段であるが、苟も人情に通ずれば戰爭の慘毒は止む筈だ、たゞ華聖頓のみは此の見識があつた。西洋の列國も此の見識がなければ百年河清を待つが如く何時まで立つても戰爭の絕ゆる時はあるまい。

**皇國獨特の學の建立**

一　本朝には古より神・儒・佛の三教あり、當世は西洋の文化も取入れるやうになつた。けれどもそれだけではまだ足らない。方今若し三十萬石以上の大名に然るべき人を得て三代の治道を講究し、尙其の上に西洋技術の學をも加味して皇國從來の遺方を一新し、かくて我が邦に於て醇化された文明を以て西洋に普及したなら、世界の人情にも通じて終には戰爭を止むることが出來るであらう。

**清國人の戰法**

一　清國人の戰法は近來頗る熟練した樣子で、特に陸戰强くして西洋人と戰つても一勝一敗餘り優劣は無いとのことだ。通商條約は出來てゐても動もすれば戰爭になり勝ちで、それには英國人もほと〳〵困窮の勢だと聞いてゐる。

**英・米の爭論**

一　亞米利加の南北戰爭も南方降伏のため遂に終結したが、英國が南方に軍器を供給したことから近頃英・米間に爭論が起り戰爭にも及ぶべき形勢である。此の兩國が紛爭を起すのも實は人情を知らない所から生ずる弊害であるが、英國よりは軍器を供給した眞情を吐露したなら米國も必

ず其の實情を承認して此の爭論も解決するであらう。

當世に處するの法

一 當世に處するの法は成否を眼中に置かず唯正道を立て之に向つて邁進するばかりだ。決して俗世間の形勢に拘泥してはならぬ。正道さへ立て置けばたとへ我が一代には成らずとも後世子孫が繼承して成就すべき時節が來る筈だ。

當世對外關係

一 當世對外關係は心配ではあるが、事實一旦戰爭になつてもそれは解決の道ありてつまり平和になるであらう。たゞ國内今日の紛亂せる事件はどうなる事やら。

誠意を盡くし道理を明らかにす

一 我は十分誠意を盡くし道理を明らかにして言ふばかりである。聞入れようと聞入れまいとは先方にあること。亦どうして人が聞入れないことが知られようぞ。豫め能く考へてから言はなければ相手を取逃すことになる。又言うても聞かない時强ひて之を押付けようとすれば我が失言となる。

誠と信

一 誠と信とは意味が別だ。誠は本來自然の眞實で工夫を用ひずに我が心の源頭から湧出るもの、信は己より發して自分の出來るだけを盡くすことで誠に至る道である。

長所と短所

一 人常にいふ「長所には短所が附きものだ」と、さうでない。長所とは其の人の道德心の全き所、短所とは其の人の心の不純な所だ。

『論語』

一 『論語』の一書だけを孔子の全書とは云はれない。『孝經』や『家語』や『禮記』等の諸書に入りまじつて出てゐる中に孔子の微言もあるだらうから能く吟味したいものだ。

村丈

一 村丈(姓名不明)は何事を爲すにも少しの手落のない萬全の策を求め、筋道も利害も萬全でなければじつとして一歩も動かない。

蕉雨　一　蕉雨(下津休也)には識見がない。けれども一旦こゝぞと見定めが着けば之を運用する實地の働には非常な力がある。

洞水　一　洞水(由兵洞水、一名長谷川仁右衛門)は物事の筋道に暗く又見識も乏しいのであぶないが、一旦筋道が明らかになれば之を擔任して事を爲すことの出來る人物だ。

米田家　一　米田家の外評は全體直截ならざるより起るので、萬事下問の心を以てすべきだ。

村丈の人物　一　世人が村丈の人物を彼是批判するが皆彼の人物を知らないからのことだ。然るに彼自身に於ても自ら反省して先づこれまで是とし非とした我流の見解を捨て天人同體といふ廣い見地から身を處することになつたなら、世人の謗も自然と止むであらう。

天下の危機　一　方今天下の危機は刻々に切迫して來た。幕府では學德ありて練達せる名臣をも、列藩賢俊の士をも擧用せず、長州を憎み、薩州を嫌ひ、たゞ二三の閣臣が會津や桑名と結托して權勢を專らにしてゐる。これは公明を缺く幕府の私見で、天下の事が益〻困難になつた所以である。此の時此の際幕府たるものは公明正大なる本心に立返り從來の私心を取去り天下と俱に天下の事を爲すと云ふ心になつたなら世は忽ちに治まるであらう。

## 四　勝海舟との交情

小楠の沼山津閑居間外部との交渉は其の前半には大したこともなかつたやうだが、文久三年歸熊後なる其の後半には重視すべきものが頗る多かつた。それは嘗に京師・江戸及び諸藩

との間ばかりでなく、肥後藩政府との關係も大分密であつたことは後に記述する通りであるが、概して密用潜行的であつて何等記錄は殘されてゐない。又隨つて諸名士との間に往復頻繁であつた書面も多くは機密に屬するので燒棄てられたさうで、今横井(時靖)家及び其の他に保存されてゐて著者の眼に觸れたのはこれから記する勝海舟と往復した書翰數通に止るのは遺憾である。

勝海舟
（萬延元年渡米記念寫眞）（横井時靖藏）

左に掲げた海舟の戲畫と歌「おほふねのたゆたふおりはひとすちにたれをちひきのいかりとやせむ」は小楠が宇佐川知義の祖父九郎次(知則)――沼山津に住して小楠に私淑してゐた――に與へたものである。處が此の畫と歌は慶應二年二月十五日に春嶽より海舟に寄せた書面中に「碇の繪幷御歌早速御惠示忝謝候」とあるのを見ると戲墨とはあれど憂國の念禁じ難く動亂せる當世を救濟すべき大人物のなきを諷したもので諸方に書き贈つたものらしい。春嶽が自分へのを更に態々在熊本の小楠に寄

海舟と初めて相識れる時

贈したとは思へぬから。

當時の幕臣中にて小楠の最も能く知りもし知られもし、又最も重んじもし重んじもされたのは勝海舟と大久保忠寛とであらう。　小楠が海舟と初めて相識つたのは村田(英彦)家に南洲・甲東・松菊・小楠等の村田氏壽に與へた書翰を收めた横卷があつて、其の巻頭に勝海舟の誌せる文中に「我が友氏壽村田氏其亡友の書翰を選み余が一言を乞ふ。披讀の際懷舊の情心胸にみつ。　おもふ余が小楠横井氏を知る實に君が紹介によれり云々」とあり、『海舟先生氷川清話』には海舟が「横井小楠の事は尾張の或る人から聞いて居たが、長崎で始めて會つた時から途方もない聰明な人だと心中大に敬服して云々」と云つたとあるが、其の初對面の時と場合と場所とは能く分らぬ。　然るに小楠が海舟を知つて以來は意氣投合して頗る親しく、小楠が文久元年の四月より八月迄の江戸滯在間互に相往來した事は小楠より同年八月十四日と十七日付で海舟に與へた書狀(遺稿篇「書簡」一二四・一二五)にても想像せらるゝが、翌二年小楠出府して政事總裁職たる春嶽の帷幄に參してゐた間の交際は一層頻繁、親密であつ

勝海舟戲畫
(宇佐川知義藏)

た。當時軍艦奉行並であつて、而も諸藩の志士とも交り内外の國勢を知つてゐた海舟は幕閣の綱紀日に弛緩し閣老も掣肘せらるゝこと多きを慨して開鎖は末で興國が本たるを論じ、國を興すの大業は諸侯一致して海軍を盛大にすべきを强調したが之に心から共鳴せるは小楠や大久保で、他には殆ど之を賛するものは無かつた。大久保は關東にて專ら開國論を唱へてゐるとて俗論家より甚だしく嫌忌され、彼を暗殺せんとする風聞のあつた爲樞機に參與する側用人の要職より講武所奉行に左遷せられ、次いで安政戊午以來の失政の廉を以て役を免ぜられたことは既記の通りで、此の時の當人の不平は云ふまでもなく、春嶽や小楠等もひどく憤慨したのであつた。然るに大久保暗殺は風聞だけですんだが、小楠は大久保の免役された翌月刺客に襲はれ、其の事よりして江戸を立退き福井落の已むなきに至つた。

小楠より海舟への書簡の一

小楠滯福間の文久三年五月海舟は海軍所費用の不足の爲、春嶽に其の扶助を請ふべく坂本龍馬を福井に遣はしたとき小楠が大いに周旋の勞をとつた事も前に記したが、其の後三ヶ月にして越前を辭して熊本に歸つた小楠は藩よりの責罰が十二月に入る迄も決せぬので謹愼中ながらも海舟の唱ふる所の海軍問題や大久保の事などが氣に懸つたと見えて海舟に二回も書狀を寄せてゐる。其の一つは見當らぬが、他の一つは十一月三日付のもの（遺稿篇「書簡」一五五）で、其の冒頭には「先以卽今事情追々申來り、順路之御運かと大慶仕候。兼て御高論之通り今日之第一義海軍之一途に有レ之、開鎖之論抔徒に閑是非を爭のみにて何も被レ差置、此一途

勝より小楠への書簡の一

小楠より勝海舟

に御運被ㇾ成候へば自然に人心開明は相違無二御座一候。乍ㇾ去廟論恐くは此に一定仕間敷深懸念仕候」と認め、最後には「大久保(忠寛)公御再用とも承り如何の次第にて御座候哉。幕庭不二相替一依ㇾ舊之御模樣かと奉ㇾ存候。此公御擧用必ず樞要之地にては有二御座一間敷慨歎仕候」と書いてゐる。身は沼山津にあるも心は遠く江戸に馳せて廟堂の手綬きに慊らなさが見える。小楠の兩度の書簡に對しての返書と思はるゝ元治元年正月二十五日付の海舟の手紙がある。此の書面は彼が文久三年十二月二十七日將軍翔鶴丸にて上洛するので其の乘船を指揮して元治元年正月八日着阪してから神戸にて認めたものだ。全文は遺稿篇(第四三九頁)に掲げてあるが、その中に大久保につきては「江戸も不二相替一空談勝にて番町(大久保)も未だ共儘に相成居候」とあり、海軍につきては「海軍も此再　御上洛(將軍の)侯伯京間の入費にて大方倒れ可ㇾ申、中々正大之世話は難ㇾ及哉と被二相考一候」と記し、なほ小楠去つて後の福井の藩論は未だ能く一定してゐないことも認めてゐる。

海舟は二月五日には閣老から攝海警衞と攝津神戸村に建てられた操練所を盛大に爲す可きとを委託せられたが、同月九日急に長崎に航

海舟長崎に差遣さる、小楠、「海軍問答書」を贈る

して將に下關を攻撃せんとする英・佛・蘭の聯合艦隊を迎へ之と抑留談判をなすべしとの事で坂本龍馬を從へ卽日大阪を發して西航し二月廿三日着崎した。其の滯崎中小楠は肥後藩庄村助右衛門をして海舟に何か傳へしめたり、又自著「海軍問答書」を贈つたりした。同書內容につきては既述せる通りだが、海舟は到る處で海軍の擴張を說き、本年正月十四日には幕府に上書して武備の充實特に海軍を盛大にすべき所以を陳べてゐる矢先に此の論著を繙きては定めて會心の笑を漏らしたであらう。海舟は使命を果すや長崎を辭して陸路熊本城下に來り特に坂本龍馬を沼山津に遣はして小楠を訪はしめた。それは四月四日付にて小楠が海舟に寄せた書翰（遺稿篇「書簡」一五六）に、

海舟への書簡の二

への書簡（横井時靖藏）

> 先以熊本御通行之砌は坂本生御遣し懇々被二仰聞一、其上金子拜戴御厚情不レ淺奉二拜謝一候。然ば坂本生迄奉レ願置候養子横井左平太・養弟同大平並同藩岩尾內藏允航海爲二修行一差出し、誠に犬豚兒之者共御難題に罷成候義は彌奉二恐入一候得共御門下に被二仰下一、御家來に被二召仕一被レ下度萬々奉レ願候。

と認めてから「海軍問答書」中の海軍の費用支辨法に就きて縷述し、最後に、

今般の御下向御配意之事と奉レ存候。乍レ然外國人は眼孔遠大にて御心遣も被レ爲レ在間敷、唯々內地人情近小其勢因循に落入らざる事を不レ得慨歎之至に御座候。

と、海舟が肥侯使者に答へた——下記「海舟日記」にある——のと異曲同工なることを記してゐるのを見ると、海舟は龍馬をして小楠に時事問題に就きても傳ふる所あらしめると倶に小楠が責罰を蒙り家祿を沒收せられ生計に困窮してゐるのに同情して金員を贈る爲であつた。

海舟、龍馬をして小楠を訪はしむ

小楠は此の厚意に痛く感謝したが、尙龍馬を介して二甥及び岩男を海舟に依賴してゐる。海舟の肥後に足を駐めたのは右小楠の書面に「熊本御通過の砌」とあるから別に用があつたでない事は明らかで、其の主なる要件は小楠への傳言と金員贈與の爲であつたらしい。眞に莫逆の友は持つべきである。「小楠遺稿」には海舟の來熊は薩行の途次とあるが恐らくは誤で、彼は此處から豐後路を通つて鶴崎より乘船歸阪したらしい。因に「海舟日記」を見ると

二月二十七日。肥後藩庄村助右衞門來る。横井先生の口上あり、且聞く當二十三日熊城に京師より早使來れりと。これ長州御所逼に付、彼若異存を挾まば軍勢を出すべきとの事なるべし。（下畧）

三月二十三日。肥後藩庄村助右衞門・河瀨典次・三村市彥、横井先生の著海軍問答の書持參、傳言あり。

四月六日。熊本着、肥後侯より使者あり。當今形勢如何且海外の事實を問はる。答云、外邦人は時宜道理に明なり、故に逢接の際我虛言を以てせず直言飾らざれば必ず談判かつて苦心なし。皇國人は皆虛飾且大義に晤らし、天下の勢回旋すべからずと云々。池邊龍太（啓カ）使として來訪、御軍艦拜借の內話を談ず。龍馬を横井先

生へ遣はす。

なる項がある、之によれば小楠が庄村をして海舟に何か傳へしめたのは二月廿七日、「海軍問答書」を贈つたのは三月二十三日、海舟の熊本に來たのは四月六日であるが、千頭淸臣著『坂本龍馬』によると「（二月）二十六日に、英・蘭諸艦始めて立山に入港す。勝直ちに之を訪ひ各艦將に說きて馬關攻擊を中止せしめ、三月四日長崎を發し、六日、熊本に至り龍馬をして橫井小楠（當時在藩）の寓を叩かしめ、七日熊本を去り、十三日、神戶に歸りぬ」とあつて、海舟の熊本着は丁度一ケ月早い。上記の小楠より海舟への書狀の日付は四月四日であり。なほ外艦が來崎して海舟が談判したのは二月二十六日であるから、四月六日の熊本着では長崎滯在があまりに長くもなるから、右千頭の記載が正しくはあるまいかと思ふ。もし千頭の記載通りであれば上記「海舟日記」の三月二十三日――これに基づきて遺稿篇所載「海軍問答書」の說明に此の日に同書を海舟に寄贈したと記してある――もどうかと思はるゝが、もし右の理由で此の日付に疑を措くことにすれば「海軍問答書」の起艸を『小楠遺稿』に基づきて元治元年三月と遺稿篇に記したことに多少の支障を生ずる。上記小楠より海舟への書簡中の「河瀨典次罷出拙著差出候事と奉存候」は龍馬の小楠訪問以前の出來事らしいから。要するに小楠より海舟への「海軍問答書」の寄贈・龍馬の小楠訪問は動かすべからざる事實なるも、それ等の月日につきては、なほ調査の餘地があることをこゝに書添へて置く。

今般の御下向御配意之事と奉ㇾ存候。乍ㇾ然外國人は眼孔遠大にて御心遣も被ㇾ爲ㇾ在間敷、唯々內地人情近小其勢因循に落入らざる事を不ㇾ得慨歎之至に御座候。

と、海舟が肥侯使者に答へた—下記「海舟日記」にある—のと異曲同工なることを記してゐるのを見ると、海舟は龍馬をして小楠に時事問題に就きても傳ふる所あらしめると倶に小楠が責罰を蒙り家祿を沒收せられ生計に困窮してゐるのに同情して金員を贈る爲であつた。

海舟、龍馬をして小楠を訪はしむ

小楠は此の厚意に痛く感謝したが、尙龍馬を介して二甥及び岩男を海舟に依賴してゐる。海舟の肥後に足を駐めたのは右小楠の書面に「熊本御通過の砌」とあるから別に用があつたでない事は明らかで、其の主なる要件は小楠への傳言と金員贈與の爲であつたらしい。眞に莫逆の友は持つべきである。『小楠遺稿』には海舟の來熊は薩行の途次とあるが恐らくは誤で、彼は此處から豐後路を通つて鶴崎より乘船歸阪したらしい。因に「海舟日記」を見ると

二月二十七日。肥後藩庄村助右衞門來る。横井先生の口上あり、且聞く當二十三日熊城に京師より早使來れりと。これ長州御所置に付、彼若異存を挾まば軍勢を出すべきとの事なるべし。(下略)

三月二十三日。肥後藩庄村助右衞門・河瀨典次・三村市彥、横井先生の著海軍問答の書持參、傳言あり。

四月六日。熊本着、肥後侯より使者あり。當今形勢如何且海外の事實を問はる。答云、外邦人は時宜道理に明なり、故に逢接の際我虛言を以てせず直言飾らざれば必ず談判かつて苦心なし。皇國人は皆虛飾且大義に暗らし、天下の勢回旋すべからずと云々。池邊龍太(啓カ)使として來訪、御軍艦拜借の內話を談ず。龍馬を横井先

生へ遣はす。

なる項がある、之によれば小楠が庄村をして海舟に何か傳へしめたのは二月廿七日、「海軍問答書」を贈つたのは三月二十三日、海舟の熊本に來たのは四月六日であるが、千頭淸臣著『坂本龍馬』によると「(二月)二十六日に、英蘭諸艦始めて立山に入港す。勝直ちに之を訪ひ各艦將に說きて馬關攻擊を中止せしめ、三月四日長崎を發し、六日、熊本に至り龍馬をして橫井小楠(當時在藩)の寓を叩かしめ、七日熊本を去り、十三日、神戶に歸りぬ」とあつて、海舟の熊本着は丁度一ケ月早い。上記の小楠より海舟への書狀の日付は四月四日であり。なほ外艦が來崎して海舟が談判したのは二月二十六日であるから、四月六日の熊本着では長崎滯在があまりに長くもなるから、右千頭の記載が正しくはあるまいかと思ふ。もし千頭の記載通りであれば上記「海舟日記」の三月二十三日―これに基づきて遺稿篇所載「海軍問答書」の說明に此の日に同書を海舟に寄贈したと記してある―もどうかと思はるゝが、もし右の理由で此の日付に疑を措くことにすれば「海軍問答書」の起艸を『小楠遺稿』に基づきて元治元年三月と遺稿篇に記したことに多少の支障を生ずる。上記小楠より海舟への書簡中の「河瀨典次罷出拙著差出候事と奉ㇾ存候」は龍馬の小楠訪問以前の出來事らしいから。要するに小楠より海舟への「海軍問答書」の寄贈・龍馬の小楠訪問は動かすべからざる事實なるも、それ等の月日につきては、なほ調査の餘地があることをこゝに書添へて置く。

海舟、軍艦奉行に進み安房守に任ぜらる

海舟は歸阪するや攝海砲臺の增築より海軍興起の必要を要路に說いたが、五月十四日には軍艦奉行に進み作業奉行格となり諸大夫を命ぜられ安房守に任ぜられた。同十六日將軍家茂に供して大阪より海路歸府につき―翔鶴丸を督して―二十日江戶に着したが、六月十日急用―鎖港談判の內命あり―にて大阪・京都に差遣を命ぜられた。同月二十日着阪すると、彼の妹婿で同年春頃幕府の顧問格となつて上洛してゐた佐久間象山が七月十一日三條木屋町で暗殺され、同月十九日には蛤御門の變があり、次いで長州征伐が布令されなどして、彼の心を勞する事は頗る多かつた。

海舟への書面の三

八月六日に小楠は書を海舟に寄せた。(遺稿篇「書簡」一五九)それには「京師變動一旦相治り、此末如何と想像仕候。長は存之外手弱く、眞に兒戲とも可申一笑仕候」と蛤御門の變に於ける長軍の潰敗を憐み、「薩大隅公(島津久光)も不遠上京、且良之助(長岡護美)も近日此地出發罷上り申候。薩・肥此節は一致可仕大に都合宜敷御座候」と記し、又今回良之助の供頭にて東上する長谷川仁右衛門は肥後藩にての人才で而も格別懇意だから、之にも委細申談じ置いたと書添へ、なほ繰返して、「薩は決して疑惑は無之、是は小拙分明に見取」つたと認めてゐる。此の書簡を見ても小楠が風塵の外に悠々としてゐる閑人でないことは何人にても首肯し得られる。此の書面の「尙々書」には「豚兒共不相替下劣にて罷在可申、萬々奉願候」とあるが、海舟が元治元年七月二十九日に兵部大輔に差出した「觀光丸乘組假御雇幷手傳之者姓名」の中にも「勝安房

守家來横井左平太・同忠平(大の誤)・岩男内藏之允　御雇手傳御手當壹ヶ月金壹兩宛被レ下置レ候積」と云ふのがあるから、前記小楠より海舟への書簡の一節(本篇八六一頁)中の「御門下に被レ仰下、御家來に被レ召仕レ被レ下度」なる二甥及び岩男につきての願は既に實現してゐると見える。

海舟、職を免ぜらる

神戸の操練所には諸藩士の寄宿する者二百餘人に達してゐたが、京都にゐたらば會津藩の爲に捕縛さるべき長藩士でさへも來所する者は之を拒まずの主義、また塾頭坂本龍馬等を來訪する志士中には幕吏の注意を惹く人物も少くないから海舟は常に幕府から睨まれてゐた所に、冬期も近づいたので幕艦觀光丸の水夫防寒用として毛布を澤山に外國より購入したのを、長藩士を庇はん爲だと閣老に密告した者があつたりして、元治元年十一月二日突然海舟は早々江戸に歸府すべく命ぜられ軍艦奉行の職を免じて寄合を命ぜられたが、未だ其のことを知らぬ小楠は同月十日付にて海舟に書簡(遺稿篇「書簡」一六二)を送り、「征長落着之上は諸藩有志の御方は直に御上洛心力の限御盡し被レ成度乍レ不レ及内輪專心配仕候。薩・肥・越の三藩さしはまり候へば其餘之諸藩も響應可レ仕、何分此三藩一致の處第一にて天下公共の國是相立て申度奉レ存候」と薩・肥・越三藩協力の必要を說き、方今の勢戰爭程大適藥はなく薩・會・越は因循の氣習漸々變却に向ひ、肥後藩も昨今はどうやら本氣になつたから、此の上一戰せば勝敗倶に功能あるべしと述べ、終に伊達宗城の人物を推賞してゐる。「尙々書」には「甥共如何罷在候哉不レ相替レ怠惰に打過可レ申候。御嚴叱萬々奉レ希候」といつもながら二甥の事を賴んでゐる。右

海舟への書面の四

に「及ばずながら内輪専ら心配仕候」とあるを見ても小楠が黒幕となつて薩・肥・越を躍らすべく筋書を書いてゐる樣子がありくと窺はれる。なほ此の書面には大久保忠寛よりの詳細の書翰に接したりとて「大樹公益御聰明に被ㇾ爲ㇾ在候故群小相憚り、何事も達ニ御聽一不ㇾ申、閉塞甚敷由實に落涙仕候」と記してゐるが此の大久保の書面を見出し得ぬのは遺憾だ。

海舟よりの書面の二

此の小楠の書狀に對してならん海舟は慶應元年正月二十日付にて返書を贈つてゐる。其の內容は見るもの聞くもの癇癪の種らしく四方八方に當り散したもので遺稿篇(四五二頁)に載せてあるが、先づ昨年免職された事と江戸の形勢の差當り無事な事とを述べた後、長州の所置の散々な爲體を憤慨し神戸操練所も只今の所「御取止の方可ㇾ然哉」と冷笑し、小楠の建策につきては「御示教之策相建候へば少々覺知候者も可ㇾ有ㇾ之、何分當時は天保度之舊弊人ならでは在官被ㇾ致難く、纔に氣骨ある者も放官と相成扨々無ニ是非一次第、氣運之變・形勢之遷轉は存外のものと存候。畢竟は人物無ㇾ之無識故と恥入候事に御座候」と云ひ、宗城を「被ニ仰下一候宇和島侯其老公春山公は小拙も懇意家に御座候。諸侯中の人物と存候」と書添へてゐる。其の後海舟は慶應二年四月三日付で左の書簡を小楠に寄せ長州再征に對する意見を述べた。

海舟よりの書面の三

月初尊書到來、且牛島・兼坂氏より近來之御起居委承降心仕候。小拙事も一昨年來碌々として消光英氣益挫折せず、官東(マヽ)之懵を避候爲更に閑居讀書平臥之外思案も無ㇾ之、乍ㇾ去未だ憂國之念放擲いたし難く痛歎而已、身體は到て壯健に相成候間御放念可ㇾ被ㇾ下候。近頃承候得ば征長亦々再發とかや、今に及候ては名節無ㇾ之同

屬相喰他人之爲に被ㇾ笑候は何共悲歎之事共、大言に似候へ共邦內彼丈之御所置、敢て手間暇はかゝり申間敷候事とは被ㇾ察候へ共、領國御大侯丈も傍觀、童稚輩破ㇾ家國を危いたし候は歐米諸州之見る處も耻入候事と存候。如何々々。

一咋年長州は眞の朝敵とは申難く不敬之罪位にて足り可ㇾ申、漫に兵を動候はゞ後へも先へも不ㇾ被ㇾ行是より瓦解可ㇾ致と大に論候處、一圓同意之人無ㇾ之、終に過激徒叛逆之汚名を蒙候得共今日に到候ては少しく當候哉と一笑々々に御座候。拙筆兼坂申聞候儘呈二電覽一候。閑人之放言と被二取捨一可ㇾ被ㇾ下候。不備。

四月廿三日　　　　　　　　　　　　　　安　房

小楠先生

右に「月初尊書到來」とあるが、小楠が如何なることを申し送つたのか、其の書狀を見出さぬ。海舟の謂ふ所決して大言でも壯語でもなく、名節無くして同屬相喰むなど歐米諸國の手前眞に恥づかしき極みである。「閑居讀書平臥の外思案も無ㇾ之」と憂國の念に燃えながら閑地に英氣を養うてゐた海舟は右書簡を認めた翌五月二十八日に突然軍艦奉行再勤を命ぜられ急用有ㇾ之早々大阪行を申し渡された。六月十日出立、二十一日着阪すると會・薩調停の內命を奉じて京都に出張し、其の使命を果して歸阪したのは七月六日であつた。海舟は、幕府既に長州再征の令を公布せしも幕閣有司には東西意見を異にすること多く、財政は甚だしく困窮し、特に薩藩は出兵の命を奉じないと云ふ狀態であるので、板倉閣老に當今の處置に於て第一

海舟軍艦奉行に再任、板倉閣老に上言

等は狎邪の小人三四輩を斥けて天下に謝すること、第二等は速に長防の地に入りて彼が實情を究め處分するに寛大を以てすることである。國財旦夕に逼り大邪既に金を佛蘭西に借るの策あり、（著者註、幕府財政に窮し勘定奉行小栗上野守の計畫にて佛國より八百萬兩借入を契約せしことを云ふ。）かくの如くなれば彼が術中に陥り國家の瓦壊近きにありと上言した。なほ海舟は今回再び擧用され上阪はしたものゝ一二の事を處理したばかりで外にこれと云ふ要務も無いので、費途莫大の時安閑として二千石を領するに忍びずとて荐りに退職を申し出でたが容易に許されなかつた。海舟は長州再征につきては更に建言する所があつた（遺稿篇四七四頁參照）が、七月二十日將軍家茂俄に病んで大阪城にて薨じ、翌八月二十日喪を發するや速に政事を後見職たる一橋慶喜に一任する様にと建言して其の實現を見るに至つた。

將軍家茂薨去

慶喜は初は將軍名代として長州征伐に出陣すべく計畫し、出師を奏請すると八月八日朝廷より「長州追討の功を奏す可し」の勅諚を得、いざ出陣と云ふ前日に征長軍破れ九州には解兵の已むを得ざるに至つたとの報に接した。機を見るに明敏な彼は勝算覺束なしと看破し俄に出陣辭退を朝廷に願ひ出で八月十六日それが聞屆けられたので、同日出師中止となると倶に海舟は内密の使命を以て長防に出張することになつた。海舟は二十一日廣島に着し、二十五日宮島に渡り、九月二日に藝州の辻將監・植田乙次郎や長州の廣澤兵助・井上聞太等と會見し、將軍の喪を以て幕軍の撤兵を約して長州再征は一先づ此に終を告げた。因にいふが同十

長州再征終局

二月二十五日には畏くも主上の崩御となつたので慶應三年正月二十三日御大喪の故を以て解兵のことが天下に發布された。

海舟再び閑散の身となる

海舟は右宮島の會見を終り九月十日歸京十二日復命したが、幕府の待遇は奉命の時とは打つて變つて頗る冷淡を極めた。九月廿八日板倉閣老に封事を出し再び長州の處置は公平至當を要するを建言したが、同十月一日用向相濟みたりとて歸府を命ぜられて又も閑散の身となつた。海舟の事を述べて筆は覺えず他岐に走つたが、海舟は上記の如く退職の意荐りなりし頃大阪から七月十一日付の書狀を小楠に寄せ自己再起後の行動を述べ、時局に對する所見を記すると倶に「至嶮の時機と存候、御高案被下度候」と小楠の意見を質し、「諸官上下共餘りに征長に屈退被致居候間、會津家へは極て陳腐之說認差出置候。草稿內々御廻申上候」とて松平容保に贈つた書を示し、前記の理由を以て辭意を漏らし、なほ長州再征につきての建策をも書添へてゐる。本書は『肥後藩國事史料』所載の慶應二年七月二十二日付の安場一平より德富太多助への書簡に「十一日出坂之勝安房守樣より沼山先生えの來翰昨夜橫井久(平カ)え政府より屆け來候間今朝飯後より吉村沼山え持參仕候筈」とあるから七月二十二日に小楠手許に屆いたのである。小楠への書簡も松平への贈書も遺稿篇(「書簡」一七〇の次に)に收錄してあるから小楠への書簡の要旨は上記に止め、松平に與へた書の大要を左に記しよう。

海舟よりの書面の四

海舟より會津藩主への書面

先年來公武一和を以て口實とせる有志の正論なるもの實は神祖の意に協はざる謬論であるか

ら、此の説若し世に行はれたら同類相喰み笑を外國に取り誹を後世に殘すは必定だ。幕府本來の使命は萬民の性靈を司どり國内は一致し士民は一心となり、賢を擧げ能に任じ、海外の情實を明らかにし世界の公道を察し虚心平氣に之を取捨することである。然るにたゞ鎖國時代の國典のみを振廻して外國に臨まんとしても到底國難は免れ難い。故に幕府が眞に自己の使命に目覺めたなら公武の一和も自ら成り國内の紛擾も自然に止むであらう。天正以後の幕府はたゞ内亂を鎭めるのみで十分であつたが、内憂外患殺到した今日では別に自ら大決心大覺悟がなければならぬ。幕府が速に警醒して今日の時勢に適應した善政を施したなら自然に外國を感動させることが出來るであらう。

### 海舟への書面の五

右海舟より小楠への書状は將軍薨去の十日程前に認めたものだから小楠がそれを手にした頃は既に薨去後であつた。彼は八月三日付にて返書(遺稿篇「書簡」一七〇)を贈つてゐる。それには海舟の書中ことに會津への書達に對し「重々御至當無間然奉存候」と賛意を表し、征長の師を遺憾なりとし、徳川家につきては「大樹公御薨去・征長瓦解、大難事一時に到來安危寸尺に迫り申し、御繼嗣橋公强て御辭退と承り、何れ御深慮可被爲在奉存候。　皇天若し　皇國に幸し玉へば必ず賢明の君立せ玉ふべし。一新更始今日に有之、危を變じ安と爲すは更に疑無御座候。不能然ば不可復爲同屬相喰慘怛を極め可申候。天意何にか在るや可恐可懼」と現情の重大性を說き、次に「越老公御出方は誠に急流底中の柱共可申、此節は十分の御盡力可被遊深く奉念願候。先達毛受鹿之助より申越旨に御座候て、拙存さし出申候。今日に成候

海舟、小楠書簡に附記

ては何も跡事に相成申候」とて春嶽の出馬と盡力とを切望し、更に「尙々書」には「拙藩近況は御承知被ㇾ下候通りにて澄之助・良之助彌以議論明白大に快然たる事に御座候」とありて護久・護美二公子を推賞して將來に囑望してゐる。此の小楠の書簡は海舟の著『亡友帖』に載せられ、それに海舟は左の通り附記してゐる。

慶應二年六月余譴責中突然として命あり大坂に到る。七月將軍大葬の事あり。此際の悲慘不ㇾ可ㇾ言、國家挽回すべからざるの勢益固たし。竊に使を馳せて先生の所見を問ふ。是其時余に答ゆるもの也。嗚呼余が日錄中詳記して後證に備ふるものこゝに五六年、就中當時の形勢また再讀に堪へざるものあり。

小楠の油畫像
（勝海舟の特に畫かせたもの）
（勝家藏）

此の附記によると、海舟は態々肥後まで使を出して小楠の意見を尋ねたのだ。これにも彼の日記にも海舟は小楠に對しては每に「先生」の敬稱を用ひて居り、吉本襄著『海舟先生氷

川清話』所錄の「人見市太郎海舟評」の一節にも「其の能く他の長所に感服し、南洲・小楠を呼ぶに先生を以てするが如きは、翁(海舟)に慢氣あると同時に、慢氣ある者に見る可らざる謙遜なる所・殊勝なる所あるを見る可し」とある。此等を見ても當時の名士を殆ど悉く眼中に措かなかつた海舟が如何に小楠を重んじ且つ敬してゐたかゞ推察し得られる。こゝに掲げた小楠の油畫像も海舟が特に畫家に畫かしめて生前中楣間に掲げてゐたものださうな。

### 文久二年退職後の大久保忠寛

因に小楠と海舟の交情に就いて述べた以上は之にも劣らぬ親交のあつた大久保忠寛とのそれを書くべきであり、否書いて見たいと思ふ。然るに小楠の文久三年歸廬以前に於ける大久保との交渉につきては多少材料があつて貧弱ながら已に記しもしたが、其の後に於ては前記海舟への手紙の中に大久保の事は度々出てゐるし、又大久保から手紙が來たと云ふ事も書いてあるから小楠と大久保との間に往復した書簡が無ければならぬ筈であるのに、横井家にはなく、大久保家には小楠より贈りたる「寓言」なる五絶五首を書せる大幅と「讀二典」と題する七絶を書せる紙片とがあるのみで他には見出されず、又別に兩人に關して何等徴すべきものも無いのは誠に遺憾である。小楠は大久保が文久二年十一月に免役されて閑地について以來は其の起用については國家の爲にも大久保の爲にも非常に熱望してゐて、其の事に關しては前記海舟への手紙にあるばかりでなく其の他諸方への書簡にも記してゐるが其の後どうなつたか、小楠傳記には直接關係はないが既に小楠が文久二年春嶽の帷幄にあつて活動してゐた頃の記事中に「大久保の卓識と退職」と題して(本篇六四五頁)彼の事を附記した關係もあるから此の機會に文久二年退職後より小楠凶

變のあつた明治二年迄の略歴を大久保家文書により拔記して置かう。

元治元年七月廿一日御勘定奉行御勝手方を命ぜられたが、同廿六日御役御免勤仕幷寄合。　慶應元年二月十一日願の通り隱居、時に年四十九歳一翁と改名、家督は相違なく總領三市郎相續。　同年十月當時在大坂の將軍家茂の顧問として同地に召されしも病氣の故を以て辭し、尋で再度の命により大坂に至り同地にて越年、翌年某月將軍に請うて許可を得て歸府、（將軍は此の年八月二十日大阪に於て薨去せるを以てその以前の事。）翌慶應三年十二月慶喜大政を奉還し超えて明治元年一月十一日江戸城に歸る、同日より召されて日々出頭して機務に預る。　同月十四日（或は十九日とも云ふ）御所より御書を以て前將軍に御降嫁あらせられし和宮を守護し奉りて御歸京の處置深親被二思召一旨達せらる。　同月廿三日政權奉還後始めて置かれたる若年寄次席會計總裁を、翌二月若年寄を申し付られ、御國內事務取扱。　同年四月九日勝安房同伴池上先鋒總督御旅館に出頭し參謀に面接、此の前後江戸城引渡等大に斡旋す。　同月十六日東海道先鋒總督府より田安中納言へ軍艦脫走に關する處置を一翁及び勝に委任の書付示達、同年閏四月二日大總督府の召により登城し「昨今之時勢に付格別苦慮盡力之事件思レ國之情深感　思召候。　猶此上見込之儀は無二忌憚一申出」及び「江府鎭撫萬端取締之儀御委任候間可レ有二精勤一」の二通の大總督宮御沙汰書を下附さる。　同月廿九日德川龜之助年六歲にて家督を嗣ぐ、これより若年寄を改めて中老とす。　同年七月四日病氣につき願の通免役、氣分快き日は日々御用部屋に出で是迄通り勤務する樣命ぜらる。　同年八月九日幼主を守護して東京を去り駿河に移住。　同年十一月脫艦云々の件につき勝安房と倶に行政官より大至急出府の命を受く、翌月十二日御用濟。　明治二年八月靜岡縣大參事に任じ、幼年の藩知事を輔翼して功あり。

大久保は小楠の死後東京府知事・敎部少輔・元老院議官と累進し子爵を授けられ從二位に叙せられ明治二十一年七月卅一日七十二歳を以て薨じた。又海舟も伯爵となり其の榮達は周知の事である。大久保も海舟も幾度か刺客に附狙はれたに拘らず倶に〳〵終を全うしたのに、獨り小楠のみは凶刄に斃れ、死後迄寃名を受け、知己親友門下の授爵運動も効を奏せず、昭和三年始めて御陞位の恩典に浴したのも是非のないことで、これも小楠の口癖なる人事の變態測り知るべからざるものであらう。

## 五　名士の來訪

肥後藩士は云ふまでもないが、他藩の知名の士で小楠閑居を叩いた者は可なり多く、中にも薩藩士の訪問が取分けて頻繁であつたやうだ。―元治元年八月六日付の勝海舟への書面(遺稿篇「書簡」一五九)には高崎猪太郎の、慶應二年十月十九日付の高崎兵部への書面(遺稿篇「書簡」一七五)には村田新八の來訪の事が見える―それは小楠が曩に公武合體派連合を策した行懸りもあり、又此の頃天下公共の國是を樹つるに薩・肥・越三藩協力の必要を説いてゐる關係もあり、尙薩摩から上國への往來の途中でもあるからであらう。但し小楠を訪うた他藩の名士は概して覆面してゐたので、誰が何時どうしに來たかを確と突止るのは至難だ。それで今

は只僅かに存する資料から二三の名士の來訪を記するに止めるの外はない。

### (イ) 坂本龍馬

小楠が龍馬と初めて相識つたのは文久二年七・八月江戸での事で(本篇七六〇頁)ある。其の後龍馬は小楠の在府中に幾度か彼を訪問したであらうが、小楠が江戸遭難後の福井滯在中なる文久三年五月にも彼を訪問してゐる(本篇七六一頁)。然るに沼山津の閑居には既記の如く元治元年勝海舟の命によつてその門を叩いた時がはじめてゞあるが、(本篇八五九頁)此の訪問に就いては横井時靖藏小楠自筆の書簡斷片(去る十二月十三日之御狀相達云々と筆を起し二十行程で中絶してゐる)中に、「長州一條御決議に相成御當然之御所置と奉」存候。勝氏先頃熊本通行坂龍を遣はし被」申、一ト通り様子も承り申候云々」とあるのを見ても、龍馬は海舟からの贈與金と、時事問題につきての重要な傳言を齎した事が分る。其の翌慶應元年龍馬は再び小楠を訪問した。德富蘆花の書いた『青山白雲』の「沼山

坂本龍馬（慶應年間の撮影）

津村」の中に左の一節がある。

坂本龍馬が先生を沼山津に尋ねて來たことがあつた。丁度自分も居合して其の話を聞いて居たのである。坂本は其時薩摩から歸りがけと云つたが、今思へば薩長連合に骨折る最中であつたので坂本は白の琉球絣の單衣に鍔細の大小をさし、色の眞黑い大男で至つてゆつたりと物言ふ人であつた。衣服大小皆大久保の吳れたものとか云つて居た。偖酒が出て人物論が始まつた。客も主人も大分興に入られた樣子で、大久保は云々、西鄕は云々、誰は云々。其時先生は盃右手にとつて「乃公は如何だ」。坂本は莞爾と笑つてゆる〳〵と「先生あ、まあ二階に御座つて、綺麗な女共に酌でもさして、酒をあがつて、西鄕や大久保共がする芝居を見物なさるがようござる。大久保共が行きつまつたりしますと、そりやあちよいと、指圖をしてやつて、下さるとようございませう」先生は呵々と笑つて頷かれた。

右は蘆花が其の父淇水の談話を記したものだが、流石に文も旨く事實その物も面白い。龍馬は慶應元年四月薩長聯合の急務なるを感じ、それを當時在京の西鄕吉之助に話して見ると西鄕は之に贊同した。其の結果西鄕は薩の藩論を一定すべき爲に藩船胡蝶丸で歸薩することになつたので龍馬は西鄕―小松帶刀も―と同航して鹿兒島に至り西鄕邸に寓してゐた。其の內に藩論も一定したので西鄕は長藩への遊說を龍馬に托した。よつて龍馬は五月十六日單身鹿兒島を出足し陸路筑前太宰府に立寄り三條實美等の諸卿に謁して馬關に到り桂（後の木戶）等と會見し、それから多少迂餘曲折があつて慶應二年一月に薩長聯合は成就したので

あるが、右蘆花の記せる如く今回の龍馬の小楠訪問が此の薩長和解に骨折つてゐた最中で薩摩から歸りがけだとすれば、右鹿兒島を出足して太宰府に至る途中立寄つたと見るべきである。處が日本史籍協會發行『坂本龍馬關係文書』第二所載「坂本龍馬手帳摘要」に左の如くある。

(慶應元年)五月十六日　鹿府を發す、時午を過く。　鹿兒より四里伊集院四里。　市來港止宿四り川内宿(センタイ)二り。

十七日、　川内川あり、海邊迄三里計と云。然に海船を入る、水深し。大川泊二り。

十八日、　野田二り半。　此邊野田島町皆地著士也。泉・米津までの間平原然に水少し物多し、ハセノ木多し。泉・米津。

右地下直右衞門と云ふもの右町役人也。部當(ヘツトウ)と云ふ旅人人馬斷所々の世話をなすものなり。後日野間原泉口番所に至りて直右衞門に書て與へば必ず急き罷出る箬なり。

十九日　朝肥後に入る。

右泉口米津より乘船。

廿三日宰府に至る。(以下略)

米津より船で十九日肥後に入るとあるだけで、肥後の何處に着船したか詳かでないが、沼山津に小楠を訪うたのは慶應元年五月十九日か二十日であらう。これは無論舊曆の事だから龍馬が白の琉球絣の單衣を着てゐたのも不自然ではない。

龍馬の推賞人物

龍馬は慶應二年七月に兄權平に贈つた書簡中に「當時天下の人物と云へば　徳川家にては大久保一翁・勝安房守、越前にては光岡（マヽ）八郎・長谷部勘（マヽ）右衛門、肥後にては横井平四郎、薩摩にては小松帶刀・西郷隆盛、長州にては桂小五郎・高杉晉作」と列記してゐる位に小楠には傾倒してゐるので、今回の訪問は單に敬意を表するためのみでなく天下國家の話もはづんだであらうが、右淇水の書付けたものによると「龍馬曰く天下の事衰頽救ふべからず感慨の話多し。一人薩の大久保なるもの事を共にすべし。今日の事先生（小楠）には一々明言せず、靜かに成行きを御覽あるべし、先生も又強いてその事を問はず」とあるから、薩長聯合の事につきては明言しなかつたと見える。　徳富蘇峯は其の著『土佐勤王』に於て坂本龍馬につきて「沼山津に彼が往訪せる際に、横井先生が彼に向つて、『子冀くは亂臣賊子となる勿れ』と云つたのは、或る意味に於ては龍馬の知己の言と云はねばならぬ。　横井先生をしてそれ程迄に心配せしめた龍馬の底止する所を知らざる、勇往邁進の氣魄と策略とは實に當世一品と云はねばならぬ」と記述してゐるが、これは右訪問の時であらうと思ふ。　然るにかく忠告した小楠が却つて亂臣賊子の寃枉を受けて毒刄に斃れたのは運命の惡戲とでもいはうか。　知らず地下に相見た兩雄がこれを話題にしたか否やを。

### （ロ）下山尙

『坂本龍馬關係文書』の中に「下山尙西南紀行拔萃」として左の如き文が載せてある。

慶應二丙寅八月、（下山）余春岳公の命を啣み九州遊學の途に上る。適ま薩藩の三邦丸敦賀港より長崎に歸港するに會す、我が藩士及び商家の徒相與に之に乘ず。長崎に着すれば同藩書生航海及び英學醫術を修むる者來會、痛飲夜を徹す。翌日余諸子の寓居に同居す。居る數日、土佐藩の士坂本龍馬氏二三子を拉して來り、醫生山本氏に就て剌絡を行ふ。余因て始めて坂本氏と相見るを得たり。氏狀貌雄偉眉間一黑子あり風采閑雅音調清朗、一見凡夫に非るを知る。其後一夕余氏が門を叩く。氏出で迎へ坐久して談天下の事に及ぶ。氏危坐低聲語つて曰く方今鎖攘の說一變して討幕の議相踵ぎ起る。而して幕府自反の念なく專横日甚だし恐くは救ふ可からず、子以て如何んとなす。且子は德川氏の親藩に生れ上に春岳公を戴き宜しく思ふ所あるべし。政權奉還の策を速かに春岳公に告げ、公一身之れに當らば幸ひに濟すべきあらん。余之を諾し、善後策に及び氏云ふ越藩の內民政會計を托する人ありや。余答へて云ふ三岡八郎ならん、然れども今や寡君の忌諱に觸れ幽閉年久し。余等密に往き叩くに當時の事を以てするあり。余爰に來るに際し送るに一篇の詩を以てす、請ふ之を見よ。氏見て大に感じ手を拍て其名を記す。（下山氏越に歸るに臨み坂本と會する條の劄註に下に書する語あり。）（別れに臨み氏云ふ西鄕氏余に贈るに劍と書とを以てす、此の書之を子に送らん。余受て出づ。）

九月廿日熊本に著し横井に面晤し、坂本と談し事を告ぐ。横井手を拍て歎じて云ふ今日の事豈に他あらんや、天下此の任に當る岳公を置て求む可からず。

十月廿四日登朝して岳公に謁し政權返上の大事を決せられんことを以てす。（中略）公襟を正ふし徐かに云ふ

然るか、余も亦思ふ所あり、汝じ宜しく執政に告ぐべし。

下山は越藩士であるが右によると慶應二年の秋―九月二十日―に熊本に來り小楠を訪うてゐる。下山の九州行は春嶽の命とあるだけで其の要件は的確に分らぬが、小楠訪問は翅に敬意を拂ふ爲のみでなかつたことは小楠が、慶應二年十二月七日付にて在米國の二甥に寄せた書面中の左の一節にて分る。

下山來訪の用件

越前も次第に回運に相成り候。先達下山尙長崎へ參り、歸り懸に此方に立寄、御家老中よりの傳言にて當今の存念承り度旨に付い才咄合、且書附をも遣し直に春嶽公に相達し（其節は春嶽公在京也。）候筈にて上京いたし候處、既に春嶽公は（十月六日に）御歸國にて直樣福井に歸り拙者存念之趣先御家老中に相達し候處、直に兩公の御聽に達、翌日下山を御召にて段々書附に付き御尋有レ之深く御感心之御樣子に有レ之候。夫のみならず拙者起居暮し方等委敷御聽被レ成候由。然處一昨日越より御家老連名並御側用人等數通の書狀參り、先頃下山に傳言の獻白の次第兩公深御感悅被レ成呉々禮謝可ニ申述一、且又以來存念有レ之候へは乍ニ筆勞一申呉候樣、當年柄暮し方如何と被ニ思召一候て金子百兩御送被レ下旨申來、誠に存懸無レ之大慶に候。其上社中何もより五十兩相送り、此節火急之飛脚にて一統申合出來兼候間、追て金子さし出可レ申との事也。

右書面には「御家老中よりの傳言にて當今の存念承り度旨に付い才咄合」とあるが、此の年の夏にも越藩側用人毛受鹿之助が春嶽の內命によりて征長の事情を質すと倶にそれに對する小楠の意見を聞くべく書を小楠に遣はし、小楠は七月三日付にて之に答へてゐる。（遺稿

篇「書簡」一六八)春嶽は幕府の長防再征につきては其の名義明らかならず、諸侯にして出兵を肯んぜざるもの少からざるべき掛念ある故に之を斷行することになれば、幕府の威權は失墜し延いては不測の動亂となるの恐ありとて百方之を中止せしむべく努力してゐた甲斐なく將軍大旆を進めることになり、自分は六月一日大阪城を留守すべきの命を受けた。春嶽は將軍出馬しては天下は忽ち大亂に及ぶべければ是非共中止せしめねばならぬ、それには親しく將軍に謁して諫止すると倶に慶喜以下閣老の輩とも討議する必要があるので、城を守るよりも寧ろそれが目的で登阪の命に應じ、同月二十五日に福井を出發したのである。小楠が右の如く毛受に返書を出せしは七月三日なれば、毛受より小楠に書狀を發せしは六月初旬から中旬にかけての事で、春嶽も毛受もまだ福井に在つた時だが、小楠よりの返書を受取つたのは京都であつた。これからすると下山が春嶽の內命を受けて九州に旅立つたのは八月とあるから、春嶽は在京中で長防再征を中止せしむべく焦慮して居り、小楠より毛受への返書も着してゐた時分だから、下山の小楠訪問も矢張りそれに關係した件が主であつたであらうと思はれるが、上記「西南紀行拔萃」によれば下山は長崎にて坂本と談じた事をも告げたとある。之によると坂本は下山に面會して其の小楠を訪ふべきを聞いたので、彼をして曩に大久保忠寬から啓發されて以來徐ろに自分の胸中に計畫しつゝあつた大政奉還の件につきて、下山をして小楠の意見を質さしめ、若し小楠が之に贊成せば春嶽をして其の事に當らしめては如何と

謀らせたのであらう。そして右「拔萃」にある如くに果して小楠が「天下此の任に當る岳公を置て求む可らず」と手を拍つて贊成したとすれば、或は小楠が下山に托して越藩政府に贈つた書附―春嶽父子深く感悦したと云ふ―には此の事も書かれてあつたのではあるまいか。然るに春嶽は大事をとつて決然邁進し得なかつたので、龍馬は之を後藤に話して彼をして山内容堂を說き其の實行に取掛らせたやうにも思はれる。

三岡・小楠に寫眞を贈る

右下山の小楠訪問に聯繫して一つの挿話がある。それは小楠と密接の間柄なる三岡八郎は下山の紀行文にもある如く未だ閑居の身分ではあつたが、下山の熊本行を聞き、自分の寫眞を小楠に贈るべく彼に托した。其の寫眞は「ガラス板寫であつたが、當時まだ珍らしかつたので、泰西文物にはトピックであつた小楠も、うつかり其の裏表を間違へて見入つた。さうなると右刀左衽判じ物の樣なので早速所見を左の一詩となした。

題三岡君寫眞

小楠拜

三岡八郎の寫眞に題したる小楠の詩と

怪む此の長鬚束髪仙家の翁に似たるを、又怪む輕傘を張り佳人を伴へる冶郎の客に似、更に怪む刀を右にして衽を左にせる痴兒童に似たるを、仙乎郎乎將た痴兒か、色相を觀形跡を認むるのみにては奚ぞ烏の雌雄を知らん、看よ〳〵滿腹經綸の絲　袞龍の爲に縫はんと欲するを。

右は横井時靖所藏のものによつたが玆に掲げたのゝ詩の末尾は「袞龍の縫と成さんと欲す」となつてゐるから二様に書いたと見える。小楠は此の詩を發送するに至らぬ中に其の見方の誤りなりしを知つたから、無論其のまゝ篋底に仕舞込んでゐたのを其の歿後に見出したのである。其の詩に對して由利公正は明治三十年九月に左の如き文を綴つた。

三岡の後叙（多摩聖跡記念會藏）

右に關せる三岡の文

慶應二年の秋、おのれ時事にふれてつゝしみをりしに、下山尙九州へゆくよしをきゝて、肥後熊本なる横井小楠先生のもとへたよりせむとて、硝子にものしつるおのれが寫眞を傳へまゐらせてよと賴みおきつるに、いまだ寫眞の世にめづらしきほどなれば、裏のかたをうへにしたるまゝ見せまゐらせけるを、先生ふと見給

ひしが、身のさまことやうなるをいぶかしみて詩を賦し給ひしが、あとにてそのうらうへなることのしられて、終にその詩はおのれがもとへはおこされざりしよし傳へきゝて本意なくおもひつるに、幾ほどもなくうせ給ひけるこそいとくちをしかりけれ。さるにこのごろその子横井時雄ぬしとぶらひ來て、先生遺稿中より見いでつるよしにて、此一ひらをおくられけるをひらき見れば、彼の折の詩にしてことにおむかしうおぼゆるに、うれしくもはたなつかしく昔しのことゞもおもひいでらるゝまゝに

殘しつるとりのあとこそ悲しけれわすれかたみのこゝちのみして

明治三十年九月　公正しるす

その詩と文とは一横卷に收められてゐたが、田中光顯の手に入りてそれに「横井小楠題三岡八郎寫眞詩及八郎後叙」と自署して珍襲してゐたのを、今は多摩聖蹟記念會に寄附されてある。「裏のかたをうへにしたるまゝ見せまゐらせけるを」は辭令であらう。下山がいかに出さうともそれに釣込まれては小楠も亦五十歩百歩だから。

因に右の文は『由利公正傳』には「寫眞に就ての話」と題して左の如く記してある。

むかし慶應のはじめ予いましめのことあり幽閉未だ全くとけず。折しも下山尙氏命を奉じ九州へゆく時、肥後なる小楠先生に無事を告げむとひそかに寫眞一葉を傳へたりければ、いまだ世に珍らしきことゝて拙なくも逆さまに出せしよし。先生大に笑ひたはふれに詩を賦られしよし。後逆さまのことのわかりて詩は送られざりしが、今年息時雄氏西京に來り、稿中にありとて與へられ

し。予くさ〴〵のむかしのことゞも思ひいでゝものしぬ

明治三十年九月　　　公正しるす

甲斐なしと思ひながらも濱千鳥ゆくへもしれぬあとのこすとは

## (ハ) 曾我祐準

曾我祐準
(小楠を訪うた慶應三年の撮影)

著者は本傳記篇を草するに當り親しく小楠に面接した事のある人からして小楠の風貌について聞いて見たかつたが、明治二年正月に歿した彼のことを確に話し得るのは餘程の高齢の人でなければならぬ。昭和十年の事であつたが、先づ九十四歳である淺野長勳にある傳手を以て尋ねて見ると小楠は知らぬとの事。次に著者は共の年の夏上京の際、豫て知遇を蒙つてゐる田中光顯・石黒忠悳(倶に九十歳以上)及び清浦奎吾(八十六歳)を訪うて聞いて見るといづれも小楠と面會したことがないとの事であつた。然るに曾我祐準(九十三

歲)は曾て幾回も小楠に面會してゐることは『曾我祐準翁自叙傳』にも記してあるので、德富蘇峰の紹介にて彼を熱海の別墅に訪問したが、時餘小楠につきて物語れる中に左の如く沼山津訪問の話があつた。

私の生地筑後の柳河には小楠先生の門下が澤山ゐて、此の地で「肥後學」と云へば先生の唱導する「實學」である位だから、私は少年時代から先生を尊崇し先生の詩文を寫して暗誦してゐた。先生の門生なる矢島源助は先生の學說を柳河に擴めた人だが、矢島が上方からの歸途柳河に立寄ると「矢島が來たから何か新しいことが聞かれるだらう」と云つては往つて同人から先生の話を聞かされ景仰してゐた。文久二年に他邦見習として江戶に往くには往つたが先生に面會するの機會を失した。慶應二年に長崎に遊學した時先生の二甥及び江口純三郞と同宿して、江口が「小楠先生にお目に懸つてお話を聞いてゐると何とも云へぬ良い氣持になる。流石に大先生になると違つたものだ」と先生を荐りに讃嘆してゐたのを聞いて成るべく早く謦咳に接したいものだと念じ暮してゐた。同年十月海軍修業の目的で來船中の英國商船に搭乘して長崎を出帆し八ケ月間に亙り支那沿海を周航して、翌三年六月長崎に着港し柳河に歸つたが、更に同年八月より向ふ一ケ年半の豫定で日本周遊の途に就くことになつたので、何よりも先づ先生の光容に接したいと思ひ肥後に向つた。熊本城下に一泊して案內者を雇ひ土產物として柳河名物のスツポンを携へて先生の草廬を訪ふと、春嶽侯からの贈物だと聞かされた徂徠の大幅のかゝつてゐる十一疊の客室に請ぜられて午前より午後晩くまで殆ど一日種々の高論卓說を聞き心肝に銘ずること多く、懦夫も志を立つと云ふ感に打たれた。

横井先生の說を傳へようとすると其の一面にのみ觸れて全體を誤る心配があるので今迄誰にも話さなかつたが、右訪問の際先生の談話中に「今日の時勢は大名でも家臣でも各其の分に隨ひ國家的見地から盡くす心掛がなければならぬ。幕府或は朝廷からお召を受けたならば其の行はれると否とを問はず自分の意見を腹藏なく陳じ自分の精神のある所を通すやうにせねばならない」と云ふ話があつた。これは柳河藩がお召を受けながら病氣と稱して出なかつた事があつた爲でもあらうか。

又これも議論が甚だ六つかしいので特に語ることを避けてゐたが、朱子と陽明とにつき先生は「朱子とか陽明とか兎角黨派を立てる事はいかぬ。朱子でも陽明でも目的は同じく孔子に達する所にある」と申された。其の外にも當時の事柄につき種々話されたが、其の中に西洋の勢力が亞細亞に擴がる事につきての論があつたので、私は前年の航海にて見聞した新嘉坡・カルカッタ・上海等につき話したら先生は非常な興味を以て聞かれた云々。

なほ曾我は著者の爲に肥後と柳河との關係・柳河に於ける肥後學・柳河の俗派と攘夷派・攘夷派の筆頭で後に小楠罪跡の有無を探索すべく彈正臺大巡察として熊本に來た古賀十郎・小楠の士道忘却問題・京都にての小楠訪問・小楠遭難當日の事・伏見戰爭と小楠などにつきて興味ある談話をなした後に、「當時勤王と攘夷とは對句の如く云はれてゐた際に私が早く世界の大勢が分るやうになり、「勤王開國」とも言ふべき一方に偏せず橫道に逸れぬ素直な立場に居て、終始一貫渝らざる方針を以て今日迄やつて來たのは全く小楠先生の賜である」と感謝の

意を述べた。いかにも曾我が此の偉人に面接して親しく教を受けたことは彼一生の行路に對し裨益を齎したに相違あるまい。彼は此の點に於て確に幸福であつた。曾我は將に物語を終らうとして淀みなく左の詩を口吟した。

斯の道懷に在ること三十年、公に向つて一日始めて天を談ず、天行は此の如し公看取せよ、雨雪風雷も自然に發するを。

曾我祐準（向つて左）と著者
（昭和十年七月十八日撮影）

これは春嶽の述懷の詩なる「雲霧心に塞りて幾年をか經たる、一夜快く霽れて青天を見、虞廷當日無爲の化も、只平生自然に任ずるに在り」に次韻した小楠の有名な詩である。（遺稿篇八八八頁）曾我は右談話中小楠を「大先生」の尊稱を以つて呼んだことが幾度もあつた。そ

れは彼が小楠の高弟池邊藤左衞門を先生と呼んだ關係からでもあらうか。

曾我は當時視力は失明に近き程に減退せるも他には著患なく頗る元氣にて記憶もしつかりしてゐたので、無論百歲の壽を保つことゝ思はれ、眞に聖代の人瑞だと祝福しつゝ別れを告げたが、意外にも其の後數ヶ月にして薨去したことは痛惜の至りである。茲に掲げた彼の寫眞は此の時別墅前にて記念の爲に撮影したものだが恐らくは最後のものであらう。

## 六　家計の困乏　春嶽の好意

橫井家は小楠の父及び兄の代から家計は決して豐でなかつたことは已に記述した通りであるが、小楠が家督を繼いでからは一層不如意となつたやうで、沼山津への轉居の主なる理由は之が爲であつた。師を思ふ門弟の內には謝禮以外に物質的補助をなしたが、中にも小楠夫人つせ子によりて更に師と親戚關係に入つた矢島・德富・竹崎・河瀨は情誼も亦一入で特に身を入れて世話をした。それでも歲末とか盆とか特別に入費を要する時になると、或は講をしたり、或は負債をして金の才覺をせねばならなかつたことは、左記の書面や證文がそれを證明してゐる。

扨相願置候講、德永御申談じ一口御加り千萬忝候。御庇にて困窮を淩大慶此事に御座候。五十に迫老書生不

阖家督相續、大破の餘を受け誠に困窮の仕合痛心御察可レ被レ下候。乍レ然諸友の助にて無事に越年いたし大に仕合に存候。（遺稿篇「書簡」五三）

扨四郎弟歸りに刀拂之儀相願候處御心配被レ下、いまだ可レ然相手も無レ之、就ては三百五拾目之處御取かへ被レ下御厚情忝々拜謝難二申盡一御座候。あり様當月は先代三年忌にて彁仕舞誠に困窮に御座候處御蔭にて苦界を逃れ大慶此事に御座候。（遺稿篇「書簡」五九）

證　文

一、錢　壹貫五百目也

但月壹步利付

右者私儀無レ據入用之儀有レ之借用仕候。來午の秋迄に無二相違一返辨可レ仕候。尤爲二引當一大小壹腰（刀拵付 脇差同）御預け申置候。右鳥目口書之通返辨仕候節御返可レ被レ下候。依て受人立證文如レ件。

安政四巳十二月

請　人　河　瀨　典　次

借　主　横　井　平　四　郎

彌富四郎兵衞樣

（河瀨三平藏）

金の相場は昔は今の十倍に當りはするが、右位の金に對して武士の魂とも云はれてゐる刀劍—小楠は非常に刀劍を愛しはしたが、それを餘り賴りとはせず、武士の魂は刀でなくて此處

だと胸をたゝいたとの事だ―を抵當として負債する所を見ると小楠の貧窮の一斑を窺ひ得らるゝではないか。

然るに安政五年福井藩の招聘に應じてからは五十人扶持であつたから其の數年の間は家計も豐となり、隨つて既記の如く屋敷を擴め住居も增、改築などしたが、今回歸國してからは福井藩よりの扶持にも肥後藩の祿にも離れたので安政五年の越前行以前よりも一層困窮せざるを得なかつた。ことに小楠は今は天下の横井となり、諸藩の名士は續々來訪すると云ふ身分になつてゐるから猶更で、門生・知己・友人などの貢いで吳れる補助ではとても立行かない。彼は已むを得ず又もや諸方に負債を生ずるに至り、越前での裕な生活の間に手に入れた刀劍とか陶器とか諸名士の筆蹟とかは其の抵當に充てられた。天を畏れ天を敬する小楠は自家の境遇につきては天の攝理として毫も意に介しなかつたやうだが眞に慘めなものであつた。かういふ生活は小楠が文久三年八月に歸國してから間もなく始つたらしい。これに對して特に同情したのは春嶽であつた。

春嶽には盤根錯節に當つて惑はず懼れざるの自信力や之を切開いて行く勇氣に缺ける所があつたとの批評もないではないが、事理を解するの識見はあり正直にして律義な善人君子で、兎に角當時では稀に見る名藩主であつた。特に吾人をして其の美點として感嘆せしむるは彼が能く下情に通ずると俱に下を愛するの心が厚かつたことである。安政五年七月五日

春嶽が隱居謹愼を命ぜられし時、其の嚴譴の事を傳へ聞いた橋本左內は中根雪江と倶に事此に至れるは吾輩二人の罪なり、若し責罰藩公の一身に止まらば吾輩は唯一死あるのみとて兩人死を誓ひ決然幕命を待つた。此の事を私かに春嶽に告ぐる者があつたので彼は大いに驚き、直ちに左の親書を裁して使を馳せて死を止めた。

蒙ㇾ嚴科ㇾ候は覺悟の處今更不ㇾ驚駭ㇾ是迄之忠誠貫ㇾ日月ㇾ候は感服、萬々家臣の蒙ㇾ罪候に不ㇾ及は國家の幸甚に候。我におゐて所ㇾ喜、尙彌任重候間後來の所申談義も可ㇾ有ㇾ之、愕然の餘り卒爾の義有ㇾ之候ては我を見捨候也。

中將　戊午七月五日夜

左　內

春嶽の小楠禮遇

左內はこのために死するを得ず、爾來專ら春嶽の寃辱を雪がんとして勞思傷神形骸殆ど消削するに至つたとのことである。吾が藩士に對しても斯く懇切なる春嶽が小楠に對するや、賓師たれば之を敬すべきは當然のことではあるが、三家の一たる田安家よりの出で親藩の主たる彼としては如何にも鄭重を極め、彼の小楠に與へた和歌や手簡などを讀むと、其の情緒の濃やかなる眼瞼の熱するを覺えしめるものがある。江戶にて刺客に遭ひて後の小楠に對する處置、細川家に對して其の責罰の寬恕を乞へる心盡くしなど眞に至れり盡くせりであつたことは既記の通りである。

小楠の家計が上記の如くあるべきを疾くに察知した春嶽は、小楠歸國後間もなく肥後藩に對して其の救助方に關する交渉を始めた。それは元治元年五月十六日肥後藩政府が在京奉行副役藤本常記に命じ横井平四郎救助に關する交渉の件を承諾する旨を越藩に通達せしめた左の文書によつて分る。

以二別紙一申達候。横井平四郎儀福井侯より追々御借受に相成、屹度御爲に相成候儀有レ之候付、乍レ聊御助力被レ成度御差障之筋は有レ之間敷哉との趣、沼田勘解由在京中彼御藩酒井十之允より懸合候由之處、其後御國往復之間に追々間違有レ之是迄返答及二延引一居申候。右は勿論御差障之筋無レ之、平四郎においては如何計難レ有可レ奉レ存哉。御都合次第には御留守居より取次相達候も不レ苦旨、十之允も引拂後に候はゞ彼方御留守居まで中山平左衞門より内々通達之儀可レ有二御申談一旨以候。以上。

五月十六日　　　　御奉行中

藤本常記殿

猶々是迄延引之段も程能被二申述一候樣との儀も御咄合可レ有レ之候。以上。

之によると越藩よりの小楠救助は此の書面の日附後に始められたことゝ思ふが、それが何時頃からどういふ風に實行されたかは詳かでない。然し後に記せる小楠より松平源太郎への書簡中「沼山の匹夫毎年之御恩賜にて餘命を繫ぎ云々」とあるのを見ても、又元田の『還暦之記』中に「先生(小楠)是より沼山の村莊に隱退して世俗人に通ぜず、家祿無く生計日に拙し。

春嶽公より金を貽りて其窮を救ひ家計を立つ、余曾て先生の惠與金三十五圓（文久二年元田江戸より歸國の際與へしもの）を返進して其の用に供す」とあるのを見ても、越前から補助のあつたことは間違ない。小楠の貧窮は日を逐うて甚だしくなり行くばかりであつたが、慶應二年の秋來熊した下山尙によつて其の家計の狀況が松平家始め越前同志の耳に入つたので、今更の如くに驚いて、上記小楠より二甥への書簡にもあり、又松平家の文書『慶應二年丙寅漫錄』に「横井平四郎勝手向難澁に落入候旨御承知に付金子御贈りのこと」と記してもある通りに、松平家と越前の同志とより金員を贈つて來た。金額は松平家よりは百兩、同志よりは五十兩であつて其の當時では大金であつた。小楠は之に對して十二月十日付にて御側用人たる毛受鹿之助に書面（遺稿篇「書簡」一七七）を出して、

扨は當年柄別て不自由に可㆓相成㆒と被㆓思召出㆒、百金被㆑爲㆓拜領㆒旨被㆓仰下㆒、銘㆑肝難㆑有謹で頂戴仕候。當暮は金極之究地に落入可㆑致樣無㆑之、拱手罷在候處、御恩賜飛降誠に積欝を散じ春風無限之至に御座候。先不㆓取敢㆒御手元迄御禮申上度云々。

と申し送り、翌三年正月三日付にて村田巳三郎外四名に宛てゝ出した禮狀には、

舊臘は　老公樣被㆓思召付㆒、金子拜戴仕、誠に以難㆑有仕合に奉㆑存候。其上に御同志之諸君御贈惠被㆓成下㆒、拜謝難㆓申盡㆒奉㆑存候。御承知被㆑下候通り非常之嚴罰を蒙り日月を押移候處莫大之借金相重り、去暮に至り何之手當も無㆑之唯々拱手罷在候處、大金飛降、春風吹起り堅氷積雪一時に消融仕候。

と記し、なほ同年正月十日付にて本多修理・中根雪江に寄せた書狀（遺稿篇「書簡」一八一）中には、

嚴罰以來無策無術にて一年々々と押移居候處、去夏左平太兄弟洋行莫大之出費打重り、舊臘に至りては實以致方無ニ御座一拱手罷在候處、老公樣被ニ思召出一金子拜戴仕、且諸君子之御助力にて窮陰積雪一時に融解に至り、快哉之春風を迎へ申候。誠に拜謝之申樣も無ニ御座一候。

とあり、又同月十四日付にて松平源太郎に贈つた書面（同上、一八二）には、

然ば御社中御助力尙又被ニ贈下一、誠に意外之御惠投、御厚情之至り拜謝難ニ申盡一奉レ存候。先便にも得ニ貴意一候通り御庇にて去暮之窮迫相凌可レ申處、此節之御助力にては十分之仕合、近年至窮之貧家俄に光華を發し滿堂春風を迎、則御廻しの姓名諸君に拜謝さし出候云々。

なる文句がある。此の松平への書狀によると越前の同志から引續いて更に送金したものと見える。小楠も春嶽を始め越藩同志よりの此の厚意に對しては餘程嬉しかつたと見えて、どの書狀にも抑へ切れない歡喜が溢れてゐる。なほ小楠の窮境に同情せる春嶽は慶應三年正月十二日に細川越中守に左記一書を認めて其の復籍を懇請してゐる。

小楠の復籍を請へる春嶽の書面

態々一筆啓上仕候。春寒甚敷御座候處先以御全家樣御揃愈御安寧被レ成ニ御迎陽一珍重奉レ存候。扨は其御國典も御座候御義相願候は甚恐縮之至御座候得共、橫井平四郞義先年嚴罰を蒙り此節は極々困窮罷在候由。右は素々小生より相願出府中之不調法故第一貴家へ對し奉ニ恐入一候は勿論、同人へ對し候ても實以氣之毒存居候

事に御座候。唯今にては彼是余程歳月も相立候事故何卒相成候儀に候はゞ出格之御憐評を以被ニ召返一候様於ニ小生一只管奉ニ懇願一候。先は右之段相願且時候御見舞旁如レ此に御座候。書餘期ニ後音之時一候。恐惶謹言。

正月十二日　　松平大藏大輔

細川越中守様

細川越中の返書

右書翰に對して細川越中守の返書は左の通り。

正月十二日之貴翰拜誦仕候。如レ仰春寒退兼候處被レ爲レ揃愈御安全被レ成ニ御座一、恭賀之至奉レ存候。然ば横井平四郎事付て縷々被ニ示下一趣具に拜承仕、御懇念之御儀奉レ存候。右は追々之御相談、殊に年序も大分相立候事に付奉レ對ニ貴兄一候ても如何様卒(トゾ)宥恕差加へ可レ申處、舊來之國典有レ之候迄に無レ之、粗御案内も被レ下候通り弊藩之義は偏固之習俗にて都合次第家中一統之人氣にも致ニ關係一候間容易に取扱も六ケ敷、去とは奉レ對ニ貴兄一何兎角等閑之形に相響甚以心痛仕候得共、聊左様之譯柄に無レ之候間、重疊無ニ餘儀一次第不レ惡御了察被レ下候様奉レ希候。追て能時節にも至候はゞ素り無ニ油斷一及ニ差圖一可レ申奉レ存候。先は右奉答計艸々如レ斯御座候。恐惶謹言。

四月二十日　　越中守

大藏大輔様

春嶽が小楠復籍につきて細川家に交渉したのは此の時限りではなかつたらしい。小楠は其の好意に對しては痛く感激し慶應三年九月十二日附にて松平源太郎に贈つた書翰（遺稿篇

「書簡」一八七）中に左の如く認めてゐる。

宰相様（春嶽）毎々御直書にて小拙救恤之御申込被ㇾ遊候段被ㇾ仰下ㇾ、誠に御懇篤之思召九拜難ㇾ有堪ㇾ感涙ㇾ不ㇾ申候。然る處此許之儀は是等の筋殊に嚴重に有ㇾ之候間沼山の匹夫毎年之御恩賜にて餘命を繋ぎ、何之望も無ㇾ御座ㇾ天命に安じ罷在候間此段は御聞置可ㇾ被ㇾ下候。

然るに春嶽の復籍につきての申込に對して細川家の方では中々むづかしく容易に聞入れなかつた。それは越中守も右春嶽への返書に「弊藩之義は偏固之習俗にて」と書いてをるが、既記越藩士平瀬末松兩人が小楠の責罰寛恕に就きての交渉顚末を國許に報じた書狀（本篇八〇二頁）中にも、肥後藩にては刑典之義甚だ嚴重なるを記して居り、小楠も亦右松平への書狀中に「是等之筋殊に嚴重に有ㇾ之」と認めてゐるのでも分るやうに、肥後藩の刑典と慣例との爲であつたらしい。結局明治元年朝廷の大赦のあるまで士席は復活せられなかつた。

## 七　二甥の渡米

士道忘却の廉を以て士席を差放たれた時神妙に伏罪すると同時に、「左平太兄弟成立次第國家之報恩も出來申候」と門生に物語つた小楠は二甥をして國の爲にも家の爲にも有用の材となさねばならぬと堅く決意した。右責罰を受けた翌年（元治元年）には既に海軍軍事修業

**二甥長崎に轉學**

の爲に勝海舟の塾に入れたことは既記の如くだが、其の年十一月に至り海舟は突然幕命により江戸に歸府し軍艦奉行の職も免ぜられ、間もなく神戸操練所も廢止さるべき運命になつたので、月と日は詳かでないが―慶應元年の初であらうか―二甥及び岩男等は神戸を去つて長崎に移り同地の語學校にて勉強することゝなり、教師フルベッキの宅にて直傳習をも受けてゐた。慶應元年八月二十二日付にて左平太より小楠への書狀(遺稿篇四六〇頁)にある如く、既に二甥は此の頃から語學が進み會話など達者になつたならば水夫にでもなつて洋行したき希望があり、小楠も亦敢てそれに反對せず好機會を俟つやうと答へてゐる(遺稿篇「書簡」一六四)が、翌二年に入りてから

長崎在學中の二甥

不詳　陸奥宗光　不詳　橫井左平太　野々口爲志　橫井大平

は其の計畫進捗し同年四月二十八日の便船にて愈〻渡米の途に就いた。時に左平太は二十二歳、大平は十七歳であつた。

因に『伯爵陸奥宗光遺稿』を繙いて見ると其の小傳中に、「伯の京都に在るや勤王攘夷の説の爲めに奔走し始めて土藩坂本龍馬に邂逅す。龍馬伯の年少にして而かも才鋒の鋭利を認め、尙ほ其才をして愈〻老成練熟の域に達せしめむとし勸めて當時神戸に於ける勝麟太郎の家塾に入學せしむ。伯同塾に入りて始めて海軍の技術を學び稍〻泰西の形勢に鑑みる所あり、徒らに無謀の攘夷の行ふべからざることを察知せり。幾もなく勝氏は幕府の嫌疑に因り江戸に召還せらるゝことゝなり其海軍塾も亦廢せられたるを以て伯は坂本龍馬等の一行と共に長崎に寄寓せり。是れ蓋し慶應二三年の頃なるべし」とあるが、玆に掲げた寫眞を見ても彼は左平太・大平等と神戸の勝塾にありて、海舟の歸府免職後兄弟と同じく長崎に來たものと見える。右小傳中に慶應二三年頃とあるはどうかと思ふ。

**出帆前日左平太より小楠社中への書面**

左平太は小楠社中の安場外五名に出帆の前日、便船に乘組むにつきて船長との談判・着米後に於ける身の振方に關してのフルベッキ師の好意ある配慮・渡米後の決意・旅費の才覺等につきて左の如く報じてゐる。

尙々金子の儀餘り莫大の達に相成候得共致方無二御座一候。內藤(泰吉)・岩男(俊貞)引受心配仕吳申、二百五十兩餘借に借用仕候。以上。

一書奉二拜呈一候。薄暑の節に御座候處諸君御揃愈御平安に被レ成二御渡光一、重疊恐悅之御儀に奉レ存候。次に私共儀無異に罷過申候間乍レ憚御休意可レ被二成下一候。扨私共一條頃日申上候通春以來周旋仕候便船も當月九日入津致申候間直にロハ(マヽ)より船將に申入候處一切請合不レ申相斷申候間、都合四度尙又談判仕候得共同樣にて相

斷申候間、此節の便船は相止め次の船を相待候方に一旦は決定仕候得共、餘り殘念にて次の船と申候てもいつ頃に參り候や一切相分不レ申、其上此節船將より斷の趣意も一向に分不レ申候間何樣私共存念の儀船將に貫通致兼候と相考、夫より尙又ロハに罷越此節はロハ同道にて船將に面會仕私共志の儀を十分說き如何成譯にて相斷候や其處を委細承可レ申積にてロハに罷越候處、ロハ云に今一應自分より私共存念を咄可レ申候間暫相待候樣申候間其儘にて置候處、存外の都合にて船將も左樣の譯にて候へば差支不レ申候間此節同船仕候と兩三日前に返答仕候。此節は誠に兩君の周旋且深切なる事實に感心仕候。此後新約克え着致上陸等の都合も萬事布留邊幾(フルベツキ)引受、朋友に書簡を認め遣し申候。右の男は亞米利加大軍艦の船將を致先年當港にも參申候由。當時プイロソプートと申處に造船の總督を被レ命候由にて此人に私共存念を布留邊幾より委細申越相賴申候。此男は非常之人物にて日本を開候存念之由にて心有人は好み申候間萬事都合も宜敷御座候と布留邊幾も咄し申候。プイロソプートと申處は華盛頓と新約克との間にて新約克より大體四五十里も御座候由。此處も都會にて大學校等も有レ之、其上造船に達候人にては船之事は萬事都合も宜敷御座候と奉レ存候。誠に教師は厚き事にて私共出港後飛脚船より尙又書簡を認め委細先に申遣置可レ申と申事に御座候。此後書狀之御取合等は教師手元に御遣し被二成下一候得ば相達可レ申、左樣御承知可レ被レ下候。

一　御國元之儀頃日嘉悅樣より御申越被レ下逐一奉二拜承一候。誠に非常之御都合に相運び、實に諸君御盡力之末積年之大欝を散じ申候。何卒此上は順路に運び可レ申奉二祈願一候。私共も此節は不レ斗に行、愈以必死の修行仕候筈にて乍レ憚左樣御承知奉レ願候。萬一天命不幸なりと雖必ず一人は生を全く致歸可レ申、其上は聊にて

も皇國中興の御用に相立可レ申奉レ存候。此節は段々得ニ貴意一度儀も御座候得共右之通不レ斗に行彼是取紛申候。今晩より乘船致、明早朝に當港出航の筈に御座候。何れ餘は讓ニ後便一、早略。頓首。

四月二十七日朝認　　横井左事

伊勢佐太郎

安場一平様

嘉悅市之進様

山田五次郎様

吉村嘉善（マヽ）太様

宮川小源太様

矢島源助様

尙々乍レ憚時下折角御自愛御專一に奉レ祈候。扨私共此節乘込候船も長さ三十間餘隨（分脱カ）大船にて御座候。大體百五十日斗も懸申候由にて、左候へば九月・十月には着仕候と奉レ存候。此節は入費の儀存念通とは相違士官と「マタルス」（水夫）との違ひに相成、此節の船は無理に相賴候事故何分「マタルス」の所にては行不レ申、金子の儀内藤・岩男兩君周旋に相成申候。委細兩人より言上仕候と奉レ存候。定て御配意に相成可レ申、如何にも心痛の至に奉レ存候得共差懸候事故何の處置も付不レ申、偏に宜敷奉レ願候。

一　宮川様には平野家より私迄註文に相成候畫未だ出來上り不レ申、野々口（爲志）に托し出來次第差上申候間、

宜敷奉レ願候。以上。

旅費の才覺

米國に着してからの學資は第二段として差當つて必要なのは旅費である。外の事ならすぐにも方策を運らし得る小楠にも金の才覺だけは容易でなかつた。德富蘆花が其の著『竹崎順子』に此の兄弟洋行のことを書いてゐる中に、「海軍修行に勝海舟に預けて居た兄の子左平太・大平の兩人を米國に洋行させました。旅費と學資は、門人といふ中にも葦北の德富兄弟が父太善次を說いて貯藏の古金や山を賣つて辨じました」とあるが、もと〳〵兄弟は水夫となつて便船に乘組む積りであつた豫算が狂ひ、德富の厚意による金にては不足を生じたと見え、當時長崎に在つた內藤泰吉・岩男俊貞等が大いに盡力工面したことは右左平太の書面に記せる通りだ。それにつき內藤の『北窓閑話』中に左の記事がある。

德富の厚意

慶應二年、三十九歲、尙ほ長崎に滯在した。四月、先生の二姪佐平太及び大平が亞米利加行を決した。俺は大平の友人某に旅費として金百五十圓を借受けにいつた。某がいふに、四五日前大平が辭書を借りに來て當分返却が出來ぬかも知れぬといつて歸つた。その時これは意味あり氣なことゝ氣付いたが、今始めて其の譯が判つたとて大に喜び、その妻女の衣類長持を妻の實家に預けて金子を調達してくれた。洋行の準備萬端は、野々口又三郎と相談した。

友人等の仁俠

大平の友人某とは何人であるかは右『閑話』でも左平太の書面でも分らぬが、此の人と云ひ、德富兄弟といひ、其の父と云ひ、又內藤・岩男と云ひ、今日の時勢にては想像も及ばぬ仁俠であ

る。海外留學は肥後ではじめてゞ、而も國禁であつたから―兩人出帆後間もなく禁は解けたが―左平太は伊勢佐太郎、大平は沼川三郎と姓名を變じ、渡米したのである。（姓名を變ず）小楠は其の出發に當りて左の送別の語（遺稿篇「詩文」甲、四八）を與へた。（外に送別の詩（遺稿篇八九四頁）もあるが、こゝには割愛する）

（小楠の送別の語）

堯舜孔子の道を明らかにし、西洋器械の術を盡くす。何ぞ富國に止らん、何ぞ强兵に止らん、大義を四海に布かんのみ。

心に逆ふこと有るも人を尤むること勿れ、人を尤むれば德を損ず。爲さんと欲する所有るも心に正にする勿れ、心に正にすれば事を破る。君子の道は身を脩むるに在り。

（原漢文）

前者は二甥の着眼すべき大方針を示し、後者は彼等の修養に關する鐵則を與へてゐる所小楠の魂を打込んだ送別の語だ。此の前語に就ては高梨光司が『日本及日本人』の昭和十年元旦號に載せたる「横井小楠と小楠堂詩草」なる文章中に、小楠の信念と理想とを最も端的に現してゐるものだとなして意見を述べてゐる。それには著者の云はんと欲する所を殆ど云ひ盡くしてあるから左に其の部分を轉載しよう。

（右語に對する高梨の意見）

茲で堯舜孔子の道と申しますのは、東洋古來の倫理道德或は東洋の精神的文明のことでありまして、此れを具體的に現はすために、支那古代の聖天子である堯と舜、或ひは東洋の大聖である孔子の名を用ゐたのであります。それから次の西洋器機の術といふのは、此れは機械の發明によつて生

じた西洋の物質的文明又は科學的文明のことを指すのであります。即ち此の前後二句に依つて東洋の精神的文明と西洋の物質的文明の結合を說いて居るのであります。而して更に第三句に於て、我が日本帝國の國家としての使命目的に移りまして、何ぞ富國に止まらん、何ぞ强兵に止まらんと申して居ります。今更改めて說くまでもなく、富國强兵の四字は、開國進取と相並んで、維新以來の我が日本の指導原理でありました。また實際に於て、世界の驚異に値する近世日本の興隆には、此の富國强兵といふことが、與つて力多いのであります。横井小楠も一面に於ては、勿論富國强兵論者であります。併し乍ら彼は富國强兵だけでは、滿足致さない。即ち小楠の說に依ると、國家の最高使命といふものは、唯單に國を富まし、兵を强くするといふだけではいけない。そこには更に一層高尙なる一大理想といふものが無くてはならない。それは何であるかと云ふと、第四句の大義を四海に布くと云ふことであります。玆で云ふ大義とは所謂正義人道のことでありまして、此れを日本精神に依つて解釋すれば、皇國の本義と申しても、敢て差支へありません。

そこでこの語の大意を約めて申しますれば、東洋古來の倫理道德を基調とする精神的文明と、西洋近代の機械工業を中心とする物質的文明のおの〳〵其の長所を採つて、國家を富强に導くと共に、更に我が日本帝國の使命として天地宇宙間に一貫する正義人道を世界に宣布しようと云ふのであります。而して此れは小楠に取つては一個の空想でも何でもなく、實際斯樣に考へてゐたのであります。それは小楠がその唯一無二の親友で、後に明治天皇の侍講として、君德大政の上に非常の功勞のあつた元田永孚に與へた手書を見ればよく分ります。それには世の中に若し自分を用ふる者があつたならば、先づその使命を奉じて米國に赴き、米國大統領に就て平和條約を締結し、次

で各國に渡つて同樣の條約を締結して、世界の戰爭を停止させるといふことを書いて居ります。而して流石の元田も小楠の此の一大抱負には感服致しまして、「其の識見世論の外に出づ」と稱揚して居ります。

横井小楠の一代に卓絕した見識の一端は、此れに依つても窺はれるのであります。即ち一言にして申しますと、小楠は精神的帝國主義者・文化的帝國主義者であります。或ひは國際協調主義者・世界平和主義者と申しても、宜しいのであります。而して此れを他の方面から觀察しますと小楠は今日の國際聯盟とか、世界軍縮會議とか、或ひは不戰條約とか云つたやうな、種々の戰爭防止・平和工作の意見を、今から八・九十年前の幕末內外多事の際に主張致して居るのであります。此所が小楠の一大先覺者たる所以であつて、小楠の學問と見識は、今日の時代に於いても、我々を啓發するところ、實に多大であると思ふのであります。

最早右に蛇足を添へる要もないが、最初の二句は堯舜孔子の道を骨骼にしてそれに西洋文化の衣裳を着せようと云ふ所謂東魂西才で、彼の理想とする所、第三句以下は日本を富國强國となして外國を侵略するのではなく、四海に我が日本特有の文化を布きて以て我が皇道を明らかにすれば、必ず道義を基礎とする眞實の世界的平和が招來せられて「此の道本朝に興るべし」と云ふ彼の信念であつた。さすれば小楠の理想と信念は右五句に盡きてゐる。七・八十年後の今日の所謂皇國精神は夙に彼の道破する所であつて、言百年の前に有つて識百年の後を照すどころではない。

此の故に右送別の語は、今日では皇國精神の定義の如くに多くの人の口にする所となつてゐるが、具眼の士は夙に之を愛誦したもので、小楠の親友下津休也が明治七年―小楠歿後五年―に時事の危急を憂慮し病軀を驅つて上京した時にも此の語を和田耕雲に書せしめて岩倉具視に呈してゐる。それは岩倉が新政府に於て最も有力であつたのと小楠が參與時代彼から特に厚く信頼されてゐたからでもあらう。元田は此の時の事を『還暦之記』中に左の如く記してゐる。

休也翁の來るや論語堯曰篇中萬方有罪在朕躬の句を和田耕雲に書せしめ、菊池家の古文書武重相談寄合衆の狀を併せて之を　聖上に獻上し、又大學の秦誓篇と横井先生二姪に送るの語を耕雲に書せしめて岩公に呈せり。皆其愛君憂國の誠を寓せられたり。岩公大に之を喜び、余を招て其解釋を聽き且其意を記せしむ。又宮中より品物を賜ふて其の注意の厚きに酬はれたり。

元田の送別の詩

元田東野も亦兄弟の爲に「横井二子の米國に之くを送る」なる左の一首を贐けてゐる。

丈夫の志氣は蒼穹を貫く、碌々何ぞ曾て世と同じからん、海軍を起して我が武を揚げんと欲す、須らく國論を開き天工を極むべし、一身主に抛ちて唯道を弘め、萬里親を辭して功を計らず、双箇の丹心炳として火の如し、歸來爾を待ちて群蒙を啓かん。

右の送別の語と詩とを惠まれた兄弟は大いに感奮して皇國のお爲にならねばならぬと心竊かに誓つたであらう。兄弟の渡米は現今の航路とは違つて長崎を發して支那海を經、スマ

トラと爪哇との間のスンダ海峡を通りて印度洋に入り、遠く喜望峰を廻りて大西洋を西に合衆國新約克に向つたのである。帆船のことゝて長崎出帆後百數十日の長き航海を續けて漸く十月廿日前後に到着した。其の着米の時の模様が『ラットガアース大學沿革誌』の日本留學生につきて記せる項に掲げてあるから左に轉載して見よう。

二甥着米時の記事

彼等(日本留學生のこと)のある者は全く何等の豫告なしに突然米國にやつて來たのである。一八六六年(慶應二年)の秋紐育へ丁度入港したばかりの帆船の一船長が二人の日本青年を連れて同市のダッチ・リフォームド教會の外國傳導局事務所を訪問した。牧師のジョン・メーソン博士が之に逢つて見ると當時長崎に滯在して後年有名になつたガイロ・エフ・フルベッキ氏からの親切に面倒を見て遣つて呉れとの紹介狀を持參してゐる。二人は僞名して伊勢佐太郎・沼川三郎と稱した。後彼等はニューブルンスウヰックへ連れられたが、ヴァン・アスダレ夫人や牧師ゼームス・ロメインの未亡人ロメイン夫人が大いに同情し彼等を懇切に世話してやつた。そして「グランマースクール」に入學せしめ、マックレー氏の家庭に入れてやつた。餘り永らくは滯在しなかつたが、聞けば日本へ歸つてから間もなく死亡したよし。此二人の者より少し遲れてやつて來た他の青年(日下部太郎のこと)は前記の二人よりずつと長らく滯在した。

ラットガアース大學

右ラットガアース大學は合衆國ニューゼルシー州のニウブルンスウヰックに在るが、同大學の卒業生ゼームス・エチ・バラーは文久元年に宣教師として、ロバート・エチ・ブルンは同年に公使として、ウイリアム・エリオット・グリフヰス　エドワド・ワレン・クラーク　マーチン・ネビウス・ワイマック

ヘンリー・スタウトの四人は明治の初年教師として、泰西文明と接觸して間もない日本に來り文化事業上に重要なる役目を演じた。右の如く文久元年以來日本と關係があるので、合衆國に渡つた最初の留學生は此の大學に學ぶもの多く、文久三年以來十年間に約四十人の日本留學生が入り一時十三人もゐた事があつたさうな。



横井兄弟もはじめ此の大學に入つたが、右『沿革誌』にある通り本大學に長くは居なかつた。其の後の滯米間の消息は正確に分らぬが、明治元年九月中旬小楠が京都より宿許及び在米兄弟へ送つた書狀を綜合して見ると、兄弟の目的は航海修業であるが、米國にては航海學校に外國人は一切入校を許さぬ規定であつた。それにつき左平太兄弟がワシントン政府に交涉して、日本政府からの依賴あらば日本人六名は許可すべしとの答を得、それを小楠に申し越したので、小楠は太政官で取調べて見ると、外國知事小松帶刀から其の件は既に米國より通牒があつたので我が國政府より官費留學生として兄弟及び越前の八木八十八(後の日下部太郎)と薩州人一名の外に在米邦人二名に人選も決定し、學資も米國よりの申越通り五百ドル支給の筈で、此の人達の藩主に異議なくば直ちに米國に賴み遣はす事になつてゐると聞かされたが、其の後同二十日付の宿許への手紙(遺稿篇「書簡」二一五)には「兩人共に航海修行太政官より被ㇾ仰付誠に以無ㇾ存懸ㇾ次第」と申し送つてゐる。初兄弟の渡米は肥後藩の諒解の下で、藩より多少學資の補助も仰いではゐたが、今回太政官より留學を命ぜられて多額の支給を受くる

ことになつたので小楠の歡喜は譬ふるものもない狀態であつた。かくして兄弟は官費留學生として上記航海學校に入學し、或は學業に從事し、或は實地練習に從ひて歐洲諸港に巡航しなどしてゐると、明治二年小楠遭難の凶報に接した。兩人は直ちに歸朝し仇を復して幽魂を慰めんとも考へたが、曩に國を發する際に小楠は、時勢斯くの如し、我若し不慮の災害に遭ふとも汝等決して復讐を企圖すべからず。必ず己が志す所の業を成し以て報國の器とならんことを期すべしと戒められてゐるので、之を水泡に付せしめてはならぬと思ひ返して一意專心業を勵んだ。弟大平は滯米滿三年になるかならぬに肺を病んで歸朝し、長崎にて療養しつゝ熊本英學校の創設に盡力中明治四年二十二歲で死亡し、横井家の菩提寺往生院に葬られたが、兄の左平太は滯米六年にて歸朝した。左平太ははじめは航海學を修めてゐたが、後には政治法律の學を學んだやうだ。歸朝後間もなく再遊の命を奉じて渡米、二年後歸りて明治八年六月元老院權少書記官となつた。彼は弟大平の病氣看護に際し同病に感染してゐたとの事だが、同年十月亦三十一歲を以て肺疾にて死去した。

日本留學生の病死につきて

・因に左平太、大平より後れて慶應三年二月長崎を出發して渡米しラットガアース大學に入つた日下部太郎は、かの地で兄弟と親交あり、小楠の世話にもなり、將來を囑目されてゐたが、彼も在學三年半にて同じく肺疾にて客死した。以上三人皆肺病―結核であらう―で斃れたが、聞く所によると日下部の葬つてあるニユウブルンスウキックの墓地には、姬路の長谷川雉雄(二三歲)・薩摩の松方蘇介

(三二歳)・小倉の小幡甚三郎(二九歳)・鹿兒島の阪谷達郎(二七歳)・川崎新次郎(二四歳)・長州の入江音次郎(二四歳)の三十歳に足らぬ青年が枕を並べて眠つてゐて、それが何れも一兩年の間に相前後して病死したとあるから、恐らくは皆横井兄弟と同じく肺結核であつたであらうと思はるゝ。結核病竈を健康動物に接種すると結核に感染することをヴイレミンが始めて證明したのは左平太・大平の渡米した前年の一八六五年で、ローベルト・コッホが結核菌を發見したのは一八八二年だから、如何に亞米利加でも兄弟等の留學時代は本病の豫病法も治療法も幼稚なものであつたであらう。

# 第十七章　俄に出で、新政府の樞機に參與す

## 一　應召までの經緯　上京

文久三年八月越前より歸りて沼山津の閑居に浪々の生活五年に及んだ小楠が表面にこそ立たね底力の强い指導者として變化極りなき幕末過渡期の諸方面から倚頼された事は前記の通りである。かくていよ〳〵明治維新の幕開かれんとするや、其の晴の舞臺に登場すべき立役者の一人たるべく有識者から期待されてゐたが、慶應三年も暮れんとする臘月十八日の夜、朝廷より人材登用の故を以て肥後藩長岡護美及び横井平四郎御召の達書が烏丸侍從から在京都肥後藩邸に下つた。小楠に對してのは左の通りである。

護美・小楠への御召

今般無偏無黨公平之御所置を以與天下更始被遊候付、人材御撰擧之筋を以兼て達叡聞候輩は博く御諮問被在候に付、其藩右人體御登用被爲在候間、早々登京致候樣可申付旨　御沙汰候事。

『防長回天史』によると、之と同文の御沙汰書で同日に長藩の木戸準一郎も召されたとあ

る。後に記すが如く王政復古となるや否や坂本龍馬は朝廷に建白すべき意見書を作つた。其の中に關白議奏・參議の三職を置くべきを考案し、參議に當時の有力者九人を擬してゐる中に長岡護美・木戸準一郎・小楠もあるから、今回彼等を召さるゝことになつたは之にも關係してゐるではあるまいかと臆測されるが、さもなくても此の際野に遺すべき人でないことは云ふ迄もない。

右につき在京肥後藩重役より國許政府への書面

右の護美及び小楠御召出の書付は同廿一日付にて在京肥藩重役三宅藤右衞門及び溝口孤雲から國許の家老・中老に達せられたが、其の時の兩人の書狀の一節には小楠の上京につきて、

横井平四郎儀御登用可ㇾ被ㇾ爲ㇾ在候間早々致㆓上京㆒候樣是又御所より被㆓仰出㆒之趣別紙之通に御座候。同人は御案內通之身分にて天下之御政道を被ㇾ議候參與局抔に被㆓差出㆒候ては何とも不都合に有ㇾ之候得ども、今般は更始御一新之御趣意に付其邊之儀は於㆓朝廷㆒一切御頓着不ㇾ被ㇾ爲ㇾ在儀と被ㇾ考候へば一ト通之被㆓仰立㆒にては相濟申間敷、されば迚其儘被㆓差出㆒候ては御家中一統之物議何程に可ㇾ有㆓御座㆒哉甚以懸念仕候。何樣御國元之儀も非常之御改革にて專士氣奮立之筋御經營之折柄に付、現實之模樣に應御處置之品も可ㇾ有ㇾ之候。得斗御評議候樣存候。

細川越中守藩中

と記し、大分異議がありさうに懸念してゐる。此の書面が大晦日に熊本に着すると果して小楠の御召出には議論が起つたので、藩では一應左の如く彼の病氣を申し立てゝ御斷した。

横井平四郎

右は今般御新政之砌博く天下之人才御諮詢被レ爲レ在候に付被レ遊二御登用一候間早々登京仕候様可二申付一旨御沙汰之趣越中守於二國許一奉二承知一候。然處右平四郎儀近年病躰罷成居候事に付如何躰にも朝廷之御用に難二指出一御座候間、此節　御召之儀は乍レ恐被レ遊二御免一被レ下候様奉レ願候。此段宜御執達奉レ願候様越中守申付越候。以上。

細川越中守家來

月　日　　御留守居名

小楠への御召は病氣なりとて御斷す

右願書は正月十三日頃在京肥後藩留守居役田中八郎兵衛より差出されたが、其の後の事情は同月二十六日付にて在京の安場一平が國許の同社中なる兼坂熊四郎・馬淵愼助に贈つた書翰の左の一節によつて略察することが出來る。

三岡(八郎)も越邸引離候て參與に被二仰付一、仁和寺宮・岩倉公・三條公非常之御英明にて同人えは御依賴之御模様、先今日朝廷之正脈を繋ぎ留め候は此人に御座候。沼山先生えは臘十六日比御召出、大晦日に其御使熊本着いたし候得共、御國許彼是俗論差興一應御病氣と被二仰立一御斷被二仰上一候處、此許邸(京都藩邸)中にては中々御斷出來候勢に無レ之留置に相成居、明廿七日田中八郎兵衛良公子再御召之儀を持罷下候節沼山先生御催促且由良洞水御召も一同に被二仰越一候。左候へば下地熊本も私共出立前大に氣脈も打替り候運に相成居候間此節は萬事相決、良公子御發途も申迄も無レ之、沼山先生も必定御出方に相違無候儀と相考居申候。三岡も諸藩有志輩之無經綸

にて殆んど困り果居、只々先生之御出現を萬祈いたし居申趣に御座候。

右によると肥後藩は小楠の御召に對しては上述の如く病氣の故を以て御免を願ふと倶に護美のそれをも御斷したと見える。然し護美と小楠との登用には朝廷も大分力瘤を入れられてゐるので容易に御取上はなかつたらしい。

安場・山田への徵士の命は依レ願免

正月二十五日には安場一平・山田五次郞もまた徵士內國掛を仰付けられたが、同月二十八日細川右京大夫(世子喜延)から左の如くに請願したゝめ、此の兩人のは直ちに被免の御沙汰があつた。

安場一平
山田五次郞

右兩人過る廿五日徵士被二仰付一難レ有仕合奉レ存候。然處先達て以來溝口孤雲・津田山三郞・木村得太郞追々に同樣被二仰付置一候上、橫井平四郞・由良洞水えも御沙汰之通にて、孰も未熟之者共家來內而已多人數被二召仕一候ては大概諸藩之勾配も有レ之、甚以心痛仕候間乍レ恐一平・五次郞儀は徵士被レ免被レ下候樣奉レ願候。且又向後家來內より被二召仕一候節は前以內分被二仰聞一候樣有二御座一度、此段も任レ序申上置候。

徵士御召に對する肥後藩の評議

右によれば安場・山田の徵士被免を請願した理由は他藩との釣合上多過ぎると云ふのであるが果してそれが眞意であるであらうか。此の兩人と由良及び小楠の徵士御召に對する肥後藩の評議につきては左の如き記錄もある。

横井平四郎上京之儀に付ては御國許にて御評議之次第田中八郎兵衛京着之上委細申達候處、世子君被レ對ニ
朝廷ニ種々御配慮之筋も被レ爲レ在候に付段々咄合居候內、去廿二日由良洞水徵士被ニ仰付一、同廿五日安場一平・
山田五次郎も同樣被ニ仰付一候。右は專越邸よりの吹擧と被レ考候に付津田山三郎同邸へ罷出得斗相窺候上、一
平・五次郎兩人は斷然御斷之筈に候。然處今般之御一新は實に大濶眼を被レ爲レ開　朝敵之外は大赦をも被ニ仰
出一、多材多能之者は如何樣なる身分たりとも御登用有レ之、一刻も御趣意貫徹致治安之場合に至候樣との御
運と相見、然るに殘る平四郎・洞水迄も學派等之譯を以悉く御斷被ニ仰立一候ては往々御國之御都合も何程に
可レ有ニ御座一哉。依レ之洞水は此節良之助樣御出京之節直に被ニ召連一、御着之上平四郎難レ被ニ差出一次第ヶ樣々
々と被ニ仰上一候方可レ然と相決申候。此上は御國許御評議に可レ被レ任旨世子よりも御沙汰被レ爲レ在候事。
但平四郎儀才力は有レ之候得共、先年諸侯伯參勤寬期且家族國勝手等之儀同人專盡力致、成程天下之御爲を謀
候ての事にて可レ有レ之候へ共於ニ幕庭一は是より段落致、若や此節　朝廷之御運上に於て右樣之御都合に共成
行候ては才力有レ之程其邊之儀は心遣に有レ之、且又同人儀は士道忘却一藩之人望盡果候人物に候處天下之御
政事にも關り候樣相成候はゞ家中之人氣も可レ致ニ沸騰一、左候はゞたとへ　朝廷之御用に相立候ても率土に混
雜を生候譯に相成、左候ては全體之御趣意にも協申間敷抔有の儘被ニ仰立一候はゞ共上之御模樣も可レ有レ之と
奉レ存候事。

「一平・五次郎兩人は斷然御斷之筈」とあるは單に他藩との釣合上からばかりでもなく、實
學派のものがさう多く召されてはと云ふ都合もあるらしく、又事によつたら小楠の門弟なる

兩人をして應召せしむれば小楠の御召を御斷するのに困るといふ意味もあるやうに考へられもする。小楠に至りては兎に角當時の大立物で朝廷の御希望も並々でないのに、藩では既に士道忘却の廉で家祿を取上げ士席を差放した關係があるから其の御斷に大分苦心の跡が見える。

小楠の召命に關する護美の書に岩倉の返書

二月廿一日長岡護美は召命を奉じ熊本を發して上京の途に就いたが、其の月晦日京都に着くと翌三月朔日に參與職を命ぜられた。彼は同月五日副總裁兼海陸軍務會計事務總督たる岩倉具視へ横井平四郎の召命を辭する書を送つた。其の內容は詳かでないが多分右記録にある評議の次第を有の儘に認めたのであらうと思ふ。然し岩倉は翌六日之に答ふるに、

昨日御書中之處御用繁御即答に不ᵣ能失敬此事に存候。然ば横井平四郎依ᵣ召上京之處、先年江戶表におゐて云々都て巨細御書付御示諭何も令ᵢ承知ᵢ候。段々御入念之儀にては候得共右等決て御心配には不ᵣ及、兼て人才之趣聞食被ᵣ入、此度此用召之儀に候間早々可ᵢ罷出ᵢ候樣御取計可ᵣ給候。尤三條始示談之上御答に及候條御安心可ᵣ被ᵣ下候。

とて何等留意せず早々命に應ずべしとの旨を內示した。かく出られては肥後藩では最早御斷の仕樣はなくなつた所へ三月八日重ねて左の命があつた。

横井平四郎

御用候間早々上京可ᵣ爲ᵣ致候事。

同日長岡護美は京都より在藩家老等に寄せた書簡中に左の如く認めてゐる。

扨横井一件小生よりは涯分を盡し申上候得ども最早言上之以前田上鐵之允被ニ差下ー候事も有レ之、且岩倉様に拜謁之上一書を以て申上候處別紙壹通の通御差越候間則入ニ御披見ー候。得斗御諒察可レ被レ下候。此上は御邸內より被ニ差出ー候ては迚も六ケ敷形勢に候間　天朝え被ニ差出ー切と申候より外無レ他候間左樣御含可レ被レ下候。

「別紙一通」とは上記岩倉の答書であることは云ふ迄もない。之を見ても、藩論は小楠を應召せしむることには餘程躊躇したと見えるが、岩倉からの上記內示があり、再度の召命があり、今又護美よりの右書面に接しては最早捨て置かれず、此の上は小楠を上京せしむる外はないと藩議一決したので、藩政府は先づ、

松村十之進支配
都築默兵衛（四郎の改名）
橫井覺之助支配
橫井平四郎

右は先年御咎によりて御知行被ニ召上ー士席被ニ差放ー候處、今度從ニ朝廷ー赦被ニ仰出ー候付士席被ニ返下ー旨同二十日及レ達候。

大赦により士席返下さる

に及び、更に同二十二日に左の如く達した。

徵士出京の達

其方組横井覺之助支配横井平四郎儀徵士被ニ仰付一候付、用意濟次第早々出京被ニ仰付一候條、此段覺之助え可レ被レ達候。以上。

三月廿二日　　　　奉行所

谷内藏允殿

徵士とは云ふ迄もなく諸藩士及び都鄙有力の者にて公儀により拔擢されて參與職又は各局判事に任命せらるゝ者だ。右の如くして小楠は漸く召命上京する事となつたので、同月廿六日肥後藩政府は左の如く在京老臣に通牒した。

横井平四郎出京之一條に付ては公子(長岡護美)御着後段々御盡力も被レ爲レ在候へども被レ行兼、猶又召之御沙汰有レ之、段々話合候得共別に工夫も無レ之に付、同人儀此節之大赦にて士席被ニ返下一、引續徵士出京之及レ達候。最早今日に相成候ては世上之物議大分頽波之躰に御座候。

これで見ると小楠擧用に關してやかましかつた藩內の物議も大分下火となつたやうだ。さすれば何かと延引勝ちに事を運ぶ藩當局の遣口も一種の緩和策で人知れぬ苦心の存する所だつたかも知れぬ。兎に角幸に小楠は此の難關を突破したのであつたが、其の應召上京は右達のある前から略さうなることが分つてゐたと見え、在京の安場一平が三月十九日付にて國許の山形典次郎・山田五次郎外二名に寄せた書面の「尙々書」の中に、

沼山先生御出方之儀如何哉と日夜焦慮いたし居申候處、此節之御書狀到着大に安心。今日は五六日振に內藤(泰吉)

えも逢申候間祝酒を設け、只今午時(正午)近付一酌之筈に御座候。熊本連隨從如何。嘉悅(市之進)は迚もかはし出來申間敷、吉村(嘉膳次)先生は頃來願望之通廢役にて定て滿悅隨從と相考申候。宮川(小源太)は勿論、江口(純三郎)も御一同と被二相考一、御許十分御賑合御講究御盛大と奉レ存候。

門生、師の上京を喜ぶ

と非常の喜を表して居り師を思ふの情誠に感ずるの外はない。既記の如く小楠が家祿を召上げられて間もなく牛島五一郎が安場一平に寄せた書狀の一節にあつた「先生の御命さへ有レ之候得ば、今日の時勢追々には如何樣とも運可レ申」が其の通りに運んだので、門生一同は小楠が文久三年福井から歸國した時の心痛に引換へて心から師の開運を祝福すると同時に、安場が想像した樣に隨從の希望者も少からぬ事であつたらうと思はれる。なほ右安場の文中に內藤と祝杯をあげるとあるその內藤は、小楠が最後に越前を引上げた頃も京都にあつて、小楠が三國より長崎に安着したとの報に接したとて、嘉悅・安場兩人に既記書狀(本篇八一五頁)を出した位だから、師の今回の開運につきては愉快の餘り安場と痛飮したであらうと想像せられる。

御召に對する小楠の心事

小楠門下は皆右の如く師の今回の擧用を欣喜祝福してゐるが、小楠自身とても此の御召には千歲の一遇として勇躍御受をしたことは云ふまでもない。彼は既に幾度も記述した如く沼山津に閑居してゐても片時も天下國家の事を忘れたことなく、悠々と釣をしてゐても何か其の事につき思ひ浮ぶと竿を投出し腕を組みて考込む事が數次であつたと云はれてゐる程

だから、最近國家の非常時で幕府の政權奉還・新政府の樹立など〳〵と走馬燈の如く變りゆく狀勢を眺めては髀肉の歎に堪へず最後の御奉公をして見たいとの意志に燃えたことは想像に難くないのだから。

右の如く今回の小楠の應召上京は當人も亦其の門下生等も皆欣躍してゐるのに、ひとり小楠の親友元田東野は時尙早しとて之を贊しなかつた。それにつきては彼の『還暦之記』中に左の如くある。

元田は應召上京を時尙早しとなす

朝廷復古の新政特に門閥を廢して天下の人才を撰擢す、參與の職を設けて徵士の撰あり、諸藩有名の士之に與かる。我藩當時京地に在る者津田山三郎・溝口孤雲・木村得太郎等撰に與る。横井先生召に應じて上京す。余往て之を賀す、先生余が往て賀するの遲きを不滿とし荻蘇源太に對して之を言ふ。蘇源太書を投じて之を喩告す。余驚て往て賀す。是より先生の余を過する前日の如くならざるを覺ふ。蓋し先生の　召に應ずる余獨以て早しとす、竊に先生の身に危む所ありて心に賀せざるなり。余が此意先生早く覺る所ありて嫌忌を受けたりと覺ふ。後先生の變あるに至て自ら余が神機の明察を知る。先生の靈亦應に知ることあるべし。先生道理の活見・經綸の運用時を待ち君を得て之を天下に行はんと欲するの志此盛運に遇ひ進取の意・敢爲の氣已むこと能はず、門人の望む所も亦皆玆にあり。而して余獨愼重顧慮の意志ある者是先生の心に暗々裏に悖る所。是より先き門人中先生の藩用たらんことを望む者あり、余陰に之を不可とす。今又先生の出仕を猶早しと顧慮す、是先生の心に適せざる所以なり。其見る所の得失利害、出處の遲速榮辱人々の心

にありて唯天の能く知る所。先生の出る僅に三年の後を待たしめば決して後日の禍あらじ、眞に惜むべきなり。然ども是亦事後の論、余が見の到るに非ず、但余が神機に感ずる所は當時已に此の如しと云。

元田は既記の如く小楠の筋書なる越藩の擧藩上洛計畫にも反對したが、今回の應召出京も時機尙早しと難じた。最も親しき元田の不同意には小楠も多少心を曇らしたであらうが、彼の雄心は抑へ難く、明治元年四月八日いよ〳〵百貫石港から肥後藩船凌雲丸に搭乘して晴の上京の途についた。本船は初四月五日出帆の筈であつたのが此の日に延びたのである。

藩船にて上京

同船した者に江口純三郎・下津鹿之助（休也の子、繩殿の弟）、江村悰谿のあつたことは細川侯爵家記錄によつて明らかだが、同年正月三日在米二甥への書狀（遺稿篇「書簡」一九二）の「尙々書」中に同道の心組と記した竹崎律次郎か或は河瀨典次、又上記安場の書面に隨從しさうに書いてある吉村・宮川などが隨從したかどうかははつきり分らぬ。

隨從者

在藩重役沼田勘解由から四月四日付で在京溝口・米田・三宅三重役への報告によれば、江口純三郎に關しては、

横井平四郎出京被㆓仰付㆒候處、同人儀老體之上近年病氣勝に付自勘（費用自辨のこと）にて付添罷登申度由願之通被㆓仰付㆒旨及㆑達、平四郎一同明日爰許罷立候段爲㆑可㆓申達㆒如㆑是御座候以上。尙々純三郎儀今度凌雲丸大坂え被㆓差廻㆒候節乘組被㆓仰付㆒、船路被㆓差越㆒候樣願之通及㆑達せ、明日出帆之筈候。以上。

とあり、下津鹿之助に關しては左の如くある。

下津縫殿より用事有レ之罷登候樣申越候付出京仕度、往來日數五十日程に相仕舞罷歸申度由願之通被ニ仰付一旨及レ達、明日爰許罷立候。此段爲レ可ニ申達一如レ是御座候。以上。（倚々書は純三郎のと同文）

鹿之助は小楠の門人でもあるから半ば小楠隨行の意味であつたであらう。江村は京都へ遊學を命ぜられたのであつて小楠とは關係はない。細川侯爵家文書の「橫目聞書」によると、船中小楠は江村が經學修業のため上京するとの事を聞き、此の時勢に漢學などやらずに英學でも學んだらと云つたとかでいざこざがあつたさうな。此の出來事を書いたものゝ中には宮川小源太は同船してゐたやうに見えてゐる。

着阪

海上無事大阪に着くと、恰も主上は前月二十一日に親征の旨を以て同地に行幸せられたまゝ行在所に在らせられ、肥後藩世子の細川護久も、越藩士の三岡八郎―前年十二月朝廷より召されて參與となりて財政方面に重用せられ、今回の行幸についても御用度金十萬兩の調達に奔走するなど大いに活躍してゐた―も供奉を命ぜられて在阪中であつた。三岡は前記安場の書狀にもある通り小楠の上洛を只管待つてゐたので非常に喜んで迎へたが、文久三年の夏長崎で別れて以來の積り積つた物語は盡きる時もない位であつたらう。其の時小楠は三岡に、我國に世界無比の幸福がある、皇統の一系がこれである。加ふるに後れて開く是亦幸である。他日大いに成る事があらう。唯君德を輔翼し奉り條理のある處に任ずれば開明無比の域に達せんことは敢て疑を容れないと、いつたといふことを後年『小楠遺稿』の編纂される

三岡に面會

時、三岡卽ち由利公正が橫井時雄に贈つた書簡中に記してゐる。(遺稿篇九三〇頁)

## 二 一躍四位の參與に

徵士參與を命ぜらる

小楠は着阪早々から繁劇なる公生活に入つたものと見え、四月二十日付の宿許への書狀(遺稿篇「書簡」一九四)によれば、「着後舊病も次第に快き方にて仕合に御座候。日々多忙之至、誠に困り入申候。只今通りにては老體(六十歲)實以てたまり不ㇾ申云々」とある。同月二十二日には徵士參與を命ぜられた。

入洛、制度局判事拜命

久しく大阪の行在所に在らせられたる主上は閏四月七日に還御になつた。小楠はそれより少しく早く同月四日に入洛してから病氣で引入つてゐたが、十二日に始めて太政官に出勤して制度局判事を拜命した。其の翌十三日付留守許への書狀(遺稿篇「書簡」一九五)には其のことを報ずると倶に「一抵大に都合宜敷、私は何方よりも大にまちに相成、餘り過分にて御座候」と記して諸方面よりの歡迎を感謝してゐる。小楠は此の年十二月宿許へ贈れる書面(遺稿篇「書簡」二三〇)中にも「一躰私事太政官中にて第一の年かさに有ㇾ之、自然と上下よりも推し立られ」と書いてゐる通り、明治維新で召出された人達の中では最年長者であつて、而も識見は一段と勝れてゐたので、はじめ衆議は彼を顧問にと云ふのであつたらしい。然るに

ひとり岩倉具視は小楠の識見の卓絕せることは十分に認めてゐて彼を召出すことにつきても有力なる推薦者の一人であつたらしいが、小楠の短所として世に誇張して宣傳せられてゐるものもあり、ことに既記の如く細川家が小楠の召命を辭する際、長岡護美より岩倉に小楠の事につきては巨細書き送られてもゐるので、多少慮る所ありて松平春嶽の小楠觀を徵しなどした結果、顧問は見合はせて先づ制度局判事となすことになつたと云ふ經緯が松平(慶民)家所藏の「春嶽手記」中にある。これは餘り世に知られてゐないから左に記して置かう。

顧問見合はせの經緯

横井平四郎已に着坂に相成候よし。衆議顧問之由に候得共、此人議論は隨分見識も有ㇾ之面白く候へ共また其弊害も不ㇾ少、顧問之職に相備へ候て不都合等有ㇾ之候ては此御一新之節に相當り不ㇾ相濟ㇾ之事故、先制度寮へ入れ候積と岩倉卿被ㇾ申聞ㇾ候。越前には能々承知之事故委曲申上候樣御垂問に付、先年我越前へ招請して議論之大意大に國益相成候事を先最初に陳述し、次に國家に驕奢に相成候事・密事漏洩或は衆人を集め候て飮酒等之義迄申上候。尙愚意之趣も申述候處、岩倉卿も御同意尤と被ㇾ思召ㇾ候由被ㇾ仰聞ㇾ彌顧問は相止み制度寮に被ㇾ入候事に相決候事。

右は春嶽が明治元年四月十八日に自ら手記したのである。彼が小楠の短所として擧げてゐる三點中「密事漏泄」と「飮酒」とにつきては後に項を設けて論述するが、「國家に驕奢に相成候事」とは元治元年二月四日に春嶽が藩主茂昭に與へた直書中の第五、「節儉の義は吝嗇に近き云々」の項(本篇七八六頁)に於けると同意味であらうと思ふが、それにつきては著

者は聊か卑見を述べて置いた。（本篇七八九頁）

勤務の繁劇

なほ右閏四月十三日付の宿許への書狀の「尙々書」には「京着以來晝夜來客大ひま無しにて外邪の養生も出來不ㇾ申出勤仕候處、四ツ時（午前十時）より七ツ時（午後四時）迄彼是多用、其上引取より直に岩倉樣に參り夜四ツ頃（午後十時）に歸り申候。今日も同樣にて夜に懸り可ㇾ申、ケ樣の繁用にて是には誠に困り入申候」とあり、病氣未だ全快に赴かざるに其の勤務は餘程忙しいらしい。かくて庶政一新の際小楠の該博なる知識を要することが多く、ことに岩倉には信頼されて其の献策は用ひられてゐると見える。此の書狀を認めて一週日の後、同じく留守許に寄せた十九日付の手紙（遺稿篇「書簡」一九六）には相變らず繁忙にて寸暇なき爲に病氣も未だ全快に至らぬことを報じたる後に左の如く記してゐる。

聖上の御勤勞

天子樣も晝五ツ（午前八時）より表に被ㇾ爲ㇾ出、夜五ツ（午後八時）に奥に被ㇾ爲ㇾ入、其間は政府にも御出且文武之御稽古等御修行被ㇾ爲ㇾ在候樣に相成り、不ㇾ遠二條御城に御移り被ㇾ遊、一切御改正に相成筈に御座候。太政官も段々御改正にて私も近日に顧問に轉任被ㇾ仰付ㇾ御模樣、左樣に相成候得ば誠に多用にて實以迷惑に奉ㇾ存候。

之によると　聖上には宵衣旰食の御精勤にて、國事に御軫念の爲とは申せ其の御繁劇のほど眞に恐入るの外はない。なほ同書面の他の一節には、

春嶽に晋謁

左京亮樣（細川世子護久）へは日々御集會申上、其外春嶽公・閑叟公初諸大名且公卿方大に心安く仕、別て春嶽公は以前よりも猶御親しく、既今夕は太政官下りより左京亮樣御一同嶽公に參り申筈にて御座候。

とある、諸大名や公卿方との交驩もさることながら春嶽との關係はさこそと想像される。當時春嶽は議定の職に在つたが　聖上の御親征・大阪御行幸には所勞にて騎馬堪へ難き旨にて供奉御免を蒙つた爲に、小楠は上記滯阪間春嶽に晋謁するを得ず、閏四月四日に入洛すると直ぐに病氣で引籠り十二日に始めて太政官に出仕したのであるが、其の入洛を待詫びてゐた春嶽は八日に左の書狀に見舞の品物を添へて屆けた。

一別以來契濶背二本意一候。風光新綠愈、御淸安抃賀々々。今般御出京之由承レ之爲二天下一珍重、何分其內面容不二相替一御教導希入候。此重午二輕少一令二進入一候。參　朝前取込み早々御見舞申入候也。

閏初八　　慶永

小楠先生

函丈

尙々近日御不快之由如何候哉、關情不レ少候。折角御加養令二專念一也。

春嶽より小楠への書簡（横井時靖藏）

右書狀と重箱とを受けた小楠は今に變らぬ春嶽の厚意を感謝し病床を離るゝや否や春嶽を訪問したであらう。文久三年八月分袂以來約五年相見なかつた兩人が互に渴懷を醫したことは勿論だが、小楠は先づ第一に沼山津閑居間に

於ける春嶽の心盡くしに對して心からの謝意を述べ、越藩招聘以來の種々の物語の中にも文久二年の幕政改革や公武一致運動から翌三年の擧藩上洛の企圖等々の追懷談に移り、相互に明治新政府の樞機に與る身となつた今は、既に在幕時代から極力主張してゐた尊皇精神を思ふ存分に發揮し皇國の爲に盡瘁しようと相誓つたことは想像に難くない。文久三年小楠が越藩を辭した頃の狀況は既記の通りであつたが、會見して見ると小楠には春嶽の態度が「以前よりも猶御親しく」と記してゐる如く餘程好感を與へたと見える。

大名・公卿との交驩

なほ上記書面中に「諸大名且公卿方大に心安く仕」とある。小楠の閱歷・名望・現在の位置からしてさもあるべきだが、入洛後日淺くしてかくあるのは福井時代からの心友たる雪爪によつて幾分か交驩の機會がつくられたでもあらうと想像される。雪爪の爲人や小楠との間柄につきては既に記述したが、(本篇第十章五)彼は出家の身でありながら廣く當時の名流たる公卿・大名等と交りて時事を畫策し、世間は彼を勤王僧と呼び或は目するに白衣宰相を以てし、特に三條・岩倉や松平春嶽・山內容堂・鍋島閑叟には深交あり、諸藩の英傑にも大いに重んぜられてゐた。彼の著『山高水長圖記』中卷の「三樹風煙」と題する文に左の記事がある。

一日風和に氣溫なり、一二の賓客と閑話を期す。而して客を得ること七八に及ぶ。皆退食公よりする者、團欒して室に滿つ。座は斗酒を置くの外淮南の一味のみ。適甚だし。(中略)此日會する者大久保甲東・木戶松菊・廣澤兵助・福岡孝悌・三岡公正・小原鐵心・橫井小楠・寺內暢三・名和緩等なり、乙夜にして散ず。明

參與任命と敍位宣下

京都よりの家信（橫井時靖藏）

治元年閏月十七日。（原漢文）

處は當時雪爪の寓したる京都の三本木、賴山陽の舊廬老龍庵で、時は小楠が入洛して十二三日後、右書面を認めた二日前である。本文中の客は主として小楠の同役の人達だが、雪爪によつて大名や公卿との間にも斯かる會合は行はれて或は國事を談じたり、或は詩酒徵逐の風雅事もあり、小楠も時々それに顏を出したことゝ思はれる。

同月廿一日小楠は官制改革の結果是迄の職務は免ぜられ、徵士參與中から選拔されて新に參與に任命せられ、翌廿二日に「敍從四位下」の宣下があつた。彼は廿六日早飛脚に托して此の吉報を家族に告げるべく自ら筆寫した宣下の辭令書を同封した書狀（遺稿篇「書簡」一九七）中に「私儀去る廿一日參與之內より撰出被仰付、翌日別紙之通り被仰付誠に以て無存懸難有仕合、何とも申上樣無之次第に御座候」と聖恩に感激し、其の「尙々書」には「村中前條神酒御上げ御披露可被下候」、又「禁庭より上なら一疋

米田に新政の事情を詳報す

拝領仕候。初ての事にて至誠院様・おつせにかたびら染させさし上可ㇾ申」とありて其の歡喜の狀は眼前に髣髴する。

同月廿八日には熊本にて藩政を執れる米田虎之助に書狀（遺稿篇「書簡」一九八）を認め京師新政の事情を詳報してゐる。此の改革には如何なる程度に小楠が關與したかは詳かでないが、彼は其の書中に是迄役人の擧用は因循に陷り、諸局は各趣向を立て本末一貫せざる所ありしを改革したりとて、公卿以下小吏に至る大淘汰や官制・職制の改革につきて詳記し、

横井平四郎
叙従四位下
右
宣下候事
閏四月廿二日

小楠自筆「従四位下宣下」写
（横井時靖藏）

一　輔相には岩倉公（三條公は東下中なれば歸京の上任命の筈）。

一　議定には中山前大納言・正親町中納言・德大寺中納言・中御門中納言・越前前宰相・肥前前中將・薩摩中將・阿波少將。

一　參與には小松帶刀・後藤象次郎・大久保一藏・廣澤兵助・三岡八郎・福岡藤次・添島次郎（マヽ）・横井平四郎

の決定を見、辨事は近日任命の筈なるを報じ、なほ位階宣下を仰出されたる次第を記し、之を拜受するは「實に當惑至極に有之候得共、御政體に於て不被得止事之條理に候へば御辭退申上候は不罷成、去迚直樣御受申上候儀は心底相濟不申、今暫之處人心折合候迄御受不申上、宣旨は辨事に預け候に申談」と認めてゐる。

明治の初に於ける官制改革

明治の初に於ける官制の改革は數次に上つて頗る複雜してゐる。卽ち第一次改革は慶應三年十二月九日明治天皇御學問所に出御ありて親王及び諸臣を召し王政復古の大號令を發し給うた時の諭告に依りて總裁議定・參與の三職を置かれたのであるが、第二次の改革は明治元年正月より二月に亙り、正月十七日には議定級に分課の規定が設けられ、神祇・內國・外國・海陸軍・會計・刑法・制度の七課として事務を分掌せしめることになり、二月二十三日には三職（總裁・議定・參與）八局（總裁・神祇事務・內國事務・外國事務・軍防事務・會計事務・刑法事務・制度事務）徵士・貢士の制及び官職名簿を發布した。第三次の改革は同年閏四月二十一日に行はれ、卽ち小楠の米田に記し送つたもので、太政官を議政・行政・神祇・會計・軍務・外國・刑法の七官と爲すと倶に府・藩・縣の制を定められた。此の改革に於ては、既に三月十四日に五箇條の御誓文が公にせられて萬機は公論に決すべしとの御精神を貫徹しなくてはならぬので、議政官を第一位に置きて最も重い權力を附與し、官中に上下兩局を設け、上局には議定・參與・辨事を置き、議定には親王・諸王・公卿・諸侯を（其の內二人は輔相を兼ぬ）、參與には公卿・諸侯・大夫・士・庶人を以て之に充て、議定及び參與は政

體を創立し法制を作り機務を決し賞罰を明らかにし條約を定め和戰を宣ぶるなどの事を掌らしめられたので、今の樞密院議員兼貴族院議員と云ふ格だ。下局には議長（辨事がこれを兼ねたが、今の衆議院議長といつてもよからう）を置き、議員は貢士（各藩主が其の藩士中から適當な者を拔擢して中央政府の議事所に出したので今の代議士のやうなもの）であつて、租稅・驛遞・貨幣・拓殖及び外國と締結の條約等に關する事を議し、立法の權をも握らしめた。此の改革後明治二年七月に第四次改革ありて神祇官・太政官・民部省・大藏省・兵部省・刑部省・宮內省・外務省・大學校・彈正臺・皇太后宮職・春宮坊・留守官・開拓使・按察使等が設けられ、更に明治四年七月には廢藩置縣となり、第五次改革として太政官制の改革即ち總官制の改革があつたのである。僅かに四年間に此の如く官制に改變を見たのは、明治政府草創の際とて蓋し已むを得なかつたであらう。

官制の改變するに連れて任官にも異動のあつたのは云ふまでもないが、はじめ將軍大政返上を奏上し王政復古となるや否や、かの機敏なる坂本龍馬はかう云ふ樣になつて見れば何んとか善後策を講じなければならぬとて、一方には薩・長に聯絡を保ち岩倉に昵近し、一方には新官制の組織に苦心して中岡愼太郎・戶田雅樂と協議して朝廷に建言すべき意見書を作つた。其の大要は關白・議奏・參議の三職を置き、神祇・外國・內國・會計・刑部・軍務の六官を設け、其の人選につきては更始一新の際であるから偏頗であつてはならぬ、其の第一着步に於て事を誤らば禍を萬世に殘さぬとも限らぬとて專ら公平を主とし、其の腹案を後藤象二郎に示すと一議に及

坂本龍馬の意見書

ばず贊成を表した。其の人選は關白には三條實美を、其の副としては別に內大臣を置きて德川慶喜を、議奏には正親町三條實愛・中山忠能・中御門經之・岩倉具視・松平慶永・山內容堂・島津久光・松平閑叟・伊達宗城・毛利慶親等を、參議には、長岡護美・後藤象二郎・坂本龍馬・小松帶刀・西鄕吉之助・大久保一藏・木戸準一郎・橫井平四郎・三岡八郎等を擬してゐた。然るに上記王政復古の大號令に依り大體の形式と任命は、ほゞ相似たるものがあつたが、岩倉・大久保等の畫策(?)によつて其の根本の大眼目は骨拔きにされ、德川慶喜以下全然政權の外に葬られ、佐幕派の公卿二十餘名は謹愼を命ぜられ、會津・桑名兩藩は各其の職を止めて歸藩を命ぜられた。然るに議定と參與には坂本が議奏と參議に擬してゐた人達が大分任命せられ、小楠も慶應三年十二月徵士として召され、明治元年四月着阪するや參與となり、閏四月入洛するや制度局判事となつたのは既記の通りである。第三次改革によりてはそれ迄の人達は皆免ぜられて新に左の如き任命を見たが、これは主として大久保利通の意見に基づいたとの事である。

議政官

議定　三條右大臣(實美)・岩倉右兵衛督(具視)・中山一位(忠能)・正親町三條前大納言(實愛)・德大寺大納言(實則)・中御門大納言(經之)・阿波中納言(蜂須賀茂韶)・土佐中納言(山內豐信)・越前宰相(松平慶永)・肥前前中將(鍋島直正)。

參與　三岡四位(八郎、後の由利公正)・福岡四位(孝悌)・小松帶刀(淸廉)・木戸準一郎(孝允)・後藤象二郎(元

嶂）・大久保一藏（利通）・廣澤兵助（眞臣）・副島二郎（種臣）・横井平四郎（時存）・西郷吉之助（隆盛）・岩下佐次右衛門（方平）。

議長　軍務官判事　大木民平（喬任）・權辨事　坂田莠。

行政官

輔相　三條右大臣・岩倉右兵衛督。

辨事　阿野中納言・坊城右大辨宰相・大原左馬頭・勘解由小路左中辨・五辻彈正大弼・秋月右京亮・神山五位・門脇五位・田中五位・丹波五位。

權辨事　千種前少將・戸田大和守・坂田莠・松室豐後・水野助大夫。

右議定・參與の人名は下津休也が京都から七月四日附で在藩家老・中老に寄せた書簡中「太政官要路の名前は別紙懸御目申候」として記してゐるのと同じで、既記小楠が米田に報じたのとは一・二異なつてゐるが、それは小楠の報告後に退官したり任命せられたのがあつたからであらう。新政府の首腦である者が位階が低かつたり無かつたりするのは具合が惡いといふので、輔相には二位の右大將。議定には二位の中納言、參與の藩士には四位、辨事の藩士には五位を授けることになつたが、これは當時にあつては破格の沙汰であつた爲に物議を生じたので今暫く人心の折合を待つてからと宣旨は其の儘辨事に預け置くことゝなつたことは右小楠の書面中にある通りだが、右人名中特に三岡と福岡兩人のみに四位と記してあるにつきて

は『由利公正傳』中に、

閏四月二十三日從四位下に叙せらる。是より先各藩の徵士にして參與に任ぜられたる者皆無位にして昇殿を得ず、正殿の階前なる砂上に圓座を敷きて列座せしが、朝議ある毎に先づ口を開く者は主として參與にして、上座の公卿は堂緣に出でゝ問答せざるべからざるの不便あり。よりて叙位の議ありしが參與等皆固辭して受けず、參與中の年長者福岡孝悌・三岡八郎の二人をして參與代表者として位階を拜受せしむるに至れりと云ふ。

とあるので其の譯がわかるが、それと同時に各藩の徵士にして參與に任ぜられた者の無位なることの如何に不便であつたかも想像せられる。然るに此の文中に「參與中の年長者福岡孝悌・三岡八郎の二人をして」とあるが、當時由利は四十歲、福岡は三十四歲で小楠の六十歲には比すべくも無い、何故に小楠が除かれたかはよく分らぬ。

右によると小楠は第三次改革により數多い徵士參與の中から篩の目に懸つた參與中の一人たるの榮譽を荷つたので、彼が宿元への書狀（遺稿篇「書簡」一九四）中に「四位の參與古今無二比類一仕合深く恐懼仕、何ともいたし様無レ之候」といひ、又彼が病氣にて十二月辭職を思ひ立

宿許への書狀

古今無二比類一仕合、

位階はしばらく御預

（横井時靖藏）

ちたる時宿許に寄せたる書狀（遺稿篇「書簡」二三〇）中に、「從來此節之御登用實に無㆓存懸㆒仕合にて、匹夫之身を以て四位之官を給り天下一新之御政事に預り候は二千年來其例し無㆑之、且又他之參與は京師に出懸りの面々直に被㆓仰付㆒、列藩在仕の者被㆑召候は三岡と私幷木戸準一郎之三人迄にて實に非常之御拔擢は骨に透り難㆑有仕合に奉㆑存候。天恩重大無限之至り」と感激してゐるもその筈である。然し位階に就いては叙㆓從四位下㆒の宣下はあつたもの丶、輔相の岩倉さへ三位右衞門督から一足飛びの二位右大將には心痛してゐる位であるから、一布衣の小楠がそれを御受けに躊躇するのも尤の次第であらうし、又當時有數の大藩主の一人細川韶邦でさへ從四位上で、世子護久は慶應三年六月に從四位下侍從に任ぜられたに過ぎぬのに、其の臣下たりし身が一躍四位の位階を賜らうとするの

小楠より彌富千左衞門・矢野大玄への書簡（彌富熊太藏）

で「御辭退申上候は不罷成、去迚直樣御受申上候儀は心底相濟不ㇾ申」と當惑するのも無理はなく、なほ當時の世相から見ても亦「今暫之處人心折合候迄御受不ㇾ申」と當分辨事に預けたのは頗る當を得た處置であつたであらう。彼は沼山津の彌富千左衞門・矢野大玄兩人へ五月十日付で、

明治大帝の御英姿を謹記せる小楠の書
（横井時靖藏）

小拙此節太政官御改正格別の御拔擢被二仰付一、從四位下に拜任、匹夫の身誠に未曾有の　天寵を蒙り實以奉二恐入一候。依ㇾ之位階は當分御受難二申上一、御役所御預申上置候。段々承合候處御斷は決て罷成不ㇾ申由にて甚以當惑罷在候。御推察可ㇾ被ㇾ下候。

主上の御英相

と書き送つて當惑の中にも押へ難き喜を告げてゐる。

その後の小楠は健康矢張り勝れないながらも日々出勤して繁劇なる職務に從事してゐることが宿許への時々の書狀に認められてゐる。彼は其の宿許への書狀中には、いつも時勢や公生活のことまでも書き添へてゐるが、聖上陛下の御盛德を窺ひ御英相を拜しては感喜默々に付する能はざりしと見え、五月十八日には、特に一枚の紙本に、

昨日は　主上政府に被レ爲レ入、　玉座近く議定・參與被二召出一御政事被二　聞召一候。我等を去る事二間斗なり。御寶算御十七歳に被レ爲レ成、御年相應之御成長にて玉顏はあさ黑く御雄そふに被レ爲レ在候。是よりは日々程に御出被レ遊候との御事なり。非常之御天資誠に國家之大幸何も甚難レ有がり申候事。

と、五月二十四日付の書狀（遺稿篇「書簡」二〇二）中には、

主上日々御出座、議定・參與被二召出一萬事被二聞召一候。私共罷出候所よりは玉座は一間半位、八疊之御間に中央に高き御疊二枚敷き御敷物（何か薄き一通りのものなり）外に御たばこ盆（丁度私之物位なり）のみにて、御近習衆も一と間隔て二三人も扣え被レ居候。私共は御居間之下御敷居の下とに罷出申候。議・參一同に罷出候時も有レ之、或は一人罷出候事も御座候。千餘年來絕て無レ之御美事に御座候。御容貌長が御かほ、御色はあさ黑く被レ爲レ在、御聲はおほきく、御せもすらりと被レ爲レ在候、御氣量（龍顏の意味）を申上候えば十人並にも可レ被レ爲レ在哉、唯々並々ならぬ御英相にて誠に非常之御方、恐悅無限之至に奉レ存候。

と謹記してゐる。之を謹讀すれば小楠が如何に皇室に對して敬虔の念の深かつたかゞ窺は

れるではないか。

病氣重く遺表を口授す

小楠は入洛以來上記の如く健康の常ならざるを推して職務に勤しんでゐたが、五月末に及びて病狀募り遂に缺勤の已むなきに至つた。それより病勢は次第に重るばかりで一時は餘程の重態に陷り、小楠自身も最早再起の覺束なきを思ひ、門弟等を枕頭に呼び集めて遺表を口授した程であつた。其の遺表は小楠に密接の關係のある門生の諸家などには今でも藏せられてゐる。門生等の聞書である爲であらう文章は區々だが、大意は何れも同じで人道・治亂・君德・交際の四ヶ條より成つてゐて、小楠が常に　君上を堯舜に致し國運を進暢せしめんとの精神に燃えてゐたことも分り、又小楠の女婿で基督教界の耆宿たりし故海老名彈正は此の遺表を見て、其の第一條冒頭にある「良心は道の本なり」なる一語を以て「小楠學」の極意なりとし、小楠は外形の品行に於ては異教人の觀あるも、良心を根本として天を敬し天を信ずる誠意誠心や其の內心の直覺的努力に至りては、無論儒教の神髓だが同時に又基督教の眞諦に觸れたものと云ひ得べく、若し假りに彼を天國に在らしめば我等よりも遙かに上座を占めるであらうと思ふと、著者に物語つたこともあるのでそれをこゝに揭げて見たいが、之は小楠の病勢減退した爲に捧呈せずに終りもし、著者の目に觸れたものは何れも其の手記者の何人なるかも明らかならず、又無論小楠の檢閲を經たものでもないから割愛することにした。

小楠の病氣は幸に危險の域を脫して稍持直しはしたが七月に入りても尙遲々として快方

に赴かない。其の月初旬上洛して小楠を見舞うた下津休也は同月四日付にて在藩の家老・中老に寄せた書面中に左の如く認めてゐる。

太政官の模様別條無レ之候。岩倉卿根になり御精勤に候。其外公卿には別段之人才無レ之由横井より承り候。肥前老公御病氣次第に御甘きには相成候得共、今以御床の揚り不レ申候に付止を不レ被レ得暫之御休養御願にて今日御出立に相成申候。尤御甘に相成候得ば猶又御家内樣御同道にて御登京被レ成候御含之由。春嶽公・容堂公は日々參政御精勤被レ成、一躰は至て靜謐と拜見候。參與之面々も關東を始段々急務之受々に引分候に付當時は到ての人少、別紙名前に印を用置候丈殘り居候。橫井も早く全快いたし出勤仕候はゞ朝廷の事もさばけ、岩倉卿の土臺も助け可レ申と見込候稜々御座候得ども、何分にも今之通にて何もかも出來不レ申甚遺憾之至に御座候。同人出勤仕居候得ば岩倉卿拜謁之都合も能く、小生より少々申上度筋も有レ之候得共其儀不レ能殘念に候。今日に至り乏敷物は人才にて岩倉卿初是には大困究之由、重疊御尤に御座候。

右によると岩倉は取分けて小楠を信賴してゐる樣子が見える。下津は小楠の力を藉りたい折柄に彼の病氣にて引入つてゐるのを痛く殘念がつてゐるが、小楠とても治療の效果の捗々しからぬを如何に齒痒く思つたであらう。好める酒をも禁じて只管養生につとめたので、

九月初旬には漸く近處への散步位は出來るやうになり、其の十五日より久し振に出勤し得た。

久し振に出勤

宮川小源太は其の翌十六日に熊本の父に書を寄せて師小楠の病氣恢復して國事に竭くし得らるゝやうになりしを吾が事の如くに喜びて左の通り記してゐる。

先生愈以御全快之方に相成、先度申上候後日々御出浮、昨十五日御出勤相成申候處岩倉卿を初參與小松初一統御出勤不レ怪歡びの樣子にて、脇より三岡はしらぬ面にて大に嬉しき事にて爲レ有レ之と下り後噂いたし候。參與小松を初別段手厚いたし、決て無理之出勤無レ之樣殊之外一統先生を與程重じ候樣子にて爲レ有レ之と三岡噂御座候。昨日立烏帽子・緋夕、レ拜領、今日は御着用に相成候て午（正午）の刻參朝之御達有レ之御出勤に相成申候。

輔相始め一統が小楠の出勤を歡び大いに意を强うしてゐる狀況が目の前に見えるやうだ。

小楠も宿許へ十五日より出勤の事や衣冠拜領の事などを報じて居るが、此等の報道が肥後へ屆いたと見えて元田東野は十月一日付にて奧州出張中の米田虎之助への書簡中に左の如く書いて居る。

元田、米田に小楠の快復を喜び報ず

沼山病氣も漸快く、當月初より外出追々出勤致し候筈之由申遣候。一旦は餘程之容躰にて既に死後之遺表も認め候位に有レ之候由之處快復致し重々珍重之至に御座候。東北平定御東巡も被レ遊候得共治道之御手初に相成、沼山平素の經綸今日其時に達候儀にて十二分之忠勤祈申候事に御座候。

元田は既記の如く小楠の出京を時機尙早しと云つたのは畢竟彼の身を案じての事だから、出京したからには其の成功を只管祈つてゐるのは云ふ迄もない。米田も小楠とは二三年來特に意氣投合した親しい間柄にて素より小楠には大なる期待を持つてゐるから、今こそ小楠の實力の發揮される時が到來したと其の快氣の報を心から喜んだことであらう。

病氣後戻り

その後十月一杯は元氣で日々出勤したが、十一月に入つてからは病氣稍後戻りの觀があつて折々缺勤するやうになり、十二月に及びては病勢增惡し、同月二十日付の宿許への書狀（遺稿篇「書簡」二三二）には、もう十日餘も引入つてゐるが、此の後快復の兆なくば辭表を提出する外はないと悲觀的の文句を見るに至つた。それでも其の後六日を經たる二十六日付の書面（遺稿篇「書簡」二三三）には病苦を推して日々出勤してゐると認めて後に左の如く記して居る。

宿許への最後の書面

御着輦後彼是多事、昨夕も乍ㇾ不快ㇾ岩倉公より呼に參り罷越、七ツ（午後四時）頃より夜四ツ（十時）過に歸り候位にて致しかたなき次第に御座候。正月は四日頃より出仕初り、何やらかやら大小事件樣々にて此不鹽梅にては甚當惑千萬に奉ㇾ存候云々。

之によると二十二日に主上東京より還幸あらせられ、これに供奉してゐた岩倉も歸京したので事務は餘程繁劇となり引籠つては居られなくなつたと見える。右書面によるも午後四時より夜十時迄輔相の私邸に呼ばれた其の苦痛は眞に同情に堪へぬが、なほ無殘にも之が家庭への最後の音信となつて、書中にある正月四日の初出勤を無事に濟ませた翌五日敢なくも凶刄に斃れたのであつた。

小楠は太政官內にては彼の宿許への書狀に「上下より推立てられ誠に大順境にて云々」とある通りに岩倉輔相始め一統より優遇せられ、彼の健康の勝れざるに對しても氣儘に出勤

岩倉輔相の信賴厚し

するやうにと大切がられてゐた。それも其の筈で小楠の識見は太政官中では群を抜いてゐて最も重要の人であつたのだ。流石に炯眼なる岩倉輔相は彼に信賴すること特に厚く、啻に役所ばかりでなく私邸に招きても絶えず其の意見を徴したことは既記下津休也の肥後藩重役への、宮川小源太の家父への、小楠の宿許への書狀にて窺知せられる。小楠も亦岩倉の偉材に對して深く之を推重して、明治元年九月十五日付にて在米二甥に寄せたる書面（遺稿篇「書簡」二一三）の中に、岩倉を評して「此公は非常才力有之、中々大名抔には比類無之」と云ひ、又

小楠亦岩倉を推賞す

小楠と長い間深い關係があつた、柳河藩家老立花壹岐が本年五月徵士を仰付けられた際は病氣の爲に上京猶豫を願ひ出で專ら療養に力めても捗々敷快復せぬので、餘り延引しては恐入るとて病を推して九月二十九日上京し、數日休養の後十月四日先づ小楠に書面（本篇二四四頁・遺稿篇五七六頁）を贈り、同六日彼を訪うた時も談が時事問題に移ると、小楠は「今日當路の三職以下を見るに何れも目前の事を處するまでゞ治道の本源に志あるものを聞かぬ。只賴みに思ふはかけまくも畏き上　聖上陛下の御英明と岩倉輔相の偉才のみである。當今貴殿が治道を論じて倦まれないのは獨り此の卿一人であらう。惜哉只今供奉されて東上の事だから、其の歸洛を待つて御逢になつたら屹度面白い話もあらうかと存ずる」と云つたとのことだ。かくの如く小楠は太政官の大官中岩倉だけには傾倒してゐたので、彼に對しては滿腹の經綸を吐露したものと思はれる。

小楠は入洛以來病勢に消長はあつたが全く健康と云ふ日は殆ど無かつた。けれども至尊の恩寵・輔相始め一統の優遇と同情とに感激して病苦を忍びつゝ至誠を盡くしてよく職務に鞅掌した。其の間彼の献策と認むべきもの、參與の一人として彼の印した足跡は必ず殘されてあるべきだが、元田東野が「小楠先生遺文後序」中に「明治維新先生召命を祇み入りて參與と爲り從四位に叙せられ八閲月にして捐館す、其の謀議建明する所事樞機に屬し記するを得ず」とある通りに明記されたものがないから之を知る由がない。切めて彼の在職間に於ける建議・建白の文案でも遺つてゐないかと搜索して見たが遺稿篇「建白類」の「朝廷に」に載せたるものに過ぎぬは遺憾である。

## 三　私生活

### (イ)　寓居



小楠は上洛後暫くは大宮通四條下ル灰屋八兵衛方に寓したが、間狹のため高倉通丸太町南の西側なる井上九兵衛方に轉居した。井上家は細川幽齋以來肥後藩特に其の藩主の用達を勤め、當代麟吉に至るまで十五代の間現在の場所に住まつてゐて、家格は武家と町人との中間

參與時代の寓居（京都井上麟吉宅）の塀

なる所謂「家柄」であつた。なほ元治元年の變に京都の大半が灰燼となつた時燒殘つたものは、現在高倉錦小路北、銀行集會所のある元薩摩屋敷の庭と此の井上家の町に面した高塀と門とだけであるさうな。邸宅は勿論火災後の建築で小楠の居間であつた十疊の客座敷は其の後多少の模様替はしたが先づ舊の通りであるとの事だ。其の座敷の前の庭にある石燈籠は細川三齋が据ゑたまゝだと云ふ由來つきのもの、植込の立木は皆元治の火災を免かれた老木で昔知り顔に茂つてゐる。

同上寓居の小楠起臥せし座敷

著者は昭和十年夏同家を訪うて現主人と小楠の居間であつた座敷で數時間面談した。彼は養子にて無論小楠を識らないが、今は亡き養母が小楠から直接聞いたといつて屢〻語つた話に、「人間は人を使ふ術を知らねば大きい仕事は出來ない。卑近な例だが土方の親方で三人・五人を使ふ者は、自分も一緒に仕事をしてゐる。處が五十人・百人を使ふ者になると、自分も仕事場には出るが差圖するだけで仕事はしない。更に五百人・千人を使ふ者になると仕事場などへは一向顏も出さず、座敷に座つて冬ならば炬燵にでもあたつてゐる。それでゐて矢張り仕事は出來上る。つまり天下に立つて大きな仕事をするのには此の大勢の人を使ふ呼吸が分つてゐなければならない」といふことがあつたと著者に話した。相手に相應した巧な比喩を捉へ來つて成程と思はせる處は流石である。なほ小楠が同家に在住中は病氣勝ちであつて時々癇癪を起して怒鳴る事があつたさうだ。癇癪については自分自身手紙中に書いてゐる位であるから相當烈しかつたことは間違あるまい。

寺町通に轉居

小楠は從者や來客多く、井上家も間狹を感ずることになり、十二月十三日寺町通竹屋町上ル西側で下御靈神社鳥居前の大垣屋と云ふ人入屋に―今は跡方もない―轉居した。此の家は非常に廣大であつたと見えて小楠が其の翌十四日宿許へ送つた手紙（遺稿篇「書簡」二三〇）の「追啓」に左の如く記してゐる。

今日虎之助（米田）殿着、大方私方に直に被ㇾ參候事と奉ㇾ存候。私寓居も餘り間狹にて客來は多く困窮仕候間昨日寺

町通り竹屋町上ル所四條殿懸け屋敷に轉居仕候。此家は十分之作事の上間取も廣大に有ㇾ之、私居候處座敷にて十二疊半に次之間十疊、九尺床にて違い棚抔美を盡し、此方面にて第一之美宅に有ㇾ之、其より次は幾間も有ㇾ之中々廣大なる屋敷。庭も夫に應じ大分のクツロギに御座候。必竟病中間狹にては中々鬱屈いたし候より引き移り申候。右之通りにて虎之助殿到留さし障り不ㇾ申候。

米田來宿

米田虎之助は元年五月廿五日肥後藩征東軍總帥に任ぜられて六月二日着阪したが、當時同藩は親兵費の呈出と征東の出兵が遲延した爲に朝廷から勤王の誠意が認められなかつたので、當時在阪の長岡護美の意を承けて直ちに京都に向ひ、四日朝前記井上宅なる小楠の宿に入り其の夜一泊。翌五日岩倉に謁して種々陳辯し、朝廷より赤地御紋章附軍旗一旒、錦短冊肩章三百人分を下賜せられ、之を奉じて同日々沒小楠の宿を出發下阪した。處が同地藩邸では征東軍進發につき議論沸騰して米田や護美の關東出發は容易に實現せず紛擾を重ねた末、六月廿三日に至り米田は漸く藩にて雇うた米國汽船に搭乘して大阪を出發し東京に着いた。そして七月廿五日東京發、先づ水戶に向ひ、尋で奧州の新田・中村等に轉戰の後十一月中旬東京に凱旋、同廿六日同地を發して歸國の途次十二月十四日に入洛したのであつた。小楠が米田の歸るのを鶴首して待つてゐたことはいふまでもない事で、此度かゝる宏壯な邸宅を選んで轉宅した理由は勿論彼の手紙にある通りではあらうが、米田と同宿の便宜を考へたことも其の有力なる一つではあるまいか、殊に彼が着京の前日に移轉したことは猶更それを思はせるの

である。かくの如く米田が上洛の都度小楠の寓居に宿泊するのは小楠が沼山津閑居時代から彼とは竊かに意氣相投合して相互の交渉も頻繁であつた爲もあるが、特に今回の征東軍進發につきて、はじめ藩政府ことに學校派の人々は會津征伐を以て薩・長の私に出でたものと疑ひ、會藩を是として之に異論を唱へたるに對し、元田・牛島等實學派の連中は大義によつて速に命を拜し越後・白川二道に藩兵を出して王師を助け以て尊王の大義を天下に表すべきを主張したのには無論小楠も同意見で、直接間接に米田を鼓舞して之を決行せしめた關係もあるからであらう。

尙同廿日の宿許への手紙に留守宅の家族一同上洛するやう申し送つた中にも此の家について「間數も數々にて二階も二ケ所有之、大様二百枚餘もたゝみ數御座候のみならず、殊之外美麗成る家居にて、どりしこ（如何程）御出といへ共何の支も無御座候」と書いてゐるが、前便書面中の記事と照らし合はせて見ると餘程廣い美しい家であつたらしい。此處に轉じた小楠は果して幾十日其の樂しみを享けたものか。

### （ロ）家計

小楠の沼山津閑居時代ことに文久三年家祿を召上げられて以來の彼の家計が最も窮乏を告げてゐたことは既記の通りであるが、今回朝廷より召出されてからは無位無官から一躍四

收入大なると俱に支出も多し

位の參與となり、暮向も亦一足飛びの大名暮しとなつた。

京都在仕間宿許へ送つた數十通の手紙から彼の家計の狀態を窺つて見ると、上洛の準備は門人の調達した金を以て辨ぜられたが、さて就任して見ると新政府は創業の際とて財政逼迫で俸給も渡らない有樣、已むなく細川家から二百兩借用して當座を凌いだ。七月に入つてから漸く俸給が渡つたと見えて、同月十八日の書狀に「月給拜領仕大分暮方宜敷」とある。參與の月給は六百兩であるが、東北兵亂のため五月より每月俸給の半高を政府に差出すことに太政官中申合はせたのであるから、手に入るのは三百兩であつた。それでも其の當時は大金で彼の懷工合は俄によくなつたが、それだけ支出も亦多かつた。九月十日附の宿許への手紙(遺稿篇「書簡」二一二)には左の如く書いてゐる。

莫大拜領も仕候へ共夥敷物入にて殊に諸物價御許よりは四五增陪之高直に御座候。左平太共にもとても官府よりは御出方六ケ敷奉存候間當冬先づ三百金位は遣し不申ては來春よりの手當有之御座間敷、近日にかわせにて送り申筈に御座候。且病氣にも物入別て多分に有之、出勤仕候へば若黨も四五人小者共に都合十一人外に下女二人の暮し、夫に食客六人遣い錢・衣類迄世話いたし候ものも有之、夫は／＼大惣之事に御座候。家司役可然者甚ほしく御座候へ共一切手に入不申是も大困りに御座候。然し珍敷大名に俄に相成り、乍自分おかしく御座候。

此の時分京都に滯在してゐた社中の者は山田五次郎・宮川小源太・河瀨典次・西田八左衞門・能

勢道彦・岩男作左衛門・江口純三郎・同英次郎の八人だから、右に食客六人とあるは此の內の人々だと思ふ。

共の後十一月二十一日附にて宿許に寄せた書狀(遺稿篇「書簡」二二七)には「出銀の大略」として門生や細川家への返濟・在米二甥や留守許への仕送り社中の人達への貸與など費目と金額を列記してゐるが中々大したもので、特に社中の者に貸した金額には驚くべく多額なのもある。なほ小楠はそれを列記した後に、「當時召仕候男女拾六人共外やくかひ五六人は有レ之夥敷物入、且病中夫々之費えにて彼是入費甚敷、僅に越年仕候。右之次第故當暮は何も心に任せ不レ申云々」と認めてゐるのを見ると生活費は益〻嵩むばかりであつたらしい。處が十二月二十六日卽ち小楠の宿許への最後の書狀(遺稿篇「書簡」二三三)には「八月以來さし出し置候月給當暮一同に拜領誠に難レ有仕合に奉レ存候」なる福音が報じられてゐる。かくも大金が這入つたので、心に任かせぬと云つてゐた宿許にまでも正金にて數百兩を送つた。此の書狀の「尙々書」には左の如くある。

京都にての越年

私は不思議に都にて年を迎へ、若者上下二十二人相手に越年仕候。外出之時も大勢之供廻り俄の大名に罷成りおかしく御座候。種々玩物相求め夫を相手に樂み申候。酒も不二相替一禁制にて實は大困窮之至りにて御察し可レ被レ下候。

小楠は六十歲になる今日迄熊本以外で越年したのは、江戶遊學の時に同地にて一回、越藩賓

師問に福井にて二回、此度は四回目でしかも京都にての越年なれば「不思議に都にて年を迎へ」と書いたのであらう。なほ右によると小楠には病苦が薄らいで酒が解禁にさへなれば・何不足ない歳末であつた。

## (八) 二豎

小楠は安政六年秋に於ける越前にての瘧・文久二年秋の江戸にてのコレラ・彼の手紙の中に折々散見する外邪・たんがい・痛足・眼病・齒痛など偶發的の病氣に罹つたことはたび／＼あつたが、決して虚弱な體軀の持主ではなかつたらしい。然るに明治元年九月十五日付にて在米の二甥に寄せた書狀(遺稿篇「書簡」二一三)の一節に、

拙者四年來少々痳疾相煩居候處昨冬に至り大分つより、秋堤(寺倉)共療治いたし候へ共勝れ不レ申、正月初高橋文貞呼び迎へ同人より外治いたし速に奏効、近遠鐵炮うちにも參り候樣に相成候間三月出京參與被二仰付一殊之外多用、朝より夜に入りすわり切り候間再發いたし云々。

とあるによると、文久三年に越前を辭して歸國した翌年から慢性的に右の病氣に惱ませられてゐたと見える。そして出京前には銃獵に出懸け得るほどに回復してゐたとはあるが、應召上洛の際は、小楠の「老體の上近年病氣勝」と云ふ事が江口純三郎の同船隨從の理由になつてゐるし、上洛途中大阪から宿許への小楠の書狀(遺稿篇「書簡」一九四)に「着後舊病も次第

入洛直後の容態

に快き方にて云々」とあるから、決して健康體ではなかつたらしい。閏四月十三日附の留守宅への書面（遺稿篇「書簡」一九五）に入洛直後十日ほど引入りてから太政官に出仕したとあるを見ると、もうそろ〳〵宿痾は後戻りの觀がある。其の後一週間立つた同月十九日付の手紙（遺稿篇「書簡」一九六）には公務非常の繁忙にて「痲疾も相替り不申、未だ十分には快無御座候」とあるが、入洛後風土氣候は勿論生活狀態の激變に加ふるに公務の繁忙は名狀すべからざるものがあつたので、遂に五月下旬から病氣は本格的になつてずつと引入ることになつた。其の後病勢は漸次增進し、六月中旬からは二回ばかり高熱を發し一時は氣遣はしき症狀を呈するに至り、既記の如

參與時代病中の小楠（安場保健藏）

江口純三郎　不詳　不詳　小楠　安場一平

病勢增進

く小楠は門弟に遺表を口授した程であつた。其の容態の重篤となつたことは七月廿九日付にて河瀬典次が宿許への手簡に、

前略七・八月迄には一先歸國致度其心組致居候處、先月々初より先生(小楠)病再發致、一端は餘程の難澁にて最早六十日程引入相成、藥用專らに候處當月中旬頃より藥効相見え、兩三日の處にては全く本快に到可レ申、何れも大悦致し看病專一に相勤申居、來月半にも相成候へば出勤の段にもなり可レ申、暫らくは實以て氣遣ひ致候も遠路沼山津に申越し候ても無レ詮事に付病氣の處は無沙汰に致し置く、其心得にて他言無用に候。

とあり、宮川小源太が八月六日付の鄕里への書面中に、

先生御痲疾一旦はよほど差起、加之再度餘程之熱に御座候間大分之御疲れにて云々。

ともあるし、又小楠自身が九月二十一日に彌富千左衛門に與へたる書狀(遺稿篇「書簡」二一六)にも、

去る五月末より引入長々養生仕候處樣々に變態いたし、七・八月比は下血と相成、其末小便閉いたし、一旦は必死之容態と相成。

と記してゐるのでもわかる。

危險狀態を脫す

七月に入りては危險狀態は脫し稍快方に向つたが、まだ其の月の上旬は在京の下津休也より四日付にて肥後藩の重役に小楠の病狀を報じたる書中にある如く「尚引入餘程の容體にて今以他行は中不レ及、漸く二便に通候位の仕合」なる容態であつた。然るに小楠は其の前日

なる三日に約一ヶ月振にて宿許へ贈つた書狀(遺稿篇「書簡」二〇五)には、

私事も痳疾再發、例の通りに步行正坐出來兼申候間先々月末より引入岩佐玄珪に懸り養生仕候。其內內藤も歸京いたし兩人にて治療仕、近來漸々宜敷只今通りにては盆前後には出勤可ㇾ仕奉ㇾ存候。

とて全然危篤だつたことも書かず現在の容態も輕く記してゐる位だから、門弟等にも自分の病狀を鄕里に報ずるを堅く禁じたので、河瀨も「他言無用」と云ひ、宮川も危險期を脫してから鄕里へ報じたのであらう。兎に角餘程衰弱したと見えて盆前後の出勤は思ひも寄らなかつた。同月十八日の書狀(遺稿篇「書簡」二〇七)には左の如くある。

私病氣今以勝れ不ㇾ申、岩佐玄珪・內藤專ら治療いたし聊見込も御座候。自然此治療にて快く無二御座一候へば大坂に下り、フランスの醫者高名之者にて是に懸り養生仕る心得に御座候。

忌むべき症候を加ふ

小楠の主治醫は初は高橋文貞であつたが、彼が大阪に去つてからは越前の岩佐玄珪(後の純)と內藤泰吉の治療を受けた。五月下旬引入つてからは好きな酒を絕ち、肉肴の類も一切禁ぜられて三度々々の二炊飯に身の細るやうな苦痛を嘗めたが捗々しく快方に赴かず、上記彌富への手紙にもある通り七・八月頃からは下血さへあるやうになつた。

當時江戶はすでに鎭靜に歸し、會津に向つた官軍も到る處で大勝で、畏くも主上には近々初の御東下の御取沙汰もあつて新政府の建設はずん〳〵進んでゐるのに、小楠は臥床既に數旬に及ぶも尙且つ起つことが出來ぬ。思へば新日本の黎明を照らす輝かしい脚光を滿身に浴

び、年來の抱負と經綸とを提げて晴の檜舞臺に登場しながら此の爲體に、彼は輾轉反側、悶々の情遣る方も無かつたであらうと同情に堪へぬ。何時までも斯くてあるべきにあらざれば小楠は七月末遂に御役辭退を願ひ出でたが容易に許されず、却つて緩々養生するやうにと有難き御沙汰さへあつたので、今は只其の優遇に感激しつゝ專ら治療に力むるの外はなかつた。

御役辭退を願ひ出づ

苦熱の七月が過ぎて八月になると小楠の病氣も幾分薄らぐのを覺え、八月六日付の宿許への書狀（遺稿篇「書簡」二〇九）には「近來大分宜敷相成り、只今通りにては當月末頃よりは出勤も可仕大に競ひ居申候」と、次いで同月十四日付の宿許への手紙（遺稿篇「書簡」二一二）には「私病氣は岩佐療治にて漸々甘き方に相成り、今一段宜敷相成候へばそろ〳〵近邊迄は出られ候事に御座候間、來月初　御親臨御前後には出勤も可仕哉と存じ罷在」とあるが、九月に入つて暑からず寒からぬ秋晴の好時節になると倶に著しく快復し、同月十日附の宿許への書狀（遺稿篇「書簡」二一二）には「私も次第に快く罷成り、近日は近邊え日々歩行仕候」とあるが、同月十五日には久し振で參內する事が出來、翌十六日附宿元への手紙（遺稿篇「書簡」二一四）には「私も病氣彌以甘快仕、昨十五日より參　朝出勤仕候。何ぞさし障りも無御座候。今日も罷出候……來月中には十分快復之見込に御座候……昨日は參　朝之上直垂一式拜領仕候。……冠服着用御見せ申度中々似合申候、御笑々々」と朗かな文面である。之を讀んだ沼山津留守宅や傳へ聞いた社中の人々も初めて愁眉を開いたであらう。然し步行の未だ十分でな

稍〻輕快

著しく快方に向ふ

久し振に參朝

い小楠は登朝退下の道筋は總べて駕籠で、若黨の四五人に小者數人が附隨つたので、小楠は「俄大名に相成り自分乍らおかしく」と笑つてゐる。其の月廿日主上には御發輦關東に御行幸になつた。其の後小楠は公務稍閑散となり、早退も出來た上に、何かと云へば呼ばれてゐた岩倉輔相が供奉にて不在となつたことは彼の攝養の爲には好都合であつたが、病氣は上記の見込通りに十分に快復と云ふ譯には行かず、出勤には矢張り駕籠を要し、禁酒・食養生等も是迄通りであらねばならなかつた。十月二十八日付の宿許への書狀(遺稿篇「書簡」二二四)には、「私事も一兩日は少しく宜敷方にて不相替日々出勤仕候。嚴寒甚恐敷如何哉と案勞仕候」と病氣に大禁物の寒さがそろ〳〵忍びよつて來て初冬の風が身に染むにつけ不安の念の募るのを如何ともなしがたく、次の樣に認めてゐる。

私も一體太政官之都合は十分之都合にて、近來共は餘り御用ひ過ぎ候位にて何も心痛も無レ之、唯々舊痳に苦勞仕、寒中も只今通りにて押移候へばどふなりこふなり無理勤に參り、來春暖和に至つては必ず宜敷可レ有レ之岩佐見込にて御座候へば夫を賴みに日々と罷過申候。若し今より一段惡敷出勤出來兼候樣にも相成候へば夫れは天命にて致し方無レ之、正月にも歸鄕可レ仕覺悟罷在候。左樣御承知可レ被レ下候。

落葉を誘ふ風は次第に身を刺すやうになつて病弱の心細さは一層小楠の胸に喰入るのであつたが、その頃はまだ兎に角日々出勤が出來るだけの容態であつた。十一月四日付の宿許への手紙(遺稿篇「書簡」二二五)には左の如き一節がある。

私も日々出仕、いまに早引は仕候。種々之御用繁多にて病體困り入申候。然し只今の處はよしともあしくとも替り不レ申、寒中如何に可レ有ニ御座一哉と案じ申候。……只今通りにては十に七八は無難に當年は送り可レ申、先づ滯京之覺悟仕罷在候。追々申上候通り酒を初給物一切好物は被レ禁、夫れのみならず女共之不都合にて朝暮何の樂みも無レ之、且閑步遊行一切出來不レ申誠に徒然之至り、是迄無レ之眞之苦界に落入り養生一偏に罷在候。

此等の苦痛は注意周到細かい所によく氣のつくつせ子や料理の上手な壽加を思ひ出させずには置かず、遂には本病の上に懷鄕病が添うて癇癖も頻々爆發した。小楠は病床の徒然や食禁の苦痛を紛らせるために主治醫や周圍の人に勸められて骨董品・陶器漁りを始めたが「これは余程の娛みに相成」と書きながら、直ぐ其の後から「御案內の性質更にしんから面白これ無く候」と何としても充たされぬ寂莫感を宿許への手紙に漏らしてゐる病小楠の胸中同情の外はない。

その後十一月十二日・二十一日と二通の書狀（遺稿篇「書簡」二二六・二二七）を宿許に寄せてゐる。十二日のには病狀は先づ同樣なることを記した後に「寒中養生の爲出勤も日々不レ仕事は輔相始何方も御承知にて、氣まゝに出勤いたし候樣との事にて甚だ恐多き事に奉レ存候」と感激して居り、廿一日のには强度の出血のあつたことを報じ、岩佐が來春暖和の候を待てと云ふのを樂しみに其の日〳〵を送つてはゐるが、舊病且つ老體、全快も覺束なければ、一月・二月

になりても此のまゝなれば辭職の外はないとの意を洩らしてゐる。

**病勢復募る**

師走十三日、小楠は既記の如く井上家より寺町通の大きな家に移轉した。「この方面にて第一の美宅」でもあつたので自づと氣も寛いだ上に、米田も其の翌日から同宿したので病中の鬱屈を幾分晴らし得たが、病勢は寒さと倶に募る一方であつた。十二月廿日付の宿許への手紙（遺稿篇「書簡」二三二）には左の如く申し送つた。

私事病氣寸斗宜敷無御座、既に十日餘り引入罷在、何分還幸には罷出度候へ共如何可有御座哉、……來月十五日比迄十分之治療仕候覺悟に御座候。尤も藥も替へ申候。自然此節之治療功能無御座候へば最早致方無御座候。十五日過には早々辭職之願書さし出し、二月初には此許出立之內決仕候。若又天幸を得治療之功能御座候て少々にてもよろしき方に相成候へば勿論滯京御奉公さしはまり候心得は申迄も無御座候。

當時政府では三等官以上の者は家族を引具するやう命令を發する計畫があつたので、小楠は病氣の經過を見ていよ〳〵踏止るに極まれば宿許の人達全部を上京させようと頻りに手紙で打合はせた。小楠の身邊には十一月以來女手は一人もゐなかつた、業を煮やした彼が悉く逐出したのである。

**宿許への最後の病狀報告**

年の瀨も迫つた二十二日關東よりの御還幸を迎へ奉り、次いで二十七日には豫て皇后宮に御決定の壽榮姬が一條家から御入內遊ばされたので、慌しい中に瑞氣漲り、年の內に春立返る和やかさゝへ漂ふのであつた。而も小楠の病氣は相變らずで廿六日附の宿元への手紙（遺稿

篇「書簡」二三三）に「私不快も相替り不レ申、日々出勤は仕り申候。然し出血とんと治り兼且疼痛頻作も同樣にて誠に困り入申候。內藤歸りにて種々心配、どふぞ來月末迄には少しはよろしき方に向ひ候へかしと奉レ存候」と報じてゐる。このやうな容態で年を越した小楠は來月末をも待たず之を認めてから十日も立たぬ內無殘の橫死を遂げたのである。

小楠の病氣は何か

さて小楠の病氣は何症であつたであらうか。彼自らは痳疾と記してゐるが果してさうであらうか。肥後では腰部特に泌尿器の病氣を總稱して痳疾と呼ぶ傾向があるが、若しや其の意味の痳疾ではあるまいか。彼の病氣の原因・症狀・經過に就きては、確實な記錄はなく、又當時彼を治療した高橋・岩佐・內藤等の診斷は勿論、其の療法も能く分らぬので果して何病であつたかを知るには暗中摸索の觀がある。然るに上記在米二甥への小楠の書狀によれば、入洛四年前―小楠五十六歲の時―の沼山津閑居間に發病したとあり、小楠入洛後頻回に宿許へ贈つた書狀を見ると、病勢に著しく消長のあつた事・時には高熱を發し重篤の容態に陷つた事・時々强度の血尿や利尿困難のあつた事・疼痛頻作で惱んだ事（疼痛とは無論局部のことだが之には尿意頻數も加はつてゐたらしい）・正坐や步行や寒冷が病狀に惡影響を與へる事などが書いてある。そして熊本出發前から多少衰弱してゐたらしいが、入洛後色々の症狀の現るゝに從ひ頓に其の度が著しくなつた。

以上記述した經過や症狀から考察すると小楠の病氣は決して花柳病の一つである痳病で

腎臟・尿路結核

はなく、もつとそれよりは重い性質の病氣で、恐らくは腎臟及び尿路の結核ではなかつたかと思はれる。此の病氣の常として初は腎臟を、段々下方に進みて遂に膀胱を侵すのであるが、病氣が腎臟に留つてゐる間は熱も無く、さして苦痛を感ぜぬ事も少くなく、膀胱を侵すに及びては種々の堪へ難き症狀を發するのである。小楠の病氣が初は自覺症狀が極めて少く時には銃獵にも出掛けた位であつたといふは病が腎臟に留つてゐた時分らしく、次第に下方に進むに連れて色々な申分が出て著しく身體の衰弱を來すに至り、入洛後はもう結核が膀胱まで及んだものと思はれる。上記の小楠の病氣の經過と症狀を內科や泌尿器病專門の舊友に話して其の意見を徵して見るも皆著者と同意見であつた。

幕末維新に活躍した英雄豪傑には今日の人達の要求するやうな品行方正の人は餘程少いから、小楠とても花柳病に罹るべき機會が絕對に無いとは云はれぬが、要するに此の最近四年以來の彼自ら痳病と云つてゐる其の病症は肥後で云ふ總稱的のそれであつて、花柳病の一つなるそれではないと思ふ。

元田は上記の如く小楠の應召上京に當りては之を尙早しとなし、小楠凶變のありし後には「先生の出る僅に三年の後を待たしめば決して後日の禍あらじ。眞に惜むべきなり」と云つてゐるが、前述の小楠の病狀に見らるゝ結核病(?)のために蝕まれたる老軀では三年も待つてゐる中には恐らくは夙に起つを得ぬに至つたではあるまいかと思はれる。たとひ小楠が

十一月十二日宿許への書面（遺稿篇「書簡」二二六）に「當年も彼是といたし最早僅に相成り過半以上病床に日を送り扨々恐入候事に御座候」であつたとはいへ、九重の雲深く仕へて輝かしき最後の御奉公をなし、時代の犧牲となつたことは寧ろ彼の爲には良い機會を惠まれたものと云ふべきであらう。

# 第十八章　凶刄に斃る

## 一　凶變前

明治二己巳の春明けて小楠は六十一歳となつた。其の還暦を祝ふ者こそ有れ、彼が凶刄に斃れようとは誰が豫想したであらう。小楠は豫てから門人に對して、「自分も今日までよくこれで生きて來たと思ふ。たとひ自分が非業な最後を遂げる樣な事があつても復讐はしてはならぬ」と戒め、左平太・大平の二甥の渡米に際しても同樣のことを云つた(本篇九〇九頁)位で、其の身邊を狙ふ者の有るのは固より覺悟の前であつたが、昨年十一月初に宿許に寄せた書狀(遺稿篇「書簡」二二五)に、

此許彌以御靜安、市中別て取り締り、一統之受方大によろしく、八月來は例の暗殺も一切無レ之、誠に目出度至に御座候。武士は洛中に滿々いたし居候へ共けんくわと云もの絕て無二御座一候。是等にて一體の成り行御承知可レ被レ成候。

と書いてゐる通りに世上の成行も次第に平穩となつたので、遭難前日卽ち年明けて初めて出

勤した四日の夜の如きは門人等が最早日々の師の出仕に格別の警戒は入るまいと語り合つた程だつた。然も運命の皮肉と言はうか、此の同じ夜彼の寓居からほど遠からぬ丸太町の一角で小楠暗殺の密謀をめぐらす一團が有つた。上田立夫・土屋延雄・前岡力雄・中井刀禰尾・鹿島又之允及び柳田直藏六名の刺客及び其の他關係者がそれだ。

刺客

そも〳〵右暗殺計畫の持上つたのは舊知の間柄であつた右上田と土屋との兩人が、元年十二月中旬偶然京都にて邂逅したる際新政以來萬事洋風に變り行く時勢を憤慨し、其の張本人は小楠で、而も彼は耶蘇敎を國內に廣めんとする由なれば皇國のため一日も早く之を除かねばならぬと云ふに意見の一致を見てからである。それから上平主稅の住居―丸太町の劍客吉田數馬の道場の二階―で其の策謀が廻らされることゝなり、其の下旬にはもう上記六人の盟約が結ばれたのである。上平は十津川野尻村の鄕士で安政五年梅田雲濱の紹介にて中川宮に伺候し、文久三年宮より禁裏守衞の令旨を賜はり、同年には天誅組の大和擧兵に際し鄕兵の一隊を率ゐ之に加擔せんとしたこともあり、當時の志士の一部には相當に知られ鄕黨に於ける顏役の一人であつた。上平の住家は瀧久雄・前岡力雄・中井刀禰尾・前木鏡之進等の同鄕人が寄寓してゐたので「十津川人屯所」とか「十津川道場」とか呼ばれてゐた。此の計畫の

暗殺策謀の場所

黑幕には右上平の外に、泉州の人で儒醫なる中瑞雲齋・備中の人で同じく儒醫の大木主水・廣幡正二位の家來谷口豹齋・出雲の神官の家に生れた儒者金本顯藏・武藏の人で同じく神官の子鹽

黑幕及び關係者

川廣平等の人々があつたが、何れも當時舊勤王者流と呼ばれた頑固な保守家連で、今尚攘夷を唱へ時流からは取殘されて不平滿々たる徒輩であつた。其の他の關係者中には大和の鄕士小和野監物・十津川屯所に宿泊せる前木・瀧等約三十名がゐた。

暗殺方法

暗殺方法に就きては不意に小楠の寓居へ斬入つてはといふ者があつたが、それには彼の身邊に若者が澤山ゐるので目的を達するのは困難であらうとの反對があり、土屋は不意打にやれば一人でも充分だと言募つたが、それも萬一失敗してはと說得して、上田の知人で非藏人に出仕してゐる藤木肥後守から小楠の動靜を聞出して愼重に機會を狙ふことにした。そこで上田は正月三日夜藤木を訪うて明四日小楠の參朝の有無と退朝の時刻とを通知し吳れるやう賴み、其の足で十津川屯所に來りて同志と會合した。同志は藤木からの報告の次第によりては明四日にも小楠退朝の途中を要して暗殺し、首を三條大橋に梟しようと一決した。これより先參朝の途上を邀へてと云ふ意見もあつたがそれでは朝廷に對して憚ありとの上平の注意で、退朝の時と定まつたのである。

刺客、期を待つ

其の夜は散じて、翌四日になると早朝右屯所に來た土屋と上田は同所に寓せる中井と瀧とを誘ひ、四人で谷口豹齋を訪ひ酒肴の饗應を受けてゐたが、此處に來るべき筈の鹿島と柳田とが來ない。土屋はしきりに今日の快擧に此の兩人を缺くのは殘念だと云ふので、中井と瀧とは鹿島・柳田の寓所小和野監物の家に迎へに行つた。後に殘つた土屋と上田とは谷口と話し

てゐる内に、追々小楠の退朝時分になつたのに藤木から何の通知もないので、上田は自ら御所へ小楠の樣子を探りに出懸け、土屋は十津川人屯所に赴いた。中井・瀧は途中で鹿島・柳田に出會ひ倶に屯所に歸ると土屋が一人藤木からの沙汰を待ちあぐんでゐた。その內に谷口豹齋が姿を現はした。彼は上田・土屋が立去つた後で廣幡家へ出掛け、其の歸途寺町方面へ廻つてそれとなく樣子を覗つたが、格別變つた模樣もないので此處にやつて來たのであつた。續いて中瑞雲齋・金本顯藏・小和野監物・鹽川廣平・大隈熊藏(辨事吏生)等も來り、屯所に同宿せる上平・瀧・前木・前岡も參加し一座は頗る賑やかになつて酒宴が開かれてゐると上田が驅込んで來て「御所の築地の蔭で窺つてゐたら小楠は既に退朝した。君達が因循だから折角の機會を逸して仕舞つた」と大いに激昂して土屋等を罵つた。土屋等は藤木の報知を待つてゐたので因循ではないと忽ち激論となり、今にも摑み掛らんばかりの形勢に居合はせた連中が漸く取鎭めた。藤木からの通知は、後日彼の申立によると、思ふ所があつて小楠が既に退朝して後に「お尋ねの人傑は今日參朝された」とのみ上田に書き屆けたとのことだから同志の期待に背いたのは其の筈だ。

機を逸す

そこで中・谷口等の計らひで明五日再擧を期することゝなつた。上田は同志の血誓を申し出たので柳田が血誓書と斬奸狀の草稿を作り儒者の金本に添削を乞うた。金本は斬奸狀に「朝廷御登用の人を殺害に及び候事云々」の一句を書き添へた。誓書には上田・土屋・前岡・中

再擧を期す

井・鹿島・柳田の六名が血判した後、封印して上平に預け、斬奸狀は柳田が懷中に收めた。一座はそれより訣別の意味で痛飮し、五ツ頃（午後八時）宴を撤してそれ〴〵引上げたが、上田等六人は後に居殘つて明日の手筈を打合はせた上、柳田と鹿島とは小和野の家に歸り、上田と土屋は十津川屯所に泊つた。此の夜小楠の寓居では門人達が上記の如く樂觀的な事を語り合つてゐたのであつた。

## 二　凶變の日

遂に五日は來た。前夜の申合はせ通りに十津川人屯所には早朝から上田・土屋・前岡・中井・鹿島の五名の顏は揃つたが、柳田のみは未だ姿を見せない。此の朝上平は吉田や前木と倶に早くから廣幡家へと出懸けて行つた。柳田を待ちながら一座には酒杯が廻された。既に四ツ（十時）前になつたので上田は用意の短銃を手にして立上ると他の四人も之に續き、柳田が來たら寺町邊へ來るやうにと居合はせた瀧に傳言を賴んで屯所を出懸けた。間もなく五人の姿は寺町通丸太町角の仕出屋に現れた。竊かに小楠寓居の樣子を窺つて見ると彼はもう既に參朝したと見えて、入口には今し方小楠を御所迄送つて歸つたばかりらしい駕籠が据ゑられてあつた。軈て柳田も來會したので一同は別れの杯を酌み交はした。

刻限は次第に移つて八ツ午後二時前となつた。固唾を呑んで待つ間程なく小楠出迎の空駕籠は寓居を出でゝ寺町通を北へと急いでいつた。それつと仕出屋を立出た一同は丸太町の角より二手に別れ、上田・土屋・鹿島は堺町御門より、前岡・中井・柳田は寺町御門より御所に入り、大宮御所邊で落合ひ築地の蔭に身を寄せて小楠の退出を注視してゐた。神ならぬ小楠は魔手の寸前に己を窺ふをも知らず、本日も午前より烏帽子・直垂の正裝にて太政官に出仕し天顏を拜して、軈て退朝したは八ツ過ぎであつた。彼の駕籠は寺町御門より御所を出た。此處より南へ寺町通を一筋に下れば寓居迄は僅かに數町に過ぎぬ。駕籠脇には若黨松村金三郎―越前生れにて京都にて傭うた―が附添ひ、五六間後を同上野友次郎が續き、門生で當日の護衞番たる横山助之進・下津鹿之助の兩人は二十間許遲れて何事か話しつゝ隨つてゐる。

此の日は骨身に徹る樣な寒さで空も心なしか陰欝に曇り、まだ晝下りと云ふに何となく黄昏めく町筋を見え隱れに小楠の駕籠の後をつけた凶徒は寺町御門を出ると倶に一同用意の黑布で顏を包んだ。やがて駕籠が丸太町の角を通り過ぎた刹那上田が駕籠に向つて發砲すると、覆面の一團はそれを合圖に駕籠を目蒐けて斬りかけた。不意を喰つて駕籠脚の亂れた瞬間早くも中井は右より、上田は左より驅よりざまに一刀を駕籠に突込んだ。あはやと見る間に素早く駕籠を拔け出た小楠は短刀引拔いて身構へるを、前後左右から殺到する敵、寄せじと防ぐ味方、白刄閃き血烟はたつて忽ち亂戰の修羅場となつた。

發砲を合圖に襲擊

小楠駕籠より出づ

初から駕籠脇にゐた松村は必死に防いだが、右腕を深く斬られて既に太刀打が出來ぬ。上野は銃聲を聞くや一二歩踏出す途端背後より一刀を横腹に受け、拔打に振返る所を復一太刀頬から首に浴びた。二十間も離れてゐた横山・下津も銃聲に驚いてすはとばかり驅出したが、それと見るより二三の敵は二人に斬懸つたので、兩人とも頭や肩に敵刃を蒙りつゝも師を救はうと焦りに焦つたが近寄れぬ。其の際敵にも相應手負はせたが、中にも下津は柳田の太刀を打落すや附入つて其の肩に深く斬下げた。

應戰遂に斃る

かゝる中にも小楠は駕籠を後楯に四方より迫る敵を短刀を以て支へてゐたが、病み疲れた老體の思ふに任せず、幾太刀か受けた上に横合から斬込んで來た一撃にどうと倒れた。鹿島が其の首級をあげて丸太町を西へ走ると其の他の敵も今はと其の後に續いた。未だ師の斃れたのを知らぬ横山と下津は之を追跡する。此の時急を聞いて若黨の吉尾七五三之助が驅付けたが、彼は八町次郎と綽名を取つた足達者だつた。逃がさじと後を逐うて富小路夷川邊で鹿島等に追付くと敵は矢庭に首を投付け、吉尾が夫を拾ふ間に何方とも無く逃去つた。

右刺客の襲撃・小楠及び門人・家來の應戰・小楠の最期・門人等の負傷に就いては從來世に知られてゐる小楠側卽ち其の門人・家來の屆書類と後記京都府廳所藏文書中にある刺客の口供書等に基づきて、其の大要を記述したのであるが、なほこの資料及び其の他から、小楠遭難場面の狀況と小楠側並に刺客側の負傷だけを稍具體的に左に記して置かう。

宮川小源太の屆出

小楠門人宮川小源太から政府へ屆出た明細書によると左の如くである。

平四郎引取候途中處々に人數を分配いたし待受居候ものと相見、寺町通丸太町下ル處にて銃一聲相響候やいなや數人之敵一同拔連れ駕籠の左右に逼り切付候。平四郎は忽駕籠の戸押排短刀を拔立上り相支候内、横合より首を討取逃行候。其場駕籠に附添居候若黨共は各敵を引受罷在候故平四郎首は敵中に取られ云々。

刺客側の口供書によると左の通りだ。

上田の申立

上田立夫の申立によれば、

平四郎殿兼て戒心御座候と相見、從僕之外に引離れて兩三人警衞と覺鋪相見へ候に付、又之丞・直藏は此の者に向ひ、其他四名は平四郎殿に可₂打掛₁と手筈立置、寺町通丸太町角邊にて私儀短銃一發駕籠え打込候處是を合圖に銘々打掛り、私儀は左之方より一太刀駕籠を刺候得ば、刀爾尾も同樣右より刺候處從僕驚愕周章散亂いたし候中に、平四郎殿小刀を拔駕籠を出で被₂起處を銘々切掛け數ヶ所深手を爲₂負即地に絕命被₂致候に付、又之丞すかさず首級を揚候。

小楠の警戒

である。右には「平四郎殿兼て戒心御座候と相見」とあるが實際は其の警戒は頗る手薄だつた。小楠は遭難の十日前、宿許への手紙に、「若者上下廿二人相手に越年仕候」と書いてゐる位で護衞させようとすれば、其の人數に不足は無く、而も當時同宿の門人には劍道の達人だつた元田龜之丞や吉津敬三郎もゐたのであつた。然るに小楠は一面には世間の形勢が穩かになつたのと、一面には大名の如き仰山な供廻りを好まぬ所とから護衞の人數を著しく減じ、元田・吉津・横山・下津の四門生も二人づゝ交替して成るべく離れて餘所ながら隨つて來るやうにと命じたさうな。それで當日の護衞番なりし横山・下津も前記のやうな隨從振であつた。若し凶變當日元田・吉津が當番であ

り、もう少し供廻りも多く警戒を厳重にしてゐたら或は事なきを得たかも知れぬとの評判もあつたと云ふ事だ。

因に右門人中元田龜之丞は東野の嫡男だが、東野の『還曆之記』によると、彼は遊學の志があつたので、小楠に就いて時世を見聞し知識を硏磨せしむべく東野より小楠に依賴して同志の下津や横山と同行して其の冬上洛し、小楠の家に寄寓してゐて師の參朝の往復には常に其の警備を勤めてゐた。然るに遭難當日は藩邸に往つてゐたために其の急を救ふ事が出來なかつたさうな。なほ東野は『還曆之記』に、

初め横井先生の變報至る、下津・横山の名を聞て龜之丞の名あらず大に之を疑ふ。既にして其故ありて藩邸に出で、其日隨行せざるを聞て始て安心せり。道家之を聞て曰く龜之丞當日警備の列にあらば必賊二三人は討取るべきに、隨行せざるは遺憾なりと。蓋龜之丞、少年同家の門に入りて四書五經の句讀を受授し、又速水の門に入り擊劍を學びて其術を得たり、故に道家見る所ありて云爾。

と書いてゐるが之を見ても龜之丞は相當の腕前であつたらしく、それで前記の如く彼があつたならばと殘念がつた人も多かつたと見える。

以下は他の刺客の小楠襲擊に就いての陳述であるが、何れも上田が短銃を發して合圖をなした所から記することにした。

鹿島又之丞の申立によれば、

立夫儀短銃を駕籠に打込直に一同拔刀。同人・力雄(著者註、刀禰尾の誤ならん)は左右より駕籠え突込、私外三人も

相共に駕籠を目指切掛候處、從者不意驚愕之體にて駕籠を捨置一旦左右え散亂、平四郎殿には駕籠を被飛出短刀にて被支候處立夫一刀打付、私にも首筋と覺舗所を切付候處仰向に被倒候付首可搔取と進み寄候處、右從者立戻り後ろより切掛候付無餘儀互に刀を接け所不覺疵爲負、私にも右之腕に壹ケ所手疵乍請玆を大事と必死に戰ひ終に從者追散し、再場所え立戻見候處誰も不居合、平四郎殿首級其儘有之候に付首打取云々。

土屋の申立

土屋延雄の申立によれば、

立夫携候短筒を打放候を合圖に前後より切掛候處舁夫は駕籠を捨迯去候付立夫・刀禰尾、駕籠之左右より一と太刀突込候處隨從五六輩拔刀防擊候へ共瞬間に散亂いたし候故、平四郎殿駕籠より短刀を乍引拔立出候付、私には鬢先と相覺一刀切付置、同士倶々再立越候家來共と打合居候內、又之丞首級を擧げ直に携一齊に立去云々。

前田の申立

前田力雄の申立によれば

立夫儀相圖の短銃壹發駕籠へ打込候付、銘々示し合置候通平四郎殿又は駕籠脇の家來等を目差し拔刀打懸り候節、私儀は平四郎殿後ろの方より相越候姓名不存目附役體の人へ立向ひ左肩先を袈裟形に切付彼是罷在候內、御同人儀小劍を拔き駕籠內より被立出候付後ろ袈裟に右の肩先へ切付、其後鹿島又之丞儀首級を揚候を見受痛恨を晴し候付一同其場退散仕申候。

爾餘の刺客柳田・中井兩人は後に記する事情によりて口供書は無い。右四人のによれば何れも

小楠の負傷

小楠が駕籠より出でゝ短刀を以て應戰したことを述べてゐる。上田は小楠が銘々に切掛けられ數ケ所の深手を負うて卽死したと云つてゐるが、鹿島は其の首筋と覺しき處へ、土屋は鬢先、前岡は

後ろ袈裟に右の肩先へ各一刀切付けたと述べてゐる。當時は現在のやうに其の筋から檢死をなして屍體檢案書を作るといふことはなかつたものと見え何も記錄がないので、小楠の負傷の程度は分らぬが兎に角數ケ所の傷を受けて其の中に致命的のものがあつたのに間違はない。

小楠門下及び家來の負傷

なほ小楠に隨從した門人・若黨の屆書もあつて彼等の奮戰振がわかるがこゝには略し、此の屆書に添へられた「手負」と題する書附によりて彼等の負傷のみを左に掲げよう。

横山助之進のは、頭上より耳上に懸け殺ぎ疵、長二寸五歩・深五歩。肩胛疵、長六寸・深三寸、十二針。手頸疵、長二寸・深二歩、五針。

下津鹿之助のは、頭上疵、長三寸・深七分、五針。頭上殺ぎ疵、長一寸。

上野友次郎のは、頰より首に亘れる疵、長七寸・深五歩、十針。脇腹より脊に亘れる疵、長七寸・深五歩、十針。

松村金三郎のは、腕中程の疵、長四寸・深三寸。

刺客の負傷

次に刺客の負傷は彼等の口供書と犯人搜索のために配付された人相書に記載せられたものとによると、上田は眉間に、鹿島は右腕に、前岡は右手の拇指に、中井は額に各一ケ所だが、柳田は咽喉兩脇横疵二ケ所、倶に長二寸斗・深三分斗。左腕竪疵一ケ所、長七寸・深二寸。左脊竪疵壹ケ所、長七寸・深二寸斗。咽喉氣管部の突疵一ケ所、巾一寸二分・深七分斗で最も重かつた。但し柳田の咽喉氣管部の疵は後記の如く自殺の目的で突いたものらしい。

小楠の遺骸は間も無く彼の寓居へ運ばれた。事件が餘り急であつたため高倉竹屋町の小楠の元の宿にゐた門人宮川小源太等が變を聞いて驅付けた時は既に事畢つた後であつた。

宮川は賊が丸太町の十津川人屯所へ逃入つたと聞いたので直ちに踏込んだが、それらしい者はゐなかつた。併し其の時鹿島が潛んでゐた事が後に分つた。又上野友次郎も賊の一人が丸太町の酒屋に這入るのを追跡したが捕へるに至らなかつた。

凶變目撃者の遺話

何分日中の出來事とて其の騷も大きく、折柄通り懸つて目のあたり凶變を見た者も幾人か有つたであらうが、圖らずも著者は寺町丸太町下ル下御靈神社の出雲路現宮司から次の樣な實況談を聞く事が出來た。これは故人と成つた其の祖母及び同神社傭人の遺話である。

祖母は其の時丁度隱居部屋にゐたが、突然丸太町の方で銃聲が聞えたので急いで格子窓から覗くと、すぐ目の前は早や數人亂鬪の眞最中であつた。駕籠から出た老武士は幾人かの敵を相手に戰ふ間もなく斬られさうになつたので、祖母は思はず顏を背けたと同時にパッと云ふ音がした。再び覗いた時には老武士はもう斬られて地上に横はつてゐたさうだ。又其の頃神社の傭人で十年程前に死んだ橋本主稅と言ふ男は外の騷を聞いて急いで走り出て見ると既に一同引上げた後で、附近は一面血の海となり實に凄慘であつた。其の時鳥居の前の橋—今はないが、當時は街道の東側に、御所より流れ來れる溝があつて、それにかゝつてゐた—の下から一人の町人體の男が眞青となりがた〱震へながら這出て來た。大方其處迄來ると變事に出遭つて命から〲溝の中に逃込んだ者だらうとの事であつた。

遭難地點

出雲路家は寺町(南北の通)の東側に在るが其の隱居部屋の格子窓は町に面してゐて、今は昔の位置から少しばかり南によつてゐるがその時のまゝに殘つてゐる(圖にある通り)。今京都

府の手にて建てられた「横井小楠殉節地」なる石碑は人道の邊緣に立つてゐるが、當時小楠の寓居は寺町の西側だから駕籠は幾分其の側によつて通つてゐたので、小楠遭難地點は碑よりもつと街道の中央に近い處であつた。それにしても今の寺町は八間幅だが、其の頃は四間幅の狹隘な通―街道は、神社のある東側はそのまゝで、西側に擴げられたので、今の路面の東側半分が元の寺町だ―であつたから、宮司の祖母は其の實況を文字通り眼前に見た譯だ。

京都寺町の遭難地點

小楠の寓居へは變事を聞傳へた人々が續々と集つたが、轉居後未だ間が無かつたので中には元の家に驅付けた者も少くなかつた。『曾我祐準自敍傳』にも當日の模樣を述べてあるが、著者は曾我から直接に左のやうな談話を聞いた。

横井先生も自分も頗る多忙で、何時でも御目にかゝれるといふ譯ではなかつたが、餘暇を得ると訪問して種々指導を乞ふのが何より樂しみであつた。其の朝も自分は陸軍に關する建議文の草稿を携へて先生の批評を乞ひに出懸けようとしたが、風

邪の心地がしたので見合はせて宿に引籠つてゐた。處が午後三時頃でもあつたらうか突然從者の高石靜治が驅込んで來て、只今寺町邊で變事が有つてそれが横井先生ではあるまいかとの事を巡邏の士官に聞いたと云ふので、それはと驚いて驅付けて見ると果してさうであつた。未だ門人達も餘り集らぬ中に朝廷から御召があつて宮川が參內した。

## 三　擧朝色を失ふ　勅使差遣

春嶽の『台省日紙』

小楠凶變の報は忽ち四方へ傳はつたが殊に廟堂重臣等の驚愕は一通りでは無く、事畏くも叡聞に達するや即日小楠の寓居に勅使を御差遣に成つた。松平(慶民)家に藏する春嶽自筆にかゝる『台省日紙』中のその日の記事を見ると宮廷の模様がありくとわかる。其の冒頭の日付に、「正月五日月曜、天氣陰、朝三十二、夕三十六(西洋二月十五日)」とあるも春嶽の頭の新しさと綿密さとが窺はれるではないか。記事を左に轉載しよう。

大官驚愕

第四字頃、議定・參與退出の催しに相成候處、福岡四位倉卒來、申出候は只今下拙御門外へ出候と下僕申すには平四郎事於二御門外一暴殺に逢ひしといへり、信疑判然しがたしといへども承り候儘を言上せりとの事なり。

輔相・議定・參與一同驚愕せり。

尙又信疑を訂し候ため福岡より其場所へ遣し候事。後藤よりも家來探索遣候事。

右に據ると小楠は此の日例刻よりもいくらか早目に退出したらしい。それは同じく春嶽の記した『逸事史補』に聖上に拜謁後彼が直ちに用事ありとて退出したとあるのでもわかる。なほ『日紙』の記事は次の如く續く。

重臣出仕

右平四郎殺害一件不二容易一ことによつて從二中山公一內々　奏聞せり。

早散之議定、前右大臣中御門卿・鍋島卿并刑法軍務知官事・京都府知事・判事　急　御用召之事。

黃昏、前右大臣中御門・鍋島・大原・長谷等被ㇾ出候事。

其の緊張の狀宛ら眼前に見る如くだ。次いで『日紙』には後藤象二郎の探索に據りて兇徒は十津川人だが、中に越前藩の者もゐたらしいとの報が齎されたことや、又其の一方では恐らく小楠の舊藩肥後人の仕業であらうとの疑惑が人々の間に生じ、細川家の重臣を召出された事などが記されてゐる。之に就いては、熊本縣廳所藏『明治二年王政日新錄』に左の如くある。

細川家重臣召出さる

御用之儀候間唯今早々非藏人口へ出頭可ㇾ有ㇾ之候也。

正月五日　　辨事役所

細川中將殿

重臣中

右に付即夜戌刻（午後八時）比溝口藏人殿出頭に付成田淸右衞門同道罷出候處、東園宰相中將殿・門脇五位列坐、

東園殿より横井平四郎今日退　朝之途中狼藉者仕懸終に横死之段達二　天聴一御苦脳に被二思食一、右之次第恐入候儀にて、右狼藉之者共吟味之儀、其藩は平四郎舊藩之儀にも有レ之候にて手懸も有レ之候はゞ精々吟味いたし、様子有レ之候はゞ、今晩中にも刑法官に相達候様との儀御達に相成、畢て門脇よりも同様之演舌に相成候事。

春獄の『日紙』の記事は續く。

平四郎を害する賊早速召捕糺彈之儀大原中納言・長谷宰相え命じ候事。

勅使差遣・金子下賜

平四郎暗殺により如何の次第に候哉、不二取敢一被レ爲レ脳二　宸襟一候餘り近習長谷少納言内々　勅使（御使と称す）平四郎宅え被レ遣候事。從僕蒙レ疵者へ金子給はり候事。

但金子百圓づゝ。

御沙汰書有レ之候得共略レ之。

宮川小源太えの御沙汰書なり。

右の勅使につきては『太政官日誌』の明治二年正月五日の條にも左の記事がある。

參與横井平四郎退　朝の砌途中に於て危難に遇候趣達二　天聴一候處、深く御驚愕被レ爲レ在、即刻侍臣長谷少納言を以て左の通被二　仰下一。

横井平四郎

今日退　朝之途中に於て危難に遇候趣達二　天聴一御驚愕被レ爲レ在、不二取敢一侍臣を以て御尋被レ下候事。

なほ「三條實美公年譜」にも、「天皇大に愕き、直に侍臣長谷信成を遣し左の命を賜ふ」と

して右の勅命を掲げてあるが、横井時靖所藏の文書には右書付の奥に「右　勅使倉橋卿御入」と記してある。これはどうしたことであるか、取込中の間違かもしれぬが、後日の爲にこゝに記して置く。宮川小源太への御沙汰書は、細川侯爵家文書によると左の通りである。

宮川小源太

横井平四郎儀今日退　朝之節途中に於て不慮之儀有之候趣、就ては　御聞込之次第も有之、不取敢右家來並門人共え爲治療手當御金被下候事。

正月五日

金四百兩

横山助之進
下津鹿之助
若黨　上野友次郎
越前生　松村金三郎

なほ『台省日紙』に次の如く記してある。

明日休日のところ、今日の變あるをもつて議・參・辨事丈ケ出仕に決候事。
第九時前退朝。

## 四　天授庵に埋葬

小楠の遺骸は門人達の手で清められてしめやかに通夜が行はれた。朝廷では新政府最初の犠牲となつた此の老重臣の殉難を悼ませられ、優渥な思召を以て變事の其の日勅使を御差遣に成つたことは既記の通りだが、更に翌六日には滋野中將を經て舊藩主細川韶邦へ左の様な御沙汰書を下された。

細川家への御沙汰書

六日戊寅　細川中將

舊家來横井平四郎儀昨五日退　朝於二途中一横死之趣不愍に被二思食一候。依レ右葬禮式等之爲二手當一金三百兩被レ下候間厚相營可レ申候事。

下賜の金子は正金にて白の水引をかけ百兩包三つであつた。右朝廷よりの御手厚き御沙汰を拜した壬生の肥後藩邸では翌七日宮田幸太郎を使者として小楠門人中へ之を傳へ、なほ左の如き書附を以て朝廷の御趣意に副ひ奉る様にとて、

細川家よりの葬儀手當

横井平四郎儀別段之　朝恩を以手厚葬式被二仰付一候通に付門人中主に成御主意を奉じ、彌以諸事無二遺漏一様相心得取營候様に被二仰付一、爲二御手當一金五拾兩被二下置一候事。

と申達すると同時に朝廷に對しては左の如く奉謝した。

弊藩舊家來横井平四郎儀去る五日横死に付、葬禮式等の爲二御手當一金三百兩下賜、厚相營候様被二仰付一難レ有仕合に奉レ存候。右御禮申上候様中將申付候。此段申上候。以上。

細川中將公用人

正月八日　　　　　　　　　　　　岩佐善左衛門

辨事御役所

埋葬・墓碑

かくて七日門人等によりて葬儀は營まれ、肥後藩と關係の深い洛東南禪寺山内天授庵の墓地に手厚く葬られた。其の附近には細川家の祖幽齋夫妻の奧津城を始め同藩士の墳墓が並んでゐるが、殊に我等に奇しき因縁を感ぜしめるのは小楠生前の知己梁川星巖と其の妻紅蘭の墓碑が、小楠のそれと、殆ど向合ひの位置に立てられてゐて、老松聲なく幽寂そのものたるは兩雄の何事かを談笑するを妨げまいの心遣ひの樣に思はるゝことだ。小楠の墓石は、方一尺・高さ三尺程で碑面には「沼山横井先生墓」とある。之はもと高さ僅かに一尺に過ぎぬ貧弱のもので碑面には「肥後故臣參與横井平四郎墓」とあつたのを、明治七年二月竹崎律次郎夫妻が東京見物の途次故師の展墓をなした際に現在のものに改めたので、文字は當時書家として名のあつた熊本縣隈府の城野某の筆であるさうな。

天授庵の墓碑

三岡の悲嘆

小楠凶變の日彼の最愛の門弟で而も今は同役の三岡八郎は斯かる事とは夢にも知らず東京に滯在中であつた。明治元年新政府が三岡の建議で發行した金札は同年中東京では全く

通用せられぬ有様で其のために紛議が生じ、彼は命を受けて東下したが漸く用務を終へて正月十日大阪に着船、始めて師の横死を知りて驚愕し直ちに府廳に到りて刺客捜索の事を協議し、二三日の後入洛して小楠の寓居を訪うて見ると寂莫として再び師の温容を見る能はず坐ろに悲痛の感に堪へなかつたと彼の傳記中にある。恐らく彼は此の墓前にも額づいて萬斛の涙を濺いだであらうと思はれる。

## 五　凶報沼山津に到る　遺髪を葬る

小楠遭難の報は其の數日後京都からの早打で熊本に達した。晴天の霹靂とは正に此の事であらう。一族始め門人・知己の驚愕と悲嘆は言ふも更なり、昨冬來病夫よりの頻々の手紙で上京看護を決心して今や其の途に就くばかりであつた、つせ子の失望と落膽とは眞に見る目も氣の毒であつた。凶報到着の折も折彼女は上京の暇乞旁熊本から數里離れた玉名郡横島村の義兄竹崎律次郎夫妻を訪れてゐたのであつた。沼山津からの急使でそれと知つた竹崎の娘節子は遉に叔母には小楠の死を告げ兼ね、病氣と云つて歸したとの事である。

つせ子の悲痛

同じ日安場一平等は其の頃久しく病床に在つた下津休也を見舞つてゐたが、同人を慰める爲、庭の池の周圍で子供等が馬追の遊戲を催すのに大人も加はり大いに賑つてゐる處へ突然

下津・安場等の驚歎

時雄の追懷

小楠橫死の通知に接し、一同急に打悄れ果は涙に搔暮れたとは後年安場の物語る所であつた。又從弟不破唯次郎と倶に沼山津川の漁獵から歸つて來ると家中悲嘆に沈んでゐるので、其の譯を尋ねたが誰も答へる者が無いから子供心には其の以上氣にもかけず、魚籠の獲物の多寡を爭ふのに餘念無かつたとは、あけて十三歲になつた小楠の一子時雄が其の日の追懷であると、德富蘆花は記してゐる。

德富一敬の正夢

鄉里葦北に在つた德富一敬は小楠の病氣に對して一方ならず案勞してゐたが、一夜師の周圍に群がる刺客を押隔てゝ之を切拂ふ夢をさへ見たので師の身の上が氣遣はるゝ餘り、つせ子の上京を促さうと妻の久子を沼山津へ打立たせた。其の時久子に伴はれた一敬の次女で河田精一未亡人充子(當時十五歲)から著者は左の如き思出を聞いた。

河田充子の談

母は私と十三歲の妹音羽子とまだ乳吞兒の健次郎(蘆花)を連れ、外に乳母と下男をも從へ、水俣の八幡下を舟出したのは正月十五日でありましたが、途中郡浦の緣家―德富長女の嫁せる―に寄り、それから豐崎の淡島神社に參詣したり同地の母の妹の嫁入先なる河瀨家を訪うたりして熊本に着いたのは二十日の夕方でありました。私共が此の淡島詣をしたのは弟の猪一郎(蘇峯)がまだ六歲でしたが非常に父親思ひで、父が生來酒が好きな爲に腎臟の持病があつて屢ゞ苦しむのを見兼ねて何とかして父の病を癒したいと、此の豐崎の淡島さんに自身酒斷ちの願をかけ朝晩燈明を上げて遙かに拜んで居りました。其の弟から願解きのお詣りを賴まれたからでありました。さて豐崎から徒歩で疲れた足も重く川尻より熊本の入口近く漸く辿り着きましたが、其の夜は母の姉にほ子の嫁

してゐる本山村(今は熊本市内)の三村家に泊る筈のところ、とある大榎の下で丁度出會つた同家の下男から「横井さんが大變でございます」と聞かされて急ぎ三村家に行つて始めて凶變を知りました。取敢へずそれを父へ知らせるため連れて來た下男をすぐ水俣へ引返させ、妹は三村へ預けて置いて、母と私とは夜道を沼山津に急ぎました。横井家に着いて見ると京都からの凶報は數日前に屆いてゐて一同は憂愁に沈んでゐる中に、横島の順子(竹崎)叔母が弔問客の接待をはじめ何呉となく立働いてゐました。

一敬の見た上記の夢は悲しくも正夢であつた。彼は三村家から引返した下男の通知に取る物も取り敢へず沼山津に驅けつけた。其處には同じ思の門人知己は各地より既に來てゐるものもあり、又續々と集つて來た。村民から「横井の殿様のやうな方はない」と敬慕されてゐた小楠の死は村中を暗くしてしまつたことは云ふまでもない。

### 反對派の歡聲

かうした一方で、小楠反對の連中取分けて敬神黨一派は彼の横死を聞きて心中快きことに思つたのは是非もない。敬神黨で可なり名の聞えた波山楯記が浦家の養子となつて或日其の披露宴が開かれ同黨の面々が招かれて居並んでゐた處へ、遲參した一人が「やつつけた々々」と叫びながら驅込んで來て「横井がとう〳〵京都でやられた」と言ふや否や、一同總立となつてドツト歡聲を揚げたとの話を、著者は現に其の席に列してゐた某老人から聞かされた。本來敬神黨の人達は明治新政府に對しては好感を持たず、隨つて其の役人を嫌つてゐたところに、平素彼等の目の敵の如くにしてゐた小楠が召出されて參與の重職に就いたこと

は彼等の倍、不快としてゐた所であつたらうと思はれる。

遺髪到着、葬儀

凶報が屆いてから幾日か經て小楠の遺髮を門人岩男俊貞が京都から持歸つた。其の瘞髮式には村の人々は總出であつた。葬列の進む道筋には三尺幅に淨めの砂が敷かれた。横井家の菩提寺なる熊本城下の往生院は淨土宗であるが村には同派の寺が無いので、眞宗の光輪寺を借り其處で往生院から來た僧侶によりて葬儀が進められた。「淨土宗のお經は長い」とは暫く村人の間に話種となつたさうな。

沼山津の瘞髮碑

遺髮は程近い丘陵の一角をトして永遠に埋められたが、今「小楠先生横井君之墓」―上益城郡飯野村の書家顆山水野貞秀の筆―なる石碑の立つてるのがそれである。此の時の瘞髮式を神式で行つた如く記した本もあるが、往生院には「養德院謙道宗義居士」と云ふ小楠の戒名が記錄されて居り、海老名未亡人も「横井では明治八年左平太の葬儀の時始めて神式によつた」と言つてゐるから其の誤である事は明らかだ。なほ當時八歳であつた同未亡人は著者に當時のことを左の樣に語つた。

海老名未亡人の追憶

父の遭難した頃の事としては家が非常に取込んでゐたのを記憶してゐます。自分には誰も父の死を云つて聞かせませんでしたが祖母に抱かれて寝ながら聞いた祖母と兄との話などから自然に分りました。併し死因は中風だと聞かされてゐて刺客の刃に命を落したと知つたのは大分大きく成つてからでありました。其の頃母が髪を切つた事や、岩男其の他の門人の夫人達が來ては泣くので憂鬱になつた事などは能く覺えてゐます。

刺客と應戰したる短刀（横井時靖藏）

なほ前記の河田充子の物語る所によると、みや子より五つ上の時雄は父の死を聞かされてからは非常に悲しみ、折々押入の中に隱れて泣いてゐたといふことだ。三十九歳で寡婦と成つたつせ子は右みや子の追憶にある如く其の黒髪を切つて小楠の靈に供へ、悲痛の中にも雄々しく心を決して今よりは夫の遺志によりて横井一家を背負ひ幼い子供を立派に育て上げようと固く誓つたのであつた。七人の姉妹の中での果報者と云はれて夫の出世を喜んだのも束の間、有爲轉變の世の有樣を餘りにも如實に體驗したつせ子の胸の中が思遣られるではないか。二月三日付で肥後藩京都詰の山田平兵衞から安場一平に寄せた書面に「横山君始之創大概癒申候。上野友次郎・小者清助は御遺物に付、近日御飛脚一同下しの方に談置申候」なる一節があるが、其の遺物の中には小楠が刺客と戰つた短刀—鞘には越前三國生雪齋の彫刻ある—もあつて、

共の到着の日つせ子はこれを時雄に與へて志を勵ましたと云ふ事だ。

## 六　刺客逮捕

小楠横死に對する在朝官人の感想

小楠の遭難につきては主上の御宸怒は申す迄もなく太政官の大官等をして大いに憤慨せしめた。當日の廣澤眞臣の日記に左の如くある。

一、廣澤眞臣

一　朝十字時官代參仕、夕四時退出。

一　退出無レ間大久保一藏より急來翰、趣は今夕横井平四郎退出途中御靈において何者共不レ知不意斬殺、首級持去候段屆出候。付て　朝廷御登庸中別て不ニ容易一次第可レ惡之到、自レ今　朝威立不レ立は此御所分に有レ之、於ニ京府一嚴重手配速に惡徒召捕候樣宜敷可レ致ニ差配一旨申越候樣輔相卿被レ命候段委縷報知す。實に遺憾之次第及ニ直所置一、疾速槇村半九郎え得斗相授先京府出勤申付、猶御國取締方之者爲ニ探索一差出候處、夜六半(午後七時)時解死人壹名深手負にて斃れ居候段都合手繼き相分り候段報歸候。折柄又候大久保氏より急狀來る。前件達ニ叡聞一候處深被レ爲レ惱ニ宸怒一、早速惡徒召捕嚴重可レ致ニ所置一旨被ニ仰出一候段輔相卿より爲レ傳候樣との事に付、當時相分候處一先及ニ注進一置、直に京都府え出勤段々駈引せしめ終に徹夜、翌朝五ツ時(午前八時)下宿。

二、五代才助

大阪府判事五代才助(友厚)より大隈八太郎(重信)への明治二年正月七日付書翰中には、

御地も横井參與横死云々相達、折角探索中に御座候得共當所未手當も無ニ御座一候。御一新の今日に至り右樣

の所業に及候議言語同斷、第一は御政體上に相關申候間草を分是非召捕申度事に御座候。

とあり、大久保利通は正月十日に小松玄蕃頭・伊地知壯之丞・吉井幸輔への書翰中の一節に、

横井横死之事件も未明白ならず候得共、追々と手懸りも出來申候間自然相分り可ㇾ申候。段々連及も有ㇾ之模樣にて所謂攘夷社中と相見得申候。一變動以來頃日誠に衆說紛々煽惑いたし候筋に聞へ、彼云横井一人に止らず外に參與中除ずんはならぬ者も有ㇾ之と、後藤邊尤評を受是は內輪より堺一條之復仇をやるなどゝ頻に申唱へ候。御同人所勞にて引入大坂府兵を警衛せしむる由。當時岩下家も引續て不ㇾ參、福岡一人是も別て恐をなし候模樣なり。卽今之處　朝廷根軸一層屹立不ㇾ可ㇾ拔之御威權相立不ㇾ申候ては不ㇾ相濟ㇾと苦心之折、却て前條の勢鼻息を潜め候姿にて何共慨歎切齒に堪不ㇾ申候。刑法官など不ㇾ可ㇾ謂之次第有ㇾ之候。此機會を以朝廷を動し立て候種類も亦不ㇾ少實に危殆之有樣に御座候。

と認めてあるが、大久保は藩政改革のため歸藩せんとしてゐた處に小楠暗殺事件突發し京情頗る紛糾せしを以て姑く歸藩を中止した。左は右書簡の他節である。

乍ㇾ不ㇾ及是非一應なりとも歸國仕度決心にて岩輔相公ゑ詳細懇願仕候處、左樣之譯なれば暫時都合を以御許容可ㇾ相成ㇾ旨承知仕候處、其後横井一條出來候て前條之動搖に立至、今日一歩を退候ては甚本志にも相反し且難を避るにも相當候事故歸國之義先御斷申上候。追て申上置候次第御座候。百尺竿頭進ㇾ一歩ㇾ之機會只此時に可ㇾ有ㇾ之と愚考仕候。

三、大久保利通

なほ四日毛利元德より岩倉への書簡中にも、

四、毛利元德

扨過五日丸田町之妄擧は實に思も不レ寄事にて於二横井一は甚可レ憐事に御座候事。御一新之世ヶ樣之義有レ之候ては　朝廷之御威光にも相拘り別て不二相濟一事に御座候。就ては申上も愚ながら狼籍者之確證顯然之上は嚴律に被二相行一、且將來之所屹度御布告等有レ之度事かと奉二愚考一候。

とあり、木戸孝允も正月二十日に岩倉に寄せた書狀中に左の如く書いてゐる。

五、木戸孝允

一　横井平四郎之一條必竟爲二　朝廷一奉二恐入一候事にて御座候。彼近頃いか樣之說を相立居候かは存不レ申候へ共今日言路開明之御時節如レ此儀有レ之候ては後來何を以朝威相立可レ申哉。何卒　朝憲之屹度凛然相立候樣には御所致(處置の意カ)被レ爲レ在度奉二存上一候事。

刺客の逮捕手配

右によると在朝の有力なる人達は小楠横死につきては朝威の上からしても政體の上からしても此の際一日も早く刺客及び其の連累者を逮捕して刑斷せねばならぬと意氣込んでゐる。さて其の逮捕の手配はと云ふと兇變後時を移さず洛中には軍務官と京都府からの捕吏とを繰出し、同時に四方の出入口を扼する所謂「京七口」の要所々々には平安隊の兵が固め、更に大津・伏見・淀の三ヶ處では水・陸倶に一般の往來を禁止する等犯人を遁さじの手配は嚴重を極めた。當初から其の疑が十津川人や肥後人に懸つた事は既記の通りだが、殊に前者に對しては一層濃厚で、曩に宮川等が探索した丸太町の十津川人屯所を更に軍務官から派した一小隊を以て取圍んだり、新烏丸切通の十津川邸をも搜索したりしたが何等獲る所がなかつた。然るに其の日も既に暮方に及んで中町夷川通の中村屋梅吉方に鮮血に塗れて倒れてゐる男

柳田捕へらる
斬奸狀を懷にす

が發見され、捕へて見ると刺客の一人柳田直藏であつた。彼は上記重傷を負うて兇行場所から同家裏口まで逃げて來たが痛手に堪へ兼ね、其の家の便所に忍び入り自殺を圖つたが死切れずして苦悶中であつたのである。同人の懷からは左の樣な斬奸狀が現れた。

横井平四郎

此者是迄の姦計不レ遑ニ枚擧一候得共姑舍レ之。今般夷賊に同心し天主教を海内に蔓延せしめんとす。邪教蔓延致し候節は皇國は外夷の有と相成候事顯然なり。併　朝廷御登庸の人を殺害に及候事深く奉ニ恐入一候へ共、賣國之姦要路に塞り居候時は前條の次第に立至候故不レ得レ已加ニ天誅一者也。

天下有志

尙これには「末の世と嘆きな果てそ神の國神はましますの人はありけり」との一首が添へてあつたとの事だが、この歌は一說にさる公卿が詠じたものとも傳へられてゐる。柳田は上記の如く暗殺の際受けた深手の爲に重態で、しかも自殺を企てた咽喉氣管部の疵により言語も不明瞭であり充分に訊問も出來なかつたが、それでも一味探索の手掛りだけは得られ、其の夜例の十津川人屯所の上平・前木・瀧等都合五名と小和野父子外數名が逮捕された。其の後の二三日内に谷口・大木・鹽川等も縛に就き、中・金木は自首して出た。かくして此等連累者の糺問

連累者の捕縛及び自首

進むに從ひて次から次へ關係者が芋蔓式に擧げられて一時其の數三十餘名に上つた。

肝腎の刺客の逮捕につきては兇變當日既記の如き手配をなしたる上に、八日には左の通り

各府藩縣に令達する所あつた。

徵士横井平四郞を殺害に及候儀朝憲を不ㇾ憚以之外之事に候。元來暗殺等之所業全以府・藩・縣正籍に列し候者には不ㇾ可ㇾ有事に候。萬一壅閉之筋を以右等之儀に及候哉。御一新後言路洞開、府・藩・縣不ㇾ可ㇾ達之地は無ㇾ之筈に候。若し脫籍之徒暗に天下之是非を制し朝廷之典型を亂り候樣にては、何を以綱紀を張り皇國を維持するを得んやと深く　宸怒被ㇾ爲ㇾ在候。京地は勿論府・藩・縣に於て嚴重探索を遂げ、且平生無ㇾ油斷ㇾ取締方屹度可ㇾ相立ㇾ旨被ㇾ　仰出ㇾ候事。

正　月　八　日

行　政　官

刺客の捜索峻嚴

同月十一日付で在京の長野濬平・内藤泰吉・宮川小源太・元田龜之丞・山田五次郞の五名が連署して國許の横井牛右衞門・安場一平・不破源次郞の三名に變事後の諸狀況を報じた中には次の如き一節がある。

公卿之內にも不審之家有ㇾ之、一昨々夜京府之兵隊を以御取圍み相成申候位にて中々吟味は嚴重の事に付不ㇾ遠相分可ㇾ申と被ㇾ考候。一昨日四人之面體付も御廻しに相成申候。市中處に寄り候ては軒別調候も有ㇾ之候由。

之によると捜索は頗る峻嚴を極めてゐる。「公卿の內不審之家有ㇾ之」とは恐らく後に記する親兵團の組織に關係ある公卿であらう。それでも柳田以外の刺客は巧みに網の目を拔け

て兇行後一週間を經過しても未だ一人も逮捕されない。右長野等の書狀中の「四人の面體付」とは鹿島・前岡・中井・松本文助（小楠殺害者としてあるが、如何なる間違にや何等關係なし。）のであるが、十四日に至りて暗殺の眞犯人が確定するや土屋・上田の人相書も更に各府・藩・縣に廻付されると同時に搜索を嚴にすべき旨令達せられた。

柳田死去

柳田は捕縛されて後醫師湯淺泰庵の手當を受けてゐたが一月十二日死去し、他の刺客は中井を除いて外は皆逮捕された。それ等が兇行場所から逃れて捕縛されるまでの經緯は精査してはゐるが、こゝにはたゞ主として其の捕縛の時日と場所とを簡單に記するに止める。

土屋自訴

兇行後洛中を轉々として隱家を索め歩いてゐた土屋延雄は知人に自訴を勸められて其の氣になつた正月十四日に偶然捕吏に出會し直ちに自首して縛に就き、兇行後南山城綴喜郡、大住村邊に隱れ、それから高野山中に逃れ、茶屋旅籠商の許に潜伏してゐた上田立夫・鹿島又之允・中井刀禰尾・前岡力雄四人の中、上田と鹿島は十六日に其處で捕へられたが、中井と前岡は捕吏と一ト足違に十津川郷へ遁走した。其の後兩人は暫く行方を晦ましてゐたが、前岡は翌三年七月十六日に中仙道垂井宿で捕縛され、中井は最後に身を寄せてゐた丹波國園部の神官の家を同年六月に失踪してから後は杳として影なく遂に逮捕されずに終つた。

上田・鹿島・前岡就縛

## （附）刺客の素性

刺客六人が如何なる人物であるかにつきてはこゝに之を詳記するの暇は無いが、何れも地方の郷士や輕輩の子弟で、幕末の動搖期に國許を脱し諸處を放浪の揚句に京都で落合つたものである。

上田立夫

上田立夫は石見國大内郡上田所村の郷士同丈右衞門の二男で長州藩などで侍奉公をしてゐたが、明治元年には備前藩の伊木若狹が率ゐる義戰隊に加はつた。後脱退して同年九月京都に上り、浪々の身を知邊の家に寄せてゐた。齡三十歲。

土屋延雄

土屋延雄は本名津下四郞左衞門で備前國上道郡沼村の名主、津下一郞右衞門の伜。十八歲の時同藩伊木若狹方へ侍奉公に住込んだが、慶應二年五月頃同家を出で武者修業を思ひ立ちて諸國を遍歷した。明治元年正月前記伊木が義戰隊を率ゐて備中國松山を攻むるに當りて其の先手隊長となり、此の時上田立夫と知合つたのである。同年五月義戰隊が松山を引上げる際服裝の問題で隊中の者と意見が合はず脫退上京した。丁度其の頃京都西寺町二條下ル常念寺に中山卿の二子治丸及び松丸が謹愼中で彥根藩兵が護衞してゐたが土屋は知人の世話でそれに加はつた。十一月中旬それを脫して後は知己をたよつて其の家にゐたが、凶行前鄉里に歸りて父や妻子にそれとなく訣別して再び上洛した。齡二十三歲。

前岡力雄

前岡力雄は十津川大原村鄉士同重藏の二男で、慶應二年八月同鄉の中井庄五郞・深澤仲麿等と倶に幕府の町奉行が三條大橋に揭げた「長藩朝敵云々」の高札を引拔いて世間を騷した。其の後十津川兵に加はつたが、明治元年十二月頃から上京して上平の許に同居した。齡二十六歲。

中井刀禰尾

中井刀禰尾については確なことは分らぬが、十津川鄉士にて前記前岡と倶に十津川兵に加はつてゐた。當時上平の許に同居してゐたことなどから見ると前岡と絕えず行動を倶にしてゐたら

しい。年齢は不明だが當時の人相書によれば二十四・五歳か。

鹿島又之允

鹿島又之允は元笠松縣貫屬石川太八郎の家來同善次郎の二男で、早くから學問武藝修業のため郷里を出で一時は大阪に住まつてゐた。後に京都檀王法林寺内淸光寺の住職になつたが後還俗して十津川浪士等と交り明治元年十二月二十日上京し知人の家に寄寓してゐた。齡二十四歳。

柳田直藏

柳田直藏は大和郡山藩同房吉の伜で、もと柳澤甲斐守の足輕であつたが暇を出され、後には追放されて當時は浮浪の身であつた。凶行の日が近づいたので家族に訣別のため歸國してゐたが、正月四日上京し小和野方に宿泊した。齡二十五歳。

## 七　暗殺動機

刺客の一人柳田直藏が懷にしてゐた前記斬奸狀を見ると小楠暗殺の動機は小楠が「夷賊に通じ天主敎を海内に蔓延せしめんとする」にあるが、該狀には「是迄の姦計枚擧に遑あらず」ともあるから其の數々の姦計とは如何なるものであらうか。それ等を確めるべき資料はこれ迄世に出てゐないので種々手を盡くして探して見た。若し暗殺者が捕へられてからの口供書があらば自ら判明するだらうと思惟し、先づ京都地方裁判所に其の存否を尋ねて見ると、同所では非常な好意を以て其の倉庫内を隈なく探されたが明治三年以前の記錄は一つも見當らない所から、或は京都府廳に藏せられてはゐないだらうかといふ事になり、更に同府

## 貴重の記録

廳に至りて其の閲覽を願ひ出て見た。同廳でも著者の意を快く容れられ捜索されてゐる內に『自明治元年至同七年、刑賞類附錄、特裁刑典事類第一』と題した綴で、中に「横井參議遭難事件」の收められたものが見付かつた。それには一味が暗殺の謀議から逃亡・逮捕・尋問さては處刑に至る迄の經過を詳記してあり、著者の狙つてゐた刺客の口供書もあつて、それにより暗殺の動機を知ることを得たのは眞に會心の極みであつた。

## 刺客の口供

上記の如く柳田は暗殺の際受けた重傷と、自殺を企てた時の咽喉の疵とのために捕へられた時から既に餘程の重態で、「疵處の苦痛に堪へかね逐一申立て難く、正氣に立至り候はゞ有體に白狀いたすべく」と云つてゐる內に死亡し、中井は跡を晦まして遂に逮捕に至らなかつたから此の兩人のは無いので、他の四人の口供書中暗殺の動機に關係する點のみを拔記して見ると左の通りだ。

### 一、上田

上田立夫の口供書によれば、

平生尊攘の志を懷き居候に付近來洋學隆盛に被ㇾ行候を浩歎罷在候折柄、横井平四郎殿儀は兼て博學多才之由に御座候處別て洋說に沈溺し、終に邪蘇教を弘張之志有ㇾ之哉に巷說承り痛恨之至御座候。（中略）全體平四郎殿邪蘇教主張被ㇾ致候ても、搢紳家に於ては、容易に御同意被ㇾ爲ㇾ在間舖とは奉ㇾ存居候得共、近況之形勢觀破仕候に、胡服着用にて御築地內徘徊は兼て御大禁之處近來御許容相成、就ては武家之分多くは胡服着用甚舖は被髮或は胡冠を用、赫々たる神明之國に生れながら如ㇾ此醜躰共心情更に不ㇾ辨長嘆息仕居候折柄、右平四

郎殿博學多才之上若百方佞辯を以此上邪蘇教弘張之說を主張被ㇾ致候日には萬々一御許容可ㇾ被ㇾ爲在も難ㇾ計、然る時は　皇國萬世之御大害と苦心焦思寢食を忘れ少時も猶豫難ㇾ成、憤怒胸中に漲り候に付、以二微臣之一死一易二　皇國之大害一度赤心より至急に同志相謀候儀にて御座候。

二、鹿島

鹿島又之允の口供書によれば、

徵士橫井平四郎殿先年來洋說を信じ、恐多くも□□之儀抔相唱、其外奸曲之聞へ不ㇾ少候處拔群御登庸相成候。爾來詐て正義を表し權威を逞し、夷賊に通じ邪蘇教を海內(マヽ)とも弘張せしめんと、御同人要路に在る、赫々たる神州え邪蘇教開堂之儀多識之佞辯を以奉ㇾ動二　聖聽一近々御沙汰可二相成一專巷說有ㇾ之、右樣相成候ては御國體相立不ㇾ申、加之　先帝御詔文にも相反し候付旁共旨献言仕度候得共、平四郎殿要路に被ㇾ立候上は所詮通徹致間鋪と涕泣悲憤之餘り、苟も以二一死一君側之姦臣相除候はゞ御國體維持可ㇾ致見込を以折を見合斬奸之儀盟約いたし云々。

三、土屋

土屋延雄の口供書によれば、

舊冬於二世上一橫井平四郎殿洋說信仰天主教を主張せられ候奸曲ものゝ由專ら取沙汰有ㇾ之、銘々種々議論之上建白之談も御座候得共、御同人要路に被ㇾ爲ㇾ立候上は貫徹仕間敷、兎も角可ㇾ除方可ㇾ然旨議論區々之處、平四郎殿於二　朝廷一邪說進講有ㇾ之候由、右は多識之佞辯を以奉ㇾ動二　聖聽一候事に哉、海內え邪教廣張の儀御許容に相成於二近畿一開堂之聞有ㇾ之、則探索いたし候處無二相違一相聞左候ては邪教相弘り、終に　皇國は外夷之有と可二相成一實以慷慨憤怒に難ㇾ堪、御同人は朝廷御登庸之人に候得共國家之患難に難ㇾ替に付不ㇾ得ㇾ止

四、前岡

殺害可ㇾ及云々。

前岡力雄の口供書によれば、

同年(元年)冬巷說には橫井平四郎殿儀は博學多才の由候處洋說に沈溺し、終に邪蘇宗を弘張之志有ㇾ之痛恨之至、夫に付私同志共於ても、御同人義は奸曲の人物にて要路に被ㇾ居候ては朝廷の御爲不ㇾ宜候間除度云々。

である。以上四人の口供書に據れば刺客は皆極端な保守反動思想を懷いてゐて、小楠暗殺の動機は柳田の懷にしてゐた斬奸狀に同じく、小楠が或は洋夷に通じ或は洋說を信じ耶蘇教を國內に弘めると云ふ風說があると云ふのが主である。此の風說は土屋と前岡との陳述では明治元年の冬から傳はつてゐるやうだが、決して此の時分に始つたものではないと思ふ。彼は其の旺盛なる知識慾と研究熱とからして絕えず海外の新知識を吸收するに努むる傍、耶蘇教の如何なるものかをも研究してもゐたし、加ふるに彼の識見は當時にありては餘りに卓越してゐて、隨つて其の吐露する思想や言說は如何にも高調子であつたので、一部の人をしてずつと前から—すでに文久元年にも—彼を右刺客の耳にせる風說の如くに異端視せしめてゐたのである。

小楠の耶蘇教研究

小楠はどうして知つたのか早くから、耶蘇教に關して極めて大雜把な概念を持ち、該教研究の意志のあつた事は蘆花著『竹崎順子』に矢島楫子の追憶談として左の如くある。

橫井さんが耶蘇教について話された事を、今日にして思へば、よほど如何いふものか識りたいと思

ふて居られた事が記憶にあります。御維新前に、今に外國の船が來るとか何とかいふて、人々がせわしく騷いて居つた時に、「耶蘇といふのは、神でも人でもなく、一つのものであつて、死んで磔刑にあがつて、初めて此のヤソの事業があがつた。ハリツケが其人の成功であつた」などゝ話しを聞かせてもらつた事がありました。また西洋は、此ヤソが紀元になつて凡ての年號が定まつて居るといふ事などもきゝました。其様子、其言葉は、學びたけれど知るすべもなく遙に望んで居るといふ風でした。然し其當時何等知る事は出來なかつたのでした。

森・鮫島との會見

其の後も小楠は耶蘇教には關心を持ち機會を捉へては之を知らうと力めた。彼が參與在任間、新歸朝者で、而も熱心な基督教信徒たる森金之丞・鮫島誠藏の兩人との會談は可なり有名だが、此の會合に於ても談が該教に及んだことは想像に難くないから、稍横道に這入る嫌はあるが此の機會に該會合につきて少しく述べて置かう。

金之丞は後の有禮、誠藏は後の尙信。兩人倶に薩藩士で同じく慶應元年藩より英京倫敦に留學し後米國に轉じ、同四年六月に歸朝してからは三條・岩倉に歐米文明の實況を說き、之を我が國に移植する事の急務なるを述べて其の容るゝ所となり、翌七月には兩人共徵士外國官權判事に任ぜられ、九月には議事體裁取調所新設と倶に其の役員に任命されたのであるが、歐米新知識の吸收に汲々たる小楠が此の新歸朝者を見遁がす筈はなく、兩人も亦特に從來薩藩とは深い關係もあり、西洋文物に對して多大の興味を有し且つ當時之に理解をもつ事に於て恐

らく第一人者だつた小楠との會見を熱望したであらう。孰れから申し込んだのか果して三人の會見が行はれた。尤も其の時期は不明だが兩人の歸朝した六月と其の翌七月には小楠の病氣が可なり重かつたから、多分八月初旬頃ではあるまいか。此の會談の模樣につきての遺話によると、小楠は四位の參與であるので森と鮫島の兩人は同席を憚り次の間に控へて敷居越に話をしてゐたが、談話が次第に佳境に入るに隨ひ聞くものも語るものも知らず識らず座を前めて遂には膝と膝とが觸れ合ふばかりになり、夜の白むまでも語り明かしたといふことである。尙此の時の話題が何であつたかは知る由もないが、四年間も歐米に在つた兩人のことだから世界の大勢・海外の新知識について語つたのは疑ふべくもない。又當時熱心な基督教信徒であつた兩人は他では迂濶に語るを憚つてゐたであらうけれども、小楠には此の人ならばと心を許して己の信仰を腹藏なく語り、小楠も豫て該教に對しては知らんと欲してゐたので喜んで耳を傾けたであらうと思はれる。其の夜の話の內容が何人にも知られてゐない理由も或は此の邊に存してゐて、問題が問題であるだけに深更人を避けて膝を交へての密話ともなつたのではあるまいか。なほ森・鮫島と小楠との會談は一回に止らず兩三度も行はれたことは、明治元年九月十五日付の在米二甥への書面（遺稿篇「書簡」二一三）によつてもわかる。

さて小楠は耶蘇教についてどれ位の程度の理解を持つてゐたであらうか。安政四・五年頃

の作なる既記「沼山閑居雜詩」中の「西洋に正教有り」の一首（本篇三五九頁）でも其の一端を知ることが出來るが、それから數年たつてからの元治元年に井上毅が小楠を訪うての問答を記した『沼山對話』（遺稿篇「談錄」）中の一節や、年は不明だが小河一敏が小楠に大村邪教につき愚民煽動のことを申越したるに對し小楠が兼ての意見を述べんとて書き與へた書簡（遺稿篇「書簡」二三九）を見ると、世間一般が當時の天主教と往時の切支丹伴天連とを混同してゐる時分に、其の流派や分布狀態をはじめ宗教を侵略の具に供する時代は過去つて寧ろ其の弊害に諸國共手を燒いてゐる事などを述べてゐて、其の頃としては該教につきて進んだ知識を備へてゐたには違無いが、彼の該教に對する研究は未だ徹底的でなく――當時にありてそれを要求するは無理であるが――隨つて其の知識は尙幼稚たるを免れなかつた。卽ち彼の考では元來耶蘇の本意は良心を磨き人倫を明らかにするのであつたのに、後世其の道を誤り利害上にて喩すことゝなつたので、當時に於ける耶蘇教は天然の良心を亡ぼす所の一種の利害教で、治國の大本たる堯舜三代の道とは到底比較にもならぬと云ふにあつた。

基督教の教義も時と倶に進展する。今日の同教義と小楠當時のそれとの間には既に大分の距離がある。一例を擧ぐれば今日は聖書の見方が高等批評を經て合理的になつてゐるが、小楠當時の一般宣教師は同書の一言一句をも神の言葉として全的に迷信し所謂奇蹟の如きも其のまゝに自ら信じて人にも說いたのである。一方小楠の思想は最も精選された儒教に

立つもので、天や神につきても哲學的な倫理的な合理的な所があつたので、當時の基督教は彼の眼には愚民を諭す淺薄卑俗な一種の戒律教とも見えたらしい。

小楠の詩句には「天」なる語が頗る多い如く、彼は常に天を敬し、天を畏れ、天に事へた。然るに小楠の「天」は彼の到達した儒教の窮極を示したもので、耶蘇教の天でも神でも無いのである。基督教界の長老たりし故海老名彈正が小楠の「遺表」(本篇九三八頁)に就いて云へるが如くに、小楠が良心を根本として天を敬し天を信ずる其の誠意誠心や其の內心の直覺努力に至りては基督教の眞諦に觸れてゐると見れば見るべきも、儒教の神髓であることには論なく、彼は基督教信徒でないのみならずそれが我が國に入るのを痛く憂へてゐることは寧ろ悲壯な位だつた。それは前記「沼山閑居雜詩」中の「西洋に正教有り」の一首によつて明らかだが、『沼山對話』中の耶蘇教に關しての一節中にも、

耶蘇若しも日本に入込候えば必ず佛との宗旨爭を起し、乍に亂を生じ生靈塗炭と相成可ㇾ申、此患顯然たることにて何分にも耶蘇教を入れ込候ては相成まじく被ㇾ存候。

とあり、(遺稿篇九〇二頁)又上記小河に與へた書簡の一節には左の如くある。(遺稿篇六一八頁)

於ㇾ是深可ㇾ憂所は、西洋通信次第に盛に相成、諸夷陸續入來候へば彼等之教法政事自然に明に相成候は必然之勢にて、我國人之中聰明奇俊之人物是迄何之道も知り不ㇾ申候者彼我政治之得失盛衰之現在を見、彼の教の尤成筋に感心し不ㇾ知不ㇾ覺邪教に入候は十年二十年之間には鏡に懸て見るが如し云々。

なほ上記の森・鮫島とから話を聽いて在米二甥に寄せた書面（遺稿篇「書簡」二一三）の中に エルハリスによれば世界中にて邪教―耶蘇教―の入込み居らざるは日本と亞弗利加の某國とのみにて、日本は賴みある國なれば該教の入らざるやうにせねばならぬと云ふ意味のことがあるのによつても彼が耶蘇教の傳來を深く恐れてゐたことが明らかである。

耶蘇教を弘めんとするとの誤解及び其の原因

上述する所によれば小楠暗殺の動機―夷人と通じ、耶蘇教を國内に弘めんとす―は全然誤解に出でたものなることが明らかである。斯かる誤解を招いた有力なる原因は繰返す迄もなく小楠の思想識見が當時餘りに卓越してゐたのみならず絶えず海外の新知識を吸收することに汲々とし、而も熱心なる耶蘇教信徒たる森や鮫島が歸朝すれば直ちに會談を試みなどして該教に關心を存してゐたことであらうと思ふ。然るにこゝに意外に感ずることは此の誤解が小楠の死後までも存續し、現今にありても尙小楠が耶蘇教信徒であつたと信ずる人の甚だ多いことだ。然るにこれには左の如く多少の理由は存する。

小楠が上記小河への書簡に十年二十年の間に我が國人が基督教を信ずるに至るのは鏡にかけて見るが如しと云つてゐる其の豫言は十年を待たず、然も餘りにも彼の身近に於て的中した。それは所謂「熊本バンド」として我が西教史上に著聞する事件で、卽ち明治九年熊本洋學校生三十五名が米人教師ゼーンスの感化によつて熱烈な基督教信仰に入り、周圍の壓迫をものともせず熊本城の西に聳ゆる花岡山上にて信仰の宣誓をなしたことである。其の中

には小楠の嗣子時雄を始め共の姻戚關係の者もあつた。これは該學校の生みの親とも育ての親とも言ふべき實學黨社中に取つては眞に晴天の霹靂であつて、先師の遺志を繼いで一意聖賢の道を守立てようとしてゐた彼等の驚愕と失望とは言ふ迄もなく、中にも小楠未亡人の如きは小楠の靈に對して申譯がないとて自ら懷劍を擬し、若し其の信仰を飜さねば自害するとて時雄に迫つた程であつた。

それにも拘らず後に時雄は基督教の傳導事業に身を委ねるに至り、其の妹みや子も亦同じく信仰に入つて「熊本バンド」の一人海老名彈正に嫁し、其等の感化で遂には、つせ子を始め德富久子(一敬の妻)・竹崎順子(律次郎の妻)・矢島楫子等の姉妹は何れも信者となつた。のみならず明治四十年卽ち小楠の歿後三十八年目には其の最初の門弟なる德富一敬が右海老名の手で洗禮を受けた。かくの如くして小楠の遺族は勿論親戚は殆ど皆と云つてよいほどに基督教信者となり、門人及び共の他關係者にも同教に入るものが多かつた。此の事實は人をして小楠の生前既に彼も同じく耶蘇教信者であつたかの如く想像せしめたのは是非もないことである。

刺客口供以外の暗殺動機

小楠暗殺の動機は上記柳田の懷にしてゐた斬奸狀や四人の刺客の口供書によれば前述の通りであるが、果して單にそれのみが彼等をして小楠を殺害せしめたであらうか、他に之に附隨する何等かの動機が存在するのではなからうか、之に關して種々說をなすものがある。「明

治聖上と臣高行』なる書に佐々木高行の談として、

斯く明治の初年は舊いものを振ひ落して新しいものに就かうとする所謂舊習一洗の時代で、政府も急進政策をのみ實行する故に舊い思想に囚はれてゐる者は大に憤慨して、其の不平の念を直接行動によりて爆發させる者が續出した。當時の新思想家であつた參與横井平四郎は京都にて暗殺され、兵制を改めて徴兵令を布かんとしたる大村益次郎も横死し云々。

不平の念を直接行動に

と記してゐる。特に公議輿論を叫びて藩閥を眼中に措かぬかに見えてゐる一方には藩の色彩なほ濃厚であつたり、徳川幕府に對しては攘夷を主張して置きながら新政府となるや飜然として開國を國是と定めたりした矛盾が幾多の不平や不滿を買つて暗殺や暴擧を誘發せしめたでも有らうし、又新政府に登用された者の多くは血氣壯な若手揃ひで四十以上の者は殆ど無かつた所へ、六十に手の屆いた小楠が年長者として將又高邁進取な識見思想の持主として獨り重きをなし、岩倉輔相から特に信頼された事實などより、新政府の措置に不平を抱く頑迷者連が怨嫉の焦點を横井に萃めたも已むを得ぬ事であつたと云ふものもある。

次に今回の事件に於ては上記十津川人屯所にて暗殺の策謀がめぐらされ、十津川人は刺客六人中の二人を占め、其の他關係者にも同地人が多い。どうして斯くの如く十津川人が此の事件に關係したであらうか。これにつきては明治二年十一月に在京肥後藩吏員松本彦作の藤村兵部權少丞との對話書取の中に左の如き記事がある。

十津川浪士中一派の暴擧

十津川浪士は偏土之山谷へ生立候頑固のもの共にて、吉野帝以來勤　王之習俗に候得共夫も近來は二派黨を立、一派は眞之勤王にて昨年來北越之役にも大に忠勤を盡し軍功も有レ之候付五千石か鄕中御賞賜も有レ之候由。今一派は偷安苟且の徒にて舊幕之節は專會・桑に相媚金錢に目くれ候由にて、口に勤王を唱候得共銃器を取扱候儀は洋癖抔とて甚嫌傍には京都定住御所御番抔肩衣着用いたし候位を內望之流弊等にて、更に役には立不レ申、（中略）彼横井を致二殺害一候も右偷安徒にて前後何之辨も無レ之一圖に洋癖と相惡候上之暴擧之由云々。

右によると單に偷安の徒が前後何の辨もなく一圖に洋癖を惡みたる上の暴擧と認められてゐるが、明治二年三月廿八日に外國官判事中井弘藏が目下勃興せる攘夷論の國家に災する所以を說きたる談話中には左の如きものがある。

不平諸侯等の煽動

日本政府の大難事件は外國交際の上にあり。昨年直に外國交際之儀は大に御治定に可二相成一處、不レ料伏見之戰爭より奥羽蔓延し大騷動に相成り無レ據交際の大儀は今日迄日延に相成候處、今日京攝之間に激徒相發し俄に攘夷之論を起し、是も眞之公明なら宜候得ども陰よりは不平悲怨之諸侯重臣等彼激徒を煽動鼓舞して、横井等を暗殺せしむるは皆之　朝廷之爵祿を欲して不レ得より彼等を除き段々瓦解せしめんとの姦計なり。暗殺人は可レ憐其元何も不レ辨一圖固陋に攘夷をせねば國躰不二相立一固陋之論なり。陳に何事も無レ之横井等に耶蘇を弘むるの、夷人を引込むのと名義を借て殺害し、詰り日本政府之威權を輕し外國人之侮を增し日本國脈を斷滅するなり。

右では刺客等の兇行を卑劣なる人達の煽動によつたものと見てゐる。果して然らば刺客の罪は大いに惡むべきも一面亦憐むべき點のないでもない。又一つには當時京都の公卿某が浪人を糾合して親兵團の組織に取掛つた。これは皇室を守護するに諸藩の士では各其の藩主のために謀る虞があると云ふ點があつたからだ。これには小楠暗殺の黑幕の一人たる中瑞雲齋が其の主役者であつて、而も十津川人が頗る多く關係して居り、小楠刺客の殆ど皆が之に與かつてゐたらしい。處が此の親兵團は小楠や神田孝平などに阻まれて成らんとして成らなかつたのに對する怨恨が小楠暗殺動機の中には多分に含まれてゐるとの事だ。確實な資料によりてゞはないから眞僞の保證はせぬが、頗る穿つた噂である。又此の親兵團のことを云つたのか分らぬが、松平(慶民)家で見た君山より梅堂へ(兩人の本名は詳かでない。)の書簡中に左のやうな記事がある。

親兵團組織者の怨恨

横井横死之後彼是御吟味も嚴敷都合八九人も召捕に相成、此間も兩三人頭立候者手に入申候趣、追々御穿鑿にも相成候はゞ連中も不ㇾ少事と被ㇾ存候。元來左程横井を怨候譯にても有ㇾ之間敷、抑御親兵連中など何も以前は國を脫し候樣之人物にて迚も規則に懸り候樣のものにも無ㇾ之、下等に至り候ては帶刀こそ致せ町人・百姓樣の者多分にて前後を辨別候樣之者無ㇾ之、只々世之騷ぐを面白狩申候位にて近頃は大に不平之旨折に觸れ溢れ候ものと被ㇾ存候。又々天誅之端しを起候哉に愚察仕候。三岡・後藤等も頻りに張紙など有ㇾ之旨に御座候。後藤も木戸上京之上は直に東行被ㇾ仰付ㇾ候事に御座候。全く京地を避けさせ候之術之由承申候云々。

上記諸說によると小楠暗殺には刺客の口供書以外に稍不純な動機が加はつてゐるかに思はれる。

## 八　刺客助命運動　處刑

守舊派より憎まる

文久二年十二月江戸で攘夷派の襲撃を受けた小楠は其の後に於ても同派志士浪士の疑惑を一身に鍾めて、實際に彼を付狙ふ者が少くなかつた。大和義擧で知られてゐる天誅組の首領株藤本鐵石の如きも亦其の一人と云はれ、同人の狂歌として、「すぐな道横井とりなす平四郎、十文字なる木にのぼさばや」といふのが傳はつてゐる。維新後は何事も舊習一掃の世の中となつたのでそれを喜ばぬ守舊派の連中は盛に新政府の方針に反對したが、中でも上記の如く太政官に於ける最年長者で、而も樞機に參與して輔相始め一統から推重されてゐた小楠は彼等の憎惡の的であつたから、彼の遭難の報は此等の人達を狂喜せしめた。

洛中諸處に貼り出された文

暗殺の直後には、「眞直に行けばゑゝのに平四郎、横井行から首がころりと」とか、「邪意（ヨコヰ）(横井)ばる奴こそ天はのがさんよ(參與)、さても見苦しい(四位)今日の死に樣」といふやうな落書があつたが、二三日後には大日本憂世子と署名して洛中諸處に貼り出された文があつた。それには先づ小楠の罪惡として彼に對する當時の誤解を網羅し盡くしたる後「此の如き大姦要

路に横り、朝典を廢壞し朝權を棄損し朝士を惑亂し堂々たる我が神州をして犬羊に齊しき醜夷の屬國たらしめんとす。彼の徒は之を寛假する事能はず、止むを得ず斬殺に及びし者なり。其壯烈果敢櫻田の擧にも比較すべし」と刺客の行動を賞し、「抑々是の如き事變は下情の壅塞せるより起る云々」とて或一部の人達の要路に對する不平不滿を剩さず吐露し、「切に願ふ朝廷此の情實を諒とし給ひ詔を下して朝野の直言を求め奸佞を驅逐し忠正を登庸し邪説を破り大體を明にし給はん事を。若し夫れ斬奸の徒は其の情を嘉みし其の罪を論ぜず其の實を推し其の名を問はず速に放赦せられよ」と刺客を庇護してゐる。

此の貼札は何人の仕業であるか遂に分らずに終つたが、上記落首などの如き單なる惡戯でないことは明らかだ。然るにこれとても心から刺客を庇護せんとするためか、時運の篩からふるひ落された連中の鬱憤を晴すためか、或は兩方の意味を兼ねてゐるのかは今俄に判斷はつかぬが、兎に角右の如くに刺客の行動を以て國賊を除かんとする盡忠憂國の至誠の發露と讚美し、彼等を勤王の志士として擁護する人達のあつたことは事實だ、それ等の間に刺客の助命運動の起つて來たことは怪しむに足らぬ。先づ二年正月廿一日若江薰子なる一女性が時の刑法官知事大原重德に左の建白書を提出した。

若江薰子の建白書

當月五日橫井平四郎を殺害致し候者御處置之儀如何之御儀に被ㇾ爲ㇾ在候哉。是は御役邊之儀故決て可ㇾ伺儀には無ㇾ之候へ共、右殺害に及候者より差出し候書附にも天主教を天下に蔓延せしめんとする奸謀之由申立

有レ之、尤此書附而已に候へば公儀を借て私怨を債ひ候哉共被レ疑候へ共、横井奸謀之事は天下衆人皆存知候所に御座候間公儀を借候とは難レ申、朝廷之參與を殺害仕候は不二容易一勿論嚴刑に可レ被レ處候へ共、右樣天下衆人之能存候罪狀有レ之者を誅戮仕候事實に報國赤心之者に御座候間、非常之御處置を以手を下し候者も死一等を被レ減候樣仕度、如レ斯申上候へば先般天誅之儀に付彼此申上候と齟齬仕御不審可レ被レ爲レ在候へ共、方今之時勢彼之者共嚴科に被レ行候へば忽人心離叛仕他の變を激生仕事鏡に掛て見る如くと奉レ存候。且又手を下候者に無レ之同士之由を申自訴仕候者多分御座候由傳聞仕候。右自訴之人共何れも純粹正義之名ある者之由承候。是等の者は別て寬典を以御赦免被レ爲レ在可レ然御儀と奉レ存候。實に正義之人は國之元氣に御座候間、一人にても戮せられ候へば自ら元氣を戕候。自ら元氣を戕候へば性命も隨て滅絕仕候。此理を能々御考被レ爲レ在候て何卒非常回天之御處置を以魁たる者も死一等を免され、同志と申自訴者は一概に御赦免に相成候樣と奉レ存候。尤大罪に候へ共朝敵に比例仕候へば輕淺之罪と奉レ存候。如レ此申上候へば私も共事に關係仕候者にて右樣申上候哉と御疑も可レ被レ爲レ在奉レ存候。若私にも御嫌疑被レ爲レ在候へば何等の辯解も不レ仕候間速に私御召捕に相成私一人誅戮被レ爲レ遊、他之者は不レ殘御赦免之御處置相願度奉レ存候。若魁たる者も同志之者も御差別なく嚴刑に相成候へば天下正義之者忽朝廷を憤怨し、人心瓦解し收拾すべからざる御場合と奉レ存候。舊臘幕府暴政之節被レ戮候は祭祀迄被二仰出一候由、既に死候者は被レ爲レ祭生きたる者は被レ戮候ては御政體不二相立一御儀と奉レ存候。此邊之處閣下御洞察にて御病中ながら何卒御處置被レ遊候御儀單に奉レ願候也。

正月二十一日　　　薫子

薫子は更に翌二月十六日に刺客の助命につきて建白してゐるが、それには横井平四郎逆罪として、茲に轉載することを憚らねばならぬやうな事柄を列擧してある。彼の女は果して如何なる人か。

若江薫子の爲人

薫子は京都の人、京都伏見宮殿上人從四位下若江量長の女、本姓は菅原氏、幼より穎悟十五歲にして旣に經史・諸子百家の書を涉獵したといはれ、後岩垣月州につきて學びて和漢學に達し詩歌文章を能くし秋蘭と號した。昭憲皇太后の御幼少の時から殆ど十餘年間侍讀として御側近く奉仕し、其の皇后册立に就いても大いに盡力したと傳へられてゐる。特に父量長・師月州の感化で尊王愛國の念深く女ながらも慷慨悲憤志士の俤があり、かの村岡矩子等と志士論客の間を奔走し幕吏の爲に捕へられて投獄されたが、出獄後も明治の初遷都に對しての反對意見や攘夷の議を建言したるも容れられず、遂に要路の旨に忤つて志を天下に得ざるに至つた。明治九年頃落魄の身を讃岐丸龜に寓し附近の子女に讀書・和歌等を敎へなどして餘生を送り、此の地にて歿したが昭和三年秋正五位を贈られた。墓は丸龜市南條町玄要寺入口にあり、碑面には菅原薫子之墓、左側面には明治十四年第十月十一日死、右側面には若江範忠妹行年四十七歲と刻してある。薫子の終は頗る振はなかつたが、明治初年に於ける薫子の行動は大分世間の視聽を引いたと見えて二年四月三日參與木戶孝允が輔相岩倉具視に密呈として同女の事につき左の如く記してゐる。

匆卒言上仕候て甚奉㆓恐入㆒候得共逐々傳承仕候處、中宮御附之御女中にて若江と申、婦人には稀なる學者にて外國之事を憤り上書等も有ㇾ之攘夷說尤盛に陳論之由、爲ㇾ其世間には婦人すら如ㇾ此などゝ只々深趣は不ㇾ知して疑惑を生じ候氣味不ㇾ少樣子に相聞へ申候。如ㇾ右大勢を知らず世間までも動かされ候樣にては乍ㇾ恐　中宮御輔佐隨て終には　至尊御中興御成業之御妨如何と乍ㇾ陰頻にまた煩念苦慮仕居候ものも不ㇾ少、何卒右如㆓若江㆒婦人へは得と今日之　御主意を御說諭に相成眞以　叡旨を奉體、乍ㇾ恐御左右より御高德之不㆓相失㆒樣盡誠不ㇾ在ては不㆓相成㆒事にて、御左右に　御主意を奉じ違ひ候もの有ㇾ之候樣にては百事萬々御六つヶ敷御座候間訖度今日之處を得心相成、宮中は一人之婦人にても心得

違無レ之樣被レ爲レ在度奉レ存候。付ては是等之婦人與々も御說諭之御工夫被レ爲レ盡度只々奉二仰願一候。大に人心之向背に相かゝわり候事件に付不二取敢一、後より相認尙又其儘を奉二言上一候。誠恐々々頓首百拜。

右に對し岩倉は同月六日付にて左の如く答へてゐる。

中宮御附女中若江云々決て勤仕之者には無レ之、一條家御出之間御讀書被レ上候丈にて候。素り大攘夷論頓と御採用の義に無レ之元大原卿被レ上候丈の事に候。只今唯々右樣の論主張居候風聞に候。尤も手之附方無レ之者に候。但し中宮御附上﨟始め一人も不都合之者無レ之、是は小生承知之事に候間御安心可レ給候。

斯くの如き民間側からの刺客助命に關する建白は敢て薰子に留らなかつたが、在官側にも刺客の行動に同情を表した人達もあつたので、その刑斷は阻害されざるを得なかつた。かの大原重德の如きは當時刑法官知事であつたのに薰子の建白に動かされたのか左の如き意見書を岩倉輔相に提出してゐる。

大原刑法官知事の意見書

凡天下之事體理にして非なる事あり、非にして理なる事あり、善惡亦相似たる事有也。然れば其所爲と心情とを取合せ折衷し、其理の在る所を察し明白に裁斷するを以て至當を得ると云べし。去月五日橫井平四郎斬殺之儀に付獄の斷案甚難儀なりとす。如何んとなれば法と情との二道を合せ其中間を採て斷決するに非ざれば其至當を得たりとすべからざる也。然るに其情と法とを以て合せて論じ判斷するは愚昧の及ぶ所に非ざれども其任に在て遁るべからず、依て之を申し述る也。忌諱に觸るの處は斟酌願ふ所に候。

一　夫官に訴訟になる事又は自訴にもせよ何れ法を犯せる者也。其法を犯せる事柄私に慾を營む所爲なれば眞實天下の罪人なれば專ら法に依て判斷して失作(策カ)は有レ之間敷き事也。尤此内憐愍有恕は可レ致事。又其犯罪の事柄に私慾を營

むに非ず中心誠實より生じ君の爲或は父母の爲又(マヽ)なるに至つては國家の御爲とか私慾を離れ誠實赤心より出たる事なれば、假令所爲はあしきにもせよ皆其情を採て先とし法を之に加へて判斷すべし。是法と情とを取合し公平至當の道と相心得候。抑此度六人の者專法に基づけば情實に薄くして天下の人心に戻り不平を抱かんか。又專情に基づけば朝憲を恐れずして自儘に官人參與を殺の罪罰せられずては相成らざる事也。若其至當を得て罰せられずんば此後　皇國を制御し給ふの障りとならん、此に至つて議論殆んど窮りぬ。故に今般の御裁斷や實に　天朝御維新御大政の善惡の筋の立たせらるゝ處にて、刑法官尤關係し且　朝廷人才の有無も量察せらるゝ事にて至極大事の御場合と奉レ存候。是に就き遠く愚慮仕候へば彼夷狄にも此御所置如何と窺ひ居る者も可レ有レ之候間此所置の當不當を見て皇國官人の賢不肖を洞察し、彌渠等か侮心をも增長せしむる筋にも可二相成一近くは彼邪宗傳播の成否をも暗算可レ致と苦慮仕、實に此事御判斷は六ケ敷候。可二相成一は情實を以御裁判不レ被レ遊ては相成間敷と奉レ存候。若萬々一法の方に被レ爲レ泥　朝威を被レ爲レ張候方に御評決に相成嚴科に被レ爲レ所候樣の御事に相成候ては　朝威を不二相耀一して却て暴威を被レ爲レ張候振合にて卽舊幕の斃れし所以に候。斯る奸人を御登庸有りしは實に所謂千慮の一失と可二申上一候へども、乍レ去元より斯る者と御察し有レ之候はゞ決して御登庸は毛頭被レ爲レ有間敷き筈なれども國忠拔群才辨なる者とて御登庸に相成候事は申迄も無レ之事也。然れども終に天罰難レ免とも可レ申か有志之手に片付しは　皇天　皇上　聖朝之御維新を冥助被レ爲レ在照鑒を垂れ給ひしならずや。然れば其天意に御隨ひあつて人情を先立て非常出格の寬典に被レ爲レ所候樣至祈至禱し奉候。左候はゞ卽上に申述候千慮の一失を速に改め給ひ所レ謂君子の過は日月の食の

如く共改むるや人皆之を奉レ仰、天下の人牧乍レ恐　朝廷御維新の御大政正明高大にて一點御私し無レ之に拜伏感心仕、各向ふ所を知得仕候よりして人心叶和風雨も時を得五穀豐熟仕萬民其澤を蒙り實に　天朝御中興之御美事乃悪を轉じて幸と成給へる也。乍レ恐是を初とし美政良法を天下に御布き被レ遊度遂に外夷も感伏屈膝仕り皇化に靡き四海大平を唱ふる濫觴と可ニ相成一候間偏に　聖斷を奉レ仰る處に候。是則法と情とを取合せたる裁決と愚慮仕候。自來所勞には候へども差置ず國家の御爲晝夜苦慮仕候處言上仕候。何卒御採用に相成候樣奉ニ懇禱一候。昧死百拜謹言。

二月廿八日　　　　　　　　　　重　　徳

右大原は文久二年勅使として島津久光と倶に江戸に下つた時幕府側には「大原殿六十二、有名なる頑固の攘夷家」とか「固陋强情の激烈家」とかの批評のあつた人で、又若江薫子の傳記によると彼女は特に大原に私淑傾倒してゐたと云ふ事だから其の人物の如何は大抵想察せらるゝが、小楠横死一件につきて右の樣な意見を有する者が刑法官中にありては太政官の參與連中も困つたであらう。前記大久保利通の書面中に「刑法官など不レ可レ謂の次第有レ之云々」とあるは(本篇九八六頁)かゝる論者のあるを憤慨したのではあるまいか。

さて捕縛された刺客一味の處置はどうであるかと云ふに、當時未だ幕府時代の舊法を多く踏襲してゐた事とて、彼等を夫々身分に依つて揚り屋又は公事宿に入れ、其の逮捕に當つた京都府の手で吟味を進めてゐたが二年三月に同地の刑法官に引渡した。刑法官では更に上申・

土屋・鹿島の三名を筑前藩へ、他は夫々關係の藩や町方或は身寄に預けた。同六月には前岡と中井は未だ逮捕するに至らなかつたが、其の他の刺客以下には豫審を終つて、後記處刑(本篇一〇一八頁)の通りの斷案を下した。然るに助命運動はなほ官民の間に火の手を擧げてゐて處刑は容易に決行されなかつた。此の頃の刑法官の上官卽ち知事には正親町三條實愛が代つてゐたが病氣や何やかで引籠勝ちなので、其の事務は刑法官副知事たる土佐藩士佐々木高行が代理してゐた。同年七月八日には官制改定の結果刑法官は廢せられて刑部省が置かれたが、刑部卿には正親町三條實愛が、刑部大輔には佐々木高行が任ぜられたので、本省の主腦部は刑法官の時と同じであつた。處が政府は國政の統一を圖るには地方に分與されてある權力を中央に集中して劃一的施設をなすにあらねば其の目的を達し難きを認め、順次に中央集權の實現を期すべく先づ留守長官の權限を定め、京都に在る刑部省を廢する事とし、七月二十四日中御門經之を留守長官となした。さうなると京都の刑部省に於て未だ懸案となつてゐる參與橫井平四郎殺害事件を解決せなければならぬ必要に迫つた。因つて今留守長官の中御門が京都に赴任するに際し適當の措置を執らねばならぬので之を大久保參議に協議した。

京都の刑部省廢さる

是に於てか七月廿七日大久保は左の書翰を佐々木高行に送つた。

橫井殺害一條其外今日御決議御伺相成度御懸合の趣右大臣殿へ申上候處、凡て御決議の譯には致し兼ね可レ申候得共、橫井一條は是非今日中にも不レ被二相決一候ては中御門卿發途の間に合ひ兼ね可レ申候に付何分に付

ても御參朝可レ有レ之申上候樣承はり候。御答早々頓首。

七月二十七日　　　　　　　參　議

刑部大輔殿

佐々木は直ちに參朝して協議をなした結果同日左の達書が發せられ、小楠殺害事件は是迄の行懸上京都にて取扱ふことに決した。

　　　　　　　　　　　　　刑　部　省

但横井平四郎殺害一條幷に是迄取扱掛りの事件結局相付候迄は人員從前の通にて、御用濟候上は諸事京都府へ被ニ委任一候事。

其省京都留守被レ廢候事。

小楠刺客の處刑は上記の如き議論があつて容易に行はれなかつたが、それを一層困難ならしめたのは彈正臺であつた。彈正臺は今で云へば檢事局と警視廳とを兼ねた樣なものであつたが、明治四年に刑部省と倶に司法省に合一されるまでは事每に刑部省と衝突した。佐々木高行の日記を見ても「刑部省と彈正臺との權限不分明にて中々六ケ敷」などゝ、之には大分惱まされたらしいことを記してゐる。それと云ふのも彈正臺には守舊派の人達が勢力を占めてゐたからであらう。果せる哉彈正臺からは二年九月五日、小楠は耶蘇教を信奉し國賊とも云ふべきだからそれを殺害した犯人の罪は一等を減ずべきであるとの建議書が提出さ

れた。之に對し刑部大輔たる佐々木は橫井が開國論者であつたことには相違なきも耶蘇教に關係した事實はない。假令彼が耶蘇教徒であつたにもせよ、國法を枉げて犯人の罪を輕減すべき筋合でないと主張した。其の日の佐々木の日記に左の如く記してゐる。

要路の人を暗殺せる者を助命とは何事ぞ、然れども橫井が邪教を信じたりとの疑念より國賊を除きたりとの精神にて助命論を唱ふる者彈正臺には多し。此の過激の徒に迫られて此の願書は出されたるべし。是れ畢竟舊幕の時井伊大老を刺したる者を義人とするよりの弊なり。維新の場合秩序を亂さず、國典を明にせずんば其の毒如何ほどに流れるやも知れず苦心々々。

大村益次郎の遭難

彈正臺から右建議書が提出された前日の九月四日、かの國民皆兵を唱へ兵制改革を企てた大村益次郎が京都三條木屋町の旅宿で刺客の爲に傷を蒙つた。療養大いに力めたが効を奏せず十一月五日遂に小楠と倶に明治新政府の二大犧牲者として不歸の客となつた。十二月二十日其の兇徒を死刑に處せんとするに當つて、彈正大忠海江田武次(後の信義)が異議を挾んでそれを中止せしめた。これは刑の手續上に多少遺漏のあつたにも依るけれども實は彈正臺內に小楠に對すると同樣反大村の空氣が濃厚であつた爲だ。政府では同月二十九日改めて刑を執行したが此を以ても當時の實情が思ひやられるではないか。此の大村と同藩なる木戸孝允は大村の遭難につき痛く憤激し、それのあつた月に林友幸に書を贈り、小楠兇變に關しても左の通り書いて居る。

横井一條御裁許餘り御遷延どもには無レ之哉。 元來横井之身上を疑惑候とて其の爲に罪人之御所致（處置の意カ）御延引に至り候道理無レ之、私に人を殺し如レ此大典を被レ爲レ曲候ては實に不二相濟一。 弟は横井とは同局之人也、 天下後世へ對しかゝる鐵面皮之事は無レ之云々。

然るに、彈正臺内の空氣は右の如くで、外部にも、それと氣脈を通じてゐる者の少くなかつたことは前記大原重德が十月一日に岩倉輔相に寄せた左の書面を見ても首肯せられる。

大原より岩倉への書面

夜分甚御面倒とは存候へども何卒得二拜顏一心事申述度存候義は餘の義に無レ之、彼過日建言申述候横井平四郎斬殺之罪人御刑罪之一件に候。 獻言に申上候通り此者共を被レ行レ刑候ては人心不平を抱實以 朝廷之御爲筋に左右なく一命を相捨勤候者無レ之様可二相成一と、 それのみ 朝廷之御爲奉レ察候に付言上候事に候。 中には助命を申出候者も御座候へ共實に無證據にて官人を切候者故御法を御用に候はゞ斬首・梟首等にも候か、刑律巨細不レ辨候間刑部省言上之通に候半ながら愚直重德申願候は事實不分明之事に被レ爲レ刑候儀は如何にも恐入たる御事に存候。 事實不分明にては罪狀も難レ被レ定譯柄と奉レ存候。 然れば横井之事跡分明に相成又今一人も御捕に相成候上にて愈横井に無罪なれば切害候者は眞に罪人に候。若又横井に可レ惡事も顯はれ候時は彼者共は無罪之者に候。只今被レ爲レ刑後日に横井之罪狀顯然候時は無罪者を刑し殘念不尠に被レ思候共不二相及一事に候半ず哉。御預之儘に被二差置一候て後日横井の無罪且今一人も御捕に相成候上にて利派（リッパ）に被レ爲レ刑候とも不レ遲御事にて人心も不平なくと存候。 ケ様にごて／＼書幷べ候はいらぬ事とは存候へどもケ様の次第有被レ爲レ刑候ては 朝廷之御爲に一命を擲候はいらぬ事じや抔と御爲筋を働く者の無き様に成行候を御案申上候事は

中々筆にも辭にも盡される事には無レ之、殊に近頃は大に人心不平を抱き候樣に愚考仕、且は外夷に國の戰爭抔昔は餘所之事にて馬耳にて濟候得共、(今脫カ)只にては隣國同樣の事にて何時何事を持込候も難レ計候御時節に候へば殊更國內の人心を賴に不レ被レ遊候ては難を防事も難ニ相成ーと是又心配御案申上候數の內に候。何卒此邊をも被レ合ニ思召一人心の悅伏仕候樣と存候へば彼者共を御預けの儘被ニ差置一候樣偏に奉レ希候事に候也。

彈正臺に小楠罪狀書の提出を求む

右の如くであるから刑部省では何よりも先づ小楠に對する疑惑につきて其の眞相を明らかにする必要ありとなし、彈正臺に對して小楠を國賊なりと認むる證左を提出すべく需めた。これには彈正臺もハタと困惑したが之を拒む譯にも行かぬので、其の罪證を擧げるべく百日の猶豫を申し出で、先づ大巡察古賀十郞を表面は西國巡視の觸込で肥後に下して小楠の罪跡を探らせる事にした。古賀は柳河藩士で同地に於ける攘夷派の筆頭であつたが、彼は熊本敬神黨の巨魁大田黑伴雄・加屋霽堅等とは親しき間柄であり、又佐久間象山を暗殺した肥後藩士河上彥齋等と俱に政府の忌避に觸れ同獄であつたことなどあるを思ひ合はすと彼の人物及び思想は略想察せられる。

古賀大巡察九州に下る

古賀が熊本に着いたのは九月廿八日で更に鹿兒島に向ふ筈であつたが、到着早々彼は病氣を申し立てゝ同地へは隨員を派し、自分は其のまゝ熊本に留つた。同じ理由で肥後藩の應接役小橋恒藏とも十月四日までは面會を避けたが、其の間敬神黨の人達とは頻りに往來してゐたらしい。而して古賀は十月六日熊本を立つて翌日阿蘇神社に參向すると、其の前夜「天道

古賀、「天道覺明論」を入手

覺明論」と題した文章が拜殿に投込まれてゐたとて阿蘇大宮司からそれを手渡しされた。右文章が神社拜殿に投込まれると同時だらう、大宮司には集議局十三人之内長谷信義なる署名で、「本文」には「當神前に壹封之書翰奉供致置候間、明拂曉正に御落掌可レ被レ成也」と、「別紙」には「別紙一冊今度大巡察司當地へ巡察に相成候に付吾黨十三人、直に巡察司目通に呈し度存候處多人數相憚り、幸に貴殿勤王之有志なるを聞き依レ之巡察に御取次呈進被レ下度奉レ願入レ候也」と記せる封書が屆けられたのであつた。因に此の長谷信義は後日の取調に據ると實在の人物ではなかつた。

小野小巡察、小楠罪迹捜索

大宮司から右「覺明論」を得た古賀は同月十一日一旦熊本へ歸りそれより東歸した。別に彈正臺では彼と相前後して小巡察小野某を備前に下した。これは既記の如く、曾て小楠を付狙つたと云ふ藤本鐵石の寡婦の家に小楠の罪狀を記したものがあるとの事でそれを手に入れるためであつたが實際には何も無かつた。其の歸途彼は京都で巢內信善に出會つたところ、同人が「橫井平四郎罪惡證迹」なる小楠の罪狀書を持つてゐた。信善は伊豫大洲の人で國漢學を修め畿內に出でゝ勤王浪士との間に交遊があつたが、彼も亦小楠を除かうとした一人で、而も二年十一月頃京都に於ける彼の宿所に、小楠刺客の一人前岡が石川八郎なる變名で潜んでゐた事が後日分つた。

右の罪狀書の中には小楠の著と稱する五種の書名―多くは皇室などに對して不敬なる―

が記してあつた。此等は當時民部省の正木昇之助等が京阪の書肆につき八方手を盡くしたに拘らず見つからず、なほ小野・巣内の兩人も大阪の書肆に就きて探索したが實物は遂に其の姿を現さなかつた。それで最後の方法として岡藩士矢野某を豐後鶴崎の毛利莫の家に派した。これは矢野が大阪の肥後藩邸で右毛利に會つた時其の父が右五種書中の二つを所持してゐると聞いたからであつたが、これも亦徒勞に歸した。小野は古賀の一行が熊本で「天道覺明論」を得たとの報に接したので、右小楠の罪狀書を携へて急ぎ東京に歸つた。

十一月二日遂に此の事件の取調書は副島參議に提出せられたるに、副島は彈正臺の意見に同意の樣子であつたと見え、佐々木高行の日記に「副島は彈正臺の過激論者の肩を持つの風あり可笑」とある。副島すらさうであつたかと一驚を禁じ難いが、左記佐々木の日記による

刺客を死刑に處するに決す

と、十一月十四日に至り評議の結果小楠殺害者を死刑に處するに決したとある。

（十一月十四日）今日横井斬殺人罰行漸く御決議相成りたり。御決議になりたるも又々異論起り、困れり。但横井の下手人の義に付ては大議論あり、屢々御評議相成りたり。其の譯は耶蘇相唱へ候に付國賊なり殺害せるは尤もと申す事にて、彈正臺連中は孰れも其の論盛んなり。高行等は刑法官にて典刑を枉げる事は相成らず、耶蘇教相唱へたるや否やは知らざれども朝廷の大臣を殺害したる上は致方なし、法律に依り梟首すべしと申立て漸く申出の通り相決せり。

さうすると翌十五日の早朝二三の者が佐々木邸に押懸けて右處決に反對の意見を述べた

が、佐々木は斷然それを採用しなかつた。そして彼の其の日の日記には左の如くある。

十一月十五日早天、或人三名ばかり來訪。横井殺害人死罪に御決議のよし如何なる理由かと問ふ。答へて云ふ當職にては御咄出來ぬと。又曰く果して死罪に決したらば天下の有志擧つて相迫り救ひ申すべしと。余答へて云ふ典刑あり、自分は其の法に依つて處置す。迫りても致方なし。彌よ迫り來り、法を犯したらば、是亦其の處分をなすの外なし。彼等大不平にて去る。右一夜の中に機密漏泄せしは不安の事なり、出所も略ぼ相分りたれど色々の事情あり取糺しも致し兼ね、斯の如く御權威相立ざるは歎息々々。

刺客刑斷につき論議紛々

刺客の罪案は右の如く決したとはあるが、まだ論議紛々たるものがあつて其の決行は容易でなかつたらしい。『大久保利通日記』の明治二年十一月（主上は本年三月より御東幸にて大久保は江戸に在つた）の部を見ても、

十七日。十字參　朝、彈正より横井暴擧之者御處置に付建論有レ之、其旨趣横井云々罪狀あるにより罪一等を減ずるの趣也。然りといへども未レ決。

十八日。十字參　朝、横井云々之事件に付愚存申出置候。

廿日。今朝田中・篠原入來、彈正一條云々返詞承候。十字參　朝、横井一條御評議有レ之、兼て言上之通小子上京斷然御決定之處御內定に候。

因に大久保は此の前日（十一月十九日）岩倉輔相に書を贈り彈正臺の刺客の罪一等輕減意見を大いに不可なりとなし、自ら京都に行き彈正臺に意見を述べんことを請ひて許され、翌十二月には京都に赴き盡力する所があつた。

廿一日。今朝休日といへども九字參　朝、彈正え横井殺害之者御處置御評議有レ之不二相決一候。晝より退

出。

廿三日。十字參　朝、佐々木（高行）參　朝横井之一條御評議有レ之。

廿九日。十字參　朝。横井一條に付彈正え御尋有レ之。

とありて其の模樣が想察せられる。其の間刺客助命運動は民間からも尙繰返されて巣内信善外七人より左の如き建言書が提出された。

巣内等の建言

謹按するに刑罰は　列聖之同じく軫念し玉ひし所靑史に昭々たり、今復何ぞ贅せんや。今や御復古の始政に當り天下人心の服否最も玆にあり。今年正月五日京師寺町の事は維新以來の事、旬日を不レ出して四方に喧傳せり。彼刺客六名の内三名の罪科（一人は斃れ、二人は脫網、三人は就縛）今日に至り群議異同未レ已と。竊に惟るに此御處分の當否は實に　聖德に關係す。然るを某等緘默せば平生忠愛の誠に負く故に冒二萬死一論別如レ左。（中略）彼刺客等素より不學無知の者なれば朝憲を犯すの罪たるを忘れ、報國の事は此姦を除き朝廷を蠱惑せざらしむるの外なしと一途に心得しより右の擧動に及びしと見へたり。其志は憐むべしと雖も豈罪なしとせんや。某等虛心以て之を斷ぜんに六名中五名の者は決行の儘直に刑官に就き其處分を待つの心なく、潜匿して朝家の紛擾を致し剩へ許多の連座を生せしは卑怯なり、且殺レ身報レ國の士道に背く。又他（マヽ）三名の者の如きは數日にして靦然就縛是れ罪の大なるものなり。然るに下獄の後一名のもの自ら首謀の實を吐き嚴刑に就かんと請ひしよし、是れ尙士氣の在るあり、やゝ稱するに足る。故に餘二名の捕縛を待ち一同割腹を命ぜらるゝこと至當ならん。雖レ然横井徵庸中在廷の人其姦を不レ辨蘇洵の眼力に乏しかりしは朝家の御爲め不幸

無二此上一濫擧の責恐らくは歸する所あらん。且維新以來殊に寛大至仁の　叡慮によりて逆人と云ふとも死する者なし。況んや忠愛の赤子なれば、(中略) 彼三名の者死一等を減じて永く筑藩に幽蟄を命ぜらるべく、餘二名の者も既に死せば已む。もし偷生他日被捕んかまた何れの藩にか永蟄を命ぜらるべし。彼徒にありては屠腹・永蟄何ぞ撰ばん。但　朝廷の至仁至公を天下に明示せられんこと今日在省の諸君子、豈に之を勗めざるべけんや。某等不レ勝二懇願切望之至一恐々謹白。

巣內式部　吉見禎介　和田肇
三輪田綱一郎　伊藤良馬　丸山作樂
中川潜叟　疋田源二郎等

政府側も民間側も右の様な次第であつたので、十二月九日に至りて其の筋より「横井平四郎罪狀一件彈正臺より申出筋彌嚴重御糺彈被レ　仰出一候付阿蘇大宮司共外急に出京すべく、就ては狼籍者御所分先御見合、福岡藩預被レ除京都府に於て入牢可レ致段御決定之事」の達が出で、同十九日には右巣內等の刺客の助命幽蟄の建議に對し集議判官照幡烈之助（舊武兵衛朝班に列してよりかく稱す）より十二月十九日付にて「過日建言伺出之所、歎願の情委細に廟堂に上達貫徹致候由」の報あり、なほ同日に「朝廷思召被レ爲レ在候に付、死罪之儀御延引被二　仰出一候旨御達有レ之候事」とて鹿島・上田・土屋の死刑延期の通達があつた。一方彈正臺では唯一の小楠罪證物件たる「天道覺明論」が小楠の著たるの確證を獲得するには本論を古賀に手渡した阿蘇大宮司惟治を詮議す

朝旨により死刑延期

阿蘇大宮司召喚

る必要のあるのは云ふまでもない。惟治は既に十一月十五日彈正臺よりの達に基づき、神祇官より橫井平四郎の著といふ「天道覺明論」の來歷熟知の者をして至急携帶上京せしむべき旨命ぜられてゐたが何故かそれに應ぜざる內、今回更に十二月十五日付で神祇官の手を經て至急上京すべく嚴達があつた。然るに惟治は尙直ちに之に應ぜず漸く三年二月に至りて病と稱して其の子惟敦をして代つて上京させた。其の際自己の考を記して持せたものは大宮司の「心組件々」として世に知られてゐるが、小楠事件に關しては此の節の刺客の刑斷は重大なる事だが、「天道覺明論」は小楠の著たるや否やが未だ明らかならざる內に刑斷せば人心服せずして種々測るべからざる禍を生ずる恐がある。刺客は何時まで入獄さして置いても差支なく刑斷延期中には右眞僞も自ら明らかとなるべしとの意味を述べてゐる。然るに二月十三日付にて惟治から神祇官宛に提出した書面には、

大宮司の提出書面

先達て古賀大巡察へ及二披露一候覺明論之儀は委細大巡察も承知之通當所着の一兩日前夜中當宮社頭に落し有レ之たる迄にて、長谷信義と申候名前にては御座候得共委曲先達ても相達候通右人柄相分不レ申、右覺明論彌以橫井平四郎著述に御座候哉否之處取しらべ方餘力を遺不レ申候得共證左に相成程之儀承知不レ申、甚奉二恐入一候儀にて御座候得共此上探索之道も無二御座一候。只々恐縮に罷在申候。

とありて「天道覺明論」の小楠の著たる證左なきを明言してゐる。斯くては彈正臺が前年十月以來本論を以て小楠の罪證たらしめようとして全力を注いだのも遂に徒勞に歸した譯

刺客に刑の執行

だ。此の月筑前藩に預けられてゐた上田・土屋・鹿島は昨年十二月の達示により京都に到着入牢したが、翌三月には更に京都入牢中の中・大木・谷口・鹽川等と倶に東京の刑部省へ移された。同年七月には前岡を逮捕して剰すのは中井一人となつたが、十月十日に至つて廟議一決の結果斷然犯人に刑の執行をなした。卽ち上田・土屋・前岡・鹿島の四名は「其方儀參與橫井平四郞儀邪說を唱ふるとの浮說を信じ擅に殺害に及び、剩へ其場を立遁るゝ條不憚朝憲不屆至極につき梟首申付る」の言渡で卽日梟首に、上平・大木・谷口の三名は暗殺の密議に加はり且つ刺客を隱匿した等の廉で終身流罪に、中・金本は禁錮三年に、鹽川は同百日に處せられ、其の他約二十名に上る關係者も夫々罰せられた。曩に牢死した柳田の屍骸は鹽詰にして保管してあつたが右刑の執行と同時に取捨てられ、小楠遭難事件は彼の死後一年十ケ月にして其の局を結んだ。

## 九　追稱　表彰

小楠は既記の通り文久三年十二月藩よりの處罰にて士席を差放たれ家祿を沒收さるゝの悲運に會ひ、數年間浪人生活の末明治元年徵士の命を蒙ると倶に、朝廷から大赦仰出されの故を以て藩よりも士席を返されたが、家祿は應召して四位參與の榮職に就いた爲であらう在世

中は復活するに至らなかつた。

然るに明治二年正月小楠が刺客の兇刃に斃れし際には前述の通り朝廷より勅使御差遣・祭祀料御下賜と倶に、舊家來の故を以て細川家に對し其の葬儀等を「厚く相營可レ申」との御沙汰があつたので、同家も金員を贈りて其の御主旨を奉じたが、(本篇九七八頁)同年九月には更に小楠遺族に對して左の如く達した。

細川家より小楠遺族に救與

致レ變死一候　横井平四郎　養母

右者數代御知行被レ下置一候家筋に付、別段を以御救として四人扶持被レ下置一候旨九月十二日及レ達候。

右養母とあるは至誠院即ち横井清子である。翌三年閏十月十三日には又藩より次の沙汰があつた。

伊勢佐太郎

家名取立られ知行を與へらる

舊家筋且養父横井平四郎儀　朝廷え被レ召出一參與勤仕中勉勵いたし候譯旁に對し、家名取立毎歳八拾二俵遣レ之。

伊勢佐太郎は云ふ迄もなく横井左平太の渡米に際しての變名だ。兄の死後順養子として家を嗣いだ小楠は又兄の嫡子たる左平太を自分の養嗣子としたのだから之によつて横井の家名は取立てられたのである。又右八十二俵を從前の石高に換算すると何石に相當するか

確なことは分らぬがほゞもと〳〵通りではあるまいかと思ふ。兎に角小楠の遺功によつて家名を取立てられ家祿の復活を見たのは地下の小楠をして心安く瞑目せしめた事であらうと察せられる。小楠の一身こそ最後は四位參與といふ横井家前代未聞の出世をなしたが、兄の子に嗣がしむべき横井家を無祿になしたのは特に祖先尊崇の念の深かつた小楠の取分け心苦しく不面目に思つてゐた事であらうから、此の沙汰は彼の靈を慰むる何よりのものであるは推して知るべしだ。

棺を蓋うて事定まるといふ諺があるが、生前餘りにも毀譽褒貶の渦が大きかつた小楠は死後も容易に其の餘波が消えなかつた。彼を奸物となして刺客に同情するものが鄕里肥後には勿論、中央有識者の中にさへ少くない有様であつた。もとよりかゝる疑惑は月を掩ふ暗雲に過ぎないのではあるが、清風一過雲を吹掃つてそこに曇りなき眞如の光の現るゝのを待つべく久しい年月を要したのは是非もない。

熊本に於ける追悼會

然し世評はどうあらうとも小楠の眞價は知る人ぞ知るであつた。肥後に越前に、嘗ての愛弟子だつた人々及び其の子弟は、或は朝に或は野に師の抱負を其のまゝに素晴しい實績を擧げてゐたが、此等の人々の小楠に對する景慕は非常なものであつた。熊本では小楠歿後直ぐから門下生が師の命日に今年は誰方、明年は誰方と順番に各自の宅にて毎年追悼會を開き、其の日には皆が家族連で參會して小楠の在世當時に於ける社中の親しみを以て何くれと書を

偲び合つたが、小楠遺族を始め德富・嘉悅・山田・安場など高弟達の家がつぎ〳〵と縣外に移轉し去つて斯かる家族的集合も、何時とはなしに行はれ難くなつた。然し其の後は熊本の地に根を張り枝を擴げてゐる横井社中系統の緣故者が之を引繼いで矢張り其等の人々の宅にて每年の命日に追悼會を催し、遺德を慕ふ參會者が相當に多かつたが、之も緣故者が年々減じ行くばかりであつたので、昭和四年五月熊本市にて催されたる「贈位奉告六十年祭」後は每年の開會をやめ、或年回に盛大に執行する事となつてゐる。

沼山津の墓前祭及び掃苔

小楠の舊廬・瘞髮の墓の所在地たる沼山津でも小楠の逝いた直ぐから彼の最も心おきなく交つた彌富千左衞門を始め矢野大玄や中小路お袋等の飮み仲間・釣仲間・碁敵、さては目を掛けた百姓達が每年の祥月命日には墓前に詣でゝ在りし日を偲ぶものが多かつた。然るに其等の人々も次第に死絕えてから後は折々此の墓に詣でゝ草を拔き、塵を淸めて低個時を久しうする若き學徒の姿を見たが、第五高等學校に在學せし大川周明の如き其の一人で、彼等は若き血躍る明治維新史を繙きて其の陰に隱れたる偉人の遺蹟に景仰崇敬の念抑へ難く、熊本の學窓より二里餘の道を屢、訪るゝのであつた。大正七年以後は秋津村の「敎育會」や「小楠會」が合同して時々、昭和三年後は每年盛に墓前祭を營み、同九年よりは命日を新曆に改めて二月十五日となし、同村よりは每回祭祀料若干を支出することになつたが、當日は同村有志・同小學校上級生を始め、熊本市其の他よりも各關係者の參列者多く、重要なる村の年中行事の一つと

なつてゐる。

小楠の莫逆の友元田東野は小楠歿後二年にして宮内省に出仕し、天皇・皇后兩陛下に咫尺するや一朝にして寵眷を蒙り、侍讀となり、侍講となり、侍補となつたが、天恩の優渥なるに感激し自己の責任の重大なるを痛感する毎に亡友小楠を懷ひ且つ惜しむの念は深刻であつた。

元田東野の「小楠履歷概略」

而して歿後なほ知己を得ぬ小楠のために默してゐられなかつたのか、次のやうな一文を草して、彼の功績に對し何等かの恩命のあらんことを伏願してゐる。

故參與橫井時存履歷之概略

熊本縣士族

故參議從四位　橫井時存

右時存明治元年戊辰四月　召に依て上京參與に任じ、（同月廿三日）尋で從四位に叙せらる。（閏四月廿二日）同年十月　車駕東京に　行幸、御留守の機務に參與黽勉し、十二月　還幸、翌二年正月五日時存退　朝の途寺町通に於て賊數人突然襲擊す。時存遽に輿を下り短刀を拔て前敵に當る、賊又後より斬殺して卽死す。

右の如く時存其職に在る未年あらざるを以て其功勞顯はれず、其器識世知る者鮮矣。其の人と爲り明快自信し識見人意の表に出づ。壯年藩に在るや世の格例に規々たらずして其志常に天下を振作するに在り。其の交る所は四方の有識、講ずる所は濟世の道、故に其志行俗と協はずして往々世の忌嫉を來せり。初め尊王の慨志に由て南朝志を著はさんと欲して粗論述する所ありて未だ果さず。（正行論・正儀論其他論著あり。）常に楠正行の人と爲りを希

慕し自稱して小楠と號す。嘗て太平武備の弛慢を論じ、我邦鎗銃の實戰に無用なるを辨じ、悉く西洋の火器戰法に習はん事を言ふ。且皇國の急務は海防に在るを以て大に海軍を興さん事を論す。（後海軍問答書を著はす、且其二姪海外に遊學し海軍學校に入學するは時存の教に由てなり。）當時兵家皆武田・上杉・山鹿の諸流を株守して闔藩西洋の事を言ふ者稀れに、其之を言ふは時存を以て嚆矢として而も是を以て頗る時論に逆ふ。（同時藩士池邊啓太、専ら西洋炮技を攻めて幕府の疑忌を受け一時世論を來たせり。）嘉永癸丑米國の彼理來航せしより全國震動し、天下皆鎖國攘夷を論じて幕府苟安畏怯務めて和議を構ふ。時存獨り宇內の大勢を觀天地の公道に據り我邦の大道を恢弘して交易通信を開かん事を論ず。蓋し當時有志の士は尊王攘夷を以て皇國の大義とし、有司俗士は苟且偸安を以て時を救ふの妙策と思ひ、正議俗論互に相軋し滿天下開國の眞理を解する者なし。故に其天地の公道に由て宇內に並立するの卓見は時存の外言ふ者あるを聞かず。（時存此論甲寅、乙卯の歳に發す、長井雅樂開國の建言に先たつこと六七年、當時を追考するに佐久間修理・吉田寅次郎或は此の見あらんか。）故を以て時存の論を聞く者或は怪み或は疑ひ遂に勤王者家の敵視する所となれり。慶應・文久の際に至り天下に勤王の士起り　朝議を奉じて幕府を抑制せんとす。是れより先き時存松平慶永の招に應じて彼の許に在り、因て諸有司と交り幕議を聞くに預る。是時に當り天下の勢未併に　王室に復すべからずして幕府猶扶くるに道を以てす可し、

熊本縣士族
故參與從四位横井時存
右時存儀明治元年戊辰四月　召ニ依テ上京參與
ニ任セラル同月廿三日尋テ從四位ニ敍セラル閏四月廿二日同年十月
車駕東京ニ
行幸御留守ノ機務ニ參與黽勉致シ候處十二月
還幸翌二年正月五日時存儀退　朝ノ途中寺町通
ニ於テ賊數人突然襲撃致シ候處時存[illegible]ニ輿ヲ下リ短
刀ヲ拔テ格鬪致シ候處賊後ヨリ斬殺其儘即死致
候

元田東野筆「小楠履歴概略」草稿（最初の部分）（元田竹彦藏）

御沙汰ニ及ハレン丁ヲ時存ノ親友門人一同希望
懇願ノ至ニ堪ヘス乃嘗テ見聞スル所ノ履歴ノ概略
ヲ陳述スル如此
明治十三年庚辰六月　　正五位元田永孚記

同　上（最後の部分）

（同　上）

故に諸侯の妻子を國に返し、參勤交代の期を緩くし、將軍上洛　王室尊崇・列藩一和の議時存の翼贊する所多きに居る。是を以て彼の尊王廢幕の徒之を見て一概に佐幕人と怒視するより遂に文久元年(二カ)十二月東京に於て暴徒の暗撃を招くに至る。然れども幸にして免れ、身を脱して潛居すること茲に年あり。（文久亥の正月より明治辰の三月に至る中間凡そ五ケ年。）復世用に意を絶つと雖も憂國敢爲の志操は終始一誠、身は沼山（退隱の處）の漁隱となるも志は宇内萬國の上に伸びんことを欲す。故友・門生と道學を講じ、天下の變を聞く每に機に先立て處置する所あり。言必ず執政に達して陰に藩政を助くる所あり。幸に明治維新の盛運に遭遇し一たび　朝命に應じて參與の重任を辱くすると雖も再度敵視の暴徒に襲殺せられて非命の死を遂げ（當時天道革命論の僞書出で時存の著述と云、皆讒毀者の所爲に出るなり。）平生抱負する所の志操識見盛政に伸張することを得ざるは眞に千載の遺憾なり。但其在官中の事記すべきあるも機密に係るを以て聽く所にあらず。然ども亦其平生の言に據て之を徵すれば常に云天下を治むるは唯君德を培養するに在る而已、一たび君を格して國定る。又云天子は四海を家とす常都なく寧居なし、時々巡守民情を察すれば國家治まる。又云政は下に在り、下情の赴く所に順て施行すれば則ち民心安し。又云政は水・火・木・金・土・穀の利用を達するにあり、而して養蠶・製茶は我國産の急

要なる者なり。又云兵を用るは難きに非ず。但亂定まるの後兵を解く最難し。又云國の亂は君子の相爭ふより生ず。事の議す可き者なくして妄りに議事を起すは爭を生ずるの本なり。最耶蘇教の害を憂ひ、一旦病の甚しきに臨み遺表する所あらんとす、病愈て止む。其學天理に達し時機に敏なり、堯舜・孔子の外師とする所なし。曰く聖人の奴隷とならず。又常に云力行は心の力行、何ぞ形迹を事とせん。最善く人の志氣を振起す、自謂吾は政事を行ふ者に非ず、帝者の師に至ては自許す所あり。其氣鋭にして或は喜怒中に適せざることあり、然ども洒然として意釋るに至ては其爽氣宛も青天白日と云んが如し。其行ひ或は常度に合はずして人之を咎むる者あり、然れども志氣高邁にして洞かに天理を目前に見るが如し。其人を論ずる抑揚太だ過ぐ、然ども一たび其談論を聽く時は頓に其身の長進するが如きを覺ふ。其意狹なるに似て却て寛、其論嚴にして其餘地あるは實に和なる所あり。晩年學益進み所謂化す可らざるの人なく、爲すべからざるの世無きの意志あり。其の著す所の文・詩俊逸誦すべしと雖ども、之を要するに其の文・詩の俊逸は談論の快活なるに若かず。其の談論の快活なるは又思想の高邁なるに若かざるなり。蓋時存一生の經る所坎壈成す所鮮しと雖ども其所見常に天下の先を爲し、其の言の後に驗あるを以て其の識の前に卓なるを知る。其世道人心に功ある實に淺々ならざるなり。今也　聖朝功臣忠死の後を褒賞せらるゝ至矣と云べく、大久保贈右大臣・木戸顧問・廣澤參議等歷々特典に預れり。順次必ず將に大村兵部大輔・小松淸廉等に及ぶことあらんとす。仍て願くば右時存一時參與の列に在て大器を抱て其の用を盡さず其の非命に死するの慘を憫察せられ、大村列と同じく何分の　御沙汰に及ばれんことを。時存の親友門人一同希望懇願の至に堪へず。乃嘗て見聞する所の履歷の

概略を陳述する如ㇾ此

明治十三年庚辰六月

正五位　元田永孚記

右は東野の文章たるに間違はないが、何處に何日提出されたのかは明らかでない。若し明治十三年に提出されたものとすれば遺憾ながら其の反應がなかつた譯だ。ところが其の後維新以來の功臣或は其の子孫で華族に列せられた者が少くないのに、ひとり小楠に對しては其の在朝の日が短かつた爲か、將又世間の誤解の尙存した故か酬いられる所がなかつたので、明治廿六年に至り小楠門下及び知己の間に嗣子時雄に對する授爵の請願運動が起り、同年七月廿五日付にて授爵請願書が安場保和・村田氏壽・米田虎雄・青山貞の四人連署の下に、同じく小楠門下にして恰も時の熊本縣知事であつた松平正直に提出され、同知事はこれを政府に上申した。それには小楠が早くより國事に鞅掌し維新の大業を翼賛した功績を述べてあるから今其の全文と松平知事の上申書とを左に揭げよう。

故參與横井平四郎華族に列せられたき願

故參與横井平四郎儀天保以來夙に海外の大勢を察し本邦の國體を稽へ、鎖國の陋習更めざるべからざることを知り廣く智識を宇內に求るの必要を論じ、天下の名士と締交して輿論を喚起せんことを努めたりしも不幸にして世の是認する所とならず。中頃越前藩侯の招聘に應じ幕府の弊政を看破して間接に其改革を慫慂し眞に尊　王開國の主義を唱へ、幕府の末年に於る有志の士をして徒らに鎖國攘夷の非計たるを悟らしめたるは

平四郎の功與りて力あり。此の時に當り少壯慷慨の士幕府の末勢を憤り主戰の說激して輿論となり開國を唱るもの多く鋒刄の禍に罹り、稍識見あるもの亦口を噤して言はず。而して平四郎一介羇旅の躬を以て振て論衡に當り所見を公言して忌憚する所なく掩蔽する所なく、其横流を撐へ傾勢を回し以て今日の隆運を致し國是一定復異議なきに至る、其世道に功ある實に湮沒すべからざるものあるなり。維新の初徵されて大政に參し、幾ならずして兇手の爲に殪さる。蓋寰世に屹立して天下の憂に先ち國の爲に長計を畫し、一身物論の衝に逆へるの餘禍なり。方今中興の大業既に成り功臣の子孫概ね寵祿を忝くす、平四郎が如き亦當に榮錫せらるべし。伏して願くは平四郎が嗣息時雄を以て特に華族に列せられんことを。依て平四郎小傳抄錄相添差出候條宜く執達あらんことを悃願す。誠恐謹言

明治廿六年七月廿五日

安場保和
村田氏壽
米田虎雄
青山貞

熊本縣知事　松平正直殿

故參與横井平四郞華族に列せられ度儀に付上申

本縣士族故參與從四位横井平四郞儀華族に列せられ度旨同人門弟安場保和外三名より別紙之通願出候に付調査を遂げ候處、同人儀幼にして大志あり度量閎豁夙に天下の重きを以て自ら任じ、己を脩め人を治むるの道

を講じ其基く處經學に出ると雖、學識高遠志氣豪邁議論極めて剴切に尋常一般文字詞章を弄する儒學者流とは大に其學ぶ處を異にせり。故に身草莽に在るも常に宇內の大勢を觀察し、幕府の末路世論囂々攘夷鎖港の旺盛なる日に當り屹然として天理に基き經綸を說き、諸邦に遊歷し以て天下の志士に謀り、曾て越前藩主の招聘に應じ其機密に參し大に輔翼する所あり。蓋し其說く處公明正大專ら君主の權を重んじ治國の要を明にし鎖港攘夷の條理に背反する所以を講じ、天下有志者の迷夢を攪破し、卓然として所論を一定の域に導き隱然として維新の大業を翼賛したるは維新前後國事に鞅掌したる者の詳知する處にして、一朝國難に膺り以て寸効を奏したるが如き儔にあらざるなり。維新の際に在ては夙に其名　朝廷に聞へ徵士の命を蒙り以て參與に任ぜらる。此時に當り同人儀は平素懷抱する所の主義を以て大に皇謨を翼賛し之を天下に行はんと欲し至誠忠憤以て王事に鞅掌せしに、豈圖らんや激徒の誤疾する所となり遂に兇行者の手に殪れたるは啻に同人の不幸のみならず之を天下の不幸と云ふも亦過言に非ざるなり。抑同人の如きは近世容易に得難く眞に千古の卓識と稱すべきものにして一般の龜鑑とも可ニ相成一ものに付、門弟其他志願の主旨至極相等の儀と思考候條特旨を以て華族に列せられ候樣御詮議相成度、別紙相添此段上申候也

明治廿六年七月廿五日

熊本縣知事　松　平　正　直

內閣總理大臣伯爵　伊　藤　博　文殿

授爵請願再申　然るに以上ではなほ小楠の功績特に其の尊王精神に就いて言盡くさゞる憾が有りとて、翌

二十七年二月同じく右の四名から更に左のやうな上申書が提出された。

故參與横井平四郎華族に列せられ度儀に付再申

故參與横井平四郎儀王事に盡瘁せし勳功を追賞せられ特に子孫を華族に列せられんことを兼て請願仕置候處右願書中猶ほ聊か遺漏の點も有レ之候やう考候に付き茲に再び上申に及び申候。平四郎儀は夙に鎖國攘夷の陋見を看破し時論の蒙昧を闢き一介羈旅の身を以て振つて物論の衝に當り、遂に開國の國是一定せらるゝに至るに付ては與つて甚だ力ありしことは前に陳述せし通に御座候處、玆に遺漏の點と申すべきは王政復古天下統一の大業に關して平四郎が隱然與つて參畫籌策せし功また甚だ小ならずと云ふの一事に御座候。倩々惟みれば文久二年松平春嶽侯は幕府の總裁職に任ぜられ大に幕政を改革せり、其改革の重大なるものを云へば將軍上洛して以て列世の無禮を謝し、又た諸侯の參勤交代を寛にして室家の歸國を許容せしことの如き一は以て朝廷に對する德川氏恭順の端を開くものにして、他の一は以て天下に對して三百年の私政を解くの因をなすものなり。此の時平四郎は常に越前侯の樞密に參與し屢幕府の要路に面談して說くに大義を以てし竟に此の改革を實行するの運に至らしめたり。而して越前藩は此後益勤王の大義を唱へ幕府に說きて常に恭順の方針を取らしめ以て各親藩に先んじて去就の正を示せしことは天下の知る處なり。且つ此頃に際し天下の物論は或は勤王鎖國と云ひ或は佐幕開國と云ひ動もすれば一方の私見に落入るを免れずして紛々擾々世の人共の歸局を知るに苦みしが、遂に王道蕩々一視同仁天下と共に天下を治むるの國是一定の日を見るに至りて維新の大業創立せられたり。此間平四郎は多く沼山の僻地に閑居せしと雖も常に越前侯の諮問に答へ、又た或は

書信を以て或は談論を以て各藩の有志を振興し說くに國是の存する處を以てし孜々として勉めて止まざりしなり。德川氏の恭順維新の統一其局面に當りて勳功あるの人士素より他に之あるべしと雖も平四郎の功復た決して埋沒す可らざるものあり。明治元年朝廷特に木戶孝允と平四郎とを徵して參與に任ぜられたる故なきに非ざるなり。而して參與在職中國事の爲めに兇刄に斃さる、其朝廷に功ある特異ならずと云ふを得んや。且つ夫れ維新の際熊本藩侯が全藩の姑息論を破り佐幕說を排し挺然起つて王事に竭せしが如き下津休也・元田永孚等が翼賛の功に由ると雖も其基く處大に平四郎が開導奬勵の力に在り、更に叉た維新の後に於て元田永孚が朝廷に盡せしが如き實に平四郎が志を繼續せしものと云はざる可らず。因て別紙相添へ再申に及び候條前に差出せし請願の旨に由り速に御評議あらんとを懇願す。謹恐謹言。

明治廿七年二月廿　日

安場保和
村田氏壽
米田虎雄
青山貞

右兩度の請願は遺憾ながら聞屆けられず授爵の御沙汰は遂に無かつたが、下に記する如く後年に至り小楠頌德碑の建立に際して御下賜金があり、今上陛下御卽位大典に當りて正三位の御追贈のあつたことよりすれば、知己・門下生の苦心の功は決して空しからずして小楠の

功績は九重の上に達したのである。

三十年祭
四十年祭

熊本に於ける小楠追悼會に就ては前に述べたが、明治卅一年には東京星ヶ岡茶寮で其の卅年祭が盛大に營まれ、更に明治四十一年には東京芝公園紅葉館で四十年祭が行はれ、細川護成・松平康莊・由利公正・曾我祐準・清浦奎吾・米田虎雄・松平正直・堤正誼・安場末喜・嘉悦氏房・內藤泰吉・德富一敬・南部廣矛其の他の緣故者八十餘名が參會した。此の日の感話會にて、すでに頽齡の由利公正は往年小楠に會つて初めて學に志した事より小楠を越前に迎へた當時の經緯を語り、曾我祐準は沼山津に小楠を訪うた際の感銘や其の鄕里柳河藩が彼に負ふ所多きを說き、松平正直は嘗て小楠が同人に與へた「國是十二條」を披露して其の活眼達識を讃歎し、米田虎雄は其の父監物と小楠との關係を偲び、小楠と自分との交情につきて語り、小楠が西鄕を西行法師の如き人物、大久保を經綸ある偉人なりと批評したことなどを述べてその先見の明を稱揚し、南部廣矛も亦一場の感話を試みた。此の時まではまだ直弟子も多數生存してゐたので、如何に感激深きものであつたであらうと其の光景が偲ばれる。

五十年祭・建碑

大正七年には小楠殉難後丁度半世紀の歲月が流れたに拘らず、世人の彼を景慕する情は年と倶に愈、深く有志者の間に其の五十年祭記念事業として頌德碑建設の議が起り、其の委員長には小楠の親友下津休也の三男にして小楠高弟安場保和の養嗣たる末喜が之に當つた。此の擧が傳はると諸方より競つて其の建碑費を寄附したが、畏くもそれが上聞に達して若干金

の御下賜があつた。碑は沼山津なる彼の瘞髮墓畔に建てらるゝ計畫にて既に大正六年九月から其の石材を物色してゐたが、天草郡登立村飛岳の山腹に恰も一代の偉傑を顯彰するに適はしい巨石を見出した。其の碑の篆額「小楠横井先生頌德之碑」は細川護立の筆にて、碑文は德富蘇峯の撰、横井時敬の書である。建碑除幕式の行はれたのは大正九年十一月十五日にて、當日は官民の參列者二千名の多きに上り、又遠近から此の盛儀を見ようとして集る者無數にて同地方空前の賑であつた。安場委員長式辭(本篇三六四頁)を朗讀し、縣知事及び其の他多數の祝辭朗讀・各地より續々寄せられたる祝電・有志者の演說など偉人讚仰の念を以て滿たされた。德富蘇峰の碑文は流石に文豪の作だけあつて、最も能く小楠の全貌を描出してゐるから、左に其の全文を掲げよう。

沼山津の小楠頌德碑

小楠横井先生頌德之碑

皇政維新は帝國有史以來大和民族の精神的最高調に達したる一時なり。是の時に際し雲興風動

龍驤虎變此の宏業を翼賛したる英邁奇偉の士前後其の人に乏しからず、然も其の識見高遠氣宇濶大一代の木鐸百世の師表と爲り東亞の偉人と稱す可きは實に我が小楠横井先生を推さゞるを得ず。先生は文化六年八月を以て熊本城下に生る。少にして經國の志を立て、鄕友としては長岡是容・下津休也・荻昌國・元田永孚諸君子と切磋砥礪し、上國に遊びては藤田東湖・川路聖謨の俊傑と其の議論を上下し、歸來門を杜ぢ客を謝し潜心精思之を久うし一旦豁然として得る所あり玆に始めて自家の天地を開拓したり。

先生の學程朱より出づ、然も以爲らく宋儒は體有りて用無しと。乃ち致知格物治國平天下の道に於て最も其の功夫を竭す、世の先生を目して實學派の泰斗と倣す所以蓋し此に存す。然も先生尙ほ自ら足れりとせず、直に洙泗の眞源に溯り更に進みて堯舜を祖述し蕩々たる王道を闡明するを以て己が任と爲し、百尺竿頭更に一歩を轉じて唯だ天を說く。先生詩ありて曰く神知靈覺湧如レ泉、不レ用二作爲一付二自然一、前世當世更後世、貫二通三世一對二皇天一。曰く帝生二萬物靈一、使三之亮二天功一、所二以志趣大一、神飛二六合中一。曰く道既無二形體一、心何有二拘泥一、達人能明了、渾順二天地勢一。と亦以て先生の造詣する所を見るに足るなり。

先生の門下鄕國に多きも、所謂豫言者故鄕に容られず其の崇論卓說却て世俗の嫉視を招き殆ど其の抱負を伸ぶるの地無し。然も吉田松陰・橋本景岳其の他の志士概ね先生を推して先覺者と爲さざるはなし。越前侯松平春嶽夙に先生の德を慕ひ賓師の禮を執る、一藩其の風に化し治敎大に行る。其の起て幕府總裁職となるや延て顧問と爲し機務に參せしむ。而して其の進言する所一に皇室を尊崇し格式門閥の舊習を打破し人材を登用し言路を開き天下と與に天下の政を爲し富國

强兵の實を擧げ以て開國進取の國是を建つるにあり。然も先生の志漸く成らんと欲して幕議變更遂に果さずして止みぬ。

先生胸襟灑脫心地光明、恒に衆難群謗の叢裡に坐し危地逆境の中心に在るも夷然として意に介せず。其の所謂開國論の如きも尋常功利の見地より打算し來らず直に天人一致四海兄弟の大主旨に基き、我より進みて國を開き我が王道を以て世界を化せんとするに在り。嘗て曰く苟も我を用ふる者あらば將に使命を奉じ先づ米國に說き一和協同し而して之を列國に說き以て四海の戰爭を弭めしめんとすと、乃ち現時の國際聯盟の如き先生既に六七十年前に於て之を洞見道破したり。先生が所謂天下經綸の道は富國强兵に止まらず大義を四海に布くにありと爲したるもの其れ玆に在る歟。

先生の論甚だ高きも其の策する所毫も空疎ならず、利用厚生治國安民の術に於て皆な其の要を提け其の玄を鈎せり。其の學校を興し物産を隆にし鑛業を開き海軍を擴張するが如き一として今日の時務に適せざるものなし。而して　明治大帝の維新の當初天地神明に誓はさせ給ひ帝國臣民が千載不磨の寶典として仰ぐ五條御誓文の如き亦た先生の暗籌冥賛に由るものあるは識者の夙に認知する所なり。

先生其兄に悌に、其母に孝に、人を誨へて倦まず。其の門人皆な其の器に隨て之を玉成す、人一たび先生に接す八面玲瓏表裏透徹頓に自ら志氣の啓發を覺ゆ。晩年に迨び尊王愛國の至誠惻惻として彌〻人を動かし、爲す可らざるの時なく化す可らざるの人なき概あり。明治の初期徵されて朝廷に出るや德愈〻邵く道倍〻熟し重きを廟堂に爲し、所謂帝王の師として啓沃の誠を竭さんとす

位階御追陞の御沙汰を拜す

故從四位下横井平四郎
特旨ヲ以テ位階
追陞セラル
昭和三年十一月十日
宮内省

故從四位下横井平四郎
贈正三位
昭和三年十一月十日
宮内大臣從二位勳一等一木喜德郎奉

位階追陞辭令（横井時靖藏）

るに際し不幸兇刃に斃る、勝げて嘆ぜざる可ん哉。先生の親友元田永孚曰く先生は道學中の俊傑也、先生の知己勝海舟曰く先生の胸五洲を呑み眼一世を空うすと倶に天下の公論たるに庶幾し。

今や先生逝きて五十餘年、有志の士胥議し先生の爲に頌德碑を建てんとす、事九重に達し　聖旨を以て若干金を賜はる寔に曠世の盛事也。嗟乎先生の崇貴なる人格と彌高の手標と而して其の汪洋として垠なき神知靈覺とに至りては固より區區文字の其の萬一を髣髴する所にあらす、今唯だ其の梗概を叙して之を天下後世に諗ぐと云ふ。

なほ此の年の十月一部有志者によりて京都天授庵の小楠墓側に一碑が建てられた。それには小楠の永眠地たることを記すると倶に凶變當時の「太政官日誌」が摘錄してある。

其の後十年を經たる昭和三年十一月十日今上陛下の御卽位大典を擧げさせ給ふに際し小楠の勳功を思召され、左の如く位階御追陞の御沙汰を拜した。

故從四位下　横井平四郎

特旨ヲ以テ位階追陞セラル

昭和三年十一月十日

宮内省

故從四位下　横井平四郎

贈正三位

昭和三年十一月十日

宮内大臣從二位勳一等　一木喜德郎奉

小楠を眞に知るものゝ歡喜欣躍は云ふまでもないが、生前從四位下に叙せらるゝや「四位の參與古今無比類仕合」と宿許に報じて感激した小楠は此の恩命を拜して地下に感泣したことであらう。

天授庵に於ける贈位奉告祭

同月十六日天授庵にて細川護立・清浦奎吾・內田康哉・安場末喜・德富猪一郎・本山彥一其の他郷黨の出身者や小楠を追慕せる人々百餘名參會して莊嚴なる贈位奉告祭が營まれた。清浦は總代として祭文(本篇四二〇頁)を朗讀し、德富は一場の追悼演說をなした。小楠凶刄に斃れてより春風秋雨六十年、今こそ誤解の雲は晴れて曇りなき月が現れたのである。今後幾百年・幾千載、天授庵墓面の文字は苔に埋れても吾が小楠は永久に輝くであらう。

策命使を墓前に差遣せらる

越えて昭和四年一月八日、畏き邊では時の京都府知事大海原重義を策命使として天授庵の小楠の墓前に遣はさせ給ふた。御追贈の策命文は左の通りだ。

天皇乃大命爾坐世從四位下横井平四郎乃墓前爾宣給止波久宣留汝命波夙久與利外國乃交爾心乎盡志殖產乃業爾力乎効志明治乃初開氣行久世乃大謨爾參與利志事乎宇牟賀志久思保志食志共乃功績乎褒給布止志氐今回特爾正三位乎贈良世給比位記乎授賜布是乎以氐京都府知事從四位勳二等大海原重義乎差遣志氐如斯狀宣給止波久宣留

昭和四年一月八日

御追贈の策命文（横井時靖藏）

熊本に於ける贈位奉告六十年祭

昭和四年五月二十二日熊本に於ても其の朝沼山津の墓前にて盛なる祭典が營まれて後、市內公會堂にて贈位奉告六十年祭が擧行せられ、官民有志後進子弟の會する者五百餘名に及び小楠の偉德鴻業を偲んだ。祭場に於ては紫藤章發起人總代として祭文を朗讀したが、閉式後に催された記念講演會にては、德富蘇峰「維新の大業と横井小楠」と題して二時間に亘る講演をなし二千五百餘の聽衆は今更ながら小楠翼贊の偉大さに驚嘆した。

時雄洋學校に入る

## (附) 小楠歿後の横井家

小楠歿後横井家は思出多き沼山津を引拂つて熊本市堀端町に移つた。當時の家族は左平太・大平が米國に留學中なので、至誠院・つせ子・時雄(又雄の後の名)・みや子と婢壽加の五人暮しであつた。

小楠の室「つせ子」

小楠の息「時雄」

小楠の女「みや子」

つせ子は亡夫小楠が掌中の珠と愛し、參與として京都在任中も絶えず書狀を送りては其の學問修業について鞭撻を怠らなかつた時雄とみや子の教育に全力を盡くしたが、二人とも流石に小楠の血を受けただけあつて頭腦明晰な末頼母しき優良兒であつた。

時雄は明治四年從兄大平の意見に基づき藩に依りて創設された熊本洋學校に入學した。本校の外國人教師ゼーンスは非常に嚴格で試驗成績の惡い生徒には遠慮會釋もなく退校を命じ、時に

は一度に三十名も退校させたことさへあつた。だから初各地から選拔されて入學した五十名の第一學期生は十名、七十三人の第二學期生は十二名だけが各四年後に卒業したのであつたが、時雄は此の第一學期生中の一人で、而も文字通りの一粒えりの秀才であつた。

みや子も

みや子は十歳迄は小楠門下の竹崎茶堂の塾に通學し漢書の素讀や習字の稽古に勵んでゐたが、ゼーンス來朝後其の夫人に就いて英語の初歩を學ぶやうになつてからは竹崎塾の方はやめた。其の内ゼーンス夫人が出產其の他の事情で敎授不能となつてからは、ゼーンスの意見に從ひ德富初子(蘇峯の姉)と洋學校の男學生に伍して授業を受くること二年間に及んだ。然るにこれについて興味ある一つの挿話が殘つてゐる。それは右兩女生が共學するやうになるやそれが男生徒間の問題となりて敎師ゼーンスに抗議を申し出る事となつた。其の代表に選まれた海老名喜三郎は同敎師の前に出たが、何用かと問はれたので「あのガールスの事ですが」と抗議の次第を持出すと、敎師は驚の眼を瞬つて如何にも理解し兼ねるといふ風で暫く喜三郎の顏を見て居つたが、遂に一言「君等の母は、男か女か」との反問を浴びせ掛けた。それに對しては流石の喜三郎も一言半句の答も出來ずすご〳〵引下る外なかつた。此の喜三郎こそ誰あらうみや子の良人となつた故彈正其の人である。

時雄の信仰問題

ゼーンスは熱心なる基督敎信者であつたが、彼の熱誠なる敎授を受けた生徒等は次第に其の人格に惹きつけられ、崇敬の念の高まるに連れていつしか其の信仰にも動かさるゝに至つた。彼等の中には師の自宅に催さるゝ日曜日の祈禱會に列し聖書の輪讀に加はる者が次第に多くなつて、時雄は遂に熱心な信者となつた。つせ子等がそれと氣附いた時はすでに〳〵晚く彼等の信仰は

牢として抜くべくもない根强いものとなつてゐたのである。つせ子は勿論小楠門下の驚愕と落膽とは譬へようもなかつた。如何にかして其の信仰を飜へさせようとして樣々の手段を用ひたが何の効果もないので、つせ子の苦心は一通りではない。亡夫に對し、其の門弟に對し、又世間に對して何の面目があらう、今は吾が命に代へてもと懷劍を取出すといふ騷さへあつたが、熱した鐵は打てば打つ程硬くなる道理で訓戒・叱責・禁錮と次第に加はる壓迫の下に彌〻堅く心を決した時雄等同志三十五人―「熊本バンド」と稱せらる―は既記の如く明治九年一月廿九日花岡山の中腹鐘懸松の下にて、讃美歌を合唱し祈禱を捧げて耶蘇教の爲に同心協力倶に盡くさんことを誓つたのである。

時雄家督相續

時雄は明治八年上京して、東京帝國大學の前身なる開成學校に入學した。其の年十月小楠の後を襲うた伊勢佐太郎(左平太)が病死したので、時雄は養嗣となつて其の跡を嗣いだ。左平太は此の時まで變姓したまゝであつたので、時雄も此の後は伊勢姓を名乘つた。みや子も時雄に後れて上京して青山女學院の前身なる海岸女學校に學んだ。然るに時雄は、新島襄の勸誘にて翌十年京都の同志社に轉學し、みや子も亦間もなく時雄に伴はれて京都に移りて新島家に寄寓し、同家夫人の姪にて同志社創立者の一人山本覺馬の長女なる峯子と倶に同志社に入學し、德富初子も亦上洛して同學の月日を送つたが、此の時は男女共學の是非を論難するものは一人もなかつた。

時雄牧師となる

時雄は明治十二年同志社神學部を卒業するや日本組合教會の牧師となつて伊豫今治に赴きて傳道に從事し、みや子は業を終へると熊本に歸つたが、既に基督教を信仰せるみや子・初子は堯舜孔子の道を堅く守つてゐる彼女等の母を搦手より攻落すことに成功した。一たびは長男猪一郎の

つせ子基督教信者となる

同教信仰に憤激した德富久子先づ虜となりて聖書に親しむ身となつたが、死を以て時雄を戒めた母つせ子も亦神の道に耳を傾けるやうになり、十四年横井一家が今治に移轉して時雄と倶に住む事になつてから間もなく吾が子から洗禮を受けて熱心なる基督教信者となつた。

時雄・みや子結婚

同年時雄は山本峯子と結婚し、翌十五年にはみや子も海老名夫人となつて、つせ子は母たるの務もこゝに一段落を告げた。

つせ子の爲人

つせ子は矢島家から横井家に嫁して複雜な家族關係の中に貧困な家計を處理し、小楠遭難後は女の手一つに横井家の總べてを支へてこゝまで來たのである。彼女の母矢島つる子は淑德賢明の譽れのあつた婦人で、其の一男七女はそれ〴〵特色があつて何れも水平線上に拔け出て居たが、其の一人たるつせ子も亦偉人小楠の配偶者として立派に其の職責を盡くした。德富蘆花は其の著『青山白雲』に於て、つせ子の生涯を書いてゐる。其の前半は本書第八章十一に轉載したが、其の後半に於ては横井家に嫁してからの彼女を左の如くに。

二十歳を越えぬ新婦には大抵の苦心にあらざりき。然もつせ子は毫も之を苦とせず、叱られては自ら顧み、誤つては改め、心を盡して夫に事へ、長上に事へ、子供を愛撫せり。つせ子謂へらく「良人は天下の士、妻たる吾身無學にては叶はじ、女なれども年適みたれども出來得るだけ學問して夫の名を辱しめざる妻とならばや」と。是より良人の門弟に對し經を講じ、道を說く每につせ子は家事の隙を偷み竊に襖の陰に來り書を披いて良人の講話を聽きぬ。つせ子人の爲にして私なく、心を虛しうして言を納れ、默して實行を務む。小楠先生常に嘆じて曰く「おつせは君子なるかな」と。

已にして德川の天下次第に動き始め、志士の來往いよ〳〵盛になりて、坂本龍馬・吉田松陰の徒來りて沼山津の草廬を叩く者踵相接す。著者註、松陰の小楠を訪うたのは相撲町であつた。小楠先生の聲望日に重きを添ふると共に、つせ子の責もいよ〳〵重うなりぬ。先生の越前侯松平春嶽に聘せられ、しば〳〵江戸・越前の間を往來せらるゝに當りて獨家を守りて遙に良人の上を思ふの外、先

生家に在る日も、開國論の首唱者とて、頑固なる攘夷家の先生を忌みて害を加へんとする者も多ければ、つせ子は片時も心休むる間もなく、客間の話聲高になる時は、懐劍に手をかけて襖の陰に樣子を窺ふこともありけり。時雄氏・みや子此間に生れ、養育の心づかひも亦一入なりき。

斯くて明治元年王政維新の歳となりぬ。天下の俊才は盡く京師に集りぬ。小楠先生また召されて上京間もなく、從四位下に叙し參與に拜し至尊に咫尺して中興の大計を定むるの榮を荷ひ、横井一家は郷閭の羨望嫉視の中心となりぬ。つせ子いよ〳〵自ら抑損し、沼山津村に閑居して蠶を飼ひ絲を紡ぎ、勤儉力行、以て家を治め、子女の教育を施せり。奴婢、みや子に美服を着けしめんことを勸る者あるも、つせ子は堅く之れを斥けて、手織木綿にあらざれば着せしめず。人は若樣々々と囃し立つるもつせ子は嚴に時雄氏を促して、其の勉學を督勵せり。家に奴婢少きにあらず、然も洒掃厨事つせ子之を自らし、みや子の如きも小供心に思はず知らず斯くするを婦人の職分と心得、喜んで手傳をなすに至れり。(下略)

つせ子は右の如く文字通りの賢婦良妻であつたが、それと同時に餘程進んだ頭腦の持主でもあつた事は時雄とみや子にあの時代あの教育を受けしめたと云ふ事が之を證してゐる。みや子は「母があの時代に早くも女子教育の大切なことに目ざめ、萬難を排してそれを實行してくれ、交通不便なあの當時熊本から遠く東京に又京都に女の子を手放して遣ることは困難でもあり、又人情堪へ難い事でもあつたのに、幾度となく病を得て歸家する樣な虚弱な私をよく〳〵膝下から離したと思ふと、只々母の愛の偉大さと深厚さをたゝへるばかりである」と、その母に心から感謝してゐる。つせ子は明治二十六年時雄再度の渡米中みや子の家庭に身を寄せてゐたが、嘗て時雄の妻峯子の葬式の際に發病した中風症の一時治癒してゐたのが再發して二十七年十二月十九日安らかに永眠し、京都天授庵内なる小楠の墓側に葬られた。

今治を去つてからの時雄

時雄は今治の傳道生活六年にして明治十八年同志社神學部に教鞭を執り、廿年東京本郷教會の

牧師となり、廿二年四月横井に復姓した。此の後の彼は再度渡米したり、同志社々長となつたり、政界に入つたり、新聞社主筆となつたり、印度視察に出懸けたり、衆議院議員になつたりしたが、日糖事件に關して蹉跌してからは政界を退いて專ら文筆に從事し、歐洲大戰中は今日の所謂國民使節として渡歐活躍するなど隨分波瀾に富める生活をなした。此の渡歐間に帝國外交に貢獻する所があつたので大正九年八月西園寺全權と同船歸朝するや翌九月勳三等に叙せられ旭日中綬章を授與せられた。同月更に米國に赴くべく外務大臣より囑託せられたが、其の出發前熊本に歸省中腦溢血に罹りて半身不隨となり、昭和二年九月十三日別府に於て療養中遂に逝いた、享年七十一歲。亦京都天授庵の墓地に父母と隣接して葬られた。

小楠と時雄との比較

小楠の一子時雄は、叙上の如くにして生涯を終つた。子は親の延長だといふ者もあるが、小楠の延長を時雄の生涯中に見出し得るであらうか。時代が一大跳躍をなしたる明治維新の前と後とに置かれた親と子であるから其の比較には無理もあらうが、外觀上こそ其の行方に違はあつても、其の中軸には慥に一脈相通ずるものがある。親の儒道に子の耶蘇教、其の方向には大差あるも其の道を求むるの心は異らぬ。時雄が中年にして政黨に入り政治を論じたのにも、父小楠が釣を垂るゝ間でも天下國家が念頭を離れなかつたといふ憂國の赤心が傳はつたと見るべきであらう。大正五年渡歐してからの裏面の活躍は地下の小楠も恐らく會心の笑を漏らしたであらうが、若し最後の米國行が實現したならば世界に戰爭を絕つべく亞米利加大統領との握手を夢見てゐた亡父へ無上の土產であつたであらうに、其の志を遂げ得なかつたのは遺憾であつた。なほ時雄と同窓の親友にして且つ義弟なる故海老名彈正が時雄について著者に語つた所によると、彼は非常に

聰明な質で同情心の厚かつた事・辯舌爽快思想泉の如くに湧出で、英語は外人をして舌を捲かしめた程達者であつた事・癇癪が起ると雷のやうであつたが後には何も殘らず光風霽月であつた事など正しく小楠の延長であつたが、餘り策が多く、而も意志の粘着力が强からずして小楠の重厚さがなかつたのは缺點で、勝海舟も時雄に「父君は鈍、貴君は銳利なる刀」と云つたさうだ。

**其の他の人達**

以上は小楠夫人つせ子や賓子時雄及びみや子につき略述したが、其の他の横井家の人達はと云ふと、左平太(時治)と大平(時賓)とは既記の通りで、其の姉のいつ子は不破家に嫁し、左平太と一日違に死去した。三子皆短命であるに、其の母の至誠院(淸子)は長命にて明治二十三年一月八十歳にて永眠し、左平太の妻(玉子)は同三十六年に五十才にて逝き、兩人共東京谷中天王寺の墓地に左平太(伊勢時治)と並びて葬られてある。

**時靖、横井家を嗣ぐ**

時雄は既記の如く山本峯子と結婚して悅子・平馬の二子を擧げたが、明治二十年一月峯子死去し、同年十一月柳瀨豐子を後妻に迎へて、直興・辰雄・存の三男兒を得た。後年悅子は永井家に嫁し、平馬は母の生家山本氏を、直興は横井家を嗣いだ。直興も亦秀才で東京帝國大學法科卒業後地方官に歷任して昭和六年七月廣島縣警察部長在任中發病し、翌八月死去した。直興の妻淸子は夫に先だちて死し、其の一女和子・一男時靖は祖母豐子の膝下で今なほ修學中であるが横井家は時靖によつて嗣がれてゐる。辰雄は兄と同じく東京帝大出身の法學士で現在大阪市にて辯護士を開業して居り、存は母の實家柳瀨を嗣いでゐる。

**婢壽加**

横井家の人ではないが同家の婢壽加について記さう。彼女は熊本の町家の娘で廿六歲の時より横井家に雇はれ、明治四十四年一月八十五歲で世を終るまで主家の爲に身も魂も捧げ盡くした文字通りの忠婢で、小楠の家信にしば／＼「壽加に

ごり酒云々」とか、「壽加がまだし申べく」とか、「壽加帶氣に入り候や」など出てゐる其の人で、無學ながらに利發で小楠の氣に入りであつた。彼女の生涯については蘆花の著『偶感偶想』中の「かあやん」に詳かであるが、橫井家にても壽加を家族同樣に待遇して彼女が盲目になつた老後十七年間もよく之を愛護し、其の歿後は天授庵內なる小楠夫妻の墓の後方時雄等の墓の側に葬り、壽加の墓と刻した碑を建てた。壽加はかうして死しての後までも橫井家の人々と倶にあることを如何ばかり滿足してゐることであらう。

# 第十九章　小楠を見直して

以上小楠生涯の記述は資料の乏しきが上に著者の史眼の幼稚な爲に杜撰を免れないは云ふまでもないが、それでも朧げながら在りし日の小楠の面影を寫し得たであらうか。此の上は讀者の判斷にて小楠を復現して貰ふのが賢い途だとは思ふが、今一度彼を見直して其の全貌を描いて見よう。言換へれば是迄は或は深淵に沈み込んだり、或は激流をはね跳つたり、或は大澤に現れたり、或は小池に潜みたりした游泳振を目の届く限り眺めて居たが、これからは大膽にもそれを俎上に載せて親しく料理して見ようと云ふのである。

## 一　風貌

『小楠遺稿』所載の「小楠先生小傳」には「先生身材中人に及ばずと雖も容貌魁岸眼光炯々一見して其偉丈夫たるを知るべし」とあり、德富淇水の自筆になる「小楠翁實歷」には「其體格は中人以下の長ヶにて眉昻り眼光炯々巨口音聲朗々たり」とあり、德富蘆花は「先生は身の丈五尺に足らぬ小男であつたが、顏の構へ大きく、色淺黑く、眞黑い眉きりゝと釣上り、眼

の中きら〳〵光り、顴骨高く出でゝ、口の大きい活々とした風采の人」と書いてゐる。蘆花は右「小楠先生小傳」と「小楠翁實歷」との二文章を根據として才筆を揮つたらしい。著者が曾我祐準より聞いた所では小楠の風貌は『小楠遺稿』卷頭の肖像―本書卷頭のと同一寫眞によれる―と酷似してゐるとの事だから、右の文章は大體眞を得てゐるらしい。

### 身長

さて小楠の身長に就きて右記せる所は中人に及ばずとか、中人以下とか、五尺に足らぬ小男とかありて、彼はよほど矮小な體軀の持主であるかの如く思はれるが、之に關して海老名未亡人の著者に書き送つたものによると左の通りである。

父(小楠)は小男であつたと言はれてゐて、或人は五尺に足りなかつたと書いて居ますが、私は少くとも五尺一寸位はあつたと思ひます。男子で五尺以下であつたとすると當時小供であつた私の眼にでも異樣に見えねばなりませぬが、母は當時の女としては大きい方で五尺一二寸はあつたと思ひますのに、その母と父とを較べて父がさほどに小さかつたと云ふ印象が殘つてゐないことから考へますと、小柄で瘦形ではありましたが五尺以下ではなかつたと思ひます。

なほ小楠の身長につきて著者が右曾我に「小楠は五尺に足らぬ小男」だと言はれてゐるが、そんなに小さかつたのかと問ひたるに對して彼は「見た所さう小さい人とは思はなかつた」と答へた。小楠の用ひた衣服でも保存されてゐれば其の寸法でほゞ身長は想像されるが、それが橫井家にも殘つてゐないのは遺憾だ。然し上に記した所や小楠の肖像から察して

音聲

大きい體軀でなかつたことは勿論だが、中人より少しばかり小さかつた位と思へばまづ間違がないやうだ。

小楠の音聲につきては右洪水の書いたのによれば「朗々たり」とあり、曾我の著者に語りたる所は「聲は對坐して話した關係でもあらう特に大きかつたといふ記憶はないが、明瞭で問返さねばならぬやうなことは決してなかつた」といふ事であつたから、朗かで能く通る聲であつたと見える。

此の外に風貌を偲ぶ資料は絕無といつてもよい位である。然るに慶應元年晚秋に於ける元田の『沼山閑話』に「兩鬢には霜を栽きたれども精神は加倍せり」とあるが、明治元年朝命を拜して上洛した頃には數年來の持病に窶れたせいもあらうが頭髮はよほど白かつたといふ事である。

氣質

## 二　其の爲人

元田東野は小楠の氣質を評して、

その氣銳にして或は喜怒中に適せざることあり。然れども洒然として意釋するに至りてはその爽氣宛も靑天白日と云んが如し。其行ひ或は常度に合はずして人之を咎むる者あり、然れども志氣高邁にして洞かに天理

を目前に見るが如し。其人を論ずる抑揚太だ過ぐ。然れども人一たび其談論を聽く時は頓に其身の長進するが如きを覺ふ。其意狭なるに似て却て寛、其論嚴にして其餘地あるは實に和なる所あり。

と云つて居るが、流石に親友の見た所で肯綮に當つてゐる。『小楠遺稿』の「先生小傳」中には、

その怒るときは霹靂一聲心膽をして冷やかならしむると雖も、一雯雨過て靑天を瞻るが如く寸毫も迹を留めず。

とあり、徳富蘆花が小楠の平生を書いた中には、

隨分癇癪は劇しい方であつた。併し赫として怒らるゝ時は火の出るやうであつたが、過ぎるとあとは誠にサツパリして夕立あがりの樣に凉しく、叱られても一向苦にならぬ。どんなに敵對するものでも折れて來れば洒然として腹藏なく、如何に嚴責する者も改むると先生の喜は限りなく、行雲流水まことにさら〳〵とした大快活の人であつた。

とあり、又越前の村田氏壽の小楠を評した文章中にも「其性喜怒常なく」と云ふ文字があり、海老名未亡人の著者に書き送つた中にも、

父は一面癇癪持で、よくお弟子を叱つたり箸箱で叩いたりしたなど聞かされて居りますし、又家庭でも時々爆發しましたが、一面親しみ深い所があつたと思はれます。たまには臺所にまで出掛けて皆の者を笑はせたり困らせたりした逸話も殘つて居ります。

とあつて、元田の批評を裏書してゐる。小楠の癇癪は右の如く相當烈しかつたらしいが、由利公正によれば、彼は病氣の爲に參朝の出來ぬ時は晨に口を嗽きて「遙に至尊を拜し其の至情切なるの狀狂するが如きものあり」と云ひ、德富淇水は「小楠は忠孝節義の事實を聽きては落涙することあり」と云ひ、又小楠は江戶にてお俊傳兵衞の劇を見て泣いたと云ふ話も傳へられてゐる。此等によると小楠は可なり激し易い感情家であつて、而も其の感情を制することなく外に露して平氣であつたらしい。喜怒哀樂をじつと怺えて辭色に現さぬのは昔から日本人の嗜とも誇ともする所であつたが、小楠にはそんな藝當は出來もせず、しようともせず、又それを善いこととも誇とも思はなかつたらしい。隨つて又淸濁倂せ呑む天空海濶の雅量に乏しく寬厚の長者たるの風格を缺いでゐたやうだ。

激し易し

然るに天を敬し天を畏れてゐた小楠は、如何なる困迫の中にありてもそれを天の攝理・天の試練と考へたのであらう毫も憂色なく、總べて物事に屈託もせず諦もよくて、くよ〳〵考へ込むと云ふことはないので、蘆花の書いてゐる通り彼は常に快活で決して陰鬱ではなかつた。かの文久三年に其の前年の江戶遭難が禍して越前の扶持にも肥後の祿にも離れて名狀すべからざる貧窮に陷つた時分でも、彼は「俺は天の寵兒だ」と家族に云ひ〳〵したとは海老名未亡人の話だ。又小楠の高弟たる柳河の池邊藤左衞門も、小楠には窮すれば必ず通じて決して行詰る事はなかつたと物語つたと云ふことで、左の一例も亦池邊の遺話である。

困迫の中に憂色なし

或時柳河の門生が態々小楠を訪うた。小楠はそれを饗すべく魚賣を待つたが來ないので、彼は「天吾に魚を與へぬか、それでは漁に行かう」と云つて、其の門生を伴つて川に行つたが一向鈎にかゝらぬ。それでは田螺でもとて、それを取つて歸つて三杯酢にして食事を倶にし互に愉快を極めた。

右を見ても小楠の胸襟の洒脱なる光風霽月の如く、彼の作なる「憂戚には知る天の予を玉にせんと欲するを、看來れば集義一條の途、窮困を將て其の志を變ぜず、此に到りて人間の大丈夫」(遺稿篇八七四頁)の境地に入つてゐることが窺はれる。德富洪水の「小楠實歷」によると、小楠は「智術策略底の事は大嫌で、すべて眞ならぬ事・表向(ウハムキ)の事・人に阿諛する事を甚だしく惡んだ」とあるが、彼は又人類は活物だ、一定の規矩禮法を以て拘束すべきものではない、理は勢と倶に變化すべきものだとして俗儒の僻見陋習をも打破した。隨つて彼は繁文縟禮を好まず、小廉曲謹を小人のすることだと罵倒して物事に拘泥せず、他の毀譽褒貶など眼中に措かずして其の所信に邁進したので、其の行には時として元田の云へる如く常度に合はぬものがあつた。左の如き遺話もある。

**眞率にして易簡**

嘉永五年三月門生の德富熊太郎が病死した時、熊本から葦北郡水俣に同家を弔問した小楠は其の滯在中折を見ては附近の川筋に鰻釣に出懸けて、土地の人からして思ひ切つた無遠慮の事をする人だと噂された。

小楠は無論心の中では愛弟子の死を深く悲しめばこそ二十里の道を遠しとせずして弔問したのであるが、外面に現れた行動は常人を駭かすに餘りある。

小楠の聘せられた時分の福井藩の士風は徒に格式を論じて萬事窮屈であり、武士が藝妓に物を云つたり戯れたりするのは以ての外とせられた。然るに小楠は其の居館が藩黌の近くにあつたにも拘らず無遠慮に藝妓を聘して酒を呼んだ。又客あれば女を遠ざけて應接するのが通例であるのに、彼は構はず之を傍に侍らしめた。

右には小楠が正直な儒者達の度肝を拔いて、越前藩學が朱子學の餘弊として因循固陋に陷つてゐたのを矯正する手段にしたものだと評するものもあるが、彼は上記の如く智術策略を弄するを好まぬのだから多分さうでもあるまい。

かの「四時軒記」の作者なる佐賀の田中虎六郎が小楠を訪うて同家に滯在中の或日、田中は厠より衣の裾を褰げながら出て來て小楠に向ひ、犢鼻褌を失つて此の通りと見せると、小楠は言下にさらば之を用ひよとて自己のを脱して投與へた。

或時小楠の家の客座敷には來客か門弟かゞ集つて何事か盛に論じてゐた。その中小楠は厠に立つたが、客間の議論が耳に入つて一言なかるべからざる事があつたと見え、便所の中で使つてゐた澁團扇を片手に用便半ばに出で來り自己の意見を一くさり述べ終ると、また團扇を使ひ〳〵厠に這入つた。

右二話は無頓着の好取組であるが、人の眉を顰めるやうな斯かる例は外にいくらもある。

要するに小楠は通例人のなすを憚る色々のことを平氣で行つた。これは畢竟するに物事に拘泥せざる天眞爛漫の性質に基づけるのであらう。

物はとりやうで無頓着だとか無遠慮だとか位で一笑に附して濟む程の一瑣事でも、惡意に解釋すると義理知らずとも不人情とも見られ、又驕慢とも癖物とも評せられる。小楠の上記の率意な氣質や常度に合はぬ種々の行爲は取る歳と倶に緩和もされ減少もしたが、それでも當時の人達の眼にはいろ〳〵に曲解されたのは已むを得ぬ。

細事にも綿密

又彼はかく物事に拘泥しなかつたけれども、爲さねばならぬ事は如何に瑣細な事でも如何に面倒な事でもよい加減にはしなかつたのみならず、一面非常に義理堅くまた細かいところに氣のつく人でもあつた事を記して置きたい。それは彼の門弟や宿許に寄せた手紙を通讀すればよく分るが、河瀬典次に與へた書附（遺稿篇「書簡」二九三）もその一例と云へよう。これは横井家の得米の賣上高から河瀬が同家の爲に支出した費用を引去つた殘金を、其の計算書と倶に横井家に屆けたるに對しての受取證である。其の最後に炭何俵かの附落しを注意してあるのは河瀬が小楠の家計を少しでも手傳ふためにわざと附込まなかつたものらしいが、決してそれを見落さない小心さが小楠の性格の一面を表してゐるではないか。或人が小楠を評して「外豪爽不羈・内小心惕若たるの資性を具ふ」と云つてゐるのも、斯くの如き事實や之に類した例の多く存してゐるところから出た言であらう。

態度

其の一面

小楠の氣質には前記の如く嚴と寛臨と和の兩面があつたが、其の人に對する態度に於ても亦兩面があつたと傳へられてゐる。先づ其の一面を見ると彼は人間味豐にして頗る平民的で萬事手輕な所があつた。『海舟先生氷川清話』なる書中に勝海舟が小楠と佐久間象山とを比較した左の如き話が載せられてゐる。

變つた節なし

横井と佐久間との人物は何うだと云ふのかね……。どうのかうの云つた所が、それは大變な違ひさ。全體横井といふ男は一寸見た所では何の變つた節も無く、其の服裝なども黒縮緬の袷羽織に平袴をはいて、まづ大名のお留守居役とでもいふやうな風で人柄も至極老成圓熟して居て、人と議論などするやうな野暮は決してやらなかつたが、佐久間の方は凡て反對で、顔附きからして既に一種奇妙なのに平生緞子の羽織に古代樣の袴をはいて、如何にもおれは天下の師だと云ふやうに嚴然と構へこんで、元來覇氣の强い男だから、漢學者が來ると洋學を以て威しつけ、洋學者が來ると漢學を以て威しつけ、一寸書生が尋ねて來ても直きに叱り飛ばすといふ風でどうも始末にいけなかつたよ。

海舟は其の著『亡友帖』にも「先生は豪邁の質にあらず天姿(マヽ)溫厚」と記してゐるが、彼が元田と小楠との比較評(後出)によると右に記せる彼の小楠觀は小楠が海舟と深く交るやうになつた五十歳以後のことであらうと思はれる。佐久間の態度につきては佐々木高行も左の如く物語つて海舟の批評を裏書してゐる。

嘉永五年十二月頃と思ふが築地木挽町に佐久間象山を訪ねたことがあつた。象山はその頃三十歳位であつて熊の皮の上に

着座して實に剛慢の態度を取つて居つた。樋口・山崎・桑原の三人は束修を納めて弟子となつたが自分は其容貌を察し風體を見るに我慢が強く人和を得ない相があつて、——夫れは非凡には相違ないと見たけれども何となく氣に喰はないし、又師と仰ぐには十分聞糺した上でなければならぬと考へて遂に入門しなかつた。（勤王祕史佐々木老侯昔日談）

小楠の態度は象山のそれとは趣を異にしてゐて、人と議論はしても多くの場合は人を理屈詰にするではなく自然人をして悦服せしめると云ふ方であつたらしい。著者は曾我祐準に海舟の象山・小楠の比較評を話し、其の所見を質したるに對し彼は左の如く語つた。

申分なし

象山先生には一度も面接したことがないので小楠先生と比較して話すことは出來ぬが、小楠先生の態度には何等これといつて變つた所はなく極めて親しみ易いといふ所があつた。當時自分は若輩であつたからでもあらうが先生はいつでも時間を惜しまず諄々と話して下さつた。要するに先生に接した所では奇拔なとか、偉らさうなとか際立つた所は毫もなく一言にして云へば申分のない態度であつた。

平民的

なほ小楠は人によりて其の態度を異にせず特に下々の者に對しては平民的であつた。海老名未亡人が著者に書き送つたものゝ中に左の如きことがある、

（小楠）父は食後などに、……私を負ぶつて庭廻りをしましたが……その序に竹藪を一つ隔てた裏の惣四郎（農夫）の家を訪れ聲を掛けてやりました。其の女房は「おたみ」と云ひましたが、「おたみ」變りはないか、此の頃お汁の實は何を入れるか、野菜は何が出來たかなどゝ其の時々のことを聞いてやつたり、何かとやさしくしてやりますので、大變親しんで有難がつてゐた樣です。

夕暮野良仕事をしまつて馬に乘り鼻歌を謠ひながら家路をさして歸りつゝあるお百姓に出會ひますと其の人は直ちに馬から飛下りて下座せんとするのを、其のまゝで〳〵と押止め快よく眺めて通らせたさうです。今から考へれば些細なことですが、其の當時に於ては非常に有難いことで、横井の殿サンの樣な方はないと云つて嬉しがつたさうです。こんな工合で近處の農民達とは非常に親しくして居つたと思はれます。平等の精神が腹の底から流れ出た人であつた樣です。

德富蘆花の書いたものゝ中には左の如くある。

小楠は沼山津に居ても少しも士族樣らしい風はなく、村中を馬にて通らるゝ時百姓などが出逢つて御士樣ゆゑ土下座をすると、先生馬上から手をふつて「それには及ばぬ〳〵」と云はれた。

右では海老名未亡人の記事と馬上の主が違つてゐるが、何れにしても小楠の平民的な態度を物語つてゐるのは同じである。當時は平民が馬に乘ることは許されなかつたので、うつかり百姓が馬にでも乘らうものならば武士の眞似をして身の程を心得ざるものだといつて豪い咎を受けたものだらうだから、海老名未亡人の話の通りならば沼山津の百姓等が、此の氣輕な小楠に親しんだのも尤な事である。なほ小楠は取分けて百姓に深い同情をもつてゐて彼等の田植歌を耳にすると「あれは歌ではない。百姓は辛いから泣いて居るのだ」とよく言つたものださうな。又困窮な百姓があるとよく自分の家計の豐でない中から金錢米穀を貸したり與へたりしたといふ遺話がいくらもある。

誰にも彼にも簡單

右海老名未亡人の記事は小楠がすでに天下の横井となつて沼山津に閑居して居た時分のことだから象山と比すると大變な違だ。小楠は誰彼の區別なく百姓とでも商人とでも漁夫とでも嫗・嚊・權助とでも打組んで話をしたが、目上の人や友人などゝの間でも亦極めて簡易なさつぱりしたものであつた。蘆花の書いたものによると「春嶽公の奥方勇姫自ら團子をつくり先生に馳走せらるれば、先生、近頃は大分御上達でムりますと笑はるゝと、春嶽公は、ドウも内の御前樣の御ぬらひには困ります、と打笑はるゝと云ふ鹽梅であつた」さうで、小楠は上にも下にも平等で、而も何事もすべて手輕を旨としたことが想像される。

同情的

海老名未亡人の記事中の惣四郎に小楠の嗣子時雄と同年齢の男子があつて、小楠の歿した時はまだ漸く十三歳であつたが、今は八十餘歳の老人となり須崎桂藏と名乘りて神戸市に住まつてゐる。著者は一度彼の寓居を訪ひ左の如き話を聞いた。

私は生れてすぐには重藏と名づけられましたのを小楠先生の御注意で敬藏と改名してゐましたが、神戸に轉居してから役所か何處かの間違で桂藏となつてしまひました。私の沼山津に居る間は絶えず小楠先生の御宅に行き敬藏々々と可愛がられました。先生が縁側で休息して居らるゝ時は私は先生の肩を揉みました。先生が入浴して居らるゝ時は私は先生の背を流しました。さうすると先生は風呂場の中からでも大聲で壽加(下婢)々々と呼ばれ、敬藏に握飯を遣れと命ぜられました。私の内の常食は百姓の事とて粟か麥でありますから、先生の御内の白米の握飯は私には何よりもの褒美でありました。先生は誰彼の差別なく爲になることを何やかと教へられました。

私も先生が京都に召されて御出になる前頃はよく論語や大學などを教へていたゞきましたが、家に歸ると父や母から百姓の子は本など讀むには及ばぬと叱られて困つたものです。

十二三歳の百姓の子に『論語』や『大學』を教へたとは受取り難い話だが、海老名未亡人の追憶談に五歳位の時から父に『唐詩選』の詩を教はつたとあるから(本篇一二二二頁)間違はあるまい。小楠の物を教へるには桂藏の云へる如く誰彼の差別はなく、文書物のみでもなく、婦人などには股引の裁方、足袋の型、家事の心得など〳〵であつた。桂藏の話は續く。

先生宅には高祿を食んだ人や偉い人がよく見えましたが、先生はさう云ふ方を特別に厚く待遇されもせず、百姓だとて粗末に取扱はるゝでもなく、イバルなど云ふ風は微塵もありませず、特に下々の者に對しては同情がありました。私がある年村の氏神の祭禮に行かうとしました時、母の出して呉れた羽織が穢いので私はこんなのを着て行くのは嫌だと駄々を揑ねますし、母は百姓の子の癖に何んだとひどく叱りまして親子喧嘩をしてゐますと、折柄私の家の傍に來合はされた先生がそれを聞かれて自分で又雄サンの紋付の羽織を持つて來られ、之を與へるから着せてやれと母に下されました。私は大喜でそれを着て祭禮に參りましたが、百姓の子が紋付の羽織を着てゐるので人に怪まれました。しかし此の時の有難さは今思ひ出しても涙が零れます。また先生が小舟で鮠釣に出掛けられる時は私はよくお供をしましたが、一度私の棹の使方が惡くて先生は川の中に落ちられました。私はどんなに叱られるかとびく〳〵してゐますと、先生は怪我だ〳〵仕方がないと云はれ、釣をやめて歸られましたがその時のことも恐しいやら嬉しいやらで今に忘れら

れませぬ。

小楠は百五十石の貧乏侍の次男に生れて種々の困苦と戰つて來た人だけあつて、蘆花の云へる如く毫も「士族樣らしい風はなく」下情にも能く通じてゐたので、隨つて彼の態度は上記の如く一視同仁で如何にも氣輕く親しみがあつて、曾我の批評の通り申分ない所があつた。

他の一面

然るに他の一面に於ては小楠の人に對する態度には右と全く反對の批評があつた。例へば米田是容が小楠の始めて越藩の招聘に應じて出發した直後、水戶藩の原田八兵衞に與へた書簡(本篇四八五頁)中に小楠の事を「英才の癖にて人を愚人と見、甚以驕慢なる男にて御座候」と記してゐる如きである。啻に米田許りでなく肥後では小楠に對して驕慢とか癖物とかの非難は可なり多かつたやうだ。小楠が米田や木下に絕交を申し込んだ事實などを考へ合はして見ると、相手の如何により、又時と場合とによつては剛情にも不遜にも見えたかもしれぬ。

驕慢・癖物と見らる

尙小楠の行動には當時の小廉曲謹を道德とせる人達の目に餘るやうなことがあつたとも思はれる。それ等によつて想像すると彼には前記の如き好感を以て迎へらるゝ態度と同時に驕慢とか癖物とかと非難さるゝ態度があつたかにも見える。德富蘆花が小楠の態度につきて書いたものにも、「先生は中々世馴れて實着の中に粗豪の所もあつて、元田永孚先生の優美嫻雅貴介公子の風あるを戲れ嘲つて元田は平家武士だ〳〵と云はれた」と云ふのがあるが、勝海舟が元田を評せる所にも「溫良恭謙の人で、橫井は反對に亂暴の人だつた。然し年老て

から彼いふ風に變つて今じや横井々々と人がいふ樣になつたが、若い時はカラ仕方がなかつた」とある。之によると少くとも若い時には驕慢とも不遜とも見えた風があつたらしい。なほ之に加ふるに上記の彼の氣質の一面は時と場合とによりて彼の態度に惡影響を及ぼしたこともあつたに違ない。知識に富み、識見の高き人、特に小楠の如く自己の意見を時と場所とを構はずに吐露し自己の信念に邁進する底の人には、實際はさうでなくとも他からは驕慢にも不遜にも見える事が無いとは云はれず、小楠の如き成熟した英才の眼よりすれば一般の世俗が馬鹿々々しく、總べてが愚人の如くに見えて時と場合によりては不知不識の間に驕慢の態度に陥つたかもしれぬ。

上記の小楠の氣質及び態度を見るに決して善い所ばかりではなく缺點も短所もあつた。然し彼は其の着眼が常に天下の大にあつたため、足元にちらつく世俗の末節枝葉には目も吳れず、一意志す所に向つて驀進した結果却つて克己の修養に缺げたる嫌は免れない。此の故に其の缺點といひ短所と稱しても決して咎むべき絕對的のものではなく、拔群なる英才に伴ふ優越的の驕慢であり、大本に志すため見落した足元の末節であり、靑天白日的なる純眞さに伴ふ感情の爆發であつて、卽ち彼の缺點は其の長所と相表裏した稚氣愛すべきものであつたことが頷かれもする。要するに彼の少壯より細行を檢せず、行動の往々繩墨の外に出でた缺點に於て其の愛すべき人物の眞相が倍〻露れたとも見られもする。

## 三　知識慾と瞑想

既記『沼山對話』中に井上梧陰が小楠に「學問の眼目は思の一字に可有之候得共其の學問の業は何を務と致候哉」と問うたのに對して、小楠は「大學に所謂格物即ち古の學問の業たるべく候。其の格物とは天下の理を究むることにて即ち思の用に候」と答へてゐるが、小楠の學問の眼目は治國平天下の經綸で、彼は之に到達するためには眞劍なる格物の努力に由つて天下の事物を研究し盡くさんとする知識慾に燃え、一旦我が知識となつた上は所謂「實學」の立前から一意直ちに世のため國のために活用したものだ。

旺盛なる知識慾

小楠には素より一を聞いて十を知るの聰明があつた。既に斯くの如く惠まれた天分を有してゐる人は己の聰明を恃みて其の天分に磨を加へぬ者が多いが、小楠は之とは全く趣を異にして其の知識慾は眞に驚くべく旺盛で、「鬼に金棒」とは此の事である。

小楠は知識を或は實物につきて、或は書物につきて、或は人につきて索めた。その索めた知識は凡ゆる方面に渉つてゐたが、中にも當時の情勢からでもあらうが海外の書物につきては恰も飢ゑたる者の食を求むるが如くに之を讀まんとした。そして德富蘇峯の書けるが如く小楠は「佐久間象山とか勝海舟とかいふ如く外國の知識を直接に得る便宜はなかつたが間

接に得る便宜が多かつた。又その便宜を應用するに就いては實に縱横無碍であつた」。洋書を讀み得なかつた彼は支那出版の譯書などを色々の手蔓で取寄せた。亞米利加に遊學せしめた二甥をして絶えず彼の地の事情を報導せしめた。彼等に與へた小楠の書簡を見ると其の知識慾の旺盛なのには驚かされる。外國の土地を踏んで歸朝した者に遭へばそれから話を聞いて知識を吸收した、彼が慶應二年に支那・印度洋方面を視察して後沼山津を訪うた若輩の曾我祐準から長時間に亙つて熱心に其の見聞談を、參與時代に新歸朝の森・鮫島から夜を徹して海外の話を聞いたりしたことは既記の通りだ。(本篇八八六頁・九九七頁)

小楠が知識を索むるのには敢て識者から許りでなく、門生でも百姓でも商人でも漁夫でも大工でも何人でも手當り次第相手とした。小楠の門生たる久留米の淺田和三郎の遺話に、彼が其の門に入るべく初めて小楠に面謁した時「貴公の國には久留米絣が出來るが其の製法・產額・販路は如何、又筑後の茶は有名だが、其の產額・販路は如何」と尋ねられて一言半句の答が出來ず面目を失したと云ふことがある。小楠の門生は故鄕に歸つて再び塾に來る時は何時も小楠から其の地方に關しての尋問に答へ得る準備をしたさうである。小楠の特に其の知見を廣めるべく汲々としたのは醫事や兵事や殖產興業など彼の所謂「西洋器械の術」であつた。小楠は以上の如くにして得た知識の荒削りのものには鉋をかけたり、粗硬なるものは咀嚼したりして、後記海舟の小楠評中にある「おれなどはとても梯子をかけても及ばぬと思

つたことが屢〻あつた」と云ふ其の高調子な思想の材料にするし、又利用厚生の上から世のため國のためとなるべきものは獻身的に其の實行と弘布とに力めたのであつた。而して小楠の「西洋器械の術」に對する知見及びそれを弘布せんとした獻身的精神は其の門生に傳はつて後に記する如くに肥後文化の花と咲き實を結んだのである。

「古の學問は後世の學問とは違ひ候哉」との井上梧陰の問に對し「古への學は皆思の一字に在としられ候」と答へた小楠は、又眞に思想の人でもあつた。小楠の如き天才肌で、而も神知靈覺湧て泉の如き直覺的の人には思想を練ると云ふことには缺ける者が多いのに彼は決してさうでなかつた。

彼が天保十一年に江戸遊學から歸國して講學に打嵌つた時、行燈や障子襖など處嫌はず墨くろ〲と「道就於用不是」なる程子の句を書きつけて、それにつき三年間考へに考へて心に在つた不審が漸く分つたと門生に物語つたのは有名な話だが、是によりても如何に彼が思索に耽つたかゞ窺はれる。彼は如何なる場合でも、何か思想が浮ぶとそれが或點に達するまではじつと考へ込むと云ふ風があつた。

門生河瀬典次の遺話によると、小楠は能く彼と網打に出懸けたが、或時河瀬が魚の群集して居る處を見掛け之を小楠に告げたのに彼は網を打たうとせず暫く瞑想しつゝあつた後に、「今大事な考が浮んでゐた所であつた」とてそれから網を打續けたさうな。また海老名未亡人

の著者への談中に「父は釣をしてゐながら何か天下國家の事につきて思ひつくことがあると、おゝこゝだと竿を投出し腕組をして考へ込むことがしば／＼あつたさうです」と云ふのゝあつたことは既記の通りだ（本篇八三八頁參照）。此の外に小楠が厠の中などで考に耽つたことにつきては頤を解くやうな逸話も遺つてゐる。

小楠が道學につきても其の眞源に溯り盡くして遂に天に達し、天人一致の眞理を玩味し、延いては四海の干戈を止むるの議を考へ出した事も、天下國家の問題に於て常人の考へ及ばざる妙案を提出した事も、利用厚生・治國安民の術に於て其の要を提げ其の玄を鉤した事も、學校を興したり物産を盛にしたり鑛業を開いて海軍を擴張したりする時務策を案出した事も皆彼がかうした練りに練つた思索の結晶に外ならぬのである。

## 四　文武藝

小楠は當時の文武の流弊を罵倒して、學問には書を讀むに及ばぬ、心を磨くにある。武藝には弓馬や刀槍を執るを要せぬ、魂を練るにあると云つた。之を聽いた書生輩の中には其の眞意を覺らずして書を讀まず武藝を疎かにした連中もあつたと云ふことだが、小楠自身は千巻の書を讀破し武藝も人一倍練磨したのであつた。彼の樣な學者で彼の樣に武藝に達してゐ

た人は珍しいと云はれた程に。

先づ小楠の武藝と云へば槍・劍・居合・泳・犬追物いづれも勝れてゐた。撃劍は眞蔭流で隨分烈しい使手であつたが、居合は上手を通り越して名人の域に達して居て、疊の敷合せに立てた竹箸を拔打ちに、竪に眞二つにしたと云ふ話も殘つてゐる。かの京都寺町での凶變の時、六十一歲の老體で、而も長い間の病氣にて數町の步行にも堪へぬほど大いに弱つてゐながら、素早くも駕籠から立出て短刀を以て數人の刺客と渡合つた事實は彼が劍道に達してゐたことを如實に物語るのである。



文事に關しては小楠は長く時習館に學んだので漢學の造詣は博く且つ深かつたが、彼の讀破したのは主として四書・五經をはじめ、『孝經』『小學』『近思錄』『傳習錄』などの經書や『左傳』『史記』『漢書』『通鑑』並に『綱目』などの史書で、中でも最も心を注いだのは『大學』『論語』『書經』や程朱の書であつた。なほ諸家の詩文も其の本領ではないにしても好んで讀んだが、稗史小說には目を觸れなかつたらしい。



本邦の書では『大鏡』『增鏡』『神皇正統記』『太平記』等の歷史に關するものを涉獵したが、『集義和書』は自らも耽讀し人にも勸めた。既記の如く西洋の書は佐久間象山や橋本左內の如くには讀めなかつたので、『海國圖志』や『萬國公法』の如き漢譯書を取寄せて之を繙いた。

小楠の和歌は安政元年四月吉田悌藏に與へた書簡(遺稿篇「書簡」五〇)中に只一つ、俳句は彌富千左衞門の妻の牽牛花を贈りしに對し與へたもの(本篇八三四頁)とその外一、二を見たのみで和歌・俳句をものしたことは極めて稀であつたらしいが、詩と文とは可なり多く作つた。

文

文は小楠が正規の漢文を書いたのは多くは少壯年時代で、其の後は概して書流しの普通文か、書翰體の候文である。少壯時代の文章には同志互に研鑽した結果でもあらう形式の整うたのが多いが、後年の文は全く日用達意を主としたもので文體は兎に角、內容ははち切れる程充實してゐる。元田東野の『小楠遺稿』跋文たる「小楠先生遺文後序」中に、

余嘗て謂へらく先生の文字俊逸なる、其の言論の爽快なるに若かざるなり。其の言論の爽快なる又其の志操の超絕、胸襟の洒然として就いて觀る者をして彌〻高しの想を爲さしむるに若かざるなり。

とあるが、此の批評は慥に其の要を得てゐる。なほ橫井(時靖)家には小楠の壯年時代の漢文七章(遺稿篇「詩文」甲一・三五・一〇・七・四・三〇・二九)を收めた一冊子があるが、それは小楠が木下韡村―本篇第四章二、ハにも出て居るが、當時は小楠の親友で名は業廣と云ひ、文久三年には幕府から起用されようとした程の肥後當代の碩儒、學問・文章に於ては木下が、識見に於ては小楠優れりとは世評の一致する所であつた―に斧正を乞うたもので、木下は各文につき丁寧に添削批評を加へ、最後に「辱交(業廣)妄批多罪」とて左の如き總評を記してゐる。

君の文章は例へば猛將悍卒が戰陣に臨む時一途に隊伍を整へ、敵將を殺して前進するやうなもので、たゞ敵

の鋭鋒を衝き寇賊を殺敗させるのを以て軍功となして敵兵の首級を獲ることなどは氣にも留めない。これ固より全勝の軍法ではあるが一撃手を負はせた迄で、まだ首を斷たない者が進軍の後に累々と殘されてゐるのは軍制の完備したものとは言はれまい。戚家（鴛鴦陣法を作つた兵學家戚繼光。）の軍制では其の本隊たる鴛鴦の陣後には必ず二組の短兵（本隊が鎗なら短兵は短い軍刀を携へたる兵。）が置かれて、本隊が前進した後に生殘つてゐる敵兵の首級を斫り取るのを役目としてあるが、君の全勝後―文章が完全になる―にも自分に對して二兩の賞を貰はしめる程掃蕩作業が殘つてゐるやうだ。けれ共自分が勤めた折角の短兵役も能く調はないため、罪無き者の首級まで斫り取り―添削せずに濟む所まで添削し過ぎ却つて改惡となり―た罪の免れ難きことを恐れるものである。（原漢文）

木下は小楠の文章には洗錬が足らぬとして、まだ删り去るべき幾多の文字が殘つて居るのを兵法に譬へて面白く言廻した所は如何にも老巧である。かく其の道の元田・木下が批評を加へてゐる上に著者の素人評を添へるのは蛇足も亦甚だしいが、小楠の文章は彼が夙に國家經綸の志を抱き自ら天下の士を以て任じてゐたゞけに世の所謂文士等のそれとは全く撰を異にしてゐる。卽ち殊更文を飾りて辭采を衒ふが如き小技を弄せず飽くまでも達意を主として一氣呵成に筆を下したので、其の文自ら滔々として一瀉千里の概がある。これ畢竟其の懷抱する所の志操が博大で其の識見が高邁であるからだ。つまり彼の文は作らんがために「考へて書く」のでなく、傳へんが爲に「考を書く」のである。されば彼の文章は大所高所に向ひ一直線に筆を進める所に其の特長があるので、決して世の所謂模範文にあらざるは勿

### 書翰文

論、木下の評せる如く文章の形迹上には幾多殘された缺點があり、加之誤字や宛字も隨分多く時には脫字すらありて目で見るべきでなく心で讀むべく、朗々口に誦すべきものではなく默々として心に味はふべきものである。かくすることによりて始めて彼の博大なる志操と高邁なる識見とが認識されるのである。なほ彼の文章は一體に簡潔であるが、書翰文中特に家族に與へたものには繰返し〳〵縷々として盡きず、或は子として、父として、夫として、同胞として、諸父として其の人情味たつぷりであることは寧ろ驚くべきものが多い。即ち人間小楠の情味を如實に表現したものは此の書翰文であるから、多少繁瑣の嫌はあるが著者の目に觸れたものは殘らず遺稿篇「書簡」に收めて置いた。

### 詩

彼の詩も亦率直に筆を著けて想を遣り毫も彫琢を用ひざる所など文の場合と同樣である。越前で書畫を善くし詩にも名有つた蒔田亮(號雲處)が小楠の江戶遊學時代の作なる『東游存稿』を見て左の如く評して居る。(遺稿篇八七〇頁)

亮聞く先生は雕蟲の小技を事とせずと。今其の舊稿一卷を寄せらる。亮受けて之を讀むに、其の詩大率輕々に筆を著けて流滑にして滯らず、力を用ひずして其の學力自ら見はれ、人をして愕然として敬服せしむ云々。

(原漢文)

壯年時代以後の作でもやはり右雲處の批評の通りである。隨つて純粹の詩としては幾分生硬でもあらうし、又溫柔敦厚の趣を缺いて居たでもあらう。梁川星巖が曾て小楠に、誰も君

の様な卓越した頭腦の持主が詩賦を作るを好むと思ふものはあるまい。だが言語は技術だから、それには其の條理がある。君は如何に聰明でも未だそれを會得してゐない。四十首か五十首自分が手傳つて作れば其の道筋を得るだらうと語つたと云ふことを、後記元田東野の「梁川星巖へ贈る書」を荻昌國が批評した文（安政三年四月に書いた）中に述べて居る。これは嘉永四年小楠が上國遊歴間京都に滯在して星巖に交つた時のことかと想像されるから、其の頃の小楠の作を天下の詩人からは未だ詩の體をなしてゐないと見られたと思ふ。しかし恐らくは星巖の云つた詩の道筋は小楠の終生得られなかつたものであらう。だが其の着意に至りては文に於けると同じく常人にては及び難きものがあり、殊に壯年以後の作たる『小楠堂詩艸』（遺稿篇「詩文」丙、二）には傳ふべきもの見るべきものが頗る多い。要するに小楠は自己の精神を告白し自己の本領を吐露せんが爲に詩を作つたので、彼の詩は眞に心の聲だから、苟くも小楠を知らんとするものは之を看過してはならぬ。

詩は情に發して禮義に止まると云ひ、志を言ふと云ひ、思邪無しと云つて、其の本旨は此の數語に出でずとするのが古來の見解らしいが、詩人の詩と學者の詩と僧侶の詩とは各、其の意志を率直に表明する點では一致して居ても、自ら又特殊の風調を帶びて必ずしも一致しない。小楠の詩は大體に於てやはり學者の詩である。彼は既に壯年時代から歷代の詩に就き相當研究を積んだらしいが何人に私淑したかは其の詩風を見ても能く分らぬ。彼の詩は慷慨激

越でも無く、飄逸蕭散でも無く、明快であり暢達である。それは辭達するを期して居るからだ。宋の朱晦庵や明の王陽明に比すれば其の作の數も少いが、又それだけ力を費さなかつたであらう。猶杜少陵の深厚や蘇東坡の跌宕も見えぬ。つまり學者の正しい態度を持續してゐるので、随つて彼の詩稿を見ると支那にては上記の朱·王、日本にては佐久間象山·梁川星巖（但し晩年）の詩に似たものがある。こゝにそれを一々擧示するの遑は無いが、小楠の會心の作と云はるゝ「寓言五首」なる

智は唯善を撰ぶに在り、善を撰ぶは卽ち中を執るなり、何を以てか其の中を執らん、方寸一字の公のみ。

衆言は正議を恐れ、正議は衆言を憎む、二者名利のみ、別に天理の存する有り。

旣に衆と正とを非とせば、天理何の處にか求めん、一生和同の意、忽ち子莫の舟に乘ぜん。

彼を是とし又此を非とすれば、是非一方に偏す、姑く是非の心を置け、心虛なれば卽ち天を見る。

心虛なれば卽ち天を見る、天理は萬物の和なり、紛々たる閑是非、一笑逝波に付せん。

小楠筆蹟「寓言五首」（松平侯爵家藏）

は星巖晩年の諸作に似て居り、象山にも亦此の種の作が有る。

小楠の詩は上記の如く大體に於て學者の詩であるが、中には風流な詩人的の詩も絶無ではない。彼が自ら清初卽ち康熙・乾隆時代の有名な詩人の詩を手鈔した册子さへ殘つてゐるが、此の時代の詩人中の大立者たる王阮亭の詩も味讀したと思はるゝのは小楠の詩中に王の格調に似た作がある。例へば小楠の江戸遊學途上の「舟中雜詩十首」(遺稿篇八五七頁)中の

臥看曲江水上樓。酒旗垂柳夕陽稠。人丸祠下潮千尺。直逐春風入攝州。

を王阮亭の「眞州絶句」なる

曉上江樓最上層。去帆婀娜意難勝。白沙亭下潮千尺。直送離心到秣陵。

と比較すると餘りに模倣し過ぎて居る。是は嘗て愛讀した詩が今の感興を導いて斯うなつたもので刻意彼を學んだと見たらば小楠への冒瀆とならう。又江戸留學よりの歸途に於ける嵐山の詩(遺稿篇八六八頁)の註にも王阮亭の隨筆たる『池北偶談』を引用して居る。此の如きは此の時代には新しい方面に注意したもので尋常學者の間に見るべからざる事である。

上述の如く小楠は少壯年以後には漢文は餘り作らなかつたが、漢詩はずつと後までも時に觸れ折に際してものしてゐるのみならず、『蘇峯自傳』を見ると蘇峯の十か十一歲頃の事を書いた處に左の記事がある。

予はこの時多分伊勢氏（小楠の甥左平太の事）から數學の初歩だけを習うたと覺えてゐる。併しそれよりも予にとつて愉快

であつたことは、伊勢氏を訪問する種々の人の座席に予も侍ることが出來、又た横井家にあつた小楠先生手澤の本を引出して、勝手に讀むことが出來ることであつた。その中には星巖詩集を横井先生が、星巖の需に應じて批評を書き、而して星巖死去の爲にこれを返送するの機會を逸し、そのまゝ殘しおかれたるものなどもあつて、頗る興味を感じた。

元田の詩學に關する意見

之によると小楠の詩は星巖の評せる如く詩の體をなして居なかつたかも知れぬが、兎に角詩につきては所謂一隻眼を有してゐたと見えるから、詩に關する彼の見解を知りたいと共の資料を探して見たが、右『星巖詩集』―十年の兵燹によりて焼失したらしい―も共の他の文書も見當らぬのは遺憾だ。然るに唯一つ元田東野が安政三年三月、年來自ら作り置きたる詩稿一冊に平素自ら抱懐せる詩學に關する意見書を添へ之を京都の梁川星巖に贈り、切々たる思慕の情を披瀝して其の示教を求めた文に對して狹も上記の如く批評してゐるが、小楠も亦簡短な批評文を書いて居る。眞に文字通りの片鱗だが、彼の詩につきての意見を窺ふよすがとするに足るから之を引かう。先づ東野の意見書の大意を要約すれば左の通り。

先づ詩は三等に分かれる。一は義理熟し性情正しく自然(至誠)より發して渾然作爲の迹無きもの、二は識見透徹志氣豪宕風調雅健にして神韻飛動するもの、是即ち聖賢以下有志者の詩、三は風調あるも識見無く議論奇なるも韻調の味なきもので眞詩とは云ひ難い。だから纎巧を競ひ時流に馳せ、徒に字句を練るが如きは詩では無い。故に作詩の道は華を去り實に就き文辭の末に走らず

して識見に求むべく、格調に求めずして根本の情性を培養すべきである。畢竟詩を作るには詩經三百篇を標準とし淵明・李・杜を階梯とし、其の他は唯參照の用に供するまでゞ、歸着する所は忠厚の意・溫柔の旨に外ならない。

詩には古體と今體との兩樣あるが、古體を以て本とすべく、古體の中では五言古詩が本流で七言古詩は歌行體より出たものである。今體の律詩や排律は六朝以來麗藻萎靡の弊風から起つたもので、殊に唐代では人才を登用する科擧の方法にも用ひたゝめ益盛にはなつたものゝ、詩の本意は決して今體の詩ではない。律詩も數多き唐代の詩人中にて杜子美の外は眞意に適ふ者は稀である。但し斯くは云ふものゝ、今體の詩にもその長所があることは勿論であるから吾々も之を學ぶべきであるが、それには古今兩體の本末輕重を十分に會得し、どこまでも純眞なる性情と高邁なる識見とを本としてかゝらねばならない。之を要するに性情と識見とは、作詩の本であり、此の一本さへ確立すれば種々なる萬殊の詩體にも適用することが出來るのである。

作詩上句法や韻法の轉換變化の肝要なことは勿論で、古詩に於ては其の用意が最も周到に實行されてゐる。これ古人の詩が以て歌ふべく以て詠歎すべくして人心を感動せしむる所以だが、それに比すれば今人の詩には幾多の缺點がある。

小楠の批評

右に對する小楠の批評は其の意を採りて云ふと左の如くだ。

詩に就いての君の議論は正大であり其の識見は徹底して居て固より今の詩人の企て及ぶ所ではない。僕も亦詩については一隻眼を具へて居るつもりであるが、而も君の議論と識見とに對しては一々感歎して已まない次第である。只君が性情と識見とを以て聖賢と學者の詩を區別する見方は恐らく一般に通ずる定論ではあ

るまい。蓋し詩を作るには聖人とか凡人とか賢者とか愚者とかの差別は無く、已むに止まれぬ至情より發したものが眞の詩であるから、假令愚夫愚婦であつてもそれが性情の自然より發しわざとらしき形迹なければ渾然として缺點なき詩を作り得るものである。だから詩經三百篇中、雅・頌の外は（著者註、三百篇を大別して風・雅・頌、となすから雅・頌の外といへば風を指す。）大抵宮中に於ける婦人や民間で出來たものを多く採用されてゐて、必ずしも聖人や賢人の詩ばかりではない。後世六朝・李唐の時代に至り詩を以て一種の學問とすることになつてからは眞詩は廢れた。そのため識見ある者でなければ古人の眞意を會讀することが出來なくなり、爲に性情・識見兼ね備はつた杜子美のみが眞の詩人として千古に冠絶し、他の一方に偏した王維や劉廷芝（著者註、原文には此うあるが元田の書に王・柳・韋・孟とある所などからしても柳宗元の誤であらう。）や、韋應物や、孟浩然等が作つた詩は志ある者の取らない所である。されば性情と識見とは別けてはならぬ、識見が無ければどうして眞の詩が作られようぞ。僕の見解は此の通りだ、賢兄以て如何となすか。（原漢文）

著者が門外漢でありながら差出口するは僭越千萬だが、漢學者の議論には時代の變化を輕視して本來の精神を以て、末と云へば語弊が有るが變轉した後世の物をも律したり或は其の逆を往く癖がある。東野が詩經三百篇を標準とすると云ひながら性情・識見を主として議論を進めたのは正に後世に起つた尺度を以て上古の物を測るの弊に陷つてゐる。小楠が此の郤を批つたは確にお面一本の力量を見せたので、一隻眼を具へて居ると自負するも已むを得ぬ。

小楠は書はかいたが、畫はかゝなかつた。彼の書は二百餘枚も見たが其の書體は痩勁な行

草ばかりで篆・隷・楷は一つもない。彼の用ひた雅印はすべて横井(時靖)家に保存せられ本書遺稿篇の卷頭にも掲げて置いたが、一寸四角以上の大きさのものゝ無いのを見ても餘り大字は書かなかつたらしい。幼少年の頃は隨分手習もしたであらうが、何人の書を學んだか彼の筆蹟によりては知ることを得ぬ。物徂徠の祝枝山、佐久間象山の顏魯公、西鄕南洲の岳武穆といふ風に其のお里が明らかでないのはさういふ風には力を用ひなかつたであらう。彼の「沼山津閑居」時代の作「偶興十二首」中の一首(遺稿篇八九三頁・本篇八二八頁)に、菊花を活けても千家流でも宏道流でもなく天然自然を宗とする一種の野人派とも云ふべきであるとある如く、書も亦何風・何流とこだはることなく思ふまゝに勝手に書いたではあるまいか。決して上手とは言へぬが「書は心畫なり」と云へる通りにその筆意には自家一種の風格を具へて飄逸な樣な執拗な樣な所に中々彼の人格が流露してゐるかに見える。

## 五　趣味　道樂　嗜好

小楠の趣味と云へば、彼は書畫・骨董・華道・茶道・謠曲・音樂など云ふ類のものには興味をもたなかつたやうだ。越前三國から出た彫刻家に島雪齋があつた。雪齋は藩主春嶽の寵遇を受けて將軍家・堂上方・諸侯に作品を納めなどしたが、嘗て春嶽より天朝に紫檀の書棚獻納の事あり

小楠遺愛の刀剣（横井時靖藏）

イ　常用反り刀（銘　備前長船住長義作・延文二年八月）
ロ　常用小刀（銘　備前長船住景光作・延慶元年九月）
ハ　白鞘大刀（無銘　松平春嶽所贈）
ニ　殿中用大刀（銘　肥前國住近江大椽藤原忠廣作）
ホ　殿中用小刀（銘　正重作）
ヘ　物差＝曲尺一尺（刀の長さを知るため）

て其の製作の命を蒙りたるより其の技を認められて法橋の官を拜し其の名が世に著れた。小楠も特に彼を愛し、京都遭難の時懷籠より出で刺客と應戰した短刀の鞘の彫刻も此の雪齋の手になつたものだが、其の他にも彼は雪齋の作品を多數蒐集してゐた。之を見ると彫刻にも趣味を持つてゐたかも知れぬが、小楠の遺愛品として横井(時靖)家及び其の他に藏せるもの、又は小楠の書簡に記せる所などからすると彼は確に陶器と刀剣には趣味を有し特に刀剣に對しては一隻眼を持つて居た。沼山津閑居間に刀剣の

事に關して彌富千左衞門に送れる書面（遺稿篇「書簡」二五六・二五七・二五九・二六三）や萬延元年十月に福井より狄昌國に寄せた書面（遺稿篇「書簡」一〇七）によると彼は刀劍には餘程趣味もあり研究もしてゐる事がわかるが、參與時代に三岡八郎に與へた書面（遺稿篇「書簡」二一八）を見ると刀劍の鑑識眼をも具へてゐたと思はれる。なほ小楠凶變の九日前なる明治元年十二月二十七日に長谷川仁右衞門の歸熊に際し元田に寄せた書狀（遺稿篇「書簡」二三四）中には左の一節がある。

景光短刀御返し被ㇾ下千萬忝々慥に拜受仕候。此許短刀流行、相應之物所持不ㇾ仕、御庇にて間に合拜謝難ㇾ申盡ㇾ御座候。代料正金百兩長谷川に附與致候間御受取可ㇾ被ㇾ成下ㇾ候。

此の景光の短刀は上圖の（ロ）であるが、此の文面によると借金の抵當として元田家に預けてあつたものではあるまいか。兎に角代料正金百兩と云へば當時にありては可なりの大金だ。小楠の遺愛の刀劍で彌富家や其の他に澤山に秘藏されてゐて、その中には隨分高價なものならんと思はるゝ名刀を多く見受ける、此等からすると小楠は刀劍の爲には金を惜しまなかつたと見える。

小楠の道樂と云へば、先づ圍碁・園藝・獵であらうが、圍碁につきては既記「偶興」なる詩（本篇八二六頁）中にあり、又慶應三年一月越前の同志に寄せた書狀（遺稿篇「書簡」一八〇）の中に「小拙も村老に聊か心得候者有ㇾ之時々參り申候。近來は一目半位進步仕候。御一笑可ㇾ被ㇾ下候」

とあり、某書には弟子と時々烏鷺を戰はしたともあつて、知己や門弟を相手に時折樂しんだには違ないがさう深入したものではなかつたらしい。

園藝

園藝は居を沼山津に移してからは可なり凝つたのであるが、何と云つても若い時から始終最も好み最も熱心であつたのは銃・漁獵であらう。熊本に住まつてゐる時は隨分遠方まで銃

獵

獵に出掛け、門生竹崎律次郎の住まへる阿蘇郡布田―熊本市の東方五里餘―にも數日泊りがけで山鳩打ちに度々行つたが、川獵も盛にやつたもので、夜網に出懸けるときは大抵午後の四時半頃から弟子と網を肩に三里ばかり西南の加勢川流域に行き、夜に入ると弟子に松明持たせながら河中を一里ばかり打ちて上りまた打ちて下り鷄鳴の頃漁宿について辨當を使ひ、それから濡網を肩に掛けながら熊本まで歸ると夜明になり、それより直ぐに會讀と云ふ都合で隨行の弟子も閉口したと云ふことが蘆花の書いたものゝ中にある。越前でも度々銃・漁獵に出懸けたが、春嶽の好意で禁獵の場所にも立入ることを許されたので榜示犯禁の氣遣などなく、行く度毎に澤山の獲物があつて餘程愉快であつたと見え、其の都度熊本の知己や宿許にまで報知したことは既記の通りである。

沼山津に移つてからは銃獵にも無論出掛けたが川が近いので川獵の方が頻繁であつた。

蚊頭ひき

漁と名のつくものは釣でも網でも何でも上手であつたが中にも「蚊頭ひき」は名人の域に達して其の巧妙なことは誰知らぬものもなく澤山に弟子があつた位だ。其の直弟子はもう

居まいが、孫弟子は熊本のあちこちに現存してゐる。「蚊頭ひき」は六尺餘の釣竿の先に其の竿長二倍位の糸(まなを)を附け、其の糸の尖端とそれより竿頭の方に一尺六七寸づゝの距離を置きて二ケ所につけた柄糸の各尖端とに、都合三つの蚊鉤―小鉤に蚊の頭の如きものを附けたもので魚が水面に飛んで來る小蟲を捕食するのを利用して造つた擬餌鉤だ―を附けるので、釣手は右手に釣竿を握つて或は川の中に立ち、或は舟中から糸に少しも弛みを起さしめず竿と一直線となるやうに飄的(ヒュツト)一聲之を飛ばして流に逆うて引くと飛び掛つた鮎や鯇がそれにかゝるのであるが、その竿の振方・糸の捌方などには中々熟練を要する。聞く所によれば小楠は釣竿を握つて座敷に立ち、疊の間に立てたる穴明錢に向つて竿の尖端につけた、鉤のついた糸を飄的(ヒュツト)飛ばすと、誤たずに其の穴に引つかけたさうで、此の骨(コツ)は矢張り「蚊頭ひき」に於ける糸の捌方に一致すると云ふ事だ。

飲酒

小楠の嗜好と云へば烟草も茶も酒も飲んだ中にも、取分け酒たるは無論だ。酒はまだ時習館の學生時代から飲んでゐたらしい。病氣の爲やその他の事情で禁酒したことは度々あつたが、すぐ破れ衣となつた。天保十一年江戸遊學間酒失で歸國した以來禁酒を誓つてゐたが、折々神棚の神酒徳利の酒が不思議にもなくなることがあつた。其の理由を察知した小楠の嫂清子は左程までに好きであればと小楠の禁酒を氣の毒に思ひ、誰にも知らさず毎朝素知らぬ風して神酒徳利に酒をなみ〳〵と注いで神棚に上げて置くと翌朝は必ず干上つて居たと

云ふ遺話がある。

既記沼山津閑居間の詩を見ても酒がなければ夜も日も明けぬ様に見えるが、小楠の頭の中には何時も酒がこびりついてゐて彼の宿許や知己への書面の中には酒の事がよく書いてあり、病氣の時の手紙には殆ど毎回酒の飲めぬのを零してゐる。旅行先から宿許への書狀の中には「最早此頃壽（下婢）加濁酒作り懸可ㇾ申と思ひやり候」とか、「壽加にごり酒出來候由一杯給度（タベ）山々に御座候」とか、「にごり酒隨分澤山に御作り込被ㇾ成度」とか云ふ様なのも見受ける。

食物としての嗜好品は沼山津邊の小川に居る小蟹を燒いたものや梅實を三つ切りにし紫蘇汁の中にて赤く染めたものを好んだと云ふ事であり、又越前や江戸や京都の旅先からよく青海苔・油女（アブラメ）・蝦・零餘子（ムカゴ）などを鄕里に註文して取寄せてゐる。此等は皆悉く酒の肴としたもので、要するに酒の旨く飲める食物が好物であつたといへよう。

## 六　長所

小楠は頭の天邊から足の爪先まで其の五體を構成してゐる細胞・組織・器官が善く調和を保ちつゝ活潑に働いた人であつた。隨つて其の動作に於ても德富蘇峯は、「横井先生は如何にも素敏き人にて、その素敏きことは織田信長にも比すべき程であつたさうな」と、同蘆花は小

敏活輕捷

楠は「眼明手快非常にすばしこい人であつた」と云つて居る通り、如何にも敏活輕捷であつたことは文久二年江戸で刺客に切込まれた時ソレと云ふより早く刄の下を潜り抜け、刺客と遣りちがひに梯子を下りて身を全うした手際や蘆花の書いた左記逸話などを見ても分る。

また或時宴會の半、大力の大男某が先生と議論を始めおのれ横井の小男め、一と攫みと嵩にかゝつて組み付くと、先生は身を沈まして相手の股下にもぐり込み、相手の睾丸を鷲掴にして難なく强敵を挫かれた。また或時何某と云ふ士の不行蹟を詰責するに、其士二刀使ひの名人であつた故皆々恐れて居ると、先生は平氣に其男を呼び寄せ、戸口を入ると飛びかゝつて其の兩刀を引つたくつたれば何も無事に濟んだが、後此士同樣の詰責を受けて腹を立て二刀を以て數人に重手を負はせたと云ふことである。

多技多能

彼はなほ又武藝の達人であつたは勿論、餘技としてもかの「蚊頭ひき」の名人であつたが、往くとして可ならざるなき多技多能であり、辯舌に至りても木戸松菊が「横井の舌劍」と評した位で、其の快辯には何人も魅せられ悦服させられ、彼との論戰に其の鋒先に當り得る者は少かつた。

然るに上記の長所以上に特に彼が常人に卓越したのは腦細胞の靈妙な透徹した活動であつた。彼は一面にては神智靈覺湧いて泉の如き直覺的活眼を閃かしたが、又一面に於ては知識慾に燃えると倶に飽迄も思想を練り何事も其の淵源に溯り盡くさねば止まなかつた。斯

くして彼は能く天理人情の大妙理を看取し人心作用の微妙を察知した。彼の識見は進取的で、而も高邁深遠であり、彼の言論には當意卽妙人の意表に出づるものがあつた。小楠と意氣相投合してゐた長岡護美の彼を評せる七言律詩(遺稿篇八〇頁)の中には「奇才天授誰か與に儔せん」とか「識は高く論は卓き第一流」とかの句があり、長岡監物は小楠を識見氣力拔群と云ひ、元田東野は「先生人と爲り明快、天理を洞見して見る所常に時機の先に在り」と云ひ、又旣記の通り「識見の快活、志氣の軒昂前に古人無く、後に今人なしとも云ふべし。我多くの人に交りたれどもか程の活見者は見ざる事なり。」恐らくは天下の人にも多くはあるまじき才なり」とも評し、勝海舟は「横井は西洋の事も別に澤山は知らずおれが敎へてやつた位だが、思想の高調子な事はおれなどはとても梯子を掛けても及ばぬと思つた」と語つて居る。



彼には右の如く事物の道理を明察し天理を洞見する卓識があつたが、それと同時に又能く人物を鑑定する眼識があつた。自分に其の明があつたからでもあらうが、「男でも女でも人を見る明がなければならぬと云ふのが横井先生の主眼であつた」とは小楠の義妹矢島楫子の談にある。されば小楠と會見した者はたゞ一度の應對で其の前途まで豫言されたさうだが、旣記の如く小楠の快辯には何人も魅せられ、又其の舌鋒に當る者が少かつたのも亦一面には彼が相手方の心裏を看破するの明があつたからだ。幕末の肥後藩に於て兵制に關し從來の法を固守せんとする者と西洋法を用ひんとする者との間に確執を生じ兩々相對立して相

譲らざりし際、元田東野は其の處置につきての意見書「私議」（遺稿篇「詩文」甲、附、ロ）を小楠に示したるに對して、小楠の批評は左の通りであつた。

好議論にては御座候へ共、穏靜にて警發無ㇾ之樣被ㇾ存候。小生所見は人と話合致候には向方の意思を酌取申儀第一義と存申候。大略は自身の存念斗を主張致候て、向方之意は一向に體し不ㇾ申、是話合落兼申源本にて御座候と存候。又云人と話合申候には向方の思寄不ㇾ申處を二稜斗り乘懸け不ㇾ申候ては乘落しは出來不ㇾ申儀と存候。詩云鳥飛魚躍、活々潑地、高意如何。

右によると如何に小楠が人との話合に際して最深の用意を拂つたかゞ知られるが、これとても相手の腹の中がありありと見えねば出來ぬ事だ。一體舊幕時代には人物月旦が特に盛に行はれたが、小楠の批評は九分九厘まで的中したので既記の如く西鄕南洲も坂元純熙への書中に小楠の識鑑の高きことを記して居る。（本篇二三六頁）

偉大なる感化力

小楠はまた來り學ぶものに對して偉大なる感化力を具へた敎育家でもあつた。一たび彼に接したものは忽ちに其の超絕した志操に打たれ、其の洒然たる胸襟に引付けられ、只一席の會見で能く頑も廉に懦も立ち、遂には手の舞ひ足の踏む所を知らざるに至つたといはれて居るが、慶應三年沼山津に小楠を訪うた曾我祐準が其の時の事を著者に語つた中にも、「殆ど一日、種々の高論卓說を拜聽して心肝に銘すること多く懦夫も志を立つと云ふ感に打たれた」と云ふ一節がある。（本篇第十六章五・八參照）

小楠の如き天才肌の人には勇氣に乏しいものが多いが、苟くも胸中に湧き來れる意見にして之を發表すべきものと考へた以上は世の格例や時論に拘泥せず、又誤解されようが敵視されようが毫も頓着せず之を率直に吐露し、毅然として自己の信念に邁進した。又自己の主張が其の時其の場合に行はるべく、又行はれ得べきものと信じたる場合には時と處と人とによりて其の說を二三にすることなく勇敢に其の所信を述べた。かの萬延元年十月福井藩で在府の春嶽と國許の家老達との間に行違が起つた時、小楠は總べての家老を向に廻して、「この度の一議は國家興廢の境に候へども時宜次第によつては槍一本引提卽座にも罷歸る」と言ふ覺悟で「論難中々厲敷事にて結句可相成哉と傍觀冷汗を握り候由」とまで激論して遂に自說の通りに家老を說服して積年の疑惑を解き事件を解決せしめた如き其の一例である。

（本篇五二二頁參照）

此岸より彼岸へ

小楠は右の如く自己の信念に邁進し自己の主張及び意見を勇敢に吐露し、その爲に敵を作つたり友人と絕交したりしたが、世間に往々見るが如く一旦自家の主張又は意見を發表したならばそれを何處までも固持し、それを何とか取繕つて異なつた場合にも當篏めようとすることのなかつたのは特記すべきだ。小楠は昨日まで是なりとしたことでも今日非なりと思ひ付いたならば直ちに前說を捨てゝ顧みず、他から變說として譏られようが嗤はれようが平氣であつた。德富蘇峰翁の「維新の大業と橫井小楠」なる演說筆記中にも左の如きことが

ある。

先生は誠に頭が玲瓏で剃刀の様に鋭く總ての事がちやんと判つて居る。それで攘夷といふものが天下の大勢と思はれた時には攘夷であつたが、攘夷ではいかんと思はれた時には卽ち攘夷ではいかんといふ事になるのであります、先づ攘夷をやつて追々開國に行かうといふやうな事はないのであります、横井先生には「漸次」とか「追々」とか「何れ明日」といふやうな文句はないのであります。それで勝先生が私にいはれた事があります、横井に物を聞いてやれば返事は此の通り、只今私が考へた處は此の通りであるが明日になれば又どうなるか判らない。勝先生が感心して居る處は今日の場合では之であると、今日といふ時間にちやんと制限をつける處が横井先生の偉い處である。普通の人なら之でやり抜くといふ事があるが、先生は決してやり抜くといふ事はない。無理をする人ではない。今日の處は之で又明日になれば今日の處は之だ、之が先生に自分等の感心する處である。さういふ事を勝先生は私にお話になりましたが之は成程さうである、又勝先生等が横井先生に感心して居られる處も共處である。

小楠に最も深い理解を有する蘇峰の批評だけあつて妙を得てゐる。更に『氷川清話』から海舟の談一、二を左に引いて置かう。



一、横井小楠の事は尾張の或る人から聞いて居たが、長崎で始めて會つた時から途方も無い聰明な人だと心中大に敬服して屢〻人を以て其の說を聞かしたが、その答には、常に「今日はかう思ふけれども、明日になつたら違ふかも知れない」と申添へてあつた。そこでおれはいよ〳〵彼の人物に感心したよ。大抵の人は小

楠を取り留めの無い事を云ふ人だと思つたよ。維新の初めに大久保すら小楠を招いたけれど思ひの外だといつて居た。併し小楠はとても尋常の物尺では分らない人物で、且つ一向物に凝滯せぬ人であつた。それ故に一個の定見と云ふものは無かつたけれど機に臨み變に應じて物事を處置するだけの餘裕があつた。

一、世の中の事は、時々刻々變遷極まりないもので機來り機去りその間實に髪を容れない。かういふ世界に處して萬事小理窟を以て之れに應ぜうとしてもそれはとても及ばない。世間は活きて居る、理窟は死んで居る。此の間の消息を看破するだけの眼識があつたのはまづ横井小楠で、この間に處して所謂氣合を制するだけの膽識があつたのはまづ西鄕南洲だ。おれが知人の中で殊にこの二人に推服するのはつまりこれが爲めである。

一、人はよく方針々々といふが、方針を定めて何するのだ。凡そ天下の事は豫め測り知ることの出來ないものだ。網を張つて鳥を待つて居ても鳥がその上を飛んだらどうするか。我に四角な箱を造つて置いて天下の物を悉く之に入れうとしても、天下には圓いものもあり三角のものもある。圓いものや三角のものを捉へて四角の箱に入れうといふのはさて〳〵御苦勞千萬の事だ。己れに執一の定見を懷き、これを以て天下を律せんとするのは決して王者の道でない。鳧の足は短く、鶴の脛は長いけれども、皆それ〴〵用があるのだ。反對者にはどし〳〵反對させて置くがよい。我が行ふ所は是であるなら彼等も何時か悟る時があるだらう。窮屈逼促は天地の常道ではないよ。

右三條中最後のは小楠の云はんとする所を云つてゐるやうな觀がある。一體「今日はか

う思ふが明日は又」では頼りない教へ方で有る。今日の學校でこんな授業をしたら早速ストライキだ。けれども能く考へればそれが眞であるべきは十年同じ「ノート」を繰返して嗤はれた教授のあるにても明らかで有る。蓋し海舟が所謂英敏超群なる小楠の學問と識見とは片時も停滞する事無く、當初抱いてゐた志操も感情も時勢に應じて次第に變遷することは譬へば山に登る者の一歩々々より、登るに從つて展望の開け來れるが如きものであつた。小楠の人に書き與へたものに「學を爲すには須く今是にして昨非なるを覺るべし、日に改まり月に化する便ち是れ長進」と云ふのがあるが、彼の學に見るも始は程朱

小楠筆蹟
（村國與作藏）

に出でゝ孔孟に溯り更に進んで堯舜を祖述し遂には天に達してゐる。彼は多くの學者に見る如く或は朱學を以て或は王學を以て終始したのではなかつた。又彼は最初は激越なる攘夷論者であつたが、攘夷の行ふべきにあらざるを覺ると忽ち前説を飜して開國論者の急先鋒となつた。或は又當時の形勢未だ俄に幕府の除き難きを見た間は、諄々として公武一和を唱へ、到底幕府の頽勢望無きを察すれば時節到來とばかり直ちに朝廷一點張りとなつた。此の如き例は頗る多く一々擧ぐるに遑がない。然るに世上往々之を以て直ちに節操無き變説者

として彼を責むるは大なる見當違で、實は彼が勉めて止まざる見識が益〻正鵠を得て來た當然の結果であることを知らねばならぬ。

なほ小楠は常に「吾は執政の人にあらず」と云つた如く自分で實際の仕事をする人ではないが、而も其の學問の深く其の識見の高きに拘らず、その時その場合の實情に適しない意見を持出して快とする人ではなかつた。又彼は高遠なる識見を抱いて居ても實際に行はれ得ぬと見たら行はれ得べき議論に從ふことに躊躇しなかつた。例へば文久二年春嶽の帷幄に參して活動してゐた時一橋慶喜の開國論を聽きて痛く感服し、「橋公未だ御若年なれば第一等の議を進めても御負擔に耐へさせらるまじとて第二等の議を進めしが云々」と云つたことは既記の通りだが、彼は慶喜の人柄を見て行はれ得べき意見を提出せしも慶喜の卓越したる意見を聞くや自說は弊履の如くに捨てゝ之に從つたのである。(本篇六二四頁參照)斯くの如く小楠は決して無理をすることなくその日〳〵に適應した意見を主張したのである。彼は何處までも實學家で決して空理空論家ではなかつた。

こゝに尙一つ書添ふべきことは海舟や蘇峯の評せる如く小楠は無理をする人ではなかつたが、其の有名なる詩中に「神知靈覺湧て泉の如く作爲を用ひず自然に付す」とある如く何事によらず自然を欲して作爲を用ひる事をも好まず隨つて甚だしく「助長」を嫌つた。助長は云ふまでもなく『孟子』の「公孫丑上篇」に「助長する勿れ云々」とあるその助長で

卽ち其の効を急がん爲に妄に作爲して引伸ばすことだ。かの宋人が苗の長ぜざるを閔(ウレ)へて之を揠(ヌキイダ)したがそれで、其の結果は之を槁(カ)らしてしまつた。故に門生には無論の事何人に對しても助長しないやうと誡めたのである。助長の恐るべきを書き贈つた書狀はいくらもあるが、安政三年五月二十八日に小楠が柳河藩政の某事件に關して同藩家老立花壹岐に與へたる書狀中(遺稿篇「書簡」二三六)にも左の如き一節がある。

何事も〳〵此節參らねば來年、來年參らねば其先、其先參らねば一生の中、一生の中參らねば死後の先に參り候へば宜敷御座候。決して聊も助長仕り不ㇾ申候、又少しも退屈不ㇾ仕誠心を盡し候が人道と奉ㇾ存候。

以上小楠の特長の一斑を述べた。多少蛇足の感はあるが、古人の所謂「大上は德を立て、次は功を立て、その次は言を立つ。久しうして廢せず、此をこれ不朽といふ」なる「三不朽」の語に照らして小楠の人物を見直すと、彼は其の身に德を立てゝ率先躬行以て天下を風化する底の大上的有德者には未だ達してゐなかつた。次に功を立てゝ天下を救ふ事は素より彼の志ではあつたが、政治の實際は彼自身には之に當らず人をして之を負擔せしめた。それは彼自ら己を知つてゐた爲であらうが、又好みもしなかつたらしい。元田東野が荻昌國と倶に小楠を「帝者の師なり」と評したのを聞いた小楠は「吾またこれを知る。吾は執政の人に非ざるなり」と高く止つてをり、勝海舟も「橫井は自分に仕事をする人ではないけれども、橫井の言を用ふる人が世にあつたらそれこそ由々しき大事だと思つたのさ」と物語つて居る。

最後に言を立てゝ一世を指導すること、これこそ眞に彼が本領として自任した所である。凡そ言を立てるには博學多識胸中常に汲めども盡きざる無限の蘊蓄を要する。又神智靈覺時事に對する先見の明と臨機應變事を善處するの識あるを要する。且つ之に加ふるに大膽に率直に所信に向つて邁進する勇氣が必要である。彼は實に是等の要素を遺憾なく具へてゐた。これ彼が立言の雄として當時天下に並びなき第一人者として人も許し自らも任じた所以であつた。斯く考察すれば、彼は古人の所謂「三不朽」中、第三位(立言)に立脚して、第二位(立功)に歩を進め、第一位の大上(立德)にはたゞ天理を說き大義を四海に布く上からのみ言及したものと思はれる。

## 七 短所

神でない以上人間に完全無缺な者は恐らくは一人もあるまい。隨つて多かれ少かれ短所缺點の持主たらざる者はなからう。小楠も亦人間である以上前記の如き長所のみではなく短所缺點を持つてゐたことは云ふまでもない。しかし前に述べた彼の氣質や人に對する態度に於ける其等の如きはさして云ふ程の事でもなかつたが、惜しむらくは彼に二つの稍大きな缺點―不愼言と酒癖―があつて、その爲に彼は或は失策を演じたり、或は榮達の機會を逸し

た程に誤解を受けたりしたのであつた。武藏岩槻城主にして當時文武兼備の譽高かりし太田三樂が北條高廣に向つて上杉謙信の人物を評して「謙信公の人となりを見申すに十にして八つは大賢人、二つは大惡人ならん云々」とて其の惡と賢との點を列擧してゐるが、吾が小楠の此の二缺點は固より「惡」と名の附くべきものではないにしても、彼が幾多の長所を有しながらこれあるは眞に玉に瑕と云はねばならぬ。

不愼言

小楠には自家の見識を時と場所とに頓着なく有のまゝに一度に吐出す傾があつた。これは短所でもあり又長所でもあつたが、彼は時として言はずともよいのに言つてみたり、又他人ならば用心して言はざるを打明けてしまつたりしたことがあつたやうだ。小楠が明治元年朝廷より召出され顧問に推されようとした時、春嶽が岩倉輔相から小楠の性行につき問はれたに對して答へた缺點の中に「密事漏洩」――その事柄は詳かでないが――と云ふことがあつたは既記の通りだが、(本篇九二四頁)米田是容も小楠と親交のあつた頃「愼言」につきて左の如き忠告狀を彼に寄せてゐる。

米田の忠告

頃夜は忝存候。扨近日つら〳〵世のさまをも相考候へば甚不安意なる儀も御座候。勿論風波によつて守りを失ひ候躰之義は論ずるまでも無レ之事に候へ共、今日之形勢君子深く言を愼むの時かと存候。道を守候て罪を得候は可レ致様も無レ之君子之恥る處にあらず候。然共我身言行の愼薄くして自ら禍をとり候儀は於レ道可レ恥事に候。追々御話合申候通にて、今日は凡て君子之黨禍をなし候事に付、彌以狄より外は堅く時事を談られ

ざる御覺悟專要かと存候。固り其後變事出來いたし候故申進候にては無レ之、平野自答自問、言を愼候樣子抔を相考深く感心いたし、御性質をも重疊考候へば何樣言を愼候筋には御工夫密ならざる樣に存候間此段申進候事に御座候。猶委細は近日御出で被レ下候はゞ御話可二申上一候へ共右之處に心附候ては一刻も早く申進度如レ是御座候。得斗御勘考祈申候。以上。

正月九日　　　　　　　　　　監　　物

平四郎樣

右の忠告は如何なる場合の事か知る由もないが「御性質を重疊考候へば何樣言を愼候筋には御工夫密ならざる樣に存候間」とある所を見ると小楠に不愼言の點があり、之につきては米田等も心配してゐたと見える。小楠に言を愼まなかつたり密事を漏らしたりする行爲ありとせばそれは眞に缺點であるが、德富淇水の書いた「小楠翁實歷」の中に、小楠は司馬溫公の「吾平生人に異なることとなし、只人に對して言ふ可からざるものなし」の語を屢〻雅言するを聽いたとあるのを見ると、彼には人に隱さねばならぬ秘密がなく、知つては之を語り、考へては必ず之を傳へたのが當時では不愼言に涉つたのではあるまいか。或は又彼は或事柄に就きて、それが秘密に附すべき性質のものなるや、又何處までが秘密になすべきかと云ふ點に於て他人と見解を異にした所があつたではあるまいか。藩と藩、人と人との間に於て敢て秘密にしなくてもよいことまでを秘密々々と云つた封建時代、特に幕末の頃に於ては小楠の開

### 酒癖

放的な物の言方は動もすれば不愼言の譏や密事漏洩の非難を招いたではあるまいかとも思はれる。

「事は密を以て成り語は洩るゝを以て敗る」の諺に漏れず、右小楠の所謂「不愼言」は米田等の忠告となつたり、或は世間から誤解を招く原因となつたりしたことに間違ないが、果してそれは恕すべからざる缺點であつたか否やにつきては尙多少議論の餘地はある。然るに他の一つの缺點で全然辯護のしようがないのは卽ち彼の酒癖である。

小楠が世故に長け俗情に通じ、而も鄙事に多能であつた一例として兄左平太が天保十四年に天守支配頭となつた時の逸話が傳はつてゐる。それは當時熊本には役付榮轉の場合は「御用あり」と唱へて緣家・同僚・朋友・知己を招いて祝宴を催す習慣があつたので橫井家にてもそれが開かれた。接待役として其の席に出た小楠の、大勢の賓客を引受けての款待振は實に行き屆いたもので、上にかけ下にかけ打つたり舞ふたりの八人藝で滿座の客誰一人として覺えず知らず歡を盡くさゞるものはなかつた。同日同役となりたる方にも亦同じく賀宴が張られ能狂言などを催し座興を添へたが、此方の小楠一人の待遇にはかけても及ばなかつたと云ふことだ。

小楠は酒を用ひて右の樣に自他倶に陽氣に且つ愉快になる場面もあつたが、多くの場合は殺風景になつた。卽ち始は時勢の慷慨談から追々悲憤の情禁ずる能はざる狀態となり、天下

の廓清は吾出でずんば能はずといきり立ち其の權幕は當られず、時には猛然家を飛出すなど手の附けられぬ狂態にも陷つたらしい。斯かる場合に氣に入りの門生などの取持によりて工合よく靜まる事もあるが、餘りに甚だしき時は窮餘の策として小楠を仆して其の上に蒲團を掩ひ、力强き者をして其の四隅を押へて出させぬと云ふ方法を講ずるの已むを得ぬこともあり、福井では小楠の酒狂に備へる爲に特に力士が雇つてあつたと云ふ遺話さへもある。小楠が熊本城下に住まつてゐた時であらう、大醉して悲憤慷慨の餘り東上せんとて家を出で、熊本市の東端なる「一夜塘」にまで至ると、又去るに忍びずとて淚を流して悲歎に暮れてゐる中に醉自ら醒めて家に歸つたことが數度もあつたさうな。左に揭ぐるは小楠の門弟嘉悅氏房の機智を賞する內藤泰吉の遺話だか小楠の醉餘門出の幕を眼前に髣髴せしむる。

小楠先生、一夜酒を飲んで時勢を慨し悲憤の情遂に禁ずる能はず、猛然として起つて、此のまゝ上京して國事に與らむと門人の止むるものあれば叱罵しつゝ門を出でられた。此の時嘉悅氏入り違ひに塾にやつて來た。事の仔細を聞いて直に間道をはせて先生を途に要して「何處にお出でゞす」と問ひ、其の袂にすがり「先生今度お別れすれば再び逢ふ事は難い事ではありませんか。どうか先生の訣別の杯をいたゞきたい。今一應塾に歸つて下さい」と云ひつゝ相伴うて塾に歸り酒をすゝめて遂に泥醉せしめて其の夜事なからしめた事があつた。嘉悅氏の機智、同人間の話柄となつて今も傳へて居る。(嘉悅氏房先生傳)

傳ふる所によると小楠の酒量は少く、而も容易に上記の醉態に陷るが、それも其の場其の時

米田の忠告

限りで醉がさむれば光風霽月些の痕跡を留めざるを常としたさうな。然るに其の狂亂の爲に家族や門生を始め周邊の人を困らせ延いては自分の品格を傷づけたことは少くなかつた。それだけならまだしもだが、其の亂醉間に於ける彼の言動は前記の如く啻に彼の反對者に好辭柄を與へ誤解や迫害を招く原因となつたことの夥しいのみならず彼の立身出世を阻害したことも亦一再に止まらぬ。既記の如く天保十年江戸遊學の半ばにして歸國を命ぜられたのも、明治元年に京都に召された時顧問の位置を與へられなかつたのも飲酒癖—そればかりではないが—が禍をなしたのである。

幕末維新の頃の男子には飲酒と女色とは大目に見られたので、當時の志士で酒を煽り色に耽つたものは數知れぬ。かの藤田東湖は常に戯れて「余の好むものは第一女・第二酒・第三讀書なり」と云つたと、菊池謙二郎の著『藤田東湖』にある。ことに酒は、小楠の知己では右東湖ばかりでなく吉田松陰も、親友では狹も元田も隨分飲んだが小楠の如く飲まれはしなかつた。米田是容は小楠の飲酒を止めようとして其の江戸遊學の時も、上國漫遊の際も忠告を試みたことは既に記した如くだが、(本篇五三頁・一九〇頁)その後亦も時に觸れ折に際して之を繰返した。左に掲げる書狀は其の一つだ。

先日清水家之太郎八方ゑ御出之節は、餘程御元氣宜く有ㇾ之たる由承り申候。甚以御氣遣申候。太郎八より承り候儀に候哉妹より申遣し候。是も畢竟御氣遣申候處よりの事に御座候。全體酒の一條に付ては先年長谷川

御取合之末御後悔御自問自答之御書付も實は御不同意にて御座候。小子見申候處にては御工夫過高と存候。心氣だに動かざれは如何成酒席に交りても過酒に可レ及樣も無レ之との儀其通りの事に候へども、我輩にては一等下等に力を入申度事に存候。勿論只今より御禁盃を御すゝめ申にては無レ之候へども、酒故には先年御咎をも被レ蒙候儀に付再び是によつて浮名を被レ立候樣之儀御座候ては難二相濟一譯には無レ之哉。右之譯を以生涯外酒は堅く被レ禁候とも聊不レ苦、實に篤厚之筋にて誰人か感ぜざらん。人之守りと申はか樣之處に御座候。尊兄右之通に候へば狄も同樣にて御座候。此人も大に氣遣申候。何卒兩先生被二仰合一此儀は小子が言を御聞入被レ下度候。天下之英才は天下の英才のみこそ愛し可レ申候。愚俗を感動せしめ候は謹愼之二字に有レ之候。今日は誠に大切至極之時節に候へば能々御勘考可レ被レ下候。吳々も於二尊兄一は天下之英才にて被レ終候はでは不二相成一大任に當る篤實之君子を以不レ被レ任候ては大に不足を懷き申候。頃日も御噂御座候通是よりは段々八代抔を始俗世界にも御顏を被レ出候はゞ彌以英才にては不二相成一謹愼篤實之四字に可レ有レ之、殊に近々肥前御出浮等も御座候へば猶更酒之一條は深く御愼に相成度存候。勿論太郎八方之儀は間違にても可レ有レ之、其處はどふでも宜敷、此一條は兼々深く痛心罷在筋に付妹より申越候を幸に斯之通申進候事に御座候。御面話にては何分釋迦に說法、か樣には申述にくゝ御座候間先紙上を以如レ是に御座候。猶委細は近日拜顏可二申述一候。謹言。

霜月廿五日　　監物

平四郎樣

言々句々肺肝より出でゝ其の友を思ふの情眞に切なるものがある。小楠が酒の爲に他から誤解されたり侮を受けたりすることは親友たる米田には衷心堪へられぬものがあつたであらう。



小楠の義妹矢島楫子も「姉婿の横井サンは實に立派な人でしたが、酒を飲むことを害と思はなかつた人でした」と歎じてゐた。小楠は酒を愛するの極其の害を考へる餘裕が無かつたらう。德富蘆花が「興に乘つても呑み不興に乘つても飲みました」と書いて居る通り小楠は酒なくては暮せなかつたらしい。平凡なる人間ならばイザ知らず、小楠ほどの透徹した頭腦の持主で、而も天下の重きを以て自ら任じた偉人が、どうして酒癖のために友人から右の如き忠告を受けねばならなかつたのか眞に不可思議なやうであるが、そも〳〵「アルコホル性飲料によつていろ〳〵の精神的興奮の徵候が現れるのは「アルコホル」が大腦に働いて其の機能を痲痺するからである。大腦にはこれはいけない、あれはならぬと制止する機能があつて其の情況に適應する事物にのみ意識を集中せしめるのだが、「アルコホル」によりて其の機能が痲痺すれば意志は集中せずして其の正調を失ひ、注意・判斷・反省の働を減じて動作節制を亂り、多辯となり、無意味の高笑・啼泣・憤怒等々よく飲酒家に於て見る醜態が現れるのである。之は生理的必然の勢で小楠の如き善い頭腦の持主でもそれを避けることは出來ぬ。

飲酒によつて血液中の「アルコホル」含有量〇・五％に達すると急性「アルコホル中毒として泥醉狀態を發し、外界に對する觀察力及び判斷力が著しく減じて自己の行爲の結果を顧慮せざるに至り、且つ自己の意志の支配を困難ならしめ、動もすれば暴行を働くことになり、なほ其の度を進むれば精神愈、錯亂して運動の失調を起しなどする。此の泥醉狀態を來す酒量は人々によりて著しく差異があるが、中には少量の酒にも大いに醉ふ質の人があつて、斯かる人は容易に泥醉狀態に陷つて亂暴を働く傾がある。上記の如く小楠の酒量は餘り多くはなかつたらしいから彼は恐らくは此の質の惡い部類に屬するであらう。なほ痲醉作用のある飲料はその持前として段々慣れるに隨つて其の量を增すと同時に小楠の如く酒杯を手にせずては暮せぬ樣にさせるものだ。穗積陳重の『法窻夜話』の中に「酩酊者の責任」と題せる一項があつて左の如く論述してある。

ピッタゴス(希臘七聖の一人)の定めた法律の中に、醉ふて人を毆つた者の罰は醒めて人を毆つた者の罰に倍すべしと。これは甚だ面白い考で、醉者は醒者よりも國家に取つて危險な人民である。飲酒といふ行爲は未だ罪にならぬけれども、若し惡結果を生じたならばその惡結果より反致して飲酒を責任の目的とすることが出來る。また飲酒と毆打とは行爲の連絡があるから二重の罪を蒙らすことが出來る。是れ犯罪豫防主義から見ても大に理由のある事である。但し古風な自由意志論者は之を非とするであらう。

我が國の習慣として酒の上での失態は咎めぬ傾があつて、法律でも往々酩酊者を精神病者と同一視して其の犯罪行爲に對し刑罰を免じたり或は輕くしたりするが、精神病者の犯罪行爲を罰しないのは正邪善惡の行爲を自由に選擇決定するの意志が無いからと云ふよりも寧ろ正常意志を失つてゐる者に罰を加へても何等法律的効果が無いからと見るべきではあるまいか。然るに酩酊者は、その泥醉してゐる間だけは正常の意志を失つてゐても、醉が醒めれば正常の意志に復するから其の行爲に對して責任を負はせるのは、啻に當然であるばかりでなく、其の爲に將來飲酒を制減し若しくは禁止することにもなり、又隨つて犯罪的行爲も防止されて法律的効果を奏し得られるから、上記ビッタゴスの言も穗積の論も肯定すべきであらうと思ふ。

さすれば「酩酊者の責任」は小楠の如く少量の酒にても泥醉して狂態を演じ、醒むれば神智靈覺湧くが如き哲人に復する樣な者には特に之を負はしむべきであらう。小楠の酒癖には假令犯罪的行爲は伴はなかつたにせよ、常人の眼に餘るやうな種々の言動があつて、重厚篤實な人達から輕侮されたのみならず、誤解の種をさんざん蒔いたから彼に取りては恕すべからざる缺點であつた。要するに小楠が世間から誤解されたり迫害されたりしたのは主として口から出た言葉と口より入つた酒とが原因で、口は禍の門と云ふ諺や口禍なる文字は眞に小楠に當嵌まる觀がある。

# 八　誤解は英雄の税金

世の中に或は誤解されたり、或は呪咀されたり、或は迫害されたりするものは數限りもなく、其の中には同情すべき寃罪もあれば身から出た錆で當然受くべき報もありてさま／＼である。小楠は誤解も呪咀も迫害も受けて、而もそれが皆深刻であつた。而して幾回か刺客に狙はれた揚句遂には其の凶刄に斃れたのみか、死後までも久しく誤解と惡聲とが消えなかつた、何が彼をさうさせたのか、それにはさうなる理由がなくてはならぬ。「出る杭はうたれる」

識見餘りに進取高邁

といふ俗諺の通り小楠の識見議論は當時にありては餘りに進歩高邁で世の嫌疑を受けるのは當然と思はれる程であつた。然し如何に進歩高邁な見識議論でも「雉子も鳴かずは打たれもすまい」で、德富蘇峰の云つてゐる通りにそれを心の中に納めてゐて必要のない時は出さぬやうにし、出しても時勢相應に小出しに出し、時には藥を「オブラート」に包んだり「ウヰスキー」を平野水で割つて用ひるやうな工合に多少の緩和工作を加ふれば左程に人を激せしめたり俗を驚かしたりせずに効果的に呑込ますことも玩味させる事も出來るのだが、小楠はさはなくて苦い藥や强い酒を其のまゝ口を割つて注ぎ込むやうなやりかたであつた。

意見發表の不用意

小楠は上記の如く自己の意見が間違つたと見たら、又當時の實情に適はぬと考へたら遠慮な

く躊躇せず其を變更し、又速成の害に對しては嚴しく助長を誡めはしたが、正しいと思ひ、又是非行はねばならぬと考へた意見は時と場所を顧みずに極めて率直に有のまゝに悉くを吐露するを憚らなかつたのみならず、吐露せずしては已む能はなかつた。それで親しく小楠に面會して其の誨を聽いた者は彼への誤解を釋くばかりでなく却つて彼への隨喜者ともなつたが、遠方より見る者は愈〻以て彼を異端となし遂に彼の一命を取らざれば承知せられぬ者を生ずるに立至つた。森鷗外も「横井は當時の智者ではあつたが、其の思想は比較的單純でそれを發表するに世の嫌疑を避けるだけの用心をしなかつた」と云つてゐる如く、其の眞意は惡くなく着眼も誤つてゐないのに、誤解され呪咀され迫害されたのは全く發表方法の不用意が其の原因であつたのである。

昔でも今でも世渡の巧な輩は腹にある意志を容易に外に漏らさない。たとひ漏らしても全部を一度に漏らさぬ。時には又漏らしたものが腹の中の意志と違ふことさへもあるが、吾が小楠にはさういふ眞似は到底出來ぬのみか面從腹非、口に蜜あり腹に劍あり底の事は大嫌であつた。小楠の親友元田東野は當時にあつては隨分進歩的なしかも激烈な時務策を澤山に抱持してゐたが、時と場所とを見るに敏であつて容易にそれを吐出さなかつたので、世間からは全く溫厚な君子とばかり見られたのであつた。小楠は右の如く自家の見識を時と場所とに頓着せずありのまゝに一度に吐出したばかりでなく、時には他から云はない方がよいと

思惟さるゝ事をも構はず述べ、云はずともよい事すら云つてしまふところから既記の如く米田等から「愼言」の忠告を受けたのである。斯かる不謹愼は酒の上では一層で所謂酒が云はせる業ではあるが、それが誤解のもとゝなつたり、人の感情を害したりしたことは云ふまでもない。

常度に合はざる行爲

なほ小楠は言論ばかりでなく時には行動の上に於ても惡いと思ふ事柄は卽座にも改革し、善いと思ふ事柄はすぐにも實行にかゝらうとして、人の當惑を顧る暇がなかつた事もあつた。繁文縟禮を一掃すると倶に世に益なき習慣・笑ふべき迷信を除去すべく勉めた餘り可なり突飛な行爲があつた。又「高節篤行才大いに智深く常理を守りて機變に達する者は上材なり、才秀で識高く英邁俊豪檢束に拘りて持重せざる者は中材なり、諄々として庸行を守り謹々として格例に拘り而も智力以て變に應ずる能ばさる者は下材なり、下材は固より用ふるに足らず、而して上材は百世に一人も以て得難しとせば則ち必ず中材の士を擇び其の長ずる所の才を用ふべし」とは小楠が「送二澤子寛重遊一學江戸序」(遺稿篇「詩文」甲、三五)中の文句だが、蓋し小楠の持論とする所で、而も其の中材には夫子自ら之に任ずるの意氣込であつたので、自ら元田の所謂「其行或は常度に合はずして人之を咎むる者を生じ」たのであつた。

江戸遊學中の行動

右は小楠が誤解を受け敵を作つた理由の云はゞ總論であるが、其の各論と云ふべきものを左に二三擧げて見れば、小楠の江戸遊學中の型破りの行動は既に肥後藩政府の有司を始め小

廉曲謹を道徳とせる人達の非難を買つた。彼が其の遊學から歸國して後實學なる旗幟を樹てゝ當時の學者の流弊を攻撃し、藩學時習館の學風を打破しようとしたことは、在藩の學者は勿論學校の人達から極度に敵視さるゝに至つた。小楠は江戸遊學間親友たりし木下韓村と絶交し、歸國後米田是容と二十年來の親交を絶つたが、何れの場合も其の申し出は小楠の方からであつた。之によつて、啻に木下・米田兩派の人達を向に廻すことゝなつたばかりでなく、木下は温厚篤實な學者、米田は高徳忠誠の國老と云はれてゐたので自ら兩人の肩を持つ者多く、爲に小楠は其等の人達から攻撃されるのみで同情せられなかつたも是非がない。

藩學に對する態度

木下・米田との絶交

終始小楠と親交を續けた元田東野が自記した「故參與横井時存履歴之概略」（本篇一〇二七頁）中小楠が西洋の火器戰法を禮讃せるを書ける處に、

西洋の火器戰法を禮讃

當時兵家皆武田・上杉・山鹿の諸流を株守して、闔藩西洋の事を言ふ者稀れに、其之を言ふは時存を以て嚆矢として而も是を以て頗る時論に逆ふ。

とあるが、小楠が夙に西洋の火器戰法に習ふべきを說き、海軍を興すべきことを論じたることは世の嫌疑を招き、當時の武道家ことに道場を設けて我が國諸流の武藝を指南して居る人達から恨を買つたのである。又小楠の開國論を唱へたのを記せる處には、

開國論を唱ふ

滿天下開國の眞理を解する者無し。故に其天地の公道に由て宇內に並立するの卓見は時存の外言ふ者あるを聞かず。故を以て時存の論を聞く者或は怪み、或は疑ひ遂に勤王者家の敵視する所となれり。

とあるが、小楠は安政二年頃開國論を唱へ始めた前には頗る熱烈な攘夷論者で水戸・長州兩藩士との交際も厚く、肥後勤王の首領株宮部・永鳥等とは極めて親密の間柄であつた。然るに其の豹變は平素今日の意見はこれ、明日はどう變るかも分らぬと云つてゐた小楠には何等不思議はあるまいが、他人には異常に感ぜざるを得ぬ。それで是迄の同志は其の變說を憤り彼に對する態度を一變したのは勿論、其の他の攘夷家も彼を敵視することになつた。森鷗外は小楠について、

横井は政治上には尊王家で、思想上には儒者であつた。甘んじて西洋の奴隷となることを憤つた心は攘夷家の心と全く同じである。しかし當時の尊王攘夷論者の思想は横井よりは一層單純であつたので、遂に横井を誤解することになつた。

と論じてゐる。なほ元田の右「履歷之概略」中小楠が文久二年の幕政改革を翼贊したことを記せる處に、

諸侯の妻子を國に返し、參勤交代の期を緩くし、將軍上洛・王室尊崇・列藩一和の議時存の翼贊する所多きに居る。是を以て彼の尊王廢幕の徒之を見て一概に佐幕人と怒視するより、遂に文久二年十二月東京に於て暴徒の暗擊を招くに至る。

とある通り、春嶽が幕府の政事總裁職となつてからの彼の意見は多くは小楠から出たのであつて、しかもそれが一橋慶喜を始め幕府諸有司から重視されたから、尊王廢幕派の人達の反感

が小楠に集中したのは是非もない。

小楠は耶蘇教を信じないばかりか其の害を認め我が國に入來ることを甚だしく憂へてゐたに拘らず、彼は該教を信じ之を我が國に弘めんとするとの誤解が主なる理由で暗殺されたことは既記の通りだが、彼はなほ當時の神官及び僧侶を非難した事もあつたので彼等は勿論世間の頑冥者からもひどく嫌はれた。

神官・僧侶を非難す

西洋醫術を弘奬す

小楠は漢方醫術に慊らずして頻りに西洋醫術を皷吹奬勵し之を學び之を行ふ者を擁護し、自家は云ふに及ばず親戚・友人・門生の家の病人は皆西洋醫家の治療を受けしめた。此の事はまだ當時の醫の殆ど全部を占めた漢方醫の反感を買ふこと大なるものがあつた。

なほ小楠は力めて西洋文化を取入れたり、舶來の器具器械を珍重したり、沼山津四時軒の障子に「ガラス」を嵌込みて衆目を驚かしたりした其の進取振は當時西洋を禽獸夷狄の國と蔑視した因循固陋の人達に痛く不快の感を與へ、又當時流行した朱子學派の餘弊として理財貨殖の道を異端視してゐた時分に彼が熱心に殖產興業を唱道して富國の必要を說いたことも多くの人に決して好感を與へなかつた。

以上の如く數へ來ればまだ外にいくらもあらうが、斯くして小楠はする事なす事天下の諸方面から誤解され敵視されたが、特に小廉曲謹を道德とし博覽强記を以て知識とし詞章記誦に專念してゐた儒者や、時務や時勢に暗く徒に舊套を墨守せるの所謂因循固陋輩や、明治の代

になつても扇を頭に翳して電信線下を通つたほどに西洋文化を嫌ふ連中などの比較的多いと云はれた肥後藩にては全く四面楚歌の觀があつた。

## 九　學統

小楠が幼より二十年間肥後藩學時習館に學び、拔擢されて江戸に遊學し、天保十一年歸藩してからの數年は學問の仕直し・人生觀の建直しに刻苦精勵し「吾之を得たり」の自信を得て後は門生に講習を始め、遂には學は飽くまで源頭に溯るべしとの眞髓を摑み得て聖學の流を溯り盡くして直ちに天を師とするに至つた其の學歷は既に可なり詳しく記述したので、彼の學意の一般を明らかにし得たと思ふが、なほ少しく彼の學統を檢討して見よう。

朱・王兩學に對する態度

小楠が天保十一年江戸遊學から歸國して經傳を研究すること數年の後なる弘化二年の作「感懷十首」(本篇八七頁)を見ると、「嘗て朱子の書を讀み」なる一首にては朱子を禮讃し、「明儒何ぞ俗陋なる」のそれにては「君子には立派な大道(朱學)があるのに何で邪道(王學)に向つて進まうぞ」とて王學を排斥して居り、又他の一首には「吾は慕ふ退翁(大塚退野)の學、學派淵源深し」と云つて朱學を尊信してゐる。此の時代の小楠の朱・王兩學に對する態度は此等の詩に明らかだ。

小楠は嘉永二年八月一書（遺稿篇「書簡」九）を久留米藩學教授本庄一郎に致して彼の意見を叩いた。それは眞に朱子學に對する彼の蘊蓄を傾けた堂々たる長論文であるから、以下引用稍長きに亘るの嫌はあるが、彼の學說を語るを聞いて見よう。

朱學に關して本庄に致せる書面

先づ『小學』『近思錄』及び『四書』の硏究法につきて意見を記述した後、『永樂大全』を非難して「永樂大全行れ候より學者是を以朱學の要典といたし、和漢古今尊奉いたす事に相成候」と云ひ、次は「大全に就き朱子の說を見候へば徒に訓詁文義に規々たる俗儒の說に同じく相聞へ、甚以本意を失ひ申候」と排し、「且永樂藩王を以て天子を殺し天下を奪ひ、胡廣・揚榮・金幼孜が輩國を賣り仇に仕へ、君臣共に人倫を滅絕候身を以て朱子綱常の正學を世話いたし候は恥心なきの甚歟、夫の武田信玄が一生論語を手に取らざるには同日にして語るべからず」と鐵棒を下し、それより『大全』が朱子格致の訓を曲解した經過を叙したる後、後世の儒者が「徒に書を讀、其義を講ずるを以て問學と心得候。必竟是大全の陋習にして俗儒無用の學に陷入申候。王陽明此之俗儒之弊を見候て朱子格致の訓如レ此と心得、良知之說を唱へ別に寂禪異端之識を立候より朱・王の學と二タ通りに相成、此道之大害誠に嘆しき事に御座候。夫陽明之非は元より論ずるに不レ及候」と王陽明等の朱子學に對する認識不足の妄を論じてゐる。

なほ清代の儒者考證の學は永樂以後に於ける末弊の又末弊で支離滅裂の至極なりと道破し、而して後明一代の眞儒は薛文淸なりと云ひ、朝鮮の李退溪は文淸の上に出で古今絕無の眞儒は朱子以後此の二賢に止まると絕稱し、我が國では藤原惺窩が文運開けざる際聖人の正學を程朱に見出した卓見と高風とを擧げ、程朱學の我が國に行はるゝは惺窩に本づき山崎闇齋に成ると說き、遂に

肥後藩に於ける朱學の先覺大塚退野の人格識見を叙してこれに對する私淑の意を表し、次に山崎門下淺見絅齋を評し、特に室鳩巢が登用に逢ひながら其の立論建策は程朱立朝の面目を失せるものなりと難じ、最後に中井竹山を俎上にあげて筆を止めてゐる。

朱子景仰の言句

以上が本庄に與へたる書面の大意であるが、此の外彼は嘉永六年「文武一途の說」を草し、其の中に武の諸葛孔明と文の朱子とを對照して「所謂眞正の大英雄人とは武侯・朱子の外又誰ありて稱すべきや」と併稱したり、元田東野の韻に和しては「踐み來る眞學紫陽の道、體得す性靈邵子の賢」と謠つたり、朱子を景仰せる言句は非常に多く一々擧ぐるに遑がない。叙上の通り小楠自ら朱子の學を「綱常の正學」又は「聖人の正學」と稱し、朱子の人物を「古今絕無の眞儒」或は「眞正の大英雄人」と評してゐる所から彼の學派を判定すれば、確に朱子學であつて「その非は元より論ずるに不ㇾ及候」と云つた陽明學でなかつたことは云ふまでもない。

三寺・吉村、小楠を朱學者となす

のみならず嘉永二年五月越藩士三寺三作が山陽・西海に歷遊するに際し春嶽より朱學純粹の儒者にして藩に聘用すべき人材を尋ねよとの內命を受け、諸地遍歷の末肥後に來りて小楠に會するや道同じく心會し其の塾に寓する二旬にして砂礫の中に白玉を見出したる如き喜を以て歸藩したことゝ云ひ、其の後嘉永四年に小楠が上國遊歷を試み廣島の吉村秋陽を訪ひたる時の秋陽の日記(三月十三日)中に「橫井氏は熊本藩士、程朱の學派を確守し頗る力を用ふ

る者」なる文字と云ひ、何れも小楠の朱子學者たるを裏書してゐる。なほ此の漫遊中廣島より岡山に至つたが、同地の見聞を錄せし項（遺稿篇八四〇頁）中には、

光政の學意に敬意を表す

烈公熊澤御信用にて定て御自身も陽明學被ㇾ遊候と存じ居申候處左樣にては無ㇾ御座ㇾ烈公の御學意は全たく程朱にて御座候。是は必竟御獨得の御見識と被ㇾ存誠に御聰明驚入申候云々。

朱子を信ずるも其の奴隸とならず

とありて、こゝにも亦烈公の程朱學に滿腔の好意を寄せてゐる。然し小楠の信ずる朱子學は當時の固陋に陷り偏見に墮した俗儒の所謂朱子學とは全然撰を異にし、如何に朱子を尊信すればとて無暗に其の學說に盲從する者でなかつた事は既に記述せる彼の「學」の眞義につきての解釋を見ればよくわかる。（本篇一二一頁・遺稿篇九三一頁）卽ち彼は「學の義如何ん、我心上に就て理解すべし。朱註に委細備はれども、其註によりて理解すれば、則朱子の奴隸にして學の眞意を知らず」と云ひ、また「後世の學者日用の上に覺なくして唯書に就て理會す、是古人の學ぶ處を學ぶに非ずして所ㇾ謂古人の奴隸と云ふ者なり。今朱子を學ばんと思ひなば朱子の學ぶ處如何んと思ふべし。左はなくして朱子の書に就ときは全く朱子の奴隸なり」と述べ、古人の學んだ所とは如何なることかを具體的に說明してゐる。然るに其の說明中、「學」を以て吾が方寸の修行といひ、良心を擴充すといひ、吾が心をして日々靈活ならしむるといふが如き文句があつて、その跡頗る陽明らしき口吻ある所より推して彼を陽明學派と見る學者もある。井上巽軒は大要次のやうな見方をしてゐる。

小楠の學風は一見朱子派のやうでもあるが、實際には王學風の工夫があり、身を處し行を修むるには致良知の心法によつてゐる。固より伊洛の學を信じたが後にはその範圍を超脫して古學に類する見解もあり殆んど縱橫無礙の概がある。併しながら其の己を持するの術に至つては王學の痕迹最も顯著である。

縱橫無礙の概あり

成る程小楠の學說は縱橫無碍で少しも偏する所がなかつた。彼が朱學を尊奉してゐた頃でも一面王學をも究めて出來るだけ其の長所を取入れ、又能く其の學派の人々とも交つた。嘉永四年上國遊歷をなした際にも彼は朱學を尊信してゐたに拘らず其の學派の如何を問はず到る處の英才と交驩したが、その中で其の人物を推賞した德山の井上彌太郎・廣島の吉村秋陽・京都の春日潛庵・中沼了三・名古屋の田宮如雲等は皆陽明學派であつた。又彼は此の漫遊に當りて特に近江の中江藤樹惟命講堂の地たる藤樹書院をも訪うた事は既記の通りだ。（本篇二二九頁）王學派の人にて小楠の特に傾倒したのは熊澤蕃山で痛く其の學風を慕うて居た。

天下を治むるの心あり事を成す體の人熊澤了介一人なり。此人國を治むる規模甚遠大なり。此人に一言聞き度事あり。其他前輩に逢いて聽度と思ふ事無し。

蕃山に傾倒する

右は越前藩の村田氏壽が安政四年熊本に來り、親しく小楠に接して聞得た談話の一節である。（本篇三八〇頁）又小楠が嘉永四年同藩士岡田準介に寄せた書中に「日本の書にては熊澤の集義和書は格別に相見申候」とあるやうに、彼は集義和書を愛讀措かなかつたばかりで無く、安政五年招かれて越前に在つた時は盛に此の書につきて講習した。（本篇四五九頁）小楠の

かくも傾倒せる蕃山でも其の思想根幹は飽くまでも陽明學派であつたらうが、彼は自ら「愚は朱子にもとらず陽明にもとらず、たゞ古の聖人にとりて用ひ侍るなり」と云つて居るのみならず、時には陽明を排して朱子に與したり、或は自ら黄老學者なりと云つたことなどもあつて、或人は彼を江西學派にあらず、陽明學派に反するものだとすら評した位だから、上記の事實により小楠を以て王學者と見る者のあるのも强ち無理からぬ事でもある。蕃山でも陽明の思想に矛盾しない限りは朱子に與した事のある如く、小楠とても朱子學を尊奉しながらそれに悖らぬ範圍内では王學の長所を取入れたであらうから、一人の小楠に對して其の學派が二樣にも三樣にも見られる所に小楠の小楠たる所がある。即ち彼の學意は總べての學派を洞察して其の長所を取らうと云ふのだから各派を通じて任意の取捨を施したのである。

各學派の長所を採る

云ふまでもなく儒教の目的は孔孟の精神を發揚して其の教を體得することにあるが、此の目的を達する爲の學の方法が學者によつて一樣で無い所からして、そこに學派の區別が生じたのだ。我が國でも漢土でも朱學は所謂官學に取立てられた爲に經書を讀むにも其の註を金科玉條として一途に其の說に盲從したのである。朱子の本意は孔孟を祖述するのであるのに後の學者は其の本を忘れて徒に朱註のみに捉はれて經義を理解しようと勉めた。然るに朱子の學說は餘程哲學的であるため、本來常識的であるべき孔子の精神がいつの間にやら哲學化された結果は孔教の古意と純一味とが失はれて來たは已むを得ない。其の弊を救ふ

爲に陽明學が起つても同じく宋明性理の學であつたが、吾が伊藤仁齋に至りて直ちに洙泗の源頭に泝らうと主張した。小楠が口を開けば堯舜と云つたは更に進一步の見解だが仁齋に啓發せられたものあるや否や。小楠が其の親友の荻・元田兩人に寄せた書面(遺稿篇「書簡」一一二)の一節に、

孔子は堯舜を祖述文武を憲章し天地の時に隨ひ被ㇾ成候。孟子も孔子に私淑し孔子の學び玉ふ通りに學ばれ候。程朱も同斷。然るに孔孟・程朱を學と云へば孔孟・程朱の言行の跡をしらべて、是が道の是が學のと心得たるは孔孟・程朱の奴隷と云ふものにて、唐も日本も同一般の學者の痼疾にて遂に一人の眞才無ㇾ之所以、悲むべき事ならずや。

とあるは程朱より孔孟に、孔孟より堯舜・文武に、堯舜・文武より終には天地の時に隨ふ所まで遡れるもので、其の直截の見が時に陽明に近く、時に蕃山に共鳴するも亦怪しむに足らぬ。

水戸學風の影響を受く

なほ小楠の學說に影響ありと思はれるものに水戸の學風がある。此の學風は云ふ迄もなく日本主義を本體とし、上古神聖の道を闡揚して之を治國平天下の經綸に應用せんとしたもので、德富蘇峰は「日本國內に於ては皇室を中心とし、世界に於ては日本を中心として考へる學問」だと云つてゐる。小楠の學說が此の學風の影響を受けたのは水戸の碩儒會澤正志や藤田東湖・戸田蓬軒等との關係からでもあらうが、其の根本思想が右の通りならばいやでも應でも之に觸れざるを得ないのだ。蘇峰は小楠先生六十年祭記念講演會にての演說中實學黨

の人々につきて左の如く述べてゐる。

一方に於ては大塚退野先生・平野深淵先生等所謂朱子學をやつたのであります。他方に於ては日本は日本で立たねばならぬと言ふ様な點に於て水戸學にもふれてゐたのであります。凡そ如何なる國に於ても又如何なる場合に於ても特に時事を話す場合水戸學と言ふものを無視して話す事は出來ないのであります。長岡先生・荻先生・横井先生は皆水戸學をやつて居ります。横井先生は水戸の學問は偏していけないといふ事を言はれたが、横井先生を今日あらしめたのは確に水戸學の御蔭であります。

右の如く小楠は其の學風の流弊につきては屢〻罵倒してゐるが、水戸學の本領に啓發せられたことは大きいので、會澤の『新論』を最も熱心に讀んだのは神風連の人達よりも寧ろ小楠であつたとの遺話すらある位だ。

前に掲げた彼が名古屋の宗家横井次郎吉に書き與へた「三千年神州男兒の士氣を振起し」以下の句（遺稿篇「詩文」甲、四六・本篇二〇九頁）には全然水戸學と同一なる純日本的の思想と精神とが躍動してゐる。尙之に類したものに池邊龜三郎の歸省を送る七絶がある。（遺稿篇八七七頁）其の轉・結二句の「分明なり文武一途の事、分かちて兩輪と作すは眞に俗言」にも忠孝無二・文武不岐を神髓とする水戸學の匂が著しい。以上の如く觀察し來ると小楠の學說は朱子學を踏臺として諸學に出入し雲か龍か凡眼では如何にも端倪し難い所がある。

諸學に出入す

本來儒學の學派其の者は聖道に進む方便であつて目的ではないから中江藤樹は朱から王

に、大塚退野は王から朱に轉向してゐる。斯かる轉向をなした學者は古來枚擧に遑がないが、彼等の何れも其の目的は聖道に進むにあつたことを思ふと、道に進む方便に一定の型は無いやうにも思はれる。曾我祐準が慶應二年に小楠を訪ひたる時小楠は「朱子とか陽明とか兎角黨派を立てるのはいかぬ。朱子でも陽明でも同じく孔子に達する所にある」と語つたとの事だ。(本篇八八七頁)前に小楠が開國論を唱へ始めた事を記述せる際に記した「道既に形體無し」なる五絕(本篇三三九頁・遺稿篇八八五頁)は必ずしも學說のみに就いて云つたものではないが、一定の形體なき道に對して學者の心中朱子だの陽明だのと拘泥するのは畢竟俗儒の見で唯達人は能く無理の無い天地自然の勢に順應するものと明らめ了る、それが道の極致であるとも解せられる。然るに道の極致に達するは容易の業ではない。然らば如何に修養すべきか、それにつきて小楠は「終生堅苦の力を盡くし得て、雲霧を披きて靑天を見んと欲す」と云つた。(本篇一二九頁・遺稿篇八七四頁)終生堅苦の力を盡くさなければ到底雲霧を披きて曇りなき靑天は仰がれないのは勿論だが、唯徒に堅苦の力を盡くすとも其處に私心なき卓越した工夫が無ければ駄目であるとて、彼は又既記「寓言五首」中の一に「彼を是とし又此を非とすれば、是非一方に偏す。姑く是非の心を置け、心虛なれば卽ち天を見る」とものしてゐる。(本篇一〇七五頁・遺稿篇八八五頁)卽ち人情の弱點から動もすれば一方に偏したがる是非の私心を姑く棄てよ。胸中一點の蟠りなき虛心坦懷になればそこに始めて天を見ることが

出來ると云ふのである。

聖道を溯りて天に達す

以上の如くして小楠は遂に聖道を溯り盡くして天を見、天理にも達することが出來た。然らば彼の信ずる天は果して如何なるものか。元田東野の筆錄『沼山閑話』(遺稿篇「談錄」三)中に「宋の大儒天人一體の理を發明し、其說論を持す。然ども專ら性命道理の上を說て天人現在の形體上に就て思惟を缺に似たり」とて「現在天人一體」を說き、此の合點なければ「大源頭に狂ひありて、事實の上に於て道を得ざる事多し」と云つて居るのに見るも、彼が天に對する信仰は大聖舜が旻天に父母に號泣したのと等しく、最早學理を超脫してゐる。而も彼が此の信仰は早くも其の昔彼が始めて勝海舟と會見した時書き與へた

天に對する信仰

小楠筆蹟

(『小楠遺稿』所載)

帝萬物の靈を生じて、之をして天功を亮けしむ、志趣大にして神は六合の中に飛ぶ所以。

といふ人間の貴きは此にあるを賦した五絕と全く其の意を同じうするのである。なほ小楠は右『沼山閑話』中の「人は三段階あると知るべし。總べて天は往古來今不易の一天なり。人は天中の一小天にて、我より以上の前人我以後の後人と、此三段の人を合せて初めて一天の全體を成すなり云々」の一節には、人は天功を亮ける爲に生れてゐるので、其の天功を亮ける

ことは人生の目的を遂ぐる唯一の道であると云ふ意味のことを述べてゐる。之を味讀すれば、

神知靈覺湧くこと泉の如し、作意を用ひずして自然に付す、前世當世更に後世、三世を貫通して皇天に對せん。

小楠筆蹟（横井時靖藏）

なる彼の作にも現れてゐるやうに、益彼の天に對する敬虔な信仰的熱度の高まれるを見ることが出來る。小楠が口を開けば常に天道と云ひ、天理と云ひ、或は天地の時に隨ふといふのも皆以上述べ來つた天の信仰的觀念から出た嚴肅な意味を含むもので、宋儒の所謂天理などゝは名は同じでも實は全く趣を異にするのである。

此の嚴肅にして、而も敬虔な信仰から、彼は上は王公貴人より下は市井の庶民に至るまでに機會ある毎に天道を說いた。例へば彼が嘉永四年上國漫遊の時に姫路の旅館の主人の需に應じて書き與へた「人に貴ぶ所は是此の心、天理に合ふは人間の大福貴」なる語や、（本篇一六九頁）「春嶽老公述懷の韻に和し奉る」と題せる「斯

の道懷にあること三十年。公に向つて一日始めて天を談ず」なる七絶（本篇八八八頁・遺稿篇八八八頁）に於て其の「天理に合ふ」といひ「天を談ず」と云ふのも全くそれである。斯くして彼は其の信仰せる天道に依り世を經し民を濟はんとしたのである。元田東野の『小楠遺稿』の跋文「小楠先生遺文後序」（遺稿篇一〇六頁）中にある如く彼が「苟くも我を用ふる者あらば吾當に使命を奉じて先づ米國に說き一和協同し然る後に各國に說き遂に四海の戰爭を止むべし」と云つたことは、右に述べた天人一體の理想・天功を亮くる人生の目的より出でたものであらうことは、德富洪水が記した「小楠の實歷」中に左の如くあるのを見ても分る。

小楠筆蹟（松平慶民藏）

元治元年世祿百五十石を沒收せられてより家居專ら講學に從事し、天人一致の理想より各國干戈を動かすより慘怛を極め天地好生の德に叛くものはなければ各國同盟して四海の干戈を止むるの論を發明せり。

なほ元田の右跋文中には小楠につきて左の如く記してゐる。

天言

晩年道益々熟し爲すべからざるの時無く化すべからざるの人無きの意有り。嘗て一書を著して天言と名づけ

んと欲せしも未だ就らざりき。蓋し先生(小楠)の言天機を啓發して常人の測り知る所に非ざるなり。(原漢文)

「天言」とは『論語』の中の「子曰く天何をか言はんや、四時行はれ、百物生ず天何をか言はん哉」から取つたものであらうか。小楠獨特の哲學を語らうとした其の書の就らなかつたのは頗る遺憾だが、彼の天に對する思想・信仰や其の心靈生活の光景は旣に記述せる彼の「沼山閑居雜詩」(本篇三五一頁・遺稿篇八八〇頁)や『沼山閑話』などによりて之を窺ひ知ることが出來るのである。

由來世間に流布された幾多の書中、筆者各見る所に從ひ、小楠を以て或は朱子學者中に列し、或は陽明學者中に加へて一定した所がない。其の一定されない所が彼の本領で、彼の學問と思想とは一日も停滯すること無く日々に新にして進んで已まないのである。畢竟彼が考究した學問は朱子學を始め和漢古今の凡ゆる學說に涉り種々の道程を經て終に其の理想郷たる天に到達したのであるから、單に其の道程の一局部のみを見て直ちに彼の學派を云爲するのは斷じて彼の本意で無く、又決して彼を知るものでないと思ふ。

## 一〇　尊皇　敬祖

小楠は上記の如く諸方面から種々誤解されたが、其の中で最も心外なのは彼が或一部の人

嘉悅市之進に贈つて居り、彼が幕府への建白書(遺稿篇「建白類」丙、九)中にも左の一節がある。

第一公武之御間柄御隔絶と相成候ては天下之人心更に一定仕様も無ニ御座一候へば如何樣之善謀良策も難レ被レ行所以に御座候。方今之勢天命人心之新に御隨ひ君臣之大義を御立被レ遊、君令臣行之實事被レ行候へば　皇國人心自然に一致いたし候事は相違有ニ御座一間敷、是則　御國體之第一義と奉レ存候云々。

右に據るも小楠は、幕府は朝廷に對して君臣の義を明らかにすべきを述べて居り、又同年十二月に幕府に建白せる「攘夷三策」(本篇六五二頁)を見るも朝廷尊奉を第一として居る。春嶽が政事總裁職を引受けてから朝旨奉體を以て終始したのは何時も其の背後に小楠があつて之を獻策したからだ。春嶽本職を辭して越前に歸つた文久三年に小楠が中心になつて藩論を一定した時は、もう幕府を見限つて朝廷一點張で進まうとして居る。其の計畫は不幸にして實行するの機を惠まれずして彼は熊本に歸つたが耿々として忘れられぬは此の一點にあつたので、現に伏見·鳥羽の戰爭に於ける官軍の勝報が熊本に屆いた明治元年一月十一日に小楠は「得たり得たり天下復患ひ無し」と大いに喜んだ事が元田東野の『還暦之記』中にあり、又同年春朝廷の召に應じて上京した時大阪に出迎へた由利公正に皇統の一系を以て「我邦世界無比の幸福なり」と云ひ、又京都在任間「至尊を敬慕する心止むときなく、或日病甚しく朝を辭す、晨に起て口嗽遙に至尊を拜す。其至情切なるの狀狂するが如きものあり」しは由利の橫井時雄に寄せたる書面(遺稿篇第九三〇頁)にあり、なほ聖恩の洪大なるに感激して宿

「天道覺明論」は僞作

許に寄せた書狀はいくらもある。(本篇第十七章、二參照) 斯くの如き小楠が、これらの中間に當る慶應三年に皇室に對して尊敬を缺ける如き「天道覺明論」を書かうとは何としても考へられぬ。それが小楠の筆になつたものとしては拙劣であるとか、全文支離滅裂とか云ふことは第二段で、假令如何に名文であらうと、筋が通つてゐようと上述の諸點や後出の事實により て、爲にせんとする何人かの僞作なることは最早疑を容れる餘地はない。然らば前記の他の數書はどうか。そのいづれもが今日に至る迄其の姿を現さないのを見ると恐らくは聲ばかりで實物は存在しないであらう。かりに若しそれが有つたとしても「天道覺明論」同様一顧の價値もなき僞作であらう。かく「天道覺明論」及び其の他の書を以上の如くに片付けて仕舞つても、なほ小楠反對派の人達をして小楠が我が皇室の萬世一系なるに拘らず共和政治を謳歌せるは其の尊皇心を疑ふべきものだと云はしむる正眞正銘なる小楠自作の詩がある。それは安政四・五年頃の作で、既記の「沼山閑居雜詩」中の左の一首である。

「沼山閑居雜詩」中の一首

人君何天職。代天治百姓。自非天德人。何以愜天命。所以堯巽舜。是眞爲大聖。
迂儒暗此理。以之聖人病。嗟呼血統論。是豈天理順。

此の詩は既に本篇第八章、十二に於て意譯し、森鷗外や德富蘇峰の之に對する批評を載せて、小楠は禪讓を可とするも我が皇室の皇統一系たるをとやかく云つたものでもなく、又共和政治の價値は認めても我が國にそれを行はうとする意志はなかつたことを縷述して置いたか

ら茲には贅しないが、小楠が共和政治の價値を認めると同時に米國の國情を歎美し、華盛頓に私淑傾倒することと堯舜の如くであつたことは思はぬ誤解を招いたのである。當時外船の來航の多くなるに連れて米國の國情や政體などが我が國に分ると倶に共和政治を謳歌するものが少くなかつたのは想像の外であつた。安井衡(息軒)の『息軒遺稿』の中に「某生に與へて共和政治を論ずる書」と云ふ漢文がある。こゝに其の內容を抄錄するの遑はないが、それを意譯すると、其の文の冒頭には、

共和政治を謳歌する者多し

某兄足下よ、先日來訪の節の御話に「同窓の學生百餘人盛に共和政治の美を唱へ、此でなければ國を富ますことも兵を强うすることも出來ないと思つてゐるが其の是非果して如何」との質問であつた。生憎其の折他の客が來て居たので自分は深く考を述べることも遠慮し、唯簡單に其の不可なる事を一言するだけに止めて置いた。その後能く考へて見ると足下は共和政治の害を自分が先日一言しただけに止まるものと速斷されはしなかつたかとの心配があるので、再び此の文を認めて詳細に意見を述べて見たい。

とあり、最後には左の通り記してゐる。

足下嘗て我が門下に學ばれた際、自分が說いた忠孝仁義の道は他の同窓と倶に聞かれたと思ふ。されば全然道義の素養なく專ら洋學のみに沒頭した者とは比較にならない筈、故に敢へて以上の說を一言した所以である。苟も足下が一定の見なく彼等邪說の徒に附和雷同して共和の說を主張するなら始から忠孝仁義の道を知らずして之を唱へる純粹な洋學者より其の罪は餘程重いこ

とになるのである。自分は此の際足下に對して交を絕ちたい、足下が再び我が門に來らるゝのを謝絕したい。萬一足下に未練があらるゝなら自らその身を處する上に能く謹愼を加へてほしい。書中未だ意を盡くさず唯足下が十分熟考せられんことを要望するのみである。

亞米利加最屓との評を受く

右によると息軒に關係ある學生にも我が國に之を實施せんとまで共和政治を謳歌したものがあつたことが分る。此の文は明治初年のものらしいが、歐米のことの我が國に能くわかり出した嘉永安政の頃からは可なり過激な共和政治論者があつたから、亞米利加を讃美し華盛頓に傾倒した小楠が共の連中と見られたのは無理もない。文久二年九月に長藩士周布政之助・中村九郎・桂小五郎が腹に一物ありて大いに議論せんとして小楠に面會した所が、小楠が胸襟を吐露したので打解けた談話になつた折、周布等は小楠に向ひ貴所には種々の惡評あり自分等も疑團を抱き居たるに今日始めて氷解せりと云ひたるに對し、小楠は「亞米利加最負の評を受け世話に預り大に迷惑せり」と答へてゐる(本篇六一四頁)のを見ても小楠に對する誤解につきては略想察せられる。小楠と異體同心とも云はるゝ元田東野も華盛頓を尊敬してゐて、嘗て「華盛頓贊」と題してワシントンを賞め讃へた文章(本篇一一四二頁)を作つたが、それに對しても、元田に共和政治が君の云ふ通りならば我が皇國の如き國體は天理人心に反き且つ私心ある事を免れないものなるかとの問をなした者があつた。元田はそれを辯駁すべく「贅言」と題した文を書いたが、それを見ると小楠の意中を描出し小楠の言はんと欲す

元田東野著「贅言」草稿（元田竹彦藏）

る所を述べてゐるかの如き觀があつて、元田以上に世間から誤解を受けた小楠のためにも絶好の辯駁文だから左に其の全文を掲げて見よう。東野は題して「贅言」と云つてゐるが小楠雪冤のためには眞に金玉の文字で決して贅記にはならぬと思ふから。

### 贅　言

或人曰く、吾子華盛頓を稱賛せしは當れり。然れども共和政治の國體を以て天理人心の順にして一毫の私心無しと爲さば則ち我が　皇國の國體のごときは果して天理人心の順に出でずして私心有るを免れざるかと、曰く、噫是何の言ぞや。我が　先皇の國を建つる　天孫の始めて玆の土に降臨したまひしより既に四海を以て一家と爲したまひ、萬民を視たまふこと赤子の如く其の惻怛愛國の至、親ら其の勞に任じて他人に託するに忍びたまはず、故に　皇統一系萬世に傳へて易りたまはず、其の恩澤寰宇に彌滿し骨髓に浹洽す。是を以て臣民たるものも亦唯一系統を奉戴して毫も敢て他を顧みず、豈天理人

心至誠至順の極致に非ずや。彼の四年にて交代し民に常主無く自由に政を爲すものと其の體裁固より同じからずと雖も、然れども其の天下人民の爲にして一毫己が爲にせざるの心は未だ嘗て一ならずんばあらず。且つ夫、所謂天理とは其の存する所大中至正にして活動變易其の宜しきに適するものにあらずや。故に或は君主專政と爲り或は君民同治と爲り、或は共和政治と爲りて、其の體裁各異なりと雖も行ふ所の實如何を顧るのみ。今專ら我が國體を主とするものは則ち美を華盛頓に歸するを嗇み、共和政治に垂涎するものは則ち我が邦を擧げて其の體に倣はんと欲す。これ皆庸儒の僻眼豈能く天理に順ひ人心に應ずると爲さんや。其の罪を　先皇に得る特に少からざるのみならず亦將に華盛頓の詈罵する所と爲らんとす。嗚呼君臣の禮正しくして愛敬の道明らかに、同胞の義篤くして共和の實行はれ、法令簡明にして强制無く、民をして分に安んじ業を樂しみ各自主の域に至らしむるは是我が邦古來の國體なり。今果して能く是の如くんば則ち華盛頓も亦將に甘心せんとす。夫の君威を主とし束縛を專らにするが如きは則ち覇政の陋習我が皇國の體にあらざるなり。外國史を讀みて各種の政體を觀る者取舍する所を知らざる可からざるなり。

尊皇思想を證すべき言句

小楠を死後に於てまで傷つけんとする人達は或は「天道覺明論」を僞作したり、或は小楠の詩を取出したりして彼の尊王心に缺くる所があると難ずるが、然らば同じ小楠の作つた詩文中に於て明らかに尊皇思想の厚きを知るべきものに對しては如何にそれ等を取扱はんとするであらうか。彼の「讀北畠公正統記」（遺稿篇八六二頁）を見ると、其の全篇を通じて小楠

の尊皇精神が躍動して居り、又「送池邊龜三郎歸省」(遺稿篇八七七頁)なる七絶には「磨き去り磨き來る日本魂、列世國家の恩に酬いんと欲す」なる句がある。斯くの如きの詩は外にいくらもあるが此等は毫も顧みないでよからうか。

ひとり詩ばかりではない。既記の幕府又は春嶽への建言などの外に、嘉永三年五月に三寺三作に寄せたる書翰(遺稿篇「書簡」一〇)中洋夷來寇の取沙汰專らなる際和議通商の說をなすもの多きを慨したるに「我　神州は　百王一代三千年來天地之間に獨立し世界萬國に比類無之事に候へば、譬人民は皆死果、天地は總て盡き果て候ても決して醜虜と和を致し候道理無之候」なる文字があり、又嘉永四年に小楠が名古屋の宗家横井次郎吉に書き與へた語(遺稿篇「詩文」甲、四六)中にも「三千年神州男兒之士氣を振起し」とか「皇國に生れて皇國の道を知らざれば焉んぞ聖人の道を知らん、眞に聖人の道を知れば則ち皇國の道を知る是の道二ならず天地の間なり」とか云ふのがある。

右の如く裃を著けたやうな堅苦しいのではなく所謂不用意の間に書いたもの、例へば親しき人達や宿許などに寄せた手簡を見ると一層小楠の尊皇心の厚きことが分る。既記の參與時代に聖恩の宏大無量なるに感泣して、沼山津の彌富千左衞門とか宿許とかに寄せた書狀がそれである。(本篇九三四―九三七頁)なほ蛇足の嫌はあるが小楠の尊皇心の片鱗を窺ふべき一二の事實を左に書き添へて見よう。

紫宸殿の瓦

小楠は明治元年京都在任中紫宸殿の邊を通行中其の塀の瓦が地に落ちて土に塗れてゐるのを恐れ多い事とて拾ひ歸り、之を洗ひ清めて桐箱の中に收め大切に保存してゐた。此の破瓦は今は著者の祕藏する所となつてゐる。

義貞戰死地の石

小楠は嘉永二年小楠堂に滯在してゐた越前藩士三寺三作が鄕里に歸る時新田義貞戰死の地の石を拾ひて贈るべく依頼した。三寺は歸國後其の石を取寄せた事を報じて來たに對して小楠は、

玩好奇癖おかしく御座候得ども、勤王諸公忠死のいさましき所平生感慕仕候間、此一玩石も又實に忘れがたみにして朝夕もてあそべば自然に卑劣之心さりて義理の滿心新なるへし、呉々御配意奉レ賴候。

吉野の奥にわけ入る

と書き送つてゐる。(遺稿篇「書簡」一〇)又小楠は嘉永四年上國漫遊の際既記の如く特に吉野の奥にわけ入つたのは後醍醐天皇の御陵を拜し、なほ同天皇の靈廟もあり、又日頃敬愛する楠正行と縁故の深い如意輪寺に詣でんが爲であつたことは云ふ迄もない。彼は其の後同寺住職との約束に基づき菊池武光の肖像を同寺に奉納したが、其の趣旨は狄昌國の記した寄進記(本篇一七四頁)にある如く忠臣を仰慕顯彰する至情に外ならぬ。

千早城址の竹と石

又小楠は千早城址にも登り此處から石や竹を携へ歸り、其の竹を軸として造つた筆と石とを柳河の立花壹岐に贈つたが、その時の書面(遺稿篇「書簡」二〇)中には一小石一筆管でも、千早城に據りて百萬の賊鋒を挫き天下義士の氣を振起せしめた楠公の忠誠神武を想見す可きで、

精神修養の資とならうといふ意味の漢文を書いてゐる。

上記小楠の行爲は瑣事と云へば瑣事だが、これによりても彼の尊皇心を窺ひ得べく、又彼が「忠孝節義の事實を聽いては落涙することあり」と德富洪水の書いてゐるそれを、さもありしならんと首肯せられる。彼は又忠孝の權化とも云はるゝ平重盛と楠正行とを痛く敬愛したことは既記の通りである。小楠には昭和四年の御卽位大禮に際し正三位の御贈位があつたことは何人も知る所だが、彼に如何なる勳功があつたとしても尊皇心に缺くる點があらば此の恩命を拜することの出來る筈はない。以上によりて小楠の尊皇につきては述べ盡くしたかの感あるが、なほ元田東野・曾我祐準・田中光顯の小楠觀を紹介して此の項を終ることにする。

重盛・正行を敬愛す

元田・曾我・田中の小楠觀

東野と小楠との間柄につきては既に幾度か記し、又此の後に於ても述ぶる所あるが、東野は壯年時代より小楠を師とし友とし道學中の俊傑帝王の師なりと尊敬し、小楠歿後も彼を追慕する情の厚かりし事は東野が「侍讀の命を拜して感有り」の詩や、初めて進講した日の感想文(本篇一一五二頁)に見るも其の一斑が窺はれる。曾我も幼年時代より死に抵るまで小楠を尊敬し彼を呼ぶに大先生を以てしたことは既記の通りだ。又田中光顯は幕末維新に於ける立場が小楠とは異なつた關係からでもあらう小楠を奸物視してゐた時代もあつたやうだが、其の後小楠の詩文を見たり、其の人物につきて聽かされなどして後は其の尊皇心を認め、嘗て

所藏の勤王家書幅を今上陛下に奉獻した中には小楠の筆蹟をもさし加へたと云ふことである。著者への直話にも、尾崎行雄は往年共和政體を豫想したとて世上囂々たるものがあつたが、彼は自分の事を書ける『田中青山伯』を一夜の內に讀了したと云つて居た。かの書の內容は初より終まで勤王の事蹟ばかりだから行雄に勤王心がないならば然ることのある筈はない。彼はやはり勤王家たるを失はない。横井小楠も共和政治を謳歌したとて世間では喧しく云つたが、彼に勤王精神が缺けて居たら春嶽にあれほどまで重用される筈はないと思ふ、といつた。

長岡・德富の小楠觀

元田は明治天皇の侍讀・侍講・侍補として純臣の節を竭くし御寵任最も厚く、副島種臣をして明治第一の功臣と稱せしめ、曾我は明治・大正・昭和の三代に亙りて忠節を竭くした名將軍だが、大正天皇の立太子前からの御養育主任で、皇太子となられてからは東宮大夫であり、田中は長く宮內大臣として明治天皇の御信任厚かりし誠忠の老臣で、三人倶に至尊の御身邊に奉仕し聖德を輔翼し奉つたのである。若し小楠にして尊皇の念に於て或一部の人達の疑つたやうなことがあれば彼等はかくも揃つて小楠を敬慕する筈もなく否、敬慕してはならぬのである。なほ小楠の晩年極めて親密の間柄であつた細川家の公子長岡護美の小楠を詠じた詩（遺稿篇八〇頁）には「尊王の籌策は往古に邁き、廟謨に參與して遠猷を宏いた」と云ふ句があり、又現に皇室中心主義を以て天下に呼掛け全身全靈を之に打込んでゐる德富蘇峰は現今に於て小

楠を最も善く知れる一人者であるが、彼はいつも筆に口に小楠の尊皇精神の眞純にして旺盛なる終始一貫死に抵るまで渝らざりしことを證明してゐる。

敬祖　小楠が純眞な尊皇家であつた事は叙上の事實が證明してゐるが、彼が又祖先を如何に崇敬したかを見れば一層その赤誠の爲人を知り得るのである。

系譜六種　本書第一章「父祖」と同附錄一、「横井家々系」とは時愼・時昭・時長を祖とする肥後の三横井家に藏せる系譜に據つたのであるが、時愼及び時長の末流の二家には家系が各一通だけあつたのに、時昭のそれなる小楠の家には左記六種が保存せられてゐる。

一、横井系譜

北條氏―横井氏の始祖人皇第五十代桓武天皇より左平太時國に及んでゐる。

二、横井家系參照書

横井氏と同祖であると目せられる北條早雲の系譜とそれに關係ある文獻及び北條時行につきての事蹟とを記してある。

三、横井家系

横井彌次右衛門時春より小楠の兄時明に至る迄を記す。天保三年十月時明の自書。

四、横井姓當家系圖

時春の子牛右衛門時次から小楠の父時直に至る。本系圖の末尾に時明が「普光院時

直樣御自筆不レ可遺失一」と認めてゐる。

系圖の末尾に小楠の自記せる文（横井時靖藏）

五、家譜

桓武天皇より横井時延に至り、なほそれより尾張の横井三宗家及び其の分流を記したもので、美濃貳百枚の大册子。此の結尾には小楠自ら左の如く記してゐる。

此一册は尾張同姓の惣家譜にして伊折介時泰・孫右衛門時朝・作左衛門時久三家子孫之外所持すること不レ相叶一（此三家は代々兄弟之契約あり）嘉永四年五月時存尾張に參り、絕て久しき同族の親を結び、遠國たるに因て此一册を乞望しかば次郎吉時紀寫さしめて同年九月熊本に着きたり。後世子孫の爲其次第を記し置もの如レ此。

嘉永五年二月十日　　　横井平四郎時存(花押)

六、横井次郎吉差出之家譜

前記作左衞門時久一門の系譜。小楠自ら謄寫したもので、その末尾には小楠の自記した文章がある。(本篇二〇三頁)

上記に據ると小楠の父や兄も如何に自家の系譜に對して關心を有つてゐたかゞ分るが、小楠が更に一層家系を尊重し之を大切にしたことは、旣に父兄によりて系圖が可なり能く整理せられてあるのに、嘉永四年上國遊歷の際自ら名古屋に赴きて同姓横井家所藏の家譜を謄寫し、なほ其の上にも完全なものを取寄せなどして居るのを見ても明らかである。

本書遺稿篇「建白類」中に載せた小楠自記の「七條」中の一に「皇天を敬し祖先に事ふるは本に報ずるの大孝なり」とあり、又小楠は天保十年江戶に遊學を命ぜられた時に「弟永仁と別る」なる一首(遺稿篇八五五頁)に左の句がある。

維昔我が家の祖、結髮百戰を經、十死に僅かに一生す、家を起す一に何ぞ難き、之を思へば心悚然たり、豈怠と倦とを容さんや、汝が性壯且つ勇、以て百鍊を受くべし、勉めよや干城の志、精神汗漫なる莫れ。

右を見ると年まだ若き弟に祖先に對して奮勵努力すべく鞭撻して居る。なほ上記の如く名古屋を訪うた際は半月間も滯在して横井家系圖を調査する外に菩提寺に詣でたり、祖先の

遺物を敬觀したり、同姓横井家の好みを溫めたりしたが、名古屋を去るに臨み宗家の、主人にして年十六才なる次郎吉に書き與へた語（遺稿篇「詩文」甲、四六）中にも左の一節がある。

祖先百戰の勞を以て僅かに其の家を起すも、子孫安然として其の業を有つ。之を思ふ毎に直ちに悚然として內に起らずんばあらず。而るに或は祭事を怠り、或は職分を荒みて、逸樂以て其の生を送る、罪を神明に取らざるは幸なり。（原漢文）

此等を見ても小楠が如何に祖先を敬し克く之に事へたかゞ分る。後章「家庭人として」に述ぶるが如くに親に對して孝心の厚かつた彼はまた慥に報本の孝子でもあつた。忠臣は孝子の門より出づとは千古の金言だが、小楠の如き報本の孝子にして忠君の念の薄きことのある筈なく、又彼の如く自家の系譜を重んずる者にして我が皇室の皇統連綿たるを欽仰せざる道理もない。

## 一　夢中・意中の人物

「其の人を知らんと欲せば、先づ其の友を見よ」で小楠の人物性行を研究するにはどうしても其の交友を眺めて見なければならぬが、啻に友人のみならず其の平素私淑し尊敬してゐる人をも知らなければ十分でない。さて小楠の或は夢中に見、或は意中に往來したは如何な

る人物であるかは既に本書の處々に點見されてはゐるが、最一度見直してこゝにそれを列擧して見るのも敢て無益ではあるまい。

（イ）　尊敬せる人物

孔子は堯舜を祖述して文武を憲章した。堯舜・文武は古の聖人で天に代つて天功を亮けた百代の師であるは言ふを待たぬ。小楠は夙に伊尹の志す所を志し顏子の學ぶ所を學び、篤く天地の公道を信奉し誓つて大義を四海に布かんとするの志を抱き、孔孟を通じて唐虞三代の聖人の天功を亮けた所以を實行せんとしたのだから、之を尊敬したのは當然の歸結であらねばならぬ。

諸葛孔明と程明道
李退溪

小楠は平素好んで古人を尙論し、特に時務を知るの俊傑を慕つた。これ蓋し彼自らの任ずる所で、假令如何に深き學問はあつても時勢に暗く時務に通じない學者は所謂迂儒として盛に之を排斥した。此の意味から彼は三代以後の人物では只蜀の諸葛孔明及び宋の程明道に推服した。又朝鮮の學者では李退溪を擧げて明一代の眞儒薛文清の上に出づとまで稱してゐるが、是は程朱學に熱中した際此の學に於ける先覺者の一人を彼に見出した時の事であつた。

ワシントン

歐米の人物にては獨りワシントンを推し或は白面碧眼の堯舜とか、或は堯舜以後第一の人物とか激稱してゐるが、慶應三年六月在米の二甥に與へた書面（遺稿篇「書簡」一八五）中には

左の如く記してゐる。

西洋列國是迄有名の人物を見候てもアレキサンデル・ペイトル・ボタマルテ抔の類所ㇾ謂英雄豪傑の輩のみにて、ワシントンの外には德義ある人物は一切無ㇾ之、此以來もワシントン段の人物も決して生ずる道理無ㇾ之、戰爭の慘怛は彌以甚敷相成可ㇾ申候。

小楠及び同社中の人々の揭げたる
ワシントン肖像　（橫井時靖藏）

又『沼山對話』（遺稿篇「談錄」二）中にも左の如く物語つてゐる。

眞實公平の心にて天理を法り此の割據見を拔け候は近世にてはアメリカワシントン一人なるべし。ワシントンのことは諸書にも見え候通り國を賢に讓り宇內の戰爭を息るなどの三ケ條の國是を立て言行相違なく是を事實に踐行ひ一つも指摘すべきことは無ㇾ之候。

小楠はかくワシントンの人物に傾倒した餘りにわざ〳〵米國より取寄せたさうだが、自分の家は勿論門弟の家の楣間にはワシントンの肖像畫が揭げられてゐた。小楠のワシントン推賞の理由は那邊にあつたかは、彼の書簡中に點々見らるゝ如く其の德義心厚く特に功利心

の無かりし所にあるらしいが、ワシントンに就きて書ける文章の無いのは遺憾だ。然るに元田東野は既記の如く「華盛頓贊」なる一文を草してワシントンを賞めたゝへてゐる。其の論旨は小楠の意中と合致してゐるやうに思はれもし、又前記元田の「贊言」(本篇一一三〇頁)にも關係があるから左に全文を掲げよう。

華盛頓贊

華盛頓は近古の聖なる者と謂ふ可きか。其の國民英政に苦しむの日に當りて衆望の歸する所眇然たる一介の軀を以て奮起して民を水火の中に救ふ、其の義氣固より既に凛然たり。其の英軍を擊つや新募烏合の衆を以てして加ふるに糧餉足らず機械備はらず危險を蹈み寒飢に逼られ屢ゝ跌蹶に遇ひ九死に瀕する者數たび而も志氣未だ曾て屈撓せず、血戰八年竟に能く精銳の大軍を破りて卓然として獨立不羈の國是を定む。其の十三州會盟の檄文を讀むに實に泰誓の諸篇と相伯仲して其の正大の氣以て宇內を壓するに足れり。大難已に平ぎ人民安定するに及び、天意人心の推す所帝と爲り王と爲るも皆其の爲さんと欲する所のまゝなり。然り而るに一旦大權を解き重任を去ること猶敝蹤を棄つるが如く、飄然として鄉里に歸り其の勳業功名の何物なるを知らざること張子房と雖も何を以てか之に過ぎん。其の嘗て大元帥の俸金を辭するに曰へる事有り。吾今衆に誓ふ。國家の爲に人民を救ひ大業を建てんと欲す。軍務の費用は記して簿書に在り、只其の費に供すれば則ち足れり。豈祿位を幸とし一身を利せんやと。是其の心を立つる事凡そ天下の物欲擧げて以て之を動かすに足らざるを知る可し。衆望の歸する所再び大任を受くるに及びては則ち衆に誓ひて君を立てず統領の交任を定めて以て宇內未曾有の國體を建て、其の政を爲す皆

民の利とする所に導きたれば各自主の業を樂しみ、僅々乎たる八閲歳にして全國大いに治まり以て五大洲を駕越するに至る。然る後位を辭し職を讓り恬然として舊閭に歸る。其の盛德大業豈堯舜と道を同じうする者に非ずや。其の後位に在らずと雖も猶新統領を輔け、復衆望に因りて元帥の任を受け進退從容として形迹に拘らず、是其の終始一誠形骸の外に超然たる者想ひ見る可き哉。嘗て聞く華盛頓は虛僞を云ふを知らざるの人、其の幼時利斧を父に得て其の鋭を驗せんと欲し庭樹を伐る。既にして父の愛樹たるを覺り父の怒に遇ふを知ると雖も父を欺くに忍びず號泣して告ぐるに實を以てすと、其の誠實蓋し天性なり。其の父歎じて曰く汝が欺かざるの一心は余が百の愛樹より勝れりと。余聞く洋人伯德琭那と那波翁と頓とを以て智仁勇三傑と稱し頓を以て仁に當つと、豈其れ然らんや。孔仲尼嘗て曰く博く民に施して能く衆を濟ふ何ぞ仁を事とせん、必ずや聖かと。又曰く巍々たるかな舜禹の天下を有つや、而も與らずと。余今華盛頓に於て之を觀る。(原漢文)

平重盛

熊澤蕃山

大塚退野

我が國の人物では君父の間に立つて忠孝の道を全うした平重盛を擧げ、もし彼をして聖賢の道を學ばせたら優に聖人の域にも達すべき資質を具へた人物であるとて、之を孔門第一の高弟顏子に比してゐる。又學者では熊澤蕃山に傾倒した。其の學問と事業とが一致して所謂實學主義の先進者であつたからであらう。又江戸遊學から歸省してから實學を唱へ出した時分は肥後藩の學風をして退野のそれに立歸らしめよとて肥後の先儒大塚退野を推稱した。それは李退溪と關聯して其の實踐躬行が程朱學の眞意を得たものとしてゞあつた。

楠公父子

なほ武人中では特に精忠無比の楠公父子を慕うた。壯歳曾て「南朝史稿」の著あり、(本篇一一一頁)又親しく湊川に忠魂を弔ひ、芳野山・千早城址等に勤王の事蹟を偲び、正成を賦しては「君は自ら天成の好男子」と稱し、「正行論」を草しては「父にも劣らぬ智勇の將」とたゝへ、遂には正行にあやかりて自ら小楠と號するに至つたのである。

陶淵明と杜甫

彼は又沼山津閑居間の「村居偶作」の律詩中に「性氣有るは唯陶靖節、家國を憂ふるは獨り杜襄陽、二公の外吾誰と與にせん」と謠つた通り、詩の上では特に晋の田園詩人陶淵明と唐の情熱詩人杜甫との二人を追慕して此の外には誰も居ないとまで稱してゐる。

以上は總べて書卷を通じて尙友し私淑した歷史上の人物のみであるが、同時代の人では江戸遊學中親しく接觸した中には一代の碩學佐藤一齋もあれば松崎慊堂もあり、彼は此等の老大家に就き其の說を聞き其の思想に觸れ特に一齋のしほらしき態度や慊堂の底知れぬ蘊蓄には十分敬服したやうだが、何と言つても經世の道に志す彼が學問の建前からして一齋も慊堂も決して意中の人でなかつたことは彼が自ら認めた『遊學雜志』の語調からでも推察される。

小楠が同輩の人にして其の人物を推賞したのはいくらもあるが、心から頭を下げて私淑傾倒した人が右の外にどれだけあつたか知るを得ない。然し上記の人々だけを見ても ほゞ彼の志操・風格が窺はれるではないか。

## (ロ) 親友

小楠の友人を見るに日本全國に渉りて其の交際の程度の深淺厚薄を問はずに彼の金蘭簿上に名を列ぬべき人を數ふれば隨分多い數に上るであらう。そして彼は元來人物の鑑識が高かつたゞけに交友中には傑出した名士は決して少くはあるまいが、其の姓名を書留めたものゝ見出されぬのは遺憾だ。但し今日知り得べき者だけでも選出して記述して見たら頗る興味もあり、又正鵠を得た小楠の人物觀ともならうが、それは到底力も及ばず紙數も亦許さぬので、肥後に於ける目ぼしい交友に止めたい。それにしても其の數は可なり多く、其の中から米田是容・下津休也・荻昌國・元田永孚・道家之山を始として、宮部鼎藏・永鳥三平などの勤王黨の頭目、木下韡村・城野靜軒等の如き學者、近くは細川護久・長岡護美や米田虎之助の如きは特に親密であつた人達として數ふべきだが、米田・木下は絶交し、宮部・永鳥は疎遠となつた。それさへもその全部を列記するの餘裕を有たぬので、時習館時代よりの斷金の友で實學黨の中堅たる米田・下津・荻・元田の四人に限らざるを得ない。此の四人と小楠とは特別の親しき間柄で、元田東野は彼の『還曆之記』中に、左の如く五人の爲人と交情とを記してゐる。

(東野)余四先生に從て情義益ゝ敦く嘗て其人と爲りを評して曰く、長岡大夫は剛明純忠信レ道不レ疑。下津先生は思慮周悉容忍濟レ事、横井先生壯快自信前無二難事一。荻子精悍着實孜々不レ怠。荻子余を許して曰

性行謹愼、公共無私、又嘗て養性順謹と詩集の序に書して、近藤先生敏而謹と改めて荻子亦之を然りとす。大夫常に横井先生を稱して非常の卓見とし、下津先生を大人長者と稱せり。横井先生又下津先生を稱して其運用龍の如しと云たり。相互に稱賛如ㇾ此と雖ども、其の講論に至ては其非を責め其足らざる所を進め毫も假借せず、目を張り聲を厲まし相爭ふて止まず、既にして渙然として互に氷釋し談笑して止む。

然るに右の内米田と荻とは早く逝き、米田の閲歴は前掲元田東野撰の碑文(本篇五〇四頁)に殆ど盡くされて居り、荻のは彼の死を述べた際略記する所あつた(本篇五五一頁參照)から、こゝには小楠よりも後に殘つた下津と元田の二人のみを記述することにした。此の兩人は小楠が生を終ふるまで交情甚だ密でもあつたから、小楠を知る上には最も必要なる人物である。小楠と下津とは所謂竹馬の友で、幼年時代熊本郊外の騎射稽古場よりの歸るさ轡を並べながら馬上互に手を握つて將來國事に盡くさんことを誓つた逸話もあるが、(本篇二二頁)其の後もずつと殆ど親戚同樣の親しさで、小楠が旅中宿許への手紙に「新堀隱居」なる下津の代名詞が續出してゐる程に家庭的交涉も頻繁であつた。元田とは時習館居寮生時代からの交際であるが、彼は小楠を師とし兄として交りて渝ることなく眞に他人とは思はれぬ親密さであつた。これから下津と元田とが如何なる人物であつたかを述べて見よう。

下津休也

晩年の下津休也

下津名は通大、通稱は久馬、隱居の後更に休也と改め、蕉雨は其の號である。世々細川家に仕へ世祿千石の家柄であつた。彼は夙に時習館に入り文武の道を修めたが、長ずるに從ひ幼年時代小楠と語り合つた國家の振興につきての素志を貫徹すべく、小楠を始め米田是容・荻昌國・元田東野等と倶に相呼應して大いに實學を講じたことは普く人の知る所である。

元田東野の六友歌中「津公は長者汎く才を愛す」といつてあるやうに彼は其の性格が極めて圓滿で素より、寛厚の長者であつたから、後年是容と小楠との間に疎隔を生じた後にも彼はどちらにも偏せず、どちらからも親しまれ、福井にて是容の訃報に接した小楠が一夜舊雨の情に堪へず筆を執つて心からなる悲痛の弔詞を贈つた相手も彼と荻とであつた。彼は何事にも餘り頓着せぬ性質であるか

下津休也の筆蹟（横井時靖藏）

ら隨つて物事に對する自己特有の見識は缺けてゐたかもしれぬが、元來至誠の人で、一旦計畫が定まつて實行に着手すれば非常な熱と力とを持つてゐた。又小楠は其の人物を評して、

蕉雨は識見なし。然れども識見を着けば運用は非常の人なり。天下國家の事も平常念頭にあるにも非ず、一度念頭に起れば懇到徹底、故に事に臨で語るべし。平素講學の人に非ず。

と云ひ、(遺稿篇九二八頁)又東野は或人の問に對して社中の人物評をなしたる中に、

下津子は人を御し事を爲すに機智の妙用ありて其運思凡慮の先に出づ、議者も論ずる事を得ず、勇者も怒ることを得ず、しかし義理に暗くして一定の確見なし云々。

と云つてゐる如く、一旦事に臨めば徹底的に運用の才を發揮しもした。

彼は少年時代に父勇熊の家督を繼ぎて早くも藩政府に出仕し、或は奉行となり、或は番頭となり、或は大奉行となりて政務に參與する中嘉永三年病を以て職を辭し、家を長子縫殿に讓りて隱居の身となり久しく閑退してゐたが、明治維新の際蹶然として立ち京畿の間に奔走した。明治十六年七月年七十六を以て病歿し、右維新の際の功に依り大正五年十二月正五位を追贈された。

元田、下津に推服

小楠も其の生を終ふるまで下津を益友として重んじてゐたが、元田は忠誠憂國の大人物として彼に推服すること極めて厚く、其の『還曆之記』中に、

少壯より見聞する所・親交する所の人を顧みるに藤田東湖・佐久間象山・横井小楠・長岡澁良(是容)・吉田松陰・

西郷南洲・木戸松菊の如き天下の俊傑非常の英才なりと雖も、其君德を輔弼し群才を容納し國家の柱石生民の依賴となり終始一誠なるに至ては獨岩倉公と大久保侯・休也翁との三人を推すなり。是永孚多年經驗して見る所、其當否は大方の公論を待つのみ。

と記して下津を岩倉・大久保と併稱して居るが、なほ明治十一・二年の交—當時明治天皇の侍講を勤めてゐた—下津に與へた書翰中には左の一節がある。

迂生事は不肖を顧みず此の道を以て鞠躬盡瘁の覺悟に候。昔年來大翁(休也)を初め、溫良公・小楠先生の御教示を受け、今日斯樣に承レ之居候へば知己に報い候事も只是のみと存じ込み候也。只眞に遺憾の事は大翁と一度玉案前に於て此學の御講習を申上げざる事にて、世を同じうして位を同じうする事能はざるは實に千載の遺憾と奉レ存候。

謹直至誠の元田侍講が聖天子の玉案前にて倶に進講の出來ないのが千載の遺憾だといつた所に、休也の人物が偲ばれるではないか。

## 元田東野

天下の雄藩と云はれた熊本も明治維新の際には徒に議論倒れとなりて、薩・長・土・肥の四藩に先鞭を着けられ空しく其の後塵を拜したのみであつたことは既記の通りだ。いよ〳〵明治の世となり天下滔々として歐米の物質文明に心醉し、精神界には何等の標的も無く若し其のまゝに進行せば邦家の前途も果して如何と危ぶまれた時代に當りて、畏くも明治天皇の聖旨

によりて此の混亂せる迷霧の中に國民の向ふ所を知らしめ以て精神界を統一せしめたものは教育勅語である。而してこれが立案に當つたものは、實に元田東野と井上毅とで、世に此の兩人を指して文教上の二大恩人といふのは至言である。げにや此の二人は生國熊本の爲にも萬丈の氣を吐いたもので、幕末に於ける政治的の功業は薩・長等の手に收められたが、明治時代に於ける精神界の統一は熊本人の筆になつたともいへよう。

元田東野
（初めて御前に進講した
明治四年六月四日撮影）

東野の國家に對する功績は此の一事だけでも既に偉とすべきであるが、彼が夙に帝王の師として明治天皇の侍講となり百揆庶政の淵源たる聖德を玉成し奉つた隱れたる功勞は殆ど世に顯れず人の知らない所である。けれども曾て彼と肩を並べて侍講の職を奉じた副島種臣が口を極めて東野の人物を稱贊し、明治第一の功臣といつたので其の月旦はもう確定して居る。

東野名は永孚（ナガサネ）、通稱は傳之丞、後八右衛門と改め、茶陽又は東野と號し、世々細川氏に仕へて食祿五百五十石の上士であつた。彼ははじめ鄕黨の師に就き經史の學を修め、天保八年二十歲

の秋選ばれて時習館の居寮生を命ぜられた。當時同窓には居寮長たる小楠を始め荻麗門・道家之山等幾多の秀才があつた。東野厚く之と交り刻苦精勵晝夜息まず、後又米田是容・下津休也等にも親炙し益〻道義の講習に專念した。

安政三年父三左衞門の讓りを受けて家を繼ぎ爾來藩廳に出仕して要職に擧げられ、出でゝは京都の留守居役となり、文久三年春歸りては中小姓頭に任ぜられ慶應元年之を辭したが、同三年には高瀨町奉行、明治元年には用人兼奉行職となつた。同年藩論沸騰して政變ありたる際中小姓頭に轉じ、其の後兩年にして家を嗣子に讓つて大江に隱居した。地は熊本の東郊に在りて東野の號も蓋しこれに由來するものであらう。其の居を「五樂園」と稱して生徒を集めて敎育に從事したが、明治三年細川護久藩知事となるに及びて其の侍讀となつて內外事務の顧問に預り藩政維新に力を盡くした。

隱居して東野と號す

彼は平素好んで古今の人物を評論した。其の交友に就いては彼の作なる新・古六友の歌等を見ても其の一斑が窺はれるが、或人が東野に「然らば卽ち先生自らは如何に」と尋ねたるに對して「公平にして人と爭はず、物を破らず。文明ありて事理人情を解す。忍且濟に長じて勇斷果決に乏し。侍中の任に宜しく方面の寄に非ず」と云つた。是には幾分謙遜の意もあらうが彼の人物は彼自らが知つてゐた。されば前記肥後の維新の際元田は家令兼侍讀の役を持込まれた時、彼は家令を辭して侍讀專任となつた。王政維新に當りては英傑雲の如く、

元田、自らを評す

勇斷果決能く宏謨を翼贊した者や能く亂を定め國を鎭めた者は多かつたが、王政復古の大業旣に成りて後、聖天子の左右に侍し聖德を輔翼すべき「侍中の任」に堪ふる者は寥々として其の人に乏しかつた。而して彼の自ら期する所は實に此にあつたのだ。然るに時なる哉、命なる哉天道循環し來つて明君良臣遭逢の機茲に到り明治四年五月忽ち朝命を拜し侍讀として宮內省に出仕した。時に年五十四歲。彼は感泣して左の詩を賦して志を述べた。

侍讀の命を拜して感有り

深淵（平野）退野（大塚）東肥の先師 已に寥邈、大米（米田）小楠東肥の先輩 去つて還らず、誰か識らん天斯の駑質を餘して、漫りに聖學を將て龍顏に對せんとは、老拳揭けんと欲す扶桑の日、冷眼穿ち看ん歐亞の山、先哲の遺言叩き盡くすの後、身は猿鶴に隨つて松關に臥せん。

又同四年六月四日進講の例日はじめて經筵に侍し『論語』「公冶長」首章を御前に進講しての感想を彼の『還曆之記』に左の如く記してゐる。

御前を退く、茶菓を賜ふて退出す。嗚呼此日何の日ぞや、明治四年辛未六月四日なり。余二十五歲にして長岡溫良師・横井先生・下津大人・荻子と共に程朱の學を講じて聖人の道を信じ、道德經世此の實學にありと自ら任じて疑はざりしも、藩俗の忌嫉する所となり世に否塞すること殆んど三十年、茲に至て始て　天廷に坐し　天顏に咫尺して此學を講じ、親しく　天聽に達することを得たり、何の慶幸か之に過ぎんや。是蓋し父祖家訓の餘慶と溫良師諸先生の敎誨及藩知事公・休也翁・安場・米田輔助の力とに非ざるは莫し。退省而後直に淺草內田九一に往て眞影を寫さしめ、係るに三絕句

を以てし、故郷に贈り、又今戸太夫人君に上呈せり。後此寫眞太夫人君より　皇后陛下の御覽に供せられたるに、　皇后陛下師匠の寫眞なる故に之を得たしとの旨にて太夫人君より獻上せられ皇后陛下も亦余に此旨を御直命ありたるなり。

右記事中の寫眞は前に掲げたそれである。元田はそれより後は侍講となり、侍補となり、皇后宮大夫となり、宮中顧問官となり、樞密院顧問官となり、勳功に依り華族に列して男爵を授けられ、從二位勳一等に叙せられ、薨去の際に至るまで二十餘年の間宮廷に出入し、兩陛下に奉仕して君臣水魚純忠至誠其の一身を聖明に捧げたことは餘りにも周知の事實で今更蛇足を要しない。彼は文政元年に生れ明治二十四年一月廿二日享年七十四を以て薨じ青山墓地に葬られたが、其の墓側に建てられた東野元田先生頌德之碑文は、大正七年十月德富蘇峰の撰である。

詩文を能くす

東野は文學の才に長じ詩文を善くした。彼は嘗て小楠と論じて、「世の所謂記誦詞章の學は何等實用に補なく固より排斥すべきものである。然し詩文も亦忠孝の至性より發すれば風教の補をなすこと大である」と云つてゐるが、兩人の間に應酬された詩文には忠孝彝倫の意を寓したものが頗る多い。東野には又此の意味で作詩の根本思想につき梁川星巖に與へた長文の意見書も遺つてゐる。(本篇一〇七七頁參照)

遺稿

東野の遺稿としては熊本時代に於ける『五樂園詩鈔』、宮廷奉仕中に草した『講筵餘吟』

『經筵進講錄』及び特に明治天皇の聖旨を奉じて謹撰した『幼學綱要』を主なるものとし、其の他雜著や數種の詩文がある。中にも『五樂園詩鈔』を讀めば家庭の人としての彼が如何に愼み深き子であり、慈愛深き親であり、優しき夫であり、又その仕へたる君、交りたる友に對して如何に忠であり信であり、講じたる學に對しては如何に熱烈であつたかゞ分り、『講筵餘吟』を繙けば君臣和樂・至誠奉公の有樣がまざ〳〵と楮表に溢れ、又其の時代に交遊した三條・岩倉の兩大臣、大久保・木戸・西鄕の三傑を始め當代名臣の樣子をも知ることが出來、何れも貴き資料でないものは無い。東野眉目淸秀にして擧止端麗自然に帝王の師表たるべき堂々たる風格を備へてゐた。其の詩書又能く其の人格を現し、見る人をして思はず尊敬の念を起さしめる。

以上下津及び元田に就きて記述したる所は、餘りに簡ではあるが、其の人物は略窺知されたと思ふ。此の兩人と既記米田是容及び狄昌國の爲人を見るとそれ〴〵特色はあるが、何れも純眞至誠憂國盡忠の士にして尊敬すべき高潔なる人格者であることには變りはない。此等の人達の性格を見れば彼等を無二の友として居た小楠の風格も亦自ら知ることが出來ると思ふ。然るに德富蘇峰は小楠を知るには元田を見るが一番よいとて左の如く評してゐる。

蘇峰の東野評

横井先生の事に就きましては色々な事があるけれ共先生を知るには元田先生が一番よい。横井先生は餘りに人間が偉く色々のものが混つてゐるから横井先生と云ふものは殆んどどうもよく

判らない。併しながら横井先生の好い所を悉く取つて夫れを小さく縮めたのが即ち元田先生であります。夫れでありますから横井先生を精製して一度漉きかへしたのが元田先生で、先生は横井先生を絹濾しにした樣な人である。絹濾の豆腐を御覽になればよく判りますが大變綺麗な絹濾しの豆腐ももとはと言へば、豆から出來てゐる。横井先生は少し糟があるやうです。併し乍ら元田先生になると絹濾豆腐の樣にすべ〳〵したもので元田先生を見れば横井先生の本領がすつかり判るのである。此の二人は誠に意氣相投合してゐてよく其の意見は一致してゐる。（昭和四年五月廿二日熊本にて行はれた横井小楠先生贈位奉告六十年祭記念講演會に於ける講演筆記より）



小楠の人物を知らんとするには元田其の人を見るのが捷徑であると云ふ事だから蛇足の嫌はあるがなほ兩者の關係を檢討して見よう。元田は小楠よりは九歲も年少であつたのみならず、小楠の識見の快活なる志氣の軒昂たる前に古人無く後に今人無しとまで推賞してゐたので每に師事し兄事して居た。小楠も元田の才氣には囑目してゐたので彼に對しては遠慮會釋なく誨ふる所があつた。左は元田の『還暦之記』中に於ける記事だが兩人の關係を窺ひ得ると俱に小楠の元田に對する批評は頗る興味もあるから轉載しよう。

余乙丑（慶應元年）の春中小姓頭を辭してより是に至て三年講學を以て自ら任とし、仰ては國事に力を盡し俯しては一家交友に心を竭し、正道公義を愆らざらんことを期す。其尤親む所は長岡監物・左馬介（米田虎雄）・津田山三郎・安場一平・村井繁三郎・荻蘇源太皆同心の契を爲し、休也大翁・小楠先生は曾て教誨

を受くる所師兄を以て之に事へ、先生は沼山に退隱して出でざるに因て時に訪問して教を受け款を盡せり。余が著す所の閑居春懐・獨樂吟且先に作る所の餘暇漫吟等皆先生の評責する所なり。先生の余に於ける其少しく善あれば口を極めて稱揚し、足らざる所あれば排斥して置かず、然ども又其意に適する所あれば快然として光風霽月の如し。嘗て獨樂吟稿を賞し自ら之に題するの詩を書して贈られたり。其詩に云、不㆘向㆓中原㆒爭㆗着鞭㆖、却將㆓心事㆒入㆓吟篇㆒、飽嘗㆓泗水源頭味㆒、自得春風一室天。先生余に謂て曰く此詩必ず吾兄の意に適せんと。余後に之を裝飾して家に傳ふと云。先生國事を談ずるに因て余に謂て曰く、人吾兄を以て爲すことあらざる者とす、我を以て吾兄を見るに大に爲すことあるの人、唯識足らず我當に吾兄を助くるに識見を以てすべし、始めて大に爲す所あらん。又曰く吾兄利口を止めよ、利口誤る所あらん。而して先生自ら云、我は利口者なり、人の及ばざる所と。頁之助君余が京都留守居となりて君公に接近するに當り、余が質學を以て君公に對するを難ずる者あるを聽き、人に語て曰く元田利口なり決して過ちなからんと。余自顧るに利口者たる事を覺へず、而して利口の評を受くるは唯頁之助君と先生とのみ。蓋世俗利口と云は敏智機に當り人意に適するの謂にして、善となり惡となる之を用ゐる如何にある耳。余が才質

元田東野に與へたる小楠の詩
（元田竹彦藏）

利口ならずと雖ども人の利口ならざるは用に足らずとす。是亙公子と先生の能く余が才質を知る所なりと感服するなり。

右の如くして小楠と元田は相切磋したのである。小楠を評して「王佐の才」といつた元田は小楠が其の英才を實現せんとして中道に斃れた後を受けて眞に聖徳を輔導し奉りて王佐の才たる實績を擧げ、天下の人々から明治の功臣と讃美されたのは固より元田其の人の才と德とに由るは勿論だが、かくまでも彼が其の人物を玉成した半面には先輩小楠の誘掖と切磋とに負ふことの多大であつたのは否まれない。此の點から見れば小楠は確に東野の一大恩人であつたのだ。

元田、小楠に負ふ所大なり

また飜つて小楠を見ればあれ程の偉才であり、絶群の卓識でありながら不幸にも思はざる世の誤解を招き、其の人物に就いては彼が在世中は勿論棺を蓋うて後もその論なほ定まらず、久しく毀譽褒貶の浮雲に蔽はれて居たのは洵に悲しむべき一大恨事であつた。然るに十數年來漸く其の浮雲が吹掃はれ明煌々たる本來の光が射しかゝつたのは德富蘇峰の筆舌を始め種々の力に由ることとは云ふまでもないが、就中世人をして眞に其の人物を仰望せしめる上に最大の標的となつたものは莫逆の友元田其の人の溫順玉の如き人格の力であると云ひたい。即ち從來小楠を稱して奸物と罵つた一部の人々をして自ら其の誤解を覺らしめ、天性純眞至誠の人物であつた事を如實に證明して之に太鼓判を捺したのが元田である。元田の人

小楠も亦元田に

物を信ずる以上それが終始一貫して衷心より師事し兄事した小楠其の人がより以上に信ずべき人物であつたことは自明の道理ではあるまいか。なほ元田は能文能筆で、小楠の人物思想等の世に知られなかつた事を顯彰し小楠の世に誤解されてゐた事までも辯明した多くの詩文が遺されて居る。此等を以てすると先輩小楠も亦後輩元田に負ふ所頗る大であると云はねばならぬ。何れにしても彼等兩人は相依り相助けて王佐の才たる人格を磨きあげ兩々相待つて其の名を成すことが出來たもので、「眞に良友は持つべきもの」であることが痛感されるのである。

## (附)門生

肥後の門生

小楠は天保十四年から門生を取始めたが、其の教授振や門生の種別・地方別や師弟間の情誼などは既に第六章に於て詳述したからこゝには贅しない。小楠を慕ひて肥後及び其の他の藩から入門した者は夥しいが、明確に其の數を擧げてあるものも、其の姓名を錄したものも何等殘つて居ないのは頗る遺憾だ。本書の傳記・遺稿兩篇中に現れた直門の顏觸の內肥後藩では、德富一敬外下記兄弟三人、矢島源助・竹崎律次郎・同新次郎・河瀨典次・牛島五一郎・山田五次郎・嘉悅市之進・安場一平・宮川小源太・內藤泰吉・野中宗育・中山至謙・長野濬平・岩男俊貞・同三郎・吉村嘉膳太・神足十郎助・馬淵愼助・林秀謙・野々口爲志・兼坂熊四郎・下津鹿之助・元田龜之丞・內野謙次・鬼塚佑・緒方三八・宇佐川知則・伊藤莊左衞門・同四郎彥等だが其の外に多數あるべきは勿論で、猶門下生として直接薰陶を受けざるも準門生

と見るべき者を擧ぐれば餘程の數に上るであらう。

上記門生中小楠と特別の關係のあつたのは、德富一敬・矢島源助・竹崎律次郎・河瀨典次の四人で、彼等は小楠と師弟であると同時に義兄弟でもあつた。德富蘆花は其の著『竹崎順子』の中に「つ（小楠夫人）せ子によつて更に師と親戚關係に入つた最古參の矢島・竹崎・德富等は情誼もまた一入で何かと云ふては身を入れて世話をしました。つせ子・久子・順子の兄矢島源助が一番師の近くに住んで居て其元締の役をしました」と記し、また以上の德富・矢島・竹崎の三家を擧げて「小楠門を支へた三鼎足」と謂つてゐるが、此の三家は當時困窮を極めて居た小楠の生計を助くる上には特別の力を拂つたので小楠からも亦特別待遇を受けてゐた。此の內德富は一敬をはじめその弟の熊太郎・他家へ養子にやつた江口純三郎・德永郡太など一家一門を誘つて師の門を賑はした。河瀨典次は其の家必ずしも富裕ではなかつたので物質的援助は出來なかつたかもしれぬが、能く小楠及び其の家事向の世話をなしたので小楠に愛せられ調法がられ恰も腰巾着のやうであつた。

小楠の門は多士濟々であつて「小楠門下の四天王」と稱せられて德の山田武甫・識の嘉悅氏房・智の安場保和・勇の宮川房之があり、又「小楠門下の三秀才」と云はれて德の山田武甫・學の德富一敬・智の嘉悅氏房があるが、此の四天王や三秀才の中になくとも上記肥後藩の直門の人達の多くは小楠が誇となした逸材であつた。此等の人達の事につきては記述すべきことが多々あるがそれは本書には割愛する。

柳河の門生

肥後藩以外にて、小楠門下の多かつたのは特別の事情のある越前を除いては柳河であつたが、同藩の士にて小楠塾に來つて其の教を受けたものは池邊藤左衞門・同熊藏・同龜三郎・津留敬藏・淺川鶴

之助・佐藤十左衛門・篠澤仙之允・西原正右衛門・檀熊五郎・同清十郎等で、準門生と見るべきは藩の家老十時攝津・同立花壹岐・同立花主計・中老十時平馬を始めとして其の數頗る多く、曾我祐準なども亦其の一人と見て差支あるまい。右の門生中傑出してゐて小楠からも大いに認められてゐたのは池邊藤左衛門で、特に柳河に所謂肥後學即ち小楠の學風の行はれたのは彼の力が與つて大であつた。彼の弟熊藏・龜三郎の兩人も小楠に愛せられ、龜三郎は安政五年小楠の福井入に隨行して數月其の許に居たこともある。

### 福井の門生

福井藩に於ける門生を見るに、小楠は賓師として安政五年に乘込みてより文久三年八月沼山津に歸臥するまでの約五年間、三たび熊本に歸藩し、二たび江戸に出府した間を除けば福井城下に在りて一面には政務の顧問に備はりて藩政を指導し、一面には蘊蓄を傾けて人材陶冶の任に當つたので、其の薫陶に依りて國家有用の材となつたものの非常に多く一々枚擧に遑がないが、明治四十一年七月、東京に於て「由利公正八十の壽筵」が開かれた席上、松平正直が同縣同學の誼を以て會員を代表して頌德演說を行つた際、越前時代に於ける小楠門下の重なる人物として、本多飛驒・松平主馬・酒井十之丞・毛受鹿之助・長谷部甚平・三岡石五郎(由利公正)・村田氏壽・千本藤左衛門・牧野主殿介・齋藤主齡・稻垣治郎・水野小刑部・青山貞・奧村坦藏・堤正誼を擧げて「正直等も亦幸にその席末に加はるを得た」と云つてゐる。以上は皆其の時代小楠の指導誘掖を受け、各其の職責に應じ藩主を輔けて顯著なる功績を擧げた人々で、中にも由利(子爵)・松平(男爵)・青山(同上)・堤(同上)は後國家に對する勳功により華族に列せられた。右松平の列擧した人達の外に越藩士にして小楠の教を受けた者はなほ多數であらうと思はれる。

越前の門生中には福井にてのみならず小楠の歸國に際し遠く沼山津の小楠塾に來りて教を受けたものも幾人かある。その中確實に知られてゐるのは或は小楠と倶に、或は單獨に、或は公用の序に屢〻沼山津に來りて小楠の指導を受けた由利と、文久二年十月小楠に隨行して來熊し翌年四月迄—其の間九州諸地方に旅行はしたが—小楠の講習を受けた松平正直・青山貞・堤正誼・奥村坦藏・山縣岩之助・大谷治左衞門・横山强とである。松平正直は右頌德演說中上記の如く小楠門生の重なる者を列擧して後、小楠と由利との關係は何人よりも密であつたことを述べてゐるが、始終恩師小楠の說を服膺し小楠の抱負を着〻實現せしめたのは確に由利であつた。それは啻に福井藩祿仕時代のみならず其の後に於ける彼の業績を眺めても小楠の主義經綸に出て居るものが頗る多い。

由利と小楠

かの由利の參與時代に於ける二大勳功として有名なる太政官札發行と御誓文起草に見るも亦さうである。彼が太政官札を發行して軍事費を支辨し維新の大業を翼贊したのは福井藩に於て小楠指導の下に藩札を發行して殖產貿易を興し大いに藩政に貢獻したのと其の趣を同じくせるものであつて、つまり彼は福井藩で實績を擧げた體驗から確乎たる自信を以てなし得たと見らるゝから小楠の敎導開發に因由してゐるが、御誓文起草に於ても亦しか思はれる點がある。

太政官札發行

御誓文起草

御誓文發布の動機に關しては色々に解釋され又說明もされてゐるが、當時にあつて重大なる意義を存したる事と我が國憲政史上萬古不磨の經典として永久に尊重せらるべきものたる事とには何人も異議はない。此の立案者は由利で、福岡孝悌之に意見を加へ更に木戸孝允の考慮も添うて其の正文が出來上つたのであるが、最初の由利案は左の通りであつた。

一、庶民志を遂げ人心をして倦まざらしむるを欲す。

一、士民心を一にして盛に經綸を行ふを要す。
一、智識を世界に求め廣く皇基を振起すべし。
一、貢士期限を以て賢才に讓るべし。
一、萬機公論に決し私に論ずるなかれ。

之を見ても亦出來上つた正文を見ても既に其の全體に於て既記小楠の論著や建白類に表れてゐる主義や持論が多分に含まれてゐるが、正文中の文句にも小楠の慣用語が見られる。例へば「經綸」なる文字が由利案及び正文の第二條にあるにつきて、尾佐竹猛は、小楠が福井藩の爲に「國是三論」を草せし中に「一國上の經綸」といへる章句あり。主として財政經濟の事を論じてゐるから、此感化を受けたのであらう、と云つてゐる。此の文字は由利が小楠の幕府及び福井藩の財政經濟につきて論ずる度每に耳に胼胝の出來るほど聞かされたものであらう。また正文第四條の「天地の公道」につきても、三宅雪嶺は『我觀』第四二號所載「同時代觀」中に「横井小楠の思想及び語調の加はる所多し」と記し、御誓文の要目が箇條書になり居れるにつきても、本書遺稿篇「建白類」所載の「國是十二條」や「中興の立志七條」や「方今の勢四條」に最も關係多からざるべきやと書いて居り、又芳賀八彌は其の著『由利公正』に翁の二大功勳并に其主義系統を論述したる末尾に、「當時大變革の時代に當り内憂外患交々起り、未だ建設的經營に顧慮するその寸暇なきの時に際し、紙幣の發行問題と云ひ御誓文中「公論」「經綸」「人心をして倦ましめす」「天地の公道」と云へるが如きの文字及び其意義は蓋し時の議定・參與を初め有司百官の徒に至る迄恐らくはよく其の眞趣旨を了解したるものあらざるべし。これ翁が當時獨特の識を以て實

學を主唱したるその師横井小楠より其主義經綸を鼓吹せられたるに出づ。この老偉人たる横井小楠は當時の革命兒に如何にその福音を傳へたるかを見よ」と記して左表を掲げてゐる。

横井小楠—天理—至誠—王道
- 世界平等主義
- 四海兄弟主義
  - 公武合體論—松平春嶽
    - 讓歩主義
    - 調和主義
    - 堪忍主義
      - 天朝推戴
      - 謝幕府列代之無禮
      - 參覲交代廢止
      - 還諸侯之室家
      - 繁文縟禮廢止
      - 將軍上洛
  - 非戰爭論
    - 勝安房
      - 超然主義—江戸城明渡
      - 擧國一致主義—將軍謹愼恭順
    - 坂本龍馬
      - 共國一致論—薩長同盟
      - 公議政體論—大政奉還
  - 開國通商論—由利公正—富國論
    - 五箇條御誓文
    - 太政官札發行
    - 交通貿易

三宅及び芳賀は御誓文中にある「天地の公道」を由利の手になつたものとして右の如く記して居るが、尾佐竹は木戸孝允の加筆だと斷じてゐる。それにしても御誓文に小楠の抱懷せる主義や思想的色彩が由利を通じて現れてゐることは何人も認めてゐる所で、德富蘇峰も五箇條の御誓文は「小楠の暗籌冥賛によるものあるは識者の夙に認知する所なり」と云つてゐる。なほ由利の參與時代以後に於ける幾多の功績を見てもそれに小楠の抱負の籠つてゐるものがいくらもあ

るから由利は忠實に小楠の抱負を實現したものと云ふべきである。

芳賀が小楠の主義の流を示すべく作つた上表は見る人によつて其の觀察を異にすべく、又著者も今それにつき評論して見る遑がない爲に其のまゝ轉載したまでゞあるが、兎に角興味ある見方である。該表は小楠の門弟のみに就きて觀察したのではないが、もし斯くの如くに小楠の門弟等のなしたる諸種の業績を繹ねたら、後記肥後藩の文化施設や産業に於て見るが如くに小楠の息のかゝつたもの•其の理想の實現と見るべきものが少くないであらうと思はれる。概して小楠の門弟は彼を神の如くに尊崇し、師の持論抱負を以て己の處世方針となし、己の長ずる所によつて邦家の爲に盡瘁したから小楠は志半ばにて斃れたとは云へ其の企畫した所は門下によりて繼承されたとも云へる。此の點に於てはそれ〳〵に立派な人々を得た事に小楠も大いに滿足して瞑したと思ふ。

# 第二十章　肥後藩に對して

世間では小楠を細川家に對して忘恩の人で有つたかの如くに誣ひ、又肥後藩政府を小楠に對して手も足も出させないやうにしたと難ずるものがある。然しながら著者の觀察を以てすればいづれの批評も正鵠を得て居ないやうだ。小楠は祖先以來細川家から恩顧を受けた橫井家に生れ、自身も幼時より藩學時習館に學び、居寮生となりて藩費を以て修學する事多年、遂に江戶遊學まで命ぜられ、海山啻ならざる恩惠を蒙つてゐる。彼は啻に決してこれを忘れなかつたのみならず、細川家の家來として同家を重んじ、同家の爲に忠勤を勵みたい心は人一倍厚かつたのである。

小楠の態度

不幸にして小楠は細川家の爲に忠勤を勵む機會を與へられなかつたが、春嶽から四度迄も招かれた際でも其の都度同家の命令の下るを待つて始めて動いた。又文久二年幕府が小楠を重く用ひようとした時も彼は細川家に相濟まぬと云ふ理由で固辭した。なほ其の年刺客に襲はれた場合の小楠の行動を肥後藩では士道忘却となしたに對し、福井藩はそれと意見を異にした際すら、彼は春嶽に向つて「士道へかけての御懸合は一切無之、武士は棄り候と被成置候樣」と願ひ出で素直に肥後藩の成敗に服してゐる。隨つて此の事件に對しての士席差

放・家祿沒收の處罰も謹んで御受けしたことは既記の通りだ。彼が江戶遊學より歸國後「實學」なる旗幟の下に反藩學の氣勢を擧げたのは一見反抗的にも見えるが、之は肥後藩學の流弊を矯正せんとした彼の正義感の表れと見るのが至當ではあるまいか。此くの如きことやらその他やらで藩政府の氣分を損じたやうな行動はあつたであらうが、之を以て彼が細川家に對して弓を引いたものとするは寃である。

肥藩政府の態度

一方肥後藩政府を見ると、小楠の江戶遊學間及び其の後の行動を目擊した當時の重役では彼を用ふる氣になれなかつたに無理は無く、また帝王の師を以て任じてゐた小楠は循吏として藩政府に用ひらるゝ事を希望もしなかつた。藩政府は自ら小楠を用ひない上に福井藩からの招聘にも何とかかとか事を遷延せしめた。これは遣るものならさつさと遣つたがよいにと、同情が足らぬかにも見えたが、藩政府の立場になれば自藩でさへ用ひない樣な一癖あるものを如何に先方の懇望とは云へ輕々しく應諾する譯にはいかないといふ用心もあり、藩と藩との間に事の生ずるのを出來得る限り避けんとした當時、殊に肥後藩とは親戚の間柄である福井藩に虎とも見えた彼を放ちやることを過慮したのも亦已むを得ないことである。又二度目からは過去の過なかりしを勿怪の幸であつたとし、之をよき潮時として斷るがよいとて、なるべく遣らずに濟ますやうに每回はき〳〵快諾しなかつたのも亦前の思慮の連續である。他藩政府や小楠を擁護する人達の中には小楠の江戶遊學中の酒失・文久元年の榜示犯禁・

同二年の士道忘却事件に對する藩の處置を苛酷であると批評する者もあるが、肥後藩の從來の慣例に徵して見るに特に小楠にだけ酷で有つたといふ譯でもない。要するに小楠としては幾度處罰を受けても如何に冷遇されても細川家を恨んだり、又は同家を尊敬しないやうな氣持は毫も無かつたし、又藩政府としても小楠を待つに一から十まで冷酷な態度であつたのではない。但しどちらかと云へばもと〳〵小楠の方に罪はあらうが、感情問題も添うて彼の江戸遊學よりの歸國後は兩者の間に可なり深い溝があつたことは否めない事實だ。そして斯かる疎隔狀態は小楠の死に至る迄つゞいてゐたかのやうに見え、德富蘆花は「小楠も肥後では手も足も出ませんでした」と云つて居るが、著者の觀察によれば文久に入つてからは表面的にはなほそれ迄通りであつても、其の底深き處には流石に仄かなる親しみと溫みとを感ずる一脈の暗流が通ずるやうになり、それが漸次人の注意を引くやうになり、小楠の死後間もなく表面的に著現したのである。元田東野も既記「故參議橫井時存履歷之槪略」なる文（本篇一〇二七頁）中に、士席を差放たれ家祿を沒收されて後の沼山津閑居間の小楠につきて左の如く書いてゐる。

文久以後に於ける肥藩と小楠

是を以て彼の尊王廢幕の徒之を見て一槪に佐幕人と怒視するより遂に文久二年十二月東京に於て暴徒の暗擊を招くに至る。然れども幸にして免れ、身を脫して潛居すること玆に年あり。（文久亥の正月より明治辰の三月に至る中間凡そ五ケ年）復世用に意を絕つと雖も憂國敢爲の志操は終始一誠、身は沼山（沼隱の處）の漁隱となるも志は宇內萬國の上に伸びんことを

欲す。故友門生と道學を講じ、天下の變を聞く毎に機に先立て處置する所あり、言必ず執政に達して陰に藩政を助くる所あり。

小楠と護久・護美・米田との關係

小楠は春嶽よりの第四回招聘に應じて江戸に赴く以前の文久二年四月五日には藩主慶順に上書し、其の夕召出されて謁見してゐる事實がある。さすれば小楠は重大なる時事問題に就きては藩主に上書もし晋謁もしたのであるが、士席を差放たれ家祿を沒收された後とても肥後藩に對しては啻に決して無關心でなかつたのみならず東野の云ふ如く小楠の言は必ず執政に達し陰に藩政を助けたのである。小楠が在米の二甥に寄せた數通の書狀中には幾度か慶順の弟にて、その養嗣子となつた護久(澄之助)、其の弟の護美(良之助)二公子の英明と小楠の親友たりし是容の長子として其の後を襲ぎたる長岡監物(是豪)の弟で、而も其の養嗣子となつた左馬介(後の米田虎雄)の聰明とを激賞し、此等が藩政に與るやうになつた曉には肥後は其の舊習を一新して必ず興起すべきを祝福してゐるが、慶應二年八月八日付のもの(遺稿篇「書簡」一七二)には左の一節がある。

小楠の意見により國議決定

御國よりは近日に御使者被ニ差立一、御國議被ニ仰上一筈に候。御國議之所は拙者獻白之通り兩公子思召に相叶、政府俗議盡く御論破に相成り誠に感心之至に御座候。

右によると、小楠の意見は護久・護美兩公子の意に叶ひ肥後藩に用ひらるゝに至つたのである。これは宮川小源太が長岡監物の旨を受け慶應二年七月二十三日熊本を出發し、翌八月六

日入洛した時、福井藩家老本多修理に面會して小楠が肥後藩政府より國事に關して意見を徴せらるべきに付出府せよとの事で城下に出で一週間逗留して所存を陳述して歸廬せしに、其の後また召出されしを固辭して出でざりしかば、重臣始め當路の人達が沼山津に出向きて諮問し小楠の意見を採用することになつたと物語つた（本篇八四四頁）その事であらう。慶應二年七月二十三日安場一平が德富太多助に京・攝・藝・倉等の事情を報じ肥後藩の之に對する方針の一斑を錄して贈つてゐる書面（肥後藩國事史料第六卷所載）中に、

（小楠）沼山御論も大略前議御確立萬障を被レ爲レ閣良公子御登坂直に將軍家え御拜謁御大誠を立てられ候外道無レ之、如レ此國議御決定之上は速に（小倉への）出張人數引上げ、其事御委細宮川より（米田虎之助）左馬介殿え相通じ、其身は見込を以て兩公子え直と言上、至極御同意遊し候由に御座候。

とあるを見ても猶更さうと思はれる。稍横道に入るの嫌はあるが右國議とはどんなものであらうか。

慶應二年八月肥後藩主慶順は征長の効を奏せざる所以を陳べ、幕府反省・上下一致以て國本を鞏め速に進取の大策を講ずべしとて左の建言書を―前にも一度建言したが更に又―幕府に提出してゐる。



長州御再征之儀付ては存意之次第忌諱を不レ憚御進發御途中迄建言仕、爾來追々事情も打變候付ては家來共を以御役筋え申立置候儀も御座候處、積り　天・幕の命を以出兵之儀被レ促候付、右大命を奉

先手之人數小倉表え繰出置候事に御座候處、閫外之御處置筋等宜を被レ失、長防は不服を重ね、諸藩出兵之向も多は責を塞候迄にて　天・幕之命にも不レ應姿に相成候ては畢竟皇國一和・御一新之大根本不レ立處よりの御儀に可レ有二御座一、就ては從來國議之次第を以於二小倉表一隊長等より壹岐守(小笠原閣老)殿え度々言上に及候得共充分御納得之埒に至兼候哉之內、先月廿七日彼より大勢襲來致候付出張之人數及二接戰一候段は既御届仕置候通にて、終日之苦戰勝利を得候事には候得共暑中來久々暴露之兵卒彌疲勞も加り候に付急應繼援等之御指揮筋壹岐守殿え頻に申立候得共其儀整兼候付は、戰勞之兵士一手限對膺之見亘無レ之候付御届之上一先惣軍引揚申候事に御座候。如レ是形勢に立到候付ては乍レ恐於二幕府一斷然被レ遊二御反省一萬事寬大之御措置不レ被レ爲レ在候ては天下分崩・外夷猖獗不レ可レ救之勢に成行、或は輦轂之下如何樣之變動を生じ可レ申も難レ測九門御警衛最大切之御儀に御座候處、御大本確定不レ仕諸藩一和不レ致候ては却て墻內禍を招之端とも相成可レ申彼是堪二憂慮一不レ申候。仰願は速に其本に被レ反是迄之儀斷然被レ遊二御自責一、上　天朝に被レ謝下諸藩え御布告御誠意相顯候はゞ素より御一己之罪に可レ被レ歸樣無レ之、天下列藩は申に不レ及乍レ恐於二　天朝一も篤と御自反可レ被レ爲レ在、隨て長・防二國之御鎭撫筋も　天意より被レ爲レ發御沙汰之品に因ては必自咎悔悟之念を生可レ申、然時は上下始て一新一和して同胞相喰全國自殪候樣之失計には陷り申間敷、方今世運御恢復は此御自反・御更始之外他事無レ之、且洋外之五大洲を壓倒すべき御大策も亦此御更始より相立可レ申と奉レ存候間、內外之形勢人情をも御洞察被レ爲レ在伏て御明斷之程奉二懇祈一候事。

八月　　細川越中守

(改訂肥後藩國事史料)

同月十八日長岡護美も時勢の要務を痛論し藩議のある所を陳べた一書を一橋慶喜に呈して其の招徵を辭してゐる。頗る長文でこゝには割愛するが、此の文中に「越中守初國議の趣申含家老小笠原美濃出京申付、道家角左衛門をも添へ　天朝・幕府に獻言仕候事に付、委細直と御尋奉願上候」とあつて、其の要旨は右越中守建白書と同じである。右が小楠の「御國よりは近日に御使者被差立、御國議被仰上筈に候」とあるそれであるが、肥後藩國議が小楠の意見に基づいたものなることは既に以上記述せる所からしても、亦其の要旨が越藩側用人の毛受鹿之助が春嶽の內命によつて征長問題につきての意見を徵し來りたるに對して答へた小楠の七月三日付書簡（遺稿篇「書簡」一六八）のそれと極めて似てゐる所あるを見ても明らかである。

小楠の心づくし

なほ上記安場より德富への書簡の中には、七月十一日付で大阪から出した勝海舟より小楠への書狀（本篇八六九頁・遺稿篇四七三頁）が同月二十一日夜肥後藩政府に着くと、翌朝吉村嘉膳太がそれを沼山津の小楠に屆けたが、其の夜該書簡は又吉村によりて米田虎之助に手渡しされ、更に米田より護久・護美兩公子の覽に供せられる筈だと記してある。又上記小楠の二甥への書面の一節には「書狀參り候へば政府（肥後藩廳）にさし出候筈に付、アメリカにて日本の評判等其の他アメリカ政事の樣且風俗何に寄らず悉敷認め可申候」とありて小楠は肥後藩政府ことに兩公子等の知見開發に心を用ひてゐる。なほ同年十二月七日付の二甥への書面（遺稿篇「書

簡」一七六)には左の一節がある。

御國許何之相替り無レ之、政府は全因循、別て政府中一人の人物も無レ之、先は道家(角左衞門)一人也。此道家も當時は京師に相詰中々否塞甚敷、何とも可レ申樣無レ之候。乍レ去世子・良之助樣へは政府之因循・內輪之情實迄具に御承知に相成、實學連にあらざれば人は一人も無レ之、深く一國之情態を御見ぬき被レ遊候へ共只今御人之黜陟有レ之候ては物論沸騰に御恐れ一日々々と御押移り機會御待被レ遊候御樣子也。米家、虎之助殿を養子に被レ致、御家老見習被ニ仰付一、(左馬之助と改名)此人非常之人物、先監物殿よりも勝れ候て良之助樣へは別て御懇意にて無ニ內外一御うち明し御咄も有レ之候。拙者へは別て信ぜられ元田中次にて萬事計り合被レ申候間存付候事は一々此人に申達、直樣良之助樣御聽に相達し候。是は極密いたし候。當時は誠に大因循に候得共何に二三年內には必ず變態可レ致候。

右に據ると前記元田東野の「橫井時存履歷之概略」中の「言必ず執政に達して」なる事實のあることも、又小楠の言を執政へ申次してゐるものがさう書いた當人の元田であることも明らかである。なほ元田の『還曆之記』中の慶應元年の部には左の通りある。

余是より留守大班に列し、職務無きを以て家老長岡監物・其弟左馬介(後虎之助又虎雄と改名)と益々相親睦し道義を講明して國事を匡濟せんと欲す。早朝深夜を厭はず相往來す。監物の國政上に建明する所余關り聞かざることなく、監物肺腑を開て皆余に謀れり。時に道家角左衞門參政たり、余舊知を以て又之と時々謀議することあり。下津休也翁は多病にして家に臥し、橫井先生は沼山を出でず、故を以て余專ら長岡執政の顧問たり。安場一平・

嘉悦市之進・山田五次郎・吉村多譜(嘉膳カ)太等見聞する所あれば必余に來て之を告げ、議する所あれば必來て之を論ず。就中安場の談論正直切實、余之を喜ぶ。安場も亦余に向て毫も隱避する所なし。晨に門を叩て來り告げ夜或は寢を侵して來り論ずることあり云々。

元田と米田とは最も親密に相往來し、又小楠門下の安場・嘉悦・山田・吉村等は絶えず元田を訪うて語り合つてゐる所を見ると、小楠の意見や報告事項はそれ等から元田に、元田から米田に、米田から良公子にと順次傳はることが首肯せられるが、なほ元田が慶應元年後三年の事を『還暦之記』に記してゐる中に、「休也翁・小楠先生は曾て教誨を受くる所師兄を以て之に事へ、先生は沼山に退隱して出でざるに因て時に訪問して教を受け款を盡せり」とあるのを見ると、直接にも元田に通じたのである。又小楠より元田に寄せた書面が十數通本書遺稿篇「書簡」に載せてあるが、それを見ると事柄はよくわからぬながらも藩政に關して交渉し合つたと思はるゝものを數通見受ける。

なほ小楠が慶應三年六月二十六日付にて在米二甥に寄せたる書面(遺稿篇「書簡」一八五)を見るとまた、

御國許依然たる光景は勿論也。然し良之助樣へは別段御心被レ爲レ在、左馬助殿へは何も御うち明御咄し合有レ之候。本より政府へは一切御出方無レ之候。夫故越前之取り合、京師之事情等此方に相聞へ候は御內々にてさし出申候。其許此節の書狀もさし出候間以來共に其心得にて認め可レ被レ申候。

護久及び護美に囑目し、米田を推賞す

と記してゐるが、同年九月十二日付で「國是十二條」（遺稿篇「建白類」五）を越藩の松平源太郎に贈つた時の書翰（遺稿篇「書簡」一八七）中にも左の一節がある。

　弊藩之事御尋被レ下、誠に平々たる事にて恥入申候。乍レ去世子・良公子此御二方は全く御聰明に相違無レ之、皇國之事情・一國之人物邪正等能々御承知にて、有志之者何も深く依頼致し居候。藩籬甚敷習俗にて、一切御沈默にて御座候へ共自然と內外に響き俗有司輩は何哉らん恐敷罷在候。近來は執政之面々時世之切迫なるに驚き、追々宅寄合等致し大分起立申候。長岡監物は執政相斷、養子左馬介見習有レ之に付政府に出席仕候。此人物は大臣中の秀傑にて世子・良公子能々御承知にて、內々は何事も御打明し御咄し有レ之候。何も扨置藩籬相解二公子御遠慮無レ之政事御聞被レ成候樣に相成り候へば、夫より何事も被レ行可レ申、此等之處左馬之介十分心配致し大に都合宜敷樣子に御座候。左馬之介は小拙へは極內々にて諸事問合遠慮無ニ御座一、則十二ケ條も同人には見せ申候處、良公子へは極內々にて入ニ御覽一申候。右之通りにて此節御問合之別紙も左馬之介爲ニ心得一見せ申候筈に御座候。自然は良公子へも相達可レ被レ成、其他は不レ及ニ言上一候。申迄も無ニ御座一候へ共此事萬一流布も致し候へば忽我が國家の大破壞と相成候間、他聞御嚴禁所レ希に御座候。

　小楠は右の如く護久・護美二公子の聰明に信賴し其の將來には大いに囑目してゐるが、彼は慶應二年八月八日付にて在米二甥への書狀（遺稿篇「書簡」一七二）中に「澄之助（護久）樣御議論甚堅確實に案外の御模樣、良之助（護美）樣と始終御一致聊御隔り無レ之云々」と記してゐる如く、二公子の間は頗る圓滿である。それで小楠の獻言や報告は今は必ずしも元田の中次なくとも米田

に通じ、米田から直に護美護久へと順次傳はるのである。かくの如くして小楠は肥後藩の舊習打破と其の興隆につきて人知れず腐心してゐたのも彼の已むに止まれぬ赤誠に外ならぬのである。

沼山津閑居間に於ける小楠と護久・護美兩公子及び米田執政との提携は以上の如く極めて秘密裡に行はれてゐたが、明治元年小楠が朝廷より召されて東上してからは誰にも憚ることなく公然面會合議する事が出來るやうになつたのである。明治四十一年東京芝公園紅葉館にて催された「小楠翁四十年祭」に於て米田のなしたる追憶談の中に、自分は父監物と小楠との絶交後若干年は小楠と面會せざりしも、或夜忍んで小楠に會つたことがあり、維新後は大阪や京都で度々會談したと述べてゐる。これを見ると小楠と米田の關係は沼山津閑居の頃から既に人知れず面會するまでに密なものとなつてゐたことが分るが、大阪や京都での會合については次に掲ぐる書簡を始め多くの文書によつて知る事が出來る。

小楠は明治元年四月八日熊本を出發して百貫石より海路大阪に着き同地滯在中同月廿日付にて宿許に出した手紙(遺稿篇「書簡」一九四)の一節に、「若殿様(護久)不ㇾ怪御ふみはまり、先日寛りと被ㇾ召出候。明後日は此許御發帆至急に御歸國、此節は大變革に相成申候。虎之介(米田)殿は昨夜出帆にて四日過には御先に到着にて有ㇾ之候」とある。細川侯爵家記錄によると、護久は前年十二月十八日藩主に代り召命を奉じて熊本を發し、同廿八日着阪、翌年正月三日入洛參內、三

月廿三日よりは大阪行幸に供奉中で、護美も二月廿一日熊本發、同晦日入洛、三月廿日下阪したから、兩公子は小楠着阪の時は其の地に在つた。それに米田も同樣であつたので小楠は着早々三人と倶に國許の大改革に就いて熟談し、種々進言する所があつたことは想像に難くない。

大阪にて長岡二公子及び米田と會見

小楠の右書面中の「大變革」にどれほどの重大な事件が含まれてゐるかは詳かでないが、著者の忖度を許さるれば、是より先護久は上洛後見聞する所によつて兵制改革の必要を痛感し、二月十三日在藩家老へ時勢に應じて速に兵制を改革すべき旨を諭示した。同月晦日に上洛した護美も同意見であつたので、それ以來頻りに其の急務なるを高調し大いに西洋砲術の調練を奬勵したが、保守派の藩臣は之に反對して物議囂然として起り、或は柔・劍二道の師範役からの進言あり、或は武藝家師範や時習館敎官の建白ありて、藩内の沸騰容易に治まるべくもあらぬので、其の鎭撫の爲には二公子の内一人歸熊せねば改革實行は不可能だといふ狀態の際であつたから、主として此の問題であつたであらう。此の兵制改革は豫て小楠の熱心に主唱した所で彼は二公子の主旨貫徹の爲に大いに智慧を絞つたに違ないが、彼等の協議の結果か否か、取敢へず米田に内意を含めて急歸鎭撫せしむることになり、彼は四月二十四日着熊した。

兵制改革

米田歸藩

小楠の手紙には護久も米田に續いて急ぎ歸國するやうにあるが、其の歸國は朝廷の御都合や病氣の爲に延期になつた。それで小楠は其の後二公子には屢、晋謁するを得て親密の度は益、加はつたことゝ思はれる。閏四月七日護久は賜暇歸國の途に就き、小楠と護美は前後して

護久もまた

京都に入つた。同十九日小楠は宿許へ「左京亮(護美)様へは日々御集會申上……今夕は太政官下りより左京亮様御一同春嶽公に參り申筈にて御座候」と書き送り、(遺稿篇五二二頁)同廿八日付にて國許の米田に寄せた書面(遺稿篇「書簡」一九八)には「若殿(護久)様御着後最早大分日數も重り、御改正大分御乘り付に相成候と不レ遠御報告も參り可レ申相待罷在候」など認め、其の「別啓」には京都殊に太政官の模様を詳細に報じて居る。

米田上洛、小楠と同宿

護美は關東出張を命ぜられて五月二十四日下阪し、米田は征東軍總帥に任ぜられて同廿八日熊本出發、六月二日着阪、同四日上洛、小楠の寓居に入つた。同六日小楠は宿許への書面(遺稿篇「書簡」二〇二)中に左の如く認めてゐる。

然ば宮川(小源太)一昨夜虎之助殿と同道到着、御國之次第井沼山の御様子い才承り大に安心仕候。宮川も三日之到留珍敷引返に御座候。虎之助殿も只今迄私方に到留、晝夜咄合申候。直に今夕淀舟より大坂に被レ參、一二三日中に左京亮様御供江戸に參向之筈に御座候。

處が、六月六日下阪した米田は同月二十三日に、護美は二十八日に同じく大阪から海路東京に向つた。先發の米田は六月二十五日東京に着したるも漸く七月下旬に至りて東北に向つて出征した。それは大阪でも江戸でも藩士間の物議―佐會論―にて其の進發を妨げられたからだ。然るに熊本に於ては米田が五月下旬出發した後に、出兵及び世子の進發等につきて藩論沸騰して遂に政變を生ずるに至つた。其の經緯につきては元田の『還暦之記』に詳記

しあるもこゝには割愛するが其の大要は、朝廷會津討伐の令を發し、官軍一は越後口より一は白河口より進むことになりたるより肥後藩にも出兵を命じ、岩倉具視は特に世子護久の上京を促し來りたるに對し、藩重役有司の間に議論沸騰し、甲は或は太政官を疑惑し或は薩長を忌嫉した意味もあつたであらうが、會藩義憤固守して東國諸藩連合して應援せば天下の事未だ知るべからず、我が藩宜しく兵を出すことなく勢を見て動くべし、又世子上京は病に託して猶豫を乞ひて然るべしと唱へ、乙は此の際は大義によりて速に命を奉じ越後・白川二道に藩兵を出し以て勤王の師を助くべく、世子は岩倉の招に應じ國家の爲に盡瘁し尊王の誠忠を表すべきを主張した。前者―佐會論―は從前の學校派の議に出で、後者―勤王論―は實學派たる元田東野牛島五一郎の主張であつたが、藩政府内の大勢は前者に歸し、外部の論も之に雷同し、出兵・世子上京は實學派の私論にて一藩を誤るものとなし、遂には元田の轉職・牛島の免職を見るに至つた。藩の出兵・世子の上京が遲疑猶豫されてゐる内に官軍は長進して會城に迫らんとし、親征の聲も荐りに聞え來るに及び、甲論者も大勢の赴く所を覺知し藩議は藩主の上京を勸進するに至つたのである。

なほ元田東野は七月二十二日付にて出征中の米田に長文の書面を認めて右藩論沸騰の狀況を詳報してゐる其の中に、世子上京引留論の原因を左の如く記してゐる。

畢竟此節之動搖は坂邸（大阪邸内）之物議此元へ移り、御上京一條御內情に浸潤し外論主に成り、其末西洋

御倡を初諸御改正筋一統之人氣に悖り、惣て美濃殿(小笠原)・道家を初神谷・私共實學流之所業と憤り、沸騰之末暴徒激發之勢　上聞に相迫り候處より、偏に暴發を御恐被遊候て只管物情御鎮定之　尊慮に被爲出候より外無他事御儀に奉伺、重々奉恐入候次第に御座候。

尚本書面中には物議囂々たる間に兵制改革につきて藩主の趣意を矯め國家を愆る姦人なりとて小笠原美濃及び道家角左衛門に對する抗撃が甚だしかつたことから、此の兩人も同月十七日より引籠り辭職願をさし出したとある。藩主の上京が定まつて後、元田が十月朔日付にて米田に藩情を詳報した書狀の中には右藩論沸騰後藩主上京に一決した經緯の大要を記してゐるが、本書に添へられた「別紙」の中に、實學黨に對する學校派連中の嫉視の狀を記した左の一節がある。

實學黨に對する嫉視

井澤傳(宜次)・鎌田平(平十郎)、今日は根に相成り候。小篠熊(熊雄)・林新(新九郎)・早川助(助作)・澤村脩(脩藏)外より相助け、其外上田休(休兵衛)・井上治部(治部之丞)等にて、通町・京町・山崎・千反畑・高麗門等少年輩迄鼓動致し、實學・西洋二家を惡み立候事實に切支丹より甚敷、氷炭相反し候勢今日より甚敷事是迄無御座候。然し社中之面々は泰然として一人妄動之儀無之、其職分々々を相慎み自反講習專一に致し居候へば、何一つ咎を受候事は無之候。追々聞方(深撃方)共沼山之留守等其外にも徘徊致し候由。實學之面々餘り靜か成事は彼輩よりは甚怪み候由承り申候。

東野の記せる肥後藩論沸騰の狀況を見ると、藩士の多くが時勢に對する見透しがつかずに、敬幕の見・佐會の論を固守した爲ではあるが、實學黨に對する學校派の僻見が多分に加味され

てゐたことは否めない。然しながら彼等が幕府に弓を引くに忍びぬとの立場も亦あながち無理とはいへないのであつた。それはもと〳〵細川家は島津や毛利などに比して德川氏との情實が餘程濃厚であつて、島津や毛利が關ヶ原の劣敗者であるに對して細川の祖先は德川氏の爲に身命を賭して忠勤を勵み遂には五十四萬石を贏ち得た家筋で、隱然として薩南を威制する役目さへも自任し來つたのであつたからだ。而も彼等が若し此の保守的狹義的の主張を捨てゝ實學派の主張に從ひ、速に出兵すると倶に世子も上京して王師に加はり尊王の大義を天下に表したらば、上記の如き立後れとならずして藩の勢力を失墜せざりしものを惜しみても餘りありである。然るに長岡護美の進出や米田・長谷川・津田・安場等の出征は肥後藩勤王の魁首とも云ふべく、藩の面目をして丸潰れとならしめず、又元田・牛島等の努力によりて後れ馳せながら藩主の上京となつた事は切めてもの幸であつたが、これには此等の人達の背後に小楠があつて其の腰を押して居たことを見遁してはならぬ。

上記の如く漸く上京に決した肥後藩主韶邦(慶順の後の名)は九月二十七日熊本を發して十月六日大阪に着し、それより同九日入洛して壬生の藩邸に入つた。彼の着京は遲れて車駕東幸後となつたので進止如何にすべきの指圖を辨事に請うた結果同月二十六日東下を命ぜられたから、十一月十二日天機を奉伺すべく京都を立ちて東京に向つた。小楠は此の滯京間藩主に晋謁したか否かにつきては何等徴すべき記錄はないが、文久二年には熊本にて謁して何

か進言したこともあり、今回は小楠は參與で朝廷の樞機に與つて居りもするし幾回か謁して時事問題などにつきて意見を述べたことは想像に難くない。

藩主東行、護美入洛

肥後藩主東行と行違に長岡護美は同月二十九日歸國の途次入洛した。小楠は其の日宿許に送つた書狀（遺稿篇「書簡」二二八）中に、

> 御國も馬鹿な議論沸騰漸々治平に相成との相聞、此節左京亮（護美）様御歸國にては方向も定り可ㇾ申、此許に出京いたし候者は三日を經ず悔心仕候。必竟田舍もの御國の外は一切存じ不ㇾ申より事起り、一旦は御國も如何と大に心遣も仕候へ共先々目出度相替り此上なき大慶に御座候。

と記してゐる。隨分辛辣な批評だが、小楠も此迄の藩の因循論には愛想をつかしてゐたことゝ思はれる。

米田再び小楠と同宿

護美は十二月二日まで京都に滯在したが、其の月十四日には米田も東北平定し歸藩の途次凱旋將軍として入洛し小楠の寓居に投宿した。米田は十二月二十七日京都にて薩藩主の下國及び同藩士引退の件を德大寺實則より聽取した事實があり、又小楠より元田への同日付の書面（遺稿篇「書簡」二三四）に「虎之助殿（米田）・長谷川（仁右衛門）一兩日に歸國云々」とあるから二十八・九日頃迄滯在したと見える。此の護美と米田とが相前後して入洛するを迎へ互に胸襟を開いて會談し得たことは小楠に取りては無上の喜であつた。彼は米田の着京の日宿許への書狀（遺稿篇「書簡」二三〇）中に「左馬亮樣初參らせ大に御開明にて御國も此節は開け可ㇾ申候」と

護美・米田と最後の會合

認めてゐるが、これ迄とても既に護美及び虎之助の材器には推服し其の將來につき深く囑目せることゝて、今回兩人の歸國に對しては特に大いに期待する所があつて、必ずや肥後の舊習打破と其の興隆につきて互に語り合つたことゝ思はれる。然るに神ならぬ身の知る由もなく小楠は此の後間もなく凶刄に斃れて、二人との會合はこれが最後となつたのである。

右記述し來つた沼山津閑居時分より京都滯在間に至る小楠と護久・護美・米田等との交際及び默契を味はつて見ると、小楠は手も足も出されなかつたかに思はれた肥後藩に對して、脚光を浴びて登場こそせぬが舞臺裏の支度に人知れずせつせと取り懸つてゐたことが窺はれる。其の場面と云ふは德富蘆花が其の著『竹崎順子』に書いてゐる左の一節である。

肥後の維新

　肥後の維新は明治三年に來ました。それは横井小楠がかねて囑望し遠ながら誘掖して置いた世子細川護久が家督を相續し熊本藩知事となり、勅許を得て弟長岡護美と藩政改革に歸つて來たのがきつかけでした。横井死後滿一年で横井の時代が肥後に來ました。横井の息がかゝつた若い藩主や、其弟が局に立つと横井の友人門人が網の元綱をしぼるやうに續々と登庸されます。

韶邦隱居、護久家督を嗣ぐ

肥後藩主韶邦は明治二年正月薩・長・土・肥の四藩主と共に版籍奉還の願書を提出し同年六月嘉納されて更に熊本藩知事に命ぜられたが（此の時より肥後藩た熊本藩と稱す。）翌三年五月八日隱居の許可せらるゝや卽日護久は家督を相續して同知事に任ぜられた。韶邦が隱居するに至つた經緯及びそれに關しての道家之山の苦忠につきては元田の『還曆之記』に詳かであり、又韶邦の隱居を決

意せる趣旨は米田虎雄談として細川侯爵家文書『故護久公御事蹟調』中に載せてあるもこゝには皆略するが、此の時に於ける韶邦の心事は身を以て德川覇府に殉じ、護久には舊軌を捨てゝ新帝に奉仕せしめんの深慮に出でたではあるまいか。斯く思ひ來れば所謂武士道尊重の肥後氣質の意氣地も偲ばれて、坐ろに其の苦衷に對して悲痛の感を抑へがたからしめる。

護久藩知事に任ぜられて五月二十八日歸藩するや胸中已に成竹を得て居たものと見え、二三日後の六月朔日に今迄の藩政府幹部の殆ど全部を交迭して其の陣容を一新すると倶に藩政に大改革を加へた。元田の『還暦之記』には左の如くある。

藩政大改革

藩知事公職に任じ、將に　朝旨を奉じ大に藩政を改正せんとす。先づ　朝制に依て官職を改め、從來の家老・奉行・用人・目附諸役・近習・取次等の官人共に廢し、大參事一人長之助君之に任じ、權大參事二人米田虎之助・津田山三郎之に任じ、而して休也翁を以て權大參事の勤務に充つ。少參事四人安場一平・太田黑惟和太・山田五次郎・早川助作。權少參事四人白木大助・宮村七五三・杉谷某・神山某。監察には澤村右平・幸準藏。取次組脇の場家令を原田晋作等其他の官吏皆改撰に成りたるなり。初め余を以て家令兼侍讀と爲すの內喩を受く、余固く家令を辭す。乃知事公の侍讀を專任し、內外事務の顧問に預り、大參事以下の人物の撰擧皆預からざること無し。藩政一新の始め知事公の主旨を一藩に喩示せられんと欲し、余をして其草案を呈せしむ。乃草して之を上り、一藩に布達せらる。（此草案公の邸にあり余乞ご寫記せんと欲す。）是に於て每朝政事堂の上局に出で堯舜二典を講ずるを知事公以下の大少參事列坐して之を聽き、相互に質問講習し畢て諸政事を施設處斷し、百事知事公に上請して直に施行し留滯

することを無し。夜をトして知事公の內殿に出で論語を講ず。知事公及近習列坐して之を聽く。大參事公又別に一日亭の內殿に余を招て講義を聽く、乃大學・中庸を講ぜり。余因て天人一理・道德政事二致無きの實を陳べ俊德を明かにして萬邦を協和すべく、德は惟れ政を善くして政は水・火・木・金・土・穀の政事を以て用を利し生を厚くするのみ。其德は允恭克讓天功を亮くるに止まり、其要は君臣一和都兪吁咈欽哉戒哉に在り、明德は己れ自から明かにして推して天下の明德と爲す時は天下平なり、國を治むるには誠意正心なくして何事をか爲し得ん。天地位焉萬物育焉は君主の心の中正に在り、聖賢の千言萬語悉く當世の實用ならざる無く但篤信して之を實踐するを貴ぶと。反復講說する每に知事公・大參事公善しと稱せられざることなし。此時人材多く登用せしと雖ども各其黨派を異にし、安場識見議論正大にして時世の用に適するも澤村・原田固僻の論に合はず。大田黑確實の見識あるも原田大に非斥する所となり。白木・早川・神山等は學校の一派其見稍異なり。此時に當り米田・津田及早川は江戶の邸にあり。故に休也翁と余と專ら其調和を勤めて苦慮せしも眞の一和に至らず。安場・大田黑・山田・白木の建明する所最時用に適するを以て知事公・大參事公多く採用せられて改正の功を奏せられたり。

安場、小楠先生の氣風を帶びて識見正大議論明快敢然進んで爲す。大田黑着々步を占め利害明細百得あらざれば敢て趾を擧げず。山田平實、白木巽調各一長あり。而して大參事公最安場を取れり。余、休也翁と年稍長老なるを以て顧問の任に當り、諸子の意見議論を浹合中裁して大參事公・知事公を翼賛せり。

德富蘆花は其の著『竹崎順子』に左の如く記してゐる。

明治三年五月、熊本藩知事細川護久は肥後に歸つて來て、早速中央幹部を更迭し、實弟長岡護美を大參事に、米田虎雄を權大參事に、横井門下の太田黑惟信・山田武甫以下をそれぞれの要部に据ゑました。地方に居た者も、横井門下の然る可き面々は呼出されました。竹崎律次郎は玉名の横嶋から、德富太多助は葦北の水俣から出て來ました。それ等は下級の初官から一年の中にずんずん昇進させて要路に當らせられました。錄事で出て來た律次郎は、直ぐ民政局の少屬になり、大屬になり、一人扶持の加增を受けました。德富も同樣でありました。相婿の三村傳も大屬になりましたが、此は在官二年にして野に退きました。中央の渦卷は今肥後に及んで、當局は上となく下となくさながら革新の美酒に醉ひ、小躍して、古きを毀ち、因はれを縱ち、鄕國の維新に從事しました。郡代十六人・目附二人及び附屬の役人二百十五人が一擧に廢せられて、地方政治も刷新せられ、「視レ民如レ傷」と謂ふ心から家祿の半を割いて管內窮民の救濟に宛てたやうな藩知事護久の下に、旨を體した民政局の當路者は、一般民の負擔を輕くし生活の自由を擴むる事に勇進したのであります。御花畑の御殿は、襖と云ふ襖を取り拂ふて、知事樣から下々の役人まで一目見通しの勤務です。民情視察の一行は、あばら家の中から雜炊鍋を引つ提げて、先の殿樣の知事樣の前に蓋をとり、こんなものを食べて居ますと見せます。隔てが失せれば皆一でした。上が喜び、下が悅ぶ。「治化如二日升一」と歌ふて、師横井小楠が唯今でも實行出來ると口癖のやうに云うて居た堯舜三代の政治を、今續々と實行し始むる其愉快は小楠の門人等にとつてまた比ぶるものもありません。横嶋で律次郎・太多助の義兄弟が調べ上げた獻立が直ぐ役に立ちました。

右文の最後にある「横島で律次郎・太多助の義兄弟が調べ上げた獻立」とは前年即ち明治

二年秋の收穫時猫の手でもかりたいやうに忙しい眞最中に、それを素知らぬ顔で玉名郡横島の竹崎律次郎の家の奥座敷で主人と義弟徳富一敬とが毎日々々寢食を忘れて密かに編んで居た「藩政改革意見の綱要」である。それは大要左の如くであつた。

一　諸事尊大之御格合、三百年來養成せし習弊を脫然と被ㇾ爲ㇾ破、簡易無造作にして御三方樣御同殿、御臺所を一ケ所にして御膳等も御一所にて被ㇾ召上ㇾ云々。

一　人君日々自から政を聞玉ふべし云々。

一　顯光院樣（齊護夫人）、鳳臺院樣（慶前夫人）、御花畑新御殿御一所に御住居、御臺所一にして御膳等御一所にて可ㇾ被ㇾ召上ㇾ事。

一　二ノ丸並宮內御殿取崩の事。

一　御城御天守等取崩、外廻り之門屏丈を殘し可ㇾ申事。

一　枝葉之雜稅、惣て御免に可ㇾ相成ㇾ事。

一　御鷹場一切御解放しの事。

一　諸官盡皆可ㇾ被ㇾ廢、會計局一を殘し、出納を司るべき事。

一　政府上下二院を建設し云々。

一　御役人一切入札公選にすべし。

一　諸拜借一切御捨方之事。

一　會所々々備錢現有一切政府に集、手數閑散に相成、會所役人減少之事云々。

一　會所々々官錢貸付分は一切捨方之事。

一　御惣庄屋已下在役人、入札公選にすべし云々。

右の大部分は實行されたが熊本城破毀の一條は、護久知事も其の氣になり已に中央政府に

伺ひ出たのを、護美大參事がそれには及ぶまいとて其のまゝになつた。その破毀しようと云ふ動機は築城は豪族割據時代の遺物で、こんなものがあつては四海一家の宏謨の障礙となると云ふ事と、兵制が一新して兵器が變つたから城壘では役に立たぬと云ふ事とで、今聞いても寒からずして栗する樣な意見である。

横井時代來る

小楠が在米二塀や其の他への書簡中によく見えた「護久・護美二公子の遠慮なく政事を遣り得る日」が到來したのである。果して知事を始め要路に据ゑられた顏觸は殆ど皆小楠の友人又は門下生であつて、蘆花が「横井死後滿一年で横井の時代が肥後に來ました」と云つたのも決して過言ではない。特に元田が知事の侍讀となりて毎朝政事堂の上局に出で堯舜二典を講じ、知事を始め大小參事等之を聽き畢つて諸政事を施設處斷したり、又知事・大參事に『論語』『大學』『中庸』を講じて天人一理・道德政事二致無きの實を陳べなどする所を見

藩政維新の目標

ると藩政維新の目標は如何なる犧牲を拂つても舊習を打破して新文化を迎へ、其の上に四海一家堯舜の政治を布かうと云ふので眞に小楠の理想通りだ。小楠も定めて地下で會心の笑を洩らしたことであらう。

こゝに肥後の維新を迎へて過ぎし一兩年前を回顧すれば、肥後藩が明治維新に方り時勢を知らずして薩・長の先見卓識に及ばず、奉幕の見・佐會の論に拘泥して出兵の機を失し、藩の聲望土佐・肥前の後に墜ちたは遺憾の極みなるも、元田の『還暦之記』中の言を其の儘借れば「幸

に米田・津田・安場等の忠義盡力するあり、道家の孤忠果決あり、下津の克成深慮するあり、大田黒・山田・白木等の翊賛するありて知事・大參事を輔佐し以て善後の策を運らし頗る其藩權を回復したる」ことは稍意を安んずるに足るのであるが、此等の人達が皆小楠と深き關係あるを見る時に、彼の存在が肥後の面目を保つ上に如何に役立つたかを思はねばならぬ。後年小楠を華族に列せられたき義につき安場保和・村田氏壽・米田虎雄・青山貞の上申書の中に、「維新の際熊本藩が全藩の姑息論を破り佐幕論を排し挺然起つて王事に竭せしが如き下津休也・元田永孚等が翼賛の功に由ると雖も其基づく所大に平四郎が開導奬勵の力にあり」との文字があるがこれは決して溢美の言ではないのである。

肥後の勤王は小楠の開導奬勵の力にあり

肥後の維新は上記の如く小楠が豫てより護久・護美二公子や米田・元田等と力を協はせて書き上げた筋書と人知れぬ舞臺裏の働とによつて實演されたに外ならぬが、此の維新を一轉機として肥後の文化の海に泰西文明の流が澎湃として流れ込んだのを導き入れた人達を見渡して見るとまた小楠の息のかゝつて居ない者は殆ど無い。かくして肥後には此の維新と倶に各種の產業・文化の施設・開明の學術などが勃興したが、其の全部とは云はざるも大多數は小楠の指導誘掖に基因してゐる。今その顯著なるもの二三を擧げて見よう。

護久は右改革に着手して間もなき其の年七月には創立以來百十六年間肥後の學政を統一してゐた時習館を閉ぢて熊本洋學校を熊本古城の地に、時習館より二年後れて開設し醫政の

振肅・醫學の發展に貢獻してゐた再春館を鎖して治療所を同地に建設することにした。これと同時に一年前に開設されてゐた微々たる洋學所の閉鎖されたは云ふ迄もない。

**熊本洋學校**

熊本洋學校の創設につきては、滯米滿三年になるかならぬに病の爲に歸朝した横井大平が長崎にて療養中、文久三年から藩命にて同地に洋學研究中の野々口爲志に向ひ、君が年齡三十を越えながら猶熱心に洋學を修業される其の志は感服すべき至りなるも寧ろ年少子弟の洋

**横井大平の發議**

學教育に從事して大いに國家の人才を養成することに盡力されては如何とて、熊本に完全なる洋學校を設立し西洋人を教師に雇ひ入れることの急務なるを說いたので、野々口もこれに共鳴して其の機會を俟つてゐた。處が右の如く知事となつた護久が天下の大勢を達觀して歐米の長所を採り藩の文化を進めようとの意志であるのに力を得て、時の少參事山田武甫に洋學校設置の事を力說し、山田から護久に進言して、その容るゝ所となつたのである。

**洋人教師招聘**

然るに洋人教師については攘夷熱の餘燼未だ消えざる當時之を雇ひ入れて熊本に居住せしめては如何なる變事を惹起せんも計り難しとて藩政府に逡巡の色があつた。それを聞いた大平は歸熊して米田權大參事に面會し、熊本にて攘夷家の跡を絕つを待つは猶百年河淸を待つと同樣である。亞米利加の如き開明國にすら今でも排外思想家は多い位だから、それを顧慮するは愚である。洋人を雇聘せねば決して完全なる教育を施すことは出來ぬと說いて

**大平の盡力**

遂に其の議も決せられ、愈〻洋學校の建設が確定された。教師は大平の意見に從ひ米國の非役

士官を雇ひ入れ、學校教育の傍、當時藩にて從事せる兵式改革の顧問役たらしむることになり、大平は病軀を以て上京し、舊師であり又當時大學校の御雇教師たるフルベッキにつきて右教師招聘の周旋方を依賴したが、歸途病氣增惡し辛うじて長崎に着き、野々口の來崎を求めて萬事を依賴して自分は只管療養に努めた。翌四年七月米國非役士官ゼーンス應聘來朝して野々口之を東京に迎へ、八月中旬熊本に連れ歸り、九月一日より英語の授業が始まつた。

ゼーンス來任

これより先學校の準備大略整頓するや大平を長崎より迎へて之を校內の一舍に寄寓せしめ、當時既に診療を開始せし治療所の手當を受けしめる傍、洋學校の議に參與せしめたが、病勢は益進んで翌四年四月三日學校の開業を待たずに逝いた。不幸短命ではあつたが二十二歲の若さで肥後の教育史延いては日本の文化史の上にこれだけの足跡を印し得たのは地下の叔父への良い土產話であつたであらう。本校は神風連の暴動のあつた明治九年十月まで續いたが、野々口は其の教育成績について、

大平病歿

我熊本洋學校に於てゼーンス氏の薰陶を受けたるものゝ中には隨分社會の爲に成候人物も有レ之、彼の橫井時雄・中原淳藏・小崎弘道・吉田作彌・橫井時敬・海老名彈正・宮川經輝・金森通倫・德富猪一郎・下村孝藏等の如きは皆社會に名を知られたる人物にて、皆氏の薰陶を受けたるものに御座候云々。

と述べてゐる如く、肥後否日本の文化に貢獻する事頗る大であつたことは云ふ迄もない。此の洋學校の設立について重大な役割を演じた大平は小楠の甥、野々口・山田は小楠の門弟で、知

小楠の理想其のまゝ

事も大參事も權大參事も皆肥後維新の芝居を打つべく舞臺裏で小楠と倶に働いた人であり、又本學校設立當初の規則の中には左の條項がある。

童蒙をして洋學のみ敎導致し候得ば專ら洋學課業にのみ長じ、孝悌忠信を忘れ漢籍に疎く相成により漢籍之敎導を立、每日時限を分け敎導すべき事。

それで、四書を始めとし『詩經』『書經』『左氏傳』『史記』『綱鑑』『通鑑』等を學年に分課し、心性は東洋流の忠孝倫理主義を押立て、洋學は知識の開發・器械技術等の進步を計る爲に修業することになつてゐて、小楠が二甥の渡米の際に書き與へた所謂明堯舜孔子之道、盡西洋器械之術云々の語の意味と少しも違つてをらない。かゝる事實を見ると小楠が夙に英語習得の必要を主張して若い二甥にも幼い吾が子にも其の修業を奬勵した本意を共のまゝに、大平や門人や親友達が實現させたのだといつてもよい。斯く其の由つて來る所に小楠の先見の明と遠大の理想とが働き掛けてゐる洋學校に、實子の時雄やみや子が入學して敎育を受けた事は小楠も定めて地下で滿足したであらうと思はれる。

治療所（後の醫學所及び病院）

次に治療所は西洋醫學の興隆の爲に創設されたもので、名は治療所でも其の實は醫學校及び病院であつた。初は長崎より吉雄圭齋を聘して院長とし、寺倉秋堤・内藤泰吉等が之を助けてゐたが、該所にも洋人敎師招聘の議起りて當時長崎に在留の和蘭醫官マンスフェルトの來任を見るに至りて古城醫學所及び病院と改稱した。此處からも北里柴三郎・濱田玄達・緒方正規

マンスフェルト來任

を始め多くの名國手を出し、我が國の醫學界に大なる貢獻をなしたが此の醫學所及び病院も亦小楠と因縁淺からざるものがあつた。

小楠と因縁深し

小楠が夙に西洋醫術を弘奬した事は既記の通りであるが、右治療所の新設は山田武甫・安場保和等の發議によるものであり、醫學所及び病院となつての職員は敎師兼醫師がマンスフェルト、院長が吉雄、幹事が內藤（校長事務を執る）と寺倉（主として院務）、助敎が奧山靜叔と高橋正直、敎導が中山至謙と田代文基で、竹崎律次郎が修身科を擔當した。然るに此の發議者の山田・安場も職員の內藤・中山・竹崎も小楠にとりて門生、高橋は門生同樣、寺倉は親友で奧山は最も懇意な西洋醫福間の門より出てゐるばかりでなく、これまで常に大いに擁護してゐた關係がある。さすれば院長の吉雄と敎導の田代の外は悉く小楠の緣故者だ。此の醫學所及び病院は肥後の西洋醫學に一新時代を劃したもので、西洋醫學を開發進步せしむると倶に其の强固なる基礎となつたのである。これが假令小楠死後に建設されたとしても小楠無かりせば恐らくは此の醫學所及び病院の建設さるゝ機運は生じなくて、西洋醫法は舊の如く漢醫法により壓倒され蹂躙されて居たゞらうと思はれる。

其の後廢藩置縣と同時に醫學所及び病院が官立となるや吉雄・寺倉罷め、七年その官立より公立となるやマンスフェルト任期滿ちて去り、奧山・高橋・中山も辭して內藤と田代兩人のみが殘り自ら病院の方が主となつたが、翌八年にそれが又縣から結社人の手に移されて公立通町病

公立通町病院

設立者は殆ど皆小楠門下

院となり、醫學所の生徒を收容して其の教育を繼續した。右結社人は嘉悅氏房・岩男俊貞・德富一敬・竹崎茶堂・林秀謙・水島貫之・土肥直康等で殆ど皆小楠門下の錚々たるものである。此の病院は十年の役に兵火に罹つて烏有に歸したが、後に起りし縣立醫學校及び病院への連鎖となつて、肥後の醫學教育の中絕を救ひ、西洋醫術勃興の頓挫を免れしめたのであつた。

かく考へると小楠の肥後西洋醫學に對する因緣は一層深くなつて來て、彼の先見卓識は肥後の西洋醫學を勃興せしむるの大なる力だつたことは何人も承認するであらう。小楠が早くから西洋醫學を鼓舞せなんだら彼の友人門下たる實學派の人々が其の開發の爲にあゝまで力めなかつたかも知れぬ。さすれば肥後の醫學は今日の如く隆盛を見ることが出來なかつたであらう。小楠は眞に肥後西洋醫學の大恩人である。

殖産興業

今一つ見逃すべからざるは肥後の維新に際して勃興した殖産興業である。そして之に從事し之を開發せしめたものが全部と云はずとも殆ど皆小楠門下たらずんば間接に其の敎を受けたものばかりである。小楠は常に「大禹謨」の六府・三事を引きて子弟を敎誨した。云ふ迄もなく六府とは水・火・木・金・土・穀、三事とは正德・利用・厚生だ。『書經』に「德は維政を善くす、政は民を養ふに在り、水・火・木・金・土・穀惟修せよ、正德・利用・厚生惟和せよ」と云ひ又「地平かにして天成る、六府・三事允に治まり、萬世永く賴る」とあるが、三事の中、德を正すは彼自ら任ずる所、而して利用・厚生の二事は格物致知の經學より敷衍して門弟を督勵して之に當らせた。蓋し

小楠が越前に於て萬延元年に草した「國是三論」（遺稿篇「論著」六・本篇五一五頁）中の「富國」「强兵」の二論を見ても無論富國・强兵が彼の最後の目的ではなかつたが、これを度外して仁義を世界に布き得ないことを看破したる彼は當時の貧弱なる我が國の經濟狀態を直視して一層富國强兵・殖産興業・利用厚生の急を說いてゐる。彼の最愛の弟子たる三岡が殖産貿易の事に當り大いに越藩の財政を豐ならしめたのも、既記の如く小楠の指導誘掖によつたことは云ふ迄もないが、肥後に於ても亦直接小楠の薫陶を受けた門下生中には出でゝ官途に仕へて殖産興業を大いに奬勵したは勿論、一旦退いた後は自ら養蠶・製茶其の他の實業に志した者が頗る多く、隨つて明治以後に於ける肥後産業界の興隆は直接間接小楠の影響を受けた者の貢獻に負ふ所が尠くないのである。殊に養蠶・製絲・織物・製茶の諸産業は其の門弟が自ら時代に魁けて衆に其の範を示したものであつて、肥後の産業史を繙く者は小楠の炯眼と其の薫陶を受けて自ら之を履踐した所謂實學連の犧牲的精神に尠からず傾倒感奮するであらう。特に朱子學派の餘弊として理財貨殖を異端視した當時に於て武士の家に生れた者が實業に手を出すなど云ふことは世俗からは甚だしく蔑視されてゐたにも拘らず、敢然身を以て之に當つたことは一面また小楠の感化の尋常ならざる者あるを知るに足るであらう。

産業に貢獻した小楠門生

肥後の産業界につきて見るに早くから養蠶・製絲の方面に着眼し肥後に斯業の基礎を築き其の普及・發展に向つて大いに貢獻した功勞者に長野濬平・山田武甫・嘉悅氏房がある、其の他上

塚俊藏・同實勝・内野謙次・鬼塚佑・緒方三八なども蠶絲業の普及や農事の改良に力めたことによつて有名である。肥後に茶業の先鞭を著けたのは矢島源助・上林熊次郎であるが、上林は其の半生を肥後の茶業發達に盡瘁し、矢島は農園を經營し大いに品種の改良・製茶の事に貢獻した。河瀨典次も小楠の茶園を引繼ぎて經營し製茶をなすと倶に蠶業にも力めた。竹崎茶堂(律次郎の後の名)は實學敎育に從事する傍、養蠶・製茶・農事に熱心であつたのみならず乳牛の改良を圖り野菜種及び農具を米國より取寄せたり、西洋食を調理したりして文化的生活の率先者であつた。明治十三・四年頃搾乳業を開業し現今斯界の權威たる高木第四郎は父を小楠の弟子にもち、自分は右茶堂の門生である。士族で織物業を始め同業をして發展せしめた故河田精一(既記河田充子の夫)も亦茶堂の門下だ。

右列擧した人達は皆小楠に直接薫陶を受けた門生にあらずんば其の流を汲んだもののばかりだ。なほ小楠の縁故者にして產業に從事したものは此の外にいくらもあらうけれども小楠と何等關係なきものにて肥後產業に貢獻した人は極めて少い。小楠の關係者にして殖產興業に從事せる人達の事業は草創時代のことゝて、間には中途にして失敗し挫折して永續しなかつたのもあるが、肥後產業の開發に貢獻したことの頗る大であつたは感謝すべきで、特に彼等が實業に從事するにしても決して彼等自身の利益を目的としたのではなく衆に先んじて範を示したに過ぎないのであつたことは敬服に値する。嘉悅氏房が本山在宅時代其の桑

園に一盜賊が入つて桑苗を大分盜み去つたことがあつた。彼はそれによつて可なりな損失を蒙つたに拘らず大いに喜んで朋輩に云ふには「貴公達喜んで吳れ、多年の苦心がいよ〱成就した。吾が桑園の桑苗を盜むやうになつたから肥後の蠶業もいよ〱物になつたばい」と。話は違ふが上記醫學所及び病院が開設されマンスフェルトが婦人科診察を始めた時誰一人見向もしなかつたが、嘉悅の妻はいの一番に俄作りの患者となつて範を示したさうな。かうした逸話はいくらも遺つて居るが、當時實學黨の人達の心事は皆かくの通りで獻身的精神に出でゝゐた。その證據には嘉悅が經營してゐた綠川製絲場が失敗して閉ぢられた時彼の勸誘により多少の株式の募集に應じた爲に損失を蒙つた者もあつたが、誰一人不平を云ふ者はなかつたとは有名な話だ。

以上は肥後維新と倶に勃興した文化的施設として洋學校・醫學所及び病院並に諸產業につきて述べて見たが、其の他の文化的施設に於ても小楠の息のかゝつてゐるものは頗る多い。之を思ふ時小楠が其の在世中因循固陋風を成し舊習に捉はれて移るを知らず、甚だしきは之を嫉視し迫害を加へんとさへする不穩の雰圍氣中に在りながら、恐れず屈せず其の所信に邁進した勇敢なる氣象と先見の明とには驚嘆せずには居られない。それと倶に小楠の門下には師說を奉じて其の長ずる所に從ひ適所に活躍した者の頗る多いのを見る時、小楠の感化力の如何に偉大なりしかに深甚の敬意を拂はざるを得ないのである。

# 第二十一章　家庭人として

## 一　心は毎に家庭を離れず

天人を見るが如き想あり

家庭の人としての小楠は徳富蘇峰が家庭に於ける吉田松陰を評した如く恰も天人を見るが如き想がある。彼は其の全心を捧げて親を愛し兄弟を愛し妻子を愛し姪甥を愛した。彼が旅行先から宿許に寄せた書狀を見ると、如何にも美しい溫い人情味が橫溢して人をして感激せしめる。實母及び養母に對しての厚き孝心、兄弟に對しての深き友愛よりして妻子や姪甥や下婢に對しての優しき慈愛・細かき心遣ひは、時にはほゝゑましく、時には涙ぐましく、人間小楠の赤裸々なる姿がそこに現出してゐるのである。

家庭は安樂境な慰安所

小楠は折々癇癪を爆發させた。然し其の時は火の出る樣でも、過ぐるとさつぱりして夕立上りの樣にすが〳〵しい。彼は時々醉狂をした。然し醒むれば光風霽月些の痕跡を留めない。かゝる一時的の場合を除いた小楠の家庭は何時も圓滿で、春風駘蕩たるの觀があつて、家を出でゝは七人どころか無數の敵を持つてゐた彼のためには家庭は唯一の安樂境でもあり、

又唯一の慰安所でもあつた。文久二年正月福井藩の中根雪江に寄せた書面(遺稿篇「書簡」一二八)の中にも左の如く書いてゐる。

拙生歸鄕以來日夜家人と相樂み、或は諸生と講論いたし、暇は山水を眺望いたし、何も心にさし障り候事も無御座、和樂に此日を送り申候。夫故か何の申分も無御座壯健に罷在り候。

一家團欒の樂しみ

彼の沼山津閑居間は何よりも一家團欒の樂しみを樂しみとした。既記「偶興」十二首中の「催得家人出蓽門」の七絕にある如く(本篇八二六頁・遺稿篇八九三頁)秋晴の好時節には一家打連れ辨當持參にて野遊に出掛けるのも其の一つで、元田東野も「寄題四時軒」なる三首中の一つに小楠が山水明媚の沼山津の鄕村で親子打連れて山野の間に逍遙し一家を擧げて樂しみを倶にする事は何とも云へない程愉快なものであらうと羨んでゐる。(本篇八四〇頁)

稚氣滿々たる一面

常に一家の和樂に心を注いでゐた小楠は誤つて亂醉して家人を困らした翌日などは、忠婢壽加の背に跨つて馬乘の眞似などして其の機嫌を取つたなど云ふ噓のやうな話も遺つて居り、又海老名未亡人の著者への談の中にも、

父は時々臺所へ出て來て料理の差圖をしたり、面白い話などして家人を笑はせることがありました。或時は鯰を燒いてやるとて魚串に刺して焙つて居ると、火中に魚の身が崩れ落ちたので頭搔く〳〵逃げ出したこともありました。

と云ふのがあつて、家庭に於ける小楠には稚氣滿々たる一面もあつた。

心は毎に家庭に馳せた

小楠は四十五歳で始めて妻を娶り、間もなく家庭の主人となつたが、それより僅か三年餘にして安政五年三月から四回もの福井藩の招聘に應じて或は福井に、或は江戸に行き、又明治元年には京都に召されたので、其の安樂境其の慰安所なる家庭に悠々と落着く暇もなかつた。當時にあつてはそろ〳〵隱居でもしようと云ふ五十歳から斯くの如く屢〻長く家族と離れて旅住居をせねばならなかつた事は小楠をして痛く寂寞を感ぜしめ、德富蘇峰が吉田松陰を評した言葉を再び借りれば、日葵が恒に太陽に向ふ如く、磁針が恒に北を指す如く、川流の恒に海に入る如く、彼の心は恒に家庭に向つて馳せてゐた。殊に旅の度數が重なるに連れて彼は懷鄕病に罹つてゐるかの樣にさへ見えた。其の二三の例を擧げると、三度越藩に聘せられて福井に在つた萬延元年九月に宿許へ贈つた手紙（遺稿篇「書簡」一〇二）に左の一節がある。

近日病後の運動にそろ〳〵と出浮申候。旅の空にてずんと面白く無二御座一候。却て御許之事思ひ出し一刻も歸り申度奉レ存候。來春は君公三月中旬頃此許御發駕の積りに御座候間、どふとぞ致し其前二月末此許出立致し度、只今よりそろ〳〵と羽根つくろい仕候。

「そろ〳〵と羽根つくろい」とはなか〳〵面白い。同年十一月二十八日付の宿許への書面（遺稿篇「書簡」一〇八）にも、

江戸に參り不レ申方に候へば二月末より打立覺悟に御座候。左候へば此許に罷在候は七八十日にて、最早わづかの事に相成申候。江戸に參り候事に候へば……歸鄕は六月末か七月初に相成り可レ申、よ程まち遠ふなる事

出府よりも寧ろ歸郷を

と被レ存候。何分江戸に參り不レ申、春に相成り早々歸郷の事いのり申候。

と書き、其の後二日して十二月朔日の（遺稿篇「書簡」一〇九）にはまた、

正月中には夫々相仕舞、一刻も早く歸り申度、純三郎と寢酒の度毎に其咄しのみ仕候て笑い申候。何分江戸に參らざる事に相成候へかしと實に祈申候。

と認め、更に七日後の同月八日の書面（遺稿篇「書簡」一一〇）にもまた、江戸に參らぬやうになるのを祈ると記してゐる。小楠は江戸に行けば春嶽に初めて晋謁し得られ、日頃の渇懷も醫せらるゝのでそれを希望せぬ譯ではないが、それよりも早く沼山津に歸りたい氣持が多分であつた。然るに春嶽よりの要求默止し難く文久元年四月中旬出府の已むなきに至つたが、七月二日付の宿許への書面（遺稿篇「書簡」一二二）にはもう左の通り申し送つてゐる。

屈指して歸期を待つ

私歸郷之事、中將様（春嶽）・當公（茂昭）に御相談申上げ八月十五日に此許出立仕度段々及二言上一候處、兩君にも御合點に相成候間福井表へも申遣候、大抵落着仕候。就ては土産物等の用意いたし申候。十五日に出立仕候へば來月中に福井に着、九月一つぱい到留いたし十月初に彼表出立、同月末には御許に着可レ仕、指ををり候へば最早百二十日に過ぎ不レ申、大に樂居申候。

翌三日に書いた右書面「追啓」には又「歸郷に打立候へば百日餘之日も却て待遠に相成り、日々指をおり申候」とか「江口純三郎に橙酢（ダイダイズ）一斗程用意致呉候樣御申遣可レ被レ下候。歸り候て註文は時候におくれ可レ申、只今より御失念なく被二仰越一可レ被レ下候」とか記し、その又翌四日

客中にては唯々宿許懷しく

の同書「追啓」にも左の通りある。

其心得にて普請等何も御心配被ㇾ成下ㇾ度奉ㇾ存候。馬は何分歸り前に御引き入れ、歸りの節左平太乘り候て迎に參り候樣吳々奉ㇾ存候。……向の貞作屋敷にて地方少々御かり受被ㇾ成、大根又は京な・唐茗の類御うえ付被ㇾ成、虫に食せ申さぬ樣御世話可ㇾ被ㇾ成候。尤一日も早くうえ候儀よろしく、歸鄕の上の樂に御座候。

歸期が定まると心は早くも三百里の西へ飛んで、幼兒が正月でも待つ樣に文字通りの屈指だ。野菜の植付・橙酢の註文もふるつてゐるが、馬を買入れ左平太それに乘つて歸りを迎へるやうになどに至つては稍噴飯に値する。遮莫小楠の歸心矢の如き狀態は眼前に髣髴するではないか。

小楠は四たび越藩に招かれて文久二年に熊本から江戸に直行し、七月六日に着するや、其の翌月八日付宿許に寄せた書面（遺稿篇「書簡」一三〇）には、はや「來年夏にも相成候へば是非々々歸國いたし候覺悟にて彌以沼山津永住の心得に御座候。……出立前申上候通梅の木の分は西屋敷の道に御直し、不足分は何方よりも御求隨分多分に御うへ被ㇾ成、其花の頃は罷在り見可ㇾ申と相樂申候」と申し送り、なほ同書狀の中には「御許に居候へばかんしやくも起り無理も申候へ共、客中にては唯々宿許ゆかしく思ひやり候事のみに有ㇾ之」と云ふ文句さへもある。政事總裁職たる春嶽の帷幄に參して幕政一新を企畫し、幕府の有司を說伏して瞠目せし

め、其の意見が重要視されるほどの得意の絶頂にある彼の一面には、此の如く家庭思慕の情の切なるものがある。上記書翰のどの節によりても如何に小楠が家庭に愛着を持つてゐたかを察し得らるゝが、斯くまで家庭生活に心を惹かれてゐる彼が出來るだけ其の住宅を居心地良くしたいと思ふのは自然の要求である。

住宅及び庭園に對する注意

彼は其の爲に旅先からいろ〱と宿許に指圖をして座敷の普請・庭園の植木・家具の新調・所藏品の手入などくどいほどに書き送つてゐる多くの書簡の中には左の如きものがある。

臺所土間共に隨分きれいにいたし度候。新宅天井はすゝ色付け不レ申候へば秋に成り蠅のふんにて見苦敷可レ有レ之候。竹やぶの内大木御座候は直にもらいうけ、一本も切り申間敷候。（遺稿篇三三一―三三二頁）

六まひ屛風相應の物求め申度、敬之助抔に御頼み可レ被ニ成遣一候。代料は貳兩位にて可レ然……そうめん皿十人前、外にさし身又はもり合せいたし候大平ばち二つ、何も古肥前やき求め申度云々。（遺稿篇三四〇頁）

うへ木類段々御手入見事にさかへ候段大慶仕候。かきはさぞ〱給(たべ)候事と思ひやり申候。此上寒ごゑ大事にて必々十分御懸け可レ被レ下候。將又書物類寒ぼし御忘れ無レ之樣奉レ存候。（遺稿篇五六七頁）

之に類したのはいくらもあるが、蠅の糞にて天井のよごれる事・家具食器の註文の仕方・植木の寒肥・書類の寒干などの注意に至りては其の用意周到さが窺はれるではないか。

家族に對する心遣ひ

また家族に對しては何事にも能く細かく氣の付いたのにも驚嘆させられる。例へば家族の衣類から髪飾に至るまでも心を配り、或は幸便のある毎に買求めて送り屆けたり、或は染物

屋や簪屋への註文などまで多忙の中に引受けて世話をした。又彼の書面の中には「ほふしよふつむぎ(紬)にて花色すそもよふ(裾模様)染方に遣し」とか(遺稿篇五六九頁)「おいつ・おつせに物數奇に作らせ候かんざし下し可ㇾ申候」(遺稿篇五八九頁)とか、女のすなる心遣ひのやうなのを折々見受ける。明治元年京都滯在間には時に觸れ折に際して色々の物を郷里に贈つてゐるが、十月の惠比壽講にて買求めた小切類を送つた時には興味ある小文をさへ添へてゐる。(遺稿篇五九一頁)

安政六年二度目に越前にいつた頃から熊本城下への移轉問題が起つてゐたやうで、越前に着するや毎便にそれについて記し、城下の賣りさうな家を一々物色して其の購求方につき申し送つてゐる。此の當時は熊本に然るべき邸を求め得たらば沼山津の家は賣拂ふつもりであつたが、後には熊本移轉は沙汰止みになり、結局熊本には出府所を構へて左平太達の出府修業の便宜を計り、沼山津の住居は其のまゝとしたのを見ると、小楠は此の土地には愛着があつて手離しかねたらしい。彼は旅行先からしばしば宿許に沼山津の風景殊に其の秋色を思ひ遣りては左の如く書いてゐる。

家郷の風景及び田園を想ふ

最早稲も少々は黄色に相成秋之景色思ひやり申候。此許にては秋の野は中に不ㇾ及青色の物さへ見候事叶ひ不ㇾ申、夜分酒給候折は(内藤)泰吉抔御許の事のみ咄し出し申候。(遺稿篇三八二頁)

菊は定てさき申たるにて可ㇾ有ニ御座一候。如何やと思ひやり申候。最早秋もくれ新宅之景色かり田新雁之聲抔

いか計りと被〻存候。（遺稿篇三八七頁）

此許朝夕は聊秋冷相催し、既に昨夜は月もよろしく何角咄合、沼山の景色噂仕候。（遺稿篇五四四頁）

又、家郷の庭園の果樹や花卉・畑の作物につきても「越前桃當年は實になり候や。ざぼんは花咲き候や。朝顔・ほふづき如何候や」（遺稿篇五三二頁）とか、「いも・からいも定て根入宜敷事と奉〻存候、かき當年は大分なり付き候由、さぞ〳〵日々給（タベ）候事と被〻存候」（遺稿篇五四五頁）とか記してゐる。

京都時代の旅愁

右の如くに兎角懷郷の念に驅られがちの小楠は殊に京都時代は病弱で一層心淋しく感じたと見えて、四位參與の輝かしい身分、上下廿人に近い賑やかな生活の中にも、絶えず心を沼山津に馳せ、氏神の祭の事まで思ひ浮べて「昨日はお祭客は何程に御座候哉、想像仕候。此許にても同行の面々に神酒を出し、御噂のみ仕候」などゝ書いてゐるが、（遺稿篇五五七頁）沼山津の風景の懷かしさもさりながら、肉親と離れてゐる寂寞には一層堪へかねて其の年十二月には家族一同を京都に呼び寄せて溫き家庭團欒の樂しみを味ふべく頻りとそれについての打合はせをなし準備の金まで送つたに拘らず、翌新春早々難に遭つたのであつた。

## 二　子として

亡父に對する至情

父の逝いたのは天保二年小楠の時習館時代の二十三歳の時であり、母を喪つたのは安政六年小楠が再度越藩の招聘に應じて福井に在つた五十一歳の時であつた。母に對しての小楠につきては、多少遺話や文書などにて窺ひ知らるゝが、父に對しては唯僅かに彼の『東游小稿』中に、游學の爲に出府の途中江州石部の宿にて測らずも十年前に其の宿に泊つた父の名刺の壁上に貼られてゐるのを見て追慕の情に堪へず、七絶二首（本篇五一一頁・遺稿篇八五九頁）を詠じたのが收められてあるのと、文久三年五月二十四日付で越前より宿許に寄せた書狀（遺稿篇「書簡」一四五）の中に「七月は普光院様（父の法名）御三十三回忌、誠に何角思ひ出申候」とある外には語るべき資料の何物も遺つてゐないのは遺憾だ。然るに此等の片鱗を見ても彼の父に對する至情を知るには十分であらう。

### （イ）實母に對して

酒失は只一つの瑕

小楠の母は既記の如く中々賢明で、而も嚴格な人であつた。其の膝下にありながら、彼の幼時は非常な腕白で、長じては酒失の爲に、屢〻母の心を痛めしめた。もと〳〵孝心の深い彼は酒を禁ずべく幾度か決心もしたが、酒の誘惑だけは逃れることが出來ず文字通りの氣違水に我を忘れるのであつた。（一）かの江戸遊學中其の酒の爲に半途歸國を餘儀なくされた其の時の禁酒を誓つた詩（本篇七五頁）には「萬箭胸に向つて叢がる、泣血天地に謝す、不孝の罪窮り無し」

母に對する孝養

と深く悔悟して居るものゝ、それも歸國後暫くの間こそ守られたらうが、其の後母在世中酒の爲に其の眉を顰めしめた事は一度や二度ではあるまいと想像される。酒は小楠に於ては眞に玉に瑕であつたが、之を除いての彼は母に事へては全く至れり盡くせりで、母が病床に在る時などは寢せ起し、撫で摩りから二便の世話まで決して他人の手を煩はさずに自ら看護した。又母に肴など進め樣とする時は自ら「此の頃は一向肴を食はぬ、何か食ひたいな」と、吾が事にして之を促すといふ鹽梅だつたともいふ事だ。何時頃の作かはわからぬが、小楠の「山水の圖を觀て感ずる所ありて作る」なる左の七絕(遺稿篇八七四頁)には母に對する彼の至孝を見るべきである。

清世何ぞ妨げん逸民有ることを、山水に徜徉して斯の身を畢へん、決然白鷗に隨ひ去らんと欲すれども、忍びず萱堂垂白の親に。

小楠が嘉永四年の上國遊歷中に福井を辭するに當り送つた同藩の儒者矢島立軒の文(本篇二二四頁)中にも「久しく謦欬を承けて箕帚を執らんと欲せしも然も駕を稅くこと僅かに二旬餘、親を思ひて置かず茲に歸志有り云々」なる文字があつて、小楠の母を思慕する情の深いことは彼の地でも有名であつたが、彼が長命の母を家の寶のやうに大切にして、絕えず何とかして其の心を喜ばせたいと思つてゐたことも、彼が安政三年十二月二十七日付にて吉田東篁に寄せた書狀(遺稿篇「書簡」六)の「別紙」中にある左の一節にても察せられる。

愚母年明候へば七十に罷成り、近年色々病氣打重り餘程弱り候へども兎や角と仕り罷在申候。知命之年に至り老親御座候は誠に仕合にて、來春は賀祝仕筈に御座候間、御閑暇之折御高吟被二成下一度重々奉レ願候。

母の賢明

安政四年松平春嶽が小楠を招聘しようと村田氏壽を肥後に特派して其の意を傳へしめた時、小楠が老母を殘して遠く北行するかどうかといふことは第一の懸念であつた。ところがそれが杞憂に終つたのは畢竟母が男勝りの賢婦であつたからである。或人の書いた物の中に「小楠の母は賢夫人なりしが、人に向ひ常に平四郎は何事を爲すにも眞黑(熱心の意)くなるから、竟に高士手より墜落せんと云ひ居たりとぞ」とあるが、子を見ること親に若かずとはいふものゝ女親でこれだけ吾が子を見る明あるは餘程勝れた婦人でなければならぬ。かくも我が子の長所と短所とを知り拔いて居る小楠の母はまた、我が子の眞價を發揮せしむるには肥後の天地よりは越前がとも考へたので雄々しくも彼をして春嶽の招聘に應ぜしめたのであつた。

越前赴任

かくていよ／＼越前に赴任する事となつた小楠は弟仁十郎に老母の事を委托し、留守宅には門生内藤泰吉と野中宗育—二人とも醫師—を居らしめて老母や幼兒の健康上の不安を少くして出發したが、其の途中大阪より母始め一同へ品物を送つたのに對し、母が越前の小楠へ送つた左記の手紙がある。

母よりの書狀

此間は大坂よりの御手紙相屆候。御かわりも御座なく候だん御申こしに相成悦入申候。舟中ひまどりさぞ／＼たいくついたし申され候様に夫のみ／＼存候。留守内もびよふ人も御座なくいづれもかわりなふ暮居申候。

御あんしん被レ成候。又雄事もほふそふへ見事にかんじ悦入申候。たい吉(泰吉)初そふいくえ(宗育)酒どもだし申候。扨此間は大坂より事おふき内に残らずに見事なる品物御下し忝々存候。いづれも大悦にて御座候。おいつ(姪)などはさつそくしたて置申候。おつせ(夫人)かたびらはさつそく染に遣し置申候。もんぱ(紋羽)は見事なるじやひ(地合)にてあの様なるもんぱは初に見申候。おきよ(養川)事もけしからず悦にて御ざ候。いろ〱申遣し度御ざ候へどもふでふかない故これにて悦、此間禮まで、あら〱申しんじ申候。

めで度くかしく

五月九日　　　　はゝ

平四郎殿

尚々申すまでも御座なく候へどもずいぶん〱いたみ(病氣)なき様御つとめ被レ成候。くい物(食)ようじん専一にて御座候。ちやくのうへはさぞ〱きやく大ぜいと存じうわさいたし申候。典次(可瀬)初残らずへくれ〲もよろしく御申下され、くわい(會)所も何ぞ相かわる事御ざなく候。又々申上候。

母より小楠への書簡

横井(時靖)家には小楠から宿許に贈つた書状は可なり多く保存されてゐるが、家族から小楠に寄せたものは、只母よりのが、右の一通と

（橫井時靖藏）

後記の一通とのみにて其の他には全然見出されぬ。これは恐らくは小楠は母以外よりのは讀み終れば委棄したが、母よりのは大切に秘藏してゐたものと思はれて彼の母を思慕する情の切なる、これによりても窺はれる。なほ以下に同家所藏の文書中より母に關するものを摘記して見よう。

越藩の實情を母に傳へしむ

上記の如くにして福井に向つた小楠が同地に着いたのは四月六日であつた。それから間もない七月七日に春嶽が隱居謹愼を命ぜられた報が同月十五日に福井に達し、同城下は一時憂愁の雲に掩はれた時、小楠は此の噂が熊本へ傳はつた際の母の驚や不安を氣遣つて河瀨典次を直ちに出發させて熊本に歸し、具さに實狀を母に傳へさせたことは既記の通りだ。（本篇四五四頁參照）典次出發後の七月廿九日に小楠は留守宅よりの六月十日付書信に接して返書（遺稿篇「書簡」七四）を認めてゐるが、其の「尙々書」に左の如く記してゐる。

此紙面は典次御許出立後に着仕り可レ申候。典次歸りに御土産可レ被レ下、夫のみ相待申候。何に九月節句前後と相考、何も承り可レ申と大に相樂み罷在申候。

老いたる母の在はす家郷の便りを待焦れ、母よりの土産物を幼兒のやうに待つてゐた。處が其の典次は節句を過ぎても來ずに、思ひ掛けずも小楠の弟仁十郎の八月十七日に死せるを

知らせてよこした彼の書信が九月廿三日に屆き、其の翌々日には竹崎律次郎が來福して鄕里の狀態を詳細に告げた。それから宿許に出した小楠の手紙（遺稿篇「書簡」七七）の中には左の如くありて、言葉は少いが彼の心中は十分に描出されてゐる。

喪弟の悲痛

先以仁十郎事流行急病にて十七日死去の段承り候て前後忘却、唯々夢の樣に御座候て何とも可₂申上₁樣無₂御座₁候。乍₂然御母樣御明らめ被₂遊益御壯健に被₂遊₂御座₁候段誠に以て難₂有思召にて、當惑之心も相制し罷在候。

小楠の弟を喪つた悲歎と母を案ずる至情とは大いに越藩有司の心を動かしたらしく、盛に慰問優待の方法が講ぜられたことは既記の通りだ。（本篇四六九頁參照）右仁十郎の訃報に接して程なき事らしいが、「病中偶作」と題する二首の詩があつて、其の一（遺稿篇八八六頁）を意譯すると左の通りだ。

家鄕の母を懷ふの情切なり

母は已に七十の高齡に達し杖に縋らなければ步行も不自由ながらも、秋風の吹きそめた今日此頃には定めて門に寄りかゝつて自分の事を思ひやつて居られるであらう。梁に巢くうてゐた燕もはや雛を連れて巢立をする時になり、庭前に栽ゑておいた菊も昔のまゝに榮えてゐるだらう。人は一旦よみぢに向つて去れば返ることはないけれども、我が心には夢を通じて亡者も尙生きて居るやうに思へる。兄は早くなくなり弟も亦逝き一人殘つた自分は遠く旅の空に客となつて離れて居れば、誰一人として母の膝下に侍して晩酌の相手になるものもなく如何ばかり寂しき思をしてゐらるゝことであらう。

家郷の母を懐ふの情眞に切々、ひたすら西の空に心を惹かれ勝ちな有様が現れてゐるではないか。

春嶽夫人より母に紋服を

小楠は老母を托した弟の急死に歸國の念禁じ難く、其の旨を越藩政廳に內願に及んだが、在江戸の同藩主や肥後藩への懸合に時を要して漸く十二月十五日許可となつた。それに先だつて十一月十四日春嶽夫人より小楠の母へ黑縮緬紅裏九曜(細川家の紋)紋附を下賜され、養母には春嶽より奉書紬葵崩紋付小袖を下賜さるべき沙汰があつた—養母のは都合にて少しく後れて下附されたが—ので小楠は感喜の餘り感恩の詩一首を賦した。元田東野の筆になれる『北越土產』(遺稿篇「談錄」二)の中に其の詩と紋服下賜の理由とが載せてあるが、小楠の喜悅は眞に譬ふる物がないといふ有様であつた。かくて福井を出發した小楠は安政六年正月三日實母への下賜品を捧持して歸省したが、孝心厚かりし賴山陽が「宰相の位に昇つても母の喜を悅ぶ程の悅はあるまい」と云つたごとく、小楠も此の光榮に感喜する老母の膝下で舞ひながら俱に悅んだ狀は眼前に髣髴する。

小楠は此の年四月の末つ方再び越藩の招に應じて福井に向つたが、其の途中より宿許に寄せた手紙に對する母の返書がある。小楠が前記一通と俱に肌身離さぬ程に大切にしてゐたものだ。全文は遺稿篇(「書簡」八〇の後に)に載せてあるから玆に贅しないが、其の文の末尾に「いろ〳〵申遺し度事山々御ざ候へども、目わるくふでふかないゆへ御あんしんのため私

もじふでにてあら〳〵申殘し候」なる慈愛深き文句には小楠も感泣したであらう、此の母の手紙に對して八月五日小楠の認めた書狀（遺稿篇「書簡」九〇）は左の通り。

母への返書

先々奉ㇾ始ㇾ御母樣（著者註、小楠は「御母樣」は必ず別行に擡頭して敬意を表してゐる）被ㇾ遊ㇾ御揃ㇾ御機嫌能奉ㇾ恐悅ㇾ候。隨て私事聊も中分無ㇾ御座ㇾ無事に罷在申候間御安心被ㇾ成可ㇾ被ㇾ下候（中略）。御母樣御食等彌以御養生被ㇾ成候段恐悅千萬に奉ㇾ存候。私も酒抔十分制當仕、何方に參り候ても五七杯迄にて相止申候。夜酒も同樣に御座候。夫故腹工合も極々宜しく三度々々の食も少し待兼位に御座候。

小楠は自身の酒癖を母を始め總べての家族が日夜案じてゐる事を知り過ぎる程知つてをり、母も亦其の小楠の心を能く知つてゐたものであらう、世間並の老人の樣に愚痴がましく戒めることはせず、彼女の二通の手紙を見ても食物の用心の事まで細かに注意してゐても酒について一筆も書かないところは流石である。而も小楠は云ふにも勝る母の胸中を能く察して、以上のやうに節酒の事を報じて其の心を安んずるやうに努めたかに見受けられる。

母重病の報に急歸

かくて此の年も暮近くなつた十二月の初、母の病篤しとて矢島源助が迎へに來たので急遽歸國の途についた。福井出發は同月五日であつたが名に負ふ北國の雪深き難路に惱みつゝ急ぎに急いで九日大阪着、十二日漸く大順風を待ち得て海上三日で下關に着し、それより晝夜兼行十八日に沼山津に着いて見ると母は既に前月廿九日に逝いて居て遂に臨終の間に合は

母逝く

なかつた事は如何にも遺憾であつたが、其の悲歎の程が思ひやられる。

喪中の新春が過ぎて二月に入ると小楠は三度目の越前應招の旅に上つた。着後幾度となく宿許への音信はあつたが、萬延元年十一月二十八日附のもの（遺稿篇「書簡」一〇八）の中には左の一節がある。

母の一周忌に法事用の諸道具を送る

今日は御母様御一周忌にて何角思ひ出し參らせ候。御許寺詰・法じ客抔さぞ〳〵御世話被レ成候事と奉レ存候。此許にても、今夕は長谷部（甚平）・三岡（石五郎）抔心易き人々四五人も呼び、茶たて申筈にて何角心配仕候。扨々間も無き事にて、旅に罷在候ては一トしを思ひ出し追慕仕候。……本膳やらすゞりぶたやら大坂廻しは當月初には著いたし候事に被レ存、今日の御法事に御用被レ成候事と奉レ存候。毎々脇方にかり實々心外に御座候處、此節よりは自身物にて御心配無二御座一定て夫等の御噂共被レ成候事と思ひやり參らせ候。

右本膳や硯蓋は小楠が亡母への切めてもの心やりであつた。自家用の食器で其の法事を營んだ事は母の爲には名僧の供養にも優る追善であつたに違あるまい。越えて十二月朔日の手紙（遺稿篇「書簡」一〇九）には「廿八日は御法事何角御世話被レ成候と奉レ存候。此許にても長谷部・三岡抔呼び候て茶たて申候」とて前便の如く月日の立つの早きこと、旅中の追慕は特に切なるものなる事を記し、其の至情そゞろに人を動かすものがある。

母の形見の羽織を取寄す

小楠は明治元年京都に召され、途中大阪に滯在して閏四月四日に入洛したが、其の月の十九日付にて宿許への書面（遺稿篇「書簡」一九六）には「御母様御遺物の御羽織わた入のときも

の見へ不ㇾ申、定て落ちたると奉ㇾ存候、御送り可ㇾ被ㇾ下候」と記し、翌五月十日の書面(遺稿篇「書簡」一九九)にも同様のことを書き送つてゐる。彼は母の書面を大切に保存して思慕した如くに、母の身につけた羽織を京都にて染直し仕立替して自分に着用する積りであることは想像に難くない。猶京都では母の忌日が近づいたので彼は宿許への十月廿八日付書面(遺稿篇「書簡」二二四)には、「扨來月二十九日は　御母様御正忌にて幸便に御座候間鹽松竹(茸カ)さし上申候。御供被ㇾ成下度奉ㇾ存候」と、翌十一月廿九日付手紙(遺稿篇「書簡」二二八)には、「今日は　御母様御忌日にて、にしめもの拵こしらへ茶を入申候。先頃さし出候品々最早到着、今日之御間に逢ひ申たる哉と奉ㇾ存候」と認めてゐるが、母の忌日に宿許に供物を贈つたり旅先で茶を入れなどして母を偲んだのも此の年が最後で、翌年の其の日には小楠は已に既に亡き人となり終つてゐたのであつた。此の命日を必ず弔つた小楠にして母の忌日を前に掲げた萬延元年の手紙には十一月廿八日とし、右には同月廿九日とし、往生院にある墓碑には同月廿七日と刻してあるのは只一つ不審である。

京都にて母の忌日を迎ふ

### (ロ)　養母に對して

至誠院を養母として

小楠は既記の如く兄左平太の順養子となつて横井家を相續してからは、兄の未亡人たる至誠院は養母となつた。嫂—淸子—時代の彼女に對しての小楠につきては何等語るべき材料

がないが、兄に對しての如く彼女を尊敬したことには間違はない。至誠院としての彼女に對して實母と同様に奉養したことは、安政五年に實母へ春嶽夫人より紋服を下賜された時、一人の母は拜領し一人の母は拜領しないといふ事では自分の心情に安んじ難きものがあるといふ意を洩らしたので、それを耳にした春嶽は養母に對する共の孝心に愛でゝ特別に自身の紋服を至誠院に與へたのを見ても分る。實母の死後は至誠院を家庭の最上位の人として尊敬し、之に對し禮を缺いた行爲は何人でも、又些細な事でも許さず、その爲には掌中の珠なるみや子をすら嚴しく叱責した事もあつた。(本篇一二二二頁參照)

小楠は家に在る時も、旅に出た時も至誠院の心を或は慰め或は喜ばしめることに力めた。彼は福井から、江戸から、京都から家庭への通信を怠らなかつたが、萬延元年九月六日付の書面(遺稿篇「書簡」一〇二)には、實子又雄の「ひもとき」用の着物や袢を大阪より送つた事を知らせた次に、左の如き一節がある。

又雄の「ひもとき」

左平太・倫彦が時はなんじゆふにて何も出來兼候事にて、此節聊仕合宜敷とて過分のひもときいたし候ては決して相成不レ申、一ト通りの宮參・祝酒等にてよろしく、必ず〳〵緣家たりとも案内申して客抔いたし候義は無用に御座候。三男三郎重々下段に相心得可レ申候。

さほどまでにせずともと思はれる位だが、此の心遣を至誠院もさぞや過分に思つて涙にて繰返し讀んだであらう。又文久二年の秋沼山津の留守宅で、みや子が生れたが、江戸に在つた

小楠は其の報知を待兼つゝ、九月晦日付の手紙（遺稿篇「書簡」一三三）の中に左の如く書いてゐる。

おつせ定て生出し申たるにて可レ有ニ御座一、何角御世話と奉レ存候。いか成る者にて候や。御書狀參り候を相待罷在申候。自然男子にて候へば秋峯院樣御幼名竹童（タケドウ）可レ然、女子なればどうともよろしく御座候。

生兒の命名につきて

秋峯院は兄左平太の法名である。兄を思慕する餘り我が子に其の幼名をつけようと云ふ小楠の奥床しさは如何に至誠院の心の琴線に觸れたであらうか。小楠は越藩の招に應じたり、京都に召されたりしてゐた間、時々帶地とか衣裳とか種々の品物を至誠院に贈つた。それを一々記述するのは煩に堪へぬが、小楠が明治元年京都在任中禁庭よりの拜領物を割愛した時の書狀の一二節だけを左に揭げよう。

禁庭拜領品を養母に

先達て御布一疋拜領仕候。なら地にて宜敷は無ニ御座一候へ共初て拜領の品故只今もん付に染させ申候。（五月十日付、遺稿篇五三一頁）

先頃申上候御かたびら、染出來、さし上申候。色薄く候へ共是は此許の流行にて御座候。地あいあらく敷如何に御座候へ共、不思議の拜領物誠に難レ有御品にて目出度御着用被レ成度奉レ存候。……御たばこ入延引仕候。是等は四條・三條の橋ぎはに有レ之候へ共みせに出し候ものはよろしく無ニ御座一候。註文仕筈にて何角押移り申候。何に不レ遠さし上可レ申候。（五月二十四日付、遺稿篇五三五頁）

小楠が如何に至誠院に事へたかの片鱗は右にても想像されるが、夫に別れて後の至誠院の

何よりもの慰安は三人の子女の素直に生ひ立つて行く事であらう。それを知つてゐる小楠は我が子同様姪甥を愛撫教育し、旅中二甥のよき事があれば必ず之を至誠院に書き贈つた。(遺稿篇「書簡」一四四・二一一・二一四・二二二)小楠は京都在任中既記の如く病氣重り寒氣も加はるにつけて次第に心細さに堪へかね、到底全快の見込なくば辭職の外なきも、幾分にても輕快すれば家族を京都に呼び迎へようと思ひ立つて十二月廿日付の書面(遺稿篇「書簡」二三二)中に、「至誠院様へも能き折柄にて御上京御うち立被遊候へば此上御座なき都合にて、沼山えは不破いん居にても留守番に御呼被成、小供迄引きこかし(總べて一緒)にて御出懸け被成度萬々奉希候」と書き、なほ同二十六日の書狀(遺稿篇「書簡」二三三)中にも、先便通り至誠院を始め一同上洛するやうにと記してゐるが、それは實現すべく惠まれなかつた。

## 三　父として

一兒を失ひ、二兒を得

當時では可なり晩婚であつた小楠が先妻の小川氏との間に始めて一子を儲けたのは知命に近き四十七歳であつて、彼は伊藤莊左衛門に「老後一男を得大慶此事に御座候」と書き送つてゐる。(遺稿篇二二二頁)然るに其の折角の悦は束の間で、生後僅かに三ケ月ばかりの安政二年の冬母子前後して死去した。一時憂愁の雲に閉された横井家は翌三年に矢島氏を迎へ、

同四年には次男又雄を、文久元年には長女みや子を得た。孫といつてもいゝ此の二子に對する愛の、どんなに深かつたかは想像するに餘りがあるが、取分けて一個の良き父としての彼が如實に躍動して居るのは、彼が旅先から宿許に寄せた書面であつて、それを味讀して見ると眞に思半ばに過ぐるものがある。

父となつた小楠が始めて旅に出たのは安政五年三月の越前行である。其の時又雄はまだ漸く生後半年そこ〳〵であつたが、出發に臨み彼に種痘を行ふべく申し殘したと見えて、同年五月九日付で小楠の母が越前へ送つた既記書面（本篇一二〇七頁）中に、「又雄もほふそうへ見事にかんじ悦入申候云々」と特記してゐる。肥後に於ける種痘の輸入及び勵行に關して努力し來つた小楠は愛兒又雄の種痘善感の報に接しては、人一倍喜びもし安堵もし滿足もしたのであつた。

又雄への愛着深まる

此の年の暮小楠は越前を出發して翌六年正月早々熊本に歸着した。明けて三つの又雄を如何に鍾愛したか思ひ遣られる。同年四月再び越前へ出掛けた小楠が宿許へ送つた手紙を見ると又雄への愛着は益〻深まつて行くばかりで、六月十九日のに（遺稿篇「書簡」八三）「小法主彌元氣宜しく盛長可レ仕、出立以來五十日餘に相成今比は足も丈夫に相成奔り廻り可レ申候」とあるを始めとし、這へば立て、立てば歩めの親心を其のまゝに毎便「又法主」・「小法主」の文字が出て來ぬことはない。此の年は母重病の報に年末歸國し、喪中の新年を沼山津に過し

たが、段々と智惠づいてゆく又雄は其の悲しみを紛らす唯一のものであつた。

斷乳を嚴告す　其の春卽ち萬延元年三月には三度目の越前行をなした。四月と五月との兩度の宿許への手紙（遺稿篇「書簡」九五・九七）に、又雄の生長を喜ぶと同時に斷乳のことを嚴重に申し送つてゐる。六つや七つになるまでも乳を與へてゐた當時に又雄の保健上斷乳を嚴告してゐるのは流石に小楠ならではと感心させられる。九月六日のには（遺稿篇「書簡」一〇二）「又法主大に元氣宜しく相成り見違候程に御座候段泰吉（內藤）よりも申遣し悅入候。最早ひもときも不ㇾ遠事にて、大坂より遣し申候着物・上下其外何角御世話可ㇾ被ㇾ成候」と認め、なほ二男の「ひもとき」の時を回想して過分の事をせぬ樣にと注意を與へてゐることは前記の通りで、限りなき慈の中にも吾が子の愛に溺れない義理堅さが窺はれる。

我が子の愛に溺れず　小楠は此の年を越前にて、翌文久元年の半ば餘りを江戶にて暮して其の十月に歸國したが、それまでの幾回となき宿許への書信にも、又雄の成長や元氣のよいのを悅んでゐないものはない。彼は四たび越藩からの招に應じて翌二年七月出府したが、それまでの沼山津滯在はいつもより長く八ケ月間であつたので、又雄と心ゆくまで親しむことが出來た。

愛兒に關する書面の頻發　出府した小楠は幕政一新や諸重大問題で寸暇も無き多忙の中にも、子供の事は忘れかねて「小法主も彌以元氣よろしく飛びあるき可ㇾ申」とか「小法主は（痲疹）じか相濟み大に安心いたし候」とか大同小異の文句のある書面が宿許に頻發せられて居る。其の年の秋長女みや子が

生れてからは「小法主」と倶に「小びくに」が連發されるやうになつた。十二月九日付の甥左平太達への返信（遺稿篇「書簡」一三五）に、「びくにも宮參等いたし彌盛長仕候段悦入申候。次第に人心地付き可申、何角思ひやり申候」とあるなど、未だ見ぬ子を何かと想像しつゝ寢ても覺めても忘られぬ有樣が見える。

然るに同月十九日の夜端なくも刺客に襲はれて其の問題から匆々江戸を引上げ越前に向ひ、文久三年の春を迎へてより殊に頻繁となつた宿許への手紙にも、いつも子供の事が認められ、時には菓子などを送つては愛兒等の喜ぶ樣を想像して樂しんだ。其の一二を擧げると、その二三日前甥の左平太や不破源次郎を福井に迎へた二月七日付の（遺稿篇「書簡」一四二）には、

又法主・小びくに殊之外盛長いたし候由、左平太留守にては、又法こひしがり可申、後便には何ぞ遣し可申候。

といひやつたが、二日後の九日付の（遺稿篇「書簡」一四三）には、

又法主・小びくに彌以盛長仕候と被存候。菓子遣し大悦と存申候。

とあり、五月廿四日付の（遺稿篇「書簡」一四五）には、その少し前に二甥を歸國させたので、

左平太兄弟歸り候ては又法主さぞ／＼悦び可申候。加賀落雁遣し申候、大悦びと存申候。

……小びくに盛長申分も無御座、悦入申候。

とあり、その翌六月二十四日付の(遺稿篇一五二)にはまた「又法主小びくに壯健珍重に存候。ねりよふかん遣し候間悅び給可申候」と書いてゐる。此の年に入りての福井藩は藩論動搖し人心一定せず、其の間にあつて小楠は夜も日も足らぬ繁劇さであつたが、それでも愛兒の事は右の如く常に腦裏を離れなかつた。八月廿五日彼は沼山津に歸つたが、久し振にて又雄を、初めてみや子を見た歡喜は譬ふるに物なく、それより明治元年三月までの約四ヶ年半は朝夕愛撫して其の成長を樂しんだ。海老名未亡人が著者に書き送つた思出の二三を左に掲げ、此の閑居時代に於ける小楠の子煩惱振を描き出して見よう。

海老名未亡人ありし日の父を語る

晩年の女の子であつた私はよほど可愛がられたものらしく、食事の時など私と猫とを左右に置いて自分の肴を惜しげもなく猫に與へたものです。私は側に坐つてお相伴しながらいろ／＼なおしやべりをして笑はせて居たことを記憶して居ます。

食後などよく庭へ出て後へ手を廻してさあ來いと、緣側に立つて居る私を負ぶつて庭廻りをしましたが、後へ手を廻して立つた姿がいまだに彷彿として見える樣です。

父は毎日ではありませんが時たま晝寢をしました。其の時は大てい私は父と一所に寢ました、無論私は父を寢かす積りです。父が眠るとそうつと懷から脫出し、ぬぎすてゝ置いた着物を抱いてぬき足さし足で廊下まで出て來ます。さあもうよいと思つてあの長い廊下をとんとんとんと大きな音をたてゝ祖母の部屋へ參ります。そのぬき足さし足が可笑しかつたとあと／＼迄笑はれました。

居間の次の八疊の間に炬燵がありました。晩年の父は寒い時はそれにあたゝまつて居ました、私も一緒にそれに這入つた記憶があります。五つ位の時からだと思ひますが唐詩選の詩を敎へてくれました。無論字は讀めませんが其の時敎へられた中の「名花傾國」「越王勾踐」「月落烏啼」などは今もなほ記憶してをります。向ひあつて坐つて居た父の姿までも浮んで參ります。

子煩惱は盲目的愛に非ず

右のやうに小楠は非常な子煩惱ではあつたが、元來自分も長幼の序を正しく實行した人だから如何に可愛いゝ吾が子でも過があれば決して見逃さなかつた。父に叱られた唯一の記憶だとて同じく海老名未亡人の思出に左の如きがある。

其のころ父の目上の人といへば至誠院一人で、父は母に對する禮をもつて、私は祖母として仕へてをりました。私が四ツ五ツのころ一所に食事をして居りました時、雞卵の燒き立を食する積りであつたのか、其の席に玉子燒を持出して燒きはじめました。私はよほど珍しく思つたものと見え燒けたのを一番先に手摑みにして食べようと致しました。すると父は「お祖母樣にも上げない中に」と非常に叱りまして、矢庭に私を抱いて二階に連れ行かうとしました。無論私は小さくて二階にあげられたら一人で下りることが出來ません、「もう決して致しません」とあやまつて復もとの席に連れ歸られたことをはつきり覺えてをります。これは父に叱られた唯一の記憶であります。

又德富蘆花著『竹崎順子』の中の小楠の性行を記したところに、

時雄（又雄の後の名）が八九歳になつた頃、ある日うまい菜（サイ）が出て時雄の飯がすゝみ尚一杯かへましたが、半分ばかり食ひさ

してやめました。見て居た父の顔色がかはり、わが食ふ飯の量が分らぬやうな者は俺の子でないと父は叱りました、子はしく〳〵泣いたものです。

とあるなど、小楠の子煩悩は決して盲目的の愛でなく、矯むべきは些細なことでも許さない嚴格さがあつた。

明治元年三月いよ〳〵召命によつて上洛の途に就いた小楠は光榮の鹿島立とは云ひながら既に六十といふ老齢ではあり、朝夕膝下に愛撫した又雄やみや子と別れることや住み馴れた平和郷の沼山津を後にすることに一抹の寂しさと多少の心殘りとを感ぜずには居られなかつたであらう。殊に又雄は十二、みや子は七つになつてゐるので共の教育に就いても心を配ることが尠くなかつたであらう。小楠上洛後宿許に遣はしたる手紙の中には二兒に關せる事のあるのが頗る多い。多少繁瑣の嫌はあるが、その中から數節を摘記して慈父としての小楠の面影を偲んで見よう。

京都よりの書翰中二兒に關する部分

ひわやゆすら最早うれし候へば又雄・おみや日々給(タベ)候事と思ひやり申候。又雄書物修行重々いのり申候事。（閏四月十三日付、遺稿篇五二二頁）

又雄書物彌出精と存候。不レ遠すみにても下し可レ申候。（五月十日付、遺稿篇五三二頁）

又雄讀書修行且英學決しておこたり不レ申様、呉々申入候。自然おこたり候へば直に御申越し可レ被レ下候、夫々存念有レ之候。彌以出精いたし候へば墨・筆之類は申に不レ及、色々之書物下し賞美可レ致候。みふ(みや子)やんおこ(怒)

り御申聞け、聞き不レ申候へば先頃遣し候かたびら(帷子)御取上、何も御遣し無レ之様に存候。人物宜敷相成り候へば衣類其外様々のくわし(菓子)遣し可レ申候事。(五月二十四日付、遺稿篇五三七頁)

おみや、はだか人形と被レ存ヲビ(帯)・一重(單衣)抔不レ遠遣し可レ申候。(七月十二日付、遺稿篇五四四頁)

又雄不ニ相替一出精と察申候。ミイシヤン(みや子)來月之祭には帯・一重も出來宮參り可レ仕候。(八月二日付、遺稿篇五四八頁)

おみや帯・一重物等は御隠居持ち歸りにて有レ之、どふぞ來月祭り前に到着いたし候へかしと奉レ存候。(八月九日付、遺稿篇五五二頁)

みや子の晴着に心を砕く

隠居とは下津休也の事だ。小楠は、みや子への帯と單衣につきては右の外に同様のことを幾度も書いてゐる。去年の秋まではつましい浪人生活で、一年中の最大行事なる村祭にもみや子に着せる晴衣さへ心にまかせなかつたのではあるまいかと思はれる。然るに下津の歸國はのび／＼になつて遂に祭の間にあはず、小楠は非常に遺憾がつたのであつた。

又・宮兄弟も元氣と奉レ存候。又は彌以書物等出精萬々存じ申候。作左衛門へ小柄註文に候へ共却て小刀之方可レ宜との事に遣し申候。ミイサンへは御くわし遣し申候事。(八月十四日付、遺稿篇五五四頁)

みいさん、あげじ(清書)遣し中々上でけ(出來)感心いたし候。此上がま(勉強)出し可レ申、よき便義之節何かたまがり(驚嘆)候程之物遣し可レ申候。……又雄へ太平記求置候へ共能き便義を待居申候。(九月十六日付、遺稿篇五六七頁)

おみや、いるい(衣類)入用のもの御申越可レ被レ下候。此まへあげじ參り誠に見事に出來悦入申候、此上彌出精之程

萬々いのり申候。又雄書物彌以出精と奉レ存候。何ぞ遣し可レ申、是又註文可レ致事。（九月二十日付、遺稿篇五六九頁）

又雄彌以書物・手習等出精可レ致呉々祈申候。定て禮記は數遍讀み、文字失念も無レ之事に被レ存候。此上四書・詩經・書經等跡よみ大切に候。太平記も下し候間讀み方すら〳〵出來候樣萬々祈申候。おみや手習益出精と存候。定て人物も上り候ておとなしく相成候と存候。此上彌以出精珍重に存候。此暮比には何を遣し候やら、出精之都合により品物も宜敷事と相待可レ申候。（十月五日付、遺稿篇五七八頁）

又雄・おみや彌以出精、珍重千萬悅ひ入申候。彌以出精禮記は定て終りたると被レ存、おみや手本も幾つも上りたる事と存候事。（十一月二十九日付、遺稿篇五九五頁）

優しき鞭撻

たまがる程の褒美とか、出精の都合で品物も宜しくなど論功行賞は頗る嚴だが、これ皆優しい鞭撻となりて二兒を勵ました。

おみやふみ見事々々出精之段驚入申候。正月も十五日頃よりは手習初り可レ申候。暮れ・正月のひまには手まりうち想ひやり申候事。（十二月十日付、遺稿篇五九八頁）

愛兒への最後の言葉

これが最愛の二子への最後の愛撫の言葉であつた。明くれば正月の末か二月には家族を京都に呼寄せる手筈だつた小楠は、明治二年正月五日、八つになつたみや子の手まりうつ姿を胸に畫きつゝあつたであらう退朝の途上、痛ましくも刺客の手にあへなき最後を遂げたのであつた。

## 四　同胞・諸父として

小楠は兄左平太と弟仁十郎との三人兄弟であつたが仁十郎は年少の時から母の生家永嶺家を嗣いだ。左平太と小楠は僅かに二つ違でも、其の當時の習慣として長男と次男の立場には非常に懸隔があつた。特に横井家は豐でなかつたから小楠は文字通りの冷飯生活に甘んじなければならなかつたが、彼は少しも厭ふ色なく時には薪水の勞にも服し家事を助けつゝ修學したのであつた。而も彼等兄弟の非常に友愛の情の厚かつた事は既記の、小楠が時習館居寮長となつて家に歸つた夜の兄弟の寢物語や、江戸遊學の命を受けて出府の途中鶴崎郡代たりし左平太を同地に訪うた時の様子でも分るが、(本篇四七頁)ことに小楠が兄に對して誠心誠意敬愛の念を以て事へた美はしい情景は門下生の語種となつて殘つてゐる。それは嘗て兄が僂痲質斯で劇しい足痛に惱んだことがあつたが、小楠は既に幾多の門弟から先生と師事される身でありながら、毎日〳〵自分で湯を以て其の患部を溫め、門弟等が「お代り申しませう」と云つても、「イヤ〳〵斯様の事は骨肉でなくてはいけぬ、他人には遠慮して却つて困る」とて必ず自ら手を下したと云ふのである。一事が萬事其の他は推して知るべく、兄も亦小楠を又なきものと愛して、常に酒の上などでは朋輩に向つて「乃公の弟はドウして、乃公の弟は

兄に對する敬愛

ドウして」と自慢したと云ふ事である。

小楠が斯くも心を盡くして事へた兄が世を去り、順養子として其の後をうけて家を嗣いでからは、前の嫂・今の養母たる至誠院によく事へ、兄の殘した一女・二男を吾が子の如く愛育した事は横井(時靖)家に藏されてゐる宿許に宛てた數十通の彼の書簡が雄辯に物語つてゐて、その濃やかな情味はそゞろに人を動かすものがある。彼はなほ安政六年二度目の越前行の途中大阪より宿許に出した五月十四日の手紙(遺稿篇「書簡」八〇)の「倘々書」に、

甥左平太を養子とす

出立前左平太に申聞候事を失念仕候。此度養子願いたし置候間不レ遠相濟可レ申候。左候ても私存念御座候間やはれ(矢張りの意)是迄通り叔父・甥の心得にて可二罷在一養父・養子は表向迄にて御座候間左樣申聞可レ被レ下候。

と記せる如くに、甥の左平太を養嗣子となした。これは左平太が其の父の左平太死去の時幼弱なりしために横井家を嗣いだ小楠は將來同家を左平太に讓る考に出たのに間違はない。其の養母への孝養・姪甥への情誼は云はゞ皆兄に對する敬慕の延長で、何處までも兄を兄として己の分を忘れなかつた義理堅さには全く感歎の外はない。

弟に對する愛情

又弟仁十郎に對する愛情は天保十年の春遊學の途に上らうとする時の「與二弟永仁一別」の一詩(遺稿篇八五五頁)にも能く表れてをり、又安政五年小楠が越藩に聘せられて福井に着して後、六月十八日附の仁十郎からの書狀を受取つて八月八日に認めた長文の返書(遺稿篇「書簡」七五)を見ても、春嶽が幕府の譴責を受けた後の越藩の狀態や江戸表の外交問題などを詳述し

弟の訃報に接しての悲歎

て懇切を極めてゐる。然るに仁十郎は此の手紙がまだ熊本に屆かぬ同月十七日に急病にて死去し、其の訃報が九月二十三日に福井に屆いた。小楠の驚愕と悲歎は一通りでなく、同月晦日に宿許へ出した手紙(遺稿篇「書簡」一七七)には「前後忘却唯々夢の様に御座候」といひ、又前記「病中偶作」なる詩中にも兄を喪ひ弟に逝かれて夢より外に逢ふすべなきを歎いてゐる。翌六年又福井で夏を過した小楠は七月八日附で書狀(遺稿篇「書簡」八五)を宿許に寄せたが、其の中に左の一節があつて追慕の情を新にしてゐる。

弟の一周忌の傷心

最早盆も近まり日の過ぎ候は扨々速成ものにて、來月仁十郎一周廻に相成り何角思召被レ出候御事に奉レ存候。何ぞと存候へ共夫も出來兼、二朱一つお鶴(仁十郎の娘)に遣し申候間菓子にても何にても供へ吳候樣御傳へ可レ被レ下候。

四年前兄に逝かれた小楠は以上の如く弟に別れ、其の後僅かに一ケ年にして母も亦世を去つた。それからの彼は母や兄弟を敬し又愛した通りの眞情を、至誠院に捧げ、姪のいつ子・甥の左平太及び倫彥(元服して大平と改名)に傾けた。至誠院に對しての小楠につきては既に述べたが、姪・甥に對してはどうであつたか。

姪に對して

いつ子に對しては、小楠が春嶽の招に應じて第一回の越前入をなしたる前の事は何等記述すべき資料はないが、其の後の事は小楠の家庭に寄せたる手紙にて如何にもやさしき叔父振を窺ふことが出來る。其の頃彼女は嫁入前の年頃であつたので種々親切に衣類の面倒を見てゐる。既に其の福井行の途中にも大阪から反物を贈つてゐるが、同年十一月九日付の福井

よりの書面（遺稿篇「書簡」七八）中には「おいつ衣類は染方等頼み申付候」などある。其の後の澤山な書狀の中から、いつ子に關するものを二三拾ひ出して見よう。

此許つむき島（紬縞）大分出來中々上品にて、おいつ抔に見せ候へば飛び上り可レ申候。三岡（石五郎、藩用にて熊本に行くことになつてゐた）參向之節乍ニ迷惑一反進し可レ申候。相待可レ被レ申候。（安政六年六月十九日付、遺稿篇二八四頁）

先便に申遣し候紬島此節三岡に頼み廻し候間不レ遠到着いたし可レ申、氣に入候へかしと存候。（同八月五日付、いつ子宛、遺稿篇二九四頁）

その後いつ子は至誠院の實家なる不破家に緣付いた。結婚の時日は確と分らぬが、萬延元年七月廿九日越前滯在中の小楠が江戸詰の越藩士榊原幸八に贈つた書簡中に、「姪事出立前不破方嫁娶いたし色々注文云々」とて江戸にて鏡其の他を求めて送つて貰ひたき事など書いてゐるから、或は母の生前から話でもあつたので喪中ながら緣家同士の間柄とて支度はおひ／＼後からと云ふやうなことで、同年二月小楠が越前へ出發の前に式を擧げたものであらうかと想像される。それで小楠は越前への途中大阪にて衣類を求めたり、又福井に着いてからも染物を送つたり、右の如く榊原に買物を頼んだりしてゐる。恐らく、いつ子は父が在世中でも望まれぬ程の支度が出來たであらう。なほ左記數節を見ても、小楠の姪に對する愛情の濃やかなる其の人情味の豐なるは寧ろ驚嘆に値するものがある。

お逸註文之內當月末に幸便御座候間染物出來いたし候丈はさし送申候。（萬延元年四月十九日付、遺稿篇三一七頁）

お逸衣類京大坂註文追々申上候通りゑびすやより夫々取斗候筈にて、何に來月中には御許に着可レ仕候。（同五月朔日付、遺稿篇三一六頁）

ゑびすや廻しも五月下旬に大坂仕出し福井屋迄參り居候事にて最早參り着候ものと被レ存候。……お逸にん身に相成候由重々悦入申候。格別不鹽梅にも無レ之由何寄之事に御座候。（同九月六日付、遺稿篇三二三―三二四頁）

お逸當月臨月かと被レ存如何〳〵と案じ申候。（同十二月朔日付、遺稿篇三四三頁）

いつ子の安産を喜ぶ

お逸男子出生之由、其跡母子共に申分無ニ御座一何より〳〵珍重にて、どふかこふかと案じ候處大に安心いたし申候。至誠院樣にはさぞ〳〵御心遣被レ成候と奉レ存候。今比は赤子さぞ〳〵ふとり候事と被レ存一刻も早く見申度事に御座候。（同十二月二十五日付、遺稿篇三四五頁）

二甥に對して

二甥に對してもそのやさしさに於ては姪に對すると敢て異なる所はないが、男子ではあり特に左平太は將來横井家を嗣ぐべき身でもあれば、取分けて其の修業上に細心の注意を拂ひ、越前や江戸の旅先から絶えず督勵してゐる。安政六年二度目の越前行の途中大阪より下緒二掛を兄弟に送りたる小楠に對し、二甥の六月廿五日付にて認めたる禮狀（遺稿篇「書簡」八八）の中に、「私共も不ニ相替一出精仕、通鑑三十卷目迄讀居、倫彥は史記頓て讀み終り申候。尊慮易く思召可レ被レ下候。」とあるに對し、小楠は八月四日付にて其の書面に書き入れて「大分はか取悦申候。此上尙以出精無ニ間斷一樣祈申候。內藤（泰吉）又は野中（宗育）に論語にても何にても經書之會相賴、解文に心懸け肝要に候……大小・鐵砲・轡並書物の手入無ニ失念一樣に存候。定て日々游（水泳）の稽古と

被レ存、倫彦水練達者に相成候と存候。隨分々々何事も心懸け出精第一にて有レ之候事」と云ひ送り、なほ「左平太・倫彦彌以讀書等出精可レ致事」（遺稿篇三一六頁）とか「修行の爲、紙面度ごとに遣し可レ申、書樣等は泰吉共に承り、何によらずくわしく長く樣々之事書きつゞり候て遣し可レ申候。只今通りにては文字は隨分よろしく候へども、文一向に出來不レ申、きつと修行いたし不レ申候ては不相成云々」（遺稿篇三二五頁）とか、「左平太・倫彦槍之見分出申候由、時々出府稽古いたし可レ申候」（遺稿篇三一八頁）など、文にも武にも怠りなきやう注意し、其の出府即ち熊本城下に出でゝの稽古は門生嘉悅氏房を見込みて萬事を委托した。

文武修業を督勵す

文久二年春嶽の招に應じて江戸に出た時は大平を連れ行きて洋書調所で英學を學ばせた。其の年の暮刺客の難に遭ひ福井に滯留する事になるや、大平はすぐ江戸より後を追うて、左平太も亦其の翌年の春肥後より來福したが、鄕里で小楠を非難する聲が囂々と起つたので、左平太の修業の妨げとならんことを恐れて一時自分の許に滯在させたのであつた。小楠越前を辭して文久三年八月歸國するや、同十二月昨年の江戸遭難に關して處罰を受け士席を剝がれ家祿を召上げられ其の後の家計は窮乏を極めた。それにも拘らず彼は二甥の爲に最善の道を講ずることを決して疎かにしなかつた。即ち元治元年春兄弟を勝海舟に托して航海術を學ばしめ、後長崎にて語學を練習せしめて慶應二年六月更に渡米せしめた事は既記の通りである。（本篇第十六章、七參照）

二甥を遊學せしむ

此の兄弟が勝の許にて學ぶやうになつて以來小楠は兩人に度々書面を送つてゐるが、それには家庭のことは勿論時事問題につきても詳記し、勉學の上には激勵を怠らなかつた。慶應元年六月十五日付にて與へた書狀（遺稿篇「書簡」一六三）中の「他の非をのみ唱へ我が修行怠り候は士君子の可恥事なり。志さへ厚く候へば、木石をも動かし申候云々」の如きは千古の至言とも稱すべく、其の教育方針には自ら頭の下るやうな心地がする。兄弟には何時もやさしい事を云ふばかりでなく、彼等の將來の爲には時に此の如き鐵槌も下すのであつた。

渡米後の二甥への書面七通

渡米後の兄弟に與へた書面は七通橫井（時靖）家に保存されてあるが、それを讀むと兄弟の安否を案じ、其の將來につき或は誡め或は勵ましてゐる其の愛情の濃やかさは驚くばかりで、何れにも留守許の消息はもとより、朝・幕を始め肥後及び其の他諸藩の情勢を細記してある。其等は悉く遺稿篇「書簡」に收錄してあるが、各通より興味ある諸節を左に摘記して見よう。

其の一

第一に慶應二年の九月末までには發送するとて三回に書いた頗る長文の書簡（遺稿篇「書簡」一七二）がある。これはまだ兄弟渡米途中のものだが、第一回の八月八日付のには先づ留守一同の無事を報じたる後、幕軍の長州再征は到る處で不利なる中に、肥後勢だけは勝利を得たのでそれを臨合として引揚ぐることゝなつた事・將軍薨去につき慶喜其の後を相續せずんば全國割據分裂の勢に落着くべき事・近日肥後より使者を差立てゝ上申する國議は自分の意見の通りになつた事などを書き、護久・護美二公子及び米田虎之助の聰明を激賞して、「御國は

諸種の調査を請求す

重々大慶に候」と述べてから、或は外國交易又は修行としての洋行は幕府より免達があつたから、着米せば彼の地に於ける日本の評判・政事・風俗等を兩公子の閲覽に供し得るやう詳報すべしとか、或は亞米利加南北戰爭に於て陸戰に輕便な銃を發明したるべくそれを調査すべしとか、或は五穀を始め日用の物品・金銀・銅鐵・木材特に茶の値段を精査すべしとか、或は新聞紙にある諸物の値段に疑はしいのがあるは飜譯の間違かたゞしは奸商の所爲なるや聞きたゞすべしとか、或は特に註文して新造せしむる場合の軍艦と大小砲の價格及び賣買船の値段を取調ぶべしとか種々の調査事項を列擧し、終に『萬國公法』なる書を手に入れたりとて、

「萬國公法」

> 是は原書はアメリカの惠頓（エートン）氏の著書にて歐羅巴各國の人物・諸國交際之道を論辯いたしたる書にて當今專流行之學問と存候。唐國にて飜譯、當春江戸開板、萬國交際には尤も需用にて定て共許にても流行と存候。其外此類の書樣々可レ有レ之、又此學術は定て一科に立候事に被レ存候、心を用ひられ度存候。

と記してゐる。本書は同治三年（一八六四年）支那に居て幾多の漢譯書を出せる米人丁韙良 William Martin が Wheaton の Elements of International Law を譯したものだ。慶應二年正月二十三日付にて勝海舟より松平春嶽への書簡中に「萬國公法官板昨今仕立出來に相成候間一部御左右迄差出申候」とあるが、右小楠の書簡にも「當春江戸開板」とあるから小楠のも同版と思はるゝ。小楠はどうして此の本を手に入れたかは分らぬが事によつたら勝が贈つたものではあるまいか。本書は維新當初開國方針を決する際の重大なる參考書で、かの大隈重

信が其の當時佛・英の外交官と論辯して外交官の名を博した其の種本はこれであつたさうな。小楠は慶應二年既に此の書を耽讀してゐたと見えるが右書面を見ると小楠の知識慾の旺盛なるに驚かされると同時に彼の識見の時流に擢んでてゐたことも首肯される。彼は「皇國の御用に立つやうに」といふ念願で米國に遊學せしめた二甥に非常に大きな期待をかけて、隨分過重な負擔を荷はせてゐる。固よりこれも皆御國の爲と思へばこそであるが、自分への知識の供給者としても充分利用せんとしたので一擧兩得とは眞に此の事だ。

第二回の八月十八日付のには、慶喜は徳川家の相續だけを引受けたことを報じて後「越よりは八木八十八又々長崎に再遊、近日沼山にも參候筈也」と書いてゐるが、此の八木は既記の日下部太郎のことで、横井兄弟と倶に長崎で學んで居たが同じく渡米の志を起し、其の準備のため越前に歸り再び來崎して兄弟に一船か二船後れて出帆した。猶小楠は此の書狀の終に又「御國御二方樣御英明何れ政府之舊習漸々一新可致候」と記して將來に囑目してゐる。

第三回の八月二十九日付のは、バタビア港に着した兄弟より七月二日付の書狀が屆いたのに對して書いたものであるが、兄弟よりの書狀には當時の航海の狀況やバタビアの光景など興味ある事實が滿載してあつたらうに、それが遺つてゐぬのは遺憾だ。

第二に二甥既に着米せるも未だ其の報告に接せざる十二月七日に認めた長文の書簡（遺稿篇「書簡」一七六）がある。これには慶喜の將軍職繼續・幕府征長の終局・京師の情況・幕府の衰

態・小倉敗軍後の窮況・薩越の藩情・越藩士下山尙藩命にて來訪の件・肥後藩の現狀から京阪地方及び九州の穀類の事まで細記した後に二甥の境遇に同情して之を慰諭し、且つ木石をも動かすは誠心のみなれば、窮する時も嬉しい時も誠心を養ひ、何もかも誠心の一途に自省するやうにと訓誡してゐる。

誠心を養ふを第一とす

其の三

第三は慶應三年四月二十七日付の書狀（遺稿篇「書簡」一八三）で、先づ肥後藩政府が兄弟の學資を助くる事となつた事につきて「誠に是迄之艱苦押斗られ候處、此御助力にては氣寬かに修行可被致、難有仕合に奉存、留守中皆々安心いたし候。近日に社中並緣家內へ神酒を上げ申筈にて有之候」と、留守中一統の安堵と歡喜とを報じたる後「京師漸々都合宜敷幕府大分之御悔悟」にて諸强藩と相談して非政筋を改正し公共の政事を行はんとしつゝあるから追々海軍も起るならんと述べ、天下の人心及び事情倶に紛々として分裂せんとするを合一ならしむるは一に海軍にありとの意見を薩・越二藩に申し入れたと記してある。小楠はどこ迄も海軍擴張論者で、夢寐の間にも之を忘れなかつた、國の爲にも二甥の爲にも。

夢寐の間にも海軍を忘れず

其の四

第四は慶應三年六月十五日付の書狀（遺稿篇「書簡」一八四）で、これは前半失はれてゐるが、殘りたる部分には朝廷に於ける評議に於て將軍慶喜が廷臣方の鎖港論を一々說伏して兵庫開港に決したる次第を述べ、慶喜の英明を賞して其の將來に囑目し、當年中には日本の光景も一變し海軍も興り外國貿易も始るべきを期待してゐるが、第一等を目標とし今の時に唐虞の

道を行ふを理想とせる小楠は「唯々殘念は眞之治道目的無之終に第二等之事に落入可申候」と掛念してゐる。

其の五

第五は慶應三年六月二十六日付の書狀（遺稿篇「書簡」一八五）で、二甥よりの來書の旨趣を我が意を得たるものと喜ぶと倶に自分の意見を吐露した後に、春嶽から或は書面にて、或は人を遣はして下問さるゝことと數次なることや、肥後藩の現狀より護美公子と長岡左馬介（米田虎之助の後の名）との間の親密なることを述べて、公子には自分の方に屆いた京師其の他の情報は竊かに耳に入れ、兄弟の書狀も閲覽に供してゐると附記してゐる。小楠は此度に限らず、殆ど每回の書面に日本に無き野菜物や花卉類にて實蒔の出來る物の種子を送るやうにとねだつてゐる。右に述べた二甥來書の旨趣に對して書き贈つた小楠の意見は兄弟渡米の門出に當りて與へた送別の語を敷衍したやうなるもので頗る意義深き有益な文字だ。

其の六

第六は明治元年正月三日付の書狀（遺稿篇「書簡」一九二）で、一兩日內に上京を命ぜらるべき模樣あるを報ずると倶に將來の覺悟や京師及び肥後藩の現況を記してゐる。

其の七

第七は京都に召されてからの書翰で「別紙」二つ添うて居る。それは五月下旬より宿痾增惡して缺勤數月に及び漸く出勤をはじめた日なる明治元年九月十五日に認めたものだが、（遺稿篇「書簡」二一三）非常な長文で、「此許內亂新聞紙にて被致承知疑惑の次第尤千萬に存候。全く官軍大勝利、一統平治に歸し恐悅之至り」であると云ふ事から、中々不思議の世界に

皇國の幸福は主上の御英明にあり

愛情いかにも濃やか

變化したが、第一皇國の仕合はせは御十七歳の主上が非常に御英明で日々政事所に出御遊ばし、輔相・議定・參與・辨事などは御目通に罷出で諸事言上萬機決定することや、其の他諸政事の改新や近く實現すべき主上の東京御親臨も萬事簡素を旨とせらるゝことなどを述べ、岩倉輔相の才力を稱してゐる。それから四年來の自分の病氣の經過を述べた後、此の手紙を認めをる處に兄弟より八月六日附の手紙が着いたとて、彼等が米國航海學校入學志望にてワシントン政府に交渉の結果に基づき太政官への斡旋を依賴し來れるを引受くる事・學資として三百ドル送金せし事・教師へ禮として享保圓金や一歩金等を送つた事・「セコンド十分宜敷品」を送つて貰ひ度事などを記し、なほアメリカ新大統領の人物評を始め其の他何なりと委細申越すやうにと例によつて新知識吸收に努め、續いて新歸朝者なる薩人鮫島及び森と會見してエルハリスに關する話を聞いて大いに感服したから都合によりては訪問するやうにと注意してゐる。此の書面に添へられた二つの「別紙」は九月十八日と十九日附であるが、前者には兄弟の右航海學校入學の件につきてはアメリカ官府より申し來りたるより太政官に於て決議になり、給料も五百ドル下附の筈なる旨を報じ、「五百ドルにて不足可致候へば、拙者只今の御役相勤居候へば相應に遣し候事に少もさし支へ無之安心可被致候。來春末には又々金子さし送り可申、十分安心無心配修行第一也」と認めてあつて甥を思ふ愛情の濃やかなる人をして喩の熱くなるを覺えしめるから、此の報に接した兄弟はさぞ歡喜し感謝したことであらう。

後者には前文は缺けてゐるが、殘つてゐる部分には官軍が奥羽地方平定の狀況・主上の御巡幸・肥後藩の現狀・下津休也上洛・在京社中の姓名などを報じ、最後の日付の下に當月改元是より御一代御一號也と認めてゐる。

上記渡米中の二甥に寄せたる小楠の書簡を見ると或は慰諭し、或は訓誡し、或は激勵するなど其の心遣は眞に至れり盡くせりで、又諸方面の時事問題を報ずるにも對等の人にでも寄するが如く親切に且つ詳密なるのには感心の外はない。小楠は文久三年に知行を召上げられ士席を差放たれた時、門弟共に「左平太兄弟成立次第國家の報恩も出來申候」と物語りながら謹んで伏罪してゐるが、其の後二甥をして國家有用の材たらしめ横井家を興隆せしめねばやまぬと力めた彼の意氣込は寧ろ悲壯である。

# 附録

## 一　横井家々系

此の家系は肥後三横井家―名古屋の横井家から分かれたものであり、肥後でも數門相榮えた横井家の中で現存してゐる時愼・時昭・時長を祖とせる三家―に藏せられる系譜に據つたのだが、小楠の家祖たる時昭のに重きを置きて他の二家は省略に從ひ、又小楠の父と兄とにつきては特に詳かに之を記した。なほ代々家督を繼いだ者の妻で明らかなのは附記したが、其の他の女子は總べて錄さゞることにした。

横井家の祖

**北條時行**　龜壽丸―相模次郎。高時二男。

元弘の亂に鎌倉沒落し父高時始め一族が悲慘な末路を遂げた時、家臣の諏訪三郎盛高に擁せられて信濃に逃れたが、建武二年盛高が尊氏に攻められて一敗地に塗るゝや辛うじて免れてその行衞を晦ました。延元二年後醍醐天皇に請ひてそれ迄の罪を勅免されてからは北畠顯家に從ひて足利義詮を鎌倉に討ちて之を走らせ、正平七年には新田義興の麾下に參して足利基氏を走らせて倶に鎌倉に入つたが、幾ばくもなく義興敗

るゝや再擧を謀りしも成らず、正平八年擒へられて鎌倉龍口に斬られた。一説では後尊氏に降つて伊豆に住んだと。

尾張に住す

**時滿**　小次郎—行氏—平太郎。時行の子。母は熱田大宮司の女。

父沒後母と倶に民間に流落し、姓氏を隱して尾張國海東郡蟹江鄕に住んだ。一説には同國知多郡の一小村—後、里人北條村と呼ぶ—に行衞を晦まして居たと。

**時任**　平五郎—平太郎。時滿五男。

至德三年居を尾張國愛知郡横江村に移した。

**時利**　源五郎。時任の子。

剛强放膽なる質にて亂世に乘じ海内を浪遊して國風を視察す。時人時任と時利との兩代を横江殿と稱し、村名を横井と改めた。

横井に改姓

**時永**　源五郎—横井掃部介。時利の子。

尾張國海東・海西二郡を領して姓を横井と改め、是より以後代々此の姓を冒した。明應二年城を海西郡赤目に築きて之に據つた。

**時勝**　丹後守。時永の子、

父の跡を嗣いで赤目に據り、天文二十二年將軍義輝に屬し、從五位下に叙せられ丹後守に任ぜられた。

**時延** 雅樂助。時勝の子。

赤目城に據り、初將軍義昭に屬せしが後織田信長の麾下に參し長嶋の役其の他にて軍功があつた。天正七年五月丹州氷上八幡城攻の時戰死。

赤目横井家

**時泰** 伊折介。時延長男。赤目横井の祖。

家督して赤目に住す。初は信長、後には秀吉に屬したが、遊獵を好み鶻鷹を放ちて鳥禽を捕ふることに妙を極め秀吉から場所を論ぜず放鷹御免の朱章を與へられた。後又家康に仕へて關原役その他にて軍功を積み感狀を與へらるゝこと七通に及んだ。慶長十二年七月卒したが、横井の總本家として子孫連綿として續く。

**時雄** 孫十郎。時延二男。

家康に仕へ勢州長嶋合戰にて死す。一子あり紀州家の臣となる。

藤瀨横井家

**時朝** 孫太郎｜孫右衞門。時延三男。藤瀨横井の祖。

初信長に屬して屢〻軍功あり、後家康に仕へ關原役にて戰功をたてゝ尾張國海西郡藤瀨に住む。慶長五年八月には兄時泰と倶に濃州福東、外處々の戰に功あり、同八年四月歿す。子孫相續いたが、第六代目の孫右衞門時般はかの有名な俳人也有である。

祖父江横井家

**時久** 小平太—作左衛門。時延四男。祖父江横井の祖。

家康に從ひ關原役では花々しき戰功あり、小楠の『同姓應對一件の扣』(遺稿篇「詩文」乙、四)中にも、「時久君御甲は關原の節はたらきにて破れ申、其儘神君に御目見、神君いつも替らぬ其方のはたらきと御賞美有レ之、此よりハチ破れの作左衛門と稱し申傳なり」とある。尾張國中島郡祖父江村に住まひて義直に仕へ兄時泰と濃州處々に於て戰功あり、馬廻組となり後鷹匠頭に任ぜられ寛永八年歿した。尾州藩放鷹にて有名なる竿鷹法は此の人の案出したもので、此の家も榮えて幾流にか分かれ、其の子時有の末からは鈴門の巨擘で國學者として有名な十郎左衛門宏時(千秋)が、時有の子時貞の末からは文學者として有名な時冬が出た。

**時春** 彌次右衛門。法名妙心院。時延五男。

元龜三年に生れ寛永六年三月に五十六歳にて歿す。

尾張宗家の系圖の中には、時延の子は第四男時久迄で時春は見當らぬ。そして時久に時之・時明・時有・時當・時勝及び某の六男があつて、其の某につき「牛右衛門、細川越中殿家中」とあるのは、次に記する時次のことであらうか。

上記『同姓應對一件の扣』中にも、「時春之事段々承合候所一向に系圖に相見不レ申、尤も伊折介方家來にも咄合候へ共是も同樣なり」とある。離國して他家に仕へた關係からわざと時次父子の名をあげぬのではあるまいか。

**—時次** 彌次右衞門—牛右衞門。法名光雲院傳譽宗心居士。
時春嫡男。細川家の臣となり忠利・光尙・綱利に仕ふ。

寛永六年五月廿七歳にして細川忠利に召抱へられて尾張赤目より豐前に下り、知行三百五十石を以て小姓組となつたが、同九年十月忠利の移封による肥後入國の際隨伴して來る。同十五年二月肥前有馬の役に出陣して功あり歸城の後黃金・時服等の賞賜あり、同十八年には三百五十石を加祿されて鐵砲十挺頭を命ぜらる。正保三年長崎に外船漂着の際同地に派遣され、歸りて後鐵砲三十挺頭に昇つた。萬治元年八月十四日、江戸にて普請用係を勤めての歸國途中、豐後野津原で病歿。享年五十六。

**—時助** 長吉—十左衞門—九左衞門。法名妙法院宗詮居士。
時春の子。時次と同じく忠利・光尙・綱利に仕ふ。

寛永六年九歳にして兄時次と倶に尾張赤目より豐前に來りて忠利に仕へ、其の移封に隨從して肥後に來り同十一年知行百五十石を領す。有馬の役に軍功ありて五十石を加祿。貞享元年四月十七日六十四歲にて歿。

尾張橫井宗家の系圖には時助の名も無い。時助の後は時常・時勝・時仁と順次家督したが、享保二十年に家斷絕。

**—時久** 吉兵衞。法名常照院圓月道意居士。
時次長男。綱利に仕ふ。

萬治元年十月父の遺領七百石を嗣ぎ、番方を命ぜられたが、同三年四月病死し、妻は平野九郎右衞門の妹。嗣子なく家斷絕。

**—時國** 左平太—法名常修院光岳玄心居士（別本淸寥院法譽貞運居士）
時次二男。綱利に仕ふ。

初同藩鷹頭山本左太右衛門の養子となつたが養父病死後故あつて跡式立てられざることゝなり、偶〻兄時久の家も斷絕につき、萬治三年九月實父時次の先知三百五十石を與へられ番方となり横井家に復歸す。寬文三年十月小姓組に加へられ延寶三年鐵砲十挺頭となり天和元年同二十挺頭に進み貞享四年六月十九日五十七歲で病死。妻は山本左太右衛門の女。

―時重　權之助。法名西光院冬室壽原信士。
時次三男。

寬永十一年に生れ、松井家に仕へ百五十石を領す。寬文六年十月二十一日自殺。妻は横井時助の女、嗣無し。

―時長　孫太郎―彌次右衛門。法名淨心院安山夢世居士。
時次四男。綱利に仕ふ。

萬治三年六月十六歲にして番方を命ぜられ、新知百五十石下賜。寬文四年二月天草城番を勤め、元祿九年二月退隱し同十五年九月十四日死去。妻は松島三碩の妹。此の家は時安・時門・時續・時從・時吉・時武・求右衛門・覺・寅雄と相繼いで現在の時一に及ぶ。二代儀右衛門時安は元祿十五年十二月赤穗義士の十七人が細川家の預りと成りて翌年二月四日右面々切腹の節小野寺十内を介錯した。農學界の權威故横井時敬は求右衛門の四男で別に家を立てたのである。

―時愼　左平太―梶右衛門―佐左衛門―牛右衛門。法名觀照院心月慧覺居士。
時國長男。綱利・宣紀に仕ふ。

貞享四年八月廿五歲にて父の遺領を繼ぎ番方を命ぜられ、同年十二月小姓組になり、元

祿五年十一月使番に轉じ、同十一年正月奉行職に任ぜられ、正德三年同役辭退後鐵砲二十挺頭となる。享保四年鐵砲三十挺頭に昇つたが同九年故あつて退役し、同十三年六月廿三日六十六歲にて死去。妻は寺尾孫之允の女つる。其の後は時之・時邑・時籌・時範・時幾・時雄と相傳へ現在の時晴に及ぶ。

## 時昭

牛之丞―左平太。法名靈智院常然普照居士。
時國二男。綱利・宣紀に仕ふ。

元祿十三年正月三十歲で新に歩使番に出仕し、翌年八月中小姓となり案內役を勤む。寶永四年九月進みて小姓組となり案內役を兼ね新知百五十石を與へられたが、享保八年十月に足高五十石を受け同十二年八月晦日五十八歲にて歿。無妻。

## 時庸

時之丞―淺右衞門。法名究竟院一響乘運居士。
時國三男。綱利に仕ふ。

元祿四年九月歲十三にして出仕して兒小姓役となり、後擬作三百石を以て小姓役を勤めたが、同十二年故あつて浪人し、元文三年五月十日六十一歲で病死。子時元は父の死後寬保三年十月時昭の子時秀の養子となつた。

## 時秀

政之助―左平太。法名凉嶽院風光學道居士。
片山平兵衞二男。宣紀・宗孝に仕ふ。

享保十三年十月十五歲にて養父時昭の遺領百五十石を繼ぎ、初は番方を、同十九年十月小姓組を、寬保二年十月物頭列にて小姓役新組の組脇を命ぜられ足高五十石を受け上士に列せらる。在勤續中紋服其の外品々の賞賜あり。同三年六月廿三日三十二歲で死去。妻きへは上記時庸の女。

## 時元

淺之丞—左平太。法名長懃院泰譽常清居士。
時庸嫡男。宗孝・重賢・治年・齊茲に仕ふ。

寛保三年十月養父時秀の遺領百五十石を繼ぎ番方を命ぜられ、寶曆二年六月から翌年七月迄番目付を、明和二年三月より同四年三月迄飽田郡白濱浦番を勤む。同六年九月惣銀支配頭當分を命ぜられ、安永二年三月諸目附に轉じ、天明三年十二月には算用頭となりて上士に序せられた。寛政四年三月家督已來五十年勤續した功を賞せられて足高五十石を與へられ、同八年病のため依願退役したが永年の勤勞に對し紋附小袖を賜ひたる上に留守居・物頭列を命ぜられた。同九年致仕し名を湖舟と改めたが、家督以來五十餘年間に役儀精勤の爲紋附の上下・袷羽織・小袖など賞賜さるゝこと七度に及んだ。享和元年八月晦日八十歳を以て死去。妻よせは永嶺嘉平次滿福の長女。

時元に二子あり、長男時昆は初は時之丞、後に淺之丞、更に又作兵衞と改名す。病身のため家を嗣がず、寛政元年四月十二日四十歳にて病死。法名亭雪樓香嵓佚茶居士。次男は生後十日にして夭折。時昆の妻しゆんは寺井惣右衞門の女で、舅姑に孝養の勞を賞せられ紋服並に白銀二枚を賜うた。文化九年五月二十五日五十五歳で死去。法名香樹院明譽貞鑑大姉。

## 時直

大平。法名普光院顯譽慧照居士。
時昆嫡男。齊茲・齊樹・齊護に仕ふ。

寛政九年二月歳十五にして祖父時元の跡を嗣ぎ番方を命ぜらる。享和元年十月犬追物・騎射數年出精せりとて紋付上下一具賞賜。文化二年二月槍術數年出精し皆傳相濟

み同門をも教導し、學問・馬術勉強し游も上達、射術も心懸宜しとて賞詞。同五年十一月穿鑿所目附當分を命ぜられ、同七年正月本役に轉じ、同年六月より八月迄穿鑿頭助勤兼帶。同九年正月玉名郡代當分を命ぜられ、同年五月宇土・下益城兩郡に轉勤。同年八月近領百姓共の騒動に際し處理宜しきを得たりとて賞狀を受く。同年九月下益城專任となり、同十年六月西本願寺派寺院に宗意上異議を生じ本山使僧教化のため來國に當り格別心勞したりとて紋服一賞賜。同年十一月宇土郡に所替となり、同十一年七月目附を命ぜられ足高百五十石を受く。同十二年二月より翌十三年六月迄江戸に祗役し藩主に隨伴下國の際奉行代を務む。右江戸在勤中の十二年三月郡代在任間備荒貯蓄の件に關しての勤勞に對し紋付上下一具賞賜さる。同十五年二月奉行副役を命ぜられ足高二百石增となる。文政三年十一月鐵砲二十挺頭・普請作事頭兼帶を命ぜられ足高百五十石を知行に直さる。同四年二月より江戸に行役し、同年十一月江戸邸作事につき鞅掌したる功勞を賞して紋付上下一具下賜。同月明年も引續き江戸詰を命ぜられ、同六年五月に至り國許下着。同七年七月二丸屋形作事係となり格別精勤したりとて紋附上下一具・同帷子一・白銀十枚を、同年八月には右同樣の辭令にて表櫻紋付帷子一を賞賜。同年閏八月鐵砲三十挺頭を命ぜらる。同八年二月より江戸に上る。同九年三月諦觀院(藩主齊樹)葬儀に當り格別心配したりとて內方より白銀五枚江戸邸に於て下賜。同年四月江戸より國許に下着するや多年諸役儀を勤めて出精したるを賞せられて紋付袷一下賜。同年八月藩侯齊護の家督・元服の用掛を勤めたるに付祝儀として紋付帷子一下賜。同十年二月舊冬十二月梅珠院(齊茲の末女)葬儀につき勤勞し賞詞も

速に出來したりとて特に九曜紋付上張一を內方より賞賜さる。同月江戶行役を命ぜられたるも病氣のために延期を乞ひつゝある內に、同年九月穿鑿頭兼帶當分となり、同年十二月右定兼帶に轉ぜしが、同十一年十二月これを辭し物頭專務となる。同十三年五月調練幷內稽古を格別出精せりとて褒詞を受く。天保二年正月火廻並盜賊改を命ぜられ、同年五月普請作事頭兼帶當分となり同年六月定兼帶に移る。同年七月四日作事所にて發病し卽夕死去。享年五十三。妻かずは永嶺仁右衞門光弘の長女。安政六年己未十一月二十七日(橫井家菩提寺往生院過去帳による)年七十二歲にて歿す。法名嶺松院榮譽嘉祥大姉。

―時明 武童―典太郎―左平太。法名秋峯院月光晴雲居士。
時直嫡男。後小楠の養父分となる。齊護に仕ふ。

文化四年正月二十七日生れ、文政四年二月目見す。同五年八月句讀・習書數年出精せりとて金子賞賜。同八年二月犬追物稽古心懸厚く格別出精し藝術進みたりとて賞詞。同十二年十一月學問數年勉勵して進步著しく射術格別出精し居合・槍術・游も心懸厚く上達せりとて賞詞。天保二年二月犬追物稽古心懸宜しく格別勵精し藝術上達せりとて紋付上下一具賞賜。同年十一月廿三日廿五歲にて文武藝心懸宜しき廉を以て父時直の知行百五十石を改めて新知として下賜され番方を命ぜらる。同四年二月時習館句讀師當分を申付けられしも同年四月願により免ぜらる。同五年二月穿鑿役當分に轉じ同六年二月同本役となり座席を番方の上座とせらる。同七年四月飽田・託麻郡代當分、益城・葦北兩郡代助勤兼帶を命ぜらる。同年七月穿鑿役を免ぜられて番方となり

しが直ちに郡代當分を命ぜらる。同年十月阿蘇南郷郡代に、同九年五月野津原・鶴崎郡代に所替となる。同年九月藩侯巡見の際の勤勞に對し紋付上下一具賞賜、同年十二月一昨七年非常之凶作にて東目郡特に甚敷同冬より當夏迄の間民食乏しきに際し村備や救恤備などに關する法令設定を命ぜられたるに晝夜格勤し末々迄も飢寒に及ばざる樣厚く心配致したりとて紋付小袖一賞賜の趣辭令書を以て達せらる。同十一年五月西丸普請の際郡中よりの上納金等に關しよく周旋配慮したりとて紋付給一賞賜。同年六月病氣にて依願役儀を免ぜられたが、同十一年八月鶴崎郡代在勤中、波奈之丸(ナミナシ)新造につき格勤して任務を盡くし其の經費を節減せしめたりとて紋付帷子一・白銀五枚賞賜。同十四年四月天主方支配頭當分を命ぜられ同年閏九月本役となる。弘化三年七月諸役數年心懸能く軍務につき格別精勤し使節船渡來一件に於ても處置宜しきを得經費省減の上にも特に注意して精勤したりとて座席物頭列となる。嘉永二年十月平素心懸能く格勤し今回易筒の新製及び外樣組渡之小筒の仕替につきても終始細心注意して諸方面と協議するなど數年間格別の勤勞を賞せられて座席を使番列とし足高五十石下賜。同三年四月阿蘇南郷郡代當分を命ぜられ、同四年正月葦北郡代に所替となり、同年八月座席足高元のまゝにて郡代定役となる。同五年三月病氣に付願の通り役儀を免ぜられ留守居番方を命ぜらる。安政元年七月十七日四十八歳にて病歿。

妻きよは不破敬次郎の二女。

―時存――本書に傳する所。

―道明　三雄―仁十郎。法名明法院永樂居士。
時直三男。叔父永嶺庄次養子となる。安政五年八月十六日死去。

―時存
時明の跡目相續。

親類縁者附
一 横井牛右衛門　同姓ニテ従弟
一 横井久右衛門　右同断
一 小野虎次郎　養母方叔父
一 永嶺茂次　実母方叔父
一 永嶺仁十郎　実弟
一 不破敬之助　亡母従弟
一 不破源次郎　右同断
一 小野長四郎　右同断
右之外何国他ニ而も近親類縁者無御座候以上
安政六年十二月　横井平四郎
平野半之助殿

小楠自筆「親類縁者附」（横井時靖藏）

## 二　横井小楠年譜

「時勢」として我が國全體の重要なる出來事を、「肥後」「福井」として兩藩のそれを記してゐるが、「福井」は小楠が應招した年より辭去した翌年までに止めてある。

**文化六年　己巳　小楠一歳**

**光格天皇御宇第三十年**

八月十三日熊本城下内坪井町に生る。肥後藩士横井大平時直の次子、母は永嶺かず子。

〔時勢〕前年英國船「フェートン號」長崎に來りて出島の和蘭人を攻撃せる事件あり。此の年砲臺を長崎に新設す。六月間宮林藏黑龍江地方を探險して歸る。〔關白〕鷹司政熙。〔老中〕牧野忠精・土井利和・青山忠裕・松平信明。〔京都所司代〕酒井忠進。

〔肥後〕藩主細川越中守齊茲（ナリシゲ）（天明七年九月十九日遺領相續、第十代）。五月十五日熊本發參覲（六月十八日江戸着）。

**文化七年　庚午　小楠二歳**

〔時勢〕二月異船防禦を令す。五月英船常陸に來る。

**文化八年　辛未　小楠三歳**

〔肥後〕藩主本年滯府、十一月十日隱居、嫡子兵部大輔齊樹（ナリタツ）家督（第十一代）越中守と改む。

### 文化九年　壬申　小楠四歳

［時勢］六月露艦蝦夷に來る、戍兵、艦長ゴローウニンを捕ふ。十二月儉約を命ず。

五月廿五日祖母香樹院死去、年五十五歳。

［時勢］八月露艦高田屋嘉兵衞を捕へ去る。

［肥後］藩主齊樹五月一日江戸發初入部（六月三日熊本着）。

### 文化十年　癸酉　小楠五歳

［時勢］五月露艦高田屋嘉兵衞を送還す。九月ゴローウニンを放還す。

［肥後］藩主二月廿七日熊本發參覲（四月六日江戸着）。

### 文化十一年　甲戌　小楠六歳

［時勢］二月和蘭人來聘。此の年北地の戍兵を撤す。伊能忠敬沿海實測全圖成る。〔關白〕△鷹司政熙（九月）・○一條忠良（同上）。〔○符は任。△符は轉・免・歿。以下同じ〕。

［肥後］藩主四月廿四日江戸發歸國（六月二日熊本着）。七月五ケ年間格別儉約を示達す。

### 文化十二年　乙亥　小楠七歳

［時勢］此の年杉田玄白『蘭學事始』を著す。〔老中〕○酒井忠進（四月）。〔京都所司代〕△酒井忠進（四月）・○大久保忠眞（同上）。

［肥後］藩主二月廿三日熊本發參覲（三月廿三日江戸着）て

## 文化十三年　丙子　小楠八歳

此の頃(年月未詳)より藩學時習館に入學す。

［時勢］四月江戸疫癘流行、延いて八月に及ぶ。十月英艦琉球に來り互市を乞ふ。〔老中〕△牧野忠精(十月)。

［肥後］藩主四月廿四日江戸發歸國(途中病氣にて六月七日熊本着)。

## 文化十四年　丁丑　小楠九歳

## 仁孝天皇御宇第一年

［時勢］五月諸國大旱、七月に及ぶ。九月二十一日天皇御即位(三月御受禪)。同月英船浦賀に來る。〔老中〕○(格)水野忠成(八月)・○阿部正精(同上)・△松平信明(同上)(格は老中の定員以外で其の職務に參與せしもの。以下同じ。)。

［肥後］藩主四月廿一日熊本發參覲(途中病氣にて六月十八日江戸着)。

## 文政元年　戊寅　小楠十歳

［時勢］五月英船浦賀に來り貿易を求む。〔老中〕△酒井忠進(七月)・△(格)水野忠成(八月)・○水野忠成(同上)・○大久保忠眞(同上)。〔京都所司代〕△大久保忠眞(八月)・○松平乘寛(同上)。

［肥後］藩主本年滯府。三月從來江戸藩地飛脚の往來月一回なりしを月二回づゝに改む。

## 文政二年　己卯　小楠十一歳

［時勢］七月物價下落を令す。

文政三年 庚辰 小楠十二歲

肥後 藩主本年滯府、十二月十六日左近衞權少將拜任。

時勢 十二月浦賀奉行內藤正弘に相州海岸守衞を命ず。

肥後 藩主四月廿五日江戶發歸國（六月十七日熊本着）。

文政四年 辛巳 小楠十三歲

始めて經國の志を起す、騎射場の歸途下津休也と相俱に其の抱負を語り他日國事の振興に當らんことを約す。

時勢 十二月松前奉行を廢し其の管地を松前氏に還付す。

肥後 藩主九月十三日熊本發參覲（十月廿日江戶着）。正月辛島才藏時習館教授を命ぜらる。

文政五年 壬午 小楠十四歲

此の頃熊本城下水道町に轉居す。

時勢 三月上杉鷹山卒す。四月英船浦賀に來り薪水を求む。〔老中〕△土井利和（七月）・○松平乘寬（九月）。〔京都所司代〕△松平乘寬（九月）・○內藤信敦（同上）。

肥後 藩主四月廿四日江戶發歸國（五月廿八日熊本着）。四月廿七日儉約格別取締方示達。七月時習館教授辛島才藏辭職。

文政六年 癸未 小楠十五歲

十一月藩より句讀・習書出精相達、且詩作も出精に付、金子貳百疋被ㇾ下置。十二月藩主に目見。

〔時勢〕八月シーボルド長崎に來る。此の夏諸國大旱。〔關白〕△一條忠良(三月)・○鷹司政通(同上)。〔老中〕○松平輝延(十一月)。

〔肥後〕藩主三月廿七日熊本發參覲(五月六日江戸着)。

## 文政七年　甲申　小楠十六歳

〔時勢〕五月英船常陸に來る。七月英船薩摩寶島に來寇す。

〔肥後〕藩主五月十五日江戸發歸國(六月十七日熊本着)。

## 文政八年　乙酉　小楠十七歳

〔時勢〕二月異國船打拂令を發す。五月英船陸奥沖に來る。〔老中〕△松平輝延(二月)・○(格)植村家長(四月)。〔京都所司代〕△内藤信敏(四月)・○松平康任(五月)。

〔肥後〕藩主九月廿五日熊本發參覲(途中病氣にて十二月二日江戸着)。

## 文政九年　丙戌　小楠十八歳

〔時勢〕十月近藤重藏を罰す。此の年シーボルド江戸に來る。〔老中〕△阿部正精(十月)・△(格)植村家長(十一月)・○松平康任(同上)。〔京都所司代〕△松平康任(十一月)・○水野忠邦(同上)。

〔肥後〕藩主齊樹二月十二日江戸に於て逝去(諦觀院と稱す)。二月廿九日中務少輔細川立政宇土より入りて本家相續(十二代)。五月九日細川越中守齊護(なりもり)と改む、五月廿五日江戸發六月廿七日熊本初入部。

## 文政十年　丁亥　小楠十九歳

［時勢］三月將軍家齊太政大臣に任ず。

［肥後］藩主齊護三月四日熊本發參觀（四月十九日江戶着）。十一月六日淺野安藝守齊賢女益姬と婚姻。八月子弟心得方に付示達。

文政十一年　戊子　小楠二十歲

［時勢］十月、窃かに圖書をシーボルトに與へたる圖書奉行高橋景保を禁獄す。〔京都所司代〕△水野忠邦（十一月）・〇本莊宗發（同上）。

［肥後］藩主四月廿八日江戶發歸國（六月十三日熊本着）。二月藩中若輩にして黨派を立て爭論に馳する儀に付諭示。八月九日大風。

文政十二年　己丑　小楠廿一歲

三月犬追物稽古心懸厚、數年出精藝術格別相進候段を以て藩主より賞詞。同年十一月學問數年出精相進、居合相達し、槍術・游も心懸候段を以て同じく藩主より賞詞。

［時勢］三月江戶大火。五月松平定信卒す。六月近藤重藏歿。九月シーボルドに歸國を命じ其の再渡を禁ず。

［肥後］藩主二月廿八日熊本發參觀（四月三日江戶着）。

天保元年　庚寅　小楠廿二歲

［時勢］正月水戶齊昭藩政の改革に着手。

［肥後］藩主四月廿七日江戶發歸國（六月十一日熊本着）。七月鶴崎大風。八代洪水。

天保二年　辛卯　小楠廿三歲

七月四日父時直死去、年五十三歳。十一月兄左平太家督を相續す。

時勢 大阪奉行新見正路二月より大阪川口を浚へて天保山を築く。異國船蝦夷に來り松前、邊備を戒飭す。「京都所司代」△本莊宗發(五月)・○太田資始(同上)。

肥後 藩主三月廿三日熊本發參覲(四月廿八日江戸着)。三月藩中婚禮の節支度銀等禁ぜらる。八月衣服飲食其の他諸國産物三ケ年間輸入を禁じ、各地方へ直註文難レ叶段示達。

## 天保三年　壬辰　小楠廿四歳

時勢 八月水戸斉昭諸臣に海防を講ぜしむ。九月賴山陽歿す。

肥後 藩主五月朔日江戸發歸國(六月五日熊本着)。四月藩地疫疾流行。七月川尻大洪水。

## 天保四年　癸巳　小楠廿五歳

六月廿三日時習館居寮生となる。

時勢 此の年奥羽饑饉、米價騰貴。水戸斉昭「告志編」に於て公武合體論を唱ふ。

肥後 藩主三月一日熊本發參覲(四月七日江戸着)。四月廿日東叡山火番を命ぜらる。十一月東國筋飢饉の趣に付儉約被施行。同月高禄の面々時習館出席方に付諭達。

## 天保五年　甲午　小楠廿六歳

時勢 二月江戸復大火。此の年水戸斉昭蝦夷を開拓し邊に備へんことを建言す。「老中」△水野忠成(二月)・○水野忠邦(三月)「京都所司代」△太田資始(四月)・○松平信順(同上)「

[肥後] 藩主滯府、十二月十六日左近衛權少將拜任。二月江戸大火、木挽町屋敷・雨末家屋敷共類燒。七月十四日女子勇姫誕生。九月江戸二の丸普請手傳。十二月文武藝誘掖に付直書を發す。

## 天保六年　乙未　小楠廿七歳

[時勢] 十二月仙石騷動裁斷。〔大老〕○井伊直亮(十二月)。〔老中〕△青山忠裕(五月)・△松平康任(九月)・○本莊宗發(十一月)。

[肥後] 藩主滯府、六月廿日二男訓三郎江戸にて誕生(後の第十三代慶順)、十月隱居齊茲江戸白金に於て逝去(諦了院と號す)。

## 天保七年　丙申　小楠廿八歳

四月講堂世話役を命ぜらる。十月藩主より學問多年出精格別相進、詩文も出精相達、且居合・劍術數年心懸厚藝術相進候に付紋付上下一具下し置かる。十一月居寮世話役拜命。

[時勢] 五月水戸齊昭砲臺を助川に築く。此の年眞田幸貫十二支砲を鑄る。諸國饑饉、奥羽最も甚だし。〔老中〕△本莊宗發(九月)。

[肥後] 藩主四月廿五日江戸發歸國(五月晦日熊本着)。

## 天保八年　丁酉　小楠廿九歳

二月七日拔擢されて居寮長(塾長)を命ぜられ、心附として每歳米十俵を與へらる。

[時勢] 米價騰貴天下大いに飢う。二月大塩平八郎亂を大阪に起す。四月將軍家齊職を家慶に

譲る。六月米船「モリソン」號漂民を護送して浦賀に來る、浦賀奉行之を砲撃す。七月同船薩州山川港に入る。〔老中〕△大久保忠眞(三月)・○太田資始(四月)・○松平信順(五月)・○脇坂安董(七月)・△松平信順(八月)。〔京都所司代〕△松平信順(五月)・○土井利位(同上)。

〔肥後〕藩主三月十一日熊本發參覲(四月十七日江戸着)。七月十六日大塩平八郎與黨預。關東筋凶作に付差上米壹萬石。

## 天保九年　戊戌　小楠三十歳

此の年時習館内菁莪齋に寢食する間、鈔錄・詩話・文談・時事評隲等筆に任せて記述せるもの一卷―『戊戌雜志』又は『寓館雜志』―をなす。

〔時勢〕三月江戸城西丸火災。閏四月諸大名以下を戒飭し儉約を守らしむ。六月蘭人「モリソン」號渡來の始末を幕府に報じ、幕府其の處分を議す。是に於て打拂是非の論朝野に起る。八月水戸齊昭封事を上る。渡邊登・高野長英の徒書を著して大いに外寇に備ふべきを論ず。〔京都所司代〕△土井利位(四月)・○間部詮勝(同上)。

〔肥後〕藩主閏四月六日江戸發歸國(五月十三日熊本着)。三月十日西丸炎上獻金八萬五千兩。五月廿七日藩地大風。

## 天保十年　己亥　小楠卅一歳

三月江戸遊學を命ぜられて出發、豐後鶴崎郡代たる兄時明を訪うて同地より海路大阪に向ひ、それより東海道を經て四月十六日江戸に着す。林大學頭に謁して其の門に入る。佐藤一齋・松崎慊堂等の碩學を訪ひ、又幕府重要人物・旗下或は諸藩の偉材と交り特に水戸藩藤田

東湖と親し。

〔時勢〕五月渡邊登・高野長英を捕へ、十二月登に蟄居、長英に永牢を命ず。〔老中〕△松平乘寛(十二月)・○土井利和(同上)。

〔肥後〕藩主二月九日熊本發參覲(三月十七日江戸着)。三月朔日三男護久熊本に於て誕生(幼名義之助、後澄之助)。二月辛島才藏病歿。

## 天保十一年　庚子　小楠卅二歲

二月水戸遊學及び東北遊歷を企てしが、酒失の故を以て同月九日歸國を命ぜらる。三月三日江戸を發足し、甲州に長野清淑を訪ひたる後道を中仙道に取りて京都に立寄り四月歸國す。江戸を發するに際し水戸齊昭は小楠を登用せんとの意ありて藤田東湖をして其の旨を傳へしめしも固辭す。歸來兄時明の家の一室に閉居して學問の仕直し人生觀の建直しを始む。十二月十日逼塞を命ぜらる。

〔時勢〕此の年英船長崎に來る。支那に阿片戰爭起る。鈴木春山『西洋兵制』を著す。高島秋帆書を幕府に呈して阿片戰爭に於ける清國の敗因を論じ、砲術の改善を說く。〔京都所司代〕△間部詮勝(一月)・○牧野忠雅(同上)。

〔肥後〕藩主五月十五日江戸發歸國(六月十六日熊本着)。三月十三日嫡子雅之助元服、從四位下侍從敍任、兵部大輔慶前(ヨシチカ)と稱す。六月三女勇姬松平慶永と緣組の約成る。

天保十二年　辛丑　小楠卅三歳

長岡監物(米田是容)・下津休也(蕉雨)・荻昌國(麗門)・元田永孚(東野)と相講學す。藩學時習館に對して「大塚退野の學風に復れ」の叫となり、後年實學黨の興起を見るに至る。此の頃よりならん南朝史の著述に從事す。

〔時勢〕五月水野越前守忠邦幕政の改革に着手す。同月高島四郎大夫西洋兵式を演ず。十月渡邊登自殺。此の年水戸齊昭互熕を鑄る。〔大老〕△井伊直亮(五月)。〔老中〕△脇坂安董(二月)・○堀川正篤(三月)・△太田資始(六月)・○眞田幸貫(同上)。

〔肥後〕藩主四月六日熊本發參覲(五月五日江戸着)。同月本年より三ヶ年猶又儉約の命あり。正月近藤英助時習館教授となる。

天保十三年　壬寅　小楠卅四歳

〔時勢〕七月文政打拂令を緩む。八月相・總沿海の防備を嚴にす。十一月佐久間象山「海防八策」を上る。

〔肥後〕藩主四月廿九日江戸發歸國(六月朔日熊本着)。九月七日五男良之助熊本にて誕生(後の長岡護美)。

天保十四年　癸卯　小楠卅五歳

帷を下して學を講ず、第一の門人は德富一敬、就學生漸次數を增す。此の年「肥後藩時務策」(節儉を行ふべき事・貨殖の政を止むる事・町方制度を付る事・家中の風俗を正す事。)を艸す。

〔時勢〕三月高島四郎大夫を江戸に檻送投獄。六月印幡沼開鑿。〔老中〕△水野忠邦(閏九月)・△

堀田正篤(同上)・○阿部正弘(同上)・○牧野忠雅(十一月)・○(格)堀眞賓(十二月)。〔京都所司代〕△牧野忠雅(十一月)・○酒井忠義(同上)。

〔肥後〕藩主二月五日熊本發參覲(三月四日江戸着)。四月高島四郎大夫の事に坐して算學師池部啓太江戸に召喚。

## 弘化元年　甲辰　小楠卅六歳

〔時勢〕四月松崎慊堂病歿。五月水戸齊昭に隱居謹愼を命ず(十一月解愼)。藤田東湖等水戸藩の名士幽せらる。江戸城本丸燒く。六月印幡沼開鑿を停む。七月和蘭使節、同國王の忠告書を齎し來る。此の年露船松前に來る。〔老中〕△眞田幸貫(五月)・○水野忠邦(六月)・△土井利信(十月)・○青山忠良(十二月)。

〔肥後〕四月廿七日嫡子慶前父に代りて江戸發歸國(六月四日熊本着)。七月長岡監物に文武藝倡方委任。十一月同上の儀に付示達。

## 弘化二年　乙巳　小楠卅七歳

四月「感懷十首」―當時の境遇・學意・思想・感情等を述べたる―を賦して親交ある諸友に示す。

〔時勢〕正月浦賀新砲臺築造。四月米艦浦賀に來り漂民を送還す。七月英船長崎に來る。〔老中〕△水野忠邦(二月)・○戸田忠溫(三月)・△堀眞賓(四月)。

〔肥後〕正月廿四日江戸白金中屋敷類燒。七月十一日慶前熊本發出府。

## 弘化三年　丙午　小楠卅八歳

家兄に從ひ相撲町に移る。邸内に一室を建築して居室兼諸生會讀の場所とす。

［時勢］正月廿六日天皇崩御。二月十三日皇太子踐祚。五月佛船琉球に、閏五月米船浦賀に來り交易を求む、俱に之を郤く。六月丁抹船始めて浦賀に入津。七月水戸齊昭國防を先とし打拂を後にするの幕議に贊同す。高島四郎大夫追放さる。八月英船三隻琉球に來る。海防嚴飭の勅諭幕府に下る。

［肥後］齊護五月十八日幕府の召に依て登城、高祖父以來治政其の宜しきを得たりとて時服・鞍・鐙を賞賜。五月廿二日江戸發歸國（閏五月廿四日熊本着）。十一月長岡監物文武藝倡方を免ぜらる。十二月池部啓太江戸にて無罪放免せられ歸國。

## 弘化四年　丁未　小楠卅九歲

孝明天皇御宇第一年

三月家塾を新築し二十餘人の諸生寄宿す。實學黨に對する諸方面よりの迫害いよ〱加はり、黨の内外頗る多事。

［時勢］六月蘭人外交につき忠告す。相・房海岸を警備す。九月廿三日天皇御即位。同月水戸慶喜一橋家を嗣ぐ。

［肥後］藩主三月九日熊本發參覲（四月十一日江戸着）。

## 嘉永元年　戊申　小楠四十歲

［時勢］正月佐久間象山洋式野戰砲を作る。五月米船蝦夷に漂着す。此の年砲臺を浦賀に築く。

〔老中〕△青山忠良(五月)・○松平乘全(十月)・○松平忠優(同上)。

肥後　藩主病氣につき滯府。四月廿三日嫡子慶前卒去。六月大坂城修築の命を受け十二月終了。九月二十三日二男訓三郎嫡子屆、六之助と改名、七月十九日熊本發出府。

## 嘉永二年　己酉　小楠四十一歲

九月越藩士三寺三作藩主の命を承けて諸國漫遊の途熊本に來りて小楠を訪ひ、其の塾に留り講學すること二旬にして歸國す、これより小楠の名越前に傳はる。

時勢　閏四月英艦浦賀に來る。五月老中三奉行等に海防の議を上らしむ。十二月諸大名に命じて沿海の警備を嚴にせしむ。此の年蘭人始めて牛痘を傳ふ。私に洋書を譯するを禁ず。

肥後　藩主本年滯府。十一月九日三女勇姬慶永と婚禮。

## 嘉永三年　庚戌　小楠四十二歲

時勢　六月和蘭王歐洲の形勢を忠告す。十月高野長英自刃。十一月海防嚴飭の勅諭再び幕府に下る。此の年西國饑饉、米價騰貴。〔京都所司代〕△酒井忠義(七月)・○內藤信親(九月)。

肥後　藩主五月十八日江戶發歸國(六月廿八日熊本着)。

## 嘉永四年　辛亥　小楠四十三歲

上國遊歷を企て二月十八日熊本を發し、北九州・山陽道・南海道(紀州のみ)・畿內・東海道(名古屋まで)・北陸道(金澤まで)の二十餘藩を巡歷し八月二十一日歸國す。歸後門生への教學・實學黨同

志との講學勤王黨諸士との交驩前の如し。

[時勢] 正月中濱萬次郎米國より歸る。三月和氣淸麿正一位を贈らる。五月浦賀砲臺を增築し妄りに海防を唱ふるを禁ず。〔老中〕△戶田忠溫(七月)・○久世廣周(同上)。

[肥後] 藩主三月十五日熊本發參覲(四月十九日江戶着)。九月十八日嫡子六之助元服、從四位下侍從叙任、右京大夫慶順と稱す(明治元年韶邦と改む)。

## 嘉永五年　壬子　小楠四十四歲

福井藩に於て學校を興さんとするの議あり、書を小楠に寄せて學校の制を問ふ。三月「學校問答書」を草して之に答ふ。

[時勢] 二月水戶慶篤『大日本史』を獻ず。五月大森に砲臺を築く。六月和蘭甲比丹キユルチユス長崎に着、尋で蘭領印度總督の書翰を呈して日本の開國を促し、明年米艦の來朝を告ぐ。九月廿二日明治天皇御降誕。〔京都所司代〕△內藤信親(十二月)・○脇坂安宅(同上)。

[肥後] 藩主四月廿四日江戶發歸國(五月廿五日熊本着)。八月廿二日領內大風雨。時習館教授近藤英助病歿。

## 嘉永六年　癸丑　小楠四十五歲

正月「文武一途の說」を草す。二月小川氏(吉十郞女ひさ)を娶る。四月菊池武光畫像を吉野如意輪寺に奉納す。八月十五日藤田東湖に時局に關せる書面を送る。十月吉田寅次郞熊本に來り小楠等と會合す。同月下旬幕吏川路聖謨等露國使節應接の爲長崎に來るを以

て藩の内使として同地に赴きしも川路等未だ來らざりしかば、「夷虜應接大意」を草して川路に送致せんことを長崎港尹に托して歸る、途柳河に立寄り立花・十時兩家老と會す。

〔時勢〕六月米國水師提督ペリー浦賀に來る。七月米國の書を示して諸侯の意見を徵す。水戸齊昭をして海防の議に參與せしむ。露使プーチャチン長崎に來航。七月將軍家慶薨じ家定職を襲ぐ。八月品川灣に砲臺を築く。高島四郎大夫追放赦免。九月大船製造解禁。十月吉田松陰上記プーチャチンの率ゐる軍艦に乘じて外國に赴かんとして果さず。十一月幕府對米の方針を公示す。十二月筒井政憲・川路聖謨長崎にてプーチャチンと談判す。此の年西洋砲術を採用すべきを命ず。〔老中〕〇内藤信親(九月)。

〔肥後〕藩主二月十日熊本發參覲(三月廿日江戶着)。三月西丸普請を命ぜらる。四月十二日嫡子慶順江戶出發下熊。六月相州本牧邊防禦を、十一月相州御備場防禦筋御用を命ぜらる。十二月十一日長岡監物御備場總帥の命を受けて熊本出發。

安政元年　甲寅　小楠四十六歲

七月兄時明病死す、享年四十八歲。其の遺孤幼弱なるを以て順養子となりて、九月家督を相續す。養父の知行相違なく下し置かれ、番方を命ぜらる。此迄攘夷論者たりし小楠の對外意見稍變調を帶び來る。

〔時勢〕正月プーチャチン開國延期を諾して長崎を去る。ペリー浦賀に再來。三月米國と和親條約を締結す。吉田松陰米船に投じて渡米せんとして果さず自首して縛に就く。四月皇居炎上、主上桂御所に移御。佐久間象山、松陰踏海の罪に連坐して獄に下る。六月ペリー歸國。七月水

戸齊昭をして軍政改革の議に參與せしむ。閏七月英國水師提督スターリング長崎に來る。八月英國と和親條約を締結す。プーチャチン函館に入津。十二月日露和親條約に調印。

[肥後] 正月十六日慶順熊本發出府。六月十六日長岡監物熊本歸着。十一月監物の勞を犒ひ金千兩賞與。

## 安政二年　乙卯　小楠四十七歲

月次不明(三月か)長岡監物と絶交。五月城東沼山津に移轉。門生各士を擔ひ木を運び塾舍を建設す。「陸兵問答」の著あり。銅鐵の事につき肥後藩に建白す。此の年より開國論を主張す。六・七月頃一男兒を得たるも十月廿九日夭折し、越えて十一月室小川氏亦逝く。

[時勢] 二月講武所新設(高島四郎大夫砲術師範役となる)。蝦夷地を幕府直轄とす。六月蘭人蒸汽船・鐵砲を獻ず。七月勝義邦等を長崎に遣はし蘭人につき海軍傳習を行はしむ。十月江戸大地震、藤田東湖・戸田蓬軒震死す。十一月廿三日主上新内裏に遷幸。十二月蘭と和親條約締結。(老中) △松平乘全(八月)・△松平忠優(同上)・○堀田正篤(十月)。

[肥後] 藩主三月七日江戸發歸國(四月十六日熊本着)。九月格別儉約令示達。

## 安政三年　丙辰　小楠四十八歲

此の年矢島氏(源助妹つせ)と再婚。

[時勢] 二月蕃書取調所建設。七月米國總領事ハリス下田に來る。吉田松陰松下村塾を開く。堀田正篤外國御用取扱を命ぜらる。十一月足代弘訓歿。(關白) △鷹司政通(八月)・○九條尚忠(同上)。

［肥後］藩主三月十八日熊本發參覲（三月廿六日江戸着）。十二月十六日左近衛權中將に昇進。四月十一日慶順江戸發下熊。

安政四年　丁巳　小楠四十九歳

「沼山閑居雜詩」を作る。五月十三日越藩士村田氏壽松平春嶽の命を承けて來熊し小楠招聘の意を傳へ、其の內諾を得て去る。春嶽は八月十二日付書簡を以て細川齊護に小楠招聘の件を懇請す。其の後交渉進捗せず十月廿三日に至り齊護は遂に其の請に應じ難き旨を答ふ。十二月廿五日春嶽重ねて小楠招聘を懇請す。十一月男兒を得又雄と名づく（後時雄と改む）。

［時勢］正月蕃書取調所を開き幕臣及び諸藩士の入學を許す。五月所謂安政條約締結。七月軍艦操練所を設く。齊昭の海防及び軍制改革に參與するを免ず。八月プーチャチン長崎に入津。十月ハリス江戸に入り將軍に謁す。十一月米國との通商條約議定。此の年長崎に製鐵所を設く。〔老中〕△阿部正弘（六月）・○脇坂安宅（八月）・△牧野忠雅（九月）・○松平忠優（同上）。〔京都所司代〕△脇坂安宅（八月）・○本多忠民（同上）。

［肥後］藩主四月廿一日江戸發歸國（五月廿六日熊本着）。二月廿一日慶順熊本發出府。

安政五年　戊午　小楠五十歳

二月十九日肥後藩は越藩に小楠招聘應諾の旨を報じ、同月廿九日小楠に福井に赴くべきを命ず。三月十二・三日（十二日ならん）熊本を出發、途中京都に於て橋本左內と會見し、四月七日

福井に着す、藩主待つに上賓の禮を以てし五十人扶持を與ふ。着後日々明倫館にて講學し機務に參與す。藩士の氣受頗る佳なり。七月十七日春嶽幕府より隱居謹愼を命ぜられ、茂昭襲封の報福井に達す。隨行の河瀨を歸國せしめて之を母に報ずると俱に福井人士の慰諭鼓舞に力む、爾來信望日に加はる。八月十七日弟永嶺仁十郎死去す。其の報に接して歸省を請願したるに、偶〻越藩と肥後藩との間に來春小楠招聘の交渉成立したるを以て十二月十五日福井出發歸國の途に就く。

〔時勢〕正月堀田閣老條約の勅許奏請の爲上洛。二月橋本左内入洛。三月條約不許可の勅諭を堀田に授く。四月堀田・橋本歸府。六月紀州慶福(後家茂と改む)を將軍の世子に決定せる旨を布告。日米通商條約調印。一橋慶喜・水戶齊昭・慶篤父子及び尾張慶恕・松平慶永登城して大老・老中に違勅調印を詰る。七月新に外國奉行を置く。慶恕・齊昭・慶永に隱居愼、慶篤・慶喜に登營禁を命ぜらる。八月八日、七月六日薨去せる將軍家定の喪を發す。同月十七日水戶を始め幕府其の他諸藩に勅諚を賜ひ時勢を匡救せしめらる。九月關白九條尙忠の內覽を罷め、近衞忠熙に內覽の勅旨を賜ふ。間部閣老入洛。鷹司父子退職。梁川星巖逝く。梅田・賴其の他志士の就縛前後相接す。十月近衞の內覽を罷め、九條の內覽に復す。間部參內條約調印の事情を分疏す。廿一日家茂に將軍宣下。十二月條約に關する勅書下る。此の年米・蘭・露・英・佛五ケ國との條約調印。安政獄起る。〔大老〕〇井伊直弼(四月)。〔老中〕△堀田正篤(六月)・△松平忠優(同上)・〇太田資始(同上)・〇間部詮勝(同上)・〇松平乘全(同上)・△久世廣周(十月)。

【肥後】藩主三月六日熊本發參覲（四月十五日江戸着）。十一月廿三日從四位上に叙せらる。慶順五月十六日江戸發下熊。三月五男良之助、長岡良之助護美と稱す。

【福井】藩主慶永四月歸國順年なるも幕命により滯府。六月外交條約の作に付建議書を幕府に出す。七月台旨を以て隱居急度愼を命ぜられ、支族松平日向守直廉をして封を襲がしむ。十月十四日慶永は春嶽の號を以て通稱となし靈岸島の邸に移る。直廉は十月廿一日左近衞權少將兼越前守に任じ茂昭と改名。

## 安政六年　己未　小楠五十一歲

正月三日歸熊す。四月再び越藩の招聘に應じて福井に赴く、着後同藩の殖産貿易の事に盡瘁す。八月長岡監物の訃に、十月橋本左内刑死の報に接す。十二月五日矢島源助來福し小楠の母重病の報を齎す。直ちに歸國の途に上り同十八日沼山津に着すれば母は既に十一月二十九日年七十二を以て死去せるの後なりき。

【時勢】二月幕府の内奏により青蓮院宮・一條忠香謹愼。間部詮勝歸府。山内容堂隱居、四月鷹司輔熙・近衞忠熙・三條實萬落飾謹愼。八月一橋慶喜隱居愼、水戸齊昭永蟄居、同慶篤差控、岩瀨忠震・永井尙志免職差控、川路聖謨隱居差控、安島帶刀・鵜飼幸吉等處刑。九月堀田正睦隱居。十月賴三樹三郎・橋本左内・吉田松陰等處刑。山内容堂謹愼。江戸本丸燒失。十二月青蓮院宮に永蟄居。鷹司・近衞愼免。此の年英・露・佛と條約批准交換。〔老中〕△太田資始（七月）・△間部詮勝（十二月）。

【肥後】藩主本年滯府。二月十八日慶順熊本發出府。八月十一日長岡監物（米田是容）病歿。

【福井】四月八日西洋形帆船一番丸成る。前年より計畫中の物産會所設立し殖産並に官貿易振興す。

萬延元年　庚申　小楠五十二歳

三月三たび越藩の招聘に應じて福井に赴く。「國是三論」を草す。七月瘧に罹る。十月在江戸春嶽と國許重役との間に於ける意思阻隔を調停融解せしむ。福井にて越年す。

【時勢】正月遣米使節新見正興等米艦に投じて出發。二月日・蘭條約批准交換。三月三日井伊大老櫻田門外に於て刺さる。四月華盛頓にて日米條約批准交換。八月齊昭薨ず。九月慶喜・慶勝・春嶽・容堂の謹愼を解く。十一月外國奉行堀利熙自刄。十二月米國通譯官ヒュースケン暗殺せらる。此の年葡・普兩國と條約締結。〔老中〕○安藤信正（一月）・○久世廣周（三月）・△松平乘全（四月）・○本多忠民（六月）・△脇坂安宅（十一月）・○松平信義（十二月）。

【肥後】藩主齊護四月十七日江戸龍口邸にて逝去（泰雲院と號す）。慶順閏三月十七日江戸發下熊、五月八日父看病として出府、七月十二日遺領相續（第十三代）、越中守と稱す。八月左近衞少將拜任。九月十九日江戸發歸國（十月廿四日熊本着）。

【福井】春嶽九月四日急度愼免ぜらる。但し在所へ罷越候儀相成難く親類其の他面會書通等遠慮すべき旨達せらる。茂昭三月二日江戸發初めて封に就く。

文久元年　辛酉　小楠五十三歳

春嶽の招により三月廿四日福井を發し、四月中旬着府。春嶽・茂昭に講學し其の諮詢に應じ過分の優待を受く。八月二十日江戸を發し九月初旬福井着。同四日越藩は小楠續聘を肥後藩に申し入る。十月五日越藩諸生數名を伴ひ福井を發して歸國の途に就き十月十九日着熊、諸生は小楠堂に滯在。十一月廿六日榜示犯禁の事あり。同廿七日肥後藩より越藩へ

小楠招聘の應諾を報す。

［時勢］二月露艦對島に來りて密かに占領を企つ。五月水戸浪士高輪東禪寺なる英國公使館を襲ひて二名を傷つく。六月毛利慶親、長井雅樂をして開國遠略の説を朝廷に進めしむ。八月露艦對島を去る。十二月毛利慶親公武合體・開國遠略の意見書を幕府に呈す。此の年江戸・大阪の開市、兵庫・新潟の開港延期及び日露國境の劃定のため竹内保德一行を英・佛等六ケ國に派遣す。

［肥後］藩主慶順八月廿九日熊本發參覲（十月九日江戸着）、片山喜三郎時習館教授を命ぜらる。

［福井］茂昭三月十九日福井發參覲。

## 文久二年　壬戌　小楠五十四歳

正月十八日親友荻昌國急死。三月榜示犯禁に對して「先平常通り心得る樣」との處分あり。四月五日藩主に上書し同夕召されて晋謁す。舊臘より擡頭せる九州の勤王運動漸次烈しくなり行くを以て同月越藩諸生を歸國せしめ、春嶽に書を呈して所懷を述ぶ。五月廿三日肥後藩より越前行を命ぜらる。三岡迎に來る。六月十日頃甥大平・內藤泰吉外從僕數人を隨へて熊本を發し福井に向ふ。途中春嶽の急使に迎へられて小楠のみ道を轉じて東行し、七月六日着府す（大平・泰吉は福井に着し二十日許して出府）。翌七日春嶽は小楠の進言により總裁職就任を決意す。爾後春嶽の帷幄にありて其の機密に參與し後見職・閣老を始め幕廷諸有司に大いに其の材幹を認められ、幕府の奥詰に重用せられんとす。此の間幕府

に「國是七條」を始め諸種の建白をなし、三條・姉小路兩勅使滯府に際しては公武一致の國是を定むべく建策するなど目醒しき活躍をなす。閏八月十五日「コロリ病」に罹る。九月鄉里にて、みや子生る。十二月十九日夜肥後藩士吉田・都築と酒宴の席上刺客に襲はれ、小楠は身を以て免れしを以て肥後藩其の士道忘却を責めんとす。春嶽は肥藩重役の諒解を得て彼をして福井に赴くべく二十二日夜江戶を去らしむ。

〔時勢〕正月浪士老中安藤信正を坂下門に傷つく。二月和宮內親王將軍家茂に御降嫁。三月日・葡修交通商條約批准交換。四月島津久光入京。同月廿三日寺田屋騷動あり。鷹司政通・近衛忠熙の參朝を許し、鷹司輔熙の愼・青蓮院宮の永蟄居を免ず。五月勅使大原重德東下、久光之に隨ふ。藩書調所を洋書調所と改稱。七月慶喜に一橋家再相續を命じ將軍の後見となし、松平春嶽を總裁職に補す。八月岩倉具視・千種有文・富小路敬直辭官落飾。生麥事件あり。閏八月參覲交代を緩む。九條尙忠落飾謹愼。十月勅使三條實美・姉小路公知着府。山內容堂をして政務に參與せしむ。十一月廿七日勅使江戶城に入り勅書を傳ふ。十二月朝廷に國事掛を設く。長州藩士御殿山の英國公使館を燒く。〔關白〕△九條尙忠(六月)・○近衛忠熙(同上)。〔老中〕○板倉勝靜(三月)・○水野忠精(同上)・△本多忠民(同上)・△安藤信正(四月)・○脇坂安宅(五月)・△內藤信親(同上)・△久世廣周(六月)・△脇坂安宅(九月)・○(格)小笠原長行(同上)・○井上正直(十月)。〔京都守護職〕○松平容保(閏八月)。〔京都所司代〕△酒井忠義(六月)・○松平宗秀(同上)・△同人(八月)・○牧野忠恭(同上)。

〔肥後〕藩主二月廿四日江戶發歸國(四月朔日熊本着)。十二月廿三日熊本發翌年正月十七日京都着。十一月十三日護美熊本發十二

月五日京都着。時習館教授片山喜三郎轉役。

福井　四月廿一日春嶽に都て平常の通心得可く達せらる。七月九日政治總裁職申付らる。八月廿三日常盤橋邸に移居。

茂昭五月三日江戸發同月十七日福井着。

## 文久三年　癸亥　小楠五十五歳

福井にて迎年。外交問題に關して幕府に建言す。四月越藩の爲に「處時變議」・「朋黨の病を建言す」を草し、尋で藩議二條を定め越藩君臣大擧上洛して朝・幕に建言し之を實行せしむべしと唱へ、擧藩翕然として其の計畫を進む。たま〳〵藩論俄に一變して藩主茂昭出府參覲することゝなると倶に右計畫を主張せる者處罰せらるゝに至りたるを以て小楠は八月十一日福井を辭して同廿五日熊本に歸る。十二月十六日肥後藩にて去年十二月十九日の罪案確定、知行を召上げ士席差放さる。

時勢　正月慶喜・容堂入京。青蓮院宮還俗、尋で中川宮と稱す。二月春嶽上洛。生麥事件に關する英國の要求あり(五月償金を英公使に交附)。等持院に安置せる足利尊氏の木像の首を三條河原に梟するものあり。三月將軍上洛參內、政務委任の勅許を賜はる。加茂行幸あり。春嶽・容堂歸藩す。四月石淸水行幸。攘夷期を五月十日と定む。慶喜東歸。五月長藩下關に於て米國商船・和蘭軍艦を砲擊す。姉小路公知暗殺さる。六月米・佛艦下關を砲擊す。將軍家茂海路歸府す。七月英艦七隻鹿兒島を砲擊。八月攘夷親征を布告(十三日)。勅して大和行幸を停め、參政寄人を廢し、長州藩の堺町門守衛を停む。三條實美等七人長州に走る。大和の變あり。洋書調所を開

成所と改名。幕府米公使・和蘭總領事と横濱鎖港の談判を開く、尋で英・佛兩公使に會見を求む、皆應ぜず。十月生野の變あり。春嶽入京。十一月伊達宗城・慶喜入京。江戸城二ノ丸火く。十二月池田長發一行を歐羅巴に派遣す。容堂入京。慶喜・春嶽・容保・容堂・宗城を朝議に參與せしむ。此の年長崎に清・蘭・英・佛・露の語學所を置く。〔關白〕△近衞忠熙(正月)・○鷹司輔熙(同上)・△同人(十二月)・○二條齊敬(同上)。〔老中〕○太田資始(四月)・△同人(五月)・△小笠原長行(六月)・○酒井忠績(同上)・○有馬道純(七月)・△松平信義(九月)・○牧野忠恭(同上)。〔京都所司代〕△牧野忠恭(六月)・○稻葉正巳(同上)。

「肥後」藩主二月九日參内天盃下賜。三月十一日賀茂行幸供奉。四月六日領國防禦の爲京都發(四月廿一日熊本着)。四月十一日石清水行幸に就き社頭警衞を命ぜらる。五月十一日一門長岡内膳藩主に代りて出京(十月九日歸國)。二月廿四日護美京都發下熊。九月十一日護久・護美發熊、同廿八日着京。國事多端の際宜しく盡力すべしとの朝命を蒙る。

「福井」藩主正月廿二日江戸發海路上京。三月政治總裁職の辭表提出、廿一日京發歸國。廿六日逼塞仰出さる。五月十七日幕府より、十月六日朝廷より逼塞を免ぜらる。十月十三日勅を奉じ福井發上京。十一月七日皇居勤番仰出さる。十二月晦日容易ならざる時節に付朝議に參與すべき旨仰出さる。茂昭二月十日福井發入京。三月朔日京發歸福。六月十七日福井發參覲(途中大垣にて京師政變の事を聞き滯在三日、九月三日江戸着)。十二月九日江戸發上洛。

## 元治元年　甲子　小楠五十六歳

「海軍問答書」を草す。四月(或は三月か)勝海舟の命に依りて坂本龍馬來訪す。二甥を海軍々事修業の爲、神戸の勝の塾に入らしむ。秋某日井上毅四時軒を訪ひ小楠の卓見を叩き之を筆

して『沼山對話』といふ。

〔時勢〕正月久光をして朝議に參與せしむ。將軍入洛し尋で屢〻參內す。幕府及び水戸藩へ勅諭下る。三月慶喜の後見職を罷め禁裡守衞總督・攝海防禦指揮を命ず。五月幕府海軍操練所を神戸に設置す。六月池田屋事件あり、宮部鼎藏死す。七月佐久間象山害さる。長藩士兵を率ゐて上京、蛤門の變あり、眞木和泉天王山に自刄す。長州征伐布令。池田長發等使命を果さずして歐洲より歸り罰せらる。八月英・佛・米・蘭四國聯合艦隊下關を襲ふ、長兵之と戰ひ後媾和す。九月參覲交代の制を復舊し諸大名をして妻子を江戸に置かしめんとせしも、行はれず。十一月毛利敬親謝罪恭順。慶喜に勅して武田耕雲齋を討たしむ、翌十二月武田加州藩に降る。〔老中〕△有馬道純(四月)・○稻葉正邦(同上)・△板倉勝靜(六月)・△酒井忠績(同上)・○阿部正外(同上)・○(格)諏訪忠誠(同上)・○(格)松前宗廣(七月)・△井上正直(同上)・△(格)諏訪忠誠(同上)・○同人(同上)・○松平宗秀(八月)・○本多忠民(十月)・△(格)松前宗廣(十一月)・○同人(同上)。〔京都守護職〕△松平容保(二月)・○松平春嶽(同上)・△同人(四月)・○松平容保(同上)。〔京都所司代〕△稻葉正巳(四月)・○松平定敬(同上)。

〔肥後〕藩主四月十一日從四位上中將敍任。三月廿三日護久參內、末廣及び絹を賜ふ。翌日登城將軍佩刀を與ふ。同月廿五日發途下熊。四月八日護美參內、末廣及び晒布を賜ふ。同十日將軍佩刀を與ふ。同十五日京都發下熊。四月廿五日京都守衞陣營地として壬生に於て一萬四千六百坪を賜ふ。七月長州藩不穩の趣に依り溝口藏人兵を率ゐ出京、船中より引返す。八月長防征討の命を以て沼田勘解由部隊を率ゐて小倉應援。十一月有吉將監之に續く。護美軍を督して小倉に赴く。翌年正月兵を收めて還る。

〔福井〕春嶽正月參與每々參上に付皇居勤番免ぜらる。時々登營を命ぜらる。二月大藏大輔に兼任。三月依願參與を免ぜ

らる。四月將軍より刀劍及び金千兩賞與。參議正四位に叙せらる。京都發歸福。茂昭二月京都發歸藩。七月福井發上京、途中病に罹り歸福。八月長州征討副將仰出され福井發京着、十月參內節刀を賜ふ。京發十一月十一日豐前小倉着。

## 慶應元年　乙丑　小楠五十七歲

正月松平宗秀・阿部正外兩閣老上京につき春嶽に建言す。五月廿日頃坂本龍馬再び沼山津に至る。晩秋某日元田東野小楠を訪ひて談錄『沼山閑話』あり。

【時勢】正月高杉晉作兵を馬關に擧ぐ。三條實美等長州を發し筑前に移る。閣老松平宗秀及び阿部正外入洛。三月長州再征に決し翌四月其の部署を定む。閏五月將軍入京參內、尋で大阪に赴く。九月英・米・佛・蘭公使軍艦を率ゐて兵庫に至りて開港と條約勅許を迫る。阿部・松前二閣老譴責。十月假條約勅許、兵庫開港は之を許さず。十一月毛利敬親父子罪狀糺問。〔老中〕△本多忠民(二月)・△稻葉正邦(四月)・△牧野忠恭(同上)・○松平康直(同上)・△諏訪忠誠(同上)・○(格)小笠原長行(九月)・△阿部正外(十月)・△松前崇廣(同上)・△(格)小笠原長行(同上)・○同人(同上)・△松平康直(同上)・○板倉勝靜(同上)・○松平康直(十一月)・○井上正直(同上)。

【肥後】三月三條實美以下五卿筑前太宰府に在り、肥後藩他の四藩と俱に其の警固を命ぜらる、

## 慶應二年　丙寅　小楠五十八歲

四月廿七日二甥長崎を出帆して米國に向ふ。七月春嶽の內命によりて寄せたる毛受鹿之助の書簡に對し時局につきて意見を述ぶ。秋越藩士下山尙藩命を以て來訪す。同藩に時事に關しての意見書を提出す。

戸を東京と改む。八月卽位大禮。九月一世一元の制を定む。會津降る。奥羽・北越の諸藩前後して降を乞ふ。十月榎本武揚艦隊を率ゐて脫走。十三日東京に著御。江戸城を皇居とし東京城と改む。萬機親裁の詔下る。十二月廿二日車駕京都に着御。〔老中〕△板倉勝靜(一月)・△(格)稻葉正巳(二月)・△松平康直(同上)・△(格)松平乘謨(同上)・△小笠原長行(同上)・△稻葉正邦(同上)。

〔肥後〕京地の急報により世子護久藩主に代りて出發正月三日入京。鳥羽伏見の兩道砲火交發す。旅裝を解かず直ちに參內宿直に當りて翌朝歸邸。同十二日議定職を命ぜられ、尋で刑法事務總督となる。三月廿一日大阪親征に供奉す。事畢りて歸藩。

明治二年　己巳　小楠六十一歲

一月五日退朝の途上刺客の凶刄に斃る。遭難の趣　天聽に達するや卽刻侍臣長谷少納言を小楠寓居に差遣はされ左の通り仰下さる。

今日退　朝之途中に於て危難に遇候趣達ニ　天聽ㇾ御驚愕被ㇾ爲ㇾ在、不ㇾ取敢ㇾ侍臣を以て御尋被ㇾ下候事。

橫井平四郞

一月六日朝廷より滋野中將を經て舊藩主細川韶邦に左の御沙汰書を下さる。

六日戊寅　細川中將

舊家來橫井平四郞儀昨五日退　朝於ニ途中ㇾ橫死之趣不ㇾ愍に被ニ思食ㇾ候。依ㇾ右葬禮式等之爲ニ手當ㇾ金三百兩被ㇾ下候間厚相營可ㇾ申候事。

一月七日右につき京都肥後藩邸より使を以て小楠門人中に左の通り申達。

橫井平四郎儀別段之　朝恩を以手厚葬式被仰付候通に付門人中主に成御主意を奉じ、彌以諸事無遺漏様相心得取營候様に被仰付、爲御手當金五拾兩被下置候事。

明治二年九月十二日細川家より橫井家は數代知行を下し置かれたる家柄なりとて小楠の養母(至誠院)に對し四人扶持給與の旨達せらる。

明治三年閏十月十三日細川家より伊勢佐太郎(甥左平太の變名)に小楠の參與勤仕中の勉勵に對し家名取立て每歲八十二俵を與へらる旨沙汰あり。

大正七年小楠頌德碑建設のこと上聞に達し御下賜金あり。

昭和三年十一月特旨を以て正三位追陞の御沙汰あり。

昭和四年一月八日畏き邊にては京都府知事大海原重義を策命使として天授庵の小楠墓前に差遣はさる。

# 橫井小楠　上卷　傳記篇（終）